英修道著

中華民國に於ける 列國の條約權益

東京 丸善株式會社

叙

現に帝國は支那事變を契機として、對東亞外交の指導性を掌握するに至つた。事變の善後處理は、新中國政權の樹立と相俟つて、今後各方面に亙り樣々の型を執つて實現を見るであらう。就中、國際關係の分野に於ては、當面の問題として現狀の整備を爲すと共に、究極の處帝國の領導下に新興中華民國の爲めに、其の『不平等條約是正への協力』と云ふ方向に進むべきことは想像に難くない。該協力が具體的に如何なる型を執るべきかは、猶ほ考量を要する問題であるが、私は、帝國が國際政治上の最高水準を往く方策、即ち聖戰目的の貫徹と萬邦協和との兩立を計り得る、劃期的大外交政策を樹てる日の近きを信ずる者である。

帝國は斯の種不平等條約よりの脫却に就き既に體驗濟であり、從て之が領導者としての資格に缺くる處はない。併し中華民國の場合は所謂盤根錯節の狀態

であるから、一面徹底的措置を必要としながらも同時に、之は周到なる用意と牢固たる決意とを以て初めて爲し得るものと云ふべく、徒らなる姑息、彌縫策は却つて最終目的の解決を難事たらしむること必然である。此ことは嘗て蔣を中心とする國民政府が、試み結局失敗に終つた事實に徴しても明かである。

翻後我々が其の外交的指導の正しき方向を進める爲めには、先以て中國に對し過去百年間に亙り積み重ねられた列國活動の果實——條約權益——を把握するを要する。條約權益に關する精確なる理解を持つことは、此意味に於て正に焦眉の問題と想ふ。畢竟、條約權益の嚴密なる解明があつてこそ、所謂不平等條約の再檢討も是正も始まるのであり、更に之は如何なる種類の外交政策に執つても基本的要件たる筈である。

私は嘗て東亞の政治外交方面の研究に從事しつゝある裡に、在華條約權益を各國別に且つ逐條的に研究したいと考へ、先人の著述を索めた處、此システムは寡聞にして、未だ內外學者の間に行つた者のあるのを知らないので、自ら所

謂六大權益――關稅率協定權(既廢)・治外法權・外國租界・租借地・內水航行權・軍事權益――を中心に研究を進めて見ようと決意した。斯くて私は、昭和七年乃至九年に慶應義塾大學の季刊『法學研究』誌上に、此システムの輪廓を發表したのである。爾來本務の傍ら、單に史的事實の羅列に止まらず更に正確なる現實狀態の把握並に之が檢討へと、研究の方途を進めつゝあつた處、先輩より一書に纒めることを薦められ、次で之が出版も昭和十二年春丸善會社より快諾を得るに至つた。然るに間もなく事變の勃發となり、頻りに急遽上梓を慫慂される狀態となつたが、私は猶ほ研究を要する部分を若干殘して居た爲め、之に聽從しなかつた。斯くて生來の遲筆に加ふるに、事變の進行は研究資料の入手を頗る困難ならしむるに至り、此間の苦惱筆紙に盡し難きものあり、正直の處上梓中止を決意したこともあつたのである。私が漸く推敲を終つたのは昨年秋であり、直ちに印刷所を煩し始めた。一方に推移の現狀を捕捉しつゝ校正に校正を重ねた爲め、又他方事變に基く諸影響もあつて、結局印刷の過程に於て滿一箇

年を費したのである。

今や我擧國一致の大業、着々其の效を收めつゝある秋に當り、漸く小著を江湖に送る運びとなつたことは、私の深く欣びとする處である。此機會に多數先覺者の學恩を懷ふと同時に、年來此拙き研究を親しく御鞭撻下さつた外務次官澤田廉三氏、外務省條約局長三谷隆信氏、貴族院議員山川端夫博士、慶應義塾大學教授板倉卓造博士、同大學教授及川恒忠氏に衷心より謝意を表する次第である。尚ほ丸善會社の終始寛裕なる態度にも謝辭を呈して置きたい。

昭和十四年秋九月

信州輕井澤雲場池畔に於て

英　修　道

例　言

一（引用條文の典據）、本書に引用せる條約取極類は、主として左記の資料より之を採つた。

日本外務省條約局編――『日支間竝支那ニ關スル日本及他國間ノ條約』（大正十二年三月刊）

同上――『英、米、佛、露ノ各國及支那國間ノ條約』（大正十三年三月刊）

同上――『日、英、米、佛、露以外ノ各國及支那國間ノ條約』（大正十五年六月刊）

同上――『條約彙纂』（各種）

同上――『舊條約彙纂』（日本關係）

同上――『條約集』（各種）

同上――『ソヴイエト聯邦關係條約集』

同・外務省編――『外務省公表集』（大正八年以降）

同上――其の他、諸公表文書類

英國官撰――British and Foreign State Papers.（一八四一年以降）

米國官撰――The U.S. Foreign Relations.

佛國官撰――Documents Diplomatiques Français, 1871-1914.

獨國官撰――Die Grosse Politik der Europäischen Kabinette, 1871-1914.

中國國民政府外交部編――白皮書（條約集）（各種）

同上――『外交部公報』（民國十七年以降）

同上――其の他、諸公表文書類

同・海關編―― Treaties, Conventions, etc., between China and Foreign States, 2 vols, 1917.

同・北京外交委員會編――『分類編輯不平等條約』（條約集）

以上の外、左記半官的乃至私撰書も亦之を參考とした。

『籌辦夷務始末』、『道光朝外交史料』、『清季外交史料』、『宣統朝外交史料』、商務印書館編『國際條約大全』、『マクマレー條約集』（一九二一年刊）、『ハーツレット條約集』（一九〇八年刊）、『ロックヒル條約集』（一九〇八年刊）、『メイヤース條約集』（一九〇六年刊）、其の他略。

一（條文の邦譯）、國際約定類の引用に當りては、我外務省の公定譯に非ざる限り、既に邦文に譯されて流通して居るものと雖も之を其の儘採用することなく、前顯文書中尠くとも二種以上のものに付參照對校しつゝ適宜私の信ずる處に依り譯出するの方法を採つた。總べて正式約定類にして私撰書のみに基いて引用せるものは一もない。

一（條文の簡略化）、國際約定類の引用は、總べて關係の條文條項を全掲するのが理想的であるが、斯くては單に夫れのみにて厖大なる條約集成となるのみならず、個々の條文に就て見るも對清國諸條約の一特徴たる煩雜冗

漫のものが多いので、私は細心の注意を以て文意を汲むに努め、只管記述の簡略化を計つた。前述條文の邦譯と此簡略化とは、本著の特徴の一と聊か自負する處である。

尤も場合に應じて其の全文を掲記したものゝあることは勿論、特に重要と認めらるゝ部分には之が解釋準據文たる外國語及中國語のテキストを併記照應せしめて、研究に便ずることゝした。本著中〔〕內に示せるものは概ね此中國語テキストの該當文である。

一(條約名稱の省略)、條約權益の各國別且つ逐條的研究を目的とする關係上、同一條約を隨處に於て取扱ふ場合が多い。而已ならず條約取極中には世人間に往々或は正稱、略稱、俗稱が混用されて居るものあり、或は俗稱を以て膾炙され殆ど正稱の忘却されて居るものもある。私は本書に於て是等の條約名稱の統一且つ簡略化を計る爲め、引用の重複するものを別表—附錄第一—に纒めて其の正稱竝に之が外國語及中國語名稱、署名地、署名日(尙ほ能ふ限り批准書交換日、解釋準據文をも)を掲げ、本文中には條約名稱を簡略にし、正稱、署名日等の所在を別示することゝした。

例へば各章に於て英國關係の條約中、略稱下に(表・英一)とあるは、卷末附錄第一『本書引用重複條約一覽表』の英一を參看すれば、其の正稱其の他を知り得るが如きである。

一(對照研究の條約)、條約の解說項末に*印を附して掲記せる他條約は、之が比較研究に便ずる爲めである。

一(支那、中國の用語)、「支那」は地理上、社會上の概念を表はし、「淸國」、「中華民國」(之を中國と略稱)は政治上、歷史上の概念を表はすと云ふ用語法は、其の總べてを「支那」と爲すよりは便宜であると思ふので、私は斯

の用語法を採る者である。尤も國際約定の類にして嘗て日本政府より「支那」又は「支那國」等の辭を以て公けにせられたものに對しては、勿論妄りに變改を加へず之を其の儘採用した。

一（滿洲國關係の條約）、滿洲國關係のものは勿論本書の取扱範圍外に屬する譯であるが、場合に依り之に言及したものもある。

目次

第三章　通商關係條約權益——英國關係

第四章　通商關係條約權益——米・佛・日・外諸國關係

第八章　外國租界

第二節　上海・共同租界

第三節　支那に於ける各國租界（上海共同租界を除く）……六四八

第九章 租借地

第十章　沿岸貿易權及內水航行權

第十一章　軍事權益

挿圖

卷末

第一章　所謂「不平等條約」

第一節　列國條約權益の客體

一　權益に對する諸解釋

本書の標題に曰ふ「權益」なる語は、其の「條約」に對する解釋の如何に從つて種々の意義を有するであらう。

一　先づ、外國租界・治外法權・內水航行權等々の如き、結果として中華民國（場合に依つては滿洲國）主權の直接的控制を誘致せる政治的乃至經濟的列國權益——所謂不平等條約の主要客體——が考へられる。

二　次に、各種各樣の鐵道利權・鑛業利權・優先權・借款及投資利益、或は外國通信機關等々の如き、中華民國（場合に依つては滿洲國）主權に稍間接的控制を加ふるもの、乃至は所謂不平等條約の本質的要素より發展せる派生的列國權益が想起される。

三　更に、通商權の成果たる貿易額竝に棧橋倉庫の設備等公私の財產、居住權に基く居留民の數・竝に建築物・土地等公私の財產、航行權實施に伴ふ利害關係、乃至は不割讓宣言を受けたる地域等々

の如きも亦、關係列國に執り廣義の條約權益として主張せらるゝ場合があり得る。

例へば、理論上、對滿華貿易額、居留民の多寡は夫れ自體條約權益を構成するものとは認め難い。併しながら貿易額、居留民の多寡が、關係列國の對滿華政治經濟的主張の强弱度に影響を及ぼす傾のあることは想像に難くない。又華盛頓會議の結果[1]、縦令『勢力或は利益範圍』なるものは消滅したとしても、中國より受けたる不割讓宣言夫れ自體は、勿論依然有效である。

四　また最惠國條款、殊に中國側の片面的義務のみを目的とする該條款も亦考慮に入れられなければならぬ。片務的最惠國條款が所謂不平等條約客體の一たることは、夙に中國論客の指摘して居る處である。併しながら最惠國條款自體は、縦令夫れが片務的のものであつても、中國主權の行使如何に依つては、直ちに列國に利益を齎すとは限らない。從て這種の條款を列國の直接的權益と數ふるのは理論上妥當でない。尤も、過去の事實に徴するに、列國は屢々最惠國條款を援用して一國が獲たる權益に均霑方を要求し且多くの場合其の目的を達した爲めに、今日の如き中國の國際不利益を叢生せしめたのであるから、此條款は、他の一般條約權益と同時に檢討する要がある。

五　本問題と關聯して、所謂 Extra-treaty Privileges 乃至は Abuses として識らるゝもの、即ち條約に全然根據を有しないか、或は之を有すること輕少であるが、多年の慣行に依り、事實上一般の條約權益と同樣なる效果を及ぼし來れるもの、も亦考量に値するであらう。

1)　華府『支那ニ關スル九國條約』第四條も其の一である。

例へば、治外法權國民の納稅義務不享有。一部地域に於ける外國銀行兌換券の流通。

六　最後に條約權益とは何處までも量的の範圍內に終始するものであるか、或は量的總和の夥大は其處に質的の何物かを生ずるのでは無いか、と云ふ點等も、理論上この標題下に考察を要するであらう。

例へば、ヤングは日本の在滿「特殊利益」は分量的 (*quantitatively*) に限らるゝものであり何等性質的 (*qualitatively*) のもので無いと論じ、[1] 反之、滿洲事變當時日本政府は所謂リツトン報告書に對する意見書に於て、日本の在滿「特殊地位」は政治的・經濟的・歷史的諸因子による集成であると云ふ意味に說明した。[2] 更に考ふるに、果して「英國の楊子江に於ける權益」とは、具體的に列擧し得るもののみなりや否や、卽ち過去一世紀に亙る長江商權と云ふが如き無形資產が數へらるゝ場合無きや、論議の餘地があらう。

上述條約權益の解釋如何は兎も角、本書の目的は、中國人により所謂不平等條約として通常國權恢復運動の目標に擧げらるゝもの——私は之を國際不利益なる語を以て呼びたい——を摘り、之が根據を爲す條約を列記解明するに在るのである。

2　「不平等條約」の語義

然らば「不平等條約」(Unequal Treaties, Traités Inégaux)とは如何なるものであるか。元來、條約が國家主權に附隨する competence に依つたものであり、[3] 而も國際法上の條約成立條件を具備するものであるならば、之に平等・不平等の別を生ずる筈はない。從て「不平等條約」或は「不對等條約」なる

1) C. W. Young—Japan's Special Position in Manchuria, p. 369.
2) 當該部分の正文次の如し。「同地方ニ於ケル日本ノ條約上ノ特殊諸權利ノ總和ニ其ノ隣接狀態及地理的地位竝ニ歷史的交涉ヨリ生ズル自然ノ結果ヲ加ヘタルモノニ外ナラズ」。
3) Oppenheim's International Law, 1937, Vol. I. §494, pp, 696—7.

語は、法律術語としては其の使用上に幾多の疑問がある。併しながら、私は中國人の所謂不平等乃至不對等條約なる語を、暫く彼等の政治上の包括的主張と解して、本書に於て便宜上之を其の儘借用することとする。尤も斯の場合不平等條約には廣狹の兩義を有するものと觀ねばならない。卽ち不平等の事實（多數の外國人が今日中華民國に於て享有しつゝある格別なる interests――而も中國人が他國に於て之を享有せざるもの）を構成する、一八四二年英清『南京條約』以降の條約類（tout traité ou engagement international）[1]に盛られたる「不平等條項」の集積を汎稱する廣義の場合と、例へば一八四四年米清『望厦條約』或は一八五八年英清『天津條約』等々、多くの「不平等條項」を客體とする個々の條約を指稱する狹義の場合とが、存する譯である。而して中國論客の論評は、其の性質上多く前者の場合を取扱つて居る。

3　「不平等條約」內容に關する諸說

國民黨及國民政府は未だ其の廢除を主張する「不平等條約」の內容を正式に宣示したことは無いが、民國十八年（一九二九年）六月份の「外交部公報」（國民政府外交部發行、第二卷第二號）に外交部條約委員會專門委員たる徐養秋が編纂公表せる「不平等條約表」は、尠くとも國民政府の中國統一政權時代に於ける主張の根據たりしものと察するに難くない（但し私の觀るところに依れば該表中には甚しき脫落、錯誤、誤字等がある）。卽ち、（一）片面關稅協定、（二）領事裁判權、（三）各國在華租界（自管租界を除く）、（四）各國在華租借地、（五）內河航行、（六）外國兵艦游弋停泊及軍隊駐屯、以上が其の載せられた項目である。固より右は觀方に依り所謂不平等條約の客體として

1)　一般に法律上の國際雙方行爲卽ち廣義の條約に就き、國際聯盟規約は「一切ノ條約又ハ國際約定」(tout traité ou engagement international, every treaty or international engagement) と云ふ語を以て之を表して居る（規約第十八條）。

完きものではないが、兎も角重要性を帶ぶるものは網羅されて居る。本書に謂ふ列國條約權益の種別は、右六項を中心として之に適當なる增補を加へたものである。

「不平等條約」の客體に就き諸說を紹介する。

一　北京外交委員會編纂處編『分類編輯不平等條約』(民國十八年一月發行)に據れば、第一門領土主權に關する事項を租借地、通商口岸・附租界、使館區域、外國軍隊の駐紮を允許する地域、軍備上の制限、不割讓地域、英國の西藏に於ける特權、日本の滿蒙に於ける特權・附日本の其の他地方に於ける特權の八項に分ち、第二門領海主權に關する事項を中國に於ける外國軍艦・附海賊の共同討伐、浮標燈臺船望樓、水先案內人の三項に分ち、第三門外國人の權利を領事裁判・附犯罪人引渡・會審、沿岸貿易及內河航行・附內地旅行、商社工場學校教會病院の設立の三項に分ち、第四門關稅を輸出入稅、通過稅、邊境輸出入稅、裁釐加稅、出產銷場出廠稅等、噸稅、外人の任用、罰則の八項に分ち、第五門交通事業を鐵道・附鐵道借款契約、電信・附電信借款契約・海底電信の經營を外人に特許する契約、郵政、河道、各種交通に關する事業の五項に分ち、第六門最惠國條款となつて居る。尙ほ本書は上下二卷よりなり國民政府時代前、北京政權末期時の編纂に係るもの、斯の種不平等條項の集成としては完璧に近いが、外國文が一切省略されて居るのは遺憾である。

二　民國十三年(一九二四年)一月廣東に於ける中國國民黨第一次全國代表大會の席上議決せられたる、所謂『國民黨の對外政綱』に據れば、「一切ノ不平等條約例へバ外人租借地、領事裁判權、外人ノ關稅管理權、並ニ外人ガ中國ノ領域內ニ於テ行使スル一切ノ政治的權力ニシテ中國主權ヲ侵害スルモノ等ハ、孰レモ皆之ヲ取消シ、改メテ雙方平等、主權ノ相互尊重ヲ約スル條約ヲ訂結スベシ」(第一項)と陳べられて居る。

三　程中行著『各國の中國に對する不平等條約』(各國對中國的不平等條約)(民國十八年十一月四版・上海世界書局刊)に據れば、「不平等條約の內容分析」なる項下に、領事裁判權、協定關稅、賠償金、勢力範圍、最惠國條款の五種が數へて

ある。

四　柳克述著『不平等條約概論』(民國十五年六月・上海泰東圖書局刊)に據れば、「不平等條約の事實上に於ける弊害」なる項下に、關稅、領事裁判權、租界、外國駐華軍隊及外人在華工廠、邊省鐵路及沿海防務の五種を取扱つて居る。尙ほ本書は國民政府時代前の出版に係るものである。

五　周鯁生講『不平等條約十講』(民國十八年九月再版・上海太平洋書店刊)に據れば、法律關係のものとして領事裁判權、會審公廨、外國警察、外人免稅、外人庇護權の五を、經濟關係のものとして關稅及海關行政、沿岸貿易、內河航行權、外國工場、勢力範圍、最惠國待遇の六を、政治關係のものとして租借地、勢力範圍、租界、使館區域、外國軍隊駐紮權、鐵道附屬地、外國軍艦の出入の七を、夫々數へて居る。

六　邱祖銘著『中外訂約失權論』(民國十五年一月・上海商務印書館刊)に據れば、領事裁判權、關稅協定制、最惠國條款、租借地、租界、內河航權及沿海航權、外國軍隊警備、外國の電氣交通事業、外人の雇用の九を失權に數へ、之と同時に西藏、蒙古、滿洲の問題と喪失領土とを對立せしめて論じて居る。尙ほ本書は國民政府出現前の出版物である。

七　汪精衞著『國民會議國際問題提議草案』第五章に據れば國民會議(民國十三年次に孫文の說けるもの)に提出すべき「阿片戰爭以降の一切の不平等條約を廢除し、改めて雙方平等主權互尊の條約を締結すべし」と云ふ決議案は、下記諸原則に基くべきである、と述べ、次の如く原則十一を記して居る。一切の既失領土を回收す。朝鮮安南の如き中國の舊藩屬は、皆其の既失の國家並に其の獨立平等を恢復す、但し該諸國が中國と聯邦を構成すると否とは其の自由に從ふべし。一切の租界を回收す。一切の租借地を回收す。中國領土內に在りて外國の所有する鐵道並に鐵道附屬地を回收す。現在の北京公使館區域制度を廢除し、其の軍事設備、駐屯軍隊及警察權を撤消す。一切の勢力範圍の規定を撤消す。外國軍隊警察の中國領土內に駐屯する許可を撤消す。外國船舶の內河航行權を回收す。領事裁判權を撤消す。關稅の自主、卽ち凡ゆる從前の關稅協定、並に外國人を以て稅務司と爲す制度、又民國以來行はれ來れる關稅收を各稅務司より總稅務司の名を以て匯豐銀行[1]に預金

1) 英國系の "Hongkong Shanghai Banking Cooperation" の中國名。

し、一方毎月總稅務司より用途に付分配を爲すが如き種々不合理なる制度は、之を一律に掃除す。

八 郭伯棠著『國民革命概要』(民國十八年六月・上海世界書局刊)に據れば、帝國主義の中國に於ける特權たる不平等條約は、左の七種を其の重要內容とするものとなつて居る。外國領事裁判權。租借地租界及其の他中國領域內に於ける外國行政權。協定關稅制。外人の財政管理權(借款團の活動を指す)。義和團賠償金。外國の中國內地に於ける駐兵權並に內河航行權。外人の中國領域內に於ける布教及其の他教育的文化的施設。尙ほ本書は上下二卷より成り、「考試準備」黨義概要叢書の一である。

九 孫祖基編『不平等條約討論大綱』(民國十五年一月再版・上海青年協書書局刊)に據れば、不平等條約なるものは頗る廣汎な內容を包含するものとなる。孫は同書第一課「何を不平等條約と謂ふや」に於て、國際條約を單務的雙務的の兩者に分ち、雙務條約とは訂約國の兩方面に在つて其の權利義務地位互に相對等にして何等軒輊なきものと定義し、反之單務條約とは一方を權利國他方を義務國と爲すもの、且義務國の主權は此種單務條約の訂立ある每に喪失すと主張し、進んで凡そ單務條約の訂立には數種の情形あるも殊に次の三種を考量することが出來ると述べて居る。卽ち「第一は二國交戰の場合の如く、一國が戰敗後に於て勝利國と訂約する條約は常に單務的である。第二は戰爭に訴へずして相手方國家の侵略に勝利を占め以て異常なる權利を獲るが如き場合が之である。第三は最惠國條款の訂立とす、而して各後續國は此條款を援用して利益均霑を圖ることを得る」と。更に孫は筆を進めて、一八四二年の阿片戰爭より今日に至る間に於て列國が中國と締結せる條約は、何れも以上三種情形を逸脫するものに非ず、思ふに此種單務條約こそは一般に謂ふ不平等條約であると論じ、不平等條約の內容として、領事裁判權、關稅協定、租界・租借地・侵略地・割讓地、通商・築路・航行・開礦・商工・農業等の權利、賠償金・外債、其の他條約上の問題(布教規定・外國軍警駐屯・外國郵便電信機關)以上に就き說いて居る。尙ほ本書は公民教育叢刊と銘打たれ、國民政府出現前卽ち北京政權時代の出版物であることに注意を要する。

十 ウイロービー著『中國に於ける外國權益』(Westel W. Willoughby,-Foreign Rights and Interests in China)

（一九二七年・米國ジョンスホプキンスプレス刊）には、不平等條約なる語は使用されて居ない。而已ならず大體該書は中國に於ける外國人の地位を歷史的に論述したものであり、從て之より强ひて所謂不平等條約の客體を抽出することは却て著者の意に悖る結果となるかも知れない。併しながら該書に取扱はれて居る基本的外國權益としては、最惠國條款（一二）、勢力範圍（六）、中國に於ける日本の特殊權益（一四）、蒙古西藏新疆（一六）、租借地（一七）、租界（一九）、治外法權（二二）、外國人土地占有權（二七）、傳道權（二八）、外國通商及外國商人の有する權利（二九）、海關行政（三〇）、內水航行（三二）、外國軍隊駐屯（三三）、外國人鑛業利權（三五）、有線無線電信（三八）、外債（三九）、以上の如きものが數へられる（括弧內の數字は該書の章を示す）。尚は該書は二卷より成り、中國國際法に關する研究として相當の勢價を有する論述である。

十一　刁敏謙著『中國國際條約義務論』（民國十四年十月三版・上海商務印書館刊）。該書の英文版は 'The Legal Obligations arising out of Treaty Relations between China and Other States'・一九一七年上海商務印書館刊）には、ウイロービー同樣不平等條約の文字は使用してない。併しながら刁は、緒論に於て「政治上の平等を論ぜんとするものでは無いが法律上の平等は之を究めなければならぬ……各條約義務を審明するに中國に不平等（inequitably）を課して居ること甚しい」と述べ、以て條約修正の必要を力說して居る。該書の言及して居る在華外國特殊權益は、大約、領事裁判權、專管及公共租界、租借地、優先權、貿易及居住權、稅率劃一權、沿海航行權、內河航行權、內地旅行貿易權、租地權、鐵道建設權、採鑛權、外國借款、最惠國條款の如きものである。該書は英文及漢文の兩種を以て刊行されて居り、斯學研究者により相當廣く引用さるゝ著作である。

第二節　「不平等條約」廢棄運動史

1　該運動と孫文

所謂不平等條約廢棄の主張は、孫文により中國民族解放の要求と合致せしめられたと言ふも過言でない。此主張は廢棄目標を個別的に觀るとき、强ち孫文のみを首唱者とするものではないが孫の國民革命運動の裡に之が體系付けられたことは否めない事實である。

光緒初年の頃、曾紀澤の如きは既に海外に使して世界の大勢を察し國際法を識つて居た。光緒五年(一八七九年)曾は崇厚が『伊犂還付條約』に署名せるとき越權行爲として之を非難した。又光緒七年(一八八一年)淸・伯剌西爾間通商條約の締結に際し、李鴻章は最惠國條款の利弊に關して奏陳を爲し、結局淸國は從來の單純條款を改めて條件附條款を採用(同條約第五條)するに至つた歷史がある。是等は不平等條約廢棄運動ではないが、尠くとも條約改正史上の初期記錄には相違ない。

世に一九〇二、三年の英・日・米三國及淸國間各通商條約に曰ふ條件付治外法權撤廢條項を以て不平等條約廢棄運動の先聲と觀る者もあるが、[1] 之は恰も一八五八年の天津諸條約輸入稅率が一九〇二年の列國協定により現實五分稅に引上げられたと同樣、孰れも列國が義和團事變の解決を契機に中國識者の意嚮を慮り恩惠的に許容したものである。從て之を中國人による純然たる不平等條約廢棄運動と目することは出來ない。

1)　周鯁生講『不平等條約十講』61頁。

却說、孫文は清佛戰爭の一八八五年國民革命運動を發願したが、[1] 日清戰爭直後の一八九五年、廣州に初めて革命運動を起し、之より倒清革命黨運動を統率するに至つた。孫は革命運動を、一面に於て滿洲政權の命を革めて國內各民族の自由平等を求むるものと說き、一面帝國主義の命を革めて中國の自由平等を求むるものと指導した。日露戰爭(一九〇四、五年)の當時、革命團體は既に十七省に於て結成され、爾後革命黨不斷の努力は遂に一九一一年の辛亥革命となつて現はれた。辛亥革命に際し、孫一派が阿片戰爭以來の一切の不平等條約の廢棄を公然宣布しなかつた所以は、清朝政權が英國の援助を借りて太平天國亂を打倒せる故智に傚ふのを顧慮したからである、と一國民黨員により說明されて居る。[2]

次で民國元年(一九一二年)の孫文臨時大總統就職宣言中に「當盡文明國之義務。以享文明國應享之權利」と云ふ語が見出される。此語は通常、所謂不平等條約廢棄に關する公式決意表明の第一聲として、中國識者間に擧げらるゝ處であるが、實は、「孫文が其の取消を提唱した際の如き、獨り歐米人が亂を作す者と目したに止まらず、中國人自身間に於てさへも其の好事大言を譏る者が多かつた」のであり、一部論客の如きは正直に之を告白して居る程である。[3]

2　該運動と巴里講和會議

中華民國時代に入り、最初に成立せる修好條約は一九一五年二月の智利・中國間條約であるが、本

1）孫文自傳に曰ふ。時に二十歲。

2）程中行著『各國對中國之不平等條約』5頁。

3）樓桐孫論文『不平等條約與中國』。

條約は一般的最惠國待遇（外交官領事官を除く）に就き約定しなかつた。從て遂に智利國人は在華領事裁判權を享有するに至らなかつたのである。這の意味に於て本條約は中國の對外通商航海條約締結史上一の劃期を爲すものと言ふべきである。[1] 爾後一九一九年十二月ボリヴィアとの條約、一九二〇年六月ペルシアとの條約は、本條約に追隨するに至つた。また一九一九年巴里講和會議開幕せらるゝや、中國代表は二種の覺書（希望條件）を提出した。卽ち其の一は一九一五年（大正四年）五月の日華條約（所謂二十一箇條問題の）及附屬交換公文の廢棄に關するもの、其の二は所謂七種問題——（一）勢力範圍の廢棄、（二）外國軍隊巡警の撤退、（三）外國郵便局及有線無線電信機關の裁撤、（四）領事裁判權の取消、（五）租借地の還附、（六）租界の還附、（七）關稅自主權——に關する意思表示が之であつた。此講和會議に於ける中國の要望は、當時何等具體的效果を收めなかつたが、其の不平等條約改訂に關する中國政府及國民の希望を世界に喧傳するには十分役立つたと謂へよう。

3　獨・墺・露の權益喪失

一九一七年（民國六年）中國の大戰參加と共に「不平等條約」に基く獨國及墺洪國の在華權益は喪はれるに至つた。是等の權益は一九二一年五月の『平和狀態ノ恢復ニ關スル獨華協定』、一九一九年九月の『サン・ジェルマン條約』及一九二五年十月の『墺華協定』、一九二〇年六月の『トリアノン條約』等に依り、名實共に消滅に歸した。獨墺兩國の在華治外法權竝に天津に於ける獨墺兩國租界・漢口に於ける

1) 一八七一年七月の日淸『修好條規』、一八九九年九月の鮮淸『通商條約』に於ける雙務的領事裁判權條項、竝に一八九八年七月のコンゴー國淸國間條約による雙務的最惠國條款は、中國領事裁判權史上特殊の範疇に屬する。

獨國租界の撤廢、中國關稅率自定權承認等々、個々の權益喪失の過程に就ては、本書夫々の當該項に之を詳述してある。兎まれ中國の不平等條約廢棄運動は、參戰を期として部分的に目的達成を見るに至つた爲め、步一步其の熱烈さを增すことゝなつた。

一九二〇年（民國九年）中國北京政府は、露國帝政の瓦解に伴ふ紛糾せる事態を利用し「不平等條約」に基く在華露國權益の撤廢を企圖した。同年九月中國は先づ露國公使及領事の資格承認を停止し、次で其の治外法權を取消し、天津及漢口に於ける露國租界を回收した。爾後一九二四年五月に成れる『蘇華間諸問題解決ノ爲メノ大綱ニ關スル協定』は、結局是等中國側の措置を是認せるもの、卽ち兩國は露帝政府時代の一切の條約類を取消し、新たに平等互惠正義の基礎に立ちて條約關係を樹立することを互約するに至つた。[1] 露國の舊條約權益に就ては本書夫々の項に於て之を取扱つてある。

4　該運動と華盛頓會議

次で所謂不平等條約廢棄運動は、華盛頓會議を期として再び高潮に達した。華府會議は、巴里講和會議の當時達成するを得ざりし本運動に對し、米國輿論を後楯として關係列國に再檢討の機會を强要したものと觀ることが出來る。一九二一年十一月十六日、卽ち華府會議太平洋及極東問題委員會第一次正式會議の劈頭、議長ヒューズの挨拶後、中國全權施肇基は突如有名なる「十原則」を提案した。嗣で此「十原則」は、同月二十一日の「ルート四原則」決議成立へと進展し、遂に華府『九國條約』に其の精

1）是より先、一九一九年、二〇年の兩回、蘇聯邦政府は中國南北兩政府及國民に對し、舊帝政時代の在華特權を放棄する旨有名な宣言を行つて居る。

神が採入れられることゝなつた。斯て芝居は米華兩國の筋書通りに運んだのであつた。四原則の一は「支那ノ主權、獨立、竝其ノ領土的及行政的保全ヲ尊重スルコト」と云ふのであつたが、此決議の實際的適用の爲めに、中國全權は關稅自主權、治外法權の撤消、租借地の還附、勢力範圍の取消、駐華外國軍隊巡警の撤退、外國郵便局外國電氣交通事業の裁撤、一九一五年日華條約の取消に關する要求を、同會議に提出し、[1] 是等の要求は中國兵力の裁撤、東支鐵道等他の議案と共に列國の討議題目となつた。別言すれば、中國は巴里講和會議の際の要求を反覆することに成功したのである。「不平等條約」廢棄乃至中國國權恢復運動に關する限り、華府會議は次の如き諸條約決議を生み出した。[2]

『支那ニ關スル九國條約』(一九二二年二月六日附)。
『支那ノ關稅ニ關スル條約』(同上)
『極東問題諮議院ニ關スル決議』(一九二二年二月四日附)。
『支那國ニ於ケル治外法權ニ關スル決議』(中國を除く)(追加決議茲に略)(一九二一年十二月十日附)。
『支那國ニ於ケル外國郵便局ニ關スル決議』(一九二二年二月一日附)。
『支那國ニ於ケル軍隊(外國軍隊)ニ關スル決議』(同上)。
『支那國ニ於ケル無線電信局ニ關スル決議』(同上)。
『支那國ニ於ケル鐵道統一ニ關スル決議及支那國ノ附屬聲明』(同上)。
『支那國ノ又ハ支那國ニ關スル現存容諾(existing commitments)ニ關スル決議』(同上)。

1) 中國は此時租界還附要求に言及しなかつた。
2) 卷末附錄に載せてある。

猶ほ、華府會議夫れ自體とは別に、此時『山東懸案解決ニ關スル條約』(附屬書及了解事項あり)が日華間に成立した(一九二二年二月四日附)。以上諸條約決議は本書卷末に之を載せてある。[1] 兎も角、華府會議に於て關係列國は中國の國權恢復運動に多大の同情を表したが、其の後の經過に徵すれば此同情は中國政府の無能力の爲めに多分に割引かれて了つたのである。併しながら華府諸條約決議の直接的効果として、外國郵便局は大體撤廢され、關稅率の實質的引上も行はれ、威海衞租借地も還附され、同時に華府日華條約に依り膠州灣租借地も亦中國民の所謂念願に添ふこととなつた。華府條約の期待せる關稅會議と治外法權委員會とが、爾後共に開催せられたに拘らず無結果に終つたこと、[2] 關稅會議の流産に禍されて極東問題諮議院が遂に實現を見るに至らなかつたことは、齊しく中國の無能力に其の直接の原因を見出さざるを得ないのである。

5　中國國民黨の對外政綱

一九二四年(民國十三年)一月下旬、卽ち北京政府に在つては曹錕大總統の下に孫寶琦內閣の當時、廣東に於て中國國民黨第一次全國代表大會が開催せられたが、該大會に於て幾多の宣言決議と共に議決を見た對外政策は次の七項に亙つて居た。所謂「國民黨の對外政綱」が之である。

一　一切ノ不平等條約例ヘバ外人租借地、領事裁判權、外人ノ關稅管理權、並ニ外人ガ中國ノ領域內ニ於テ行使スル一切ノ政治的權力ニシテ中國主權ヲ侵害スルモノハ、孰レモ皆之ヲ取消シ、改メテ雙方平等、主權ノ相互尊重ヲ約スル條約ヲ訂結スベシ。

1)　十原則より九國條約成立に至る華府會議の經過に就ては、拙著『門戶開放機會均等主義』(昭和十四年版)第五章に詳述してある。
2)　治外法權委員會は報告書の作成に成功したが、其の後の事態は治外法權撤廢に對し何等の進捗をも示すに至つて居ない。詳細は治外法權の章に之を譲る。

二　凡テ自ラ一切ノ特權ヲ放棄スルコトヲ申出タル國家、竝ニ中國主權ヲ破壞スル條約ノ廢棄方ヲ申出タルモノニ對シテハ最惠國待遇ヲ許容スベシ。

三　中國ト列强ノ訂結スル其ノ他ノ條約ニシテ中國ノ利益ヲ損傷スルモノニ付テハ、勉メテ雙方ノ主權ヲ害セザルコトヲ原則トシテ之ヲ改訂スベシ。

四　義和團事變賠償金ハ其ノ全テヲ教育經費ニ充當スベシ。

五　中國ノ借用スル外債ハ、中國ガ政治上實業上損失ヲ受ケザル範圍內ニ於テ之ヲ保證シ竝ニ償還スベシ。

六　中國領域內ニ於テ責任ヲ負ハザル政府例ヘバ賄選、僣稱ノ北京政府ノ如キモノ、借用セル外債ニシテ、人民ノ幸福ヲ增進スルニ非ズシテ軍閥ノ地位ヲ保持スル爲メニ卽チ賄賂、着服、盜用ニ供サレタルモノニ對シテハ、中國人民ハ之ガ償還ノ責務ヲ負ハズ。[1]

七　各省ノ職業團體(銀行組合、商會等)、社會團體(教育機關等)ヲ召集シテ會議ヲ組織シ、外債ヲ償還スル方法ヲ協議シ、以テ債務ニ困窮スルガ爲メニ顚落セル國際上半植民地タル地位ヨリノ脫離ヲ求ムベシ。

6　孫文の北上宣言と遺囑

一九二四年(民國十三年)十一月、中國大總統曹錕の下野に伴ひ北上に決した孫文は、同月十日「北上宣言」を發表して時局に對する彼の主張を明かにした。卽ち一方に於て中國の統一と建設とを謀る爲め國民會議の召集を主張し、他方、自己の抱懷する對外對內の兩政策を披瀝したのである。彼は對外政策に就て述べて曰く、「一面に於て一切の不平等條約及特權を取消すべく、他面に於て外債の性質を變更し以て列强をして坐ながら中國を次植民地の地位に苦しませる處の此種外債を利用するの餘地

1)　本項は多分に北京政府否認の意嚮を含むもの、賄選政府とは曹錕大總統治下の政府を指したのである。

なからしむべし……蓋し對外政策にして幸に實現を見んか、則ち帝國主義の在華勢力は消滅に歸すべく、國家の獨立自由亦保つを得べし」と。更に同十九日孫は上海に於て新聞記者に對し、國民會議が中國内亂の解決法である所以を語り、嗣で「中國現在の禍亂の根本は、軍閥と此軍閥を援助する帝國とに在り……此兩者を打破せば、玆に中國は和平統一を謀るを得、また長治久安を求め得べし」と、暗に北方軍閥並に日英兩國に征矢を番ふところがあつた。又孫は北上の途次本邦に來朝して在留國民黨員に對し、右上海談話と略同樣なる演説を試みた。猶ほ孫は北上後間もなく北京に客死した（一九二五年民國十四年三月十二日）が、三十餘年來彼の主張せる國民革命運動は、爾後次第に擴大の一途を辿るに至つた。卽ち國民黨及國民政府は、爾後國内統一の便宜手段として、孫文を神格化することに日一日努力を拂ふに至つたのである。一九三〇年、時の國民政府外交部情報司長刁敏謙は其の自著[1]に所謂孫總理の寫眞を入れ、之に「中華民國の父」(Father of the Chinese Republic)、「其の人の偉大さは日一日と國民の腦裡に刻まれつゝあり」(One who grows bigger everyday in the minds of the People) と謳ふ處があつた。

孫文が其の死の前日に署名したと謂はれる遺囑は、國民政府により施政の日課的指導方針[2]とされつゝあつたもの、其の全文は次の通りである。

余、國民革命に力を致すこと凡そ四十年、其の目的は中國の自由平等を求むるに在り。四十年の經驗を積みて、余は此目

1) "Two Years of Nationalist China".
2) 國民政府の刊行物には何れも孫の寫眞（遺像）と此遺囑とが見受けられる。

的に到達せんと欲すれば、先づ民衆の覺醒を促し、且世界上平等の地歩に於て我を遇する民族と聯合して、共に奮闘することの必要なるを、深く確信するに至れり。

現在、革命は尙ほ未だ成功せず、凡そ我同志は余の著すところの、建國方略、建國大綱、三民主義及第一次全國代表大會の宣言に依照して、其の努力を繼續し以て之が貫徹を求むべし。就中、最近余の主張せる國民會議の召集竝に不平等條約の廢除は、殊に最短期間に其の實現を促すべし。是余の囑するところなり、

中華民國十四年三月十一日[1)]

孫　文（署名）

7 該運動と五卅事件

一九二五年（民國十四年）五月三十日、上海共同租界南京路に發生せる工部局英國人巡警の中國人暴徒狙擊事件は、遂に中國內外の情勢に一轉機を與ふる端緒となつた。五卅事件[2)]として膾炙せらるゝ此一事件は、夫れ自體瑣々たるものであつたが、當時の世界的風潮に煽られ、東亞の國際政情に多大の影響を及ぼす程の事件となつたのである。支那各地の民衆運動は覺醒せる民族主義を標榜して「日英兩帝國主義打倒」を絕叫し、「不平等條約取消」の示威運動は燎原の火の如く殆ど全國的に行はれた。英・獨・蘇聯・佛・日諸國勞働團體の支援乃至聲援、また在華外國人の横暴を非難せるバートランド・ラッセルの論文等が、此中國民衆運動の背後に、幾分の役割を演じたことは否定出來ぬ事實であつた。

同年六月二十四日附北京政府（段祺瑞臨時執政）は關係列國に對し、「不平等條約修改ニ關スル照會」を

1)　署名の日附、此遺囑は同十四年二月二十日に執筆せられたものと傳へられる。
2)　中國人論客は之を五卅慘案と呼ぶ。

發したが、勿論之は當時の民衆運動に迎合して爲されたものである。併しながら該照會は所謂不平等條約修正に關する北京政府の最初の對外意思表示であり、其の意味に於て重要意義を有する。下記は其の全文である。

拜啓　書簡を以て照會致候。陳者國際友誼の基礎は專ら貴我相互間の了解及誠意に存する義を想ひ、茲に中外の邦交を增進鞏固ならしめんが爲め、斯の種の了解及誠意を促進することの必要なる問題として、貴公使に提出致したき件有之候。近年來中國與論竝に外國識者間に、一は中國に對する公平の道の爲めに他は關係各方面の利害の爲めに宜しく中外諸條約の修正を實行し、以て中國の現狀竝に國際正義衡平の原則に適合せしむべしとの論行はれ居る處、眞に是等條約は啻に時を經ること既に久しきに亙るのみならず、往々特殊なる情勢の下に締結せられたるもの亦尠からず、從て未だ十分自由の機會を得て中外間に遵守すべき普通永久の原則に付、討議の上規定せられたるものと謂ふを得ざる次第に候。蓋し、締結當時の意嚮としては特に一時的特殊時勢の需要に應ずるにありて、其の繼續有效に就ては之を豫期せざりしもの、今日に至りては環境既に大いに變化し、外國人の享有する政治經濟上の非常權利にして依然永遠に存在することは、全く現情と合致せざるに至り候。且雙方の關係する各種事情には、舊條約に基く束縛に依り貴我均しく不便不利あるを免れざるのみならず、また此種不平等狀態及非常權利の存在は常に人民怨府の原因となり、甚しきに至りては衝突を發生して中外和好の友誼を騷擾するの處あり、最近上海に起りたる事變[1]の如きは此適例にして、不幸の至りと存ぜられ候。

曾て歐洲大戰の際、聯合各國は國際公法の維持及世界公道主義の擁護を以て相集りたるが、當時中國政府が參戰に加入したる次第は、元來其の國際地位にして改良せらるゝ處あるべきを冀ひ、且關係各國に於ても亦中國の贊助に盡力して之に國際上大國として當然の地位及優待を享受せしめんとの表示ありたるに依るものに候。然るに孰れも中國人民の爲めに思料して反つて大なる失望を招くに至り候。即ち歐洲大戰は既に勝利を收め公共の目的亦既に達するを得たるに拘らず、中

1) 五卅事件を指す。

國自體の國際地位には毫も進歩の跡を見出す能はず、之に就き某方面の意見[1]に依れば、中國は寧ろ戰敗國にも及ばざるの體にて、彼等は、戰敗國內に未だ嘗て領事裁判所、外國租界、租借地乃至外界の壓迫を受けたる協定税率の存在するを聞かざるなりと、論じ居候。

中國政府は從來一再ならず條約關係修正の問題に付關係各國に提議し來り候。其の最初は巴里講和會議の際に提出したる次第なるが、該會議は此種問題の重要性は之を承認したるも其の權限內に在らざるの故を以て審議未了の裡に問題を放置致候。次に華盛頓會議に際して、中國は右同樣の要請を爲したる處、這回は比較的善意の考量を受け候も遂に根本的解決に付同意を得る能はずして、結局中國の獲たる實益は實に寥々たるものに過ぎざりし次第に候。中國政府は、最近執政の就任[2]に際して華府會議關係各國駐京代表に寄せたる覺書中に於て、之に關し更に意思表示を重ねたるが、各友邦に於かれても、近年來中華民國政府が各種國際會議に在りて其の全國人民の希望に基き提議せる事件に對して、友誼ある考量を加へられ、以て國交の敦きを致し樂利に同霑せられんことを、切望に堪えざる次第に候。斯る非常權利にして消除せらるゝに於ては、啻に各國の權利、利益が更に良好の保障を得るに止まらず、中外の友誼も亦必ずや日に增して進步するに至るべきことは、中國政府の深く信ずる處に候。

貴國政府が貴我雙方の利害の爲めに、重ねて中國人民の正當なる願望を顧念せられて、中國政府の公平主義に依る條約修正の提議に對し、滿足なる回答を寄せらるゝに於ては、中外の交誼が更に鞏固なる基礎を加ふるに至るべきは必然にして之亦中國政府の切望する處に有之候。以上貴國政府に御轉達相成度此段貴公使迄御照會に及び申候。　敬具

北京政府外交部が關係列國に對して右照會を寄せたる後、廣東政府は全國に通電を發表して、「北京政府今回の對外交涉が能く不平等條約に留意したる點」に就ては贊成の旨を述べ、且不平等條約の修改と不平等條約の取消との間に存する利害竝に區別に關して極力說明し、重ねて孫文の主張たる一切

1) 國民黨系論客を指す。
2) 段祺瑞、中華民國臨時執政に就任(前年の民國十三年十一月)。

の不平等條約取消に就き北京政府の協力を求め、「同政府が修改の態度を放棄して取消の方針を執り以て一致努力外國に當」るべきことを要望した。蓋し、「不平等條約」問題に對して、當時の北京政權と國民黨系政權との間に存したる觀念上の相違を知ることが出來よう。

8　中國國民政府の出現

一九二五年(民國十四年)六月二十三日、廣東沙基路に惹起せる事件(六・二三事件)は、言ふ迄もなく上海五卅事件と因果關係に在り、事件其のものは五卅事件より勿論小さかつたのであるが、之を動機として遽かに廣東大元帥政府[1]は「中國國民政府」と看板の塗替を行ふに至つた(同年七月一日)。現國民政府の政系は此處に其の端を發するものである。[2] 斯て新生せる廣東・國民政府は同七月一日最高政務機關として委員の合議制を採用し、汪精衞[3]他十五名の委員を擧げ、更に政府を軍事、財政、外交の三部に分ち、胡漢民が外交部長に就任した。國民政府は成立と同時に宣言を發表して其の施政方針を中外に通告したが、其の際所謂國民革命の目的を說き「獨立自主平等の中國を建設するには先づ不平等條約を廢除せざるべからず」と謳つた。國民政府の外交方針は、時に依り其の主張に緩急あるにせよ、終始第一次中國國民黨全國代表大會の議決を根幹として、「不平等條約」の廢棄にあること勿論である。

9　漢口・九江・鎭江・廈門の各英國租界、天津・白國租界の囘收

1) 這回の廣東大元帥府は民國十二年二月二十一日孫文の大元帥就任を起源とす。
2) 尤も觀方に依つては國民政府の淵源を、一九一七年八・九月所謂廣東非常國會に次ぐ孫文の軍政府組織(九月十日孫文大元帥に就任)に之を求めることも出來る。
3) 兆銘。常務委員主席。

國民革命軍の北伐が武漢三鎭の占領に成功するや、長江筋に於ける英國權益打倒の運動は、終に一九二七年(民國十六年)一月、漢口及九江英國租界の「不法手段」による實力回收となつて現はれた。又同年三月の南京事件も結局外國人排斥と云ふ底流的意思に變りはなかつたのである。前記「不法手段」は忽ち翌二月及三月、英華兩國間の協定[1]により「合法化」せられるに至つた。蓋し五卅事件以來の英國對華外交方針は、此處に於ても亦不動のものたることが實證せられた譯である。當時、所謂國民革命外交擁護論者は、此兩租界回收事件を目して、中國が對華「列國協調」の打破に成功しつゝある證左であると評したのである。

漢口・九江英國租界の囘收後、國民政府は一般外國租界の撤收に機を窺ひつゝあつたが、一九二九年(民國十八年)三月先づ鎭江英國租界[2]の還附を要求し、同年十月之が協定の成立に成功した。又廈門英國租界は租界としての條約根據稍劣しきものであつたが、之亦南方中國人の國權恢復運動に動かされた結果鎭江租界の前轍に倣ふこととなり、一九三〇年九月、英國は同租界の還附協定に署名した。更に一九二七年一月、白耳義は白華通商條約改訂の席上、自發的に其の天津租界の還附を聲明し、爾後折衝を經て、一九二九年(民國十八年)八月兩國は之が協定に到達した。同租界は白國が中國に於て有する唯一の租界であつたのみならず、此租界の返還は「軍事的喧噪」を伴はずして「談笑裡」に行はれた最初の租界廢止であつた。以上諸租界の事情に關しては本書當該項に夫々詳述してある。

1) 陳友仁・オーマレー協定。漢口租界回收は二月十九日附、九江租界回收は三月二日附。

2) 鎭江租界も事實上一九二七年三月以降國民革命軍の手中にあつた。

10　國民政府外交部長の聲明

是より先、一九二七年（民國十六年）十一月二日、[1] 國民政府外交部は部長伍朝樞の名を以て次の聲明書を發表した。

外國政府及國民との諸條約契約に關する中華民國國民政府の態度を反覆せんが爲め、本外交部長は次の宣言を爲すことを適當なりと思考す。

（一）從前の中國政府と外國の政府、會社及私人との間に締結せられたる不平等條約及取極は、其の存續の理由無きが故に、可能なる限りの最短期間内に國民政府より廢棄せらるべし。

（二）期限滿了せる條約及取極等に至りては其の無效なること論を俟たざる處なり。

（三）國民政府の關與若くは承認なくして、一切の中國官憲と外國の政府、會社及私人との間に締結せらるゝ一切の條約又は取極は、如何なる場合と雖も有效性無きものとす。

（四）國民政府を當事者とせざる中國に關する條約又は取極は中國を拘束するものと認められざるべし。

外交部長　伍　朝　樞

當時、國民政府は這の聲明を在北平の列國代表者に通達し、向後の外交方針を指示したのである。尙ほ本聲明は國民政府の南京入り後、對外政策に關する第一聲であつた。

11　國民政府の對外宣言

是より先、一九二八年（民國十七年）六月十四日、王正廷が黃郛の後を襲ふて外交部長に就任する

1）國民革命軍の南京入城は同年三月二十四日、南京國民政府の成立は翌四月十八日。

や、國民政府は國民革命軍北京入城の餘威を藉りて遽かに「不平等條約」廢棄の旗幟を鮮明にした。實に爾後約二年間、所謂國民革命外交の黄金時代を現出するに至つたのである。却説王就任の翌十五日『國民政府ノ對外宣言』なるものが發表された。該宣言の全文は次の通りである。[1)]

中國の統一は全國人民の奮鬪と犧牲とに因り今正に完成を告げたり。此時會に際し國民政府は友好諸國に向ひて下記の表示を發布せんとす。此種の表示にして、諸友邦の充分なる諒解を得んか、中外の邦交は必ずや是によりて改善せらるべく更に人類の共存共榮亦必ずや是によりて增進すべきことは、吾人の深く信じて疑はざる處なり。抑も國民政府の領導する國民革命たるや、其の根本の目的は破壞に在らずして一の現代國家を建設せんとするに在り。現に國民革命の軍事時期は將に其の終結を告げんとするに依り、國民政府は其の中國民衆に對する約言を實踐して一切の整頓並に建設工作に從事すべく、正に準備に著手せり。然れ共不平等條約の中國に加ふる諸種の束縛にして解除せられざる裡は、此種工作は極めて其の效を收め難し。此故に國民政府は改めて新條約を訂結し以て現今時勢の要求に適應せしめんとす、此事たるや實に延期し難き處にして想ふに諸友邦亦必ずや之を承認せん。顧みるに一九二六年末以來諸友邦當局より既に新條約の訂結に同情を有するの表示ありたるに因り、今後新訂の中外新條約は務めて完全平等と主權の相互尊重とを以て原則と爲すべきものにして、僅かに舊有特權の一部分を放棄するが如きは、決して中外關係をして安定狀態に入らしめ且中外人民の期望を滿足せしむるものに非ざる所以を、玆に國民政府は鄭重に主張せざるを得ず。

中外關係改造後、中國人民の在留外人に對する友情は必ず增進すべし。實に斯る友情は在華外國籍の生命及財產に對して最有效の保障たるべし。然るに不幸にして諸友邦中には、武力の效能を過信するものあるを免れず、甚しきに至りては外國民の居住貿易を營み得る地域は卽ち外國軍力の停駐を及ぼし得る地域なりと看做すものすらあり。[2)] 此種の態度にして若し改められずんば、遂には中國政府をして敢て內地を開放せざらしむるに至るべし。玆に國民政府は特に敦く友邦に告ぐ

1) 周鯁生著『革命的外交』(增訂三版)所載。
2) 以下、當時行はれた日本の山東第二次出兵に對する非難と認めらる。

るに、其の一切の在華軍艦軍隊の即時撤退と再猶豫の無用とを以てせんとす。最近の濟南事件は既に居留民保護の爲めの派兵が危險なることを顯然と昭示せり。現に、山東省境内の革命戰爭は既に終を告げたるを以て、國民政府は亦多數革命軍隊を山東省內に留駐せしむるの必要を感ぜず、膠濟鐵路の保護に對しては之を中國警察に委託すれば足るなり。於茲、國民政府は山東日本軍の即時撤退と之により其の他紛糾の發生を免れしめんことを、特に再び嚴重に主張せんとす。若し夫れ濟南事件の責任問題に至りては、國民政府は其の從前の意思表示通り、適當組織の國際調査或は國際裁判に依り之が最終の解決を仰がんことを希望す。

中國は、既に國際的壓迫は之を忍び得ざる處なるも、同時に一種國際的孤立狀態の中に生存發展する能はざること亦論を俟たず、我經濟政策の完成は勢ひ諸友邦の賛援に頼らざるを得ざる次第にして、終に臨み國民政府は特に此議を附言するものなり。我等中外關係を相信ずる者久しからずして將に一新紀元を開かんとす。新時代に在る中國人民及其の政府は一切の國際壓迫より總て解除せらるゝものなれば、毅然決然、一切の物質的援助を給する諸友邦を歡迎し、國民革命の根本目的をして敍上述ぶる如き完全なる實現を得しむべきなり。

12　該運動に對する國民政府の突進

王正廷が所謂國民革命外交の黄金時代を招來した立役者であつたことは、之を前項に於て一言した。王は外交部長就任と同時に「不平等條約」なる辭句が無智の中國人大衆に執つてさへ陳腐なものとなる程、之が打破に就て强調した。這の時、王は(一)關稅自主權の缺除、(二)治外法權の存在、(三)外國船舶の內水及沿岸航行特權、(四)外國租界の存在、(五)中國領域內に於ける外國軍隊の駐屯權、以上五種のものを自己の領導下に打破すべき「不平等條約」の目標と數へたのである。二箇年間に亙つ

た革命外交黄金時代を謳歌し且之を記録せる著書として、刁敏謙[1]の前題"Two Years of Nationalist China"[2]が想起される。同書に曰く、「外交の分野に於ける國民黨イデオロギーの進展に三段階がある。第一は無制限主權國としての中國の保全を害する不平等條約の廢棄、第二は、絶對的平等と互惠を基礎とせる新條約の締結、第三は、其の上にこそ久遠の平和の基礎が築かるべき總ての國際交渉に對する平等互惠原則の擴張、が之である[3]」と、這の觀念的革命外交のプログラムは、其の著者の經歷に鑑み、當時の國民政府の對外意思を表はすものと斷じても差支ない。

却說、超えて同一九二八年七月七日には、『國民政府外交部ノ條約重訂ニ關スル宣言』並に『中華民國ト各外國トノ舊條約已廢新條約未訂前ニ於テ適用セラルベキ臨時辦法』が公表された。前者は俗に『國民政府の不平等條約に關する宣言』と稱せらるゝもの、其の全文は次の通りに讀まれる。

> 國民政府は、現代の情勢に適合せしめ且國際間の友誼及幸福を增進せしめんとする見地より、一切の不平等條約の廢除及雙方平等主權互尊の新條約の重訂に對し、久しく之を當務の急と認め來れり。此種の意嚮に關しては既に屢々宣言並に對策を示せり。現に統一完成したるを以て、國民政府は上述の趣旨に對し應に努力之が貫徹を求めんとす。法に依り在華外國民の生命財產の保護を繼續する外、一切の不平等條約に對して特に下記の宣言を爲すものなり。
>
> （一）中華民國と各國との間の條約にして已に滿期に達したるものは、當然之を廢除し改めて新條約を訂結すべし。
>
> （二）其の猶ほ滿期とならざるものに對しては、國民政府は相當の手續に據り之を解除し且重ねて新條約を訂結すべし。
>
> （三）其の舊條約已に期滿ち新條約猶ほ未訂のものに對しては、國民政府の別に定むる適當なる臨時辦法に由り一切を處

1) 當時、王部長の下に情報司長の要職を占めた。
2) 1930年上海 Kelley and Walsh 社出版。
3) p. 99.

理すべし。特に之を宣言す。

而して右所謂「別に定むる適當なる臨時辦法」とは、前述の後者に該當するもので、其の全文は次の通りである。

第一條　本辦法各條に稱する外國及外國人とは、專ら舊條約已に廢止せられて新條約尚ほ訂立せられざる各外國及其の所屬人民を指す。

第二條　駐華外國外交官領事官に對しては國際公法の賦與する待遇を與ふべし。

第三條　在華外國人の身體及財產は中國法律の保護を受くべし。

第四條　在華外國人は中國法律の支配及中國法院の管轄を受くべし。

第五條　外國よりの或は外國人民の中國に輸入する貨物竝に中國より外國に向け輸出せらるゝ貨物に課せらるべき關稅は國定稅則の未だ實行せられざる以前にありては現行規程に照して之を辦理すべし。

第六條　凡て中國人の納付すべき稅捐に對し、在華外國人は法規に照し一律に之を納付すべし。

第七條　凡て上列各條に規定せられざる事項は、國際公法及中國法律に依照して之を處理すべし。

〔尙ほ右辦法は其の施行に就て何等規定される處がなかつた。〕

次で國民政府は其の一方的解釋に基き、伊太利、白耳義、葡萄牙、西班牙、丁抹、日本の六箇國を「修好通商條約滿期國」に數へ、同七月九日外交部長王正廷は、是等諸國が所謂臨時辦法七箇條を適用すべき過渡期間にある旨、聲明する處があつた。

爾後此國民政府の意思表示に對し關係列國よりの應酬あり、結局「臨時辦法」は事實上效力を發する

に至らずして有耶無耶の裡に葬られて了つた。蓋し、解釋に對する餘地十分存する條約に對し、單に一方的意思を以て之を失效のものとして取扱はんとする、國民政府の猪突的暴擧が畫餅に歸したことは當然であり、若し斯る措置が當初より同政府のヂェスチュアであつたとすれば、所謂國民革命外交は信を置き難き外交であり、關係列國より衷心の同情を贏得るに値しない無暴外交でなければならぬ筈であつた。併しながら當時、列國は國民革命乃至國民政府の動向に對する打診の相違より夫々の對策を藏して居た爲め、屢々國民政府側に乘じ易き間隙を與ふる結果となつて居たことは否定出來ぬ事實である。

13　關稅率自定權の恢復（一九二八—三〇年の條約改正）

一九二八年（民國十七年）は所謂國民革命外交にとり其の極盛時代（ミレニアム）であつた。國民革命軍の北京入城後、國民政府が遽かに「不平等條約」廢棄を呼號して種々の措置を公表するに至つた經緯は、既述の通りである。「鬪志滿々たる外交家（ファイチングヂプロマット）」と評された王正廷の代表せる國民政府外交は、其の『對外宣言』發表の翌月たる七月二十五日、北平に於て米國との間に『關稅關係整理條約』の署名に成功し、玆に早くも革命外交具現化へと一步を踏出すに至つた。嗣で同年十一、二月の二箇月內に、國民政府は所謂「不平等條約」關係にある他全列國—但し日本を除く—との間に、[1]『關稅條約』若くは『修好通商暫行條約』の型式に依り、矢繼早やに改正條約を締結した。尙ほ同年八月、獨華間にも從來の平等互惠原則

1)　最惠國條款の效果に依つてのみ權益を享有し得る國は問題の圈外に在る譯である。

を再確認せる『關稅協定』が成立した。一方當時の日華關係は、或は濟南事件を始め幾多の懸案に累せられ、或は國民政府の惡意ある外交に禍されて容易に軌道に乘らなかつたが、一九三〇年(昭和五年、民國十九年)五月に至り漸く關稅に關する協定として一先づ妥結を見る運びとなつた。

以上諸條約の効果として、(一)中華民國(從て滿洲國)は玆に多年の念願の一部を達成して所謂關稅(タリフ)率自定權(オートノミー)を恢復すること、なり、更に(二)國民政府は中華民國政府として該關係列國より正式承認を享けるに至つた。是等諸條約の詳細に就ては以下第三章乃至五章中、各關係國末段の現狀の項に夫々陳べてあるが、之を一括して表示すれば次の通りである。

他方當事國	條約種別	署名日附	署名地	效力發生日附1)
米國	『關稅關係整理條約』	一九二八・七・二五	北平	一九二九・六・二〇
諾威國	『關稅條約』	〃・一一・一二	上海	〃・三・一
白耳義國	『友好通商暫行條約』	〃・一一・二二	南京	〃・二・一八
伊太利國	『友好通商暫行條約』	〃・一一・二七	〃	〃・五・二〇
丁抹國	『友好通商暫行條約』	〃・一二・一二	〃	〃・六・八
葡萄牙國	『友好通商暫行條約』	〃・一二・一九	〃	〃・三・二七
和蘭國	『關稅條約』	〃・一二・一九	〃	一九三〇・一一・一八
英國	『關稅條約』	〃・一二・二〇	〃	一九二九・二・一
瑞典國	『關稅條約』	〃・一二・二〇	〃	〃・三・二七

1)　大體批准書交換乃至批准相互通知の日附。

佛國	『關稅條約』	一九二八・一二・二二	南京	一九二九・一・二八
西班牙國	『友好通商暫行條約』	〃・一二・二七	〃	〃・一二・三〇
日本國	『關稅協定』[1]	一九三〇・五・六	〃	一九三〇・五・一六
獨國	『關稅問題ニ關スル協定』[2]	一九二八・八・一七	〃	一九二九・一・二二

以上十三條約の中、米華間條約のみは國民政府財政部長宋子文を中國側署名當事者とするもので、他は全部同外交部長王正廷により署名せられたのである。尙ほ以上の諸條約の中、和蘭との條約の批准書交換が最も後れた爲め（一九三〇年十一月十八日南京に於て互換）、最惠國條款の效果に依り、中國に關稅率自定權を最終的に附與したのは日本に非ずして和蘭と云ふことになるのである。

是等の條約改正は、兎も角國民政府革命外交の一大成果と評さゞるを得ない（尤も當時同樣「不平等條約」權益を有する國に猶ほ伯剌西爾、祕露、瑞西の三國があつたが、是等三國は何れも單に最惠國條款の效果のみに依り通商關係上の特權を享有して居たので、國民政府による條約改正の舞臺に登場しなかつた譯である）。而して從來我國に於ては、這の條約改正に對する所謂王正廷外交を目して、國民政府の猪突的意圖に出でたもの丶如くに論評する者が多いが、强ち中國に於ける國權恢復運動の高潮のみが彼をして之を爲さしめたものでは無く、私見に據れば、實に該一九二八年が中國に執り、條約に定められたる葡萄牙、丁抹、伊太利國との條約改訂期に偶々際會して居たと云ふ、一面の事實も亦看過することは出來ない。卽ち王は當時幸運にも要職に就きて改訂期を迎へた爲めに、巧みに之

1) 『日本帝國ト支那共和國トノ間ニ締結セラレタル協定』と正稱、關稅條約である。
2) 此獨華協定は所謂不平等條約の是正を意味するものでない。

を捉へ以て時流に投じて彼の成功を贏得たのみである。[1]

14　國民革命外交と列國協調

猶は玆に留意を要する點は當時の米國の態度に就てゞある。米國は一九二七年三月の南京事件に對し、他關係國に先立ちて翌二八年三月十日附國民政府との協定を以て解決したが、當時之は國民黨系論客に依り、「列强の對華協調政策（コンサート）」破綻の第一階梯なりとして歡迎せられたのであつた。然るに今また國民政府の不平等條約廢棄宣言が喧傳せらるゝや、二旬を出でずして同一九二八年七月二十五日の米華間北平條約となり、玆に「列强の對華協調政策」は打破せられたもの、或は之を打破し得るものとの「確信」を國民黨員及國民政府當局に與へて了つたのである。

而已ならず一九二八年中の爾餘諸條約は、何れも個別的折衝に依り國民政府の成功裡に終始し、愈々「確信」を裏書する結果を招來したのであつた。私は所謂「列强の對華協調政策」を是なりとするのでもなく、米國の斯る單獨解決策に不滿を抱くのでもない。要は、一九二五年五卅事件を轉機として、漸く列强自身側が「協調政策」の放棄に傾いた――當時中國排外運動の箭表に立ちたる英國は一再ならず之が苦悶を他國と分擔せんとしたが、他國殊に日本は所謂追隨外交よりの脫却を標榜して之を受入れなかつた――必然の歸趨として、這の一九二八年乃至三〇年次の條約改訂顚末を觀察せんとするものである。同時に、爾後國民政府による革命外交が益々同一軌道上を進んで改めらるゝ處なく、一方

1)　這の囘、王正廷の執つた對各國別外交は、屢々 "Separatist" Diplomacy of China と評された。

一元的にもせよ又多元的にもせよ「列强の對華協調政策」なるものが益々其の姿を消しつゝあつたとすれば、單獨外交の將來が中國と對手國との相互總力の優劣に依つて影響せらるべきは、之亦必至の勢であるに相違ない、と想はれる。

15 一九二九年十二月の國民政府令

一九二九年(民國十八年)十二月二十八日附國民政府は、條約上領事裁判權を享有する外國人も一律に中國の法規を遵守すべきである、と云ふ趣旨の政府令を發した。其の全文は次の通りである。

査するに凡そ統治權完整の國家に於ては、其の該國に僑居する外國人民は自國人民と同樣當該國法律の支配及司法機關の管轄を受くるものにして、これ國家固有の要素且國際公法の確定せる不易の原則に依る處なり。中國は領事裁判權の束縛を受けてより既に八十餘年を經と雖も、猶ほ國家法權の外人に及ぶ能はず、其の弊害の深きことは贅述を要せざる處なり。領事裁判權を一日廢除する能はざるは卽ち中國統治權を一日完整する能はざるに均し。玆に我固有の法權を恢復せんが爲めに、民國十九年一月一日より、凡そ中國に僑居する外國人民は現に領事裁判權を享有する者も、一律に中國中央政府及地方政府の法に依り頒布する法令規章を遵守すべきものと定む。行政院、司法院は、夫々主管機關に轉令して速かに之が實施辦法を準備せしめ、立法院の審議に送付して其の公布施行に便ならしむべし。

勿論右は國民政府のヂェスチュアに過ぎなかつたが[1]、また不平等條約廢棄運動史上一文獻たる價値を失ふものではない。

16 威海衛租借地の回收

1) 之に付本書第六章第一節當該項を看よ。

威海衞租借地の返還に就き、英國は華府會議に於て宣言する處があつた。一九二二年十月英華兩國委員は還附接收に關し商議を開始したが、結局北京政權時代には最終協定に達するを得なかつた。一九二九年六月國民政府は本問題解決に關する折衝を開始し、一九三〇年(民國十九年)四月を以て兩國は同租借地の交收(交還接收)協定に署名を了した。英國は威海衞租借地の返還に際し若干權益を留保する處があつた。詳細は當該項を看られたい。

17 在華外國人管轄條例

一九三一年(民國二十年)五月四日附、國民政府は更に領事裁判權に對處する爲め『在華外國人ノ管轄ヲ實施スル條例』十二箇條を公布した。條例の全文竝に之が經緯に就ては、第六章第一節の當該項に於て述べる。

18 國民會議の不平等條約廢棄宣言

國民會議なるものは、蔣中正(介石)が、馮玉祥、閻錫山を中心とする反蔣戰に勝利を收めて後、國內的統一を完整せんとする目的を以て、一九三一年(民國二十年)五月五日より同十七日まで南京に召集したものである。這の蔣中心の國民會議は遂に反蔣的の廣東・國民政府の分立を招來し、文字通りの國民會議ではなかつたが、夫れでも相當多數の各地代表を集め得て、『訓政時期約法』の制定、經濟建設計畫の公定、對外硬氣勢の宣揚、と云ふ三事業を爲し遂げた。該國民會議は、國民政府による治

外法權撤廢運動の表れたる『在華外國人管轄條例』公布（前項）の後を承けて、五月十三日、「不平等條約廢除ニ對スル國民會議宣言」を可決した。蓋し滿洲事變前に於ける最後の國家的意思表示であつた。

宣言は縷々數千言を連ねたものであるが、(一)中國國民は列國によりて中國に强制せられたる過去の一切の條約を承認せず、(二)國民政府は孫總理の遺教に隨ひ最短期間內に國際上に於ける中國の平等と獨立とを達成すべし――以上を其の骨子とした。而して(一)に曰ふ不平等條約の一方的廢除に對する理由として、次の七項が數へられて居た。

一　中國に於ける各國の領事裁判權、其の他國際上不平等關係を規定するものは、國家平等及民族自由の原則に反す。

二　各國々民間には、中國に於ける不平等條約の存在を以て、正義に反するものと認める者少からず。

三　中國の國家組織と政府の實質は、既に革命以前に比し非常なる變化と進步とを來せり。

四　且進步改革の實行に當りて不平等條約の存在は、甚しき障礙を爲すものたり。

五　凡そ條約は當事國一方の國內情勢が其の締結の當時に比し著しく變化したる時は、一方的にも之を廢棄し得るものにして之國際法に認めらるゝ原則[1]たり。

六　國際聯盟規約第十九條の規定する處に依りても、條約にして適用不能となりたるもの、若くは國際間の和平を危くする性質のものは、之を修改し得べし。

七　往々中國に於ける內政の紊亂を以て不平等條約存續の理由と爲す者あるも、却つて不平等條約の存在こそ內政の統一を害するものにして、之最近中國が關稅自主權恢復後銳意努力の結果、釐金制度を撤廢するに至れる事實に照しても明白なり。

1) 所謂 *Clausula rebus sic stantibus.* 次節の當該原則の項(10, 12)を參看。

19　五全大會と外交宣言

一九三五年(民國二十四年)十一月十二日より同二十三日までの間に、南京に於て中國國民黨第五次全國代表大會(五全大會)が開催せられ、國民黨治下中國に於ける正式最高機關に依る各種の意思表示が爲された。五全大會は十一月二十三日、其の最終次大會に於て十項より成る堂々長文の『宣言』を發表し、其の第十は所謂對外方針乃至外交宣言に該當するものであつたが、所謂不平等條約の撤廢には何等具體的に言及せられなかつた。蓋し、滿洲事變は國民黨及國民政府の對外方針に一大衝擊を與へ、不平等條約の撤去等動もすれば理論に流れ易き程の外交は暫時停止の外なきに至り、黨及政府は擧げて對日問題に沒頭するの必要に迫られて居たのである。從て五全大會の如きも、對日外交の分野に於て「一面抵抗、一面外交」[1]より、國內に囂々たりし對日抵抗論を制御しつゝ、「敦睦邦交令」[2]の發布を見た時代に開催されたものであり、其の對外方針も專ら對日和戰兩段の準備を背景として爲されたのである。

該外交宣言は「和平の未だ完全に絕望とならざる限り決して和平を放棄せず、若し國家にして既に犧牲を不可とせざるの時に至らば自ら決然と犧牲を期すべく、以て最後犧牲の決心を抱きて和平に對し最大の努力を爲さんとす」云々と云ふ、恰も微妙なる日華兩國關係の將來を示唆するが如き、暗示

1)　滿洲事變直後行政院長汪兆銘の唱へた語。
2)　一九三五年六月十日國民政府令。

に滿ちたものであつた。尙ほ右宣言は、同五全大會の際、[1] 蔣の爲した外交演說を寫したものに外ならない。同大會後、蔣は對「內求自存、對外求共存」の方針を提唱し、國民政府を改組して自ら行政院長の地位に就き、各部に所謂「知日派」を配し、表面日華提携へ邁進せんとするが如き態度を執るに至つた。併しながら蔣が、右の反面に對日戰備をも怠らなかつたことは、支那事變の經過に徵して明かなる處である。

20　牯嶺（クーリン）エステートの回收

江西省廬山に於ける外國人避暑地――正確には廬山[2] 中の牯嶺[3] にあり、一般に牯嶺エステート（Kuling Estate）として識らる――は、一八八五年以來英國勢力の下に種々の變遷を經て準外國租界乃至外國人による異種租地として發達し來つたが、國民革命軍武漢占領の餘波は這のエステートの回收運動にも及ぶに至つた。一九三五年（民國二十四年）十二月に至り、漢口駐在英國總領事は廬山管理局長との間に一協定に署名し、茲に一九三六年一月より該エステートは中國主權の下に回收せらるゝことゝなつた。同エステートの詳細に就ては本書「外國租界」の章下に述べてある。

第三節　「不平等條約」廢棄論

1　緒　言

1)　十一月十九日。
2)　九江の東南十餘キロ。
3)　牯牛嶺と稱する場合もある。

既述の如き國權の喪失に對し、從來所謂覺醒せるヤングチャイナの人士は、如何に之を觀察し、また如何なる方法に依て之を恢復せんとするのであらうか。勿論中には黄色紙的主張を爲し、極端なる暴論を吐く者もあるが[1]——事實、國民政府時代に入り殆ど此種の論者のみと云ふも過言でない狀態となつた、從て此處に權益享有國との衝突に對する危險性が、より濃厚となるに至つたのである——、斯の種の論議は之を暫く措き、稍眞面目なる著述に表はれたる處三四を紹介し、私は此處に所謂不平等條約廢棄要望の動向を考察して見ようと思ふ。但し以下の諸説が夫々各論客の把持する主張の全般でないことは勿論である。と同時に是等の諸説が何等私見と關係のないことを斷つて置く。

2　夏晉鱗の說

夏晉鱗(Ching-Lin Hsia)は、其の著"Studies in Chinese Diplomatic History"に於て、治外法權に就きては、該權廢止より起るべき幾多の一時的不便は領事裁判權の廢止より必然的に生ずべき國際通商の進展、國際間の交際友誼の大增進及外國人の通商居住に對する全國土の開放により十分償はれるであらうと論じ、更に其の廢止の階梯として次の方法を擧げて居る。即ち(一)完全なる新法典の發布と近代的裁判所の設立、(二)外國人のみに關する事件には此近代的裁判に於て中國の法律を執行する爲め中國人裁判官の陪審者として外國人裁判官を任用、(三)內外人混合事件は國內裁判所に出訴せしむる樣訴訟者を奬勵、(四)自國人の支那內地に於ける民事裁判は該地方の中國裁判所に於て裁判を受けしむる樣領事裁判所の民事事件不受理、(五)商埠地に於ける自國人の民事事件は其の事件をして國內裁判所に繫屬せしむる爲め領事裁判所の事件不受理、(六)商埠地及內地共英國刑事裁判の撤廢に關する準備。尙ほ是等の階梯は新法典發布の日より十箇年間行はれ、斯て內國裁判權の完全なる回收を圖るべきであると斷じて居る。次に租借地租界に就き、自治は中國に於て

1)　斯の種主張に就き「橫議列强の在支勢力」と題し雜誌に紹介した拙稿がある(慶應義塾發行『三田評論』昭和四年二月及三月號揭載)。

は眞に近代的の制度であるが輓近異常なる發達を見るに至つた旨を述べ、其の例として先づ北京を擧げ該市の行政は近代化されて管理され居り內外人居住者に同樣なる滿足を與へつゝありと說き、天津漢口の舊獨國及墺洪國の居留地に於ける中國の行政に對し大なる非難を聞知せず、南京長沙の如きには何等外國居留地存在せざるも內外人は共に平和と友情の裡に生活して居ると論じて居る。而して其の結論に述べて曰く、是等自治權の返還は非常に望ましきことであり合法上より言ふも斯る權利は正義に悖り又衡平の見地よりするも、之が廢止に對する中國の要求は爭ふ餘地の無い程當然でなければならぬ、と。〔一九二五年初版〕

3 刁敏謙の說

彼 Min-Ch'ien Tyau (刁敏謙)は、其の著 "The Legal Obligations arising out of Treaty Relations between China and Other States" 漢譯本『中國國際條約義務論』(現今に於ては本著の內容は旣に古くなつて居る)に於て、中國が幾多の國際不利益を被るは畢竟不平等條約に基くこと論を俟たざるも、現存條約の解釋の紛岐と現在條約文の隱晦とにも亦負ふ處甚大なる旨を述べて居る。即ち現在の條約國十八ケ國(同氏の著述は民國六年の作)の中、英吉利文を以て正確と爲すもの九國(智利・丁抹・英吉利・日本・墨西哥・秘露・葡萄牙・瑞典・合衆國)、佛蘭西文を以て正確となすもの五國(伯剌西爾・佛蘭西・獨逸・和蘭・露西亞)、雙方其の本國文を以て正確となすもの四國(墺洪・白耳義・伊太利・西班牙)なるを擧げ、其の解釋紛岐の一例として一九一〇年哈爾濱に於ける黑山(モンテネグロ)國人事件——無條約國人に對する中國法權の適用に際し、露佛兩國對英米兩國が其の解釋を異にして爭つた事件——を述べ、更に或は中國が條約思想に缺けたるに乘じ或は締結當時强迫を爲して、外國が故意に隱晦なる條約文を以てしたりと說き、其の惡影響を受けたる例として通商口岸、公共租界の限界、最惠國條款の定義、外國軍艦、內國航行權の範圍等を擧げ、是等に就き過去に於て中國と外國との間に法律上の爭執が起つたが、不正義なる條約文に隱れて結局有耶無耶の裡に葬られたことを難じて居る。而して中國が

如斯條約を有して居るのは恰も薪を抱きて火中に投ずると等しく、國際和平に禍する處大であり中國の危險極まりなく、又同時に獨立國家たる中國の固有權恢復を阻むものでもあるから、是非共明瞭なる約文を以て一日も早く斯の種の條約を改訂すべきであり、且互讓の精神こそは條約修正への根本義なりと結論して居る。〔一九一七年初版〕

4　郝立輿の說

郝立輿は、其の著『領事裁判權問題』に於て、中國は一八四二年の對英『南京條約』以前には所謂領事裁判權を有せず、全く國法適用に關し對等國たりしことを擧例縷述し、外國側が該權存續の理由根據として主張する宗教不同說、文明不同說、法律優劣說に對して、土耳其の例其の他を擧げて反駁を加へ、領事裁判權は次に記する如く中外雙方に弊害ありと論じて居る。即、(甲)中國側方面に關する害としては――(一)近世の法權屬地主義の觀念よりすれば該權は一方外國主權の擴張を意味すると同時に他方中國主權の侵害となること、(二)同一領土範圍内に種々性質不同の法律行はるゝは中國の法廷組織竝に司法系統を紊すこと、(三)外國人は此種權利を惡用して姦犯罪科を肆にするの常なるを以て中國國法の尊嚴を傷くること、(四)領事は行政官吏なれば政治觀念に比較して法律觀念薄弱なるを免れず依て中國人被告の審判に公平を期し難きこと、(五)領事裁判所と犯罪發生場所との距離遠き場合犯人の護送證據蒐集等に頗る不便多きこと、(六)中國人は内外法律の不同より外國の法律及訴訟情形に暗く不利の地位に立つこと、(七)國内不逞の徒輩國籍を改めて橫暴を爲すも中國官廳は如何とも爲す能はず、斯して中國の治安秩序紊亂するに至ること、等を擧げ、(乙)外國側方面に關する害としては――(一)領事裁判權の存在により中國が一般内地を外人商工業の爲めに開放せざるを以て、外國人は居住制限を受け商工業發展を阻礙され居ること、(二)各國適用法に差異あるを以て同一事情の事件と雖も一方に於て有罪重刑となり一方に於て無罪輕刑となる等のことがあつて往々處罰の精神に背戾すること、(三)外國人被告にして中國人原告の際に僞證問題等を生じたる場合訴訟進行に種々の困難發生を免れざること、(四)領事は元來商務官なれば訴訟事務に就き審判の妥當判例

の劃一を期し難きこと、(五)商務官兼行政官たる領事が司法事務を看ることは法權の獨立に抵觸すること、(六)領事裁判の上告機關は英國の如きは本國―倫敦―にあり佛國の如きは植民地―西貢―にありて上訴者の不便尠からず、爲に旅費旅程等の關係より訴訟救濟の手段窮まる者を生ずること、(七)領事裁判は其の訴訟手續頗る煩雜なるを以て數國人が一事件に關聯する場合の如きは想像以上の困難に遭遇すること等を擧げて居る。更に領事裁判權撤廢の準備として中國側は、(一)速かに完全善良なる法律を編訂し、(二)右法律適用の爲め各種法院を全國に完備し、(三)右法院に適任の司法官を得る爲め法律教育の改良を提唱し、(四)官吏軍人の容喙を警めて司法審判の獨立を圖り、(五)司法官の資格を嚴重にして其の地位を保障し、(六)司法官の俸給を加增し、(七)各地監獄を近代式に改良し、(八)以上完備完成の後は速かに司法狀態の眞相を外國に宣揚公示すべきである、と結んで居る。〔一九二七年初版〕

5　邱祖銘の說

邱祖銘は、其の著『中外訂約失權論』に於て、新中國の外交目標は外爭國權――即ち國家生存權に對する爭にして之國際法の公認し條約の規定する處、國際聯盟規約第十條及華府九國條約第一條は亦之を承認せるものに外ならず――の四字に盡くと說き、今日迄の訂約により喪失せる領土に就き一々之を論じ、一方西藏に於ける英國、蒙古に於ける露國の侵略を難じて藏疆蒙滿の問題が他の喪失國權の夫れ以上に重要視せらるべきものであることを力說し、又「大英帝國の擴張即大英帝國の歷史」と云ふ句を引きて中國に施されたる英國外交手段の惡辣なるを切言して居る。而して中國の對外通商政策が各國の夫れに比し著しく不利なるは、(一)領事裁判權の存する爲め外國人が中國法廷の管轄を受けず、(二)外國人が劃界して居住し深く內地に入りて原料を採購し、(三)外國商人が中國政府に納稅せず、加之各國が稅則を協定して偏頗なる處置を採るに由る旨を述べ、外國の橫暴を短言すれば、中國を一方原料の供給地と爲しつゝ他方製品の消耗場と爲しつゝあること之なりと論じて居る。進んで結論に於て――近年我國內亂の頻發は各國より輕侮を招く基となり、分割の議熄むと

雖も共管の蹤日に躡しく、列國は先づ最初一國の血脈たる鐵道を共管し、嗣いで財政を監督せんと企つるに至つた。然るに幸にも天中國を佑け列强の意見紛岐して實現を見る能はず、加之日本亦大地震に遭ひて元氣大いに傷き、剰へ米國に移民案通過するあり英國亦シンガポール軍港を築造し、日本の國際地位は漸次昔日の面影を失ふに至つた。於玆日本は國辱を感じて從來の日華合併論は一變して日華親善論と化し、一方白人の驕慢は增して黃人輕視を招來するに至つた。併しながら、斯かる重大時機に當り日本は南滿東蒙に於て讓步を肯ぜずして對華外交の難關に逢著し、而も是等が日華親善の先決問題たることに想到しないのである。奈何せん日本××の眼光豆の如く只黃海を見て太平洋を見ず、中國其の殃を受け又日本の禍にも非ざるを恐るゝのみ——と叙述して居る。〔一九二六年初版〕

6　樓桐孫の說

樓桐孫は、其の論文『不平等條約或中國』（東方雜誌・民國十六年二月刊第二十四卷第四號所載）に於て、先づ亡國の義に政治上の亡國と經濟上の亡國とあるを述べ、財政を監督され金融を控制され交通を操縱され生計を壓迫さる、是卽ち經濟上の亡國にして眞の亡國でもあるが、其の慘禍は外見上非常に複雜且顯著でないと警告し、彼の「中國主權の尊重」「中國領土の保全」の所謂門戶開放主義は故より政治上の軀殼に留まり、是等は孰れも列强の中國に對する深謀毒計であつて、何ぞ國計民生の大本に關せんや、と斷じて居る。更に中國と英佛との今昔貧富の比較てふ項に於て、佛國が其の有史以來最も光榮誇耀を極めたるルイ十四世治下の所謂大世紀の裏面に、民生の流離社會の窮困せし事實のあつたことを佛國論客の著書より幾多の例證を擧げ、是等の事實が中國今日の國民生活の狀況と彷彿する旨を述べ、且自己が滯佛六箇年の經驗に徵するも佛國の老若男女にして一人も鶉衣菜食せる者を見ず、又一職工傭婦の住居衣食と雖も中國の小康を得たる生活者のそれに數倍勝つて居ると說き、英國昔時の民生の艱窘亦中國現時のそれと相似たるを考證し、如斯中國が今貧にして昔富み英佛が昔貧にして今富む其の理由は奈邊に在りや、曰く——中國は此處數十年來歐米諸國より經濟的侵略を受け其の

侵略の工具は卽脅迫詐欺して締結せる不平等條約是なり――と答へねばならぬと記して居る。尙中國の體驗する「不平等」には不平等條約より來るものと馬寅初博士の所謂不平等條約外の不平等と在ることを論じ、且述べて曰く（一）稅權の限制、（二）法權の侵犯、（三）航權の壟斷、（四）領土の强占、（五）國防の蹂躪、（六）工業の摧壓、（七）最惠の巧取、（八）政權の蠶蝕――主として以上の事項が中國を死地に陷るゝものであると。十九世紀の末愛蘭土に於て組織せられたる Ligue gaëlique[1]の如きも亦一種の消極的抵抗方法なりと雖も、今日の場合に於ては此種のものにては其の目的を達成する能はず卽ち不平等條約を一日廢除せざれば四億同胞は一日各國資本家の奴隸となる理であるから、「玉碎して瓦全を求むる勿れ」の語を體得して寧ろ自由の國民となりて亡ぶの道を辿るべきである、と極論して居る。最後に不平等條約を廢棄する措置に就き三個の結論を作つて曰く、（一）先づ商約（說明して曰く、和約を除く中外訂約の各種約章條款を言ふ。其の名目紛繁なりと雖も皆商約たること疑なしと」を修正し次に和約（割地賠款等城下の盟を言ふなりと」を廢棄すべし――商約の目的は元來通商に在るが故に決裂すと雖も其の程度は經濟斷絕に止まる、經濟斷絕は我國に執り利多く害少し。又和約は宜しく實力を備へて後徐ろに解決を圖るべく實力足らざる時は時期を待つに如かず。（二）先づ一國に對して行ひ徐々に其の他を圖るべし。（三）先づ外交手續を用ひて修正改訂を提議すべく而して修改成らざる時は自ら之を取消すべし――外人竟に武力を以て相臨まば絕大なる犧牲を拂ふと雖も惜む處なし、と。〔一九二七年出版〕

7　湯良禮の說

湯良禮（T'ang-Leang-Li）は、其の著 "China in Revolt" に於て次の如く說述して居る。中國に於ては、「平和」は最早過去のものとなり今や「再生」が問題となつて居る。民主々義と國民主義の力が反動主義と帝國主義の夫れに對し終極の勝利を占むることは疑ひを挾む餘地の無い處であつて、民衆のものたる「國民黨」の行動は卽ち之に他ならない。「若き中華」は自國に對する支配權を要求して居るのである。而して他國民との均等地位は、恰も其の政治上及經濟上の發展の基調

1) ゲール人の對英反抗同盟。

に於けるが如く其の正當なる權利であらねばならぬ。國民黨の目的と理想とは故孫逸仙博士により宣言せられたる三民主義に其の基礎を置くものであり、實に三民主義の原則——國民主義、民主々義、社會主義に立脚す——は國民黨のプログラムの基礎に外ならない。故に國家の自由及獨立に對する國民黨の目的は、外國の政治的支配或は經濟的侵犯よりの解放に在るのである。於茲、不平等條約、換言すれば中國の主權竝に國家の名譽を滅却し、且國民の經濟利益を侵犯する一切の事象は當然廢止さるべきものである——と。〔一九二七年初版〕

8　程中行の說

程中行は、其の著『各國對中國的不平等條約』に於て、孫先生死すと雖も孫先生の主義は死せず、即ち孫先生數十年來の提唱たりし不平等條約取消の問題は現在に至つて漸時事實となりつゝあり、漢口及九江の英國租界を囘收したるが如きは此種の運動が理想より事實に進み宣傳より實行に移りたる明證である。元來國民黨の實行する運動と國家主義者の運動とは孫先生の不平等條約取消の精神に於て完全に一致するも、帝國主義と民族解放とは全く相容れざる事象であり三民主義の信徒は帝國主義者と共存する能はず、過去四十年の革命は今日に至り漸く段落を告げたりと雖も未來百千年の希望は全く我等今後の努力の程度に因るのである。十年若くは二十年の後に於て、我等は「不平等條約」を目して歷史上の名詞と爲すか、又不平等條約を既に解決を經たる問題として論じたき希望を有する者である、と述べて居る。〔一九二九年四版〕

9　柳克述の說

柳克述は、其の著『不平等條約概論』に於て、不平等條約は法理上よりも悖謬ありと述べ、次の十點より之を論じて居る。

(一)中國主權を破壞し國際平等の原則に違反す。(二)條約の成立が脅迫或は欺罔に由れり——先づ、脅迫或は欺罔により成立せる條約が有效なりや否やに就ては國際法上論議さるゝ問題である。例へば「締約の時、代表者の身體に脅迫が加へられ或は其の泥酔に乘じて署名を求められたものであるならば、該條約は當然效力を生ぜざるも、反之若し代表者の身體に

は侵犯を加へられずして、其の國家を恫嚇し或は戰勝後兵力の示威により締約せられたものは、之を該約廢棄の理由と爲す能はず」と云ふ歐米一般の學說は、之皆優勢國一方の立言にして脅迫を加ふる國をして永遠に强盛の地位に立たしむるものであり、國際道德平等原則と大いに矛盾する學說と謂はねばならぬ。去りながら斯る議論は之を暫く措き、今一歩を讓るとしても、代表者の身體に直接脅迫欺罔が加へられたる場合の條約が無效なることは、彼等諸學者の一致承認する處である。余は此點より過去の中外條約締結の實地に就き討論しようと思ふ。例へば一八四二年耆英、伊里布、牛鑑の三全權がポッチンジャーと中英『南京條約』に署名せる時、英軍は聲勢洶々たる裡に大砲を鐘山の嶺に運び南京城粉碎の計を樹てたのであつた。時に耆英等は均しく江浙の地を守備すべき官にあり、就中、牛鑑は兩江總督として更に直接の責任者であつたから、斯して成立せる『南京條約』は、英國により國家に對して脅迫が行はれたものであるのみならず、更に講和代表に對して亦極めて嚴重なる强制が加へられたものと斷ずるも過言でないのである。又一八六〇年中國が英佛兩國と『北京條約』を締結せる時、英佛聯合軍は縱に圓明園を燒拂ひ且滿洲政府代表奕訢[1]を脅迫して英佛の軍門に於て訂約せしめたのであつた。時に奕訢は恐懼して遽かに露公使イグナチエフの無形の保護を借り、露國使館に最も近き禮部衙門に於て漸く英佛公使との間に署名を了した程である。吾人は想ふに若し英佛の脅迫を受けざりしならば必ずや斯る結果には陷らなかつたであらう。更に一八八五年中佛『天津條約』締約の時、我方は報道敏活ならざりし爲め戰況不明であつた。此時終に李鴻章は佛公使の爲めに欺かれ匆々の裡に和を議し、實際は戰況優勝なりしに藩屬を放棄する約を結んで了つた。之史を讀む者の等しく痛憤する處である。又序でに一八九五年、中日『下關條約』締結に際し、中國代表李鴻章が途上日本人小山某の爲めに襲はれたる事件も想起されねばならぬ。以上は余の記憶に浮べるもの一二を擧げたに過ぎない。斯く觀じ來る時、列國の對華不平等條約には法理上の根據に牽强と薄弱の點があるのを免れないのである、(三)情勢の變遷、(四)各文明國の標榜する國際聯盟規約に違反す——不平等條約は聯盟規約第十、十九、二十條の規定と兩立しない、(五)條約は未だ人民機關の批准を經ず——中華民國時代に締結の條約例へば日本との二十一條の如きは、未だ人民機關の批准を經ざる

1) 恭親王。

を以て當然之を取消し得、又清朝時代には人民機關存在せざりしも之亦取消すを妨げない。即ち世界大戰期にウィルソン米大統領の宣言せる所謂「十四箇條」に顯れたる思想より觀れば、腐敗せる滿洲帝國が人民の利益幸福を前提とせずして不平等條約を締結したるは、即ちウィルソンの所謂「國家の安危人民の運命を小數者の手にて」私せるもので、未だ嘗て人民は謀議に參與したること無く、之余が人民機關の批准を經ざる條約と看做す所以である。（六）片務的最惠國條款の掠奪行爲。（七）領事裁判權の藉口する餘地無し―― 領事裁判權は之元來屬人主義のもの、而も近世の法律は屬地主義を採用す。故に領事裁判權は當然法理に合致せざることゝなる。（八）勢力範圍の根本誤謬。（九）租借は割讓に非ず。（十）侵略は自衞に非ず―― 獨の膠州灣、英の威海衞、露の旅順大連、佛の廣州灣各租借は、何れも海上の自衞に藉口して行はれたるが、當時是等方面の海上に果して如何なる危害が感ぜられたであらうか。上海五卅事件に際し英國のラッセルは論文を發表して曰く「蓋し上海に於ける外國人の權利は征服によつて之を獲たるもの、彼等の上海占據は即ち阿片戰爭の結果に非ずして何ぞ。中國陸海軍が外國人を敵とせざる限り占據を正當化する原因無し」と。列國帝國主義者よ、汝等横暴の罪惡を指斥して居る言ではないか。之決して華人一面の私言ではないのである。以上の如く述べて居る。〔一九二六年初版〕

10 廢棄論共通の根據たる "*rebus sic stantibus*" 原則[1)]

近世の歷史を顧みる時、當事國の一が國際法に曰ふ "*clausula rebus sic stantibus*" を主張して、其の條約上の義務より離脱し得た諸種の前例がある。這の "*clausula rebus sic stantibus*" は、正しくは『事態存續條款』[2] と譯すべきものであるが、『情勢變遷原則』[3)] として俗用される場合が多い。國際法の規範に就て詳論することは本書の目的外に屬するが、凡そ「契約」に就ては、其の *pacta sunt servanda*（條約は遵守せらるゝことを要す）を確認すると同時に、「元來之が締結時には、其の存在の條

1) 次項にガーナーの所論を紹介してある。猶ほ本項及次項に於て之を「原則」と爲せるは全く著者の便宜によるのみである。
2) 「事情が同一狀態にて存續するならばと云ふ條款」の義。「不變狀態の原則」。
3) 「事情變更」と云ふも同じ。

件とせらるゝ事情が同一狀態にて存續する限り有效であると云ふ條款を默示的に含蓄するものなるが故に、情勢にして當時と非常なる變遷を來たすに於ては、契約は之を理由として解除を主張し得る」、と爲すのが通例である。斯る規範若くは準則の私法學的研究は玆に論外として、國際法上の諸學說に於ても、事情の重大なる變更を理由とする條約義務の離脫要請を全面的に否認するものは先づ稀れの樣である。[1] 併しながら此規範の適用限界に就ては諸學者の說く處が一致して居ない。從て現實の國際社會に於て、一國が情勢の變遷を理由として現に有する條約を廢棄せんとし、或は其の條約上の義務より離脫せんとする場合、國際法に認めらるゝ此「事態存續條款」を援用し得る一定限界を示し得ない現狀にある。

中國に於ける「不平等條約」廢棄の運動乃至議論を通觀するに、(一)或は其の實力に依り之を廢棄すべしと說くが如き恰もビスマルク流の暴論もあり、[2] また(二)例へば「不平等條約」の樞紐たる一八四二年の英淸『南京條約』及一八五八年の諸『天津條約』は、中國代表者に脅迫を加へて署名せしめたものなるが故に有效性を缺くと云ふが如き、事實證明不能の橫議もあり、更に、(三)本項に曰ふ「事態存續條款」を援用して、乃至は國際聯盟規約第十九條の發動に依り、其の目的を貫徹せんと論ずるもの、等々あつて、「不平等條約」の廢棄に關する論據は千差萬別である。而して右(一)、(二)に類する暴論、橫議の後を逐ふのは、勿論本書の目的とする處でない。却說、中國識者の論調として、所謂不平等關係

1) 例へば ランマツシユやブルーノー・シユミツト等の如き之を認めざる者もあるが、先づ是等は例外と見て差支ないであらう。
2) 寬大に考へる時、政治論としては斯る立場に同情を表し得る場合があるとしても、所謂國際法の條理より觀れば之は暴論と看做さる。

の是正の爲めに「事態存續條款」の援用が叫ばれた例も甚だ多いのである。例へば一九二五年十月即ち北京政府時代、關税特別會議開會式の席上、中國全權沈瑞麟も之に言及し、(註)一九三一年五月國民政府令により公表せられた「國民會議廢除不平等條約宣言」[1]も亦之に觸れて居る。一方、比較的有力と認めらるゝ著述、例へば刁敏謙の『中國國際條約義務論』(英文及漢文)、Swen Wen Ming の『外華政治條約研究』[2]の如きも、均しく「事態存續條款」を以てする其の舊條約の失效に就て論じて居る。其の他「不平等條約」廢棄を目的とせる凡百の刊行書は、固より一として之が援用を主張せざるはない狀態にある。斯て "*clausula rebus sic stantibus*" は、中國に於ける眞面目なる「不平等條約」廢棄論に共通する殆ど唯一の根據と觀ることが出來るのである。

註―彼はロカルノ會議の例を引き「條約の神聖は愼重に保持しなければならぬが、他面狀態が既に變化した場合若くは變化しつゝある場合には、條約改正の要あるも亦眞實であつて、之所謂 *rebus sic stantibus* の原則に說かれた重大なる原因である」と陳述し、以て關税條約改訂の要を力說した。

11 東亞新秩序と *rebus sic stantibus* 原則

今や支那事變の展開に伴ひ、我國民は中國に文明を賦與すると云ふ一大事業を、其の双肩に擔ふに至つた。中國の場合、文明賦與とは結局に於て「不平等條約」の脫却を俟つて完成し得るものと信せられる。東亞新秩序の樹立は、日本の指導力と新興中國民の建設力とに依つて成就せらるゝものであるが、這の運動の方向性が結局「不平等條約」の廢除に向ふことは當然であり、更に之が廢除主張は亦多

1) 同年五月、南京に開かれた國民會議の通過せる宣言を政府令により公表した。
2) " Étude sur les Traités Politiques Sino-Étrangers " 之に La Politique de la Révision des Traités Inégaux du Gouvernement National de Chine なる副題が附されて居る(Paris, 1937)。

分に"*rebus sic stantibus*"原則の援用に負ふ場合があるであらう。

私見に據れば、自國が不當なりと信ずる「現存條約」義務よりの離脱を求むることを以て、一種の國民的覺醒なりと假定するとき、九國條約の廢棄に關する我々の主張と、國家意識に燃ゆる場合の中國人(竝に滿洲國人)の所謂不平等條約廢棄論との間には、何等かの脈絡性が存することを否定出來ないと想ふ。私は嘗て「華盛頓九國條約の改訂乃至廢棄を至當と信ずる。但し廢棄する場合には之に代るものを必要とする」と云ふ論を主張し、之が提唱の諸理由を擧げた中に、九國條約署名の當時と現在の間には東亞の情勢に執つて重大なる變化があることを解說し、"*rebus sic stantibus*"原則の援用を示唆したことがある[1]。併しながら該原則の援用を日本の場合と中國の場合とに當嵌めて考ふるに、之を同一軌に論ずるは危險である。兎も角我々は常に外交上の機會を念頭に置き、否之を利用し、勞尠くして效大なるものより順次實現に移して行かねばならない。

12 ***rebus sic stantibus* 原則とガーナーの所論**

國際法に曰ふ"*clausula rebus sic stantibus*"夫れ自體の解釋に就き研究したものは相當に多い。例へば立作太郎博士は其の近著『支那事變國際法論』[2]に於て、「事情變更の原則と九國條約の失效又は廢棄」の章下に、「事情變更の原則に關する理論的考察」なる一節を設け、諸外國學者の所論に就て比較論を試みて居られる。

1) 拙著『滿洲國と門戶開放問題』(昭和九年版)300頁以下。此拙著は增補して『門戶開放機會均等主義』と改題(昭和十四年)。此問題に付各締約國の脫退乃至廢棄權肯定論がある(杉山直治郎博士『契約法則より觀たる九國條約の效力』昭和十四年一月刊)。
2) 昭和十三年五月刊。

却說、米國國際法學者ガーナー(J. W. (Garner)は、一九二六年(民國十五年)十月二十七日附中國政府(北京)が白耳義に對して其の通商條約の改訂を要請せる事件を取上げて、『*Rebus sic stantibus* 原則と條約の失效』と題する論文を公表した。[1] 一體、中國に於ける國權恢復運動の實踐方式としての「不平等條約」廢棄論に關聯して、此原則を取扱つた學者――中國人以外の――は至つて尠い。ガーナーは這の回中國の執れる態度に賛意を表するもの丶如く、右論文に於て中國政府の要請を暗默裡に支持して居る。固よりガーナーの所論が私見と完全合致する譯ではない、只中國人による「不平等條約」廢棄論を記錄するには、該原則に關する諸說を引用して中國による廢棄の將來を示唆したるガーナーの論文を檢討することも、亦捷徑の一と想像するのみである。

下記は其の全譯である(一、二の數字は原註を示し、項末に一括)。

諸列國―大體十六箇國―との所謂「不平等」條約を失效せしめんとする中國政府の決意は、主として「各契約に暗默裡に附隨して居る」と屢々言はる丶「事態存續」原則 (the rule of *rebus sic stantibus*) より生ずる一權利として辯護されて居る。中國政府は白耳義との一八六五年十一月二日の條約を失效せしめんとして、一九二六年十月二十七日附白耳義に通告する處があつたが、特に此事に言及して一中國人學者は次の如く述べて居る(一)。『中國は、一般に認めらる丶「事態存續」原則、卽ち條約は夫れが依つて以て根據を置く事實狀態が實質的に變化する限り、其の義務より免る丶であらうと云ふ、國際法上凡ての條約に附隨して居るものとして認めらる丶暗默の事態に基き、該條約を廢棄するものである』と。

輓近諸國家の生活裡に生じ、且又急速に發達せる文明の所產たる、經濟上政治上の重大諸變遷は、斯の如き變遷が豫見さ

1) 一九二七年七月號「亞米利加國際法雜誌」所載。"The Doctrine of *rebus sic stantibus* and the Termination of Treaties."

れなかつた時に締結された條約の改訂或は失效に對する要求を擁護する爲め、益々多くの場合に援用されて居る。此「事態存續」原則は、一八七八年のベルリン條約及コンスタンチノープル協約に基き、既に其の占據權及行政權を得て居たボスニヤ及ヘルツェゴヴィナの合併を正當化するに際し、理由の一部として、一九〇八年墺洪國の援用せる處である(二)。瑞西がサン・ゴタール鐵道に關する獨伊兩國との一九〇九年の條約の改訂を要求した――獨國は此改訂に同意――のも、亦此原則に據つたのである(三)。バルカン同盟諸國との一九一三年の倫敦條約に對する舊土耳其政府の不遵守も、同樣此原則により辯明せられた、即ち該條約署名の當時バルカン諸國は互に盟邦であつたが、土耳其が該條約の遵守を拒絶せる時、是等諸國は互に戰爭中であつた、と云ふのである(四)。又一九一八年五月、波斯政府は和蘭政府に對し、近年課せられたる凡ての條約且特に波斯に於ける勢力範圍の設定に關する一九〇七年の英露條約は、之を解除せられたものと看做す旨通告した。一九一九年佛國政府はサヴォア縣の中立地帶に關する一八一五年の諸條約の廢棄を正當化する爲め、「事態存續」原則を援用し、且該諸條約の規定は最早「實際の情勢に適合」(五)せずと宣言した。ヴェルサイユ條約第三十一條に於て獨國は、嘗て一八三九年の條約により設定せられたる白耳義中立の制度は、最早「現在の情勢に一致」せずとの理由に基き、右中立に關する一八三九年の條約を廢棄することに同意した。又一九一九年十一月、中華民國政府は「事態存續」原則に依り、露國及蒙古間の一九一三年十一月五日附並に一九一五年六月七日附取極を、一方的に廢棄した(六)。一九二四年一月、諸威政府は、同國の領土保全の保障に關する英佛獨三國間一九〇七年十一月二日附條約に對して、近年の事態は國際情勢上該條約の締結當時に存在せる處と全く異る變換を齎したとの理由に依り、之を廢棄した。而して之に對し他方當事國は公文の交換を以て該條約の失效に同意したのである(七)。一九二四年四月、露西亞ソヴィエト政府は、露國及諸列國間現存條約は必ずしも之を廢棄すべきものとは考へないが、斯の種條約の締結後に生じたる國際情勢の變遷に鑑み、「事態存續」原則の見地より、是等條約の有效性に就き審議せんことを提議する、と宣言した(八)。

猶ほ、此原則が近來條約の失效或は改訂を正當化する爲めに援用せられた他の場合を、擧示することも出來る。抑も世界

が今や著大なる變遷の時代を經過し來り、且現に經過しつゝある事實を考察する時、近き將來に於ては、僅か數年前に締結せられ而も其の規定が既に現實の情勢に一致しないと云ふ條約の、また或る場合には當事國間に平等に作用しなくなつた條約の、夫々改訂又は失效に就き、更に主張せらるゝ場合があるかも知れないのである。國際聯盟規約の起草者達は『適用不能ト爲リタル條約ノ再審議、又ハ繼續ノ結果世界ノ平和ヲ危殆ナラシムベキ國際狀態ノ審議』を、隨時慫慂する權限を聯盟總會に附與したる、規約第十九條を制定せる時、此事實を念頭に置いて居たものと考へられる(九)。併しながら、明かに該條項は條約を改訂する權限を聯盟總會夫れ自體に附與しては居ない。而も此事は智利及ボリヴィア間の一九〇四年の條約――卽ち之は元來武力を以て自國に課せられたものであり、且智利が其の條約條項の履行を怠つたが爲め自國は遂に海への出入口を失ふに至つたと、ボリヴィア側の主張するもの――改訂に關する、一九二一年ボリヴィアの提訴事件[1]に依つて達した結論でもあつた。

「事態存續」原則が國際法上認められたる原則なりや否やに關しては、學者間に意見の相違がある(一〇)。然し大多數の者は、少くとも國際道德及公的政策(パブリックポリシー)の原則としては確立されて居ることを認めて居る。全ての學者は、普遍原則として、*pacta sunt servanda*[2]と、又如何なる當事國も自己の單獨行爲を以て、其の自由意思の下に行動して締結せる條約上の義務より免るゝを得ないことを認めて居る。併しながら之と同時に、孰れの當事國も、條約を改訂し或は之に代ふるに他條約を以てし、乃至は之を失效せしむることさへも、要請し得る道德上の權利――縱令法律上の權利で無いにもせよ――を有する、と云ふ特別の場合が存することも亦均しく認めて居る。斯る權利は、例へば若し其の義務が私的契約の結果であるならば、裁判所は原告側を救濟するに躊躇しないであらう、と云ふ程、衡平及正義の觀點に基き明確に正當視され居る權利である。條約の變更或は失效に對する一方當事國の要求を正當化する事態に就き明確に陳べることは容易でない。國際法學者は、條約締結後に、若しも「絶對的(トータル)」、「死活的(ヴアイタル)」、「本質的(エセンシアル)」[3]、又は「實質的(サブスタンシアル)」なる情勢の變遷があるならば、不滿當事國は其の條約義務に就き、爾後の履行より解放さるべきことを要求しても差支ない、と說くのが通例である(一一)。

1) 一九二一年次の總會に上提する樣、一九二〇年九月之を要求(本書著者私註)。
2) 「根本規範」の一。卽ち「條約は遵守せらるゝことを要す」との大原則、慣習法として國際法上認めらるゝもの(同上私註)。
3) 要するに「非常に重大なる」と云ふ意味に解せらる(同上私註)。

斯てフィリモアは、此原則を、「約定にとり不可缺且主動的原因となつて居る事態が、重大なる變更に遭ひ又は喪はれたる場合には、其の約定の基礎は既に解消して其の義務は熄む」と、說明して居る(一二)。ホワートンは「條約の存在理由が消失せる凡ての場合、又は不合理なる犧牲を拂ふに非ざれば條約を履行し能はざるが如き事情の變遷があつた場合」を包含せしめて、「事態存續」原則を解釋した(一三)。一體、政治的、經濟的、社會的乃至は地理的事件の爲めに、條約締結の當時に存在せる義務及利益の平等性（イッオリチー）が著しく變化して、其の義務が一方にとつて全面的に或は偏重的となり、反之其の利益が他方のみに歸する樣になること、換言すれば條約の作用が均等性を失ふに至ると云ふことは、全く考へられ得る。於玆、今や對應する利益を伴はずして條約義務のみを負擔する當事國が、若しも其の究極に於ける不平等を生じたる事件を豫見し得たとすれば、恐らく其の國は該條約を締結しなかつたであらう、と云ふことは推定出來ることである。斯る情勢の下に於ては、義務の永久的履行を固守せんとする如何なる判斷の準則（ルール・オブ・コンストラクション）と雖も、衡平又は正義を考究する上より擁護出來るものではなく、且此場合若しも其の義務が私法上の夫れであるならば、恐らく其の履行は國內裁判所に於て强制されることは無いであらう。

學者の中には「事態存續」原則が約定に適用される狀態は極めて漠然且一般的であり、其の爲め一方當事國に依り、何等かの程度に於て利益が義務履行と一致せずと考へられる時は、何時にても條約の改訂又は失效を要求し得、と定義する者もある。斯てヘフターは、國家は其の條約義務の履行が「其の國人民の權利及福祉」と一致せざる時は、何時にても條約を否認し得ると立論し(一四)、更にフィオーレは、「何等かの點に於て一國民の自由活動の發展を抑壓し、或は其の產業又は商業の發展を妨害し、又は其の固有權（ナチユラルライツ）中の幾許かの行使を阻礙し、或は如何なる方法に於ても絕對正義の乃至は至高の自然法（ローオブライト）の原則を侵犯する處の、一切の條約は無效（ナル）と看做さるべきである」と主張した(一五)。イエリネツク及ブルンチュリーは、此法則を若干同樣なる一般的流儀（ファッション）を以て解釋し(一六)、更に、凡ての國家は條約が「時代後れのもの（アンチクエイテッド）」となり、或は「情勢と一層調和する」他のものと換置される樣になつた時、其の條約を廢棄する權利を有すると云ふことを事實上支持するに至

つたトライチェッケ(一七)も亦、前者等と同一範疇に屬する。併しながら結局、條約の有效持續性は一般に各當事國の判定又は隨意に依存せしめらるゝが故に、非常に極端な解釋は殆ど擁護され得ないのである。現今最も權威ある學者達は、「事態存續」原則は、國家の生存上に於て、單に自然的且正常的な事態の變遷が生じたる時でなく、非常に例外的な情勢に際してのみ之を援用し得ることに、意見一致して居る。夫れ故、情勢の變遷が單に負擔及利益の衡平を阻害する結果を生じ、從て條約義務が他方に對するよりも一方に對し一層苛重となりたる凡ゆる場合に、此原則が援用され得るものと了解すべきではなく、其の變遷とは、條約義務の繼續的履行を著しく不衡平、不　正、壓迫的、履行困難たらしむるが如きものであるか、或は又當事國の一方の尊嚴若くは主權を毀損すると云ふが如きものでなければならぬ。

「事態存續」原則の異常なる解釋は、白耳義の中立に關する一八三九年の條約に關聯して、一九一四年、若干の獨國人及數人の米國人法學者に依り採用せられた。彼等は、該條約が既に腐朽なものとなつた結果、最早獨國を拘束せざるに至つたと云ふ論題を擁護して、一八三九年乃至一九一四年の白耳義人口の增加・白耳義の阿弗利加コンゴー地域獲得・白耳義軍隊の增強及白耳義による若干の有力要塞の建設を擧示し、是等は何れも一八三九年に存在せる情勢をば、該條約に關しては最早獨國(當事國の一たり)を拘束するものでないと云ふことを正當化する程、著しく變化させて了つた、と論證した(一八)。併しながら斯の推論方法の誤謬は、右言及せられたる變化が、假りに少しでもあるとすれば、夫れは一八三九年の條約に對する諸當事國の義務を、又、白耳義並に歐洲の爲めに創設せんとした利益を、何等本質的方法を以て變ぜんとする如き性質のものでない、と云ふ事實に存する。若し人口の自然增加・附加的領土の獲得・一國軍備の强化・等々が、條約を一方當事國の意思を以て廢棄及失效せしめ得る情勢であるとすれば、自己の爲さんと欲する時其の古き條約より脫し能はざる國は、今日殆ど無いのである。

明かに、「事態存續」原則を實際に適用するの困難は、論爭を生じたる場合、此原則の基礎を爲す事態の變遷が、果して條約の改訂若くは失效に關する要求を正當化するが如きものなりや否やに就き、決定を下す普遍的判定の缺除に在る。斯る

情勢下にある以上各當事國は自己の判斷に據るの外はないが、然し不滿當事國が夫れ自身の一方的行爲により條約を拒否せざる限りは、變化せる情勢が條約義務の解除に關する要求を正當化するが如きものなりや否やに就き、自らの爲めに判斷する他方當事國の權利も亦許容されねばならぬ。從て此場合兩當事國は共に判定者なるが故に、兩者間に同意が必要となつて來る。之が不可能なる場合、合理的解決は常設國際司法裁判所若くは仲裁の法廷に此紛爭を附託するにあるであらう。今日諸國が受けつゝある事態の急速なる變化に鑑み、「事態存續」原則が將來益々頻繁に援用せらるべきことを考量する時、凡て條約は、變化せる情勢が其の作用上本質的に不平等ならしむると思はるゝ際は、何時と雖も之が改訂を要求し得る各當事國の權利を認むる條項を、適宜含むべきであり(一九)、且又若し諸當事國が、變化せる事態が改訂に對する要求を正當化することに同意出來ない場合には、問題は共通の審判者卽ち仲裁者の決定に附託せらるべきである、と云ふことが提案されて居る。事實、「條約解釋(インタープリテーション)」に關する各當事國間の紛爭の仲裁に就き規定した條約も多く、又例へば既述のサン・ゴタール鐵道に關する三國條約の如く、條約の「適用(アプリケーション)」を含む紛爭は何れかの當事國の要求に依り仲裁々判に附託さるべき旨、規定せるものもある。若し右の時獨國がサン・ゴタール條約の改訂に對する同意を拒否したと假定すれば、恐らく、瑞西は改訂に對する其の權利の問題を仲裁々判に委ぬる樣、要求するのが當然であつたに相違ない。

「事態存續」原則の適用に際して究極の問題は、論爭の主題卽ち原則が不滿當事國に與ふる權利の範圍に存する。或る學者、特に古い學者の中には、此原則の基礎たる事態の變遷が實際に生じたる場合、爾後條約は腐朽のものと看做され最早不滿當事國を拘束せずと主張し、而して斯る當事國は當該條約を否認し或は一方的行爲により之を破棄出來ると云ふ結論に達した者もある(二〇)。露國は、一八七〇年には黑海の中立に關する一八五六年の巴里條約の規定より、又一八八六年にはバツームの自由港に關する一八七八年の伯林條約第五十九條より、夫々脫退する旨を宣言したが、兩回共此原則に基き行動したのであつた。更に一九〇八年墺洪國が、右伯林條約第二十五條を侵害してボスニア・ヘルツェゴヴィナを合併せる時、竝に一九一四年獨國が一八三九年の白耳義中立條約は既に「事態存續」原則の作用に基き腐朽となつたと主張せる時

も、亦之と同一事情にあつた。併しながら、「事態存續」原則は、不滿當事國に對して、此原則の基礎たる事態の存在を單獨に判定すべき、乃至は任意に條約を拒否し廢棄し又之より脫退し得べき、無制限の權利を附與するものではない、と信ぜられる（二一）。最も權威ある近世及現代の國際法學者は、此原則は、單に不滿當事國に對して、條約の改訂乃至失效或は他條約による換置を要求する權利を、與ふるに止まると云ふ說を支持し、且一層正確に之を認めて居る。而して先以て不滿當事國は、條約が改訂又は失效に歸せしめられねばならぬと云ふ自國側の理由を、並に之が是非に就き對手方に十分なる考慮を要請する所以を公表して、他方一乃至數當事國と折衝すべきである（二二）。此手段はクレイトン・バルワー條約に關してブレーン及オルニー兩長官の採れる態度――即ち條約締結後に生じたる、事態の變化を主なる理由として他條約との換置を要望せる時の態度であり（二三）、而して又中華民國が其の白耳義との條約に關して遂行せる過程も之であつた。他方當事國と協議することなく、又其の條約義務より解放されんが爲めに努力を拂ふことなくして、上述の條約より脫退したる時に、或は爾今之に拘束されざる旨宣言したる時に、露國、墺洪國及獨國の採りたる行爲は、彼等を條約破棄者且歐洲平和の妨害者であると云ふ非難に直面せしめた。露國及墺洪國の場合に、若し條約改訂に對する他方當事國の同意を、豫め商議を通じて求めて居たならば、恐らく同意は獲られたに相違なく、之は想像に難からざる處である。

〔結論〕[1]　不滿當事國は他の一乃至數當事國が、條約の改訂、失效又は他條約による換置に關する要請に就き考慮することを拒絕したる場合に、乃至は要請考慮後に拒絕せられたる場合に於てのみ、自由に其の締結されて居る條約を拒否し或は廢棄しても差支ないと信ぜられる。尤も斯る場合には、條約締結の際各當事國により豫見又は考究せられざりし變化せる事態の結果として、條約の作用が非常に不平等となつて、條約義務が殆ど一方に偏すると同時に其の利益が他方に偏するに至つたこと、並に義務の繼續履行が一方當事國にとつて困難となり、或は國家の正常なる發展を阻害し、又は其の尊嚴及主權を實質的に毀損するに至つたことを、何れも實證するの要がある。是等情勢の下に在つて、斯る條約を廢棄し且失效せしめんとする國家の權利を猶ほ否定することは、國家が其の獨立及主權に對する重荷（インキューバス）より離脫せんとする權利を否

1)　本書の著者之を附す。

定すると同様であり、斯の如きは決して許容さるゝものでなく又他方當事國と雖も必ずや之を强制せんとはしないであらう(二四)。

若し條約が、決して不滿當事國の自由意思に依り締結されたもので無く、寧ろ中華民國の關する條約の或るものに觀らるる如く、壓迫の下に强請されたものであるならば、更に又條約が、事態變遷の結果で無く條約夫れ自體の條項により故意に設定されたる不平等性(イニクヮリチー)に基礎を置くものであり、且殊に夫れが不滿當事國の主權を毀損する不平等性のものであるならば、他方當事國が該條約の變更、廢棄或は他條約との換置に同意するを拒む場合に、該條約を失效せしめんとする不滿當事國の權利は、全く論爭の餘地なきものと考へられる。蓋し、然らざれば國際法が國家の平等性及主權の原則に依存する必要條件(ポスチユリット)が、實際上無意味なものとなるからである。

(一)——Yang Kwang-Sheng (楊光生), "China Abrogating Unfair Treaties with the Powers," Current History, Feb, 1927, p. 968.

(二)——Blociszewski, *L'Annexion de la Bosnie et de l'Herzégovine*, 17 *Rev. Gén. de Dr. Int. Pub.* (1910), p. 441.

(三)——Scelle, 20 *ibid.* (1913), pp. 484 *ff.*

(四)——Fauchille, *Traité de Droit International Public*, t. I, troisième partie (1926) p. 386.

(五)——『ヴェルサイユ條約』第四三五條參看。

(六)——*Rev. de Droit. Int. et de Lég. Comparée*, 2nd ser., t. II, p. 106.

(七)——*Ibid*, 2nd ser., t. t. VI, p. 299.

(八)——Fauchille, *op. cit.*, p. 388.

(九)——條約の再審議を勸告するには滿場一致が必要であり、而も今や五十六箇國(原註の儘)が聯盟總會に代表を派して居るの

で、此團體(國際聯盟)は斯る機能を實行するには全く不適當なものとなつて居る。從て明かに、聯盟理事會が、更に進んでは常設國際司法裁判所が、斯る機能を委託されるのでなくてはならぬこと、なる。

(一〇)――Lammasch は之が國際法の原則であることを否認した (*Das Völkerrecht Nach dem Kriege*, 1917, pp. 142 *ff.*)。また Bruno Schmidt も彼の論文 *Über die Völkerrechtliche Clausula rebus sic stantibus* (1907) に於て同様の説を陳べた。

併しながら Kaufmann は之と反對の見解を採つて居る (*Das Wesen des Völkerrechts und die Clausula rebus sic stantibus* 1911)。且 Pfaff も同斷 (*Die Klausel rebus sic stantibus in der Doktrin und der Oesterreichischen Gesetzgebung* 1898)。

(一一)――下記諸學者の説を比較。G. F. von Martens, Law of Nations (Cobbett's trans. 4th ed.), p. 352; Oppenheim, International Law (3rd ed.), Vol. I. p. 692; Kluber, *Europäisches Völkerrecht*, sec. 165; Gessner, in Holtzendorf *Handbuch des Völkerrechts*, Bd. III, S. 80; Jellinek, *Die rechtliche Natur der staatsverträge*, S. 62 *ff.*; Taylor, International Public Law, sec. 394; Kaufmann, *op. cit.*, p. 204.

(一二)――International Law (2nd ed.), Vol. II, p. 109. また Hall は此原則を次の如く説明して居る(International Law, 3rd ed., 351),「約定に對して、如何なる當事國と雖も其の自由意思に依り、契約締結の當時に熟考せられたる處以外の條件の許に、其の契約の拘束力を依存せしめることは出來ない。契約は、之が締結の當時に含蓄せらるゝ拘束力の條件を構成する何物かゞ、本質的に變化すると同時に拘束されないものとなる。」

(一三)――Digest of International Law of the United States, vol. II, sec. 137 a. また Pradier-Fodéréは、「條約は其の締結せられたる處を顧慮して本質的なる事態の變更」が生じたる時、拘束力を有せざるに至る、と主張した (*Droit Int. Pub.*, t. II, pp. 927 *ff.*)。更に Rolin-Jaequemyns は、「事態存續」主義に曰ふ「新しき事態」とは

「條約の履行が重大(マテリアリー)に又は實際(モラリー)に不可能となりたる場合、或は一方當事國が條約により附與せらるべき利益を喪失するに至れる場合にのみ」其の基礎を置き得る、と陳べて居る(*Rev. de Droit Int. et de Lég. Comp., t.* 19, p. 46.)。

(一四)——*Völkerrecht*, sec. 98.

(一五)——*Nouv. Droit Int. Pub.*, t. I. p. 466.

(一六)——Jellinek, *op. cit.*, pp. 62 *ff*. 及 Bluntschli, *Droit Int. Cod.*, secs., 415, 460.

(一七)——"Politics" (Eng. trans. by Dugdale and Torben de Bille), Vol. I. pp. 29, 96.

(一八)——Fuehr, The Neutrality of Belgium, Chs. IV, VII; Hampe in "Modern Germany" (Eng. trans. of a work entitled *Deutschland und der Weltkrieg*), p. 363; Schoenborn, *ibid*., p. 545; Burgess, The European War of 1914—Its Causes, Purposes and Probable Results, p. 171. を參看。

(一九)——中國を一方當事國とする所謂「不平等」條約の大部分は、雙方當事國が大體に於て條約の改訂を——卽ち各十年の終末毎に關稅率及通商條項に關する改訂に付要求し得ると云ふ趣旨の條項を包含して居る。然るに白耳義との條約は他の夫れと異り、明かに、改訂要求權を白耳義のみに許容して居る(a)。

(二〇)——Heffter, Fiore, Treitschke, Jellinek, Pradier-Fodéré の見解が斯うである樣に思はれる。又 Bluntschli も恐らく同樣であらう。

(二一)——米國裁判所(The U. S. Court of Claims)は、米國が一七九八年に立法行爲(legislative act)に依り、佛國との一七七八年の條約を、事態の變化せるを理由として、且寧ろ佛國側に依る條約違背を理由として、取消したのは當然である、と判定した(*The Brig William* and Hooper *v.* United States 22, C. Cls. 201, 408.)。國家が、條約上の權利無き爲め條約を廢棄するとき、單に事情の變遷よりも他の理由、例へば他方當事國が先きに違反したと云ふが如きを理由として、其の行爲を正當化するのが通例である(Crandall, Treaties, Their Making and Enforcement

(a) 本書著者私註——斯る型式は他にもあつた(例へば一八四四年佛清條約第三十五條)。

(2nd ed.), P. 442 を比較。

(二二)——此事に就き以下諸説を比較せよ。Oppenheim, *op. cit.*, Vol. I, p. 692; Westlake, in *Rev. de Droit Int. et de Lég. Comparée.* 1901, p. 394; Fauchille, *op. cit.*, t. I, pt. 3, p. 384; Scelle, 20 *Rev. Gén.* (1913), p. 499; Winfield, 7th ed. of Lawrence's Prins. of Int. Law, p. 306; Bonfils, *Droit International*, sec. 857; Blociszewski, 17 *Rev. Gén.*, p. 441.

(二三)——For. Rels. 1881, p. 554. 及 Moore, Digest, Vol. III, pp. 189 *ff.* 一八九六年、大統領に宛てたるメモランダムに於て、Olney 國務長官は、Blaine, Frelinghuysen 兩氏の聲明を回顧して曰く「若しも變化せる事態が、嘗ては有利と思はれた條項を、今や適用不可能か左もなくば有害ならしむるならば、之が眞正の救濟策は、該條約の存在を否定せんとし又其の規定を離れて説明せんとする巧妙なる企てには存せず、寧ろ全ての事情の再考に付、英國への率直にして正直なる申入にある」と(Moore, Digest, Vol. III, p. 292.)。併しながら、上院の一委員會は、該條約が既に腐朽となりたること且米國は之に拘束さるゝ何等の義務をも有せず、と云ふ意見に基いて報告した (Foster, Practice of Diplomacy, p. 304)。

(二四)——Scelle, 20 *Rev. Gén.*, p. 490 と比較せよ。彼は「斯る場合、不滿を抱ける國は先づ其の對手方署名國との間に取極を結ぶ樣努力せねばならぬ。併し若しも *rebus sic stantibus* 原則が其の條約の更改を要求することに付對手國を説服せしめ得ざる時は、最早其の條約に拘束せらるゝものと考へるの要はない、從て之を廢棄して差支へないのである」と陳べて居る。

第二章　通商關係事項上の權益

第一節　列國通商關係權益の內容

一　撤廢權益と現有權益

第二章以下第五章は、中華民國（一部は滿洲國）に於ける、通商關係事項上の列國權益を、條約を中心に研究したものである。斯の種權益の中には、既に一九二八年―三〇年（民國十七年―十九年）の國民政府外交の最高潮時代に、所謂「關稅自主權恢復」の名の下に撤廢を了したものもあるし、又現に猶ほ從來通りの權益の儘列國の享有して居るものもある。

玆に前者權益を其の第一類とし、後者權益を其の第二類として、淸國の近代的開國以降の諸條約協定類より之を抽出すれば大體下記の通りとなる。固より下記に抽出したものを以て列國權益の全部であると斷ずることは餘りにも冒險に過ぎる。條約に據らざる權益（extra-treaty rights or abuses として識らるゝもの）、乃至は中國の國內法規に據り列國側に許容せられたる權益も、考量に價すること勿論である。併しながら一八四二年『南京條約』以降の夥しき條約類の大集積より列國通商關係權益の形態を抽出すると云ふ、この仕事が、聊かでも認められるならば幸甚である。

第一類——列國の撤廢せる權益（露、獨、墺三國が從前撤廢せるものは之を除く）

一　輸入稅[1]稅率自定權に對する制限

二　輸出稅[2]稅率自定權に對する制限

三　戻稅[3]自定權に對する制限

四　通過稅[4]稅率自定權に對する制限

五　噸稅[5]稅率自定權に對する制限

六　沿岸貿易稅[6]稅率自定權に對する制限

七　陸境關稅に對する稅率輕減（即ち日本の朝鮮・滿洲國境に於けるもの、英國の緬甸・雲南國境に於けるもの、佛國の安南・雲南及廣西國境に於けるもの、以上の三種）

第二類・甲——一般列國の現有する權益及準權益（括弧内に掲げたる條約は、其の代表的のもの若くは擧例的のもの）

基本的諸原則に關するもの

一　通商自由の原則〔英淸一八四二年八月條約第五條〕

二　商業上の自由競爭に對する中國の保障〔佛淸一八五八年六月條約第十四條〕

三　開港市場の制度竝に領事駐在〔英淸一八四二年八月條約第二條〕

1)　進口稅。
2)　出口稅。
3)　存票。
4)　子口稅、子口半稅、半稅。
5)　船鈔。
6)　復進口稅。

四　支那內地（卽ち未開放地）との通商權〔英淸一八七六年九月協定第三款第四〕

五　外國船舶による中國沿岸貿易*〔米淸一八四四年七月條約第三條、列國一八六一年十月制定「沿岸貿易規則」〕

六　外國船舶に對する楊子江上流重慶までの開放*〔英淸一八九〇年三月協定第一〕

七　宜昌・重慶間航通規則に對する合議權*〔英淸一八九〇年三月協定第三〕

八　楊子江通商に關する諸規程及楊子江稅關規則*〔列國一八九八年八月附其の他〕

九　珠江航行に對する人爲的障碍の撤去〔英淸一九〇二年九月條約第五條〕

一〇　黃浦江（上海）、白河（天津）、閩江（福州）水路改良事業の國際的經營〔列國一九〇一年九月議定書、列國一九〇五年九月約定、一九一八年十月約定〕

一一　中國の統一的貨幣鑄造義務〔英淸一九〇二年九月條約第二條〕

一二　貨物の輸出入に關し條約外課金を賦課せらるゝことなし〔佛淸一八四四年十月條約第七條、同一八五八年六月條約第四十條〕

一三　噸稅收入費途に對する制限〔英淸一八五八年十一月協定規則第十〕

一四　關稅收入費途に對する制限〔最初の例・英淸一八六〇年十月條約第三條〕

一五　關稅、鹽稅及一部の常關稅を擔保とする外債〔列國一九〇一年九月議定書〕

開港市場及支那內地に於ける外國人の地位〔治外法權關係と重合〕1)

*　沿岸貿易權及內水航行權關係。

1)　尙ほ中國に於ける外國人の往來・居住・營業・旅行權に就ては次項「通商に外添する權利」に之を一括言及してある。又開市場なる語に就き次項末參考欄齋藤良衞博士の說を看よ。

一六　開港市場に於ける商工業・製造業・其の他一切の適法職業從事權〔佛清一八五八年六月條約第七條、日淸一八九五年四月條約第六條第四、米淸一九〇三年十月條約第三條〕

一七　中國に於ける外華合辦權乃至外國人投資權〔日淸一九〇三年十月條約第四條、英淸一九〇二年九月條約第四條〕

一八　開港市場に對する往來及居住權〔英淸一八四二年八月條約第二條〕

一九　開港市場に於ける家屋及店舖の賃借權竝に之が建設の爲めの土地使用權〔佛淸一八五八年六月條約第十條〕

二〇　開港市場(竝に該地內の外國人用地)に於ける家屋、寺院、墓所、病院、養育院、及學校建造權〔佛淸一八五八年六月條約第十條、日淸一八九六年七月條約第四條〕

二一　開港市場巡行の自由及一般支那內地旅行權〔佛淸一八五八年六月條約第七條、英淸一八五八年六月條約第九條〕

二二　各種目的の爲めにする中國人雇用の自由〔米淸一八四四年七月條約第八條、佛淸一八五八年六月條約第十一條〕

二三　支那語の修得、學問上の事業に助力せしむる爲めの中國人學者の雇用、外國語の敎授、外國書籍の販賣、中國文書籍の購入に關する權利〔米淸一八四四年七月條約第十八條、佛淸一八五八年六月條約第十一條〕

二四　中國に各種機械を輸入し得る權利〔日清一八九五年四月條約第六條第四〕

二五　在華外國人製造品に對する各種の免除及特典〔日清一八九五年四月條約第六條第四、日清一八九六年十月條約第三條〕

二六　外國商標、專賣特許、著作權の登錄に關する權益〔英清一九〇二年九月條約第七條、米清一九〇三年十月條約第九、十、十一條〕

海關制度に關聯するもの

二七　海關總稅務司制度〔英清一八五八年十一月條約規則第十、英清一八六一年文書〕

二八　開港市場地域に於ける常關の海關行政下移管〔列國一九〇一年九月議定書〕

二九　度量衡器に對する中國の保障〔英清一八四三年七月條約第九條、日清一九〇三年十月條約第七條〕

三〇　海關使用度量衡の英國度量衡との換算率〔英清一八五八年十一月協定規則第四、丁清一八六三年七月協定規則第四〕

三一　保稅倉庫制度〔英清一八七六年九月協定第三款第三、獨清一八八〇年三月條約第三條、英清一九〇二年九月條約第五、六條〕

三二　航路標識、燈臺等の設置に對する合議權〔英清一八五八年六月條約第三十二條〕

三三　水先案內者の自由雇用其の他〔英清一八四三年七月條約第一條、同一八五八年六月條約第三十五條、米清一八四四年七月條約第八條、佛清一八五八年六月條約第三十五條、列國一八六八年十一月「水先案內總則」〕

三四　各開港市場徵稅劃一制度〔英清一八五八年十一月協定規則第十〕

三五　外國貨幣による關稅納付〔佛淸一八五八年六月條約第二十一條〕

三六　外國貨幣と紋銀との比率決定に外國領事介入權〔佛淸一八五八年六月條約第二十一條〕

三七　海關兩(テール)の列國金貨に對する相場〔列國一九〇一年九月議定書第六條〕

三八　徵收關稅取扱銀行業者の指定〔英淸一八五八年六月條約第三十三條〕

貨物の流動に關聯するもの

三九　倉庫使用に對する無稅〔日淸一八九五年四月條約第六條第三〕

四〇　輸出入稅免除貨物〔英淸一八五八年十一月協定規則第二〕

四一　關稅額等に關する外國商人及海關間紛議解決方法〔英淸一八五八年六月條約第四十二、四十三、四十四條、英淸一八六八年五月「會訊章程」〕

四二　通商條件違反に關する處罰方法及過料金最高額に對する制限〔英淸一八五八年六月條約第三十七、三十八、四十七、四十八條〕

第二類・乙——各國に專屬する權益及準權益

一　英國の西藏及雲南に於けるもの

二　佛國の雲南、廣東及廣西に於けるもの

三　日本の滿洲及蒙古に於けるもの
四　日本の支那本部に於けるもの
五　蘇聯邦の滿洲、蒙古、新疆及支那本部に於けるもの

2　通商に外添する權利（外國人の往來居住營業旅行權）

茲に謂ふ通商に外添する權利とは、外國人の往來、居住、營業、旅行に關する諸權利が之である。固より治外法權、租界、租借地、內水航行權、外國軍隊駐屯、等々の權益も、觀方に據つては均しく「通商」を掩護し或は之の據點となるべき權益ならざるはない。併しながら、這の往來・居住・營業・旅行の諸權利は外國人の內地雜居が原則的に禁示されて居る今日、外國人が中國に於て通商を營む場合に、之無くしては該通商を存立せしめ能はざる底の基本的權利である。却說、本項述ぶる處の權利に就ては既に前項中「開港市場及支那內地に於ける外國人の地位」に於て、其の類型並に根據條項を例示する處があつたが、以下是等の權利に就き條約上進展の後を簡單に辿ることゝする。[1]

清國との條約により最初に通商權を獲得したのは露國である。露國は一六八九年の『尼布楚（ネルチンスク）條約』[2]より一七九二年の『恰克圖（キヤフタ）市約』に至る諸協定に於て、支那北邊蒙古方面に對する通商權を獲得し、更に一八五一年の『伊犂條約』に依り支那西邊新疆方面に對する通商權を取得した。併しながら是等は所謂「海洋國との通商」でなく、又大體歷史的考證の範圍に屬するが故に、本項に於ては之を取扱はないこ

1）　營業權に就いては本項末段に於て言及。
2）　尼布楚は元來ニプチユにしてネルチンスクの別名なるも、從來便宜上之をネルチンスクと讀んで居る。

とゝする。

阿片戰爭の結果「南京城下之盟」として、「不平等條約」の元祖たる、一八四二年（道光二十二年）の英清『南京條約』は成立した。該條約第二條に於て英國は、廣東・福州・廈門・寧波・上海の五港の開放を約せしめたが、これ所謂 Treaty ports; Open ports（條約港、開港場、通商口岸[1]）の濫觴であつた。即ち同條に於て英國民は「其の家族從者を携へて商業に從事する爲め迫害又は拘束を蒙ることなく」、五港に居住する權利を獲たが、英國民（最惠國條款を有する關係國民）は此權利と、右條約第一條に曰ふ「兩國の一方の臣民は他の一方の版圖内に於て其の生命及財産に付十分なる安全と保護とを享有すべし」との規定、竝に「開港場に居住し若くは滞在する米國民は家屋、病院、禮拜堂、墓所を建造する爲め家屋又は土地を賃借することを得」（『望廈條約』第十七條）との規定と相俟つて、五港に關する限り、其の居住及營業の自由、身體及財産の安全を保障せらるゝに至つた。各開港場地域の限界に關しては、「米國船舶の碇泊地（開港場）に於て米國民は、其の近隣の地に往來することを得」、「各五港に於て地方官憲は領事と協議の上、米國民が踰越するに於ては違法となるべき境界を劃定すべし」（『望廈條約』第十七條）と規定せられた。五港開放前、廣東は清國政府の自由意思により外國通商の爲めに永らく開放されて居たが、其の商取引は「當該目的の爲め清國政府より特許を得たる行商人（公行）—Hong Merchants; Co-hong」を對手としてのみ許されて居たのであり、又外國人の上陸居住權は認められて居なかつた。斯

1）開港場（Open port）と條約港（Treaty port）とを區別する者もあるが、對華條約權益研究上に於ては其の必要を認めない。

て英國は右『南京條約』に依り、一七九三年(乾隆五十八年)其の初代使節マカートニー(George Macartney)をして乾隆帝に謁せしめたる時以來の、懸案を解決し得て、玆に清國に條約港を獲得したのである。清國にとり片務的なる一般最惠國條款も亦、一八四三年の『虎門寨追加條約』第八條により、列國に率先して英國が取得した處である。

尙ほ五港の中、福州廣東の兩港就中廣東に對する開放の實施は、該地に於ける排外熱の劇烈な爲め「地方官憲は當分市の人民を抑制し能はざるに因り」一時延期されること〻なり、一八四六年四月之に關して「英國は決して權利の要求を退讓し又は放棄したるに非ず」との條約が成立を見るに至つた。[1] 次で廣東への入市に就き、翌一八四七年四月六日、[2] 清國欽差大臣耆英は「今日以後二年を經過せば英國官民は自由に廣東に入るを得べきこと」に豫め承諾を與へたのである。

以上英國の權利は、忽ち米佛等の諸國による清國との個別的條約[3]の成立に伴ひ、是等の諸國に條約上の權利として擴張されるに至つた。併しながら右五開港場制度の發生は清國鎖國政策の部分的拋棄を意味するに過ぎず、從て外國人が五港相互間は勿論五港以外の內地へ赴くことは未だ條約上許容されて居なかつた。此處に居住旅行權の伸張が問題となる必然性が潜んで居たのである。

英佛聯合軍戰爭(第一次)を直接間接の動因として、一八五八年(咸豐八年)に締結せられたる露、米、英、佛四國及清國間の諸『天津條約』は、外國人の居住旅行權に多大の進展を齎した。[4]

1) 一八四六年四月四日(道光二十六年三月九日)附英清『外國人ノ廣東入市及英國軍隊ノ舟山島撤兵ニ關スル條約(convention)』第一條。虎門寨に於て署名。
2) 道光二十七年二月二十一日。
3) 一八四四年米清條約、同年佛清條約、一八四五年白清協定、一八四七年瑞諾清條約。
4) 更に多數の國が此『天津條約』を準則として清國との間に修好航海條約を締結したのである。

諸『天津條約』を通覽して次の特徴を摘記出來る。先づ露國は初めて海洋貿易權と最惠國條款とを獲得し、此點に於て「海洋國」と條約上同等且つ牽聯性を有する關係に立つに至つた。又開港場は從來の五港の外に、支那本土に於て登州、鎭江、南京、九江、漢口、汕頭(潮州)、海南島に於て瓊州、滿洲に於て牛莊(營口)、臺灣島に於て臺灣府[1]、淡水が、新たに指定せられた。尤も是等諸港の中には種々の事情により直ちに開港が實行されず、暫時條約上の權利に止まつたものもある。次に開港場(Open ports)と併立すべき開市場(Open marts)なる語の發生を認めなければならぬ、卽ち佛淸條約第七條に曰ふ「前條海岸及河岸に所在する淸國港津並に都市(les ports et villes)」の港津を開港場、都市を開市場と區別することは、其の雙方を含めて開港場乃至條約港と爲すより、便宜であるからである。[2] 外國人の地位に關し『天津條約』は五港開放條約の規定を一段と進めて、例へば佛淸條約に在つては、開港市場に於て「完全なる保障の下に何等の障礙なく旅行、居住し、及商工業の經營」に當り得るものと爲し、更に旅券(パスポート)[3]の所持を條件として「各地點(開港市場)相互間を巡行し得」るものと約定し(以上佛淸條約第七條)、更に英淸條約に在つては、「娯樂又は商業上の目的の爲め」一定條件の旅券所持者は「內地の何處にも旅行することを得」と擴張され、一方又「開港場[4]より里程百淸里[5]を超えず且五日を過ぎざる小旅行を爲す者に就ては旅券を要せざる」こと、なつた(以上英淸條約第九條)。

1) 現在の安平を含む臺南の地に當る。
2) 此點中國文に於ては單に「口」なる字を以て兩者を表はし得る。
3) 護照。
4) 開市場同斷。
5) 約三十五哩、例へば蘭淸一八六三年『修好及通商條約』第三條には此註がある。

旅券により旅行し得る內地の境域に就ては條約上別段の制限が無い、但し例へば、一八五八年英淸『天津條約』第九條及一八六三年丁淸『修好、通商及航海條約』第九條は、「政府敵對者に依り擾亂せられたる南京其の他の都市に付ては其の恢復せらるゝ迄は旅券を交付せず」とし、同年佛淸『天津條約』第八條、及一八六五年白淸『北京條約』第十條は、「在淸佛(白)國官吏は自國國民が旅券を請求するとき、叛徒の起らざる地點に限り其の國民に對して旅券を下附すべし」と規定し、恰も叛亂地方を旅券下附に對する一の制限地域と爲すものゝ如くである。併しながら是等の規定は、當時淸國の內亂たりし太平天國及捻匪の騷擾を考量に入れて解釋する必要がある。太平亂徒が南京を陷れて國都と爲したのは一八五三年(咸豐三年)二月であり、同亂が滅亡したのは一八六四年(同治三年)八月であるから、『天津條約』及之に追隨せる諸條約に規定する問題の條項は、孰れも此亂による騷擾地域への外國民の旅行を禁止する目的より設けられたものと解すべきである。尤も右白耳義との條約の如きは同亂鎭定後に成立せる取極ではあるが、當時捻匪は猶ほ猖獗を極めて居り、同條約起草者が是等の擾亂地を目標に置いて居たことは明かである。實際問題として叛亂地への外國人旅行が不可能であることは勿論であるが、何れにもせよ、是等の條項を旅券發給の場合の普遍的條件と看做すの說は採り難い。尤も領事が居留民よりの旅券申請に對して、叛亂其の他の事情を考量し之が發給を拒絕する實際の場合もあり得るが、斯の如きは條約上領事に與へられたる權限と何等關係のあるものではなく、專ら右權限の行使に對する領事國法規の定むる處に依るのである。

『天津條約』はまた、外國人に各種中國人雇用の自由を附與した。雇用し得る中國人の種別に就き、佛淸條約は、「買辨、通譯、學者、職人、船員、僕婢」と列擧し、英淸條約は「淸國政府は英國臣民が法律上の規定に從ひ(in any lawful capacity)淸國臣民を使役するに對し何等の制限を加へざるべし」と包括的に規定した。此點に就き伊淸一八六六年の『修好、通商及航海條約』は、「淸國政府は伊太利國民が書記、通譯、職工、海員の如き法律に依り許可せられたる職業ある淸國臣民(sujets chinois

d'une profession quelconque permise par les lois)を使用することに付方法の如何を問はず抗議することを得ず」と、一層賢明に規定して居る。

外國人の居住し得る地域を種別的に觀れば、條約による開港市場、中國の自發的に開放せる開港市場(所謂自開商埠)、外國租界(滿洲に於ける嘗ての鐵道附屬地も亦同斷)、外國租借地、北京外國公館區域(レゲイションクオーター)——以上が正式居住地或は原則的居住地であり、其の外、特定限界の目的を伴ふ一般內地[1]、中國政府永年の默許に依り慣行卽ち所謂「條約外特權[2]」と看做さるるに至つた一部の內地[3]、特殊の租地乃至使用地—例へば廬山、雞公山、北戴河に於ける避暑地等に、分類出來る。更に、日華一九一五年『南滿洲及東部內蒙古ニ關スル條約』第三條に曰ふ、「日本國臣民は南滿洲に於て自由に居住往來し各種の商工業其の他の業務に從事することを得」との規定は、外國人內地居住禁止原則の特殊的例外を爲すものであつた。之と同時に、一九三一年の蘇華間取極(新疆省政府を一方當事者とす)[4]に基き主張し得る(假定)蘇聯邦人の新疆省に於ける通商の自由及居住、竝に淸國に依る臺灣割讓後事實上の問題となれる福建省(殊に廈門・汕頭附近)內の所謂我臺灣籍民の存在も亦本問題に關聯する事項である。

また外國人宣敎師(新敎舊敎を問はず、慈善事業家之に準ず。——日本人僧侶は如何、此問題は多年日華間に懸案となつてゐる)及船員は、條約上、一般外國民と異る地位に置かれて居

1) 例へば英淸一九〇二年『マツケー條約』附屬の『追加內地水路汽船航行規則』第三條に曰ふ英〔外〕國商人の內地出張、日淸一八九五年『媾和條約』第六條第三に曰ふ日本〔外〕國民の內地に於ける倉庫の一時的借入權に伴ふ滯在、揚子江及西江に於ける寄港場。
2) Extra-treay privilege.
3) 例へば外國公館區域外の北京城內には日本人による、(廈門附近には我臺灣籍民による)居住竝に土地所有權の慣行がある。
4) 此取極が條約なりやに關しては疑議がある。

るが、(前者は一般內地に雜居し得、後者は其の性質上一般民に先立ちて開港場相互間を巡行し得た)玆には之が硏究を省略する。

次に外國人の居住・往來の權利が如何なる目的の下に認められて居るかと云ふに、之は先以て所謂營業の爲めと一言出來る。併して營業權に就ても條約上種々の進化が見られる。例示すれば、英清一八四二年『南京條約』第二條は、單に「商業に從事する爲め」と規定したに過ぎなかつたが、佛清一八五八年『天津條約』第七條は、「何等の障礙なく旅行、居住し、及商工業の經營」に當り得る權利を認め、營業權は旅行權と相俟つて一層具體化するに至つた。更に日清一八九六年『通商航海條約』第四條は、「商工業製造業を營み又は其の他一切合法の職業に從事し」得る權利に迄之を進展せしめたのである。斯て營業權は條約上頗る廣範圍のものとなつたが、玆に如何なる職業が合法なりや否やの問題を考慮しなければならぬ。此問題は當然治外法權に關聯して來る。卽ち治外法權國人の場合、該國人の在華職業の合法非合法に關する決定權は法權國の法令に依つて決定せらるゝのである。[1] 例へば一般漁業權の如きは、中國政府の外國人に對して禁止する處であるが、實際上此禁令は治外法權國に於て同意せざる限り、該國民を拘束するものとは謂ひ難い。之と同樣なる事例は、一九三〇年(民國十九年)國民政府の公布せる『外國人入國護照檢査規則』及『同上施行細則』に列擧せらるゝ入國禁止の諸場合に就ても見受けられる。卽ち中國官憲が一法權國人を浮浪人なりと認めても、法權國官憲に於て然らずと解

1) 縱令中國政府が或る業務を非合法なりと斷定しても、此解釋を該權國民に强制する方法がない。又法權國の認むる合法職業に就き本書第八章「外國租界」上海其の他の項を看よ。

釋するときは、中國は事實上該國人の入國を禁止し得ないのである。尤も該國人が眞に浮浪人たる場合には、彼をして中國に居住せしめることは、友好通商條約の本旨に違反する所以であるから、法權國としては國際信義の上よりもこれを中國領域より追放するの處置に出づるのが當然である。而已ならず事實法權國は各自國民の在華居住に付一定の限界を示す諸種の法令を設けて居る。

最後に、中國一般內地に對する外國人雜居の問題は、勿論「不平等條約」殊に治外法權の撤去と不可分の關係にあり、(註) 去ればこそ、國民政府は一九二八年十一、二月の對白、伊、丁、葡、西諸國との各『友好通商暫行條約』附屬書に於て、之に關する其の將來の方針を指示したのであつた。該附屬書は *mutatis mutandis* を以て大體同文であり(尙ほ細かい點に於て白耳義關係のは他と異る)、伊太利關係のもの(同年十一月二十七日附)を例示すれば次の通りである。

附屬書第三――本官は茲に中華民國國民政府の名に於て下記の聲明を爲すの光榮を有す。伊太利國臣民が中國に於て其の享有する領事裁判權及其の他特權(the privileges of consular jurisdiction and other special privileges)を停止したるときは、且兩國の關係が完全平等の地步に達したるときは、中國人民が伊國の法律章程に規定せらるゝ範圍に從ひ伊國領土の一切の部分に於て居住、營業及財產所有權を享有するの事實に鑑み、在華伊國臣民に對して、其の法律章程の規定する範圍に從ひ同樣なる權利を許容すべし。以上。

註――「治外法權制度が廢棄せらるゝか又は實質的變更を受くる迄は中國全土を外國人の通商に開放せざるを以て得策と爲す」、と云ふのは中國多年の方針であり、華盛頓會議の際中國全權の言明せる處である。

參考(齋藤良衞博士の開市場に對する解釋及滿洲國獨立と開市場論)――齋藤良衞博士は『外國人ノ對支經濟活動ノ法的根

據』なる著述[1)]に於て開市場なる語に付次の如き解釋を持して居られる。「開市場トハ條約國民ノ對支經濟活動ノ根據地タル支那ノ特定市邑ノ全部又ハ一部若クハ特定市邑ヲ含ム特定地區タル支那領域ニシテ、支那ノ一方的意思表示又ハ國際約定ニ依リ設定セラレ、若クハ支那政府ノ默認ニ依リ發生スルモノナリ。從テ開市場ハ (1)條約國民ノ對支活動ノ根據地タルコト (2)特定市邑ノ全部又ハ一部若クハ特定市邑ヲ含ム特定地區タル支那領域タルコト (3)支那ノ一方的意思表示又ハ國際約定ニ依リ設定セラレ、若クハ其ノ默認ニ依リ發生スルコトノ諸條件ヲ具備スルヲ要ス。」(第一卷六頁)と。又博士は開市場を、行政權關係に基き、普通開市場(治外法權國カ自國民ニ對シ屬人的治外行政權ヲ行使シ得ル開市場)、外國專管居留地(特定外國カ專管行政ヲ行使スルモノ)、共同居留地(何レノ特定外國ニモ屬セサル共同居留地行政權ノ行使セラルル地域)、特別行政區域(支那カ回收シタル外國專管居留地ニ於テ外國專管居留地行政權ニ類シタル地方行政權ヲ行使スル地區)の四種に分ち、更に支那政府の開市場設定意思表示の方法に從て、約定開市場(條約其ノ他ノ國際約定ニ依ルモノ——外國專管居留地及共同居留地ノ全部竝ニ普通開市場ノ多數之ニ屬ス)と、自開市場(國際約定ニ基カス支那カ其ノ單獨ノ意思表示ニ依リテ開放シタルモノ——三都澳・赤峰・龍口等)の二種に大別し、尙ほ前者を純然たる約定開市場(國際約定ノ規定ニ從ヒ右約定當然ノ效力トシテ開放セラレ之レカ實施ニ付何等支那政府ノ措置ヲ必要トセサルモノ——例之上海・天津・廣東・廈門等)と、約定自開市場(開放ノ主義カ國際約定ニテ定メラルルモ實施ニ付支那政府ノ措置ヲ必要トスルモノニシテ、國際約定ニ支那カ「自ラ進ミテ開放スヘキコト」ヲ約シタルモノ之ニ屬ス)とに細別して居られる(同卷三九—四〇頁)。

博士は又、「開市場所在地域ノ割讓及ヒ分裂ト約定開市場又ハ約定自開市場ノ存續トノ關係」なる項下に、支那領土の一部に割讓又は分裂が行はれて新國家を生じたる場合、之が約定開市場の地位に及ぼすべき變化に付研究され、滿洲國の獨立に關聯して次の如く論斷されて居る。「日滿議定書ハ日支兩國間ノ國際約定ニ基ク權利利益ノ尊重ヲ約定セルヲ以テ、滿洲國ハ我國ニ對シテ國際約定ノ義務ヲ生シタルモ、其他ノ國ト支那トノ間ノ國際約定ニ基ク第三國民ノ權利利益

1) 昭和十二年十一月第四卷まで印行(第五卷以下續稿)、外務省通商局刊、非賣。之は博士が其の舊著『支那經濟條約論(開市場ノ性質)』、大正十一年刊、非賣、を改著されたものである。

ハ建設綱領ナル滿洲國政府ノ一方的宣言ニ依リテノミ保障セラルルモノナルヲ以テ、滿洲國ハ理論上一方的宣言ヲ以テ之ヲ廢止スルノ自由ヲ有セサル可カラス。又他方滿洲國ハ外國人既得權尊重ヲ宣言スルコト屢次ナルモ、既得權トハ滿洲國ニ於テ當然享有スルコトヲ得ル既得ノ權利ヲ意味スルヲ以テ、滿洲國ノ獨立ニ依リテ當然消滅スヘキ支那ノ條約、其他ノ國際約定ニ依リテ享有シタル權利ハ之ヲ既得權ト曰フコトヲ得ス。此意味ニ於テ開市場ノ制度ニ對スル權利ハ外國人ノ既得權ニアラス。從テ外國又ハ外國民ハ約定開市場又ハ約定自開市場ヲ獨立以前ト同樣一般條約國民ノ居住及ヒ業務ノ爲メ之ヲ開放シ置クコトニ付キ、權利トシテ滿洲國ニ對シ主張シ得ヘキ根據ナシ。故ニ滿洲國ハ一方的宣言ニ依リテ開市場制度ヲ存續シタルト同樣、一方的宣言ニ依リ此制度ヲ廢止スルコトアリトモ、新ニ條約其他ノ約定ヲ以テ之ヲ協定セサル限リ如何トモシ得サル理ナリ。」（同卷一七七―八頁）。

第二節　列國の撤廢せる權益

一　國民政府による關稅率自定權恢復

列國との合意に依り、既に中國（滿洲國）は獨立主權國固有稅權の一部たる關稅及之に關聯する諸稅（輸入稅・輸出稅・通過稅・噸稅）の稅率自定權（tariff autonomy）を恢復し、且つ陸境關稅率の輕減を廢止した――世界大戰に原因する露・獨・墺洪三國の在華權益撤廢は夫々當該國關係の部分に於て考究すること丶し、玆には之を取扱範圍外とする。抑も、一九二八年乃至三〇年代に國民政府外交の黃金時代を現出せる所以のものは、實に右關稅率自定權の恢復に負ふ處頗る大なるものがあつた。這の國民政府外交の勝利は、當時「關稅自主權恢復」と謳はれ、一般人士中には恰も中國が海關制度竝に通關手續等の全般に關

する國家主權(例之 administrative rights of the Chinese Maritime Customs)を恢復したかの如き感を抱く者すらあつた程である。併しながら、關稅自主權なる語は動もすれば、關稅並に通關關係全般の國家主權を意味する樣解せらるゝ虞れあり、從つて場合に依つては關稅率自定權を含むより以上のものを包藏する筈であるから、兩者は嚴に之を區別して使用するのが妥當であると信ぜられる。

國民政府による關稅率自定權恢復の歷史を顧みるに、先づ一九二八年(民國十七年)七月二十五日附對米國條約――所謂宋・マクマレー協定の俗稱あり――を第一聲として、以下同年中に締結せられたる獨國[1)](八月十七日附)、諾威(十一月十二日附)、白耳義(十一月二十二日附)、伊國(十一月二十七日附)、丁抹(十二月十二日附)、和蘭(十二月十九日附)、葡萄牙(十二月十九日附)、瑞典(十二月二十日附)、英國(十二月二十日附)、佛國(十二月二十二日附)、西班牙(十二月二十七日附)の諸國との條約に依り、順次關稅に關する平等原則を樹立し得たのである。然るに獨國を除く右十一箇國との條約は、何れも最惠國條款の效果により、日華間に同樣なる關稅協定が成立を見ざるに於ては、中國の關稅率自定權恢復は其の效力を發生し得ざる狀態に置かれて居た。斯て日華間の關稅交涉は俄然最重要性を帶ぶるに至り、兩國當局者は折衝に折衝を重ねたが、何分所謂王正廷外交の極盛時とて國民政府側の要求には氣焔當るべからざるものあり、商議は容易に妥結に至らず荏苒一九三〇年を迎へた。同年(昭和五年、民國十九年)五月六日附『日華關稅協定』は幾多の難點を克服して兩國間に合意を齎せるもの、之により所謂關稅自主權問題は、一八四二年『南京條約』以來の差等關係を淸算し得る劃期的成果を與へらるゝに至つたの

1) 一九二一年五月二十日附獨華協定により獨國は原則上既に中國に於ける特權を放棄して居る。詳細は第五章獨國關係の項末を看よ。

である。以上十三箇國との關税條約の內容に就ては第三章乃至五章の當該國關係項の末段現狀の箇處に夫々詳述して在る。

上述國民政府外交の成功は財政部長宋子文、外交部長王正廷の兩人をチャンピオンとして贏得たものであるが、宋は其の第一聲たりし米華間條約の創結者として、王は爾餘關係條約全部の署名者として、夫々記錄に値する主役者であつた。

2　列國の關税權益撤廢に對する條件と國民政府の態度

前顯諸權益撤廢に對する條件として、國民政府は前記諸條約に於て、釐金、常關税、沿岸貿易税[1]、通過税[2]、其の他之に類似する一切の課金を「最短期間ニ最大可能ナル範圍ニ廢除」すべき旨を誓約したのである。然らば是等の誓約は爾後如何に遵守せられたであらうか。

先づ釐金に就て言へば、一九三〇年一月十七日國民政府は、「本年十月十日より釐金及其の他同樣なる税課は全國を通じて之を廢止すべし」との布告(mandate)を發し、更に同年十二月には、「一九三一年一月一日より釐金及貨物の通過に對して課せらるゝ他の一切の税課は、沿岸貿易税竝に內地子口税と共に之を廢止すべし」と重ねて聲明する處があつた。次で中國海關は一九三〇年十二月十九日附、同三十日附、一九三一年一月九日附、同五月十一日附、同十八日附、同二十日附、夫々總税務司告示(Customs Notifications)(註)を以て、釐金の廢止方を公表した。

1）　沿岸移出入税、復進口税。
2）　內地子口税。

註――殊に總税務司告示第四一五八號には「(一)統税(consolidated tax)、統捐(consolidated dues)、專税(special tax)、貨物税(goods tax)、鐵路貨捐(railway goods tax)、郵包税(parcel tax)、落地税(*lotishui*)等々の如き名義を以てする、一切の釐金を廢止す。(二)海關管理下半徑五十支里内の條約港に於て實施せらるゝものを除き、沿水又は内地總ての常關に於ける徵税は暫時從來の通りとす。(三)内地に仕向けらるゝと然らざるとを問はず通過税は之を廢止す。(四)沿岸貿易税は之を廢止す。」と述べられて居る。

斯の如く法規上より觀察すれば現在釐金は其の姿を沒したことになるのであるが、茲に留意を要するのは統税(Consolidated Tax 又は Consolidated Consumption Tax)(註)の賦課に就てである。卽ち、一九三一年二月一日より、國民政府は統税を新規貨物に對して及ぼすことゝ爲し、從來の卷煙草税、麥粉税の外に綿絲税、燐寸税、セメント税[1]の三種統税を創設實施し、更に同年卷煙草以外の一切の煙草に對し燻煙草税を、麥酒洋酒類に酒精税を夫々新設實施するに至つた。斯して今や統税は關税、鹽税と共に中國政府三大財源の一となつて居る譯であるが、嚴密に檢討すれば斯の種の税が外國よりの輸入貨物を目標とされる時、釐金の廢止を有名無實ならしめるものと謂はねばならないのである。

註――所謂間接税の一種、一九二八年國民政府の創設に係る。統税なる名稱は在來の雜税を整理統一し一箇の統一されたる課税と爲すの意であり、統税品目は一度統税の納付により爾後各地への輸送に際し一切の税捐を免ぜらるゝものである。同税は必然的に徵税の容易にして且收税額の多い品目を選んで賦課せらるゝ譯であるが、中國にて製造されるものと外國より輸入されるものとを問はず同率である。結局、外國品中の統税品目は輸入税以外に統税を重課されることゝなる。

1) 水泥税。

次に沿岸貿易稅(復進口稅)と通過稅(內地子口稅)とは一九三一年一月一日より國定新輸入稅率の實施と共に其の徵稅を廢止されたが、之に代つて元來暫定的性質のものたるべき關稅附加稅(進出口稅附加稅 Revenue Surtax)、並に救災附加稅(Famine or Flood Relief Surtax)が賦課されるに至つたが、此狀態の是正せられざる限り、中國は外國權益の撤廢を幾分不當に利用するものとの評を甘受するの外はあるまい。更に常關稅は一九三一年六月一日國定新輸出稅率の實施と同時に廢止された。併しながら、是等沿岸貿易稅、通過稅乃至常關稅の廢止と相俟つて考量を要するのは轉口稅(Interport Duty)卽ち國內貿易出口稅の創設實施に就てである。該稅は稅收の減退を補ふとの理由を以て一九三一年(民國二十年)六月一日より實施されたものであり、一種の支那土產貨物國內通過稅と看做される。斯の種の性質の稅は從來輸出稅中に包括せられた處であるが、結局に於て輸出課稅の增徵となる場合を生ずることは注意に値しよう。

以上諸稅課の徵收狀況に就ては本書卷末「附錄第四」中の中國海關各種稅課年別表に載つて居る。

第三節　列國權益撤廢後の推移

一　國民政府による關稅改正

國民政府の關稅行政に就ては既に前節に於ても之を述べたが、其の外、國民政府による關稅率改正

は所謂七種差等税率が其の第一着手であつた。即ち關税率自定權正式囘收前の一九二八年（民國十七年）十二月五日、既に多數諸國（日本を除く）との關税條約の締結に成功せる國民政府は、北京關税會議（一九二五年十月—二六年七月）の當時論議せられたる差等税率に基く所謂「七種差等税率」[1]を輸入品に對して課する旨通告を發した。之に對し關係列國が相次いで承認[2]を與へた爲め、國民政府は一九二九年（民國十八年）二月一日より該新輸入税率を實施した。中國關税率制限史上第五囘目の輸入税率改訂が之であつた。此差等税率は多分に自主權恢復濟と云ふ見地に基き、國民政府より「國定税率」の形式を以て公表せられたが、固より關税上國家主權の發露に據るものと斷ずるは失當であり、實は關係列國よりの同意を經たる「協定税率」に他ならなかつたのである。[3]

後一九三〇年五月『日華關税協定』の成立に伴ひ、此七種差等税率は同年十二月末限り廢止されることゝなり、一九三一年一月一日より愈々關税率國家自定權に基く新輸入税率が實施を見る運びとなつた。斯て一八四二年の英清『南京條約』の結果として翌四三年英清間に最初の協定税率が約されてより、玆に八十八年を經て、中國は名實共に關税率自定に關する國家主權を恢復し且之を具現するに成功したのである。

是より先、一九三〇年（民國十九年）一月十五日、國民政府財政部長宋子文は關税行政に關する一布告を發し、

1) 從價七分五厘、一割、一割二分五厘、一割五分、一割七分五厘、二割二分五厘、二割七分五厘の七種。但し或種の煙草及石油を除く。
2) 日本は一九二九年（昭和四年）一月三十日樞密院に於て可決。
3) 後述 100 頁を參看のこと。

『一九三〇年二月一日を期し、爾後外國よりの輸入品に課せらるゝ關稅は金建(a gold basis)により之を徵收すべし。但し爾餘の關稅及賦課金に對しては從來通りの方法により之を徵收すべし。(下略)』

と、輸入稅の徵收に就き從來施行し來れる海關兩(テール)に依る方法を停止し、金單位に改むる意嚮を表明した(即ち一單位は純金六〇・一八六六センチグラム、從て之が換算は米貨〇・四〇金弗、英貨一九・七二六五金ペンス、日貨〇・八〇二五金圓に相當すること、なつたのである。)(註)。此輸入稅金單位(The Customs Gold Unit duties)制の採用は、國民政府の財政建直計畫に從事せるケメラー委員會の勸告に基くものであるが、同時に當時未曾有の銀貨暴落[1]に伴ふ關稅收入減を補整せんとする國民政府窮餘の應急策でもあつた。而も此金建の改制は、關係列國に何等諮る處なく突如一方的意思を以て聲明せられたのである。從て此國民政府の態度は所謂條約違反なりや否や、また多數列國が既に認めたる所謂關稅自主の原則中には斯る國民政府の態度を肯定するものを含むや否や、と云ふ問題を世界に提起したことゝなる。而巳ならず純理より言へば尠くとも當時未だ新關稅條約を締結せざりし日本は、條約上之に反對し得る筈であつた。併しながら事實に於て國民政府は有力なるモーラル・サッポーターたる英米兩國よりは勿論日本よりも抗議に接しなかつた。當時日本朝野を指導せる外交的潮流は、國民政府の强硬意志に押されて「國民政府の此措置には不純性が認めらるゝにしても、其の經濟的苦境に對しては國際的連帶(ソリダリチー)の大局に鑑み、寧ろ多少の苦痛は之を忍んでも寬容なる態度と同情とを以て、彼の難局打開に助力すべきであらう」と云ふに在つたのである。

1) 近世銀史に於ける倫敦銀塊相場は、一九一五年以來急激な昂騰を續け、一九二〇年には遂に八十九ペンス二分ノ一といふ驚異的相場をすら現出した。然るに此當時即ち一九三〇年二月一日には十九ペンス八分ノ七に慘落した。

序でながら、輸出稅に就ては支那事變勃發まで金單位による徴稅方法は採用されなかつた。尤も一九三二年(民國二十一年)三月十日より、銀元本位貨即ち國幣の決定に伴ひ、從來の海關兩(テール)を廢して之に依り徴收されることゝなつた。詳言すれば國幣一元は品位八八、純銀含有量二三・四九三四四八グラムであり、從て一〇〇海關兩(*Hk. Tls.*)は國幣一五五・八〇元(*St. $*)と計出される譯である。

註――金單位による輸入稅計算法を例示せば次の通りである。

イ　從價稅の場合

甲・所謂銀圓にて納稅の場合(但し日本貨幣を以て表示せらるゝ貨物)

貨物日本金價格÷0.8025＝金單位價格

$$\frac{\text{金單位價格}\times 100}{100+(\text{稅率})+7}=\text{金單位課稅價格}$$

金單位課稅價格×(稅率)＝金單位稅額

金單位稅額×金單位對銀圓相場〔正金銀行爲替建値により海關より公示〕＝銀圓稅額

乙・日本金圓を以て納稅の場合

上記銀圓稅額×金圓對銀圓相場〔正金銀行爲替建値により海關より公示〕＝日本金圓稅額

ロ　從量稅の場合

甲・所謂銀圓にて納稅の場合

貨物數量×(稅率)＝金單位稅額

金單位稅額×金單位對銀圓相場＝銀圓稅額

乙・日本金圓を以て納稅の場合

上記銀圓稅額×金圓對銀圓相場＝日本金圓稅額

關稅率自定權の恢復後、國民政府により執られた措置に就て論述することは本書の直接目標外に屬する。從て右に關しては其の推移を簡單に記錄するに止めよう。輸入稅の改訂は前顯一九三一年一月一日附實施後、一九三二年八月四日附、一九三三年五月二十二日附、（一九三四年二月一日附メートル法に換算の稅率表實施）、一九三四年七月三日附を以て夫々改訂實施[1]されて支那事變勃發時に至つて居る。輸出稅に就ては一九三一年六月一日附を以て最初の改訂實施が加へられて、（次で一九三四年六月二十一日附メートル法に換算の稅率表實施）、支那事變勃發時に至つて居る。尤も國民政府は一九三五年六月二十五日、將來轉口稅の廢止される場合其の損失を補ふ爲めに、更に大改正を加へた新輸出稅率を公布し、同稅廢止と同時に實施する意嚮を表明した。

2　國定關稅實施に伴ふ諸措置（國民政府）

尙ほ關稅率自定權の恢復に伴ひ國民政府の執れる諸措置、卽ち（一）戾稅の廢止、（二）領事證明書附送狀（コンシュラー・インヴォイス）制度の採用、（三）原產地記號制度の採用、（四）新度量衡制度の採用——以上に就ては若干言を要する。

（一）戾稅（Drawbacks）は一九三一年（民國二十年）四月一日より廢止せられた。

1）尙ほ他に佛華間取極により、佛國及佛領印度支那より中國に輸入せらるる無煙炭に付輸入稅の增額實施せらる（一九三五年七月二十二日附）。

(二)領事證明書附送狀(卽ち領事簽證貨單・Consular Invoice)の制度は、一九三二年(民國二十一年)六月十一日附國民政府公布の『中華民國駐外領事館發給領事簽證貨單章程(Regulations Governing the Issuance of Consular Invoices)』[1)]及同年六月二十五日外交部部令公布の同上『施行細則』[2)]に準據するもの、要點は次の通りである。

章程第一條――本章程施行の日より、外國より中國に輸入せらるゝ一切の貨物にして其の價格國幣二百元及夫れ以上のものは、積出港又は該港近接地に於ける中國領事館の發給する領事證明書附送狀(コンシユラー・インヴオイス)を添附すべし。但し郵便行嚢及中國海關により認められたる免税貨物は此限りに非ず。

同 第五條――領事證明書附送狀に對する證明料は一組(セット)に付五海關金單位(five Chinese Customs Gold Units)とし證明の都度之を徵收すべし。

同 第十一條――中國領事館の證明料徵收に便ずる爲め、外交部々長は中國海關に依照して中國海關金單位に對する外國金貨幣の等價表を公布すべし。

細則第九條――徵收すべき五海關金單位は一海關金單位を各國金貨幣と換算したる次の定率に依るべし。[3)]

(一)英金	八シル三ペンス	一ペンス・スターリング(一九・七二六五)
(二)米金	二ダラー(二元)	一金弗(〇・四〇)
(三)日金	四圓(四元)	一金圓(〇・八〇二五)
(四)佛幣	五十一フラン	一佛國フラン(一〇・二〇九七七)
(五)獨幣	八金(ライヒス)マルク四フェンニッヒ	一ライヒスマルク(一・六七九)
(六)蘭幣	五ギルダー	一ギルダー(〇・九九五)

1) 全文十四箇條、同年九月一日より施行。爾後の修正玆に略。
2) 全文十七箇條より成る。
3) 表の下段卽ち、一海關金單位を現行各國金貨幣中に含まれる純金量に基き計算せる等價額は、中國海關一九三六年度の公表に據るもの(掲表の外、波蘭幣一ズロチーは三・五六五六、チエツコ幣一クラウンは一六・二〇一)。

(七)	伊　幣	三十八リラ	一伊國リラ (七・六〇〇)
(八)	瑞西幣	十フラン四十サンチーム	一瑞西フラン (二・〇七三)
(九)	白　幣	十四ベルガ四十サンチーム	一ベルガ (二・八七七)
(十)	瑞典、丁抹、諾威通幣	七クローネ五十アール	一クローネ (一・四九二)
(十一)	墺　幣	十四シリング	一墺國シリング (二・八四三)
(十二)	新嘉坡幣	三ダラー五十セント(三元五角)	一新嘉坡弗 (〇・七〇五)
(十三)	印度幣	五ルピー五十アンナ	一ルピー (一・〇九六)

但し右に掲げざる外幣との換算は該地駐在の領事館に於て米國金二弗(元)に對する當該外幣を以て之を決定すべし。本條所載の換算表は各國幣價に變動ありたる時外交部と財政部との協議により之を修正公布するものとす。

次に、(三)原産地記號(所謂 Merchandise Marks)の制度即ち一切の輸入貨物に支那文字を以て其の原産製造國名を記せしむる制度は、一九三二年(民國二十一年)八月一日より實施を聲明せられたもので、海關布告第一二七三號其の他[1]により規定さるゝ處である。

前記(二)及(三)の制度は理論上、治外法權國人の關する場合、法權國の同意を俟つて適用せらるゝものと解すべきである。

(四)新度量衡制度は條約による從來の所謂英米式度量衡或は擔(ピクル)制を廢してメートル法を以て課税單位とするもので、一九三四年(民國二十三年)二月一日より先づ輸入税率に付實施(卽ち之に伴ふ新税率表を制定)されるに至つた。[2] 中國度量衡の統一は多年關係外國の希望せる處で、既に條約上に於て

1) 民國二十一年三月國民政府公布『進口貨物原產國標記條例』。猶ほ國民政府は同時に輸出貨物に對しても原產地證明制度を採用したが之は任意法である。

2) 輸出税率に付ては同一九三四年六月二十一日より實施。

も屢々此種の義務を中國側に負擔せしめた例があり[1]、勿論メートル制の採用は理論上、關係國に於ても異議なき處である。併しながら其の實施が直ちに列國の既得權たる英米式制度の廢止を意味するものと斷ずるは當を得まい[2]。

以上三制度の採用は確かに中國關税制度の完全主權國流關税制度への推進を意味するものであり、又中國海關の地位が國民政府の統治下に純然たる一國內機關化したことの具現化でもあつた。何れにもせよ支那事變勃發前の中國關税行政は、步一步關税率自定權恢復より全般的關税行政權の確立へと向ひつゝあつた譯であり、當時斯の分野に於ける列國條約權益は、現實問題として次第に其の解釋を縮減せざるを得ない情勢にあつたと謂へるであらう。

這の趨勢は、前顯の外にも種々之を示し得た例がある。例へば英華間『廣九鐵道ニ依ル貨物輸出入手續取極』(一九三四年十月一日より滿五箇年有效と協定)、佛華間『滇越鐵道ニ關スル取極』(一九三六年二月二十日附、佛華兩國の平等互惠原則を協定)、『海關管理下ニ在ル中國境界及在邊界以內附近地方ヲ往來經由スル自動車ニ關スル章程』(一九三五年公布、外國自動車による陸境輸出入及旅客出入を律する法規)、『百噸未滿船舶ニ依ル外國貿易禁止ニ關スル海關告示』(一九三一年二月一日施行)、『修正・海關管理航海民船ノ航運ニ關スル章程』(一九三四年十月施行、中國籍ヂャンク貿易の取締に關する法規)の如き、何れも大體這の趨勢をトするに足る中國の關する措置と認められる。尤も理論上、後の三者の如き中國側單獨意思の下に公布せられた法規が、同意なくして其の儘治外法權國人を拘束するとは限らないのである。

1) 本章第一節中第二類•甲に掲ぐる二九、三〇を參看。
2) 本書第六章治外法權中、當該項を參看。

第四節　滿洲國の法益享受

1 緒　言

以上の如く各種の列國權益が撤廢を見たる後、中華民國より分離獨立せる滿洲國は、玆に當然其の法益を繼承享受し得ること、なつた。同時に滿洲國が前顯國民政府の誓約を、「其ノ適用シ得ル限リニ於テ」踏襲すべきことは權宜の措置であらう。以下本問題に對し、滿洲國の海關接收と其の關稅行政との兩部面より之を考察する。[1)]

2 海關接收

建國直後海關の接收を企圖せる滿洲國は、關稅及海關行政が從來中華民國の負擔せる外債と至大な關係を有すること、又之が急激な變動は國際通商上に及ぼす影響の甚大なることを考慮し、可及的穩便の裡に本問題を處理するに決した。斯て同國は一九三二年(大同元年)三月以降總稅務司に對し、(一)滿洲に於ける海關及其の分關分卡は一切之を滿洲國の統轄に歸せしむるも、輸出入稅率及其の徵收方法は當分從來通りとすること、[2)](二)海關の職員に就ては支那海關制度の保全を亂さゞる爲め、稅務司及幹部職員の任免に付豫め滿洲國政府の承認を受くることを條件として、當分從來の者を其の儘使用すること、(三)從來關稅を擔保とせる外債の償還に對しては、滿洲國は關稅收入中より合理的方

1)　以下當該記述は主として滿洲國國務院統計處編『第二次滿洲帝國年報』に據る。
2)　輸入稅は金單位。輸出稅、轉口稅、噸稅及稅關諸手數料等は海關兩に據る。

法に依り之を分擔する用意あること——以上を提議し、以て圓滿且平靜に所期の目的を達成せんと努めたのである。然るに右提議に對し上海總稅務司及南京國民政府は何等誠意を示す處なく、問題は解決の曙光をすら見出し難き事態に立至つた。於玆、滿洲國は斷乎たる決意を固め强硬なる態度を執る方針に轉じたが、會々同一九三二年六月二十四日總稅務司メーズは突如、從來滿洲國と中華民國との間に立ちて海關問題の圓滿なる解決に努力し來つた大連海關長(稅務司)福本順三郎を罷免するに至り、事態は一轉し、大連海關員は福本稅務司と共に中華民國との關係を離脫する旨申合せ、結束して總稅務司に辭表を提出し、六月二十七日より「滿洲國の爲めに」徵稅事務を開始するに至つた。是より先滿洲國政府は六月二十五日附を以て在滿全海關[1]に對し其の接收命令を發し、七月三日迄に完全に全海關の接收を了し、九月二十五日を期し課稅上中華民國との從來の關係を完全に斷絕した。更に十月二十八日是等海關の呼稱を「稅關」と改め、玆に滿洲國稅關は根本の整備を終つたのである。

3 關稅行政

滿洲國は海關接收後(稅關と改稱)、稅關の移轉增設を爲して稅關網の充實を圖り、滿華國境、滿蘇國境、日滿國境及海岸線の全域に亙る關稅線を確保し、又小包郵便物檢査所、航空稅關を新設する等着々斯の種徵稅機關の整備擴充に努めつゝあるが、是等の經緯に就ては滿洲國內政上の問題なるを以て玆に之を省略する。

1) 大連、營口、安東、哈爾濱、龍井村、琿春。

次に滿洲國が中華民國より繼承せる所謂廣義關税は、出口税（輸出税）、進口税（輸入税）、轉口税[1]、噸税、輸出入税附加税の五種であつたが、海關接收後暫定的措置として從來の制度の儘之を踏襲し、從つて輸入税は金單位、輸出税以下は海關兩により之を徴收することゝした。尤も右諸税の中、關税附加税は北滿水災救濟、各種匪害の賑恤資金調達の爲め之を「賑災附加税」と改稱して繼續することゝなつたのである。次で翌一九三三年（大同二年）三月米國の金本位停止に遭ひ金單位換算の基準を失つたのを契機として、滿洲國政府は税關貨幣制度に根本的改訂を加ふるに決し、同年四月財政部布告第七號を以て「同月十六日以降、一金單位を國幣一・九五圓、一海關兩を國幣一・五六圓とする固定換算率」を定め、税關貨幣單位を實質上國幣建としたが、此暫定的措置は豫期以上の好果を齎したので同年七月教令第六十一號を以て之を法定のものたらしめ、玆に名實共に金單位及海關兩の制度を全廢した。一方關税率も暫く從來中華民國のものを踏襲したが、同一九三三年七月に至り教令第六十二號及六十三號を以て第一次暫定改正を行つた。爾後の改訂に就ては亦本書の目的外に屬するが故に之を省略する。又一九三三年六月十八日勅令第四十八號を以て新たに「噸税法」を制定し六月二十日より實施した。

是より先、滿洲國は海關接收後も、中華民國との通商航海上の關係を依然事實上對內關係の許に律したが、一九三二年（大同元年、昭和七年）九月二十五日を期して、完全獨立國の態度をとることゝな

1)　原則として國產貨物が汽船により開港に輸送せらるゝ場合に課せらるゝ税。

つた。卽ち滿洲國政府は九月十五日を以て一聲明を發し、滿洲國より中華民國に仕向くる物品に輸出税を、中華民國より滿洲國に輸入する物品に輸入税を夫々課することゝし、中華民國發給の噸税納付濟證書は滿洲國に於て其の效力を有せざることゝし、又中華民國發給の內水航行免狀は滿洲國に於て其の效力を有せざることゝしたのである[1]――九月二十五日より實施。以上縷述せる處は孰れも滿洲國獨立の關税行政に現はれたる效果であるが、爾後該國の國基固まるに連れ同方面の行政も亦次第に改善されつゝあるが、是等は自然本書の取扱範圍外に逸脱するを以て、本問題に關する考察は右の程度にて筆を擱くことゝする。

第五節　冀東貿易

一　冀東貿易に對する日滿側の見解

本節は主として冀東政權地區[2]に於ける特殊貿易に就て論述するものである。尙ほ、冀東政權卽ち中華民國冀東防共自治政府を中心とする北支の政治情勢は之を註に於て一瞥する。(註)却說、該特殊貿易に就て滿鐵會社産業部編『北支那經濟綜觀[3]』の記述を藉れば次の通りである。

非正常貿易を促進した諸條件のうち最も注目すべきものは、南京政府による最近に於ける關税率の著しい引上である。(中略)就中一九三一年の滿洲事變直後の日滿兩國商品に對しては、報復的意圖の下に殆んど禁止的な高率關税を賦課するに至り、更に一九三三年五月日支關税協定滿了を期として、關税收入の增加、國內產業の保護を名として、商品分類を二

1)　滿洲國諸港と中華民國諸港との間の內水航行權を否認した譯である。
2)　一九三五年より三七年に亙り存在。
3)　昭和十三年五月發行。

十五目増加し、十六類六百七十二目とし全般的な大巾増税を斷行した。綿布、海産物等日支互惠品は一躍約二倍増となり、人絹・石炭・電球等についても顯著な税率の引上を見た(この結果砂糖二十二割、人絹絲二十五割、人絹織物八割といふ高率に達す)。

以上のやうな高率關税障壁の建造は、支那の與へられた半植民地的條件の下では、スマッグラー活躍の絶好の温床となる。一九三二年以來密輸は、南北支那に亙つて猖獗を極め、北支那に於ては自由港大連を策源地として、渤海沿岸より山東沿岸に亙つて行はれたのであるが、一九三五年六月梅津何應欽協定による支那中央勢力の南下以來、海路冀東地區の沿岸に集中殺到する密輸が著しく活潑となつた。一九三五年十月十四日成立した冀東防共自治政府は、かゝる密輸の取締り(密輸による國際紛爭の除去)と關税收入確保のため、一九三六年二月十二日冀東沿海輸入貨物陸揚査驗規則及び同料金徴收細則を制定し、著しく低率の特殊輸入税即ち貨物査驗料[1]を徴收することゝなり、この結果從來の密貿易は、特殊貿易へと合法化されることゝなつた。[2] かくして特殊貿易は、一段と油を注がれ、北支輸入商品は、海路指定の陸揚地(留守營・昌黎・北戴河・南大寺)に陸續として殺到し、これらの商品は、冀東地區内の陸路輸送を保障されて中心市場天津に達し、更に北支一帶はいふ迄もなく、遠く長江沿岸地方に迄進出する勢を示した。而して、これら特殊貿易の對象は、嘗ての禁制品中心より人絹・砂糖等の高率課税品へ、更に一般必需商品へと擴大されて來た。(中略)このため人絹の如きは時に密輸相場が現れて市價の暴落を見たことがあり、砂糖の如きも、天津に於ては全く正常取引を中止せしめたことさへあつた。(中略)このことは冀東貿易の衰退を意味するものではなく、却つて新政府に保護された正常化を意味し、從つてその確立は、直ちに支那國民政府の對抗策と衝突することゝなる。

南京政府は密輸對策として一九三六年三月天津海關布告「輸入税納付濟在庫の人造絹絲及砂糖等の外國品に對する天津海關檢査規則」を始め、「北寧鐵路積荷禁止に關する暫行辦法」、「津浦鐵路積荷禁止に對する暫行辦法」等を布告したが、何れも空文に終つたため、非常手段として彈壓の主力を支那商人に向け、五月廿日「懲治偷漏關税條例」を布告し、脫税

1) 査驗料率の詳細は茲に略すも、極く大體に觀て當時の國民政府輸入税率の四分の一に當つた(本書著者註)。
2) 傍點は本書の著者之を附す。

五千圓以上に上るものを死刑に處し、千圓以上に達するものを無期徒刑に處する等嚴罰を以て脅し、檢査網を擴充する一方、中央軍の北上、稽査隊、執法隊、保安隊、等の總動員によつて特殊貿易品の彈壓に狂奔した。(中略)從つて密貿易乃至特殊貿易は、單に日滿ブロックを基底とする日本大陸政策の進出と、浙江資本と癒着した國民政權による統一化との相剋の面以外に、支那商品市場を繞る英米資本主義との摩擦激化の面をもつ。卽ち一面に於ては、低廉な日本商品の洪水による支那市場からの英米商品驅逐と、他面に於ては、特殊貿易の影響による國民政府の關稅收入の減少を通じて、右擔保の英米借款不安を呼び起し、新しい問題を孕みつゝあつた。[1)]

以上の觀察は大體日本人側の意見として首肯し得るものであらう。兎も角日本乃至滿洲側より言へば冀東地區貿易は密貿易でなく、合法的根據に立つ特殊貿易に他ならない。之に對する對蹠的の觀方は國民政府側の主張が夫れであり、冀東地區貿易を全くの密貿易と看做すのである。此觀察上の兩極端は、勿論冀東防共自治政府の政治上の地位を云爲する者の、國籍的立場によつて生ずる處である。

註――一九三三年の一月熱河の戰に次ぎ日本軍は古北口及山海關を拔き平津地方を制壓した。斯る情勢の裡に國民政府行政院北平政務整理委員會と軍事委員會北平分會とが成立し、黃郛と何應欽とは北上して夫々其の責任者となつた。北平政務整理委員會は日本と南京政府との間に立つて何等の實績も擧げ得なかつた。河北省香河縣に勃發せる農民自治運動は次第に共鳴者を增し、終に一九三五年末に至つて國民黨部は河北省より姿を消し、代つて中華民國冀東防共自治政府(通州・長官殷汝耕)と國民政府冀察政務委員會(北平・委員長宋哲元)とが誕生した。前者は一九三三年五月の所謂北支停戰協定に據る非武裝地帶を其の行政區域とするものであつた。期待された冀察政務委員會も亦其の主要目的たる經濟開發に殆ど效果を示し得なかつたが、斯の間一九三六年九月の綏東事件、同年十二月の西安事變、一九三七年二月の三中全會の決議等々日華關係を惡化せしむる材料のみ山積し、北支に於ける極度に緊張せる諸情勢は遂に支那事變の勃發を

1) 111—17頁。

不可避のものたらしめて了つた。該事變の直接的結果として一九三七年十二月、中華民國臨時政府は北京に成立式を擧行した。是より先、察哈爾、綏遠及山西の北部關外に、察南、蒙古聯合、晋北の三自治政府が組織された（一九三七年十一月三政權統合の爲め張家口に蒙疆聯合委員會成立）。一方、冀東防共自治政府は一面通州事件の發生に依り汚名を着せられる運命に陷つたが、他面政治上或る程度の目的を達成して、同一九三七年十二月解散を宣し、次で中華民國臨時政府との協定により一九三八年二月一日より其の組織は右臨時政府に吸收されるに至つたのである。

2　該貿易に對する國民政府側の主張

玆に國民政府側の代表的見解として、總稅務司署統計科編『民國二十五年・海關中外貿易統計年刊』の記載を紹介する。

北支に於ける時局は依然未解決曖昧の儘である。所謂「冀東自治政權」(the so-calld "autonomous regime in Eastern Hopeh")の活動は日本××の卵翼の下に在つて少しも減少するに至らない。北支に於て附隨的事態たる密輸の底拔け騷ぎは、中國關稅收入に重大なる影響を與へ、同時に海關制度の保全を脅威しつゝある。海關の密輸妨止機關に對する日本××の干涉は、政府(南京)よりの反覆抗議となり、又關係列國よりの意思表示を招くに至つた。[1]（中略）前年一九三五年度の報告に於ても言及せる處であるが、猶日本軍當局は、海關職員の「非武裝地帶」內に於ける銃器携行の禁止並に海關所屬武裝巡邏船の該「地帶」內沿岸三哩內立入禁止を要求し來り、海關は之に聽從するの餘儀なかつた結果、河北の東部港に於ける密輸は猖獗を極めるに至つた。就中、秦王島を隔つる二哩の南李莊を初め北寧鐵道の南大寺・北戴河・留守營・昌黎の各驛附近等は、何れも密輸の猖獗地となつて居る。此密輸は主として大連より來る凡ゆる型の船を以て連日行はれ、又海關職員が附近に現はれた場合之を襲ふ爲めに鐵棒、混棒、石塊等々を帶ぶる無數の朝鮮人の掩護の下に其の不正貨物の荷揚を行ひつゝある。本年の初め、所謂非武裝地帶の全域に對して統治權を有する旨主張する所謂「冀東自治政權」が、是等

1)　之に就き他の一著述に曰く「事態は忽ちにして國際的惡評 (an international scandal)を招くに至り、中國、米國及英國に於ける官邊、商人、新聞人は夫々聲を大にして之に抗議した」と。(S. F. Wright, "China's Struggle for Tariff Autonomy", 1938, p. 684)。

不正貨物に其の獨自の課税――國定税率のほんの僅かの割合を課する――を實施するや、玆に其の輸入が合法的であるとの虚僞の印象を生ぜしむるに至つた。密輸の初期に在つては人絹及砂糖の如き高率關税の貨物のみを目標に行はれたが、次第に是等貨物の滯貨夥しくなるに連れ、密輸の手は凡ゆる雜貨物に及ぶに至り、何れも冀東地區を孔道として天津に運ばれつゝあるのである。而して同年六七月の候には是等密輸による税收上の損失は、毎週鮮くとも二百萬元を下らざる狀態となつた。

斯て五月には、海關防止路運走私總稽査處(Customs Chief Inspection Bureau for the Prevention of Smuggling by Rail)組織され、次で津浦・平漢・京滬・滬杭の各鐵道沿線に設立せられたる防止路運走私稽査處は十七箇處に達した。併しながら朝鮮浪人(ローニン)が砂糖・人絹・紙煙紙等を旅客手荷物に僞裝して鐵路販運する暴擧は依然息まず、甚しきは旅客を驅逐して下車せしめ車座になつて密輸貨物を輸送することもあつた。七月に至り中國人武裝軍警を天津總站に設け是等浪人に對し嚴重取締を勵行するに及び、漸く鐵道を利用する密輸貨物の運搬は其の跡を斷つに至つた。然るに八月下旬に至り、海關の鐵道沿線取締益々嚴重となるに連れ、今度は手を替へ自動車に滿載して日鮮浪人武裝の下に山東方面へ私運する狀態となり、私貨の內地への潛運は絡繹として絕ゆる處無きに至つた。

一九三六年中冀東地區より鐵路天津に運搬せられた密輸貨物は人絹三、九九四、二〇〇瓩、砂糖八九七、〇七〇百瓩(クインタル)、紙煙紙(シガレットペーパー)三七八、六〇〇瓩、石油二、一六六、六〇〇ガロン、反物類七八、四〇〇箱(裝貨內容不明)、雜貨二三〇、八〇〇箱(內容不明)――以上の如く計出された。右の中人絹・砂糖・紙煙紙・石油の四種の脫税額は國幣三千五十萬元前後に及ぶべく、其の他の貨物に就ても亦二千萬元を下らざるものと察せられる。是等密輸横行に伴ふ當然の現象として、近年の北支各港に於ける綿布・人絹・砂糖・石油等の輸入額には著しき萎縮が認められる。

冀東地區密輸の情形は國庫に莫大の損失を與ふるに至つたので、同年中葉、總税務司メーズは公式聲明を發し「斯の如く華北に於ける組織的密輸が猖獗を極めるに至る上は、一切の關税擔保外債及賠款(義和團事變賠款を指す)は必ずや其の影

響を蒙るべく、且つ江海關(上海)及華北諸港の關税收入が全海關收入の八十八パーセントに當る事實に鑑みる時、華北密輸の現象は、最早純然たる內政問題に非ずして全く國際事件と云ふべきであらう。本件に就き東京駐在英米兩國大使は日本政府に對し意思表示を爲す處あり、又外交部長張羣は河北省諸關の密輸防止に對する日本側の干渉並に日本人による密輸が治外法權の蔭に隱れて行はるゝ事實に就き、數度日本政府に向つて抗議を致した。併しながら一面密輸貨物の分散を抑制する爲めに施されたる海關の措置幾分奏效せるに依り、他面密輸貨の屯積に依り、年末(一九三六年)に於ては、冀東地區へ搬運せらるゝ密輸貨の量は稍減少を見るに至りたるも、華北に於ける一般密輸情況は未だ毫も改善さるゝに至らないのである。

以上は一九三六年の形勢であるが、翌三七年の狀況に就き同樣總税務司署編『民國二十六年・海關中外貿易統計年刊』に據れば大體次の通りである。同年二月海關は更に海關防止公路內河私運稽査處(Customs Inspection Bureau for the Prevention of Smuggling by Highways and Inland Waters)なる機關を新設し、濟南に其の總處を、河北山東兩省の接境地たる德州・惠民・樂陵・臨淸に夫々出張所(分卡)を設けて密輸貨の山東省內進出に備へるに至つた。次で四五月の候に至り、海關は一切の商人に對し、正式納税未濟の貨物は一定期間內に之を海關に向つて登記する樣布告を發し相當寛大なる措置に出で、一方天津租界內に蓄積せられある貨物の整理を希望した。斯くて密輸問題は其の全面的解決を見るに至らざる裡に、七月の蘆溝橋事件に遭遇することゝなつたのである。

3　該貿易の海關への影響

冀東地區特殊貿易が海關に及ぼせる影響を精確に數示することは出來ないが、左の海關統計は此問題をトする上に於て參考となるものである。

民國二十四年——二十六年輸入稅金單位數目

	二十四年	二十五年	二十六年
天津海關（長城各口の分卡を含む）	一七、五八八、三〇七	一一、一一三、〇九四	一〇、二八〇、四二五
北支各海關（天津を除く）	一二、五二五、七四四	八、八三四、七一六	一〇、〇一八、七三六

右二十六年の統計中、一月乃至七月の天津海關收入は八、八六三、五四一、北支各海關收入は七、五一一、五六二である。

一九三八年二月一日を期して冀東政權は中華民國臨時政府（北京）に合流した。臨時政府は河北省内の治安恢復に伴ひ關稅行政の整理を行ひ、一方其の統治區域に實權を及ぼすことゝなつたので所謂特殊貿易（又所謂密貿易）の如きは自然消滅するに至つたのである。

第六節　中國關稅率制限史

一　輸出入關稅率自定權に對する制限史

淸國が輸出入稅率の自定に關する國家主權を現實に喪失したのは、一八四三年七月英淸間に協定せられた『關稅定率表』（卷末附錄）を以て其の嚆矢とする。卽ち該協定稅率は、忽ち翌一八四四年七月の

米清『望厦條約』及同十月の佛清『黃埔條約』により追隨を受け、是等三者は一體となつて清國の近代流開國の初期に於ける、列强の經濟的侵略を特徵づけるに至つた。斯て英國は全く無名の師たる阿片戰爭の結果として、啻に香港を領有して其の極東に於ける政治上軍事上の據點たらしめたのみならず、爾後九十餘年間這の後進國の關稅主權を拘束することに依り、巨大なる貿易上の利益を壟斷する地步をも築いたのである。一八四三年の英清協定稅率は、また歐米列强の東亞諸邦に對する同樣なる關稅拘束の先驅を爲すものでもあつた。扨說、輸出入稅に關する一八四三―四四年の第一次制限は、原則として、大體從價五分に相當する(中には從價一割にも及ぶものを含んで居た)從量稅主義を採り、輸出貨物六十一種目・輸入貨物四十八種目に對するものであつた。此稅率を便宜上「南京條約稅率」と呼びたい。斯て南京條約稅率は一八五八年の諸『天津條約』に據り改訂される迄約十五年間實施せられたが、此間に前述英米佛三關係國の外、一八四五年には白耳義が、一八四七年には瑞典諾威國が夫々之に加はつたのであつた。

英佛聯合軍戰爭を直接或は間接の原因として、一八五八年六月英・米・佛・露の四國は清國との間に夫々の『天津條約』に署名した。此諸『天津條約』に基く夫々の『通商規則協定』により、南京條約稅率の從價五分を下落せる物價(當時の情勢)に適應せしめること、なり、且改めて一律從價五分の原則[1]を樹立し、輸出入共從量稅による品目を增加し、更に無稅貨物をも增加した。之即ち清國關稅主權に對する第二

1)　稅率表に揭げられざる貨物に對する課稅標準をも含む。

次制限であり又輸出入税に對する第一回目の改訂でもある。[1] 此新税率を便宜上「天津條約税率」と呼びたい。天津條約税率は個々の税率を基礎とする時、輸出貨物百七十二種・輸入貨物百七十四種を數へられる。爾後此税率を採用したものは前述四署名國の外、獨逸(一八六一年の條約に基く)・丁抹(一八六三年同上)・和蘭(一八六三年同上)・西班牙(一八六四年同上)・白耳義(一八六五年同上)・伊太利(一八六六年同上)・墺洪國(一八六九年同上)・葡萄牙(一八八七年同上)・日本(一八九五年同上)及瑞典諾威國(一八四七年の條約の效果による)の諸國であつた。[2]

義和團事變以來列國の對清態度は、關税率問題の分野に於て、同調的卽ち共同戰線的となつた。『北清事變ニ關スル最終議定書』は、一九〇一年九月獨・墺洪・白・西・米・佛・英・伊・日・蘭・露の十一國と清國との間に成立した。此條約に依り天津條約輸入税率は四十餘年振りに改訂を見るに至り、現實五分税(當時の情勢)に引上げられることゝなつた。而して之が實施の爲め一九〇二年八月墺洪・白・獨・英・日・蘭・西・米の八國は清國との間に新税率表を附屬する一協定を成立せしめた。次で新税率表及協定は一九〇三年三月伊・露の、一九〇四年三月丁・佛・瑞諾の、同十一月葡の、夫々追認を受け、玆に當時の全關係國の承認する處となつた——露・伊・佛は原定率表に修正追加等の部分的小修正を加へた。斯て義和團事變輸入税率は個々の税率を基礎として數ふる時、實に七百八十一種目(露の追加に係る二種を加へて)に上ることゝなつた。此新税率は清國關税主權に對する第三次制限であり同時に輸入税に對する第二回目の改訂である。

1) 輸出税に就ては爾後一九三〇年國民政府の關税率自定權恢復に至る迄終に何等の改訂も行はれなかつた。

2) 最惠國條款の效果のみによる國に就ては第四章第十一節を看よ。

次で中華民國時代に入り、中國の大戰參加を機として關係同盟國たる白・佛・英・伊・日・葡・露の七國は一九一七年九月『支那參戰希望條件ニ關スル覺書』に署名し、海關稅を從價稅五分に相當する現實率に增額する原則を承諾した。此原則は右覺書に基く委員會に依り具體化され、從價五分の割を以て換算せられたる輸入貨物に對する新稅率表の採擇となつた。新稅率表は一九一九年八月より實施されたが、之中國關稅主權に對する第四次制限であり同時に輸入稅に對する第三回目の改訂であつた。本稅率表は品種番號より五百九十八に分類せられて居た。[1]

華盛頓會議は種々の方面より中國の地位を提高せしめたと認められるが、輸入稅に就ても其の稅率をまた現實從價五分に相當せしむる樣改訂することを決定した。一九二二年二月六日附『支那國關稅ニ關スル條約』が之であり、署名國は中國の外、米・白・英・佛・伊・日・蘭・葡の八國であつた。[2] 右條約に基き上海に開かれた關係國委員會に於て同年九月二十五日新輸入稅率を議定し、新稅率は關係各國全部の承認を經て、翌二三年一月十七日より實施せらるるに至つた。新稅率は十四類計五百八十二の品種番號に分類されて居たが、之中國關稅主權に對する第五次の制限であり又輸入稅に對する第四回目の改訂であつた。

以上前後五回に亙る改訂は、之を約言すれば孰れも從價五分に相當すべき輸入關稅率を現實的物價の基準に於て調整したものであり、殊に一九〇二、一九一九、一九二三年次の改訂は、物價の一般的

1）　中國關稅率表に品種番號を附した初め。
2）　後之に丁抹、瑞典、諾威、西班牙の四國加入し、玆に該條約は協定稅率に關係を有する全列國に對し有效となつた。

騰貴を從量關稅上の效果に適應せしめんが爲めに施されたのであつた。(註)

尙ほ、右五囘に亙る改訂が終始從價五分と云ふ稅率夫れ自體(從量稅上の原則)に變更を加へなかつたことは、注意を要する點である。

註――從て稅率表中從量稅品目に對する稅率指數は槪して增す傾向にあるも稀には然らざるものも無い譯ではない。例へば一九一九年度稅率表に於ては五九八品種番號、一九二三年度稅率表に於ては五八二品種番號であつたが、其の中硝酸は一擔に付前者に於て〇・七一〇海關兩なりしもの後者に於て〇・五五海關兩に、ナフタリンは一擔に付前者に於て〇・六三〇海關兩なりしもの後者に於て〇・五二海關兩に夫々低減せられた。

華盛頓會議に於て成立せる前記『支那國關稅ニ關スル條約』に曰ふ關稅特別會議は、佛國の該條約に對する批准の遲延等に原因して容易に開催されなかつたが、一九二五年十月二十六日に至り漸く北京に開催され、日・英・米・白・佛・丁・伊・蘭・諾・葡・西。瑞典・華の十三箇國代表會同したが中國の內政に禍され、翌一九二六年七月三日何等の正式協定にも到達せざる儘、(註)「中國代表が會議に出席可能となるに至る時まで」停會の止む無きに立至つた。爾後遂に該會議再會の機臻らざる裡に北京政權雲散し、中國は所謂國民政府時代に入ることゝなつた。

註――關稅自主權(tariff autonomy)原則承認に關する決議は裁釐原案と共に一九二五年十一月十九日該關稅特別會議第二分科會第四次會議に於て採擇せられたが、決議前文に謂ふ處の條約(該會議の成果たるべき條約)成立せざりし爲め、同決議は其の效力を發生するに至らなかつた。

日本を除く全關係列國との間に關稅條約の改訂に成功せる國民政府は、一九二八年十二月五日、列國に對し北京關稅特別會議の當時論議せられたる差等稅率に基く所謂七種差等稅率[1]を輸入貨物に課する旨通告し、列國亦之を承認せる爲め、國民政府は一九二九年二月一日より該稅率を實施した（日華協定の成立に伴ひ一九三〇年十二月三十一日限り廢止）。此七種差等稅率は別項に述べたる通り國民政府より「國定稅率」の形式を以て公表せられたが、固より關稅上國家主權の發露に據るものと斷ずるを得ず、實は關係列國よりの同意を經た「協定稅率」に他ならなかつたのである。從つて這回の改訂は約九十年間に亙つて行はれた從價五分原則を放棄したものではあるが、中國關稅主權に對する第六次の制限であり又輸入稅に對する第五回目の改訂であつた。

以上は中國に於ける輸出入關稅率自定權に對する制限の略史であり、爾後の改訂は其の國定稅率變遷史に屬する（既述本章第三節に揭ぐ）。

2　戾稅・通過稅・噸稅・沿岸貿易稅自定權に對する制限史

中國に於ける戾稅[2]制度は多分に保稅倉庫制度の未發達と相關關係に在つたものである。而して中國に於ては其の體樣より之を「免重徵制度」(Exemption Certificate System)と、「戾稅制度」(Drawback System)とに分たるべきであつた。是等の制度が中國主權より發動せられたものでは無く、條約上に根據を有するものであつた點が、嘗ての列國に執り條約權益であつた所以である。是等の制度は大體に

1) 從價七分五厘、一割、一割二分五厘、一割五分、一割七分五厘、二割二分五厘二割七分五厘の七種、但し或種の煙草及石油を除く。既述79頁を參看。
2) 戾稅夫れ自體をも戾稅證書をも中國文に於ては「存票」と謂ふ。

於て英國が清國に導入せるもの、其の詳細に就ては英清・一八五八年『天津條約』第四十五條、同一九〇二年『通商條約』第一條、列國關係・一八六一年『免重徵規則』[1]の各條項下に解説して在る。戻税に對する制限は一九二八―三〇年の條約改正に依り撤廢せられたが、國民政府は次の如く一九三一年四月一日以降此制度を廢止するに至つた。

一九三一年二月三日附海關告示「國民政府は一九三一年四月一日より、一切の納税濟外國輸入貨物に對する戻税證書の發行は其の海外に仕向けらるゝと國內沿水地に仕向けらるゝとを問はず、之を停止するに決せり。右茲に告示す」。

通過税(Transit Duties)は抵代税の別稱あり、又子口税、子口半税、半税等の中國側名稱を以て其の儘呼ばるゝ場合もある。實に清國時代に條約を以て創造せられたる特殊の內地税であつた。本税は亦國民政府により廢止されたが、英清一八四二年『南京條約』第十條を其の條約上の濫觴とし、同一八四三年『通過税ニ關スル宣言書』、同一八五八年『天津條約』第二十八條、同同『通商規則ヲ包含スル協定』『規則第七により整備を見たのであつた(一八六一年清國は之を國內法化せる『通過税(他略)規則』を制定)。詳細は右諸條項の解説に之を讓ることゝする。

噸税(Tonnage Dues)率の自定に關する主權に條約上拘束を加へたのは、亦英國の發意に係る處であつた。英清一八四三年『五港通商章程』第五條が即ち其の第一聲であり、同同『虎門寨追加條約』第十七條を經て、後一八五八年諸『天津條約』に依り税率が低下され(英清間は同條約第二十九條乃至三十一條)、次で此低減税率

1) 此規則は內國貨物沿岸移入税戻税に關するもの。

は一八八二年以來中國國內法化された儘國民政府の關稅率自定權恢復に至るまで引續き行はれたのであつた。而して一八四三年に條約化せらるゝ以前、廣東を中心に既に噸稅の範疇に屬すと認めらるべき船鈔なるものが行はれて居た。中國文に於ては近代語たるべき噸稅をも依然船鈔と稱する。噸稅率制限に關する史實は主として前顯英國關係の各條項下(第三章)に詳記してある。

沿岸貿易稅(Coast Trade Duties)は復進口稅と稱せられる。私見に據れば外國人に依る沿岸貿易權を條約上創定せるは、米淸一八四四年『望厦條約』第三條であり、其の課稅率を初めて條約上の規定に挿入せるは丁淸一八六三年『修好、通商及航海條約』第四十四、五條であると思はれる。尤も是より先、淸國政府は一八六一年『(前略)沿岸貿易規則』を制定し、外國人の沿岸貿易權を改めて公認し且其の課稅法を統一した。前記丁淸條約の精神は此淸國國內法に依據した譯である。是等の經緯に就ては右米淸條約及丁淸條約の當該項に之を述べてある。

3　陸境關稅に對する稅率輕減史

本問題の檢討に當つては、(一)一九二八―三〇年國民政府に依る條約改正の際其の對象の一となつた日本の朝鮮・滿洲國境に於けるもの、佛國の印度支那・雲南及廣西國境に於けるもの、英國の緬甸(ビルマ)・雲南國境及印度・西藏間に於けるもの、以上三種と、(二)露國卽ち現蘇聯邦の關する西比利亞・滿蒙疆國境に於ける陸路通商の狀態とを、考慮に入れなければならぬ。尤も(二)に就ては蘇華兩國が既に所

謂對等條約關係に在る今日[1]、理論上、「不平等條約」研究上當面の問題たるべき性質を喪失して居る譯である。舊露國時代の陸境關稅率輕減の經緯は、露淸間諸條約の夫々の項に之を讓ることゝする。

從つて玆に於ては、(一)に曰ふ三種の場合に限つて略述する。世に、門戶開放主義は偏に中國の「海洋に通ずる出入口」を目標とする語であり、從て該主義は中國の「陸地國境出入口」を對象としては成立せず、と解く論者があるが、之は觀方に依つては確かに史實に卽した解釋と云ふべきであらう。一八四三年初めて英國が淸國に强制した輸出入協定稅率は、此門戶開放主義と同樣「海洋に通ずる出入口」に於ける徵收を目的として設定されたものであり、一八五八年天津條約以降數回の稅率改訂も、齊しく「海洋に通ずる出入口」を第一義として行はれたのであつた。從て十七世紀末に於ける淸國の近世泰西諸國との最初の接觸——換言すれば一六八九年『ネルチンスク條約』以來、露淸間に開始せられたる西比利亞及滿蒙邊境地間陸路貿易により示された先例は、遂に終始「海洋に通ずる出入口」に適用されるに至らなかつた。最惠國條款による利益は、陸路貿易を有する關係諸國により主張され、且大體其の適用を見たが、一方海路貿易國は此條款に基く陸境利益を自己の利益の領域に及ぼすを得なかつた。畢竟、型の上に於て、陸路貿易は終始海路貿易に對する例外たるの地位を獲て居たのである。

日本國關係——安東海關が日華間の關稅線となつたのは日韓合邦以後のことである。此安東に於け

1) 滿洲國は所謂對等關係となつて後に獨立。

る鮮滿國境貿易は曲折を經て一九一三年(大正二年、民國二年)五月の日華『鮮滿國境通過鐵道貨物關稅輕減取極』となり、之により海關稅率三分の二の輸出稅又は輸入稅と、滿洲宛貨物に對する海關稅率三分の一の抵代稅[1]とが約されることゝなつた。於玆、日本は初めて英佛關係の陸境貿易と同樣なる利益を享有するを獲たのである。本取極に對する詳細は第四章第三節日本國關係の當該項にあり、更に爾後の經緯に就ては右當該項の解說の指定する處に據られたい。猶ほ當時、一方間島經由の鮮滿貿易が、日本政府の失態により陸境特惠關稅の適用を享けなかつたことは注意を要する。之に就て、又之が是正に關しては前同章節一九〇九年日淸『間島ニ關スル協約』及第五章第一節『一九一九年支那國改訂輸入稅率』の各項に詳かである。

一九三〇年(民國十九年、昭和五年)五月、『日華關稅協定』成り、其の附屬書に基き此特惠關稅は同年九月より廢止されるに至つた。

滿洲國の發展に伴ひ、今や鮮滿間には所謂關稅障壁の如きは存在せず、將來の日滿通商は益々一關(カス)稅區劃(トムリミツト)内の問題たるべき運命に向ひつゝある。

佛國關係――淸國との陸路貿易稅率に就き、一般海路貿易稅率(所謂歐洲稅率)を輕減せるものを採用したのは露國が最初である。佛國は、此露國の北部支那邊境に於ける稅則を先例として、之を自己の南部支那邊境に擴充せんと企てた。即ち一八八五年、東京(トンキン)境界に關する紛爭の解決を目的とせる『李・パトノ

1)　通過稅、子口稅。

ートル條約』の締結に際し、佛國は陸境輸出入稅の特惠稅率を原則的に約せしめた。之に基き翌年の『コゴルダン條約』により、輸入稅五分の一減・輸出稅三分の一減の特惠を定めたが、更に翌一八八七年の『コンスタン條約』に於て輸入稅三割減・輸出稅四割減と改訂した。右に關する詳細は第四章第二節佛國關係の當該項下に、又其の後の經緯に就ては同章節一八九五年『ヂェラール條約』の解說の項に述べてある。

一九二八年(民國十七年)十二月佛華間に成立せる『關稅條約』附屬交換公文により、翌二九年三月限り右佛國の特惠は廢止せられた。

英國關係——一八八六年の『緬甸(ビルマ)及西藏ニ關スル條約』、一八九〇年の『シッキム・西藏條約』を經て、一八九三年の『シッキム・西藏條約附屬章程』に依り、英國は亞東(ヤタン)の開放と西藏貿易に關する五箇年間の無稅を約せしめ、更に翌九四年の條約に依り、緬甸より一定通路を經て雲南に輸出入せらるゝ貨物には六箇年間佛領東京通商に對すると同一の減稅(輸入稅三割減・輸出稅四割減)を與ふる旨を協定し、爾後一八九六年の條約に基き、一九一九年次の改訂に至る間右緬甸貿易に關する特惠率は其の儘であつた。以上の詳細は夫々上掲條約の箇處に於て說明してある。

一九二八年(民國十七年)十二月の英華『關稅條約』附屬文書に依り「中國新稅則實施の日より凡ゆる陸路輸出入の貨物に對する優待稅率を廢止」することになつた。

斯して一方西藏貿易に關する英國の特典は、何等之に觸れらるることなくして今日に及んで居る。

第三章　通商關係條約權益——英國關係

中國との列國通商關係は、英國に依つて開幕され、英國に依つて開拓され、英國に依つて大成された、と切言するも決して過言でない。從つて對華通商關係上の列國條約權益に就て、其の起源竝に進展過程を知らんと欲すれば、先づ英國關係の諸條約を通覽することに依つて其の大部分を了得出來るのである。今や中華民國より獨立せる滿洲國の存在するあり、また現に滿華兩國共關稅率自定に關する國家主權を享有し、更に是等兩國に對する日本の宿命的發展もあつて、英國に依り獲得せられた既得權益が果して今後共昔日の程度に英國に利益を齎すか否か、即斷し難き情勢を迎へつゝある。併しながら、例へば對華通商と不可分の關係にある海關及總稅務司制度の如く、現に猶ほ、幾多の英國權益——敢て專屬とは謂はないが壟斷に近いもの——が其の過去の「進出（イクスパンション）」を物語つて居る。茲に私は一は分量上より一は事實上の關係より、特に英國關係を一章に纒めることゝした。

英淸・『南京條約』——一八四二年八月二十九日署名（表・英一）

第二條——淸國皇帝は英國民が其の家族從者を携へて廣東、廈門、福州、寧波及上海の都市（Cities and Towns）に於て商業に從事する爲め（for the purpose of carrying on their Mercantile pursuits）迫害又は拘束を蒙ることなく居

住するを得しむべきことを約す。又英國女皇は監督官又は領事官(Superintendents or Consular Officers)を任命して前記各市町に居住せしめ、該地方の清國官憲と右商人との間の通信の仲介者たらしめ(to be the medium of communication) 下記定むる如き清國政府の税金及料金が適當に英國民により納付せらるゝ樣監督せしむべし。

第五條――清國は廣東に於ける「行」商人(公行)(*Co-Hong* Merchant)の慣行を廢し、英國商人は其の居住すべき一切の港に於て任意に何人とも通商取引に從事することを得。

第十條――清國皇帝は本條約第二條に曰ふ各港に於て公平正規(fair and regular)の輸出及輸入關税〔進口出口貨税〕の税率を設定し一般に告知する爲め之を公布することを約す。又清國皇帝は右正規の關税を前記諸港の何れかに於て一度支拂ひたる英國貨物が清國商人に依りて清帝國內地の何れの都市又は省にも運搬せられ得べきことを約す、但し右には更に該貨物税額のXパーセントを超えざる通過税を支拂ふ(on paying a further amount as Transit Duties)べきものとす。

英清『南京條約』は香港を英國の領有に歸せしめた外、清國が其の海洋に對する門戶を、近代的意義に於て正式に開放した初めである。中國外交史上頗る重要な轉期を劃する斯の條約は、僅々三日間の商議を經て南京停泊の英國軍艦コーンウォリス(*Cornwallis*)號上に於て署名せられたものである(英國全權――東印度商社勤務、陸軍少將・Sir Henry Pottinger。清國全權――太子少保、鎭守廣東廣州將軍、宗室・耆英(Keying)。頭品頂戴花翎、前閣督部堂、乍浦副都統、紅帶子・伊里布(Elepoo))。[1] 而もポッティンジァー全權の折衝は倫敦政府(パーマーストン內閣)の期待より遙かに優等なる結果を招來したのであつて、[2] 彼は玆に全く英國の對華發展の礎石を据えるに成功した。

却說、本條約第二條は五港の開放及領事の駐在を許せるもの、第五條は從來廣東に局限せられたる

1) 淸國全權として本條約の preamble に謳はれたる者は耆英、伊里布の兩名なるも、條約末段には第三署名者として兩江總督・牛鑑(Niukien)あり。
2) Morse, "International Relations". (vol. 1.) pp. 298—318.

特許商制度を廢して貿易の自由を認めたるもの、第十條は公正なる關稅率の制定を約したるものとして、先づ「不平等條約」論を研究する場合其の劈頭に特筆大書を要する。尤も第二條と第五條とは必ずしも不平等條項ではないが、片務的協定關稅率の先驅を爲せる第十條の規定は當然是等の條項と相俟つて其の效力を發顯したものと觀ねばならぬ。又第二條後段に曰ふ英國領事の保證責任は廣東特許商制度の遺習と察せられるが、他列國及清國間の條約には斯種の規程を設けて居ない、從つて之を最惠國待遇と關聯せしめる時、事實上問題となるべきものではない。第十條は純然たる、乃至は狹義不平等條約の第一聲であるが、單に公正なる關稅率の制定公布を約し且該關稅率より低額なる「通過稅」(Transit Duties)の支拂に就き規定せるに止まり、稅率決定の方法に關して何等言及しなかつた。而已ならず該「通過稅」も、外華貿易の一半を爲すべき清國土產貨物が、其の出產地より開港場に移送せらるゝ場合の同稅に就ては規定される處がなかつた。中國文のテキストに據れば同條後段は「今又議定英國貨物自在某港按例納稅後卽准由中國商人遍運天下而路所經過稅關不得加重稅例只可按估價則例若干每兩加稅不過某分」と讀まれ、同條英國文の 'Transit Duties' に該當する特定語すら存在しない。爾後關稅率及通過稅に關して次の如き進展があつた。

英清・『通過稅ニ關スル宣言書』[1]——一八四三年六月二十六日署名(表・英二)

通過稅として賦課すべき稅の額は輕少なる現在の稅率を超過すべからざるものなることを約束し且聲明す (agree and

1) 原文書には斯る見出はない。

declare, that the further amount of duty to be so levied on British Merchandise as Transit Duty, shall not exceed the present Rates which are upon a moderate scale)。

右宣言書は前記『南京條約』に對する批准書交換の手續を履むに際し、ポッティンジァーと耆英間に署名せられたものであるが、依然税種及税額の協定には到達しなかつた。此邊の事情に就き、高柳博士はA. J. Sargentの見解を紹介しつゝ、「之れ蓋し一には當時內國關税の税率及び其實徵率を知るの困難なりしこと、二には外國品を內地に轉輸するは支那商の特權として外商の通商範圍外となしたること、三には長髮賊の亂に依り其增徵を見る迄比較的輕かりし等の事情に基き此問題が當時未だ重要の意義を有するに至らざりし爲なるべし」と述べて居る。[1] 兎も角當時は猶ほ外國人に對し中國內地旅行の自由は與へられて居なかつたのであるから、英國人は清國內地税に對して認識を缺いて居たに相違なく、彼等は其の通商上の利點を勢ひ輸出入税の輕減にのみ注いで居たと觀るべきであらう。爾後、年と共に複雜性を增すに至つた釐金問題は實に此通過税問題に胚胎するのである。[2]

英清・『對清貿易關税定率表』(Tariff of Duties on the Foreign Trade with China.)――一八四三年七月二十二日公布(表・英三)

本税率表は本書卷末附錄に之を載せてある。此關税定率表は前顯『南京條約』第十條に曰ふ「公平正

1) 高柳『支那關税制度論』42頁。
2) 通過税の爾後の進展に就ては英清一八五八年『天津條約』第二十八條の項を看よ。

規の關稅」を實施する爲め、『五港通商章程』(次項)と共に英清兩國全權の署名を經て公布せられたものである。本關稅率は所謂協定稅率の濫觴で、清國主權の一部たる關稅率自定權に條約を以て拘束を加へた初めである。尤も當時清國の對外貿易は未だ其の搖籃期を脫せず輸出入貨物の種類も極めて尠かつたので、稅率表に揭記せられた從量稅(Specific duty)の貨物は將來の貿易豫想品を加へたに拘らず、僅か輸出品六十一種、輸入品四十八種[1]に過ぎなかつた。[2] 蓋し此當時英國が稅率協定の擧に出でた眞目的は、專ら舊來の如き清國稅吏による煩雜苛酷な誅求より免れんとするに在つて、强ち清國政府の收入削減を直接企圖した譯ではなかつたらう。併しながら原則として從價稅(*Ad valorem* duty)を採らずに從量稅と定めた所以は、實徵上の煩雜さを避けんとしたと云ふより、矢張り英國側が物價昂騰の場合之に伴ふ課稅額の增加より免れんとするに在つたと觀るべきであらう。此片務的協定稅率の採用と云ふ、即ち「不平等條約」中に於て主要なる地位を占むる條項が出現したことは、主として、(一)當時清國當路者が國際條約の何物たるやを理解しなかつた、(二)從つて片務的協定稅率が將來馴致すべき影響に對し洞察力を缺いて居た、(三)且古來の賤商思想に基き貿易關係事項を重視しなかつた——と云ふ三理由に歸せしめらるべきであつて、之又斯學研究者の殆ど一致せる見解である。尙ほ本關稅率表は末段に噸稅に關する規程をも設けて居るが、之に就ては便宜上次項『五港通商章程』第五條と一括して說明する。

1) 且輸出入共稅率表未載のものは特殊の例外を除き一律に從價五分。
2) 詳細に就ては卷末所載の本稅率表に就て看よ。

此協定税率は一八五八年十一月に改訂される迄、約十五年間實施せられた。

＊英清・一八四三年『五港通商章程』

英清・『廣東福州廈門寧波上海五港通商章程』又は『南京條約追加條款』――一八四三年七月二十二日署名(表・英四)

第一條――英國商船は五港に於て水先案內者を使用することを得。案內料は各港水路の遠近難易に應じ當該港に於ける英國領事之を衡平に決定すべし。

第五條――五港に入港する英國商船は登錄噸數に照し每噸[1]五錢(mace)の割を以て噸税を全額納付すべし、從來船舶出入の際徵收したる各種の手數料は爾今之を廢止す。

(註)　一錢(mace)は一兩(tael)の十分の一に相當す。

第六條――五港に於ける輸出入貨物に對する輸出入税は協定税率表に據り課せられ、該税率表に揭ぐるもの以外何等の金額を加徵せられざるものとす。

第九條――貨物秤量用の衡器、貨幣用衡器及尺度器は從來廣東海關に於て使用せるものを基準として之を複製し其の證據として適當なる圖印を施し五港中の各港に於ける海關監督及英國領事館に之を備付け、一切の關税賦課及政府に對する金錢支拂の際の標準たらしむべし。英國商人と淸國海關吏員との間に貨物の重量又は尺度に付論爭を生じたるときは右標準器に照して之を解決すべし。

本條約は一八四二年『南京條約』に曰ふ通商事項を細目的に規定したもので、全文十五箇條、水先案內者〔引水人〕(Pilots)・税關監守・船長の入港報告・英淸兩國人間の商取引・噸税〔船鈔〕(Tonnage

1)　前項『關税率表』の末段に「積方計算百二十二斗を以て一噸と爲す」とある。

dues)・輸出入税・海關に於ける貨物檢査・關税納付手續・度量衡・艀船又は荷物船・貨物の積換・下級領事官・英清兩國人間の訴訟・港内碇泊の英國巡洋艦・英國商船に對する保障――以上の諸條項より成り、廣義に解する場合其の全部が不平等條項である。第五條は條約を以て噸税率を協定した初めである。本條約前清國には既に「船鈔」と稱する税課あり、交通税乃至港灣設備使用料の範疇を遙に逸脱し一種の外國貿易冥加金とも看做さるべきものが純然たる國家收入の增加を目的として行はれて居た。例之、廣東に於ては僅か三百噸の小船に二千六百六十六兩餘も課せられ、一般外國商人は輸出入税よりも寧ろ「船鈔」の過重負擔に惱まされる有樣であつた。[1] 斯て英國は外國貿易保護の爲め噸税にも制限を加へることゝし茲に該第五條の挿入となつたのである。猶ほ次項『虎門寨追加條約』第十七條に依り、小型船に對する定義及之が噸税に付協定を見るに至つた。更に爾後噸税率の變更に就では英清一八五八年『天津條約』第二十九條の解說を看られたい。次に第六條は前項『關税定率表』の條約根據であるが、之に依り大體當時の從價五分に該當する從量税の原則的採用が事實上決定した譯である。

本章程は次掲條約の基本を爲すものであるが、爾後一八五八年六月二十六日附署名の英清『天津條約』の第一條に依り廢止せられた、即ち該第一條中に「追加條約(次項を指す)及通商一般章程(本項)ハ之ヲ修正改善シ其ノ條項ノ要領ヲ本條約中ニ網羅シタルヲ以テ前記追加條約及通商一般章程ハ茲ニ之ヲ廢

1) 滿鐵經濟調査會編『增訂支那關税制度綱要』4頁。

棄ス」と規定されて居る。

＊英清・一八四三年『關稅定率表』、同『虎門寨追加條約』、米清・一八四四年『望厦條約』、佛清・一八四四年『黄埔條約』、瑞諾清・一八四七年『平和修好及通商條約』、白清・『一八四五年ノ協定』

英清・『虎門寨追加條約』[1]——一八四三年十月八日署名（表・英五）

第十七條——英國民に屬する各種の小型船卽ちスクーナー、カッター、ローチャ、等々（二枝桅或一枝桅三板划艇等）(Schooners, Cutters, Lorchas &c. &c.)は從來噸稅を課することなかりしが、香港及廣東間並に廣東及澳門間を往來する是等小型船にして單に旅客、郵便物及小荷物を運搬する場合には從來通り噸稅を要せざるも、若し課稅物件を運搬する場合には次の率を以て噸稅を支拂ふべし。卽ち是等小型船は最小を七十五噸、最大を百五十噸と定義し（七十五噸未滿は之を七十五噸と認む）、其の噸稅は一登錄噸に付一錢(mace)の割とす。福州其の他の港には此種の交通及小型船を有せざるを以て右諸港に關しては取極を設くる必要なかるべし。

本條約は其の preamble に曰ふ如く、「……永久和親條約[2]ニ關スル詳細ノ諸事項ハ爾來兩締約國全權委員間ニ商議考量シタル上前記稅率其ノ他ノ細目ニ關シ今ヤ之ガ審議及整理ヲ完了シテ雙方ノ合意ヲ經タルニ因リ、是等ノ事項ヲ追加條款ノ形式ヲ以テ整理記錄スルコトニ決定セラレ」た結果、締結せられたものである。右第十七條に就ては前項條約第五條の說明を看られたい。本條約が一八五八年の『天津條約』に依り廢棄せられたことは、前項末段に記述の通りである。

＊英清・一八四三年『五港通商章程』、米清・一八四四年『望厦條約』、佛清・同年『黄埔條約』、瑞諾清・一八四七年『平和修好及通商條約』、白清・『一八四五年ノ協定』

1) 虎門寨は廣東港外の地。原文書には此見出はない。英國人は虎門寨を Bocca Tigris 又は the Bogue と稱する場合がある。

2) 前々項『南京條約』を指す。

英淸・『天津條約』――一八五八年六月二十六日署名(表・英六)

第一條――一八四二年の南京條約を更新確認し追加條約及通商一般章程を廢棄す(說明前出)。

第十一條――英國民の爲めに牛莊[1]・登州・臺灣[2]・潮州(汕頭)・瓊州(海南島)を開放す。

第二十四條――英國民は其の取扱ふ貨物に付稅率表に定むる輸出入稅を支拂ふべし、但し之に關し英國民は最惠國民の待遇を與へらる。

第二十六條――曩に南京條約に基き定められたる稅率表を修正す、其の修正は本條約署名後上海に於て行はるべき英淸兩國代表の協議に依るべく且修正稅率は本條約批准後直ちに其の效力を發生すべし。

第二十七條――兩締約國は十箇年經過後、新定稅率及本條約通商條項の修正を要求することを得、最初の十箇年滿了後六箇月內に雙方共右要求を爲さざる時は稅率は尙ほ十箇年有效とす、爾後十箇年滿了の時總て右同斷とす。

第二十八條――(**通過稅**)英國貿易の爲め開放せる一切の港に於て本條約署名後四箇月內に(今後開放せらるべき港亦同斷)收稅監督官〔各關監督〕(the authority appointed to superintend the collection of Duties)は領事の請求に基き輸出入貨物に課すべき通過稅の稅額を聲明することを要す、且右に關する告知(notification)は英文及漢文にて一般に公示せらるべし。尤も英國民にして內地にて購求せる生產物を港に運送し又は輸入貨物を港より內地市場に運送せんとする際一時に稅金を納付して其の通過稅の煩を免れんと欲する時は其の隨意たるべし、此場合の課稅は輸出品に付ては其の貨物の通過する最初の徵稅所〔在路上首經之子口〕(the first Barrier)に於て、輸入品に付ては其の陸揚港に於て之を納むべし、右納付の際證明書を交付し之に依り他の一切の內地稅を免除す、該課稅額は能ふ限り從價二分五厘の割とすべく關稅率改正の爲め上海に開かるべき協議に於て各品目每に之を決定すべし。

第二十九條――(**噸稅**)英國商船にして積載量百五十噸以上のものは每噸鈔銀四錢、百五十噸以下のものは每噸同一錢の噸

1) 現在の滿洲國營口を曰ふ。
2) 當時の臺灣府卽ち現在の安平港を含む臺南の地を曰ふ。

税を支拂ふべし。清國の或開港場より他の開港場又は香港に出帆する船舶にして税關より特別證明書を受けたるものは其の出帆より四箇月間は清國各開港場に於て噸税を免除せらる。

第三十條――(**同上**)英國商船は船舶到着後荷卸を爲さゞる場合四十八時間内に限り噸税を納むることなく其の儘出港し得。

第三十一條――(**同上**)英國民が各開港場内に(between any of the Open Ports)旅客、手荷物、信書、食料品其の他免税品の運搬に使用する端艇は噸税を要せず。各開港場内に課税を要する貨物を運搬する英商自用の荷物船 (all cargo-boats)は六箇月毎に一回每登錄噸鈔銀四錢の割を以て噸税を支拂ふべし。1)

第三十二條――(**航路標識其の他**)領事及税關監督官は必要と認むる場合には航路標識(Beacons)又は燈臺(Lighthouses)の設置並に浮標(Buoys)及燈臺船(Lightships)の配置に關し合同協議すべし。

第三十三條――(**税**)税金は一八四三年七月十三日廣東に於て定められたる品位率に從ひ、紋銀(Sycee)又は外國貨幣を以て清國政府より受取方を認可せられたる銀行業者に之を支拂ふべし。

第三十四條――(**度量衡**)戸部より廣東税關に發給せる基本器に從ひて準備せる度量衡の基本器を、海關監督より各港の領事に交付して統一を保ち混亂を防ぐべし。

第三十五條――(**水先案內者**)英國商船は開港場の出入に際し水先案內者(引水人)を雇ふの自由を有す。2)

第三十七條――(**船舶出入・貨物取扱手續及違反**)入港後二十四時間内に船簿及船積證書を領事に提出すべく、領事は爾後二十四時間内に又之を税關監督官(The Superintendent of Customs)に通知すべし、船主の怠慢(neglect)に依り入港後四十八時間内に上述規則を履行せざる時は遲滯一日每に五十兩の過料を納むべし、尤も過料總額は二百兩を超えざるものとす。又虛僞の積荷目錄(false Manifest)を提出したる時は五百兩の過料に處せらるべし。

第三十八條――(**同上**)税關監督官の許可なくして船艙を開き荷卸を始めたる船主は五百兩の過料に處せられ且荷卸貨物は

1) 淸國文テキストには「……每四個月一次納鈔每噸一錢」とあつて、英文テキストとの間に所謂 discrepancy を示して居る。併しながら本條約第五十條には「原本間に意義の相違ある場合英國政府は英文原本の示す處を以て眞義と爲す」との規定がある。
2) 水先案內者に就ては後出佛淸『天津條約』第十五條の說明を看よ。

之を沒收せらるゝものとす。

第三十九條――(同上)英國商人は稅關監督官の特別許可なくして貨物を陸揚又は船積するを得ず。違反は沒收を以て斷ずることあるべし。

第四十條――(同上)特別許可なくして一船より他船に貨物の積換を爲すを得ず、右不法積換を爲したる貨物は之を沒收す。

第四十一條――(同上)稅關監督官は一切の稅金納付濟となりたるときは出港免狀を交付すべく、然る後領事は船舶解纜の爲めに船簿を返付すべし。

第四十二條――(紛議決定方法)從價稅を課せらるべき貨物に關し英國商人及淸國官吏間に評價上意見一致せざるときは雙方共に商人二、三名を呼寄せ當該貨物を閱覽せしめ是等商人が買ひ求めんと欲する最高價格を以て其の貨物の價格と看做すべし。

第四十三條――(同上)稅金は各貨物の正味重量に付課すべく其の風袋及包裝量を控除すべし、或貨物例へば茶の風袋の決定に關し英國商人と稅關吏との間に意見不一致あるときは、雙方共に每百函中より若干函宛を撰み之を先づ風袋共に衡り後に其の風袋のみを衡り右若干函の風袋の平均量を以て全部各風袋の重量と看做すべく、之を控除物決定に關する原則とす。尙ほ其の他の決定せざる論點あるときは英國商人は二十四時間內に其の領事に訴ふべく領事は公平に之を處置する爲め事件の詳細に付稅關監督官と協議すべし。

第四十四條――(同上)毀損せる物品に對しては毀損程度に應じて稅金の低減を爲し得、之に關する紛議は從價稅貨物に關する所定の方法(第四十二條)に依り決定すべし。

第四十五條――(免重徵制)英國商人開港場に貨物を輸入し其の稅金を納付したる後同一貨物を再輸出せんとするときは稅關監督官に願出づることを得、稅關監督官は關稅の逋脫を防ぐ爲め適當の官吏をして其の納稅額及該貨物が當初の記號

(original marks)〔原包原貨〕を其の儘に存するや否やに付檢査せしめて後、該貨物に對する出港免狀及納税額の覺書(memorandum on the Port Clearance of the goods and of the amount of Duties paid)を作り之を商人に交付し、他の開港場の税關吏に對して其の事實を證明すべし。右一切の手續完了濟の貨物を積載せる船舶の入港に際し檢査の上不正なきときは更に税を納むるを要せずして該貨物の陸揚を許さるべし、但し右檢査の際税關監督官に於て關税の逋脫を發見したるときは該貨物は清國政府之を沒收すべし。

(**戻税制**)英國商人が納税濟の輸入貨物を外國に再輸出せんとするときは清國內の他港に再輸出の場合と同一の手續を經て戻税證書(Drawback Certificate)〔存票〕を受取るべし、該證書は輸出税乃至輸入税納付の證として税關に對して有效なるものなり。

(**外國穀物再輸出**)英國船舶により清國の一港に運送せられたる外國穀物にして其の陸揚せられたるもの皆無なるときは、故障なく再輸出を爲すことを得。

第四十七條――(**密貿易**)英國商船不法に清國の非通商港に入り、又其の海岸に於て密貿易を爲したるときは、清國政府は其の船舶を載貨と共に沒收すべし。

第四十八條――(**同上**)英國商船密輸入に關係したるときは、當該貨物は清國政府に沒收せらるべく、船舶は爾後貿易を禁ぜられ其の清算完了と同時に退去せしめらるべし。

英佛聯合軍戰爭を其の直接或は間接の原因とする清國對英・米・佛・露各國間天津諸條約は、通商事項より觀る時、また幾多の不平等條項を清國に強制する結果となつて居る。殊に清國は英國との天津條約に於て、英國政府及臣民に對して「夷」なる語を使用せざることを再び誓約して(第五十一條)應接の對等を承諾したが、揣らずも其の「夷」の爲めに却つて關税自主權まで緊縛される運命に追込まれて

了つた。却說右條約第二十六條は『南京條約』に基き一八四三年七月に制定された關稅率表の修正に付規定したものであるが、同條は其の修正の理由に關し、「從價約五分ノ輸入及輸出稅ヲ課スル樣見積ラレシ稅率表ハ爾來該表中ニ列擧セル貨物ノ價格低落シタル爲メ右貨物ニ課セラルル稅ガ原定ノ公平ナルベキ率ヲ相當超過スルニ至レルコト判明セルニ因ル」と述べて居る。第二十七條は英淸對等なる修正要求權に付規定したものであるが、本條約後、兩國間の關係は義和團事變の發生まで事實上此條文の發動を促すが如き狀態に達しなかつた。詰り淸國は此條文の援用を主張して其の關稅收入を調整增徵し得る程度の實力的背景に惠まれなかつたのである。

第二十八條は、通過稅に關し從價二分五厘と云ふ現實稅率を協定せる條約上の初見であり、同時に該稅を輸出貨物にも及ぼし、且英國民にも貨物の內地販運を許容するに至つた起源であるが、此協定稅率制定の原因の一に就き、同條は「其ノ稅額ニ付何等正確ナル通知ニ接セザリシ爲メ英國商人ハ、淸國地方官憲ガ外國市場ニ仕向ケラルル土產物竝ニ其ノ內地ニ仕向ケラルル輸入品ニ對シ通過稅トシテ突然且專斷的ニ(suddenly and arbitrarily)課稅シ、以テ貿易ヲ阻害シ居ル旨ヲ斷ヘズ訴ヘ居タルニ因ル」(淸國文テキストに據れば斯程强い意味を有せず)と記して居る。尙ほ通過稅(Transit Duty)なる所謂淸國內部關稅に就き既に條約上抽象的規定の存在して居たことは前顯の通りである。[1] 通過稅を一に子口稅、子稅と稱する所以は同條に曰ふ如く內地の徵稅所（Barrier）——華文の所謂子口——に對する稅を意

1) 英淸一八四二年『南京條約』第十條、同上一八四三年『通過稅ニ關スル宣言書』。

味し、又子口半税の別稱は其の課せらる丶税額が輸出入關税の半額に相當する處より生れたものである。併しながら是等の用語は孰れも此税の本質を示すに十分でなく、爾後一八九六年(明治二十九年)の日清『通商條約』第十一、二條が之を日本文に「抵代税」英語文に“Commutation Tax”と爲したのは、或意味より確かに一進歩と看做される。元來通過税なるものは、英國が(他關係國亦之に倣ふ)自由貿易品の流通を容易ならしめる爲め、唯一回の納税を以て清國内各地に於ける繁雜な公的私的の諸賦課(註一)に代へんとしたもので、同條に「英國商人ニシテ……一時ニ税金ヲ納付シテ其ノ貨物ニ付一切ノ通過税ノ煩ヲ免レント欲スルトキ……」(any British Subject......to clear his goods of all Transit Duties, by payment of a single charge)〔英商……一次納税免各子口征收紛繁〕、「他ノ一切ノ内地税ヲ免除スベシ」(shall exempt......from all further inland charges whatsoever)〔他子口毫不另征〕とある處を以て觀るも之は明瞭である。然るに清國政府は斯の通過税に就き特殊な解釋を持し、爲めに列國との間に多年紛議の的となるに至つたが、之は便宜上次項に於て論及する。兎も角通過税は次項英清『通商規則ヲ包含スル協定』規則第七に依り更に一段と條約上の根據を帶ぶるに至つたのである。

次に、噸税に關する第二十九條乃至三十一條は、英清『五港通商章程』第五條、及同『虎門寨追加條約』第十七條を整備し且大型船に對し減額すると同時に噸税の細目化を圖つたものである。[1] 一八八

1) 正百五十噸は小型船と認められ一噸に付鈔銀一錢の割である(英清虎門寨追加條約第十七條及米清天津條約第十六條より明瞭)。

二年(光緒八年)清國政府制定の『通商各關徵免船鈔章程』(噸稅法)は、一八五八年の天津諸條約を骨子としたもので、爾後小修正を經て中華民國の關稅率自定權恢復迄引續き(稅率に變更なく)行はれた法規である。尤も右噸稅法の適用には三種の例外があつた。(註二) 第二十九條に曰ふ清國開港場相互間・同開港場香港間に通航する場合の噸稅に對する四箇月有效の特典は、一八八〇年獨清『通商及航海條約ノ追加條約』第二條に依り廣く清國內外諸港に通航する總ての船舶に均霑せしめられることゝなつた。第三十二條に就ては次項の規則第十と共に說明する。第三十三條の規定は莫大なる關稅收入を英國銀行業者の取扱範圍內に置くに至つた條項であり、金融上見逃し難き重大權益の根據である。這の結果英國官憲の推挽に基き清國政府より滙豐銀行(香港上海銀行)が其の取扱銀行に指定せられた。(註三)

第三十七條乃至四十一條其の他に規定せらるゝ船舶出入に關する手續及罰則は、是等が片務的性質のものであり、同時に領事の介在を許容して清國行政・司法權を束縛するが故に、所謂不平等條約の範疇に屬する譯である。尙ほ罰則に就ては次項末に於て言及する。更に第四十二條乃至四十四條に曰ふ紛議の場合に於ける決定方法も亦前同斷であるが、第四十二條の方法は海關に貨物買上の權能なく、又最高價格を附したる者に對し買取を强制すべき規定も存せざるが故に實行に適する方法ではない。又第四十三條の方法も通商情況の發達に連れ、領事は事每に自國商人の提訴に惱まされ

ることあり得べく之亦便宜なものとは認められない。[1] 尙ほ、第四十五條は所謂「免重徵制度」(Exemption Certificate System)と、「戾稅制度」(存票制)(Drawback System)との創設を意味する。[2] 兩者共廣義に於て戾稅と認めらるるものであり、且今日既に廢止を見るに至つた制度であるが、特に前者は一旦關稅納入濟外國貨物が通商港間に再移出入せらるる場合に關稅の重徵より免れしむる制度を言ひ、斯の種特權の爲め移出港たる海關に於て發行する證書を「免重徵執照」(Exemption Certificate)と稱した。[3] 後、淸國府は內國貨物の內國通商港間に轉送の場合にも之と同樣なる特權を與ふる必要を認識し、一八六一年(咸豐十一年)關係國の同意を得て、『通過稅、免重徵及沿岸貿易規則』(Regulations rel. to Transit Dues, Exemption Certificates, and Coast Trade.)を制定した。此免重徵制度にも亦例外竝に類似的制度が存した。(註四) 次に狹義の所謂戾稅制度とは中國に於ける場合、「外國貨物輸入稅戾稅」と「內國貨物沿岸移入稅戾稅」とに區別し得た。外國貨物輸入稅戾稅は、前述免重徵制度と同樣本條約第四十五條に其の根據を有するもので、內國に於て消費されざる外國貨物を再輸出する際曩きに納付せる輸入稅の拂戾を受くるを言ひ、[4] 一方內國貨物沿岸移入稅戾稅は、前顯一八六一年の『通過稅、免重徵及沿岸貿易規則』及一八六三年の丁抹淸國間『修好、通商及航海條約』其の他に根據を有するものであつた(後出當該項參看)。尙ほ該丁淸條約は又外國貨物

1) 第五章第一節列國共同關係一八六八年『會訊章程』の項を看よ。
2) 嚴密なる意味に於ては、戾稅制度に對する條約上の初見は本條であるが、免重徵制度に對する夫れは本條約より先立つこと約一週日前に署名を了せる米淸『天津條約』第二十一條である。
3) 免重徵執照は移出港たる海關より移入港たる海關に宛て直接送附するもので、本來の免稅品に對して交付せらるゝ「免稅單」、「護照」又は「專照」と異なる。
4) 戾稅の請求期間に就き英淸一八七六年『芝罘協定』第三款第五を看よ。

輸入税戻税に對しても修正を加へて居る(前同断)。海關の交付する「戻税證書」を華文にて「存票」と稱した。[1](註五)

註一――當時淸國內地(沿水地を含む)に於て如何なる公的私的の諸賦課が行はれて居たか明かでない、殊に私的賦課に就ては尙更である。公的賦課を掌る中國固有の税關卽ち「關」又は「常關」(Native Customs)(鈔關・舊關・大關・老關・等々の別稱あり)は其の淵源古く、淸朝時代に至つては初め中央政府の戸部に屬する戸關と工部に屬する工關とが設けられ、後官制改革に伴ひ兩者共、度支部に移されたが(管理者は海關道臺又は地方道臺)、中華民國時代に入つてよりは財政部の所管となり、民國四年の大總統令を以て「常關」と大體――極めて少數の例外を除き――劃稱されることゝなつた。本來淸國の近代的開國に伴ひ輸出入税も亦當然是等常關の管轄に屬すべき筈のものであつたが、所謂不平等條約に基く其の開國は終に「海關」なる制度を創設せしめて了つた。殊に一九〇一年卽ち義和團事變後「常關」の一部が亦外國側の管理下に置かれるに至つた。[2] 太平天國亂(一八五〇―六四年)の際釐金税が創設されたと爲すのは通說であるが、釐金税發生の以前に在つても、「關」の税として公的に賦課されたものに、木税・葦税・商税・貨税・田賦・漕運・鹽課・茶税・蔘税・礦税・貨物正税・船鈔・落地税・京城舖税・蠶繭税・魚課・當税・牙税・等々があつた樣である。

註二――噸税法適用に對する除外例には次の三がある。〔A〕松花江に於ける「江捐」(River Dues)(露淸・一八五八年『愛琿條約』の項を參看)。〔B〕松吉河(スンキ)、高平河(カオピン)に於ける佛國安南船(佛淸・一八八七年『追加通商條約』の項を參看)。〔C〕自由港たる大連及自由港時代の靑島に出入する汽船(日本關係の項參看)竝に九龍、拱北(ラッパ(ホンペイ))の兩關に出入する支那型帆船(九龍關は英領香港に、拱北關は葡領澳門に出入する支那型帆船を管理する海關)。

註三――今次支那事變の進展に伴ひ、上海海關の關税收入寄託銀行として橫濱正金銀行が指定せらるゝに至つたが、之は本條と、我國の有する最惠國條款とを以ても說明し得る處である。

註四――一般免重徵制度に對する例外としての特別免重徵制度に三種あつた。其の一は一九〇八年より行はれた淸國機械

1) 戻税證書は「税金過徵品」、「積殘品」、「揚殘品」、「海損品」等の場合にも利用される。卽ち是等は戻税に似た慣習である。

2) 天津常關は海關の管理下に在つて嘗て全國一の模範關と稱せられたる時代があつた。

製造の工業品に對する制度(英濤・一九〇二年『通商條約』の項參看)、其の二は一九〇七年より實施の滿洲特別免重徵制度[1]、其の三は一九〇八年より實施の滬寧(上海・南京)鐵路特別免重徵制度[2]が之であつた。

免重徵制度に類似せる簡易免税方法に「紅箱制度」(Red Box System)と稱するものがあつた。該制度は一旦輸入税を納付せる一種に付價格三十兩以下の外國貨物を一通商港より他通商港に再移出する際、免重徵執照の發行を受けずとも海關に登録せる特定の紅箱に裝入して之を輸送すれば免税の取扱が爲される方法を言ふ。該制度は一八九三年上海より寧波及溫州に再移出の外國雜貨に與へられたる條約以外の慣習に由來し、一九〇二年には上海より南京・蕪湖・鎭江に再移出の外國貨物に及ぼし、一九一一年よりは漢口を中心として岳州・長沙・沙市・宜昌の四港間に行はれるに至つた(一九一一年總税務司告示"Provisional Regulation for the Introduction of the Hung-hsiang System between Shanghai and the Yangtze Ports")。

註五――免重徵及戻税制度に關聯して注意を要するのは上海に於ける嘗ての「派司制度」(Pass System)である。派司〔蓋印憑據〕とは關税納付濟貨物を再輸移出する際戻税又は免重徵の證書を得んが爲めに豫め該貨物の原品たることを證明して置くもので、一八七一年上海海關の案出採用に係る制度であつた。而して此制度は忽ちにして其の本來の性質を變ずるまでに惡用されるに至つた。"China's Struggle for Tariff Autonomy"(1938)の著者Wrightは、「中國政府の創意に係る場合と又關係列强よりの壓迫に依る場合とあるが、何れにもせよ中國政府より與へらるゝ特典に就き一言の要がある。即ち斯の種特典は關係列國により機會ある每に條約上の權利に迄換置される傾きのあるもので、恐らく今日世界の何れの國に於ても、是程著しく許容せられたる特典が濫用されて居る處はあるまい。就中特に甚しきは、種々豫防策が講ぜられたに拘らず依然として存在した嘗ての上海派司(パス)制度が之である。此派司は屢々、甚大なる詐取を行ふ目的から、不正な商人及貿易仲介人の手に依り、更に或場合には同樣不正な海關下級職員との結托に依り、原品ならざる貨物に對して戻税を得る爲め、二度も三度も改竄の上使用されて居たのである。」(抄)と述べ、以下之が具體例に就て

1)　高柳『前顯書』390頁、宮脇『前顯書』196頁。
2)　高柳同 393頁、宮脇同 197頁。

說明し、「此種の詐僞は文字通り數百萬弗の收入を窃盜した」と謂つて居る。[1]

一九二八年—三〇年次の國民政府による關稅條約改正の效果として、此種の所謂「濫用」は總て一掃されるに至つた。

＊英清・一八五八年『通商規則ヲ包含スル協定』、米清・同年『天津條約』、佛清・同年『天津條約』、露清・同年『天津條約』、丁清・一八六三年『修好通商及航海條約』、英清・一八七六年『芝罘協定』

英清・『通商規則ヲ包含スル協定』——一八五八年十一月八日署名（表・英七）。[2]

規則第一——（列擧せられざる貨物）關稅率表に列擧せられざる貨物に對する關稅額を決定す、即ち輸出貨物稅表に列擧せられずして輸入貨物稅表に列擧せられたる貨物が輸出せらるゝ場合には右輸入表中該物品に對して定めたる稅額を支拂ふべし、之と反對の場合同樣に準ず。兩表の何れにも列擧せられず且無稅貨物表にも列擧せられざる貨物は市價に據り算出したる五分の從價稅を支拂ふべし。

規則第二——（無稅貨物）下記貨物は輸出入共關稅を免除す、地金銀・外國貨幣〔外國各等銀錢〕(Foreign Coins)・穀粉(Flour)・玉蜀黍粉(Indian Meal)・莎麪〔砂穀〕(Sago)・ビスケット・貯藏肉及野菜〔熟肉熟菜〕(Preserved Meats and Vegetables)・乾酪〔牛奶酥〕(Cheese)・牛酪〔牛油〕(Butter)・糖菓〔蜜餞〕(Confectionery)・外國衣服・寶石類・金屬被覆物品〔攙銀器〕(Plated Ware)・香水類・各種石鹼・炭〔碱炭〕(Charcoal)・薪〔柴薪〕(Firewood)・蠟燭（外國產）・煙草（外國產）・葉卷煙草（外國產）・葡萄酒(Wine)・麥酒(Beer)・火酒(Spirits)〔華文は以上三種を合して單に外國酒とす〕・家庭用必需品〔家用雜物〕(Household Stores)・船舶用必需品〔船用雜物〕(Ships' Stores)・手荷物〔行李〕(Personal Baggage)・文房具・敷物類(Carpeting)・粗毛氈類(Druggeting)〔華文には以上二種の該當項に氈毯繡貨とあり〕、刄物類・外國製藥劑〔外國自用藥料〕(Foreign Medicines)・硝子及水晶製品〔玻璃器皿〕(Glass and Crystal-ware)の三十二種（英文に依る）。右無稅貨物の中、手荷物・地金銀及外國貨幣を除く外は何れも內地に移送せらるゝ場合從價二分五厘の割を以て通

1) 同書 pp. 664—65.
2) 本協定の內容は同日附米清『通商取締ニ關スル協約』及同月二十四日附佛清『關稅率及通商規則』と照應する——三者同文ではないが小異あるのみである。

過税を支拂ふべし。

規則第三——(輸出入禁制品)火藥・彈丸・大砲・獵銃・旋條銃・小銃・拳銃・其の他一切の軍需品及兵器・鹽。

規則第四——(度量衡)關税則の計算に於ては一擔(a picul)即ち一百斤〔觔〕(one hundred catties)の重量は英國常衡(avoir-dupois)に依る百三十三封度〔磅〕三分の一に、又一丈(a chang)即ち十支那尺(ten Chinese feet)の長さは百四十一英吋〔因制〕に相當すと看做さるべし。

規則第五——(從來輸出入禁制品たりし或種貨物に關するもの)阿片〔洋藥〕(Opium)・現金〔銅錢〕(Cash)・穀物(Grain)・豆類(Pulse)・硫黃(Sulphur)・硫黃礦(Brimstone)・硝石及亞鉛(Saltpetre and Spelter)の通商に對する制限は、左の條件の下に弛緩(relax)せらる。(一)阿片は今後一擔に付三十兩の輸入税を支拂ふべく之が輸入者は其の輸入港に於てのみ之を販賣すべし、其の內地搬入は淸國人のみに依り且淸國人の財產としてのみ爲さるべし……阿片に對する通過税は淸國政府が適當と認むる處により協定せらるべく(The Transit Dues on it will be arranged as the Chinese Government see fit)、又將來關税率改訂の場合其の改訂規則は阿片に對して適用せられざるべし。(二)銅錢(玆に省略)。(三)自國產又は外國產の米及其の他穀類の輸出(玆に省略)。(四)豆類及豆糟〔荳石荳餅〕(玆に省略)。(五)硝石・硫黃・硫黃礦・亞鉛(玆に省略)。以上諸貨物の通商に際し前掲條件に違反したるときは關係貨物を沒收す。

規則第六——(通商港に入る船舶の義務)天津條約第三十七條に曰ふ二十四時間、同第三十條に曰ふ四十八時間なる語に對する解釋を協定、港(the port)の限界は收入の正當なる保護と矛盾せざる限り通商の便宜に對する一切の考慮を爲したる上税關之を決定すべく、税關が積込及荷卸を許可する其の碇泊地(the anchorages)の限界亦同斷とす。

規則第七——通過税(Transit Dues)天津條約第二十八條に規定する處を更に具體化し且補正せるもの。即ち、貨物は左の條件の下に其の通過税が支拂はるべきものなることを明瞭にす。

輸入の場合：輸入貨物を更に內地に向け發送する開港場に於て、貨物の性質及數量、該貨物が陸揚されたる船舶竝に該貨物の仕向けらるべき內地の場所、其の他一切の必要なる詳細事項の通知を受けたるときは、稅關の收稅官(Collector of Customs)は適當なる檢査を爲し且收入すべき通過稅(Transit Duty)を領收したる上、通過稅領收證書〔內地稅單〕(Transit Duty Certificate)を發行す。右證書は各常關〔子口〕(barrier station)に於て之を提示し檢閱裏書〔照驗蓋戳〕(*visé*)を受くることを要す。貨物の仕向地が如何に遠隔なりとも右の證明を受けたる輸入貨物に對しては夫れ以上何等の稅をも課せられざるべし。

輸出の場合：英國民が內地に於て購入したる產物は之を輸出する港に至る途上の最初の常關に於て檢査及認證を受くべし。該產物の數量及之を輸出すべき港を記載せる覺書(memorandum)は該產物の管理者(the person in charge of the produce)之を右常關に寄託したる上證書(Certificate)を受くべし、此證書は該管理者が輸出港に至る途上の各常關に於て之を提示し檢閱裏書を受くべきものとす。貨物にして港に最も近接せる常關に到達したるときは同港海關に通知すべく、之に對して要する通過稅を支拂ひたるときは通過を許さるべし。該貨物の輸出に際しては關稅を支拂ふべし。

開港場に仕向けらるゝ貨物にして前記の如く登錄せられたるものを運送の途中に於て認可なくして販賣するときは該貨物を沒收するを得。證書に明記せる數量を超過する貨物を通過せしめんと企つるときは證書に記載せる同一名稱の貨物全部を沒收するを得。天津條約第二十八條の下に要求せらるゝ英淸兩國民に公示する爲めの告知(notification)は玆に之を廢止す(dispensed with)。

規則第八——(旅行免狀に基く外國人通商に對する北京の除外)(本文略)。

規則第九——(鎔解手數料の廢止)從來淸國政府が鎔解費を支辨せんが爲め稅金以外に課したる百兩に付一兩二錢の賦金は爾今之を英國民に課せざるべし。

規則第十――(單一制度の下に於ける各港の徴税)其の收入を保護するに最善なる方法を採用するは條約上清國政府の隨意なるを以て、一切の港に於て劃一的制度(one uniform system)を施行すべきことを協定す。外國通商監督の爲め清國政府が任命したる高級官員〔總理外國通商事宜大臣〕(High Officer)は時々自身に又は代理者〔委員代辦〕(deputy)を派して諸港を巡視すべし。該高級官員は、税關收入の監理・密貿易の豫防・港界〔口界〕(port boundaries)の決定・港務長職務の執行〔派人指泊船隻〕(in discharging the duties of harbour-master)・噸税中より其の經費を支辨すべき燈臺(Lights)、浮標(buoys)、航路標識(Beacons)其の他之に類するもの丶配置に付、自己の選擇を以て且英國官憲の提言又は指名に係ることなく、自己を補佐せしむるに適當と認むる英國民(any British subject he may see fit to aid him........)を選擇するの自由を有すべし。

本協定は「今後賦課スベキ關税及通過税ノ額ヲ決定スルノ目的ヲ以テ」、前題『天津條約』第二十六條の規定に依り開催せられた所謂上海會議の成果である。勿論僅少なる例外的項目を除き協定の殆ど全部が中國の關税自主權を侵害するものと認められる。又改訂された新關税率表(Tariff of 1858)[1]が本協定に添附せられた。抑も一八四三年次の歴史的關税率表(巻末附錄)は大體從價五分を標準としながらも中には從價一割に及ぶものをも含んで居たが、此處に改めて新税率表により一律從價五分の原則が樹立せられたことは頗る注目に値する。更に新税表の掲記する貿易品目の增加にも留意を要する。

却説、本協定の規則第二は無税貨物に關するものであるが、清國開國當時の諸約定(卽ち一八四三

1) 卽ち第二次の協定税表。卽ち從價五分を物價の下落に適應せしめたもの、且輸出入共從量税に依る品目を著しく增加せり。新税率表に掲げられたる品目は個々の税率を基礎として數へる時、輸入計百七十四種、輸出計百七十二種となる。

年の英清『五港通商章程』に伴ふ關稅率表、一八四四年の米清『望厦條約』の一部たる關稅率表、同年佛清『黃埔條約』の一部たる關稅率表)が、孰れも輸入貨物に於て洋米、洋麥、五穀類の三種、輸出貨物に於て金銀貨幣及各種金銀類、瓦磚瓦片等建築材料の二種と云ふが如き僅か數品目を免稅と協定したに比し格段の相違がある。該規則第二は外華本來の輸出入免稅品を混淆して居るのみならず類別亦實際上明瞭を缺くものあり、爲めに此規定は忽ち濫用せられ、從つて在華外國人の一般衣食住用品に免稅すると云ふ條約締結者の意圖を遙かに逸脫した結果となり、爾後半世紀間中國關稅收入上多額の損失を招致するに至つた。義和團事變後是等の無稅貨物の多くが有稅貨物に改編せられたのは寧ろ當然の措置であつた。

次に規則第五の中、阿片に關しては特に論述せねばならぬ。尤も阿片問題夫れ自體を逐ふ餘裕は此處にない(註一)。清國政府は當時戰禍增大しつゝあつた太平天國亂の體驗に鑑み、一には阿片嚴禁の國法が現實に强制せられざることより生ずる弊害を緩和し、二には國家收入を提增する爲め、本規則に於て阿片を有稅貨物として新たに解禁した(同時に軍需品・兵器を新たに禁制品とし、又鹽をも禁制品に加へて其の獨特の專賣制度の維持に努めることゝした――規則第三)。於玆、清國の阿片政策は急轉するに至り、爾後一九一七年四月再び中國が之を絕對禁制品と爲す迄、阿片は約六十年間事實上英國の對華特殊貿易品として關稅上重要な地位を占むるに至つた。蓋し、此間英國が阿片貿易

により收めたる巨利には、同様貿易に從事せる他の何れの國の利益も其の追隨を許さないものがあつた。

更に規則第七は、一八四二年以來條約上の問題たりし通過税に對し所謂 commutation tax としての實質を具備せしめ得たものである。以下本規程の特徴竝に通過税に關する要項を略記する。輸入貨物の場合――〔一〕輸入外國貨物に課せらるゝ通過税の特權は該貨物所有者の國籍に係らない、〔二〕其の税率は輸入税率の半額卽ち一般從價税品及輸入無税品（但し手荷物・地金銀・外國貨幣を除く）に對し從價二分五厘とす、〔三〕本規則に曰ふ海關の發給する通過税領收證書卽ち俗稱「子口税單」を「運洋貨入內地之税單」(Transit Pass, Transit Pass to Interior.)と正稱する。[1]〔四〕貨物運搬の沿途に於ける常關の檢閲裏書には何等の檢査料又は手數料をも要しない、〔五〕右通過税領收證書の有效期限に就ては條約上別段制限されて居なかつたものと解すべきである、(註二)〔六〕通過税納付貨物を仕向地に至る沿途に於て其の一部若くは全部を賣却するも亦違法でない。[2] 輸出貨物の場合――〔一〕本規定は輸出內國貨物に課せらるゝ通過税の特權を英國民（從て最惠國待遇を享有する他外國民）に限れるも、爾後清國政府は斯の種特權を自國民に均霑せしむるに至つた、(註三)〔二〕其の税率は輸出税率の半額卽ち一般從價税品及輸出無税品（但し手荷物・地金銀・外國貨幣を除く）に對し從價二分五厘とす、〔三〕此通過税制度を利用して內國貨物を輸出港に運送せんとする英國民（從て最惠國待遇を享有する他外國民）は領事を通じて、[3] 海關監督より豫め所謂「三聯單」卽ち「買土

1) 此税單發給には期限がない、卽ち海關は輸入貨物たる證據さへあれば輸入の日時を問はず税單の發行を拒むことを得ない(1894年總税務司告示 No. 666)。

2) 途中販賣に付き條約上規定はないが一八九八年清國政府は獨國公使 Heyking の要求に基き之を容認した。

3) 此特權に均霑を許されて以後清國民の場合は税務司を通じて――註三參看。

貨之報單」(Transit Pass Memorandum)を受取る、(註四) 〔四〕三聯單を受領せる者は內地に赴き貨物購入後其の貨物名・數量・買入地・輸出港名等を該單に記入し、之を貨物經過の最初の常關に提出する、該常關は所定の檢査完了後三聯單と引替に本規則に曰ふ證書卽ち「運照」又は「運單」(Conveyance Certificate)を發給する、〔五〕運照の貨物が爾後輸出港に至る過程は前顯規則本文の明記する通りである、〔六〕通過税を納付し輸出港に到着せる貨物は一定期間內に外國に輸出せらるゝことを要する、尙ほ該運照の貨物は中途販賣を許されない。(註五)

元來通過税が、唯一回の納税を以て中國內各地に於ける繁雜なる公的私的の諸雜賦に代へんとする趣旨より、條約上明定されたものであつたことは既に之を述べた。然るに中國政府は輸出入貨物通過税に對して、內地の貨物購入地と通商港間、通商港と內地の貨物到着地間に於ける夫々、單に途中通過の諸税捐のみを免ずるものと、極めて自己に有利なる解釋を下し、以て輸出貨物が內地の產地に於て外國人に購入せられざる以前には出產税等の、又輸入貨物が指定の內地に到着せる以後には落地税・銷場税等の、各種税捐を現實に賦課する場合が尠くなかつた。勿論斯る解釋の强行は其の直接の負擔が中國人自身に課せらるゝものであるとは雖も、前顯英清『天津條約』第二十八條、日淸『通商航海條約』第十一、二條等に對する明瞭な違反と謂はねばならぬ。尤も英國は一時斯る清國側の解釋を默過した時代もあつたのである。(註六) 次に本規則第七の末段は右天津條約第二十八條に曰

ふ、通商港と內地市場との間に於ける內地通過稅捐課稅額の「公表」に關する清國官憲の義務を免除して居る。恐らく之を公表することが不可能であつたと云ふ事實が然らしめたものであらうが、兎も角此告知の廢止に依り英國民は原條約の許に於て享有すべかりし內地稅納付に關する選擇權を喪ふこと丶なつた。而已ならず通過稅納付地の變更[1]も、一面英國側に執つて便宜となつたと同時に清國內地官憲の稅收を海關卽ち中央政府筋へ轉移せしめる結果を招くこと丶なり結局通過稅に對する內地官憲の不滿、妨害と云ふ不測の損害を誘發するに至つた。

本規則第十は種々の點より著目を要する。〔海關制度沿革(其の一)〕先づ「一切ノ港ニ於テ劃一的制度ヲ施行」すると云ふのは、一八五四年以來上海に行はれ而も頗る好評を博しつ丶あつた「關稅管理委員會」(註七)制度を一般通商港に擴張することを意味する。右上海に於ける制度に就ては當該註に之を讓る。尙ほ本規則の趣旨に就き既言の如く米・佛兩國亦清國との間に協定を遂げたから、通商港の監理に必要なる諸事務に關して清國側が採用すべき「補佐」者は、條約上英米佛三國民中より選用されること丶なつた。而して從來上海に行はれたる英國人專行と云ふ事實上の慣習が依然踏襲せられ、本規則に從ひ一八五九年英人レイ(Horatio N. Lay)は兩江總督何桂清より改めて海關總稅務司(Inspector General of Customs)に任ぜられた。此總稅務司制[2](上海駐在)の下に於ける新式海關は、同年廣東に、翌一八六〇年汕頭に、爾後ハート署理總稅務司時代に入り一八

1) 原條約に在つては輸出貨物の場合其の內地に於て經過する最初の常關に納むべきであつた。

2) 本規則の實施に伴ひ佛米の委員(Edan と Fish)は辭職し、「關稅管理委員會」制度は終焉した。詳言すれば Lay は 總稅務司(Chief Commissioner)に任命せられたので、之を "Inspector General" と英譯するのは Lay 自身の創案に係る處である。又總稅務司に就ては本書157頁以下を看よ。

六一—二年代に廈門・芝罘・牛莊・福州・寧波・鎭江・漢口・九江・天津の諸港[1]に夫々開設を見る運びとなつた。[2] 却說、要するにレイは本規則に依り、一般海關事務、脫稅防止、港灣監督、航路標識設置等に就き全責任を擔ふことゝなつたのである。爾後の海關制度に就ては本章『總稅務司ニ關スル淸國ノ宣言』の項に續く。[3] 次に該規則第十は天津條約第三十二條と相俟つて其の對淸貿易を容易ならしめる爲めの側面的一手段として、淸國に燈臺・浮標・航路標識・燈臺船・等々の設置を約せしめたもの、且是等に要する經費を噸稅中より支辨すべき旨を規定して居る——卽ち淸國の通商關係收入の費途に就き條約上掣肘を加へた初めである。

次に前顯英淸『天津條約』及本規則は、密輸或は關稅の逋脫に關し制裁規定を設けて居る。制裁は沒收(Confiscation)と過料(Fine)との二種に分れて居り、特殊例を除き大體列國との條約に於ても共通する處である。今茲に英淸間の場合を列擧すれば次の通りとなる。

沒收——『天津條約』第三十八・三十九・四十・四十五・四十七・四十八條、『通商規則ヲ包含スル協定』規則第五・七。

過料——『天津條約』第三十七・三十八條。

以上の諸條項を綜合するに制裁は財產刑に止まり體刑を課せらるゝことなく、且沒收と過料と併科されることの無いのが原則である。而して斯る制裁が加へらるゝ場合、外國人が其の領事裁判權の援護を求むるであらうことは想像するに難くなく、條約上斯る制裁の場合領事の介入を許容する條

1) 此時福建省治下の臺灣に於ける淡水・打狗(高雄)も同斷。
2) 爾後の海關設置に就ては卷末の海關一覽表を看よ。
3) 158 頁以下。

項を缺くとは雖も、現實問題として制裁が常に中國側の自由意思を以て決せらるゝとは斷ぜられないし、過去の事實亦然うであつた。

更に又、海關の課稅に對し不服なる場合に英國民が執り得べき救濟手段としては、(A)第三者に依る評價法と、(B)領事仲裁法とがあり、前者は『天津條約』第四十二條に、後者は同四十三條に夫々條約根據を有する。然し現實の問題として此兩方法も亦前記制裁の場合と同樣、孰れも實行容易でなく徒らに繁雜を加ふるのみであつたので、一八六八年總稅務司は關係國公使の承認を經て『會訊章程』(Rules for Joint Investigation in Cases of Confiscation and Fine by the Customs Authorities)六箇條を頒布した。[1] 該章程は外國人と海關との紛議竝に海關諸規程の違反に對する罰則を律するを目的とし、既揭『天津條約』及『通商規則ヲ包含スル協定』に曰ふ處罰及紛議解決の方法を一層明瞭に且法規的に制定したものである。併しながら實際上の慣習としては、船舶の沒收と云ふが如き條約上の嚴罰が實行に移されたことの無いと同樣に、沒收又は過料の處分が行はれるに當つても稅務司と關係領事との直接懇談に止まり、能ふ限り此『會訊章程』の援用を回避する傾向にある樣である。[2] 尙ほ斯る場合の沒收品及過料金は中國政府の公務(the Public Service of the Government of China)に充用されることゝなつて居る。[3]

尙ほ此通商規則の精神及之と共に公布せられた新關稅率表は、淸國との間に通商條約を曩に締結し

1) 第五章第一節列國共同關係の當該項參看。
2) 此點に就き高柳『支那關稅制度論』438頁，宮脇『支那現行關稅制度概論竝其通關手續』85 頁參看。
3) 英淸一八五八年『天津條約』第四十九條。

後に締結するに至つた殆ど全部の列國の模倣する處となつた。殊に關稅率表は上海に於て英淸兩國代表間に署名されると同時に佛・米兩國代表に依つても容認(アクセプト)されたのである。

註一――英國東印度商社は其の製造に係る印度阿片の生産過剩品を淸國に輸入して市價の調整を計ると云ふ一石二鳥式の方策に着眼し、之が爲め英國民は阿片を盛んに淸國に運販した。一方淸國政府は一七二九年以來屢々禁煙令を公布して之が輸入及吸飮の根絕に努めたが、禁煙令に伴ひ阿片の密輸入は正銀取引となり、淸國民の密飮と英國民の收利とは結局一方に於て禁令を有名無實ならしめ且年々銀塊の流出を夥しくし、他方徒らに印度阿片の生産額を急增せしめて英國民の懷を肥やすのみであつた。湖廣總督(後、兩廣總督)林則徐の吸煙禁止政策[1]は揣らずも英國に對し、實力に依る鎖國打破の機會を與ふることゝなり、斯て一八三九―四二年の阿片戰爭となつた。阿片戰爭は國際不正義戰爭中の尤なるもの、其の開戰の宣言に於て肝心の阿片輸入禁止問題に全く觸るゝ處がなかつたのも、道理である。却說一八四二年の『南京條約』は、阿片貿易を其の直接の原因と爲したに拘らず何等此問題に觸るゝ處なく(此理由に就ては高柳松一郎著『支那關稅制度論』四一頁に詳かである)、之に續く翌年の『五港通商章程』、同關稅率表、等も亦殊更阿片に關し規定する處が無かつた。次で英國の香港經營に連れて香港と沿岸各地間の帆船密貿易盛んとなり、國法上禁制品たる阿片は密貿易者と通ずる淸國官憲の腐敗と相俟つて益々其の流入を繁くした。更に太平天國の大亂に際しては、阿片の密輸入は武器彈藥の夫れと共に殆ど無制限に行はれた。尙ほ印度は一八五八年を以て東印度商社の管理を離れ英國皇帝に直隷するに至つた。印度政府の阿片よりの收入額は、一八六二年には約七百八十五萬磅、一八七四年には八百萬磅、一八八〇年には一千五十萬磅で、爾後は次第に減少した。

註二――一八八〇年三月三十一日附獨淸『通商及航海條約ノ追加條約』第七條の後段に、「內地ニ外國商品ヲ運搬スル爲メ獨逸國臣民ニ發給セラレタル通行券(Inlandspässe)ハ獨逸國臣民ニ發給セラレタル旅行ノ爲メノ旅券(Reisepässe)ト

1) 道光十九年(一八三九年)三月、林は英商蓄藏の阿片二萬二百八十三函を燒く。淸國は同五月『鴉片禁章程』三十九條を定む。

同ジク、其ノ發給セラレタル日ヨリ清曆十三月ノ期間引續キ效力ヲ有スルニ過ギザルベシ」とあるも、最惠國條款を有する列國が此獨國の不利益に拘束される必要のなかつたこと勿論である。尙ほ之に付獨國も亦其の最惠國條款を援用し得。

註三——此特權は當初條約上外國人の購入せる內國產貨物に限られて居た。從つて外國人の名義を借用する淸國人多く、一方外國人中にも亦淸國人に「三聯單」(本文參看)を賣却して不當の利を貪る者多かつた。高柳博士曰く、「此弊害を除く爲め總稅務司の上申に基き支那政府は一八九六年支那人にも外人同樣子口稅(通過稅)の特權を享有せしむる事となしたり(光緖二十二年五月二十四日上諭)、之れ當然のことにして貿易上內外人に區別を設け、自國人を外人よりも不利益の地位に置くは愚の極なり、余輩は寧ろ支那政府が此點に氣付かずして約四十年間一方自國人に誅求を加へ他方外人の子口稅制濫用を嘆じたる矛盾を憐まずんばあらず」と(『支那關稅制度論』二九〇頁)。

註四——三聯單發給の手續は各地に於て多少相違する。要之領事の請求に基き海關監督は無償にて空白の聯單を發給し、商人は購貨後之に所定の記入を爲し最初の常關に提出するのである。該聯單が三枚續なる處より三聯單の俗稱が生じた。猶ほ三聯單の使用有效期間に就ては當初條約上規定する處無かつたが、一八九〇年總理衙門と各國公使と協定の結果、各地の狀況に從ひ海關と各國領事とが其の有效期間を定めることゝなり、夫々協定成立した。

註五——通過稅納付後若し之を輸出せざる時は、此制度に依らざる他の一般內地貨物に比し輕少なる內地稅捐を支拂つたと同樣になり、又輸出すべき運照の貨物を中途に於て販賣すれば各種の內地稅捐を免るゝ結果となる。從て其の稅收を擁護する爲め多數の通商港に於ては、三聯單の發行に際し保證狀制度を採用するに至つたが、勿論之は條約上の明文に據つたのでは無い。更に外國に輸出すべき「一定期間」は爾後大體一ヶ年と協定された。一八九六年の日淸『通商航海條約』第十二條は「通過稅支拂ノ日ヨリ十二箇月ノ期限內ニ現ニ外國ニ輸出セラレタル場合ニ限ル」と明文を設けて居る。

註六——一八九八年十月六日、上海に到着した英國聯合商業會議所よりの特派使節ベレスフオードは、該地英國人の組織

する「支那協會」より强硬な長文の決議書を受取つた。決議書は清國側が條約上の義務を遵守するに付全然誠實を缺いて居ることを訴へ、通過税問題に就ても條約に違反する內地雜税が賦課せられる結果漸次其の特權の意義が喪はれつゝある實情を述べ、以て倫敦外務當局の軟弱なる態度を非難したものであつた(Beresford, "The Break-up of China," 1899, pp. 78—87.)

註七——一八四二年の英清『南京條約』以降清國は通商上近代的に開國したが、新たに設けられたる税關は、一方清國官吏の無知識無經驗及貪欲に依り、他方是等の情勢を利用する不正外國商人の横行に依り、正當なる通商を阻礙すること甚しかつた。次で太平天國の大亂起り楊子江一帶は長髮賊の傘下に歸し之に伴ひ上海亦極度の混亂に陷り、該地海關の如きも一時清國官吏の逃亡等により收拾すべからざる狀況となつた。於玆、一面障害を除去して通商の發達を助長し他面清國政府の關税收入を擁護する爲め、幾多の曲折を經て英國の發議及努力に依り「關税管理委員會」と稱する公正なる徵税機關の設立を見るに至つた。一八五四年六月二十九日上海駐在の英國領事 Rutherford Alcock, 米國領事 R. C. Murphy, 佛國領事 B. Edan は上海道臺吳健彰と『上海海關組織ニ關スル取極』(全九條) を締結し、次で道臺の希望に基き英米佛三國は各一名宛の委員を送つて「關税管理委員會」(Board of Inspectors)を組織し、同七月十二日を以て上海新海關は設立された。當時の初代管理委員(Inspectors of Customs)は英人 Thomas Francis Wade, 佛人 Arthur Smith, 米人 Lewis Carr であつたが、此委員會制度は表面の事實に止まり間もなく支那語支那事情に通曉せる Wade の獨裁を招來するに至つた。翌一八五五年六月一日、Wade は辭して副領事の本職に復し通譯官 Horatio N. Lay 彼に代つて英國委員に拔擢せられ、間も無く米佛委員にも變動があつたが[1]、實權は依然英國委員の手中に存した。此上海に於ける制度は現行海關制度の濫觴にして、後一八五八年の通商規則に依り次第に此制度は各通商港に擴充せらるゝこととなつた。右外國人の海關管理制度と釐金税とは實に太平天國亂の二大副產物と謂ふも妨げないものである。而して當時英國政府は該管理委員の地位を如何に解釋して居たかと云へば、大體之を清國政府の職員と看做して居た樣

1) Smith と Carr とは夫々 B. Edan と M. W. Fish〔兩人共領事館に於ける職務と兼任〕とに替る。

である。即ち外相クラレンドン伯 (Earl of Clarendon) は、是等委員は外國籍を有するも清國政府の職員としての地位を有する旨意見を述べ(一八五五年九月六日附ボーリング宛訓令)、又英國公使ボーリング (Sir John Bowring, the British Plenipotentiary and Chief Superintendent of Trade.) は同一八五五年十月末上海駐在領事に宛て、右英國政府の決定を傳達し、更に「英國管理委員は英國皇帝の臣僕と看做すべきではなく、寧ろ上海道臺の爲めに行動する清國官吏と目すべきであり、萬一右委員の措置に對して英國臣民より不平の申出ありたる場合は、領事は之を上海道臺に訴ふべきである」とまで附言した。總税務司制度出現前に於ける英國官邊の意嚮は大體之に依つて推察出來よう。

『上海海關組織ニ關スル取極』第一條は次の如し。

「清國海關監督の經驗したる主要なる困難は、條約及税關諸規則の嚴守を勵行するに必要なる廉直、戒心並に外國語の素養等の必要條件を具備する税關吏を得ることの難きに在り、而して之に對する唯一の妥當策は海關機構に外國人 (a foreign element)を導入するにあるべく、是等外國人(the persons of foreigners)は道臺に於て愼重なる銓衡を遂げて任命し、道臺は此者に對し其の任務の遂行上不平なからしむる樣且十分確實なる待遇(instruments)を與ふべし。」

海關職員の俸給は英國外交官領事官の夫れに比し一般に優遇されて居るが(嚴正なる比較は勿論不能)、其の由來の一部は確かに右第一條に存する。

* 英清・一八五八年『天津條約』、米清・同年『通商取締ニ關スル協約』、佛清・同年『關税率及通商規則』

英清・『北京續約』――一八六〇年十月二十四日署名(表・英八)

第三條――淸國は軍費の賠償及廣東に於ける英國人商業組合の損害辨償の爲め八百萬兩を下記の割賦を以て支拂ふ、即ち天津に於て一八六〇年十一月三十日以前に五拾萬兩、廣東に於て同年十二月一日以前に三十三萬三千三百三十三兩(此

中廣東官憲が沙面地方の英國商行地(British Factory Site)埋立竣工[1]の爲め立替たる金額を控除す」を支拂ふべく、殘額は外國貿易の爲めに開放せる諸港に於て其の海關の徵集せる總收入の五分の一を三箇月毎に支拂ふべし、且つ該支拂の最初は一八六〇年十二月三十一日を以て期限到來するものとす、尙ほ此支拂金額は英淸兩國官吏に依り正當に精算せらるべし。

第四條——本條約署名の日より淸國皇帝は天津港を通商の爲め開放す。

本條約は『天津條約』の批准書交換の爲め、北京に赴かんとせし英佛公使の乘艦に對し、白河口の淸軍(大沽砲臺守備兵)が砲擊を加へた事件を發端とする第二次英佛聯合軍戰爭の結果である。第三條中、賠償金額の問題は本書の取扱範圍外であるが、該金員の大部分が海關收入中より支出せらるゝ旨約定されたことは注意を要す、換言すれば淸國關稅收入の費途制限に對する條約上の初見であり、同時に總稅務司制度の發生と共に外國人の海關監理は益々其の根據を確固たらしめるに至つた。天津の開放を約せる第四條は同年の佛淸『北京條約』第七條と相俟つて、外國商權の北支に及ぶ端緒を招いたものである。因みに本條約は批准を要せず署名の日より有效と約された(第七條)が、一方這回開戰の遠因となつた一八五八年の『天津條約』に對しては本條約署名の數日後卽ち一八六〇年十月二十八日(咸豐十年九月十五日)を以て批准の淸帝上諭が發せられた(既揭『通商規則ヲ包含スル協定』は各『天津條約』の一部を爲すものである——協定 Preamble)。

* 佛淸・一八六〇年『天津條約追加講和條約』(『北京條約』)

1) 現廣東沙面英國租界の基礎玆に成る。

英清・『天津條約補足協定』——一八六九年十月二十三日署名（未批准）（表・英九）

本協定は其の一方署名者たる駐清英國公使アルコック(Sir Rutherford Alcock)の名に因み通常『アルコック協定』(Alcock Convention)と稱せられ、一八五八年六月二十六日附『天津條約』に對する補足を目的とせるものである。本協定（十六箇條）竝に其の附屬の『通商規則』『新修條約善後章程税則』(Supplementary Rules and Tariff.)（十箇項及税率）に依り、特殊品に對する通過税課税方法の變更、保税倉庫〔關棧〕(Bonded Warehouses)の設立、一部貨物に對する輸出入税率の增減（例之、阿片の輸入税は百斤毎に銀五十兩と增額）等が約せられたが、英清兩國間に論爭後、一八七〇年七月終に英國政府は其の批准を拒絶した爲め結局草案に終つて了つた。（註）

註——協定第四條は「英商により輸出の爲め內地に於て購求せられたる貨物は一旦內地常關に於て全ての內地雜捐を課せらるゝも、十二箇月內に外國へ輸出の場合には條約による通過税從價二分五厘を超ゆる課税部分に對しては海關より拂戻を爲すべし………」と規定した。內地に於ける課税に何等の制限をも設けずして斯る方法を採用せんとするは、清國に執つて有利に過ぎるものと言ふべきである。

英清・『芝罘協定』——一八七六年九月十三日署名（表・英一〇）

第一款（雲南事件の解決）第四——英國政府は來る一月一日より向ふ五箇年間大理府又は雲南省中他の適當なる地に通商の狀況を觀察せんが爲め官吏を駐在せしむることを得、但し其の目的は通商章程（緬甸雲南間の國境通商の管理に必要なる章程）の討議せらるゝ際其の基礎たるべき報知を得るに在り。

第三款(通商)第一——外國品に對する釐金免除區域を各通商港の外國人貰借地「所謂居留地」(the ground rented by foreigners (the so called concessions)〔華文は單に租界とす〕と定む。第二——各通商港に於ける居留地域を劃定すること。[1] 第三——英國商人阿片を港内に搬入したるときは海關の認可を受くるを要し、且賣却するまで保管證書を以て倉庫或は躉船(warehouse or receiving hulk)内に預置くことを要す、右の際輸入者は之に對する關税を納付し又買主は釐金を支拂ふべし、其の徴收すべき釐金の額は各箇の事情に應じて各地方官憲之を決定す。第四——清國政府の作成する通過税免狀(Transit Duty Certificates)は各港同一の規則條件たるべし、輸入貨物に關する限り右免狀所持者の國籍の如何は問ふ處に非ず、誠實に外國に積出す爲め内地より船積港迄輸送せらるゝ產物は半額の税金(條約に據り輸出税の半額を意味す)を支拂ふことに據り中途に於ける一切の課税を免除せらるべし。税則に添附したる規則第七の「輸入品ノ内地運送」「内地ニテ購入シタル產物」等に關する「内地」なる語は、外國貿易に開放せられざる内地の諸處並に海岸及河岸の諸處に適用す、清國政府は右の濫用を防止せんが爲め取極を設くるの權利を有す (The words, *nei ti*, inland, in the clause of Article VII of the Rules appended to the Tariff, regarding carriage of imports inland, and of native produce purchased inland, apply as much to places on the sea coasts and river shores, as to places in the interior not open to foreign trade; the Chinese Government having the right to make arrangements for the prevention of abuses thereat.) 〔至通商善後章程第七款載明洋貨運入内地及内地置買土貨等語係指沿海沿江沿河及陸路各處不通商口岸皆屬内地應由中國自行設法防弊〕。第五——一八五八年の條約第四十五條(既出)は税金支拂濟輸入貨物に對する戻税の請求期間に付何等制限する處なし、英國公使は右期間を三箇年と定むることに同意す。第六——外國居留地〔租界〕(the foreign settelments)内に於ける輸入貨物の釐金税を免除すること及阿片に對する關税と同時に税關監督官に於て阿片の釐金税を徴收することに關する「諸規程」[2]の實施期日は、英國政府が右に關し他外國政府と了解を遂げたる後直ちに之を決定すべし。第七——香港總督府は久しく廣東海關の巡邏船(cruiser)

1) 次項『芝罘協定追加條款』第一項を看よ。
2) 本協定第三款第一、第二及第三。

が該植民地のジャンク船貿易（華文は單に華民商船）(junk trade)[1]に干渉するに對し不滿を訴へ居りたるに鑑み清國政府は英國領事一名・香港總督府官吏一名・同階級の清國官吏一名とより成る委員會を指名し、該植民地の利益を害せずして清國政府の收入を保護し得べき方法を講ぜしむることに合意す。

特別條項――英國政府が明年派遣すべき北京路より甘肅及青海を經由し又は四川路より西藏に入り同地より更に印度に至る探險隊に對し、清國政府の許與すべき便宜に關する規定。

右協定は、(一)雲南事件[2]の解決(二)兩國政府高級官吏の交際に關する前年の誓約[3]の履行(三)通商條件改正問題に關し前年九月に到達せる了解を滿たすべき劃一的制度の採用、以上を目的として締結せられたものである。此處に記載せる第一款第四は末段の特別條項と共に別段直接に不平等條項に屬する譯ではないが、清國侵略に對する英國の着々たる準備を窺ふには十分である。[4] 實に右特別條項は英國の西藏覬覦の第一歩であつた(一八七七年に派遣さるべき所謂探險隊は遂に實現の運びに至らなかつた)。却說、第三款第一及四は條文の字句可成り曖昧なるも、要するに外國人居留地の部分を除く通商港に於ける清國政府の釐金稅徵收を容認するものであつて、同款第二の居留地劃定問題と共に、當時在華外國人(英人を含む)の擧つての反對を招くに至り、之が爲め倫敦政府は約十年間本協定の批准を躊躇せざるを得なかつた程である。[5] 而して同款第一は居留地(租界)に對する清國稅權(釐金稅)の放棄を意味する譯である。

同款第三に曰ふ阿片の倉庫保管は、清國開國前後より行はれた慣習を條約化せるもの、實に「保

1) 所謂帆船貿易。
2) 一八七四年印度政廳派遣雲南探險隊の一員たる英國領事館員 R. A. Margary が雲南に於て淸國民により殺害せられた事件。
3) 一八七五年九月二十八日の總理衙門の上奏に伴ふもの。
4) 一八八六年七月二十四日附『緬甸及西藏ニ關スル條約』第四條を看よ。
5) 一八八六年五月六日倫敦に於て批准書交換。

稅倉庫」「關棧」(Bonded Warehouse)制度の濫觴である。(註) 同款第四の後段に掲げられたる「內地」は沿岸貿易權及內水航行權とも密接な關聯を有し、結局「內地」卽ち凡ゆる「支那內地」との通商權を條約上外國民に許容したものとして、外國側より援用せらるゝに至つた、「不平等條約」上著名なる擴張解釋條項(Abuses)の一である。同款第五に曰ふ三箇年の期間が、輸入より再輸出に至る間か又再輸出より戾稅請求に至る間かに就ては、用語上曖昧であつた。之に付獨逸公使 von Brandt の要求に依り、「輸入の時より再輸出に至る三箇年」と決定した。從つて右再輸出後戾稅の請求は何年後に於ても之を爲し得るものと解せらるゝに至つた。同款第六に取纏め言及されて居る「諸規程」竝に其の實施に關して、結局次項の『芝罘協定追加條款』が成立した。同款第七に曰ふジャンク貿易に就ては記述の便宜上之を次項に讓る。

註——一八六九年の『アルコック協定』第十二條及其の附屬『通商規則』第五項は通商港に保稅倉庫を設くる旨規定して居たが、是等協定が英國政府の批准を得なかつたことは前述の通りである。一般外國通商貨物の爲めの保稅倉庫設立に就き約定せる最初のものは、爾後獨淸・一八八〇年『通商及航海條約ノ追加條約』第三條である(尙ほ該項參看)。

* 英淸・一八八五年『芝罘協定追加條款』

英淸・『芝罘協定追加條款』——一八八五年七月十八日署名(表・英一、一)

第一項——芝罘協定第三款第一及二に定められたる取極(前出)に關しては兩國政府間に更に考慮を重ねる爲め之を保留すべきことを協定す。

第二項――芝罘協定第三款第三中に定められたる阿片に關する取極に代へて左の通り協定す、即ち外國產阿片が淸國に輸入せられたる場合には淸國海關の承認を受けて右海關の認可したる倉庫又は躉船（warehouses or receiving-hulks）の孰れかに保稅寄託を爲すべく、且右海關に百斤入一箱に付（per chest of 100 catties）三十兩の關稅の外釐金として同量に付八十兩未滿の金額の支拂はるゝ迄は右寄託阿片を搬出すべからざるものとす。

第三項――前記輸入稅及釐金支拂後所有者は一定條件（玆に略）の下に阿片の包裝を改むることを得。海關は申請に基き該包裝阿片に對し「阿片通過許可證」（「載運洋藥憑單」）（Opium Transit Certificate）を無料にて發給す。通過許可證は其の適用せらるゝ阿片をして內地通過中其の包裝が開封せられず且海關封印、記號及包裝上の號數が抹消又は改竄せられざる場合には爾後一切の稅課を免れしむるものとす。通過許可證は淸國民の所有する場合にのみ有效とす、外國人は阿片を內地に搬入又は携帶する權利を有せず。

第五項――淸國政府は阿片の包裝が消費地に於て開封せられたる場合、右阿片は現在又は將來內國產阿片に對して徵收せらるゝ稅課と異るか又は之を超ゆるが如き直接間接の稅課を課せられざるものなることを約す。

第六項――本追加條款は芝罘協定の一部を爲すものと認む。

第七項――本追加條款に定められたる阿片に關する取極は四年間其の拘束力を存續し、右期間滿了後は何れか一方の政府は何時たりとも十二箇月の豫告を以て之を廢棄することを得。英國政府は通過許可證に關する前顯義務を淸國側が遵守せざることを知りたる時本取極を廢棄する權利を有す。本取極廢棄の場合に於ては天津條約附屬章程に依る現行の阿片取極[1)]は其の效力を復活するものとす。

第九項――芝罘協定第三款第七に規定せられたる香港より淸國への密貿易禁止問題調査委員會は之を成るべく速かに任命すべきものとす。

1)　百斤に付三十兩の輸入稅、詳細は既揭英淸・一八五八年『通商規則ヲ包含スル協定』規則第五を看よ。

本追加條款は『阿片取引取締規則』(Regulation of Traffic in Opium)とも別稱せられ、其の内容の示す如く阿片取引に關し芝罘協定を改訂增補したものであり、之に伴ひ猶ほ英清間に同日附『阿片協定實施ノ附帶條件ニ關スル交換公文』(表・英一二)がある。却說追加條款第一項は各通商港に於ける居留地劃定問題を將來の商議に讓るもの、蓋し當時在清英國人の主張を參酌した結果である。第二項は從來通りの阿片輸入稅[1]即ち百斤(一擔)に付三十兩の外更に釐金稅として同百斤に付八十兩迄を同時徵收し得ることを認めたもの、斯る高率稅は清國側に執り頗る有利な結果を招くに至つた[2]。第三・五・六・七項は說明を要せずして明瞭である。

第九項は『芝罘協定』第三款第七に曰ふ如くジャンク貿易の是正を目的とする委員會の開催に關するものである。抑も英國が香港に自由港政策を採用してより香港の繁榮は、必然的に該港と附近清國沿岸地との間のジャンクによる密貿易(主として阿片の)の繁昌を招來するに至つた。一方其の地理的關係上對清貿易に就き香港と不可分の立場に在りし葡萄牙(ポルトガル)占據中の澳門(マカオ)(自由港)[3]に於ても亦同斷であつた。清國政府は一八六六年以來香港・澳門附近の島嶼に稅局を設け斯の種密貿易の取締に努めたが、其の嚴重なる警戒は終に英清兩國間の正式問題に迄進展した。却說前顯委員會は追加條款協定の翌年即ち一八八六年九月十一日香港に催され、一取極(The Opium Convention, 1886.)[4]に署名した。更に清國政府は澳門を中心とする密貿易を取締る必要(註一)より葡萄牙國政府と商議し、一八八七年三月

1) 既揭一八五八年『通商規則ヲ包含スル協定』第五參看。
2) 例へば清國内に於ける阿片の栽培が採算上有利となつた如き。
3) 當時未だ清國は葡萄牙の澳門領有を承認して居なかつた。
4) The Opium Agreement と稱される場合もある。Hertslet 條約集(1908) vol. I, pp. 90–91、參看。

二十六日所謂『リスボン議定書』（表・葡二）を成立せしめ、葡國政府をして「英吉利國ノ香港ニ於ケルト同樣ノ方法ヲ以テ澳門ニ於ケル阿片稅收入ニ付協力スルコトヲ」約せしめた（第四條）[1]。是等兩協定を權原として、清國は香港の爲めに九龍（クーロン）に、澳門の爲めに拱北（ラッパ（ホンペイ））に夫々新關を設置し、從來香港・澳門の周圍に存せる諸稅局（所謂六廠）を其の管理下に移した（註二）。於茲、貿易の爲め兩港に出入するジャンクは阿片と共に清國海關の取締を受くること、なり、同時に香港・澳門の兩政廳亦阿片貿易に付海關を協助すること、なつた[2]。

尙ほ九龍、拱北の兩海關（其の性質上清國常關に類似す）に就き注意を要する諸點は、（一）兩關が他の總ての海關と異り通商地に非ざる地點に設けられて居ること、（二）兩關がジャンク卽ち支那型帆船の貿易のみを管理すること、（三）兩關は條約上の稅則適用の範圍外に在りて特に國內法の稅則に依り且廣東省定の釐金稅を共徵すること[3]、（四）兩關に出入するジャンクには噸稅の賦課なきこと、（五）兩關を通ずる輸出入貨物には條約に定むる通過稅の特權を許與されざること、等である。尤も右（三）に曰ふ如く兩關が條約稅則適用の範圍外に在る結果、萬一ジャンク貿易に依る實徵額が汽船貿易の夫れよりも低き場合には、必至的に香港・澳門の外國船貿易は不利となる虞れがあつた。一九〇二年の英淸『マッケー條約』第三條は斯る場合に備へたものである（當該項參看）。要するに、右香港、澳門に於けるジャンク貿易關稅は租借地關稅及陸路貿易關稅と共に、分類上、一般關稅則の例外を爲す「特殊地

1) 此交換條件として淸國は葡國の澳國領有を正式承認した（同議定書第二條）。
2) 葡萄牙に關する部分は當該項を看よ。
3) 但し一九一一年以來廣九鐵路に依る九龍租借地と中國本土との輸出入貨物には一般海關稅則を適用すること、なつた。

關稅」に屬するものであつた。

尙ほ、爾後の阿片問題に就ては一九〇七年英淸取極の項に於て言及する。

註一――『芝罘協定追加條款』に附屬する同日附交換公文(表・英一二)に曰く、「淸國政府ニシテ他ノ條約國ヲ右追加條款ノ規定ニ依遵セシムルコトヲ得ザリシトキハ、英國政府ハ即時ニ新取極ヲ解除シ且舊來ノ如ク淸國ニ於ケル現行阿片課稅制度ニ復歸スルコトヲ得ルモノトス……」と。蓋し當時淸國は若し葡萄牙國との間に協定不成立の場合には、事實上英國との新阿片條項亦無效に歸し、莫大なる損害を蒙る事情にあつたのである。

註二――當時最も合理的にして且便宜なる方法は香港・澳門に直接海關を設置することであつたが、之は該港の自由港政策を採用せる兩國の容るゝ處とならなかつたのである。

＊英淸・一八七六年『芝罘協定』、葡淸・一八八七年『リスボン議定書』他同年の三約定

英淸・『緬甸(ビルマ)及西藏ニ關スル條約』――一八八六年七月二十四日署名(表・英一三)

第三條――緬甸國及淸國間の疆域は境界劃定委員會によりて劃せらるべく、國境貿易の條件は國境通商條約(a frontier trade Convention)に依りて之を定む。兩締約國は淸國及緬甸間の通商を保護獎勵することに合意す。

第四條――淸國政府が事情を調査せる處に依れば、芝罘協定特別條項(前出)に規定せる西藏に對する使節派遣に關しては多くの障礙存すること明かなるを以て、英國は茲に右使節派遣を中止することに同意す。印度及西藏間の國境貿易に對する措置を考量せんとする英國政府の希望に鑑み、淸國政府は其の事情を綿密に調査したる後、通商の促進發達を目的として人民を訓諭獎勵するの方法を講ずべき義務を有す。若し實行し得べき場合には淸國政府は通商章程の愼重審議に着手すべし。若し又除去し難き障礙の存すること判明したる場合には英國政府は不當に之を強ふることなかるべし。

本條約は、淸國が緬甸に對する英國の自由措置を認めたもの(第一條)、同時に英國の緬甸・西藏侵

略政策を物語る一里塚でもある。第三條に曰ふ國境通商條約は一八九四年に至つて成立した（出※）。更に同條に規定せる國境劃定のことは、一八九四年の條約（出後）に依り大體決定せられたが、猶ほ多くの未劃定地を殘し、此部分に就ては、爾後迂餘曲折を經て實に本條約署名後半世紀を經たる一九三七年四月二十七日に至り、漸く兩國代表間に最終的劃定報告書を獲る運びとなつた、斯る英國の悠揚迫らざる堅實外交は我等にとりまた時に他山の石たるであらう。

＊英清・『一八八六年七月二十四日ノ緬甸及西藏ニ關スル條約第三條ヲ實施スル條約』

英清・『シッキム・西藏條約』――一八九〇年三月十七日署名（表・英一四）

第四條――シッキム及西藏間境界上の通商を容易ならしむべき措置を講ずるの件は後日之を商議すべし。

第五條――境界のシッキム側に於ける牧養に關する件。

第六條――印度に於ける英國政府と西藏官憲との公的交通に關する件。

第七條――本條約批准後六箇月以內に二名の共同委員を、即ち一名は印度に於ける英國政權より他の一名は淸國駐藏辦事大臣より之を任命すべし。該委員は前三條に留保せる諸問題を會同商議すべし。

本條約は、從來淸國の藩屬と看做されて居たシッキム（the Sikkim State）〔錫金即ち哲孟雄〕國に對する英國の保護權を承認せるもの、英國は之に依り西藏への進入路を獲た譯である。第七條に基き任命せられた共同委員は其の目的を達して、一八九三年『シッキム・西藏條約附屬章程』に署名を了した（爾後の進展に就ては次々項を參看）。

第一——爾今重慶を開放す。英國民は宜昌重慶間の運輸の爲め支那船(Chinese vessels)を賃傭(チャーター)し又は自ら支那式船舶(vessels of the Chinese type)を裝備するの自由を有す。

第二——右種船舶に依り宜昌重慶間に運搬せらるゝ貨物は上海宜昌間の汽船の搭載する貨物と同一の基礎に置かるべく、條約、稅則、及長江統共章程[1]に照して之を處理すべし。

第三——右種船舶の所持すべき書類及船旗、貨物運送狀並に宜昌よりも上流の地方へ仕向けらるゝ貨物の改裝、其の他宜昌重慶間の航通に從事する者の遵守すべき一切の規則は、便宜及安全を目的として宜昌關監督、川東道[2]臺及稅務司に於て英國領事と協議の上之を定むべし。尙ほ將來右規則を變更せんとするときは右の者等の協議を以て之を爲すべし。

第四——賃傭せられたる支那船は長江統共章程に照し宜昌重慶兩地に於て港稅(port dues)を納付すべし、英國旗掲揚の權利を有し且現に之を掲揚する支那船は條約章程に照し噸稅を支拂ふべし、賃傭せられたる支那船及支那式船舶を宜昌重慶間の貨物輸送に從事せしめんとする場合、總て海關より特別書類(special papers)及特別旗(special flag)を受領するの義務あり、特別書類及特別旗を有する兩種船舶及其の載貨は均しく條約及長江統共章程に依照して之を處理すべく、其の他船舶は總て常關に於て之を處理するものとす。特別書類及特別旗は之を轉貸するを得ず、船舶にして初めて章程に違反せるものは條約に基く開港場に於ける現行罰則に照して之を處罰すべく、再犯せるものは特別書類及特別旗を褫奪し爾後該船舶の宜昌重慶間貿易に從事することを許さず。

第五——淸國汽船(steamers)にして貨物を積載して重慶に赴き得るに至らば英國汽船亦同樣に該港に往來することを得べし。

本協定に就ては本書第十章「沿岸貿易權及內水航行權」の當該項を參看せられたい。宜昌は既に英

1) The Yangtsze Regulations. 此處では一八六二年十一月卽淸曆同治元年九月制定の舊章程を指す。

2) 四川省東部、後、東川道と改む、重慶は其の管下に在つた。

清一八七六年『芝罘協定』第三款第一（沿岸貿易權及內水航行權」の章當該項參看）に據り開放せられたる通商港である。

＊英清・一八七六年『芝罘協定』

英清『シッキム・西藏條約附屬章程』——一八九三年十二月五日署名（表・英一六）

第一項——西藏側の境界に於ける亞東(Yatung)に一商埠(a trade mart)を開設し、一八九四年五月一日より一切の英國民に對し貿易の爲め開放せらるべし。印度政府は該商埠に於ける英國貿易の狀況を監視する爲め官吏を派遣して亞東に駐在せしむることを得べし。

第二項——亞東に於て貿易に從事する英國民は國境及亞東の間を自由に往來旅行し、亞東に居住し、家屋又は倉庫を賃借することを得。英國民は相手方の何人たるを問はず其の貨物を賣却し金錢又は物々交換に依りて內地產の貨物を購入し又各種の運送具を賃傭し、其の他一般に地方慣習に從ひ其の業務を營むことを得。英國民は其の身體及財產に付效果ある保護を受くべし。西藏官憲の休憩所を設立せる國境及亞東間の朗熱(Lang-jo)並に打　(Ta-chun)に於て、英國民は旅行中日極に依る賃借を以て止宿することを得。

第三項——武器・彈藥・軍需品・鹽・酒類及痲醉劑の輸出入は兩國何れかの政府の發意に基き之を禁止し、又は何れかの政府が自己の側に於て適當と認むる條件に於てのみ之を許容し得べし。

第四項——前項に列擧したる種類以外の貨物にしてシッキム及西藏間の境界を經由して英領印度より西藏に入るもの又は西藏より英領印度に入るものは、其の原產地の如何を問はず亞東開放の日より起算して五箇年の期間無稅とす、但し右期間滿了後妥當と認むるときは(if found desirable)一定の稅率を相互に協定し之を實施することを得べし。印度茶は支那茶が英國に輸入せらるゝ際の輸入稅に超過せざる稅率を以て西藏に之を輸入することを得、但し印度茶貿易は他の貨物が免稅せらるゝ五箇年の期間は之を停止すべし。

第五項――英領印度より來たると西藏より來たるとを問はず亞東に到着する一切の貨物は、貨物の種類・數量及價額等に付詳細なる報告を該地の稅局に差出し檢査を受くべし。

第六項――西藏に於て英國民と淸國民又は西藏民との間に貿易に關する紛議(trade disputes)起りたるときは、在シッキム政務官〔哲孟雄辦事大員〕(the Political Officer for Sikkim)及淸國國境官吏會同調査して之を決定すべし〔面商酌辦〕(they shall be inquired into and settled in personal conference)。會同の目的は事實を確め公平の判定を爲すに在るを以て意見の相違あるときは、被告の屬する國の法律に準據すべし。

一般條項〔別款〕(General Articles)第一項――在シッキム政務官と淸國國境官吏との間に意見の相違ある時は各自其の直屬長官(his immediate superior)に之を報告すべし、雙方上長官の間に於て猶ほ決定を見ざるときは各自其の政府に申告して處分を請ふべし。

同第二項――本章程實施の日より五箇年經過後當事者の一方より六箇月前の豫告あるときは雙方より特に任命せる委員をして本章程の改正を審議決定せしむべし。

同第三――本章程の全部(通商・公的交通・牧畜關係計九箇條及一般條項三箇條)は『シッキム・西藏條約』の一部を構成することを宣言す。

本章程は既揭一八九〇年の『シッキム・西藏條約』に對する增補を其の目的とし、且右條約の一部を構成するものと協定せられて居る。尙ほ本章程には『亞東開放章程』なる別稱がある。第四項は英國が露淸貿易の故智に傚はんとせるもので、此方面に於ける爾後の進展の礎石たるに至つた條項である。而して本項に依り西藏、印度間通商は無稅(五箇年と云ふ期限附であつたが、爾後其の儘)とな

り、英國の對藏貿易は恰も蒙古及新疆方面に於ける露國貿易と同樣な立場に置かれるに至つた。第六項に曰ふ英清兩國官吏の「會同」が行はれる場合に就き、英文テキストに據れば「貿易ニ關スル紛議」に限るもの、樣であるが、漢文テキストの該當項には「凡英國商民在藏界內與中藏商民有爭辯之事」とあり、而も本章程及『シッキム・西藏條約』は共に條約準據文に關する規定を缺いて居るが故に現實問題として此點は曖昧である（本書第七章「治外法權」の當該項を看よ）。兎も角英國が本項に依り其のシッキム駐在政務官に清國內地に於けるが如き領事的職權を與へんとする意嚮であつたことは疑ふ餘地がない。

尙ほ爾後『シッキム・西藏條約』及本章程に就て、清國（西藏當局を含む）側は其の全般的遵守を肯んぜず、爲めに英清兩國間に紛爭が續いたが、該條約章程の精神は結局一九〇六年四月二十七日『西藏ニ關スル條約』第四條に於て包括的に確認されるに至つた。

尙ほ亞東には一八九四年以來所謂新關（海關）[1]が設置されて居たが、一九一二年に至り廢止せられた。

＊英清・一九〇四年『拉薩條約』、同上一九〇六年『一九〇四年拉薩ニ於テ署名セラレタル英藏條約ヲ附屬スル西藏ニ關スル條約』、英清藏・一九〇八年『印度及西藏間通商章程』

英清・『一八八六年七月二十四日ノ緬甸及西藏ニ關スル條約第三條ヲ實施スル條約』――一八九四年三月一日署名（表・英一七）

1) 此新關は本條約第一條の規定に依り關稅の徵收を行はない、一種奇妙な存在であつた。

第二條——第二區境界に關する規定。清國政府は、八莫(Bhamo)より南坎(Nankhan)[1]に至る各路中の最捷徑にして南碗(Namwan)の南方に於て清國小領域を通ずるものは、清國民及其の土民に對し全然開放せらるゝと同時に、英國の旅行者、通商及行政上の諸目的(administrative purposes)に對しても自由且公開たるべく何等の制限をも加へざることに同意す。英國政府は清國官憲に通報したる後道路の改善若くは修築上望ましき工事を爲し並に運輸の保護及密貿易の防止上必要なる措置を執るの權利を有す。

第五條——英國女皇は清國が永昌(Yung Chang)及び騰越(Teng Yüeh)兩縣の外側に隣接する地域[2]に對する要求を拋棄したるに鑑み、前記境界線(省略)に基き北丹尼(木邦)(Northern Theinni)の地及び科干州(State of Kokang)を清國に讓與するの外、清國皇帝及其の後繼者の爲め從前清國皇帝及アヴァ(Ava)[3]王家の共同領たりし孟連(Mung-lem)及び江洪(Kiang Hung)の二州(states)[4]に對する一切の主權を永久に拋棄すべきことを約す。英國女皇は右の通り前記諸州に對する主權及其の他の權利を右に從屬する權原及公私の特權と共に拋棄す、但し唯一の條件として清國皇帝は孟連又は江洪の何れたるを問はず其の全部又は一部を、豫め英國女皇と協議せずしては之を他の何國にも割讓すべからざるものとす。[5]

第八條——英國政府は清國及緬甸間の陸路貿易を能ふ限り奬勵發達せしめんことを希望し、本條約批准後六箇年間清國生產物及製造品(鹽を除く)が無關税にて緬甸に入り、又英國製造品及緬甸生產物(米を除く)が無關税にて清國に輸出せらるゝことに同意す。但し後段第十及十一條の條件に從ふべきものとす。右輸出入せらるゝ鹽及米に對して課する關税は海路輸出入せらるゝ鹽及米に對するものよりも高からざることを要す。

第九條——緬甸より清國に輸入せられ又は清國より緬甸に輸出せらるゝ貨物は、一層完全なる取極を協定する迄且貿易發達の結果他の國境諸税關を設置するを妥當とするに至る迄は、蠻允(Manwyne)並に盞西(Sansi)の兩路に由りて國境通過を許さるべし。本條約批准後六箇年間右兩路より清國に輸入せらるゝ貨物に對する關税は海關一般税

1) 八莫も南坎も共に本條約の結果正式に緬甸領となつた地。南坎は英國地圖書に Namhkam とある。
2) 有名なる片馬の西南方に當る地域。騰越は現稱騰衝。永昌は現稱保山。
3) 緬甸の古都。アヴァ王家とは緬甸王室に對する俗稱。
4) 安南に近き雲南普洱道(舊制)に屬する地方。江洪はまた車里と稱す。
5) 雲南省に於て、小地域ながら中國が所謂不割讓を約したものとして注意を要する。

率表[1]に定むる處より三割を遞減すべく、又兩路を經て清國より輸出せらるゝ貨物に對する關税は該税率表に定むる處より四割を遞減すべきことに同意す。通過輸出入(Transit passes for imports and exports)は條約港に實施せらるゝ規則に準據して之を許與すべし。密貿易又は本條約認定以外の徑路を經て清國領土上に貨物を運輸するときは清國官憲の裁量に從ひ(if the Chinese authorities think fit)當該貨物を沒收することを得。

第十條――左の諸物件は軍需品なるに付緬甸より清國に輸出し又は清國より緬甸に輸入することを得ず。砲、各種の砲銃彈、藥莢、彈藥、竝に一切の種類の銃器其の他の兵器、硝石、硫黄鑛、硫黄、火藥、爆藥、綿火藥、其の他の爆裂物。

第十一條――緬甸より清國に鹽を輸出すること竝に清國より緬甸に貨幣、米、豆類及各種穀物を輸出することは夫々之を禁止す。國境を經由して阿片及酒精飲料を輸出入することは之を禁止す、但し旅客の個人的用途に充つべき小量(税關規則に依る)は此限りに在らず。本條及前條に掲ぐる規定の違反は當該貨物の沒收を以て之を處罰すべし。

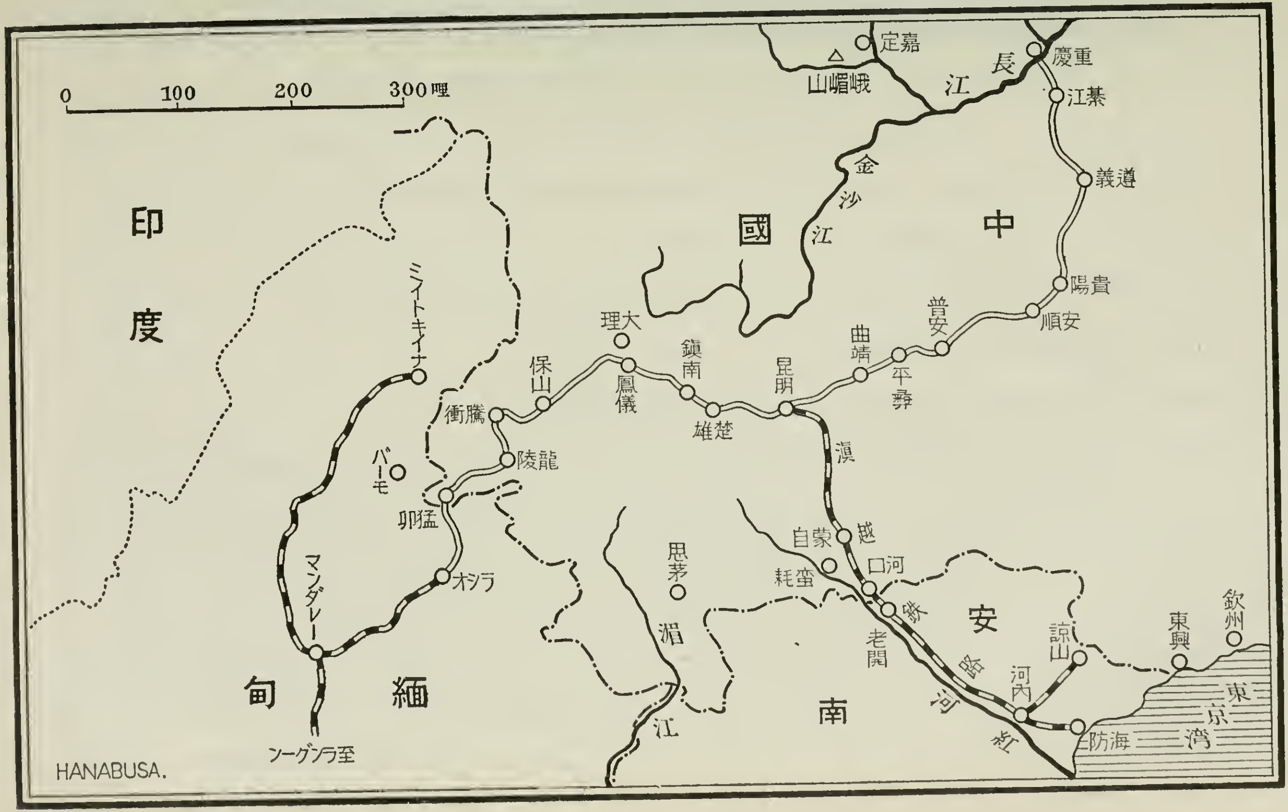
第十三條――清國皇帝は緬甸に一名の領事を任命し蘭貢(Rangoon)[2]に駐在せしめ得べく、又英國女皇は蠻允[3]に一名の領事を駐在せしめ得べし。

第十九條――本條約中通商貿易に關する取極は一時的且試驗的性質(a provisional and experimental character)のものなるにより、向後に於ける其の運用上の經驗に基き必要と認められ又は貿易に必要なる知識が現在以上に詳密となりたる爲め必要と認めらるゝに至りたるときは、本條約批准交換後六箇年の期間滿了後又は兩國政府の希望に依り其の以前に於ても締約國の一方の請求に基き、之を改正することを得べし。

本條約は其の名の示す如く前顯一八八六年七月二十四日附英清條約第三條を細目的に協定したものである。本條約に依り英領緬甸と清國雲南省との國境は部分的に劃定を見るに至つたが、同時

1)　一八五八年の天津條約税率。
2)　中國語にて「仰光」と稱す。
3)　現在英國は蠻允より約百粁東北方の騰越(Teng-Yüeh)(現稱騰衝)に領事を駐在せしめて居る(次項『緬甸及西藏ニ關スル一八九四年三月一日ノ條約ヲ修正スル協定』第十三條を看よ)騰越、蠻允及び八莫(本條約第二條參看)は何れも緬甸を流れる大河Irrawaddy(遡立開江)の支流たる大盈江(南底河)に沿ふ地。

緬甸・重慶ルート（一九三八年三月十五日完成）



に英國の對雲南陸路貿易は、緬甸領内に於ける八莫(Bhamo)と雲南省内に於ける蠻允とを、其の據點(ポワンダピユイ)として行ひ居ること、なつた。第八條は英國が緬甸に於て自由貿易主義を採用する建前より輸入鹽と輸出米とを除き總て其の輸出入を無税とする旨を約定したもので、佛國の東京に於ける保護貿易政策と明白なる對照を爲して居る。第九條に曰ふ陸路關税率の減免は、一八八七年六月二十六日附佛清間條約第三條に依る佛領東京貿易の轍に倣つたものであるが、後述の如く東京貿易の場合と同樣一九一九年迄其の儘有效であつた。尚ほ本條約の目的とする陸路貿易に關する特惠は「特別ノ性質ヲ有シ……地方的事情竝ニ緬甸及清國間ノ陸路貿易上ノ特殊必要ニ適合セシムル目的ヲ以テ協定ヲ遂ゲタルモノナルニ因リ……」(本條約第十八條)、原則として「英清兩國皇帝ノ各版圖中特ニ本條約ニ記載セル部分ニ對シテノミ之ヲ適用」(本條約附屬宣言書)する旨合意されて居る。貿易條項に關して元來暫定的且有效期間附協定の筈なりし本條約は、爾後事實上無期限有效と修正されるに至つた[1]、其の詳細は次項條約に明瞭である。本條約第十條が軍需品貿易を禁止して居ることに注意を要する。

＊英清・一八八六年『緬甸及西藏ニ關スル條約』、同上一八九七年『緬甸及西藏ニ關スル一八九四年三月一日ノ條約ヲ修正スル協定』、佛清・一八八七年『追加通商條約』、列國『一九一九年支那改訂輸入税率竝附屬規程』

英清・『緬甸及西藏ニ關スル一八九四年三月一日ノ條約ヲ修正スル協定』——一八九七年二月四日署名(表・英一八)。

第八條——(原條約に同じ)

1) 特惠税率は一九一九年八月一日附改訂迄其の儘であつた。

第九條——原條約に追加すること左の如し。一八九四年の條約を以て承認したる蠻允及び盞西の二通路に加ふるに、英清兩國政府は其の他の通路にして境界劃定委員會が其の開通を以て通商に便益ありと認定したるものを、前記二通路と同一の條件を以て承認するものとす。

第十條——(原條約に同じ)

第十一條——(原條約に同じ)

第十二條——原條約に追加すること左の如し。清國政府は向後通商の狀況上雲南省に鐵道を敷設するの可否を考慮することを約し、且該鐵道敷設の際は之を緬甸鐵道と連結せしむることを約す。

第十三條——英國政府に於て、原條約に定めたる蠻允に代ふるに英國政府の選擇に從ひ孟緬(Momein)[1]又は順寧府(Shunning fu)[2]に領事を駐在せしめ得べきこと、並に思茅(Ssumao)[3]にも領事を駐在せしめ得べきこと、合意せらる。英國臣民及英國保護の下にある者は、清國の諸開港場に於けると同一の條件を以て前記諸地に居住し且通商に從事することを得べし。

第十九條——左の通り追加す。改正の條件に關し協定し能はざるを以て本取極を以て依然有效なるものとす(Failing agreement as to the terms of revision, the present arrangements shall remain in force)。

本協定は、清國が一八九五年六月二十日の佛清條約[4]に依り江洪地方[5]の一部を佛國に讓與したるに對し、補償的若くは交換的意義を有するものである。英國政府が右佛國への讓與に對し抗議權を有することは、前項一八九四年三月一日附英清條約第五條(前出)に據り說明せられる。却說、本協定に基き清緬の國境は一部變更を見ることゝなつたが、之と同時に英國は蠻允に代ふるに更に清國內地の騰越(騰衝)、順寧、思茅の開放に成功し(第十三條)、爾後騰越の一箇處に領事を駐在せしめて今日に及

1) 孟緬は即ち騰越(Teng-yüeh)〔現稱騰衝〕の地。
2) 順寧府は騰越と共に雲南省舊騰越道の要地。
3) 思茅は同省舊普洱道の要地。
4) 『東京及清國間ノ國境劃定ニ關スル條約ノ追加條約』。
5) 雲南省舊普洱道の南部。

んで居る。又本協定第十二條に曰ふ緬甸雲南兩鐵道の連絡に關する約定は、該協定署名の前年卽ち一八九六年一月十五日倫敦に於て成立せる『英佛宣言書』[1]第四條(註)の規定を映應するものであり、茲に英國は曩に佛國が獲たる其の印度支那鐵道の清國領內乘入れ(一八九五年六月の佛清條約第五條を看よ)と同樣なる權益を掴むこと、なつた。次に協定第十九條は元來六箇年と云ふ「一時的且試驗的性質」のものたりし通商事項を爾後期間を定めず其の儘有效と爲すに至つた注目すべき條項である。

此處に於て、本章通商關係事項の取扱上、中國南方に於ける陸路貿易特惠關税に就て概括說述し、且北方に於ける夫れとの比較に論及する順序であるが、記述の便宜より後段(佛清一八九五年六月二十日附條約)佛清安南貿易の條項[2]下に之を一括することゝする。

註――一八九六年一月十五日『英佛宣言書』第四條の條文は次の如し。「兩國政府(英佛)ハ一八九四年三月一日及一八九五年六月二十日各自國ガ清國ト締結セル條約ニ依リ、英國又ハ佛國ニ對シ清國雲南及四川ノ兩省ニ於テ許容セラレタル通商上其ノ他ノ一切ノ特權及利益、竝ニ將來英國又ハ佛國ニ對シ前記清國省ニ於テ許容セラルベキ各種ノ特權及利益ハ、兩國ニ係ハル限リ(as far as rests with them)兩國ノ國民及所屬民ヲシテ共通ニ之ヲ許容均霑セシムベキコトニ同意ス。且兩國政府ハ之ガ爲メ清國政府ニ對シ斡旋ノ勞ヲ執ルベキコトヲ約ス(they engage to use their influence and good offices with the Chinese Government for this purpose)」。

＊英清・一八九四年『一八八六年七月二十四日ノ緬甸及西藏ニ關スル條約第三條ヲ實施スル條約』

『總稅務司ニ關スル清國ノ宣言』――一八九八年二月十日附及同十三日附、總理衙門より英國公使宛聲明(表・英一九)

1) 暹羅國、清國雲南四川兩省、ニジエール河、チユニスの諸地方に關する英佛勢力圈協商。
2) 213―15頁。

同年二月三日附英國公使よりの覺書(note)に答へたるものにして、衙門は、「外國通商の增進しつゝあること、英國商人に依り支拂はれたる關稅が外國に依り支拂はれたる總額の約八割に達すること、之が爲め一英國民(Sir Robert Hart (華名、赫德))が總稅務司として傭聘せられたることを認め、若し彼が歸國する時には清國は諸港に於ける通商を十分に調査して英國商人の大多數なることを了知し、執務上彼と同等の技倆を有する一英國人を推擧すべきことを該總稅務司に必ず指令すべし、而して一應調査の上之を後繼者として任命すべし——以上二月十日附。

衙門は英國の對清通商が總ての他國の夫れに優越することを認め將來に於ても英國人を總稅務司として傭聘する事を期す、併しながら將來若し他の或國の通商が清國諸港に於て英國の夫れよりも(than that[the trade]of (Great Britain)一層盛大となるが如きことあらば清國は其の際總稅務司として必ずしも英國人を傭聘するの義務を負ふものに非ざるは勿論なりとす。衙門は記錄に載せんが爲め本追加通牒を英國公使に致す」——以上二月十三日附。

〔海關制度沿革(其の二)〕[1] 英國人海關總稅務司(Inspector General of Customs)制度は從來對華通商上、英國の享有する優越として認められ來つたものである。總稅務司の職が、一八五八年十一月英清兩國間『通商規則ヲ包含スル協定』の規則第十に依り、創設せられたことは、既述の通りであるが、該協定は通商諸事項に關し單に「清國官憲を輔佐」する旨規定せるに止まり、從つて猶ほ其の職務權限は明瞭でなかつた。總稅務司の職責が文書上明瞭となつたのは一八六一年(咸豐十一年)六月三十日附、總理衙門大臣恭親王奕訢より、署理總稅務司[2]ハート(Hart)及フイツ・ロイ(Fitz-Roy)の兩人に下したる公文書を以て其の初とする。該公文書に依り、兩人が與へられたる權限には、「數開港場に於ける清國人海關監督(Superintendents of Customs)と緊密

1) 其の一は本書132—33頁。
2) 英譯は Officiating Inspectors General. 此年四月總稅務司 Lay は病氣靜養(殊に一八五九年夏彼は上海南京路に於て强制勞役移民に拉致される苦力を助けんとの公憤より暴徒に襲はれて負傷した)の爲め、英國に歸ることゝなり、ハートとフイツ・ロイの兩人は其の不在中の任務に當る爲め Lay の推擧に依り署理に任命されたのである。更に此年六月に入りハートの實力はフイツ・ロイを凌ぐに至り實權はハート一人に握られる樣になつた。

なる協調を遂げ以て條約に從ひ事件の處理に當ること、關稅及噸稅の收入額を其の徵收に要する費用と共に年四回報告すること、法規を遵守せずして行動する船舶に依り行はるゝ一切の規則違反に就き、及密貿易が企圖され又關稅收入が詐取せらるゝ一切の場合に就き、嚴密にして忠實なる審問を行ふこと」があり、更に次の如きことも命令されて居る。「清國政府は、公共機關に雇用する各地稅務司及外國人職員の力量を判斷すること不可能なるが故に、之が認定に從事し且必要なる場合之が審驗視察に當ることも亦、其の義務たるべし[1]」と。畢竟するに這の公文書に於て清國側は、總稅務司に對し關稅徵收事務と外國人海關職員任命事務とを委囑する意圖を表示して居るが、勿論之を以て此時直ちに清國政府が此種權利を放棄したものと斷ずるは當を得まい。

爾後外國人管理海關機構が恒久化し且總稅務司が海關行政の實權を掌握するに至つた原因としては、一般に次の三點が考へられて居る。(一)總稅務司としてのハートの聲望、(二)清國政府の外人海關制度に對する無關心乃至懈怠、(三)清國政府が海關稅を擔保として外債を募れる結果、總稅務司の地位に就き屢々外國に對して確認保障せること――が即ち之である。赫德(ハート)として識らるるアイルランド人 Robert Hart(一八八二年より Sir)は、一八六三年十一月レイ(Horatio N. Lay)の後任として第二代總稅務司に任ぜられ[2]、後一九〇八年五月老齡の故を以て退職[3]する迄實に四十餘年間、文字通り「清國の忠僕」(註一)として働いた人物であり、清國政府の信任亦頗る厚かつ

1) 高柳『支那關稅制度論』182頁. S. F. Wright, "China's Struggle for Tariff Autonomy", pp. 160–61.

2) 一八六三年十一月三十日附。此時彼は二十八歳であつたが、溫厚篤實、支那語及支那事情に通曉して居たと云ふ。

3) 實は「休職」の型式である、即ち再び執職し得るに至る迄と云ふ條件附であつたが之は彼を優遇する意味からであつた。此時彼は歸國したのである。

た。現行海關制度の基礎は殆ど彼に負ふものと謂つて宜い。ハートの歸國後二年間、副總税務司ブリドン(Robert Bredon, Sir)が代理總税務司の職に就き(第三代總税務司)、一九一〇年四月、アグレン(F. A. Aglen)が之を繼いだ。アグレンはハートの死後一九一一年十月二十五日附を以て清帝より正式に總税務司(第四代)に任命されたのである。却說、英國は既に一八六四年には、其の貿易額に於て清國全外國貿易の八割を占むるに至り、總税務司の英國人たることは寧ろ當然視され、各國は若干の自國民を海關職員に採用せしむるのみにて滿足するの外はなかつた。(註二)

〔總税務司北京へ移る〕次で翌一八六五年八月以來、總税務司は上海より國都北京に永住することとなつた。之は、「彼の同僚たるべき中國人監督が餘りにも屢々職務を放擲して顧みない爲め、寧ろ總税務司署を北京に移轉せしめて其の口頭又は文書による政府への報告に便せしめん」とせる總理衙門よりの訓令に基いたのである。然るに三國干涉後露佛聯携の勢力は英人の總税務司獨占の慣習をも脅かさんとする勢を呈するに至り、茲に英國は其の慣習的地位の文書による保障を清國に要求する必要に迫られた。本項の『清國ノ宣言』は實に此結果である。猶ほ英國は此宣言と同時に清國より『楊子江沿岸不割讓ニ關スル宣言』(一八九八年二月交換公文)(表・英二〇)等をも取付けたのであり、當時の一般情勢は相當著目を要する。[1)]

而して本宣言に依り、總税務司の英國人たることは、英國の通商が他國に優越するを條件として、

1) 拙著『門戶開放機會均等主義』(昭和十四年版) 42—46頁。

一種の國際的保障を附與された形となつた。併しながら本宣言の效果として、「將來若し他の或國、(例へば日本)の通商が中國諸港に於て英國の夫れよりも一層盛大となるが如き」事態を招來する場合、中國政府が其の或國人(卽ち日本人)を英國人に代つて總稅務司に任命する義務を負ひたるものと解し得るや、論議の餘地があらう。此宣言より直接考へられることは、卽ち假說の如き場合、中國政府は唯、英國人任命の義務より免除せらるゝのみである。本邦の對華通商は、日露戰爭を契機として逐年英本國の夫れより優越するに至つた。殊に世界大戰中の或年代竝に五卅事件に伴ふ對英ボイコット時代に於ては、所謂中繼貿易にして其の總額が純然たる英國貿易に非ざる「香港貿易」を以て、「英國の對華通商」の構成要素と數へても――英國の態度然り――、猶ほ、英帝國の地位を震撼せしむる情勢に迄伸張したのであつた。[1]

尙ほ日清戰爭及義和團事變の結果、中國は多額の外債(前者に關して五千四百餘萬磅、後者に關して四億五千萬兩)を負擔するの止むなきに至り、主として關稅收入を以て其の擔保に供した爲め、斯の種外債賠償借款と海關制度との間に密接な關係を生じ、海關に於ける外國人管理制度の維持は斯の種借款契約の一條件としても、中國政府を拘束するに至つた。

是より先、約半世紀の經驗に依り淸國政府は海關行政の忽諸に附し難きものであることに氣付いた。抑も一九〇〇年まで直隸總督と兩江總督とは夫々「職權上」北洋大臣[2]、南洋大臣[3]として治下の海關を統率して居たが、此制度は義和團事變後廢絕となつた。一九〇六年、慧敏なる直隸總督袁世凱は當時新進殆ど無名の唐紹儀等と相計り、總稅務司ロバート・ハートが齡既に七十二歲となり急速

1) 滿洲國の獨立に伴ひ本問題に關する考察は、更に別途を辿ることゝなつた。
2) High Commissioner superintending Northern Trade and Trade Matters.
3) High Commissioner superintending Southern Trade and Trade Matters.

に其の後繼者の問題を考慮する要のある事態に着眼し、此機會に海關行政權を能ふ限り清國の完全主權下に囘收せんと企圖した。斯て該年五月九日「靑天の霹靂の如く」[1]一の上諭發せられ、鐵良は財務部尙書に唐紹儀は外務部侍郎に任ぜられて、兩者協議の下に海關職員及海關事項を處理することとなつた。次で同年七月二十二日「稅務處」なる一機關新設され、財務外務兩部の指揮を奉じて海關職員及事務に對する管理の實務に當ることゝなつた。併しながら、這の淸國政府の努力も、結局、海關に對する外國人管理制度に何等の變更をも加へ得なかつた[2]。換言すれば、總稅務司は其の制度が創設せられてより形式上中國政府の雇官吏であるが、而も中國政府に對して「一種の獨立的資格」を有し、既に中國政府の任意に之を左右し難い慣行となつて了つて居たのである。

次で一九一一年の革命に伴ひ中國政府が關稅を擔保とする外債上の義務を履行し能はざるに至つた結果、列國は一九一一年末北京政府に要求して關稅收支の兩權を總稅務司に委任せしめた。翌一二年一月外交團と中國政府との間に締結せられたる『關稅收入處分ニ關スル協定』は、即ち之が根據であり、大要次の通りである。

一――革命前各地海關監督の有したる關稅收入支用の權限は之を各地稅務司の手中に移すこと。

二――革命前上海海關監督の有したる各地關稅收入を國際銀行委員會に交付するの權限は、之を上海稅務司の手中に移すこと。

三――革命前各地海關より外債勘定の爲め上海に送附せしものは關稅收入の一部分に過ぎざりしが、亂後は收入の全部を

1) Stanley F. Wright, "China's Struggle for Tariff Autonomy", 1938, p. 422.
2) 淸國政府は海關職員の任免、關稅徵收の實務を直轄せんと企てたのであるが、英國の强硬抗議に遭ひ、結局海關の所轄機關を總理衙門より稅務處へと變へるに止まつたのである。

送付せしむること。

四――右に關する一切の責任を總稅務司に委任すること。

元來總稅務司は、一定の經費を受けて中國政府に代つて關稅の徵收事務を管理したに過ぎなかつたのであるが、右協定の結果其の支出權をも委任せらるゝに至つたのである。

然るに一九二七年に至り、此總稅務司の地位は重大なる衝擊を受けるに至つた。卽ち、一九二六年(民國十五年)十二月、北京の實權を掌握せる張作霖は、軍費調達の爲め關稅附加稅の徵收を決意し、翌二七年二月一日を期して彼の統治下に在る諸港に之を實施せしめんとした。[1] 當時の總稅務司アグレン(Francis Aglen, Sir)は、「附加稅が列國間の取極に依り合法的に認められざる限り、海關は斯の種の事項に携はるべきでない」との態度を堅持した。張作霖は附加稅問題に對し、英米兩國政府が同情的であることを知つて居た爲め强硬態度であり、一方アグレンは、總稅務司たる地位が中國政府の使用人として命令に絕對服從すべきものであることに反對であつた。斯て兩者間に懸案の裡に翌二七年一月、アグレンは海關要務の爲め漢口に赴くことゝなり、「稅務處の完全なる是認」の許に出發した。彼は漢口より續いて南支沿岸の若干港視察の途に就く考へであつた處、一月二十八日南京に於て「稅務處は總稅務司に對し、海關が二月一日より附加稅の徵收を開始する樣、嚴重なる通牒を發すべきことを命令せり」と云ふニュースを接受した。彼は急遽北京に歸らんとして一月三

1) 所謂二分五厘輸入稅附加稅問題。華府支那國關稅條約第三條所定のもの、但し北京關稅會議休止の爲め合法性を帶ぶるに至らなかつた。

十一日上海に到着したが、該處に於て初めて、「通牒を實行せざりし廉に依り政府は懲戒處分に附する意嚮なり」との情報を聞知した。此時、處分は既に執られて居たのであり、事實、アグレン總稅務司罷免に對する中國政府の處置は關係列國に無斷で、全く右一月三十一日附を以て行はれた。結局、爾後アグレンの見解は斟酌され、總稅務司臨時代理エドワーヅ(A. H. F. Edwardes)の訓令に基き、海關は直接、此附加稅に對する課稅及徵收に關與せず、他機關により之が實施を見るに至つた。而して靑島と芝罘(副港たる龍口とも)とは豫定の如く二月一日より、天津は同十日、秦王島は同二十一日より之を實施したのであつた。[1]

アグレンの罷免に就き、英國政府は結局之を認容した。斯て「五卅事件を轉機として軟弱政策に轉換した英國は、遂に從來其の在支三大利權の一と稱されし總稅務司の地位に對しても忍ぶべからざる大讓歩を敢行した」[2]と評されたのである。

斯て北京政權に依り總稅務司臨時代理に任命せられたるエドワーヅは、一九二九年一月九日、所謂國民政府治下に至つて辭職し、同日メーズ(Frederick W. Maze. 後 Sir)[3]は國民政府より正式の「總稅務司」に任命せられた。メーズの就任後、總稅務司なるものは、中國政府に對して「一種の獨立的資格」を有せざる雇官吏たるの地位、と解されて今日に至つて居る。一方國民政府は同月稅務處を「關務署」と改稱し、總稅務司署を北京より再び上海に移し、海關を中國財政當局に直隷する純然たる一箇の內政的機關たらしむべく種々の措置を講ずるに至つた。

蓋し、列國が中國政府に對し既に關稅率自定權等々を許容し、且關稅擔保外債が昔日の如き重要性

1) 當時の南方政權卽ち國民政府による附加稅問題は本項の範圍外に屬する。
2) 滿鐵經濟調査會『支那關稅制度綱要』(昭和七年十月刊) 11頁。
3) 現任者(一九三九年八月現在)。

を喪失[1]しつゝあるに拘らず、獨り總税務司のみを、依然特異なる地位に置くことは、漸次意義を喪ふに至りつゝあるものと云ふべきであらう。併しながら現狀に於ては、總税務司が英國籍人たることは條約上動かすべからざる實情にあり、而已ならず、海關外國人職員中また英國人が絶對多數を占むるの慣習にも相當基礎强固なるものがあり、右兩者は相俟つて英國に依り在華權益の一と解されつゝある。[2] 尤も海關外人職員は、一面中國政府の雇官吏であると同時に、他面之が特定條約國人である場合には身分上治外法權を享有する關係上、動もすれば「二重國籍人」或は「世界人(コズモポリタン)」と看做される(彼等自身も斯く感ずる)傾向があり、事實此海關員の中立性は一八五九―六〇年第二次英佛聯合軍戰爭の時以來、屢々中國に於ける戰亂内亂に際して立證され來つた。觀點を轉じて之を批判すれば、這の間に海關制度の弱點が存する所以であり、從つて變亂の際各海關所在地を現實に支配する「權力(パワー)」の命令に對しては、結局 "*force majeure*" (不可抗力)として之に承服せざるを得ぬ場合をも生ずるのである[3]。

註一――ロバート・ハートは彼の署理總税務司、總税務司の時代を通じて淸朝三代(咸豐・同治・光緒の三帝、型式上は更に宣統帝にも)に歷仕し生前、尙書銜(大臣待遇に當る)を授けられ、殊に恭親王を初め淸國政府首腦部に信用が厚かつた。恭親王の彼に對する信用を物語る話として、親王はハートに就て語る時、常に「我等のハート」と云ふ語を用ひ、又合理的ではあるが實行困難なる提案を受けた時、決まつて「若し我等に百人のハートがあるなら之を採用出來るのだが」と答へたと傳へられて居る。ハートが淸廷の信任を博するに至つた最初の動機は、一八六一年六月の初め即ち彼が署理總税務司に就任後間もなく、其の友人たる當時の駐淸英國公使ブルース(Frederick Bruce)の招きにより北京に赴き、淸廷

1) 償却の進捗により又列國の團匪賠款運用方法の變更により。
2) 英國による此解釋は動もすれば、三大貿易國の一たる日本の地位に對する無視を伴ひ勝ちであり、玆に是正を要するものがある。
3) 從て海關夫れ自體に中立性を認め得る程强固なる慣例はないと信ずる(私見)。

要路者と會見したことにある。ハートは退職否休職後一九一一年九月二十一日に死去したが清帝は彼に「太子太保銜」を贈つて厚弔した。

註二——日本は日清戰爭前清國との通商條約に於て最惠國條款を有しなかつた爲め、一八九九年に至る迄一人の海關職員をも傭聘せしめ得なかつた(尙ほ本書一八七頁を看よ)。

尙ほ中國海關制度に關し、一九二二年二月四日華府會議に於て中國全權委員は、「支那國政府ガ支那國海關ノ現制度ヲ攪亂(disturb)スルコトアルベキ變更(change)ヲ爲スノ意思ヲ有セザルコトヲ」正式に陳述して居る。

〔海關行政系統〕　海關の現行組織を表示すれば次の如し。[1]

中央政府財政當局——關務署——總稅務司——各海關稅務司
　　　　　　　　　　　關務署——各海關監督

總稅務司(Inspector General of Customs)は財政當局關務署(*Kuan-wu Shu*)長に隷屬し、總稅務司署を設けて各海關稅務司(Commissioners of Customs)を統轄す。

中央政府は內外人關員任免の權を有す。中央政府(關務署)は總稅務司を通じて各海關稅務司に訓令す。又中央政府(同)は各海關監督(Superintendents of Customs)に直接訓令す。

海關監督(中國人)は各地海關に稅務司(外國人)と對立配置され、本來は稅務司を督監し且之を牽制する使命を有する筈なりしも、實際は海關の實務に關與せず、全く形式的職權を留保するに過ぎざりしが、今日に於ては通常の徵稅事務は慣行上猶ほ一切稅務司の掌握する處なるも、新則の制定、舊慣舊則の變更等に就ては稅務司と協議する迄に、改めらるゝに至つた。

1)　參照書——高柳松一郎『支那關稅制度論』(大正九年)、滿鐵經濟調査會『支那關稅制度綱要』(昭和七年)、『支那經濟年報』(昭和十年)、外務省條約局第二課『支那海關制度概要』(昭和十三年)。

〔私見〕併しながら中央政府の權力强大となるに伴ひ、海關監督は或は今後次第に本來の使命を遂行するに至るべく、更に各地大多數稅務司の外國人たる慣例も亦必ずしも永續性を有するや疑問なるべし。斯て海關監督と稅務司とは其の存在理由歸一するの日來るやも知れず。

現に海關職員は數に於て中國人優るも、高等職員は(數名の稅務司及副稅務司を例外として)齊しく外國人たり。

關務署
- 總務科(一般庶務會計を掌る)
- 關政科(關稅政策の規畫、關稅法規の作成、關員の任免、關稅の審査、密輸の防止を掌る)
- 稅則科(稅率の改訂、貿易品の調査、國產品の免稅審査を掌る)
- 計核科(稅收の考査、賠償金及海關金の審査、海關經費の審査、關稅收支統計の編輯)

各海關稅務司署
- 徵稅科 Revenue Department. (部長)稅務司 卽ち海關長
  - 內班(內勤) Indoor Staff (最重要の部門。稅務司署內にて執務し、關稅噸稅の賦課、徵收、統計、報告、會計、庶務等を掌る。職員―稅務司(Commissioner)、副稅務司(Deputy Commissioner)、幫辦(Assistants)、稅務員(Clerks)、醫員(Medical Officers)其の他。)
  - 外班(外勤) Outdoor Staff (船舶の臨檢、貨物の查驗等を掌る。職員―監視官として、監察長(Tidesurveyors)、監察員(Boat Officers)。驗查官として、驗估員(Appraisers)、驗貨員(Examiners)。其の他、稽查員(Tidewaiters)等。)
  - 海班 Coast Staff (海關巡邏船を操縱して密貿易取締等を掌る。職員―船長、駕駛員、機師、小輪駕駛員、無線電報員、等。)
- 海務科 Marine Department. (部長)巡工司 (海關の土地、建物、機具等に關する技術的方面、並に噸稅收入を以て支辨せらるゝ海事行政を掌る。工程、海務、港務、燈塔、巡船の五班より成る。)

尙ほ總稅務司署の構成及海關傭聘外人數(日英兩國人比較)に就ては一八七頁以下を看よ。

英清・『通商條約』(所謂マッケー條約)――一九〇二年九月五日署名(表・英二一)

第一條――從來戻税證書(Drawback Certificates)は海關を遥かに隔たる海關監督の手を經るを要し爲めに其の發行遲延せり、故に爾今戻税證書は如何なる場合に於ても海關に右戻税證書申請書類を提出したる後三週間以内に海關より之を發給すべきことに合意す。戻税證書の申請に關聯して關税逋脱の企圖を海關當局に於て發見したるときは、申請者を其の逋脱せんとしたる税額の五倍を超えざる過料に處し又は其の貨物を沒收することを得べし。

第二條――清國は其の全版圖を通じて英國民及清國民が一切の關税、租税其の他債務支拂に法貨として使用すべき、統一的清國貨幣の鑄造を爲すに必要なる措置を執ることを約す。

第三條――清國は香港と廣東省內の條約港との間に支那船(Junks)に依り輸出入する貨物に對して課すべき關税及釐金税は、共に汽船(單に Steamer とあるも本條約の用語より主として外國船を目的とすること明かなり)に依りて輸出入する同一貨物に對し清國海關に於て課すべき税額を下らざるべきことを約す。

第四條――清國政府は外國人の事業及會社に對する清國民の既往、現在、將來に於ける一切の投資を承認す。英國の株式會社の株主となり又株主たらんとする清國民は、英國裁判所の解釋する如く、株主と爲りたるの行爲に依り、其の會社の設立、法規、覺書、定款を承認せるものと看做さるべく、且爭訟發生の場合、清國人株主の義務が同一會社の英國人株主の義務と異り又は之より大ならざる限り、清國は清國裁判所が清國人株主に右の義務を强制することに同意す。同樣に英國政府は清國會社に投資する英國民が同一會社に於ける清國人株主と同一義務の下に在るべきことに同意す。

第五條――清國政府は向ふ二箇年間に廣東珠江航行に對する人爲的諸障碍を撤去することを約す。清國政府に於て宜昌・重慶間の水路を汽船の航行に適する樣改修するに至る迄、汽船所有者は海關の認許を得て自己の費用を以て曳船設備を建設することを得、但し右設備は海關の制定すべき規則に從ひ汽船及支那船を問はず一切の船舶の共通使用に供せらるべし。

第六條――清國政府は開港場に於ける貨物の保税及保税貨物の荷造變更に對する利便を增進するの措置を講じ、且英國官憲の正式申立に依り税關當局者に於て設備完全と認め且關税收入に對して相當の擔保を提供するに於ては、如何なる倉庫にも保税倉庫〔關棧〕(bonded warehouse)たるの特權を與ふべきことを約す。右倉庫は關税收入を保護すると共に商人の便益を許るべき税關當局者の制定する諸規則に從ふべきものとす。

第七條――英國政府は英國民が侵害、模倣又は色彩模倣を爲すことに對し清國商標を保護すべきを以て、清國政府も亦清國民が侵害、模倣又は色彩模倣を爲すことに對し英國商標を保護することを約す。清國政府は南北洋兩大臣をして清國海關監督の下に各其の管區內に官署を設け、相當の手數料を徵して外國商標の登錄を取扱はしむべし。

第八條――凡例(*preamble*)：清國政府は以下の諸條件を以て釐金其の他の賦金を課する制度の全廢を約す。英國政府は右釐金等廢止の代償として英國民の輸入せる外國貨物に關税を課するに當り協定税額の外に附加税を課し、且外國又は沿岸移出に供すべき清國生產品に輸出税の附加税を課し得べきことに同意す。釐金局及通過貨物に課税する他の税局を撤廢したる後は、形式又は名義の如何を問はず再び右種の税局を復活せざるべきこと、外國輸入品に對する附加税は一九〇一年九月七日清國と列國との調印したる最終議定書(義和團事變最終議定書を曰ふ)に規定せる輸入税の一倍半を超過せざるべきこと、輸入税及附加税を納付したる外國輸入品は如何なる場合に於ても一切の課税、檢査又は抑留を免除せらるべきこと、外國に輸出すべき清國生產品に課すべき税額は何等の事情あるを問はず從價七分五厘を超過せざるべきこと、は明白なる了解を經たり。

以上の根本原則に基き兩國は次の手續方を協定せり。

(第一項)清國政府は清國十八省及東三省(滿洲)の各道路、鐵道及水路に於ける釐金其の他の課金を徵收すべき税局(all barriers)は其の種類の如何を問はず悉く永遠に之を廢止すべきことを約す、但し現存の各常關(Native Custom Houses)は此限りに非ず。

(第二項)陸地國境より清國十八省及東三省に輸入する貨物に對しても、海路輸入品と均しく同額の附加税を賦課すべし。

(第三項)戸部則例、工部則例竝に大淸會典の規定に基き現存する一切の常關は之を存續することを得。海關の現存地若くは將來設置せらるゝ地竝に海港若は陸地國境の任意の地點には常關を設置することを得。支那船(Junks)又は帆船(sailing vessels)により開港場に又は開港場より運送する貨物に付支拂ふべき税金は、汽船により運送する同一の貨物に賦課すべき輸入税及附加税の合計額よりも低額なるを得ず。淸國生產品を內地の一地方より他地方に輸送する場合には生產地より最初に到着したる常關に於て第七項に定むる輸出附加税と同額の税(輸出税の半額)を納付すべし。右税納付の際證明書を交付す、該證明書は納税の日より一年以上の一定期間該貨物をして途中の常關に於ける一切の課税、檢査、抑留より免れしむるものとす。右貨物が地方消費の爲め外國人居留地又は專管居留地以外の地方に輸送せらるゝ場合には、第八項に揭ぐる消費税(銷場税)(Consumption Tax)を課せらるゝものとす。又該貨物が開港場より積出さるるときは前記證明書は第七項に記載せる輸出附加税の代りとして關係海關に依り認諾せらるべし。

(第四項)外國產阿片に對する税金及現行釐金は現行條約の規定通り存續するも、釐金は爾今附加税の形式となるものとす。

(第六項)鹽に對する釐金は之を廢止す、釐金其の他の税金及賦金の總額は鹽税中に之を加へ生產地に於て又は消費すべき省內への移入後最初の常關に於て徵收すべし。

(第七項)淸國政府は從價(*ad valorem*)五分を超過せざる範圍に於て、輸出税を實行可能なる限り從量税(specific duties)に改むることを得、但し現行輸出税率は六箇月以上の豫告期間無くして引上げざるべし。現行輸出税率にして五分を超ゆるものあるときは五分以下に之を引下ぐべし。內地税及釐金の代償として當分輸出税の半額を課すべき特別附加税は外國又は淸國沿岸へ輸移出せらるゝ貨物に付其の輸移出の際之を徵收するものとす。生絲は其の輸出税の總額は從

價五分以下に相當する從量稅を超過すべからず、爾は常關通過の際何等の稅金を課せらるゝことなかるべし、生絲が淸國內地に於て消費せらるゝときは第八項に揭ぐる條件に依りて消費稅を課すべし。

(第八項)釐金の廢止並に輸入外國品及輸出品に對する其の他各種內地稅の拋棄に基く淸國歲入の減少を補ふ爲め、淸國政府が輸出の目的を有せざる自國原產の貨物に對し、其の消費地に於て消費稅(銷場稅)を隨意に課し得ることに同意す。淸國は右消費稅率を自ら定め得。第三項記載の通り外國人居留地又は專管居留地(租界)內に於ては消費稅を課し得ざるものとす。

(第九項)淸國に於ける機械製棉絲及綿布に對しては、開港場の外國人に依りて製造せらるゝと淸國各地の淸國人に依りて製造せらるゝとを問はず、總て一九〇一年の議定書に規定せる輸入稅の二倍に相當する生產稅(製造稅、出廠稅の名あり)(excise)を賦課すべし。淸國に於ける工場に於て使用せらるゝ、外國よりの輸入棉花は輸入稅の全額及附加稅の三分の二を拂戾さるべく、淸國產棉花は消費稅其の他一切の稅金を拂戾さるべし。淸國機械製棉絲又は綿布にして生產稅納付濟のものは輸出稅、輸出附加稅、沿岸貿易稅及消費稅を免ぜらる、右生產稅は淸國海關に於て之を徵收するものとす、前記原則及手續は其の他一切の機械製洋式生產物に之を准用す。但し淸國官業の製品には之を適用せず。

(第十項)淸國海關の外國人吏員は各省の總督及巡撫に於て之を選任すべく、且總稅務司と協議の上常關事務、消費稅、鹽稅及內地產阿片稅の管理に關し各省に之を採用すべし。

(第十三項)本條に定むる諸措置は一九〇四年一月一日より之を實施すべし、但し第十四項の規定に從ふものとす。右期日迄に各地の釐金局を撤廢し從來本條約に於て禁止する諸稅の徵收に從事せる官吏は悉く之を轉勤せしむべし。

(第十四項)淸國政府は本條款を締結するに當り、本條に依り英國政府及臣民に負はしめたる附加稅の納付及其の他義務に關し、淸國に於て最惠國待遇を享受する一切の國が英國と同一の條款を締結することを條件とす。英國政府は左記を條件として本條款を締約す、(1)現在若くは將來淸國に於て最惠國待遇を享受する一切の國が英國と同一の條款締結を

受諾すること、(2)右列國の受諾の結果が間接又は直接に淸國をして、何等政治上の讓與又は通商上の獨占的利權を許容せしむるに至らざること。

(第十五項)淸國より最惠國待遇を享受する列國が一九〇四年一月一日迄に本條に依り英國の約したる處と同一の約款を締結せざりしときは、本條の規定は右一切の國が該約款を受諾することを表明したる後初めて效力を生ずるものとす。

第十一條―　英國政府は他條約國の同樣なる受諾を條件として、淸國へのモルヒネの一般的輸入を禁止することに同意す。

第十四條―　淸國政府は不足又は飢饉の虞れある場合、三週間前に豫告することに依り米及其の他の穀物の移出の爲めにする船積を禁止し得。1)　米其の他の穀類は依然之を外國に輸出するを得ず。

第十五條―　本條約の各締約國は十箇年終末の際關稅率の改正を要求するを得べきことに合意す。又淸國が向後他國の生產品又は製造品に對して許容することあるべき關稅上の特典は直ちに英國領土上の同樣貨物に之を均霑せしむべく、其の輸入者の何者たるを問はざるべし。

附屬書甲號(新條約第二條の解釋に關する交換公文)―一九〇二年八月十四日附淸國全權より英國全權宛の公文中に曰く「將來の變動の如何を問はず一切の關稅は從來通り庫平銀兩よりも高率を有する海關兩を基礎として勘定せらるべく、且海關兩の品位及量目に從ひて確算補足すべし」。同月十八日附英國全權より淸國全權宛の公文中に曰く、「淸國の國定貨幣たるべき貨幣は、關稅の支拂及海關兩にて契約せる債務の辨濟(但し必ず海關兩との比價を以てすべきものとす)に使用すべき法貨たるべき旨を淸國政府に於て聲明せらるべし」。

附屬書乙號(新條約第八條の解釋に關する交換公文)―一九〇二年九月二日附淸國全權より英國全權宛の公文中に曰く、「釐金其の他賦課金廢止の代償としての附加稅は、釐金を以てすべかりし程度迄現存外債の利拂及償却を爲したる後之を諸省に分配し收入缺乏の補塡に供すべし、該附加稅は其の本來の趣旨を維持する見地より之を他の目的に供すべから

1)　英國商人が米、其の他穀物、銅錢を淸國の一港より他港へ移出し得ることは、一八五八年『通商規則ヲ包含スル協定』規則第五の容認せる處である。

ざること、海關稅の本來の收入の一部分たらしむべからざること、及如何なる場合にも新規外債の擔保に供すべからざることを定む」(要抄)。

本條約は『義和團事變最終議定書』第十一條の規定に基く淸國最初の對外通商條約にして、翌一九〇三年十月八日附米淸『通商關係擴張ニ關スル條約』及同日附日淸『追加通商航海條約』と一聯環を爲すものである。是より先、史上前世紀と現世紀とを劃する義和團事變は、近代的意味より觀る時、淸國の國權恢復運動の現れであり、一面其の財政窮乏を暴露したものでもあつた。前記三條約は專ら時の淸國通商條約改訂交涉委員呂海寰(工部尙書)、盛宣懷(太子少保、工部左侍郎)等[1]の努力に負ふ處多く、淸國財政の救濟策と國內產業の保護策とがよく條約中に織込まれたと評し得る。

殊に本條約第八條は最も重要なるもので一方に於て釐金其の他の內地通過稅を廢止し、他方に於て輸出入特別附加稅、消費稅(銷場稅)、生產稅(出廠稅)、阿片及鹽に對する特別稅等の新定を承認せる所謂「裁釐加稅」の原則を樹立せんとする先聲であつたが、爾後同八條第十五項に曰ふ停止條件的規定の條件成就を見るに至らなかつた爲め、結局斯の原則は效力を發生するに至らず當該條項は死文となつて了つた。[2] 一九〇八年淸國が裁釐加稅を實行せんとした時、英國其の他は「其の時期に非ず」と拒否したが、此拒否は寧ろ當然の措置であつたと謂へる。去り乍ら若し右の裁釐加稅原則が現實化せられた場合を想像すれば、輸入稅は七分五厘の附加稅を課し計從價一割二分五厘まで輸出

1) 是等の條約署名者及其の官名には締約の前後に遵ひ多少の相違がある。
2) 嚴密に言へば今後に於ても「有一切の國が該約款を受諾することを表明」しないとは限らない。併し斯る條理解釋は對華國際政治の實際と合致せず、從て之を「死文」と斷ずる次第である。

税は二分五厘の附加税を課し計從價七分五厘まで夫々增徴し得る譯であつて、清國財政に對する當面の救濟策たりしことは確かであつた。却說是より、以上の外本條約中說明を要するものに付逐條約解明を加へようと思ふ。

第一條は一九〇三年米清『通過關係擴張ニ關スル條約』(以下單に『米清條約』と略稱す)第八條と同樣趣旨にして、戻税證書の發行手續を簡易化せるものである。第四條は外華合辨事業乃至外國人の投資に對する清國の保障を意味する。第六條は『米清條約』第六條に照應し、所謂自由保税倉庫制の採用により外國人所有の倉庫と雖も一定の設備要件を具有するものは保税倉庫たるの特權を享有せしむることを意味する。[1] 從つて各開港場に於て輸出入せらるゝ貨物は、强ち税關棧橋を經て積卸するの要なく、例へば中外各汽船會社所有の碼頭(Wharf)、躉船(船庫)(Hulk)、棧(倉庫)(Godown)より海關職員監督の下に積卸すことを許容される譯である。[2] 第七條は商標登錄權の根據である。

第八條は『米清條約』第四條に照應し本條約の眼目とも觀られ、元來副總税務司ブリドン(Bredon)の草案に係るものと謂はれて居る。其の所謂「裁釐加税」の細目的方法に就ては條文意自ら明かであるが、就中同條第七項は一九〇一年『義和團事變最終議定書』第六條に依り、輸入税が從價税より從量税を主とすることに改められたる趣旨を、輸出税にも及ぼさんとせるものである。又同條第九項は清國に於て製造せらるゝ總ての外國品模倣の機械製造品に對し從價一割に相當する統一的生産税

1) 既掲英清一八七六年『芝罘協定』項末の註及英清一八八五年『芝罘協定追加條款』第二項を看よ。
2) 保税倉庫は中國に於ては主として再輸移出貿易の便宜の爲めに利用せらる。

〔出廠稅〕を課し、以て煩雜なる內地雜捐に代へんとせるもので、實は日清戰爭後の新工業勃興の機運[1]に執り寧ろ不可缺の稅的要素であつたのである。尤も此種の特殊生產稅は本條約の創意に係るものでなく夙に識者の着眼せる處でもあつた。(註一) 次で本條未實施に伴ひ清國政府は臨機の措置を講じたが一九一七年總稅務司の提案に依り機械製造品に對する稅制の統一を見るに至つた。(註二) 要するに新工業品に對する課稅は特殊品關稅の範疇に入るべきものである。次に同條第十項は海關の權限が常關[2]及內國消費稅の監督に至る迄擴張せらるゝことを意味した。尙ほ同項及第十一項には清國內地諸稅の不正の賦課に關する紛議を解決する爲めの、英清兩國官憲の會訊制度を設けることが規定されて居た(前顯條文には省略)が、若し之が實現されたならば蓋し當時に執り適切なる措置であつたと察せられる。結局「裁釐加稅」原則は既述の如く遂に樹立を觀るに至らなかつたが、本條約は其の第十五條に據り爾後稅率改訂實行の端緒となり其の意味に於て通商關係上重要條約の一である。

本條約は英國特派員マッケー(Sir James Lyle Mackay)を署名の一方當事者とする處より、所謂『マッケー條約』(華文に曰ふ「馬凱條約」)の名に於て廣く識られる。

註一——外國人が中國に自由に各種機械類を輸入し開港場に於て各種製造業に從事し得ることゝなつたのは、一八九五年日清『媾和條約』第六條の賜物である。一方淸國政府は、一八八二年北洋大臣李鴻章が上海に機器織布局を設けた際、及一八九〇年湖廣總督張之洞が武昌に湖北機器織布局を設けたる際、夫々「輸入稅率表に從ひ一回の課稅を爲したる上は爾後各地に轉送せらるゝとも一切の內地稅を免除する」特權を之に與へた。次で一八九六年淸國政府は總稅務司の提議

1) 日清一八九五年『媾和條約』第六條に對する解說を看よ。
2) 一九〇一年『義和團事變最終議定書』第六條により同年十一月十一日より或種の常關は海關稅務司の兼管下に置かれることゝなつた。

に依り、「總ての機器製造品に對し從價一割の統一的離廠税を課す」るに決したが、張之洞等の反對に遭ひ沙汰止みとなつて了つた。實に『マッケー條約』第八條第九項に曰ふ生產税は右離廠税の再現を意味するものに他ならなかつたのである。

註二――『マッケー條約』第八條第九項の未實施に伴ひ一九〇八年清國政府は税務處令を以て「機械洋式貨物税辦法」を公布して、大約(一)清國に於ける紡績會社の綿絲綿布に對しては一八五八年の税率表に從ひ正規の關税を課し爾餘一切の內地税を免除、(二)其の他工場の綿絲布及雜貨に對しては從價五分税を課し爾後一切の內地税を免除、(三)特定の製造品には一定年限關税の全部又は一部を免除、(四)原料品の税率を製造品に課し爾後一切の內地税を免除すること、したが其の彈力性ある課税法は勢ひ次第に繁雜となるを免れなかつた。

一九一七年四月中國政府は總税務司の提案に基き斯の種税制を次の如く統一した。

(一)　綿絲綿布　イ、一八五八年度輸出税率表に揭げられたるものは同表に依る。ロ、同表に揭げられずして新輸入税率表(一九〇二年度のもの)に揭げられたるものは同表に依る。ハ、何れの税率表にも揭げられざるものは從價五分税を課す。

(二)　其の他工場製品　イ、新輸入税率表(前同斷)に揭げられたるものは同表に依る。ロ、然らざるものは從價五分税を課す。尙ほ是等製造品は總て其の製造地に於て消費せらるゝときは免税、一旦上記の税を海關又は附近税局に納付したる上は特定の證書を與へられ、北京を除く全國各地への轉運に際し一切の內地税を免除せらる。但し北京に於ける崇文門落地税(卽ち一種の入市税〔Octroi〕)、國民政府により廢止さる)は免除されない。

爾後の進展過程に就ては玆に省略する。

＊一九〇一年『北淸事變ニ關スル最終議定書』、米淸・一九〇三年『通商關係擴張ニ關スル條約』、日淸・同年『追加通商航海條約』

英・藏『拉薩條約』――一九〇四年九月七日署名(表・英二二)

第一條――西藏政府は一八九〇年の英淸條約の遵守を約す。

第二條――西藏政府は亞東(Yatung)に於けると均しく江孜(Gyantse)[1]竝に加托克(Gartok)[2]に於て一切の英藏兩國民の自由に出入し得る交易市場(通商之埠)(trade marts)を速に開設することを約す。一八九三年の英淸取極[3]に依り亞東に於ける交易市場に適用せらるべき取締規則は前記諸市場に之を適用す、但し右取締規則に將來英藏兩國政府間の共同承認により協定せらるべき改正を加ふることを得。更に西藏政府は現存の交通路に依る通商に何等の制限を加ふることなく又交易の發達上必要の場合には同一條件の下に新交易市場を開設するの問題を考究することを約す。

第三條――一八九三年の通商章程改正問題は別に考究すべき案件として之を留保す。

第四條――西藏政府は相互に協定せらるべき稅率表に規定せらるゝ稅の外如何なる種類の稅をも賦課せざることを約す。

第五條――西藏政府は國境より江孜竝に加托克に至る諸通路より一切の障碍を除去し、交易の要求に副ふ爲め之に修理を加ふることを約す。亞東、江孜、加托克竝に其の他將來開設せらるべき各交易市場に對し、西藏は官憲(Agent)を派し英國亦交易監督の爲めに官憲(Agent)を派すべし。

第九條――西藏政府は豫め英國の同意を經るに非ざれば左記の行爲を爲さゞることを約す。

(イ) 西藏領土の一切の部分を他國に割讓し、賣却し、租與し、抵當に入れ、其の他占領の爲めに讓與すること。

(ロ) 西藏國の事件に他國の干涉を許容すること。

(ハ) 西藏に他國の代表者又は代理者を許容すること。

(ニ) 他國又は他國民に、鐵道、道路、電信、鑛業及其の他に付利權讓與(コンセッションス)を許すこと。但し右の如き利權讓與にして認められたるときは、同一又は同等の利權讓與は英國政府にも許さるべし。

(ホ) 物品拂たると現金拂たるとを問はず西藏の收入を他國又は他國の臣民に對する債務の保證又は辨濟の充當と爲すこと。

1) 後藏に屬する要地。英領印度Darjeeling、亞東、拉薩(布達拉)を結ぶ交通路上にあり、後藏の首都日喀則(札什倫布)に至る通路の分岐點である。
2) 加托克、噶大克、噶爾渡、何れも同じ。阿里に屬する西藏極西地方の要地。
3) 一八九三年十二月五日附所謂『亞東開放章程』(前出)。

本條約は英軍の拉薩征服の成果である。是より先、英國勢力の浸潤を感じた達賴喇嘛は一八九〇年三月の英清條約及一八九三年十二月の『亞東開放章程』(何れも前出)の遵守を肯んぜず、一方特使ドルヂエフ(Dorjieff)(ブリヤート人)を露帝の許に派し、該特使は一九〇一年七月露帝に謁見した。此喇嘛の措置は露國を以て「英國の詭計(intrigues)を挫折せしめるに足る唯一の國」と看做したものと噂されたのみならず、一九〇二年には「露國は清國の領土保全を保障し、清國は西藏の露國勢力範圍たることを承認」したと云ふ露清密約說さへ流布されるに至つた。於茲、印度總督カーゾン(Curzon)卿は一九〇三年一月倫敦政府に向け、拉薩に武裝兵保護の許に特使を派遣し以て達賴喇嘛と英藏關係全問題の解決に付直接交涉を試みる樣、建議した。同年七月倫敦政府の命を承けたるヤングハズバンド(F. E. Younghusband)陸軍大佐は、シッキム境界を數哩距たる喀白鐘(Kampa Dzong)に至り西藏側と折衝したが要領を得ず、同年十一月大佐は終に道を春丕谿谷(Chumbi Valley)[1]に取つて進攻を開始し、其の間增援兵を得て、遠征隊は通納(Tuna)、江孜を拔き後幾許もなく拉薩を占領した。一方達賴喇嘛は其の親近者と共に蒙古首都庫倫(クーロン)に向け遁走して了つたので、英國を代表するヤングハズバンドは達賴に代つて西藏政府を代表する噶爾丹(ガデン)寺長・羅生戛爾曾(ローサンギャルツエン)、噶布倫、竝に別蚌(ドレパン)・色拉(セラ)・噶爾丹(ガデン)の三寺、及び西藏國民會議僧俗官憲の代表者等との間に一條約を商結した、本條約は卽ち之である。本條約は次項英清條約に依り確認せられた。

1)　亞東より成都(後藏)に至るシツキム東方の藏領。春丕は別名帕里宗。

本條約の結果、英國貿易の爲めの西藏開市場が一躍三箇處に(而も加托克の如き奥地を含む)增加したこと、[1] 及「現存交通路に依る通商に何等の制限をも加へざる」旨西藏政府が誓約したことゝは、通商事項上著目を要する點である。更に其の第九條が英國の西藏に於ける優越にとり、後楯となつて居る重要條項であること亦論を俟たない。

＊英清・一八九三年『シツキム・西藏條約附屬章程』(『亞東開放章程』)、英清・一九〇六年『一九〇四年拉薩ニ於テ署名セラレタル英藏條約ヲ附屬スル西藏ニ關スル條約』

英清・『一九〇四年拉薩ニ於テ署名セラレタル英藏條約ヲ附屬スル西藏ニ關スル條約』――一九〇六年四月二十七日署名(表・英二三)

第一條――英淸兩國は一九〇四年九月七日英國及西藏間に締結せられたる條約を確認す、但し該條約附屬宣言書中に揭ぐる變更規定(註)に從ふべきものとす。

第三條――英國は、一九〇四年九月七日附英藏條約第二條に規定せる各交易市場に於て、印度と聯絡する電信線を架設し得。

第四條――一八九〇年の英淸條約及一八九三年の章程は本條約及一九〇四年の拉薩條約に抵觸せざる限り依然完全に有效なるものとす。

本條約署名と同日、英淸兩國は更に『西藏ニ外國人[2]ヲ傭聘セザルコトニ關スル公文』の交換を了した。

1) 一九一三年以前に成立せる英藏密約に依り、該三箇處の他、拉薩及び察木多の二處が開放地に指定せられたとの說がある。察木多は川邊卽ち現西康に屬する地。

2) 淸國臣民に非ざる者又淸國々籍を有せざる何人をも。

更に本條約締結の翌年卽ち一九〇七年八月三十一日、英露兩國は『波斯・アフガニスタン・西藏ニ關スル條約』を締結し、西藏問題に關する兩國の合作を約定した。

註――一九〇四年十一月十一日印度總督は、同年九月七日附『拉薩條約』の批准に當り同條約第六條に曰ふ償金の減額（五十萬磅卽ち七百五十萬留比の七十五箇年賦支拂より十六萬六千六百六十六磅卽ち二百五十萬留比の三箇年賦支拂と改む）と英兵による春丕谿谷保障占領期間の短縮とを聲明し、之を同條約附屬宣言書とした。尙ほ清國側は此償金の支拂を了し、英軍は一九〇八年二月より撤兵を開始した。

＊英藏・一九〇四年『拉薩條約』

英清藏・『印度及西藏間通商章程』――一九〇八年四月二十日署名（表・英二四）

第一條――一八九三年の通商章程は本章程に抵觸せざる限り有效とす。

第二條――左の各地は江孜商埠地界(Gyantse mart)を形成し且其の境界内に在るものとす（區域玆に略）。英國民は爾今各交易市場内に於て家屋及倉庫建築の爲め土地を賃借し得るものとす。

第三條――各交易市場の施政は淸國官吏の監督及指揮の下に西藏官憲依然之を行ふべし。各交易市場の英國貿易事務官及西藏地方官憲間の協議を以て決定し難き問題は、印度政府と拉薩に於ける西藏高級官憲とに囘付して之を解決すべく、猶ほ決し得ざるときは英淸兩國政府に囘付して之を解決すべし。

第八條――西藏に於て既に開かれ又は將來開かるべき各交易市場に駐在する英國貿易事務官は印度國境を來往する其の信書の遞送及傳達に關する措置を執ることを得。英國官吏及臣民が適法に淸國人及西藏人を雇用することに對し何等の拘束を加ふることなかるべし。

第九條――各交易市場に至る英國官民及貨物は印度邊界よりの通商道路を恪循するを要し、許可なくして交易市場外の各

地に入り又は西藏內地を通過して亞東・江孜より加托克に至り若くは加托克より江孜・亞東に至ることを得ず。但し印度邊界の土着民にして舊慣に依り西藏に於て交易市場外に貿易及居住し來たれるものは現行慣習に從ふ。

第十二條――英國民は貨物又は金錢を以て交易し、其の貨物を任意の人に賣却し、土產貨物を任意の人より購入し、各種運輸機關を賃傭し、其の他地方慣習に從ひ一般商業取引を爲すことを得べく、何等不當なる制限又は誅求を被ることなかるべし。

第十三條――本章程は兩國全權委員及西藏代表者署名の日より起算して十箇年間有效とす。最初の十箇年滿了後六箇月以內に何れかの側より改正を要求せざるときは本章程は右十箇年滿了の際より更に十箇年間有效なるべく、爾後十箇年每に右同斷とす。

本條約は一九〇四年英藏間『拉薩條約』(前出)第三條に曰ふ通商章程の改正を目的としたものである。本條約第十二條の末段に「印度ニ於テ貿易、旅行又ハ居住スル西藏民ハ、本章程ニ依リ西藏ニ於テ英國民ニ與ヘラルル處ト同等ノ利益ヲ享受スベシ」との規定あり、一見對等條約なるも、西藏民が印度に於て通商を營む場合は比較的鮮少であらうから、本條約による法益は事實上平等でないと察せられる。第八條は一種の信書使(courier)に關する規定である。

印度・西藏間の通商を律する諸條約の中、最近のものが本條約である。

* 英清一八九三年『シッキム・西藏條約附屬章程』(『亞東開放章程』)

英清藏・『西藏協約』(草案)――一九一四年四月二十七日議結(表・英二五)

第一條——西藏全境を「外藏」(Outer Tibet)及「內藏」(Inner Tibet)の兩部に分ち、外藏とは印度に接境せる地域を稱し、拉薩[1](Lhasa)・日喀則[2](Shigatse)・察木多[3](Chamdo)を含むものとし、內藏とは中國に接境せる地域を稱し巴塘[4](Batang)・裏塘[5](Litang)・打箭爐[6](Tachienlu)及東部西藏の大部分(a large portion of eastern Tibet)を含むものとす。

本協約草案は(註)「不平等條約」論と直接の關係はないが、「西藏」と云ふ地域に對する英國の主張を識る上に於て見逃し得ぬものである。察木多・巴塘・裏塘・打箭爐の如きは一九〇八年以來中國が「川邊特別區域」(國民政府の所謂建省中の西康)として統治權を有して居る地域である。右協約草案第一條の所謂「東部西藏の大部分」とは「西康」を指すこと勿論であり、英國は十九世紀末西藏に着眼して以來、中國側の近代的行政區分たる「青海」「西康(川邊)」「西藏」を一括、「西藏」と汎稱する主張を堅持して居るが[7]、此英國の主張は中國古來の地理的稱呼を政治的にも踏襲しようと云ふのであり、而も其の主張の背後には其の傀儡「西藏」の爲めに雍正五年(一七二七年)の淸藏劃定國境線を基準にしようと云ふ意圖が潜んで居るもの丶樣である。

〔西藏印度間通商の狀況〕　西藏に對する英國通商の條約的考察は、本項を以て結末となるが、茲に參考の爲め英國"Statesman's Year-Book," 1939; "China Year Book," 1939; "Chinese Year Book," 1937, 所載夫々「西藏」の項下より抄譯する。

西藏の面積は四十六萬三千二百方哩、其の人口は百五十萬乃至六百萬の範圍に於て推算せられる。併し最近の推算には七十萬乃至八十萬と云ふが如き鮮少な數字のものもある。首都拉薩(ラサ)には

1) 布達拉(前藏・卽衞)。2) 札什倫布(後藏)。3) 昌都(西康)。4) 巴安(同)
5) 理化(同)。6) 康定(同)。
7) 例之、Beresford, "The Break-up of China," 1898, の附圖、歷年の"Statesman's Year-Book"の Tibet の條、Daily Express 紙の "World Atlas" 1935, China(p.134)地圖。

約五萬、江孜（ギャンツェ）には同五千、昌都（チャンド）には同二千の住民がある。中國本土との通商が最大であるが、印度邊界を經由する可成りの取引もある。電信線は百四十四哩で拉薩と江孜とを連絡して居る。印度西藏間の通商は高度一萬四千呎乃至一萬八千呎の峨々たる各峠路を經由して行ふの他なく、其の多くは雨季及降雪季には事實上通行不可能となる。羊竝に其の犂牛との雜種及通常の牛が貨物運搬用家畜として使役される。印度より西藏に至る最も重要な通路は、Bengal州北部Darjeeling近傍のSiliguriよりの通路であり、該路はシッキムを經て、現行取極により開放を約されて居る西藏の二大商埠たる亞東（ヤタン）及び江孜に達して居る。其の他印度United Provincesの北部Almoraよりの通路あり、更にシムラよりシムラ・西藏街道を經て西藏西部の加托克（ガルトック）に達するものあり、之は海拔一萬四千二百呎の地點を越えて居る。Almoraより加托克は殆ど眞北に當りシムラより加托克は殆ど眞東に位する。西藏に於ける交易媒介物に三種あり、印度貨留比（ルピー）、四川省牛弗（ダラー）銀貨、西藏銀貨（テンガ）及紙幣が之である。尤も右の中、印度貨留比のみが標準貨であり、西藏の全域に流通する。印度ベンガル州への輸出品は年額三、四萬頭の家畜、同二、三千噸の鹽、同二千噸の羊毛、同十噸の茶が其の主なるものである。一方同輸入品は、綿製品、金屬及金屬製品、羊毛製品、絹製品等である。更に印度カシミル、パンヂャブ及ユーナイテッド・プロヴィンセス地方への輸出品には、羊毛、麝香、鹽、寶石、一方輸入品には、羊毛及絹製品、綠茶、砂糖、軍需品があるが、輸

出入共僅少である。尤も近年硼砂の輸出が增加しつゝあり、今や年額千噸を超えるに至つた。印度西藏間の貿易額を概言すれば大體輸出入のバランスが執れて居ると言へる。西藏の通商は殆ど Pang 'Ta Chang と稱する拉薩の一商社(官民合同經營)の獨占に歸して居り、輸出入共此商社の手にて行はれ、又拉薩政府を代表して軍需品の購入に當つて居る。

註―辛亥革命が稍平靜に歸した翌一九一二年(民國元年)夏、四川政府は中國主權恢復の目的を以て兵を西藏方面に進めた。此事件は英淸間の外交々渉を惹起し、結局一九一三年十月より印度シムラに英淸藏三國代表會議が開かれることとなつた(西藏代表は英淸兩國代表と平等なる資格を以て參加)。六箇月の討論を經て翌一九一四年四月二十七日三國代表は一暫定協定(本協約草案は之)に假署名を了した。署名後二日袁世凱政府は自國代表の全權委任を取消し之に正式署名の權能を附與せざる旨聲明した。同年六月六日北京駐劄英國公使は北京政府に對し、若し中國代表が正式署名を肯んぜざるに於ては英藏兩國代表のみにて正式條約と爲す準備ありと申入れた。翌七月西藏、中國兩代表共シムラを引揚げるに至つたが、後二三週間にして歐洲大戰勃發し、西藏問題は會議決裂の儘放置されること〻なつた。北京政府が正式署名を拒否した理由は、勿論本協約(草案)第一條の境界線問題にあつたのである、後一九一九年に至り英華兩國間に該シムラ會議の再開が論議されたが、終に結論に到達するに至らなかつた。

現狀　一九二八年は所謂片面的不平等條約の取消を標榜する中國國民政府の外交政策が最高潮に達した年である。該年(民國十七年)十二月二十日附[1]南京に於て國民政府外交部長王正廷(Dr. Cheng-ting T. Wang)、駐華英國公使ランプソン(Sir Miles W. Lampson)間に署名を了せる英華『關稅條約』(全文四箇條・四種の附屬文書あり)(表・英二六)に依り、關稅率自定に關する中國の國際不利益は撤廢せられた。

1) 實際は十二月十九日午後十一時半に署名を了したと曰はれて居る。

〔一般〕 本條約第一條に「兩國現行條約ニ約定スル中國ガ任意ニ一切ノ關稅稅則(her national customs tariff)ヲ訂定スル權利ヲ限制スル各條項ハ之ヲ一律ニ取消シ、關稅完全自主ノ原則(principle of complete national tariff autonomy)ヲ適用ス」、第三條前段に「兩國現行條約ニ在ル中國ガ任意ニ自ラ一切ノ噸稅〔船鈔〕(tonnage dues)ヲ定ムルノ權利ヲ限制スル各條項ニ對シ英國ハ其ノ一律取消ヲ承認ス」との規定あり、尙ほ英華兩國は之と同時に內國民及最惠國待遇を互約(第二條)した。『附屬書』(Annex)は何れも英華兩國代表相互間に於て次の如く照會了解せるものである。第一は「(一) 本條約ノ適用セラルル英國全領土ニ於テ生產或ハ製造セラレテ中國ニ輸入セラルル貨物、竝ニ中國ニ於テ生產或ハ製造セラレテ該英國領土ニ輸入セラルル貨物ハ、其ノ何處ヨリ到來スルヲ問ハズ、輸入稅(import duties)、內地稅(internal taxation)、通過稅(transit dues)及其ノ他之ニ關聯スル全事項ニ付、一切ノ他外國ニ於テ生產或ハ製造セラルル貨物ニ對スル處ヨリ何等異ルコトナキ待遇ヲ享受スベシ」、「(二) 中國ニ於テ生產或ハ製造セラレテ本條約ノ適用セラルル英國全領土ニ輸出セラルル貨物、竝ニ該英國領土ニ於テ生產或ハ製造セラレテ中國ニ輸出セラルル貨物ハ、輸出ニ際シテ課セラルル輸出稅、內地稅、通過稅及其ノ他之ニ關聯スル全事項ニ付、一切ノ他外國ニ輸出セラルル貨物ニ對スル處ヨリ何等異ルコトナキ待遇ヲ享受スベシ」。第二は「加奈陀、オーストラリア、新西蘭、南亞聯邦、愛蘭土自由國及印度の各政府は、本條約效力發生の日より、中國の關稅率及噸稅率自

定を限制する現行條約上の權利を放棄す。尙ほニューファウンドランド、南ローデシア及全英國の非自治植民地竝に保護國の權利亦同斷とす。英國皇帝統治下の凡ゆる部分に於て生産或は製造せらるゝ貨物は中國に於て最惠國待遇を享受す、但し中國に於て生産或は製造せらるゝ貨物は上述英領各地方に於て別國の同樣なる貨物と異らざる待遇を享受するものとす。中國に於て生産或は製造せらるゝ貨物にして上述英領各地方に輸出せらるゝ貨物は、輸出に際して課せらるゝ輸出稅、內地稅、通過稅及其の他之に關聯する全事項に付最惠國待遇を享受せしむ。」(要抄)。第三は「國民政府に依り採用せらるべき國定關稅率中從價稅及從量稅は一九二六年の關稅會議の際討議且暫定せられたる稅率と同額たるべく且之は英國貨物に課せらるべき最高稅率たること、[1] 更に此種の稅率は該稅率實施の日より少くとも一箇年間繼續せらるべきこと、叉該稅率は其の實施前二箇月の豫告が與へらるべきこと。國民政府は釐金稅、常關稅(native customs dues)、沿岸貿易稅及其の他通過稅或は落地稅の如き輸入貨物に對して課せらるゝ一切の稅(all other taxes on imported goods whether levied in transit or on arrival at destination)の廢止に關する一九二七年七月二十日附聲明を確認すること。」(要抄)英國の條約文には屢々諄々しいものが見受けられるが、本關稅條約亦此例に洩れない。此點に就き同一目的を有する一九三〇年の日華關稅協定は頗る明解直截的である。却說、爾後一九三〇年日華關稅協定の成立に伴ひ、中國(從て滿洲國)は所謂關稅自主を名實共に恢復することゝなつた

1)　所謂七種差等稅率。第五章列國共同關係の當該條を參看のこと。

〔陸境關係〕本條約『附屬書』第四は、「國民政府ハ新關税率ヲ中國ノ全陸海境界ニ一律ニ適用スル意向ナリ、從テ新税率實施ノ日ヨリ陸境ニ由ル輸出入貨物ニ對シ現ニ課セラルル特惠税率〔優待税率〕(preferential rates)ハ廢止セラルベシ」との了解に關するものである。從て今や從來英國の享有せし雲南・緬甸間、香港及其の接境地間に於ける陸境通商上の税率特惠[1]亦撤廢を見るに至つた。

尚ほ英國は本條約署名と同時に中華民國國民政府に正式承認を與ふることゝなり、同十二月二十日午前十一時南京國民政府大禮堂に於てランプソン公使は政府主席蔣中正に對し、英國皇帝よりの國書を捧呈し、茲に英國及國民政府間の外交關係は一紀元を劃するに至つた。

〔海關制度沿革(其の三)[2]〕海關職員に關する統計、竝に海關の中央機關たる總税務司署の構成(現行)は次の通りである。

一九三四年六月一日の海關職員數――外人八二一、中國人八、五三〇、海關傭聘外國人數――一八七五年(四二四)、一九〇六年(一、三八二)、一九一四年(一、六九一)、一九一六年(一、二八一)、一九二二年(八二四)、一九二五年(一、二六三)。

海關傭聘日英兩國人數左の如し。

	一八七五	一九〇六	一九一四	一九一六	一九二二	一九二五	一九三三	一九三六
日	〇	二一	一〇三	一八三	一〇五	二一八	八六	九三
英	二六五	七三八	八八四	六六五	四五六	六三四	二八六	三一八

1) 西藏・印度間の無税貿易に就ては本書105, 151—52頁を看よ。
2) 其の一は132—33頁、其の二は158—67頁。

總税務司署
Inspectorate General of Customs.
〔在上海〕

- 總務科*（長をChief Secretaryと稱す。總税務司の命を承けて各科を指揮統轄し、各海關に對し總税務司の名に於て命令を發す。〔日本人之に當るの慣行となれり、現に岸本廣吉氏此職に在り〕。）
- 税率科（長をTariff Secretaryと稱す。税率の適用、及其の疑義並に檢査等の事務を掌る。）
- 財政科（長をFinancial Secretaryと稱す。關税擔保の外債並に團匪賠款に關する事務を掌る。）
- 秘書科（長をPersonal Secretary in Charge of Private Secretariatと稱す。總税務司の私信並に機密事務を掌る。）
- 密輸防止科（長をPreventive Secretaryと稱す。密輸防止に關する事務を掌る。）
- 審計科（長をAudit Secretaryと稱す。海關全體の會計を總轄し各地海關の會計を審査す。隨時各地海關の會計檢査の爲め巡視し不正を摘發す。）
- 人事科（長をStaff Secretaryと稱す。關員の更迭、記錄を掌る。）
- 華文科（長をChinese Secretaryと稱す。各海關より送附し來る漢文書報告を審査し、中央政府と總税務司との間に行はるゝ各種公文を主宰す。）
- 統計科（長をStatistical Secretaryと稱す。總税務司署所屬の印刷所を管理し、各種の貿易統計報告を作成し、各地税務司よりの貿易報告統計を審査す。〔海關貿易統計が永年多大の信用を受けつゝあることを想起する要あるべし〕。）
- 倫敦科（長をNon-Resident Secretaryとす。總税務司署の倫敦に於ける事務を掌る。〔設立の當時科長は倫敦に駐在し、總税務司を代理して海關々係の外交々渉に當れり（本書二六四頁一八八七年『リスボン議定書』の署名者を看よ）〕。）

*科は何れもDepartmentなり、從て局と稱し得べきも、總税務司署に於ては科と譯す。
科長は何れも税務司の階級中より之を任命す。

第四章　通商關係條約權益——米・佛・日・外諸國關係

第一節　米國關係

米清・『五口通商章程』又は『望廈條約』——一八四四年七月三日署名（表・米一）

第二條——合衆國人民は本條約の一部分たる稅率表に揭ぐる輸出入稅を納付す、之に付合衆國民は最惠國待遇を享有す。淸國政府が右稅率表を修正せんと欲するときは合衆國代表者と協議の上其の同意を以て之を爲すことを得。淸國側の片務的一般最惠國條款の規定あり。

第三條——合衆國民は廣州・廈門・福州・寧波・上海の五港に往來し、其の家族と共に居住し、商業を營み、且外國の港及五港中の各港相互間、竝に五港相互の間(from either of said five ports to any other of them)に其の船舶及貨物を以て隨意に往來することを得。但し不開放港に不法進入し若は沿岸に於て密商に從事せる場合は、合衆國船舶は其の載貨と共に沒收せらるべし。

第五條——合衆國民は輸出入に際し規定の稅率表に揭ぐる稅を納付するに於ては爾餘の如何なる稅をも課せらるゝことなく、自國港若は其の他港と淸國間に通商するを得べし。

第六條——合衆國商船に對する噸稅率（百五十噸以上のものは每噸五錢、以下のものは每噸一錢）に付規定す。五港中何れかの一港に於て一旦噸稅を納付したる上は再び噸稅の納付を要せずして他の港に入ることを得。

第七條——乘客、手荷物、信書、食料品若は無稅貨物の運搬の爲め五港相互間に使用せらるゝ合衆國民所有舟艇(boats)は噸稅を要せず。

第八條――合衆國民は自己の船舶出入に際し水先案內者(pilots)を雇入ることを得。合衆國民は相當の報酬を以て、淸國地方官憲の干渉を受くることなく僕婢、買辦、通事、書記、各種の勞働者、海員、其の他人員を雇用することを得。

第十條――合衆國貨物の陸揚に關する詳細なる手續に付規定す。

第十一條――從價稅貨物の價格若は風袋高に關する紛爭は二十四時間以內に領事に之を付託すべく、該領事は海關監督(Superintendent of Customs)と協議の上之を處理すべし。

第十二條――度量衡に關する紛議を避くる爲め海關監督は廣州稅關の標準器に據り正式に作製せる標準度量衡器を五港駐在の各領事に交付すべし。

第二十條――合衆國人民は稅金を納付して輸入せる貨物を他の開放港(free ports)へ再輸出する場合、詐僞なき時は何等の追加稅を納付することなく該開放港に陸揚を許可せらる。

第三十三條――未開放港に於て密商を企て又は阿片若は其の他禁制品を取引する米國民は、米國政府の保護を受くるの權利なく、淸國政府より處分せらるべし。

第三十四條――本條約中通商及航海の部分に付僅少なる修正を要する場合は、兩國政府は、條約署名の日より十二年の期間滿了の際商議を爲す爲め代表を任命し協定せしむべし。

本條約は米國が砲門の偉力を以て、英淸一八四二年『南京條約』の規定する通商上の特典に均霑せるもの、條約上該『南京條約』、翌一八四三年の英淸『通商章程』及同年英淸『虎門寨追加條約』、並に佛淸一八四四年『五口通商章程』と一環を爲して居る。其の第三條は英淸『南京條約』第二條と照應するものであるが、米國民の通商的活動の範圍に就てより廣く規定されて居る點注意を要する。中國

に於ける沿岸貿易權が一八六三年の丁抹清國間『通商航海條約』第四十四條に濫觴するものと爲す者もあるが、該丁清條約は沿岸貿易税協定の嚆矢であり、沿岸貿易權夫れ自體は寧ろ本條約第三條に其の最初の條約的根據を置き得るものと解すべきである。第八條は各種の用務に充つる爲め中國人を使用し得る權利の根據である。第二十條及第二十七條には"the free ports"なる辭句が用ひられて居るが、[1]之は「自由に出入し得る港」の謂にて開放港を意味すべく、貿易無税港卽ち自由港を指すものではない。第三十三條に於て阿片貿易を禁止する旨明約せるは、兎も角米國の英斷と觀るを得べく、英清『南京條約』及之に相次ぐ英清間協定が、實は阿片戰爭の結果約定せられたものであり乍ら殊更阿片貿易に付何等言及せざりし横著さ[2]と比較考究するとき興味を覺える。尙ほ本條約には其の一部を爲す米清間最初の『協定關税率表』を附屬して居るが、該税率表は僅かに左の數箇處を除き英清間一八四三年の『關税定率表』(卷末附錄)と同様である。

輸出貨物に就ては兩者全く同じ。

輸入貨物中、相違箇處次の如し。

棉花	風袋として百觔に付五觔を控除(此但書は英國になし)	每百觔四錢
洋生熟鉛		英國は每百觔四錢、米國は每百觔二錢八分
洋酒	樽詰のもの	英國は每百觔一錢、米國は每百觔五錢

輸入禁制貨物として米國は「阿片」を揭ぐ。

1) 清國文テキストには何れも明確なる該當語なし。
2) 尤も當時阿片は表面上清國國禁物であつた。

＊英清・一八 二年『南京條約』、同上一八四三年『五港通商章程』、佛清・一八四四年『黄埔條約』、瑞諾清・一八四七年『平和修好及通商條約』、白清・『一八四五年ノ協定』

米清・『天津條約』――一八五八年六月十八日署名（表・米二）

第十條――合衆國は通商保護の爲め領事及其の他の商務官（Commercial Agents）を任命し清國が開放に同意すべき地に駐在せしむる權利を有す。

第十四條――合衆國民は廣州、潮州又は汕頭、廈門、福州、臺灣[1]、寧波、上海及其の他今後他國又は米國との條約に依り通商の爲め開放せらるべき港又は場所に往來し、竝に其の家族と共に居住し、商業を營み、且任意に其の船舶及貨物を前記何れかの港より他港に運輸することを許可せらるべし。但し密貿易又は詐欺貿易を爲したるときは船舶は其の載貨と共に清國政府に沒收せらるべく、禁制品貿易を營みたる者は清國政府より處分せらるべし。

第十五條――合衆國民が清國に於て輸入又は輸出する貨物に對する關稅率は望廈條約に定むるものと同率たるべし、但し他國との條約に依り修正せられたる場合は此限りに非ず。合衆國民は稅率に付最惠國民と同樣なる待遇を享有す。

第十六條――開港に入港する合衆國商船の納付すべき噸稅率（百五十噸以上のものは每噸四錢、百五十噸及之以下のものは每噸一錢）に就き規定す。何れか一港に於て噸稅を支拂ひたるときは他港に於て再徵收せらるゝことなし。開港に於ける稅關收稅官（Collectors of Customs）は水路標識、燈臺の敷設、竝に浮標及燈明船の配置に付領事と協議（consult with）すべし。

第十七條――合衆國民の水先案内者雇用に關する規定。

第十九條――合衆國貨物の陸揚に關する詳細なる手續に付規定す（大體『望廈條約』第十條と同斷）。

第二十條――從價稅貨物の價格等に關する紛議の解決に付規定す（趣旨は『望廈條約』第十一條、英清『天津條約』第四十三

1）臺灣府の謂にて現在の安平を含む臺南に該當。

條と同斷)。

第二十一條——合衆國貨物の清國他開放港宛再輸出に關し規定す(趣旨は『望厦條約』第二十條と同斷)。

本條約は英佛兩國對清國間に各『天津條約』が締結せらるゝ機會を利用して、米國が『望厦條約』の規定の擴充を圖つたものであるが、其の內容は、英清『天津條約』に比し頗る簡單である。本條約は存續期間に就き何等規定する處がない。

＊米清・一八五八年『通商取締ニ關スル協約』、英清・同年『天津條約』、佛清・同年『天津條約』、露清・同年『天津條約』

米清・『通商取締ニ關スル協約』——一八五八年十一月八日署名(表・米三)

第一條——本協約附屬の關稅率並に通商及通過取締規則は米清兩國全權の調印するところにして、爾後條約の規定を以て正式に改訂せらるゝ迄效力を有す。

本協約は、米清一八五八年『天津條約』(前項)第十五條の規定の發動により成立せるものである。本協約の preamble 中に曰く、「該條約[1]ノ署名後該關稅率[2]及其ノ他該條約關係ノ諸事項ノ修正ガ、清國、英國及佛國全權……委員相互ノ商議ニ依リテ爲サレ、其ノ修正ニ對シテ米合衆國ノ承諾ヲ求メ今ヤ右承諾ハ快ク與ヘラレタルガ故ニ、右承諾及協定ヲ基本條約中ニ挿入セラレタルト同一ノ拘束力及效力ヲ有スル樣追加條約ノ形式ヲ以テ錄スルコトニ決定セリ」と。本協約の內容及附屬關稅率表が本協約と同日附英清『通商規則ヲ包含スル協定』及其の附屬關稅率表、同月二十四日附佛清『關稅率

1) 米清『天津條約』を指す。
2) 同上『天津條約』第十五條に曰ふもの。

及通商規則』と殆ど同樣なること謂ふ迄もない。[1]

米清・『天津條約追加協定』(所謂『バーリンゲーム條約』)――一八六八年七月二十八日署名(表・米四)

第一條――淸國皇帝は他國民に對し貿易の目的を以て帝國の或地域に居住し又は或領水に到るの特權を許與したることは何等右土地及水域の主權を抛棄したるものに非ずとの意見を有するを以て(下略)。尙ほ淸國の或地域に於て或種の權利又は利益が淸國政府に依り貿易の目的の爲め合衆國民に許與せられ又は許與せらるゝとも、右許與は該地域內に於ける人及財產に關する淸國官憲の管轄權(right of jurisdiction)を奪ふものと解すべからず、但し條約に依り明かに抛棄せられたる權利は此の限りに非ず。

本協定は勿論所謂不平等條約の範疇に屬するものではないが、開市場に對する米淸兩國の解釋を識る上に於て見逃し能はぬ協定である。『バーリンゲーム(Burlingame)條約』として識らるゝ本協定は、十九世紀に於て示されたる米淸兩國親善關係の金字塔に他ならない。[2]

米淸・『通商及訴訟手續ニ關スル補足條約』――一八八〇年十一月十七日署名(表・米五)

第二條――淸國及合衆國政府は淸國民が合衆國に阿片を輸入することを許可せず。合衆國民が淸國に阿片を輸入し、一開港場より他開港場へ阿片を運送し、又は淸國に於て阿片を賣買することは、何れも之を許可せざることを相互に承認す。右絕對的禁止に付兩國は適當なる立法手段に依り之を强行すべし。且兩國民は本條に關し現存條約中の最惠國條款の利益を要求せざるものとす。

第三條――兩國は噸稅、輸出入稅、沿岸貿易稅に就き最惠國待遇を許與する旨互約す。

本條約第二條は米國が淸國に於て阿片貿易を營む意嚮を有せざる旨聲明したもの、英國の政策と對

1) 三者完全合致とは謂ひ難きも大異なし。
2) バーリンゲーム條約の政治的意義に就て、拙著『門戶開放機會均等主義』24―27頁。

蹠的の存在である。第三條による實益が米國にとり厚いことは言ふ迄もない。

米清・『通商關係擴張ニ關スル條約』——一九〇三年十月八日署名(表・米六)

第三條——合衆國民は清國開市場に於て居住し商工業及製造業を營み又其の他一切の適法なる職業に從事することを得。

第四條——一定條件の成就を見たる曉に釐金其の他の通過税制度を廢止すべきこと。右の補償として合衆國政府は現行暫定關税率以外に其の附加税(surtax on tariff rates)を清國が課し得ることに同意す、但し外國輸入品に對する特別附加税は義和團事變議定書の條件に從ひ徵收せらるべき輸入税の一倍半を超過せざること(卽ち米國政府は議定書所定の現實五分の輸入税と其の輸入税額の一倍半に當る特別附加税との賦課を承認せるものなり)、更に海外輸出の內國生產品に對し賦課せらるゝ輸出税を含む税の總額は如何なる場合にても從價七分五厘を超過せざること(卽ち輸出品に對する附加税は暫行輸出税の二分の一に當るものとなる)。本條は本條の規定と抵觸せざる他の税を賦課する清國固有權に何等干涉するところなきものとす。六箇月以上の猶豫を以て清國は其の實施し得る限り外國輸出關税を從價五分を超過せざる限度の從量税に改むるを得ること。清國內に於て製造せらるゝ機械製綿絲及織布に對する課税(生產税なる字句を使用せず、次項參照)を認むること。本條の全規定は締約國間に批准交換が行はれ且清國との條約國が是等規定を承認したる後其の實施日を協定すべきこと、等を規定す。

第五條——淸國に輸入せられたる貨物に對し合衆國民の支拂ふべき關税は本條約に附屬して本條約の一部を成せる税率表に據るべし。輸出入税率に關する最惠國待遇に就き規定す。

第六條——淸國開港場に於ける保税倉庫に關する規定。

第九條——商標の保護に關する雙務規定。

第十條——專賣特許の保護に關する雙務規定。尙ほ淸國政府は其の目的の爲めに特許局を設立すべき義務を負ふ。

第十一條――著作權の保護に關する雙務的規定。清國は登錄の日より十年間保護するの義務を有す。

第十二條――清國政府は本條約批准書交換後、盛京省內の奉天竝に安東縣を國際的居住及貿易の爲めに開放することに同意す。

第十三條――內國貨幣制度統一に關する淸國の義務に付規定す。

第十六條――合衆國政府は淸國政府がモルヒネ及其の注射器の淸國への輸入を禁止することに同意す、但し醫療の目的のものを除く。右禁止は一切の國よりの該輸入に一律に適用せらるゝものとす。

第十七條――合衆國淸國間諸條約の一切の條項にして一九〇〇年一月一日に於て有效なりしものは條約に依り修正せらるゝ限度を除き完全に其の效力を存續するものとす。又本條約所定の關稅率及條項は本條約批准書交換後十年の終に於て兩國共之が修正を要求するを得。本條約は批准書交換の日より起算して十年間有效とす、但し第一期十年の終了前に修正の要求なきときは第一期終了の日より更に十年間、以下同樣に逐次十年間、完全有效とす。

第一附屬書――合衆國民は既に條約に依り阿片の取引又は取扱を禁止せられたるが故に本條約に於ては阿片課稅に付何等言及せず。鹽の取引は淸國政府の專賣なるが故に本條約に於ては鹽課稅に付何等言及せず。

第二附屬書――義和團事變最終議定書に規定せらるゝ海關管理常關に關するもの。

第三附屬書――本條約第五條に規定せられたる輸入貨物關稅率表は義和團事變最終議定書に從ひ一九〇二年九月六日上海に於て合衆國及淸國代表間に署名せられたるものなり。

本條約は英淸一九〇二年『マッケー條約』、日淸一九〇三年『通商條約』（署名日は本條約と同日）と共に義和團事變後改訂せられたる淸國の三新通商條約の一である。本條約第四條は『マッケー條約』第八條と照應、同第十二條中奉天の開市は前顯日淸條約第十條の亦約定せる處である。尙ほ第四條に就ては右『マ

ッケー條約』該當項及次項を參看せられ度い。第九條は『マッケー條約』第七條と同一精神のもの、又第十條、十一條は夫々外國人の專賣特許權著作權に付中國の保護義務を規定せるもの[1]、斯の種條約規定の創設である。

米清・『課税ニ關スル交換公文』――一九〇三年九月二十四日及三十日附（表・米七）

本交換公文は前項條約の商議中に訂立せられたるものにして、該條約第四條中に曰ふ「本條ハ其ノ規定ト抵觸セザル他ノ税ヲ徴收スベキ清國固有權ニ何等干渉スルトコロナキモノトス」なる語句が、清國の消費税（銷場税）徴收權、通過税廢止の代償としての生産税（出廠税）等の徴收權を、米國に於て言外に是認したることを[2]表明せるものである。併しながら『マッケー條約』の項に述べた如く所謂裁釐加税の制度は條文に規定せる條件の不成就に依り遂に確立するに至らなかつた。

現　狀　一九二八年中に相續ける中國國民政府の外交的勝利は、米華兩國間關税條約を以て開幕したのであつた。同年（民國十七年）七月二十五日北平に於て國民政府、財政部長宋子文（Tse Vung Soong）、駐華米國公使マクマレー（J. V. A. MacMurray）間に署名せられたる米華『關税關係整理條約』（全文二箇條）（表・米八）第一條に依り關税に關する中國の國際不利益は撤廢せられた。同條に曰く『從來米華間ニ締結セラレ且現ニ效力ヲ有スル諸條約ニ掲ゲラレタル規定ニシテ中國ニ於ケル貨物ノ輸出入ニ對スル税、戻税、子口税（通過税）、船鈔（噸税）ノ税率ニ關スルモノハ之ヲ撤銷シ、國家關税完全

1)　後述第六章「治外法權」に於て論及する。
2)　米國は右兩種の税に關する用語を條約中に挿入することを拒否した。

自立ノ原則ヲ適用スベシ………』と。尚ほ米國は右原則の樹立と同時に內國民待遇及最惠國民待遇を留保(互約)(同第一條)せるも、一九三〇年日華關稅協定の成立に依り、今日に於ては關稅率自定權に關する限り中國(從て滿洲國)の完全自主が實現して居る。

第二節　佛國關係

佛清・『五口通商章程』或は『黃埔條約』――一八四四年十月二十四日署名(表・佛一)

第二條――佛國民及其の家族は廣東、廈門、福州、寧波、上海に於て何等の障礙及制限なく完全なる保障の下に旅行、居住及商業を營むことを得。佛國船舶は該港津に於て貿易を爲し滯在し且其の便宜(convenances)に從ひ各港津間を來往することを得。但し未開放港への入港及密貿易は之を禁止す。

第六條――五港に於て佛國商業に關し課せらるゝ輸出入稅は本條約附屬稅率表に據るべきこと、該稅率表の修正には佛國政府の十分にして完全なる同意を要すること、淸國側の片務的最惠國待遇等を規定す。

第七條――佛國商品は前項稅率表に據る海關稅、現行低減稅率に據る通過稅を支拂ふの外如何なる附加金をも課せらるゝことなし。

第八條――佛國民に依る密輸入及不正に陸揚げせられたる禁制品の沒收に關する規定。

第十一條――佛國船舶は其の欲するところの水先案內者と契約を爲すの權能を有す。

第十五條――大小佛船載貨の陸揚に際し課せらるゝ噸稅率(百五十噸及夫れ以上の船舶には每噸五錢、以下のものには每噸一錢)を規定す。佛國商人の賃借するジャンク船及其の他の淸國船舶には噸稅を課せらるゝことなし。

本條約は英清一八四二年『南京條約』、同上一八四三年『五港通商章程』、米清一八四四年『望厦條約』等と一體を爲す清國開國初期の條約である。本條約の特徴と認めらるゝ處は、關稅率の協定に就き特に嚴重なる用語を以て臨んで居る點であり、此意味に於て其の第六條は最も明確に清國稅權を束縛せるものと斷じ得る。

本條約附屬の『關稅定率表』は、次の小部分に就き英清間一八四三年の『關稅定率表』(卷末附錄)と異る。

輸出貨物に就ては兩者全く同じ。

輸入貨物中、相違箇處次の如し。

藥材類上等丁香(Girofles)の次に英國のに無き「中等丁香印度海等より來るもの每百觔一兩」を加へ下等丁香の稅率を每百觔二錢五分と引下ぐ(英國は同五錢)

上等下等洋參(Ginseng)の下に洋參は每百斤上等は二割下等は八割を含むものとして計算す(此但書は英國に無し)

棉花　米國の場合と同じ但書あり

洋生熟鉛の下に「白鉛は官商以外に賣給せず」を加へ其の稅率は每百觔二錢八分卽ち米國と同じ。

輸入禁制貨物として佛國は「阿片」を揭ぐ。

* 本項中に引揭せるもの丶外、瑞諸清・一八四七年『平和修好及通商條約』、白清・『一八四五年ノ協定』

佛清・『天津條約』――一八五八年六月二十七日署名(表・佛二)

第六條 ― 經驗に依れば外國貿易に對して新に港津を開くことは時代の要求の一なること立證せられたるにより、廣東省に於ける瓊州(Kiung-Tchau)及潮州[1]、福建省に於ける臺灣島(dans l'île de Formose)の臺灣(Taïwan)[2]及淡水、山東

1) 汕頭。
2) 安平を含む現今の臺南。

省に於ける登州、江南省に於ける南京の六港津は原約五港津と同一の特權を享有すべきことを約す。

第七條――佛國民及其の家族は前條海岸及河岸に所在する淸國港津並に都市に於て、完全なる保障の下に何等の障礙なく旅行、居住し及商工業に從事することを得。旅劵所持の佛國民は前記各地點を巡行することを得。密貿易に關係せる船舶及貨物は之を沒收す。

第九條――現在實施せられ若は將來實施せらるべき稅率、並に海關稅、噸稅、輸出入稅に對する修正に付き佛國は最惠國待遇を享有す。

第十條――佛國民は滯在期間の長短を問はず本條約第六條に規定する開港場に於て、其の商品を置くが爲めに家屋及店舖を賃借し、又は土地を賃借して自ら家屋及店舖を建設することを得、其の家屋の數及土地の面積は權利者の必要及便宜に依りて定めらるべく制限せらるゝことなし。

第十四條――爾今淸國に於て如何なる特權ある商事會社(Aucune société de commerce privilégiée)も設立せらるゝことを得ず、商業に對する獨占(monopole sur le commerce)の實施を目的とする一切の聯合(toute coalition organisée)に付亦同じ。本條に違背するとき淸國官憲は佛國領事若は領事代理の意見(représentations)に依り斯の種組合(semblables associations)を解散せしむる方法を講ずることに注意すべし、尙ほ淸國官憲は自由競爭を阻害すべき一切の事項を除去する爲め豫め禁令を以て該組合存立の防止に努むべきものとす〔將來中國不可另有別人聯情結行包攬貿易倘有違例領事官知會中國設法驅除中國官宜先行禁止免敗任便往來交易之誼〕。

第十五條――佛國船舶は開港場出入に際し其の欲する處の水先案內者(tel pilote qui lui conviendra)と契約を爲す權能を有す。佛國船舶の爲めに水先案內の職業を營まんとする者は佛國領事に依り佛國民に對して實施すると同樣の方法を以て指定せらるべきものとす。水先案內者〔引水人〕に對する報酬は各港津別に佛國領事官より之を適當に定むべし。

第二十一條――佛國民の納付する關稅は地金(銀塊)若は外國硬貨幣を以て之を爲すことを得るも、紋銀(argent *sycé*) と

の比率は時、所及事情に從ひ各港津に於て佛國領事官及海關長の協議に依りて決定せらるべきものとす。

第二十二條――大小佛國商船に課せらるゝ噸稅率(百五十噸以上のものは毎噸五錢(二分の一兩)、以下のものは毎噸一錢(十分の一兩)―次々項參照)の決定。船客、手荷物、文書、燃料及一般免稅品の輸送に使用せらるゝ佛國船舶は噸稅を免除せらる。佛國商人は常に噸稅を課せらるゝことなくしてジヤンク船及其の他淸國船舶を賃借するを得る旨の規定。

第二十三條――輸入稅支拂濟の佛國貨物は現行稅率に依る通過稅以外何等の附加金をも課せらるゝことなくして淸國商人に依り國內に搬入せらるべし。

第二十七條――淸國に於て佛國商業に關し課せらるゝ輸出入稅は本條約附屬稅率に據り、且如何なる課金又は附加稅をも增徵せらるゝことなき旨、竝に今後此稅率表に對する修正には佛國政府の完全なる同意を要すること、佛國人は淸國に於て最惠國待遇を無條件享有すること等を規定す。

本條約は其の成立事情の然らしめる處により、前日に署名せられた英淸兩國間『天津條約』と大體同一內容を有するものであるが、先づ用語上より兩條約を比較すれば其の間相當の差異が認められる。

例之、本條約第十五條に規定する水先案內者に就て觀れば、英淸條約第三十五條に於ては單に「英國商船ハ……水先案內者ヲ雇フノ自由ヲ有ス」(Any British merchant vessel......shall be at liberty to engage the services of a Pilot)とあるに對し、「其ノ欲スル處ノ水先案內者」云々となつて居り、英淸條約より以上淸國側を拘束する處がある。一八六八年十一月總稅務司は列國公使の同意を經て『水先案內總則』(General Pilotage Regulations)[1]を制定し、各海關は此總則に基き各地の

1) 第五章第一節列國共同關係の項に出づ。

事情に卽する細則を設け得ることゝなつた。而して該總則に據れば、各國人は海關の認可を經て水先案內者たることを得るのであつて、別言すれば海關は此處に水先案內業者に對して亦取締を爲す權限を掌握したのであり、此意味に於て「水先案內者」の項目を所謂不平等條約の一と看做すことが出來る。前記本條約第十五條等が斯る『水先案內總則』に對し其の條約的根據として援用され得ることは勿論である。次に本條約第二十一條は英淸條約第三十三條と對應するものであるが、紋銀との換算方法に付兩者間に相違が認められる。本條約第二十二條の噸稅率「百五十噸以上每噸五錢」は明かに條約締約者(佛國側)の過失であつて、嚮に一八四三年の英淸『五港通商章程』を以て協定せる「每噸五錢」が、本條約の前日に署名を了せる英淸『天津條約』第二十九條に於て、「百五十噸以上每噸四錢」と改訂されるに至つたことを看過した——英佛兩國が『天津條約』に就き十分なる連絡を執りつゝあつたことは勿論であるから、或は看過でない迄も誤記したには相違ない——結果と察せられる。されば一八六〇年の佛淸『北京條約』第十條に於て、右が「錯誤」(erreur)であることを認めて居る。[1] 兎も角、斯る條約締結者の過失は珍らしい出來事と謂はねばならぬ。尙ほ同二十二條後段に曰ふ船客等の輸送に當る噸稅免除の佛國船舶とは、單に開港場內に於て使用せらるゝものと解すべきである。[2]

次に第七條は淸國に於ける佛國民の商工業從事權をも認めて居る譯であるが、[3] 佛文テキストは之を

1) 後出當該項を看よ。
2) 英淸『天津條約』第三十一條參照。
3) 英淸『天津條約』に該當項なし。

"……se livrer au commerce ou à leur industrie" と爲すに對し、漢文テキストは「貿易工作」と爲し、industrie を工作と譯したのである。於茲、後に清國側は之を以て手工業に限るものと主張し工場工業を意味せずとの見解を固執するの擧に出でた。勿論本條約は條約解釋の準據文を佛蘭西語と定むる規定を具備して居た爲め(第三條)、形式上何等論爭を起すべき筋合ではなかつたが、事實問題として此佛清兩國方面の紛議は日清一八九五年『講和條約』第六條の出現まで解決を見なかつたのである。最後に第十四條も英清『天津條約』に該當項無く全く佛國側の創意による條項であり、佛國通商を側面より擁護する爲め清國に於ける事業の獨占を排除し以て商業上の自由競爭を得しめることを目的としたものである。佛國文テキストとの間に可成り懸隔のある清國文に就て觀るも、本條が「貿易の包攬」を禁じた條項であるのは明かである。併しながら事實に徴するに、本條が文面通りの實效力を發揮したとは解されない。

＊佛清・一八五八年『關稅率及通商規則』、英清・同年『天津條約』、米清・同年『天津條約』、露清・同年『天津條約』

佛清・『關稅率及通商規則』——一八五八年十一月二十四日署名(表・佛三)

關稅定率表——(省略)

第一規則——稅率表に揭げられざる貨物に對する稅に付規定。

第二規則——免稅貨物に關する規定。

以下第十規則まで玆に略す。

追加規則――本税率は時の經過に依る價格の變動と調和せしめんが爲め十年毎に之を修正し得ることを約定す。

本『關税率及通商規則』は佛清『天津條約』中に挿入せられたると同一の效力及價値を有する旨約定されて居る(preamble)。　即ち同年十一月八日附英清『通商規則ヲ包含スル協定』の後塵を拜したもので、其の關税定率表は固より通商に關する第一規則乃至第十規則は該英清間の通商規則と殆ど同樣である(文言は完全合致せざるも大異なし)。從て解說は該英清間の箇處に之を讓る。但し右税率の修正に關する追加規則は佛清間のみに協定せられた條項であるが、勿論此條項は爾後義和團事變に伴ふ協定税率の出現を迎へる迄發動せられなかつた。

＊佛清・一八五八年『天津條約』、英清・同年『通商規則ヲ包含スル協定』、米清・同年『通商取締ニ關スル協約』

佛清・『天津條約追加講和條約』(所謂『北京條約』)――一八六〇年十月二十五日署名(表・佛四)

第七條――直隷省天津の都市及港を本條約署名の日以後外國貿易の爲めに開放す。

第十條――兩國は錯誤(erreur)に依り佛清天津條約に於て五百噸以上の船舶に對して一噸に付五錢(マース)と定められ、且一八五八年に英清兩國間竝に米清兩國間に署名せられたる條約に於て四錢(マース)と定められたる噸税に付ては、佛國に對し最惠國待遇に關する明白なる請求權を付與する天津條約第二十七條末段を援用することなく、該噸税額が一噸に付四錢(マース)を超ゆべからざることを約定す。

本條約は同年同月二十四日附英清『北京條約』と一體を爲すもの、英清條約と同樣、清國に八百萬兩の償金を課し同時に海關收入より之を支出せしむることゝ約定したのである(第四條)。　第七條は英清

條約第四條に同じく、第十條は一八五八年の『天津條約』第二十二條に對する修正である。

* 佛淸・一八五八年『天津條約』、英淸・一八六〇年『北京續約』

佛淸・『天津條約第二十二條ノ修正ニ關スル覺書』——一八六五年八月二十日署名（表・佛五）

條項——百五十噸以上の船舶に對しては每噸四錢、百五十噸以下のものには每噸一錢とす。

本覺書の目的とする處は既に一八六〇年の『北京條約』第十條（前項）を以て協定濟であり、屋上屋を重ねる無用の約定と評さゞるを得ない。本覺書は淸國總理衙門大臣恭親王奕訢と駐淸佛國代理公使ドゥ・ベロネ(de Bellonet)との間に交換せられたものである。

* 佛淸・一八五八年『天津條約』

佛淸・『修好通商平和條約』（所謂『李・パトノートル條約』）——一八八五年六月九日署名（表・佛六）

第五條——輸出及輸入の通商は淸國及東京(Tonkin)〔華文テキストは北圻とす〕[1]間陸路境界に依り佛國民若は佛國保護民[2]及淸國民間に許容せらるべし。但し該通路を許さるゝ地點は後日協定すべきも、是等の中二箇所は一は老開（Lao-Kai）〔華文テキストは保勝とす〕[3]の上流に、他は諒山（Lang-Son）[4]より前方の淸國々境上に之を指定すべきものとす。佛國民は外國通商に對する開港場に於けると同一の條件、便宜を以て該地點に居所を定むることを得、該地點に淸國政府は稅關を設置し佛國政府は領事を駐在せしむることを得。

第六條——本條約附屬の特別規則に依り、東京及雲南廣西廣東の淸國諸省間に於て陸路に依り通商を行ふべき條件を確定すべし。該通商の目的物たる貨物は東京及雲南廣西兩省に於ける出入に際し外國通商に關する現行稅率以下の稅を課せらるべきものとす、但し此低減稅率は東京及廣東間の陸境貿易竝に開放港に於ける貿易に之を適用するものに非ず。各

1) 印度支那（安南）の北部を北圻、南部を南圻と爲す。圻は元來境域の義。
2) 安南人を指す。
3) 雲南省境に近き安南の都邑。
4) 廣西省境に近き安南の都邑。

種武器、糧食、彈藥の取引は各締約國版圖内に於て發布せる法律及規程の定むる處に依る。阿片の輸出入に關しては通商規則に定めらるべき特別規定に依る。清國及安南國間の海上通商に關しては均しく特別規則の定むる處に依る。

第八條　本條約中通商條項は本條約批准交換後滿十年の後之を修正することを得、然れども期限六箇月前に兩國が修正に付希望を發表せざるときは通商條項は更に十年間有效とし、以下之に準ずべきものとす。

第十條　兩國間に於ける舊條約協定の條款にして本條約に依り變更せられざるものは爾後十分の效力を有すべし。

佛國の安南(印度支那)經營は條約上、一七八七年十一月二十八日の『ヴェルサイユ條約』[1]に依りナポレオン三世が、交趾支那國内亂鎮定の爲め同國王 Ngouyen Anh に其の兵力を貸與し、交換條件として Pulo-Condor 島の領有權と Hoi-Nan 卽ち Touran 島の共有權とを獲た時を以て、始まる。爾後、一八六二年六月五日附『佛蘭西國及西班牙國竝ニ安南王國間講和及修好條約』(西貢に於て署名)、一八七四年三月十五日附『佛國及安南王國間講和及同盟條約』(同上)、同年八月三十一日附『佛國及安南王國間通商條約』(同上)、同年十一月二十三日附『佛安通商條約附屬協定』等を經て、佛國は共和政體下に於ても着々印度支那經略の步を進め、其の間諸處に於て領土の割讓を受け通商上亦幾多の特權を獲得するに至つたが、是等は何れも佛國の安南經營史の範圍に屬するを以て此處には省略する。次で一八八三年安南黑旗兵の亂を中心に佛清兩國兵の印度支那に於ける交戰あり、翌一八八四年五月十一日の『天津假協約』(通稱『李(鴻章)・Fournier Convention』)(表・佛七)は兩國の國交恢復を約し、其の第三條に於て佛國は安南貿易に於ける特殊利益を原則的に獲得したが(註)、翌一八八五年の本『李鴻章・パトノートル(Pate-

1) Traité d'alliance offensive et défensive conclu à Versailles entre le France et la Cochinchine.

nôtre)條約』に依り兩國は更に對安南通商關係の正式樹立を協定するに至つた。[1] 併しながら『天津假協約』署名後同一八八四年六月六日附、佛國は安南王國との間に『安南國ニ對スル佛國保護權設定ニ關スル條約』(表・佛八) を締約し、茲に多年清國の藩屬と認められ來つた安南は擧げて佛國の保護下に置かれることゝなつた(安南の中既に佛國の領有に歸した部分のあることは謂ふ迄もない)。斯くて本『李・パトノートル條約』に於て、清國は「佛國ノ企テタル平和ノ事業ヲ危殆ナラシムルガ如キ何等ノ措置ヲモ爲サズ、現在及將來ニ於テ佛國及安南國間ニ直接交渉シ若クハ交渉セントスル條約、協約及取極ヲ尊重スベキコト」を誓約し(第二條)、安南に對する佛國の保護權を承認したのである。

尙ほ本條約第六條の規定に依り、東京及清國南部諸省間に實施せらるゝ通商に關する諸條件を協定せんが爲めに新訂せられたものが、卽ち次項條約である。

註――第三條に曰く「本條約の商議に於ける淸國の交讓的態度を諒し李閣下の愛國的なる聰明(sagesse patriotique)を尊重するが爲め、佛國は淸國に對し損害賠償の要求を放棄す。之に對して淸國は東京と接境する南部國境の全廣袤に亙り、一方に於ては佛國安南國間他方に於ては佛國淸國間に於ける商品取引の自由を許容し、通商條約を締結し、淸國交涉委員の側に於ける最も交讓的なる精神(esprit le plus conciliant)竝に佛國商業に對し出來得る限り利益ある條件を以て、關稅を規定すべきことを約定す」。

* 佛清・一八八六年『安南通商條約』

佛清・『安南通商條約』(通稱『コゴルダン條約』)――一八八六年四月二十五日署名(表・佛九)

1) 『天津假協約』と『李・パトノートル條約』との間に一八八五年四月四日附 "Protocol of Paris" がある。

第一條——兩締約國は一八八五年六月九日附條約第五條に依り、現在諒山(Lang-Son)以北、及び老開(Lao-Kai)(保勝)上流の二地方を開市場とするの必要あることを議定す。淸國は此兩地に稅關を設け佛國は此兩地に領事を置くべし。

第六條——(**輸入稅**)淸國國境に於ける開市場地帶(les localités ouvertes au commerce)(本條約第一條に於て、開市場地帶とは諒山以北及び老開上流の二地方を指するものと定めらる)內に於て、佛國商人若は佛國保護民(安南人を指す)の輸入せる貨物は輸入稅を支拂ひたる後、佛淸『天津條約』附屬通商規則第七及輸入貨物通過に關する海關稅一般規定に依りて定められたる條件[1]に依り、稅關に通過稅を支拂ひて、之を淸國市場內に輸送するを得。外國貨物が是等地帶內に輸入せられたるときは淸國海關一般稅率より五分の一を低減したる稅率に據り輸入稅を支拂ふべく且稅率表に記載せられざる貨物には百分の五の從價稅を課せらるべし。

第七條——(**輸出稅**)淸國市場に於て佛國民若は佛國保護民の購買せる貨物は輸出貨物通過に關する佛淸『天津條約』附屬通商規則第七に規定せらるゝ條件[2]に依り、東京に輸出するが爲め國境開市場まで之を輸送するを得。此場合稅關に該通過稅を支拂ひ次に一般海關稅率より三分の一を減じたる輸出稅を支拂ふことにより該貨物を國外に、或は國境を超えて輸送するを得。尙ほ稅率表に記載せられざる貨物に關しては從價五分稅の支拂を以て同一に取扱ふことを得。佛國民及佛國保護民にして雲南省及廣西省の國境稅關に依り貨物の輸出入を爲す者、及淸國民にして東京と貨物の輸出入を爲す者は其の馬車及駄獸に關し一切の通行稅を支拂はざるものとす。國境を貫流する可航水路上に於ける兩締約國船舶は兩國關稅規則に從ひ噸稅を課せらるべし。本條及前條の規定に關し若し淸國及第三國間に淸國南西國境に於ける陸路通商に關し共同の協定に依り新關稅率の設定せられたるときは佛國亦その適用を受くべし。

第八條——淸國國境稅關に一旦輸入稅を納付せる販賣せられざる外國貨物の他淸國國境稅關への再輸送、並に該外國貨物の淸國開港場への再輸出に關する規定。

第九條——淸國貨物にして國境稅關の一に付き通過稅及輸出稅を納入したる後販賣の爲め爾他の國境稅關に向て再輸送せ

1) 一般貨物は輸入稅の半額、免稅貨物は從價稅率百分ノ二半の通過稅。
2) 輸出稅の半額の通過稅。

らるべきものは第二の税關に於て再輸入税として既納輸出税の半額を課せらるゝに過ぎず。該淸國貨物が淸國開港場へ輸送せらるゝときは外國貨物と同樣に取扱はるべく新たに輸入税全額を納付せざるべからず。淸國港津より安南國港津に向け輸出せらるゝ淸國貨物にして陸境に輸送せられ次で淸國版圖內に入るべきものは外國貨物と同樣に取扱はれ輸入税通過税を納付せざるべからず。

第十一條――陸境に依り東京に輸入せらるゝ淸國原產の生產物は佛安税率(tarif franco-annamite)に從ひ輸入税を支拂ふべし、但し東京を出づるに際しては何等輸出税の支拂を要せず、佛國が東京に於て定むる新税率は之を淸國に通告す。東京に於て內國產の貨物に對し消費税・間接税若は保障税を定むるときは、淸國の同種生產物も亦其の輸入に際し之に相當する税金を支拂ふべきものとす。

第十二條――淸國貨物にして淸國に輸出せらるゝが爲め東京を通じて兩國境税關(前述諒山以北、老開上流の二地方に設けらるゝ淸國税關を謂ふ)の一に依り他方の國境税關若は安南國港津に向け輸送せらるゝものに對して課せらるべき特別通過税の税率(價格百分の二を超過せざる)を決定、又東京を通じて淸國國境税關に達するが爲め安南國港津に向け淸國港津より發送せらるべき淸國貨物に對しては安南國に於て同一の規則及同一の通過税を適用すべし。

第十三條――左記貨物は眞に外國より來り外國人の日用に充てられ且其の數量にして適當なるときは、淸國は之が出入に對し國境自由通過を許容すべし。

金銀塊、外國硬貨幣、粉・玉蜀黍粉・沙穀・澱粉、乾麵麭、肉類及野菜罐詰、乾酪・牛酪・糖菓、外國衣服、寶石、銀器、香料、各種石鹼、木炭、薪、西洋蠟燭及外國蠟燭、煙草、葡萄酒・麥酒・酒精飮料、家庭用物品、船舶材料、私人用行李、紙類、室內裝飾品、刄物、賣藥及外國藥品、硝子器。

但し該品目中免税品たる金、銀、硬貨幣及行李を除き該貨物が淸國內に輸送せらるゝ際は從價二分五厘の通過税を支拂ふべきものとす。

第十四條――兩締約國は發送地の如何を問はず一方東京、他方雲南、廣西及廣東間の陸境による阿片の賣買及輸送を禁止すべきことを約す。

第十五條――米及穀物の輸出は清國に於ては之を禁止す、右貨物の輸入は清國に於ては之を免稅す。左の貨物の一般商人による輸入は清國に於ては之を禁止す。

火藥、彈丸、小銃及大砲、大砲彈藥、硫黃、鉛、亞鉛、武器、鹽、不道德なる刊行物。

東京に於ける武器、火藥及不道德なる刊行物の輸入も亦之を禁止す。

第十八條――本條約は一八八五年六月九日の條約(前項)第八條の規定に依り批准書交換十年後に之を修正することを得。

本條約は署名首席佛國全權[1]の名を採り俗に『コゴルダン條約』とも稱される。佛國の對安南貿易の基調を樹立せる約定は、本條約、次項條約、次々項條約の三者より成るが、記述の便宜上次々項末に之を一括解說する。

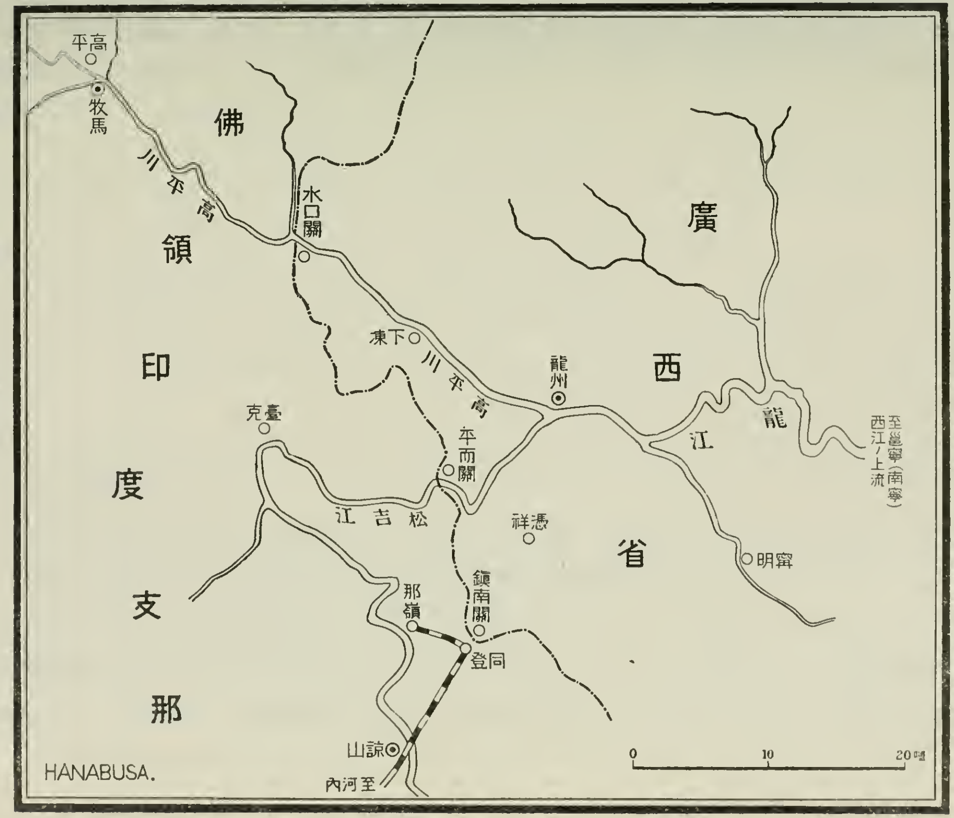
佛清・『安南追加通商條約』(通稱『コンスタン條約』)――一八八七年六月二十六日署名(表・佛一〇)

第二條――一八八六年四月二十五日附條約(前出)第一條の實施に當り、兩締約國は廣西省龍州(Long-Tcheou)[2]及雲南省蒙自(Mong-Tseu)[3]の兩都邑が佛安通商に對し開放せらるべきことを約定す。又老開水路上蒙自附近の蠻耗(Manhao)[4]も亦龍州及蒙自と等しく、開市場たるべく、佛國は蒙自に領事官を駐在せしむる權利を有すべし。

第三條――(**輸出入稅**)清國及東京間の通商を最も迅速に發達せしめんが爲め一八八六年四月二十五日附條約(前出)第六條及七條に定むる輸入稅及輸出稅を一時左の如く變更す。開市場に依り清國に輸入せらるゝ外國貨物に對しては海關一般稅率より其の十分の三を低減したる輸入稅を、又東京に於て輸出せらるゝ清國貨物に對しては海關一般稅率より其の十分

1) 全權公使・外務省政務次官・駐清特派使節 (François-George Cogordan)。
2) 安南の諒山より鎭南關を經て該地に達す、龍州は廣西省舊鎭南道の都邑。
3) 安南の老開より河口を經て該地に達す、蒙自は雲南省舊蒙自道の都邑。
4) 安南の老開と該地とは富良江(卽ち紅河・Red River)により結ばる。

松吉江・高平川流域



平高
牧馬
川平高
佛
領
印
度
支
那
水口關
凍下
川平高
龍州
西
廣
克臺
平而關
江吉松
祥憑
省
江
龍
至邕寧(南寧)
西江ノ上流
明寧
那嶺
鎮南關
登同
山諒
內河至
0
10
20哩
HANABUSA.

の四を低減したる輸出税を夫々課すべきものとす。

第四條――淸國原產の生產品にして一八八六年四月二十五日附條約第十一條第一項に依り輸入税を納入し、且つ東京を通じて安南國港津に向て輸送せらるゝものが淸國以外の國に仕向けらるゝときは、該港津を出づるに際し佛安税關税率の定むる輸出税を課せらるべきものとす。

第五條――淸國政府は一擔(picul)若は百淸國斤に付二十兩の輸出税を徵收して東京原產阿片[1]の陸境に依る輸出を許可す。佛國民若は佛國保護民は龍州、蒙自、蠻耗に於ける外阿片を購買することを得ず。內國商人の支拂ふべき釐金税及入市税(droits de Likin et de barrières)は一擔に付二十兩を超ゆるを得ざるものとす。

第六條――佛國及安南船舶は軍艦を除き、及軍隊、武器若は火藥の輸送に用ひらるゝものを除き、諒山より牧馬（Cao-Bang)[2]に、又之が反對の徑路に、且つ諒山及龍州間、竝に龍州及牧馬間を結ぶ諸川即ち松吉江(Song-Ki-Kong)及高平川を經て囘航することを得[3]。是等船舶は各航行每に一噸に付百分ノ五兩[4]の噸税を課せらる、但し其の載貨は如何なる税をも課せらるゝことなきものとす(……mais les marchandises composant le chargement n'auront à acquitter aucun droit)〔惟船內所載貨物一概免税〕。淸國向貨物は本條右項に定むる河川竝に陸路及就中諒山より龍州に至る官道に依り之を輸送することを得。

第七條――將來淸國及淸帝國の南部竝に南西部に位する諸國(安南諸國、暹羅、緬甸を指す)間に約定成立し政治通商關係を定めたる場合、佛國も亦一切の最惠國待遇を無償無條件を以て享受すべし。

第九條――本追加條約は一八八六年四月二十五日附條約中に挿入せられたるものと認む。

本條約は佛國側署名者(駐淸特派使節 Ernest Constans)の名に因み一般に『コンスタン條約』として識られて居る。安南貿易の根幹たる前項條約、本條約及次項條約の三者に就ては、記述の便宜上次項末に於て取纏め言及する。

1) 雲南廣西兩省の東京接壤地に於て生產される阿片を指す。
2) Cao-Bang は牧馬(Muma)の別名があり、安南 Cao-Bang province の首邑。牧馬の東北郊に高平(Cao-Binh)の小邑あり。通常 Cao-Bangを高平と誤用して居る、注意を要する。
3) 附圖參看。
4) 即ち五分、一錢の半。

* 英清・一八九四年『一八八六年七月二十四日ノ緬甸及西藏ニ關スル條約第三條ヲ實施スル條約』

佛清・『一八八七年六月二十六日ノ安南追加通商條約ノ補足條約』(『ヂェラール條約』)――一八九五年六月二十日署名(表・佛一二)

第二條――一八八七年六月二十六日の條約(前出)第二條を次の如く修正す。安南貿易の爲めに廣西省に於ける龍州、雲南省に於ける蒙自を開くことを約定す。尙ほ通商に開かるゝ一地點は老開(保勝)より蒙自に至る水路に在りては蠻耗に非ずして河口(Ho-K'eou)[1]とし、佛國は河口に蒙自駐在領事の屬員一名を置くの權利を有すべく、同時に淸國は該地に稅關吏一名を置くべきことを約す。

第三條――雲南省に於ける思茅(Sse-Mao)[2]は安南貿易の爲めに之を開放す、佛國は該地に領事を、淸國は該地に稅關吏を置くべし。佛國民及佛國保護民は該地に居住することを得。淸國に仕向けらるゝ貨物は諸河川殊に羅梭(Lo-so)[3]河及び湄江(Mékong)[4]に由ることを得、且陸路殊に猛烈(Mong-lé)又は倚邦(I-pang)に通ずる淸國官道に依りて思茅及び普洱(P'ou-eul)[5]に之を運搬することを得、其の貨物に關する稅金は思茅に於て之を支拂ふべし。

第四條――一八八六年四月二十五日の條約(既掲)第九條は次の如く修正す、(第一)淸國の貨物にして國境貿易の爲めに開放せられたる龍州(Long-Tcheou)〔廣西省〕、蒙自(Mong-Tseu)、思茅(Sse-Mao)、河口(Ho-K'eou)〔以上雲南省〕の四市中の何れか一より他へ通過するものは安南國を經由するに當り十分の四を減じたる輸出稅を支拂ふべく、該貨物にして他の市邑に輸送せらるゝときは輸入稅の支拂を免除せらるべし。(第二)前記四地方より通商の爲めに開かれたる淸國沿海又は沿河の地點に輸送せらるゝ淸國貨物は國境より搬出せらるゝに當り十分の四を減じたる輸出稅を支拂ふべく、該貨物にして通商の爲めに開かれたる沿海又は沿河の一地點に到る時は是等通商開市場に於ける同種の一切の貨物に對する一般規則に從ひて再輸入稅の二分の一を支拂ふべし。(第三)前記四地方に向けて發送せられ安南國を通じて淸國開

1) 蠻耗より下流にして東京雲南の境界に近接の地。
2) 舊普洱道に屬する大都邑。
3) Mékong 河の上流にして瀾滄江の支流雲南省西南部を流る。
4) 交趾支那より海に入る印度支那半島を流るゝ大河。
5) 雲南省西南部舊普洱道に屬する地、別名寧洱。

市場に輸送せらるべき淸國貨物は其の搬出に當りて稅金全額を支拂ふべく、該貨物にして國境稅關の一に到るときは其の搬入に當り十分の四を減ずるの例に基きて再輸入稅の二分の一を支拂ふべし。(第四)前記の淸國貨物は輸出品として稅關を通過する以前に於て、又は再輸入品として稅關を通過したる後に於ては淸國產貨物に關する規則に從ふべし。

第五條――鐵道は其の既存のものたると安南國に於て計畫中のものたるとを問はず、兩國の了解の後確定すべき條件を以て淸國領土に至る迄延長すべきことを協定す。[1]

第七條――本條約に含まるゝ通商規定は特殊性質のものなるにより其の結果たる利益は、佛淸兩國民及其の保護民に依り以上決定せられたる國境の地點、河川及陸路に於てのみ主張せらるべきものとす。

第八條――以上諸規定は一八八七年六月二十六日附追加條約の本文中に挿入せられたると同樣に實施せらるべきものとす

本條約は便宜上茲に佛國側署名者[2]の名を冠し『ヂェラール條約』と呼ぶ。安南貿易の大本に就き佛淸兩國間に協定せられたのが、前々項『コゴルダン條約』、前項『コンスタン條約』及本『ヂェラール條約』の三者であることは之を前言した。三條約は既揭條項に明かなる如く改訂に改訂を重ねられたるもの、是等に依り安南陸境特惠貿易に對する確定的樣相を求むれば以下の通りとなる。

〔安南陸境特惠貿易〕安南戰爭の結果として、佛國は淸國より賠償金を獲る代りに通商上安南陸境に於ける特惠を約せしめた。尤も淸國陸境の特惠通商に關する條約上の濫觴は一八六二年三月四日附露淸『陸路通商條約』に之を求むることが出來るが、佛國が安南國境に於て獲たる特惠と、滿洲に於けるものとの間には可成りの相違があつた。

輸出入稅――安南陸境特惠に關する最終的協定たる輸入稅三割減・輸出稅四割減と云ふ『コンスタン

1) 一八九七年二月英淸條約第十二條の解說を看よ。
2) 駐淸公使 Auguste Gérard.

條約』第三條の規定は、爾後英國により、其の緬甸雲南國境通商に之が均霑を要求されるに至つたものであり（一八九四年三月一日附英淸條約第九條）、この英佛兩國の獲たる中國南方國境特惠は、後一九〇二年に一般海關輸入稅率に改訂が行はれたに拘らず、依然一八五八年の天津條約稅率を基礎として算定されて居た。(註)[1] 而して斯る南方陸境特惠は、北方陸境就中日本の間島通商に比し所謂國境通商（Frontier Trade）上多年に亙り格段の不當利益を收むるものであつたが、終に一九一九年八月一日の改訂輸入稅率實施の日より南北各陸境を通じて一律に該稅率を適用し且之に所定の輕減を與ふること丶主要關係國間に協定され、此時漸く陸境特惠上に機會均等主義が齎らされたのであつた。[2] 尙ほ『コゴルダン條約』第六條は稅率表に揭げられざる貨物には五分の從價稅を課する旨を協定して居たが、この點は一般滿洲の減稅が總ての輸出入貨物に適用せられたのと違つて居た。

通過稅――『コゴルダン條約』第六、七條は通常貨物に對する通過稅を輸入、輸出稅の夫々半額と協定して居り、此點一般滿洲に於ける通過稅が減稅率の半額であつたのと異なる。

噸稅――『コンスタン條約』第六條に規定する松吉江、高平川に於ける低額噸稅は、一般協定噸稅の例外の一を爲すものであつた。

開市場――『コンスタン條約』第二條に依り廣西省龍州、雲南省蒙自が、『デュラール條約』第二、三條に依り雲南省河口、同省思茅が、何れも開市場と協定せられた。尙ほ一八八七年六月二十三日

1) 從量稅品は天津條約以來六十年間に於ける物價の自然的騰貴に依り實際上稅率の著しき低落を招來した。從て此南方特惠關稅は從量稅品の場合稅率從價一、二分と云ふ實徵額に過ぎなかつたに相違ない。

2) 第五章第一節列國共同關係『一九一九年支那改訂輸入稅率竝附屬規程』の項末註を看よ。

(光緒十三年五月三日)附を以て佛使コンスタンは總理衙門諸大臣との間に書簡を交換し、「是等陸路開市場には上海港及其の他開港場に於けるが如く租界(concession)を設立せざる」旨(第三項)を約した。

鐵道及水路通商――滇越鐵道(所謂雲南鐵道)を經由する貨物に對しては、後述一九〇三年『雲南鐵道ノ敷設及經營ニ關スル協定』第二十一條に曰ふ如く、一般海關稅率が適用されることになつて居た。水路に就ては、(一)老開(安南)と河口、蠻耗(以上雲南)の地とを通水する紅河(富良江)、(二)諒山、臺克(以上安南)、平而關(國境)、龍州(廣西)、水口關(國境)、高平(安南)を一水に繋ぐ河川[1]、以上の二者が問題となるのであるが、前者による通商は條約上別段の規定なきを以て陸路と同樣に取扱はれたものと解すべく、後者による通商は『コンスタン條約』第六條に載貨は無稅と規定されて居た。

以上の如く安南國境には特惠關稅が存し、又種々通過貿易規程が備はつて居たに拘らず、其の陸路通商が滿洲に比し不振であつたのは、固より交通機關の不備竝に地理的僻遠性にも因つたが、畢竟佛領東京に於ける苛酷なる保護關稅政策に禍され、爲めに例へば通過貿易の如きものを殆ど禁ずるに近からしめたからである。

＊佛華・一九二八年『關稅條約』、同・一九三〇年『安南及中國邊界諸省ニ關スル關係ヲ規定スル特別協定』

註――一九〇一年十一月蒙自關に於ては『義和團事變ニ關スル最終議定書』第六條戊項(一)に依り從價五分を基礎として減

1) 210―11頁間の附圖を參看。

稅し又從來の免稅品の多數に對して課稅した。然るに佛國政府は條約に依り陸路の輸入品には右第六條戊項の規定を適用するを許さずと抗議し、爲めに海關は既に徵收せる稅金の差額を拂戻し爾來一八五八年の稅率に從ふこと、なつた事件がある(高柳『支那關稅制度論』三五四頁參照)。

佛清・『一八九五年六月二十日ノ追加通商條約ノ補足條約及一八九六年六月五日ノ鐵道契約規定說明ニ關スル同文覺書』——一八九七年六月十二日附交換(表・佛一二)

條項　(一)フイヴ・リル商會(Compagnie de Fives-Lille)が Dong-Dang 及龍州間鐵道[1]の完成に成功したる時は、該商會は右路線を南寧(Nan-Ning)及び百色(Pe-Se)[2]の方向に延長することを必然的に要求すべし。(二)略。(三)淸國は紅河(Fleuve Rouge, Red-River)[3]上流の航行可能なる狀態を改良する爲め工事を企畫すべく、又通商の利益の爲め河口と蠻耗及び蒙自との間の通路を省首都(雲南即ち昆明)に到る沿途の勾配を緩くし且之を開拓すべきものとす。淸國安南境界と省首都との間を聯絡する鐵道を建設する爲め權利を讓渡すべきことを約す、但し淸國は其の調査及實施を漸次行ふべきものとす。

佛清・『東京及雲南府間鐵道、廣州灣租借、及郵便業務ニ佛國人參加ニ關スル交換公文』——一八九八年四月九日及十日附(表・佛一三)

條項　(一)淸國政府は、佛國政府又は其の指定する佛國會社に、東京の國境上より雲南府に至る鐵道敷設の權利を許與す。(二)廣州灣を九十九年間佛國に租貸す。(三)淸國政府が確固たる郵便業務を組織し且其の長官に一名の高級官員を置くときは、外國官員の補助を受くべきことを申出で及右職員の選擇に關して佛國政府の推薦を參酌すべきことを快く

1) 廣西省內の鐵道。Dong-Dang は同登で鎭南關に對接する佛領東京內の地名。
2) 兩處共廣西省西部の都邑。
3) 東京及雲南を流るゝ河。

聲明す。

右の中、第三は郵務總辦(佛國人)に對する條約根據であり、總稅務司(英國人)と共に多年中國行政上人的方面の外國權益として重要視せらるゝものである。中國郵政が或る程度まで外國人の專斷の許に管理せらるゝことは、一種の主權制限であり勿論中國の不面目とする處であるが、一面此制度の爲めに中國郵政が文明國流の水準に向つて發達を遂げつゝあることも亦動かすべからざる事實である。併し此事實の故に佛國人の中國郵政壟斷を永久的に是認しなければならぬものではない。此處に於て、中國郵政に對する外國人管理制度を瞥見することは、徒爾でないと信ずる。

〔郵政に對する海關管理〕 清國が近代流の郵便制度を採用するに至つたのは一八九六年以來のことである。該年、海關總稅務司ロバート・ハートは清國政府をして近代郵政の採用を決意せしむるに成功し、[1] 彼は "Inspector-General of Customs and Posts" なる地位に就き郵政の長官をも兼任することゝなつた。併しながら當時ハートは、特に這の目的の爲めの基金を準備することなく、又特に訓練せられた職員をも擁せずして郵政事業に着手した。從て此事業は海關收入の流用と海關職員の兼任とに依つて經營せられたのである。ハートはアールスト(J. A. Van Aalst)を郵政局長(Postal Secretary)に起用して、所謂パイオニアーとしての任務に從事せしめた。這の頃郵便制度は先づ海關の所在地に創設、順次之を擴張すると云ふ方針が樹てられた。次で佛國人ピリー(A. T. Piry)は、アールストの後任(Secrétaire Général Imperial Posts)となり、爾來彼は中華民國時代をも通

1) 光緒二十二年二月(一八九六年三月二十日)總理衙門よりの奏請を淸帝勅許す。尤も之より先、海關の或るものは相互間に郵便的事務を實行して居たのである。

じて多年誠實に且着々と郵政事業の發達に努力を傾注した。

是より先、佛國は該事業の將來性に深き關心を抱き、一八九八年及一九〇二年の兩回に亙り清國との間に、郵便業務に佛國人の參加を目的とする取極を締結したのであつた。前顯交換公文は前者であり、『一九〇二年十月の公文』も亦清國外務部及佛國代理公使間に交換せられた。

〔郵政清國政府の直轄となる〕一九一一年五月二十八日卽ち所謂宣統年間の改革に際し、郵政は海關の管理より郵傳大臣の直轄下に移されることゝなり、[1]郵傳大臣盛宣懷[2]は李經芳を郵政總局長(Director-General of Posts)に任じ、前記ピリーは李の下に郵務總辦卽ち總郵政司(Postmaster-General)として實際業務を委任されることゝなつた。次で辛亥革命後、一九一二年(民國元年)三月新北京政府は交通部(長官・交通總長)を設けて郵傳部の事業を繼承せしめたが、郵務行政には何等の實質的變化も齎らされなかつた。翌一九一三年郵務行政に改組行はれ、郵政は交通部內の一分課より昇格せる一局(Postal Bureau)に依り統制されることゝなり、同時に全國の郵便管區を省の區域と一致せしめ且、一總局の下に一、二、三等級の局及副局を設ける方針が計畫された。併し此制度は當時實現を見るに至らず、翌一九一四年、郵政は再び交通部內の一局より一分課の管轄に歸することゝなり、同時に全國は二十一の郵便管區に劃分された。此頃郵政總局(Directorate-General of Posts)[3]は、一般通信事務を掌る總務、國內の業務開發に當る營業、會計を掌る稽核、聯絡事務に當る聯

1)　尤も此移管に付ては前年一九一〇年五月二十九日附を以て發令された。
2)　舊制の郵傳部尙書より轉ず。
3)　局長は中國人、實權は其の下に外國人たる總辦の握る處である。

郵、文書を掌る文牘、上海に於て需給事務に當る駐滬供應の六課(股)に分れて居た。更に一九一九年に至り初めて主要都市に於て貯金事務を取扱ふこと丶なり、[1] 新たに儲金(貯金)なる一課が總局に添設せられた。

〔國民政府治下の郵政〕 所謂國民革命の進展に伴ひ暫時、中國郵務行政は北京と南京(一九二七年七月以降)とに兩分される情勢にあつたが、一九二八年六月國民黨による統一は當然郵政の歸一をも招來した。斯て郵政總局は、國民政府交通部の管轄下に北京より一時上海に移され、次で一九三四年一月より所謂首都たる南京に設けらる丶に至つた。是より先、一九三〇年國民政府は、全國の郵便爲替及貯金事務を郵政總局より分離せしめて、別に之を總轄する官署を、同樣交通部の管轄下に創設した、郵政儲金匯業總局(Directorate-General of Postal Remittances and Savings Bank)が之であつた。後一九三五年七月國民政府は兩種總局の對立に依る弊を避ける爲め、後者を單たる局に改めて前者即ち郵政總局の下に配すること丶し、茲に廣義郵便行政に關する命令系統の劃一を行つたのである。支那事變勃發前の國民政府治下に於ける郵政を表示すれば次の通りであつた。

- 一等郵務局
  - 出張所
  - 副局
- 二等郵務局
  - 出張所
  - 副局

1) 一九一八年十一月の大總統令による。又此制度の開始に就ては本邦の制度に負ふ處大であつた。

交通部――郵政總局――地方總局――三等郵務局――出張所
　　　　　　　　　　　　　　　――副局――出張所
　　　　　　　――郵政儲金匯業總局

地方總局は二十二あり、極めて大體を言へば省の區域と一致する、但し此中に、上海、北平の二總局を含む(局名下の如し、江蘇、上海、安徽、浙江、江西、湖北、湖南、四川東部、四川西部、山東、河北、北平、河南、山西、陝西、甘肅、福建、廣東、廣西、雲南、貴州、新疆)。地方總局長を郵政司 Postal Commissioner と稱す。

郵政職員の內譯は次の如し(一九三六年十二月現在)

種別	中國人	外國人	計
地方總局長	九	一三	二二
同副局長	二四	一三	三七
甲等郵務員	一、〇六九	八	一、〇七七
乙等郵務員	三、八〇八	〇	三、八〇八
郵務左	四、九一六	〇	四、九一六
配達夫其の他下級員	一七、七二三	〇	一七、七二三
計	二七、五四九	三四	二七、五八三

外國人職員の數は所謂國權恢復方針の徹底に伴ひ次第に減少する傾向にある(例へば一九一二年十月現在に於ては一二一人と記錄されて居た (China Year Book, 1913, pp. 613-5. に名簿あり)。

任命規程の大略――地方總局長及同副局長は交通部の同意を經て郵務總辦より任命。甲等郵務員以下郵務左までは考査に

より任命され、甲等郵務員は爾後考査を受くることなく地方總局副長、同局長に累進することを得れども、此昇進は保障せらるゝものに非ず。乙等郵務員より甲等郵務員に、郵務左より乙等郵務員に昇進せんとする者は、各外來よりの希望者と共に夫々の考査を受くるを要す。

- 郵務總辦
  - 郵務副總辦
  - 郵務副總辦兼爲替貯金局長
    - 企劃委員會
    - 管理部
    - 秘書處
    - 總務課
    - 人事課
    - 業務課
    - 計核課
    - 國際課
    - 庶務課
    - 地方總局

元來、郵務行政は海關行政に比し對外關係少き爲め、郵務總辦の地位は總稅務司の夫れに比し輕視され勝ちである。併しながら、郵務總辦の佛國人たる地位は、總稅務司の英國人たる地位と同樣、條約の保障する處で、中國政府の任意に之を動かし得ないものとなつて居る。

尙ほ華盛頓會議の際、一九二二年二月一日附『支那國ニ於ケル外國郵便局ニ關スル決議』が採擇されたが、該決議に依り、中國は「外國人總辦ノ地位ニ關スル限リ現在ノ郵政ハ變更ヲ加フルノ意ナシ

トノ保障」を關係外國に供與する處があつた。

佛清・『廣州灣租借ニ關スル條約[1]』——一八九九年十一月十六日署名(表・佛一四)

第二條——東海(Tonghai)島と硇州(Naotchéou)島—何れも租借地域内に屬す—とを隔つる水道は淸國船舶の通航及碇泊に必要なるに因り右船舶は將來隨意に且何等の税をも課せらるゝことなく佛國租借地たる右水道を通過し又は之に碇泊することを得。

第四條——佛國は其の租借地内島嶼及海岸に沿ひて燈臺を建設し、航行に有用なる浮標及標識を設置し又一般に航行の自由及安全を確保するに適當なる一切の措置を執ることを得。

第五條——淸國の商業用汽船は租借地域内に於て淸國開港場に於けると同樣に取扱はるべし。佛國は右の地域及港津の施政(administration)上其の欲する一切の規則を發布し、殊に燈火、浮標及標識の建設及維持の費用に充つることを目的とする燈臺税及噸税を徵收することを得。右の措置は廣州灣に適用せらるべし。但し本條約第二條所定の硇州及東海の水域に關しては此限りに在らず。

佛國は爾後廣州灣を一般國際貿易の爲めに開放し且之を無税港と爲したが、元來が軍港たる目的を有するのと外洋より及内陸への交通路の關係上、貿易額に見るべきものゝ現はれない狀態にある。

佛清・『雲南鐵道ノ敷設及經營ニ關スル協定』——一九〇三年十月二十九日署名(表・佛一五)

第二十一條——該鐵道を經て輸出入する貨物には一般通商税率に從ひ輸出入税を課すべし。通過税を支拂ひたる後内地に運輸せらるゝ貨物には爾餘の内地税を課せず。後日關税率の增額決定せらるゝときは該新税率に從ひ取扱ふべし。

第二十四條——該鐵道は單に通商に便宜を與ふるを目的とするを以て、安南鹽、歐洲軍隊又は其の用に供せらるゝ武器軍

1) 此處に揭げた條約は中國海關條約集に據つた。後述租借地の章を參看。

需品の輸送を許されざるべし、清國法令の禁止する物件亦同じ。清國が外國と交戰する場合該鐵道は中立性を有せず全然清國の權內にあるべし。

右本協定は滇越鐵道に依る國境通商の條件及該鐵道の法律性を示すものである。斯て滿洲鐵道と相違する處大なるものあるは注意を要する。

* 佛華・一九三〇年『安南及中國邊界諸省ニ關スル關係ヲ規定スル特別協定』

佛華・『關稅條約』――一九二八年十二月二十二日署名(表・佛一六)

年代的便宜の爲めに此處に掲げた。之が詳細は次項の〔現狀〕に於て解說する。

佛華・『安南及中國邊界諸省ニ關スル關係ヲ規定スル特別協定』――一九三〇年五月十六日署名(表・佛一七)

第一條――一八八六年四月二十五日附條約、一八八七年六月二十六日附條約、一八八七年六月二十三日附交換公文[1]、一八九五年六月二十日附條約は、何れも之を一律に失效とす。一八九五年六月九日附條約の中第四、五、六條を廢止す。

第二條――廣西省龍州、雲南省思茅、河口、蒙自の諸城市は從來通り中國及安南間陸路邊境通商の地とす。

第三條――中國政府は安南の河內或は海防及び西貢に領事を派駐することを得。佛國政府は前條所載の各地に從來通り領事を派駐することを得。

第四條――安南に赴く中國民、中國に赴く安南に於ける佛國民は各其の國主管官廳の發給する旅券を要す。(一)旅券[2]、(二)內地通行證及出境證明書制度、(三)出境に必要なる身分證明手續に關しては各自國の法規によること、但し最惠國待遇を享與するものとす。兩國邊境民に對する臨時通行證及永久通行證の制度に關しては變更せず。

第五條――在安南の中國民及在上記中國各地[3]の佛國民は居住、旅行及商工業經營の權利を有し、之に付き最惠國待遇を享

1) 一八八七年六月二十六日附條約(コンスタン條約)の締結に關するもの。
2) 護照。
3) 第二條參照。

受す。且同様兩國民は其の納付する稅に關し最惠國待遇を享受す。

第六條――中國各地開市場より輸出せらるゝ中國貨物にして東京(トンキン)より直接雲南、廣西、廣東に向け輸送せらるゝもの、竝に其の反對徑路の場合のものは、從價一分(百抽一)の納稅を以て足り、且通過稅は之を適用せず。各種鑛產物、錫塊、生皮及本條約附屬書第一に規定する各種貨物は一切免稅とす。其の他の貨物に付ては從價百分ノ一の稅を納付すべし。

中國政府の必要とする一切の軍用品及軍需品は東京の通過に當り何等の稅をも課せらるることなし。安南船舶は軍艦、軍隊及軍需品を運搬するものを除き、諒山・龍州・高平の地を連絡する松吉江及高平河に道を取りて、諒山及び高平の間を航行することを得。[1] 此場合右船舶及載貨は中國境域に於て何等の稅をも課せらるることなし。

第八條――中國は雲南廣西廣東三省に於て、佛國は安南に於て、夫々佛國民及中國民に對し貨物の輸出入稅、消費稅、內地稅に付き內國民及最惠國民の待遇を供與す。

第十條――本特別協定は五年間有效とす。但し兩締約國は右期間滿了の六ヶ月前之が修正或は廢止を提議することを得、右提議を爲さざるときは繼續有效とす。兩締約國は、上述五年の期間滿了後は一ヶ年の猶豫を以て之を修正或は廢止することを得。

本條約及附屬書に對する批准書の交換は巴里に於て之を行ふ。

第十一條――本特別協定は佛文及中國文を以て締結せられ、兩國文は其の照合を經たり。

附屬書第一――本特別協定第八條に關し中國貨物が安南に於て最低稅率を享受し得る規定。

附屬書第四――本特別協定第二、三條に關する件、昆明市、南寧市、東興城に居留する佛國人は暫く現狀を維持すること。及佛國政府は是等都市に領事の派駐を繼續することを得。是等都市に於ける佛國民は現行法規に照し不動產を租賃することを得るも、中國は尙ほ之に關し辦法を講じて章程を公布すべく、該租賃契約の年限は之を中國自開の商埠に於

1) 210―11頁間の附圖を參看。

ける諸制度中最優待のものに則りて決定すべしとの規定。

本特別協定と同時に中國外交部長及佛國公使間に行はれたる往復照會（第一號）[1]雲南鐵道に關する件——一九〇三年十月二十九日附雲南鐵道に關する協定、一九一〇年三月十五日附鐵路警察規則及一九一四年九月七日附・一九一五年四月七日附・一九二五年六月十八日附同上修補規則に曰ふ軍事上の輸送に關する條項は、關係方面の同意を經て適宜之を修正すべし。尤も是等規則の實施に便ぜんが爲め當該諸規則の效力に關しては之を討論の範圍外とす。

兩國政府は各代表一人を任命し本特別協定の實施後三ケ月內に右に關する商議を開始するものとす。其の協定に達したる草案は兩國政府の承認を俟つて有效とす。

同上（第二號）有線及無線電信に關する件——安南及中國沿邊三省間の有線及無線電信の現行制度に關する各種條約規定は關係方面の同意を經て適宜之を修正すべし。規定の效力竝に代表一人の任命に關して前（第一號）同斷。

同上（第三號）在安南中國人の特殊權利に關する件——佛國政府は中國民が現に安南領域內に於て享有しつゝある各種特權を取消す意思なきことを聲明す。

中國國民政府は、『コゴルダン條約[2]』、『コンスタン條約[3]』及『ヂェラール補足條約[4]』が、何れも一九二六年（民國十五年）八月七日を以て期限滿了となりたるものとの解釋の下に、豫てより對安南（佛領印度支那）關係陸路通商の條約的調整に付佛國と交渉を續けて居た。殊に一九二八年の佛華『關稅條約』の成立後、之が必要は兩國にとつて緊要事となるに至つた。本特別協定は斯る情勢の裡に、右『關稅條約』と同樣、國民政府外交部長王正廷と駐華佛國公使ドゥ・マルテルとの間に妥結を見たものであるが、其の後容易に批准書交換の運びに至らなかつた。而して之が交換に關し、國民政府

1）原文には第一號の表示なし、以下の第二號、第三號同斷である。
2）一八八六年四月二十五日附。
3）一八八七年六月二十六日附。
4）一八九五年六月二十日附。

行政院長兼外交部長汪兆銘と駐華佛國大使ウィルダン(Henri Auguste Wilden)との間に折衝が續けられた結果、一九三五年(民國二十四年)五月に至り意見の一致を見、同年七月二十日、該特別協定第十條の規定に依り巴里に於て、其の交換を了し、締結後五年茲に漸く有效となつたのである。斯して印度支那及廣東・廣西・雲南三省間の國境關係は、「不平等條約」の制約より離れて、中國一般内地開放の未だ行はれざる現狀の下に在りては最も互惠的と考へられる方法に依り、近代式に調整されることゝなつた。這の方面の現狀を律する基本的條約は即ち之である。

〔昆明・南寧・東興の開放繼續〕　猶ほ、右特別協定附屬書第四は、右特別協定第二條に曰ふ正式開市場たる龍州・思茅・河口・蒙自の四處の外に、昆明[1]、南寧[2]の兩市、東興城[3]の三處に於ける佛國人の慣行的居住權及土地商租權を暫認し且領事官の駐在を容認して居る。而して其の後段に規定せられたる「章程」に就き、國民政府は一九三五年八月卽ち本特別協定に對する批准書交換後間もなく、『昆明市・南寧市・東興城内ニ於ケル外國人ノ租地ニ關スル暫行章程』六箇條を制定し、嗣で之を公布した。次は其の要點である。

第一條――三城市に於ける外國人は中國法規の遵守を條件として、土地商租、家屋建築、居住、營業を許容せらる。

第四條――租地契約の期限を三十年とす、但し三十年の期限を以て續租するを妨げず。六十年滿期後は、土地は無償を以て返還すべく、建築物は公平なる價格により買收せらるべし。

蓋し右三十年の租地契約期間と云ふのは、國民政府による殆ど一貫せる方針であり、威海衞舊英國

1)　雲南省城の地。俗稱雲南。
2)　廣西省城の地。邕寧を正稱とす。
3)　佛領東京に瀕する廣東省の地にある小都邑。

租借地、鎭江舊英國租界等に於て示された前例に準據した譯である。

〔雲南鐵路章程の新訂〕 次に右特別協定に伴ふ『照會』第一號に基く、新『雲南鐵道[1]ニ關スル新取極』（表・佛一八）は、一九三六年（民國二十五年）二月二十日、昆明の國民政府外交部辦事處に於て佛華兩國代表者間に署名を了するに至り、次で同五月十八日國民政府行政院は這の新章程を承認した。所謂平等互惠原則に據つたもので、（一）雲南鐵路公司は中國人顧問一人を增員し公司と雲南省政府との聯絡に當らしむ、（二）鐵路警察の經費は鐵路公司に於ても之を負擔す、（三）鐵路公司は每年若干額を割きて使用中國人職工の教育資金とす、（四）從來の免稅貨物を改正し單に鐵路用資材の免稅のみを認む――以上が其の要點である。

現狀 佛華間の一般通商條項と、安南國境關係とに分ちて説明する。

〔一般〕 一九二八年（民國十七年）十二月二十二日南京に於て國民政府外交部長王正廷、駐華佛國公使ドゥ・マルテル（Comte D. de Martel）間に署名せられたる佛華『關稅條約』（全文三箇條）（表・佛一六）第一條に依り中國（從て滿洲國）の關稅上の不利益は原則上撤廢せられた。其の條文要領は米華間の場合と殆ど同じである。尙ほ本條約は同日附二箇の、翌二十三日附五箇の附屬文書を伴つて居る。

〔安南國境關係〕 右佛華關稅條約の成立に伴ひ、翌二十三日附佛國公使及外交部長間に五箇の『照會』あり、是等照會に據り、（一）佛國政府は一八八六年四月二十五日の佛淸『通商條約』、一八八七年六

1） 滇越鐵路。

月二十六日の同『追加通商條約』及一八九五年六月二十日の同『一八八七年六月二十六日ノ追加通商條約ノ補足條約』に代るべき、新條約の締結の爲め卽日交涉を開始するの準備あること、(一)印度支那〔安南又は越南〕國境に中國新關稅を近く施行すること、及新條約の簽訂を以て印度支那に於ける現狀の維持を止むること、(二)印度支那國境に於ける輸出入貨物に對する減稅の現行率は新條約締結に關する會商が結末を告げざる場合と雖も、一九二九年三月三十一日を以て其の適用を廢止せらるべきこと、以上の如く兩當事國間に了解成立した。爾後、定められたる期限卽ち一九二九年三月三十一日に至るも新條約は成立しなかつたが、右了解の趣旨に據り安南國境貿易に關する佛國側の特惠は廢止されるに至つたのである。安南國境通商に關する爾餘の問題に就ては前項一九三〇年五月の『特別協定』に付解說した處を看られ度い。

第三節　日本國關係

日清・『修好條規』――一八七一年九月十三日(明治四年・同治十年・七月二十九日)天津に於て署名(表・日一)

第七條――兩國好みを通ぜし上は海岸の各港に於て彼此共に場所を指定め商民の往來貿易を許すべし。猶別に通商章程を立て兩國の商民に永遠遵守せしむべし。

本條約は最惠國條款を伴はざる對等條約であるが、參考の爲め此處に揭げた。又本條約は次項『通商章程』及日清兩國の各海關稅則を附屬する。該淸國海關稅則は當時行はれた一八五八年の所謂天津條約稅率に則つたものであり、一方日本國海關稅則は當時外國との間に行はれた慶應二年の『改稅約書』[1]を基準としたものであつた。

日清・『通商章程』――前同斷(表・日二)

第一款――修好條規に兩國の開港場へ商民來往貿易する事勝手にすべき旨を書載す、因て雙方に定めたる諸港を左に記す(以下本書「沿岸貿易權及內水航行權」の章、日本國關係の項を看よ)。

第十一款――大日本の商船荷物を大淸の開港場に輸入せば大淸の海關稅則に依て納稅すべし。大淸の商船荷物を大日本の開港場に輸入せば大日本の海關稅則に依て納稅すべし。兩國諸港の海關には一定せし斤量尺度並に銀位の見本あれば雙方の商民何れも其地の舊規に從て取計ひ聊異議あるべからず。

第十二款――兩國の貨物未だ稅則に載せざる者あらば海關にて時の相場を以て其價を積もり代百兩に付稅銀五兩宛取立つべし。若し荷主海關の積り直段にて賣る事を欲せざれば其意に任せ稅銀は海關積り直段の通り拂はしむべし。

第十七款――大日本の商船大淸の開港場に入津して納むべき噸稅は都て百五十噸以上の船より壹噸に付銀四錢[2]宛を納め百五十噸以下は壹噸に付銀壹錢宛を納むれば海關より四箇月限の手形を渡し右四箇月の間は大淸の開港場へ出入するに別に噸稅を納むる事なく四箇月の期限滿つれば猶又定の通り納むべし。都て入港船未だ荷を揚げずして他所へ往かんとするもの二日の內に出港せば噸稅を取立てず二日の限を越ゆれば定の通り全く納むべし。此外別に雜費等を出す事なし。大淸の商船大日本の開港場に入津せば噸稅を拂はず只手數料として入港に付十五元[3]出港に付七元宛を納むべ

1) 慶應二年五月十三日(一八六六年六月二十五日)英・米・佛・蘭四國公使と江戶に於て連名調印を經たるもの。此稅率に對し、慶應三年一月、明治二年十一月より少數品目の增減稅が行はれ、以て本項日清條約訂結當時施行のものとなつて居た。

2) 錢は淸國海關單位にて mace。

3) 元は銀弗(dollar)。

し。

本章程第十七款に規定せらるゝ淸國噸稅[1]は淸國及一般外國間通商條約に約定せられた處と同樣であり、一方日本國噸稅[2]は當時行はれたる日本及諸外國間通商條約卽ち安政五年(一八五八年)諸『江戶條約』に約定せられた處と同樣であつた。(註)

註――安政五年六月十九日附米國貿易章程第六則(一船の入港手數に付十五ドルラル・同出港手數に付七ドルラル)。同年九月三日附佛國貿易章程第六則(一船の入港手數に付八十一フランク・同出港手數に付三十七フランク八十サンチーム)。同年七月十八日附英國貿易章程第六則(米國船と同樣)。同年七月十日附蘭國貿易章程第六則(一船の入港手數に付三十八ギュルデン二十五セント・同出港手數に付十七ギュルデン八十五セント)。

日淸・『媾和條約』――一八九五年(明治二十八年)四月十七日署名(表・日三)

第六條――新たに締結すべき通商航海條約及陸路交通貿易に關する約定は現に淸國と歐洲各國との間に存する諸條約章程を以て其の基礎と爲すべし。淸國は右の外左の讓與を爲す。〔第一〕沙市・重慶・蘇州・杭州の開放。〔第二〕日本國汽船の航路を宜昌より重慶に、上海より吳淞江及運河に入り蘇州杭州に至る迄擴張すべし(以上第一・二は本書第十章沿岸貿易權及內水航行權日本國關係の項に詳かなり)。〔第三〕日本國民が淸國內地に於て貨品及生產物を購買し又は其の輸入したる商品を淸國內地へ運送するには右購買又は運送品を倉入する爲め何等の稅金取立金をも納むることなく一時倉庫を借入るゝの權利を有す。〔第四〕日本國民は淸國各開市場開港場に於て自由に各種の製造業(各項工藝製造)(all kinds of manufacturing industries)に從事することを得べく、又所定の輸入稅を支拂ふのみにて自由に各種の器械類を淸國へ輸入するを得。淸國に於ける日本國民の製造に係る一切の貨品は各種の內國運送稅內地稅賦課金取立金に關し又淸國內地に於ける倉入上の便益に關し日本國民が淸國へ輸入したる商品と同一の取扱を受け且同一の特典免除を享有すべきも

1) 百五十噸以上每噸四錢、同以下每噸一錢。
2) 一船の入港手數料十五元、同出港手數料七元。

のとす。

日清戰爭は、天津條約以來膠着狀態を續けて居た清國の政治上外交上及經濟上の各部面に一大衝擊を與ふる契機となつた。一方日本は實に、貴重なる犧牲を拂ひ、以て歐米列强が洞喝と欺瞞とに依り殆ど擧ぐべき代償無くして贏得た權益の一部に、漸く均霑するを得たのである。高柳氏が日清開戰の理由として所謂清韓關稅同盟を數へて居るのは確かに首肯し得る論である。(註)

本條約第六條の各項は何れも日清通商上劃期的の約定であるが、就中第四は清國各開市場に於て外國人の(最惠國條款の效果による)各種の製造工業に從事する權利[1]と、各種の機械類を輸入し得る權利とを許容して居る。斯る權利に加ふるに、一八九六年の日清『議定書』第三條(後出)の效果に依り、通商地に於ける外國人の工業は淸國人の企業心を刺戟助長する端緒となり、茲に淸國に新工業が勃興するに至つた。而して右外國人の工業從事權は爾後主として紡績業となつて現はれたが、次第に關稅上に於ても重要なる意義を有するに至つた[2]。

日清間の講和に伴ひ次の新通商航海條約が成立した。

註――高柳松一郎博士は其の著『支那關稅制度論』に於て、淸國が一八八二年初めて中國朝鮮商民水陸貿易章程を締結し其の翌年には袁世凱を總理駐紮朝鮮交涉事宜に任じ尙ほ又海關員獨人メレンドルフ(Möllendorf)を朝鮮稅關長兼外交顧問として京城に派遣したこと、竝に一八八五年總稅務司ハートが淸國政府の委任に基き其の海關行政を朝鮮の開港場に擴張し、爾來日淸開戰に至る迄十數年間淸韓兩國間に一種の「不完全關稅同盟」を組織したる事實を述べ、次で其の關稅

1) 佛淸・一八五八年『天津條約』第七條の解說を看よ。
2) 英淸・一九〇二年『マツケー條約』第八條の解說を看よ。

同盟の要點を擧げた後、「如上の關税同盟は……沿革史の研究には興味ある問題なり。加之之れに依りて日清戰爭の破裂を見るに至りし原因が單に朝鮮に於ける日清兩國の政治的衝突にのみ存するものにあらず、尙他に經濟的理由の伏在せしことを證し得べし。卽ち支那は日本を蔑視して其本國に於て通商上歐米諸國と對等の權利を與へざりしと同時に我國の利害關係密接なる朝鮮に於ても關税上の特權を擅にしたるが故に、支那及び朝鮮に於ける我國貿易の發展は長く斯る不利益を忍ぶ能はざりし事情を有したるなり」、と結んで居る（同著七八―八〇頁）。[1]

＊日清・一八九六年『通商航海條約』、同『議定書』

日清・『通商航海條約』――一八九六年（明治二十九年）七月二十一日署名（表・日四）

第四條――日本國民は其の家族、雇員及僕婢と共に外國人の居住貿易の爲めに現に開かれ又將來開かるべき淸國諸港市に往來し居住し商工業製造業を營み又は其の他一切合法の職業に從事し、且其の商品及携帶品を搭載し前記諸開港地の間を隨意に往來すべく又其の地外國人用地區(localities)に於て家屋、土地等を貸借し、寺院、墓所、病院を建設することを得、但し是等一切の事項に付最惠國待遇を享有するものとす。

第五條――日本船舶は現に立寄港なる安慶、大通、湖口、武穴、陸溪口、吳淞、竝に將來立寄港とせらるべき總ての場所に現行關係章程に從ひ旅客商品の積卸の爲め寄港することを得。[2]

第九條――淸國と泰西諸國との間に實施する税目及税則は日本國民が淸國へ輸入し若は日本國より淸國へ輸入し又は日本國民が淸國より輸出し若は淸國より日本國へ輸出する際一切の貨物に適用すべし、是等通商に關し日本國民は淸國に於て最惠國待遇を享有す。

第十條――日本國民が淸國へ輸入し或は日本國より淸國へ輸入したる一切の貨物は現行章程に從ひ開港場相互間を運搬するに際し該貨物の所有者或は其の運搬船舶の國籍を問はず之に對し各種の税金賦課金手數料釐金等を課すことなし。

1) 日韓合邦以前に於ける韓國對淸國及露國間の條約關係は本項問題の研究上亦見逃し能はざるものであるが、直接に關係なき爲め一切之を省略する。
2) 第四條及五條の條文に就ては本書第十章沿岸貿易權及内水航行權の日本國關係の項を看よ。

第十一條――日本國民にして輸入貨物(阿片を除く)を淸國內地の市場に運搬する時、該貨物が有税品なれば輸入税の二分の一、無税品なれば從價二分五厘に相當する抵代税[1]の支拂を以て夫れに對する爾餘一切の通過税內地税の免除を受くるを得。

第十二條――日本國民にして淸國の開港場以外の地に於て購入したる一切の淸國貨物生產物を輸出せんとする場合、前條に記載せる税率に依り輸入税の代りに輸出税を基礎として算出したる抵代税並に規定の輸出税を支拂ふに於ては爾餘の各種税金其の他の賦課は之を免除す(但し是等貨物生產物は抵代税支拂の日より十二箇月の期限內に現に外國に輸出せられたる場合に限る)。日本國民が淸國の開港場に於て購入したる一切の淸國貨物生產物を輸出する場合(輸出禁止品を除く)には單に輸出税を課せらるゝ外一切の內地税其の他の賦課金を免除せらるべし。

第十三條――眞正外國貨物にして已に輸入税を完納したるもの其の輸入の日より三箇年內に日本國民に依り淸國より外國へ輸出せらるゝ場合には之に對する再輸出税を免除す。又該再輸出者は已に右貨物に對して納められたる輸入税額に向て淸國税關より税金拂戾證書(Drawback Certificates)を受くべし、但し該貨物は原荷作の儘完全に保存せられ異動なきを要す(須實係原包原貨)[2]。右拂戾證書により淸國税關より現金を以て償辨を受くることを得。

第十四條――淸國政府は其の諸開港地に於て官設倉庫(關棧)[3]を設くることに同意す、本件に關する規則は追て之を設くべし。

第十五條――大小日本商船に對して課せらるゝ噸税率(百五十噸以上は每噸四錢・mace、以下は每噸一錢)を規定す。但し右船舶にして積荷に異動なく入港後四十八時間以內に出港するものは噸税を免除せらる。噸税納付の上は該税納付の港口出發の日より起算して四箇月間は淸國の何れの開港立寄港に於ても噸税を免除せらる、但し修繕中の船舶は噸税の納付を要せず。旅客、手荷物、書柬、無税品運搬の爲め日本國民の使用する小船及艇隻は噸税を要せず。日本船舶艇隻は噸税の外何等の賦課金をも課せらるゝこと無く、且噸税に付最惠國待遇を享有す。

1) 通過税のこと。
2) 各國との條約も同趣旨である。
3) 保税倉庫のこと。

第十六條——清國の開港に來航する日本國船舶は其の出入に際し隨意に水先案內者を雇入るゝことを得。

第二十五條——日本國の政府及臣民の清國に於て有する最惠國待遇に付規定す。

第二十六條——締盟國の一方は本條約批准交換の日より[1]十箇年の終に於て稅目及本條約の通商に關する條款の改正を要求することを得、然れども若し最初十箇年の終より起算し六箇月以內に兩締盟國の何れよりも右要求を爲さず改正を行はざるときは本條約並に稅目は前十箇年の終より起算し更に十箇年間其の儘效力を有すべし、而して其の後各十箇年の終に於けるも亦同樣たるべし。

本條約の果實として、日本は、日清戰爭の約四十年前清國と歐米强國間に締結せられたる諸『天津條約』に基く列强の利益に、漸く均霑するを得たのである。從て這の囘日本は『天津條約』に於て英國が獲得した如き新規權益を、清國をして許與せしめた譯でなかつたこと勿論である。

却說本條約第十二條の後段は前項日清『媾和條約』第六條第四と共に、從來清國及各國間の通商條約に於て明定を缺いて居た部分に正確なる條約根據を附したもの、又同第十二條中に曰ふ通過稅納付濟土產貨物の輸出期限十二箇月は當時一般に行はれたる事實を條文化したものである。[2] 第十四條の保稅倉庫に關する規定は、獨清間一八六一年『修好、通商及航海條約』第三條(旣揭)に倣ひたるもの、而も日本は一八八七年制定の『上海關棧試辦章程』の現實的適用と其の普及を希望したのである。第二十五條の片務的最惠國條款に關して、締結の當初清國全權張蔭桓は一八六九年清國及墺洪國間『通商航海條約』第四十三條の先例を引いて雙務的條款を要求したが、我國全權林董の斷乎たる拒絕

1) 一八九六年(明治二十九年)十月二十日。
2) 此輸出期限に就き英清・一八五八年『通商規則ヲ包含スル協定』規則第七輸出の場合に對する解說を看よ。

に遭つた、と云ふ挿話が傳へられて居る。最後に第二十六條の條約有效期間に就ては本書第七章治外法權の日本國關係現狀の項に於て述べる處がある。

尙ほ本條約が徒らに列國の顰に倣ふことなく、關稅定率表及通商章程を特に附屬せしめず單に一般に行はるゝものを援用することゝした(第九條)のは、權宜な措置であつたと謂へよう。

日清・『議定書』――一八九六年(明治二十九年)十月十九日署名(表・日五)

第三條――日本政府は清國政府が清國に於て日本臣民の製造せる物品に對し便宜酌量して課稅をなすことを允すべし、但し其の稅は清國臣民が納むべき稅に異なるが或は之より多額なることを得ず(以下別件に付略)。

右は在清日本人製造品に對する課稅に付內國民待遇を留保したものであるが、前年の日清『媾和條約』第六條第四に規定せられたる日本の特權(清國に於ける日本民の製造品は日本民が清國へ輸入したる商品と同一の取扱を受く)の放棄を意味する。從て右は日本の在華工業に執り惜むべき讓歩を敢てした譯となるが、一方中國工業の爲めには絕大なる利益を齎した條項と謂へよう。

尙ほ本約定は日清兩國文を以て訂立され單に『議定書』と稱せらるゝものであるが、其の內容よりして、"Protocol in regard to Japanese Settlements at the Open Ports of China." と英譯され一般に識られて居る。

＊日清・一八九五年『媾和條約』

日清・『追加通商航海條約』――一九〇三年十月八日署名（表・日六）

第一條――淸國に於ける裁釐加税制度（所謂英淸間マッケー條約に規定せられたるもの）、生産税、消費税、機械製造品税、內國產阿片及鹽に對する税、以上の新設を承認、但し他各條約國による同一なる取極の成立を條件とす。但し本條の爲め日本國の貿易權利及特權は他國の貿易權利及特權に比し何等不利益の地位に置かるゝことなかるべきこと勿論たるべし。

第四條――淸國民にして日本國民と共同して正當なる目的を以て組合（合股經營）又は會社（合辦公司）を組織する場合には、契約、定款等規則に據り、各員と公平に損益を分つものとす。淸國民は自ら承認し且日本國裁判所の解釋に從ふべき該契約、定款等規則に定むる義務を履行すべきものとす。若し淸國民にして右の義務を履行せざる爲め訴訟を提起せられたるときは淸國裁判所は之が履行を强制すべし。以下日本國民を主體としたる場合の規定（其の精神右と同斷）。

第五條――淸國政府は自國民が日本國民の有する登錄濟商標（掛號商牌）を侵害するを禁遏する爲め必要なる規則を設け且誠實に之を執行すべきことを約す。淸國政府は淸國人の爲めに淸國語を以て作製せる日本人の書籍冊子地圖海圖に對する登錄濟版權を保護する爲め必要なる規則を制定すべきことを約す。

淸國政府は登錄局の設置を約し其の保護を求むる外國商標及版權の登錄を爲すべし。日本國に登錄せられたる淸國民の商標及版權は保護せらるべし。淸國の安寧を害せんとする公刊物に付て本條は何等之を庇護するものに非ず。

第六條――貨幣制度の創設に關する淸國の義務に付規定す。

第七條――度量衡の劃一に關する淸國の義務に付規定す。

第九條――本條約に依り修正、廢止せられざる日淸間現存各種條約規定に對する確認、日本は淸國に於て最惠國待遇を（自由且完全、華文に「完全無缺」）享受す。

第十條――直隷省[1]に駐屯する外國軍隊及公使館護衞兵の總て撤退したる場合に於て、淸國政府は直に自ら進んで外國人の

1)　現河北省。

居住及貿易の爲め北京市内の一地區を開くことを約す。清國政府は湖南省長沙府を外國貿易の爲めに開くことを約す、但し同開港場在留外國人は清國居住民と同じく其の地方及警察規則を遵守すべし。清國政府は各國人の居住及貿易の爲め自ら進んで盛京省[1]奉天府及同省大東溝を開くことを約す、但し外國人の使用に供する爲めに適當なる地域の撰擇並に外國人の居住及貿易の爲め定めらるゝ場所の規則は日清兩國政府協議の上之を定むべし。

本條約は義和團事變最終議定書第十一條に基く通商條約にして、一九〇二年九月五日附英清『マッケー條約』、及本條約と同日附米清『通商關係擴張ニ關スル條約』と一聯環を爲すものである。而して本條約第一條は裁釐加税制度に付「清國ガ各條約國ト協議ノ上決定スルモノト同率ノ附加税ヲ支拂フコト」を條件として、之を受諾したものであるが、本條約起草者が前顯『マッケー條約』第八條乃至米清條約第四條の如き紛雜なる内容の列擧を避けた點は、却つて賢明の措置であつたと謂ひ得る。第四、五、六、七條に就ては夫々前顯英米條約中の當該項に關する解説を看られ度い。

次に第十條の前段は前顯兩條約の共に規定せざる處、將來義和團事變議定書に據る北支那駐屯各國軍隊の撤回後に於て北京の開市を豫約せる條項である。本條約附屬第六號及七號の文書(同日署名)『北京開市ニ關スル日清兩國委員間ノ交換公文』に據れば、「撤兵後北京に在て內城の外に於て雙方に都合好く且故障なき場所を撰び、之を居住地と爲し其の境界内に於て各國商民の土地租借、家屋倉庫の建造を認む。尤も該處に居住する外國人は清國住民と同じく其の地方及警察規則を遵守すべく、且其の境界にして劃定せらるゝ上は從來城内外に散在せる外國人は都て該場所内に移居することを要

1) 後奉天省と改む(滿洲國成立前)。

する」（要抄）、となつて居る。尙ほ日本は該公文の往翰（復信）に於て「右貴翰ニ記載セラレタル各項ハ大體ニ於テ御同意致シ差支無之候得共、之ニ關スル詳細ノ規則ハ其ノ時ニ於テ本條約第十條ノ規定ニ從ヒ協議ノ上滿足ニ取極可申候………」と附言して居る。

〔北京帝國總領事館の開設〕　支那事變の推移と共に北京に於ける本邦居留民の數遽かに增大し之が統轄に困難を生じた爲め、昭和十三年五月一日より北京（中華民國臨時政府治下）に帝國總領事館を開設すること丶なり、同時に領事館警察も亦活動を開始した。蓋し北京外國公館區域外の未開放地たる同城内に於ける日本人居住の問題は、多年現實の事實として中國歷代政權より默示的承認を經て來た處のものである。

＊英清・一九〇二年『通商條約』、米清・一九〇三年『通商關係擴張ニ關スル條約』

日清・『滿洲ニ關スル條約附屬協定』——一九〇五年（明治三十八年）十二月二十二日署名（表・日八）

第一條——淸國は外國人の居住及貿易の爲め自ら進んで滿洲に於ける左の都市を開くべきことを約す。盛京省内—鳳凰城・遼陽・新民屯・鐵嶺・通江子・法庫門。吉林省内—長春（卽ち寬城子）・吉林・哈爾賓・寧古塔・琿春・三姓。黑龍江省—齊齊哈爾・海拉爾・愛琿・滿洲里。

第九條——盛京省内に於て既に通商場を開設したる營口、及通商場と爲すべく約定しあるも未だ開かれざる安東縣並に奉天府の各地方に於て日本居留地（日本租界）を劃定する方法は、日淸兩國官吏に於て別に協議決定すべし。

言ふ迄もなく右『滿洲ニ關スル條約』（表・日七）は日露講和條約の淸國による確認を目的としたもので

ある。右第一條に依り「外國人ノ居住及貿易ノ爲メ」に多數の滿洲都市の開放が決定したが、是より先一九〇三年の日清『通商航海條約』第十條に於ても「各國人ノ居住及貿易ノ爲メ」に奉天府と大東溝との開放が約されて居り、又爾後一九〇九年の日清『間島ニ關スル協約』第二條に於ても「外國人ノ居住及貿易ノ爲メ」に間島地方(吉林省)の龍井村、局子街、頭道溝、百草溝の四都邑を開放せしめたのである。之を、英國が一八五八年の『天津條約』第十一條に依り僅か營口(牛莊)の一港を開放せしめ、又米國が一九〇三年の『通商關係擴張ニ關スル條約』第十二條に依り幾多の曲折を經て漸く安東縣及奉天の二地の開市に成功した事實に比較する時、世界通商の爲めに滿洲の諸市場を提供せしめ得た日本の功績は絶大と謂はねばならぬ。實に支那本部の地に於ける外國通商の開拓者を英國と言ふも過言でないが、滿洲に於ける其の開拓者たる榮譽は殆ど日本一國に歸すべきである。

次に第九條に曰ふ營口・安東縣・奉天府の各日本居留地劃定に關する規定は、暫て正式鐵道として開通すべき安奉鐵道[1]と、南滿洲鐵道營口支線上の要地に、所謂鐵道附屬地を獲んとする目的より出でたるものであつた。

〔滿洲國開市場〕　是等滿洲に於ける二十四の開市場は現在左の滿洲國行政區劃に屬して居る(括弧内は舊稱又は稀稱)。

安東(安東縣)・大東溝・鳳城(鳳凰城)——安東省。

1) 日露戰中安東縣奉天間に敷設せる軍用鐵道を正式鐵道に改良し引續き經營する日本の權利は、亦本條約附屬協定第六條の規定する處である。

奉天(奉天府、瀋陽、遼寧)・遼陽・新民(新民屯、新民府)・鐵嶺・通江口(通江子)・法庫(法庫門)・營口――奉天省。
新京(長春)――新京特別市。
吉林(永吉)――吉林省。
哈爾濱(濱江)――哈爾濱市。
寧安(寧古塔)――濱江省。
琿春・龍井村・頭道溝・延吉(局子街)・汪淸(百草溝)――間島省。
依蘭(三姓)――三江省。
齊齊哈爾(龍江)――龍江省。
海拉爾(呼倫)・滿洲里(臚濱)――興安北省。
愛琿――黑河省。
以上の中、安東・大東溝・營口・哈爾濱・依蘭・愛琿の六埠は海洋、開放せられたる內水、又は國境河川に沿ふ。

因みに右協定に依る開市場の外、現滿洲國領域內に於て、一九〇五年黑河(舊稱大黑河、黑河省)、一九〇八年綏芬河(濱江省)、一九一四年赤峯(熱河省)・葫蘆島(錦州省)・洮南(龍江省)・鄭家屯(別稱遼源、奉天省)、一九一六年錦州(舊稱錦縣、錦州省)が、夫々所謂自開市場として國際貿易の爲めに登場した。

猶ほ是等滿洲國に於ける開港市場制度は、『日滿議定書』の效果に依り理論上日本國民の利用し得る權益であることは勿論であるが、滿洲國を承認せざる國家に對しては治外法權と同樣、理論上滿洲

國は其の義務より離脱し得るものと解しても差支ない（之に付齋藤博士の説參照のこと――本書七三一―四頁）。

日清・『大連海關設置及內水汽船航行ニ關スル協定』――一九〇七年（明治四十年）五月三十日署名

（表・日九）

日清兩國政府は大連に清國海關を設置することを協定したるを以て、下名（署名者）は各本國政府より相當の委任を受け玆に左の通り約す。

（甲）『大連海關設置ニ關スル協定』

第一項――大連海關長（the Commissioner or the Chief of the Maritime Customs Office）[1]は日本の國籍を有する者たるべし。該海關長新任の場合には總稅務司は在北京日本國公使館と協商を遂ぐべし。

第二項――大連海關の職員は通則として日本の國籍を有する者たるべし。

第三項――大連海關長の更迭は豫め總稅務司より關東都督に通告すべし。

第四項――大連海關と日本國官憲及日本國商人との往復は總て日本文を以てすべし。

第五項――海路大連に輸入する商品には輸入稅を課せず、日本租借地境界を越えて清國內地に至る各種の貨物（正文に「商品及產物」merchandise or products）とあり、以下同斷）には海關に於て現行條約に從ひ輸入稅を課すべし。

第六項――清國內地より日本租借地に來りたる清國貨物にして大連より他所へ船積せらるゝ時は現行條約に依り輸出稅を納むべし。日本租借地の產物及該產物より製造せる商品、若は海路同租借地へ輸入せる商品は輸出稅を納むるを要せず。日本租借地內に於て清國內地より來たる原料を以て製造したる物品に對して納むべき稅は膠州獨逸租借地に於て同一事情の物品に對し現に納むるものと同一たるべし。[2]

第七項――清國條約港より大連へ來りたる清國貨物は日本租借地內に在る限り無稅とすと雖も右貨物にして同租借地境界

1) 他海關に於ける稅務司。
2) 獨清・一八九九年四月『青島海關設置ニ關スル協定』第六項末段に曰く、「獨領膠州ニ於テ清國內地ヨリ來ル原料ヲ以テ製造シタル物品ノ納ムベキ稅ハ後ニ定ムベシ」と。而して一九〇七年四月に至り『膠州灣租借地ニ於ケル製造品ニ關スル規則』制定せられた。

を越えて淸國內地に入る場合には現行條約に從ひ納稅すべし。

第八項――大連より船積せられ隨て輸出稅を納めたる淸國商品には領收證を下付し淸國條約港に於て陸揚の際右領收證を差出し現行條約に從ひ沿岸貿易稅を納むべし。

第九項――日本國及其の他淸國以外の商品にして淸國の條約港より大連へ船積せらるゝ場合には、該條約港に於て納めたる輸入稅は條約の規定に從ひ拂戾を受くべし。右商品は大連に輸入せらるゝも日本國租借地の境界を越え淸國內地に入らざる限り何等の納稅を要せず。又右商品にして大連より淸國以外の地に再輸出せらるゝときは輸出稅を納むるを要せず。

第十項――淸國の貨物にして淸國條約港より大連に船積せられ同所より更に淸國以外の場所へ船積せらるゝに際し右條約港に於ける輸出稅納入濟の證據書類を提出するときは輸出稅を納むるを要せず。

第十一項――大連海關は噸稅、燈臺稅及港稅の徵收若は管理に關與せざるものとす。

第十二項――淸國條約港に於ける現行關稅率は大連海關に於ても均しく之を適用すべし。

第十五項――前記大連海關は又大連より淸國內地に輸出し竝に同內地より大連に輸入する商品に對し通過免狀(Transit Passes)の發給を專掌し、且同海關は淸國の條約港に於て所謂淸國海關道臺(the so-called Chinese Customs Taotai)[1]に屬する一切の職務、權利又は資格を有するものとす。

第十六項――第十五項に記載の通過免狀に對しては現行條約に依る稅率卽ち輸出稅若は輸入稅の半額を大連海關に於て徵收すべし。

一九〇五年(明治三十八年)の『日露講和條約』及日淸『滿洲ニ關スル條約』に依り、日本は關東州に於ける露國の租借權を繼承したが、大連稅關に對しては露淸間の協定を準用せず當時靑島に於て行は

1) 他海關に於ける海關監督(俗に曰ふ Customs Taotai)である。

れて居た獨逸の海關制度を採用すること丶なつた。本協定は其の結果林權助公使とロバート・ハート總稅務司との間に署名せられたもので、其の名の示す如く、『大連海關設置ニ關スル協定』と『內水汽船航行ニ關スル協定』の二より成つて居る。抑も大連海關に關し露淸間に約された原協定に據れば、大連海關の徵稅事務は東淸鐵道會社によつて代辦せらるゝもので、頗る不合理な協定でおつた。於玆日露戰爭後、日本は一九〇六年(明治三十九年)八月二十二日大連を自由港とする旨聲明し、[1] 次で「靑島に於ける稅關協約の好結果に基ける淸國政府の要求に同意して」[2] 本項協定を成立せしめたのである。其の結果大連海關は、構成職員及出入貨物の課稅方法等に就ては租借地通商港たる地位を保有するも、又同時に淸國の一通商港としての地位をも兼備すること丶なつた。

本協定(甲)第一項に據れば、大連海關長は日本人の獨占に歸し、斯の點他の一般海關長が原則上國際的性質を帶ぶるのと異つて居た譯であるが、滿洲國の成立に至る迄、其の人員選用の實際に當つては、海關職員たる一般日本人中より總稅務司の獨裁任命に係る慣例であつて、其の與へらるゝ身分上の保障も亦一般海關職員の夫れと殆ど同樣程度のものであつた。又大連海關は本協定に明文なきも、大連港並に關東州租借地內の他の場所に出入する帆船貿易をも管理すること勿論である。[3] 又第十一項は大連港出入の船舶に噸稅を賦課せざる事實の根據であり、第

1) 日露戰爭中及其の直後日本が滿洲に於て執つた暫定的通商上の措置、之に伴ふ英米の抗議並に大連自由港に對する聲明等に付、拙著『門戶開放機會均等主義』86—90頁に詳かである。
2) 高柳『支那關稅制度論』336頁。
3) 獨淸・一八九九年四月『靑島海關設置ニ關スル協定』第十六項には之に關する明文がある。又明治四十年六月關東都督府令『關東州租借地稅關假規則』第二十三條にはジヤンク貿易の稅率に付規定して居る。

十五項は一般海關に於けるが如き海關監督（中國人）の駐在を認めざるもので、從て例へば內地通過輸出貨物に對する「三聯單」[1]の發行は此場合日本人海關長の手により行はれた譯である。[2]

本協定の一部たる（乙）『內水汽船航行ニ關スル協定』に就ては本書第十章沿岸貿易權及內水航行權中の當該箇所に於て述べるが、唯該協定第五項に曰ふ「日本國官憲は大連海關を援助し密輸入殊に阿片及禁制品の密輸入を禁止すべし」との規定に關し茲に一言する。右規定及一般通商條約の規定に依り日本は租借地境界に於ける密輸入の防止に付中國側を（向後は滿洲國側を）幇助する義務を有する所以であるが、之に關し貨物の檢査及納稅は總て大連に於て行ふも一方關東州との境界線數箇所に監視所を設けて密輸を取締る方法を採つて居る。又阿片に就ては日本政府は勿論原則上之が輸入及吸飲を禁じて居るが、當分の內未成年者に非ざる阿片癮者を救療する意味より、滿洲に於ても特殊の政策を採用する建前である。[3]

却說、大連海關と不可分の關係に在る大連港の管理及經營の實務は、關東局[4]（舊關東廳）監督の下に南滿洲鐵道會社の掌る處であるが、其の運用法規は一種の國內法に屬するを以て、本協定に基き制定せられたる『關東州租借地稅關規則』等と共に茲には之を省略する。

滿洲國成立後、同國が其の獨自の關稅行政を實施するに及び、本『大連海關設置及內水汽船航行ニ關スル協定』は其の運用上相當の難關に逢着するに至つた模樣であるが、同國は「未だ正式に之を廢

1) 英清・一八五八年『通商規則ヲ包含スル協定』規則第七の解說を看よ。
2) 通過稅の徵收も同斷であつた。
3) 大正十三年三月勅令第五十三號『關東州阿片令』、同年八月關東廳令『關東州阿片令施行規則』、昭和八年四月同廳令『南滿洲鐵道附屬地阿片取締規則』。
4) 昭和九年十二月關東局と改組。

棄して居ない」[1]。

＊獨淸・一八九九年『青島海關設置ニ關スル協定』

日淸・『間島ニ關スル協約』――一九〇九年九月四日署名（表・日一〇）

第二條――淸國政府は左記各地を外國人の居住及貿易の爲め開放す。龍井村、局子街、頭道溝、百草溝。[2]

第五條――圖們江北の雜居區域內に産する米穀は韓民の販運を許す、尤も凶年に際しては仍ほ禁止することを得べく、柴草は舊に依り照辦すべし。

圖們江北の韓民雜居地域に對する其の領土的主張を放棄した所謂間島問題の讓步的解決に際し、日本政府が關稅上僅かに右第五條に規定する特惠のみを得たのは、殊に當時の北滿通商と比較して甚だしき軒輕を來たす機因となつた。該協約に於て、當時中國陸境通商上の特徵たりし特惠關稅を間島經由の一般貨物に及ぼす旨を約さなかつたのは、日本政府の失態として從來（一九一九年八月の改訂まで）非難せられた處である。全く右第五條の如き條項は當時[3]、文明に遠き支那邊境例之露領西比利亞に接する呼倫貝爾邊界地（現滿洲國興安省）、英領印度に接する西藏邊界地に於て約定せらるゝ處と同程度の筈のもので、協約締結時の事情に在つては極めて當然の條項であり、何等領土的主張放棄の代償たり得る程價値を有するものではなかつたのである。

『一九一九年支那國改訂輸入稅率』（第五章第一節參照）の實施に伴ひ間島經由の貿易は安東經由の夫れと同樣

1) S. F. Wright, "China's Struggle for Tariff Autonomy," 1938, p.399.
2) 是等は當時吉林省間島（現滿洲國間島省屬）の要地。局子街は延吉と別稱し、間島省政府の所在地。
3) 當時間島には　又間島と朝鮮との間にも、一條の鐵道すらなかつたのである。

なる地位に置かれるに至つた。

日華・『鮮滿國境通過鐵道貨物關稅輕減取極』――一九一三年（大正二年）五月二十九日署名（表・ロ一一）

第一條――滿洲より鐵道に依り新義州以遠の各地に仕向けらるゝ有稅貨物、及新義州以遠の各地より鐵道に依り滿洲に仕向けらるゝ有稅貨物に對しては各關稅率[1]三分ノ二の輸出稅又は輸入稅を課す。

第二條――新義州より更に鴨綠江水路により他に輸送せんが爲め鐵道により滿洲より輸出せられ、又は該水路により新義州に到着して更に鐵道により滿洲に輸入せらるゝ貨物は、前記減稅の特典を受くることを得ず。從つて滿洲より鐵道により新義州に輸出せらるゝ一切の有稅貨物には關稅全額を課するも、左記の貨物に限り其の三分ノ一の拂戻を爲すものとす。（イ）新義州に於て地方的消費に供せらるゝもの、（ロ）滿洲輸出の日より二年以內に更に鐵道に依り新義州以遠に輸送せらるゝもの。

第三條――三分ノ一減稅の特典を受けて滿洲の內地に仕向けらるゝ貨物に對する抵代稅（通過稅）は海關稅率の三分ノ一即ち既納三分ノ二輸入稅の半額とす。

第四條――三分ノ一減稅の特典を受けて安東に輸入せられ、次で鐵道により滿洲以外の條約港若は支那本部各省の內地に仕向けられ、又は海路滿洲若は支那本部に仕向けらるゝ貨物は、中國海關に右既減額を納入するに非ざれば條約の規定に基き外國輸入品に適用せらるべき普通の稅關取扱を受くることを得ざるものとす。

本取極は署名者（伊集院公使、アグレン總稅務司）間の往復文書を附屬するも茲に省略。

日韓合邦後、安東海關は日華間の關稅壁となつた。一九一一年（明治四十四年）十月鴨綠江の架橋工事竣成し翌十一月安奉線の廣軌改築[2]完工するや、茲に鮮滿國境貿易は發展の機運熟するに至つた。

1) 即ち東支鐵道に依るものと同樣一九〇二年改訂の一般稅率表を基準とす。此點當時佛領印度支那及英領緬甸と廣西及雲南間に輸出入せらるゝものが依然一八五八年次の舊天津條約稅率に依ることを想起する要がある。

2) 既揭日清・一九〇五年『滿洲ニ關スル條約』の項（239頁）參看。

くて日本は中國陸境特惠關稅制度の新義州安東國境への適用――殊に露華陸路通商に對する均霑――に付北京政府に要望すること、なり、交渉の結果、種々の曲折を經て漸く一九一三年本取極の成立を見るに至つた。此取極に依り、日本産綿絲布の對滿輸出は鐵道運賃の割高なるに拘らず安東經由を有利ならしめ、一方粟・豆粕の如き滿洲特産物の對鮮輸出亦此特惠を享くる譯となり、鮮滿貿易の發展は約束されること、なつた。次に一九一九年の一般改訂輸入税率實施に伴ふ、安奉線經由貿易及間島貿易への該改訂税率適用に就き言及する順序であるが、是等は後述第五章第一節列國共同關係の『一九一九年支那改訂輸入税率竝附屬規程』の項末註[1]に之を讓ること、する。

一九二九年(昭和四年・民國十八年)二月二十七日、國民政府側は「國境關税特例廢止ニ關スル件」を文書を以て日本側に通告し來り、安東海關亦翌三月一日より特惠關税を廢止する旨布告を發した。日本が事前に其の不當を抗議したこと勿論である。當時日華間には未だ關税協定成立し居らず、從て右國民政府の一方的措置は本取極に對する明白なる違反であつた爲め、日本側は再び之を指摘し中國側にして反省せざる以上所謂强制通關の方法を實行する旨安東海關に通告した。次で同海關は總税務司に請訓の結果特惠關税廢止見合せの回訓を得、漸く這回の安東に於ける問題は落着した。[2]併しながら結局、間島に於ける特惠税率は此機會に廢止されて了つた。[3]右は國民政府王正廷外交による「不平等條約」撤廢の主張に急なる、滿洲邊境に於てさへ徒らに滋くせんとした事端の現はれと

1) 310—12頁。
2) 爾後一九三〇年五月の日華關税協定に就き本節末を看よ。
3) 滿鐵經濟調査會『增補訂正支那關税制度綱要』51頁。

認められる。（註）

註――中國側は之より以前に於ても、即ち華盛頓會議の最中一九二二年二月にも、本邦に對し鮮滿國境の特惠税率廢棄方を通告して來た。之は歐露政府の瓦解に乘じ先づ露國に對して北滿特惠の廢棄を一方的に聲明し、其の餘勢を藉りて本邦にも申込んで來たものであつた。斯る不條理な態度に日本側が應じなかつたことは勿論である。

＊露清・一八九六年『東清鐵道建設及經營ニ關スル契約』

青島海關に關する諸約定（表・日一二）

一八九八年三月六日の『膠州委附ニ關スル獨清條約』（中德膠澳租界條約）に依り、獨國は清國より膠州を租借した結果、青島に獨逸の國籍を有する海關長を置く海關を設けるに至つた。而して其の青島海關に關する諸規定は左の通りであつた。

『青島海關設置ニ關スル獨清協定』（中德會訂青島設關徵税辦法）――一八九九年四月十七日北京に於て署名

右協定は獨國が自由港制度を租借地に招來せるもの、國際法上の新例であつた。協定の内容は後に日本が大連に採用せるものゝ母型的規程であり、其の要旨は殆ど該大連海關設置協定（既掲）と同樣であつた。尙ほ本協定の施行に關し諸種の規程が之に伴つたこと勿論である（後出一九〇六年一月一日施行の税關規則を參照せよ）。

『內水汽船航行ニ關スル協定』（續立光緒二十五年三月初八日中德會訂青島設關徵税辦法附件）――一九〇四年四月十七日北京に於て署名

本協定は本來沿岸貿易權及內水航行權の章下に入るべきものであるが、靑島海關に關する舊規程なるが故に、便宜上玆に揭げる。

第一條――膠州海關は內水航行免狀を發給することを得。右內水航行免許を受けたる汽船は一般に一八九八年七月及九月[1]の規則竝に一九〇二年九月の追加規則[2]に依るべきものなりと雖も、尙ほ特に左記の規定に從ふべきものとす。

第二條――內水を往復せんとする汽船は內外國何れに屬するを問はず內水航行免狀を受くべし。該免狀は一箇年有效とす。噸稅は四箇月每に納入すべきものとす。

第三條――右免狀所有汽船は(イ)自由に靑島の河水(靑島水面)を往復すること、又は(ロ)規則に從ひ靑島より內地の一箇所若は數箇所に往復すること、靑島より內地に赴き更に條約港に至り再び內地を經て靑島に歸航すること、を得。

本協定は亦前顯大連海關の關する同樣なる內水汽船航行協定の基準となつたもの。

『靑島海關設置ニ關スル修正協定』(「中德會訂靑島設關徵稅修改辦法」)――一九〇五年十二月一日北京に於て署名

本修正協定は前記原協定(本修正協定に依り修正せられたる部分を除き)と共に、世界大戰前まで膠州獨國租借地に於て行はれ且爾後日本により一時再興繼承せられたる靑島海關の根本規程である。解說に先ち該修正協定の大要を叙すること丶する。

第一條――獨逸國官憲に依り靑島自由區域劃定の後、獨逸租借地內に設置せられたる淸國海關は、自由區域を出づる貨物に對し總ての關稅を課すべし。而して淸國政府は每年靑島獨逸國官憲に對し膠州海關統計に依り表示せられたる徵收濟純輸入稅の二割を該領地の經濟割當金として交附すべし。此の步合は現今假に五箇年間確定のものとし其の支拂は年四

1) 本書沿岸貿易權及內水航行權の章下列國關係の當該內水航行規則を看よ。
2) 英淸マツケー條約附屬書丙號の規則、本書同上章英國關係の當該項を看よ。

囘とし毎終期後に於て行はるべし。若し何れか一方に於て割當金を二割と定めたる本協定を修正せんとするときは、再考の時日を與ふる爲め第五年の終期に先ち他方に通告を爲すべし。

第二條――大港(the Great Harbour)[1]に設置せらるべき自由區域の劃定及築港進捗の結果、之に對して後日行はるべき擴張は出來得る限り税關事務執行に便宜なる樣之を爲すべし。

第三條――現行關税率による無税品に對しては關税を課せず。左記物品は無税とす。

(イ)獨逸軍隊用兵器及軍需品。(ロ)將來の需要を豫想し陸海軍官憲に於て注文せる材料品及糧食品。(ハ)一般公衆用製造、工業及農業の目的に需要せらるゝ機械及其の構成部分竝に器具、公共及官署用の一切の建築材料、設備品及其の他の物品。若し後に至り之を清國內に輸送せんとするときは之を海關に申告して輸入税を支拂はざるべからず。(ニ)普通の修繕用の目的を以て自由區域と外界との間を出入する物品(車輛及其の類似品)。(ホ)獨逸租借地內に輸入し私用に供する一切の小包郵便物にして添附申告書に依り徴收すべき税額一弗(價格二十弗)を超過せざるもの。但し海關は隨時該郵便物及申告書を檢査するの權利を有す。(ヘ)有税品又は禁制品を包含せざる旨申告したる旅客の手荷物。

第四條――輸入税賦課に關する一八九九年四月十七日の協定第五、七、九項に定めらるゝ規程[2]は無税區域が自由區域に限定せられたる範圍に於て玆に修正せらる。

第五條――自由區域外に建設せられたる製造所の爲め協定をなし、之に依り製造品は自由區域內に於て產出するものに比し不利なる取扱を受けざるべし。

第六條――淸國沿岸港に於て許與せらるゝ一切の商業及船舶に關する便宜及特典は地方狀況の要求する修正を加へたる上獨逸租借地にも及ぼさるべし。

第八條――一八九九年四月十七日の原協定は玆に修正せられざる限り依然其の效力を有す。

1) 青島市街の北卽ち膠州灣內に築造されたもの。
2) 青島自由港制度の關する貨物の出入に對する規程。

是より先、租借地に自由港制度を招來せる獨國は、茲に其の政策を一變せしむること丶なり、自由港制度(Free Port system; Freihafensystem)を棄て丶自由區域制度(Free Area system; Freibezirksystem)を採るに至つた。[1] 獨國は該膠州租借地内に於て一般製造工業の發展を促さんとする見地より、專ら租借地内の消費者を利するのみである自由港制度を一擲したと觀るべきである。此修正協定の效果として、該租借地は殆ど全く中國の關稅領域に合併せらる丶に至つたが、其の反面に獨國は、(一)青島海關に於ける輸入稅の二割を淸國より受くること丶なつた外、[2] (二)一般條約上の無稅貨物以外に同租借地に於て使用せらる丶多數の輸入貨物に對する免稅の特典と(三)同租借地内製造貨物の輸出に對する減稅及免稅の特典とを、許與せらる丶こと丶なつた。

本修正協定の實施に關聯し次の二規則が生れた。

『膠州灣租借地稅關規則』(「膠澳租界海關章程」)——一九〇六年一月一日施行(一九〇五年十二月二日公布)

本規則は全十一章(總則・自由區域・無稅品・租借地ニ於ケル製造品・阿片・兵器彈藥爆發物其ノ他・郵便物・油槽石油・海關執務時間・罰則・舊規則ノ廢止)計三十一箇條より成り「一八九九年四月十七日附協定及一九〇五年十二月一日附修正協定の條項を施行する爲め」淸國海關總稅務司の同意を經て制定されたものである。又同時に一八九九年四月十七日附原協定に伴つた次の諸規則は本規則施行と共に廢止されること丶なつた(本規則第三十一條)。

1) 國際通商上免稅區域として考量せらる丶ものには、區域の廣狹に從ひ保稅倉庫(Bonded Warehouse), 自由區域(Free Area), 自由地域(Free Zone), 自由港(Free Port)の四制度がある。

2) 蓋し其の計算は輸入貨物の二割が租借地内に於て消費せらる丶との假定に基くのである。

一八九九年五月二十三日附膠州獨國租借地海關假規則。同日附阿片、兵器ノ輸入及取締ニ關スル特別規則。同日附關稅取締ニ關スル特別規則。一九〇一年四月二十日附山東鐵道託送貨物ニ關スル海關假規則追加假規定。一九〇二年三月三十一日附鐵道託送貨物ニ關スル海關告示第二十四號。

『膠州灣租借地ニ於ケル製造品ニ關スル規則』〔關於膠澳租界製造品章程〕――一九〇七年四月十七日北京に於て署名

右は膠州租借地の產物、及該產物若は海路租借地に輸入せる產物より製造せらるゝ貨物に對する輸出、內地輸送等に關し、詳細に規定せるものである。

世界大戰の砌日本による青島占領後、一九一五年(大正四年、民國四年)五月二十五日、日華兩國間に『山東省ニ關スル條約』及『膠州灣租借地ニ關スル交換公文』署名せられ、次で同年八月六日、日置益公使エフ・エー・アグレン總稅務司との間に『青島支那國稅關再開ニ關スル取極』成立、青島海關は翌九月より改組して再開せられ日本は舊獨國の取得せる同海關に關する一切の權利を繼承することゝなつた。[1] 而して爾後、所謂『ヴェルサイユ條約』(一九一九年)、『支那國ノ關稅ニ關スル條約』(一九二二年二月六日、華府會議)を經て、『山東懸案解決ニ關スル條約』(一九二二年二月四日、同上)、『山東懸案細目協定竝同附屬書』(一九二二年十二月一日)、其の他の諸約定に依り從來享有し來つた日本の青島海關に關する特殊地位は、舊獨逸膠州租借地に於ける一切の行政權と共に、一九二二年(大正十一年、民國十一年)十二月十

1) 右『膠州灣租借地ニ關スル交換公文』に於て、日本は一定條件の下に該租借地を中國に返還する旨聲明した。

日正午限り消滅するに至り（『山東懸案細目協定』第一條）、茲に「青島稅關は全然支那國海關の一部」と爲つて了つた（『山東懸案解決ニ關スル條約』第十二條）。

青島海關[1]の如きは固より所謂山東問題の一小部分に他ならなかつた。是等條約に基き行はれた全山東問題に對する最終的解決が、果して日英同盟の誼に因れる日本の對獨宣戰に――之に次ぐ青島攻略戰其の他の犧牲に――値するものであつたか否かに就て、茲に論議する餘裕はない。唯、該青島海關に關し現に我等の前に遺されて居る直接的利益（日本が猶ほ其の法益を享受し得るもの）は僅かに次の諸點である。

「支那國政府ハ現ニ青島ニ行ハルル保稅區域制度ヲ持續スベシ」（中國政府允將青島現行保稅區域制度繼續辦理）（註）――山東懸案細目協定第二十六條。

「支那國政府ハ大正十一年十二月十日以後舊獨逸膠州租借地ニ於ケル製造工場ニ對シ、支那國内ノ他ノ開埠地ニ於ケル製造工場ト同一ノ取扱ヲ爲スベシ」――同上第二十八條。

「支那國政府ハ本協定第二十六條所定ノ保稅區域ニ於テハ本協定調印ノ際現ニ青島海關ニ於テ各種貨物ニ對シ與ヘラルル特典待遇ヲ引續キ許可スルモノナルコトヲ聲明ス」――山東懸案細目協定附屬書第十項の一。

「支那國政府ハ舊獨逸膠州租借地ニ於ケル日本商人ニ對シ日本語ヲ用ヒテ青島稅關ト往復スルコ

1)　中國側の稱呼は膠海關。

トヲ認許ス」――同上第十項の二・山東懸案解決ニ關スル條約附屬書第三項も亦同趣旨(後者が原承諾)

「支那國政府ハ總稅務司ヲシテ青島稅關ニ必要ナル役員ヲ選擇スルニ當リ、支那海關ノ現行任用規則ノ許ス限リ青島ニ於ケル商業上ノ諸般ノ必要ヲ考量セシメ、且現在職員ノ異動ハ出來得ル限リ最少限度ニ止メシムベシ」――同上第十項の三・同上條約附屬書第三項も亦大體同趣旨(末段のみは原承諾後に追加せられた)。

「日本國政府ハ浚渫船、小蒸汽船其ノ他ノ船舶(左記ノ通・茲に省略す)ヲ支那國政府ニ讓渡スルコトヲ承諾ス、但シ卽墨丸[1]ハ支那當局ニ於テ同船ヲ引續キ水先案內ノ無償使用ニ供スルコトヲ聲明ス」――山東懸案細目協定了解事項第三項の三。

註――獨國施政時代より日華間『山東懸案細目協定』成立迄引續き存續せる所謂「自由區域制度」(Free Area system)が、該協定に於て「保稅區域制度」(Bonded Area system)と改稱せらるゝに至つた經緯に付、私の聞知する處に據れば次の通りである(尙ほ該協定は日華兩國文にて作成せられたるを以て、右に示せる英語は單に參考に止まり條約上の拘束力を有しない)。

元來、山東懸案細目協定日華第一委員會の海關分科會が該委員會に報告せる處に據れば、「本分科會は現に青島に行はるゝ自由區域制度を持續すべきことを全會一致を以て建議す」とあつた。然るに中國側委員長王正廷は、右「自由區域」を「保稅倉庫區域(Bonded Warehouse area)」に修正する意嚮を表明した。日本側委員長小幡酉吉は、右兩者の示す語には機能の相違するものあるのみならず、保稅倉庫區域は其の意義狹きに失し到底青島貿易發展の實情に則せざる嫌ありと應酬し、且現に右自由區域に於て貨物の仕分、改裝を爲す權利を認められ居る旨を强調した。之に對し王委員長

1) 協定成立前我青島民政部港務所所屬の水先案內用小船(十六噸)。

は中國側修正案たる「保税倉庫區域」は「保税倉庫」夫れ自體とは異るが故に、畢竟從來の「自由區域」と同義であると釋明し、改めて「保税區域」なる語を使用すべしと提議した。於玆、小幡委員長も之に同意し、更に兩者間に「右保税區域內に於ては現に行はるゝ自由區域內に於けると同樣なる特典待遇を爾今も貨物に許與せらるべし」との了解が成立した。即ち前掲山東懸案細目協定附屬書第十項の一は之を謳つたものである。

固より日本が既に青島海關に對する特權を放棄せる以上、[1] 斯の種免税地域の存續は理論上全く中國側の自由意思を以て決定し得るものであるとは謂へ、斯の如く折角好意を示しながらも徒らに名義を求めんとするのは、王一流の末梢的外交の現はれと評さざるを得ない。

日華・『南滿洲及東部內蒙古ニ關スル條約』——一九一五年(大正四年、民國四年)五月二十五日署名(表・日一三)

第一條——兩締約國は旅順大連の租借期限竝に南滿洲鐵道及安奉鐵道に關する期限を何れも九十九箇年に延長すべきことを約す。

第二條——日本國臣民は南滿洲に於て各種商工業上の建物を建設する爲め又は農業を經營する爲め必要なる土地を商租することを得。[2]

第三條——日本國臣民は南滿洲に於て自由に居住往來し各種の商工業其の他の業務に從事することを得。

第四條——日本國臣民が東部內蒙古に於て支那國國民と合辨に依り農業及附隨工業の經營を爲さんとするときは支那國政府之を承認すべし。

第六條——支那國政府は成るべく速かに外國人の居住貿易の爲め自ら進みて東部內蒙古に於ける適當なる諸都市を開放すべきことを約す。

1) 『山東懸案解決ニ關スル條約』(大正十一年二月四日附署名)は同十一年五月二十三日批准を了した。從て右細目協定折衝の當時に於ては、青島海關は既に條約上中國海關の一部に轄歸濟であつた。

2) 本條約附屬の交換公文己號に依り、「商租ノ文字ニハ三十箇年迄ノ長キ期限附ニテ且無條件ニテ更新シ得ベキ租借ヲ含ムモノ」との了解が日華兩國間に成立して居る。

「二十一箇條條約」なる誤れる俗稱に依り餘りにも有名な本條約は、署名の卽日より有效[1]と定められ且存續期間に就き何等規定せらるゝ處の無いものである。本條約の效力の有無に就きては既に日華兩國に於て論議を盡された問題であり、且又從來の日華兩國間の諸條約を承認せる滿洲國の出現てふ情勢に重大變遷のある今日、今更此處に喋々之を論ずる必要は無い程である。簡言を以てすれば、日本は條約成立の諸條件を具備するが故に有效なりとし、嘗ての中國は民國十一年一月の國會の決議を理由として翌十二年三月十日附照會を以て日本政府に之が廢棄方を申出でた歷史を伴ふ條約である。元來本條約は其の preamble に叙べられて居る如く、日華兩國が「南滿洲及東部內蒙古ニ於ケル兩國間ノ經濟關係ヲ發展セシメンコトヲ欲シ、右ノ目的ヲ以テ條約ヲ締結スルコトニ決シ」た結果、合法的に成立を見たものであり、彼の國會の決議云々の如きは恰も『石井・ランシング協定』に對する米國側往年の主張と同樣一方當事國の國內事情に屬し、日本側として何等關知すべき筋合ではない。

而已ならず「對華日本外交の退却」とも評せらるゝ華盛頓會議に於てすら、中國委員王寵惠は、「若し日本國にして一九一五年の約定が正當の形式を具へて兩國政府に依り實際に署名せられたるの故を以て之を有效とする形式上又は法規上の論據(the technical or juristic validity)に專ら賴らんとするものなるに於ては、本會議の關する限り右主張は大に失當なるものと謂はざるべからず。何と

1)　但し本條約附屬の交換公文辛號に依り、本條約第二、三、四、五條は「支那國政府ニ於テ諸般ノ準備ヲ整フル必要上」三箇月間其の實施を延期された。

なれば九國代表者の今次の會同は法律上の現狀維持(the maintenance of the legal *status quo*)を其の目的としたるものに非ざるを以てなり。右目的は之に反し出來得べくば太平洋及極東に於ける現狀に對し諸國間に於ける恒久的友誼關係の增進を期待し得るが如き變更を加へんとするに在るものなること、合衆國大統領の諸國に對する本會議參加招請の書翰中にも述べられたる通りなり」と陳述し(記錄に留められたもの)、以て本條約が「形式上又は法理上の論據」より觀て無效なりと云ふ斷定は、之を巧みに避けたのである、且其の時王は語を嗣いで右一九一五年の日華諸條約、交換公文を廢棄すべき四理由を擧げたが、其の中に「本約定は日華兩國間に不斷の誤解を釀成せり之を廢棄するに非ざれば他日兩國間の友誼的關係を攪亂すること必然」であると言ひ、大正四年六月の帝國議會に於ける政友會の決議案(原敬提出)を引例して當時日本内部にも大隈内閣の對華交涉に對する反對が存在したことを陳述した。[1] 併しながら先づ右政友會の決議案が本條約夫れ自體に反對せるものでなかつたことを茲に一言する必要があるのみならず、一八四二年の『南京條約』を招來せしめた阿片戰爭の際英國議會に於て、ダービー、グラッドストーン、デスレリ等の如き有力議員により其の不正義戰爭反對が强調せられた史實をも想起する必要がある。斯る一方當事國内の政情に關する考察は之を暫く措き、王は「之を廢棄するに非ざれば他日兩國間の友誼的關係を攪亂すること必然」と述べたが、之寔に中國側にのみ好都合の語であつて、右は逆に、或は「之を遵守するに於ては兩國間の友誼的關

1) 當時米國の執れる態度に付、拙著『門戶開放機會均等主義』183—87頁を看られ度い。

係に攪亂を來すことなし」との想定に基礎付けらるべき必然性を全然無視した言葉であつた。更に假りに「形式上又は法理上の論據」をのみ有することを以てしては、條約が其の合理性を主張せらるるに十分ならずと斷定し得るものとすれば、恐らく今日中國の義務を負ふ所謂不平等條約は殆ど其の大部分を失效せしめねば「條理」に背くこと丶なるであらう。

實に本條約に對する、或は明白なる或は暗々裡なる中國側の繼續的否認の態度が、滿洲事變勃發原因の一となつたことは否む能はざる處である。

現狀　一九三〇年(昭和五年、民國十九年)五月六日南京に於て駐華帝國代理公使重光葵及中國國民政府外交部長王正廷間に正式署名せられた所謂關稅協定は、中華民國關稅自主權問題に劃期的成果を與へたものである。該協定は、『日本帝國ト支那共和國トノ間ニ締結セラレタル協定』(表・日一四)と正稱せられ、四箇の『附屬書』(附件)(Annex)を伴ふものである。

本協定は五箇條より成り、第一條に於て關稅自主權を互認し(輸出入稅率(進出口稅率)、戾稅(存票)、通過稅、噸稅(船鈔)に關する一切の事項)、第二條に於て海關稅、戾稅、通過稅及他の一切の同樣なる內國課金(稅捐)、噸稅に就き最惠國待遇を互與し、第三條に於て前記諸條及本協定附屬交換公文に揭げらる丶規定は近く兩國間に締結せらるべき通商航海條約に包含せられ且其の一部を構成すべきものなる旨を定め、第四條に於て日華兩文に意義相違ある場合には英吉利語の本文に據る旨を述べ、第五條に於て本協定は署名の日の後十日目(即ち同年五月十六

日）より效力を發生する旨を規定して居る。
附屬書の第一は特殊品目に對する輸入税を一定期間互恵せるもの（例へば綿製品の中國への輸入に對しては三年、玩具等雑品の中國への輸入に對しては一年、手工品たる刺繍布の日本への輸入に對しては三年）、第二は協定實施後四箇月の滿了と同時に從來の陸境關税に對する輕減率の廢止を了解せるもの、第三は釐金、常關税、沿岸貿易税、通過税、其の他之に類似する一切の課金を最短期間に最大可能なる範圍に廢除すべきことを中國政府に於て約し、且釐金は一九三〇年十月十日より之を廢止する旨の準備に就き同政府に於て聲明せるもの、第四は日本債權者に對して支拂はるべき中國側の多種且多額なる無擔保債務の整理に關するもの、之である。

想へば華府會議の約定に基き一九二五、六年北京に開かれたる「支那國關税特別會議」の際、日本は列國に率先して、所謂中國關税自主權に原則的承認を與ふる意嚮を宣明し以て關係國の蒙を啓いたのであつたが、今また茲に右日華協定の成立に依り、中國（從て滿洲國）に對して關税率自定權を實質的に許容するの措置を執るに至つた譯である。所謂關税自主權恢復の過程に於て、最も先んじたる日本が、最も後れたのは、眞に奇しき運命と謂ふの外はなく、這の裏面に、事毎に日本の國際的地位を努めて不利ならしめんとせる國民政府の猪突的外交が多分の役割を演じて居たことを忘れてはならぬ。

但し、一九二八―三〇年次の列國との改正條約中、其の批准書交換が最も後れたのは、和蘭との條約（一九三〇年十一月十八日南京に於て互換）であつて、既に述べた通りである。[1] 即ち最恵國條款の爲

1) 本書29頁を看よ。

め、關係列國は右蘭華『關税條約』批准書交換日より夫々新條約に拘束せらるゝに至つたのである。

〔滿洲國と日本權益〕　滿洲國の獨立に伴ひ、同國領域內に於て從來日本の享有し來れる條約權益（廣義）は條約上の調整を必要とする狀態に置かれるに至つた。一九三二年（昭和七年、大同元年）九月十五日附日滿兩國全權間に署名を了せる『日滿議定書』は、該日本權益に對する滿洲國の義務繼承に付、最も明確に規定して居る。

前文――日本國は滿洲國が其の住民の意思に基きて自由に成立し獨立の一國家を成すに至りたる事實を確認したるに因り滿洲國は中華民國の有する國際約定は滿洲國に適用し得べき限り之を尊重すべきことを宣言せるに因り、日本國政府及滿洲國政府は日滿兩國間の善隣の關係を永遠に鞏固にし互に其の領土權を尊重し東洋の平和を確保せんが爲め左の如く協定せり。

一[1]――滿洲國は將來日滿兩國間に別段の約定を締結せざる限り滿洲國領域內に於て日本國又は日本國臣民が從來の日支間[2]の條約、協定其の他の取極及公私の契約に依り有する一切の權利利益を確認尊重すべし。

二――（略）

（本議定書は署名の日より有效、條約解釋の準據文は日本文本文とする規定）。

第四節　瑞典國及諾威國關係

1) 正文には第一條と曰はず、二も同斷。
2) 支と云ふ處に條約上對淸國、對中華民國の意味を含むものと解せられる（私見）。

瑞諾清・『平和、修好及通商條約』或は『五口通商章程』――一八四七年三月二十日署名（表・瑞諾一）

第二條――清國に往復する瑞典諸威國民に對して課せらるゝ輸出入稅は本條約の一部を爲す關稅定率表に據るべきこと、清國が其の定率を變更せんとする時は瑞典諸威國代表者の同意を經るを要すること、瑞典諸威國及國民は清國に於て最惠國待遇を享有する旨規定す。

第六條――瑞典又は諸威の商船が五港に入港する時其の船積量に應じて課せらるゝ噸稅率（百五十噸以上は毎噸五錢、以下は毎噸一錢）に付規定す。

本條約附屬關稅定率表は一八四三年英清兩國間の爲めに定められたるものと殆ど同樣である。尙ほ當時の瑞典、諸威はオッペンハイムの所謂 Real Union であつた。[1)]

＊英清・一八四三年『五港通商章程』、米清・一八四四年『望廈條約』、佛清・同年『黄埔條約』、白清・『一八四五年ノ協定』

瑞典清・『修好、通商及航海條約』――一九〇八年七月二日署名（表・瑞典一）

第五條――清國及別國に現に實施せられ又は後日定めらるべき關稅定率表及關稅規則は、瑞典國民通商の目的物たる一切の商品に適用せらるべく、之が爲め納入すべき輸出入稅に付瑞典國民は最惠國待遇を享有すべし。瑞典國民は通過稅に付亦最惠國民の場合と同樣に取扱はるべし。瑞典國民が貨物を條約港相互間に運送し或は稅關倉庫に格納する場合は現行一般規則又は清國及別國間に後日商議せらるべき規則に從ふべし。清國民が瑞典國に輸入する清國及別國の貨物に對する輸入稅に付、瑞典國は之に最惠國待遇を與ふ。

現狀　瑞典國とは一九二八年（民國十七年）十二月二十日南京に於て國民政府外交部長王正廷、駐華瑞典國臨時代理公使レイヨンヒューウド（Baron C. Leijonhufvud）間に署名せられた瑞華『關稅條約』

1) 此ユニオンは一九〇五年十月に解除。

(全文三箇條)(表・瑞典二)及附屬照會に依り、中國の關稅上の不利益は原則的に撤廢せられた。

一方諾威國は瑞典諾威聯合王國解體後、別に中國と通商航海條約を締結することなく、前顯一八四七年の條約により其の法益を享受し來つた。而して、一九二八年(民國十七年)十一月十二日上海に於て國民政府外交部長王正廷、駐華諾威國代理公使アール(N. Aall)間に署名を了せる諾華『關稅條約』('Treaty regulating Tariff Relations')(全文二箇條)(表・諾一)に依り、中國の關稅に關する不利益は原則的に撤廢を見るに至つた。

第五節　葡萄牙國關係

葡清・『平和、修好及通商條約』――一八六二年八月十三日署名(未批准)(表・葡一)

本條約は全文五十四箇條より成り、又多數の所謂不平等條項を包含して居る。併しながら右は葡萄牙の澳門(Macao)占領問題に絡み、遂に清國皇帝の批准を經るに至らず、拘束力なき一文献たるに止まつて了つた。蓋し、其のテキストを瞥見する者をして直ちに斯る運命の必至性を認識せしむる程、本條約は相矛盾する事項を包藏して居たのである。(註)

尙ほ參考の爲め本條約に規定せられたる關稅上の不平等條項を數へれば次の通りである。

第二十三條――大小葡國商船に課せらるゝ噸稅率(百五十噸以上每噸四錢、以下は每噸一錢)を規定す。

第二十四條――葡國民の輸出入する商品に對する税金は別國に適用する關税定率に從ふべし、且葡國民は其の税金に關し最惠國待遇を有す。

第二十六條――一定期間(十年)を經ざれば關税定率表竝に通商諸規則を修正し得ざる旨を規定す。

第二十八條――葡國民が或開港場に於て既に輸入税を納付したる貨物を國内に運送する場合、又長江筋若くは外國に運送する爲め國内に於て貨物を購買する場合には別國に關し新たに採擇したる法規に從ふべし。

本條約は多數諸國の場合と異なり關係兩國間用關税定率表を附屬せしめず、「別國ニ適用スル」ものを流用すると云ふ便宜手段を採用して居る。第二十四條は卽ち其の規定であるが、同條の清國文テキストは「倶照咸豐八年各國税則爲額」と爲し、以て一八五八年の諸天津條約税率に依る趣旨を明定して居る。

註――第二條•「葡萄牙國及清國間竝に從前廣東省たりし澳門市の行政官廳と清國官憲との間の諸關係に付、時と時代の如何を問はず本日迄に筆記せられ印刷せられ又は口頭にて協定せられたる一切の事項は本條約に依り完全に取消され且存在せざるものと看做さるべく、爾後本條約は正當の委任を受けたる兩國全權委員に依り締結せられ且署名せられたる後、前記諸關係の唯一にして有效なる規定となるべし」。

第三條•「澳門總督(Le Gouverneur général de Macao(大西洋國總督澳門大臣))は重要事件の爲め必要なる場合に於て一年一回葡萄牙國皇帝陛下の全權委員の資格を以て北京の宮中に參內することを得………」

第九條•「……葡萄牙國皇帝陛下は淸帝國の利益を害すべき一切の事項を避くる爲め最善の注意を爲すことに付、澳門知事(Gouverneur de Macao〔澳門官員〕)に命令すべし。淸國皇帝陛下は適當と認むる場合に於ては澳門に駐在すべき

事務官(agent〔官員〕)を任命すべし、右事務官は澳門に於ける商事事務を取扱ひ且法規の遵守を監視す、尤も該事務官は滿洲人(Manchu)又は漢人(Chinois)にして第四又は第五階級の者〔或旗或漢四五品人員〕たるを要す………」[1]

右の諸條を觀るに、澳門に於ける葡萄牙行政官憲の駐在を其の前提條件の一として居ることは明かである。然るに當時淸國は葡萄牙の澳門支配を正式に容認して居らず、從て本條約にも葡國官憲の澳門駐在に對して何等之を承諾する意味の明文を挿入して居ないのである。斯く多年の痼たる澳門占領問題を曖昧の儘にして兩國間に正式の國交が協定され得る筈はなかつたのである。

葡淸・『リスボン議定書』――一八八七年三月二十六日署名(表・葡二)

第一條――最惠國條款を有する修好及通商條約を北京に於て締結すべし。

第二條――淸國は葡萄牙國が同國の他の屬地と同樣に澳門及其の屬領を永久に占領し且統治することを承認す。

第三條――葡萄牙國は淸國との協定なくして澳門及其の屬領を讓渡することを得ざるべし。[2]

第四條――葡萄牙國は英國の香港に於けると同樣の方法を以て澳門に於ける阿片稅收入に付協力することを約す。

本議定書は葡都に於て同國外相バロス・ゴメス(Henriqeu de Barros Gomes)と淸國總稅務司代理キャンベル(James Duncan Campbell)[3]との間に署名せられたるもの、淸國は澳門(葡萄牙は一五五七年以來約三世紀間不確定の狀態の下に其の占領を續けて居た。)の割讓と交換條件に澳門に於ける阿片稅收入を確保することゝなつた。尙ほ右に對する經緯に付ては直接或は間接、本議定書に基き正式に約定せられた以下三條約の條項下に於て之に言及する。

1) 淸國の一般對外條約に於て「滿洲人」「漢人」と云ふが如き用語上民族的差等を記錄したものは、邊境關係諸條約の場合を除き、其の例を見ざる處である。
2) 淸國が斯る不利なる環境に於て、猶ほ宜く葡國をして澳門の不割讓(事實上の)を約せしめた配慮は賞讃に値する。吾人は日淸戰後の遼東半島還附に際して我政府の執つた措置に缺くる處なかりしや否やを想起せねばならぬ。
3) 淸國海關倫敦科長(本書188頁を看よ)。

葡清・『修好及通商條約』（別稱『ローザ條約』[1]）——一八八七年十二月一日署名（表・葡三）

第二條——『リスボン議定書』（前項）第二條の確認に關する規定。

第三條——『リスボン議定書』第三條の確認に關する規定。

第四條——葡國は英國が香港より清國の港に輸出せらるゝ阿片に對する稅金の徵收に付清國と協力する間、澳門より清國の港に輸出せらるゝ阿片に對する稅金の徵收に付、英國と同樣の方法にて協力することを約諾す。右協力の基礎は本條約の附屬協約（次項）に依りて設定せらるべし。

第十條——葡國は清國に於て最惠國待遇を享有すべきことを規定す。該待遇の客體として擧げられたる中に「輸入、輸出、通過又ハ他ノ諸稅ノ減額」なる辭句を含む。

第十二條——葡國民が清國に於て取扱ふ貨物に對する輸出入稅は一八五八年の一般關稅定率表に據るべし。

第二十條——大小葡國商船に對して課せらるゝ噸稅率（百五十噸以上は每噸四錢、以下は每噸一錢）を規定す。

第三十八條——葡國民が開港場に於て法定の輸入稅納付濟の貨物を清國內地市場に運送する場合竝に清國內地に於て購入せる產物を長江の港若は外國に運送せんとする場合には清國が別國に對して採用する規則に遵由すべし。

第四十六條——本條約の關稅定率表竝に通商諸規則は十年後に非ざれば改正するを得ず。

本條約は所謂「葡清兩國間ニ既ニ三百年以上ノ間存在シタル友好的關係」を「親密且鞏固ナラシム」る爲めに訂立せられた條約である。

葡清・『修好及通商條約附屬阿片協約（Convention）』——前同日附（表・葡四）

第一條——葡國は澳門の阿片貿易に關する法律を左の各規定に從ひ制定すべし（以下第一乃至六項より成る。函裝・chest

1) 葡國側代表駐清公使 Thomás de Sousa Rosa の名に因む。

以下の小口阿片を澳門に輸入することを得ず。規則は香港に於ける、同様目的の規則と同様たるべし。等々)

第二條——澳門より淸國の港に阿片の輸出を許可せられたるときは阿片監督官(Superintendent of Opium)[1]により其の旨、拱北關[2]税務司辦理(Commissioner of Customs at Kung-pae-tuan)に通告せらるべし。

本協約は前項『修好及通商條約』第四條に於て約されたる、阿片税徵收に關する協力の基礎(basis)を爲す協約である。而して本協約は葡國公使(Thomás de Sousa Rosa)を一方當事者、總理衙門諸大臣を初め淸國中央政府の官吏を他方當事者として署名せられたものであるが、更に此協約に基き該公使より委任せられたる同國書記官と淸國政府より必要なる訓令を受けたる海關總稅務司(ロバート・ハート)との間に次の取極が結ばれた。

葡淸・『阿片税ノ徵收ニ關スル取極』——前同日附(表・葡五)

第一項——澳門商人の要求する分量の阿片に付之が販賣の爲めの稅金證明書を該商人に供する爲め、官署(關)(office)を淸國の領域内適當の場所に設置すべし。該官署は淸國海關の外國人總稅務司の任命する稅務司(Commissioner)の下に置かるべし。

第二項——一擔(百斤)に付百十兩以下の割合の右稅金證明書を具備する阿片は一切の各種稅金を免除せられ、且淸國の港に於て納稅濟の阿片に關する淸英兩國間芝罘協定の追加條款[3]に規定する一切の利益を享受することを得。

第四項——淸國の港及澳門間の商用ヂヤンク及其の積荷は淸國の港及香港間の商用ヂヤンク及其の積荷に課するものよりも多額の料金又は稅を徵收せられざるべし。澳門に到達前關稅及釐金稅を納付したる淸國生產品は再び關稅及釐金稅の納付を要せずして澳門より淸國の港に再輸出せらるゝことを得、但し此場合、銷號費(*Siao-hao fei*)と稱する稅を支拂

1) 澳門に於ける葡國官憲。
2) 拱北關は Kung Pei Kuan 又は Lappa Kuan と通讀さる。同關に付ては英淸・一八八五年『芝罘協定追加條款』の項を看よ。
3) 既揭、一八八五年七月十八日附。

ふものとす。

葡國占領下の澳門は英國領香港と共にヂャンク卽ち支那型帆船による密輸（主として阿片の）根據地となり、多年淸國政府を惱ました。淸國政府は一八六六年以來香港澳門の附近島嶼に六稅局（六廠）を設け嚴密なる關稅網を張り、以て兩港を封鎖せんとする姿勢を執つたが、結局之が失敗に歸した經緯は既に英淸一八八五年『芝罘協定追加條款』*の項に於て之を述べた通りである。次で香港に於ける阿片密輸問題に解決を與へた一八八六年九月の英淸間『阿片取極』の實施に伴ひ、淸國は相當の犧牲を拂ふとも葡萄牙との間に澳門に於ける阿片稅の收入に付、協定を遂げざるを得ぬ立場に置かれるに至つた。斯る情勢の下に成立したものが卽ち既掲『リスボン議定書』であつたのである。

尙ほ爾後の澳門阿片貿易に關しては次項『補足通商條約』に就て之を述べる。

* 英淸・一八八五年『芝罘協定追加條款』

葡淸・『補足通商條約』——一九〇二年十月十五日署名（表・葡六）

第一條——一八八七年十二月一日附『修好及通商條約』は本條約の結果に依り變更及追加せられたる後其の效力を存續す。

第三條——澳門に輸入せられたる阿片及澳門より淸國の港に輸出せられたる阿片に對する監督及稅金徵收に付葡萄牙國が有利に協力する爲め、澳門植民地の政廳及淸國の海關廳との協議に依り選定せらるべき場所に海關分關を設置す。

第四條——右海關分關は澳門に於ける阿片の入荷及船積を監督し淸國に納付すべき一切の稅金を徵收すべし。

第五條——右海關分關は澳門を出發する一切の船舶に對し同樣の特權を許與し且同樣の規則を適用すべし、右に付海關分

關は條約港の海關と何等異ることなかるべし。

第六條――右海關分關に適用すべき規則は兩締約國の協定に依り設定せらるべし。

本條約は、義和團事變の結果たる一九〇二年次の『淸國輸入税率改訂ニ關スル協定』に對し、葡國が加入方を表明するを以て其の主要目的とした條約である（一九〇四年十一月十一日〔光緒三十年十月五日〕葡國は更に加入方を意思表示した）。而して同條約第六條に據り、澳門税關設置の爲め葡淸兩國代表〔サントス(Santos)葡國代理公使とハート總税務司〕は、一九〇三年一月二十七日北京に於て『澳門ノ税關設置ニ關スル追加協定』[1]（表・葡七）（『サントス協定』の俗稱あり）に署名した。尙ほ次項解說に續く。

葡淸・『通商條約』（俗稱『ブランコ協定』）――一九〇四年十一月十一日署名〔未批准〕（表・葡八）

第二條――葡國は一九〇一年九月七日の義和團事變議定書第六條に規定せらるゝ輸入税の增加を承諾す。

第三條――葡國政府は澳門より淸國に輸出せらるゝ阿片の關税及釐金税の取立及一八八七年十二月一日の條約及特別阿片條約に從ひ密輸入の禁遏に付淸國政府と共に從來の如く協力を繼續することを約諾す。

右の協力を有效ならしむる爲めには、澳門に輸入せらるゝ一切の阿片は其の著荷のとき葡國政府が右目的の爲め設置したる特別事務局に登錄せられ、且葡國政府は右事務局の專務的監督の下に一切の阿片が貯藏庫に格納せられ商業の請求に應じて右の倉庫より輸送せらるゝ樣必要なる措置を執るべきことに付明確に規定するを要す。

澳門の地域に於て吸飮に要する阿片の量は每年前記の條約第十一條に揭ぐる海關委員との協定に依り決定せらるべし。

且該協定に依り定められたる量を超過する阿片を地方に於ける吸飮の爲め葡國政府の貯藏庫より移送することは其の理

1）　該追加協定第十一條に「本協定ハ一八八七年ノ條約ノ有效期間實施セラルベシ、同條約ノ廢棄ニ伴ヒ本協定モ廢棄セラルベシ」と規定されて居る。

由の如何を問はず之を許さざるものとす。

右の貯藏庫より移送せらるゝ阿片が清國の領域に詐欺的に輸送せられ清國の港以外の港に再輸送せらるゝことを禁遏する爲め必要なる措置を執るべし。

本條約を實行するに付締約國間に於て細則を設定すべし。

葡國政府は兩締約國間に於て承認せられたる規則の違反に對する處罰を規定する法律を速に制定すべし。

第四條――葡國の地方官廳は拱北關の稅關員と協力し澳門の領土及領水に於ける密輸入を禁遏するに必要なる措置を執り且右稅關員は「澳門」政廳と協力し澳門附近の清國の領土及領水に於て前記同樣の措置を執るものとす。右の協力を爲すに付、協力を要する一切の點に對し有效なる措置が執られ同時に兩締約國相互の主權を損傷することなからんことを要す。

澳門の地方官廳及清國海關の兩特別委員は雙方の警戒範圍を定め且密輸入禁遏の實行方法を計畫すべし。

本條約は葡萄牙側署名者の名[1)]に因み『ブランコ協定(コンヴェンション)』とも俗稱せられ、『交換公文』を伴ひ、大體一九〇二年英清『マッケー條約』及一九〇三年の日清、米清兩條約に追隨する目的の下に署名せられたものであり、葡萄牙は澳門の阿片貿易に付き清國の利益を害せざる樣協力を約すると同時に、清國は亦葡萄牙側に種々特典の許容に付き約する處があつた。而して前記の協力を具體化する爲め、澳門・廣東(又は三水)間に建設せらるべき鐵道の澳門港發着點に清國海關の檢査所を設けること等も取極められた。

然るに葡國議會(コーティズ)は、(一)本條約が葡萄牙側多年の要望たる澳門の領域劃定に關し協定する處なき爲

1) José d'Azevedo Castello Branco.

め、[1]（二）且前年の『サントス協定』の目的とする澳門に清國海關分關を設置すること、（三）並に澳門と廣東とを鐵道に依り連絡することは、共に澳門に於ける葡萄牙領土權を侵害する虞れありと云ふ意見の爲めに、遂に本條約の批准を拒否して了つた。斯て該鐵道計畫も畫餠に歸し右『サントス協定』も自動的に死文書と化したが、一方義和團事變後の新稅率（一九〇二年の）に關しては、葡萄牙公使の受諾（本條約第二條）と云ふ所謂 *acte dictatorial* に依り葡國を拘束することゝなつたのである。

現狀　一九二八年（民國十七年）十二月十九日南京に於て中國國民政府外交部長王正廷、駐華葡國公使ビアンチ（Joao Antonio de Bianchi）間に署名せられたる、葡華兩國間『友好通商暫行條約』（表・葡九）及附屬文書に據り、兩國は完全平等互惠的基礎に立つ通商航海條約を最短期間内に締結することゝなり（第三條）、過渡的辦法として「兩締約國ハ關稅及其ノ關係事項ニ關シテハ完全ニ各本國國內法規ヲ以テ之ヲ規定スルコトヲ約定」し、同時に夫れに關し兩國は相互的に最惠國及內國民待遇を約定した（第一條）。右は原則を決定せる暫定的條約であるが、現在に於ては葡萄牙國の有せる關稅に關する特典は撤廢せらるゝに至つた。

第六節　丁抹國關係

丁清・『修好、通商及航海條約』——一八六三年七月十三日署名（表・丁一）

1) 澳門と清國との境界劃定に就き現に猶ほ正式協定は成立を見るに至らない。

第二十三條――丁國民の輸出入する貨物には關稅定率表に定むる稅金を課すること、尙ほ丁國民は最惠國待遇を有することを規定す。

第二十五條――商品を淸國港を經て輸出入する丁國商人は本條約附屬の關稅定率表に從ひ稅金を支拂ふべきものとす(本條は實質上前記第二十三條の內容と重複するものあり)。

第二十六條――本條約附屬關稅定率表及通商條項の修正は一定期間を經たる後(一八六八年六月末)に非ざれば之を爲し得ず。右日附後六月內に修正の請求なきときは關稅定率表は尙ほ十年間有效とす、爾後十年滿了の時每に總て右同斷とす。

第二十七條――丁國民が內地開港場間に貿易を營む場合其の貨物に課せらるゝ通過稅率(免稅貨物に對しては從價二分五厘、一般貨物に對しては關稅率の二分の一)に關する規定。

第二十八條――大小丁抹商船に課せらるゝ噸稅率(百五十噸以上は每噸四錢、以下は每噸一錢)を規定す。

第四十四條――淸國生產品は丁國船に依り沿岸に沿ひて一開港場より他の開港場に運送せらるゝことを得、此場合船積港に於ては海關稅を支拂ひ荷卸港に於ては沿岸貿易稅(Coast-trade duty)(海關稅の二分の一)を支拂ふものとす。他の港より運込まれたる淸國生產品が十二箇月以內に沿岸に沿ひて再輸出せらるゝ場合に於ては、總稅金の二分の一の支拂額に對する戾稅證明書(drawback certificate)を受くるの權利を有し、且船積の際何等の輸出稅も課せられざるべし、但し荷卸港に於て海關稅の半額卽ち沿岸貿易稅を更に徵收せらるべし。

第四十五條――丁國民開港場に貨物を輸入し旣に其の稅金を納め更に同一貨物を再輸出せんと欲するときは、海關監督に之を屆出づべく、該海關監督は適當なる官吏を派して規定の檢查を行ふべし。右完了後丁國民は外國貨物を外國に再輸出せんとするとき納付濟の輸入稅に對し戾稅證明書を受くる權利を有す。丁國民は十二箇月以內に淸國生產品を外國に再輸出せんとするとき其の納付濟の沿岸貿易稅に對し戾稅證明書を受くるの權利を有す。

本條約に就て注目を要するのは第四十四、五條に曰ふ「沿岸貿易税」である。該税は所謂沿岸移出入税(Coastwise duties)のことで、中國內地の一港より他の一港に外國人により西洋型船舶を以て輸送せらるゝ內國産貨物に對し、移出の場合には「出口税」[1]移入の場合には「復進口半税」(Coast-trade duty)と稱する關税を其の到着地に於て課するを言ふのである。[2] 實に右は沿岸貿易税率に對し最初の條約的根據を與へたるもの、爾後、和蘭、西班牙、白耳義、伊太利、墺洪の諸國は何れも其の對清條約中に之に倣ふ條項を挿入するに至つた。[3]

是より先、外國船舶による清國沿岸貿易に就ては何等の統制規定もなく從て課税方法も地方により區々であつたが、英佛聯合軍戰爭の結果、海關税總收入の五分の一が英佛兩國への賠償金支拂に充てらるゝことゝなつた爲め、清國は茲に新規なる關税收入を獲る必要に迫られ此税を創設したのである。[4] 斯て一八六二年清國政府は總税務司の進言に從ひ、『通過税、免重徵及沿岸貿易規則』(Regulations relating to Transit Dues, Exemption Certificates, and Coast Trade, 1861.)を制定し、同規則は同年十月三十日上海に於て英國公使の名に於て公表された。卽ち外國人による沿岸貿易を改めて公認すると同時に之が課税法を統一したのである。同法は「沿岸を運輸せらるゝ清國産貨物は船積港に於て輸出税の全額を支拂ひ、荷卸港に於て沿岸貿易税を支拂ふべし。沿岸貿易税は之を輸入税の半額と定む。清國産貨物

1) 出港の場合は仕向地の內外を問はず輸出税〔出口税〕を課する。
2) ヂヤンク卽ち支那型帆船による貨物の關税は、當時總て常關の管理に屬するを以て問題外に置かる。
3) 蘭清一八六三年條約第十條、西清一八六四年條約第四十四條、白清一八六五年條約第三十四條、伊清一八六六年條約第四十四條、墺洪清一八六九年條約第三十條。
4) 尤も表面の理由は外國型船舶と清國帆船との間に負擔の公平を期せんとするにあつた。

が外國市場へ再輸出の爲め第一開港場より次の開港場へ移入せらるゝとき納付する沿岸貿易税は一種の保證金(a deposit)と看做され、該貨物が移入の時より三月以内に原狀を變ぜずして輸出せらるゝ場合には其の戻税を與ふるも、右期限後輸出の場合には戻税を與へざるのみならず之を新規輸出品と同樣に取扱ひ更に輸出税を課すべし」[2]と云ふ收入第一主義のものであつた。本丁清條約は實に、同法に對し以下の如き修正を加へたもの、即ち、沿岸移出入税に條約上の拘束を加ふると同時に、移入税戻税の附與期間を三月より十二月に延長し、再輸出の場合仕向地の内外を問はず且原狀を變ぜずと云ふ制限を除去したのである。於茲中國は一方、外國人の西洋型船舶による沿岸移出入税に對して其の税率變更の關税主權を喪ふに至り、他方殊に日清戰後中國人による支那型帆船貿易に對する相嗣ぐ增税に伴ひ、終に自國航業の衰運を自ら招いて了つたのである。却說、一九二八―三〇年次の條約改正により右沿岸貿易税は釐金税等と共に廢止されて今日に至つて居る。猶ほ中國に於ける外國人の沿岸貿易權は外國との交通により自然に發生せる慣習であり、從て當該丁清條約締結に至る迄清國は之を外國人の既得權として默認した――と云ふのが通説であるが、[3]私は本丁清條約が沿岸貿易に對する税率を條約上創定したものであることは之を認むるも、外國人による沿岸貿易權が自然的に發生せる慣習と云ふ點に就ては疑義が存すると考へる。一八四四年七月の米清『望厦條約』第三條こそは、沿岸貿易權に對する條約上の創定でなければならぬ筈である(當該項參看)。

1) 原文は unauthorized changes of quality, condition, etc のあつた場合は納付濟沿岸貿易税を返還せず云々とす。
2) 該 Regulations の III.-Coast Trade Duty § 1—6 の要旨。
3) 高柳松一郎『支那關税制度論』、宮脇賢之助『支那現行關税制度概論』、滿鐵經濟調査會『增補訂正支那關税制度綱要』。

尙ほ沿岸貿易に關しては本書第十章沿岸貿易權及內水航行權を看られ度い。

＊西淸・一八六四年『天津條約』、白淸・一八六五年『北京條約』、伊淸・一八六六年『修好、通商及航海條約』、澳洪淸・一八六九年『友好、通商及航海條約』

丁淸・『關稅定率表及通商規則』（表・丁二）――前同斷

關稅定率表――一八五八年の所謂天津條約稅率。

規則第一――表に列擧せられざる貨物。

規則第二――免稅品。

規則第七――通過稅（稅率は條約中にあるを以て規定せず、支拂の方法を規定す）。

右は本條約と同時に署名せられ且本條約の附屬を爲すものである。

現　狀　一九二八年（民國十七年）十二月十二日南京に於て中國國民政府外交部長王正廷、駐華丁抹及アイスランド國公使カウフマン（Henrik de Kauffmann）間に署名せられたる『友好通商暫行條約』（表・丁三）及附屬文書に據り、從來丁抹國が中國に於て享有せし關稅上の特惠は原則上撤廢せられた。

第七節　和蘭國關係

蘭淸・『修好及通商條約』――一八六三年十月六日署名（表・蘭一）

第八條――大小和蘭商船の支拂ふべき噸稅率（百五十噸以上は毎噸四錢、以下は毎噸一錢）を規定す。

第十條――蘭國民の取扱ふ貨物の輸入、輸出及通過に付ては現行の輸入輸出通過諸稅の定率表の定むる稅金に據るべく、

且蘭國民は之に關し最惠國待遇を享有す。蘭國民の納付すべき沿岸貿易稅に關し規定す。

第十五條――和蘭政府及其の臣民の有する最惠國待遇に付規定す。

本條約第十條中には同年七月丁抹淸國間『修好、通商及航海條約』に創約せられたる沿岸貿易稅に關する規定を挿入して居る。尙ほ本條約と同時に『特別條文』(Seperate Article)署名せられ、「關稅定率表を改訂する爲めの商議が後日淸國と別國間に開始せらるゝ場合、和蘭政府は右商議に參加するの權利を有する」旨、約定せられた。

蘭淸兩國は關稅定率表及通商規則を個別的に約さず、別國に適用せらるゝ一般規程を準用する方針を採つたのである。

* 丁淸・一八六三年『修好、通商及航海條約』

蘭淸・『和蘭國ノ海外領地及殖民地ニ關スル領事職務條約』――一九一一年五月八日北京に於て署名(表・蘭二)

右は全文十七箇條より成り、和蘭國海外領地及殖民地に於ける淸國領事官の權利、義務、特典に就き規定したるもの、固より淸國民は蘭國に於て領事裁判權を享有せざる爲め、本條約は何等淸國に執り權益的要素を有するものでない。本條約は中國「不平等條約」に直接の關聯はないが、領事裁判權を其の片面的義務とする中國に執り、其の海外移民被制限諸約定と共に、間接「不平等條約」の一

と看做さるべきである。

現　狀　一九二八年(民國十七年)十二月十九日南京に於て中國國民政府外交部長王正廷、駐華蘭國公使ウーデンダイク(Willem Jacob Oudendijk)間に署名せられた、蘭華兩國間『關稅條約』(表・蘭三)第一條に依り關稅に關する中國の國際不利益は原則上撤廢せられた。而して一九二八―三〇年次の改正諸條約中、本條約に對する批准書の交換が最も後れたことは、記述の通りである。[1)]

第八節　西班牙國關係

西清・『天津條約』(通商航海條約)――一八六四年十月十日署名(表・西一)

第二十條――大小西班牙商船に課せらるゝ噸稅率(百五十噸以上は每噸四錢、以下は每噸一錢)を規定す。

第二十一條――西國民の取扱ふ貨物に對する輸出入稅は別國の爲め採擇せられたる關稅定率表(華文には「咸豐八年各國稅則」とあり、卽ち一八五八年のもの)に據ること、尙ほ西國民は夫れに關し最惠國待遇を享有す。

第二十三條――本條約の關稅定率表又は通商條規の改正は一定期間(十箇年)後に非ざれば之を爲し得ざるものとす。

第二十四條――西國民が內地開港間に貿易を營む場合其の貨物に課せらるゝ通過稅は別國に依り採用せらるゝ通商規則の規則第七に據るべし。

第四十四條――西國民の支拂ふ沿岸貿易稅に關する規定。

第五十條――西國民の享有する最惠國待遇に付規定。

本條約は西清間に專用せらるゝ關稅定率表乃至通商規則を附屬せず、西清間の通商に對しては右第

1)　本書29頁及259頁を看よ。

二十一條に曰ふ如く一八五八年の一般各國稅則(天津條約)を援用する方針を定めたものである。

現狀 一九二八年(民國十七年)十二月二十七日南京に於て中國國民政府外交部長王正廷、駐華西國公使ガーリドオ・イ・シスネロス(Don Justo Garrido Y Cisneros)間に署名せられた、西華『友好通商暫行條約』(表・西二)及附屬文書に據り、從來西班牙國の有せし關稅上の特惠は原則上撤廢せられた。

第九節 白耳義國關係

白清・『一八四五年ノ協定』——一八四五年七月二十五日附清國公信(表・白一)

白耳義國よりの通商許可申請は淸國皇帝の裁可する處となつたので、前揭日に淸國全權大臣は印度支那駐在白國總領事宛書翰(Lettre)を送り、該書翰に於て「淸國及他諸國間に締結せられたる通商航海條約竝に關稅定率表を白國に適用すべき旨」を宣言した。卽ち通例の條約形式に據らずして通商を許可せるものである。猶ほ右公信中には淸國が別國と締結せる通商條約三部と關稅定率表一部との各謄本を送附する旨述べて在る。從て這の時白國は一八四二年の英淸『南京條約』、一八四四年の米淸『望厦條約』及佛淸『黃埔條約』の三者に定めらるゝ法益を享受し得ることゝなつた譯である。

白清・『北京條約』(通商航海條約)——一八六五年十一月二日署名(表・白二)

第三十條——白國民の取扱ふ貨物に對する輸出入稅は本條約附屬の關稅定率表に據る、尙ほ白國民は夫れに關し最惠國待遇を享有す。

第三十二條――大小白國商船に課せらるゝ噸税率(百五十噸以上は毎噸四錢、以下は毎噸一錢)を規定す。
第三十三條――白國民の取扱ふ貨物に對する通過税率(一般通商規則第七と同じ)を規定す。
第三十四條――白國民の納付すべき清國沿岸貿易税に關し規定す。
第四十五條――無償無條件最惠國待遇を白國及白國民に與ふる旨、且特に關税定率表又は關税、噸税及港税、輸出入税及通過税に關する規定に付別國の爲に行ふ一切の變更は、「實施效力ノミノ事實ニ依リ」(par le seul fait de leur mise à exécution) 即時白國にも適用せらるべき旨を規定す。
第四十六條――本條約條項の變更は批准交換後滿十年を經て行はるべく、而して其の發議權は白國政府のみに與へらるべきこと、且白國政府に於て變更の意圖を表明せざる限り事實上本條約は無期限有效なる旨を規定す。

本條約第四十六條に規定する條約更新手續は其の類例他國に稀れなるものである。

* 丁清・一八六三年『修好、通商及航海條約』

白清・『關税定率表及通商規則』(表・白三)――前同斷

關税定率表――一八五八年の所謂天津條約税率。
規則第一――表に列擧せられざる貨物に對する輸出入税を規定。
規則第二――免税品目の決定、竝に免税品に關する通過税率を規定。
規則第七――一般貨物に對する通過税率を規定。

右は前掲『北京條約』の附屬及補足として同條約と同時に署名せられた。

現　狀　一九二八年(民國十七年)十一月二十二日南京に於て中國國民政府外交部長王正廷、駐華白國

臨時代理公使ギョーム(Baron J Guillaume)間に署名せられたる、白耳義王國ルクセンブルグ大公國同盟(Union)及中國間『友好通商暫行條約』(表・白四)及附屬文書に據り、從來白耳義國の有せし關稅上の特惠は原則上撤廢せられた。

第十節 伊太利國關係

伊淸・『修好、通商及航海條約』――一八六六年十月二十六日署名(表・伊一)

第二十四條――伊國民の取扱ふ輸出入貨物は本條約附屬關稅定率表に據る稅金を支拂ふべし、伊國民は右關稅に對し最惠國待遇を有す。

第二十七條――伊國民が淸國の港、內地間を運送する貨物に對し課せらるゝ通過稅率(一般通商規則第七に定むるものと同じ)を規定す。

第二十八條――大小伊國船舶に對して課せらるゝ噸稅率(百五十噸以上は每噸四錢、百五十噸及以下は每噸一錢)を規定す。

第四十四條――淸國開港場相互間に於て伊國船舶の從事する沿水貿易に對する稅(droit de cabotage)の率を規定す。

第五十四條――伊國政府及臣民に與へらるゝ最惠國待遇を規定す〔其の待遇は「當然且同等ノ範圍內ニ於テ」(de plein droit et dans une étendue égale)享有すべきものとせらる〕。同時に歐羅巴諸國中の一國が伊國を害せざる有益なる利權を淸國に讓與したる時は、伊國政府は右利權を墨守する爲め努力すべし (le Gouvernement de Sa Majesté le Roi ferait tous ses efforts pour y adhérer)、と規定す。

本條約第五十四條は一見最惠國待遇を相互的に許與した樣な體裁であるが、事實は然らず伊國の義務は皆無に邇いのである。

＊丁清・一八六三年『修好、通商及航海條約』

伊清・『關稅定率表及通商規則』(表・伊二)――前同斷

關稅定率表――一八五八年の所謂天津條約稅率。

規則第一――表に列擧せられざる貨物に對する輸出入稅を規定。

規則第二――免稅品目の決定、並に免稅品に關する通過稅率を規定。

規則第七――一般貨物に對する通過稅率を規定。

右は別國の場合と同樣前項本條約に附屬するものである。

現狀　一九二八年(ファシスト第七年、民國十七年)十一月二十七日南京に於て中國國民政府外交部長王正廷、駐華伊國公使ヴァレー(Daniele Varè)間に署名せられたる、伊華間『友好通商暫行條約』(表・伊三)及附屬文書に據り、從來伊太利國の有せし關稅上の特惠は原則上撤廢せられた。

第十一節　最惠國條款のみによる列國關係

此の範疇に屬する國は、ブラジル、舊コンゴー自由國、メキシコ、ペルー、スイスの五國である。

伯淸・『修好、通商及航海條約』――一八八一年十月三日署名(表・伯一)

第一條――一般的最惠國條款(雙務的)。

第五條及八條――通商關係最惠國待遇に關する規定(雙務的)。

第六條――開港場に於ける商事法規、輸出入稅に關する最惠國待遇に付規定す(雙務的)。

コンゴー清・『最惠國待遇ヲ相互ニ許與スル爲メノ條約』――一八九八年七月十日署名(表・コ一)

第一條――現存する條約に依り清國が外國人に許與したる身體、財産及其の管轄(審案)上(ressortissants)の一切の權利は爾今コンゴー自由國にも許與せらるべし。

第二條――清國民がコンゴー自由國に於て享有すべき航海、通商及産業に關する最惠國待遇に付規定す。

尙ほ白耳義王國は一九〇八年三月コンゴー自由國の吸收を宣言した。

墨清・『修好、通商及航海條約』――一八九九年十二月十四日署名(表・墨一)

第一條――一般的最惠國條款(雙務的)。

第六條――通商關係最惠國待遇に關する規定(雙務的)。

第七條――開港場に於ける商事法規に關する最惠國待遇(雙務的)。

第八條――輸出入税に關する最惠國待遇規定(雙務的)。

第十一條――商船に對する最惠國待遇を規定す(雙務的)、尙ほ本條に「領水ノ限界」(Limit of territorial waters) なる一項あり「兩締約國ハ税關規則及密輸入禁止ニ必要ナル措置ヲ綿密ニ實施スルニ付其ノ領水ノ限界ヲ干潮ノ線ヨリ量リテ九海里(three marine leagues)[1]ノ距離ト看做スコトヲ承諾スベシ」と規定す。

秘清・『修好、通商及航海條約』――一八七四年六月二十六日署名(表・秘一)

第八條――商船に對する最惠國待遇に付規定す(雙務的)。

第九條――輸出入税に對する最惠國待遇に付規定す(雙務的)。

第十六條――一般的最惠國條款(雙務的)。

瑞西華・『瑞西國領事並ニ中國及瑞西國人民ノ最惠國待遇ニ關スル兩國間ノ宣言書』――一九一八年六

1) 漢文テキストに「以海岸去地三力克(リーグ)爲水界以退潮時爲準」とあり、且力克に「毎力克合中國十里」との割註が附されて居る。―marine leaguesは三海里。

月十三日署名（表・瑞西一）

瑞西國は中國に於て領事裁判權を享有す（片務的）。一般的最惠國待遇に付雙務的に約定す。

第五章　通商關係條約權益——列國共同・露・獨・墺・洪關係

第一節　列國共同關係

本節に曰ふ列國共同關係とは關係列國の共同署名に係るもの、及最惠國條款の效果として關係列國が均霑し得るものを指す。

『通過稅、免重徵及沿岸貿易規則』——一八六一年十月三十日上海に於て公布[1](表・列一)

本規則は駐清英國公使兼在清英國通商主席監督官たりしブルース(F. W. A. Bruce)の創意を以て制定せられたるもの、勿論清國政府承認濟の規則である。三項に分れ第一項「通過稅」(五箇條)、第二項「免重徵執照」(一箇項)、第三項「沿岸貿易稅」(六箇條)より成つて居る。第一項及第二項に就ては一八五八年英清條約の條下に、第三項に就ては一八六三年丁清條約の條下に於て、夫々言及した。

『楊子江英國通商暫行規則』——一八六一年三月九日公布[2](表・列二)

一八五八年『天津條約』の成立に伴ひ、英國側に於て作成し清國政府の同意を經たるもの、全文十箇條より成る。此規則は爾後改廢あり現在に於ては文獻的存在に過ぎない。

『修正楊子江英國通商暫行規則』(Revised Provisional Regulations for British Trade on the River

1) William Frederick Mayers; Treaties between the Empire of China and Foreign Powers together with Regulations for the Conduct of Foreign Trade, Conventions, Agreements, Regulations, etc., 5th ed., 1906, pp. 217—18.

2) Mayers; *ibid.*, pp. 219—21.

Yangtsze)――一八六一年十二月五日公布[1]（表・列三）

前項暫行規則の第七條と十條とに修正を加へたもので、前項同樣現在失效の規則である。

『修正楊子江通商規程』(Revised Regulations of Trade on the Yangtsze Kiang.)――一八六二年[2]十一月十日（同治元年九月）北京に於て公布[3]（表・列四）

一八九八年八月改めて楊子江通商規程が制定されるに至る迄三十餘年間實施を見たものは本規定であり、之亦英國側の起草に係るものである。本規程は前項の英國通商暫行規則に代り一八六三年一月一日より施行せられた。條文は表面「英國の」通商を目的として居るが、英國が本規程を一般條約國にも及ぼさんが爲めに用意したものであることは謂ふ迄もない。全文七箇條より成り、商船に對する格付、英國商人の賃傭する支那型小船等に關する規定等を含んで居た。

『會訊章程』――一八六八年五月三十一日北京に於て公布[4]（表・列五）

本章程は海關と外國商人との間に生ずる紛議の解決方法に付規定せるものである。而して全文八箇條より成り、英清兩國當局者により協定せられ直接的には一八六五年英清間協定の規程に對して置換へられたるものである。

第一條――海關署に關する一切の事務(business)は先以て稅務司と領事との間に面接又は文書に依り處理せらるべく、紛議事件(cases)決定の手續は以下諸規程に從ひ行はるべし。

第四條――領事と海關監督との間に船舶又は貨物の沒收(confiscation)に付合意ありたる場合には、商人は何等之に抗告

1) Mayers; *ibid.*, p. 222.
2) Mayers の前掲條約集には一八六一年とあるも一八六二年の誤りと想はれる。
3) Mayers; *ibid.*, pp. 223―25.
4) Mayers; *ibid.*, pp. 230―32. 同年六月一日より實施。

するを得ず。又領事に於て海關監督の見解に對し異議を有する場合には之を北京の裁決(一方は其の公使、他方は總理衙門)に委すべし。如何なる場合に於ても商人は裁決前抑留せられたる船舶又は貨物に對して補償を要求することを得ざるものとす。

第六條――一切の港に於て告發せられたる商人の行爲が船舶又は貨物の沒收に該當せざる得合は、條約[1]又は本章程に依り、過料(fine)を以て處斷せらるべく、稅務司は事件を海關監督に報告し且同時に告訴狀を領事の法廷に向つて提出すべし。此場合領事は裁判の期日を決定し、稅務司に對し事件の證據書類を持參しての出頭を命ずべし。稅務司は自身に於て或は代理を派し、原告として事件の審理に立會ふべし。

第七條――課稅が妥當なりや否やに付若し海關吏と領事間に協定成らざる場合、商人は保證金として其の係爭中の課稅額を積立つべく、領事は該書類に捺印の上之を海關吏に交付すべし。然る時海關監督は納稅を受けざるも貨物を商人の自由に委すべく(release)、且領事及海關監督は各北京に宛て――一方は其の公使、他方は總理衙門に宛――其の紛議に關する申進書を送付すべし。而して何等課稅を要せざるものと裁決せられたる場合は、海關吏は領事宛商人の保證金を返還すべく、又一定額を課稅すべきものと裁決せられたる場合は、領事は該商人に對し其の海關への納稅を要求すべし。

抑も海關の課稅處分に對する救濟手段としては、條約上一八五八年英清『天津條約』第四十二、四十三條、同年米清『天津條約』第二十條等の規定が存するのであるが、是等は孰れも實行に便ならざる傾きあり[2]之本章程が成立した所以である。本章程に依り海關と外國商人間の紛議は、領事と稅務司との協議に依り和協的に解決することが原則となつたのである。尙ほ斯の種紛議(輸入從價稅品の評價に關する)の解決に關し、更に一九〇二年『清國輸入稅率改訂ニ關スル協定』の規程第一條に規定する處がある

1) 英清一八五八年『天津條約』。
2) 英清一八五八年『天津條約』解說の項を看よ(121—22頁)。

（後出、國際的仲裁委員會の裁決に委ぬ）。

右關税に關する紛議處理の問題と同時に、本章程が犯則處分解決法に就き規定して居ることに留意を要する。犯則處分には條約上（英清『天津條約』等）船舶又は貨物の沒收と船長に對する過料との二種ある處[1]本章程に於て、沒收は海關監督（中國官憲）に依り、過料は領事に依り、判決されることゝ定められた。併しながら實際に徵するに、近年迄犯則處分は沒收過料を通じて、殆ど海關税務司（主として外國人、近年迄殆ど英國人の獨占する處であつた）の單獨處分に依つて決せられる狀態に在つたのである。

〔國民政府の方針〕　關税に關する紛議處理に就き國民政府は、一九二九年『税則分類値價評議會章程』を公布した。卽ち關務署[2]は上海海關內に税則分類値價評議會（'Tariff Board of Inquiry and Appeal)を設置し、同會は關務署長が國定税則委員會より任命する三名と總税務司署員二名とを以て構成せられ、紛議の裁判は同評議會の決定を經て關務署長之を下すことゝなつた。

一方、犯則處分解決方法に關聯し國民政府は、一九三四年『海關緝私條例』（密輸防止法）を公布した。卽ち海關税務司の下したる沒收又は過料の裁決に對し不服ある者は、先づ税務司及總税務司を通じて關務署長に異議の申立を爲すべく、關務署長は特に斯る異議申請事件處理の爲めに設けたる海關罰則評議會（Customs Penalty Board of Inquiry and Appeal）に於て決定を與へ、該決定に對し不服ある者は、更に行政訴訟を提起し得ることゝなつた。尙同評議會の組織及手續は國民政府行政院に

1)　本書133頁を看よ。
2)　純然たる中國政府の機關、本書166—67頁を看よ。

依り定められる。

〔私見〕 以上國民政府の執れる措置は、外華人を問はず一律に適用せられつゝある現狀に在り、從て永年條約取極を通じて外國商人の享有し來れる特殊保護は、事實上消滅したものと認められる。元來一九二八―三〇年の條約改正に依り列國が中國に對して許容した處のものは、關稅率自定權の恢復であり全面的關稅行政主權の恢復ではなく、殊に右兩種事件に關し治外法權國人の關する場合には法權に對する重大制限を意味する譯でもある。併しながら右は、眞に「海關事務の性質上止むを得ざる處」であり、從て關係列國の亦「之を默認」し來つた所以であらう。

『水先案內總則』――一八六八年十一月三日制定[1](表・列六)

本規則は英國公使の創意に係り淸國政府及各關係國公使の同意を經たもので、全則十箇項に分れて居る。卽ち第一・「補則及地方規則」、第二・「水先案內者の資格」、第三・「任用處(Board of Appointment)の組織」、第四・「缺員の補充」、第五・「水先案內者免許狀」、第六・「見習水先案內者」、第七・「水先案內者の所屬、權限其の他」、第八・「水先案內船」、第九・「船舶入港の際揭揚すべき旗」、第十・「港內水先案內者」――以上の諸項より成る。就中、次の兩項は重要である。

第二項――條約國の臣民、人民及其の保護を受くる者は淸國民と同樣其の間何等國籍による差別なく、水先案內者に缺員ある場合、本總則並に各開港に於て規定せらるゝ補則に從ひ、任用處(考選局)より任用せらるゝ資格を有すべし。

第三項――任用處(考選局)は當該港長を處長とし、最先任水先案內者一名、抽籤による者二名とを以て之を構成すべし。

1) Mayers, *ibid.*, pp. 233—35.

該抽籤による二名は豫め各領事官竝に商業會議所と協議の上港長の作成せる表に付、港長抽籤を以て之を決定するものとす。

本總則が、各國船舶の任意による内外人水先案内者選擇に關する條約上の規定と相俟つて、事實上中國人の水先案内者に殆ど進出の餘地を無からしめて居ることは言ふ迄もなく、之中國側より「不平等條約」の一として非難せらるゝ所以である。併しながら支那の地に於ては、水先案内の如き事項は元來歐洲人の手に依り開拓せられたものであることを念頭に置かねばならぬ。尙ほ各開港場に於ける港長は、水先案内者の員數、料金、水先案内區域等に關し、夫々の情況に適せる補則乃至地方規則を制定することゝなつて居り(第一項)、事實、上海、天津、福州、寧波、廈門、汕頭、廣州の各開港場に於て夫々の分章規則が行はれて居る。尙此分章規則に對する改訂は一々駐在外國領事團の同意を經て行はれるのが慣例である。

〔國民政府の方針〕　國民政府は國權恢復運動に伴ひ、外國人水先案内權の回收を決意し、一九三一年『引水人考試典試規程』を公布して、中國領水に於て水先案内業に從事する者は考試院發給の水先人證書を有する者に限ると爲し、次で一九三三年『引水管理暫行章程』を公布して、外國人水先案内者を可能なる限り排除し水先案内者に對する統制權を掌握せんと試みたが、外國側の(主として日本側の)反對に遭ひ、結局外國人水先案内者に關する限り國民政府の新計畫は實現を見るに至らなかつたのであ

る。

『長江(楊子江)通商規程』「修改長江各口通商章程」(The Yangtze Regulations, 1898) —— 一八九八年八月制定、一八九九年四月一日(光緒二十五年二月二十一日)實施(表・列七)

一八六二年十一月制定の舊楊子江通商規程を修正の上採入れたるもの、本規程に依り該舊規程竝に其の附屬法規たる港則及税關規則は何れも廢止せられた(第一條)。本規程に就ては便宜上之を後章沿岸貿易權及內水航行權の箇處に揭げることゝする。尙ほ本規程を實施する爲め同時に『長江稅關規則』(Customs Regulations for the Yangtze ports.)が制定實施されることゝなつた。

『北清事變ニ關スル最終議定書』—— 一九〇一年(明治三十四年)九月七日署名(表・列八)。署名國—獨・墺洪・白・西・米・佛・英・伊・日・蘭・露・及び清。

第六條——清國は列國に四億五千萬海關兩(テール)の償金を支拂ふことを約諾す。

(a)此金額は左に示すが如き海關兩の列國金貨に對する相場に基き計算したる金貨債を組成するものとす。

一海關兩は、三・〇五五マルク、三・五九五墺洪國クウロンス、〇・七四二金弗、三・七五〇フランク、三志〇片、一・四〇七圓、一・七九六和蘭國フロレン、一・四一二金ルーブル(品位一七・四二四ドリア)、に相當す。[1)]

清國は右金貨債額に年四分の利を附し附屬書第十三號に示せる條件により三十九箇年を以て其の元金を支拂ふべきものとす。

(c)清國政府は北京駐劄筆頭公使に償金總額に對する一の債券を交付すべし。

(e)債券の擔保に供せる財源左の如し。

1) Un Haïkouan tael = Marks 3.055 = Couronnes austrohongroises 3.595 = Dollar or 0.742 = Francs 3.750 = Livre sterling 3*s.* 0*d.* = Yen 1.407 = Florin néerlandais 1.796 = Rouble or 1.412 (au titre de dolias 17.424).

第一、新關(Douane Maritime Impériale)(海關のこと)の收入を抵當としたる舊外國債の利子及元金を拂ひたる上存する該收入の剩餘金に、海路輸入品に對し現行税率を現實五分税に引上ぐるにより生ずべき收入を加へたるもの、但し外國より輸入の米、穀類、穀粉、金銀貨及金銀地金を除くの外從來無税にて輸入せらるる各物品は總て五分税を拂ふべし。

第二、開港場に於ては新關の管理に屬する舊關(Douanes indigènes)(常關のこと)の收入。

第三、鹽税の收入總額、但し從來外國債の擔保に充てられたる分を除く。

現行輸入税率を現實五分税〔實値百抽五〕(cinq pour cent effectifs)に引上ぐることは下記の條件を以て承諾せられたり。此税率引上は本議定書調印の日附より二箇月後に之を實施す。

第一、從價(*ad valorem*)にて徵收し來れる輸入税は爲し得る限り且つ成るべく速に從量税(droits spécifiques)に改定すべきものとす、但し一八九七、八、九年に於ける各商品陸揚當時の平均價格換言すれば輸入税及雜費を控除したる市價を以て改定評價の基礎とす。

第二、白河〔北河〕(Pei-ho)及黃浦江(Whangpoo)の水路[1]は清國の經費分擔を以て之を改良すること。

第十一條――清國政府は外國政府が有用と認むる通商及航海條約の修正竝に通商上の關係を便利ならしむる爲め其の他の通商事項に關し商議すべきことを約諾す。

清國政府は第六條の規定に基き今より左記の如く白河及黃浦江水路の改良に協力することを約諾す。

(a)一八九八年清國政府の協同を以て創始せられたる白河航路の改良工事は各國委員(清國委員を含む)管理の下に再興せらる。清國政府は工事の維持費として每年六萬海關兩を支出すべし。

(b)黃浦江の更正(rectification)[2]及其の水路改良工事の指揮監督を掌るべき水路局を設置す。

該局は上海の海路貿易に於ける清國政府の利益と外國人の利益とを代表する委員を以て之を組織す。經費の事業及一

1)　外海より天津及上海に至る水路。

2)　外國通商の爲めに開かれて居る上海港は楊子江の一支流黃浦江(Whangpoo River)に沿つて居り、兩江の分岐點たる吳淞より約一四哩の上流に在る。黃浦江バーは同江口に一つ(Outer Bar)、夫れより約三哩上流の地點に一つ(Inner Bar)ある。

般の事務に必要なる費用は最初二十箇年間は毎年四十六萬海關兩と見積り清國政府と關係外國側とに於て各其の半額を支出すべし。水路局の組織、職權及收入等に關する細則は附屬書第十七號中に之を記載す。

二十世紀の劈頭東亞の天地を震撼せしめた義和團事變の原因、經過、結果に就て茲に論述の餘裕を持たぬ。兎も角這の事變は、清國に執り政治上其の中央政府の權威を失墜せしめ、財政上其の財政的破綻の端緒を拓くに至つた。同時に之は列强側よりすれば、清國に對する其のコントロールの度を濃化せしむるに役立つた出來事でもあつた。

却說、本最終議定書第六條は通商及關稅事項上重大なる意義を有し、次の如く大約出來る。(一)列强十一箇國に對し四億五千萬兩(テール)の賠償金を負擔したること、(二)右財源として從前擔保とせる外債勘定を控除せる海關稅剩餘金、及同上鹽稅の外新に一部の常關稅收入をも擔保に供したること、(三)從來清國治權に專屬せし開港場に於ける常關を海關の管理に移したること、[1](註一)(四)白河(天津港への通路)及黃浦江(上海港への通路)水路改良を國際的經營事業とし且つ清國政府より一定年額の經費支辨を約したること——以上は清國側の損失と見らるべきものであり、更に(一)從來の輸入無稅貨物の大部分が有稅貨物に編入されたること、(二)天津條約以來四十餘年間一回だにも改訂の機會なかりし輸入稅を現實五分稅に引上ぐるを得たること、(三)輸入貨物に對し原則として從價稅を從量稅に改むる旨約されたること[2]——以上は清國側の利益として數へ得るものである。

1) 從て本規定が完全に實施せらるゝに於ては、全國の主要地方(開港市場)に於ける帆船貿易は海關の管轄下に劃歸されることゝなる。

2) 輸出稅に對しては遂に關稅自主權恢復まで何等の改訂も行はれなかつた。

次に第十一條前段の通商航海條約に對する修正規定に基き、一九〇二年の英清『マッケー條約』、一九〇三年の日清、米清各『通商航海條約』が締結せられ、所謂裁釐加稅制度の創案等となつた。既述の如く這の制度は不幸にして他列國の同意する處とならず爲めに效力を發生するに至らなかつたが、實は義和團事變の解決が單に列强權益の增大のみを目的とせるものではなく、また列國が該事變の發生原因を考量して清國民要望の一端の實現に盡力したものであることも見逃せない事實である。更に同第十一條後段B項に曰ふ黃浦江水路局に關する細則卽ち本議定書附屬書第十七號『黃浦江水路局設置規則』は、全文三十七箇條より成り、同水路局に著しく强大なる權力を附與することを目的として居た。[1)]爾後清國政府は漸く勃興し來れる其の國權恢復運動に刺戟せられ、一九〇五年九月列國との間に改めて『黃浦江水路改良ニ關スル約定』(後出)を締結し、以て獨力其の改良事業の經營に當る方針を樹てた。尙ほ同第十一條後段A項に就ては註二に之を讓る。兎も角中國は、楊子江(黃浦江は其の支流)白河等の如き國際法上所謂國內河川に對し、嚮には列國の航行權を容認したのみならず、更に本議定書に依り是等河川の改修事業に對して亦列國の關與を約定するに至つたのである。

註一――本議定書第六條七項第二の舊關(佛文既揭、漢文常關)が如何なる稅關を意味するかに付、開港場の常關を海關の管理に引繼ぐに際し清國側全權委員と列國公使との間に見解を異にし、面倒な問題を惹起した。結局一九〇一年十月「海關、鹽稅局、釐金局の三者を除きたる開港場五十支里以內の總ての內國稅關」と決定したが、實際に引繼がれたのは之より更に狹義のもので、又其の數も全國通商港の一半に過ぎなかつた。而已ならず總稅務司の是等常關改革方針は各

1) 若し本規則が實行せられたならば、從來海關に屬せる港務上の行政權と抵觸する處頗る多く、恐らく種々の權限問題を惹起したと察せられる。

地の慣習を重んじ漸進主義を執るに在る爲め、條約上の規定通り嚴密に統制されつゝあると解することは妥當でない（高柳『支那關税制度論』三〇二―三頁抄）。

註二（天津白河改修に對する國際經營）――一八九七年天津駐在の英佛領事及外國人商業會議所會頭は直隷總督と商議の上白河改修委員會卽ち「**海河工程局**」（The Hai Ho Conservancy Commission）を組織し、外華双方委員の顔觸を決定し且つ改修の計畫を樹てた。其の結果直隷總督よりの出資十萬兩、英國租界より募集の公債十五萬兩（之が償還の爲め清國政府と列國公使との協定に依り天津出入貨物に對し海關税百分の一の附加税を課するに決した）計二十五萬兩を以て、翌年より工事は開始されたが、一九〇〇年義和團事變の勃發と共に該委員會は消滅して了つた。白河の改修問題が正式國際約定となつたのは實に這の義和團事變最終議定書第六條及十一條の規定によるのである。次で一九〇一年該議定書に基く新工程局（Commission）組織され、天津駐在領事團の一員（議長）、海關監督、税務司を委員とし、之に天津各國租界代表（但し英國を除く）、英國租界參事會代表（首席）、天津總商業會議所會頭、各汽船會社代表を諮問委員として、活動を開始した。此工程局は現在猶ほ引續き構成されて居る處のものである。尙ほ現在白河（海河）改修事業の爲めに、該工程局より次の如き改修税（Conservancy dues）が徵收されて居る、卽ち（一）天津港出入の貨物に對して關税の四パーセントに當る税、（二）白河に入る船舶にして其の Bar を通過するものに毎噸一錢（Mace）の税、又其の Bar より外に停泊するものに毎噸五分（candareen）の税[1]を夫々賦課することゝなつて居る。（The China Year Book, 1938, p. 107）

海河工程局が現在行つて居る事業は大體下記の通りである。

一、白河の航道及 Bar channel に對する浚渫。

二、操業所（training works）の建設。

三、水深に對する監視及記錄調製。

1） 尤も此（二）の税の代りに積卸貨物一噸に付一錢の税を納付する選擇權が認められて居る。

四、海河上橋梁の維持。
五、低地埋立並に冬季に於ける結氷碎破。

天津のバンドに到着せる船舶數の統計は次の通りである。

年次	船舶數	最大吃水	年次	船舶數	最大吃水
一九〇〇	四	一〇呎〇吋	一九二九	五四四	一三呎〇吋
一九〇八	五一一	一三　六	一九三〇	一、四六〇	一四　六
一九一六	六五八	一四　八	一九三一	八〇二	一五　〇
一九二四	一、三一一	一七　六	一九三二	三八二	一三　五
一九二五	一、七二〇	一八　三	一九三三	一、〇〇八	一四　三
一九二六	一、六六五	一七一一	一九三四	九七四	一三　六
一九二七	一、二三五	一七　四	一九三五	九九三	一四　〇
一九二八	六六八	一二　〇	一九三六	九八六	一四　五

海河工程局議長卽ち首席代表には從來天津領事團首席が選出される(現實問題として概ね英國總領事)慣例であつたが、現支那事變後日本總領事(天津)が推薦されるやうになつた。蓋し同地との通商關係に鑑みるも當然のことゝ想はれる。

『清國輸入稅率改訂ニ關スル協定』――一九〇二年(明治三十五年)八月二十九日署名、同年十月三十一日卽ち清曆光緖二十八年十月一日實施(表・列九)。署名國―墺洪・白・獨・英・日・蘭・西・米・及び清。

前項議定書第六條の輸入稅率改訂に關する規定を實施する爲め、上海に國際委員會が開催せられたが、本協定は其の結果成れるもので、勿論改訂輸入稅率表を中樞として居る。

本協定の一部たる『規程』(Rules)第一條――本稅目に揭げざる輸入品は從價五分の割合を以て納稅すべきものとす、其の稅金算出の基くべき價格は地方通貨を以て表はしたる該品の市價とす。
稅關へ納稅を申出づるに先ち貨物販賣せられざる場合に於て[1]、貨物の價格又は類別に就て稅關と輸入者との間に爭議を生じたるときは、之を左の如く構成したる仲裁委員會 (a Board of Arbitration)[2] に附し得べき (the case will be referred to)ものとす。

稅關官吏一名、輸入者所屬國領事の選定したる商業者一名。輸入者と國籍を異にする商業者にして首席領事の選定したる者一名。

右委員會議中手續等に關して生ずる問題は多數を以て決定すべし。委員會多數の終結裁定は事件附託の日より十五日(休日を除く)以內に宣告すべきものにして、雙方當事者を拘束するものとす。[3]
同第二條――外國產穀物、金銀地金及貨幣、印刷書籍、海圖、地圖、定期刊行物及び新聞紙は輸入稅を課せらるゝことなし。船舶は無稅品(金銀地金、外國貨幣を除く)のみを積みたる場合と雖も噸稅の賦課を受くべし。船舶需要品及船艙收容石炭に對しては之を船內に積込みたるとき戾稅證書(drawbacks)を發給すべし。
同第三條――兵器彈藥及各種軍需品の輸入は淸國政府の證明あるものを除くの外之を禁止し食鹽の輸入は之を禁止す。[4]

右第一條の中、仲裁委員會は既揭『會訊章程』に依るより、一層紛議の解決を簡便化したものと解せられる。尙ほ右仲裁委員會制は强制的のものでなく、輸入者は這の方法によるも又會訊章程の夫れによるも任意である。併しながら各海關の慣習に依れば、商人は海關驗查官の評價に付再驗查を要求し得るのみならず、直接稅務司に對しても希望を開陳し得る實情に在る爲め、實際問題

1) 卽ち貨物の價格乃至類別等に輸入商が海關の下したる評價を反證すべき賣買契約書を提出することの出來ない場合を謂ふ。
2) 中國人の所謂中判會。
3) 此仲裁委員會制度は一九一九年八月一日實施の附屬規程第一條に於ても繰返し規定されて居る。
4) 但し外國人用の小量の瓶詰食鹽は此の限りでない。

として領事の介入援助を求むるが如き場合は稀れであり、更に首都に於ける外交交渉に移すが如きは其の必要が無いのである。

却說、本協定に依る新輸入稅率は既述の如く一八五八年諸『天津條約』(第一回目の改訂・一八四三年原訂)以來始めての改訂(第二回目)であつた。尙ほ本改訂稅率に關し爾後清國は、伊國及露國と一九〇三年三月二十八日附夫々特別稅率を協定し(同年四月二十七日・光緒二十九年四月一日より實施)、丁抹と一九〇四年三月二十三日附協定し(同年五月五日・光緒三十年三月二十日實施)、佛國[1]、諾威、瑞典の諸國と夫々一九〇四年三月三十日(光緒三十年二月十四日)附卽日實施を協定し、葡國とは一九〇四年十一月十一日(光緒三十年十月五日)附を以て[2]同樣卽日實施を正式に協定した。

『黃浦江水路改良ニ關スル約定』——一九〇五年(明治三十八年)九月二十七日署名(表・列一〇)。署名國—獨・墺洪・白・西・米・佛・英・伊・日・蘭・露・淸

第一條——上海道臺及上海稅關長[3]は黃浦江水路改良工事、吳淞內外の沙灘改良工事及其の維持を指揮監督すべし。

水上及衞生警察、點燈、浮標、水先案內等は舊規則に依りて之を處理すべし。

第二條——淸國の選擇せる技師一名は北淸事變最終議定書に署名したる列國の代表者の過半數に於て右技師を適任者と認めたるときは淸國は工事實行の爲め直ちに之を任命す。

第四條——實行工事に關する詳細なる報告書及支出濟費用の報告書は三箇月毎に之を調製して上海領事團の檢閱に付すべし。

第五條——波止場及埠頭の建設竝に江上に於ける一切の躉船若は浮屋の設置は上海道臺及上海稅關長の允許を要するもの

1) 上記改訂稅率に小訂正の上之を追認した譯である。
2) 葡國は一九〇二年十月十五日此改訂稅率に假承認を與へて居る。尙ほ本書268—70頁を看よ。
3) 稅務司。

とす。

第六條――上海道臺及上海稅關長は現存する固定繋留機を買上げ公用繋留機を江上に設置するの權を有すべし。

第七條――浚渫其の他の工事を爲すには上海道臺及上海稅關長の允許を要するものとす。

第八條――上海道臺及上海稅關長は外國租界地以外に於て黃浦江の改良保存に關する事業の實行に必要なる一切の地所を獲得し且之を處置するの權を有す。

第九條――淸國政府は河川工事の經費の全部を負擔し沿岸地に對しても商品の運輸若は航江に對しても何等の賦課金若は醵金を課することなかるべし。

第十條――淸國は河川工事費全額の擔保として四川省及江蘇省徐州府の阿片稅金を提供すべし。

淸國は一九〇一年の議定書の規定に基き二十箇年間年四十六萬海關兩の金額を工事費に充つべし。

第十二條――本約定の規定にして協議決定の上締結せられたるときは一九〇一年の議定書第十一條(乙)及附屬書第十七號に揭げたる規定は中止せらるべし。然れども若し淸國に於て新約定に基き年々必要の資金を支出せずして工事の進行を障碍せしむるか、若は本約定中の或る他の必要條件を遵守せざるときは、一九〇一年の議定書及附屬書第十七號の原規定は直ちに再び效力を生ずべきものとす。

『北淸事變最終議定書』に規定せられたる黃浦江水路改良に關する約定(既述該議定書參看)を、屈辱と感じた淸國政府は、「自ラ其ノ工事ヲ實行シ且ツ其ノ經費ノ全部ヲ負擔センコトヲ希望シテ」[1]、關係列國と新協定を結び以て該最終議定書に曰ふ黃浦江水路改良に關する手續に代へることゝなつた。本約定は卽ち其の新協定である。斯て淸國政府は上海道臺及稅務司の手中に工事權を回收するを得たが、會々一九一一年の辛亥革命は經費の支出を不可能ならしめるに至り、翌年此改修工事は再び國際共管の

1) 本約定の Preamble。

形式に還元されること、なつた（次項參看）。

『黃浦江水路改良ニ關スル追加假協定』――一九一二年（明治四十五年）四月四日承認（表・列一一）（一九一六年一月更に一ヶ條追加）

第一條――黃浦江改修事務局（開濬黃浦河道局）（The Whangpoo Conservancy Board）（略して改修局と謂ふ）は上海通商交涉使、[1]上海稅務司及上海港長を以て之を組織す。

第三條――改修局は左の規定に依り水路改修に關する一切の會計事務を管掌す（イ・ロ・ハ・ホ略）。

（ニ）第四條に依り輸出入貨物に課すべき水路稅は稅關長之を徵收し定期一定の日に於て改修局の勘定に之を拂込むべし。

第四條――上海に於ける商業上の利益を代表する商業會議所及其の他の團體は水路改修の目的の爲め、有稅品に對しては關稅の百分の三無稅品に對しては從價千分の一半の課稅[2]を爲すことに同意したるに因り、各國公使に於て之が實施に必要なる手續を了し改修局に其の旨を通知したるときは第三條（ニ）號の規定に依り其の實施を見るべきものとす。

第七條――改修局の管轄區域は楊子江より海潮限界線に至る間に於ける黃浦江一帶に及ぶ、即ち右區域內の兩岸高水線間に於ては改修局の同意ある場合を除くの外、水路に影響を及ぼすべき作業を行ひ又は江岸に聯結する躉船若は浮屋を設置することを得ず。

水上警察、衞生上の施設、航行補助及水先案內に對する監督は從來の通り海關の管掌に屬す。

第九條――調修局（濬浦局）（The Conservancy Board）の職務左の如し（一・二・四・五略）。

三、事情及資金の許す限り楊子江より上海に至る間に於て大潮時の平均低潮位に於て少くとも二十呎の水深を保ち、且少くとも九百呎の幅員を有する水道を開設維持すること。

1) 爾後 The Kiangsu Commissioner for Foreign Affairs と解され（外交部の駐滬交涉員）て居たが、一九三〇年よりは國民政府外交部の a special secretary（駐滬專員）と解されることゝなつた。

2) 此外、貴重品に對しては從價萬分の四半（0.045 per cent）の稅を課す。

第十條——

一、黃浦江水路改修諮問局〔濬浦顧問局〕(The Whangpoo Conservancy Consultative Board)(略して諮問局と謂ふ)は左の議員(計六名)を以て之を組織す。

(イ)左の方法に依り選任したる五名の議員。

上海に出入する船舶に付最大噸數を有する五國の北京駐劄公使は各自任意の方法に依り自國の議員一名を選任し、在上海當該國總領事より其の選任を改修局に通知すべし。議員の變更ありたる場合亦同じ。

(ロ)中國總商會の選任したる一名の議員。

書記長は改修局及諮問局の兩局に兼任とす。

二、諮問局は、上海に於ける商業上の利益の爲め水路改修事務を監視し且適當と認むる意見を改修局に提出するを以て其の主たる職能とす。右目的の爲め諮問局は諸般の工事設計、現行工事の狀況及會計に關する一切の報告を受け且技師長の任命に付協議を受くべし。

三、諮問局が其の意見の充分尊重せられざる爲め上海に於ける商業上の利益が害せらるるの虞ありと認むるときは、該局は本條第一項に掲ぐる諸國の總領事より成る領事委員會(Consular Committee)に之を報告すべく、若し領事委員會に於て改修局との間に當該事項を滿足に解決すること能はざるときは、該委員たる總領事より各自國の公使に其の事項を具申し其の外交手段に依る解決に委すべし。

第十二條[1]——本協定の適用を受くべき黃浦江に於て拂下げ得べき官有地〔漲灘或升科之灘地〕に關する規定。

〔上海・黃浦江改修に關する國際經營〕辛亥革命後(前項參看)黃浦江改修計畫は再び上海商業會議所(勿論英國人關係のもの)の議題に上るに至り、同會議所は北京の各條約國公使に宛之に關する一提案を爲した。該提

1) 本條は中國外交部及各條約國公使の承認を經て一九一六年一月十九日附を以て追加せられたものである。

案は列國公使の承認を經、北京政府に提出された。中國政府は若干の修正を加へたる上一九一二年四月四日附之を承認した。尙ほ一九一九年の獨逸國との平和條約第百二十九條、一九一九年の墺地利國との平和條約第百十四條、及一九二〇年の洪牙利國との平和條約第九十八條は何れも、這の種黃浦江水路改修協定[1]の存在に付、再確認を與へて居り、玆に之が益々國際協定としての實を備ふるに至つたことは注意を要する。

該改修費負擔の意味より上海港輸出入貨物に一定の改修稅(Conservancy Tax)を附課する條約上の根據は、本協定第四條に存する。尙ほ一九三一年迄是等改修稅は勿論舊協定稅率を基準として算定徵收されて居たのであるが、同年四月よりは中國の所謂關稅自主權恢復に伴ひ新國定稅率を參酌して黃浦江水路の改修に必要なる適當額を課稅することゝなつた。

一九二一年末、一特別委員會が開かれ、改修局其れ自體の改造と、其の他一般事業の改善に關する報告書を採擇した。該報告書は中國政府(北京)に轉達され、更に一九二三年十二月、外交團は同國政府に考量を求むる樣勸告する處があつた。併しながら這の囘、何等具體的措置は採らるゝに至らずして止んだ。

後一九三一年、中國政府(國民)行政院は楊子江バーの浚渫計畫案を採擇したが、經費の關係上一九三五年迄事業は着手されなかつた。同三五年、世界最大型の浚渫機を設備して同年九月より翌三六年

1) 一九〇五年の前項協定及一九一二年の本協定。

三月迄の間に、二百萬噸以上の泥土を除去するを得た。蓋し國民政府の所謂大上海市計畫[1]完成の上より觀ても這の方面の航路改善は急務中の急務であつた譯である。

一方一九三六年末までに、黄浦江改修局が其の諸事業遂行の爲めに支出せる總額は約四千八百萬弗に上つて居る。[2]

『遼河河口改修工程局ニ關スル改正協定竝規則』——一九一四年七月一日公布[3](表・列一二)

第一條——遼河河口改修工程局(The Liao River and Bar Conservancy Board)は第六條に記載せる改修工事の指揮監督を掌り該工事の竣工を告げ且關係借款の償還を完了するに至る迄存續するものとす。

第二條——工程局は左記人員を以て之を組織す。

督　辨　　牛莊海關道[4]
會辨兼秘書役　　牛莊稅務司
在牛莊各國領事
牛莊外國人商業會議所代表者一名
牛莊日本實業會代表者一名
牛莊清國商務總會代表者一名

第三條——工程局に執行機關として辨事處(Executive Committee)を設け左の三員を以て之を組織す。

督　辨　　牛莊海關道
會辨兼秘書役　　牛莊稅務司

1) 外國租界上海の項を參看。
2) China Year Book, 1938, p. 119.
3) 同年七月九日北京外交團承認濟。本協定規則は滿洲關係である。
4) 海關道は海關道臺のこと、即ち海關監督と云ふも同じ (Superintendent of Customs)。

工程局に於ける商業會議所代表者中より毎年又は缺員の際牛莊領事團の選出せる者一名

工程局に諮議機關として會議處(Consultative Committee)を設け工程局員中督辦會辦を除ける殘部を以て之を組織す。辦事處又は會議處の請求に依り隨時工程局總會を開く、而して可否の投票同數なるときは督辦の決する所に依る、投票は代理を以て行ふを許さず。

第六條――本協定により計畫せられ且つ本規則に依り支配せらるべき改修工事の範圍左の如し。

一、遼河口に於ける沙灘を浚渫し河口より牛莊港に至る水路を改修し及所謂戎克(ヂャンク)通路を杜塞すること。

二、鴨島と牛莊港下界との中間卽ち京奉鐵道停車場附近の狹地を保護し河流により崩壞するを防ぐこと。

第九條――本改修工事費の償却に要する收入は左の課税に依るものとす。

牛莊海關に於ける內外輸出入品に對する附加税及入港內外船舶に對する附加噸税。

輸入外國品――輸入税百分の二。税率表記載の輸入土貨――輸入全税の百分の四若は沿岸貿易税の百分の八。從價税率に依る輸入土貨――輸入全税の百分の二若は沿岸貿易税の百分の四。

現行税率表記載の輸出土貨――輸出税の百分の四。從價税率に依る輸出土貨――輸出税の百分の二。

無税輸出入品――價格の千分の一。

外洋及沿岸航行船舶――入港毎に一噸に付二分五厘。內水航行船舶――入港毎に一噸に付一分。

附屬書第一――遼河上流の改修は牛莊港の商業上の繁榮に密接なる關係あり中國政府は此事實を認め且つ右改修が自己の管理に屬するを諒し、本協定第六條所定の下流改修工事と同時に左記工事に着手實行することを約す。

一、遼河の支流たる双台子河による脫水の整理。

二、遼河上流の改修。

中國政府は其の旣に支出を承認せる二十萬元を右工事の起工費として使用し且つ牛莊鈔關[1]の管理に屬する貨物及船舶に

1） 常關のこと。

對し左の附加税を課す。

一切の輸出入品――現行税の百分の五。

民　船――一切の海洋航行民船の入港毎に一噸に付一分。

遼河工程局は滿洲營口港航路保全の爲めに設けられたるものであり、黃浦江(上海港)、白河(天津港)、閩江(福州港)に於けると同樣、一種の國際經營機關であつた。同工程局による工事は、本協定成立の當初、東三省總督府技師長たりしヒューズ(W. R. Hughes)の專任擔當(此工事に就ては無報酬)する處であつたが(第七條及附屬書第二)、後一九一九年(民國八年、大正八年)、遼河改修工事を促進する爲め、日本人技師を上流に、英國人技師を下流に夫々分聘すること丶なつた(上流技師、下流技師と稱し俸給は工事經費中より支辨と決す)。右に關し本邦及中國間に『遼河河口改修工事技師ニ關スル公文』の交換あり、同一九一九年二月二十二日附中國外交部(外交總長代理陳籙)翰(心字第八三號)、同年四月九日附帝國公使(小幡酉吉)翰(第七二號)を以て取極成立となつたのである。

〔滿洲國の接收〕　滿洲事變勃發後、遼河工程局は資金不足を理由として其の使命の遂行を躊躇するに至り、港灣行政上憂ふべき狀態に陷つた。次で滿洲國は其の獨立宣言後、「當然之ヲ繼承スベキ性質ナリシモ、敢テ積極的接收ヲ斷行」しなかつた。[1] 一九三三年(大同二年)十二月十二日、各國官民を含む工程局委員會總會は、自發的に解散を決議し、滿洲國政府に遼河改修事業の引繼施行方を依賴

1) 『第二次滿洲帝國年報』第二編127頁。

するに至つた。斯て翌一九三四年(大同三年)一月一日、滿洲國政府は該工程局の引繼を承認し、一月五日附を以て同國外交部總長謝介石は左の通り聲明する處があつた。

遼河工程局は設立以來其の實績見るべきものあり、以て、營口港今日の繁榮を招來せり。併し乍ら、今後益々發展の氣運にある同港の改修は未だ滿足すべき狀態にあらず。加之ならず工程局は、一昨年來工事資金缺乏の故を以て從來繼續せし諸工事を中止し、現在僅かに一部既設工事の補修をなすに過ぎず。然りと雖も、資金難の故を以て、荏苒今日の狀態を放任せんか、河口は土砂沈積のため逐日閉塞し、多年莫大なる資金と努力を費したる諸工事は全く其の意義を失ふに至り、營口港は數年を出ずして、昔日の一貧港に還元すべし。

上述の現狀に鑑み、遼河工程局關係各國委員は、大同二年十二月十二日委員會總會を開き、自ら解散し、其の事業の引繼施行を滿洲國に依賴し來れり。元來河川港灣の改修は、國家又は地方團體自ら施行すべきものなるに不拘、當時支那政府其の財力及び技術缺除せるため、遼河工程局の成立を見たるものにして、此の事業を滿洲國に於て自ら行ふは、極めて當然の措置なる故、大同三年一月一日現在を以て、工程局の引繼を承認せり。

今や滿洲國は、諸般の施設着々として進捗し、產業開發の大いに見るべきものあり、國家事業として之を繼承したる以上は、世界各國の通商上重大なる營口港發展のため、事情の許す限りの費用を以て、積極的に工事を施行せんとするものなり。

尙從來徵收の附加稅の低減、又は廢止は、將來國家財政の確立したる時に待つべく、當分の間、大體從來の稅率により徵收し、以て工事費の不足に充當せんとするものなり。

『閩江治河組織法及規則』――一九一八年十月七日署名(表・列一三)

第一條(閩江治河總局)――閩江改良工事を管理するの權力は以下記載する制限内に於て左に列記せる局員を以て組織せら

る治河總局(General Conservancy Board)〔治河局〕に屬す。

(一)福建水利局長或は福建最高長官に依て委任せられたる現職官吏、同人は治河局々長たるものとす。(二)現任福州稅務司、同人は書記及會計主任たるものとす。(三)福建駐在各國領事官。(四)各外國商業會議所又は領事を以て代表者とし正式に組織せられたる各國商人團の代表者一名。(五)支那商務總會代表者二名。(六)支那民船商會代表者二名。

本局は此等局員最少限數八名を以て會議を開き治河に關する重要事項の總てを議決するの權を有す。又局長若は局員四名にて治河總局に關する重要事項と認めたる問題ある場合に、其の請求に依り會議を召集することを得。

第二條(治河局常務委員)——治河局の事務處理權は左に記載する三局員〔辦事專員〕を以て組織せらるる常務委員會(Executive Committee)に屬す。

(一)治河總局々長。(二)治河總局書記。(三)各國領事官を代表するため每年領事團に於て選擧したる領事官一名。

常務委員會は最少限數二名を以て會議を開き治河に關する一切の事務を處理し工事の指揮經費の管理に任じ、治河總局會議の議決に準據して是等一切の事務を繼續執行すべきものとす。常務委員會は正當に審查を了したる收支計算書を每季に治河總局に提出し又每年末に工事進行の模樣及同年內に發生したる重要事項及次年度に施行すべき事業の順序等を準備發表するものとす。總て常務委員會議に關する事項は詳細に印刷に附し治河總局員に配付すべし。治河總局員は治河工事及事務に關して何時にても質問を提出するの權を有し、常務委員は右質問に對し詳細答辯するを要す。

治河總局會議及常務委員會は投票法を以て決を採り可否同數なるときは局長之を決す。投票は代理人に依て之を爲すを得ず。治河事業の管理經營に關し正當なる手續により施行せられたる行爲、契約或は借款に就ては治河局員又は常務委員は個人的に何等の責任を有せず。

第三條(治河局管理區域)——閩江の改良は元來南臺(Nantai)より羅星塔(Pagoda Anchorage)に到るの區間に止まると雖も、治河局の管轄區域は海口より南臺島の上端潮流の着點迄の福州港汽船往來の全水域を包含するものとす。南臺島

の上端に在て分岐する二支流に對し水勢を增減するが如き一切の計畫又は工事の如きも亦本局の管理に屬す。此管轄區域內に在て本局は河底に對する工事、水道建設、護岸工事等に關し完全權力を有す。埠頭、船舶碇繋位置、船舶航行規則等に關しては本局は當港港務當局と商議決定すべし。河岸に接近せる村落の安全公益に影響する諸問題又は住民及其の生計に關係ある諸事項即ち耕作、捕漁等に關しては當該地方官憲と商議して處理するものとす。尙本局は治河工事の進行に依て自然的又は人工的に埋立られたる土地を賣却し又課稅する方法等に就き本省官憲[1]と商議を開始し得るの權能を有す。

本局に於て適當と認めたる場合には、本局傭聘技師をして閩江上流一帶を測量せしめ現に船舶の通行に障害たるべき暗礁を除去し、以て上流の航行を改良し得べきや否やを決定せしむることを得。但し是に要する費用は現計畫に依る收入金を以て支出するを得ざるものとす。

第四條(時期の制限)――治河局は中國中央政府に於て外交團と商議の上公然撤廢の命令を發するまで繼續して職務を執行す。但し如何なる場合と雖も本局が締約したる借款全部の償還が了せられたるか、然らざれば期限に到り滿足に償還せらるべき方法の講ぜられざる限り、撤廢せざるものとす。

第五條(治河局權限及職務)――治河局は以上に規定したる管理を執行するため左に記載せらるる權限を有し本局又は常務委員會の名に依り之を行使す。

(一)左に記載する稅率及方法に準據して治河附加稅(Conservancy Surtaxes)を賦課し及之を管理すること(以下略)。

第六條(治河附加稅)――前條第一に記載したる附加稅に關しては既に同意を得たるものなるを以て、中國中央政府及外交團の允許を得て總ての關係者に對し效力を發生せしむ。其の方法は左記の區別に依る。

(一)海關に於て徵收する噸稅以外の總ての稅金額に對し百分の五の附加稅を課す。免稅證書(Exemption Certificate)を以て輸入せらるる貨物に對しては其の免ぜられたる稅金額に對し百分の五を課す。(二)常關に於て徵收する民

1) 福建省政府。

船税及登錄料以外の總ての税金額に對し百分の五の附加税を課す(以下略)。

第七條(中國政府の補助費)——各種の課税以外に中國中央若は福建省政府は治河經費に對し毎年銀一萬八千元より少から

ざる金額を補助支出するものとす。

第十條(治河經費の管理法)——收入金の銀行預入又は經費の支拂竝に記帳若は定期の計算報告作成等は治河常務委員會の

會計たる税務司之に任ず。

「福州」は原開港場たる五港の一であるが、福州開港場は閩江中流の南臺島上の北部に在つて、對岸の福州市(閩侯)と江南、萬壽の二橋に依り接續されて居る。這の福州開港場(南臺商埠の名あり)への航路を近代的に維持する爲め協定せられたものが、卽ち本『組織法及規則』である。閩江浚渫計畫は當初福建省政府の發起に係るもので、羅星塔より南臺商埠に到る間の航路を改良して、事情と經濟の許す範圍に於て春季退潮時に少くとも十呎の水深を得せしめ、尙ほ進んでは少くとも十三呎の水深を保たしむべきことを最後の目的として立案せられた。次で右計畫は、主義上、外國及中國商人團體に依り同意を經、之が實行方法に關する詳細の規定は、福建省政府、領事團、及各國商人團體よりの各代表者を以て組織せらるべき會議に於て決定されること丶なつた。該會議は、一九一八年(民國七年)九月十七日、同二十四日福州に於て開催せられ、同十月七日本『組織法及規則』(以下本法と略稱)を議定した。嗣で本法は其の前文(preamble)に曰ふ、中國中央政府及外交團の承認を得、一種の國際約定として其の效力を發生したのである。

猶ほ本法は、英・佛・米・日・和蘭・墨西哥の各領事又は其の代理、葡萄牙・諾威の副領事又は其の代理、竝に、英・日・米・の商人代表者――以上外國側、福建水利局長省政府委員、福州總商會及び福州商船總公會の代表者――以上中國側、之に福州海關稅務司が加はつて、取極めたものである。

『支那參戰希望條件ニ關スル覺書』――一九一七年(大正六年)九月七日署名(表・列一四)。關係同盟國――白・佛・英・伊・日・葡・露。

條項――關係同盟諸國代表者は左記事項を外交部(中華民國)に通告す、(ロ)海關稅を從價稅五分の現實率に(au taux effectif de 5% *ad valorem*) 增額するの原則を承諾す。締約國全部の利益に於て關稅制度の修正を支那國委員を包含する一の委員會に委任すべし。同盟國政府は中立國をして右海關稅の增額を承諾せしむる爲め支那國政府に援助を與ふべし。

右同盟國代表者は支那國に對し左記事項を勸告す。(イ)支那政府は各條約國の爲めに國定稅率を發布すること。

右覺書は中國の大戰參加に對する報酬として關稅實收率の引上を約したるもので、同覺書に基く關稅改訂委員會は翌一九一八年一月以來上海に開催せられ、同年十二月次項の如き勸告及次々項の如き稅率規程を議決した。

『支那關稅改訂委員會決議事項ニ關スル支那國政府ヘノ勸告』(Recommendation)――一九一八年(大正七年)十二月十一日議決(表・列一五)。關係同盟國――前同斷。

勸告第一――(一)本委員會は輸入稅率表中に記載の稅率の變更は同時に右に相當する輸入抵代稅(通過稅)の變更を生ずる事實に鑑み、輸入抵代稅制度が現在の如く施行せらるゝに於ては列國との間に絶えず紛議の種となるが故に、支那國政

府の之に對する善處を希望す。更に本委員會は內地稅に關する一般的問題は其の審議の權限外に屬することを認むと雖、支那貨物及外國貨物に對し生產地通過の途中又は到着地に於て現在課せらるゝ幾多の課徵は、商業の自由なる發達に對する重大なる障礙を形成するものと確信するが故に、支那國政府に對し此種課稅を全廢すべき方法を案出するの適當なるを熱心に勸告せんとするものなり。

(二)現行禁制品目中より硫黃、硝石及亞鉛を削除するに付外國政府の同意を求むること。稅關により隨時告示せらるゝ禁制品目中より硝酸曹達、硝酸、鹽酸、硫酸、加里鹽類、燐、顯微鏡、測量機械及鐵鍋を削除すること。[1]

(五)本委員會は支那國稅關統計の有用なることを記錄に留むると共に當局者に對し右統計に左記の(玆に略す)改善を加へんことを勸告す。

同第二――本委員會は輸入稅目附屬規則中に左記一條項を追加すべきことに關し支那國政府より條約國の同意を得んことを勸告す。(輸入稅目)規則第四・阿片及罌粟子の輸入は絕對に之を禁止す。左に揭ぐる物品は資格を有する醫師、藥種商又は藥劑師の證明ある場合の外之が輸入を禁止す。モルヒネ、コカイン及其の注射器(以下各種痲藥列擧玆に略す)。[2]

『一九一九年支那國改訂輸入稅率竝附屬規程』――一九一八年(大正七年)十二月二十日議訂(表・列一六)。

一九一九年八月一日實施。關係同盟國――前同斷(日本は大正八年五月十日附を以て承認)

改訂輸入稅率表――(玆に省略)。

附屬規程第一條――本稅率表に揭げざる輸入品は從價五分の割合を以て納稅すべきものとす、而して稅金算出の基くべき價格は地方通貨を以て表はしたる該品卸賣の市價とす。但し此市價は之を海關兩に換算するときは稅金算出の基くべき金額より一割二分超過するものと看做すべし。

仲裁委員會に對する規定。[3]

1) 之に付清國海關は一九一九年九月三日附告示第九百二十四號を以て大體此通り削除するか乃至は特別の場合極少量の輸入に限り之を許可すべき旨公示した。
2) 之に付關係國政府は中國政府の申出を應諾した。
3) 前顯一九〇二年の『清國輸入稅率改訂ニ關スル協定』附屬規程第一條に揭ぐる處と同じ。

同第二條及三條——一九〇二年の規程(前頁の脚註(3)を參看)第二條及三條と同文。

同第四條——(前項勸告の第二が實施と同時に追加せらるゝことゝなる)

中國の世界大戰參加に對する報酬として輸入稅率の五分が更に現實に卽する樣改訂(第三回目)せられた譯である。前回一九〇二年の改訂時に比較し、銀貨の下落、原貨の騰貴等に依り、當時舊從量稅率は三分八厘乃至四分五厘と云ふ實徵狀態に陷つて居たと言はれる。

〔陸境特惠稅率の廢止〕　尙此新稅率實施を機として、陸境關稅の特惠は中國全陸境共一律に之を基礎として、從來の率により輕減せらるゝことゝなつた。這次中國側の陸境稅率上の利益は日本の首唱に基くものであつた(詳細は左の註に讓る)。

註——〔A〕大正八年五月十五日帝國外務省公表『支那輸入稅率改訂』の件[1]

(前略)右改訂稅率の實施期に關しては(前記上海委員會の決定に本き)帝國政府は……五月十日附を以て在支帝國公使をして各國に率先し支那政府に對し改訂稅率實施承認方通告せしめたり……今回の改訂輸入稅率は海路輸入貨物の外、陸境經由輸入貨物に對して均しく適用すること帝國政府に於て異議なき所なるも、從來の如く安奉鐵道又は東淸鐵道經由滿洲へ輸入せらるゝ貨物は一九〇二年上海改訂稅目(義和團事變後の——著者註)の上に其の三分の一の輕減を受くるに反し、印度支那又は緬甸方面より廣西、雲南地方に輸入せらるゝ外國貨物は之よりも一層低率なる一八五八年舊稅率(天津條約稅率を云ふ——著者)を基礎として適用輕減稅率を算出するが如き不公平あり、更に又北鮮方面より間島地方に輸入せらるゝ貨物に對しては明治三十八年滿洲協約第十一條陸境貨物に關し特に最惠國待遇の規定存するに拘らず今日迄一九〇二年上海改訂稅目を何等の輕減なく適用し居れるを以て、帝國政府に於ては此機會に如上支那各方面陸境に

1)　『外務省公表集』第一輯。

於ける關税上の取扱の異同を矯正せんことの目的を以て支那政府及關係國代表者と種々交渉する所あり(後略)。

〔B〕大正八年五月三日附『在支帝國公使發支那外交總長宛新税率陸境適用方承認公文、同上附屬覺書』

〔C〕同日附『支那外交總長發在支帝國公使宛間島方面陸境關税三分の一減税方承認の公文』

〔D〕同年五月十日附『在支帝國公使より支那外交總長に交附せる間島方面運賃區域の了解に關する覺書』

〔E〕大正八年『外務省告示第八號』

右B以下E項の四公文書の內容並に其の一般經過に就ては下記報告が要領を得て居る。

一九一九年支那改訂税率の陸境適用に關する問題(外務省臨時調査部報告)

『(前略)税率改定の協議進捗すると共に、支那外交總長は我在支公使に對し、大正七年八月十日附の公文を以て、改訂税率を陸境税關に推行するに付、承認を求め來りたるを以て、帝國政府は在支公使をして右支那側の提議に對し

(一)改定税率に依る引上は支那一切の陸境に於て一律に之を適用すること、且英佛露、各關係國政府に於ても全然右に同意すること

(二)改訂税率を滿鮮國境貿易に適用するに際して間島經由貨物は安奉鐵路經由貨物と同樣の税率の輕減を受くべきこと

の二個の了解の下に之を承認すべき旨を囘答せしめたる所、支那政府は前者に關しては條約に當然のこととし、後者に關しては、日支兩國間の別個の商議に待つべく希望し來り、爾來屢次交渉の結果、大正八年五月三日及同十日の公文交換によりて、日支兩國の間に於ては、後者に關する了解成立せしを以て、帝國政府は支那政府に對して、改訂税率の實施と共に、其各陸境に於ける一律適用方を承認し、英米佛三國政府に於ても、亦右支那政府に對する公文を以て、改訂税率の實施及其陸境に於ける適用方を同意したりしが、只露國は從來の行懸上改訂税率は之を露支陸境に適用せざるべき旨の留保をなしたりと雖、支那政府に於ては露國の現狀に鑑み、右留保に關係なく露支陸境に於ても事實上均しく改

訂税率を實施するに至りしをもつて、改訂税率は大正八年八月一日より一定の輕減を以て各陸境一律に適用せらるるに至れり。以上』

『支那國關税ニ關スル條約[1]』——一九二二年（大正十一年）二月六日署名（表・列一七）。署名國—米・白・英・華・佛・伊・日・蘭・葡

第一條——締約國の代表者は一九二二年二月四日華盛頓に於て採用せられたる決議（本條附屬書の通り）を確認し、其の改訂の結果として決定せらるゝ税率を受諾す。〔附屬書〕參加九箇國は支那國政府の歳入を增加する目的を以て左の如く約す、一九一八年十二月上海に於て關税率改訂委員會の採用したる支那輸入税率表は其の税率を現實五分に相當せしむる樣直ちに改訂せらるべし、其の改訂委員會は參加を希望する關係國代表を以て構成すべく右改訂を直に且つ前回改訂の一般方針に從ひ實施する爲め出來得る限り速に上海に於て會合すべし。

第二、三、六條——本條約實施後三箇月內に支那に於て關税に關する特別會議を開催すべきこと、其の日時及場所は支那國政府之を指定す。該會議に於ては、（一）一九〇二年の英清マッケー條約及一九〇三年の日米對清兩通商條約に規定する裁釐加税制度の實施に付き準備すること、（二）該制度の實施に先ち適用すべき有税輸入品に對する附加税の暫行率を從價二分五厘の一律率とす、但し或種の奢侈品に付ては從價五分までを許容すること、（三）本條約に於て承認せられたる支那國一切の陸境及海境に於て賦課する關税率に付ての均一原則を實行すべき取極を作成すること、等以上の措置を執り得べし。

第四條——右特別會議の定むる從價税率に依る再改訂は本條約第一條に依り定めらるゝ即時改訂の完了後四年を經て之を實施すべし、右再改訂の後に於ては七年每に定期に改訂すべし。

第七條——本條約第二條に曰ふ所謂裁釐加税制度の實施せらるゝ迄の抵代税（通過税）は從價二分五厘の率とす。

1）本條約の全文は本書卷末附錄第二中にある。

第八條――本條約に署名せざる諸國にして其の對支那國現存條約に依り從價五分の關稅率に付規定を有するものは本條約に加入を招請せらるべし。

第九條――本條約の規定は支那國及各締約國間の條約の一切の規定にして之と抵觸するもの（最惠國待遇の規定を除く）に優る。

所謂ＡＢＣ三國（America, Britain, and China）の合作と評されたる華盛頓會議は、また中國の關稅方面に於ても善處する所があつた。本條約に曰ふ關稅會議に就ては次項に於て之を述べるが、所謂裁釐加稅制度の實施を考量して居たことに注意を要する。尙ほ第八條に從ひ爾後米國の招請に基き本條約に參加せる諸國は次の通りであつた。

丁抹（一九二五年八月二十七日加入通告・同九月一日有效）、瑞典（同年九月十一日加入通告・翌日有效）、西班牙（同年九月二十一日加入通告・同月二十四日有效）、諾威（同年九月二十三日加入通告・翌日有效）。以上にて當時中央政權の崩壞せる露國を除き全關係國（最惠國條款の效力のみに依る權利享有國は此限りでない）が本條約を受諾したことゝなる。

『一九二二年支那國改訂輸入稅率及附屬規程』――一九二二年（大正十一年）九月二十五日議訂（表・列一八）。一九二三年一月十七日實施。關係國―前同斷（日本は大正十一年十一月二十九日附を以て承認）

改訂輸入稅率表――（省略）。

附屬規程――（全文四箇條、前回一九一九年八月一日實施のものと同樣に付、省略）。

右は中國輸入稅率に對する第四回目の改訂であつた。

『關稅自主權原則承認ニ關スル決議』（Resolution on Tariff Autonomy）――一九二五年（大正十四年）

十一月十九日附（解說參看）（表・列一九）

『本會議に參加せる各國代表は、本會議にて署名せらるべき條約（a treaty）に於て、爾後協定を見るべき其の他事項と共に之に協調する目的を以て、關稅自主權に關する下記の條項を採擇すべきことを決議す。

中國を除く締約國は、爾今關稅自主權を享有し得べき中國の權利を容認し、各該締約國及中國間現存諸條約中に包藏せらる、關稅上の諸拘束を除去すべきことを約定し、且つ一九二九年一月一日を期し中國國定稅則（Chinese National Tariff Law）が有效となるべきことに同意す。

中華民國政府は右國定稅則の實施と同時に釐金を廢止すべきことを宣言す、且つ釐金の廢止が中華民國十八年第一月第一日即ち一九二九年一月一日迄に現實に施行せらるべきことをも併せて宣言す。』

華盛頓會議の際堂々署名を見たる『支那ノ關稅ニ關スル條約』に規定せられた「支那關稅特別會議」は、一九二五年十月二十六日に至り漸く中國側の「準備」整ひ北京に開催され、日・英・米・白・佛・丁・伊・蘭・諾・葡・西・瑞典・華の十三箇國代表者の會同を見たが、中國の內政に禍され翌一九二六年七月三日何等の正式協定にも到達せざる儘、暫時停會（中國代表が會議に出席可能となるに至る時まで）の止む無きに立到つて了つた。右掲決議[1]は一九二五年十一月十九日、該會議第二委員會第四次會に於て採擇せられたものであるが、同決議の前段に曰ふ所の條約遂に未成立の爲め、本決議は法律上其の效力を生ずるに至らなかつたのである。併しながら其の精神的影響は結局國民政府に依て引繼がれたと見るべきである。

却說、爾後該會議再開の機臻らざる裡に北京政權雲散し、中國は愈々所謂國民政府時代に入るに至

1）一九二五年十一月十七日附第二委員會分科會が決議せるもの。

つた。

國民政府の所謂『國定稅率』——一九二九年(昭和四年)二月一日實施。

一九二八年(昭和三年、民國十七年)十二月五日、國權恢復運動と列國協調主義と云ふ折柄の內外の高潮に棹さして着々其の所謂「條約改正」に成功しつゝあつた國民政府は、列國に對し右北京關稅會議の當時論議せられたる差等稅率に基く七種差等稅率(從價七分五厘、一割、一割二分五厘、一割五分、一割七分五厘、二割二分五厘、二割七分五厘の七種—但し或種の煙草及石油を除く)を輸入品に課する旨を通告し、列國亦之を承認(日本は昭和四年一月三十日樞密院に於て可決)せる爲め、一九二九年二月一日より之が實施を見るに至つた。之實に第五回目の輸入稅改訂に當り且つ最後の協定稅率でもあつた(一九三〇年十二月末限廢止)。尤も此七種差等稅率は國民政府より「國定稅率」の形式を以て公表せられたが、固より關稅上國家主權の發露に據るものと斷ずるを得ず、實は關係列國よりの同意を經たる「協定稅率」に他ならなかつたのである(私見)。

(現狀)所謂民國十七年(一九二八年)次の條約改正、竝に一九三〇年五月六日の日華關稅協定成立に伴ひ、玆に中國國民政府は愈名實共に關稅率に對する國家自主權を行使し得ることゝなつた。斯て國民政府は同一九三〇年十二月三十日、輸出入に關する國定稅率(註)を公布し、這の新稅率は翌三一年一月一日を以て實施されるに至つた。現行稅率は爾後更に數回の改訂を經たるものであるが、右に就ては既に第二章第三節に於て略述した。

註――現今文明國に於ては自國生産物の一定市價による販路維持等極めて特殊の場合を除き、關税行政上輸出税（廣義に）を設けざるを通例とする。中國に於ては之に反し、過去百餘年間に亙る輸出税を、依然一般歳入上の必要より廢止し能はざる現狀に在る。

第二節　露西亞國（蘇聯邦）關係

蘇聯邦は既に對華「不平等條約」を享有せず、從て本節は大體、既廢權益の記錄とも謂ふべきものである。尤も現狀を律しつゝある條約に就ても、節末に記してある。

露清兩國の間には一八五八年六月十三日の『天津條約』以前にも多くの條約協定あり、主として國境劃定を目的としたものであるが中には通商上の規定を有するものが無い譯ではなかつた。例へば一六八九年の『尼布楚(ネルチンスク)條約』第五條、一七二七年の『哈克圖(キャフタ)條約』第四條、或は更に一八四八年十一月二十九日の露帝勅令（Ukase concernant le Commerce avec la Chine）[1]一八五一年の『伊犁條約』第三條、一八五八年の『愛琿條約』第二條、一八六〇年の『天津條約追加北京條約』第四條の如きは孰れも露清陸境交易に關して言及（無税主義を原則として採用）せるもの(註一)であるが、是等は事實上物々交換の域を脱せざる未開邊境地自然通商であるのみならず、歷史的考證の範圍に屬し（而も一八六〇年の『天津條約追加北京條約』の第九條に據り、尼布楚及び恰克圖に於て訂結せる諸條約及其の追加條約に定むる通商、國境劃定に關する舊規定は其の適用を廢止せられた）所謂不平等條約上の關税問題と看做すこ

1) 條約でないことは勿論であるが參考として數ふ。

とは出來ない。

尙ほ一八五八年露淸『天津條約』迄に開かれた露淸國境商埠は次の通りであつた。

恰克圖(Kiakhta)(註二)――一七二七年(雍正五年)『恰克圖條約』及一七九二年(乾隆五十七年)『恰克圖市約』に據る。

伊犂(Ili, Kuldja)[1]――一八五一年(咸豐元年)『伊犂條約』に據る。

塔爾巴哈臺(Tarbagatai, Tchugutchak)[2]――同上條約に據る。

註一――例へば十九世紀の中葉露國は茶に對して輸入税を課し、恰克圖に於て交易せらる、露國製木綿に奬勵金を交付した。高柳氏は「支那と露國とは陸路貿易に於て一六八九年の條約以來約二世紀の久しきに亙り絕對的無税主義を採用した」(抄)と述べて居る(同氏著「支那關税制度論」三四四頁)。

註二――外蒙買賣城(Maimatchin)のこと。即ち蒙古極北の色楞格河(Selenga R.)東岸、露領に對す。初め一七二一年(康熙六十年)露國と陸路商埠たることを約せるが、一七二七年の條約に依り其の舊市街の全部が露領に劃入された。於玆蒙古土民は別に新市街を建て舊市街と僅かに界碑を隔つるのみにて相連り、木柵を以て四圍を圍む。正確に云へば露境に在るを後營子、蒙境に在るを買賣城と稱するも、通常其の全域に對し恰克圖の名を冠する。

露淸・『愛琿條約』――一八五八年五月十六日署名(表・露一)

第一條――黑龍江、松花江、烏蘇里河の航行は露淸兩國船舶のみに之を許可し、他の凡ての國の船舶には之を禁止す。

第二條――黑龍江、松花江、烏蘇里河の河岸に居住する兩帝國民は相互に取引を爲すことを得(本條は參考の爲め玆に揭げた)。

1) 新疆省伊寧縣。伊犁に九城あり、所謂伊犁の地は綏定と稱する。
2) 同省塔城縣。城の北門外に露人の居住地區がある。

本條約第一條は、彼のムラヴィエフ（Nicholas Mouraview）の活躍に依り清國をして黑龍江の左岸を（但し愛琿對岸の所謂江東六十四屯の地を除く）割讓せしめ、同時に烏蘇里河と海洋との間の地域の露清共有を約せるものであるが、烏蘇里河は暫く措き、松花江は純然たる所謂清國內水に屬する。松花江航行（殆ど露國船舶）の發達に伴ひ一九一〇年八月二十三日哈爾濱海關は規則[1]に基き告示（Notification）を以て、「松花江に於ける船舶には噸稅を課せざるも、載貨の性質、數量、運送航程に從ひ「江捐」（River dues）なる河川航行稅を課す」（要抄）旨公表、次で之を實施した。該江捐は一般協定噸稅に對する例外の一を爲すものであるが、右江捐制度は『愛琿條約』第一條に基く松花江航行權に對する露清共有と云ふ事實の上に創設されたと解すべきである。次に本條約第二條に曰ふ取引が原則として無稅であることは謂ふ迄もない。

＊露清・一八六〇年『天津條約追加北京條約』、同一九一〇年『松花江江關諸規則ニ關スル議定書』

露清・『天津條約』――一八五八年六月十三日署名（表・露二）

第三條――露清間の通商は國境上の指定地に於て行はるゝ外、海路によることを得。露國商船は通商の爲め上海、寧波、福州府、廈門、廣東、臺灣島臺灣府、[2]海南島瓊州府に來着することを得べし。

第四條――露國民の海路通商に伴ふ投錨稅（droits d'ancrage）、現行稅率に據る稅金の支拂は清國諸港に於ける外國通商に關し制定せられたる一般章程に從ふべし。

第十二條――政治上通商上及其の他一切の特權に關する最惠國待遇を清國の片務的に約定す。

1) 一九一〇年八月二十九日實施『松花江航行船舶及輸出入貨物取締ニ關スル暫定稅關規則』第二章第二條を參看。
2) 安平を含む臺南の地。

本條約第三條に曰ふ陸路通商は當時主として外蒙古の所謂恰克圖(Kiakhta)の地點に於て稍統制的に行はれて居た。此取引は勿論原則として無税主義であつた。尙ほ本條約は露國の對淸海路通商に就き協定した最初である。

露淸・『天津條約追加北京條約』――一八六〇年十一月十四日署名(表・露三)

第四條――本條約第一條に定むる國境線上(此中に烏蘇里河を露淸の新國境とする規定あり)に於ては露淸兩國民間の貿易の自由及租税の免除を許可す。愛琿條約第二條に定むる貿易條項は之を確認す(本條は參考の爲め玆に揭げた)。

第五條――露國民は恰克圖に於て貿易を爲す外、商用の爲め同地より北京に至るの舊權利を享有すべく、其の途中、庫倫(Kulun, Urga)[1]及び張家口(Kalgan)[2]に於て貿易を行ふことをも許さるべし、但し此場合卸賣を行ふ義務なきものとす(sans être obligés toutefois d'y établir de commerce en gros)〔如有零星(小口の)貨物亦准行銷〕。露國は庫倫に領事官を置くべし。露國商民は商用の爲め何時たりとも淸國內を旅行するを得べく該旅行中右商民は其の必要とするものを賣買するの自由を有す。但し此場合露國々境官憲の發給する旅劵を所持すること叉同一場所に一時に二百人以上會合することは之を禁ぜらる。

第六條――試行(essai)の名義を以て喀什噶爾(Kashgar)[3]を伊犁、塔爾巴哈臺に於けると同一の基礎に於て貿易開放地と爲すべし。淸國は同地に於て住宅、墓所用、商品貯藏用、牧畜用の土地を讓與すべし。

本條約は英佛聯合軍戰爭に際し、露國陸軍少將イグナチエフ(Nicholas Ignatiew)が僅か三寸の怪舌を以て淸國より獲得せるもの、一兵をも血ぬらさずして烏蘇里以東沿海州の地域は露淸共有より露國の完全領有に歸して了つた。其の第五、六條に依り庫倫と喀什噶爾とが露淸貿易の爲め開市場に

1) 外蒙の首都、現外蒙古共和國時代に入り Ulanbator Hoto (Hota)と改稱。
2) 察哈爾省萬全縣に在り。民國三年に至り中國は此地の開放を自ら行つた。現、蒙疆聯合委員會の所在地。
3) 新疆省疏勒縣。

加へられた。第五條に曰ふ「卸賣の義務なし」とは興味ある約定と評すを得べく、露國の漸進的通商政策を窺ふに足るであらう。又條約上露國民が清國內旅行の自由を有する點は注目に値する。

露淸・『陸路通商條約』――一八六二年三月四日署名（表・露四）

第一條――露淸兩國の境界に沿ひて其兩側百支里（五十露里）[1]に亙る地域に於ては貨物は無稅にて運送することを得。且つ兩國は各其の國境規則に從ひ通商を取締ることを得。

第二條――小資本の露商民（俄商小本營生）は淸國に屬し且淸國官吏の駐在する蒙古の各地に、又淸國官吏の管轄下に在る各盟（アイマック）に於て、均しく無稅にて營業する權利を有すべし。該商民にして淸國官吏の駐在せざる土地に赴くときは自國國境官吏の發給せる證明書を所持すべし、若し證明書を所持せざること發覺したる場合は其の商民の貨物は淸國政府に沒收せられ且つ逃亡者として取扱はるべし。

第三條――露國貨物を所持して天津に赴かんとする露國民は露國々境官吏發給且つ恰克圖に於ける淸國駐在官の捺印せる證明書を所持することを要す。該證明書には商人の首領及其の隨伴者の氏名、貨物の數量種類、梱數を記入す。斯の種の隊商（貨幇）（Caravans）は張家口（Kalgan）、東壩（T'ung-pa）、通州（T'ung-chow）を經て直路天津に赴かざるべからず。[2] 其の途上の全稅關に於て淸國官吏は二時間以內に梱數及其の內容を檢査し、後前記證明書に關印を捺し貨物を通過せしむるものとす。該證明書は發給の日より六箇月間有效とし右期間內に天津稅關に破棄する爲め提出せざるべからず。

第四條――露商人は張家口を通過するとき、該地に天津向貨物の十分の二を賣却の爲め留置することを得。其の留置は三日以內に稅關長に屆出づることを要し、該商人は稅關長より賣却許可證を得たる後留置貨物を賣却するを得。張家口に於て露商人は倉庫（行棧）を設置すべからざるものとす。

第五條――天津に到着の露西亞貨物は一般歐洲稅率の三分の二に相當する（三分の一減）輸入稅を同地に於て納付すべし。

1) 卽ち三十三哩。
2) 國都北京を避けたる通路。

張家ロに殘留の十分の二の貨物は該地に於て同樣減率の税を支拂ふべし。

第六條——張家ロに殘されたる十分の二の貨物に對し張家ロに於て關税を支拂ひたる後卽ち其の支拂に關し受領證を受取りたる後、該貨物が賣却されざるときは、露商人は賣却の爲め之を通州若は天津に輸送することを得、但し此場合何等納税を要せず。

第八條——露商人は右貨物を天津より海路に依り開放港に運送する場合には天津に於て不足せる部分の關税率(一般歐洲税率の三分の一)を支拂ふべし、又右の場合右商人は他港に於て夫れ以上何等の關税をも支拂ふを要せず、天津若は他港より貨物が內地に運送せらるゝ場合には歐洲關税率に據る再出港税(additional outport duty)(子税)[1](正税の半)を支拂ふべし。是等の規則は輸入の場合にも關係す。

第九條——開放港に於て露商人が輸出入する貨物(支那製西洋製たるを問はず)に對しては外國海上貿易に關する歐洲一般規則を適用す。

第十條——露商人他の開港場に於て購買せる清國産貨物を天津を經て露國に輸送するに際しては、當該開港場に於て一般歐洲税率に從ひ輸出税を支拂ふの外天津に於て猶ほ正税半額の再輸入税(復進口税)を支拂ふべし。該貨物にして正規の手續を經たるときは夫れ以上何等税を課せらるゝことなく恰克圖に輸送するを得、但し第三條所定の道順に依るべく途中に於て貨物を賣却すべからず。通州、東壩、張家ロ通過の際の檢査に關しては第三條の規定に從ふ。

第十一條——露商人が天津及通州に於て購入せる清國産貨物を陸路に依り(此陸路は第三條所定)露國に輸出する場合支拂ふべき輸出税は歐洲税率に從ふべし。

第十二條——露商人が張家ロに於て購入せる清國産貨物を露國に輸出する場合支拂ふべき輸出税は歐洲税率の半額に相當するものとす。

第十四條——露商人天津若は其の他開市場に於て購入せる歐洲産貨物を陸路露國に輸送する際、他國人が該貨物の爲めに

1) 通過税の義。

既に輸入税及通過税を支拂ひたることの證明書存するときは、關税を請求せられざるべし。但し他國人が單に輸入税のみを支拂ひたるものなるときは露國商人は歐洲税率に從ひ通過税を支拂ふべし。

第十六條——露商人が凡ゆる歐洲税則の第二規則(免税品目に關するもの)に記載せられ歐洲税率表に附記せられたる貨物を陸路により輸送する場合も亦一律に處理せらるべし。

第十七條——隊商中の各人は護身用として各自の武器を恰克圖に於て屆出の上所持することを得。

第十八條——一般歐洲税率表に掲載せられざる貨物より關税の徴收せらるゝ場合は一般規則(即ち從價五分)に依り取扱はるべし。歐洲税率表に列擧せられず又之に包含せしめるに適せざる露國貨物、及び清國磚茶に對し追加税率表を天津に於て作成すべく、右制定せられたる税率表は現行規則の附屬書と爲し又一般歐洲税率表の追加と爲すべし。

第二十條——本規則は向ふ三年間の實施の爲めに協定せらるゝものとす。但し更に五年間の繼續有效に付規定す。

本條約は一八六〇年十一月署名の『天津條約追加北京條約』に露淸陸路通商に對する規則及税表が協定せられなかつた爲め、新に通商及關税の規則を協定せるもので、且其の第二十條に曰ふ如く本來三年間の實施を目的として訂立せられたものである。本條約は露淸間の邊境通商が物々交換より漸次貨幣取引に發達し、恰克圖と天津間に隊商の交通を見るに至つた結果、初めて其の陸路通商に課税する方針の下に約定されたものである。

其の特徵とする處は、兩國境界の兩側一定地域及蒙古全部を無税地と定め(第一・二條)、同時に一定の徑路に依り天津に輸入せらるゝ露國貨物に對し三分の一減税の特例を拓き(第三・五條)、天津への途中張家口に於て一定制限の下に露人が通商を爲し得る方法を定め(第四・十二條)、且事實上

陸路貿易の主要露國輸入品（各種獸皮類）に付從量稅率を協定した（第十八條及追加稅率表）こと等である。斯くて露國は清國より陸境通商特惠獲得の先驅者とはなつたが、寧ろ之は尨大なる接境國として自然の趨勢であつたと謂ふべきであらう。又第三條所定通商路の示す如く清國が首府北京の通過を禁じたことは注意を要する。

爾後一八六九年四月露清兩國は改めて『修正陸路通商條約』（次項）を訂結したるを以て、本條約は事實上廢棄となつた。

尙ほ本條約第十八條の趣旨に基き作成せられ且本條約に附屬すべき『露清通商貨物追加關稅表』（俄國續增稅則）は、同一八六二年三月十一日（同治元年二月十一日）天津に於て協定せられたが、清國輸出品に付、布疋花幔類七品目。綢緞類四品目・皮張類二十四品目（中比較的高額なるものは海龍尾の每個一錢二分・猞猁猻皮の每拾張一兩五錢・駱駝絨竝に太平貂皮の各每拾張一兩二錢五分・等である）藥材類一品目、又清國輸入品に付、油蠟類一品目・椒茶類一品目（磚茶每百斤六錢）の何れも從量稅を決定した。而して此追加關稅表のみは爾後變更を見ることなく永く其の儘有效であつた。

＊露清・一八六九年『修正陸路通商條約』、同・一八八一年『聖彼得堡條約附屬續改陸路通商規則』

露清・『修正陸路通商條約』――一八六九年四月二十七日署名（表・露五）

第一條――（前項舊條約と趣旨同じ）。

第二條――(右同斷)。

第三條――(右同斷)。

第四條――恰克圖より貨物を輸送する露商人が張家口を經由するとき同地に於て賣却の爲め寄託し得る貨物の量を「一部(a portion)〔若干〕」と改む。又張家口に於て領事を任命すること竝に商館卽ち文理上洋行及倉庫を含む(mercantile firms: *lit.*, kongs and storehouses)〔華文は單に行棧〕を設置すべからざるものとす、と追訂す。(右以外は舊條約と同趣旨)。

第五條――張家口に殘留せる一部の貨物に對しては一般輸出入稅率に從ひ同地に於て輸入稅を支拂ふべし。(右以外前同斷)。

第六條――張家口に殘されたる一部の貨物が原條約に曰ふ如き過程を經て通州又は天津に輸送されたる時、露商人は張家口に於て支拂ひたる關稅中三分の一の餘剩額を拂戻さるべし、と訂正す。

第八條――(舊條約と趣旨同じ)。

第九條――(右同斷)。

第十條――何れかの開港場より天津を經由して清國產貨物を露國に輸送する際、天津に於て再課稅せらるゝことなし。[1)]

(右以外舊條約と同趣旨)。

第十一條――露商人の清國產貨物購入地を天津、通州又は其の他の地に於て、と擴張す。(右以外前同斷)。

第十二條――(新訂)露國へ陸路輸送する爲め天津に於て同地に再輸入せる清國貨物を購買したる露商人は、該貨物が原荷積港に於て既に全額の輸出稅を支拂はれ且つ輸出に關する一切の現行規則に從ひ一年の期間內に露國へ輸送する爲め天津より搬出せらるゝに於ては、更に輸出稅の支拂を要せず。天津に於て再輸入及庫入の爲め支拂ひたる半稅は戻稅證書の發給に依り其の拂戻を爲すべし。該貨物は沿途に於て之を賣却することを得ず。

1)　卽ち舊條約に規定されし再輸入稅の納付は不必要となつた。

第十三條――(舊條約同條と同趣旨なるも所謂不平等條約論に關係なし、依て茲に省く)。

第十四條――(舊條約第十二條と同趣旨)。

第十五條――(舊條約第十四條と同趣旨、但し舊條約に曰ふ「通過稅」なる語を「沿岸貿易稅」(coast trade duty)と置換ふ)。

第十七條――(舊條約第十六條と同趣旨)。

第十八條――(舊條約第十七條と大體同じ)。

第十九條――一般輸出入稅率表に列擧なき貨物は天津に於て協定せられたる『追加關稅表』(前項に説明)に依り之を取扱ふべし。

右一般稅表及追加稅表の何れにも列擧せられざる貨物は一般規則通り從價五分を以て之を取扱ふべし(結局舊條約第十八條に必要なる變更を加へたるのみ)。

第二十二條――本規定は原則として十五年間有效とする旨規定す。

本條約は一八六二年の『陸路通商條約』(舊條約)と大異ないが、張家口に於ける露國民通商に對する制限が幾分緩和されたこと、天津に於て露國商人が陸路通商に關し納稅上特典を增加したこと、「戻稅」制度と云ふ一般海關規定の精神が該露清陸路通商に對しても亦採用せらるゝに至つたこと、等が注目に値する點と謂へよう。

* 露清・一八六二年『陸路通商條約』、同・一八八一年『聖彼得堡條約附屬續改陸路通商規則』

露清・『聖彼得堡條約』別稱『伊犁事件ニ關スル條約』――一八八一年二月二十四日署名(表・露六)

第十條――條約に依り伊犁、塔爾巴哈臺、喀什噶爾及び庫倫に於て領事を任命することを承認せられたる露國の權利は爾今、肅州即ち嘉峪關(Sou-tcheou, Tsia-yu-kouan)[1]及び吐魯蕃(Tourfan)[2]にも擴張せらるべし。科布多(Kobdo)[3]、烏里

1) Su-chow, Ki-yu-kwan (英語綴) 甘肅省酒泉縣。酒泉は肅州の現名。
2) Turfan (同上) 新疆省吐魯蕃縣。
3) Kobdo (同上) 外蒙古科布多部。

雅蘇臺(Ouliassoutai)[1]、哈密(Khami)[2]、烏魯木齊(Ouroumtsi)[3]及び古城(Goutchen)[4]の五市邑に於て露國政府は商業の發展に從ひ清國政府と協定の後其の領事館を設立すべし。

肅州及び吐魯蕃の領事は露國民の利益上其の駐在を必要とする附近の地に於て領事事務を執行すべし。一八六〇年北京條約第五條及六條(既揭)中に定むる土地に關する規定は、均しく肅州及び吐魯蕃の二市邑に適用せらるべし。吐魯蕃は外國貿易の爲めに開かれたる地に非ず、故に同地に領事館を設置するの權利は清國の諸港、內地諸省及滿洲に於て同種の權利を得んが爲め之を前例として主張すべからず。

第十二條——露國民は從來の如く清國の管轄に歸したる蒙古の各地に於て無稅にて商業を營むことを許可せらる、露國民は均しく伊犂、塔爾巴哈臺、喀什噶爾、烏爾木齊等の區域(provinces)に屬する各處に於て、及び大壁に至る迄の天山山脈の南北兩山腹に位する各處(les villes et autres localités……situées sur les versants nord et sud de la chaîne du Tian-chan, jusqu'à la Grande Muraille)[5]に於て無稅にて商業を營むの權利を享有すべし。右免稅は商業發達し關稅を設くるを必要とするときは兩國政府間の協定に依り之を廢止すべし。

露國民は前記諸地方に於て又は前記諸地方より原產地の如何を問はず一切の種類の產物を輸入し又は輸出し、及現金又は交換の方法に依り賣買することを得、且其の支拂は一切の種類の商品によりて行ひ得る權利を有す。

第十三條——露國が領事館を設置する權利を有する地方竝に張家口に於て、露國民は購買により獲得したる土地又は條約(一八五一年『伊犂條約』第十三條)により地方官憲より讓渡せらるべき土地に家屋、商舖、倉庫及其の他建築物を建築することを得。領事館の設置なき張家口に於て露國民に許與せられたる特權は一の例外にして他の內地諸省の各地に之を擴張するを得ず。

第十四條——露商人にして其の貨物を陸路清國內地に輸送せんとする者は從來の如く張家口及通州を經て先づ天津に差向くべく、天津より其の他諸港及內地市場に輸送し之を販賣することを得べし。露商人が清國各地に於て購買したる

1) Uliassutai (英語綴) 同三音諾顏部。
2) Hami (同上) 新疆省哈密縣。
3) Urumchi (同上) 迪化と稱す。新疆省迪化縣。烏魯木齊は土名。
4) Guchen (同上) 奇臺と稱す。新疆省奇臺縣。古城は土名。
5) 結局 Chinese Turkistan 卽ち英人の所謂 New Dominion の全域(現新疆省)と云ふことになる。大壁は崑崙山脈を指す。

貨物を露國に輸出せんとするときは亦前記同様徑路に依るべし。

露商人は商用の爲め均しく露國隊商の旅行終點たる肅州(嘉峪關)に至る權利を有し、且同地に於て露商人が天津に於て許與せらるゝ一切の權利を享有すべし。

第十五條――清國內地及關外地方に於て露國民の行ふ陸路貿易は本條約附屬の規則に依り之を定むべし(次項)。本條約の商業規定竝に其の附屬規則は本條約批准書交換の日後滿十年の期間後之を更新することを得べし、但し右期間滿了前六箇月內各締約國が右更新を爲すべき希望を表明せざるときは、更に十年の期間有效とす。露國民の淸國に於ける海路貿易は一般外國規則に從ふべし。

第十六條――陸路に依る露國商業を律するに就き、現在有效なる關稅以外に淸國に於ける輸出入品に對し新たに關稅を設くる場合には、露淸兩國政府は從價五分の稅率を右輸出入稅決定の基礎として協定を遂ぐべし。右關稅の設けらるゝに至る迄各種の茶に關する輸出稅は協定の上之を定む。

第十八條――黑龍江、松花江及烏蘇里河を航行し竝に其の沿岸地方の住民と貿易を爲すべき兩國民の權利に關し一八五八年愛琿條約に依り定めたる規定を玆に確認す。

第十九條――露淸兩國間舊條約の規定にして本條約に依り變更せられざるものは其の完全なる效力を存續す。

本條約は便宜上次項(本條約に附屬する通商規則)と一括して之を說明する。

露淸・『續改陸路通商規則』――前項條約に附屬(署名同日)(表・露七)

第二條――商用のため蒙古及び、天山の南北傾斜地に位する地方(les districts située sur les versants nord et sud du 'Tian-chan')〔華文には天山南北兩路とあり〕に赴く露國民は本規則の附屬表に列擧せる地點に於てのみ國境を越ゆることを得(其の指定場所〔postes〕は三十五箇處あり)、更に是等の地域に輸入せられたる貨物を一層遠隔の淸國內地に輸

送する爲め天津及び肅州卽ち嘉峪關に差向くることを得、且右貨物にして稅關手續を了する時は以下(第三條以下)定むる規定に從ひ之を輸送することを得べし。

第三條――恰克圖及ネルチンスク(尼布楚)地方より又露國々境より科布多(外蒙)及び歸化城(綏遠の歸綏)[1]を經て天津に輸送せらるゝ貨物は張家口、東壩、通州を通過することを要す。

第五條――露商人に依り露國より陸路天津に輸入せらるゝ貨物は同地に於て關稅率表に定むる輸入稅の三分の二に相當するものを支拂ふべし、同樣肅州卽ち嘉峪關に輸入せらるゝ貨物は同地に於て前記同一の輸入稅を支拂ふべし。

第六條――露商人は張家口に留置し且つ同地に於て輸入稅を支拂ひたる貨物を、通過稅(卽ち關稅率表中に定むる稅の半額)を支拂ひたる後は清國が外國貿易の爲め定むる一般條件(釐金等の內國稅捐を免るゝを謂ふ)の下に內地市場に輸送することを得。

第七條――露國より肅州卽ち嘉峪關に輸入せる貨物は、天津より內地市場の到達地に輸送せらるべき貨物の爲め定むる本規則第九條の條件を以て內地市場に之を輸送することを得。

第九條――陸路露國より輸入せる貨物を天津より海路、外國との通商條約に依り開放せられたる他の清國の港に向け輸出する時は、天津稅關は該貨物に對し嚮に徵收せる輸入稅總額の三分の二以外の三分の一を徵收すべし(在天津關補交原免三分之一稅銀)、此場合右貨物は他の港に於て何等の稅をも課せられざるべし。次に天津又は其の他の港より內地市場に向け輸送せらるゝ貨物には外國貿易規則の一般規定に從ひ通過稅(卽ち稅率表に定むる稅の半額)を課せらるべし。

第十條――露商人が天津より張家口を經て露國へ輸出する清國貨物には輸出稅の全額を課す。但し天津に於て購買し之を再輸入する支那貨物、並に他の港に於て購買したる支那貨物にして天津を通じて露國に輸出するもの、若し他港に於て輸出稅が支拂はれ其の受領證ある時は天津に到りて再び重徵せらるゝことなく、且つ天津に於て支拂ひたる再輸入半稅(沿岸稅 droit côtier)は之を支拂ひたる貨物が右支拂後一箇年內に露國に輸出せらるゝ時は拂戾さるべし。

1)　現蒙疆政權治下の厚和。

露商人が肅州卽ち嘉峪關に於て購買したる支那貨物、又は露國へ輸送する爲め內地市場より同地に運出したる支那貨物は、之を肅州より露國へ輸出の際天津より輸出すべき貨物に對し定むる稅を支拂ひ且つ同港の爲め定むる規則を遵守すべし。

第十一條――露商人が通州に於て購買したる支那貨物を陸路露國へ輸出する際は關稅率表に定むる輸出稅の全額を支拂ふべし。張家口に於て購買したる支那貨物を該處より露國へ輸出の際は關稅率表に定むる輸出稅の半額を支拂ふべし。露商人が內地市場に於て購買し露國へ輸出の爲め通州、張家口へ運出したる支那貨物に關しては、內地市場に於ける外國貿易の爲め定むる一般規則に從ひ別に通過稅(半稅)を課せらるべし。

第十三條――露商人の淸國に於て取扱ふ一般輸出入貨物は淸國に於て外國貿易の爲めに定むる一般稅率表及一八六二年の露國通商の爲めに定めたる追加稅率表(既掲)に從ひ關稅を支拂ふべし、前記稅率表の何れにも列擧せられざる貨物に對する關稅は從價五分とす。

第十四條――輸出入稅無稅品目の決定(一八五八年英淸『通商規則ヲ包含スル協定』規則第二に揭ぐる處と同樣)。是等無稅貨物が陸路輸出入せらるゝ場合には通過稅も亦免除せらるべきも、本規則中に揭ぐる都市及港より內地に輸送せらるゝ時は從價二分五厘の通過稅を課せらる。

右卽ち『聖彼得堡條約竝ニ續改陸路通商規則』は元來、都察院左都御史侍郞たる崇厚が伊犁事件談判の爲め露都に赴き一八七九年(光緒五年)に訂約せる協定が著しく淸國に不利であつたので、翌一八八〇年改めて曾紀澤を出使俄羅斯(露西亞)國大臣に命じ前記崇厚議訂の協定を廢棄し新たに訂約せしめたものである。露國は這回の伊犁事件の解決と交換に通商上著しき權利を獲たのみならず、更に一八六九年次の『修正陸路通商條約』に對して修改を加へることにも亦成功した。

本條約に依り露國は、長城西端の關内地たる肅州と新疆の吐魯蕃とを開市場たらしめることに成功し、更に外蒙及新疆に於て五箇處の開放を豫約せしめ(第十條)、又正式に廣大なる新疆を貿易無稅地域と決定し(第十二條)、張家口の通商的地位を有利ならしめ(第十三條)、淸國關内への出入陸路に甘肅方面よりする特惠稅率を伴ふ新徑路を追加せしめ(第十四條)[1]るに至つた。實に本條約は、露國多年の目的達成に一新紀元を劃するに至らしめたもので、其の對華陸路通商に執つてのマグナ・カルタと評するも敢て過言ではない。猶ほ是より先露國は蒙古、天山の邊境土民との間に諸種の通商取極を結んで居たと察せられる。其の中、喀什噶爾地方のものを左記本項末の註に掲げる。爾後數囘に亙る露國政府の一方的宣言並に露淸兩國政府の協定に據り、本條約中小部分に修正が行はれたが、露國の蒙古並に新疆に於て享有する優越は、一九二四年の協定成立迄條約上有効に繼續した(詳細は本節末、蒙古新疆の項に讓る)。

註——一八七二年四月二十一日署名『通商自由ニ關スル露國及喀什噶爾首長間ノ取極』(Conditions pour la liberté du commerce, entre la Russie et le Djita-Schara)。第一條——一切の露國民はカシユガル(喀什噶爾)及カシユガル首長に隷屬する地方及都邑に商業の爲め赴く權利を有す。第二條——露商人は一切のカシユガル都邑に於て隊商館を設置することを得。第三條——露商人は其の欲する場合一切のカシユガル都邑に商業代理人(agents de commerce)を派置するの權利を有す。第四條——露國よりカシユガルに赴く一切の商品は從價二分五厘の稅を課せらる。第五條——露商人及其の隊商はカシユガルと接境する諸國に赴く爲めカシユガル領域を自由且つ安全に橫斷することを得。

1)　阿爾泰山脈以北より淸境(蒙古)に入るものは關外の地を經て張家口に、同山脈以南より淸境(新疆、阿爾泰)に入るものは肅州に夫々出ることゝなる。

猶ほ右取極は總て雙務的になつて居り、マルテンスの條約集に據れば同年六月二十日（露曆八日）Jangyshar に於て Djita-Schara の首長 Mouhammed-Yacoub が之を裁可したと云ふことである。

＊露淸・一八六九年『修正陸路通商條約』

露淸・『東淸鐵道建設及經營ニ關スル契約』——一八九六年九月八日署名（表・露八）

第七項——鐵道の建設、經營及修理の爲め必要なる一切の物件及材料は一切の關稅及一切の內國課金竝に稅金を免除せらるゝものとす。

第八項——露國陸海軍及軍需品の國境を通過するものにして露國より運送して此鐵道を經過せんとするときは、該會社は直ちに之が運送の責に任ずるものとす。

第十項——旅客の手荷物竝に一の露國停車場より他の露國停車場へ輸送せらるゝ通過貨物（marchandises expédiées）は關稅及一切の內國課金竝に稅金を課せらるゝこと無き旨、鐵道に由り露國より淸國に輸入せらるゝ貨物竝に同一徑路により淸國より露國に輸出せらるゝ貨物は等しく三分の一減の淸國海關輸出稅又は輸入稅を支拂ふを以て足る旨、貨物が內地に運送せらるゝ場合には該貨物に課せられたる輸入稅の半額に相當する通過稅の支拂を以て爾餘一切の補足的課稅或は內國課金より免るゝを得る旨、淸國は此鐵道の交界の兩地點[1]に夫々稅關を設くる旨等を規定す。

本契約は隊商による恰克圖天津徑路及新疆肅州徑路と同樣なる露淸陸境特惠關稅を、東淸鐵道[2]に及ぼせるもの、東淸鐵道の開通に伴ひ通商上に於ける滿洲の地位は頓に重要性を加ふること、なつた。東淸鐵道に關する通商特惠に就ては本契約が其の嚆矢であるが、以下多數の條約類亦密接な關聯を有する。東淸鐵道が佛國の滇越（雲南）鐵道と性質上異る點は多々あるが右第八項の如きは當に其の一

1）即ち今の滿洲里と綏芬河の地點。
2）東省鐵路、中東鐵路、東支鐵道等と稱す。滿洲國建國後新京以北の舊蘇聯邦借款路線を北滿鐵道と改む。

である。

＊露清・一九〇七年『北滿洲ニ於ケル稅關設置ニ關スル試行規則』

第六條——鐵道(建設せらるべき東清鐵道を曰ふ)に依り兩國間に輸入せらるゝ貨物に課せらるゝ關稅に關しては同治帝の治世第一年二月四日(露曆一八六二年二月二十日)に批准せられたる陸路通商に關する露清通商條約(既揭)の定むる規定に準據すべし。

露清・『カッシニ密約』——一八九六年(表・露九)

元來『カッシニ密約』なるものは、一八九六年(光緒二十二年)十月三十日に、「ノース・チャイナ・ヘラルド」紙が發表せるもので、全文十二箇條より成るが、之が作成せられた時期に就て、同年九月八日、同九月三十日、同十月二十八日等種々の臆說がある。

併しながら所謂『カッシニ密約』に對しては、其の存在を否定する者が相當多い。マックマレーは當時の駐清佛國公使ヂェラールの意見を支持して、這の密約は疑はしい(アポクリファ)ものに屬すると做し、實は一八九六年五月露帝戴冠式に列せる李鴻章がロバノフと聖彼得堡に於て協定した『露清同盟密約』(註)に基き、同年九月八日同地に於て駐露清國公使 Shu Ching Cheng (許景澄)及露清銀行代表者間に訂立せられた東清鐵道契約十二箇條(前項)を指すものである(當時駐清露國公使カッシニ伯は北京に於て同契約の批准を待ちつゝあつた)と、主張して居る。

註——『露清同盟密約』は、日本を兩國共同の假想敵國と爲せるもの、全文十二箇條及附屬條項一あり。露曆五月二十二日

淸曆光緒二十二年四月二十二日附署名。署名當事者は淸國側特派全權李鴻章、露國側外相ロバノフ・ロストウスキー、內相ウイッテの兩名である（『淸季外交史料』卷百二十二に漢文の全文を載す）。尙ほ本密約は、一九一〇年二月十五日、李鴻章の子たる駐英淸國公使李經邁に依り倫敦「デーリー・テレグラフ」紙上に公表された。通常流布の條約文は多く之に據るものである。

一方、飽く迄該『露淸同盟密約』とは別箇に、『カッシニ密約』十二箇條の實在を裏書するが如き資料もある。淸末宮室に仕官せる王弢夫（彥威）が畢生の事業として蒐集錄寫した『淸季外交史料』[1]には、直接右密約を輯めて居ないが、山東巡撫李秉衡の右密約を難ぜる光緒二十二年十二月十日附奏摺を載せて居る。李は、「臣頃日九月訂する處の新約十二條を閱せるが」、右淸露新約は中國に執り制肘を受くること甚大なるものなれば、宜しく之が議を革むべきであり、「臣は死を冒して奏上」する次第であると陳べ、密約十二箇條中の主要條項を擧記して逐一淸國に大害を齎らす所以に付、數千言を費して力說して居る。右奏摺に曰ふ「九月訂する處の新約」が、『カッシニ密約』に相違ないことは、其の擧記せる條項が前顯「ノース・チャイナ・ヘラルド」紙に載せられたところと全く合致する點より觀て、之を斷言出來る。是に由りて論ずれば、本密約の成立日附が東淸鐵道契約の夫れと同日たる九月八日（陽曆）でないことは明白であるが——夫れより相當後に屬す——、密約夫れ自體の存在に就ては疑ふ餘地のないものと觀なければならない。尤も李秉衡が「ノース・チャイナ・ヘラルド」紙に發表された處以外の資料に接せずして、該奏摺を行つたと假定すれば、右見解は全然意味なきものと

1) 其の子、亮（希隱）に依り增補せられて民國二十一、二年に刊行。

なつて來る。『清季外交史料』は此間の經緯をトするに足る何等の資料をも載せて居ない。

尙ほ露清間には一九〇〇年十二月乃至翌〇一年二月の頃聖彼得堡に於て、ラムスドルフ外相及駐露清國公使楊儒間に署名せられたる有名な『密約』[1]があるが、之は寧ろ外交史上の問題に屬するを以て玆には省略する。

露清・『東清鐵道會社南滿洲支線建設及經營ニ關スル契約』――一八九八年七月六日署名（表・露一〇）

第五條――露國は遼東半島租借地內に於て自ら稅則を規定するを得べく、清國は境界線上に於て貨物の租借地より輸入し若は該租借地に輸出するものに對し收稅すべし。

此件に付清國政府は露國政府と商議の上大連灣に於て其の開港通商後稅關を設置することを允すべし。其の開設及管理に關しては東清鐵道會社に委任して清國政府戶部の代理人と爲し收稅事務を代掌せしむ (Si ce bureau est établi, l'organisation et la direction en seront confiées à l'Administration du chemin de fer Chinois de l'Est, qui percevra les droits comme agent et au profit du Trésor Chinois)〔所有開辦及經理之事委派東省鐵路公司作爲中國戶部代辦人代爲征收〕。但し該稅關は北京政府の直轄となし(Le bureau relèvera directement du Gouvernement central de Pekin)〔此關專歸北京政府管轄〕右代理者は期を定めて其の事務の狀況を報告すべく、清國政府は別に文官を派遣し該稅關駐紮の委員と爲すべし。

凡そ乘客の手荷物及貨物にして露境內の停車場より東清鐵道線路に依り遼東半島の露國租借地域內に輸送し或は該租借地より露國境內に輸送するものは、一切其の關稅及釐金稅を免除すべきも、鐵道に依り清國內地より租借地內に輸入し若は租借地より內地に輸入する貨物は必ず清國海關稅則に照し輸出入稅を完納すべきものとす。

1) 一九〇一年一月三日倫敦「タイムス」紙は、其の北京特派員モリソン (G. E. Morrison) の通信により這の密約說を公表した。

本條前半は、旅順大連租借地の關稅權を露國の手に收め、淸國は原則として租借地境界線に於て出入貨物に對し關稅徵收權を有するも、便宜上大連に稅關を創設し東淸鐵道會社に之が徵稅事務を代辨せしめんとしたものである。尙ほ本條に就ては次項を參看せられ度い。

露國・『東淸鐵道會社第一追加條例』——一八九九年二月十七日作成(表・露一二)

第六項——旅客の手荷物並に露國々境停車場より該鐵道支線(南滿洲線を曰ふ)を通じて露國租借の遼東半島內に輸送せらるゝ貨物は何等の關稅も課せられざるものとす。總ての稅金及內地稅も亦同樣免除せらるべし。但し租借地と淸國內地相互間の輸送に關しては一般海關稅則通りの關稅を課するものとす。

第十項——淸國が大連に海關を設置する場合には露國政府の同意を必要とし、該海關の組織及管理は東淸鐵道會社に委任せられ、該會社は淸國國庫の爲めに徵稅すべし。

本條例は前項『東淸鐵道會社南滿洲支線建設及經營ニ關スル契約』に基き、南滿洲線に附帶する諸條項を制定せるもので、本條例自體は固より所謂露國國內法である。尙ほ一八九九年八月十一日、露帝は大連を自由港とする旨の勅令を發した。(註一)更に一八九九年九月六日附米國國務長官ジョン・ヘイ(John Hay)の所謂門戸開放提言に對して、露國は同年十二月十八日附其の大連港の政策に關し回(註二)答する處があつた。

併しながら露國は當時滿洲の武力經營に寧日なく爲めに該租借地關稅條項の如きは何等之を顧みる暇もなかつた(不實行)。日露戰後日本は右露國の創案せる大連自由港政策を踏襲したが、一方大連

稅關制度は之を採用せず、從て前項及本項に曰ふ大連稅關の件の如きは、何等實施せられざりし所謂「不平等條約」上の一文献たるに過ぎない譯である。

註一――一八九九年八月十一日(露曆七月三十日)附露帝勅令の要旨。

『我帝國は歐羅巴及亞細亞に於て廣大なる領土を包有するが故に東西兩洋の人民の平和的交通に助力するは神意の命ずるところなり……帝國は玆に進んで該港(大連灣港)附近に一個の都市を建設し之に「ダルニー」の呼稱を與ふるを得策と思惟するものなり、之と同時に……該都市地域が……露西亞國に引渡されたる全期間中、該都市に對し一般自由港に許與せらるゝ自由貿易權を左の條件に於て許與するものなり。

一、都市、港及接續地域に於ける一切の種類の貨物の輸出入は大藏大臣の決定し及修正すべき區劃内に於ては關稅免除とす。

二、右自由貿易權は、運送、碇泊及其の他港に於て課せらるゝ各種の稅の徵收を妨げず。

三、一切の入港船舶は傳染病の侵入を豫防する目的を以て發布せらるゝ檢疫規則を嚴守すべきものとす。

四、露西亞國に輸入せらるる貨物にして自由貿易權を有する地域より發送せらるるものは檢査を受け輸入稅を支拂ひ且つ外國貨物輸入に關する現行一般條件に從ひて帝國内に入るものとす。』

註二――一八九九年十二月十八日附露國政府の對米回答の要旨。

『清國より租借したる地域に關する限り、帝國政府は既にダルニー(大連灣)を自由港と開創(クリエート)したることに依り「門戸開放」政策に從はんとするの確固たる意思を表明致候、且つ將來に於て該港が縱令夫れ自體は自由港たりと雖も關稅區劃(カストムスリミット)に依り當該地域の他の地方より隔離せらるゝ場合には、關稅地帶(the zone subject to the tariff)に於ては關稅は一切の外國商品に對し其の國籍の區別を問はず徵收せらるべきものに候。清國政府に依り外國の通商に對し現に開放せられ又

は將來開放せらるべき港にして露國租借地域外に在るものに關しては、關稅問題の解決は淸國自身の爲す處に屬するものにして、且つ帝國政府は他國人を排除して自國臣民のみに對し何等かの特權を要求するの意思は毫も無之候。尤も帝國政府の右の保障は、同樣の宣言が淸國に利害關係を有する他國に依り爲さるゝことを條件として與へらるゝものに有之候』

＊日淸・一九〇七年『大連海關設置及內水汽船航行ニ關スル協定』

露淸・『北滿洲ニ於ケル稅關設置ニ關スル試行規則』——一九〇七年七月六日及八日附（表・露一二）

第一條——露淸兩國間陸路通商規則は百支里（三十三哩）以內の兩國々境上に於て一切の稅を課せざることを規定し（既揭一八六二年の條約第一條等）、又東淸鐵道契約は淸國が該鐵道の國境通過地點に稅關を設置する旨を規定す（既揭同契約第十項）。依て淸國は國境百支里內稅關に該鐵道より運送せられたる貨物に對しては當分（for the present）稅を徵收せざることを約定す。

第二條——若干の土地の範圍を定め、右範圍內に於ては東淸鐵道に由り運送せられたる貨物に對し正規輸入稅の三分の二を課すべし、貨物が右範圍より運送せられ其の他の一切の地點が內地に在る場合には右貨物に對する正規の稅の全額を補塡し右貨物は內地通商規則の適用を受くるものとす。而して上記の範圍に付本條に於て決定しあり。即ち（A）該鐵道の主要驛たる哈爾濱に於ては該地停車場を中心とする十支里（三哩）の半徑內に在る地域、（B）滿洲里、札來諾爾、海拉爾、札蘭屯、富拉爾基、齊々哈爾（以上は所謂西部線—著者）、阿什河、一面坡、海林、愛河、穆稜、綏芬河（以上は所謂東部線—著者）、雙城堡、老少溝、窰門、寬城子（長春、現新京）（以上は所謂南部線—著者）の如き比較的重要地點に於ては其の各停車場より周圍五支里の距離內の地域、東淸線沿線一切の小驛に於ては其の驛より周圍三支里に在る地域とせり、但し國境の滿洲里及び綏芬河は國境百支里相互無稅地域內に在るを以て是等減稅地域より之を除

くものとせらる。

第三條――前條に定めたる特惠税率は露國貨物のみならず東清鐵道に由り清國に運送せらるゝ一切の外國貨物にも亦之を適用す。露國は露清陸路通商條約の規定に依り免税せられざる一切の貨物に對する一切の税は (all duty collected on goods which are not exempt from duty by the terms of the Russo-Chinese Land Trade Convention) 新關税率 (the new Customs tariff) に依り之を課すべきも、正規税額の三分の一は之を控除することに同意す〔各貨物按照陸路通商章程不免者卽應按照海關新定税則三分減一徵税〕。

本規則は露國が東清鐵道に依る陸路通商に關し、更に一進展を齎らしめたものである。其の第一條は多年行ひ來れる國境地無税の規定と新設國境税關との兩立を圖つたもの、第二條は東支鐵道全沿線に於ける通商特惠鐵道附屬地帶の設定に關するものである。[1] 第三條は相當微妙なる意味を有し、過去に於て、我安奉線經由貨物輕減問題に關聯して種々の問題を提起したことのある條項である。卽ち露國の陸路通商有税貨物に對する特惠の基礎が一九〇二年の一般改訂輸入税率に存することは明瞭で論義の餘地ないが、[2] 其の無税貨物に就ては一八六九年の露清『修正陸路通商條約』第十七條及同趣旨たる一八八一年の同『續改陸路通商規則』第十四條の規定――卽ち一八五八年天津諸條約に附屬する免税品目と同樣のもの――が適用されるものと解するを妨げないのである。事實は亦其の解釋通り施行せられた。從て安奉線の無税貨物が單に一九〇二年の税率改訂協定に掲げられるものなるに比し、露國は多年（條約上安奉線に比し約十年間）著しく廣汎なる所謂「免税貨物」に基く利益を享有するを得た

1) 安奉線には斯る特惠附屬地を有せず、從て其の東支鐵道に比しての不利益が、過去に於て屢々問題となつた。

2) 此點、當時佛領印度支那及英領緬甸より廣西及雲南に對して行はるゝ通商が依然一八五八年の舊税率の儘であることを注意せねばならぬ。

」のであつた。

本約定は名は試行規則であつたが有效期間の定めなく爾後其の儘有效であつた。

＊日華・一九一三年『鮮滿國境通過鐵道貨物關稅輕減取極』、露清・一九〇八年『滿洲里及ポグラニーチナヤ兩驛ニ於ケル清國稅關事務施行暫定規則』、列國『一九一九年支那改訂輸入稅率竝附屬規程』の項末註

露清・『滿洲輸入特權ニ關スル交換公文』——一九〇七年七月八日及十五日附（表・露一三）

條項——大連港より輸送する貨物に許可せらるゝ凡ての特權は、海上通商條約又は南滿洲支線建設契約に規定されざりしも、鐵道（東清）により國境を通過して滿洲に輸送する貨物に對して同樣に許可せらるべしとの約定。

露清・『滿洲里及綏芬河（ポグラニーチナヤ）兩驛ニ於ケル清國稅關事務施行暫定規則』——一九〇八年五月三十日署名（表・露一四）

第一條——清國政府は一八九六年『東清鐵道建設及經營ニ關スル契約』に基き東清鐵道最端驛卽ち滿洲里及ポグラニーチナヤ（綏芬河）に於て哈爾濱關本局管轄の下に稅關を開始す。清國稅關は赫爾洪得（Horhonté）[1]及び穆林（Mulin）[2]の兩驛に稅關監視所（Controlling Barriers）を設け貨物の輸送を監視し且つ國境五十露里免稅地帶より輸出する商品に對し關稅を徵收せしむ。

第二條——東清鐵道に依り滿洲里及ポグラニーチナヤ（綏芬河）に於ける稅關を經て露國に、又は反對の方向に、運送する貨物は清國海關稅率の三分の二の輸入稅若は輸出稅を課するものとす。

第三條——上記稅關は單に關稅を徵收するの外一切の內地稅若は其の他の稅を徵收せざるべし。但し一九〇七年『北滿洲ニ於ケル稅關設置ニ關スル試行規則』に規定する各停車場地域內より內地に向け輸送する貨物なることを稅關に申出づ

1）所謂西部線滿洲里驛より九十一粁を距つ驛。
2）所謂東部線綏芬河驛より百十七粁を距つ驛。

るものに對しては次の如き通過税（Transit Dues）を徴收す。（一）各停車場地域より滿洲內地に輸送する場合は海關税率の三分の一卽ち既に納付したる特惠輸入税の二分の一に相當する通過税とす。（二）同上地域より淸國本土に輸送する場合は海關税の全額卽ち三分の一を追納し且つ海關税の半額に相當する通過税を支拂ふものとす。

本規則は全文八十八箇條より成り、東淸鐵道に關する一般貨物の輸出入、鐵道貨物、通過貨物、再輸出、旅客手荷物、小包郵便等々の取扱に就き詳細規定せるものにして、淸國の主權を拘束する部分尠からざるも煩雜を避け玆に之を省略する。尙ほ本規則も亦冠するに暫定（Provisional）を以てして居るが其の施行期間に就き本文中に何等の規定をも有しなかつた。

＊露淸・一九〇七年『北滿洲ニ於ケル税關設置ニ關スル試行規則』

露淸・『松花江江關諸規則ニ關スル議定書』——一九一〇年八月八日署名（表・露一五）

第一條——本議定書に附屬すべき『松花江航行船舶及輸出入貨物取締ニ關スル暫定税關規則』の正文は之を裁可す。

第五條——東淸鐵道線の建設、運轉、修繕、線路保護に要する總ての物品及材料は松花江に於ては一切の關税を免除す、內地に於て課せらるゝもの亦同じ。

第六條——船舶により松花江より哈爾濱迄運搬せられ、到着後直ちに鐵道に積換へられ若は後に鐵道により他に移送する爲め、東淸鐵道會社又は淸國税關の管理の下にある倉庫に一時寄託せられたる穀產物は、滿洲里又は綏芬河の税關通過に際し輸出税の二回目の支拂を免除すべし（輸出税の二回目の支拂の免除は、英文に exemption……from a second payment of export duty 華文に免重完出口正税とあり、之は水路哈爾濱に運送せらるゝ穀物に對して課せらるゝ一般輸出税の三分の二相當額の殘分を補塡するを要せざることを指す——松花江航行船舶及輸出入貨物取締ニ關スル暫定

税關規則第二章第五條第二項參照)、と云ふ意味其の他の規定を設くべき旨の約定。

第七條――一八八一年の聖彼得堡條約附屬陸路通商規則第十四條に列記せらるゝ貨物(無税品)に對し松花江上の清國海關は無税にて之を通過せしむ。

第八條――特定期間、河川航行税(江捐 river dues)に對する制限(卽ち一九〇九年六月十八日より滿一箇年間に實收せる噸税額原數の四分の一を超えざること)に就き規定す。

本議定書は一八八一年の『聖彼得堡條約』第十八條(既掲)の規定を實施する爲め協定せられたるものにして、同時に次項の諸規則を附屬する。尚ほ右議定書第八條に曰ふ「江捐」に就ては既述一八五八年の露清『愛琿條約』の項下に於て之に言及したが、一般噸税の例外の一たるべきものであつた(更に次項規則第二章第二條を看よ)。

露清・『松花江航行船舶及輸出入貨物取締ニ關スル暫定税關規則』――一九一〇年八月二十九日より實施(表・露一六)

第二章第一條――松花江上の清國海關は船舶に依り運送せらるゝ貨物に對し關税、通過税、河川航行税(江捐)を徵收す(右税以外の税を徵收せず)。

同第二條――通告を發する迄當分現行の一般的噸税制度を實施せず河川航行税(江捐)制度を以て之に代ふ。該税は載貨の性質、數量、運送航程に從ひ所定の額を徵收す。(前項議定書第八の條項に照合考察するに露國は爾後正規負擔額の四分の一を以て足ることとなるべし)。

同第三條――輸出入税は海關現行税率(卽ち一八五八年の一般税率及一九〇二年の改訂輸入税率)に從ひ之を徵收す、外國

貨物(露清貨を除く)に對する通過税は一九〇二年の改訂輸入税率所定税率の半額とす、輸出入を問はず右兩税率表に掲げられざる貨物に對する關税は從價五分とす。

同第四條――露國港より來着する貨物に對する輸入税は該貨物の仕向地が百支里地帶外の地點なる時は前項に照し之を徴收す、右露國港より來着する貨物に對する通過税は免税品には從價二分五厘、課税品には現行税率の半額を課す。

同第五條――清國土産貨物が哈爾濱、三姓(サンシン)、拉哈蘇蘇(ラハスス)の三關或は將來設關せらるべき松花江岸より輸出せらるゝ場合に課せらるゝ輸出税率に就き規定す(一般貨物は輸出税全額、特定穀物[1])は三分の一減の輸出税、仕向地が百支里地帶なる時は無税、等)。

同第八條――再輸出貨物及内地通過許可證を有する貨物に對しては一般條約港に於けると同様に之を辨理す。

右第二章第五條は、松花江岸より水路、大麥、燕麥、大豆、豆粕等々が露國に輸出せらるゝ場合に、陸路輸出と同様三分の一減の特惠税率を認めたるもの、右は全滿洲に於て唯一の水路通商特惠に付協定せる條約であつた。

本規則は前述の如く一九一〇年八月八日附議定書の附屬書たるものにして『哈爾濱江關、三姓分關、拉哈蘇蘇分卡ニ於ケル各暫行試辦章程』(Provisional Regulations of the Harbin River Customs, the Sansing Customs and the Lahasusu Barrier.)を伴つて居た。是等の諸規則は前記議定書に基き一九一〇年八月二十三日哈爾濱税關長より告示せられ、同二十九日より實施を見るに至つたものである。尙ほ是等規則の實施と共に一九〇九年六月二十六日(宣統元年五月九日)附公布の『松花江貿易暫行規則』は廢止せられた。

1) Barley〔大麥〕、buckwheat〔蕎麥〕、buckwheat grit〔蕎麥仁〕、kaoliang〔高粱〕、maize〔粟〕、millet〔小米子〕、oats〔鈴鐺麥〕、wheat〔小麥〕、beans〔黃豆〕、beancakes〔豆餅〕。

哈爾濱江關、三姓(依蘭)分關、拉哈蘇蘇(同江臨江)卡關[1]は松花江に沿ふて設けられたもの、黑龍江より哈爾濱に向け航行する船舶は檢閲の爲め先づ拉哈蘇蘇に停船し次で三姓に着港し、右兩關發給の證書を帶して哈爾濱に到着するを要するものとなつて居た。

露華國境各百支里無稅地帶の廢止――一九一三・一九一五年

一八六二年三月『露淸陸路通商條約』第一條に於て「露淸兩國の境界に沿ふ兩側各百支里(五十露里)[2]に及ぶ地域に於ては貨物は無稅にて運送することを得」と初めて約された、所謂百支里無稅地帶は、滿洲陸路通商特惠稅率と共に、爾後或は東淸鐵道の建設に伴ひ滿洲里綏芬河の如き國境驛が該地帶內に包含されることとなり、或は國境沿線に人口稠密の地方多く發生した爲め、將又一般滿洲貿易が發達した爲め露華兩國に執り著しく豫期に反する結果を招くに至つた。一體露華陸路貿易は露國の中國よりの輸入額が其の輸出額より多いのを常としたから、百支里無稅地帶の廢止は、露國に執り勢ひ其の關稅收入上利益を齎らす所以であつた。一方中國側よりすれば百支里無稅地帶は兎も角、特惠關稅の如きは、爾後發達せる滿洲貿易の實情に適せざること謂ふ迄もなく、從て關稅收入上甚大なる犧牲を生ぜしめる根元となつて居た。

於玆屢々、右『陸路通商條約』を再確認せる一八八一年二月の『聖彼得堡條約』の陸路通商關係條項改訂問題を生じたが、兩國間に意見の一致を見ずして終に一九一二年(民國元年)を迎へるに至つた。

1) 卡關は出張所の如きもの、卡とは局所を設け釐捐等を收稅する地を稱す。
2) 三十三哩。

同年九月六日露國政府は『聖彼得堡條約』の效力を更に十年間卽ち一九二一年迄延長し一方露華國境の露國側無税地帶を露曆一九一三年一月一日（十三日）以降廢止する旨（卽ち自國に有利）中華民國政府に通告した。之に對し中華民國政府は止むなく接露國境の中國側無税地帶を一九一四年六月一日（露曆五月十九日）より廢止する旨露國政府に通告した。斯て一九一四年（民國三年）六月一日より兩國々境各百支里以內に輸出入せらるゝ貨物に對しても夫々條約による陸路特惠關税を課せらるゝに至つた。

〔**滿洲里及び綏芬河に於ける蘇聯税關の撤退**〕　露國は條約上に根據なく、多年滿洲領たる滿洲里及び綏芬河（ポグラニーチナヤ）に自國税關を存置し來つた。之に就き滿洲國外交部は一九三三年（大同二年）三月二十五日附、其の北滿特派員[1]を通じて、右二税關を速かに撤退する樣、在哈爾濱蘇聯邦總領事に要求した。右要求に對し蘇聯邦總領事は、「今日迄税關を存置したるは、主權侵害の意志なく單に旅客の便宜を考慮せる爲めなるに付、滿洲國側の要求は莫斯科に傳達すべく、尙ほ二地點の蘇聯領事に對しても、可成速かに右撤退方を命令すべし」と回答した[2]。嗣で莫斯科政府の回訓に基き、滿洲里税關は同年五月四日、綏芬河税關は翌五日、何れも完全に其の撤退を了したのである。

露蒙・『修好協定』――一九一二年十一月三日署名（表・露一七）

協定前文――蒙古人が一致表明せる蒙古國土の民族的及歷史的政體を維持せんとするの希望に從ひ、中國軍隊及官憲は蒙

1)　哈爾濱駐在。滿洲舊政權以來の制度。
2)　「第二次滿洲帝國年報」第二編 121 頁。

古領土より撤退するの餘儀なきに至り、哲布尊丹巴呼圖克圖(Djebzoun Damba-Khutukhta)[1]は蒙古人民の君主として宣言せられたり。蒙古及中華民國間の舊關係は斯くして終結せり。上記の事實並に露國民及蒙古民間に從來存在したる相互的友誼を考量し且つ露國及蒙古間の通商を規律すべき組織を明確に決定するの必要あるに鑑み、(玆に正當なる委任を受けたる露蒙兩國全權は左の如く協定せり。)

第一條――露國政府は蒙古をして其の確立したる自治制度(autonomous régime)並に自國軍隊を有するの權利を維持せしめ且つ其の版圖内に於て中國軍隊の駐屯及中國人の植民を許容せざらしめんが爲め蒙古を援助すべし。

第二條――蒙古君主及蒙古政府は從來通り露國の臣民及通商に對し本協定附屬議定書(次項)に列記せる權利及特權の享有を許與すべし。露國民が蒙古に於て享有せざる權利は同國に於て之を他の外國民に許與せざるものとす。

第三條――蒙古政府が中國又は他國と別に條約を締結する場合ありと雖も露國の同意を經ずして本協定又は其の附屬議定書の條項を侵犯修正することを得ず。

露蒙・『修好協定附屬議定書』――右同日附(表・露一八)

第一條――露國民は從來通り蒙古内に於て居住及移轉の自由を有し、商業、工業及其の他業務に從事し、相手方の何者たるに論なく之と各種の契約を爲すの權利を有す。

第二條――露國民は從來通り輸出入税を支拂ふことなく何れの國の產物たると製造品たるとを問はず輸出入を爲すの權利、及蒙古に於て何等の輸出入税、税金又は課金をも支拂ふことなくして自由に商業に從事するの權利を有す。

第三條――露國の金融施設は蒙古に其の支店を開設し相手方の何者たるに論なく之と金融上其の他の取引を爲すの權利を有す。

第四條――露國民は現金又は物々交換に依り賣買を爲し且つ信用取引を爲すことを得。

1) 呼圖克圖(Khutukhta, Hutukhtu)、活佛である。哲布尊丹巴は最後の活佛であつた、本節末〔外蒙古の狀況〕を看よ。

第五條――蒙古官憲は蒙古人又は支那人が露國民と各種商取引を爲し、其の個人的雇人となり又は其の組織する商工業に加入することに對し障害を加ふることなし。商工業に關する獨占權(monopoly as regards commerce or industry)は之を蒙古に於ける公私の會社、施設物又は個人に對して許與せざるべし。[1] 本協定締結前既に蒙古政府より斯る獨占權を得たる者は所定期間滿了迄其の權利を保持することを得。

第六條――露國民は蒙古の都市又は旗[2]の何れたるを問はず隨所に商工業上の經營所を創設し、竝に家屋、店舗及倉庫建造の爲めに指定地を賃借し又は自己の所有物として之を取得するの權利を許與せらる。露國民は又耕作地を賃借するの權利を有す。

第八條――露國政府は蒙古政府と協議の上其の必要と認むる蒙古各地に於て領事を任命するの權利を有す。蒙古政府も亦協議の上露國國境上の必要と認むる各地に其の代表者を置くことを得。

第九條――露國領事館所在地竝に露國の商業上樞要なる地に於ては協議の上露國人の爲めに特別商業地區("factories")[3]を割當つ。右地區は之を露國領事又は露國商業組合長專管(exclusive control)の下に置く。

第十條――露國民は蒙古政府と協議の上蒙古各地相互間、竝に特定地方と露國々境上の各所との間に於て、信書の發送及貨物の輸送を爲す爲め自費を以て郵便事務を開設するの權利を有す。

第十一條――蒙古に於ける露國領事は公務上の必要の爲め蒙古政府の通信營造物及傳書使を利用することを得。又右目的の爲め一箇月馬百頭及駱駝三十頭を超えざる範圍に於て之を無料使用することを得。一定の料金を支拂ふときは一般露國民亦右營造物を利用することを得。

第十二條――露國民は蒙古內地より露國領土に流るゝ河川及其の支流に、其の所有商船を航せしめ且つ沿岸住民と通商するの權利を有す。露國政府は前記河川に於ける航行の改善、水路標識の設置等に關し蒙古政府を援助す。

第十三條――露國民は貨物運輸及家畜移行の爲め陸路及水路を利用するの權利を有す。

1) 佛國條約に斯の種の前例がある(本書200頁參看)。
2) 蒙地に於ける地方行政區劃。
3) 古來植民地に用ひらるゝ字句、中國に於ては外國人居留地の濫觴として廣東 factory の前例がある。

辛亥革命起るや(一九一一年)、中國政權の動搖に乘じて露國政府は、支那邊境、殊に外蒙に對する覇權の樹立に邁進した。這の當時の消息に就ては蘇聯邦政府により明瞭に暴露されつゝある。[1] 本協定竝に附屬議定書は、當時或は露蒙密約として、或は露國が其の手製に係る外蒙古の獨立を承認せるものとして、喧傳せられたものである。是により露國は外蒙古に於ける北京政權の勢力を排除し得て事實上、蒙古通商を獨占するの條約的基礎を獲るに至つた。加之、本約定の趣旨が翌一九一三年、中國政府により追認せられたことは(次項『宣言書』第四項を看よ)、露國の對蒙政策の前進を意味すると同時に、今にして懷へば軈て外蒙古が中華民國との關聯を離れて露國との所謂經濟ブロックを構成するに至る素地を、這の時造上げたものと謂ひ得る。

尙ほ右附屬議定書第六條の實施に關して、一九一七年四月七日(露曆三月二十五日)庫倫に於て『露國臣民ニ對シ建築物設置用地區配與ニ關スル露蒙協定』(十箇條)が成立した。

露華・『外蒙古ニ關スル露華宣言書竝ニ附屬交換公文』——一九一三年十一月五日署名(表・露一九)

宣言書——露國政府は外蒙古に關し中國との關係の基礎として其の採るべき原則を決定し、中華民國政府は右原則の承認を表明したるを以て兩國政府は左記の通り協定せり。

〔一〕露國は外蒙古が中國主權(suzerainty)の下に在ることを承認す。

〔二〕中國は外蒙古の自治權(autonomy)を承認す。

〔三〕中國は外蒙古の蒙古人が自ら自治蒙古の內政規定を設定し且つ外蒙古に關する商工業上の一切の問題を解決するの

1) 蘇聯邦中央執行委員會附屬「帝國主義時代文書刊行會」により、舊帝政露國の外交文書が公表されつゝある。其の一部は我外務省に於て邦譯されつゝある。

專屬的權利(exclusive right)を認むるを以て、中國は右の事項に付干涉(to intervene)せざることを約す。

(四)中國は前記原則及一九一二年十一月三日の露蒙通商議定書(前項)の規定に準據し外蒙古と自國との關係確立の爲め露國の斡旋を何時にても承諾すべきことを聲明す。

(五)外蒙古に於ける露華兩國の利益に關する諸問題に付同國に於ける新事態に因りて發生するものは之を爾後の會議の主題となすべし。

交換公文――(一)露國は外蒙古の地域が中國領土の一部たることを承認す。

(二)政治上及領土上の問題に關しては中國政府は商議に依り露國政府との協定を遂ぐべく該商議には外蒙古官憲之に參加すべし。

(三)宣言書第五項に規定する會議は右關係三者の間に開かるべく且つ右三者は之が爲め其の代表者の會合すべき地點を指定すべし。

(四)自治外蒙古は庫倫辦事大臣、烏里雅蘇臺將軍、科布多參贊大臣の管轄に屬せる地方を包括す[1]。蒙古の精細地圖存せず且つ同國行政區劃不確定なるを以て、外蒙古の正確なる境界並に科布多地方及阿爾泰地方間の境界は之を宣言書第五項に規定する爾後の會議の主題と爲すべし。

露蒙華・『外蒙古ニ關スル露蒙華三國協定』――一九一五年六月七日署名(表・露二〇)

第一條――外蒙古は一九一三年十一月五日附露華宣言書及同日附露華交換公文(前項)を承認す。

第二條――外蒙古は中國の宗主權(China's suzerainty)を承認し露華兩國は中國版圖の一部(part of Chinese territory)たる外蒙古の自治權(the autonomy)を承認す。

第十一條――一九一三年十一月五日附露華交換公文第四項に準據し自治外蒙古の版圖の包括するところは、庫倫辦事大臣、烏里雅蘇臺將軍及び科布多參贊大臣の管轄下に在りたる地方にして、東は呼倫貝爾地方、南は內蒙古、南西は新疆省及

1) 清國時代の外蒙政治區域。

び西は阿爾泰地方を以て界とする喀爾喀四盟 (four aimaks of Khalka) 及び科布多地方の限界を以て中國々境と相接す。

第十二條――中國商人が自治外蒙古に輸入する貨物は其の産地の何處たるを問はず之に對し關稅を設定せざるものとす。中國商人及自治外蒙古商人は夫々相手側領域內に在りて支拂ふべき稅金に付內國民待遇を有す。自治外蒙古より所謂支那內地 ("Inner China") に輸入する外國貨物に對しては一八八一年の陸上貿易規則(聖彼得堡條約附屬規則を曰ふ)に規定せる關稅を課すべし。

第十七條――恰克圖・庫倫・張家口間電信線は自治外蒙古の版圖內に在るを以て外蒙古自治政府の完全なる財產たることを協定す。[1)]

第二十一條――一九一三年十一月五日附露華宣言書及交換公文の規定、竝に一九一二年十一月三日附『露蒙協定及附屬通商議定書』(既掲)の規定は引續き完全に有效たるべし。

右第二十一條の效果として、「露國民は從來通り、輸出入稅を支拂ふことなく露、蒙、華及其の他諸國の貨物を隨時輸出入し得る權利、竝に蒙古に於て何等の輸出入稅、稅金、課金を支拂ふことなくして自由に商業に從事するの權利」を享有するに至つた。是等の權利が蒙古側の片務的協定に基くものであつたことは勿論である。

以上を以て所謂「不平等條約」上の研究對象たる、舊條約に據る通商關係は段落を告げるのであり、爾後は形式上「平等條約」關係に基く蘇蒙間の通商事項と云ふことになる。

1) 本協定附屬露華交換公文(二種)の一に於て、「本條に記載する張家口・庫倫・恰克圖間の電信線に沿ひて所在する一切の電信局は本協定署名後六箇月內に中國官吏より蒙古官吏に引渡さるべし」と約定した。

蘇蒙『修好取極』――一九二一年十一月五日署名（表・露二一）

第四條――蘇聯邦政府は其の全權代表者を蒙古の首都に[1]派し、其の領事を科布多（コブド）、烏里雅蘇臺（ウリヤスタイ）、アルタン・ブラークの[2]諸都市に竝に蒙古人民政府との取極に依り其の他の都市に派す。

第五條――蒙古人民政府は其の全權代表者を蘇聯邦の首都に[3]派し、其の領事を蘇聯邦政府との取極に依り露西亞の國境地方に派す。

第七條――他の一方の當事國の版圖内に居住する各締約國の人民は、最惠國の居住民と同一の權利を享有し且つ同一の義務を負擔す。

第九條――兩締約國民は貿易に仕向けらるゝ貨物を他の一國の領域内に輸入し、又は之より輸出するときは、該國の法律に依り定められたる税金を支拂ふ。但し右の場合兩締約國民は最惠國待遇を享有す。

第十條――蘇聯邦政府は侵略的傾向を有する世界の帝國主義に據ることなく、蒙古領域に存在する蘇聯邦所屬の電信局の建物を其の電信設備と共に無償にて蒙古人民の完全なる所有に讓る。

第十一條――蘇蒙間の郵便及電信關係竝に蒙古を經由する電信の傳達問題を處理する爲め、兩當事國は成るべく速かに特別取極を締結すべきことを約す。

第十二條――蒙古に於て土地又は建物を所有する露國民に對し、蒙古人民政府は最惠國民に對し現に承認適用し又は將來承認適用すべきものと同樣の權利を、建物用地區の所有、賃借及占有に付認め、且つ税金、地代及其の他の支拂に付同一の徵收手段を適用することを聲明す。

〔附記〕――本取極に曰ふ蘇聯邦の原文は露西亞社會主義聯邦制度勞農共和國（R.S.F.S.R.）であり所謂蘇聯邦（U.S.S.R.）ではない。蓋し本取極の一方當事者は前者であつて後者ではない。併し私は紛淆を避ける爲め之を便宜上殊更蘇聯邦と譯出したのである。本取極に相互援助に關する軍事的密約が附屬して居ると云ふ疑がある。尙ほ本取極は署

1) 庫倫〔烏爾憂 Urga と別名す、庫倫（クーロン）は蒙古語にて城郭の義〕、後一九二四年蒙古共和國の成立と同時に之をウラン・バートル・ホト〔烏蘭巴圖爾和特〕(Ulan Bator Hoto—赤色英雄の市町 'Town of the Red Heroes')と改稱。Hotoは Hota とも綴る。
2) Altan-Bulak, 買賣城(Maimachin)の別稱。
3) 莫斯科(Moscow)。

名と同時に有效と定められて居る。

一九二一年七月七日、蘇聯邦の政治的陰謀奏效し、庫倫に人民革命政府が樹立され、外蒙古は準ソヴィエト制度を採ること丶なつた。[1] 本取極は該革命成功の記念物とも觀られるものである。取極の前文に曰く、「露西亞帝國政府ト舊蒙古自治政府トノ間ニ締結セラレタル一切ノ舊條約及取極ハ、上記露西亞政府ノ陰險且侵略的政策ニ基因セルモノニシテ、其ノ後兩國ニ生ジタル新事態ノ結果トシテ其ノ效力ヲ喪失シタルニヨリ、一方ニ於テ蒙古人民政府、他方ニ於テ露西亞社會主義聯邦制度勞農共和國政府ハ、隣接兩國民間ノ自由ナル友誼及協力ヲ遂ゲントスルノ眞摯ナル希望ニ促サレ、此目的ヲ以テ商議スベキコトニ決定シ……左ノ如ク協定セリ」と。本取極は表面、蒙古の門戸を開放するかの如く且飽く迄蘇聯邦の獨占を排するもの丶樣に感ぜられる程巧妙なる文字を以て綴られて居る。其の第十條は舊露國政府所屬の電信設備に對する蒙古の回收を認めて居る條項であるが、當時外蒙古に於ける蘇聯邦の電信利權[2]としては、一九一三年五月二十五日(露暦十二日)附露蒙協約に基く露國境コシュ・アガッチ〔霍什阿戛齊〕(Kosh-Agatch)と科布多(コブド)間、一九一四年九月三十日(露暦十七日)附露蒙協約に基くモンダ(Monda)[3]と烏里雅(ウリヤ)蘇臺(スタイ)間のものがあつた。因みに此の外、恰克圖・庫倫・張家口を連絡する既設線あり、一九一五年の露蒙華三國協定(既掲)第十七條に依り、外蒙のものとなつた。

1) 外蒙の青年有志とブリヤート人有志との聯携による一種の革命。活佛卽ち哲布尊丹巴呼圖克圖は一切の政治的權利を褫奪され、單に立憲君主として空位を擁することゝなつた。諸制度は民主主義とソヴィエト主義との混和せるものが採用された。

2) 蘇聯邦に對し五十年間の營業權及全支配權を許容せるもの、但し三十年經過後蒙古は之を買收し得、五十年經過後は無償を以て蒙古の所有に歸する、と云ふ利權。

3) Mondi; Mondoi とも綴る。

蘇蒙・『秘密取極』――一九二三年二月二十日署名（表・露二二）

前項一九二一年の蘇蒙取極後、蘇聯邦の外蒙に對する勢力は日に日に浸透し、遂に本項秘密取極の成立となつた。右は實に蒙古共和國出現の前奏曲に他ならなかつた。本取極は全文十二箇條より成り、主として外蒙のソヴィエト化を具體的に約示せるものである。尙ほ本取極は外交史上の問題たり得べきも、世界公認（正式承認の謂に非ず）のものでない故條約權益上は研究の對象たり得ない。

現　狀〔一般露華關係〕　一九二四年（民國十三年）五月三十一日、北京に於て署名せられたる『中華民國及ソヴィエト社會主義共和聯合國間諸問題解決ノ爲ノ大綱ニ關スル協定』（表・露二三）[1]の第三條中に於て、「中國政府ト露帝政府トノ間ニ締結セラレタル一切ノ協約、條約、協定、議定書、契約等々ヲ取消シ平等互惠（reciprocity）正義ノ基礎ニ於テ……新タナル條約協定等々ヲ以テ之ニ代フル」用意を互約し、同第十條に於て帝政露國時代に取得せる一切の對華特權を放棄し、同第十三條に於て新たに平等互惠の原則に從ひ兩國の關稅率を作成すべきことを互約し、是等に依り中國の關稅上の不利益は撤廢されるに至つた。本協定が全然互惠主義を採用した結果ソヴィエト聯邦は中華民國に於て片面的最惠國待遇を留保しなかつた。

爾後今日に至る、蘇聯邦及中國間の外交關係を觀るに、必ずしも右所謂『懸案解決大綱協定』の豫定せる通りに推移して居ない。殊に該協定の諸所に於て豫定せる兩國間細目取極會議は遂に開催を見るに至らず、又第九條に言及され、且同一九二四年十月八日附『蘇奉協定』（表・露二四）[2]の主目的たりし東支

1）　蘇華『懸案解決大綱協定』と略稱される。
2）　『東支鐵道及其ノ他ニ關スル協定』、署名者は蘇聯邦政府及中華民國自治東三省政府（張作霖）。

鐵道問題の如きは、結局中國(當時の南方政權)の期待を全面的に裏切つた解決に到達し、更に第二、三、十三條に於て豫定されたる平等互惠の正式『通商條約』の如きも、爾來十餘年遂に成立の運びに至らない現狀にあり、剩へ兩國は右協定成立後に一時的ながら國交を斷絕したことすらあつた。併しながら斯る推移は兎もあれ、右『懸案解決大綱協定』は、現に蘇華兩國の友好關係を律しつゝある基本條約と觀るの外はないのである。

〔外蒙古の狀況〕 外蒙古の地位に就き、右『懸案解決大綱協定』第五條の前段は、「蘇聯邦政府ハ外蒙古ガ中華民國ノ構成部分タルコトヲ承認シ且外蒙古ニ於ケル中國ノ主權ヲ尊重ス」と約して居る。而して現在中國側に依つて採られて居る公式見解も亦右協定條文に規定する通りのものである。併しながら外蒙古は、皮肉にも右『懸案解決大綱協定』成立の年たる一九二四年十一月、「蒙古人民共和國」を宣言し、爾來其の蘇聯邦との關係は、世界に類例なき奇異なる存在を續けて居るのである。

一九二四年五月二十日、其の數年前より蘇聯軍の爲めに幽閉され外蒙古の主權者として單に空位を擁して居た哲布尊丹巴呼圖克圖——最後の活佛——が死去した。嗣で同年十一月三日純ソヴィエト體制を採る無血革命成就し、玆に外蒙古は獨立人民共和國として立憲政治を布くに至つた。外蒙古に對する蘇聯邦の進出を知るには Violet Conolly 著 "Soviet Economic Policy in the East", 1933, London. 我外務省調査部編『邊疆問題調書』第一號(昭和十年十月)、同第二號(同十一年五月)等が便利である。

蘇聯邦の外蒙進出を實證する條約類の內容は固より、其の存在に就ても容易に窺知し難い。而已ならず、外蒙古共和國な

るものは蘇聯邦を除く何れの國家よりも正式承認を經て居ないから、該兩國の條約關係は、之を事實上の問題として觀察するの外はなく、また本書の純目的にも副はないものである。

前顯資料其の他に依り、私の識り得た蘇蒙間取極及了解は次の通りである。

一九二二年五月三十一日――在蒙財産の歸屬に關する議定書。

一九二四年十月三日(於庫倫)――電信連絡に關する協定及附屬議定書。ブリヤート人の蒙古國籍取得に關する協定。

同年十月二十三日(於莫斯科)――蒙古輸出入貨物の蘇聯邦通過に對する特惠税率取極。

同年十二月(於莫斯科)――一般經濟協定。

同年六月――發券銀行にして内外爲替業務を獨占する蒙古國立商工銀行卽ち略稱蒙古銀行(モンゴルバンク)設立(十七萬五千墨西哥弗、後三百萬墨弗に增資。蘇聯國立銀行は當初より其の資本の五割を所有す。翌一九二五年十一月九日新幣制實施、銀本位にして新通貨の單位はツフリク(*Tukhrik*)と稱し銀分九百にして十八瓦より成り、墨西哥一弗(理論上露貨九十哥(コペック)、米金一弗の半と等價)に相當す。一ツフリクを百モンゴ(*Mongo*)に分つ)。

同年――シエルスチ(羊毛輸出部)、シブ・ゴストルグ(西比利亞國營商業部)等の蘇聯機關がツエントロ・サユーズ、シブ・クライ・サユーズに代つて蒙古に於て活動を開始す。同時にモン・ツエン・コープ(蒙古中央消費組合(モンゴ・セントラル・コーポレーチブ・ソサイエチー))組織され、蘇聯資本を背景に事實上貿易の獨占を企圖して活動開始。

一九二六年六月六日(於ウランバートル(庫倫の改名))――蒙古領域内セレンガ河の蘇籍船航行に關する協約。

同年――ウエルフネ・ウーヂンスク[1]及ウラン・バートル・ホト間に蘇聯航空會社による航空路開設。

同年――チタ及ウラン・バートル・ホト間鐵道建設に關する協定。

一九二七年二月二十五日――一九二四年十月三日附電信協定の有效期限を一九二九年一月一日迄延長する協定及附屬議定書。

1)　蘇聯の要地。現稱ウラン・ウヂ(Ulan-Udi)。

同年三月七日――對蒙貿易の蘇聯四會社を合併し「對蒙蘇聯邦貿易株式會社（ストルゲモング）」(資本金百五十萬留（ルーブル）)を組織。

同年八、九月頃――共同防守密約。

同年十月――軍事協約(蒙古軍を蘇聯邦の指揮下に置く)。

同年末――蘇聯邦による下記五大鐵道建設の計畫發表。(一)蘇領タシュケントより新疆迪化（ウルムチ）に至る。(二)迪化より科布多（コブド）、烏里雅蘇臺（ウリヤスタイ）を經てウラン・バートル・ホトに至る。(三)蘇領セミパラチンスクより科布多に至る。(四)蘇領ビイスクより烏里雅蘇臺に至る。(五)蘇領ウエルフネ・ウーヂンスクより恰克圖（キャフタ）を經てウラン・バートル・ホトに至る。[1]

同年及一九二八年――兩年中に蒙古に於ける貨物自動車運輸事業、蘇聯邦の獨占に歸す。

一九三〇年五、六月頃(於ウラン・バートル・ホト)――衞生に關する條約。獸醫、流行病豫防に關する條約。蘇蒙兩國民の國境通過簡易取扱に關する條約。

一九三四年十一月二十七日(於莫斯科)――共同防衞を目的とする相互援助に關する紳士協定。

同年十二月一日(於莫斯科)――通商協定。通商決濟に關する協定。

一九三六年三月十二日(於ウラン・バートル・ホト)――相互援助に關する議定書(一九三四年十一月の紳士協定を正式約定とせるもの)。

(蘇聯邦資料による外蒙概觀)[2]

面積百二十五萬平方粁(卽ち英獨佛三國の各本國を併せたるもの)。總人口約百五十萬人(內土着民六十八萬三千)、其の八割五分は牧農民、一割三分は喇嘛僧(全國男子の三割六分を占む)、外に在留中國人十六萬、西藏人、露西亞人等四千。首府ウラン・バートル・ホトは人口約七萬。自動車を通ずる主要道路にして蘇聯邦と連絡あるものは(一)科布多（コブド）、コシュ・アガチ間四百粁。(二)烏里雅蘇臺（ウリヤスタイ）、ハトフイル、モンドイ間四百四十粁。(三)ウラン・バートル・ホト、買賣城（アルタンブラーク）間四百粁。[3] ウラン・バートル・ホトには無線電信局(外蒙政府所屬)がある。

1) (五)の鐵道は一九三九年四月愈々完成を傳へらる。
2) 外務省調査部『邊疆問題調書』第二號昭和十一年五月刊、113, 119—20頁。
3) Statesman's Year-Book, 1938 に據れば恰克圖(買賣城隣接地)、ウランバートル間 170 哩、恰克圖はバイカル湖南端より 100 哩とある(796頁)。

（蘇蒙間外交領事機關）

蘇蒙間には莫斯科、ウラン・バートル・ホト間に夫々の外交代表が駐在して居る外、蘇聯邦は外蒙のアルタンブラーク（買賣城）、ヂブホラントー（烏里雅蘇臺）、ヂルガラントー（科布多）、サンベーズ（桑貝子、克魯倫）の四箇處に領事的機關を置いて居る模樣である。

「タンヌ・トゥウァ國」　蘇聯邦以外何れの國家よりも承認されて居ない、タンヌ・トゥウァ人民共和國は世界大戰前、烏梁海又は唐努鄂拉と稱せられた地方である。

一九〇七年以來同地方に盛んに自國民の移植を行ひつゝあつた帝政露國は、一九一一年の民國革命に乘じて同地方に反中國運動を起さしめ、次で一九一四年同地方を其の保護國と宣言し事實上西比利亞アルタイ州ウヂンスク地方の構成部分と做すに至つた。一九一七年六月十三日、同地方露人大會は同地方に於ける露國行政權を確認し、翌年三月八日、同露人は十月革命の影響を受けてソヴイエト政權を組織した。一九一九年中國は露國の革命と内亂に乘じ同地方に軍隊を送り一時其の主權を恢復したが、同地方は外蒙古と共にコルチヤクの敗北後其の殘黨たる白軍の跳梁する處となり、逐に蘇聯邦は外蒙古に對すると同樣同地方にも軍隊を入れ白軍を掃蕩した。爾來同地方に對する蘇聯邦の勢力は、時に多少の消長あるを免れなかつたが、大體に於て增大の度を加へて行つた。一九二一年八月十三日、同地方に自治政府成立し、一九二四年暮終に自治共和國と宣言された。一九二五年七月二十二日、蘇聯邦政府と同自治共和國政府との間に『修好條約』締結され（條約内容未發表）、更に蘇聯邦國立銀行は同自治共和國政府とタンヌ國立商工銀行（資本金十萬留）の設立に關する協定を締結した。一九二六年十一月二十四日、同自治共和國政府は完全なるソヴイエト體制を採用して「タンヌ・トゥウア人民共和國」を宣言し、憲法を制定した。嗣で同國は蘇聯邦と領事を交換するに至つたが、一九二七年八月より公使を交換し、以て今日に及んで居る。一九二六年同國と外蒙古との間に『修好條約』が成立した。

（タンヌ國概觀）

面積は十七萬平方粁（白耳義、瑞西、葡萄牙三國を合したる面積に當る）。總人口は約六萬五千、内五萬は土耳其系のトゥウア人、一萬二千は露西亞人、殘餘は中國人、蒙古人である。首都はキズイル（Kysyle-hoto、舊ケム・ベルデルとして識られた）、人口約一萬である。エニセイ河を通じて蘇聯汽船が、同地方と中部西比利亞ミヌヂンスクとを連絡して居る。首都と蘇聯邦間に電信が通じて居る。[1)]

〔新疆の狀況〕　新疆省は型式上中華民國を構成する一行省に過ぎないが、面積廣大であり、蘇聯邦は其の北部地方（省首都迪化(ウルムチ)を中心に）に於て事實上絕大なる權益を有し、英國は其の南部地方（和闐(コータン)及喀什噶爾(カシュガル)を中心に）に於て相當の勢力を扶植して居る。殊にトルク・シブ鐵道の完成を見たる今日、蘇聯邦の對新疆進出は將來益々發展の度を加へるものと相像される。

（蘇聯邦關係）

一八七二年四月二十一日附『通商自由ニ關スル露國及喀什噶爾(カシュガル)間の取極』を先驅として、次で一八八一年の露清『聖彼得堡條約』附屬『續改陸路通商規則』（既揭）に據り、露國は新疆地方に於て蒙古に於けると同樣の特惠を與へられ、事實上露國と該地方との間には無稅貿易が行はれるに至つた。然るに露國大革命後、一九二〇年（民國九年）五月二十七日、新疆伊犁道尹は露西亞タシユケント政府代表との間に『臨時通商條件』（十一箇條）を締結し、[2)] 新疆邊界（伊犁地方に關する）貿易の調整を圖つた。次で中國（北京）政府は、帝政露國の對華特權竝に前顯一八八一年の陸路通商規則を廢棄する決意を固めた。此決意は同政府外交部が、一九二一年（民國十年）一月二十七日極東共和國代表ユーリンに示した『對露通商先決條件』（五箇項）に於て、明白に表示した處である。翌一九二二年、新疆省政府は實力に依り、右一八八一年通商規則の同地方への適用を拒否した。

1) Statesman's Year-Book, 1939, p. 794 其の他資料に據る。

2) 北京政府は之を承認した。

蘇華『懸案解決大綱協定』成立の翌月、即ち一九二四年(民國十三年)六月、蘇聯邦政府及新疆省政府(督軍楊增新)間に『蘇・新間暫定通商條件』(本文八箇條、附屬書四箇項)が成立し[1]、該地方に於ける蘇華間邊境通商は再び正規の軌道に乘つて一進展期を迎へるに至つた。其の要點は次の通りである。

第一條――締約者雙方は各其の領土内に於て相互に外交員公署を設立することに同意す[2]。新疆外交員公署は塔什干城、安集延城、阿拉木圖城、斜米帕拉庫司克城、宰桑城に設け[3]、蘇聯邦外交員公署は迪化(烏魯木齊)城[4]、伊寧(伊犁)城、喀什噶爾城[5]、塔城[6](楚古査克)、阿爾泰山道尹駐在地[7]に設く。

第二條――外交員公署及外交員に關する身分保障、外交員の權限に關する規定。

第三條――旅券規定、其の他。

第四條――貿易權、倉庫の賃借、貨物の管理及不可侵權、其の他自由運送に關する規定。商業上の契約は在住國の法律上の手續に依つて之を爲すものとす(同條第一項)。

第五條――貨物に對する關税は關所に於て一回限り徵收のこと(第一項)。輸出入は必ず正規の通路即ち附屬書に曰ふ關所によること(第二項)。禁制品に關する規定(第三項)。

第六條――雙方貿易上の行爲に關し紛爭生じたるとき、及一切の民刑事事件は、在住國法律によつて審判し且執行すること。

第七條――露國革命により新疆民の蒙りたる損害の救濟に關する規定。

第八條――本條件は署名の日より有效とす。一九二〇年即ち民國九年五月二十七日附伊犁に於て締結せる條件(前揭)は失效とす。本條件は中華民國と蘇聯邦間に正式條約成立したるとき其の效力を失ふものとす。

第五條第一項附屬書――雙方運輸貨物の出入すべき關所は左の如し。

(一)吉木乃[8]、(二)巴克圖[9]、但し毎年イルチス河可航期間に在りては烏什水より出入することを得。(三)尼堪。

1) 北京政府は之を承認した。
2) 總領事館及領事館に該當。雙方共領事は中央政府より派遣の型式に據る。
3) 何れも新疆省に沿ふ露西亞トルキスタン地方の都市。現支那事變の影響に依り中國國民政府は其の各國駐在領事の減員を斷行中であるが、一九三八年二月現在に於て、這の方面にはタシユケント總領事館を開くのみである。
4) 省首都。蘇聯は此地に總領事を配す。　5) 疏勒。蘇聯は此地に總領事を配す。
6) 塔爾巴哈臺。　7) 承化寺にあり。　8) 塔城の東北方、承化寺の西方。
9) 塔城附近。

(四)依爾克斯塘(イルケシタン)(喀什噶爾附近)。

本暫定取極成立後、蘇聯邦の新疆貿易は楊增新の嚴重監視があつたに拘らず相當進展した。楊は民國革命後一九一二年以來十六年間省督辦として新疆の支配權を握り、所謂「名譽の孤立政策」を採つて同地方を外界の思潮に汚染することより避け來つたが、一九二八年七月七日迪化に於て暗殺された。[1] 楊の死後、同省民政廳長金樹仁が新疆省政府主席として後を嗣いだが、金の就任と共に新疆省は內亂頻發の狀態となり、蘇聯邦の同地方への進出は目覺ましいものとなつた。今玆に蘇聯進出の跡を辿る餘裕はないが次の密約は是等進出の基調たるもので、見逃し難い事件である。

一九三一年(民國二十年)十月一日、省主席金樹仁は蘇聯邦との間に『通商秘密取極』を締結した。詳言すれば、右密約締結の交涉は金が蘇聯邦より强請された結果、[2] セミパラチンスク駐在總領事牟維潼をして極秘裡に行はしめたもので、一九三一年十月一日金の强要に依り、省首都迪化に於て外交特派員陳繼善が蘇聯邦代表スラウスキーとの間に署名を了したものである。右密約は一九三三年五月新疆事變[3]の善後措置の爲め國民政府より新疆宣慰使として派遣された參謀次長黃慕松が、翌六月同地に赴いた際、初めて暴露されたもので、忽ち國民政府監察院の彈駭となり、後間もなく(同年十月)金は辯明の爲め南京に現はれた處を國民政府により逮捕され裁判に附されるに至つた。[4]

却說右密約は、交換公文の形式に據るもの、全文七箇項附屬文書四通より成り、新疆省に於ける蘇聯邦人の自由貿易を是認し、從て蘇聯側に執り頗る有利且つ殆ど新疆側の片務的取極である。

第一――新疆省及蘇聯邦間邊境に於ける貨物の出入及人民の往來は蘇華間の現行取極通り、依爾克斯塘(イルケシタン)(或は上爾朶特(トルナイト))、霍爾果斯(ホルゴス)[5]、巴克圖(バクト)、吉木乃(チムナイ)(邁科布且蓋(マイコブチエカイ))を經由するものとす。

第二――新疆產物を蘇聯邦に無制限に輸出し得。

第三――蘇聯邦の商業機關及人民は、喀什噶爾、伊犂、塔城、阿山(アルタイ)、迪化の各區內に於て自由に交易し得。且上

1) 部下に刺さる。蘇聯邦の煽動に依ると傳へられて居る。
2) 三萬罍弗の賄賂を受けたとも噂さる。
3) 一九三一年以來金に對する叛亂次第に猖獗となり、一九三三年四月十二日迪化に回教徒の暴動勃發し金は塔城方面に逃亡した。所謂四・一二事件之である。(此背後に英國の策謀があつたと傳へられて居る)。此時教育廳長劉文龍臨時主席に、南路剿匪總指揮盛世才臨時督辦に就任した。
4) 一時嚴罰に處せられたかの樣に傳へられたが結局「特に無罪」となつた。
5) 伊犂の西方。

述各區内より莎車、吐魯蕃、焉耆、和闐、阿克蘇等の地方に代理人或は委員を派し各該地商民或は商社と賣買契約を結び其の履行を督促し得。蘇聯邦政府員及人民は新疆省法規の遵守を條件として、是等地方の各代理人及各商業機關所在地間を自由に通行し得。

第四――商業契約は自由に商議決定し、契約は新疆官廳に登記するものとす。

第五――蘇聯邦商業機關及人民に課する關税、營業税、其の他税金は中國民に比し高率ならざるものとす。

第六――蘇聯邦政府は新疆發展に資すべき各種の機器、例へば工業、電氣、農業、交通用の各機器を商業契約の性質に照して供給す。蘇聯邦は新疆建設事業の爲め適當の技師を供給し、又此種事業に就職すべき中國民專門家採用の件を擔任す。蘇聯邦政府は新疆國民經濟上農墾、牧業改良に際し相當の協助を與ふることを承諾す。

第七――新疆及中國内地間取引の貨物に對しては、一定手續に依り蘇聯邦領内の通過を許容す。

右密約の有效性に就ては固より是非の論あるべきも、一方責任者たる金樹仁は「從來行はれ來つた處を單に文書に纒めたのみ」、「謂はゞ假取極[1]の類にして條約でないから國家主權を侵害したものと斷ずるを得ない」と辯明した。縱令斯の密約が無效なりとしても、中國中央政府は如何なる措置に據つて之が實施を拒否し得るかの問題に當面せざるを得ない。兎も角、現に蘇聯邦は右密約を根幹とし且、新疆省隨一の實力者盛世才の背後に在つて彼と各種の借款秘密契約を結び、以て新疆省政府に各種顧問を配し、主として省首都迪化を中心とする北部地方に於て諸種の經濟的軍事的工作を進展せしめつゝある、一九二九年蘇滿戰爭に際し在華蘇聯邦の外交及領事機關が總引揚を爲したに拘らず、新疆に於ける蘇聯諸領事のみは何事もなく執務を續けることが出來た。以て蘇聯邦の同地方に對する把握を窺ふに足る。

（英國關係）

英國は多年、新疆を以て對露（蘇）勢力の南下に備ふる緩衝地帶と看做して居り、同地方に對する探險調査の如きも決して露國（蘇聯）に劣らざる狀況にある。現在、英國は印度と同地方との間に多少の交易を行つて居るが、蘇聯邦の新疆交易に

1) 國際法に曰ふ *modus vivendi* の謂であらう。

比すれば非常の差がある。一八七五年ヴイクトリア女皇はフオーサイス(Sir Douglas Forsyth)を使節として、當時喀什噶爾地方に覇を唱へて居たヤコブ・ベックの許に派遣した。二、三年後カシミール駐在支那問題補佐官[1]を喀什噶爾に駐在せしめ、一九一〇年に至り之を總領事に昇任せしめた。現に英國が新疆省に於て有する唯一の領事機關[2]の濫觴は玆に始まるのである。尤も同省内主要地點には該英國總領事の代理者(アクサカル)が駐在して英國民に對する事項の處理に當つて居る。

一九三三年二月以來、新疆北部に於て馬仲英(甘粛省軍の一師長)、張培元(新疆省政府委員兼伊犂屯墾使)、盛世才(同上政府委員兼邊防督辦)の三軍閥相嗣で擡頭し、互に鎬を削つて爭覇戰を演じた。同年十二月、張先づ伊犂大城に於て暗殺され、漸く馬は盛の權勢に制壓されんとする形勢となつた。新疆北部が斯る狀態にあつた時、即ち一九三四年一月突如、同省南部喀什噶爾にサビト・ドムラ[3]と稱する者、纏回軍を率る和闐(コータン)の回教酋長和加呢牙兒(ホチャニヤツ)の支援を得て獨立を宣し「支那トルキスタン政府」を樹立した。新政府は直ちに軍政部次長を阿富汗に派して獨立の承認を求めしめた[4]。翌二月、喀什噶爾の疏勒(スロ)(新城)に據る漢回軍と同地の疏附(スフ)(舊城)に據る獨立纏回軍との間に戰鬪開始されたが、迪化方面にて敗北せる馬仲英軍は右漢回軍を援助して獨立軍を破り(這の時、英國總領事館も攻擊され、死傷者を出した)、爲めにサビト・ドムラは葉爾羌(ヤルカンド)に逃走した。次で獨立軍は和闐に退き、同地に於て獨立的地位を維持することゝなつた(一九三四年現在)。該獨立運動は所謂大回教國建設計畫とも密接な脈絡のあるもので、其の背後に英國側の使嗾のあつたことは殆ど疑ふ餘地のない事實の樣である。

是より先、サビト・ドムラは、前記和闐酋長と結び回教王國建設の運動を續けて居たが、四・一二事件[5]の際英國より小銃一萬餘挺の供給を受けたと傳へられ、更に同一九三三年九月英國側に代表を派して其の援助を求むると同時に、(一)武器の供給、(二)西藏、印度より新疆に二條の鐵道建設方を申出でた處、英國側は、喀什噶爾、莎車、和闐、于闐等南境八大城との通商の正式許可を取付けることを條件として這の申出を容るゝ了解を與へたと

1) Assistant to the Resident in Kashmir for Chinese Affairs.
2) 喀什噶爾總領事館。總領事は佐官級の軍人より任命される慣例である。
3) 纏回で教育家、夙に阿富汗、土耳其、英國に遊び一九三二年同地に歸來し、爾來同地方の宗教界に重きを爲せる人物。
4) 承認は得られなかつた。同次長はカブールに於て獨國公使と屢々會見し獨國軍需品の輸入に付協議した模樣であるが、併し結局何等の契約も結ばれなかつたらしい。
5) 本書 359 頁の脚註(3)。

傳へられて居る。

一九三四年十月、北京駐在英國大使館書記官[1]タイチマン(Sir Eric Teichman)の一行は、貨物自動車にて內蒙を橫斷し同月二十九日、新疆省都迪化に到着した。[2]這の時迪化では喀什噶爾駐在英國總領事グローヴアー中佐が彼を出迎へた。タイチマンの目的は、「英國の對喀什噶爾地方通商に對する不公平なる取扱[3]に對し同省政府の注意を喚起すると同時に、出來得べくんば、現下の惡弊を匡救する爲め通商協定締結の交涉を爲す」にあつたのである。タイチマンとグローヴアーは十一月中旬迪化を自動車にて出發、十二日間を費して喀什噶爾に達し、次でタイチマンはパミール高原を經て翌一月下旬北京より三千六百哩の道程を經て印度デリーに到着した。[4]這の回の英國側及新疆省當局(督辦盛世才の權力下にあり)間の會談は「終始友誼的」であり、タイチマンとグローヴアーは「使命を果して」迪化を出立した、と謂はれて居る。[5]果して英國が新疆に於て如何なる通商條件を樹立し得たか、猶ほ明瞭でない。

(新疆概況)

同地は古來西域と呼ばれ文化榮えたる地であるが、現在の新疆省は行政上、次の八道に分かたれて居る。阿山、塔城、伊犁、迪化、哈喇沙爾、阿克蘇、喀什噶爾、和闐。主要都市は次の如し。迪化(別名烏魯木齊、紅廟子)――省首都・人口十萬、大部分は纏回なるも、漢回(東干人)、漢人蘇聯人も少からず・商業は天津商人の占むる處・對蘇貿易の中心地・蘇聯邦總領事館及通商代表部あり。古城子(別名奇臺)――人口六萬。塔城(別名塔爾巴哈臺、巴雅爾)――人口三萬・蘇聯バフツイ市と相對す・蘇領事館あり。伊犁(九城と稱し、廣仁、綏定、惠遠、寧遠、熙春、巴彥岱、瞻德、供宸、塔勒奇の九城あり、惠遠城は伊犁大城と稱し最大、寧遠城は固爾札、金頂寺とも稱し蘇領事館あり、供宸城は即ち霍爾果斯なり)――人口五萬。吐魯蕃――人口二萬。哈密――人口一萬五千。焉耆(別名哈喇沙爾)――人口三千。庫車――人口一萬。阿克蘇――人口五萬。喀什噶爾(漢城は疏勒、徠寧城、新城の名あり、回城は疏附と呼ばる)――人口漢城は一萬、回城は六萬・蘇領トルキスタンに通ずる關門にして古來東西文明の接觸點・英國及蘇聯の

1) Chinese Secretary (支那語書記官)。

2) 九月中旬北京出發、綏遠省歸化城まで汽車、同地より迪化までの千六百哩を貨物自動車にて踏破した。

3) 例へば英國系隊商に對する旅券の下附を殊更遲延せしめて、滯在費を嵩ましめ、又英國系隊商に殊更通過稅を課すと曰はれて居る(是等は何れも蘇聯邦の畫策に據ると傳へらる)。

4) 一九三五年一月三十日附倫敦「タイムス」は、デリー通信員よりの此タイチマンの旅行記事を掲載して居る。　5) 同上紙記事。

兩總領事館は回城にあり。住民には纏回、漢人、英人、蘇聯人あり。葉爾羌(ヤルカンド)(別名莎車(シャシャ))——人口六萬・印度阿富汗への通路。和闐(コータン)——人口三萬。承化寺(シャラスメ)(別名阿爾泰(アルタイ)、葛順)——阿爾泰地方の中心地・蘇領事館あり(但し近年一時閉鎖中の如し)。

一九三四年六月より新疆甘肅間の往來再開され、綏遠よりの乘合自動車(綏遠新疆長途汽車公司)は哈密に至り、同地より省政府經營のものに乘換へ迪化に至り得。右自動車連絡に依り綏遠より迪化まで十二日乃至二十日にて達す。無電臺は、迪化、喀什噶爾、塔城、哈密、承化寺、伊犂、和闐の七箇所にあり、迪化のもの最大にして主として山西省太原無電臺と通信を交換しつゝある。迪化に郵政管理局、喀什噶爾に一等郵務局、他二十四の都市に二、三等郵務局あり、重要都市十九箇處に電信を通ず。歐亞航空公司による航空路亦、蘭州經由にて支那本部と通ず(以上、現事變直前の形勢)。

蘇聯邦は特に「東方諸國ヨリノ輸入貨物ニ對スル關税定率表」を適用しつゝある。〔蘇聯邦の所謂亞細亞税率表〕蒙古、タンヌ・トゥウァ、新疆の地との通商に對し、

第三節　獨逸國關係

獨國は既に對華「不平等條約」を享有せず、從て本節は全部、既廢權益の記錄とも謂ふべきものである。尚ほ現狀に就て節末に述べてある。

獨清・『修好、通商及航海條約』——一八六一年九月二日署名(表・獨一)

第六條——獨逸(普魯西國竝に獨逸國税務及通商聯合諸邦、以下單に之を獨逸とす)臣民は廣州、汕頭(潮州)、廈門、福州、寧波、上海、芝罘、天津、牛莊、鎭江、九江、漢口、瓊州、臺灣(臺南に當る)、淡水の諸地に於て居住營業の權利を有す。

第十五條——獨逸臣民が清國開放地に於て輸出入する貨物に對しては本條約附屬關税定率表に據る税金を支拂ふべし、獨

逸民は税金に對し最惠國待遇を有す、本條約に附屬する通商規則(次項)は本條約の完全なる部分を構成すべきものとす。

第二十三條――大小獨逸商船に對する噸税率(百五十噸以上は毎噸四錢、以下は毎噸一錢)を規定す。噸税證書は船長の航行せんとする一切の他の港に於て税關に之を呈示するときは、證書日附後四箇月間は再び噸税を徴收せられざるべし。

第二十四條――關税定率表に據る税金を納付したる貨物は通過税以外何等の税金をも要せずして清國内地海港相互間を運送することを得、右通過税は現行税率に據り、將來增額せらるゝことなし。

第四十條――無償無條件最惠國待遇を獨逸及其の臣民に與ふる旨を規定す(尙ほ本條に於ては最惠國待遇の容體を一切の特權、免除及利益と規定する外、特に關税、噸税及港税、輸入税、輸出税及通過税に關する税率若は規定にも及ぶものと明記せられあり)。

本條約は『輸出入關税定率表』と次項の『通商規則』とを附隨する。尙ほ該税率と規則とは一八五八年の諸『天津條約』附屬のものに則つたものである。〔噸税有效期間〕尙ほ本條約第二十三條は、噸税に對し初めて四箇月の有效期間を定めたるもの[1]忽ち翌一八六二年葡清間條約(未批准)第三十一條、一八六三年丁清間條約第二十八條、同年蘭清間條約第八條、一八六四年西清間條約第二十五條の夫々追隨する處となり、更に此特權は最惠國條款に依り一般關係列國も亦均霑する處となつた。

獨清・『通商規則』――右同斷(表・獨二)

規則第一――輸出表又は輸入表の何れかに、若は其の何れにも列擧せられざる貨物に對する關税を規定す。

規則第二――免税品目の決定、並に之に關する通過税率を規定す。

規則第七――一般貨物に關する通過税率を規定す。

1) 噸税納付濟船舶が出港の際海關長より受領する證書〔船鈔專照〕を "Four Months' Certificate" と云ふ場合のあるのは之が爲めである。

追加規則――本關稅規則に對する改訂は十年毎とす。

獨淸・『通商航海條約ノ追加條約』――一八八〇年三月三十一日署名(表・獨三)

第一條――宜昌、蕪湖、溫州、北海の諸港並に大通、安慶、湖口、武穴、陸溪口、沙市の諸陸揚地は開放濟に付、獨逸船舶は吳淞港[1]に寄港し商品の積卸を爲すことを許さる。

第二條――淸國に於て既に噸稅を支拂ひたる獨逸船舶は特定せられたる四箇月の期間内に、再び噸稅を支拂はしめらるゝことなくして淸國に於ける他の一切の開港場及外國港に例外なく到ることを得。

第三條――淸國の海關稅務司及其の他の權限ある官憲は必要なる規則を協定したる後、外國通商の爲めに之を必要とし且つ地方の事情が之を許す淸國一切の開港場に、保稅倉庫(Entrepots)を設置する爲めの措置を自ら執るべし。

第四條――獨逸商人の輸出する淸國石炭に對する輸送稅は一噸に付三錢に引下げらるべし、石炭の輸出に對し右輸出稅より低き稅が既に定められある港に於ては右低き稅は引續き有效とす。

第六條――一八六一年九月二日の條約は本條約に依り變更せられたる部分を除き依然有效なることを確認す。

本條約第一條は、一八七六年九月の英淸『芝罘協定』第三款第一[2]に創定せられたる四港と楊子江に於ける六寄港場(Ports of Call)との開放を重ねて約定したる外、上海を發着地とする貨物の積卸の爲めに初めて吳淞港を開放せる條約根據である。〔吳淞の開放〕尤も這の時淸國は、吳淞を條約港と爲すべしと云ふ獨國の要求を拒否したのであつて、從て同港は單に外國より來たり又之に仕向けらるゝ貨物の積卸に限つて使用を許容さるゝことゝなつた譯である。而して斯の狀態は約二十年續いたが、一八九八年卽ち所謂利權獲得競爭期に至り、結局、淸國は同港に條約港としての地位を附するこ

1) 江蘇省吳淞港は一八九六年(光緒二十二年)に至り淸國自ら其の開放を宣した。
2) 本書『沿岸貿易權及内水航行權』章下、當該項を看よ。

とに同意した。[1] 次に第三條は一般外國通商貨物に對する「保稅倉庫」[2](Bonded Warehouses)の設置に付規定せる有效條約上の初見である（一八六九年十月の所謂英清『アルコック協定』第十二條を條約上の初見とするも、右協定は批准されなかつた）。尤も阿片に對してのみは既に夫れ以前より此保稅倉庫制度が行はれて居た（一八七六年九月英清『芝罘協定』を看よ）。却說、本條約に附屬する同日附『特別規定』第二條に、「保稅倉庫が淸國開港場に建設せられ得るや否やを確むる爲めには先づ上海に於て實驗するを要す」る旨定められた。斯て本條約の成立後獨逸公使は屢々此保稅倉庫制度の實施方に付督促する處あつたが、漸く一八八七年に至り『上海關棧試辨章程』が制定された。尙ほ本條約は全文十箇條より成るものであるが、其の主要條項たる第一條乃至第七條は孰れも「淸國ノ特許」(Zugeständniss)「獨國ノ特許」と劃分配列されて居り、一見相互條約乃至對等條約の觀があるが、事實は例之、噸稅有效期間の決定を「淸國ノ特許」、在獨淸國領事に最惠國待遇を與ふることを「獨國ノ特許」と爲し（第二條）、又前述石炭輸出稅に對する特惠を「淸國ノ特許」、不正水先案內者に對する罰金の設定を「獨國ノ特許」と爲す（第四條）等、全く滑稽なテキストである。恐らく帝制獨逸條文起草者の机上の餘技が然らしめたのであらう。

獨淸・『靑島海關及之に關聯する諸約定』（表・獨四）

一八九八年獨逸は膠州を租借せる結果、爾後靑島海關等に關する諸約定を淸國側と訂結するに至つた。是等に就ては便宜上該權利の繼承者たりし日本の項（前章）に於て一括言及してある。

1)　總稅務司布告(I. G. Circ.)第 822 號。
2)　獨文テキストには單に Entrepots とあり、Zollausschluss, Zollniederlage と云ふが語は使用されて居ないが、勿論其の謂である。

現　狀　一九二一年(民國十年)五月二十日北京に於て署名せられたる『平和狀態ノ恢復ニ關スル獨華協定』(表・獨五)[1]中、獨逸全權委員の聲明に「獨逸國政府ハ獨逸及中華兩國間ニ友好及通商ノ關係ヲ恢復センコトヲ希望シ、右ノ關係ハ一般國際法ノ條規ニ從ヒ完全均等及絕對相互ノ主義(Grundsätzen vollkommener Gleichstellung und absoluter Gegenseitigkeit)ヲ基礎トスベキモノタルコトヲ思ヒ……(中國ニ於ケル領事裁判權ノ廢止ニ同意スルコト)」とあり、更に該協定第四條に於て「兩締約國ハ關稅上ノ一切ノ事項ガ各締約國ノ內國法令ニ依リ專ラ處理セラルルコトヲ承認」し同時に相互に內國民待遇を約定した。又當該協定と同時に兩國間に交換せられたる『覺書』(Denkschrift)の第二項に於て、獨逸國は舊通商條約を廢棄すること、從て以前許與せられたるが如き最惠國の恩典の再承認を中國より要求するの不可能なること、中國が關稅自定權を有すること、等を承認した。

一九二八年(民國十七年)八月十七日南京に於て新たに『關稅問題ニ關スル獨華協定』(表・獨六)署名せられたが、之は兩締約國間の通商互惠原則を更に裏書したものである。卽ち「兩締約國ハ關稅事項待遇ノ絕對平等(absolute equality of treatment in customs matters)ニ到達シ、竝ニ一九二一年五月二十日ノ獨華協定ヲ補充スルヲ以テ目的トナシ」相互に最惠國民及內國民待遇を約し、更に一九二一年五月二十日の獨華協定に附帶する文書に載せられたる國定稅率未施行前の輸入獨貨に關する暫行規則——卽ち事實に於て從來各國が享有したるが如き最惠國待遇を留保せるもの——を取消し(以上第一條)、

1)　聯合國側と獨國との平和を決定したヴエルサイユ條約に中國全權は署名しなかつた。

兩國は最短期間内に衡平待遇の原則に基く通商航海條約を議訂する事を約した(第二條)。斯て獨逸國に關する限り、英米佛日等の諸國が一九二八年乃至三〇年の改正條約に於て中國の "principle of complete national tariff autonomy" を認めたのとは異なり、中國(竝に滿洲國)の關税上の國際不利益は言ふも更なり一般關税附帶事項上の不平等亦撤廢せらるゝに至つた。

第四節　墺地利國[1]及洪牙利國關係

墺洪國は既に對華「不平等條約」を享有せず、從て本節は全部、既廢權益の記錄とも謂ふべきものである。尙ほ節末に現狀が述べてある。

墺洪・清・『友好、通商及航海條約』―一八六九年九月二日署名(表・墺洪一)

第二十條―墺地利帝國及洪牙利王國の商人の取扱ふ貨物に對する輸出入税は關税率表に據るべし、其の税金に付墺洪國民は最惠國待遇を享有す。

第二十七條―大小墺洪國船舶に對して課せらるゝ噸税率(百五十噸以上は毎噸四錢、以下は毎噸一錢)を規定す。

第二十八條―墺洪國民が清國の港、內地相互間に貨物を運送する場合課せらるゝ通過税率(一般通商規則第七に定むるものと同一)を規定す。

第三十條―墺洪國の納付すべき清國沿岸貿易税に付規定す。

第四十三條―墺洪國及其の國民が清國に於て享有すべき、又清國及其の國民が墺洪國に於て享有すべき夫々の最惠國待

1) 一九三八年三月十三日、獨國と合邦した。

週に付規定す。

本條約第四十三條は雙務的最惠國條款を規定して居るが、當時列强に伍したる國の對淸條約としては異例に屬する條項であつた。

＊丁淸・一八六三年『修好、通商及航海條約』

墺洪・淸・『關稅定率表及通商規則』——前同斷(表・墺洪二)

關稅定率表——一八五八年の所謂天津稅率。

規則第一——表に列擧せられざる貨物に對する輸出入稅を規定。

規則第二——免稅品目の決定、竝に之に對する通過稅率を規定。

規則第七——一般貨物に對する通過稅率を規定。

右は別國の場合と同樣前項條約に附屬するものである。

現狀 中華民國は一九一七年(民國六年)八月十四日を以て獨逸國及墺洪國に對し宣戰を布告し、同時に獨墺兩國が從來中國に於て享有せる特權の廢棄を聲明した。[1] 而して墺地利國の中國に於ける權益は一九一九年(民國八年)九月十日署名の所謂『サン・ジェルマン(Saint-Germain-en-Laye)條約』の第四編第四款(支那國關係・第百十三條乃至百十七條)(註一)其の他に據て喪はれ、且つ一九二五年(民國十四年)十月十九日署名の『墺華協定』を以て確認せられた。殊に『サン・ジェルマン條約』第百十四條は關稅關係の特權廢棄に關するもの、『墺華協定』第八條は關稅自主權を相互的に承認せるものである。

1) 『獨逸國及墺地利洪牙利國ニ對スル大總統ノ宣戰布告』(Presidential Proclamation making declaration of war against Germany and Austria-Hungary)。

一方洪牙利國の中國に於ける權益は一九二〇年(民國九年)六月四日署名の所謂『トリアノン(Trianon)條約』の第四編第四款(支那國關係・第九十七條乃至百一條)(註二)其の他に據て喪はれたのである。殊に『トリアノン條約』第九十八條は前顯『サン・ジェルマン條約』第百十四條と同一條項であり、關稅關係の特權廢棄に就き規定して居る。

註一——『同盟及聯合國ト墺地利國トノ平和條約』(所謂『サン・ジェルマン條約』)・第四編第四款支那國は次の如し。

第百十三條　墺地利國ハ千九百一年九月七日北京ニ於テ署名シタル最終議定書ノ規定竝之ヲ補足スル一切ノ附屬書、公文及文書[1]ヨリ生ズル特權及利益ヲ自國ノ關スル限リ總テ支那國ノ爲ニ拋棄ス。墺地利國ハ又該議定書ニ基ク償金請求權ヲ千九百十七年八月十四日以後支那國ノ爲ニ拋棄ス。

第百十四條　本條約實施後各締約國ハ自國ノ關スル限リ左ノ協定ヲ適用スベシ。

一　支那新關稅率ニ關スル千九百二年八月二十九日ノ協定。

二　黃浦江ニ關スル千九百五年九月二十七日ノ協定及千九百十二年四月四日ノ追加假協定。

但シ支那國ハ前記協定ニ依リ舊墺地利洪牙利君主國ニ許與セシ利益又ハ特權ヲ墺洪利國ニ認ムルノ義務ナカルベシ。

第百十五條　墺地利國ハ天津ニ在ル墺地利洪牙利專管居留地、又ハ支那國領土ノ他ノ部分内ニ存在シ又ハ存在スルコトアルベキ舊墺地利洪牙利君主國所屬ノ建築物、埠頭及躉船、兵營、堡壘、兵器及軍需品、各種艦船、無線電信設備其ノ他ノ公財產上ノ一切ノ權利ヲ、支那國ニ自國ノ關スル限リ讓渡ス。

外交官又ハ領事官ノ住宅又ハ事務所ニ使用シタル建物竝其ノ内ニ在ル所有品及家具ハ之ヲ前記讓渡物件中ニ包含セズ。又支那國政府ハ千九百一年九月七日ノ最終議定書ノ本條約實施當時ノ當事國タル列國ノ外交代表者ノ同意アルニ非ザレバ、所謂北京公使館區域内ニ在ル舊墺地利洪牙利君主國ノ公私財產ノ處分ニ付何等ノ處置ヲ執ルコトヲ得ズ。

1)『義和團事變最終議定書』及附屬文書。

第百十六條　墺地利國ハ天津ニ於テ墺地利洪牙利專管居留地ヲ現ニ保有スルノ基礎タル支那國政府トノ契約ノ失效ニ自國ノ關スル限リ同意ス。

支那國ハ前記地域ニ於テ其ノ主權ノ完全ナル行使ヲ囘復スルト共ニ各國人ノ居住及通商ノ爲該地域ヲ開放スルノ意思ヲ聲明ス。尙支那國ハ前記專管居留地ヲ現ニ保有スルノ基礎タル契約ノ失效ガ其ノ專管居留地內ニ於ケル地區ノ保有者タル同盟及聯合國國民ノ財產權ニ影響ナカルベキコトヲ聲明ス。

第百十七條　墺地利國ハ支那國ニ於ケル墺地利國民ノ抑留及送還ニ因リ生ズル支那國政府又ハ同盟國若ハ聯合國政府ニ對スル一切ノ請求權ヲ抛棄ス。墺地利國ハ千九百十七年八月十四日以後支那國ニ於ケル墺地利洪牙利船舶ノ抑留又ハ同國內ニ於ケル墺地利ノ財產、權利及利益ニ對スル淸算、保管若ハ處分ニ因リ生ズル一切ノ請求權ヲ自國ノ關スル限リ均シク抛棄ス。但シ淸算殘高ニ對スル利害關係人ノ權利ハ第十編（經濟條項）ノ規定ニ依リ處理セラルベキモノニシテ本條ノ規定ハ其ノ權利ニ影響スルコトナカルベシ。

註二――『同盟及聯合國ト洪牙利國トノ平和條約』（所謂『トリアノン條約』）・第四編第四款支那國に就て。

第九十七條　前顯『サン・ジエルマン條約』第百十三條と *mutatis mutandis* を以て同趣旨。

第九十八條　同上條約第百十四條と同斷。

第九十九條　同上條約第百十五條と同斷。

第百條　同上條約第百十六條と同斷。

第百一條　同上條約第百十七條と同斷。

第六章 治外法權——通論

第一節 中國に於ける治外法權

1 治外法權に對する定義

中國に於て現に特定の條約國民全般が享有しつゝある、所謂「治外法權」(extraterritoriality)なる權利が、通常領事裁判權(consular jurisdiction)と呼ばるゝものより廣汎な客體を有する權利であることは、識者の一致之を認むる處である。[1] 清國が一八四二年の『南京條約』を轉機として、近代的意味に於ける國際家族(Family of Nations)の一員となつてより玆に九十餘年、其の間列强國民は、或は條約、或は條約外權利(extratreaty rights)、若くは條約範圍逸脫の慣行(abuses)[2]に依り、遂に今日所謂「治外法權」と汎稱せらるゝ態樣の權利を獲得した。從て之を單に「治外法權」(extraterritoriality)と呼ぶは、餘りにも簡略に過ぎて事實狀態を表現すること遠いと云ふ處より、特に「治外法權的特權」(rights of extraterritoriality)と稱する者もある位である。[3]

ムーアは、「歐洲文明を享有する國の人民及臣民は、法律・習慣及社會的習性上の相違に基き、非歐洲文明諸國に於て殊に東洋に於て、其の所在國法律の作用に對し廣汎なる免除(exemption)を享有して居る」この免除を"extraterritoriality"

1) 國際法上の語としての意義に付次の(2)款を看よ。
2) 基礎强固なる慣行(well-established usage)と云ふも同じ。
3) W.W. Willoughbyは屢々Extraterritorial Rights; Extraterritorial Jurisdiction なる語を用ひて居る("Foreign Rights and Interests in China", 1927.)。また Rights of exterritoriality and inviolability と爲す者もある(Lorimer)。

と稱す」と說明して居る。[1]

古賀元吉氏は懸題の治外法權に對して「支那國の立法、司法、行政上の行動の自由に對する制限」と解釋し、領事裁判權に「治外法權の存在に依つて起る所の法的虚無の狀態に基き、條約國の法權の伸張せられたるもの」と云ふ概念を與へて居られる[2]（尙ほ氏は、右「支那國の立法、司法、行政上云々」なる語は華府會議の際使用せられた語句（後述）を修正の上使用したものである旨、添言して居られる）。

齋藤良衞博士は、「治外法權は司法權に付ても行政權に付ても存在す。前者を治外司法權と曰ひ後者を治外行政權と曰ふ。治外法權を以て治外司法權のみに制限せんとする者なきにあらず、又往々領事裁判權と治外法權とを同一視する者すら有りと雖、支那に於ける治外法權が決して治外司法權のみに制限せらるべきに非ざるは……明亮なり。但し條約の規定上治外司法權に付ては比較的明確詳細なる規定あ……るも、治外行政權に付ては特に國際約定を以て此種の規定を置くことなく、唯特定の行政事務に付き或種の規定を設くるものあるに止まれり[3]」と、說明して居られる。

華盛頓會議の際、一九二一年十一月十六日中國委員は、「支那國ノ政治上、司法上及行政上ノ行動ノ自由ニ對スル現存ノ制限(existing limitations upon China's political, jurisdictional and administrative freedom of action)ハ卽時ニ又ハ事情ノ許ス限リ速ニ撤廢セラルベキモノナリ[4]」と陳述し、屬人的且屬地的なる所謂在華治外法權の複雜な態樣を、頗る巧妙に說明した。此表現は、該會議第四回の總會（一九二一年十二月十日）に於て採用せられたる、『支那國ニ於ケル治外法權ニ關スル決議』（卷末附錄參看）中にも、また一九二六年九月十六日附北京に於て關係國間に採擇せられたる『支那ニ於ケル治外法權ニ關スル委員會ノ報告書』中にも、其の儘移用されたのである。

日本政府は、「治外法權」が、如何なる外國語に該當するかは別として、當該在華（滿）權益に就き此語

1) J. B. Moore, A Digest of International Law, 1906, vol. ii, p. 593.
2) 『治外法權及領事裁判權概說』11 頁。
3) 『外國人の對支經濟活動の法的根據』第三卷 11頁。
4) 日本政府公定譯。

を以て表明し、領事裁判權乃至外國裁判權の如き用語は之を使用せざる意嚮の樣に察せられる。

(私見)斯て、所謂在華「治外法權」(rights of extraterritoriality)に對し、私は「條約國及其ノ國民ガ、條約又ハ基礎强固ナル慣行ニヨリ、中華民國ノ主權ニ對シテ司法上及行政上特定ノ排除ヲ爲シ得ルノ權利」と定義する。而して、この權利を司法上に在つて具體化したものは、「本來の領事裁判權たる裁判管轄權竝に領事警察權[1]」であり、行政上特定の排除とは「中華民國に於ける經濟法規及社會法規」に對する特定の排除[2]を謂ふ、と解釋する。「特定」が「條約又は基礎强固なる慣行」に基くものであることは勿論であるが、如何なる場合と雖も「友好國としての中華民國」の存在が前提となるべきは論ずる迄もないことである。

2 Extraterritoriality と Consular Jurisdiction と Capitulations

一 Extraterritoriality[3](*Exterritorialité*)——治外法權。

一般國際法に所謂「治外法權」とは、君主、外交使節、軍隊、軍艦等國家の機關が滯在國に於て、該國法權を免れ得る國際慣例上當然に存在する權利を言ひ、"*exterritorialité*" とは、"*ex*" 即ち「を免れて」乃至「の外に」なる接頭語が、"*territorialité*" 即ち「一國の領土の部分を構成する狀態」乃至「版圖」なる語に結び付いたものである。

二 Consular Jurisdiction (*Juridiction consulaire*)——領事裁判權。

1) 領事警察權は租界租借地警察權と異り、日本のみ享有する處のものである。
2) 極めて廣く解釋するを妨げない。例へば課税、產業、土地、金融、醫事、學事に關する法規等は勿論之に含まれる。詳細は本章第四節に讓る。
3) Exterritoriality とも或は單に Extrality とも謂ふ場合がある。

一般國際法に所謂「領事裁判權」とは、文明を有する國の臣民及人民（竝に其の國籍取得者）が法律制度不完全なる非文明國に滯在する場合、其の滯在國の法權に服せざるのみならず自國領事の管轄權に服する狀態を曰ひ、且特別の條約の成立を俟つて初めて取得する權利である。即ち文字通り "consul" の行ふ "juridiction" の義である。

三 Capitulations (*Capitulations*)[2]——〔適譯なきも領事裁判權の義〕。

主として舊土耳其帝國の領域に於て、宗教、習俗を異にする處より歐洲國臣民及人民の享有する領事裁判權を言ふ。"*Capitulations*" なる語は伊國語の "*capitolazione*" より來る「合意」(*accord*) 乃至「協約」(*convention*) の義である。（註）此語源は、伊國語が地中海東部沿岸地方 (*Levant*) に於て外交用語たりし時代、即ちサラセン人と基督教徒とが初期の平和條約を締結したる中世に遡ることが出來る。

註——"*capitulations*" と同類語たる "*capitulaire*" 即ち「數多の條項 (*chapitres*) を有する條約」は、また羅甸語の *caput, capitulum* に緣由す。

四 以上三語の混用。

Capitulations なる語は、右三に述べたる宗教的關係より、通常、回教徒の多き埃及、モロッコ、波斯（現稱イラン）に於ける領事裁判權を指す語としても用ひられて居る。更に稀れには、中國に於ける領事裁判權をも、此語を以て呼ぶ者もある。[3]

1) F. T. Piggott は力めて Foreign Jurisdiction なる語を使用す (Exterritoriality, 1907.)。

2) *capitulations* は戰時に於ける投降條約を指す場合あり、又單に條約の義に用ひらるゝこともある。

3) R. H. Ouang, Essai sur le régime des Capitulations en Chine, 1933.

一般には、中國及滿洲國に於ける場合 Consular Jurisdiction を Extraterritoriality と混用し、治外法權、領事裁判權と區別することなき譯語を使用する慣例がある。本書に於ける用語竝に私見に就いては、旣に前款1に之を詳述した。

3 本制度研究上の注意

以下中國に對する治外法權制度を檢討するに當り、先づ私は次の諸點を考慮に附した。

一 在華治外法權——以下關係各章に於て單に治外法權、又は法權と省略する場合もある——は、所謂「不平等條約」上現に中國人に依り最も不名譽なる條約權益と考へられて居ること、從て關稅自主權問題が一段落となりたる現在、次に起り得べき條約改正運動は必ずや其の目標を此治外法權の撤廢に集中するものと察せられる。實際一九二八年の改正諸條約に於ても、「不平等條約」關係國十二國中の五國は條約改訂の主眼を單に所謂關稅自主權に限定せずして、『友好通商暫行條約』の型式を執つた位であり、[1] 若し一九三一年に滿洲事變が、又一九三七年に支那事變が勃發しなかつたならば、國民政府による國權恢復措置（*démarche*）は關係國をして應接に遑なからしめる程、本問題を目指して行はれたと想像される。[2]

二 治外法權が權利國民に利益を供與する場合、租借地・外國租界（滿洲國に於ては嘗ての鐵道附屬地）等所謂外國行政地制度と最惠國條款との競合性を度外視する譯にゆかない。詰り此三者は全く鼎

1) 白、伊、丁、葡、西の五國。他國との比較本書27—9頁を看よ。
2) 這の假想の通りとすれば、他關係國に比し絕大なる在華居留民を有する日本は、國民政府の爲めに、所謂關稅自主權問題の際の如き窮境に再び陥れられたかも知れない。

の三足を爲しつゝ、在華關係外國人の身體及財產上の特權を伸張せしめたものであるからである。

三　在華治外法權制度の發端に就き、私は、所謂不平等條約上、一八四三年英淸『五港通商章程』第十三條に歸す、との通說を採ることゝする。[1] 從て右以前の狀態、例へば、葡萄牙及英國が條約上の認諾を受けずして一方的意思を以て淸國に自國の裁判管轄權を及ぼさんとした經緯の如き、米國が『望厦條約』の成立（正しくは署名）を俟たずして裁判權を實施した事件の如き、英國が鄭成功の後繼者を對手方として片務的領事裁判權を負擔せしむる通商條約を締結した如き、乃至は露國が『尼布楚（ネルチンスク）條約』、『恰克圖（キャフタ）條約』等に於て淸國との間に刑事的事件に就き相互義務を協定せるが如き、諸種の事情は何れも之を本書の論外とする。同時に中國法權が在留外國人に對して行はれて居たことを示す、十六世紀以降十九世紀の前半期英淸條約成立に至る間の、幾多の事例も亦、此處に辿らないことゝする。

四　中國との條約取極類に基く治外法權事項に關し、主として其の管轄權の細則或は手續を定めんが爲めに、關係列國が中國との協定を經て若くは自國の法令を以て、制定補足したる條規類は、原則として之を採錄しないことゝした。[2] 蓋し徒なる煩雜より免れんが爲めである。尤も本邦の條規の如きは此限りでなく、隨處に之を引用した。

五　治外法權研究の內外論述中には、關係條約の條項を一括摘記したものが尠くない。併しながら私の識る限りに於ては、治外法權の包攝する客體の如何にも因ることではあるが、眞に所謂御座なり

1) 猶ほ右英淸間章程第十三條の解說（次章）を參看。
2) 更に法人の住所 (Domicil) とか破產とかの問題の如き特殊事件に就ては、重點を置かないことゝした。

の程度のものが多く、北京外交委員會編纂處編「分類編輯不平等條約」(民國十八年一月刊)第三門中に收むる「領事裁判」の項にも及ばざるの狀態である。之に關聯し研究の論述ではないが、一九二六年九月北京に於て署名を經たる支那國治外法權委員會の「報告書」中、第一部の附錄第一「治外法權國及其關係條約條項一覽表」は、權威ある筈なるに拘らず、脫落錯誤不均衡甚しく(私見)、私は、特に此事を附言する必要があると思ふ。

六 Capitulations として識らるゝ、嘗て舊土耳其帝國及東部地中海沿岸地方並に阿弗利加の一部(主として回教國)に於て存在せる領事裁判權的權利(現に猶ほ埃及に於て此語が行はる)、其の他中國以外の東洋諸地方(日本、朝鮮、タイ[1])に於ける領事裁判權、また是等歐米人の權益撤廢に關する經緯等の研究は、中國法權問題の將來に示唆を與へるものがあらう(次款參看)。

七 次に左記A乃至I項も亦、治外法權問題の考察上參考となるであらう。

A中國との間に修好通商條約(現行)を有する國――二十九箇國

一九三九年七月現在、順序は現行條約締結順、括弧內の數字は締結年代、尚ほ其の有效條約に數種あるものは最初のものに據る。

米國(一八四四)、佛國(同上)、白耳義(一八四五)、瑞典(一八四七)、諾威(同上)、英國(一八五八)、丁抹(一八六三)、和蘭(同上)、西班牙(一八六四)、伊國(一八六六)、秘露(ペルー)(一八七四)、伯剌西爾(一八八一)、葡萄牙(一八八七)、日本(一八九六)、墨西哥(一八九九)、智利

1) 暹羅。

（一九一五）、瑞西（一九一八）、ボリヴィア（一九一九）、伊蘭（イラン）（一九二〇）、獨國（一九二一）、蘇聯（一九二四）、墺地利*（一九二五）、芬蘭（フィンランド）（一九二六）、波蘭（一九二九）、希臘（同上）、智慧具（チェッコ）*（一九三〇）、埃及（同上）、土耳其（一九三四）、ラトヴィア[1]（一九三六）。

尙ほキューバ國とは條約未訂なるも外交代表を互換し、ハナマ國には同樣未訂なるも公使を派駐し、エストニアは同樣條約關係なきも上海に領事を派して居る。

洪牙利、勃牙利の兩國とは平和條約に署名せるも通商條約は未訂である。

B在華治外法權を條約上享有する國――十五箇國

一九三九年七月現在、居留民の多寡其の他による實益の有無は問ふ處に非ず。中國は墨西哥と約定後即ち一八九九年以來瑞西を唯一の例外として、治外法權を許容する條約を締結せず。

日、英、米、佛、蘭、諾、伯、伊、白[2]、葡、西、秘、丁、瑞典、瑞西。

C在華治外法權を條約上喪失したる國――五箇國

一九三九年七月現在、括弧內の數字は其の年代。

墺地利（一九一九）、洪牙利（一九二〇）、獨國（一九二一）、蘇聯（一九二四）、墨西哥（一九二九）。

D一九二八年七月七日「不平等條約」廢棄問題に關聯して、中國國民政府が其の一方的意思に依り所謂修好通商條約滿期國に數へたるもの――六箇國

日、伊、白、葡、西、丁。

E一九二八年七月七日「不平等條約」廢棄問題に關聯して、中國國民政府が修好通商條約未滿期國に數

* 此兩國は現に獨國の一部となりたるも參考の爲め揭げた。
1) 友好條約。
2) W. W. Willoughby は白國を治外法權喪失國と解す（詳細は同國關係の部分を看よ）。

へたるもの――六箇國

是等の國に對し國民政府は一九二九年四月二十七日を以て治外法權の撤去に就き正式通牒を發せり。

英、米、佛、蘭、諾、伯。

F在華治外法權の撤去に付條約上一定の條件を約諾したる國

(イ)在華治外法權に關し指導的、同情的立場より原則的に其の撤去を聲明したる國、及其の聲明を含む條約の締結年代(括弧內の數字)。

英(一九〇二)、米(一九〇三)、日(一九〇三)。

(ロ)在華治外法權の撤去に關し一定の條件を約束、即ち前者(イ)より一層具體的意思表示を爲せる國、及斯の種約束を含む條約の締結年代(括弧內の數字)。

瑞典(一九〇八)、瑞西(一九一八)。

(ハ)一九二八、一九三一年中國との間に治外法權の條件的撤去を含む改正條約を締結したる國。

白、伊、丁、葡、西(以上一九二八年)。蘭、諾(以上一九三一年)。

G一九二一―二二年華盛頓會議に於て「支那國ニ於ケル治外法權ニ關スル決議」に直接參加したる國即ち原署名國――八箇國(中國を除く)

法權委員會を組織すること、但し各國は該委員會の「勸告」の全部又は一部を受諾し又は拒絕するの自由を有す、と約定せらる。

米、白、英、佛、伊、日、蘭、葡。

H同上「決議」に加入したる國——五箇國

西、丁、瑞典、秘、諾。

I一九二六年「支那國ニ於ケル治外法權ニ關スル委員會」に參加したる國——十三箇國

中國を除く外、參加國は孰れも「報告書」に留保條件を附することなく署名せり。

米、白、英、丁、佛、伊、日、蘭、諾、葡、西、瑞典、中國。

4　領事裁判權消滅の前例

領事裁判權の消滅乃至原則的撤去に就き、過去の國際的類例を求めることは、中國法權問題の將來に執り參考となるものがあらう。併しながら斯る研究は本書の直接目的とする處でないから、玆に詳記することを避ける。以下、併合、管轄權轉移、分離、保護權設定、外交交涉——の五種の場合に分類して考察する。尙下記諸國中には Extraterritoriality 又は Capitulations と呼ばるゝものを、治外法權と譯稱する方が、より適切な場合もあるのであるが、玆には單に領事裁判權と汎稱することゝした。

イ　併合せられたる(Annexation)[1]場合

アルヂエリア(一八三〇年)——佛國による。

マダガスカル(一八九六年)——同上。

サモア(一八九九年)——米獨兩國による。

1) 領事裁判權の存する(後進)國が他の(文明)國に併合せられたる場合、領事裁判の消滅することは國際法の通念である。

コンゴー(一九〇八年)――白耳義による。
朝鮮(一九一〇年)――日本による。
トリポリ及サイレナイカ(一九一二年)――伊國による。

ロ　管轄權の轉移(Transfer of Jurisdiction)ありたる場合[1)]

サイプラス(一八七八年)――英國による。
ボスニア・ヘルツェゴヴィナ(一八七八年)――墺國による。
中國に於ける各租借地――(英・露・日・獨・佛の各國による)。
パレスタイン・イラク・シリア・レバノン――(一九一九年ヴェルサイユ條約に依りA式委任統治地域となりたるによる)。

ハ　分離のありたる(Separation)場合[2)]

ギリシア(一八三〇年)――獨立後新王國が英、佛、露の保護を受くることゝなつた爲め領事裁判權消滅。
ルーマニア(一八七七年)――獨立宣言の翌一八七八年の伯林公會に於て、列强は同國の獨立を正式承認すると同時に其の領事裁判權を留保する旨約定した。併しながら同國に於ては此獨立の年以來事實上外國領事の裁判權は行はれて居ない。
セルビア(一八七八年)――ルーマニアと同樣なる狀態、一九一八年セルブ・クロアト・スロヴェーヌ國の構成分子となり一九二九年現稱ユーゴスラヴィアと改む。
モンテネグロ(一八七八年)――伯林公會に於て完全なる獨立を得、獨立後列國は其の領事裁判權のステータスに關し何等の措置も執らなかつたが同時に之を行使もしなかつた。一九一八年セルブ・クロアト・スロヴェーヌ國の構成分子となる。
ブルガリア(一九〇八年)――同年獨立後、伊、墺洪、露と領事職務條約を、更に墺洪、露と犯罪人引渡條約を結んだが、

1)　此場合領事裁判權は消滅す。
2)　一國が母國より分離せる場合、舊來の領事裁判權の消滅は當然なりや、否や、特に私見を留保す。但し分離後に保護權の設定、又は外交交渉等他の原因ありたる場合は勿論論外である。

何れも領事裁判權に關する條項を挿入しなかつた。

滿洲國——一九三六年及三七年の條約に依り、日本は在滿治外法權を全面的に撤廢した、詳細は略す。

ニ　保護權の設定ありたる(Protection)場合[1]

ザンチバル(一八九〇年)——英國による。

トンガ(一九〇〇年)——英國による、但し前年一八九九年の條約により、獨國は英國の爲めにトンガに於ける一切の權利(領事裁判權を含む)を放棄した。

チユニス(一八八一年)——佛國による、此場合は頗る紛糾した。伊國は一八八四年の議定書に於てチユニスに於ける伊國領事裁判權の休止を宣言、英國は一九二三年の交換公文に於て領事裁判權の放棄を事實上承認した。

モロツコ(一九一二年)——佛國による、所謂 French Zone. 之亦紛糾。併し一九一六年迄に英、米、獨、墺洪を除く多數國は領事裁判權の放棄を承認。是より先、一九一三年十一月佛國法裁判所設立され歐洲人の事件を處理することゝなつた。世界大戰後の諸平和條約參照のこと。

モロツコ(一九一二年)——西國による、所謂 Spanish Zone. 西班牙の權利は同年十一月の佛西條約に基く。一九一八年迄に英、米を除く多數國による領事裁判權放棄承認があつた。

エヂプト[2](一九一四年英國による、尙一九二二年英國は其の保護權を終息せしむる旨宣言)——一九二〇、二一年、希臘、葡萄牙、諾威、瑞典、丁抹は領事裁判權を原則的に放棄した。同國に於ける領事裁判權(現有國—英、佛、伊、白、丁、諾、希、蘭、瑞典、西、米。獨は大戰に依り特權を失ひたるも一九二五年の獨埃取極により右諸國と略同樣の權利を獲得)の條件附撤廢に關する最近の取極は一九三七年五月八日のモントルー條約である。

ホ　外交交渉によりたる場合

トルコ(一九二三年)——土耳其に於ける領事裁判權制度は其の淵源を中世に發するも、近代制度の基く處は一七四〇年佛國との條約である。一八五六年の巴里會議に於て同國は領事裁判制度の全廢を首唱した。一八八一年同國は關係國に對

1)　後進國が文明國の保護國となりたる場合、領事裁判の消滅を見る例多きも、必ずしも然うとは限らない。

2)　埃及國の現狀は、領事裁判權に關する限り、特殊のものである。

し、領事裁判權の廢止に就き一方的に通告を發した。爾餘の撤廢運動茲に略。一九二三年五月、ローザンヌ會議に於て土耳其國全權は一九一四年以來同國に於ける領事裁判權の取消が「既成事實」たることを强調した。同年七月のローザンヌ條約第二十八條に依り關係列國は其の各自の在トルコ領事裁判權の撤廢に付合意した。併しながら同ローザンヌ條約は若干の點に付右撤廢に條件を附したが、茲には之を省略す。

日本――領事裁判權撤廢運動竝交渉の經緯茲に略。一八五八年(安政五年)七月の日米條約は我國に於ける不平等條約の嚆矢であり、領事裁判權及協定稅率の初めであつた。後所謂歐米國としては一八八八年(明治二十一年)十一月墨西哥と初めて平等通商條約締結。一八九四年(明治二十七年)七月十六日の條約第二十條により英國は領事裁判權の撤廢を承認(但し其の第二十一條に依り署名後五箇年間は效力を生ぜざる旨規定)、條約改正茲に成る。米國は一八九四年十一月條約第十八條、伊國は同年十二月條約第十九條、秘魯は翌一八九五年三月條約第十七條、露國は同年六月條約第十八條、丁抹は同年十月條約第十八條、伯剌西爾は同年十一月條約第十條、獨國は翌一八九六年四月條約第二十條、瑞典諾威國は同五月條約第十七條、白國は同年六月條約第十八條、佛國は同年八月條約第二十三條、和蘭は同年九月條約第十八條、瑞西は同年十一月條約第十四條、西班牙は翌一八九七年一月條約第十九條、葡萄牙は同一月條約第十八條、智利は同年九月條約第十一條、墺洪國は同年十二月條約第二十二條、アルゼンチンは翌一八九八年二月條約第十條、希臘は翌一八九九年六月條約第十一條に依り、何れも日本に於ける領事裁判權の失效乃至平等條約に付協定した、而して是等諸條約は總て一八九九年(明治三十二年)七、八月中に效力を發生したのである。日本は條約改正に成功すると同時に明治三十二年七月外國人の內地雜居を容認したのである。

ペルシア(現稱イラン)――波斯に於ける列國領事裁判權の起源は一八二八年の露波間ターコマンチャイ條約に之を求め得。爾後波斯は(イ)佛、西との永久條約に依り、(ロ)一箇年の豫告期間付にて廢棄し得べき獨、白、伊、米、瑞西との條約に依り、(ハ)單に條約中の最惠國條款に依り英、丁、諾、瑞典、伯、アルゼンチン、智利、等に、何れも領事裁判權を許容するの結果となつた。一九一八年波斯はターコマンチャイ條約を廢棄し、爲めに佛、白、獨等の領事裁判權は其

の條約的基礎が喪はれるに至つた。一九一九年巴里講和會議の際波斯國全權は同國に於ける領事裁判權の廢止を要求した。一九二一年二月の條約第十六條により蘇聯邦は最先きに同權利の放棄を承認した。一九二七年五月波斯政府は一箇年の猶豫を以て領事裁判權を撤廢する旨、白、獨、米、伊、葡、瑞西、佛、西の各國代表者に公文を發した。一九二八年五月、英、佛、獨、伊等は波斯と暫定取極を締結し、領事裁判權の撤廢を承認すると同時に若干の小留保に付約定する處があつたが、玆には之を省略す。

シアム（改稱タイ）――暹羅に於ける領事裁判權の設定は一八五五年の英暹通商條約に其の端を發する。爾後一八七四年及一八八三年の條約に依り英國側は部分的（地域を限定して）撤廢に同意し、佛、伊、丁、亦斯の方法を踏襲した。次で一九〇七年佛國との、一九〇九年英國との、一九一三年丁抹との條約に依り、暹羅は事件の暹羅國際裁判所への繋屬を條件として領事裁判權の原則的撤回に成功した。一方、獨、墺は大戰講和條約に依り全面的權利を喪失し、米は一九二〇年の條約に依り一定條件（暹羅國法典完備するに至る迄必要の場合米國領事法廷に移審し得ると云ふ制度）の下に撤去を約諾し、日本の移審權は一九三七年十二月八日盤谷に於て署名の新友好通商航海條約（一九三八年三月七日批准書交換）に依り撤廢せられた。

5　治外法權廢棄運動略史

一般「不平等條約」廢棄に對する中國官邊の動向に就ては、既に第一章第二節に於て之を記錄した。從て此處に特に治外法權廢棄運動として考量に値するものは、（イ）華盛頓會議に於て採用せられたる「支那國ニ於ケル治外法權ニ關スル決議」[1]、（ロ）右決議に基き開催せられたる所謂北京法權委員會[2]――結局該委員會の成果は「支那國ニ於ケル治外法權ニ關スル委員會ノ報告書」に歸着す、（ハ）中國國民政府に依る一九二八年の條約改正、（ニ）爾後治外法權撤廢に處する爲めの國民政府の一方的諸準備、以

1) 一九二一年十二月十日。
2) 一九二六年一月十二日開會、同年九月十六日報告書に署名して任務終了。關稅會議と前後して開會。關稅會議と略稱するのは差支ないが、法權會議と云ふのは俗稱に過ぎる傾あり、寧ろ法權委員會と略稱するを可とす。

上の四項に就てのみである。(註)

註――中華民國時代となつてよりの、領事裁判權國人辯護士に對する新式裁判所出廷拒否問題、國民政府時代の出現と同時に行はれたる英米兩國の觀審權放棄等こそは、領事裁判權撤廢運動の效果として數ふべきであらう。然しながら是等に對する考察は徒らに繁雜を增すのみであるから此處には省略し、夫々條約の說明に當り關係あるものに就て言及する。

(イ)は其の全文を本書卷末に別載した。

(ロ)の法權委員會報告書の結論に該當するものは同書第四部「勸告」(Recommendation)であるが、之も其の全文を本書卷末に採錄した。一方法權委員會の「經過概要」に就て、我外務省は前顯報告書の譯文と同時に之を作成公表する處があつた(尙ほ該報告書の要綱に就ても同斷)。[1] 該「經過概要」は左の通りである。

支那國に於ける治外法權に關する委員會の經過概要

一、支那國に於ける治外法權に關する委員會は大正十年(千九百二十一年)華盛頓會議に於て採擇せられたる支那國に於ける治外法權に關する決議に基き同會議終了後三箇月內に招集せらるべき筈なりしも支那國政情の結果數次其の開催を延期し來り漸く大正十四年に至り支那國關稅に關する特別會議と前後して北京に招集することとなり大正十五年一月十二日其の開會式を擧行するに至れるものなり。

二、委員會は其の任務遂行の順序として先づ支那國の法規及裁判制度竝治外法權實施の現狀に付事實上の調査を行ひたり。治外法權實施の現狀に關しては各國より其の治外法權制度の概略を覺書に記述して委員會に提出する處あり支那國委員も亦兩度に亙り覺書を提出して各國の提出せし覺書に對し批評を試みしも支那國の法規及裁判制度に關しては各國

1) 昭和二年一月外務省刊『支那國治外法權ニ關スル委員會ノ報告書』中に何れも收めらる。

委員に於て刑事法規、民事法規、商事法規、裁判組織に關する法規、外支混合事件の審理に關する法規及其の他の諸法規の順序を以て其の內容を調査し支那國委員之が說明の任に當りたり。而して委員會は次で治外法權制度及支那國一般司法制度適用の實際を知るが爲に其の全員を以て北京所在の審判廳、檢察廳及監獄の視察を爲し且旅行班をして五月十日より六月十五日に至る間に於て漢口、九江、南昌、南京、上海、靑島、奉天、吉林、哈爾濱、天津の順序を以て其の地の審判廳、檢察廳及監獄並特別會審衙門を視察せしめたり。

三、委員會は前記の方法に依り治外法權制度及支那國一般司法制度の調査を行ひたる後之を基礎として委員會より關係國に提出すべき報告書の作成に從事し日、英、米、佛及蘭の五國委員起草委員と爲り七月二十三日より約三箇月間之が起草に從事したり。委員會は大正十五年九月十六日を以て報告書の作成を了し之に署名せり。委員會は一月十二日開會式を擧げてより約九箇月の間總會を開くこと二十三囘、各種小委員會を開くこと六十餘囘にして其の任務を完了したるものとす。

（六）一九二八年が中國にとり、葡萄牙、丁抹、伊太利との修好條約改訂の年に際會せることは、條約解釋上異論を挾む餘地のない處である——爾餘の三國（白耳義、西班牙、日本）との所謂條約滿期に就ては條約解釋上國民政府の主張を容認し難い（私見）。夫れは兎も角として同一九二八年十一—十二月、中國國民政府は白耳義、伊太利、丁抹、葡萄牙、西班牙の五箇國と夫々『修好通商暫行條約』を締結（更に一九三一年四月、和蘭及び諸威とも法權撤廢條約を締結）したが、是は同政府が同年米、諾、蘭、瑞典、英、佛並に獨の諸國と、一九三〇年日本と夫々協定せる諸種の『關稅條約』と共に、國民政府革命外交の一大成果と評するも妨げないものであつた。[1] 而して右の『修好通商暫行條約』は對白國五箇

1）　本書27—30頁參看、

の、對伊國四箇の、對丁國四箇の、對葡國六箇の、對西國四箇の夫々『附屬書』(附件―Annex)を伴ひ、該條約の第二條は、「締約國ノ一方ノ國民ハ他方締約國ノ領土内ニ於テ、該國ノ法律及法廷ノ裁判ニ從フベシ、但シ其ノ場合其ノ權利ヲ行使シ且防衞センガ爲メ法廷ニ陳訴スルノ自由及便利ヲ有スルモノトス」(The nationals of each of the two High Contracting Parties shall the subject, in the territory of the other Party, to the laws and Jurisdiction of the law courts of that Party, to which they shall have free and easy access for the enforcement and defence of their rights.) とあつて(但し白國とのものに限り「但シ其ノ場合其ノ權利ヲ行使シ―」to which they shall havd free」以下の條文無し)。各々居住國の司法權に服從する旨を互約して居る。

次で各『附屬書』の第一に於て、「本日調印セル條約ノ第二條ハ一九三〇年一月一日ヨリ效力ヲ發生スルモノト了解(shall be understood to begin to be operative on January 1st, 1930)」する旨約し、右期日までに中國が×國民に對し司法權を行使する爲めに詳細なる協定を×國政府と結ぶことを要する旨交換公文の形式に據つて謳ひ、之と同時に右期日までに此種協定が成立せざりし場合には、白國は「現ニ領事裁判權ヲ有スル國ノ半數以上(majority)ガ放棄ヲ承認」したるとき同時に中國の法律及法院の管轄を受くべきことを、また伊、丁、葡、西、諾の五國は[1]一九二一、二年華府會議の際太平洋及極東問題に直接參加したる國――但し中國を除く――卽ち「華府條約國ガ領事裁判權ノ取消(abolition)ヲ議定シタル後中華民國ニヨリ定メラレル期日ヨリ」中國の法律及法院の管轄を受くべきことを、夫々の

1) 和蘭は司法及關稅事項に付單に最惠國待遇を留保。

留保事項と定めたのである。

(ニ)既記の如く一九二八年六月十四日、王正廷が黄郛の後を襲ふて外交部長に就任するや、國民政府は「不平等條約」撤廢の旗幟を遙かに鮮明にした。即ち翌十五日には『中華民國國民政府ノ對外宣言』[1]を發表し、軍事時期の終結と共に國民政府は國家主權の相互尊重を原則とする新條約を諸友邦と締結し、改めて國交の親睦を圖らんとする用意ある旨を宣明する處あり、超えて同七月七日には『中華民國國民政府外交部ノ條約重訂ニ關スル宣言』[2]竝に『中華民國ト各外國トノ舊條約已廢新條約未訂前ニ於テ適用セラルベキ臨時辦法』[3]を公表した。

爾後國民政府の此一方的意思表示に對して、所謂條約滿期國に數へられたる關係列國の應酬あり、更に國民政府は應酬に返すに應酬を以てし熱心なる努力を續けたが、該『臨時辦法』は事實上效力を發せしむるに至らずして有耶無耶の裡に喪られて了つた。

例へば**日本との應酬**に就ては、右七月七日附宣言後間もなく、同一九二八年(民國十七年 昭和三年)七月十九日附國民政府外交部長王正廷より駐華芳澤謙吉公使宛第一次通告(來翰)あり、之に對し在華帝國公使館は同年七月三十一日附國民政府外交部宛回答を寄せた。次で國民政府は同年八月十四日附を以て第二次通告(來翰)を帝國公使館宛寄せ來つた。右第二次通告接受後帝國政府は更に愼重なる考慮を加へ、且つ芳澤、王の兩者間に直接折衝が行はれた結果、雙方この日華通商條約廢棄問題に一先づ段落を付けることに決して、翌一九二九年(民國十八年 昭和四年)四月二十六日附在華帝國公使館より國民政府外交部宛前記第二次通告に對する回答(覺書)を發し、更に翌四月二十七日附同外交部より帝國公使館宛右覺書に對する回答[4]があつて、

1) 本書23―4頁に全文あり。
2) 本書25―6頁同上。
3) 本書26頁同上。
4) 形式上よりは國民政府の第三次通告に該當。

茲に所謂廢棄論は一落着となつた。尤も右を以て通商條約改訂に對する日華交渉が、全然終結した譯ではなく、爾後も國民政府は意思表示を繰返す處があつた。

要するに日本の態度は通商條約滿期論には絕對同意し難いが——帝國政府の有效性繼續論は極めて當然[1]——國民政府の希望には同情を禁じ得ないと云ふに在つた。當時、國民政府にして猪突的態度を改め、日本の在華權益が或る意味に於て殆ど宿命的であつて他關係國の夫れと到底同一軌に論じ能はざるものである所以を認識し、誠意を以て日本と接洽するの態度に出でたならば、其の希望して止まざりし新通商條約の締結には或は自ら辦法が開けたであらう、と察せられる。

一九二九年四月二十七日(上掲對日第三次通告と同日)、國民政府外交部長王は、在華治外法權の撤去に付同意を求むる爲め、所謂未滿期國たる英國、米國、佛國、和蘭、諾威、伯刺西爾、の六國公使に對し、第一次通告を發した。

蓋し這の時王正廷の考へでは治外法權享有國十五國の中、伊、白、葡、西、丁の五國とは既に前年(一九二八年)に新條約成り、瑞典、瑞西の二國は最初より最惠國條款の效果のみに依り享有するもの故折衝の必要なく、日本は滿期國(而も之に付見解表明濟)なるが故に、秘魯は殆ど實益を享有せざるが故に、夫々問題とならず、從て前記英國以下六國との間に交渉妥結に至れば、目的を達成すると云ふにあつたのであらう(私見[2])。

次で同年八月同部長は右列國に第二次通告を致したが、特に英米兩國に對しては更に數回の交渉を重ねた。

同年十二月二十八日附『國民政府令[3]』が、同月二十日附英國外相の在倫敦中國公使宛エード・メモワールに陳べられた一種の了解を反映したものらしいことは、之亦周知の通りである。同年十二月三十

1) 之に對する私見は本書別項の外、慶應義塾大學『法學研究』第十一卷第四號(昭和七年十一月) 所載拙稿"中華民國「不平等條約」逐條研究" 169—70頁。
2) 此の次王正延の對六國交渉に付、從來の諸說にして誤解せるものが甚だ多い。
3) 翌民國十九年一月一日を期し在華全外國人に治外法權の一律撤去を斷行せんとするもの。本書31頁を看よ。

日、胡漢民は、立法院に於ける總理紀念週の擧式に際し、「領事裁判權の撤廢に關する國民政府令の三大意義」と題して、這の度我等が領事裁判權の撤廢を斷然宣布する所以は、(一)總理の遺教を體行し(二)國家の主權を完整し(三)世界の和平を維持せんが爲めに他ならず。」と云ふ、有名なる長廣舌を奮つた。[1] また梁敬錞は「上記國民政府令は英譯して僅々二百二十三字のものに過ぎないが、實に八十年來の在華領事裁判制度が玆に我法權史上に於て終を告げんとするのである。尤も司法院は之が補充法令に付目下準備中であり、從て今日の狀態に於て外國人の在華法律上の地位が既に變更濟と謂ふは當を得ない。」と、評して得る。[2]

右對六國法權撤廢交渉は、漸く一九三〇年秋頃より軌道に乘り始めたが、翌一九三一年四月二十三日、和蘭及諾威との間に各條約成立を見た外、無結果の裡に滿洲事變の勃發となつて了つた。

却說一九三一年(民國二十年)五月四日附國民政府は、立法院の審議完竣せる『在華外國人ノ管轄ヲ實施スル條例』十二箇條を行政院、司法院よりの上呈に據り公布する旨、同時に施行期を民國二十一年一月一日よりと定むる旨の「國民政府令」を發した。蓋し、爾後の事態より之を觀れば、所謂國民會議の開催を眼前にしての國民政府のヂェスチュアに過ぎなかつたこと丶なる。該『管轄在華外國人實施條例』(Regulations governing the Exercise of Jurisdiction over Foreign Nationals in China)が暫定的辨法であることは其の第十二條の規定より察知せらる丶處、其の要綱は左の通りである。

1) 演說の全文は胡展堂講『革命理論與革命工作』第三輯83—95頁。胡の斯の種講演の中では出色のものと想はれる。

2) 『在華領事裁判權論』民國十九年六月版、191—2頁。梁は國民政府最高法院の裁判官。

第一條　本條例に外國人と稱するは專ら民國十八年十二月三十一日、中國に於て領事裁判權を享有せる外國の人民を指す。

第二條　外國人は應に中國各級司法法院の管轄を受くべし。

第三條　東省特區地方法院(District Court in the Special Area of the Three Eastern Provinces)、瀋陽(Shenyang)地方法院、天津地方法院、青島地方法院、上海地方法院、漢口地方法院、巴縣(Chungking)地方法院、閩侯(Foochow)地方法院、廣州地方法院及び昆明(Kunmin)地方法院、及其の之に繫屬する各該高等法院(Provincial High Courts)內に各專庭(Special Chambers)を設け、外國人が被告たる民刑訴訟事件を受理す。

第七條　外國人の拘提 (arrest) 或は羈押 (detention) 及其の住宅或は其の他場所の搜索は刑事訴訟法に依り之を行ふべし。

外國人にして刑法或は其の他刑事法規上の嫌疑有りて已に逮捕せられたる者は速に法院の訊問に移送すべく其の最も遲き場合と雖も二十四時間を逾ゆるを得ず。

第十條　外國人にして違警罰(police offences)を犯したる者は法院或は警察機關より之を審訊す、

警察機關の外國人に對する處罰は十五元以下の罰金に限る、但し再犯者は此限りに在らず。

前項の罰金を判定後五日以內に完納せざる者に對しては一元につき拘留 (detention) 一日に易ふ、其の一元に滿たざるものは一日を以て計算す。

第十二條　本條例施行の期日及其の期間は國民政府より命令を以て之を定む。

右の條例は爾後同民國二十年十二月二十九日附「國民政府令」を以て、「玆ニ本年各地ニ天災變故アリテ一切ノ行ハルベキ籌備事項尙ホ其ノ緒ニ就カザルニ因リ、該在華外國人ノ管轄ヲ實施スル條例ハ應ニ暫ク其ノ施行ヲ延期スベシ、仍チ主管機關ヲシテ宜シク速ニ各種籌備事項ノ完竣ヲ圖ラシメ、以テ

期ヲ定メテ實施シ法權ヲ重ンズルコトヲ得セシムベシ[1]」と、其の無期延期を公表したる儘今日（支那事變勃發時）に及んで居る。現今、滿洲事變及支那事變を中心とする日華兩國の乖離は、惹いて國民政府の外交援治の舞臺より治外法權撤廢交渉を消姿せしむるに至つた。元來關係列國の同意を經て初めて法權の撤廢を完整し得る中國（國民）政府が、此種の條例を其の撤廢折衝中に一方的意思を以て制定公布したことは、喩へ夫れが國內政策上の懸引であつたにもせよ、餘りにも所謂革命外交の實績に對するemphasisの度を逾えたものと、謂はざるを得ない。

滿洲事變の勃發が、遂に國民政府の治外法權廢棄措置を遮斷し、該問題の將來を逆睹すべからざるものにしたことは、明白である。然らば若し一九三一年（昭和六年）九月に滿洲事變が發生しなかつたならば、――而も爾後當分東亞の國際政治情勢（廣義）に變轉が起らなかつたとすれば、國民政府の所謂革命外交は如何なる方向に進んで行つたであらうか。卽ち治外法權問題は果して中國側の希望する解決への途を辿つたであらうか。また之に對して日、英、米は如何なる態度を執つたであらうか、と云ふ、茲に、何人も之を斷言し能はざる而も關係列强に――殊に日本に――執つて緊切重大なる疑問が生じて來る。この疑問に輕々しく解答を與ふることは頗る危險であり、且又現狀に在つては餘り必要のないことでもある。私は左に、本問題に對する國民政府顧問ミラードの見解[2]を紹介して本項を終ることゝする、但し該見解に就ては何等私見の係はらざるものであることを附言して置き度い。

1)　實に該年九月十八日、滿洲事變勃發。
2)　Thomas F. Millard, The End of Exterritoriality in China, 1931（滿洲事變直前の出版）、pp. 101―2.

一九三一年の初頭、世界の情勢は、特に治外法權に關する中國政府の行動を決定的ならしむるに好都合と認められた。就中、日本政府の中國に對する當面の態度は友誼的且協調的であつた。尤も這の事態は、一面、日本に於ける經濟不況竝にプロレタリア運動爆發の危險に依つて、他面、自由主義の進展に依つて、招來せられたものであつて、東京政府に更迭があれば凡ゆる原因より其の政策を變更したかも知れなかつたが。同樣英國政府の政策も大局觀に依つて影響されて居た。一方米國政府は、當時一般經濟界の不況、南米中米に於ける紛糾、世界平和問題、歐洲に於ける嵐になりさうな雲行、等に心を奪はれて居た。一般歐洲は經濟不況、革命の勃發及革命の威嚇の爲めに禍されて、亞細亞を顧みる遑を持たなかつた。以上の諸國政府は何れも共產主義の脅威には深い關心を抱いて居た、從て中國に於ける穩健にして自由主義的な政府の地位を弱めたり或は顚覆を計ること等は之を躊躇して居たのである。

加之、列國政府は確かに其の治外法權上の地位に法律上弱點のあることを認識して居る。如何なる列國も一として、其の厄介なる爭論が一つの先例を提供することゝならうから、該治外法權問題を國際聯盟乃至は國際法廷に附議せんと欲するものは無い、と假定しても大丈夫である。

某方面には、この危機を孕める世界の情勢を利用して、中國政府が在華外國人の地位を專斷的に取扱はんとすることに付、之を難詰しようとする氣配がある。然し、總ての國の政治家外交家は、政治上の反對者なり國民なりに不意打を食はせて之を窮地に陷れることが、政治外交上最もよく識られて居る慣用手段であることを知つて居るから、斯る議論は之を一笑に附するであらう。而も此手段は屢々中國に對して執られて來た處であり、且又、中國が現に異議を唱へて居る條約條項の大部分のものは、實に斯る方法に依つて獲得せられたのである。

今や中國政府をして、其の條約改訂の或る部面に於て自國の進むべき途を立てる樣に、機會を與へた處の世界の情勢は、恒久性のあるものではない。余は、若しも此地球上に眞の政治家があるとすれば、其の人は必ずや中國人が單に彼等の機會を利用せんとするに過ぎないものであるとは、考へないに相違ない、と信ずる。

第二節　領事裁判權

1　緒　言

領事裁判權行使の態様の説明は、種々の點より之を行ふことが出來る。例へば繫屬事件の種別を中心に、原被兩造の國籍を本位に、審理の裁判所を基礎に、等々、夫々説明し得るが、一九二六年の「法權委員會報告書」の採用せる審理の裁判所中心のシステムは、最も便利であると信ぜられるので、茲には之に據ることゝする。以下、原則的制約・外國裁判所・中國裁判所の三項は、主として該報告書の記述を骨子とし之に現在の事實に適合する様根本的是正補充を加へ、且該權の具體的行使に逐次條約根據を例示したものである。[1)]

2　原則的制約

現行在華治外法權制度の基礎が條約に在ることは勿論であるが、其の他地方的協定及慣行(其の或ものに對して中國は明示の承認を與へた)に依つて、此制度が補充されて居る部面もある。是等の淵源より現行制度を檢討する場合、次の二方面に分つを便宜とする。

(イ)民事又は刑事の被告たる治外法權國人の地位――(外國裁判所關係)

(ロ)治外法權國人を民事の原告又は刑事の原告(被害者)とする事件に於ける中國人の地位――

1)　該報告書は當時の裁判權實施の現象に付記述することを目的とした爲め、現狀は可成り變異を來して居り、且該報告書は條約根據を例示して居ない。

（中國裁判所關係）

原則として（例外は後述（中國裁判所）概說の（ハ）である）（イ）の場合には民事又は刑事の被告たる外國人の所屬する國の裁判所に於て事件を裁判し、[1]（ロ）の場合には中國裁判所に於て之を裁判する。[2] 本節に於て是等の裁判所を便宜上、外國裁判所、中國裁判所と區別する。（而して右兩種裁判所が嘗て混合事件の審理に付外國會審官又は共同審判官の立會を受けたときは、其の限度に於て所謂「混合法廷」を構成する譯であつた。）以下兩種裁判所を主體として民刑各事件の場合を考察する順序であるが、之に先立ち注意を要する一事がある。卽ち外國領事は條約に基き、一切の混合民事事件に付訴訟手續を實行する前に先づ事件を平和裡に解決する爲め、當事者雙方を側面より援助するの權限を有して居るのであつて、[3] 外華人間の紛議が此領事調停制度に依つて解決せられた例は枚擧に遑のない程多數である。

3 外國裁判所

概說——領事裁判權を行使する爲めの裁判所の型式は、各法權國に依つて夫々異り一樣でない。英、米兩國は專任の職員を置く特別の裁判所を中國內に設立し、日、佛、伊、諸威の四國は中國在勤の特別の裁判官を設けて居るが、[4] 右の外は一般領事官の主宰する領事裁判所（特に設備せざる）に於て事件の審理に當つて居る。

管轄——外國裁判所に於て管轄する民刑事件は訴訟當事者の國籍より左の三種類に分つ事が出來る

1） 英清一八五八年『天津條約』第十六條。
2） 同上。英清一八四三年『五港通商章程』第十三條。
3） 英清一八五八年『天津條約』第十七條。
4） 日本は「司法領事」と俗稱せらるゝ領事官を主要地總領事館に配置し（次章第四節を看よ）諸威は本國の判事と同程度の素養ある領事を上海に置く。

（イ）原被兩造が裁判所所屬國人（自國人）たる事件

（ロ）裁判所所屬國人たる外國人を民事の原告又は刑事の原告（被害者）とする事件

（ハ）中國人を民事の原告又は刑事の原告（被害者）とする事件

（イ）の場合には審理は權限裁判所の屬する國家に於て單獨に之を行ふものとされ、[1]（ロ）の場合は二箇の治外法權國が關係するものであり、民事又は刑事の被告の屬する國家の裁判所に於て之を審判する。[2] 此場合の審理手續は關係國間の取極による譯である。詰り（イ）と（ロ）の事件に關しては中國は全く關與の餘地無きものとされて居る。（ハ）は所謂本來の「混合事件」（"mixed" cases）に相當する場合である。此場合に於ては被告の國籍に依り又民刑事件に依り夫々其の手續が異る。又條約文言上、中國官憲より外國裁判所の審理を監視する爲め會審官を派遣するの權利を主張することを得る場合あり、[3] 又民事事件に付特別の取極ありて稍非公式なる方法に依り事件を「衡平」に雙方の共同審理に委することを定めて居る場合もある。[4] 而も右後の場合に於ける中國側官憲は外國官憲と全く同一の權利を有するものである。以上を約言すれば外國裁判所は在華自國人たる民刑事被告に對して裁判管轄權を行使する譯である。尙ほ外國裁判所は、一切の民事事件に對する第一審であるが、刑事事件に就ては、外國裁判官は重罪犯なる時之を中國領域外の自國裁判所の審理に附する場合もある。[5] 外國裁判官中には其の管轄下自國人を中國外に追放するの命令を發布し得る權限を有する

1) 英清一八五八年『天津條約』第十五條。
2) 米清一八四四年『望厦條約』第二十五條。
3) 英清一八五八年『天津條約』第十七條、英清一八七六年『芝罘協定』第二款第二。但し實際は空文である。
4) 米清一八四四年『望厦條約』第二十四條。但し實際は空文である。
5) 例へば日本の領事裁判規約の如き之である（次章第四節）。

ものもある。

上訴――判決に對する上訴及重罪事件の第一審の公判に付、英國は中國内に之が裁判所を特設し、米國も大體之と同樣であり、日本は其の自國裁判所に於て、和蘭は在バタビヤ裁判所に於て、佛國は在サイゴン及在ハノイ裁判所に於て、葡萄牙は在澳門(マカオ)及在ゴア裁判所に於て、夫々處理して居る。白耳義、丁抹、伊太利、諾威、西班牙、瑞典の場合に在つては總て其の本國に於て之を行ふものとされて居る。[1] 次に總ての國の上告審は各國の首都に於ける最高裁判所の管轄に屬するを原則とするが、例外として和蘭は上告事件の裁判權をバタビヤ高等法院の管轄とす。尙ほ日本に就ては別項[2]に讓る。

適用法規――外國裁判所は原則として各自國に於て實施せらるゝものと同一の法規(本國法)を、其の儘或は之に變更を加へて適用する。併しながら、特に民事事件に就ては地方的慣習及衡平の原則を適用し、[3] 或は國際法の通則に從ひ外國法を適用する場合もある。また國によりては其の在華外交官乃至領事官に於て、其の都度各本國政府の認可を經て、又は經ずして單に所謂委任されたる權限に依り、警察、市政、港灣其の他の事項に關して法律の效力を有する規則類を公布するものもある。日本に就ては前同斷。

監獄設備――外國裁判所の判決を受けたる囚人は、刑の長短に依り、或は中國内に於ける外國監獄に或は中國領域外の監獄に夫々收容せられる。在華監獄の設備を有するは日、英、米、佛の四國

1) 例へば或る伊太利人が同國法に規定せらるゝ重罪を犯した場合、此被疑者は伊本國に於て審理される。
2) 次章第四節日本國關係の項。
3) 例へば瑞典は、或程度迄地方的事情を、殊に上海共同租界内に於ける慣習を、及條理をも參酌する旨(「法權委員會報告書」111―2 頁)、葡萄牙は外交上の慣例となれるものを參酌する旨(「同書」102 頁)、特に明言して居る。

のみである。日本に就ては前同斷。尙ほ右四國以外の法權國は、右四國中の一國又は外國租界官憲との取極に依り其の監獄を使用するか、[1] 又は其の判決したる囚人を中國領域外の自國監獄に送致することとなつて居る。

4 中國裁判所

概說——治外法權國人の關する訴訟事件を中國裁判所に於て審理する場合[2]に就ても、條約は諸種の手續を規定して居る。右に關する條約規定は之を次の三種に分つことが出來る。

(イ)必要に應じ審理手續の細目に亙りて抗議を爲し、[3] 且審理に立會ひ證人を訊問し又は反對訊問を爲し得る權限のある代表者(之を通常「會審官」又は「陪席觀審官」(assessor)と稱す)を派遣して審理手續を監視することを得[4]べき旨明文を以て規定せるもの——今廢。(註)

註——右後段は治外法權國人を民事の原告、中國人を其の被告とする所謂民事混合事件の場合に當る。此(イ)に基く權利卽ち所謂「會審權」の放棄に就き一八八〇年米淸條約第四條の解說を看られ度い(後述五〇四—六頁)。

(ロ)以上の如き條約上の明定なくも、最惠國條款の效果に依り「會審官」派遣の權利を要求し得るものとせらる(而して多數の國は實際に之を要求した)——今廢。

(ハ)民事事件に就き中國及關係外國の官吏の共同審判を規定せるもの[5]——空文。

尙ほ治外法權國人の關する事件を審理する中國裁判所は、現在に於ては歐米の樣式に倣ひたる所謂

1) 上海共同租界に於ける外國人刑務所に就て第八章第二節の5を看よ。
2) 既出〔原則的制約〕の(ロ)に該當する場合。
3) 英淸一八七六年『芝罘協定』第二款第三。
4) 米淸一八八〇年『通商及訴訟手續ニ關スル補足條約』第四條。
5) 米淸一八五八年『天津條約』第二十八條。更に後述503頁を看よ。

新式の裁判所(以下之を單に新式裁判所とす)が存在するのみとなつた。(註)是より先歴史的に考察する時、法權實施後歲月の經過するに從ひ、比較的事件の多き上海、廈門、漢口に於ては特殊なる訴訟上の慣例を生じ、外國人「會審官」の權力が一般中國內地に比し相當增大するに至つた。尤も同樣時勢の變遷は此種の外國權力をも收縮せしめたのである。是等特殊混合法廷の經緯に就ては特に一節(次節)を設けて說明することゝする。

註――一九〇八年(光緒三十四年)淸國政府は、『法院編成法』を發布して新式裁判所(審判廳)を設置する方針を闡明すると共に之に外國會審官の出席を拒否する旨、關係國に申込んだ。而して各國は這の中國側の申出に對し好意ある考慮を加へた後、一九一一年に至り「現狀にあつては條約上の權利を尊重する爲め從來の會審制度を存續せしむるの外に途なき旨」外交團より中國政府に通牒した。這の通牒を以て、新式裁判所を積極的に否認する意圖より爲されたものと解するのは行過ぎの感がある。事實上、法權國人は自ら所謂會審權を放棄せざる限り、新式裁判所を避けて舊式裁判所(古來よりの慣習により行政官たる縣知事の裁判する法廷)に出訴することを得た。換言すれば、理論上法權國人は新舊兩樣の中國裁判所に對して選擇權を有する譯であつた。猶ほ次項「管轄」(ホ)の註を看よ。

管轄――治外法權國人の關する中國裁判所は、條約史上次の如き場合を豫想し得る。

(イ)外國會審官の出席せざる中國法廷*「會審權不行使のとき」

(ロ)審理監視の爲め派遣せられたる會審官(民刑事の原告たる外國人所屬國より派遣のもの)と共に裁判を行ふ中國法廷*「會審權行使のとき」[1)]

1) 一八七六年英淸『芝罘協定』第二款第三。

* 此場合の中國法廷は所謂縣知事法廷であつた。

(ハ)衡平の原則に基き民事事件に付共同審判を行ふ外國及中國官吏の混合法廷[1]。

(ニ)廣汎なる權限を有する會審員をも構成員とする上海、廈門及漢口の特別官衙(別項參看)。

(ホ)外國會審員の出席し得ざる新式の中國裁判所〔中國側による出席の拒否〕(註)。

嘗ては右五種の場合が併存して居た時代もあつた(一九二六年所謂法權委員會開催の當時の如きは正しく此狀態下にあつた)。(ロ)の所謂會審制度は元來、英米兩國が條約上取得せるものであるが、關係列國により最惠國待遇の對象とせられ、且此制度が相當多く實施されたことに注意を要する。(ハ)の場合は會審制度上所謂佛國主義と呼ばれたものであるが、詳細は一八四四年佛清『黃埔條約』第二十五條の解說に之を讓る。要するに今日、中國裁判所の管轄に付問題となるのは(ホ)の新式裁判所のみである。

註――新式裁判所に於て外人の「觀審」を拒否するの方針は、民國に入りても堅持せられた。即ち民國元年(一九一二年)上海地方法院に一伊國商人が出訴したる際、伊國領事は會審を要求したが、中國政府は清末通りの方針を執り之を拒否した。次で此事件を機として同年十一月九日北京政府司法部は布告を發し、「外國人の地方法院に對する出訴は當然受理すべきも、觀審は之を許さず。若し外國側に於て强ひて之を要求するに於ては該訴訟の審理を拒絕すべく、事件は條約に依り地方行政官の受理すべきものと認む。此場合獨立機關たる司法機關は之に關與することなし」(要抄)、と其の態度を明かにし、翌一九一三年三月六日、司法部は右原則に基き『華洋訴訟辦法』三箇條を制定、全國に之が施行を令した。右辦法は民國十八年末まで卽ち所謂會審制度廢止實行の爲め交涉署が裁撤されるに至る迄實行されたのである。

〔交涉署制度〕　交涉署(Bureau of Foreign Affairs)の廢止は中國外交史上一新紀元を劃するものであつた。交涉署は清末一九〇二年(光緒二十八年)商埠地に於ける外國人との交涉事件處理の爲め設けられたる洋務局に其の起源を發し、一

1) 一八五八年佛清『天津條約』第三十五條。

九一〇年（宣統二年）には交渉司と改められ、民國に至るも廢止するを得ず一九一三年（民國二年）更に交渉署と改稱、爾後中國內政の不統一と相俟つて益々其の特色を發揮し、以て南京・國民政府に至つた。國民政府に於ても多年の由緒と實際上の便宜との爲め、所謂不平等條約撤廢・中央集權制確立に障碍となる此種交渉署を一朝にして廢止する能はず、却つて一九二七年（民國十六年）十一月二十二日附『國民政府外交部特派各省交渉員及各埠交渉員服務條例』及同上交渉員の『公文程式』を公布し、各省政府所在地に特派交渉署を、各埠に交渉署を設置した。次で一九二九年（民國十八年）八月十二日附國民政府は『裁撤交渉署善後辦法』（九箇項）を公布し、

（第一項）交渉署裁撤後各地方の凡ゆる外交事件は中央政府の處理に統歸し地方政府は直接對外し又交渉署に類似する機關を設立するを得ず。

（第三項前段）交渉署裁撤後凡ゆる外交に關せざる外人事務、例へば通商貿易、租地契約、旅行護照、入籍、並に在留外人の保護取締等の如き事項は、特別市政府の設け在る地方に在りては特別市政府より之を處理し、各省區に在りては各市政府又市未設の地は縣政府より之を處理す。

（第六項）各埠交渉署裁撤後凡ゆる未決の中外人關係の上訴事件は暫時各該省特派交渉署に移して處理し、特派交渉署裁撤後は一律に相當なる法院に移して處理す。

以上の如く定めた。同年八月十七日附外交部長王正廷は駐華各國公使に宛、特派交渉署は同十八年十二月末日限り、交渉署は同年八月末日限り夫々廢去する旨通告を發した。斯て兩種の交渉署は大體期日通りに廢止され、國民政府は一九三〇年（民國十九年）一月一日より兎も角外交中央集權の實を擧ぐるに至つたが、當時中國の一新聞紙は交渉署に就き「今當に國を擧げて領事裁判權の撤廢を要求する際、是等畸形機關の存在は各國在華領事裁判權の爲めに更に一重の保障を加ふるに異ならず」と批評した（十八年九月三日「新晨報」社說）。併して爾後外交部は各省交渉署裁撤後に於ける地方接收の辦理狀況を明瞭にする爲め視察專員を派遣することゝした。一九三〇年（民國十九年）二月十五日部令公布施行の

『外交部視察專員辦事規程』(八箇條)に依れば、其の視察區域を一、安徽江西湖南湖北四川　二、山東河南陝西甘肅　三、浙江福建廣東廣西貴州　四、河北山西熱河察哈爾綏遠の四と爲し、視察專員の定員を四人、其の待遇を簡任職(任勅)とする旨定められた。猶ほ此種視察專員は外華混合事件を處理する者でなく、且又此制度は支那事變勃發前まで其の期間を延長して存置されて居たのである。

一方、一九三〇年(民國十九年)三月二十二日附司法院訓令に依り「各省交涉署裁撤後未だ猶ほ結審とならざる華洋上訴事件は高等法院及分院に於て普通の訴訟法令に依據して之を受理す」ること、なつた。又同年七月十五日司法院は更に訓令を以て『各省交涉署裁撤後華洋訴訟案件ノ辦理ニ關スル補充辦法令』を發し、

(一)〔前顯三月二十二日附訓令の通り〕即ち地方法院管轄の第一審事件に對する上訴は高等法院或は分院の判決を經て、更に最高法院に上告することを得。

(二)華洋訴訟の初審事件は民國十九年九月一日より兼理司法事務の縣を除き一律に該管法院に於て之を受理すべし(地方法院及其の分院、分廷附設の地方廷或は縣法院)。其の兼理司法事務の縣に在りては暫時縣長に於て之を受理す、但し民事事件に付當事者雙方の合意ある場合は修正民事訴訟法に依り管轄すべき法院に之を繫屬せしむるを妨げず。

以上の如く命したのである

上訴——前述(イ)及(ロ)の中國法廷の判決及命令に對する上訴は、各省特派交涉員[1]の法廷之を管轄し、關係國領事は其の審理を監視する爲め之と同席する權利があつた。特派交涉員の決定に對し會審官に於て異議あるときは、關係國領事は之を北京の自國公使に通じて、中央に於ける政治的解決を俟つことが慣例であつた。(ハ)の場合の上訴に就ては第一に事件夫れ自體が稀れであり別段條約上の規定もないが此場合の上訴を淸國道臺と佛國總領事とに於て管轄した記錄がある。(ニ)に關しては該特

1) 中國政府外交部派遣の殆ど此目的の爲めの官吏。

別官衙に就て陳べる別項に之を讓る。（ホ）の新式中國裁判所に於て裁判せる事件の上訴は、勿論中國法規の定むる處に依り、中國高等審判廳（國民政府治下に於ては一九二八年、高等法院と改まる）を經て大理院（國民政府治下に於ては一九二八年、最高法院と改まる）に至る一般手續に從ふものである。

適用法規――中國人を被告とし外國人を原告とする民刑事事件の訴訟に付適用すべき法規は、所謂被告主義の本旨に照し、中國現行の諸法律、命令、條規に依るのが原則である。然しながら例へば、租界內の事件に對して租界章程附則を準用する場合の存するが如く、幾分特殊事情に適應せしむる爲め之に必要なる變更が加へらるゝ場合もある。卽ち主として刑の量定を劃一するの便宜より斯くせらるゝのである。尙ほ多數の條約は、中國裁判所が自國法規の外に「衡平」の一般原則をも適用すべきであることに付規定して居る。[1)]

監獄設備――中國人を被告とし治外法權國人を原告とする刑事訴訟に於て、管轄裁判所の判決を受けたる囚人は、上海に在りては之を共同租界又は佛國租界の工部局監獄に收容するも、其の他の場所に於ては中國の監獄法規に依照して中國監獄に之を收容する。

5 要約

領事裁判權の態樣に關する以上記述に伴ひ考量を要することは、結局次の四種の場合に就てゞある。

（イ）民事刑事事件を問はず、原被兩造が無治外法權國人乃至無條約國人のみの場合。

1) 一八四四年米淸『望厦條約』第二十一條。

(ロ)同、原告が治外法權國人にして、被告が無治外法權國人乃至無條約國人たる場合。
(ハ)同、原告が無治外法權國人乃至無條約國人にして、被告が治外法權國人たる場合。
(ニ)同、原被兩造が無治外法權國人乃至無條約國人と中國人との場合。

(イ)及(ニ)は、所謂屬人主義を原則とする中國に在りては、恰も原被原造が中國人たる場合と同樣、單純事件であり、勿論完全なる中國法權下にある。(ロ)も亦中國裁判所の審理する處である。(ハ)の場合は被告の屬する外國裁判所の管轄に歸する。

6　獨墺露國人の權益喪失に伴ふ中國法規

中國は一九一七年(民國六年)八月、獨國及墺洪國に宣戰を布告し、一九二〇年九月、其の駐華露國公使及領事の資格承認を停止した。是より先、獨墺國を主とする無條約國人關係の繋爭事件に備へる爲め、中國政府は一九一九年(民國八年)五月二十三日附『無領事裁判權國人民民刑事訴訟審理ニ關スル章程』(八箇條)を同年十月二十三日附『無條約國人民民刑事訴訟審理ニ關スル須知』(十一則)を、夫々制定し、更に露國人に備ふる爲め、一九二〇年九月二十九日外交部は「露國人民ニ關スル民刑事訴訟ハ無條約國ニ關スル章程ニ照シテ之ヲ辦理スベキ」旨發令、翌十月更に『修正無領事裁判權國人民民刑事訴訟章程』(六箇條)を公布施行した。其の他本項に關する法規の詳細に就ては玆に省略する。[1]

7　領事裁判權の行使に伴ふ不合理

1)　滿洲國司法部編『司法資料』第十類外交第四章無領事裁判權國人民訴訟法令に、殆ど其の一切が輯めてある。

尙ほ「法權委員會報告書」は、報告第一部の五に「考察」なる章を設け、治外法權實施の一般狀況に關聯して考察を要する事項十四を掲げて居る。右は要するに領事裁判權の行使に伴ふ不合理を指摘したもので、希望的部分、法權實施の說明に對する補充的部分、法權檢討に必要なる基本的事象等々が雜然と竝べられて居り、其の內容の大體は左の通りである〔註は私見に據るものを含む〕。

(一)治外法權が中國裁判權行使の自由に對する制限であること、

(二)外國裁判所の對立及適用法規の不同が屢々不合理なる實例を生ずること、(1)

(三)法權國の在華第一審法廷の數が十分ならず、從て此裁判所の隔在は訴訟の遲滯費用の損失を招く虞れあること、(2)

(四)取扱事件少數の外國裁判所職員(主として領事)中には往々才能及素養に缺くる者のあること、(3)

(五)法權國の第二審以上の法廷が概ね中國外に在る結果中國人にとり不便なること、(4)

(六)法權國人は實際に於て中國の交通租稅新聞又は其の他法規の適用を免れつゝある結果、屢々外華間に軋轢を生ずる場合のあること、

(七)中國人に付生ずる國籍の抵觸は法權の存在の爲め更に複雜なる困難を惹起するに至つたこと、(5)

(八)法權國が中國人に對して不當なる法權の保護を與へつゝあるのは權利の濫用と認めらるべきこと、(6)

(1)(2)(3)以下特に本段の終に附す。

(九)所謂犯罪人引渡に關する取極の欠缺は、在華外國裁判所の管轄區域外に脱走したる者の處罰を法權の存在により一層不可能ならしむること、(7)

(十)外國人住居の不可侵權が犯罪人―中國人の場合も外國人の場合も然り―の庇護に濫用せられつゝあること、(8)

(十一)中國に在りては外國人は旅行通商及居住に付幾多の制限を加へられつゝあること、(9)

(十二)中國に於ける外國裁判所相互間及外華裁判所間に司法上の相互援助に付、取極を缺くと同時に或る程度迄之が慣行(10)は存するも十分に實行されて居ないこと、

(十三)外國人辯護士の中國新式裁判所への出廷が許可されて居ないこと、

(十四)在華外國人及外國商館に對する統計―一九二五年度のものを掲ぐ―より考察するに法權國中日本は人口に於ても商館數に於ても絶對多數を占むること、(11)以上。

(1)審理を行ふ裁判所は自國民に非ざる原告又は證人に對して何等の管轄權をも有せず。從て右原告又は證人が僞證を爲し或は該裁判所を侮辱したるが如き場合、該裁判所は之に消極的制裁を加ふるの外なく、又數人共同して罪を犯したるが如き場合、審理判決に異同あるを免かれざるべく正義を保ち難い。尤も所謂フランク・プリンシプル[1]（法權國は相互間に各自國が中國に於て有する條約上の權利を尊重す）の精神が擴充されるとすれば其の程度に於て斯る不都合を是正し得ぬこともないと想はれる。

(2)例へば證人の喚問、證據の提出に多大の困難を伴ふ場合がある。

1) Flank Principle.

(3)例へば賭博常習者が領事法廷に於て其の自國の領事に對し、自分の處斷せらるべき法規の條文を教示するが如きことすらありと聞き及ぶ。

(4)訴訟當事者たる中國人が歐洲の裁判所に上訴する場合は極めて稀れなるべく、多く費用の關係上所謂泣寢入りに終るものゝ樣である。

(5)往々中國政府は中國人血統の者が外國に於て爲したる歸化を否認することあり、此矛盾は當然法權の行使に際して紛糾を伴ふものである。

(6)嘗て法權國中には往々中國人及其の財產を領事館に登錄せしめ以て是等中國人を中國法權より不當に免れしめた事例がある。外國市民權を獲得したる中國人血統の者が未開放の支那內地に至り中國人を稱して財產を所有又は營業を爲すが如き場合、屢々義務より免れんが爲めに其の市民權を楯に領事館に保護を求むるが如き事例が尠くない。

(7)尤も例外として、佛清一八八六年『安南通商條約』第十七條の如くextraditionに付規定せるものもあるが、右は目標が邊境地方の僅かなる地點に限られるのみならず實際に適用せられた例が無い樣である。

(8)別項、本章第四節5を參看(四七一頁以下)。

(9)本書第二章第一節2「通商に外添する權利」の項を參看(六五頁以下)。

(10)所謂フランク・プリンシプル。

(11)報告書に揭ぐる一九二五年度の海關統計に據れば、法權國たる伯剌西爾は人口僅かに一・商館數〇、同墨西哥(當時法權國)は人口一二・商館數一、同秘露人は兩方共〇と云ふ數字である。

私は此人口の點を重視する者で、在華治外法權問題に關し從來出版せられた幾多の內外著述が、概ね領事裁判權の適用の樣相に重點を置き、人口の點より卽ち從て繫爭事件も多い(理論上は必ずしも然らざるも這の場合は事實亦一致)日本に依る裁判權行使の事實に就き論及することの殆ど無いのを遺憾とする次第である(例へば米人ウイロービーは其の著述に於て、自國の當該裁判所の構成等に就き約五十頁を費して居るに對し、日本の夫れに就ては僅か二行しか言及して居ない——

"Foreign Rights and Interests in China," 1927.)
私が右目的の爲めに一項を別掲する所以は此處にある。

第三節　上海、廈門、漢口に於ける特殊法廷

1　概　言

領事裁判權實施後、歲月の經過するに從ひ、比較的事件の多き上海、廈門、漢口に於て特殊なる訴訟上の慣例を生じたことは、既に之を前節中に言及した。這の一種の中國裁判所[1]に數ふべきものは、(1)上海共同租界特殊法廷、(2)同佛國租界特殊法廷、(3)廈門鼓浪嶼(クーランス)共同租界特殊法廷、(4)漢口特殊法廷(既廢)の四處である。茲に曰ふ特殊法廷は、何れも所謂觀審乃至會審制度の行はれた當時、「會審衙門[2]」と呼ばれたものである。以下是等特殊法廷の沿革竝に現況に就て略述する。

特殊法廷の範圍に入るべきものに、猶ほ一つ、舊東三省(滿洲)特別區域法院がある。右は元露國裁判所の管轄に屬したる東支鐵道附屬地內在住の、蘇聯邦人相互間・蘇聯邦人及中國人(滿洲人)間・竝に無治外法權國人關係の事件を審理せる、特殊の裁判所であるが、該法院に就ては此處に一切を省略する。

2　上海共同租界特殊法廷(舊會審衙門[3])

此法廷は、其の繫屬事件の數に於て、其の發達變革の過程に於て、他三者と頗る異るものあり、最も考察に値するは謂ふ迄もない處である。

1) 中國人と無治外法權國人を對象とする裁判所にして、一九三〇年三月三十一日迄は廣汎なる權限を有する外國觀審官乃至會審官をも構成員とした。同年四月一日以降は會審衙門の名は名實共に不適當となつた。
2) 所謂混合法廷のこと。會審公堂、會審公廨、等とも稱された。
3) 上海共同租界會審衙門に關する一八六四年より一九二四年迄の歷史に就ては A. M. Kotenev, Shanghai ; Its Mixed Court and Council, 1925. に詳し。

〔衙門の濫觴〕　一八五三年(咸豐三年)、太平天國の亂徒が江南の諸地を席卷しつゝあつた時、土匪劉麗川なる者上海縣城を陷れた。這の時各地より上海縣城に集合して居た避難民は、身の安全を求めて殆ど悉く租界内に流入した。租界が中國人に執り安全地帶として役立つことが初めて實證せられた譯である。而して右上海地方の淸國官吏は、右劉の叛亂に盡く逃亡し、翌々年該叛亂平定後も租界内中國人に對する裁判權行使の責任に熱心を示さゞりし爲め、玆に秩序維持の必要上、外國領事團(英・米・佛)は是等中國避難民に對し警察權及司法權を行使するの餘儀なきに至つた。之れ外國法權の中國人に及んだ濫觴である。

即ち、總て輕微なる犯罪及違警罪は外國領事に於て處罰し、稍重大なる事件に關しては犯罪人を裁判の爲め城内(淸國行政區域)へ護送したのである。

一八六〇年及六一年(咸豐十、十一年)中、更に多數の中國人が租界内に進入し來り、加之、租界内に國籍不明の不良外國人が跳梁する樣になり、從來の如き領事の分擔による裁判制度を持續することは困難となつた。[1] 此情勢に、パークス(Sir Harry Parkes)英國總領事は淸國官憲に勸告し、中國犯罪人を審理し且外國人原告たる事件を裁判すべき一法廷を租界内に設置することに成功した。一八六四年(同治三年)[2]創設の會審衙門が之であつた。嗣で太平天國亂の鎭定に伴ひ淸國官憲も這の問題に對する關心を取戾した。斯て年來の事例を參酌し、外華雙方協議の上改めて『洋涇濱(ヤンキンパン)設官會審章程』[3]十箇條

1) 尙ほ一八六三年九月英米兩國租界合併し所謂共同租界となる。
2) 同治三年五月一日。
3) 洋涇濱は共同租界發生地の名。『上海會審衙門規則』(Rules of 1869 for the Mixed Court at Shanghai)に同じ。

を制定し、一八六九年(同治八年)[1]四月二十日附實施されるに至つた。之に署名した領事は英・米・獨三國領事であつた。實に一九二六年十二月三十一日まで、本質的變化なく引繼き實施されて居た規則である。章程の全文は次の通りである。

第一條――同知一名を選任して洋涇濱に駐在せしめ各國租界に於ける負債、爭鬪、竊盜、訴訟等の各種の事件を管轄せしむ。尙ほ一公館を設け枷杖等の刑罰の器具を備へ且食料及居所の支給を爲す。凡そ支那人間の訴訟及外商支那人を訴ふるものは其の金錢負債に關するものたると貿易等に關するものたるとの論無く均しく該官吏支那國法に照して之を審問す。又支那人を審問し監禁し之に首枷を科し笞刑を加へ尙ほ其の他の刑罰を科するの權能を有す。

第二條――凡そ事件外人に關係あるときは領事官委員と會同して審問し或は外人官吏を派して會審せしむるを要す。若し事件支那人のみに關するものなる場合には支那委員單獨にて之を審判し各國領事は之に關與するを要せず。

第三條――凡そ外人の雇傭或は招聘したる支那人被告たる場合には該委員は先づ該人の犯罪事實を關係領事に通知す。然るときは該領事は直に該人を引渡し之を庇護隱匿することを得ず。該領事或は其の派遣官吏は之が審問に立會ふことを得るも、若し事件外人に關係あるものに非ざるときは之に關與することを得ず。商人に非ざる領事官に服役するもの並に雇用せらるゝものも使用領事の許諾無き限り之を逮捕することを得ず。

第四條――支那人が死刑又は流刑等を科せらるべき重罪を犯したるときは支那國法に依り地方正印官より公文を以て高等審判廳に審判を求め、高等審判廳より督撫に報告し、督撫之を酌定して上奏す。此の場合にも依然上海縣之を審判すべく尙殺人事件あるときは上海縣亦之が驗屍をなす。委員は專橫なることを得ず。

第五條――支那人犯人が外國租界に逃入したるときは該委員は卽決處分に依りて之を逮捕し地方裁判所長官の逮捕狀又は工部局巡捕の援助を俟たざるものとす。

1)　明治二年である。

第六條――支那人間の訴訟事件に付ては双方に公平を得せしむるやう條約に依つて辨理し各人各自の意見あることを得ず。該外國人を管轄すべき領事ある場合には條約の規定に基きて辨理し若し該外國人を管轄すべき領事無き場合には委員一外國陪審員と共に之を審判し且之が詳細を上海道臺に報告して其の考量に付す。若し原被兩造委員の判決に不服なる場合には上海道臺又は領事官署に向つて新に訴訟を提起することを得。

第七條――領事を有する外國人の犯罪は條約に照して領事之を處罰し領事を有せざる外國人の犯罪は委員に於て之を審問處罰す。但し其の詳細を上海道臺に報告して其の承諾を經べく道臺は之に關し一條約國領事と協議を爲すものとす。犯罪人支那人たる場合には該委員に於て本國法律に照し之が處罰を爲す。

第八條――委員は通譯、翻譯者、書記等を使用すべく該委員自ら之を募集す。尙ほ一二名の外人を雇傭して一切を處理せしむ。犯罪者領事を有せざる外國人なるときは該委員雇傭の外人に命じて隨時之を召喚留置せしむ。一切の經費は毎月道臺より之を受取る。若し書記等に於て詐僞又は他に迷惑を及ぼすが如き行爲ありたるときは嚴重之を處分す。

第九條――委員は審理及逮捕に關し一の日誌を備へ置き逮捕の理由及判決等を逐一詳細に記入し以て上級官憲の考査に便ならしむ。若し委員の辨理善からざるか又は惡評ある等の場合には道臺隨時之を免職し他の者を任命して之に代らしむ。

第十條――委員が事件を審理する場合に於て若し原告訴旨を捏造して被告を誣告したるものあるときは支外人の論無く該委員嚴重に之を處罰す。其の處分規則は先づ該委員領事官と會同して之を定め道臺に送りて其の許可を受くるものとす。總じて支外一律なることを期し更に偏頗のことあるべからず。以て公平を昭にす。

右章程の實施に際し、佛國總領事は其の拘束を受くることを拒否して抗議を提出し(署名せず)、別に自國租界領事館內にも會審衙門を創設するに至つた。斯て上海には二箇の會審衙門が設けられること

となつたのである。却說右章程の效果として、租界內に在つては外國領事は直接外國人と關係ある中國人被告の事件に付會審の權ある外、尙ほ無條約國人間の訴訟、外國人雇用中國人關係の訴訟に迄會審權を擴張し得るに至つた。但し當時未だ純然たる中國人間の事件に對しては民刑事を論ぜず、領事の會審權は存在しなかつたのである。又衙門は形式上、中國自ら之を設立したものであつたから、其の職員(中國人會審官等)[1]は上海道臺の任免に係り、其の經費も亦上海道臺の支辨[2]する處であつた、ことに注意を要する。

右章程に曰ふ外國觀審官即ち領事觀審官(a Foreign Assessor; Consular Assessor)は當初英米兩國領事館より交替出張したが、後年に至り英米獨三國領事館より出張することゝなつた。而も右の中英人觀審官は每週三日間、米人は二日間、獨人は一日と云ふ割當であつた[3]。是等觀審官は訓練、實驗及人格により漸次著しき勢力を取得し、觀審官と云ふより寧ろ陪席判事の資格を事實上占むるに至つた。蓋し前顯『會審章程』に曰ふ會審權は一八七六年の英清『芝罘協定』に基く觀審權と重合して、觀審官に權威を增したのである。

一八九九年及一九〇〇年(光緒二十五、六年)、共同租界及佛國租界の地域擴張せられて、居住者の數多きを加ふるに至つた爲め、『上海共同租界及佛國租界各會審衙門ノ管轄ニ關スル章程』[4]四箇條が制定され、一九〇二年六月十日附實施の運びとなつた。左に夫れを揭げる。

第一條——刑事事件の被害者外人なるも而も佛人にあらざるものは共同租界會審公堂之を審理し若し被害者佛人なるときは佛租界の會審公堂之を審理す。

第二條——刑事事件の原被兩造齊しく支那人なるときは犯罪地の會審公堂之を審理す。

1) 之を承審員と稱す。
2) 道臺衙門より又は會審衙門の罰金收入より支辨。
3) 法廷は每日開廷。
4) Rules of 1902 for the Mixed Courts of the International and French Settlements. 一九〇二年六月十日附上海領事團及上海道臺承認。同月二十八日附北京外交團承認。

第三條――原告支那人被告外人たる民事事件に其の例二あり(甲)若し原告佛人に非ずして被告共同租界或は佛租界に住むものなるときは原告國領事より共同租界會審公堂に告訴して之が審理を受く(乙)若し原告佛人にして被告共同租界或は佛租界に住むものなるときは佛租界の會審公堂之を審理す。

第四條――民事事件の原被兩造均しく支那人なる場合には原告は被告所在地の會審公堂に訴ふるものとす。

次で一九〇五年(光緒三十一年)、上海領事團は會審章程の修改を希望し、北京公使團は十一箇條より成る『追加章程』[1]を議決したが、中國側の反對に遭つて實行するを得なかつた。併しながら事實に於ては、該『追加章程』案の目的とせる訴訟手續に依つて辨理されて居たのである。尤も此頃、次第に元來屬人的性質たりし會審權が屬地的性質に轉移するに至る慣例が發達しつゝあつた。卽ち、租界內の刑事事件は、縱令原被兩造が中國人たる所謂純粹事件であつても、外國觀審員が之に會審すると云ふ慣例と、判決事項が本來の規定たる枷杖以下の輕罪より擴張されて禁錮五年以下となつたが、更に禁錮五年以上を以て論ずる罪の如きも亦會審衙門に於て豫審を爲したる上、有罪と認めたる後初めて被疑者を中國官廳に引渡すと云ふ慣例、等が之であつた。[2]

〔領事團による衙門管理〕　次で一九一一年の辛亥革命は會審衙門に重大なる影響を及ぼした。革命に依り上海道臺竝に會審衙門の清國官吏は何れも彼等の地位を棄てゝ遁走した。而して彼等は遁走前、會審衙門に對する彼等の職權を「平時狀態の回復次第直ちに終了すべき純然たる一時的の措置」と云ふ了解[3]の下に、領事團へ讓渡したのである。於玆、同年十一月十日附を以て該衙門運用の衝に當ること

1) 主として訴訟手續を法文化せんとしたもの。
2) 併し此頃猶ほ、中國人相互間の民事事件に對しては外國觀審官の關與は見られなかつた。
3) Feetham's Report, vol I, p. 173.

を宣言せる上海領事團は、舊來の中國人承審員三名に對して改めて審判官たる認可を與へ、同時に多年の中國式弊害を一掃する爲め衙門の組織と慣例に對し著しき改革を斷行した。其の改革の主なるものは次の通りであつた。

一、職員の任免——中國人會審官即ち承審員は領事團より任免さる。

二、觀審權の擴張——領事は租界內の中國人間民事單純事件に對しても觀審官を派遣す。斯る事件に對して外國人辯護士も亦出廷を許さる。

三、管轄權限の擴張——五年の禁錮を限度とせしが、十年、二十年の徒刑をも判決するに至る。死刑或は無期刑に處すべき重大事件は豫審の後中國官廳に引渡す。[1] 更に上海に於ける外國船上の刑事事件竝に所謂越界(エキステンション)[2]路上の事件をも管轄するに至る。

四、上訴の不許可——元來、該衙門の判決は刑事事件に在つては輕罪を目的とせる爲め當初より上訴を認めず。一方民事事件に在つては中國人單純事件の場合は上海道臺を以て上訴受理機關とし、外華混合事件[3]の場合も亦右同斷なるも原告國領事は道臺衙門に觀審官を派し得たり。[4] 辛亥革命後上海道臺廢され上訴の途絶ゆ。爾後上海道尹、同交涉員設置せられたるも、上訴權は依然許容せられず、判決權限の擴張と共に、會審は遂に民刑事共一審終審の制度となれり。

五、經費に對する外國管理——上海道臺遁走の際、會審衙門の經費十萬兩遺留されたるが、革命後工部局に於て之が管理に當ることゝなり、會審官等の俸給は首席領事の責任に於て道臺名義の預金中より之を支拂ひ、下級職員の手當及雜費は之を罰金收入中より支拂ふに至れり。

而して右改革には多くの弊害をも伴つたのである。

例へば、領事團は十八名の領事より成り、各自該衙門に於て同等の發言權を有する結果、多數國人の關係する事件等に付

1) 斯て從前の慣例が公式化するに至つたのである。
2) 本書外國租界の章上海共同租界の項。
3) 勿論外國人原告、被告中國人の事件。其の反對の場合は所謂外國裁判所に屬し該衙門の管轄外である。
4) 以上淸末の制度。

屢々紛糾を生じ審理の公平を害することあるに至つた。殊に前顯二に曰ふ觀審權の擴張の如きは必要以上の越權であり、著しく中國人の不平を招くに至つた。また會審衙門は固より「中國法規を施行する中國裁判所」の建前なりしも、審判に際して外國觀審官は勢ひ外國の法理慣習を參酌し勝ちであり、嚴密なる意味に於て論ずるとき、「適用法規無く判決は輕重意の儘」となる處れがあつた。而已ならず、中國人より爾く非難されたのである。

一九一三年（民國二年）、北京政府は中華民國政府として列國の承認を受くるや、該會審衙門の回收を企圖し、外交團首席たる英國公使ジョルダン（Sir John Jordan）に之が覺書を手交した。之中國側回收要求の正式第一聲であつた。爾來這の運動は中國朝野に瀰漫し日一日要求の聲大となつたが、本問題は他の上海問題就中、租界地域擴張問題、中國人代表權問題、越界路問題等と錯綜するに至つた爲め、外華雙方間の議容易に妥結に至らず、遂に荏苒十餘年間、一九二五年五月三十日の所謂上海五卅事件の時まで空過して了つた。

［**上海臨時法院への變移**］　五卅事件を契機として英國の對華外交が急轉回を見るに至つたことは縷述の通りである。本問題も亦這の例に洩れず、該事件後、上海駐在英國總領事は會審衙門問題を他の問題より引離し、以て其の還附に關する中國政府の要請を容るゝ樣主唱した。結局、北京外交團は上海領事團に、中國政府は江蘇省政府に夫々折衝を一任することゝなり、翌一九二六年春以來主として日英米三國上海總領事と江蘇省政府當局との間に交渉行はれたが、種々の曲折を經て同一九二六年（民國十五年）八月二十三日兩者間に妥結を了し、同八月三十一日附を以て上海駐在各國領事[1)]

1) 署名者―首席領事諾威總領事(N. Aall), 米國總領事 (E. S. Cunninghum), 白國總領事 (J. Van Haut), 英國總領事 (S. Barton), 瑞典總領事 (J. de Lilliehöök), 日本總領事 (矢田七太郎), 伯剌西爾總領事 (A. E. Brandao), 佛國總領事(P. Naggiar), 伊國總領事代理(G. Piranjino), 葡萄牙總領事(F. de Paula Prite), 瑞西總領事代理 (F. Kaestli), 和蘭總領事代理 (G. M. Bijvanck), 西班牙領事(J. Palencia), 墨西哥領事(H. F. Allman)。

に依り署名せられた(後、中國政府は江蘇省政府の越權行爲に基くと爲し協定不信認の態度を執つたが、勿論問題とならなかつた)。『上海共同租界會審衙門還附臨時協定』「上海會審衙門回收暫行章程—Provisional Agreement for the Rendition of the Shanghai Mixed Court, August 31, 1926.」と呼ばれたものが之である。

該『臨時協定』の要點は次の通りである。

第一條(一)——江蘇省政府は上海共同租界原有の會審衙門の代りに上海臨時法院を設け、條約により各國領事裁判權に屬するもの以外の租界内民事刑事事件は之を總て右臨時法院に於て審理す。

(二)——凡そ現在中國諸裁判所に適用せらるゝ一切の法律(訴訟法を含む)及條例、並に今後制定公布せらるゝ法律條例は悉く臨時法院にも之を適用す、但し本協定の規定及將來の協議により承認せらるゝ會審衙門の訴訟慣例を考慮することを要す。

(三)——凡そ共同租界の治安と直接關係ある刑事事件及共同租界土地章程並に附則違反事件、及領事裁判權を有する國の人民の雇傭する中國人を被告とする刑事事件に就ては、悉く首席領事より委員(Deputy)一人を派し觀審せしむることを得、右委員は審判官(the Judge)と並坐す(to sit with)。

凡そ審判官の判決は右委員の同意を要せずして効力を生ず、但し右委員は其の不同意なる點を記錄に登載するの權を有す。審判官の同意無きとき右委員は證人及被告を訊問するを得ず。

(四)——該法院の凡ゆる召喚狀、逮捕狀及命令は審判官の署名を以て効力を生ず。是等召喚狀、逮捕狀及命令は其の執行前書記長(Chief Clerk)に於て番號を附し記錄す。凡そ召喚狀、逮捕狀及命令にして領事裁判權を有する國の人民居用の場所(premises)内に於て執行せらるゝものなるときは、該關係國領事或は當該國官吏は其の送達を受けたる際遲滯なく之に副署名するを要す。

（五）――凡そ領事裁判權を有する國の人民或は共同租界工部局の原告たる民事事件、及領事裁判權を有する國の人民が告訴人たる刑事事件は、該關係國領事或は首席領事に於て條約の規定に照して官吏一名を派し審判官と會同出廷せしむること(to sit jointly with)を得。

（六）――臨時法院の外別に上訴廷(a Court of Appeal)を設け專ら共同租界の治安と直接關係ある刑事の上訴事件及外華人間の刑事上訴事件を審理す。該廷長は臨時法院長之を兼任す。但し五等有期徒刑以下共同租界土地章程及附則違反事件に付ては上訴を許さざるものとす。

凡そ初審の時首席領事に於て員を派し觀審せしめたる事件に付ては、上訴のとき首席領事は別に委員を派して觀審せしむることを得、其の權限及派遣の手續は初審時の委員と相同じ。外華人間の刑事上訴事件も亦同樣方法に依り領事に於て委員を代へて出廷せしむ。

（七）――臨時法院の院長及審判官並に上訴廷の審判官は江蘇省政府之を任命す。

第二條――臨時法院が十年以上の徒刑及死刑の判決を下したる事件に付ては、同法院より江蘇省政府に報告し其の承認を請ふべし。凡そ死刑に付承認の與へられたる事件は租界外の中國官憲に引渡して之を執行す。共同租界內審問及檢分事項(檢驗)は臨時法院の審判官と首席領事派遣の委員とにより會同執行す。

第四條――臨時法院の召喚狀、逮捕狀及命令は司法警察官に於て執行す。右司法警察官は工部局警察より選任せらるるも、其の司法警察上の職務執行に付直接法院に對し責任を負ふ。

第五條――領事の派したる委員が審判官と會同出廷したる一切の外華人間の民事事件にして初審の判決に不服なるときは、交涉員署に上訴を提起すべく、交涉員[1]は條約に依り關係領事と共に審理す。但し此場合臨時法院をして審判官を代へ再審せしむることを得、尙ほ領事派遣の官吏も亦更迭するを要す。若し交涉員と領事とが再審を經たる事件の上訴に對し意見一致せざるときは、再審の判決を有効と爲す。

1) 中國政府外務當局よりの派遣員。詳細 402—04 頁を參看。

第六條——法院の出納及共同委員會の規定する事務は書記長をして管理せしむべく、右書記長は首席領事之れを推薦したる後法院より省政府に報告し省政府より之れを任命す。又書記長は臨時法院長の監督及命令を受け屬員を指揮管理し、且つ法院の出納を監督す。

第七條——以上六箇條は江蘇省政府の會審衙門囘收に關する暫行協定にして其の施行期限を三年と爲し會審衙門引渡の日より起算す。右期間内に於て、中國中央政府は隨時關係各國公使に向け最終協定に付交渉することを得。若し右最終協定成立せるときは本暫行協定は直ちに廢止せらるべし。若し三年滿期となるも北京に於て尙ほ最終協定成立せざる場合は、本暫行協定は更に引續き三箇年間其の効力を有す。但し最初の三年滿期の際江蘇省政府は滿六箇月前の通告を以て之が修正を提議することを得。

第八條——將來何時にても中國中央政府は各國政府と領事裁判權の撤廢に關し交渉するに際し、本暫行協定に依り何等の拘束を受くることなし。

第九條——本暫行協定に規定する會審衙門囘收實施期日は、江蘇省政府代表と首席領事とに於て別に公文の交換を爲し以て之を決定す。

尙ほ詳言すれば、右還附に關する取極は次の六種の文書を以て有效となつたのである。

一、右臨時協定九箇條。

二、首席領事及江蘇省政府代表間了解、一九二六年十二月三十一日附交換公文——臨時協定は一九二七年一月一日より有效とす。設立せらるべき上海臨時法廷(Shanghai Provisional Court)の "Court" に該當する中國語は「法廷」とせず「法院」と爲す。臨時法院の職權に付ては協定第一條の(一)に規定せらるゝ處なるも、猶ほ(a)上海港の範圍内[1)]に在る外國船舶上に發生せる外華混合事件、(b)共同租界外にありて上海、寶山の兩縣內に在る工部局道路を包括する、外國人

1) Harbour limits. 上海港の範圍を謂ふ。外華合同の機關たる黄浦江工程局に依り定められたる上海港(黄浦江上)の限界は、蘇州クリークの分流點よりバンド附近を中心として、中心區(section)を 1 より 11 の十一區に分ち、上流區を A. B. C の三區に、更に一の下流區より成るものとす。

地產[1]上に發生せる外華混合事件（但し此了解は是等道路に關する將來の交渉を拘束するものに非ず）、（c）上海、寶山兩縣内に在る租界接境地に發生せる外華混合事件は、何れも臨時法院の管轄と爲す。一九〇二年六月二十八日附『共同租界及佛國租界各會審衙門ノ管轄ニ關スル章程』（前題）は依然有效とす。（其の他茲に略す）。

三、首席領事及江蘇省政府代表間、一九二六年十一月、十二月（日附茲に略す）、新法院の雇用すべき外國人職員並[2]に新法院設立時に準備すべき經費[3]に關する往復文書。

四、還附實施に關する細目の若干の點に付共同委員會の作成せる覺書（一九二七年一月五日及七日附）——治外法權國人により支拂はるゝ新法院手數料に關し法院長は特に考量を加ふること。（A）犯罪に對する分類。（B）新法院に於ける訴訟手續。（C）法院書記長の任務。（D）法院所屬監獄規則。

五、新法院書記長（Chief Clerk）としてホイーラー（J. E. Wheeler）を指名する旨、一九二六年十二月三十一日附江蘇省政府代表より首席領事宛書翰。

六、新法院長及中國人判事の氏名を通知せる、一九二七年一月四日附江蘇省政府代表より首席領事宛書翰。

右『臨時協定』の效果として、一九二七年一月一日より中國人の統制下に、臨時法院が設立され、從て舊會審衙門と一八六九年の會審章程とは共に消滅することゝなつた。要するに一九一一年（辛亥革命）十一月以降「條約上ノ根據ナクシテ其ノ事務ヲ處理シツヽアツタ[4]」外國人統制の會審衙門は、茲に其の任務を終つたのである。併しながら中國人の不平は容易に盡きるものではなかつた。例へば、梁は「其の時江蘇省政府は中央に對して獨立の形勢にあり、外國領事團は遂に此虛隙に乘じて最低限度を以て中國に衙門回收の虛名を博せしむるに至つた[5]」と評して居る。

1) 所謂エキステンション區域に在る外國人の不動產。
2) 婦人タイピストを含み十名の外國人を雇用に決す。
3) 設立の際中國當局は尠くとも六萬弗以上の額を新法院のクレヂットに供する（取扱は中國側銀行）ことゝ決す。
4) 法權委員會報告書第23項。
5) 梁敬錞『既揭書』113頁。

臨時法院は次の協定成立迄三年間、活動を續けたが、幾多の非合理に禍されたのである。其の一々に付縷述するの餘裕もなく又必要もないが、[1]（一）全領事團より指名せらる、代理官（觀審官）は動もすれば自國の立場と西洋文明の聲望と副領事たる一身上の體面とを混同し無用の紛爭を構へた傾向があること、（二）臨時法院が屢々餘りにも外國人側の慣習を無視せる審理方法を執り且判決を下したこと、[2]（三）臨時法院が租界外中國行政官憲（例へば國民政府の各部、上海市政府の或る局課）よりの指圖に動かされる結果屢々法院が租界內に於て命令を强制せんとし、爲めに外國人側と紛議軋轢を生じたこと、等は記憶せらるべきである。

「上海特別區二法院への轉位」　次で該協定は、「三年間有效、期限前六箇月の豫告に依り改訂し得る旨規定（前出第七條）されて居たが、一九二九年五月八日、國民政府外交部は英・米・佛・蘭・諾・伯の六國公使に照會を發して、共同租界に於ける審判機關に關する辨法の作成方に付き提議し、[3]同年六月、一方該協定の當事者たる江蘇省政府も亦關係國領事に宛滿期後之を適用せざる意嚮に付表明した。新協定締結に關する交涉は、同年十一月十九日より南京に於て開催され翌一九三〇年（民國十九年）二月十七日附を以て關係者署名し妥結に達した。（また國民政府は此商議の途中、即ち一九二九年十二月二十七日附政府令を以て臨時法院を翌年一月一日より司法行政部の管轄に改歸する旨發表した。）同一九三〇年四月一日より實施された『共同租界中國法院ニ關スル協定』「上海特區法院協定」Agree-

1) 梁、『既揭書』117—19頁に中國人側の不滿とする事例が載つて居る。外國人側の主張に付"Feetham's Report", vol I, pp.175—95の記事は參考とするに足る。
2) 三年間に外國領事よりの抗議は二百件の多きに達した。
3) 此時國民政府は彼方一流の解釋により所謂條約滿期國たる日本に對して照會を發せず。首席公使たる和蘭公使は「關係國公使館代表者たる同僚の同意に依り」商議開始に應ずる旨回答した（一九二九年十月三十一日附）。

ment relating to the Chinese Courts in the International Settlement at Shanghai, Feb. 17, 1930.」が之である。右協定及附屬文書[1]は左の通りである。

『本協定』の全文は次の如し。

第一條——本協定施行の日より、從來の規則、協定、交換公文等々にして特に上海共同租界に於ける中國法院の設置に關するものは總て廢止せらるべし。

第二條——中國政府は審判機關に關する中國法律規則に從ひ且本協定の條項に依り、上海共同租界内に地方法院及高等法院分院を設置すべし。現に施行中に係る中國法律規則は其の實體法なると手續法なるとを問はず、又今後適法に制定公布さるゝものも總て右地方法院及高等法院分院に適用せらるべし。但し共同租界の土地章程及附則が中國政府に依り採用の上發布さるゝまでは[2]、是等章程及附則竝に本協定の條項に對し、適當の斟酌をなすことを要す。高等法院分院の判決、決定及裁決は、中國最高法院に對し中國法律に從ひ上告することを得。

第三條——領事代理者若くは領事館員が、現に共同租界に在る中國法院[3]に於ける裁判手續を監視し[4]、若くは會審するため(to sit jointly) 出廷しつゝある[5]從來の慣行は、本協定に依り設置せらるゝ法院[6]に於ては之を繼續すべからざるものとす。

第四條——何人たるを問はず工部局警察或は司法警察[7](the municipal or judicial police) に依り逮捕せられたるときは休日を除き二十四時間内に、審問の爲め本協定に依り設置せらるゝ法院に送致せらるべし。若し送致せられざるときは釋放せらるべし。

第五條——本協定に依り設置せらるゝ法院には各々中國政府の任命に係る若干の檢察官(procurator)を置くべし。右檢察官は當該法院の管轄區域内に於て、審問檢分(檢驗)をなし、且、中華民國刑法第百三條乃至第百八十六條の適

1) 昭和十四年八月現行のもの。
2) 卽ち、租界土地章程及附則が純然たる中國國內法たるに至るまで。
3) 所謂臨時法院を指す。以下倣之。
4) 所謂觀審。
5) 所謂會審。
6) 新設すべき地方法院及高等法院分院を指す。以下倣之。
7) 司法警察は本協定により新設せらるゝもの、協定第六條及附屬文書第三を看よ。

用を必要とする一切の事件に關し中國法律に從ひ其の職務を執行すべし、但し共同租界工部局警察若くは當事者に於て既に起訴したるときは此の限りにあらず。檢察官に依り行はるゝ一切の豫審は公開せらるゝことを要し、被告の辯護士は現場に立會ひ、且其の意見を陳述するの權利を有すべし。

右法院の管轄區域内に生じたる其の他の事件に付ては、工部局警察若くは當事者に於て起訴すべし。檢察官は工部局警察若くは當事者の起訴したる總ての刑事事件に付き法廷に於て其の意見を陳述する權利を有すべし。

第六條——召喚狀、逮捕狀、命令等々の如き一切の司法手續は、本協定に依り設置せらるゝ法院の審判官（Judge）により署名せられたる後、初めて其の效力を生ずべく、且司法警察若くは其の執達吏に依り下記規定に從ひ送達若くは執行せらるべし。

共同租界内に於て逮捕せられたるものは何人を問はず法院の豫審を經ずして租界外官憲に引渡されざるべし。右豫審のとき被告の辯護士は出廷し意見を述ぶる權利を有するものとす。但し中國新式裁判所より要求ありたるときは、本人に相違なきこと法院に依り立證せられたる後引渡さるべし。

右法院の一切の判決、決定及裁定は、同法院に施行せらるゝ司法手續の結果、確定的のものとなりたるとき、直ちに執行せらるべし。工部局警察は必要あるとき、要求を俟ちて其の權限内に於ける一切の援助を供與すべし。

右法院の執達吏は、各法院長に依り任命せらるべく、且一切の召喚狀の送達及其の他民事事件に關する該法院の文書の送達を以て其の職責となすべし。民事事件に關する判決の執行に付ては執達吏は司法警察員と同行することを要す。法院司法警察の職員は工部局の推薦に本づき高等法院分院長より任命せらるべく、且、理由を示して該法院分院長より其の職を免ぜらるゝものとす。又、該職員は工部局より理由を示したる請求あるとき該分院長より其の職務を停止せらるゝものとす。是等職員は中國司法官憲の制定せる制服を着用すべく、又、法院の指揮命令に從ひ、且各自の職責に忠實なることを要す。

第七條――現に上海共同租界内に在る民事拘留處及女囚監獄は、本協定に依り設置せらるゝ法院により引繼がるべく、且中國官憲に依り監督管理せらるべし。

現に共同租界内に在る中國法院附屬の監獄に於て服役中の一切の囚人、竝に本協定に依り設置せらるゝ法院(新)に依り宣告を受けたるものに對しては、右法院(新)は其の酌量に依り、租界内監獄又は租界外中國監獄に於て之を服役せしむるものとす。但し警察犯處罰令、土地章程及附則に對する違反者、若くは審問に附せらるゝ爲め拘留中のものは、其の拘束期間中租界内に於て服役するものとす。租界監獄は可能なる限り中國監獄規則に適合するものとせらるべく、且中國司法官憲の任命せる職員に依り隨時檢閲せらるべし。

本協定に依り設置せらるゝ法院に依り死刑の宣告を受けたるものは、該宣告執行の爲め租界外中國官憲に送致さるべし。

第八條――相當の資格を有する外國人辯護士は、外國人が當事者たる一切の事件に關し、本協定に依り設置せらるゝ法院に於て其の職務の執行を許さるべし。但し當該外國人辯護士は單に其の關係當事者たる外國人を代表するものとす。工部局は亦、相當資格を有する中國人又は外國人辯護士に依り、同局が原告又は被告たる事件、若くは工部局警察が刑事告訴者たる事件に於ける一切の訴訟手續に付、同樣に代表せらるるものとす。

其の他の事件又は訴訟手續にして工部局に於て租界の利益に關するものと認めたるとき、相當資格ある中國人又は外國人辯護士は同局を代表することを得べく、且是等辯護士は裁判手續中書面に依り其の意見を法院に提出することを得。且其の必要と認めたるとき、民事訴訟法の規定に從ひ書狀を以て訴訟に參加することを得べし。

本條に依り上記法院に於て其の職務執行に付資格を與へられたる外國人辯護士は、辯護士證書を得る爲め司法部に申請することを要し、且其の懲戒に關する規定を含む中國法律規則にして一般辯護士に適用せらるゝものに服從するものとす。

第九條——中國政府より二名、本協定に署名せる各國政府より二名、合計四名の常任代表者（permanent representatives）任命せらるべく、本協定の解釋又は適用に關し異論あるとき、是等代表者は高等法院分院長若くは署名國官憲の委囑に應じて、之が調解に努むるものとす。但し是等代表者の報告は、雙方同意ある場合の外、孰れの當事者をも拘束することなかるべし。法院の判決、決定、裁決又は命令は前記代表者の考量を求むべきものにあらざることを了解す。

第十條——本協定及附屬文書は一九三〇年四月一日より其の效力を生ずべく、且同日より三箇年間有效とす。但し各當事者の雙方同意を經て一期間（for an additional period）其の效力を延長することを得。

一九三〇年卽民國十九年二月十七日南京に於て、

署名者——中國代表、伯刺西爾、米國、英國、諾威、和蘭、佛國各代表。

『附屬文書』卽ち外華雙方委員了解事項[1]の本文は次の如し。

一、本協定に依り設置せらるゝ法院は、上海共同租界に於ける民刑事件竝に警察犯罪及審問に對して管轄權を有するものと了解す。但し右法院の人に對する管轄權は他の中國裁判所の管轄權と同一たるべく、又右法院の土地に對する管轄權は現に上海共同租界に在る中國法院の管轄權と同一たるべし、尤も（a）租界外外國人の私有財產に關して生ぜる外華刑事事件、（b）租界を圍繞する區域に於て生ぜる外華民事事件は此限りにあらず。

二、現に共同租界內に在る中國法院竝に佛國租界に於ける法院の各管轄權に關する現行慣例は、中國政府及關係國官憲間に確定的措置あるまで、今後と雖も踏襲せらるべきものと了解す。

三、本協定に依り設置せらるゝ法院の司法警察職員に付ては、可能なる限り、工部局に於て中國人を推薦すべきものと了解す。且本協定第六條に本づき高等法院分院長の任命せる司法警察員中より工部局に於て一名を指名し、右員の爲め分院長は法院構內に一役場を供與し、前揭第六條の規定に從ひ送達執行の爲め召喚狀、逮捕狀、命令及判決の如き右法院

1）交換公文の形式。

一切の司法手續に關し必要事項の記入を掌らしむべし。

四、本協定に規定せらるゝ法院の設置は、現に共同租界に在る中國法院並に從前より存せる中國法院に依り與へられたる判決の效力に何等影響を及ぼすものに非ざるは勿論、該判決に付、上訴が合法的に行はれ、若は保留されつゝある場合を除き、確定的且有効のものと看做さるべきことを了解す。又、本協定に依り設立せらるゝ法院の判決は、効力に關し、他の一切の中國裁判所の判決と同樣なる地步にあるべきものと了解す。

五、本協定は越界道路[1]の地位に關する將來の交渉に對し、何等の影響をも及ぼすことなく、若は之を害するものに非ざることを了解す。

六、現共同租界內中國法院の預金勘定として中國銀行に託されつゝある六萬元は、本協定に依り設置せらるゝ法院の爲めに、中國政府に依り維持せらるべきことを了解す。

七、本協定に依り設置せらるゝ法院は、中國法律に從ひ右法院の沒收せる物品にして中國政府の財產たるべきものゝ爲め貯藏室を設置すべし。尙ほ其の沒收阿片並に沒收吸煙器具、製藥機械は、三箇月每に共同租界に於て公開裡に燒棄せらるべく、又沒收戎器の場合に於ては、工部局は其の處分に關して同局の希望する意見を、司法部へ轉送するため兩法院長に提出するを得るものと了解す。

八、本協定の效力發生の日に現に共同租界に在る中國法院に繫屬中の一切の事件は、總て本協定に依り設置せらるゝ法院に於て其の實施せらるゝ手續に從ひ審理さるべきものと了解す。但し外華間事件に關する訴訟手續は、可能なる限り引繼當時の審判程度に於て審理を繼續し、且十二箇月の期間內に之を終結せしむべし、尤も右期間は事情が之を必要とする場合右法院の酌量に依り之を延長するを妨げず。

新協定の一般的效果は次の通りである。(一)從來の上海臨時法院は廢止され、上海特別區地方法院[2]、

1) 本書外國租界の章、上海共同租界の項參看。

2) 國民政府の所謂大上海市制により共同佛國の兩租界は合して特別區と命名された(尤も此中國側の制度は何等租界を拘束するものでない)。猶ほ翌年佛國租界會審衙門の回收に伴ひ「上海第一特別區地方法院」と改稱。

江蘇高等法院第二分院と云ふ二つの新法廷が共同租界內に設けられること丶なり、新法廷は純然たる中國國民政府司法制度中の一部分に劃歸された。從て上訴は、右地方法院より右高等法院に對して行はる丶のみならず、法規により中國最高法院(勿論租界外、中國に於ける大審院)まで爲し得るものとなつた――第二條の效果。(二)外國領事の所謂觀審權乃至共同出廷權は根本的に消滅した、卽ち從來臨時法院に於て刑事事件に參與せる領事團代理官の存在は消滅し、又從來治外法權國人若は共同租界工部局が原告たる民刑事事件に於て、關係國領事より派遣された領事館員が臨時法院判事と同席することも廢止されたのである――第三條の效果。(三)協定第二條は一般中國法律が新法院に適用せらるべきことは原則的に之を承認するも、共同租界の土地章程及附則が將來中國政府に依り採用實施さるるに至る迄は、是等の「章程及附則」に對し相當の考量を加ふること丶なつて居る。此點に關し、協定附屬書は右「章程及附則」が將來共に維持せらるべきことを定めて居る。

又本協定第九條に曰ふ、四人の常任代表者に就き、一九三〇年四月一―三日附英國公使ランプソン及外交部長王正廷間に往復公文(電信)あり、英國人ブレナン(Brenan)、米國人ジャコブス(Jacobs)の兩人が外國側代表者に、徐謨と錢泰とが中國側代表者に、夫々決定した。

尙ほ新法院と他の近代式中國裁判所との間には手續上相違する特殊な點がある。例へば檢事の地位と起訴權、囚人拘禁の權力、司法警察、法院と工部局との關係、監獄、租界外官憲に對する囚人の引

渡、外人辯護士の出廷權等が之であるが、玆には論及を省略する。

〔私見と現狀〕　新法院が共同租界制度、竝に治外法權制度の存續する限り免れ難き諸種の弱點を備へて居るのは理の當然である。同時に新協定に對して、關係外國側[1)]が當時所謂讓步の最極限を以て臨んだことも明瞭であるのみならず、進んで協定を仔細に檢討するとき、關係外國側が共同租界の地位夫れ自體に就ても、近き將來に於ける何等かの變更を覺悟して居た樣に察せられる節さへある。從て、私見に據れば、中國側が新法院に與へられたる權限を通じて租界制度竝に法權制度に挑戰するとすれば、此處に外華紛擾の危險が釀出されるのは必至であると想はれる。既に過去の事實に徵すれば、(イ)共同租界土地章程に教育、社會、經濟の三方面に關する取締規定の缺けて居るに乘じ、臨時法院は是等三方面に關する判決を通じて其の强制を租界當局に强いた事例もあり、(ロ)國民政府行政院又は上海市政府の如き中國行政官憲、淞滬警備司令部の如き中國軍事官憲が、容易に臨時法院に壓力を加へ、以て租界行政權を侵害した事例もある。[2)]右は單に臨時法院に關する過去の物語ではない。若し滿洲事變、支那事變の勃發が無く、國民政府が其の所謂國權恢復運動に盲進して居たとすれば、蓋し新法院の地位は外國人の權益を無視して逆睹し難いものとなつたに相違ないのである。[3)]

上海特別區法院(實は佛國租界の夫れと區別する爲め第一特別區法院と正稱する)協定は、一九三三年三月三十一日を以て一應滿期となるも、協定により三年を期限として唯一回の延長を認むると云ふ建前であつたが、同一九三三年(民國二

1) 協定成立の時日本が除外されたこと前言の通りである。主として英國の指導下に在つた。
2) 多くの場合(イ)と(ロ)とは不可分の關係にあつた。
3) 一例すれば一九三一年三月一日附國民政府施行の「危害民國緊急治罪法」を文字通り新法院が租界内犯人に適用するとすれば、問題紛糾は必至の情勢にあつた。

十二年）二月八日附、英・米・佛・蘭・伯・西の各國公使及諸威代理公使と國民政府外交部長羅文幹との間に左の要旨の公文の交換があり、延長されることゝなつた。

一九三〇年二月十七日附署名に係る上海共同租界內中國法院に關する協定及附屬交換公文は、一九三三年四月一日より三箇年間其の效力を延長す。右協定及附屬交換公文に對し孰れか一方に於て取消を希望するときは、滿期六箇月前に相手方に對して通告を要すべく、爾後は、孰れか一方が相手方に對して之が取消を通知してより、滿六箇月間其の效力を繼續するものとす。

斯て一九三六年三月三十一日を以て第二回の期限を迎へたが、其の滿期前雙方より意思表示なかりし爲め、引續き有效となり今日に至つて居る。現支那事變の進展に伴ひ國民政府は遠く四川の奧地に蹻蹐するに至つた。斯て今や同特別區法院が、國民政府に代つて上海地方に對する實權を握る中國維新政府の管轄下に置かるべきは、極めて當然のことゝなつたのである（現上海諸懸案の一）。

3　上海佛國租界特殊法廷（舊會審衙門）

〔沿革及準據の條約〕　一八六九年（同治八年）四月二十日、『洋涇濱設官會審章程』の實施に際し、佛國總領事[1]は其の署名を肯ぜず、遂に同年別に自國租界領事館內に會審衙門を創設したことは、既に共同租界の項に於て之を陳べる處があつた。佛國領事が署名に同意しなかつたのは、「該會審章程第十條が實施中の佛清間條約即ち天津條約第三十五條に抵觸すること明かなり」と云ふ理由に據つたのである[3]が、斯る理由は佛國に執り單なる口實に過ぎなかつたのである。佛國は條約と抵觸せざる範圍內に於

1) 該年三月二十日總領事 Brenier de Montmorand 辭任し、Dabry de Thiersant 總領事臨時代理となる。佛國政府は前者の在任中拒否に決した。

2) Ch. B.-Maybon et Jean Fredet, Histoire de la Concession Française de Changhai, 1848—1875, pp. 347—8.

て、該『洋涇濱章程』を自國の會審衙門に準用した。次で佛國租界會審衙門に關する條約的權利根據文書として數ふべきものは、一九〇二年六月十日附『共同租界及佛國租界各會審衙門ノ管轄ニ關スル章程』(前項に掲げた)、一九一一年十一月十日附上海領事團の宣言(同上)、一九一四年四月八日附佛華『上海佛國租界擴張ニ關スル取極』中の若干條項(左記は其の中主要なるもの)のみである。

『取極』第十條――上海佛國租界會審衙門に出廷すべき中國政府指名の裁判官は、所謂租界外部街路地帶 (region of the outer roads)內に於ける中國人のみの關する民刑事事件を管轄すべし。之が爲め該裁判官は該地帶內所在の一地點に於て裁判を開くべきものとす。

尙ほ右の外、訴訟手續の細則等に關して、佛國總領事の多數の命令があることは謂ふまでもない。要するに、同衙門に於ては、佛國總領事と中國官憲との右取極により選定された中國人判事が、中國人單純事件及無治外法權國人に對する民刑事雙方の司法權を、實際上行使して居た。[1] 卽ち佛國總領事の派する佛國人會審官(Assessor)は、佛國警察官憲が起訴したる事件に限り、中國人判事との共同審判の爲めに出廷するのが慣例であつた。次に控訴は、右第一審と同樣に構成されて居た控訴法廷(Court of Appeal)に於て取扱つて居た。衙門の適用法規は、共同租界會審衙門の場合と同樣、原則上中國法であつたが、若し中國法の規定が適用不可能と認めらるゝときは、法律の一般的原則若くは慣習に依り裁判を行ふことゝなつて居たのである。[2]

1) 近年の慣例。
2) "Feetham's Report", vol. I, p. 241.

〔佛國租界內中國法院の設立〕　佛國租界會審衙門は元來規模小さく、且共同租界會審衙門に比し遙かに重要性乏かつた爲め、從て其の地位も中國側より等閑に附され勝ちであつた。一九三〇年後者衙門が臨時法院より特別區法院へと改組されるに及び、前者衙門の回收が具體化して來た。一九三一年(民國二十年)六月十六日より十九日までの正式會商に於て意見の合致を見、同年七月二十八日附南京に於て、國民政府外交部長代理及駐華佛國公使代理間に[1]『上海佛國租界內設置ノ中國法院ニ關スル協定』(Arrangement sino-français portant institution de cours de justice chinoises dans la concession française de Changhai)十四箇條、及附屬交換公文一種の署名を了した。該協定は共同租界に於ける特別區法院協定と同樣趣旨のものであるが、之より頗る簡略となつて居る。要旨は次の通りである。

第一條――本協定效力發生の日より、現に上海佛國租界內に設置さるゝ會審衙門と稱する機關は、其の關係する一切の章程及慣例と共に總て之を廢止すべし。

第二條――中國政府は中國法律及章程に依照し上海佛國租界內に地方法院及高等法院分院各一を設置す。該法院に專屬する官吏は該租界の範圍に限り其の管轄權を行使するものとす。

高等法院分院の判決及裁決に對し、中國最高法院は中國法律に依照して其の上訴事件を受理す。

第三條――中國に於て現に有效なる又將來法に依り制定公布すべき法律章程は、之を一律に各該法院に對しても適用す、但し租界に於ける行政章程に對しては考慮を加ふべし。

第十四條――本協定及附屬交換公文は、一九三一年七月三十一日より一九三三年四月一日迄有效とす。但し佛華兩國政府の同意に依り之を三年延長することを得。

1)　歐米司(局)長・徐謨、司法院參事・吳昆吾、佛國公使館參事官・Lagarde、駐上海總領事・Koechlin の四名。

右第二條に基き、上海第二特別區地方法院と江蘇高等法院第三分院とが設立された。

〔現狀〕 中國國民政府は共同租界法院と同一の運命に置く爲め、特に佛國租界法院協定の有效期間を先づ一九三三年四月一日までと取極めたのであつた。一九三三年（民國二十二年）三月二十四日附、佛國公使及國民政府外交部長間の交換公文に依り、大體共同租界内中國法院の夫れと同樣なる狀態に置かれるに至つた。蓋し滿洲事變の影響に依り、國民政府の這の種法權囘收運動は稍逆轉の形勢となつたのである。右交換公文の要旨は次の通りである。

一九三一年七月二十八日附署名に係る上海佛國租界内中國法院に關する協定及附屬文書は、一九三三年四月一日より三箇年間其の效力を延長す。若し何れか一方が一九三五年十月一日以前に滿期後廢止の意思に付、相手方に通知せざるときは、該協定及附屬文書は爾後無期限有效とす。但し雙方共六箇月前の豫告を以て之を廢止し得るの權利を保留す。

斯て該佛國租界内の二法院は、共同租界に於ける夫れと同樣、現に引續き其の儘となつて居る（前項末段參看）。尚ほ該法院が今後共結局に於て、共同租界の夫れと同一運命を辿るべきことは想像に難くない處である。

4 廈門鼓浪嶼（クーランス）共同租界特殊法廷（會審公堂）[1]

本公堂の構成は一九〇二年（光緒二十八年）一月十日附『廈門鼓浪嶼外國租界土地章程』（Land Regulations for the Foreign Settlement of Kulangsu.）[2] の第十二條乃至十四條に基くものである。

1) 廈門租界に就ては本書外國租界の章に出づ。
2) 他に細則あり。署名者—淸國側廈門道臺・延年（他三名）、外國側首席領事日本領事（上野專一）、英國領事（R. W. Mansfield）、米國領事（J. H. Fesler）、獨國代理領事（B. Krause）、佛國領事代表（A. Bernard）、西國代理領事兼丁抹代理領事（M. Woodley）、和蘭領事兼瑞典諾威國副領事（A. Piehl）。

即ち曰く。

第十二條(混合法廷)――淸國政府は上海に於ける混合法廷に照し鼓浪嶼に混合法廷(會審公堂)を設け、經驗ある職員を任命して駐在辦理せしむると共に書記を置きて公務の處理を助けしむ。該官吏は廈門道臺(Taotai of Amoy)及總辦福建全省洋務總局(Foreign Board of Fohkien)より之を任命す。若し共同租界內に於て警察法を犯したる者あるとき且つ該人が中國人なる場合は、該官吏之を處斷す。若し中國人により犯されたる重大犯罪事件ある場合は、該官吏は會審公堂內に於て先づ之が豫審を行ひ、後一件書類と共に之を地方官憲に送致して審理す。

會審公堂は共同租界內に住居する中國人の被告たる一切の民事事件をも審判す、該審判を經たる後必要あるときは本土又は廈門に於ける地方官憲[1]により執行せらるべし。[2]

民刑事一切の事件にして外國人の關係するものに付ては、該關係外國人を管轄する領事若は右領事の派遣する官吏は會審官(Assessor)として會審公堂承審員(審判官)と會同すべし(shall sit)。

(上訴)――若し會審官と公堂承審員との間に於て意見一致せざる事件は、之を道臺の構成する上級法廷(註)に上訴することを得。此場合該關係外國人を管轄する領事は會審員として道臺と會同すべし。

(逮捕狀に對する領事の副署名)――拘禁又は召喚せらるべき人[3]が若し外國人住居(プレミセス)內に居住するとき、會審公堂の發する一切の逮捕狀又は召喚狀は、關係國領事よりの副署名あることを必要とす。〔此の外、中國人にして罪を犯し租界內に逃亡したる者に付ては、上海章程に照して公堂承審員の卽決處分によりて之を逮捕すべく、領事に照會し或は租界警察の協助を俟つことを要せざるべし。〕[4] 單に外國人に雇用せられ居るのみにて外國人住居內に居住せざる者に對しては、逮捕狀は前以て領事の副署名を求むるを要せず、只之を發する日に領事に送るべく、該領事は〔或は署名し或は〕[5]適切なりと認めたる場合右逮捕狀を取消さしむることを得。〔以上を除く場合逮捕狀には領事の副署名を必要とせず〕[6]。會審公堂

1) 鼓浪嶼は廈門市のある廈門島の西隣にある小島。
2) 後此規定は其の實を喪ふに至つた。本項末の註を看よ。
3) 勿論中國人。4) 此一段英文にはない。5) 同上。6) 此一段中國文にはない。

の審理手續に關する細則は、〔領事團と協議の上〕[1]道臺之を作成すべし[2]。

第十三條（逮捕狀なき逮捕）——茲に略。

第十四條（犯人の引渡）——茲に略。

右の如く鼓浪嶼會審公堂に關する規定は、結局辛亥革命前の上海會審衙門の夫れと殆ど大差ないものであつた。

併しながら一九一一年（辛亥）中に於て、上海に於けると同様なる事態[3]發生した爲め、該會審公堂も亦領事團による管理と云ふ、大體上海と同様の制度上の變革を受けるに至つた。尤も辛亥革命の直前、鼓浪嶼に於ては中國人の違警事件に付、會々外國領事代理者が觀審を行つた例があつた[4]。後、之が慣例となり、一九一四年（民國三年）外華協定の上『警察犯陪審辦法』を制定し、租界工部局より起訴したる斯の種事件に限り會審すること、なつた。次で租界内に逃亡したる中國人の逮捕狀にも領事の署名を要するのが慣例となつた。一九一八年鼓浪嶼工部局は、上海の辦法に準じて新章程を改訂し且條約を以て會審章程を定めんことを提議したが、中國側の反對に依り之は實現せずして止んだのである

廈門鼓浪嶼租界會審公堂は、現に、一九二七年次の臨時法院制度實施前に於ける舊上海會審衙門と略同様なる地位を有して居り、從て領事團の管理下に在る譯であるが、廈門の地は上海に比し其の地域極めて小さく管轄人口亦比較にならぬ程少數であるから、其の治外法權制度上の地位は上海の場合の如く重大でない。別言すれば、事件が此會審公堂に繫屬する場合は極めて稀れ[5]と云ふ狀況に在る。

1) 此段中國文にはない。　2) 細則は遂に作成を見るに至らない。
3) 清國官吏逃亡。　4) 嚴密に言へば右第十二條の規定違反である。
5) 例へば日本人關係の民刑事事件合計數は、昭和三年度二件、同四年度四件（内刑事一件）、同五年度二件である。

参考――理論上のみより曰へば、他の各開港市場乃至租界制度を有する開港市場に於ても、上海、廈門に於けるが如き外華混合特殊法廷の發達を妨げて居ない譯であつたことに注意を要する。

註――民國時代に入り、此「上級法廷」は福建省特派交渉員署(在福州)の管轄と改制されたが、英國の希望に依り、廈門駐在觀察使に於て上訴を受理することゝなつた(民國二年三月二十七日外交部發令)。次で右觀察使の職は廈門交渉員の兼任する處となつた。更に一九一六年(民國五年)十二月十四日『商定鼓浪嶼會審公堂上訴辦法令』發せられ、上訴に關する取扱方法が一段と明確になつた。即ち、該公堂に於て審理する外國人原告、中國人被告の事件、或は中國人より外國人を訴ふるものにして外國側の會審する民事事件の判決に對し、不服ある場合は民國二年三月六日の『華洋訴訟辦法』に依りて處理すべく(即ち此場合上訴は福建省外交部特派交渉員署の管轄となる)、一方外國側の會審せざる純粹の中國人民事事件は閩侯(福州)地方廳、同高等廳と云ふ過程を經て大理院を最終審とすることゝなつた。更に國民政府時代に入り、此上訴は一九二九年(民國十八年)八月十二日附政府令による『裁撤交渉署善後辦法』、竝に翌一九三〇年(民國十九年)七月十五日附司法院訓令『各省交渉署裁撤後華洋訴訟案件ノ辦理ニ關スル補充辦法令』に依り、[1] 處理されるものと解される。

5　漢口特殊法廷(洋務公所)[2]

漢口洋務公所は、一八九四年(光緒二十年)漢口海關が湖北督撫の許可を得て設置した「沿洋街委員」―の制度に其の端を發する。右は當初商事關係の事件の調停にのみ當つたが、次第に領事裁判所の審理に對する立會、各國租界[3]内犯人の逮捕拘引等の如き、專ら租界内の交渉事件を處理することゝなつた。併しながら猶ほ、訴訟受理の權限は與へられて居なかつたのである。爾後、民國初年[4]に至り改めて漢口洋務公所と稱し、特別の訴訟手續を設けず、上海『洋涇濱設官會審章程』を準用して、湖北交渉員公

1) 本書404頁。
2) 漢口傳訴公廨なる別稱もある。
3) 嘗て英、露、佛、獨、日の五國租界があつた。
4) 光緒末年との說もある。

署の命令を受け、以て外華訴訟を審理し且漢口各租界の治安に關する事案竝に交渉の事件を處理すること、なつた。而して其の職員は審判官一名、會辦一名、補助審判員二名、以下書記、警官等より成るものとせられた。從て右洋務公所は純然たる中國側の責任に於て[1]事務を執行する機關と看做さるべきであつた。公所が最も其の存在意義を有せる當時の職權の概要は次の通りであつた。

觀審——治外法權國領事館內の領事裁判所に於て開廷さる、原告中國人被告治外法權國人の事件に對し、公所より補助審判員を派して會同す。

審判——原告無治外法權國人被告中國人の民事事件、或は無治外法權國人を被告とする民事事件にして該被告が租界內に居住する場合又は其の財產が租界內に在る場合、公所之が審判に當る。尤も右に對し關係國領事は員を派し之に觀審す。

刑事事件に就ては各租界に依り之が取扱を異にせり。

原被兩造の中國人たる民刑事事件は本來、正式の法院の管轄に歸すべき筈なりしも、公所は屢々其の權限を越えて之を受理せり。

逮捕——法院、縣公署公廷、軍警等各中國司法機關にして各租界內の中國人を逮捕せんとするときは、何れも先づ公所より派遣する警官逮捕狀を持して關係國領事館に至り領事よりの署名を得て後、之を逮捕す。

而して洋務公所は、同公所により刑の宣告を受けたる者を收容する爲めに、洋務拘留所と稱する特別の監獄を設けて居た。

また治外法權國人を原告とし中國人を被告とする民事事件は該公所に於て審理せず、夏口縣知事法

1) 職員の任免、經費の負擔等何れも中國側の責任であつた。

廷に於て關係國領事觀審の下に裁判すること丶なつて居た。此方式を裏書せる法規として、例へば一九二二年(民國十一年)三月三日附北京政府外交部發令『中國法院受外國法院囑託協助司法事項不以上海夏口兩廳爲限』を擧げることが出來る。

次で國民革命軍の楊子江沿岸席卷を背景に、漢口・國民政府外交部長陳友仁は、漢口・九江兩英國租界實力囘收[1]の餘威を藉りて、漢口洋務公所の撤廢を强行した。卽ち一九二七年(民國十六年)二月九日、漢口外交部交渉員は同地駐在治外法權享有國領事に宛て「中國國民黨中央執行委員會は、華洋訴訟に就き、既に漢口市法院に對し之が辦理を命じたり。從て爾今會審公堂は開審するを得ず、夏口縣亦訴訟を受理し得ざるに至れり。領事館員陪審の資格も亦之を取消す。[2]」と通告した。更に之と前後して英米兩國が一般觀審權の放棄に同意を表した爲め[3]、此漢口洋務公所の廢止は愈々合理化されて了つた。當時此國民政府の一方的聲明に對し、現實問題として、對抗的意思表示を爲し得る地位にあつたのは、漢口に租界を有する日佛兩國のみであつたが、兩國共客觀的情勢に支配され何等有效なる措置を執り得なかつた。斯して三十餘年の歷史を有せる漢口特殊法廷は、國民革命の同地進出と同時に其の姿を消すに至つたのである。

6　上海及廈門に於ける領事團裁判所

在華治外法權の一樣相と看做されるものに、上海及廈門の兩共同租界に於ける各領事團裁判所(The

1) 本書21頁を看よ。
2) 半粟『中山出世後中國六十年大事記』568—69 頁。
3) 第七章第二節米清『天津條約』の項中「觀審權の撤去」を看よ。

Court of Consuls)と稱する一機關がある。[1] 抑も一八六九年十一月一日實施の『上海共同租界土地章程』第二十七條は、工部局を原被告とする裁判に就き豫想し且左の如く規定した。

工部局を代表する參事會長（セクレタリー）は「上海外國人團體の工部局」("Council for the Foreign Community of Shanghai")なる法人格を以て訴訟の當事者たることを得。工部局即ち參事會長は其の受けたる判決に付個人たる原告と同樣一切の權利及特權を有すべし。又其の開始されたる法律上の手續又は衡平法に基く訴訟事件に付個人たる被告と同樣の義務を負ふべし、但し右の場合工部局の個々の一員として或は參事會長としては個人的責任を負はざるべく、唯工部局の財産(property)に付徵求せらるべし。前記工部局即ち參事會長に對する一切の訴訟手續は「外國領事團の裁判所」(a "Court of Foreign Consuls")に向つて開始且繫屬せらるべく、右裁判所は毎年の初めに於て條約國全領事團に依り設置せらるゝものとす。

爾後右に曰ふ「外國領事團の裁判所」なるものは、一八八二年に至る迄設立の運びとならなかつた。同年七月十日上海領事團は『上海領事團裁判所手續法』(Rules of Procedure for the Court of Consuls, Shanghai)（十七箇則より成る）を制定した。要點は左の通りである。

前文――領事團裁判所は共同租界工部局に對する民事事件を取扱ふ。裁判所は毎年領事團より選出せらるゝ判官たる領事三名、[2] 並に書記一名を以て構成す。

第四則――裁判所の用語は英語とす。

第十二則――判決後六十日以内に申請ありたるときは一切の事件に付、裁判所は正當と認むる條件に依り再審理を命ずることを得。

右第十二則は上訴に代るべき唯一の規定である、即ち該手續法は領事團裁判所の判決に對する上訴に

1) 廈門鼓浪嶼租界に於ける領事團裁判所に付、外國租界の章、廈門の項を看よ。
2) 判官として英米獨三國の領事が選出される慣例が續いたが、後、判官の一名に所屬國の如何を問はず主席領事が選出されることゝなつた。

就き何等規定する處がない。尙該法は今日猶ほ有效のものである。

尤も其の後一九三一年一月に至り判官たる領事の員數は三名より五名に增加せられたが、一九三七年一月再び三名となり現在に至つて居る。近年日英米三國の總領事が每年選出される傾向にある。

尙同裁判所の適用法規に就ては取極上何等規定される處がない。從て裁判所は租界法規たる土地章程及附則を準則とし、之に規定なき場合衡平の一般原則を以て補ふの例である。斯る裁判所の審理せる事件中[1]には「租界内借地人の保有せる財產權の侵害に對する救濟を目的として出訴されたる請求權に關し、工部局に執り不利なる判決が與へられた」前例もある。[2]

參考――原告たる工部局が治外法權國人を領事團裁判所に出訴することありや、法規上は妨げなきも之は治外法權に對する一種の無視を意味すべく、所謂フランク・プリンシプルの精神に合致しないこと﹅なる。從て此場合工部局は、訴訟繫屬裁判所に就き選擇權を有するものと解釋せらるべく、實際は被告の屬する領事裁判所に出訴するのが例である。

第四節　領事裁判權以外の特權

1　概　說

中國に於ける治外法權の樞軸が領事裁判權であり、領事裁判權の主體が外國領事官憲の行使する司法的管轄權であることは、說明する迄もないことである。本節は該領事裁判權と共に治外法權の客體を構成する、領事裁判權以外の各種特權に就き、其の內容を明かにせんとするものである。固より斯

1)　最近の記錄に據れば一九三六、七年度に各一件あつたのみ(何れも共同租界工部局を被告とする損害賠償事件)。
2)　"Feetham's Report", vol. I, p. 171.

の種特權中には、其の根據を條約取極類に求め得るものもないではない。併しながら多くは、所謂條約外權利乃至は慣行に因り「基礎强固なる特權」に迄發達を遂げたものである。

斯の種特權の範疇に屬すべきものは、行政權關係に於ては、「中華民國に於ける經濟法規及社會法規に對する特定の排除」に伴ふ特典免除を意味する譯であり、右經濟社會法規には、課稅、產業、金融、土地、醫事、學事等に關する外國法(法權國の本國法以外の)を包含するものと解される。併しながら殆ど大多數の場合に於て現實の問題となるものは、(一)中國產業行政權に對する原則的排除、(二)中國課稅行政權に對する原則的排除、(三)中國金融行政權に對する原則的排除、(四)法權國人及法權國人財產に對する不可侵、以上の四種に大別出來ると想はれる。就中、(一)乃至(三)の各中國行政權に對する原則的排除と云ふのは、畢竟、治外法權國が中國に於て適用する法規の問題に歸着する。

右法規に就ては、本章第二節の3外國裁判所の中、「適用法規」の項下に既述した。卽ち在華治外法權國裁判所は夫々本國法の適用を基調とするも、殊に民事事件に關する限り、地方的慣習及衡平の一般原則を適用する外、「國際法の通則に從ひ外國法」[1]を適用する場合も亦存するのである。之を換言すれば、右裁判所は、特別の立法を俟たずして本國法の適用を修補變更するの一定權限を具有して居るのである。併しながら這の變更し得る權限には固より限界があり、殊に租稅、產業、金融等に關する外國法規は其の補助的法規と共に、右「變更」の目的たらざるものと、原則上、一般治外法權國により

1) 此場合、中國法も亦外國法の一たること勿論である。

解されて居る。從て法權國人は、明示又は默示の承認に依り之を受諾する場合を除き、斯の種外國法の適用を受けないのが常である。其の結果、右に伴ふ免除——例へば中國課税法規の法權國人に對する原則的不適用の如きは、多年中國人より「不合理なるもの」として論難され、且法權國人と中國官憲間に不斷の軋轢の原因となつて居る處のものである。

以上、領事裁判權以外の特權の中、行政權關係のものに付概言した。而して猶ほ、同上特權の中に含まれるものに「領事警察權」とも稱すべき司法上の特權がある。領事警察權は日本の專行するものであり、北京外國公館區域警察權、外國租借地及租界警察權とは別箇の根據に其の淵源を發する。之に就ては別項[1]に讓る。

猶ほ本節の目的とする特權は、外國租借地及租界行政權者（外國政府又は其の代理者たる場合あり、國際的性質を帶ぶる法人格者たる場合あり）の制定する課税、產業法規とも密接な關係があり、此點に就ては外國租借地及租界の章下と比較され度い。

次に、居留民の關する婚姻、養子緣組、不動產登記、等非訟事項に對する當該國領事の管轄權は、本來國際法に認めらるゝ領事官の職責に屬し、治外法權問題の考察には直接關係のないものである。尤も例へば在華治外法權國領事が、其の不動產登記事務の取扱に關し、治外法權の一要素たる法權國人財產に對する不可侵權を濫用して登記事項を所謂越權的に取扱ふ場合ありとすれば、其の所謂越權的の範圍に於てのみ治外法權と關聯して來ること勿論である。

1）第七章第四節日本國關係の當該項。

2　中國産業行政權に對する原則的排除

治外法權の一效果として、在華法權國人（自然人、法人）が、原則として中國産業行政法規の適用を受けざることに就ては既に之を一言した。如何なる程度のものを以て産業行政法規と做すやに就ては、固より論議の餘地あるべきも、（一）鑛業、（二）工業所有權、（三）度量衡、（四）專賣、（五）貿易、（六）保稅、（七）畜産、（八）林業、（九）市場、（十）土地、等に關する各般の行政法規の如きは、先以て其の尤なるものと觀なければなるまい。就中（七）乃至（十）に關する法規は、中國今日の實情に於ては法權國人を含む外國人に對して、適用不適用の問題を生ずる段階に達して居ない。即ち之は今日までの外國人の在華經濟活動の態樣が然らしめて居る譯である。從て茲に檢討の主目的となるべきものは、（一）乃至（六）に關する中國法規問題に就てゞある。猶ほ本書に於ては更に重要性を考量して（一）乃至（四）に就き論述する。

右に關し記述する前に、法權國人に執つて中國産業法規の存在に優先する二種の基本的問題――現狀の關する限りに於て――に付、考慮せねばならぬ。尤も右問題は强ち産業法規にのみ優先するものではなく、後述の課稅、金融法規に關しても同樣のことが言へるのである。却說其の第一は、通商自由原則と經濟的分野に於ける門戸開放機會均等主義の問題である。條約國民が中國に於て通商自由の原則を樹立して居ること、別言すれば中國が這の原則を特に條約を以て確認して居ることに就ては、

既に第三章中に述べた通りである。[1] 一方、門戸開放機會均等主義に關しては、特に一九二二年の華盛頓『九國條約』に規定せらるゝ處より、關係外國竝に中國側の負擔すべき各義務に付檢討するの要がある。[2] 尚ほ本問題に關聯し、(イ)中國に於ける商標の保護、(ロ)同上著作權發明等に對する保護、(ハ)同上一般工業所有權の保護等に關して、中國を除く各國相互間に約定せられた多數の條約の存在を想起する要もある。

第二の問題は、最惠國條款に基き在華法權國人の享有する權利に關してゞある。元來最惠國條款は、二種の概念卽ち相手方にとつて均等待遇確保の方法であり又保護政策的傾向に對する緩和方法であるが、中國に於ては「不平等條約」の效果として、從來文字通り十分なる效果を擧げ來つたのである。最近、關稅率自定權の恢復に伴ひ、國民政府は遽かに輸入稅の引上[3]を行ひ以て、新しき「國民主義」の流露なりとし、日本の對華通商進出を控制すると同時に、最惠國條款の效果を逆用し次第に自國を「門戸封鎖主義」へと導きつゝあつたが、去りとて大局より觀るとき、日本を除く列强は猶ほ、其の最惠國條款の上に偸安を貪るを得たのである。畢竟、現次の支那事變前に在りては、中國に關する限り、最惠國條款の效果は依然舊套を脫し得なかつた、換言すれば、中國國民政府の政權は此條款の實際的效果を脆弱化せしむる域には未だ到達して居なかつたと觀るべきである。尤も、右私見は國民政府の政策が關係列國に對して最惠國條款の將來を安全有利に保障しつゝあるものであつた、と云ふ意義では斷

1) 108—9 頁參看。
2) 拙著『門戸開放機會均等主義』(昭和十四年版)中、特に 217—27 頁に詳述してある。
3) 本書 82 頁參看。

じてないことを附言して置き度い。否、寧ろ國民政府の政策が其の正反對の方向を辿り始めたことを、最も早く豫見したと云ふ處にこそ、今次日本の執つた行動の必至性を見出すべきであらう。

（一）　中國鑛業法規問題

鑛業權者を自國の私、法人に限ることは、今日各國立法令の一貫せる原則であるが、中國は資本竝に技術に缺くる處より、右原則と併立せしめて、外國人の鑛業權[1]を國際約定上認容して居る。而も、該外國人の權益たるや治外法權と重合して中國鑛業行政法規に對する一定限界の排除を招來して居るのである。

斯の種國際約定の創定者は、英佛兩國であつた。卽ち英國は一八九四年三月の條約（表・英一七）第十二條に依り、「雲南地方の鑛山開發に依る國境貿易振興の權利」を獲、玆に初めて、雲南省鑛山の開發に關し發言權を獲るに至つた。一方佛國は一八九五年六月の條約（表・佛一一）第五條に依り、「雲南・廣西・廣東三省に於ける鑛山開發に就ては佛國鑛業家及技術家に對して申入れを爲す」と云ふ具體的權利を、淸國より取付けることに成功した。但し右佛國の權利は「淸國政府制定の規則に從ふ」ことを條件とせるもので、此點は爾後外國人鑛業權に共通する原則となつたのである。

嗣いで日淸戰爭直後より外國人の在華鑛業熱盛んとなり、義和團事變直前に於ては殆んど其の最高潮に達した。此期間に在つて、中國重工業資源にして列强條約權益の客體となつたものは、次の通り

1）　此場合鑛業權とは鑛山の試掘權及採掘權を謂ふ。蓋し、鑛業權を廣義に解すれば、右の外、鑛産物の處理竝に賣買業務を含むべきも、前者は工業權、後者は商業權であり、何れも在華條約國民の既得權利に屬し問題とならない。

である。

露國の(一)舊黒龍江省・吉林省及長白山地方に於ける一般鑛業權—一八九六年、(二)東支鐵道沿線及遼東半島に於ける一般鑛業權—一八九六、九八年、(三)山西省平定州地方に於ける石炭鑛業權—一八九八年。

英國の(一)山西省盂縣・平定州・澤州府・潞安府・平陽府地方に於ける石炭、鐵、石油鑛業權—一八九八年、(二)舊奉天省錦州附近地方に於ける石炭、鐵鑛業權—同年、(三)河南省懷慶府及黄河以北同省內山岳地方に於ける一般鑛業權—同年。

獨國の山東省膠濟鐵道沿線地方に於ける一般鑛業權　一八九八年。

以上の外國人鑛業權は何れも特定地方に於ける特定の權利を目標とせるもので、當時未だ外國人鑛業權に對する一般的保障にまで擴充せる條約は出現しなかつた。

然るに義和團事變後に成立せる英清一九〇二年『マッケー條約』第九條、竝に米清一九〇三年『通商關係擴張ニ關スル條約』第七條に依り、初めて「中國鑛業資源の開發を外華兩種資本の下に置き」得ると云ふ一般原則(現行)が樹立されるに至つた。右兩條は根本に於て同一趣旨のものであるが、後者の規定する處は遙かに前者を凌いで詳密となつて居る。卽ち其の全文は次の通りである。

米清條約第七條(採鑛規則の改正及採鑛事業の奬勵)——清國政府は其の鑛物資源を開發するは國家の爲め利益なること、及採鑛企業の投資に外國竝に清國資本を誘引するは望ましきことなるを認め、本條約署名後一年內に、現行鑛業規則の改正に付發案して之を結了することに同意す。

右目的の爲め〔A〕清國は出來得る限り迅速に且熱心に鑛業規則問題全般に亙りて審議し、〔B〕及米國竝に其の他諸國の規則中より清國に適用せらるべきものと思量せらるゝ規則を採擇し、以て清國民の利益を促進し且何等清國の主權を侵

害せざる一方に於て、外國資本の誘引に付決して障礙を與へず、加之外國資本家に對し一般的に承認せられたる外國規則の適用を受くべき場合よりも一層大なる不利益を蒙らしむることなく、〔C〕(イ)米國民が改正新規則に、(ロ)及清國が自國民並に外國人に對し鑛山の採掘・鑛域の賃借・及鑛區稅(ロイアルチー)の支拂に關して課する條件に、(ハ)並に右米國民が特許出願を爲す場合採鑛事業に關して必要なる業務に付遵守すべき特許規定に、夫々從ふことを條件として、清國領土に於て採鑛事業及其の他該事業關係の必要業務を行ふことを得る樣、現行鑛業規則を改正するものとす。

右の採鑛事業に關係する米國民の居住は米清兩國間に協定せらるゝ規則に從ふものとす。

右新規則制定後許與せらるゝ一切の採鑛利權は該新規則の規定に從ふものとす。

(右文中のABC、イロハは便宜上私の附したものである)

右英米兩國との條約締結後、清國政府は同條約の規定に基き、鑛業規則を制定したが、關係各國(事實上全治外法權國)は該規則の內容に反對して之を承認せず、斯る裡に中華民國時代となつた。次で一九一四年(民國三年)、中國は『鑛業條例』を公布し、(イ)法定鑛物を三類に分ち(ロ)各類毎に鑛業出願の手續、鑛業權の內容及鑛業稅の賦課額を區別し(ハ)鑛業權者は登錄を要することゝした。該條例に對し、關係各國は再び之が承認を拒絕した。斯くて今日まで中國鑛業法規が國際間に紛議となりつゝある一方に、外國私、法人中には或は直接或は間接に[1]鑛業權を獲得し、自ら進んで中國鑛業法規に服從する者を生ずるに至つた[2]。所謂租鑛權契約は全く事實上の問題であり、中國法規上に於ては無效と看做されて居るものである。

國民政府治下に於ける現行鑛業法規は、一九三〇年五月二十六日公布・同十二月一日施行、一九三二

1) 鑛業權の賃借又は鑛業の請負經營に關し、名義人たる中國人と契約して鑛業を營む。此間接的鑛業權は俗に「租鑛權」と稱せらる。

2) 殊に從前滿洲に多かつた。

年(民國二十一年)一月二十三日修正公布施行に係る『鑛業法』(百二十一箇條)等[1]であるが、關係各國は依然今日まで是等中國法規に承認を與へて居ない。卽ち現行條約規定たる前顯米清條約の條項竝に合辦組織に關する條項[2]に依照するとき、右『鑛業法』は理論上多くの條約違反規定を包含して居るものと認められる。例へば、中國領域内に於ける鑛物は一切國有とし本法に依り鑛業權を取得するに非ざれば採掘(試掘)竝に採掘を爲すを得ず(第一條)、各種の鑛物中、國營及國家留保區域以外のものに限り中國民の鑛業權取得を認む、但し所在地縣市政府は之に付優先權を有するものとす(第五條前段)、中國民の鑛業が會社組織に依り經營せらるゝときは、株式會社に限り外國人の株式參與を許可すべきも、其の株式總額の過半數は中國民の所有に屬することを要し、且、董事(取締役)の過半數以上は中國民たるべく、董事長(取締役會長)及總經理(支配人)亦中國民たることを要す(第五條後段)、鐵鑛・石油鑛・銅鑛及冶金用に適する有烟炭鑛は之を國營とし、國家自ら之が試採掘を行ひ、若し自ら之を行はざるときは中國民に對してのみ鑛區の賃貸を認む(第九條前段)、鑛業權が外國人に移りたるとき、又外國人に抵當に供せられたるときは權利消滅す(第四十一條第二)、鑛域が交通不便の地方に在りて該省主管官署を經て中央政府當局の許可を得て小鑛業區域とせられたるとき、鑛量微少にして大規模經營の價値なきとき、鑛業未發達の區域にして其の鑛産物が同地方の需要に給せらるゝものなるときは、之を小鑛業權設定の目的物と爲し(第五十九條)、小鑛業權は採掘のみとす(第六十條)、又小鑛業には外國資本の加入を許さず

1) 民國十九年十月公布十二月一日施行『鑛業法施行細則』、同二十年四月公布施行『鑛業登記規則』、同二十二年九月公布施行『承租國營鑛區暫行辦法』等。

2) 例へば英清一九〇二年『マッケー條約』第四條、日清一九〇三年十月『追加通商航海條約』第四條。

（第六十一條）、本法施行前既に鑛業權を取得せるものは本法に依り鑛業權を取得したるものと看做す（第百十九條）、等々は何れも、特に治外法權國人に關する限り、理論上（舊來の條約精神上）既得權の侵害と解せらるゝ條項である。

更に中國政府は一九一五年（民國四年）の『特准採探鐵鑛暫行辦法』及一九一八年の『鐵鑛公司監督權限章程』、一九二八年（民國十七年）の『特准採探煤油鑛（石油）暫行條例』を以て、鐵及石油採掘會社に對する外國資本の投資を禁止して居るが、之亦關係各國の承認せざる法規であるは勿論、解釋に依つては條約違反と認めらるゝものである。

要するに、前述條約違反、法權國人既得權益に對する侵害、乃至事實上に於ける外國私法人の中國鑛業法規受諾は、中國國權の伸張度に比例して、關係國より問題とせらるゝ傾向にある。一方また現行條約規定は、決して將來發達すべき中國の鑛業狀態に適應すべく十分なるものではないのであり、幼稚なる條約規定を以て今後も永く中國主權を拘束することは寧ろ不合理である。

中國鑛業が文明國流の水準に比し、猶ほ著しく後れて居る事實は單に次の數表に依つても判る。

各省試掘鑛業權登記逐年表（括弧內數字は鑛區數）

民國十八年（三）　同十九年（六）　同二十年（一四）　同二十一年（一〇）　同二十二年（五）

右各省別總計に於ては湖南著大で（二二）となつて居る。

各省採掘鑛業權登記逐年表（括弧內數字は鑛區數）

民國十八年(一六)　同十九年(七六)　同二十年(一四八)　同二十一年(二三一)　同二十二年(一八八)

右各省別總計に於ては湖南(二六四)、山東(一二九)が群を拔いて居る。

各省小鑛業權登記逐年表(括弧內數字は鑛區數)

民國十八年(二四)　同十九年(四六)　同二十年(三〇)　同二十一年(一四七)　同二十二年(一八〇)

(二)　中國工業所有權關係法規問題

工業所有權の目的物として考へらるゝものは、先づ商標、特許發明、意匠等であるが、是に關し中國を當事國の一とする國際約定は、次に言及する四種あるのみである。

登錄濟外國の商標に就ては、英清一九〇二年『マッケー條約』第七條、米清一九〇三年『通商關係擴張ニ關スル條約』第九條、日清同年『追加通商航海條約』第五條[1]に規定あり、之に依り中國は自國內に於て「侵害、模造、色彩模倣、詐欺を爲す」ことに對し外國商標を保護するの義務を負つて居る。而して該商標の登錄に付、右英清條約は「海關の監督下に中國官署を設け、相當の手數料を徵して取扱ふ」べき旨規定し、右米清、日清兩條約は「中國政府の制定する規則」に從ふべき旨規定して居る。

特許發明に關しては、上述米清一九〇三年の條約第十條に次の唯一規定がある。

清國は特許局を設置することに同意す。右特許局が設置せられ且發明に關する法規が採用せられたる後は、特許局は清國に於て適法に販賣せられ且清國民の先きに爲したる發明を侵害せざる商品に付、米國が米國民に發給したる一切の專賣特許證に對し、一定の年限有效なる保護證明書を淸國民に發給せらるゝ特許證と同樣なる樣式を以て、規定料金徵收

1)　本書236頁參看。

の上、發給するものとす。

一九二二年の華府『支那ニ關スル九國條約』第三條[1]に曰く、

(抄)中國以外の締約國は、中國に於て一般的優越權、獨占權又は優先權を要求、支持せざるべきことを約定す。本條の前記規定は發明及研究の奬勵に必要なるべき財産又は權利の取得を禁ずるものに非ず。中國は一切の外國の政府及國民よりの經濟上の權利及特權に關する出願を處理するに付、本條の前記規定に記載する主義に遵由すべきことを約す。

右に曰ふ「發明の奬勵に必要なる財産又は權利」、「經濟上の權利及特權」とは、本項に所謂工業所有權を指すものと解せられる。併しながら右九國條約の通有性たる漠然規定は、此分野に於ても其の特徵を發揮し、事實問題乃至具體問題としては何等の權威も之に期待出來ない狀態にある。

以上の條約規定に關聯して問題となるのは、現在の處、商標に關する中國法規のみである。抑も米清一九〇三年條約成立後、清國政府は商標法に就き成案を得たが、同法が先登錄主義を採用せる法案であつた爲め先使用主義を主張する列國の反對に遭ひ、遂に成立を見るに至らずして止んだ。次で北京政府は一再ならず商標法規の作成に努めたが、孰れも關係各國の承認を得るに至らずして、國民政府時代となつた。

國民政府に依り制定せられたる現行『商標法』は、一九三〇年(民國十九年)五月六日公布翌年一月一日施行に係り全文四十箇條より成るものである。[2] 同法は、一九一二年次及一九二三年次のものと殆んど同趣旨であり、先使用主義を採用し(第三條)、外國人も條約上の相互主義に依り本法に從ひ登錄す

1) 全文卷末に別掲。
2) 現行『商標法施行細則』は民國二十一年九月三日修正公布施行のもの。

ることを得(第六條)る旨規定し、更に第二十七條乃至三十七條に於て、商標登錄の拒絕に不服ある場合及商標登錄に異議ある場合に對する解決方法(異議、異議再審査、訴願、再訴願。評定、再評定、訴願、再訴願。)に付詳定して居る。

而して此種中國產業法規も、亦關係外國よりの承認を俟つて初めて該外國人に之を適用し得るもの、と從來解され來つたのである。却說、關係各國は舊北京政府時代其の制定に係る商標法規に對し引續き異議を有して居た。同政府沒落の數年前、在華日本公使は北京外交團に對し率先して中國商標法規(一九二三年次)の承認方に付斡旋する處あり、更に他面、外國商標權者にして該中國法規に依り登錄するもの相次ぐに至り、旁々各國の態度も漸次改まり、事實上之を承認した樣な結果となるに至つた。國民政府に依る前記現行の『商標法』は、舊北京政府時代のものを踏襲した關係上、別段新たなる紛議を惹起することなくして關係各國より事實上受け入れられた。卽ち各國は何れも自國民の同法に依る登錄を默認して居るのが現狀である。併しながら商標に關し民刑事訴訟の生じたる場合、殊に治外法權國人が被告たる事件に就ては、一般領事裁判權の效果に基き、被告所屬國の法令に依り審判せらるゝものであること勿論である。

國民政府は商標局を全國商工業の中心地たる上海に移した。上海に於ける登錄件數は全國件數の八乃至九割を占めて居る。

民國二十二年七月より二十三年六月に至る一箇年間の全國商標登錄總件數は次の通りである。

中國(一、八三八) 米國(二三九) 英國(二二二) 獨國(一六九) 日本(五四) 佛國(五二) 和蘭(一五) 瑞西(一四) 伊國(一〇) チェッコ(六) 其の他(三四) 合計(二、六五三件)

又民國二十二年中商標紛議事件判決勝敗比較表は次の通りである。

事件別(上段原告)	異議	異議再審査	訴願	再訴願	行政訴訟	評定	再評定	訴願	再訴願
中對中	勝一五 敗八	勝四 敗九	敗八	勝三 敗二	敗一	勝九 敗四	敗二	敗一	
中對外		勝二 敗六	勝二 敗三	敗一		勝一			勝二
外對中	勝一五 敗一三	敗七	敗七	敗二		勝八 敗四		敗一	
外對外	勝二 敗五	勝一 敗三	勝三 敗三	敗一		勝一		敗二	

(三) 中國度量衡法規問題

中國に於ける度量衡制度の亂雜なること、度量衡の統一に付中國は條約上の義務を負ひつゝあること、[1] 度量衡統一に關する中國立法上の沿革、等に就ては玆に詳述するの要を認めない。

國民政府は度量衡の統一に就き、特に熱心なる態度を執り、種々の法規を制定した。就中、一九二九年『度量衡法』(民國十八年二月十六日公布翌十九年一月一日施行)及『同法施行細則』(現行法は民國二十年十二月五日修正公布施行のもの)を制定し、メートル法を基礎とする新度量衡制度を樹立した。次で一九三〇年(民國十九年)一月九日『全國度量衡劃一程序章程』を公布施行し、全國各地の度量衡劃一完成の期間を地方の交通及經濟發展の狀況に依りて三期に

1) 本書112頁、236頁參看。

分ち、遲くも一九三三年末を以て各省に於ける劃一を完成するものと定めた。[1)] 猶ほ右劃一方針は其の他種々の法規に依り、舊度量衡器の製造又は販賣を禁止し、度量衡器の製造、販賣及修繕業を許可營業とし、新器具製造及舊器具改造を政府の指導下に置く等、制度上、着々と順次具體化されるに至つた。一方國民政府は、右『度量衡法』を關稅の分野にも移行するに決した。斯して一九三四年二月には先づ輸入稅率のメートル法賦課を決行し、[2)] 同年六月よりは輸出稅率も亦メートル法に據ること、した。[3)] 更に同政府は屢々全國海關に命令して、中國向け貨物に對する表記並に領事證明書附送狀(インボイス)に新度量衡制を使用する樣警告方を、內外の輸入業者に移牒せしめる處があつた。

國民政府が國內秩序統一の一手段としてメートル法を强制することに對しては、固より外國は條理上及便宜上同情を表する處であるが、中國度量衡制度を治外法權國人に對し實施するに就ては、當該治外法權國の了解を先決要件とするのが穩當の態度と云ふべきであらう。然るに國民政府は、列國の意嚮に顧慮することなく、是等劃一方針を强行したのであつて、右は法權國人に關する限り、理論上、穩當を缺く措置と評さゞるを得ないのである。併しながら治外法權が斯る分野に於ても猶ほ、中國人の經濟的政治的發展に優先し得るものと解するは、實は衡平の觀念に反するのではあるまいか。

外國租借地及租界行政權は、中國產業法規に優先する實情にある。一九三二年十一月、新『度量衡法』の上海佛國租界內實施に關し、上海市長は佛國總領事と取極を爲し、同租界內に於て度量衡器の檢査を爲す場合中國檢査員は租界警察と協同處置を執るべき旨、約定した。

1) 同法が文字通り中國內地に行はるゝや否や、本論の關せざる處である。
2) 本書82,84—5頁參看。
3) 同82頁參看。

猶ほ一般外國租界居住者が任意に中國度量衡法に從ふ場合もあり得るが、右は租界官憲が該中國法規の適用を正式に受諾せるものと解すべからざること勿論である。

（四）　中國專賣法規問題

獨占は、外華間諸條約の禁止する處である。殊に英清一八四二年『南京條約』第五條及佛清一八五八年『天津條約』第十四條（註）に於て、中國は外國人の商業上に於ける自由競爭に付明白なる保障を與へて居る。從て、專賣手段に依ると統制手段に依るとを問はず、苟も中國政府及人民に於て獨占の事象を招來し、以て外國人の「合法的營業權」を侵害するが如き場合には、型の上より觀て、條約違反と看做される。尤も右兩條約に曰ふ簡單なる規定が、該條約の存續する限り、斯の分野に於ける中國行政權を規制し得るものと解することの當否は、今後檢討に値する問題と謂へよう。

註　佛清・『天津條約』第十四條に曰く。

今後清國に於て如何なる特權ある商事會社(société de commerce privilégiée)も設立せらるゝことを得ず、商業に對する專賣(monopole)の實施を目的とする一切の聯合(coalition)に付亦同じ。本條に違背するとき清國官憲は佛國領事又は領事代理の意見表示(représentations)に依り、當該組合(associations)を解散せしむる方法を講ずることに注意すべく、尙ほ清國官憲は自由競爭(libre concurrence)を阻害すべき一切の事項を除去するが爲め豫め禁令を以て之が存立の防止に努むべきものとす。

（右天津條約の規定は佛清・一八四四年『黃埔條約』第九條の規定を擴充せるものである。）

併しながら中國には、現に、外國に依り特に承認せられたる專賣的制度が存する。卽ち阿片、鹽に

關するもの之である。

阿片に就ては、中國政府は國際約定上、之が輸入分配に付獨占事業權を享有して居るのである。卽ち一九二五年二月十一日附ジュネーヴに於て署名せられたる『第一阿片會議ノ協定』(Accord)は、「阿片煙膏の使用が一時的に許容せらるゝ極東の地域」に適用せらるゝものであり、(一)生阿片の輸入販賣及分配は之を政府の獨占事業とすること、煙膏の製造も亦事情の許す限り速に政府の獨占事業とすること(第一條)、(二)煙膏使用は已に癮に陷りたる者に限り之を許し、未成年者には之を嚴禁す、煙膏の賣店、煙館の數を制限し、煙灰の賣買を禁止すること(第一、二、三、四、五條)、(三)吸飮阿片を輸入する地方よりの輸出を禁止し、阿片の通過、積換は輸入國政府の發給する輸入證明書あるものに限り之を認むること(第六條)、等を規定して居る。而して中國は該協定の署名國であるから、右諸規定の適用があること勿論である。尤も中國は現在、阿片吸飮「斷禁主義」を行つて居るので、從て生阿片の輸入、販賣、阿片煙膏の製造等に關する獨占乃至專賣事業の制度は、理論上存在して居ない。此點に付、滿洲國に於ては「斷禁主義に基く漸減政策」[1]を採用し、『阿片法』を制定して之が專賣制を實施し、事實上效果を擧げて居ることに注意を要する。世界に於ける最大の阿片吸飮國と目さるゝ中國が、「斷禁主義」を採用しつゝある結果は、阿片の吸飮耕作等を潛行的のものたらしめ、所謂「阿片の金錢的中毒」を招來しつゝあるのであり、國民政府の武斷的禁壓政策が果して永年の惡習を根絕せしめ得るや否や、猶ほ多くの

1) 臺灣、關東州に於て效果を擧げつゝある政策、新嘉坡、香港に於ても此政策を實施して居る。

疑問符を附せざるを得ない狀況にあつたのである。而して若し將來、中國政府が滿洲國政府と同樣「斷禁主義に基く漸減政策」に轉ずる場合ありとすれば、之に伴ふ獨占乃至專賣制度は、條約上の紛糾を生ずることなく、採用し得る處である。(註)

註――一九〇九年(宣統元年)二月上海に國際阿片會議が開かれ、「清國政府が其の國內一般に阿片の生產及消費を根絕せんとする盡力の確乎たる誠意に出づること」が認められてより(同會議決議第一條)、中國に於ける阿片問題は、單に同國限りの問題ではなく、世界阿片問題の一部となるに至つた。從て阿片に關する國際條約の硏究は、本問題の硏究により不可缺のものと考へられる(條約に付、外務省條約局編『條約彙纂』第二卷第四部第二十二阿片條約の項を參看。一般的問題に付、菊地・岩村・澁澤・賀來氏共述『阿片問題の硏究』、宮島幹之助氏著『國際阿片問題の經緯』、國際聯盟委員會の報告書たる『極東阿片問題』、以上日本國際協會發行を參看。)

鹽は古代より中國行政上特異なる地位を占むるものである。「鹽政宜しきを得ば卽ち民自ら安んず」と云ふ古人の言は、這の間の消息を證して餘りがある。中國政府に依る鹽の專賣は、條約上旣に外國より承認を經たるものと言ふも過言でない。例へば、米淸一九〇三年『通商關係擴張ニ關スル條約』第一附屬書は、「鹽ノ取引ハ中國ニ於ケル政府專賣ナルガ故ニ、本條約ハ鹽ニ對スル課稅ニ付何等言及セズ」と規定し、又一九二二年(大正十一年)の日華『山東懸案解決ニ關スル條約』第二十五條は、「支那國ニ於テ製鹽業ハ政府ノ專賣事業ニ屬スルニ鑑ミ、膠州灣沿岸ニ於テ現ニ右事業ニ從事スル日本國臣民又ハ日本會社ノ利益ハ、公正ナル補償ヲ支拂ヒテ支那共和國政府之ヲ買收スベク……」と規定して居

る。固より是等特殊的條約規定は一般外國に對し拘束力を有するものではないが、中國に於て、鹽が條約上の輸出入禁制貨物たること、[1] 竝に鹽の專賣制度が永き沿革の上に成立して居ることは、外國人をして鹽取引に進出するの餘地無からしめて居る實狀にある。

却說、中國が縱に專賣品目を增加することは、型の上より觀て、條約に抵觸する旨を前言した。事實、列國は嘗て中國政府が菸酒(煙草酒)公賣税を實施せんとせるとき、滿洲舊政權が火柴(燐寸)公賣制度を實施せるとき、條約上違法なりとして之に抗議したこともある。併しながら、前顯一八四二年の英清條約、一八四四年及一八五八年の佛清條約の規定は、孰れも廣東に於ける所謂特許商制度(*hongs* 又は *hanistes* なる商人の名を以て知られたる一種の特權組合)の廢止を、其の直接の目的としたものであることは明かであり、之を以て中國の凡ゆる獨占乃至專賣事業に對する禁止を强制し得るものと解するのは、聊か强權解釋に過ぎる傾あり、一種の「濫用條項(アビユース)」と看做すのが最も穩當なる見解と謂ふべきであらう。於玆、新興中國の爲めに、既言の如く本問題の全面的再檢討が必要となつて來る。

〔滿洲國に於ける專賣〕　滿洲國は、現に、『石油類專賣法』(康德元年十一月十四日公布同二年四月一日施行)、『阿片法』(大同元年十一月三十日公布、康德三年四月一日施行)、『鹽專賣法』(康德五年一月一日公布施行)、『火柴(マッチ)專賣法』(康德四年十二月二十六日公布、同五年二月十六日施行)[2] を實施して居る。

3　中國課稅行政權に對する原則的排除

在華法權國人(自然人、法人)は、國稅、地方稅を問はず、中國課稅法規の適用を受けざること、但し

1)　條約を以て支那鹽の輸出を認めたる例として、日華『山東懸案解決ニ關スル條約』第二十五條、同上『山東懸案細目協定』第十七條を看よ。

2)　是等該法規に伴ふ關係法規の多數玆に略す。

明示又は默示の承認に依り適用さるゝものを除く——以上に就ては、前述せる處より明かである。此中國課税行政權に對する原則的排除の事實は、「基礎强固なる慣行」に因ると說くのが妥當である。以下、異說に付陳べようと思ふ。

從來、大多數の學者竝に實際行政者は右の事實に對する根據として、佛清兩國間の左記條約を援用して說明し來つた。

佛清一八五八年『天津條約』第四十條——(前段は條約修正事項に付省略)

且又、本條約に明定せられたるものを除くの外、一切の義務は之を佛國領事若は領事代理竝に佛國民に課せざるべきことを了解す、一方に於て、其の約定せる如く、清國政府より他國に對して供與せられ又は供與せらるべき、一切の權利、特權、免除及保障は佛國人亦之を享有すべきものとす。

右佛文——Il est d'ailleurs entendu que toute obligation non consignée expressément dans la présente Convention ne saura être imposée aux Consuls ou aux Agents Consulaires, non plus qu'à leurs nationaux, tandis que, comme il a été stipulé, les Français jouiront de tous les droits, privilèges, immunités et garanties quelconques qui auraient été ou qui seraient accordés par le Gouvernement Chinois à d'autres Puissances.

右中國文——至別國所定章程不在大法國此次所定條款內者大法國領事等官與民人不能限以遵守惟中國將來如有特恩曠典優免保祐別國得之大法國亦與焉。

(本條約の解釋準據文は佛文とす——第三條に規定)

右に曰ふ「義務(obligation)」は、一切の税捐をも包含すべく、從て條約に依り定められたる關税等を

除き、原則として法權國人は何等中國課稅權に服する要はない、と云ふ解釋に到達するのである。而して論者の多くは、右第四十條の「本條約ニ明定セラレタルモノ……課セザルベキコトヲ了解ス」までを援用して、斯る解釋を下して居るのであるが、之は强權解釋に過ぎる傾きがある。而已ならず中國側の承服し能はざる處でもある。[1] 卽ち同條は元來佛國民に對する最惠國待遇を强調し過ぎたものと解するのが穩當であつて、縱令條約解釋の準據文を佛國文に置く(第三條)と雖も、" obligation "を、佛國側起草者が「稅捐」の義に、淸國側起草者が「遵守」の義に解し、兩者間に何等の疑念も無かつたとは、善意を以てしては考へられないことである。同條當該項の中國文は「別國ト所定ノ章程ニシテ佛國今回所定ノ條項中ニ含マレザルモノニ付テハ、佛國領事官及人民ニ遵守セシムル能ハズ、但シ將來中國ガ若シ特惠、特典、優待及保障ヲ別國ニ許容シタルトキハ、佛國亦與ヘラルベシ」と讀まれ、寧ろ佛國文の意を體して居ると見るのが妥善である。從て私は、法權國人の在華免稅特權に關し、從來一般に行はれ來つた說明を以て强權解釋に過ぐるものと爲し、斯の解釋を敷衍せず、之を寧ろ率直に「基礎强固なる慣行」と斷ずる次第である。

次に中國課稅權排除の事實を、或は條約に曰ふ外國人財產に對する「不可侵性」より說明せんとし、或は「領事裁判權を中心とする治外法權的地位の副作用」に基くと論ずる者もある。併しながら兩者は共に其の意義稍抽象的に流れ、現實性に乏しい論據と想はれる。蓋し、前者の「不可侵性」は條約に依

1) 尤も齋藤良衛博士は「佛淸天津條約第四十條の所謂 obligation が納稅義務を含むことは今日に至る迄、支那側に於ても將又外國側に於ても明瞭疑なしとする所なり」と斷じて居られる(同氏著『外國人ノ對支經濟活動ノ法的根據』第二卷 429 頁)。

り限度が定めらるゝものであり、[1]之を課税權の排除に迄擴張解釋を施すには可成りの無理を伴ふであらう。又後者の「治外法權的地位の副作用」說と、中國課稅權の排除てふ現實の事象との關係には、蓋然性は在り得るとしても必至性は無いと觀ねばならぬ。實情を顧みるに、例へば、大正四年の日華『南滿洲及東部內蒙古ニ關スル條約』は、日本人が土地商租權、商工業從事權、農工業合辦經營權に伴ふ中國課稅に服すべき旨を明記し(第二條乃至五條)、而も此場合領事裁判權は依然存在を認められて居り(第五條)、また例へば道路建設の爲めにする車捐の如き一般的性質を帶ぶる地方稅は、今日殆ど全部の治外法權國民により默認又は明認せられて居るのであり、從て假令斯る「副作用」が作用するとしても其の範圍は頗る僅少と觀るの外なく、其の程度の免稅特權ならば前顯佛淸『天津條約』第四十條の規定を以てしても十分說明し得らるゝ筈である。

尙ほ一言を要するのは、一九〇二年の輸入稅率改訂委員會議決事項に關する、淸國政府宛列國の勸告中に、「本委員會は內地稅に關する一般的問題は其の審議の權限外に屬することを承認すと雖も……」とあり、又一九二六年の治外法權委員會報告書の勸告中にも「治外法權ノ撤廢ニ至ル迄關係國ノ人民ハ支那國政府ノ權限アル官憲ニ依リ正當ニ公布セラレタル法令に規定セラレ、且ツ關係國ニ依リ自國民ニ適用セラルベキモノト承認セラレタル課稅ヲ納付スルコトヲ要ス」とあつて、是等が何れも中國課稅權の存在を領事裁判權より優先せしめんと、乃至之と兩立せしめんとする意圖の現れと解される

1) 本書471—76頁參看。

ことである。去れば「關稅問題及課稅問題は共に治外法權乃至領事裁判權問題研究の對照外の事項に屬す」と極斷する論者[1]さへあるに至つた。併しながら、此課稅問題無關係論は、中國に於て治外法權なる語と領事裁判權なる語とが屢々同意義に混用される事實に想到するとき、何人も之が誤謬に氣付くであらう。蓋し、課稅排除權と領事裁判權とは、其の他特定の權利と共に一體を爲して治外法權を構成するものと、說明することに依り、三者間の相關關係が明瞭となると信ずる。

更に又、法權國人の免稅特權は、現實の事態より外國租借地乃至租界制度の存在を其の前提條件とする場合、外國租借地乃至租界制度に必然的に伴ふ土地永租權の反射作用としても、之を說明し得る。

却說、法權國人が明示又は默示の承認に依り、其の國稅、地方稅を問はず、中國課稅法規の適用を受諾する場合の存することは、既に言及せる處である。之を事實に徵するに、明示の承認即ち條約、取極又は確證ある了解に依り法權國人が納付を受諾せる中國直接稅又は間接稅には、例へば、郵稅（郵便、小包稅）、關稅（輸出入稅、轉口稅、救災附加稅、等）、噸稅、鑛稅（鑛業稅、鑛區登錄稅）、印花稅の一部（一九一三年より一七年に亘り外華間に繫爭問題となりたる稅、結局法權國人は印花稅法中、收入印紙の帖付に就てのみ該稅法の受諾を承認した）、登錄稅（特許意匠、商標に關するもの）の如き國稅、田賦（地租）及地券稅（舊租借地租界地域に關するもの特に然り）[2]、各種埠頭稅、河工捐及橋捐の如き地方稅あり、更に默示の承認乃至

1)　古賀元吉氏『支那及滿洲に於ける治外法權及領事裁判權』。
2)　中國に於ては地租を地方稅とす（一九二八年・民國十七年十一月二十二日國民政府公布施行の『劃分國家收入地方收入標準案』參看。滿洲國に於ては之を國稅とす（一九三二年・大同元年十月一日當時奉天省內に施行中の地方稅たりし田賦を國稅に移管）。

了解に依り納付する同直接税又は間接税には、例へば統税（捲菸〔煙草〕、棉紗〔綿糸・綿布〕、麥粉〔メリケン粉〕、水泥〔セメント〕、火柴〔燐寸〕、酒精の六種）[1]如き國税、國税附加税（鑛税附加税の如き）、特別税としての雜種税（車捐、船捐、不動産取得捐、戲捐、等）の如き地方税がある。以上の外、中國國有及地方營業收入（例へば國有鐵道運賃に伴ふ臨時附加税）、同中央及地方行政收入（例へば官務の手數料、司法印紙の類）の如く、現實問題として衡平の概念より、法權國人と雖も納付を免れ得ざるもの、あること勿論である。要するに、所得税の如き國税、營業税、房捐（家屋税）の如き地方税に付、法權國人が中國課税法規の適用を免れつゝある現狀が、問題となつて居るのである[2]。

尙ほ外國租借地及租界體制は理論は兎も角慣行として前記中國諸税課の適用を全面的に排除するものである。尤も事實に於て外國租借地及租界内には、前記税課の中、關税、郵税、統税、印花税の一部等にして實施されつゝあるものあるも、是等は何れも明示又は默示の承認に依り、「其の實施の限度に於て存する現實の問題である[3]」と、觀るのが至當である。

本問題に關聯して注意を要するのは、是等中國税捐に對する、法權國人による滯納乃至租税規則違犯のあつた場合に就てゞある。例へば關税の如く處分に關し條約規定の存するものは、勿論問題とならないが、條約規定の存せざる場合には、究極に於て領事裁判權の發動を求むるの外はない。尤も現實に於ては斯る場合の紛爭を回避する爲め、殊に地方税に關しては犯則處分の如きが生せざる樣、中國政府により豫め考量されて居るものもある。

1) 此中、研究の主對象となるべきは棉紗統税である。日本は此種統税に對し政府に於て免税特權を留保しつゝ帝國民の實際的納税を默視するの方針を執りつゝある。
2) 次段國民政府公布の所得税法を看よ。
3) 外國租借地及租界に對し高度の强權解釋を加へ、尠くとも之を擬裝的割讓地と看做すならば、本段は「其の實施の限度に於て外國租借地又は租界行政權の發動を放棄せる結果」となる。反之、租借地租界に消極的解釋を施すとすれば、「外國租借地又は租界の存在に優先する問題である」となる。

〔國民政府公布の所得稅法〕　國權恢復を標榜せる國民政府は機會ある毎に其の課稅權の伸張を主張し來つた。從つて此種課稅問題に關聯する外華紛爭は「不平等條約」撤廢運動の消長と相俟つて其の程度に差こそあれ殆ど絕え間なく惹起し來つたのである。最近の紛爭問題としては所得稅の創設に伴ふ法權國私、法人に對する賦課問題がある。一九三六年（民國二十五年）七月二十一日附、國民政府は『所得稅暫行條例』（二十二箇條）を公布し、次で翌八月二十二日附、同政府行政院は『同上施行細則』（四十九箇條）を公布した。其の結果右暫行條例は外華人に對し一律に同年十月一日より施行されることとなつた（細則第四十九條）。是に對する治外法權國側の態度は區々であるが、要するに法權國人に對しては未だ法規通り適用せらるゝ程度に至つて居ない、殊に外國租界に於ける徵稅は其の最後の機會迄排除せらるゝ形勢に在る。國民政府の右外國私、法人に對する課稅主張は左の根據に基くものである。

一、外國人の享有する所謂治外法權は元來司法的事項に限らるゝものであり、從て國民政府の外國人に對する課稅權は所謂治外法權に依り何等影響を蒙るべきでない。

二、外國人が中國に於て居住し營業し、且つ中國政府の保護を享受し各種設施を利用する以上、公課を負擔すべきは衡平の原則に照して當然である。

三、外國人は現に關稅、統稅、地租等を納付して居り、同樣の理に於て所得稅に付例外のあるべき筈はない。

右は一面當然の主張には相違ない。併しながら關係列國側の意嚮に頓著なく永年の慣例を一方的に打破せんとする、國民政府の政治的企圖乃至動向は、果して策の當を得たものと謂へるか否か頗

る疑問である。此點滿洲國が、事實問題として、關係列國と努めて協調的態度を持して居ることに注意を要するであらう。[1]

4 中國金融行政權と治外法權、竝に商業登記の問題

中國に於ける外國系銀行は、其の殆ど大部分が外國租界内に在つて（例へば濟南に於ける日本系の濟南銀行の如き例外を除き）、嘗ては紙幣の發行、爲替の賣出等に殷盛を極め、中國金融爲替業務の上に壓倒的實權を掌握して居た時代もあつた。現時に於ては、國權恢復運動を背景とする幣制改革に伴ひ中國側銀行の擡頭となり、外國銀行は漸次其の支配的勢力を喪失し、金融の實權は次第に外國銀行より中國政府系銀行に推移しつゝある。玆に一九三三年四月の廢兩改元、一九三五年十一月の幣制改革、等々國民政府による金融經濟政策、竝に支那事變勃發後の新政權による金融經濟政策の內容を論評する餘裕はない。唯、（イ）外國銀行が列國對華經濟活動の中樞的媒介機關として、列國に依る商品販路の擴張、政治交通鑛山等に關する借款等に利用されて居ること、竝に（ロ）斯の種外國銀行中の或るものに依り發行せらるゝ兌換券が今猶ほ流通性を保持して居ること、又（ハ）外國銀行が依然外國爲替業務を營みつゝあること――是等現實の事實と治外法權との關係に就て短言を費さうと思ふ。

（イ）に就ては外國銀行が中國に於て存在を許される以上、大體當然の銀行業務と看らるべきであり、治外法權との直接關係は殆ど無い。

1) 猶ほ中國課稅權問題に就き本書 492 頁リーマーの說を看よ。

(ロ)の外國銀行に依る兌換券の發行に就ては、嘗て租界行政權を根據として説明せる論者もあり、また治外法權の一樣相としての「中國金融行政權に對する排除」に基き説明されても居る。

猶ほ嘗て露國は露清銀行を設立した際、之に兌換券發行權を附與し、且同時に該銀行が露國の主權乃至治外法權の下に在るものとの解釋を採つた。

露曆一八九五年十二月十日露帝裁可『露清銀行條例[1]』——第二章銀行の業務・第十四條第一項

露清銀行は東亞諸國との貿易交通を支持するを以て其の特殊目的とす。故に右諸國に於て本行支店に地方政府の許可を得て左記の業務を營むことを許す。(第九)兩、弗、磅及其の他の地方貨幣を以て支拂はるゝ本行銀行券の發行。但し其の金額は本行資本金及準備金の金額を超過すべからず。該銀行券は無記名とし、本行及發行支店の金庫に於て之に對する支拂を爲すべし。但し本行は其の金庫に於て常に流通券額の四分の一より少からざる現金を準備し置くものとす。

同第九章總則・第六十八條

亞細亞に於ける本行諸支店は露國政府代表者の保護の下に立ち、且領事裁判權の存する諸國に於ては條約に基き該裁判權に服すべきものとす。

併しながら、外國銀行に依る兌換券發行と云ふ清代光緒年間以來の事實は、所謂分散發券制度の然らしめたものに外ならず、從て「慣行」に依り説明するのが妥當であり、租界行政權説、治外法權説を以て論ずるには無理がある。尙ほ本問題に關聯する、外國銀行の中國法制上の地位、並に現支那事變下に於ける我占據地金融狀況[2]に就ては茲に之を省略する。

(ハ)の問題は現支那事變の前後に於て狀況上格段の相違があり、又是等に付詳述するのは本書の直

1) 一九一〇年十月に至りノール(Nord)銀行と合併して「露亞銀行」となる。露亞銀行條例に依れば、兌換券發行權に就ては準備金額を流通券額の三分の一と改めた外、露清銀行條例と同じ。又管轄權に就ては全く同斷。

2) 北支に於ける新發券銀行たる中國聯合準備銀行、中支に於ける華興商業銀行、日本軍票の撒布、其の他。

接目的とする處でもない。

事變後、中國聯合準備銀行券の流通增大及日本軍占據地域の擴大に伴ひ、一九三八年三月十四日、漢口・國民政府財政部は爲替統制に關する布告を發し、同日以降外貨爲替の賣却は凡て中央銀行に依り中央政府所在地に於て行はるべきこと、中央銀行は右に關し便宜を圖る爲め香港に通訊處(取次所)を設け外貨爲替の申請を處理することを得(以上第一項、其の他略)と決定した。是に依れば三月十四日以後、外貨爲替の統制權は完全に漢口の中央銀行に集中された型であるが、國民政府勢力下に於ける輸出入貿易が多く香港を經由する關係上、實際は外貨爲替認可の審査權は殆ど全く英國勢力圈に屬する香港通訊處の握る處となつた。次で此國民政府の上海市場放棄にも等しき措置は、忽ち上海金融の動搖を招來し、法幣の崩潰は結局上海を中心とする英國の利益に打擊を與ふる形勢となつた。斯て同年四月十二日、中央銀行は上海佛國租界亞爾培(アルベール)路に於ける同行上海支店内に香港に於けると同樣なる通訊處を增設した。爾後の國民政府の對策竝に支那事變の進展に伴ふ必然的趨勢に就ては省略する。

以上、國民政府の爲替統制政策夫れ自體は本書の目的とする處ではない。要は斯る國民政府の法令に對し外國銀行の執つた態度が問題となるのである。即ち外國銀行業者は國民政府の爲替統制命令公布後、何れも之に應じて賣却認可の申請を爲したが[1]、斯の種銀行業者は命令公布直後第一、二週に於て既に左の如くであり、殆ど其の在華全外國銀行業者と云ふも過言でない程であつた。

英國系……滙豐、麥加利、有利、大英、新沙遜、
米國系――大通、運通、花旗、
佛國系――東方、中法、
和蘭系――安達、荷蘭、

1) 申請額及實際に受けたる認可額の如きは本書の關せざる處である。

白國系——華比、
獨國系——德華、
伊國系——華義、
日本系——某、

外國銀行が、斯る國民政府の金融行政權に服從せざるを得なかつた實情は、本書の問題とする處ではない。換言すれば外國銀行が一般中國側銀行と同樣、單に所謂マーチャントや貿易商等爲替實需筋と中央銀行との間に立ちて、爲替賣買を行ふに過ぎぬブローカーたる地位に顚落するに至つた事實を、追究せんとするのでもない。實に爲替業務に關する限り中國金融行政權の完整を記錄する要があるのであり、這の範圍に於て今や治外法權の客體が存在しなくなつて居ることを牢記せねばならない。尤も滿洲國に於ける場合の如く、中國政府が其の金融法規を是等外國銀行に對して全面的に發動し得るや否やは、一に今後事實の問題と言ふべきであらう。

上海、天津に於ける外國銀行一覽（一九三八年十二月末現在）

英國系　麥加利(喳叮)銀行(Chartered Bank of India, Australia and China)——上海・天津
　　滙豐(香上)銀行(Hongkong and Shanghai Banking Corporation)——上海・天津
　　有利銀行(Mercantile Bank of India)——上海
　　大英銀行(P. and O. Banking Corporation)——上海
日本系　橫濱正金銀行——上海・天津

朝鮮銀行——上海•天津
臺灣銀行——上海
三井銀行——上海
三菱銀行——上海
住友銀行——上海
天津銀行——天津

米國系　花旗銀行(National City Bank of New York)——上海•天津
大通銀行(Chase Bank)——上海•天津
美國運通銀行(American Express Co., Inc.)——上海•天津
商業放款銀行(Commerce Bank, Tientsin Commercial & Credit Corp., Inc.)——天津

佛國系　東方滙理銀行(Banque de l'Indo-Chine)——上海•天津
中法工商銀行[1](Banque Franco-Chinoise pour le Commerce et l'Industrie)——上海•天津

白國系　華比銀行(Banque Belge pour l'Etranger S. A.)——上海•天津

佛白系　義昌放款銀行(Credit Foucier d'Extrême-Orient)——天津

和蘭系　荷蘭銀行(Nederlandisch Handel-Matschappij)——上海
安達銀行(Nederlandisch Indische Handelsbank)——上海

伊國系　華義銀行(Banca Italiana per la Cina)——上海•天津

獨國系　德華銀行(Deutsch Asiatische Bank)——上海•天津

次に商業登記の問題を便宜上本項に於て取扱ひ度い。治外法權國人が一般の登記に關する中國法規[2]

1)　佛華兩國籍。
2)　民國十六年十一月公布施行『註册條例』、同十七年二月同上『商業註册施行細則』、同年十二月同上『商業註册暫行規則』、同二十年七月施行『公司登記規則』等。

に服從するの義務無きことは、從來主として、條約に曰ふ外國人の「不可侵性」[1] 及「一般義務免除權」[2] より說明せらるゝ處である。此說明には疑議なきを得ない點もあるが、兎も角問題は既往且現在の事實として存續して居る。猶ほ、外國人が自ら進んで斯の種中國法規に服從する場合、[3] 該外國人の所屬國官憲は之を默認するのが通例である。

却說、右登記と治外法權との相關關係は、法權の享有を理由として登記を免るゝことより生ずべき外國人側の利益を指摘するより、寧ろ(一)中國人中に自己の營業を法權國人名義として其の法權國人の所屬領事館に登錄する者のあること、更に(二)中國人中には右の如く外國領事館に登錄すると同時に其の同一營業を重ねて自國官廳に對しても登錄する者のあること、と云ふ後二者の場合が、現實問題として一層の重要性を帶びて居るのである。於茲、國民政府は一九二七年(民國十六年)十一月『華商ノ外國ニ向テ登記ヲ爲スヲ取締ル辦法』〔取締華商向外國註册掛號辦法〕を公布施行して、之を嚴重に取締り、一方法權國側に於ても漸次「中國人に對する斯の種の不當庇護」[4] を制する手段を執れる爲め、旁々本問題は近年次第に改善を見るに至つた。

一九二九年(民國十八年)十二月二十八日、國民政府は「中國に僑居する外國人は翌民國十九年一月一日より領事裁判權の有無に拘らず一律に中國法規を遵守すべし」と云ふ趣旨の政府令[5] を發布した。於茲、國民政府は勢ひ、中國官廳に未登記の外國會社の法人格を否認せざるを得ざることゝなり、此日

1) 例へば佛淸一八四四年『黃埔條約』第三條。次頁を看よ。
2) 佛淸一八五八年『天津條約』第四十條。本書 459—60 頁を看よ。
3) 會社の登記に付國民政府は相互主義を採用した(民國十九年七月五日政府訓令)。
4) 本書 473—74 頁參看。
5) 本書 31 頁參看。

的に添ふべき所要の訓令を發した[1]。然しながら斯る中國側の一方的意思を以て、永年の慣行を一擧に覆すことは事實問題として容易でなく、該訓令の矛盾は忽ちにして別の訓令に依り之を是正するの餘儀なきに至つた[2]。また國民政府は民國十九年二月二十六日『株式會社ノ株主取締ニ關スル辦法』〔股份有限公司招股取締暫行辦法〕を公布施行し、中國人株主の名義を以てせらるヽ外國資本の特殊事業(法規上、外國人の經營を禁ずる事業)進出に備ふる處があつた。

5 法權國人及法權國人財産に對する不可侵

「中國主權は治外法權國人及其の財産に對し管轄權を及ぼすことなし」、と云ふ法權國の人及物に屬する所謂「不可侵性」(inviolability, *inviolabilité*)は、亦在華治外法權の一客體と看做されるものである[3]。這の權利根據として一般に佛淸一八四四年『黃埔條約』第三條(佛淸一八五八年『天津條約』第十二條も同一規定)が擧げられる

前記五港津に於て(初期開放港、但し爾後の條約に依り凡ての開港市場同斷となる)佛國人に屬する一切の財産は淸國人に依り不可侵と(comme inviolables)看做され、且常に尊重せらるべきものとす。淸國官憲は如何なる場合と雖も佛國船舶を抑留し、又公私の如何を問はず之を徵收(réquisition)することを得ず。

斯の種佛國人の享有する權利は、最惠國條款援用の目的物として、全治外法權國人の享有する處となつて居る。而已ならず從來、法權國は稍曖昧なる本條項に對して積極的解釋を加へ、「戰亂及緊

1) 「各級法院は未登記の中外會社に關して發生する訴訟を受理すべからず」と云ふ民國十九年十二月司法行政部の訓令も、其の一である。
2) 「未登記會社の訴訟に用ふる名義に對する指令」(民國二十年三月司法行政部令)は上掲訓令を緩和する辦法であつた。
3) 國際法上、外交使節が任國に於て享有する特權の一部をinviolabilityを以て說明する場合がある。本項は勿論斯る外交使節の特權を取扱ふものでない。

急を要する事態を含む一切の場合に於て、中國は、法權國による同意ある場合を除き法權國の物[1]に關し一切の管轄權を及ぼし得ざるもの」と爲したのである。[2]併しながら右の觀念には客體の漠然性を伴ひ勝ちであり、結局「不可侵性」に對する解釋は、中國に於ける客觀的情勢に應じて消長を見るの實情にあると謂ひ得よう。尙ほ之に關し以下說く處に讓る。

（一）治外法權國人船舶住居の不可侵と所謂庇護

治外法權國人に屬する船舶及住居は中國官憲に依り搜索又は侵入せらるゝことなく、又之に遁入せる中國人犯罪者は、「中國官憲より領事に宛てたる正規の要求」がなければ、若くは「逮捕の理由を一應實證したる」上でなければ、逮捕せられないこと、なつて居る。右に關し條約上最も明定されて居るのは、佛淸一八四四年『黃埔條約』第三十一條（同一八五八年『天津條約』第三十二條亦同じ）である。尙ほ例へば、右『黃埔條約』第三條には、佛國民に屬する一切の財產は中國民により不可侵と看做さるゝ規定があり、彼我の規定は相俟つて法權國人に、其の船舶住居に對する不可侵權を附與し、且中國人犯罪者の逮捕に際し犯罪審查權（中國官憲の示す罪責を檢討する權利）を許容したものと解さるゝに至つた。從て法權國人中に、斯の權利の蔭に隱れて往々中國犯罪人を庇護する者が無かつたとは言へないのである。勿論法權國人が斯る犯人を「庇護又ハ隱蔽」すべからざる旨（shall not be harboured or concealed）の規定はある。[3]併しながら引渡に對する條件として該被告人の「罪責ヲ實證シタル上」（sur la preuve de la cul-

1）法權國の「人」に對し、中國主權の及ばざることは、或るものは一般國際法の通念に依り、或るものは領事裁判權に依り之を說明し得。
2）法權國人の享有する所謂免稅特權を之に依り說明せんとする者もある。
3）英淸一八五八年『天津條約』第二十一條。之は一例である。

pabilité des prévenus）と云ふ條項が援用主張されるとき、犯人潜伏並に犯罪に對する事實の決定に意外の時間を要する場合もあり得べく、這の間に於て所謂政治犯人の如きは容易に庇護されることゝなるのである（外國公館に於て其の遁入せる政治犯人を引渡さゞる慣習に就いては別問題）。[1]

船舶は此の場合所謂領土の延長として國際法上住居より以上に問題とならざる性質を持つて居るから、「不平等條約」の研究上之を暫く別として、住居（premises）とは如何なる範圍を指稱するかに就ては、論義を生ずる餘地がある。住居に定義した條文は存しないが、事實上、法權國人の占有下にある一切の家屋（直接居住の目的物たる住宅、乃至は然らざる工場其の他の家屋的設備）と解されて居る。「外國人居宅の不可侵」に就ては『法權委員會報告書』第四十六項（既揭「領事裁判權の行使に伴ふ不合理」の項（十）に當る）の指摘して居る處である。[2]

（二） 治外法權國人による不當保護[3]

在華治外法權の概念が本來の領事裁判權以外に種々の慣行——中には濫用（abuses）に依るものあり——を包含するに至つて居ることは、本章の劈頭に言及した處である。「權利國人に依る不當保護」は、從來濫用と看做されて居るもの丶一である。元來在華治外法權國は領事館に自國人及其の財產を登錄せしめ（國際慣行に屬する領事官の職權としても說明し得）以て之が保護に便ずるのが通例である。尤も右登錄を爲さゞるの故を以て治外法權の適用外に置かれる譯ではない。却說、法權國中には往々中國人並に其の財產を領事館に登錄せしめて猥りに之に保護を加ふるものがある。斯る事例の發生は、勿論自國法權の管轄より不當

1) 佛淸一八四四年『黃埔條約』第三十一條。
2) 本書 408 頁參看。
3) 本項は外國租界の所謂「庇護權」(right of asylum)とは別問題である。

に離脱せんと欲する中國人側の意思に基くことは言ふ迄もない。併しながら法權國は國際正義の觀念に立脚して、斯る中國人の希望は須らく之を拒否すべきである。『法權委員會報告書』第四十三項(「既掲事裁判權の行使に伴ふ不合理」の項(八)に當る)は此事を指摘した項である[1]。

右と同時に考量を要することは、出生又は歸化の手續に依り法權國人たる身分を取得せる者が、國際義務國たる中國に歸來して財產を所有し又は營業を爲すが如き場合に、生じ易き裁判管轄權上の衝突に就てゞある。『法權委員會報告書』第四十四項(前第四十三項と同斷)は、這の事實に言及し、且一二の國家に於ては支那國在住の自國民に對し强制的登錄を命じ居らざるの事實は斯の種違反者の監視を一層困難ならしむるものなり。支那人血統の者が種々の氏名を使用することも亦右困難の一原因たり」と結んで居る。中國政府は被領事裁判權國に於ける通例と同じく、自國人の他國への歸化を認めざることを以て原則とするが故に、斯る歸化せる中國人の場合、法權國が「歸化人は舊本國たる中國への歸還を以て其の國籍を喪失する」との方針を採らざる限り、此處に所謂二重國籍を生じ問題の發生は殆ど避け難いことゝなる。實際に於て、斯の種の所謂中國人が一面法權國人たるの故を以て、他面中國人と稱して爲したる契約上の義務より免れんとする不當な場合が、相當存する模樣である。ウィロービーは斯の種歸化人問題の發生する場合の例として、臺灣籍の中國人血統者並にフィリッピン籍の中國人血統者を擧げ、且"米國政府は、比島在住人たると比島生れの米國市民たるとを問はず支那人血統の者が、中

1) 本書 467 頁參看。

國に歸還し中國土着人と同樣なる生活を營む場合には、其の保護權を之に及ぼさゞるの方針である」と陳辯して居る。[1] 畢竟米國は英國と同樣精神に基くことを述べたものであるが、米國が終始斯る方針を執つて中國に臨んで居た譯では勿論ない。[2] また中國人が其の所有小船を香港に登記して自國の管轄を免れんとする例の多いことも、顯著な事例である。

(三) 被保護民(*Protégés*)の制度

次に「不當保護」の問題と關聯して、被保護民(*Protégés*)制度に就き一言する。這の制度夫れ自體に對する研究は本項の範圍に屬しない。

中國には、西亞回教國に於ける場合の如き、被保護民制度は遂に樹立されなかつた。是に就ては英米兩國政府の中國に對する支持が、相當與つて力があつた。

即ち一八六四年駐清英國公使ブルース(Frederick W. A. Bruce)は在清各英國領事に宛、訓令を發して曰く、「英國領事が在華他國民に管轄を及ぼすに於ては、必ずや他國政府よりの抗議を惹起するに相違なし。而已ならず英國政府は其の領事に對して決して斯る權限を附與するものに非ず。從て他外國民が租界内に土地を購入せる場合、其の外國民が領事裁判權國の者なるに於ては該國領事の處理に歸すべく、若し斯る外國民にして無條約國民なるに於ては清國政府の設くる法を遵守せしむべし。英國領事は、他外國民が英國租界内に居住するの故を以て、或は其の私人の締結せる契約に由りて、管轄權を獲ることなかるべし」(要抄)と。右に曰ふ無條約國民が解釋上、無領事裁判權國民と無國籍人とを含むことは明かである。

又、一八七二年、清國と條約關係無きニューグラナダ(後のコロムビア)國の一市民が廣東に於て刑事的犯罪を犯した時、米國領事

1) "Foreign Rights and Interests in China," p. 574.
2) 一九一三年第二革命の際米國に歸化せる一中國人が北京に於て革命黨員として逮捕せられた時、米國公使は嚴重に抗議し中國政府の謝罪により問題が落着した例がある。

デューウエル（Jewell）が之を自らの領事裁判所に於て審理せる事件があつた。右事件に付翌七三年一月八日、米國國務長官フイッシュ（Fish）は其の駐淸公使ロー（Low）宛「デューウエルは斯る事件を審理する何等の權限をも有せざること、駐淸米國官吏は其の職權執行に當り嚴に條約の保障する範圍を恪循すべきこと」（要抄）に付訓令し、米國領事裁判權の目標が自國民の身體財產權以外に逸脫せざる樣方針を示したのである。

併しながら、右一八七二年の事件以外にも、領事が無條約國人に對し管轄權を及ぼし又は及ぼさんとした例はある。例へば一八六九年芝罘に於ける英國領事の處斷事件、一八七二年及一八九四年の瑞西人及日本人に對する米國領事の管轄問題等は、何れも淸國政府より抗議のあつた事件である。又一八六三年(同治二年)米國領事の制定せる『上海米國租界章程』第四條にも、無條約國人は凡て米國領事の處置に歸すべしとの原則が觀られる。

要するに中國に於ては *Protégés* の制度が基礎强固なる慣行にまで進展しなかつたのである。

第七章　治外法權——列國關係

第一節　英國關係

英清・『廣東福州廈門寧波上海五港通商章程』——一八四三年七月二十二日署名（表・英四）

第十二條——下級領事官・英國商船の碇泊處に下級領事官を派出して船員其の他の者を適當に監督せしむべし。右官吏は英國船員と土着民との衝突を防止する樣盡力することを以て最重要の職務とすべく、若し不幸にして斯る事件を生じたるときは之が調停(to arrange it amicably)に全力を盡すべし。

第十三條——英淸兩國民間の紛議(disputes)・英國民に於て淸國民を訴ふる(to complain of)場合は必ず先づ領事館に赴き其の被害を申立つべく領事は事件の眞相を調査し之が取纏めに(to arrange it)努むべし。同樣に淸國民が英國民を訴ふる場合も亦領事は其の事情を聽取し友誼的解決に努めざるべからず。不幸にして領事に於て取纏め得ざる紛議事件起りたる時は領事は淸國官吏一名の援助を求め共同して事件の眞相を審査し衡平に裁決すべし。英國民が犯罪人たる場合の刑罰に付ては英國政府は右目的上必要なる法律を制定すべく且つ領事は之を執行するの權能を與へらるべし。淸國民が犯罪人たる場合の刑罰に付ては講和成立後南京に於て往復せる公文(correspondence)の定むる手續に從ひ淸國の法律に照し審問及處罰すべし。

本條約第十二、三條は實に中國に於て外國が條約上領事裁判權を設定した先聲である。右兩條を考察するに、（一）英國海員と淸國民間の紛議解決に關し特別規定を設け、（二）英淸兩國民間の所謂混

合事件は先以て領事の介入により解決すると云ふ原則を樹て、(三)右解決不能の場合には所謂會審に依り事件を處理し、(四)尙ほ刑事事件は被告國籍主義を採ること等、領事裁判權が具體化されて居る。

在華領事裁判權の濫觴を、條約上專ら一八四四年の米淸『望厦條約』及佛淸『黄埔條約』に求むるの說[1]は事實に卽したものと言ひ難い。また在華領事裁判權の原則を明瞭、完全、精細に定義せるものは一八四四年の米淸『望厦條約』であるが、英淸『五港通商章程』第十三條は中國が許與したる領事裁判權の原則に對する first explicit statement である――との顧維鈞の說[2]は一般に用ひらるる處である。更に一八四二年の英淸『南京條約』、一八四三年の英淸『虎門寨追加條約』(本章程は本文の儘此追加條約に附屬せしめらる)、一八四四年の米淸『望厦條約』及佛淸『黄埔條約』の四者を寧ろ關聯的のものと看做して取扱ふ――Morse の見解[3]の如き、乃至は英淸『虎門寨條約』は領事裁判權を間接に規定せるものなれども其の最惠國條款(同條約第八條にあり)に依り米佛の條約に規定する處に均霑し得、殊に米淸『望厦條約』にも佛淸『黄埔條約』にも此條款が存する故に是等諸條約は通商上の點に於ては同一內容のものとならざるを得ない――と云ふ今井博士の見解[4]の如きは、孰れも歴史的見地より論じて適評と言ふべきである。

抑も英國は阿片問題を機として淸國に開國を迫ると同時に領事裁判權をも獲得する方針であつ

1) 例へば G. Soulié de Morant 領事の說、同氏著 "Exterritorialité et Intérêts Etrangers en Chine." p. 14.
2) Vi Kyuin Wellington Koo, "The Status of Aliens in China". pp. 160—67.
3) H. B. Morse, "The International Relations of the Chinese Empire", 1834—1860, pp. 298—99.
4) 『支那國際法論』第一卷36—40頁。

た。一八四〇年二月二十日、英國外相パーマストン(Palmerston)が清國との交渉全權に任ぜられたるエリオット兄弟(G. and C. Elliot)に與へた訓令には、香港の割讓と領事裁判權とを清國より求むべし、と云ふ(條約の草案をも添附)事項が含まれて居た。[1] 併しながらエリオットの後繼者たるポッティンジャー(Henry Pottinger)が清國全權耆英、伊里布との間に締結せる一八四二年の『南京條約』は、單に前者に就てのみ協定することに成功したのであつた。

却說、右の如く英國は一八四三年の本章程訂結以前に在つても、在華領事裁判權の設定に付努力を拂ひつゝあつたのである。東印度商社の對華貿易特許權滿了(一八三四年)後の事態に備ふる爲め制定された、在華英國臣民の管理機關に關する一八三三年八月二十八日のAct of Parliament[2] は其の具體化せる最初のものであつて、該Actの規定する"Superintendents of the Trade of British Subjects in China"[3] は中國に於ける"Consul"の濫觴を爲すものであつた。一八三三年乃至一八四三年の英國の努力、卽ち其のAct of Parliament及Order in Councilに就ては當時の"British and Foreign State Papers" 竝に "Hertslet's Commercial Treaties" Vol. IV, VII. に詳かである。

本『五港通商章程』が本文の儘『虎門寨追加條約』に附屬せしめられたことは前言の通りであるが、更に右章程、追加條約は一八五八年の英清『天津條約』第一條に依り共に廢棄せられた。

*米清・一八四四年『望廈條約』、佛清・一八四四年『黃埔條約』

1) Morse, *ibid.* p. 626, appendix B.
2) "Act to regulate the Trade to China and India."
3) 英國通商主席監督官。

英清『天津條約』——一八五八年六月二十六日署名(表・英六)

第九條——英國民が娛樂又は商業上の目的の爲め旅行する場合の旅券(但し開港場より里程百支里を超えず且つ期間五日を過ぎざる小旅行には旅券不要と定めらる)等に就き規定し、旅客にして旅券無きか又は法律違反の廉ありたる時は處罰の爲め最寄の領事に引渡すべし。但し必要なる拘束(necessary restraint)以上の虐待を受けしむべからず。本條の規定は船員に適用せず、船員に對する適宜なる拘束に就ては領事及地方官憲に依り之が規則を設くべし、と規定す。

第十五條——英國民間に起りたる財產上又は身分上の權利に關する一切の問題は英國官憲の裁判管轄に屬すべし。

第十六條——英國民に對し刑法上の罪を犯したる清國民は清國法律に從ひ清國官憲之を逮捕處罪すべし。淸國に於て罪を犯したる英國民は英國法律に從ひ領事其の他當該權能を有する官吏之を審問處罰すべし。裁判は雙方側に對し公平無私に行はるべし。

第十七條——英國民が清國民を訴ふる場合竝に清國民が英國民を訴ふる場合には、均しく領事に於て之を取扱ひ領事は極力和解に努むべし。若し其の紛議が領事に於て和解せしむること能はざる底のものなる時は領事は清國官吏の援助を請ひ相共に事件の眞相を調査し衡平に之を決すべし。

第二十一條——清國民たる犯罪人が香港又は香港碇泊の英國船舶中に逃れたる時は、右犯罪人は清國官憲の適當なる請求に基きて搜索せらるべく且つ其の罪の證明を得たる上之を引渡すべし。又清國民たる犯罪人が開港場に於ける英國民の家屋又は船舶中に逃れたる時は、右犯罪人は庇護又は隱蔽せらるゝことなく英國領事に對する清國官憲の適當なる請求に基き之を引渡すべし。

第二十二條——清國民にして英國民に對する負債を償却せず又は僞りて失踪したる時は、清國官憲は右の者を逮捕し負債の償却を强制するに全力を盡すべし。英國官憲も亦等しく英國民にして僞りて其の踪跡を晦まし又は清國民に對する負債を償却せざる時之を處分するに全力を盡すべし。

第五十四條――從前の諸條約に基く英國權益の確認竝に淸國の片務的最惠國條款に就き規定す。

一八五八年英佛聯合軍北支侵入の結果締結せられたる英米佛三國對淸國間の諸『天津條約』は、在華領事裁判權を一層確固たらしむるに至つた、否、英佛聯合戰の動機には對華通商關係をより强大なる基礎に律せんとする條約改訂の企圖を多分に藏して居たのである。一九二六年九月北京に於て署名せられたる『中華民國ニ於ケル治外法權ニ關スル委員會ノ報告書』の第一部第二項には「一八五八年ニ於テ米英佛三國トノ各條約ニ付改訂ノ議アリ。從前ノ條約ト其ノ趣旨ニ於テ同樣ナルモ之ヨリ一層明確且ツ周到ニ治外法權ヲ規定セル條款ヲ有スル新條約ガ中華民國ト是等ノ諸國間ニ成立セリ」と言ひ、中國に於ける英法學者にして國民政府最高法院に判官たる梁敬錞は其の著『在華領事裁判權論』(民國十九年六月初刊)に於て「中英中美中法之五港通商章程至淸咸豐八年(一八五八年)經天津條約而廢止。夫中英章程在一八五四年本首告滿期卽中美中法章程至一八五六年亦應改訂。然其時因英法聯軍入京之結果不特前擧章程未能稍釋束縛且因天津條約之後各國相率踵效而吾國法權始論於變本加厲之地位。」と此間の消息を物語つて居る。但し右梁の說の中、一八五四年に英淸章程が、一八五六年に米淸佛淸の兩章程が滿期となつたとの說には賛し難い(此說は梁に始まるものに非ず、我國にも此說を爲す者がある)。抑も米淸『望厦條約』には署名後十二年の後に、佛淸『黃埔條約』には批准後十二年の後に夫々條約改訂期を迎ふる旨を約しあり、從て前者に在りては一八五六年が兩國政府に於て、後者に在りては一八五七年

が佛國政府に於てのみ、之が改訂を要求し得る年であつたことは夫々の條文（前者は其の第三十四條 後者は其の第三十五條）に徵して明かである、尤も改訂を要求すると否とは全く權利國の自由と謂ふべく之を當然の滿期（條約の失效を伴ふ）と解するは誤りである。英清『南京條約』が一八五四年に滿期となるとの說は聊か根據に乏しいもので、同說は右條約が最惠國條款を有する處より、「同條款の效力に因り米清佛清の兩條約と同樣十二年後即ち署名の年より數へて一八五四年を以て滿期とす、從て英國は一八五四年を期して條約の改訂を要求す」と云ふ當時の英國の主張を其の儘鵜呑にする結果に他ならない。1)

尙ほ本條約に就ては後述英清『芝罘協定』の項に於て括論する處がある。

※米清・一八五八年『天津條約』、佛清・一八五八年『天津條約』、蘭清・一八六三年『修好及通商條約』項末附記

英清・『天津條約補足協定』――一八六九年十月二十三日署名（未批准）（表・英九）

第九條――海關規則の違反より生ずる一切の罰金事件に就ては海關監督又は稅務司（the Superintendent or the Commissioner of Customs）は該事件の取調に際し英國領事と同席して之が審議に當るべし、海關規則の違反より生ずる一切の沒收事件に就ては英國領事は海關監督又は稅務司と同席して該事件の取調に參加すべし。更に英清兩國は會同して商法々典を起草すべきことを約す。

『アルコック協定』の名に依て識らるゝ本協定は既述の如く英國政府の批准を得るに至らなかつた、從て本條項の如きも領事の職權擴張を目的とせる參考文獻に過ぎない譯である。

英清・『芝罘協定』――一八七六年九月十三日署名（表・英一〇）

1) 一八五八年の英清天津條約は、英國が最惠國條款を援用して從前條約の改訂を求めた結果であると爲す說がある。

第二款（官吏の交際）第二――一八五八年の英國條約には左の如く記載す（條文前出―第十六條、此處に省略）。右の中「當該權能を有する官吏」なる語は中國文にては「英國政府」と飜譯せられあり。條約の義務を履行せんが爲め英國政府は特別の典則を有する高等法院を上海に設置せり、但し其の典則は今や之を修正せんとす。清國政府は上海に混成法院を設置せしも其の統裁者は權力の缺乏せるか又は不人望を恐怖せるかに因り常に其の判決を强制するに至らず。總理衙門は廻狀を各公使館に發し外國代表者を招き通商に開放せる港場に於て裁判事務を一層有效に行はしむるに必要なる方法を總理衙門と共に審議せしむべし。

同第三――英國民の身體又は財產に關し罪を犯したる者ある時はその內地たると開港場たるとを問はず英國公使は自由に其の地に官吏を派遣して之が調査に立會はしむべし（由英國大臣派員前往該處觀審）。右の點に關し誤解を防がん爲めサー・トーマス・ウエード（英國公使）は上述の趣旨の公信を發すべく總理衙門は之に答へて右が將來執るべき手續方法なることを確認すべし。兩國の法律が相互に差異ある間は清國に於ける混合事件の裁判手續を指導すべき原則は唯一あるのみ、卽ち事件は被告の屬する國の官吏に依りて審問せらるべく原告の屬する國の官吏は裁判手續を監視せんが爲めに出席するに過ぎず、其の出席せる官吏が當該手續に滿足せざる時は詳細に之が抗議を爲すの權利を有す、適用すべき法律は事件を審理する官吏の屬する國の法律たるべし、是卽ち天津條約第十六條に於て裁判手續上の共同行爲を指示せる「會同」なる語の意義にして且つ兩國官吏の準據すべき方針なり。

抑も此『芝罘協定』の第二款は單に「官吏ノ交際」（Official intercourse）と命名されて居るが、「首都及各省ニ於ケル大官間ノ交際竝ニ開港場ニ於ケル領事官及清國官吏間ノ交際ノ條件。竝ニ混合事件ニ於ケル裁判上ノ手續ノ處理」を目的としたことは、其の preamble に徵して明かである。一層詳言すれば本款第二、三項は一八五八年の英清『天津條約』に規定せる混合裁判事件に關する條文の解釋

を擴充したものと言ふことが出來る。元來該『天津條約』第十六條の英國文全文は「Chinese subjects who may be guilty of any criminal act towards British subjects shall be arrested and punished by the Chinese authorities according to the Laws of China. British subjects who may commit any crime in China *shall be tried and punished by the Consul or other Public Functionary authorized thereto* according to the Laws of Great Britain. Justice shall be equitably and impartially administered on both sides.」とあり[1]、其の中國文全文は「英國民人有犯事者皆由英國懲辦中國人欺凌擾害英民皆由中國地方官自行懲辦兩國交涉事件彼此均須會同公平審斷以昭允當」とあり[2]、而して一方本項『芝罘協定』第二款第二に曰ふ、(「當該權能を有する官吏」なる語は中國文にては「英國政府」と飜譯せられあり)との原文は、英國文に依れば「"The words "Functionary authorized thereto" are translated in the Chinese text "British Government.""」、中國文に依れば「查原約內英文所載係英國民人有犯事者由英國領事官或他項奉派幹員懲辦等字樣漢文以英國兩字包括」と規定せられ(英華文テキストの出所前同斷)、其の間說明に多少の相違がある。要之、英國は前の『天津條約』の英文に曰ふ shall be tried and punished by the Consul or other Public Functionary authorized thereto (British Government)、華文に曰ふ由英國懲辦なる語に基き、上海に高等法院(Supreme Court—承審公堂)を創設し(註一)、後の『芝罘協定』(本項)を以て之に明確なる條約的根據を得せし

1) 日本外務省條約局編『英米佛露ノ各國及支那國間ノ條約』(大正十三年三月發行)に據る。

2) 北京外交委員會編纂處編『分類編輯不平等條約』(民國十八年一月初版)に據る。

めたのである。更に本項に於て前の『天津條約』の華文に曰ふ「會同」(hui t'ung)なる語に對し廣汎にして的確なる意義を下して居るが、元來同『天津條約』の之に照合すべき英文よりは斯種の意義に該當する字句を發見すること困難で、其の次第は前述英華兩文の比較に依り明かであらう。實に『天津條約』第十六條が外華混合刑事事件に對する觀審制度の根據となつた動機は、同條約締結の際、清國側飜譯者が民刑事の區別に明かならざりし爲め、第十六條の英文原約には「會同」に該當すべき字句が無いに拘らず、第十七條に「相共ニ……調查シ……之ヲ決スベシ」(卽ち會同審斷)とあつた爲め、之を第十六條にも移して所謂誤譯して了つたからである、と謂はれて居る。

尙ほ條約解釋に關する同『天津條約』の規定に就ても注意を要する。卽ち該條約第五十條には「女皇陛下ノ外交官及領事官ヨリ清國官憲ニ宛テ發スル公信ハ爾今總テ英文ヲ以テ之ヲ認ムベシ。尤モ當分ノ間ハ中國文ノ飜譯ヲ添付スベキモ英文及中國文ノ原本間ニ意味ノ相違アル場合ニハ、英國政府ハ英文原本ノ示ス意味ヲ以テ眞義ト爲スモノトス。本條項ハ現ニ商議セル條約ニ適用セラレ其ノ中國文原本ハ英文原本ニ依リ愼重ニ校合(carefully correct)セラレタリ。」と規定し解釋上の根據を英文に置いて居る。(註二)

此點より考ふるも英國が『天津條約』の場合に於て既に其の所謂「愼重ニ校合」しなかつたこと、又『芝罘協定』に際して殊更條約解釋の根據文に非ざる中國文中の語句を擧げ來つて之に定義を下した

ことは、孰れも英國の得手勝手より割出されたものと斷ずべきである。蓋し當時英國の眞意は、其の『天津條約』第十六、十七條が曖昧であつた處へ爾後同條約の中國文中より觀審制度を確立し得る根據（寧ろ口實）を見出した爲め（清國側は用語に付熟慮する處なく、全く不用意の裡に使用せるものであらう）、一八七六年の早春雲南騰越附近の土人が英人を殺害したる事件に難癖を附し同年芝罘に於て之が解決を圖り得た機會を利用して、多年の懸案であつた清國裁判所に於ける清國人被告の刑事事件に對する外國人の觀審（一種の陪審）（當時之は事實上慣例であつた樣である）及一般外華混合事件の審理に、進んで條約上の根據を與へんとするに在つたのである。（註三）再言すれば本項第二款第三は被告國籍主義の混合裁判事件に觀審の制度を加味したもの（被告國籍の判事(judge)が該國法に從ひ審理し、原告國籍の會審官卽ち陪席觀審官(assessor)之に立會ふ）で、所謂英米主義と呼ばれるもの[1]之である。尚ほ本項は「觀審」なる辭句の初見である。

更に、本款は元來刑事混合裁判事件を目的とする筈のものであるが、條約文はまた民事混合裁判事件に對する適用をも妨げて居ない。實に本款は民刑事一切の混合事件に關する觀審制度を規定せるものとして、實際適用の根據と看做されて居たのである。尚ほ後述一八八〇年の米清條約に依り更に此主義の中、民事關係が明瞭化されたことに留意を要する。

註一――上海に於ける英國の高等法院(The Supreme Court at Shanghai)・一八六五年三月九日 Order in Council を以て "Government of British Subjects." 公布せらる。本令は極東（主として清國）に於ける英國臣民の民刑事件の處

1) 混合事件、殊に民事混合事件處理方法に英米主義、佛國主義（一八四四年『黃埔條約』第二十五條）、日本主義（一八九六年『通商航海條約』第二十一條）の三種がある。

理を目的とせるものであるが、其の中に上海に於ける英國の高等法院に關する條章を含んで居た。本令は極東に於ける初期の領事裁判の研究に執りまた之に對する英國主義を窺ふ上に於て貴重なる文獻の一である。玆に其の二十三の項目を掲記すれば次の如し、前文、（一）序言、（二）皇帝陛下の裁判に關する一般規程、（三）皇帝陛下の法廷の構成―1上海に於ける高等法院、2地方諸法廷、（四）陪審官、補佐官、（五）皇帝陛下の司法權及主權―1一般の場合、2民事事件の場合、（六）戰爭、暴動若は叛亂、（七）〔日清兩國に關する〕條約及規則類、（八）日本との不法の貿易、（九）日本領水、（十）海賊行爲、（十一）宗教に悖る罪、（十二）清國沿岸百哩以内に於ける主權〔所謂百浬法に對する規定―著者曰〕、（十三）送還、（十四）英國臣民の登記、（十五）外國人、外國法廷、（十六）高等法院に對する訴―1民事事件の場合、2刑事事件の場合、（十七）訴訟手續に關する諸規程、（十八）Her Majesty in Council に對する訴、（十九）一般規程、（二十）香港、（二十一）廢止條項、（二十二）審理手續、（二十三）Orderの開始及公布――（Hertslet's Commercial Treaties, Vol. XII, pp. 281-318.）。其の後の變遷を略述すれば、此 Order in Council は爾後屢〻一部の廢止あり、一八九〇年に至り「外國裁判法」制定され、一九〇四年十月二十四日 Order in Council を以て從來の此種 Order in Council を廢止して新體系のものとし、更に一九二五年「中華民國の裁判權に對する Order in Council」新たに公布せられて從來のものと代るに至つた、在華領事裁判權に關する英國の現行法は卽ち之である。

註二――清國對外國間の條約に於て、條文解釋の準據を當事國中の一國語に置いたのは、一八五八年の英清『天津條約』（第五十條）及佛清『天津條約』（第三條）が其の嚆矢であり（英國語及佛國語）、更に解釋の基準を他國語文に求めたのは一八五八年露清『天津條約』を以て其の創始とする（同條約第十二條中に「兩國全權委員ノ署名調印シタル露西亞語、滿洲語、及清國語ノ本文ハ之ヲ玆ニ交換シ、且ツ兩締約國ガ誠實ニ嚴守スベキ本條約一切ノ條項ノ解釋ハ滿洲文ニ據ルモノトス」と規定して居る）。右兩條約以前の諸條約例へば英清『南京條約』、『五港通商章程』、『虎門寨追加條約』、米清『望厦條約』、佛清『黄埔條約』、瑞諾・清『五港通商章程』、露清『伊犂條約』等には孰れも斯の種解釋の準據に就いて言及する處がない。因みに英清『天津條約』第十六條に就き民國北京政府外交委員會は「當時の譯文は原文と意義同じからざるを以て原文は（中國人民對英國

人民有犯罪情事由中國官廳逮捕並依中國法律懲辦英國人民在中國有犯罪情事由英國領事或其他奉派官員依英國法律審訊懲辦彼此均須公平審斷以昭允當」と譯すを至當とする」旨を公表した。

註三――此『芝罘協定』成立前に在りて、即ち『天津條約』第十六條の「會同公平審斷」が適用される混合裁判事件に於て判決に到つた例としては、次の一事例が存するのみである。一八七五年中國ジヤンク船（金釆舫）が英國汽船カントン號と衝突し英國汽船が被告となつた際、上海英國領事法廷の判決書は英國官憲と清國官憲（上海道臺）との共同署名を以て下された。

英清・『シッキム・西藏條約附屬章程』――一八九三年十二月五日署名（表・英一六）

第六項――西藏に於て英國民と清國民又は西藏民との間に貿易に關する紛議起りたるときは在シッキム政務官及清國國境官吏會同調査して之を決定すべし。會同の目的は事實を確め公平の判定を爲すに在るを以て意見の相違あるときは、被告の屬する國の法律に準據すべし。

本條約は一八九〇年英清『シッキム西藏條約』に對する增補を目的とするものである。本條項は直接一見領事裁判に關聯なきもの丶樣であるが、實は西藏に於ける民事混合事件を對象とする一種の會審を目的としたことは明かである（本項の原文其の他に就き本書第三章下一五一―二頁の當該項を看よ）。

尙ほ現在西藏に於ける領事裁判權の施行狀況に就き、著者は精確なる資料を入手して居ない。尤も、一九二六年九月の『支那國ニ於ケル治外法權ニ關スル委員會ノ報告書』第一部「支那國ニ於ケル治外法權實施ノ現狀」に對する附錄第三「外國裁判所ノ概要ニ關スル各國ノ覺書」中、（三）英帝國提出のもの（同報告書に附屬）に據れば、其の現行法規たる一九二五年の中國に於ける所謂領事裁判に關する勅令

(Order in Council)は、「カシュガール（新疆）を除く支那國全土」[1]に適用せらるゝこと、なつて居り、更に當該英國提出の覺書は「西藏」に就て何等言及して居ない。而已ならず現在英國は「西康を含む西藏の地」を其の何れの中國各地駐在領事の「管轄區域」(Consular Districts in China for Judicial, Marriage and Registration purposes.) にも指定して居ない——例へば、青海省を漢口領事の、新疆(The new Dominion)及び科布多（外蒙）を喀什噶爾領事の、內蒙古及び科布多を除く內外蒙古の諸地を天津領事の夫々「管轄區域」と指定して居るに拘らず。[2] 蓋し、西藏に於ては裁判權に關する領事(Consul)の職權は貿易事務官(Trade Agent)に依つて代行されると云ふ建前を執る結果であらう歟。兎も角領事裁判權問題より西藏を考察するとき「西藏」が「中華民國」の一部たるが如く又たらざるが如く、頗る明瞭を缺くものと觀られる。猶ほ右「貿易事務官」竝に本項の「一種の會審」に就ては後述一九〇八年の『印度及西藏間通商章程』第四條を看られ度い。

※英清・一九〇六年『一九〇四年拉薩ニ於テ署名セラレタル英藏條約ヲ附屬スル西藏ニ關スル條約』、同上・一九〇八年『印度及西藏間通商章程』

英清・『一八八六年七月二十四日ノ緬甸及西藏ニ關スル條約第三條ヲ實施スル條約』——一八九四年三月一日署名（表・英一七）

第十五條——締約國一方の臣民たる犯罪人が他方の領土內に逃亡したる時の引渡に關する規定。

第十七條——雙務的最惠國條款。

1) カシュガールは特別の取扱を受け印度の法規が同地在住の英國民に適用される。從て同地に設立せらるゝ領事法廷は緬甸裁判所の管下に在るものとされて居る。

2) "The Foreign Office List and Diplomatic and Consular Year Book for 1938." pp. 114—15.

英清・『通商條約』(マッケー條約)——一九〇二年九月五日署名(表・英二一)

第四條——外國人の事業及會社(non-Chinese enterprises and companies)に對して清國民の投資する權利に關し從來諸種の疑問を生じ、且つ斯る投資額の多額なるべきは明白なる事實なるに依り、清國は玆に既往現在及將來に於ける一切の此種投資の適法(legality)なることを承認す。尙ほ株式會社(a Joint Stock Company)に於ける株主は相互の義務(obligations)に關する限り總て完全同等なる地位に置かるゝこと緊要なるを以て、清國は、其の臣民にして英國株式會社の株主となり又は株主たらんとする者は、英國裁判所の解釋する如く其の株主と爲りたるの行爲に依り該會社の設立法規又は覺書及定款竝に右に基く諸規則を承認せるものと看做さるべきことに同意す。且つ清國は、爭訟(suit)の生ずるに當り、清國人株主の責務(liability)が同一會社に於ける英國人株主の夫れと異り又は之よりも大ならざる限り、清國裁判所に於て清國人株主をして右に服從すべきことを強制することに同意す。

同樣に英國政府は清國會社に投資する英國臣民が同一會社に於ける清國人株主と同一義務(obligations)の下に在るべきことに同意す。

第八條第十二項——清國政府は長沙・萬縣・安慶・惠州・江門の開放を約す。(此開放に就き本書通商關係條約權益の章下當該項を看よ)。右諸港に居留する外國人は清國人居住者と同一の條件を以て其の市政規則及警察規則を遵守すべく清國官憲の承諾なき限り是等の開港場内に自治的の市政及警察署を設くることを得ず(凡各國人在各該通商口岸居住者須遵守該處工部局及巡捕章程與居住各該處之華民無異非得華官允准不能在該通商口岸之界内自設工部局及巡捕)(Foreigners residing in these Open Ports are to observe the Municipal and Police Regulations on the same footing as Chinese residents, and they are not to be entitled to establish Municipalities and Police of their own within the limits of these Treaty Ports except with the consent of the Chinese Authorities.)

第十二條——清國が其の司法制度を改善して泰西諸國の司法制度と協調せしめんとするの熱望を表明したるに鑑み、英國

は右改善に對し一切の援助を與ふべきことを合意し、且つ清國法典の狀態、其の運用の方法、其の他の情況に依り、治外法權を撤去し得ることを確むるに至らば(when she is satisfied that the state of the Chinese laws, the arrangement for their administration, and other considerations warrant her in so doing——一俟査悉中國律例情形及其審斷辦法及一切相關事宜皆臻妥善)、之を撤去するの用意を有す(she will also be prepared to relinquish her extraterritorial rights—— 英國即允棄其治外法權)。

本條約は在華治外法權の構成に執つても亦頗る重要な役割を占めて居る。條約上法人の存在肯定の嚆矢である第四條は、(一)外國人の事業及會社に對する中國人の投資の適法性を認めた、別言すれば在華外國商社の存在は合法的行爲の所産と認められる、(二)英華合辦の英國會社に於ける英華人株主の地位は同等とするが、其の會社を律すべき規約類に對する解釋は英國裁判所の解釋に遵由する。爭訟を生じたる場合中國裁判所は清國人株主の義務に付其の服從を強制する、(三)英華合辦の中國會社に於ける英國人株主の地位亦中國人株主の夫れと同樣とする[1]——と云ふに歸著する。要之、本條は合辦企業の英國會社又は中國會社を夫々平等の條件下に立たしめたものであるが、(三)の場合に比し(二)の場合が著しく多數なる事實を閑却する譯にゆかない。尙ほ一九〇三年十月の日清『追加通商航海條約』第四條(後出)は亦略之と同樣の目的に付規定して居る。而已ならず斯る在華日英兩國商社の適法性、乃至日華・英華合辦會社が條約上中國に於て獲たる地位は、現實に最惠國條款適用の客體たり得て居る。

1) 本條約附屬書丙號『追加內地水路汽船航行規則』第五項中に「清國法律により登錄せられたる清國會社にして清國の內地水路に於て汽船の航行を業とするもの設立せらるゝ場合に於て、英國臣民が該會社の株主たるの事實は其の汽船に英國々旗を揭ぐるの權利を附與せざるものとす」と云ふ規定がある。

更に列强は是等條項援用の效果を一層充實せしめんが爲めに、中國に其の本店(會社住所地―domicile)を有する自國商社に就き特別の法規を制定して居る。此要素と在華外國商社が例へば關税の如く條約上明白に根據を有するものを除き一般中國課税より免除せらるゝと云ふ事實[1]とは、斯の種外國商社の存在乃至經營方針が屢々中國國權恢復運動に執り一目標とされる所以である。併しながら國民政府が近來頻りに採りつゝあつた在華外國商社に對する排外的又は統制的政策は、(註)其の實際の適用に當つて關係外國の既得權益に抵觸するもの多々あつたこと勿論である。リーマーは治外法權が、中國から「自國内に於ける自國の資本に課税する權利」を剝奪して居ると云ふ中國人の非難に應へて、「此議論の迫力は治外法權なるものが現實に、如何なる程度迄中國政府による課税免除を伴ふものか、又中國政府が其の他の方法に依つて收入又は財産に手を觸れることはどの位迄困難か、と云ふ問に對する回答如何に係つて居る。簡單に余の結論を述べるならば、課税防止手段としての治外法權の意義は從前に比し最近數年に低下して來たし、又地方官憲の側の不法誅求に對して治外法權には殆んど防止策が無いと言ひ得よう」、と記して居る。[2]

次に右第八條第十二項は開港場に租界を設立せざることを目的とする――租界設定に對する外國の權利主張を封ずる――規定である。是と同樣の意味より一九〇三年の日清『追加通商航海條約』第十條中段及同條約附屬公文第六、七號の規定を併せて研究する必要がある。却說、是等の規定を解析

1) 本書458―65頁參看。
2) C. F. Remer, "Foreign Investments in China", p. 326.

するとき「外國人は中國人と同一條件を以て中國の市政、警察規則を遵守すべし」と云ふ條項は、治外法權の觀點より吟味に値するものと言ひ得る。卽ち條約上中國市政、警察法規は明かに治外法權國人に對して行政法令として存在し中國は法權國人に之が遵守を要求し得るものであるが、一方治外法權の效果はまた條約上中國が有すべき其の强制力を排除して居るのである。從て「治外法權とは支那の警察權の上に重ねられたる想像上の城廓に外ならぬ」と云ふ批判[1]は肯定さるべきである。本條約第十二條は在華領事裁判權の裁撤に就き論ずる場合常に引用せらるゝ處であり、實に在華領事裁判權享有國が一定の條件を附して其の特權の撤去を正式に約した初めである。併しながら撤去に必要なる條件が履行せられたりや否やに關し其の認判權を一方當事國(外國)に限るの結果は、多くの場合斯の種特權の實施が當事國民の生命財產權に直接影響を及ぼす事情にある關係上寧ろ夫れが當然であるとは言へ、關係列國對中國間に異論の絕えない所以である。

註──例へば『中華民國民法總則施行法』第十一條乃至十五條(外國法人に對する規定)。『鑛業法』(鑛業に對する外國人投資の關係を規定せる條項)。民國二十年十一月十六日附政府令(國內の森林、鑛產、漁場、鐵道等は公私の別なく中央主管機關の認可を經ずして外國人に租貸、賣却等を爲すを得ずと云ふ法令)。民國十九年三月十三日附中央執行委員會決議(外華合辦會社に於て中國人の株式は五十一%以上を占むること、中國人は取締役會に於て過半數を占むること、取締役會の議長及支配人は中國人たるべし)。民國十八年一月十六日中央政治會議決議(各省長官の訂立する對外協定は中央の承認を經ざれば其の效力を生ぜず)。民國十九年四月九日同上會議決議(一切の中外合辦事業は中央の承認を經ざれ

1) 古賀元吉『支那及滿洲に於ける治外法權及領事裁判權』56頁。

ば無效とす)。民國二十五年十一月十九日中央政治委員會決議(凡そ各省市の對外協商及外國人との合資條件は中央の承認を經ざれば一律に之を無效とし、以て國權の維持を圖らんとす)。

英清・『一九〇四年拉薩ニ於テ署名セラレタル英藏條約ヲ附屬スル西藏ニ關スル條約』――一九〇六年四月二十七日署名(表・英二三)

第四條――一八九〇年の英清條約及一八九三年の章程の規定は本條約及附屬書に抵觸せざる限り依然完全に有效とす。

本條に曰ふ一八九〇年の英清條約とは同年三月十七日カルカッタに於て署名せられた『シッキム西藏條約』を指し、一八九三年の章程とは同年の『印藏條約附屬章程』を指すのである。前者は治外法權に關し何等の規程をも有して居ないが後者は既述の如く一種の會審規程を約して居るから、此點に就き亦本條は確認の效果を與ふるものと觀るべきである。

英清・『印度及西藏間通商章程』――一九〇八年四月二十日署名(表・英二四)

第四條――商埠に於て英國民(英文・British subjects 華文・英印人民)と清國人及西藏人との間に爭論(disputes)生じたるときは、最寄商埠の英國貿易事務官(British Trade Agent)と該商埠裁判所の清國及西藏官吏と會同面議して調査を遂げ解決の方法を講ずべし(they shall be enquired into and settled in personal conference—應……會同査訊面議辦法)、右會同面議の目的は眞相を查明し公平に處理せんとするに在り、意見合はざる點あるときは被告の屬する國の法律に從ふべきものとす。此種の混合事件に於ては被告の國の官吏之が主審たるべく(shall preside at the trial)、原告の國の官吏は唯會審するに止むべし(merely attending to watch the course of the trial—只可會審)。英國民相互間に生じたる財産又は身分上の權利に關する事件は英國官憲の管轄に屬するものとす。英國民にして商埠內に於て又は商

埠に至る途上に於て、犯罪を犯したるときは地方官より犯罪地最寄商埠の英國貿易事務官に引渡し印度法律に照して訴追處罰すべし、但し地方官憲は右英國民に對し必要なる拘束を行ふの外凌虐を加ふべからず。清國人又は西藏人にして各商埠內に於て又は各商埠に至る途上に於て、英國民に對し罪を犯したるときは清國及西藏地方官憲に於て法律に照して逮捕處罰すべし。裁判は雙方側に對し衡平無私に之を行ふべし。清國人又は西藏人にして英國貿易事務官に對し英國民を刑事被告として出訴したるときは、清國又は西藏官憲は代表者を派して英國貿易事務官の公堂に於ける審理に立會はしむるの權利を有す(shall have the right.... to watch the course of trial in the British Trade Agent's Court——有……往英國商務委員公堂觀審之權利)。同様に英國民にして商埠內の裁判所に對し清國人又は西藏人を被告として出訴すべき事件ありたるときは、英國貿易事務官も亦代表者を裁判所に派して審理に立會はしむるの權利を有す。

第五條——西藏官憲は北京政府の訓令に從ひ西藏の司法制度を改革して西洋諸國の司法制度と同一ならしめんことを深く希望し、英國も亦何時にても、清國に於ける其の治外法權を拋棄し且つ西藏の法律及其の運用の狀態其の他の事情を考量したる後適當と認めたるときは西藏に於ける治外法權を拋棄すべし。

第九條——印度邊界の土着民にして舊慣に依り西藏に於て商埠外に貿易及居住し來れるものは現行慣習に從ひ依然貿易するを得、但し右の者は從來通り當該地方の法權(the local jurisdiction)に服從すべきものとす。

本條約第四條は西藏に於て英國の享有すべき領事裁判權に關し其の細目(民事混合事件に於ては會審、刑事混合事件に於ては觀審)を協定せるもの、第九條は之が例外規定、第五條は英國が一定條件の下に西藏に於ても其の特權を撤廢すべきことを約したるものである。而して第五條末段に記されて居る如く西藏に於ける領事裁判權の撤去に就ては中國本土の場合と異り「適當と認めたる時卽ち拋棄する」旨を約し、英華文亦之に照應して居る(Great Britain agrees to relinquish her rights of extraterritoriality in Tibet,

whenever......warrant her in so doing——英國允願無論何時……皆臻妥善英國亦卽棄其治外法權)。併しながら英國が西藏の地域を中國本土と切離して取扱ふを目的とした條約上の精神は、本條約第五條に西藏に於ける其の特權撤去の前提條件として中國本土に於ける斯の種權益の撤去を以てした點より觀ても之を證明し得るであらう。

＊英清・一八九三年『シッキム・西藏條約附屬章程』

現狀　一九三〇年秋以來、英國は國民政府の要請1)に應じて米、佛、蘭の三國と共に愈々治外法權の撤廢に付交渉を開始した。然るに此時英國は國民政府の强引(外交部長王正廷)に牽連られ、結局、最惠國待遇と一定期間特定地の刑事事件除外とを以て留保條件とする處まで讓歩を決意した模樣であつた。併しながら所謂隴を獲て蜀を望む國民政府の主張に禍され交渉遷延しつゝある裡に滿洲事變の勃發となり、該交渉は遂に有耶無耶の裡に消姿して了つたのである。

第二節　米國關係

米清・『望厦條約』——一八四四年七月三日署名(表・米一)

第十六條——合衆國民が清國民に對して有する債權竝に清國民より被りたる詐欺に就き其の救濟を求むる場合は領事を經て清國地方官憲に申立つべく、該官憲は右事實を調査し其の賠償を强制する爲め相當の措置を講ずべし。但し債務者の死亡、身代限、逃亡の場合は賠償を受け得ざるものとす。清國民が合衆國民に對して有する債權は右領事を經て同樣に

1)　本書391頁を參看。

其の救濟を求むることを得べし。

第二十一條――合衆國民に對する犯罪行爲に付罪ある清國民は清國法律に依り清國官憲之を逮捕處罰(arrested and punished)すべく、「清國ニ於テ」罪を犯したる合衆國民は領事或は合衆國法律に依り其の權能を授けられたる官憲に依りてのみ審問處罰 (tried and punished)せらるべし、且つ紛議及異議を豫防する爲め裁判は雙方に於て衡平無私に之を爲すべし。

第二十四條――合衆國民と清國民との間に紛議(controversies)を生じ友誼的解決を得ざるときは兩國官憲の合議に依り正義衡平に適合する審理判決を爲すべし。

第二十五條――「清國ニ於ケル」合衆國民間に生ずる身體竝に財産に關する問題は彼等の自國官憲に依り裁判處理せらるべく、清國に於ける合衆國民と他國民との間に生ずる紛議は清國の干渉を受くることなく合衆國及該國間の現行條約に依り處理せらるべし。

第二十六條――清國の五貿易開港場(廣東廈門福州上海寧波を曰ふ)の水域に於ける合衆國商船は其の自國官憲の管轄權(jurisdiction) に服すべく該官憲は清國の支配を受くることなく船長及該船所有者と共に之を處理すべし。合衆國の人民及商業に對し外國の爲したる傷害に付ては清國政府は賠償の責に任ぜざるべし。

第二十八條――合衆國人民、其の船舶及財産は妨害(embargo)せられ又は如何なる口實に依りても公用(public service)の爲め差押へられ又は强制的に留置せらるゝ(be seized or forcibly detained)ことなく、且つ妨害又は障礙(molestation or embarrassment)を受くることなく平穩に商業に從事するを許さるべし。

第二十九條――清國地方官憲は清國に於ける合衆國の船舶より暴動者又は脫船者 (all mutineers or deserters) を逮捕(apprehended)すべく、且つ處罰の爲め之を領事若は其の他官憲に引渡すべし。合衆國民は清國民犯罪者を其の住居又は船舶中に庇護し又は隱匿するを得ず。合衆國の商人、海員及其の他の人民は彼等の政府の使用する官憲の監督(super-

intendence)の下に置かるべし。

第三十三條　—清國未開放港に於て清國々禁(密商、阿片、禁制品關係)を犯して取引する合衆國民に對しては合衆國の庇護無きものとす。

一八四三年の英清『五港通商章程』第十三條が清國に於ける領事裁判權設定の先聲たりしことは之を前言した。併しながら該條は領事裁判權に關する原則導入の濫觴であつて、之を具體化し若は精細に定義したものは實に本條約を以て其の嚆矢とすべきである。本條約に次ぐ清國の對外條約で且本條約よりも約四箇月遲れて調印せられた佛清『五港通商章程』に於ても、領事裁判權原則の設立に關する表明の程度は本條に及ばない。實に本條約は爾後の各國諸條約の基準となるに至つた。從て條約上、關税に關する中國主權拘束の端緒を英國に、領事裁判權に關する中國主權限制の基範を合衆國に、夫々求むる說は、實質的に論ずる場合肯綮を得て居る。

本條約第十六條は民事上の救濟に關する相互規定である。

次に本條約領事裁判權條項の眼目たる刑事事件被告國籍主義に付規定せる第二十一條に言及する。即ち米國民に對し犯罪ある清國民は清國官憲に於て「逮捕處罰」し得、清國に於て犯罪を犯したる米國民は合衆國官憲に依りてのみ「審問處罰」し得る旨の規定に就き、英文は「逮捕處罰」「審問處罰」と區別する(條約本文參照)に反し、華文は共に「捉拏審訊」と爲し其の間に用語上の差異なく、更に本條約は條文解釋の準據に關し何等規定する處がないから、米國人犯罪者の「逮捕」に關し條文起草者(殊に合

衆國側)の意思が奈邊に在つたか、と云ふ疑問を此處に生ずる譯である。此點に就き同年の佛清『五港通商章程』は佛國人犯罪者は「領事ノ請求ニ依リテ逮捕セラル、」(ils seront arrêtés à la diligence du consul——係大法國人由領事官設法拘拏)旨を佛華兩テキストとも同樣に明かにし(同章程第二十七條)、佛國人犯罪者に對する逮捕權を佛國官憲の權限內に留保して居る。然るに一八五八年の米清『天津條約』は其の逮捕に就き「裁判ノ爲メニスル逮捕ハ清國官憲又ハ合衆國官憲ノ何レニ依リテモ之ヲ行フヲ得」(Arrests in order to trial may be made by either the Chinese or the United States authorities——至捉拏犯人以備質訊或由本地方官或由大合衆國官均無不可(同條約第十一條))と英華兩テキストとも同樣に規定し、以て米國人犯罪者に對する逮捕權を兩當事國官憲の均等なる權限內に定めて居る。是に由り問題を考察するに、米國に關する限り『天津條約』が『望厦條約』の規定を補充し或は新定義を下すの意圖より出たものであるか否かは別として、兎も角清國に於ける外國人犯罪者の逮捕權に關し米佛兩國主義の生じたことは疑ふの餘地無く、爾後各國の對清諸條約に兩主義の對立を觀るに至つた。顧維鈞は其の著"The Status of Aliens in China."に於て、外國人の刑事犯罪者に關する此懸隔は恐らくは無意識的に生じたものであらうとの意見を開陳して居るが(pp. 168-169)、米清『天津條約』より十日遲れて署名せられた佛清『天津條約』第三十八條が前の同『五口通商章程』第二十七條を其の儘(關係條文に關する限り)繰返した處より推測して、私は此矛盾は寧ろ意識的に生ぜしめたもの

でらうと考へる次第である。又同條及第二十五條が「清國ニ於テ」及「清國ニ於ケル」米國人と汎稱せるに對し、同年の佛清『黄埔條約』第二十八條は「五港津ニ於ケル」佛國民と限制せる點は注意を要する。尤も此米國の利益は最惠國條款の效力に依り一般關係列國の均霑し得る處である。

本條約第二十四條は民事混合事件の會審に關する規定、[1] 第二十五條は本來の所謂領事裁判權（原被告共中國人に非ざる場合の民刑事件に對する中國法權の不干渉）と米國及第三國人間の事件に關する規定である。後者の事件處理は第二十六條に曰ふ「清國ハ賠償ノ責ニ任ゼズ」と照應する。第二十六條（と第二十九條）は商船及海員に關する特別規定であるが、國際法上完全なる中國領域たる開港場の水域に在る外國私船に對し中國の管轄權が全然排除せらるゝと云ふ點に於て、「不平等條約」を構成する所以である。蓋し斯る領域に在る外國私船又は商船が沿岸國の法權に服すべきは、國際法上原則と認められて居るからである。[2]

本條約第二十八條の「如何ナル口實ニ依リテモ公用ノ爲メ差押ヘラレ又ハ强制的ニ留置セラルルコトナシ」と云ふ規定は、同年佛清『黄埔條約』第三條の「一切ノ財産ハ清國人ニ依リ不可侵ト看做サレ……」に對應する。此場合の「不可侵性」(inviolability)は差押、徵發、公用徵收等に對する免除を意味するものとして、列國に依り相當廣義に解釋されるに至り、且つ治外法權客體の一として一般に數へられて居る處のものである。次に第二十九條に曰ふ「暴動者又ハ脱船者」卽ち法益享有被奪者(outlaw)の引渡は、國際法上の逃亡罪人引渡(extradition)とは異り、米國の自國商船に對する管轄

1）本條は中國側が米國領事裁判所に對し會審を要求することをも妨げて居ないが、之は消極に解するを妥當とす。尙ほ米清一八五八年『天津條約』第二十八條、同一八八〇年條約第四條を看よ。

2）立作太郎博士『平時國際法論』258頁。

權（第二十六條參照）行使に便ずる爲め中國側に於て執るべき權宜手段と解すべきである。

＊佛清・一八四四年『黃埔條約』、米清・一八五八年『天津條約』

米清・『天津條約』——一八五八年六月十八日署名（表・米二）

第十一條——合衆國民に對して罪を犯したる清國民は清國の法律に依り清國官憲之を罰すべし。合衆國民が陸上に於けると商船內に於けるとを問はず他人を侮辱し之に迷惑を與へ若は傷害を加へ、或は清國民の財產を損傷し、其の他清國に於て不都合なる行動を爲したるときは合衆國の法律に依り領事又は他の權能ある官吏之を處罰すべし（本項に就き英華文テキストには次の如き相違あり、……citizens of the United States, either on shore or in any merchant vessel, who may insult, trouble, or wound the persons or injure the property of Chinese, or commit any other improper act in China, shall be punished only by the Consul or other public functionary thereto authorised, according to the laws of the United States.——大合衆國人無論在岸上海面與華民欺侮騷擾毀壞物件毆傷損害一切非禮不合情事應歸領事等官按本國例懲辦）。裁判の爲めにする逮捕は清國官憲又は合衆國官憲の何れに依りても之を行ふを得べし。

第十四條——密貿易、詐欺貿易、禁制品貿易等清國々禁を犯す合衆國民に對しては合衆國政府の庇護無き旨を規定す。

第十八條——清國地方官憲は領事の通知ありたるときは清國內に在る合衆國船舶內の一切の暴動者又は同船舶よりの脫走者を逮捕するに努め且つ其の處罰の爲め領事又は他の官吏に引渡すべし。清國民犯罪者が合衆國民の家屋又は船舶內に逃避せるとき合衆國民は之を庇護せず適法なる清國官憲の請求に依り之を引渡すべし。合衆國の商人、海員及其の他の人民は自國政府の相當官吏の監督を受くべし。

第二十四條——清國民に對し債權を有する合衆國民は其の領事を經て清國地方官憲に宛囘收を求むることを得、合衆國民

に對し債權を有する清國民は領事又は領事裁判所に宛之が回收を求むることを得、但し何れの政府も該債務に對し無責任とす。

第二十七條——清國に於ける合衆國民相互間に生ずる財產又は人に關する權利一切の問題は合衆國政府之を管轄し且つ處理すべし。清國に於て合衆國民と他國民との間に生ずる一切の紛議は、清國の干涉を受くることなく合衆國と右國民の屬する政府との間に現存する條約に依り之を處理すべし。

第二十八條——合衆國民と清國民との間に紛議を生じ圓滿に解決する能はざるときは兩國の官吏共同して正義公正を旨とし之を審判すべし。不法の手數料を苛求することは嚴に之を禁ず。不正を防ぐ爲め公正なる者を通譯として入廷するを許すべし。

本條約の治外法權條項は大體一八四四年の『望厦條約』(前項)を反覆したものである。而して其の第十八條は兩當事國の合意に依り一九一六年七月一日より廢止せられた。第二十四條は『望厦條約』第十六條の重訂であるが、本條に依り清國民が米國民に對して求め得る民事上の救濟には、「領事ヲ經テノ陳情」(representation through the Consul)と「領事裁判所ノ訴訟」(suit in the Consular Court)の二途あること、附增せられた。第二十八條は清國民を原告とする混合事件の裁判に列席し得る者を「兩國ノ官吏」(public officers of the two nations)なる語を以て表はして居るに對し、同年の英清『天津條約』(同年の佛露兩國對清國の各『天津條約』亦同じ)は斯る場合英國側列席者を領事、清國側列席者を「清國ノ官吏」(Chinese authorities)——清國民たる官吏の謂——と明定して居る。恐らく本條は此點に付別段他意なく規定せられたものであらうが、後年(一八七五年)天津に於ける一事件に際し清國側が其の列席者

として一英國人海關吏を「自國官吏」に指名し問題を生じたことがある。[1)]

米清『通商及訴訟手續ニ關スル補足條約』——一八八〇年十一月十七日署名（表・米五）

第四條——清國に於て合衆國民及清國民間に紛議發生し右紛議が兩國の官吏に依り審問判決せらるゝを必要とする場合には、兩國政府は右係爭事件は被告の國籍を有する相當官吏之を審理するものなることに同意す。原告の國籍を有する相當權限ある官吏は自由に審理に出席し得、其の地位に適當する禮儀を以て待遇せらるべし。該官吏は正義の爲め訴訟を監視するに付一切の適當なる便宜を與へらるべし(He shall be granted all proper facilities for watching the proceedings in the interest of justice)。且つ該官吏に於て希望する場合には證人を出頭せしめ、證人に對し訊問及反對訊問を爲す(to cross examine)の權利を有すべし。訴訟に滿足せざる場合には該官吏は詳細に該訴訟に對し抗辯(protest)することを得べし。適用法規は訴訟を審理する官吏の國の法規たるべし。〔遇有中國人與美國人因事相爭兩國官員應行審定中國與美國允此等案件被告係何國之人卽歸其本國官員審斷原告之官員於審斷時可以前往觀審承審員應以觀審之禮相待該原告之官員如欲添傳證見或査訊駁訊案中作證之人可以再行傳訊倘觀審之員以爲辦理不公亦可逐細辯論並詳報上憲所有案件各審定之員均各按本國法律辦理。〕

本條は、米清『天津條約』第二十八條の會審主義を一擲し、進んで英清『芝罘協定』第二款第三に定められた處を一層明瞭且つ擴大せるもの、實に在華民事混合事件觀審制度を條約上完成したと觀ることが出來る。本條の效果は從來單に審理に立會ふに止まつた會審官卽ち陪席觀審官(assessor)が新に證人訊問等法廷に於ける發言權及抗辯權を獲得するに至つたことである。而して是等の條項が他列國により其の最惠國條款援用の對象となつたこと勿論である。[2)] 從て右『芝罘協定』と本條約とは

1) 次項を看よ。
2) 中國側は此援用を權利濫用の一と主張する。

中國側より觀て其の民事訴訟審判權に對する外國侵犯の一に數へられて居る。加之本條の清國文テキスト中に載せられて居る「添傳證見」、「再行傳訊」、「逐細辯論」（上掲）の辭句は、何れも正文テキストに對する清國政府の誤譯として、從來中國論客の非難の的となつて居る　ひと頃中國に於ける領事裁判權回收論者の論議の好題目たりし「民事混合事件觀審制度問題」は主として本條に基き、「刑事混合事件觀審制度問題」は英清『芝罘協定』に基いて、夫々絶叫されたものであつた

〔觀審權の撤去〕　一九二六年九月十六日附北京に於て署名の所謂法權委員會報告書の勸告（第四部）中第四項の二・混合事件及會審衙門の項に曰く、

> 關係國ノ國民ヲ原告トシ中華民國法權ノ下ニ在ル者ヲ被告トスル混合事件ハ、通則トシテ外國會審官ガ審理ノ監視又ハ其ノ他ノ方法ニ依ル關與ノ爲メ臨席スルコトナク支那國新式裁判所（審判廳）ニ於テ裁判セラルベシ……。

と。次で翌年國民革命軍が武漢の攻略に成功せる時、即ち一九二七年（民國十六年）一月二十七日駐華英國公使ランプソン（Sir Miles W. Lampson）は八項よりなる覺書（メモランダム）を國民政府に送達したが、其の第一項は、

> 英國政府は、中國の新式法院を承認すること、且つ原告英國民の提起に係る訴訟が適當なる法院に於て審斷せらるべきこと、並に斯の種事件に關し英國官憲が法廷に於て觀審するの權利を放棄すべきことに付準備を有す。

と云ふのであつた　更に同年三月上旬駐華米國公使マクマレー（John V. A. MacMurray）は本國政府の訓令に基き國民政府に左の照會を發した。

中國新式法院に對し賛許を表示し且つ治外法權委員會報告書勸告の一部を實行する目的を以て、爾今條約の改正せられざる間一八八〇年米清條約第四條の規定せる權利中、米國人が原告にして中國人が被告たる場合に於て米國官憲の訴訟出席に關する權利(觀審權を曰ふ——私註)を放棄すべし、尤も非常の場合は此限りに非ざるものとす。從て今後米國人原告にして中國人を訴ふる事件は通常中國新式法院に對して其の訴を提起すべし。但し以上決定には、一定期間特別の取極が爲されて在る上海共同租界臨時法院又は廈門會審衙門に於ける訴訟事件は之を含まざるものとす。

此照會の趣旨は米國公使より當時在華關係米國各官憲へも訓令された結果、中國各地米國領事は右訓令に基き關係各地外交部交涉署(哈爾濱・奉天・上海・直隷・河南の五處)に對し該觀審權放棄の趣を通告するに至つた。

由是觀之、觀審權放棄の限度は米國の方が、英國より一層完全に近いことは首肯出來るが、「非常の場合」(中國文には「特殊情形」とあり)の解釋如何に依つては英國と殆ど同様のものとなる譯である。何れにもせよ英米兩國の關する限り觀審權は原則的に放棄せられたものと認められる。於玆、中國側は「斯の種列國權利の權原たりし右英米兩條約當該項にして廢棄された以上、最惠國條款を楯に右條約を援用する他列國の主張は最早其の正當性を喪失したものと認められる。また從來條約上根據に乏しい一方領事裁判權享有國民を原告とし他方所謂無條約國民或は領事裁判權不享有國民を被告とする訴訟事件の如きは、爾今完全なる中國管轄權の下に歸すものと斷定するを妨げない。此斷定は前記英米兩國の觀審權放棄の趣旨に對する當然なる擴張解釋より生れる」、と主張するに至つた。

從來、日本の享有し來つた觀審權(事件數に於て日本は重要關係國であつた)は、中國側の指摘せる最惠國條款に根據を置くものであり、前記の如く英米兩國が既に撤去に同意せる以上、日本の權利主張は多大の影響を蒙るに至つた。我觀審權に付、縱令最惠國條款の援用に對する基礎が喪はれたとしても、多年の慣行に基いて依然享有し得ると主張する論者も、當時無いではなかつた。實際の經過に徵するに、日本は當時右中國側の主張を容認したもの丶如く、爾後觀審權を要求せずして今日に至つて居る。

米清・『通商關係擴張ニ關スル條約』――一九〇三年十月八日署名(表・米六)

第三條――合衆國民は外國人の居住又は外國貿易の爲めに現に開かれ又は將來開かるべき清國一切の港又は諸地方に於て、外國人の使用及居住の爲めに (for the use and occupation) 既に特設せられ又は特設せらるべき適當なる地域内に、家屋、事務所及其の他建物を賃借し又は購買し、並に土地の賃借又は永代借地(rent or lease in perpetuity land and build thereon)を爲すことを得。

第十五條――清國政府は其の司法制度を改革し以て泰西諸國の司法制度と一致せしめんとするの要望を表明したる處、合衆國は右の改革に一切の援助を與ふることに同意し、且つ又清國の法制狀態、其の運用の方法、及其の他の事項が治外法權の撤廢を十分保障する場合には、右治外法權を撤廢するの用意を有す(英文テキストは英清『マッケー條約』第十二條と殆ど同じ、華文テキストは右『マッケー條約』と全く同じ)。

第十七條――一九〇〇年一月一日に於て有效なりし兩國間一切の諸條約條項に就き、本條約に依り修正せらる丶限度を除き、之が確認に付規定す。

本條約第三條は土地の貸借又は永代租借權〔永租權〕に就ての規定を有して居るが、清國時代より一

般開港市場に於ける外國人の借地期間は、「三十年を最長期とし、期限後は無條件を以て更新する」一のが通例となつて居る。此三十年期限、無條件更新が條約文に挿入せられた例としては大正十一年の日華『山東懸案細目協定』第六條を擧げることが出來る。現代の治外法權撤廢に付最先進國たる日本の例に徵するも、「永代借地權」こそは特權享有國民に執り最も後に遺る權利であり、這の權利が民法上の「土地所有權」に換置せらるゝ時を以て完全無缺の治外法權撤廢期と認められるのである。[1] 中華民國に於て治外法權が完全に撤廢せらるゝの日を豫想することは固より不可能であるが、一九二九年鎭江英國租界の還附に際し「租界地權」[2]に基き從來英國官憲の發給せる地券が中國官憲により「永租契約書」に書換へられた事例、一九三〇年威海衞英國租借地の還附に際し「租借地權」[3]に基き從來英國官憲の發給せる地券が中國官憲により同樣「永租契約書」に書換へられたる事例、等々を想起するとき、「租界地權・租借地權」――「永代借地權」――「國內法上の土地所有權」と云ふ治外法權撤廢の途上否む能はざる過程の存在を識ることが出來るであらう。

次に本條約第十五條は既揭英清『マッケー條約』第十二條及後述日淸『追加通商航海條約』第十一條と照應するもの、協定の動機、規程の精神は三者共に同樣である。

現状 一九三〇年秋以來、米國は國民政府の要請に應じて治外法權の撤廢に付交渉を開始したが、同問題に關する英華交渉の經緯を見送りつゝある裡に滿洲事變勃發し、結局立消となつて了つた。[4]

1) 昭和十二年三、四月中に日本は英、米、佛、瑞西、丁、伊、葡、蘭の各關係國との間に夫々、永代借地制度解消に關する公文の交換を了した。之に據り昭和十七年四月一日を以て其永代借地權を土地所有權に轉換し以て治外法權時代の遺物を淸算し得る事となつた。赤松祐之『昭和十二年の國際情勢』32—38頁に詳かである。
2) 3) 斯る語句の當否は別問題である。
4) 本書391頁及496頁を參看。

第三節　佛國關係

佛清・『五港通商章程』(『黄埔條約』)――一八四四年十月二十四日署名(表・佛一)

第三條――前記五港津(廣東・廈門・福州・寧波・上海)に於て佛國民に屬する一切の財產は淸國民により不可侵(……inviolables)と看做され且つ常に尊重せらるべきものとす。淸國官憲は如何なる場合に於ても佛國船舶を抑留し又公私の如何を問はず徵發(réquisition)することを得ざるものとす。

第十條――淸國民が佛國民の債務者となり欺妄若は其の他一切の方法に依り損害を加へたるときは佛國民は其の領事を經て地方官憲に訴ふるを得べく、地方官憲は事實を審理したる後淸國法律に從ひ契約の履行に付被告を强制すべく疎漏なかるべし、但し債務者が所在不明、死亡、破產したる場合佛國民は淸國官憲をして之が保障を爲さしむるを得ず。佛國民の側に於て欺妄又は不履行あるとき、佛國領事は前斷同樣の方法に依り請求者に協力すべし、但し佛國政府及領事は何等責任を負はざるものとす。

第二十三條――如何なる佛國民と雖も本條約の規定に反して濫りに前記一定の地域(五港近隣の地方)外を巡行し若は遠く內地に入る者は淸國官憲之を逮捕し近傍港津に於ける佛國領事館に拘引すべし、但し何人に對しても如何なる方法を以てするも斯る場合逮捕せられたる佛國民に對し危害を加ふるを得ず。

第二十五條――佛國民が淸國民に對して爲すべき訴訟事件若は請求ある時は先づ其の請求を佛國領事に提出すべく、領事は事案を審査したる後示談に依りて之を解決するに努むべし。同樣に淸國民が佛國民に關して訴訟を提起せんとするときは佛國領事其の請求を聽取し示談に依る解決に努むべし。但し以上の何れの場合を問はず解決不可能なる事態發生せるときは佛國領事は淸國相當官憲の協力を要求し雙方共同に事案を審理したる上衡平の原則に從ひて之を裁決すべし。

第二十六條――佛國民が五港津の一に於て清國民より損害を蒙り若は凌辱又は酷遇を受けたるときは、該清國民は地方官憲の訴追を受け清國官憲は佛國民保護の爲めに必要なる處置を採るべし。惡漢が佛國民の建造物に對し破壞其の他の害を與へんとせる時に於ても清國地方官憲は領事の請求若は各自の行動に依り騷亂を一掃し犯罪者を逮捕し且つ之を嚴罰に處するが爲め至急軍隊を送るべし、但し被害者の正當なる損害賠償請求權の行使を妨げざるものとす。

第二十七條――佛國民と清國民との間に紛議若は衝突（quelque rixe ou quelque querelle）起れるとき並に其の際死傷者を出したるときは、清國民は清國官憲に依り逮捕、審理せられ清國法律を以て處罰せらるべし。佛國民に就ては領事の請求に依りて逮捕せられ領事は當該犯罪者を佛國法律に依りて正規の處分に付するが爲め必要なる一切の處置を爲すべきものとす。本條約に定められざる類似の一切の場合に於ても亦同樣に五港津に於て發生する重罪及輕罪の鎭壓に關しては佛國民は常に佛國法律の適用下にあるものとす。

第二十八條――「五港津ニ於ケル」佛國民相互間に生ずる苦情若は爭訟（les difficultés ou les contestations）も亦佛國の裁判管轄に屬す。佛國民と外國民との間に訴訟を生ずる時と雖も清國官憲は如何なる方法に依る關與も爲さゞることを約す。清國に於ける佛國船舶に關しても清國官憲は如何なる行動をも採らず、佛國官憲及船長之を管轄すべきものとす。

第三十一條――船員其の他の者が佛國軍艦、商船より逃走せるときは清國官憲は佛國領事或は船長の請求に依り當該逃走者を發見し之を當該軍艦、商船に歸還せしむるが爲め一切の努力を爲すべし。同樣に清國民たる逃走者若は刑事被告人が佛國民の家屋船舶內に匿れたるときは佛國領事は清國地方官憲よりの告知に依り該被告人の罪責を實證したる上引渡に必要なる措置を執るべし。雙方に於て一切の潛匿若は隱蔽を避くることに注意すべし。

本條約は阿片戰爭の後佛清兩國間に訂約せられた第一回目の通商條約であるが、爾來佛國は、英佛

聯合軍の北京攻擊事變後一八五八年六月に第二回目の通商條約を、安南事變後一八八五年六月に第三回目の通商條約を、東京(トンキン)貿易に關して一八八六年四月に第四回目の通商條約を、夫々清國との間に訂約した(更に其後の追加通商條約がある)。併しながら是等の諸條約中、治外法權條項を有するものは何れも適用の擴張と明確なる解決とを目標とし且つ「新約に依り變更せられたる部分を除き舊約は依然有效なり」との精神を採つて居る。從つて治外法權は條約重訂の度每に其の繁雜性を加重して居る譯である。却說、本條約第三條は佛國民の一般財產に對する不可侵性(inviolabilité)を、第二十八條は其の船舶に對する不可侵性を規定せるもので、既述の如く米清『望厦條約』第二十八條と照應する條項である。

第二十五條(次項『天津條約』第三十五條同趣旨、佛文テキストは天津條約に就て看よ)は佛清混合事件に對する會審規定であり、混合事件處理上所謂佛國主義又は大陸主義[1]と呼ばるゝものゝ根據は之である。本主義は英米主義及日本主義[2]と相對立するもので、混合法廷に於て佛國領事と清國官憲は共に判事(juge)の資格を有し何れか一方が會審官即ち陪席觀審官(assesseur)たるが如きことの無い審議型式を言ふ。而して佛清間諸條約は右兩判事間に裁決に付不一致を生じた場合の救濟規定を缺いて居る。過去の稀れなる事實に依れば兩者に不一致の在つた場合、駐華公使と中國中央政府との政治的折衝を通じて解決されて居る。又此會審法廷の審理に關する準據法に就ても條約上明定する處が無い。「衡平ノ原則」は佛文テキスト

1) 白耳義、伊太利は此主義を採つて居る。
2) 英米主義に就ては英清一八七六年『芝罘協定』第二款第三及米清一八八〇年條約第四條の解說を、日本主義に就ては一八九六年『通商航海條約』第二十一條(以上何れも本章)の解說を看よ。

に曰ふ équité であるが、單に公平を意味するに過ぎない、從て本條は法規の適用を目的とせる裁判を想定するものでなく佛清兩官憲による調停等の裁判外手續を目標とす、と解する論者もある。[1] 何れにもせよ本條に依る會審混合法廷に繫屬せられた實際の事件は當初より和解を目的とする一般商取引上の紛議であつて（而も中國民被告に限る）、當事者は殆ど其の裁決に服して居た樣である。尙ほ本條は一般に民事混合事件の審理に就てのみ規定せるものと認められて居るが、條文の擴張解釋は强ち民事に限るの要を認めない。併しながら中國人を被告とする刑事混合事件は現實問題として上海の會審衙門に提訴せらるゝ場合が絕對多數であるから、本條は矢張り消極的に解するのが妥當であらう。更に本來は佛國民を被告とする民事混合事件も亦本條適用の對象たり得る理であるが、佛國は此場合には、最惠國條款を楯に一八九六年の日清『通商航海條約』第二十一條を援用して純然たる自國の領事法廷の繫屬事件たり得ることを主張し、事實亦其の通り行はれたのであり、此點注意を要する。尙ほ實際の事例に徵するに、本條に基く混合法廷は中國側の反對に依りて實際に構成し難かつた場合多く、而已ならず英米の觀審權放棄後[2]は虛權に歸して了つた。條約上の考察は兎も角、過去に於ける實際は、佛華人民間の訴訟が裁判に迄進展する場合は尠く、領事は外交部交涉員を招じて事件を政治的に解決する場合が多かつたのである。因みに條約規定に依れば佛華雙方の官吏の會同は、何れの場合も領事館に於て行はるべきものと解されるが、事實は國際儀禮上、被告代

1) Jean Escarra, "La Chine et le droit international", 1931, p. 58.
2) 本書504—06頁。

表者の官廳に於て行ふのが慣習となつて居た。

本條約の治外法權關係條項中、其の第二十七條(刑事裁判權に就き明確に決定せる最初のもの)(該條が米清『望厦條約』の第二十一條を移したものであることは既述した)、及第二十八條は本來の領事裁判權に付規定せるものである。之に依れば佛國法權の下に置かるべき佛國民は五港津(dans les cinq ports)卽ち廣東廈門福州上海寧波の五港に居住する者に限らるゝこと、なり、此點米清『望厦條約』第二十一條が廣く清國に於ける合衆國民と規定したに比し、佛國法權適用の範圍が極度に限制せらるゝ結果に陷つた。玆に鑑みて佛國は其の後一八五八年の『天津條約』第三十八條に於て「清國ニ於テ發生スル重罪及輕罪ノ鎭壓ニ關シテ佛國民ハ常ニ佛國法律ノ適用ヲ受クベキモノトス」、第三十九條に於て「清國ニ在ル佛國民相互間ニ生ズル紛議若ハ爭訟モ亦佛國ノ裁判管轄ニ屬ス」る旨を明記し、以て本條約に據る限制を撤去したのである(猶ほ之と類似せる場合に付次項第三十六條の條項を參照)。また第三十一條は純然たるextraditionを目標としたものでないこと勿論である。

佛清・『天津條約』――一八五八年六月二十七日署名(表・佛二)

第十二條――佛國民の財産及佛國船舶に對する不可侵に關する規定(五港通商章程第三條及第二十八條の該當項反覆)。

第三十二條――清國に於て法律保護不享者を庇護せず之の引渡に關する規定(五港通商章程第三十一條に殆ど同じ)。

第三十三條――船員上陸するときは佛國海軍と清國民との爭鬪の一切の機會を出來得る限り除去せんが爲め佛國領事に於て作成したる上地方官憲に通告せる特別風紀規則 (règlements de discipline spéciale) に遵ふべきものとす。

第三十五條——佛國民より清國民を訴ふる場合竝に其の反對の場合は共に先づ佛國領事に出訴するを要する規定（五港通商章程第二十五條に殆ど同じ）。本條の佛國文テキストは次の如し。Lorsqu'un sujet Français aura quelque motif de plainte ou quelque réclamation à formuler contre un Chinois, il devra d'abord exposer ses griefs au Consul, qui, après avoir examiné l'affaire, s'efforcera de l'arranger à l'amiable. De même, quand un Chinois aura à se plaindre d'un Français, le Consul écoutera sa réclamation avec intérêt et cherchera à ménager un arrangement à l'amiable. Mais si dans l'un ou l'autre cas la chose était impossible, le Consul requerra l'assistance du fonctionnaire Chinois competent, et tous deux, après avoir examiné conjointement l'affaire, statueront suivant l'équité.

第三十六條——佛國民に危害を加へたる清國民訴追、竝に佛國民建造物保護の爲め清國軍隊出動に關する規定（五港通商章程第二十六條に殆ど同じ——但し本條に於ては、五港章程の如く被害佛國民の所在に就き「五港津の一に於て」と限定せず、更に本條約第三十九條の如く「清國に在る」旨をも明記せず、何等所在に關して規定せらるゝ處なし、從て言ふ迄もなく此場合佛國民の受くる法益は清國全土に及ぶこととなるべし）。

第三十七條——佛清兩國民相互間の通商より生ずる損害賠償に關する規定（五港通商章程第十條に殆ど同じ）。

第三十八條——佛清兩國民間の紛議に對する處理、竝に清國に於ける佛國人の重輕罪に對する處理に付き規定す（五港通商章程第二十七條に殆ど同じ）。

第三十九條——清國に於ける佛國民相互間の紛議、佛國民外國民間の紛議、竝に佛國商船に對する清國官憲の不干渉に付き規定す（五港通商章程第二十八條に殆ど同じ）。（商船に關する項は本質的に本條約第十二條と重複す）。

第四十條——本條約に明定せられたるものを除くの外、一切の義務は之を佛國領事若は領事代理竝に佛國民に課せざるものとす。

右諸條項は大體前項『五港通商章程』に於て解說した處と同樣である。但し第四十條は、在華佛國民竝に最惠國待遇を享有する列國民(其の各法人を含む)が、中國課稅行政權の排除を主張するに付、條約根據として援用を妨げざる條項であり、又事實其の免稅特權は多く之を援用して主張され來つた。猶ほ詳細竝に私見は之を前述した。[1]

佛清•『安南通商條約』(コゴルダン條約)――一八八六年四月二十五日署名(表•佛九)

第十六條――安南に居住する淸國民は刑事事件、稅務事件、其の他の事件に關する裁判管轄の關係に付最惠國民と同一の條件を適用せらるべきものとす(解說の項參看)。國境開市場に於ける淸國民と佛國民若は安南國民との間に起れる訴訟は混合法廷に於て淸國及佛國の官吏之を裁判すべし。淸國開市場地帶內に於て佛國民若は佛國保護民の犯したる重罪若は輕罪に關しては一八五八年六月二十七日の條約(前揭)第三十八條、第三十九條の規定に據るべし。

第十七條――淸國民たる逃亡者若は淸國法に依る重罪犯人が淸國國境開市場地帶內に於て佛國民若は佛國保護民に屬する家屋、船舶內に潛匿せるときは、地方官憲之を領事に通告し領事は犯罪人に關する「犯罪ノ證據ニ基キ」直に犯罪人を法律に依る正規の處分に委付するが爲め必要なる處置を執るべし (……l'autorité locale s'adressera au Consul qui, sur la preuve de la culpabilité des prévenus, prendra immédiatement les mesures nécessaires pour qu'ils soient remis et livrés à l'action régulière des lois――地方官照會領事官査明罪由卽設法拘送中國官審辦)。淸國民たる犯罪者又は刑事被告にして安南國に潛匿したる者は淸國官憲の請求に依り其の「犯罪ノ證據ニ基キ」、犯罪人引渡に關し最も寬大なる待遇を受くべき國の臣民が佛國より引渡さるべき一切の場合に於て之を搜索、逮捕、引渡すべきものとす。佛國民及佛國保護民たる犯罪者又は刑事被告にして淸國に潛匿したる者は佛國官憲の請求に依り其の「犯罪ノ證據ニ基キ」、法律に依る正規の處分に委付するが爲め之を逮捕し該官憲に引渡すべきものとす。

1) 本書458—60頁。

本條約第十六條は安南に居住する淸國民に對する裁判管轄に就き其の原則を規定したものである。併しながら本條約締結の以前且つ安南王國獨立の以後——此間約二十一箇年（安南王國の獨立を承認せる佛安・『講和及同盟條約』は一八七五年八月廿六日順化府に於て批准書交換、本『通商條約』は一八九六年八月七日北京に於て批准書交換。而して前者は批准書の交換を俟つて、後者は批准を經て夫々效力を生ずる旨を約定して居る）——に於て、安南居住の淸國民が拘束せられた安南國若は佛國法權に關しては、『佛蘭西國及安南王國間ニ訂結シタル講和及同盟ニ關スル條約』（Traité de paix et d'alliance conclu à Saïgon entre la France et la royaume d'Annam.）（一八七四年三月十五日西貢に於て署名）の第十二條、第十六條、第十七條に、竝に『佛蘭西國及安南國間ニ締結シタル安南國ニ對スル佛國保護權設定ニ關スル條約』（Traité entre la France et l'Annam concernant le protectorat français à l'Annam.）（一八八四年六月六日順化府に於て署名）の第十條に夫々規定せられて居た（尙ほ後者の條約は前者の條約を更新―其の第十九條）。

第十七條は國際法上の犯罪人引渡條項（extradition）と解されるが、其の「犯罪ノ證據ニ基キ」てと云ふ條件が適用されたことは未だ嘗てない模樣である。[1)]

因みに廣東、廣西、雲南三省と安南國との境界地に於ける特別警察に關し、佛淸兩國間に『淸國安南國間國境混合警察規則』（Regulations for Mixed Police on Sino-Annamite Frontier.）なるもの（內容は相互的）一八九六年五月七日に制定せられた。

佛淸・『雲南鐵道ノ敷設及經營ニ關スル協定』——一九〇三年十月二十九日署名[2)]（表・佛一五）

1) Soulié de Morant, "Exterritorialité et Intérêts Étrangers en Chine", 1925, p. 117.
2) 署名日を十月二十八日と爲すものがある。

第十五條――工場の安寧を保障する目的を以て、會社は土人民兵を徵集し且之を指揮して其の秩序を維持する爲め警察隊(troupes de police)の設置を要する地點を選定する權能を有する警察長官(淸國人又は歐洲人)を選任することを得。線路完成の後該民兵は會社の費用を以て之を線路の維持に使用することを得、但し一切の場合に於て住民の騷擾に對する工事の保護は地方官憲單獨の責任に屬す。

第二十二條――鐵道の敷設及經營に必要なる器械、附屬品及材料には輸入稅を課せず(Les machines, fournitures et matériaux nécessaires à la construction et à l'exploitation du chemin de fer, ne seront soumises à aucun droit de douane à l'importation.)。尤も敷設者は該物件の使用せらるべき地域以外に之を搬出せざることを要す。

本協定第十五條に基き一九一〇年『雲南鐵道警察章程』が取極められた。又第二十二條は滇越鐵道敷設經營用品に對する免稅に付規定したものであるが、治外法權國民により最惠國條款の客體として濫用されたことがあつた。

佛華・『修正雲南鐵道ニ關スル取極』――一九三六年二月二十日署名(表・佛一八)

本取極は前項一九〇三年の協定を修正したものである。全文十二箇條、五件の決議を附屬して居る。要點は既述の通りである(一二二七頁)

佛華・『中國及安南國間國境ニ於ケル秩序維持ニ關スル協定』――一九一五年四月十三日制定(表・佛一九)

第四條――凡て中華民國に於て處罰せらるべき必要ある者は、一八八六年四月二十五日の條約に依り且つ追放手續を實施したる後相當中國官憲に引渡さるべし、其の被告が政治犯罪若は混合政治犯罪の例外を援用するときは特に注意を以て

詳細に審理を爲すことを要す。凡て安南國に於て處罰せらるべき必要ある者は、一八八六年四月二十五日の條約に依り且つ追放手續を實施したる後相當佛國官憲に引渡さるべし、其の被告が政治犯罪若は混合政治犯罪の例外を援用するときは特に注意を以て詳細に審理を爲すことを要す。

本條は extradition に關する相互的規定であるが、「一八八六年四月二十五日ノ條約ニ依ル」限り其の佛華兩國の法權が兩國民(場合に依りては安南國民をも含む)に對等に及ぶものでないこと勿論である。其の意味に於て犯罪人引渡に關する本條は所謂「不平等條約」の一と看做し得るであらう

現狀 一九三〇年秋以來、佛國は國民政府の要求に應じて治外法權の撤去に付交渉を開始したが、同問題に關する英華間交渉の經過を見送りつゝある裡に滿洲事變勃發し、結局立消となつて了つた。[1)]

第四節 日本國關係

日清『修好條規』[2)]——一八七一年(明治四年、同治十年)七月二十九日北京に於て署名

第十二條[3)]—— 此國の人民此國の法度を犯せし事有て彼國の役所商船會社等の內に隱れ忍ひ或は彼國各處に遁け潛み居る者を此國の官より査明して掛合越さは彼國の官にて早速召捕へ見遁す事を得す囚人を引送る時は途中衣食を與へ凌虐すへからす

第十三條——兩國の人民若し開港場に於て兇徒を語合盜賊惡事を爲し或は內地に潛み入り火を付け人を殺し劫奪を爲す者有らは各港にては地方官より嚴く捕へ直に其次第を理事官へ知らすへし若し兇器を用て手向ひせは何れに於ても格殺して論無かるへし併し之を殺せし事情は理事官と出會して一同に査驗すへし若し其事內地に發りて理事官自ら赴き査驗す

1) 本書391頁及496頁を參看。
2) 本條約は單に參考の爲めに揭ぐ。
3) 本條及次條何れも日本外務省本に據り特に原文の儘を揭ぐ。

る事屆きかねる時は其地方官より實在の情由を理事官に照會して查照せしむへし尤縛して取りたる罪人は各港にては地方官と理事官と會合して吟味し內地にては地方官一手にて吟味し其事情を理事官に照會して查照せしむへし若し此國の人民彼國に在て一揆徒黨を企て十人以上の數に及ひ並に彼國人民を誘結通謀し害を地方に作すの事有らは彼國の官より早速查拏し各港にては理事官に掛合ひ合審し內地にては地方官より理事官に照會して查照せしめ何れも事を犯せし地方に於て法を正すへし

本條約は日清兩國が對等の基礎に於て訂結した通商條約で日清戰爭迄適用せられたものである（日本の批准は明治六年三月九日、清國の批准は同治十二年六月八日）。而して本條約に規定せる領事裁判權は一七二七年の露清『恰克圖條約』の場合と類似するものであり、共に所謂雙務的領事裁判權の範疇に屬すべきものと認められる。尙ほ本條約は日清兩國文のみに依つて訂結せられ、且つ兩國文共、今日の公使に「秉權大臣」、領事官に「理事官」なる用語を使用して居る。

日清•『通商航海條約』——一八九六年（明治二十九年）七月二十一日署名（表•日四）

第三條——清國に駐在する日本國總領事、領事、副領事及代辦領事は、清國が最惠國の之に相當する領事官に現に附與し若は將來附與すべき總ての資格、職權、裁判管轄權、特權及免除を享有すべきものとす。日本國に駐在する清國總領事、領事、副領事及代辦領事は、日本國に在る清國民及財產に對する日本帝國裁判所の裁判管轄に屬する事項を除くの外通常領事官に附與する權利及特典を享有すべし。

第六條——日本國民は旅券を携帶して清國內地の各部に遊歷又は商用の爲め旅行することを得。若し旅行者にして旅券を携帶せず又は法律を犯す時は之を處分する爲め最寄の領事官に引渡すべし、但し其の際唯必要なる拘束を加ふるのみに

して決して之を虐待すべからず。

第二十條——清國に在る日本國民の身體財産に關する裁判管轄權は當該日本國官吏に專屬す(Jurisdiction over the persons and property of Japanese subjects in China is reserved exclusively to the duly authorized Japanese Authorities……)〔日本在中國之人民及其所有財產物件專歸日本妥派官吏管轄〕。日本國民或は一切の他國民より日本國民竝に其の財産に係る訴訟は總て清國官吏の干渉を受くること無く右官吏に於て審理判決すべし。

第二十一條——清國官吏又は臣民が清國に在る日本國民に對し又は其の財産に關し民事訴訟を起す時は日本國官吏に於て之を審理判決すべし。清國民に對し又は其の財産に關し清國に在る日本國官吏又は臣民より起す處の民事訴訟は總て清國官吏に於て之を審理判決すべし。

第二十二條——清國に於て犯罪の被告となりたる日本國民は日本國の法律に依り日本國官吏之を審理し其の有罪と認めたる時は之を處罰すべし。清國に在る日本國民に對し犯罪の被告となりたる清國民は清國の法律に依り清國官吏之を審理し其の有罪と認めたる時は之を處罰すべし。

第二十三條——清國民が日本國民に對して負債を償辨せず又は詐僞逃亡する時は清國官吏之を逮捕し其の負債を償還せしむることを努むべし。日本國官吏に於ても日本國民が清國民に對して詐僞逃亡又は其の負債を償辨せざるものは處分することを努むべし。

第二十四條——清國に在る日本國民にして罪を犯し又は負債を償辨せずして詐僞逃亡したる者清國の內地に遁れ、或は清國民の住居若は其の船舶內に潜伏する時は清國官吏は日本國領事より請求次第日本國官吏に之を引渡すべし。清國に在る清國民にして罪を犯し又は負債を償辨せずして詐僞逃亡したる者清國に在る日本國民の住居若は清國領海に於ける日本國船舶中に潜伏する時は清國官吏より日本國官吏へ請求次第之を引渡すべし。

是より先、日清戰爭を終止せしめた一八九五年(明治二十八年)四月十七日の『媾和條約』は其の第六

條中に「日清兩國間ノ一切ノ條約ハ交戰ノ爲メ消滅シタレバ清國ハ本約批准交換ノ後速ニ全權委員ヲ任命シ日本國全權委員ト通商航海條約及陸路交通貿易ニ關スル約定ヲ締結スベキコトヲ約ス。而シテ現ニ清國ト歐洲各國トノ間ニ存在スル諸條約章程ヲ以テ該日清兩國間諸條約ノ基礎ト爲スベシ。又本約批准交換ノ日ヨリ該諸條約ノ實施ニ至ル迄ハ清國ハ日本國ノ政府、官吏、商業、航海、陸路交通貿易、工業、船舶、及臣民ニ對シ總テ最惠國待遇ヲ與フベシ」(本文の句讀點は該條約附屬議定書に定むる該條約條文解釋の準據文たる英文に依り著者之を施した)と約定した。本條約は此規定に基きて訂結せられたものであるが、其の第二十六條に「締盟國の一方は本條約批准交換後十箇年毎に之が改訂を要求し得」る旨を、又第二十八條に「日漢兩文を以て締結するも之が解釋の準據は英文に據る」旨を夫々規定して居る。却說、右第三條は駐華日本領事に裁判權を許與したもので斯の種權益の根原を爲す條項である。第二十條に曰ふ裁判管轄權(Jurisdiction)なる辭句は民刑事訴訟、人事訴訟竝に非訟事務を包括するものである。即ち一方「身體に關する管轄權」は出生、死亡、婚姻、等身分關係のものを含み、他方「財產に關する管轄權」は、强制執行、破產及登記等有體及無體財產關係のものを含むと解すべきである。

第二十一條は民事混合裁判事件に關する審理方式に付純粹被告國籍主義の採用(卽ち所謂日本主義)を明かにして居る。この日本主義は斯の種混合事件の處理上、英米主義及佛國主義(大陸主義)[1]と相對立するものであるが、治外法權制度下に於て最も國際正義に則した主義と謂ふべきである。此日

1) 英米主義に就ては英清『芝罘協定』第二款第三、米清一八八〇年條約第四條を、大陸主義に就ては佛清『黃埔條約』第二十五條及同『天津條約』第三十五條(何れも本章)を、看られたい。

本主義は一八九九年の墨淸『修好、通商及航海條約』第十三條の踏襲する處となつた。[1] 又一八五八年の米淸『天津條約』第二十四條に規定する債權の回收手段は稍此日本主義と相似たる手段と觀ることが出來る。第二十二條は刑事混合裁判事件の審理方式に關する規定であるが、該條項は之亦純粹被告國籍主義を採用して居る。從て前條と同樣最も合理的なる審理方式と謂ふべきである。

併しながら斯の種混合事件に付、一八七六年の英淸『芝罘協定』第二款第三は刑事事件(民事も同斷)に對する觀審權を、また一八八〇年の米淸『通商及訴訟手續ニ關スル補足條約』第四條は民事事件に對する觀審權を、夫々當事國間に互約して居ることは既に述べた通りである。於茲、一方日本は其の最惠國條款(本項の通商航海條約に於ては第二十五條)に基き中國民を被告とする中國法廷に於ける混合事件の審理に對し其の觀審權(民事の場合と刑事の場合に付此權利の內容に相違あることは前顯英米兩條約該當項に述べてある)を有するものであり、他方英米兩國は各自の最惠國條款に基き各自國民を被告とする自國法廷に於ける混合事件の審理に對し中國側の觀審權を拒否することも出來る譯である。而して事實は此通り遂行された場合も遂行されなかつた場合もあつた。而して中國側が斯る解釋乃至遂行に對し多年非難を加へ來つたことは喋々を要しない。例へば一九二七年(昭和二年)一月汕頭に於ける本邦船第五乾丸事件に絡む國民政府の主張(註)の如きは、中國側の非難が如何なるものかを示す好箇の例證と看做される。觀審權に關する一九二六年の治外法權委員會の勸告並に其の後の一般形勢に就ては、既に米國關係一八八〇年條約の項末(觀審

1) 尤もメキシコは今日領事裁判權を撤廢して居る。

權の撤去」に於て之を述べた　卽ち今や消姿したる列國の條約權益とはなつたのである。

註――昭和二年一月四日汕頭に於て第五乾丸の船員二名が艀賃のことより苦力數名と口論し遂に其の一名に重傷を與へた事件があつた。依て汕頭の我領事法廷は公判を開き加害者を處罰した。其の際汕頭に於ける中國交渉員は觀審方を要求して來たが、我領事は慣例に反するの故を以て且つ又地方的に解決することの不可能を說き、其の要求に應じなかつた。然るに同年五月二十日上海共同租界臨時法院長は在上海我總領事宛一公文を寄せ、「日本領事は日清通商航海條約第二十五條の最惠國條款を以て英米條約に規定せらるゝ觀審權を援用し、且つ該權利は日本のみ一方的に之を享有すべきものと爲し中國側官憲の同樣なる權利を承認せずして今日に及べる處、元來英清間一八七六年條約第二款及米清間一八八〇年條約第四條に規定せらるゝ觀審權なるものは、雙務的權利にして、且つ又最惠國條款は其の適用通商航海事項に限られ司法の範圍に迄擴用せらるべき性質のものに非ず、從て從來日本側に觀審權を許したるは最惠國條款の濫用に他ならざる次第なり。殊に本年一月汕頭に於て日本人が中國人を傷害したる事件發生の際、在汕頭日本領事は汕頭交渉員より爲したる觀審の要求を拒否せり。國民政府は斯る中國官吏の觀審權が一方的に拒否せらるゝ限り、爾今各地日本領事の觀審權を一律に停止するに決し、其の旨本院（上海臨時法院を曰ふ）にも申達ありたるを以て、本院は右申達に遵ひ且つ國際平等の原則に基き、本院に於ける日本人を原告とし中國人を被告とする訴訟事件に對する貴日本領事觀審權（此場合は會審權と稱するのが正しい――私註）の一切は當分之を停止するに決したり。」との主張を爲し來つた。而已ならず實際に於ても該上海臨時法院は日本人關係の一切の民刑事訴訟事件の審理に對し、職權を以て延期又は停止するの擧に出でた。抑も上海臨時法院に於ける我會審權は一般の領事觀審權とは別箇の條約的根據を有するものであり、此中國側の主張は全く理由のない主張と謂はねばならぬ。結局此事件は幾多の折衝を經て翌六月二十一日臨時法院側に於て「暫時從來の通りの審理方式を踏襲する」ことゝなつて一先づ落着を見るに至つた。

日清・『議定書』――一八九六年（明治二十九年）十月十九日署名（表・日五）

第一條――新開通商市港場に日本專有の居留地を置くことを妥定し道路管轄及地方警察の權は日本領事に專屬するものとす（添設通商口岸。專爲日本商民妥定租界。管理道路、以及稽査地面之權。專屬該國領事）。

右の新開通商市港場とは日清『媾和條約』第六條第一項に掲げられたる湖北省荊州府沙市、四川省重慶府、江蘇省蘇州府、浙江省杭州府の四箇處を指すものである。尙ほ本議定書第三條中には「清國政府ハ日本政府ヨリ請求ノ上ハ早速、上海、天津、廈門、漢口等處ニ日本專有ノ居留地ヲ設クルコトヲ允スベシ」との規定がある。是等指定地の中上海を除く他の各處には現在孰れも日本の專管租界が設定されて居る

〔上海日本專管租界設定問題〕本書第八章外國租界上海の項[1]に讓る。

日清・『追加通商航海條約』――一九〇三年（明治三十六年）十月八日署名（表・日六）

第十條――兩締約國は直隸省に駐屯する外國軍隊及公使館護衞兵の總て撤退したる場合に於て、清國は直に自ら進んで外國人の居住及貿易の爲め北京市內の一地區を開くこと、並に之に關する規則は其の時に於て雙方協議の上決定すべきことを約す（次段本條約附屬公文第六號及七號を參照せよ）。

淸國政府は本條約批准交換の日より六箇月以內に既に外國貿易に開かれたる港市と同一の條件を以て湖南省長沙府を外國貿易の爲めに開くべきことを約す。同開港場在留外國人は淸國居住民と同じく地方及警察規則を遵守すべく、淸國官廳の承諾を得るに非ざれば該條約港區域內に自己の地方役場又は警察（municipality and police）〔工部局及巡捕〕を設置することを得ず。

1) 615―16頁。

第十一條――清國政府は其の司法制度を改正して日本國及西洋各國の制度に適合せしむることを熱望するを以て日本國は右改正に對し一切の援助を與ふべきことを約し且清國法律の狀態其の施行の設備及其の他の要件にして日本國が滿足を表するときは其の治外法權(extraterritorial rights)〔治外法權〕を撤去するに躊躇せざるべし。

本條約附屬公文(本條約と同日附)第六號(北京開市に關し清國委員より日本國委員宛書翰)同第七號(同上日本國委員より清國委員宛書翰)――「……右場處(將來北京に設定せらるべき外國居留地)内の道路橋梁は清國官廳に於て之を管轄經理し該處に居住する外國人は清國住民と同じく其の地方及警察規則を遵守すべく、清國官廳の承諾を得るに非ざれば自ら地方役場及警察を設くることを得ざる儀に有之……」[1]。

右本條約第十條及條約附屬公文の趣旨は、開港市場に租界を設定せざることを目的とする規定であり、前述一九〇二年九月の英清『マッケー條約』第八條第十二項と同樣性質のものである。之に就ては尙ほ該『マッケー條約』の項を看られ度い。次に第十一條は右『マッケー條約』第十二條及本條約と同日附署名に係る米清『通商關係擴張ニ關スル條約』第十五條と一體を爲すもの、共に在華領事裁判權の撤廢に關し條件附賛成を表明したものであることは既述の通りである。本條は日本政府發表の日本文テキストに依れば、一定條件にして滿たさるるに至らば、「其ノ治外法權ヲ撤去スルニ躊躇セザルベシ」と名譯されて居るが、本條約の準據文たる英文は此點に就き(……will also be prepared to relinquish its extraterritorial rights when……)と記し、華文は「一俟査……日本國卽允棄其治外法權」と揭げ、既揭英國及米國の場合と殆ど異る處がない[2]。

1)　本公文に就ては尙ほ本書第四章通商關係條約權益の當該項を看よ(237―38)頁。
2)　本書491頁參看。

日清・『間島ニ關スル協約』――一九〇九年(明治四十二年)九月四日署名(表・日一〇)

第四條――圖們江北地方雜居地區域內墾地居住の韓民は淸國の法權に服從し淸國地方官の管轄裁判に歸す。淸國官憲は右韓民を淸國民と同樣に待遇すべく納稅其の他一切行政上の處分も淸國民と同樣たるべし。右韓民に關係する民事刑事一切の訴訟事件は淸國官憲に於て淸國の法律を按照し公平に裁判すべく、日本國領事官又は其の委任を受けたる官吏は自由に法廷に立會ふことを得(日本國領事官或由領事官委派官吏可任便到堂聽審)、但し人命に關する重案に付ては須らく先づ日本國領事官に知照すべきものとす。日本國領事官に於て若し法律を按ぜずして判斷せる廉あることを認めたるときは公正の裁判を期せんが爲め別に官吏を派して覆審すべきことを淸國に請求するを得(如日本國領事官能措出不按法律判斷之處可請中國另派員複審以昭信讞)。

本條は我一般領事裁判權に對する例外的規定であつた。而して本條約は其の存續期間竝に條文解釋の準據に付何等規定する處がなかつた。元來本條約は其の preamble にも謂つて居る如く「淸韓兩國ノ邊民ヲシテ永遠ニ治安ノ慶福ヲ享受セシメンコトヲ欲シ」(俾中韓兩國邊民永遠相安共享幸福)て訂結せられたものであつたが、今や滿洲國の成立竝に日本の在滿治外法權の撤廢に據り、日本の聽審權は旣に過去のものとなるに至つたのである

日華・『南滿洲及東部內蒙古ニ關スル條約』及『同上ニ關スル交換公文』――一九一五年(大正四年)五月二十五日署名(表・日一三)

第二條――日本國臣民は南滿洲に於て各種商工業上の建物を建設する爲め又は農業を經營する爲め必要なる土地を商租することを得(日本國臣民在南滿洲爲蓋造商工業應用之房廠或爲經營農業得商租其需用地畝)。

第三條——日本國臣民は南滿洲に於て自由に居住往來し各種商工業其の他の業務に從事することを得〔日本國臣民得在南滿洲任便居住往來並經營商工業等一切生意〕。

第四條——日本國臣民が東部內蒙古に於て支那國人民と合辦に依り農業及附屬工業の經營を爲さんとするときは支那國政府之を承認すべし〔如有日本國臣民及中國人民願在東部內蒙古合辦農業及附隨工業時中國政府可允准之〕。

第五條——前三條の場合に於て日本國臣民は例規に依り下附せられたる旅券を地方官に提出し登錄を受け又支那國警察法令及課稅に服すべし。

民刑訴訟は日本國臣民被告たる場合には日本國領事官に於て又支那國國民被告たる場合には支那國官吏に於て之を審判し互に員を派し臨席傍聽せしむることを得〔彼此均得派員到堂旁聽〕。但し土地に關する日本國臣民及支那國國民間の民事訴訟は支那國の法律及地方慣習に依り兩國より員を派し共同審判すべし〔由兩國派員共同審判〕。

將來同地方の司法制度完全に改良せらるゝときは日本國臣民に關する一切の民刑訴訟は完全に支那國法廷の審判に歸すべし。

同上條約に關する交換公文已號——條約第二條に記載せる商租の文字には三十箇年迄の長き期限附にて且つ無條件にて更新し得べき租借を含むものと了解致候〔第二條所載之商租二字須了解含有不過三十年之長期限及無條件而得續租之意等語〕。

同上交換公文庚號——條約第五條の規定に依り日本國臣民の服從すべき警察法令及課稅は豫め支那國官憲に於て日本國領事官と協議の上施行すべき儀に有之候〔第五條之規定日本國臣民應服從之警察法令及課稅由中國官吏與日本國領事官接洽後施行等語〕。

所謂『二十一箇條條約』と中國側より橫稱される本條約[1]は、治外法權問題の考察に執つても重大意義を有する條約である。第五條中段は一般民刑事混合事件に對する相互的觀審(到堂旁聽)及土地に關

1) 本條約の效力に關する日華兩國の主張に付本書256—58頁を看よ。

する民事混合事件に對する會審（共同審判）に就き規定して居るが、是等は滿洲に於て夥しき居留民を擁する日本が、特に公平を期さんとする見地より、特殊の主義を維持せんとしたことを示すものであり、其の中國本土に於て採用しつゝある方針と異るものであつた。今や右滿洲に於ける日本の措置は、昭和十一、二年中に行はれた對滿治外法權の撤廢[1]に依り、根本的是正を見るに至つた又第五條及交換公文庚號に曰ふ「日本國民の服すべき支那國警察法令」が如何なるものであるかに就ては、遂に滿洲國出現前、日華兩國間に正式了解を獲るに至らなかつた

〔中華民國に於ける日本領事官の司法的權限〕

領事裁判權——

中華民國駐在帝國領事官の司法的權限は、之を領事裁判權と領事警察權とに大別出來る。茲に曰ふ帝國領事官とは身分上より總領事、領事、副領事、領事官補を指すのであるが（勅令『外交官及領事官官制第三條』）、更に屢々の場合より下級官たる總領事館分館主任、領事館分館主任、總領事館出張所主任、領事館出張所主任に於て、右領事官の權限を代行する特殊の場合もあり得る（法律『領事官ノ職務ニ關スル件』第一條ノ二。更に正確には後出『領事官職務規則』第十五條ノ二を看よ）。

却說、租借地乃至租界權が、一般警察權を含むことに關しては既に條約取極上に規定もあり、何等異論の生ずる餘地はないが、本邦領事の非租界地警察權に就ては、從來日華間に屢々紛議の題目と

1) 此撤廢に關する條約は本書卷末の附錄に在る。

なり又外國批評家の論難の的となつて居る。是等の紛議或は論難に就き述べるに先ち、在華本邦領事の行使する司法的權限が如何なるものであるかを、法規上より窺ふこと丶する。卽ち其の根本規定は次の通りである。

イ　領事官ノ職務ニ關スル件（明治三十二年三月二十日附法律第七十號。改正大正十四年三月法律第三號）

第一條　條約中特ニ領事官ノ權限ニ屬セシメタル事項ニ關シテハ法律ニ抵觸セザル範圍ニ於テ命令ヲ以テ其ノ制限ヲ設クルコトヲ得。

第六條　條約又ハ慣例ニ因リ領事裁判權ヲ行フコトヲ得ル領事官ハ第七條乃至第十七條ノ規定ニ從ヒ訴訟事件竝非訟事件ニ關スル事務及登記事務ヲ行フ。

第七條　前條ノ事務ニ關シテハ領事官ハ法令、條約及慣例ニ抵觸セザル範圍ニ於テ地方裁判所及區裁判所ノ職務ヲ行フ。

第八條　領事官ハ死刑又ハ無期若ハ短期一年以上ノ懲役若ハ禁錮ニ該ル罪ノ公判ヲ爲スコトヲ得ズ。

前項ノ罪ノ裁判ニ付テハ領事官ハ豫審ヲ爲スベシ。

第一項ノ罪以外ノ罪ノ裁判ニ付テハ第一項ノ罪ト同時ニ取調ヲ爲ス場合ニ限リ領事官ハ豫審ヲ爲スコトヲ得。

第九條　領事官ノ豫審ヲ爲シタル罪ノ公判ハ長崎地方裁判所之ヲ管轄ス。

第十條　領事官ノ管轄ニ屬スル刑事ニ關シ國交ニ必要アルトキハ外務大臣ハ其ノ事件ヲ管轄スベカラザルコトヲ領事官ニ命ジ且被告人ヲ內國ノ監獄ニ移送セシムルコトヲ得。

前項ノ場合ニ於テ司法大臣ハ其ノ事件地方裁判所ノ權限ニ屬スベキモノナルトキハ長崎控訴院檢事ヲシテ裁判管轄指定ノ申請ヲ其ノ控訴院ニ爲サシメ、其ノ事件區裁判所ノ權限ニ屬スベキモノナルトキハ長崎地方裁判所檢事ヲシテ裁判管

轄指定ノ申請ヲ其ノ地方裁判所ニ爲サシムベシ。
第十一條　前條申請及裁判ニ關シテハ刑事訴訟法第十八條第一項及第二十三條ノ規定ヲ準用ス。
第十二條　地方裁判所ノ權限ニ屬スル事項ニ關シ領事官ノ爲シタル裁判ニ對スル控訴又ハ抗告ハ（大審院ノ權限ニ屬スルモノヲ除ク）長崎控訴院、領事官ノ爲シタル裁判ニ對スル上告又ハ上告棄却ノ決定ニ對スル抗告ハ大審院之ヲ管轄ス。
區裁判所ノ權限ニ屬スル事項ニ關シ領事官ノ爲シタル裁判ニ對スル控訴又ハ抗告ハ（大審院ノ權限ニ屬スルモノヲ除ク）長崎控訴院、領事官ノ爲シタル裁判ニ對スル上告又ハ上告棄却ノ決定ニ對スル抗告ハ大審院之ヲ管轄ス。
第十三條　領事官ハ領事館員又ハ警察官ヲシテ檢事又ハ裁判所書記ノ職務ヲ行ハシムベシ。
裁判所書記ノ職務ヲ行ハシムベキ前項ノ官吏ナキトキハ領事官ハ其ノ管轄區域ニ在留スル帝國臣民中ヨリ選任シテ臨時其ノ職務ヲ行ハシムルコトヲ得。
第十四條　領事官ハ領事館員又ハ警察官吏ヲシテ執達吏ノ職務ヲ行ハシムベシ。
前項ノ職務ヲ行フ者ハ自己ノ責任ヲ以テ自ラ適當ト認ムル者ニ臨時其ノ職務ノ執行ヲ委任スルコトヲ得。
第十五條　法令ノ規定ニ依ルモノヲ除ク外訴訟代理人又ハ辯護人タラムトスル者ハ領事官ノ許可ヲ受クルコトヲ要ス。
第十六條　通常裁判所ニ於ケル忌避又ハ囘避ニ屬スル規定ハ領事官其ノ他本法ニ依リテ職務ヲ行フ者ニハ之ヲ適用セズ。
第十七條　第十三條及第十四條ニ掲ゲタル職務ヲ行フ者ナキトキハ外務大臣ハ同一國內ノ他ノ領事館官吏ヲ派遣シ其ノ職務ヲ行ハシムルコトヲ得。

ロ　南部支那ニ於ケル領事官ノ裁判ニ關スル法律（大正十年三月三十日附法律第二十五號。改正大正十四年法律第八號）

第一條　本法ニ於テ南部支那ト稱スルハ支那福建省廣東省廣西省雲南省ヲ謂フ。
第二條　南部支那ニ駐在スル帝國領事官ノ豫審ヲ爲シタル罪ノ公判ハ臺灣總督府臺北地方法院之ヲ管轄ス。
第三條　南部支那ニ駐在スル帝國領事官ノ爲シタル裁判ニ對スル控訴及抗告（臺灣總督府高等法院上告部ノ權限ニ屬スル

モノヲ除ク)ハ臺灣總督府高等法院覆審部、南部支那ニ駐在スル帝國領事官ノ爲シタル裁判ニ對スル上告又ハ上告棄却ノ決定ニ對スル抗告ハ臺灣總督府高等法院上告部之ヲ管轄ス。

第四條　南部支那ニ駐在スル帝國領事官ノ管轄ニ屬スル刑事事件ニ關シ外務大臣ニ於テ國交上必要アリト認ムルトキハ、其ノ事件ヲ管轄スベカラザルコトヲ當該領事官ニ命ジ且被告人ヲ臺灣總督府臺北監獄ニ移送セシムルコトヲ得。

第五條　前條ノ規定ニ依リ被告人ヲ移送スル場合ニ於テハ臺灣總督ハ臺灣總督府高等法院ノ檢察官ヲシテ裁判管轄指定ノ申請ヲ其ノ法院覆審部ニ爲サシムベシ。

前項ノ申請及裁判ニ關シテハ刑事訴訟法第十八條第一項及第二十三條ノ規定ヲ準用ス。

附　則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス。

以下、右明治三十二年法律第七十號『領事官ノ職務ニ關スル件』(以下、本段に於て單に同法律と略す)の中、若干のものに付解説する。[1] 在華領事は一定の限界內に於て民刑事訴訟事件非訟事件に關する事務及登記事務に關與する(同法律第六條)。領事の司法的職權は地方裁判所乃至區裁判所の職務[2]に限られる(同法律第七條)。領事裁判の主要題目たる刑事事件に於て領事の管轄し得る犯罪の限界は同法律第八條に定められて居る。卽ち領事裁判所が第一審の裁判所として爲し得る判決(公判に據る)は、「死刑又ハ無期若ハ短期一年以上ノ懲役若ハ禁錮」に該はらざる罪に限られるのであり、從つて一年以下の懲役[3]若は禁錮、或は刑の量定を一年以下に下し得る懲役[4]若は

1) 前掲大正十年法律第二十五號『南部支那ニ於ケル領事官ノ裁判ニ關スル法律』に就ては、別に說明を要しない。
2) 區裁判所の民刑事件非訟事件管轄事項に付特に『裁判所構成法』第十四、十四ノ二、十五、十六條を參看。地方裁判所の民刑事件非訟事件管轄事項に付特に『同法』第二十六、二十七、二十九條を參看。
3) 例へば『刑法』第二百二十二條に曰ふ脅迫の罪。
4) 例へば『刑法』第二百四條に曰ふ傷害の罪。

禁錮、罰金、[1]拘留[2]及科料[3]に該當する犯罪と云ふことゝなる。又第八條第二項は「死刑又ハ無期若ハ短期一年以上ノ懲役若ハ禁錮ニ該ル罪」に關して、領事が豫審に付決定を爲し得ることを規定したものであり、同條第三項[4]は說明を要せずして明かである。

次で領事裁判所に於て領事が「判事」たることは說く迄もないが、「檢事」たる職務は領事館員（例へば判事たらざる他の領事官補）又は警察官（例へば外務省警部たる領事館警察署長）に依り、「裁判所書記」たる職務は領事館員（例へば書記生）又は警察官（例へば外務省巡査たる領事館警察官）に依り行はれる――更に特殊の場合には帝國居留民（例へば居留民團の吏員）に依り代行――建前である（同法律第十三條）。又「執達吏」たる職務は領事館員又は警察官に依つて行はれるが、是等の者は更に委任權を有する（同法律第十四條）。「廷丁」に就て特殊の規定は無いが、理論上、領事裁判を行ふ領事館長の權限に於て任意の者を雇用し得るものと解される。尙ほ領事裁判所に於ては、『民事訴訟法』及『刑事訴訟法』に曰ふ裁判所職員に對する忌避及回避に屬する規定は適用せられない（同法律第十六條）。尙ほ判事たる領事は『民事訴訟法』第三十五條及『刑事訴訟法』第二十四條に曰ふ職務執行よりの「除斥」に付、何等規定されて居ないが、元來除斥は忌避より以上に裁判構成要件に重大關係あるものと考へられるから、此除斥規定は亦領事裁判所に於て當然適用あるものと解すべきである。

領事裁判所の判決又は決定に對する上訴に就ては、上揭明治三十二年法律第七十號の第十二條竝に

1）『刑法』第十五條に「罰金ハ二十圓以上トス」（下略）。
2）『刑法』第十六條に「拘留ハ一日以上三十日未滿トシ拘留場ニ拘置ス」。
3）『刑法』第十七條に「科料ハ十錢以上二十圓未滿トス」。
4）『刑事訴訟法』第二百八十九條を參照する要がある。

大正十年法律第二十五號の第三條に夫々規定されて居る。從て領事の爲したる裁判に對する控訴は長崎控訴院（南支に於けるものは臺灣總督府高等法院覆審部）の管轄に屬する。同兩條に曰ふ「領事官ノ爲シタル裁判ニ對スル上告」とは、所謂飛躍上告のことであり、『民事訴訟法』第三百六十條及第三百九十三條に曰ふもの及『刑事訴訟法』第四百十六條に曰ふもの之である。却說、事實問題として、張家口總領事館の裁判所に於て懲役十箇月或は罰金百圓と云ふ初審判決を受けたる被告も、天津總領事館に於て同樣判決を受けたる被告も、更に上海總領事館に依る被告も、均しく控訴せんとする場合、事件を長崎控訴院に繫屬せしめねばならない。斯て、現事變を契機として在華帝國臣民の人口が逐年著しく增加しつゝある今日、在華治外法權の存續する限り領事裁判の件數も、亦從て控訴件數も、人口に正比例するものと一應考へざるを得ぬ。此地域的不便を除去する爲めに北支那に於ける事件の控訴を關東州地方法院に、中支那に於ける夫れを長崎控訴院に各々繫屬せしめる樣、法律の改正が考へられて然るべきではなからうか。此問題に付、嘗て我國が滿洲に於て領事裁判權を享有して居たとき、滿洲に於ける領事の裁判に對する控訴を關東廳高等法院覆審部に（明治四十一年法律第五十二號『滿洲ニ於ケル領事裁判ニ關スル法律』第四條）、間島に於けるものを朝鮮總督府覆審法院に（明治四十四年法律第五十一號『間島ニ於ケル領事官ノ裁判ニ關スル法律』第四條）、夫々繫屬せしめた前例を想起する要がある。

更に、領事裁判所は刑事事件に付判決を下した場合、其の執行を適當なる內地の司法官廳に囑託す

ることを得るのである(明治四十四年三月三十日法律第五十二號『司法事務共助法』第四條)。

司法領事、司法領事駐在地、領事館監獄――

日本の在華領事裁判は件數に於て他の全關係外國を凌駕する實情に在る。蓋し裁判件數の如きは大體在留民の數に比例するものと考へ得るから、右は已むを得ざる現實問題と觀るべきであらう。斯て此現實に卽應する爲め、「司法部出身の領事に依る裁判」と云ふ方法が案出せられたのである(裁判事務に專任する領事を便宜上、司法領事と呼んで居る)。而も此方法は、動もすれば行政的經驗と司法的經驗との混同より生じ易き不衡平を避け得る點に於て、公正且適切なるものと認められる大正十二年八月二十九日附勅令第三百八十七號『領事官及外務書記生ノ特別任用ニ關スル件』[1]は、卽ち司法領事に對する法規である。曰く、

第一條――訴訟事件及非訟事件に關する事務竝登記事務に從事する領事官は、裁判所構成法に依り判事又は檢事たる資格を有する者の中より、特に之を任用することを得。

第二條――前條の事務に從事する外務書記生は、裁判所構成法に依り裁判所書記たる資格を有する者の中より、特に之を任用することを得。

是に由つて觀れば、法規上司法領事官には總領事、領事、副領事の三者があり得ることゝなるが、實際的必要より現在後二者に限られて居り、且相當の經驗を經たる現任判檢事中より特別任用される場合が多い樣である

1) 公布卽日より施行。

昭和十四年四月一日現在に於て、北京、天津、青島、上海、張家口、漢口の各總領事館に司法領事が、廈門、濟南の兩總領事館に司法副領事が配置され、夫々任地の兼勤を以て中國全域に於ける我領事裁判を分擔して居る

領事裁判所に於て下されたる判決、並に領事館令による警察法規に對する卽決言渡を强制する爲めの拘置所は、各地の領事館に設置されて居る　尤も相當長期に亙る懲役又は禁錮刑に處せられた者は、便宜上之を內地の刑務所に後送して收容する場合がある。

領事裁判及非訟事件に對する統計は卷末の附錄に之を掲げてある。

領事の命令强制及領事警察權（裁判權）——

在華日本領事官は其の「領事館令」を以て各種の行政法規及命令、乃至警察法規及命令を制定、發布、若は變改し得る　之に關する法的根據は下記の通りである　尙通常斯の種警察法規命令（館令による『警察犯處罰令』其の他）に對する違反者に對して、領事館警察署長又は「其の代理者たる官吏」は、『違警罪卽決例』に曰ふ「卽決ノ言渡」を行ひ得るのであり、此所謂卽決處分は領事警察權の中樞を爲すものと考へられる。

領事官職務規則（明治三十三年四月十九日勅令第百五十三號。改正—明治四十一年二九三、大正十四年二八七、昭和四年一五五、九年三五一）

第十五條　條約又ハ慣例ニ依リ領事裁判權ヲ行フコトヲ得ル總領事館又ハ領事館ノ長タル總領事若ハ領事又ハ其ノ代理ハ

其ノ所管事務ニ付命令ヲ發スルコトヲ得。

領事官ノ發スル命令ニハ五十圓以内ノ罰金若ハ科料又ハ拘留ノ罰則ヲ附スルコトヲ得。

領事官ノ發スル命令ノ公布ニ關スル規程ハ領事官之ヲ定ム(本項は明治四十一年十二月勅令第二九三號を以て改正)。

第十五條ノ二　明治三十二年法律第七十號第六條ノ領事官ハ左ニ掲グル者ヲ謂フ。

一、總領事館又ハ領事館ノ長タル總領事及領事並其ノ代理。

二、總領事館又ハ領事館ノ長ニ非ザル總領事、領事、副領事及領事官補ニシテ特ニ外務大臣ノ指定スルモノ。

三、總領事館分館主任、領事館分館主任、總領事館出張所主任及領事館出張所主任ニシテ特ニ外務大臣ノ指定スルモノ。

前項第三號ニ掲グル者以外ノ總領事館分館主任、領事館分館主任、總領事館出張所主任及領事館出張所主任ハ刑事ノ訴訟事件ニ關スル證據調ニ限リ明治三十二年法律第七十號第六條ニ規定スル事務ヲ行フコトヲ得。

第十六條　外務大臣ハ領事官ノ發シタル命令ニシテ條約若ハ法令ニ違反シ又ハ公益ニ害アリト認ムルトキハ其ノ取消ヲ命ズルコトヲ得。

領事官ノ駐在國ニ在ル帝國ノ大使又ハ公使ハ領事官ノ發シタル命令ニシテ條約若ハ法令ニ違反シ又ハ公益ニ害アリト認ムルトキハ其ノ施行停止ヲ命ズルコトヲ得、但シ此ノ場合ニ於テハ直ニ其ノ旨ヲ外務大臣ニ報告スルコトヲ要ス。

前項ノ施行停止ハ三箇月ヲ經過スルトキハ其ノ效ヲ失フ。

領事官職務規則第十五條中改正ニ付訓令(明治四十一年十二月九日附外務大臣ヨリ在清暹帝國領事官宛)

今般勅令第二百九十三號ヲ以テ領事官職務規則中改正ノ勅令發布相成、本月一日ヨリ施行セラレタル結果領事館令ニハ五十圓以内ノ罰金若ハ科料(二十圓未滿)又ハ拘留(三十日未滿)ノ罰則ヲ附スルヲ得ルコトト相成候。領事官ノ發スル命令權ノ限界此ノ如ク擴張セラレタルハ管内在留帝國臣民ニ對スル取締其ノ他ノ施政上幾分ノ便宜アルベキコトト存候處、權限ノ擴張ト共ニ責務モ亦隨テ大ナルベキハ云フヲ俟タザル儀ニ付、爾今貴官ニ於テ罰則ヲ附スル命令ヲ發布セラルルニ當リ

テハ一層愼重ナル詮議ヲ遂ゲラレ度候。將又館令ハ罰則ノ有無ニ拘ラズ發布ノ都度速ニ本大臣竝ニ任國駐在ノ公使ニ報告セラレ、就中在留帝國臣民ノ權利義務ニ關スル事項ニシテ稍々重大ト認ムベキモノハ可成發布前ニ館令案全文ヲ具シテ御請訓相成候樣致度(下略)。

尙以上の外、右訓令と略同趣旨のもの、卽ち館令は原則として發布に先ち東京外務省に請訓すべき旨の在華各領事官宛外務大臣訓令に付、大正二年三月二十四日附、昭和十三年九月九日附の訓令がある。

警察犯處罰令中罰金刑ノ制裁ニ關スル訓令(明治四十二年四月十七日附外務大臣ヨリ在支各領事官宛訓令第二號)

昨年十月改正刑法施行以來在清帝國各領事館ニ於テ館令トシテ發布セラレタル警察犯處罰令中往々罰金刑ノ制裁ヲ規定スルモノ有之候處、違警罪卽決例ニ依リ卽決スルコトヲ得ル犯罪ハ拘留又ハ科料ニ該ル罪ニ限ルコト同條例及刑法施行法第三十一條ノ明文ニ徵シ疑ヲ容レザルガ故ニ、正式裁判ニ依ラズシテ罰金ノ制裁ヲ加フルコト能ハザル儀ト御承知相成度候。將又警察犯處罰令ノ制裁ヲ一律ニ五十圓以內ノ罰金若ハ科料又ハ拘留ト規定スルニ於テハ、犯罪ノ性質上違警罪卽決例ニ所謂違警罪ト認ムルヲ得ザルヲ以テ當然卽決處分ヲ爲スヲ得ザルコトト爲リ、警察犯ハ總テ正式裁判ヲ要スルノ結果ヲ生ズ可キニ付、警察犯處罰令中ニハ單ニ拘留又ハ科料ニ該當スベキ輕微ナル犯罪ト罰金刑又ハ之ヲ包含スル制裁ニ該當ス可キ稍々重大ナル犯罪トヲ區別シテ規定シ、以テ卽決處分ヲ爲シ得ル場合ト然ラザル場合トヲ分離スルカ、若ハ全然罰金刑ノ制裁ヲ削除シ以テ一切卽決處分ヲ爲シ得ルコトトスルカ、兩者孰レカ一ノ方法ヲ執ル必要有之、就テハ貴館ノ既ニ發布セラレタル警察犯處罰令又ハ追テ發布セラル可キ同令ノ草案ニシテ此趣旨ニ反スルモノアルトキハ可然改正又ハ修正相成度(下略)。

而して序でに昭和十四年四月一日現在による在中華民國本邦領事館と其の各『警察犯處罰令』公布日[1]とを一瞥すれば左の通りである。

1) 各現行原型法規の公布日を示す、從て中には其の後若干訂補されたものもあり、茲には斯る改正を留保す。又茲に掲げたものゝ中には必ずしも各地に於ける警察犯處罰令の創定法規でないものもある。

張家口總領事館　令*（大正十一年八月二十九日附 昭和十二年一月十五日附）
北京總領事館　令（昭和十三年五月一日附）
天津總領事館　令（明治四十二年九月十八日附）
濟南總領事館　令（大正四年八月三十日附）
青島總領事館　令（大正十一年十二月十日附）
上海總領事館　令（明治四十二年二月九日附）
南京總領事館　令（明治四十二年五月五日附）
漢口總領事館　令（明治四十一年十二月十九日附）
成都總領事館1)
福州總領事館　令（大正六年一月二十六日附）
廈門總領事館　令（昭和十一年八月一日附）
廣東總領事館　令（明治四十二年九月二十日附）
太原領事館　令（昭和十四年三月一日附）
石家莊領事館　令（昭和十三年七月十五日附）
芝罘領事館　令（大正六年十月二十日附）
杭州領事館　令（大正九年九月二十日附）
九江領事館　令（大正五年九月六日附）
鄭州領事館　令（昭和六年六月三十日附）
長沙領事館　令（大正十一年八月五日附）

*　令は警察犯處罰令の略。
1)　成都總領事館のみは警察犯處罰令を制定して居ない。

沙市領事館令（大正四年十月十五日附）
宜昌領事館令（大正九年二月十九日附）
重慶領事館令（大正十一年十二月十五日附）
汕頭領事館令（大正二年四月十日附）
雲南領事館令（大正七年十二月二日附）

固より斯の種『警察犯處罰令』に規定する處のみが領事警察權の內容ではない。而已ならず同處罰令の內容に就て觀ても、個々の領事館に於て各其の管轄區域の狀況或は管轄人口數等に應じて制定する結果、甲領事館のものと乙領事館のものとの間に可成り懸隔を生ずる場合がある。現行規定[1]に依れば例へば拘留又は科料に處し得べき場合として、上海總領事館令に於ては六十五種の、北京總領事館令に於ては六十四種の、南京總領事館令に於ては三十八種の、漢口總領事館令に於ては三十二種の、雲南領事館令に於ては十種の、夫々犯罪者類別に付規定するが如きである。而も是等の中には、夫々管轄區域の狀況を反映して居るものが相當にある。

例へば、上海總領事館令には、「前諸項ノ外地方警察規則及上海居留地規則中ニ揭ゲタル罰則ニ違反シタル者」（警察犯處罰令第一條六十二）とあつて同地共同租界及佛國租界法規に對する違反を處罰の一條件として居り、また「傳染病豫防ニ關シ當該官公吏ノ命令ニ服セザル者」（同令第一條六十三）とあつて傳染病流行地としての上海の性格を示して居り、更に「警察取締上ノ命令ニ服セザル者」[2]（同令第一條六十五）とあつて各般の領事警察權を前提とする規定を含んで居る（尤も斯る規定を俟つて初めて領事が各般の警察權を行使し得るものと解すべきではない）。北京總領事館令には、「金融ヲ攪亂シ又ハ攪亂セシメタル者」（警察犯處罰令六十三）とあつて支那事變下所謂聯銀劵乃至法幣に對する

1)　昭和十四年四月一日現在。
2)　各地『警察犯處罰令』中には此種の包括的規定を備ふるものも、備へないものもある。

帝國の政策への協力が要望されて居り、北支の性格が現れて居る。天津總領事館令に於ても、右上海北京に於けると同樣「天津各國居留地規則」に對する違反の罪、[1] 金融攪亂の罪に付規定されて居る。

次に、『警察犯處罰令』以外の領事館法規命令にして、領事警察權(若干のものは領事裁判權)の對象たり得るものが存することに付ては、之を前言した。斯る地方警察規則の內容に就ても亦各地領事館令(現行)[2] に依り、其の事情を異にして居る。

例へば上海總領事館管轄區域には、警察犯處罰令の外、違反の場合拘留又は科料を以て斷じ得る法規として、『宿屋營業取締規則』(二箇條及附則)、『料理屋營業取締規則』(十二箇條)、『賴母子講無盡講及類似ノモノ取締規則』(二十六箇條)、『藝妓營業取締規則』(八箇條)、『質屋營業取締規則』(二十四箇條)、『古物商取締規則』(二十七箇條)、『行商人取締規則』(十一箇條及附則)——等の館令がある。又違反の場合罰金又は拘留に處し得る法規として、『在留規則』(十箇條及附則)、『賣藥行商取締規則』(八箇條)、『水先人取締規則』(三箇條及附則)[3]——等の館令がある。更に同館令による『賣藥取締規則』(八箇條)は「許可ヲ受ケタル賣藥品ト雖衞生上ノ危害を生ズル虞アリト認メタルトキハ其ノ調製及販賣を禁止シ之ガ廢業ヲ命ジ又ハ許可證ノ返納ヲ命ズルコトアルベシ」(第五條)、「本則ニ依リ許可ヲ得ズシテ賣藥ヲ販賣シタル者ハ其ノ藥品ヲ沒收スルコトアルベシ」(第七條)、「本則ニ違反シタル者ハ罰金又ハ拘留ニ處ス」(第八條)と規定し、同上『營業取締規則』(九箇條及附則)は場合に依り「物件ノ賣買若ハ授受ヲ一時又ハ永遠ニ禁止シ又ハ之ヲ沒收スルコトアルベシ」(第四條)且違反ありたる場合の「拘留又ハ科料」(第九條)に付規定し、同上『兵器彈藥取締規則』(五箇條及附則)は「本令ニ違反シタル者ハ拘留又ハ科料ニ處シ其ノ違反行爲ニ係ル物件ハ之ヲ沒收ス……」(第五條)と規定し、同上『醫師規則』(二十四箇條)は「醫業ノ停止」・(第十七條及二十三條)、「科料又ハ拘留」(第十九條)、「(醫師としての)許可ノ取消」(第二十三條)に對する領事官の權限に付規定して居る。尙ほ又館令による『居留民團課金逋脫者ニ關スル罰則』は「拘留又ハ罰金」に付、同上『居留民會議員選擧運動

1) 尙ほ其の他の地に付後出 541 頁を看よ。
2) 昭和十四年四月一日現在。
3) 本規則は「吳淞漢口間楊子江航路ニ於テ水先業ヲ營ム」者に適用せらる。

及選擧運動ノ費用ニ關スル件』(二十八箇條及附則)及『上海ニ於ケル借家取締ニ關スル規則』(七箇條及附則)は「罰金又ハ拘留、科料」に付夫々規定を設けて居る。更に以上諸規則の中には領事官が違反者に對して處罰し得る外、教唆者又は幇助者に對しても亦處罰し得ることに付規定して居るものもある。罰金に就ては「五十圓以下」と明示して居る法規も、金額を明示せざる法規もあるが、前顯の如く領事の命令强制權に伴ふ罰金刑は總て「五十圓以下」に限られる譯である。

次に例へば成都總領事館管轄區域に行はれる領事の裁判權乃至警察權は其の最も範圍狹きものと解され、館令による法規としては僅かに『兵器彈藥取締令』と『競馬取締令』との二が存する(拘留科料沒收罰金に付規定)のみである。

斯て領事官は日本國內法規の或もの、涉外法規及其の發せる法規命令を維持する爲め、種々の場合に直接其の警察權を行使する。就中、以上の領事館諸法規の中には領事の有する一般行政權の範圍に屬するものもあるが、前顯『領事官職務規則』第十五條の第二項に「領事官ノ發スル命令ニハ五十圓以內ノ罰金若ハ科料又ハ拘留ノ罰則ヲ附スルコトヲ得」とあり、領事館令による法規の多くは斯の種罰則に付規定して居る故、其の法規の强制に當つて領事は屢々警察權乃至裁判權を行使しなければならぬ場合を生ずるは明かである。

各地『警察犯處罰令』の中には其の施行區域に關して言及して居ないものもある。併しながら右言及の有無に拘らず、帝國領事館令による同令乃至地方警察規則は何れも當該「領事館管轄區域內ニ在ル帝國臣民」に對して適用されるものであるから、日本領事官の警察權は我法規上、全支那の地域に――帝國臣民の在る限り――及ぼし得ることゝなつて居る

次に同『警察犯處罰令』は他關係國法規、殊に他國租界法規の存在を無視するものではなく、「土地の慣習」を重視する處より寧ろ積極的に之に對する協力を示して居る。現に上海總領事館令に於ては「上海居留地規則」[1]、漢口總領事館令に於ては「各國居留地[2]又ハ清國ノ警察取締上ノ規定」、天津總領事館令に於ては「天津各國居留地規則」[3]、廈門總領事館令に於ては「鼓浪嶼共同租界規則」、廣東總領事館令に於ては「各國居留地[4]警察取締上ノ規定」――以上の規則違反者に對しても亦拘留又は科料を以て臨むことある旨を規定して居る。

事實上の存在たる領事警察權と之に對する外國人の論難――斯く觀察し來るとき、在華本邦領事館に於ける「領事館警察署」乃至「警察官」(外務省警部、同巡査等)は、領事警察權を有する領事官の職務執行機關乃至領事官より其の權限を委任されたる領事館職員と斷ずることが出來る。從て日本國民が中國に多數居住する限り領事警察權は事實上治外法權と不可分の關係にある。殊に日本在留民に比較して數百分の一乃至數十分の一に當る居留民しか有せざる別國の治外法權と、之を同一に論ずるを得ないことは、日本の當該警察權が形式の問題に非ずして實際の問題であるからである。更に約三十年間――縱令其の間に中國側の反對があつたにせよ――現實の事實として斯の種警察權が行はれ來つたと云ふことは、中國法制の不備、運用の不信が世界に肯定せらるゝ限り、强ち不當のものと斷じ去る譯にはゆかぬ――蓋し治安の維持、公正なる生活の擁護は

1) 共同租界及佛國租界。
2) 現在では佛國租界を指す。
3) 現在では英、佛、伊國租界。
4) 英、佛國租界。

人の棲む處に於て先づ存在を要すべき原則たる筈である。

斯て私は在華日本領事の警察權（租界地以外の）は、事實上の存在であり、所謂 Extra-treaty rights の一であり、治外法權と同じく *imperium in imperio*[1] の一樣相である、と信ずる。我領事警察權（前同斷）の法的根據を英清一八四二年『南京條約』第二條又は同一八四三年『虎門寨追加條約』第七條に求める論者もあるが、私は、强ひて之を條約規定に附會するの要はあるまいと想ふ。

中國に於ける日本の領事警察權が日華間に紛爭の題目となつたのは、一九一四年廈門に「領事館警察署」を設置した時に端を發する。其の經緯の大略は次の通りであつた。

廈門駐在の我總領事は當時同地在留の內臺人取締の便宜上總領事館の他に廈門市に「廈門帝國總領事館警察署分署」を設置した。之に關し福建省當局は中國の主權を侵害するものであるとして同地總領事に抗議し來つた。之に對し同總領事は「日本總領事館警察署乃至分署は日本總領事館の一部局であつて別ものに非ず、廈門に於ける日本領事官の職務執行が條約上日華間に認められて居る以上領事館警察署の存在は何等違法ではない」と囘答したが、遂に北京の問題となつた。之と前後して一九一五年日華間に『南滿洲及東部內蒙古ニ關スル條約』が締結され、南滿洲に於て日本人は內地雜居の權利を得、一方從來より同地方に朝鮮人が事實上內地雜居をして居た關係もあつて、滿洲各地の日本領事館は在留民取締の爲め所要の場所に「領事館警察官吏駐在所」を設置した。之に對し滿洲地方當局は廈門の場合と同樣抗議し來り之又北京の問題となるに至つた。

一九一五年八月北京駐剳日本公使日置益氏は是等領事警察權問題に關し決定的囘答を北京政府に送つた。即ち「支那國駐在日本領事官は領事裁判權の效果として同國在留日本臣民の監督取締保護の責務を有するが故に支那國各地の商埠地內は

1）「他主權管轄內に有する實際的支配權」の義。

勿論、商埠地外と云へども帝國政府に於て必要と認めた所に日本警察官吏を派遣し警察署の分署乃至警察官吏駐在所を設ける事は條約上當然の權利と認められる。且支那國警察制度不完全の現狀に於ては止むを得ざる處置と信ぜらる」と云ふのが其の要領であつた。[1]

ウィロービーは「日華間の諸條約には、日本が福建省乃至廈門市に於て警察權を所有する事に關し何等言及されたものなく、又之を合理的ならしむる何等の含蓄も存しない樣である。日本は單に他條約國の享有する治外法權並に其の他領事官の享有する權利を有するに過ぎない」と論難して居る。[2]

更に日本領事の警察權に關し、大正六年(一九一七年)一月二十七日附公表の『鄭家屯事件往復文書』中に次の如きものがある。

同年一月五日附帝國公使林權助男は支那國外交總長伍廷芳に宛口上書(*Note Verbale*)を寄せたが、右に曰く「……帝國警察官の該地方(南滿洲及東部内蒙古)駐在は畢竟領事裁判權に伴ふ當然の措置にして毫も支那國の主權を侵害するものに非ざるは勿論、之が爲め日支兩國官民の關係を良好ならしめ兩國經濟關係の發展にも貢獻する所尠からざるべきを以て、帝國政府は支那國政府に於て之に同意を表せらるべきを確信すと雖、若し支那國政府にして之に同意を與ふるを躊躇せらるゝが如き場合には帝國政府に於て必要に應じ之を實行するの已むを得ざるに至るべきを茲に聲明す」。

同年一月十二日附右に對する支那國外交總長より帝國公使宛口上書に曰く、「……本國政府篤と考量するに支那領土内に於て外國警察官を駐在せしむるは、事の如何を論ぜず支那主權の精神及形式上共に障害あり且人民側に於ても誤解を生じ易く却て兩國親善の妨害たり、既設の警察官駐在所に就ては既に政府及地方官に於て累次抗議を提出し未だ曾て承認せず、口上書中記載の貴國警察官配置の理由は承認し難」し(下略)と反駁した。

1) 古賀元吉『支那及滿洲に於ける治外法權及領事裁判權』121—22頁。
2) W. W. Willoughby, Foreign Rights and Interests in China, vol. II. p. 590.

一九二二年二月一日華盛頓軍備制限會議第五回總會に於て採用せられた『支那國ニ於ケル軍隊ニ關スル決議』に曰く、

「諸國ハ適法ニ支那國ニ在ル外國人ノ生命財產ヲ保護スル爲隨時支那國內ニ軍隊(警察官及鐵道守備隊ヲ含ム)[1]ヲ駐屯セシメタルニ因リ右軍隊ノ若干ハ條約又ハ協定ニ準據セズシテ支那國內ニ駐屯スルモノノ如クナルニ因リ

諸國ハ支那國ガ同國ニ在ル外國人ノ生命財產ノ保護ヲ保障スルニ於テハ何時タリトモ條約又ハ協定ニ準據セズシテ現ニ支那國內ニ於テ任務ニ服スル自國軍隊ヲ撤退スルノ意思アルコトヲ聲明シタルニ因リ

支那國ハ同國ニ在ル外國人ノ生命財產ノ保護ヲ保障スルノ意思及能力アルコトヲ聲明シタルニ因リ

前記ノ意思ヲ各場合ニ付實現スルノ前提タルベキ條件ニ關シ明瞭ナル了解ヲ遂グル爲

左ノ如ク決議セリ(下略)」

と、領事警察が既成事實たることを默示的に承認して居る。

一九三二年(昭和七年)九月公表せられた『日支紛爭ニ關スル國際聯盟調査委員會ノ報告[2]』に曰く、

日本側は領事館警察存置の權利は治外法權に當然附隨するものなり、卽ち是等警察官は日本臣民を保護し懲罰する上に必要なるを以て、右は領事裁判所の司法的權能の延長に過ぎずと主張せり。事實日本の領事館警察官は、其の數は滿洲に於けるよりも少きも、滿洲以外の支那諸地方に在る同國領事館にも所屬し居るものにして右は治外法權條約を有する他の諸國の一般に實行し居らざる所なり。(中略)然れども中國政府は日本が滿洲に於ける領事館警察存置の理由として提示せる右論旨を常に反駁し屢本問題に關し日本に抗議し、滿洲の如何なる地方にも日本の警察官を駐在せしむる必要なきこと、警察官問題は治外法權と關聯せしめ得ざること、竝に斯る警察官の存在は何等條約上の根據を有せず中國主權の侵害なることを主張せり。事の當否は姑らく措き(Whether justified or not)、領事館警察の存在は多くの場合に於て右警察

1)　括弧內原文の儘。
2)　所謂リットン報告。同報告の第三章第四節にある。

官と中國地方官憲との間に重大なる紛爭を誘發せり。

右の如くリットン報告も亦前記華盛頓會議の決議に準じた觀察を下して居る。

第五節　瑞典國及諾威國關係

瑞諾・清・『平和、修好及通商條約』——一八四七年三月二十日署名（表・瑞諾一）

第十六條——瑞諸聯合王國民は清國民に對し債權ある場合領事を經て地方官憲に陳述するを得、此場合地方官憲は正規の取調を爲し其の支拂の強制に付相當の措置を執るべし。但し債務者が死亡し又は破產し若は逃亡したるとき債權者は洋行代賠の舊制度(the old system of the Co-Hong so called)に依り賠償を受くるを得ず。清國民にして瑞諾國民に對し債權ある場合は領事を經て之が救正を求むることを得。何れの場合に於ても兩國政府は其の債務に付責任を有せず。

第十九條——清國地方官憲は在清瑞諾國民の身體財產に對し保護の責任を有し、瑞諾國民の住居財產に對する暴行者ある場合には軍隊を派して之を鎭壓し且つ犯罪者を逮捕處罰するの義務を負ふ。

第二十一條——瑞諾國民に對する犯罪行爲に就き有罪となれる清國民は清國官憲之を逮捕し清國法律に依り處罰すべし。清國に於て罪を犯したる瑞諾國民は其の領事又は當該國の法律に依り權能を與へられたる官吏に依り審問處罰せらるべし。紛議及異議を豫防する爲め裁判は雙方に於て公正に之を爲すべし。

第二十四條——瑞諾國民と清國民との間に紛議を生じ友好的解決を得ざるときは兩國官憲の合議に依り正義衡平に適合する審理判決を爲すべし(shall be examined and decided conformably to justice and equity by the public officers of the two nations acting in conjunction——即須三國官員察明公議察奪)。

第二十五條——清國に於ける瑞諾國民相互間に生ずる財產又は身體に關する一切の問題は彼等自國政府の裁判管轄を受け

且該政府の官憲に依り處理せらるべし。清國に於ける瑞諾國民と他國民との間に生ずる紛議は清國の干渉を受くることなく瑞諾國及該他國政府間の現行條約に依り處理せらるべし。

第二十六條――清國の五貿易開港場の水域に於ける (lying in the waters of the 5 ports of China open to foreign commerce――進中國五港口灣泊仍歸)瑞諾國の商船は自國政府の官憲の裁判管轄權に服すべく、該官憲は清國の支配を受くることなく船長及船舶所有者と共に之を處理すべし。

第二十八條――瑞諾國民、其の船舶及財產に對し口實の如何を以てするも清國は抑留差押留置權を有せず。

第二十九條――清國に於ける瑞諾國船舶の暴動者又は脫船者は清國官憲之を逮捕するも、處罰の爲め領事若は他の官吏に之を引渡すべし。同時に清國民たる犯罪人に對し瑞諾國民は庇護を加へず清國地方官の請求あるとき裁判の爲め之を引渡すべし。瑞諾國の商人海員及其の他の臣民は自國政府の官憲の監督の下に置かるべし (shall be under the superintendence...――均歸...隨時稽査)。

本條約は一九〇五年瑞典諾威聯合王國の解消後、瑞典及諾威兩獨立主權國に對し當然拘束力を有するに至つた。

瑞典・清・『修好、通商及航海條約』――一九〇八年七月二日署名(表・瑞典一)

第九條――瑞典國民が旅券を所持せずして清國內地の各處を游歷したる場合、又內地に於て違法行爲を犯したる場合には最寄の領事に引渡され處罰せらるべし、尤も右犯人は拘束を受くるのみにして何等虐待せらるゝことなし。但し開港場より百支里以下の道程及五日以內の期間は旅券なしに巡行するを得。

第十條――正當なる權限ある瑞典國官憲は瑞典國民に對して瑞典國民又は外國民が提起したる訴訟を清國官憲の干渉を受くることなく聽取し且つ裁決すべし。尤も清國は現に司法制度を改正しつゝあるを以て他の一切の條約國が其の治外法

權を放棄することを承諾する時は瑞典國も直に右條約國の如く實行する準備を爲すべし（However, as China is now engaged in reforming her judicial system it is hereby agreed that as soon as all other Treaty Powers have agreed to relinquish their extra-territorial rights, Sweden will also be prepared to do so.—惟中國現正改良律例及審判各事宜玆特訂明一俟各國均允棄其治外法權瑞典國亦必照辦）。締約國の一方の臣民が他方の臣民に對し提起したる民事上の訴訟は被告に對し裁判管轄權を有する官憲に依り公平に裁判せらるべし。

第十一條――清國に於ける瑞典國民にして違法行爲を犯し又は債務の辨濟を果さず且つ召喚又は逮捕を免るゝ爲め詐り失踪したる者、內地に逃亡し又は清國民の家屋船舶內に潛伏したる場合、清國官憲は瑞典國領事の請求に依り右犯人を瑞典國官憲に引渡すべし。又清國民にして違法行爲を犯し又は債務の辨濟を果さず且つ詐り失踪したる者、清國に於ける瑞典國民の家屋若は清國領水に於ける瑞典國船舶內に潛伏したる場合、右犯人は清國官憲の瑞典官憲に對する請求に依り引渡さるべし。

右第十條中治外法權の撤去に關する規定は一九〇二年の英清『マッケー條約』第十二條の規定を反映せるものなること勿論である。併しながら一九〇二、三年に於て英、日・米三國が、一九〇四年に於て葡國が夫々條約上其の撤去に關し中國に約諾せる處に比し（但しこの葡清條約は批准されなかつた）賢明な含蓄を有する條項と評することが出來る――尤もこの瑞典清條約訂結當時の事情には前者の夫等と異るものが在つたのであるが。此瑞典の約定精神は、一九一八年瑞西の模倣する處となつた。

〔諾威國に就て〕　治外法權に關し諾華兩國間に現存する條約は既揭一八四七年三月二十日附廣州に於て署名せられた瑞典諾威聯合王國對清國間『平和、修好及通商條約』のみである。而して一九〇五年

聯合王國より分離後、諾威國は他の治外法權國の例に倣ひ清國に於て自國の行使する裁判權に就き規定する法律を發布した、一九〇六年三月二十九日の法律が之である。

現　狀（**諾威**）　國民政府の要請に應じた諾威國は、一九三一年四月二十三日附和蘭國と同時に諾華『治外法權撤去ニ關スル取極』に署名し、華府會議極東會議直接參加國の同意を條件に在華法權を撤去する旨、竝に民刑事訴訟に付最惠國待遇を享有する旨を約定し、以て列國に魁けた。[1]

第六節　丁抹國關係

丁清・『修好、通商及航海條約』――一八六三年七月十三日署名（表・丁一）

第九條――旅券を所持せずして丁國民が清國內地を通行し、或は內地に於て法律違反の行爲ありたるときは處罰の爲め最寄領事に之を引渡すべし、但し此場合必要なる拘束を加ふる外何等の虐待をも受けしめず。小旅行の場合（之が定義は他國の夫れと同じ）は旅券を要せず。本條の規定は船員に適用せず。

第十五條――丁國民間に起りたる財產上又は身分上の權利に關する一切の問題は丁國官憲の裁判管轄に屬すべし、又清國に於ける丁國民及別國民間に起りたる紛議は清國の干涉を受くることなく丁國及右の關係別國間に存在する條約に依り解決せらるべし。尤も清國民が右の紛議に連關せる（Chinese subjects be parties involved）ときは清國官憲は本條約第十六條及第十七條に規定する場合に於ける如く前記の訴訟手續に加はるものとす。

第十六條――丁國民に對し刑法上の罪を犯したる清國民は清國法律に從ひ清國官憲之を逮捕し處罰すべし。清國民に對し刑法上の罪を犯したる丁國民は丁國の法律に從ひ且つ同國政府が將來規定する形式及方法に依り丁國官憲之を逮捕し處

1）　本書391頁及496頁を參看。

罰すべし。裁判は雙方に於て均等且つ公平に判斷せらるべし。

第十七條――清國民を訴ふべき理由を有する丁國民は領事館に赴きて其の被害を陳述すべし、領事は事件の眞相を訊問し和解の措置を執る樣盡力すべし。同樣に清國民が丁國民を訴ふべき理由を有する場合に於ても領事は均しく其の訴を聞き和解せしむる樣努むべし。爭論が領事之を和解せしむること能はざる如き性質のものなるときは領事は清國官吏の援助を請ひ共に事件の眞相を調査し衡平に之を決すべし。

第十八條――清國官憲は丁國民の身體及財産が侮辱又は暴行を被りたる場合常に之に對して十分なる保護を與ふべし。放火又は盜難の場合地方官は犯人の逮捕に努力すべく犯人は之を處罰すべし。犯人を逮捕し能はざる官吏は清國政府より法律に依り處罰せらるべく、右の外清國政府は責に任ぜず。

第十九條――清國領水内に於て丁國商船が賊難に遭ひたる場合清國官憲は賊の逮捕、處罰、盜難物件の囘復に就き責任を有す。是等の措置にして效を奏せざりしとき清國政府は右官吏を其の法律に從ひ處罰するの外何等の義務を負はず。

第二十一條――清國民たる犯人に對し丁國側は之に庇護を加ふることなく丁國領事に對する清國官憲の正當なる請求に基き之を引渡すべし。

第二十二條――丁國民に對する清國民債務者、清國民に對する丁國民債務者ありたる場合兩國政府は之が履行の强制に就き全力を盡すべし、但し兩國政府共債權者に對し賠償の義務を有せず。

第七節　和蘭國關係

蘭清・『修好及通商條約』――一八六三年十月六日署名（表・蘭一）

第二條――蘭國民は長江貿易取締規則の遵守を條件として漢口、九江及鎭江の諸河港に於ける商業權を享有すべし、但し

蘭國民は叛逆人又は盜賊の占領せる場所に赴くこと、又は蘭國民の船舶により右の場所に軍需品又は食糧を供給することを得ず、違反するときは該船舶及積荷を沒收し犯人は最近地の蘭國領事館に之を引渡すべし。

第三條——清國內地に於て正規の旅券を有せずして旅行する蘭國民、及其の旅行中國法を犯したる者は逮捕せられ最近地の蘭國領事に引渡の上裁判に付せらるべし、但し途中何等虐待せらるゝことなし。小旅行(之が定義は他國の夫れと同じ)には旅券を要せず、尤も船員は本項の規定外とす。

第六條——蘭國民間の紛議は清國政府の干涉を受くることなく地方領事に依り裁決せらるべし、蘭國民と清國民との間に紛議ある場合兩當事者側の官憲は友好的解決を爲す樣兩當事者を調停することに努力すべし(In case of disputes between Netherland subjects and Chinese, the authorities on both sides shall endeavour to bring the parties to an amicable arrangement—和國民人與中國民人有控告案件必須領事官與地方官各先爲勸息)、但し右の努力が成功せざる場合右官憲は相互に協議の上公平に決定すべし。清國民にして蘭國民に對し犯罪を犯したる者は清國官憲に於て審判せらるべく、反對に蘭國民にして清國民に對し犯罪を犯したる者は蘭國の法律に從ひ同國の官憲に依り裁判せらるべく、雙方の官憲は嚴重且つ公平に正義を遵守すべし。蘭清兩國官憲は相互に逃亡犯人を隱匿することなく之を引渡すべし。蘭國民に對する清國民債務者、清國民に對する蘭國民債務者ありたる場合兩國政府は之が辨濟に就き盡力すべし、但し兩國政府共辨濟の責を有せず。

第七條——蘭國民の身體及財產に關する保護、及攻擊盜難に對する處罰囘復、清國領水內に於て被りたる蘭國船舶の賊難、以上に就き清國政府は必要なる措置を講ずべし。

右蘭清兩國間の條約中には從前の他國對清國間通商條約の規定と多少異る趣旨が含まれて居る、例へば右條約の第三條は、其の直前のものたる同年七月十三日附署名丁清兩國間條約の第九條並に之

に次いで遡る一八六一年九月二日附署名獨淸兩國間條約の第八條に夫々照應する條項であるが、開港場より百支里(約三十五哩)を超えざる道程及五日以內の短期旅行には旅券を必要とせざる規定に就き、右蘭淸條約は「尤モ水夫及他ノ船員ハ本項ノ規定ヨリ之ヲ除外ス」(……no passport need be shown; sailors and other sea-faring people are, however, excluded from *this last regulation.*)と揭げ、船員を此場合に限り單に旅券規定被適用者の範圍外に置くに對し、丁淸條約は「本條ノ規定ハ船員ニ適用セズ船員ニ對スル適宜ノ拘束ニ付テハ領事及地方官憲ニ依リ之ガ規則ヲ設ケラルベシ」(*The provisions of this article* do not apply to crews of ships,……)と揭げ、船員を前述の小旅行の場合は勿論一般旅行に關する旅券規定の適用外に置くと同時に特殊規定に據り律せらるべきものと爲し、又獨淸條約は旅券規定に關し特に船員に言及する處がなかつた。尙ほ、條文解釋の準據文に就き、右蘭淸條約は各自國語の本文と定め(第十四條)、丁淸條約は英吉利語と爲し(第五十條)、獨淸條約は佛蘭西語と限つて居る(第五條)。而して現揭條文の中國文は蘭淸、丁淸兩條約共に「惟水手船上人等不在此例」(蘭淸)「至於水手船上人等不在此例」(丁淸)と記し殆ど合致して居る。要するに斯の如きは淸國の對外條約の一特徵に數へらるゝ處であり、刁敏謙の擧示する「條文解釋の紛岐と條文の隱晦」卽ち "present lack of uniformity" と "vagueness of present treaty language"[1] の一例證に他ならないのである。次に混合事件の取扱に關する規定上に於ても亦右蘭淸條約は、英

1) 『中國國際條約義務論』第三編 40—46頁、The Legal Obligations arising out of Treaty Relations between China and Other States, pp. 202—08.

米佛丁等の諸國對清國間各條約の夫れとは其の手續上異つた方法を規定して居る。即ち右蘭清條約の第六條を、一八四三年七月英清條約第十三條、一八四四年七月米清條約第十六條、同年十月佛清條約第十條及一八六三年七月丁清條約第十七條と照考するに、例へば債權關係等に就き清國民が締約國民を訴ふる場合には最先手段として該締約國領事に對し之が救濟の斡旋を求め、領事の斡旋功を奏せざりしとき初めて兩國官憲の共同審理に委せらるゝことは、領事裁判上の通例でもあり且つ又英米佛丁諸國の採用する主義であるに對し（是等條文の要領に就ては其の關係條項下に既に之を悉記した）、右蘭清條約は條文上、事の當初より兩國官憲が共同居仲調停を爲すことを妨げて居ないのである。尤も之を實際の事實に就て考ふれば、斯る場合外國人に執つては、最先手段として自國領事の單獨斡旋を受くることが望ましいのは勿論である。從て蘭國民は、右蘭清條約第六條の規定に則ることなく最惠國條款の援用により、別國民の場合と同樣なる權利を享受し得るものと解せられる。

尙ほ蘭清兩國は、一九一一年五月八日北京に於て、『和蘭國ノ海外領地及ビ殖民地ニ關スル領事職務條約』（表・蘭二）なる屬地主義の一條約に署名した[1]。

現　狀　一九三〇年秋以來、和蘭は英、米、佛三國と共に國民政府の申入[2]に應じて在華治外法權の撤廢に付交涉を開始した。嗣いで英米佛三國が折衝に折衝を重ねつゝあつた一方、比較的關係少き和蘭は遂に妥結に達し翌一九三一年（民國二十年）四月二十三日南京に於て、駐華公使ウーデンダイク及國

1）「和蘭國ノ海外領地及ビ殖民地ニ於ケル淸國領事官ノ權利義務職權特權特典及ビ免除ヲ決定」する爲め。
2）本書391頁を參看。

民政府外交部長王正廷間に『治外法權ノ撤去ニ關スル取極』に署名した(同日諾威も署名)。該取極は司法及關稅事項に付最惠國待遇を留保し且批准を必要とする旨約されて居る。

第八節 西班牙國關係

西清・『天津條約』——一八六四年十月十日署名(表・西一)

第七條——旅券を所持せずして清國內地を旅行したる西國民は之を領事に引渡すべきこと、小旅行の場合には旅券を必要とせざること、船員は之を本條の規定外に置くこと、を規定す。

第十二條——西國民相互間に起りたる財産上又は身體上の一切の問題は西國領事の裁判管轄に屬すべし。清國に於て西國民對外國民間に生じたる紛議の處理には清國官憲の干涉を受くることなし、尤も清國民が右紛議に關係を有する場合には其の地方官憲は右裁判に陪審すべし。

第十三條——西國民に對する清國犯人は清國の裁判管轄に屬し、清國に於て犯罪を犯したる西國民は西國の裁判管轄に屬する旨を規定す。殺人、人命を害ふ危險傷害を伴ふ强盜、豫謀したる放火等の如き重罪の犯されたる場合に於ては右犯罪者は卽決處分の後マニラに送られ同地に於て西國の法律に從ひ處罰せらるべし。

第十四條——西國民が清國民を訴ふる場合並に清國民が西國民を訴ふる場合には孰れも領事に其の和解の斡旋を求むること、右の事件が領事に於て解決不可能なる場合には清國官憲との共同審理に之を移すこと、に付規定す。

第十五條——西國民の身體及財産が侮辱又は損害を被りたる場合清國官憲は盜難物件の回復、騷擾の鎭定及犯人の逮捕に就き必要なる措置を取り犯人は之を處罰すべし。

第十六條——西國商船が清國領水內に於て賊難に遭ひたる場合に執るべき清國官憲の措置に付規定す。

第十八條――清國に在る西國民は清國犯罪人を藏匿せず領事より之を引渡すこと、西國海員が脫船し清國民の家屋又は船舶内に逃込みたる場合地方官憲は之を逮捕引渡すこと、に付規定す。

第十九條――西淸兩國官憲は自國民が對手國民に對し債務の不履行ある場合其の辨濟の强制に就き全力を盡すべきこと、但し雙方政府は賠償の義務を負はざること、に付規定す。

第四十九條――密輸入の場合に於て當該船舶は其の積荷と共に沒收せらるべく其の犯罪者は西國政府に引渡され審問の上法令に從ひ最も嚴重に處罰せらるべし。

右第十三條に於て西國領事官憲は、自國民が淸國に在て重罪を犯せる場合之を自國領土たるマニラに護送する旨を明かにした　斯の如く犯人の護送に關し條約を以て規定せるものは稀れであつて、領事裁判權國の國内法規を以て規定されるのを通例とする

〔附記〕　爾後西淸兩國間に訂結せられた一八七三年十月二十二日(同治十二年十月二日)附及一八七七年十一月十七日(光緒三年十月十三日)附の、兩『キューバ國ニ淸國臣民ノ移住ヲ規定スル淸國及西班牙國間ノ條約』には、孰れもキューバ島に於ける淸國移民に對する裁判管轄竝に犯罪人の引渡に關し、前揭一八六四年十月の天津條約を擴張する規定が含まれて居た。

現　狀　近時西班牙國内亂の影響に依り、一九三七年來西華兩國は共に一切の外交領事機關を引揚中である。[1]於玆か、一九三七年(民國二十六年)三月十八日、中國國民政府立法院は行政當局に向て、在華西班牙人關係の一切の民刑事事件に對し中國の裁判管轄權を行使する樣申請する處があつた。併

1)　一九三九年七月現在。

しながら西班牙國人にして中國に滯在する者は少數であり、實際上の問題は未だ發生しない模樣である。而已ならず、國民政府の國際的地位の變動と共に西華關係の將來は未知數である。

第九節　白耳義國關係

白清・『北京條約』――一八六五年十一月二日署名(表・白二)

第十條――白國民は旅券を所持して清國內地を旅行するを得、旅券を紛失したる場合清國官憲に於て該紛失者が現在地に在りて再度の交附に付請求を爲すを許さゞる時該紛失者は虐待せらるゝことなくして最寄領事館に引渡さるべし、白國民が法令違反の行爲ありたる場合亦同じ。白國民は小旅行(之が定義は一般と同じ)の場合旅券を要せず。

第十四條――清國內に在る白國民に屬する一切の財產は清國民に依り不可侵と(comme inviolables)看做され且つ常に尊重せらるべきものとす。清國官憲は如何なる場合に於ても白國船舶を抑留し又は公務なると私用なるとを問はず之を徵發することを得ざるものとす。

第十六條――白國民が清國民を訴ふる場合、清國民が白國民を訴ふる場合には白國領事先づ之が請求を受理し友好的解決に努むべし、但し何れの場合を問はず領事に於て解決困難なるとき、領事は清國官憲の助力を乞ひ協力して之を衡平に裁決すべし。

第十七條――白國民の身體及財產に對し清國官憲は常に最完全なる保護を許與すること、其の保護上必要なる諸措置、に付規定す。

第十八條――白國民に對する清國民債務者、清國民に對する白國民債務者ありたる場合、兩國官憲は之が辨濟に就き盡力すべし、但し兩國政府共辨濟の責を有せず。

第十九條——清國民に對する犯罪行爲の爲め有罪となりたる者あるときは清國官憲は右犯罪者を逮捕し清國法令に從ひ處罰すべし。白國民にして清國民に對し犯罪を犯したる者は領事の請求を以て (à la diligence du consul) 逮捕せらるべく領事は右被告を白國法令に依り處分すべし。原則として清國に於ける白國民の犯したる重罪及輕罪の懲罰に關し、右白國民は常に白國法令に依り制裁を受くべきものたるを以て、本條約に掲げられざる一切の場合に於ても亦前項に同じ。

第二十條——清國內に於ける白國民間に起ることあるべき一切の紛爭又は異議 (toutes les difficultés ou les contestations) に關し右白國民は均しく白國の裁判管轄權に屬するものとす。白國民と外國民との間に紛爭生じたる場合に於ては清國官憲は之に關與するを得ざるものとす。

第四十三條——白國軍艦商船より脫走者ありたる場合、清國官憲は領事又は船長の請求に依り右脫走者を發見し之を歸還せしむる爲め一切の努力を爲すべし。同樣に清國民たる逃亡者又は犯罪被告に對し白國民は其の家屋又は船舶に之を潛匿せしむることなし、右に付地方官憲より請求ありたるとき領事は該被告の有罪なることを實證したる上直ちに之を引渡すべし。一切の隱匿及一切の共謀を避くべきことを互約す。

第四十四條——清國近海に於て (dans des parages dépendants de la Chine) 白國船舶が賊難に遭ひたる場合、清國官憲は右海賊を逮捕し處罰するに努むべし。右犯人の逮捕及盜難品の全部の發見を怠りたる清國官憲は法令に依り處罰せらるべし、但し金錢上の責には任ぜざるものとす。

右通商條約の全文を檢する時白國當局が愼重なる考慮の下に之を訂結したることを識り得る。此意味に於て本條約は之を代表的「不平等條約」の一と看做すも失當ではない。尙ほ本條約第十六條は、民事混合事件の會審に關する佛國主義乃至大陸主義の範疇に屬するものである。[1)]

1） 本書510頁參看。

第十節　伊太利國關係

伊清・『修好、通商及航海條約』——一八六六年十月二十六日署名（表・伊一）

第九條——旅券を所持する伊國民は商業上の利益の爲め清國內地を旅行するを得、旅行者にして旅券を所持せざる者又は法令に違反したる者は最近地の領事に、逮捕以外何等虐待せらるゝことなくして引渡さるべし。但し小旅行（之が定義亦一般と同じ）の場合には旅券を要せず。船員には旅券規定を適用せず。

第十五條——財產權又は人權の事項に就き伊國民に關する問題は伊國官憲の裁決に付す、伊國民と外國民との個人間の紛議は清國政府の干涉なく伊國及右外國間の條約に依り「清國ニ於テ」裁決せらるべし。但し清國民にして右紛議に關與せる場合は清國官憲は其の訴訟手續に參加すべし。

第十六條——在清伊國民に對する清國民犯罪者は清國の官憲法律により逮捕處罰せらるべし。同樣に清國民に對する伊國民犯罪者は伊國の官憲法律により逮捕處罰せらるべし。裁判は兩國側に依り均等公平に行はるべし。

第十七條——伊國民が清國民を訴ふる場合、清國民が伊國民を訴ふる場合には共に先づ伊國領事に於て聽取し和解に努むべし。事件が領事に依り和解不可能なる時は清國官憲の援助を求め共同審理の上公平に判決すべし。

第十八條——伊國民の身體及財產の保護に關する清國官憲の責任に付規定す。

第十九條——清國領水內に於て伊國船舶が賊難に遭ひたる場合の清國官憲の責任に付規定す。

第二十二條——伊淸兩國が艦船脫走者、犯罪人に對し互に之を庇護せざることに付規定す。

第二十三條——淸國民債務者、伊國民債務者に對し淸伊兩國官憲は各自國民側に其の辨濟を强制するに就き一切の努力を爲すべき旨を規定す。

在華領事裁判權の行使に伴ふ諸措置が原則として中國領土內に於て行はるべきこと（殊に第一審に於て然り）は慣例上言ふ迄もない處であるが、右伊淸條約（竝に次項秘淸條約）に於ては特に伊國民（秘國民）對外國民間の事件は「淸國ニ於テ」裁判せらるゝ旨を明記して居る（伊第十五條 秘第十四條）。

第十一節　秘露國關係

秘淸・『修好、通商及航海條約』――一八七四年六月二十六日署名（表・秘一）

第五條――秘國民は旅劵を所持して淸國內地を旅行するを得、旅劵を所持せざる旅行者及淸國の法令に違反したる秘國民は最寄領事館に護送せらるべし、但し右違反者に對し淸國官憲は何等虐待侮辱を加ふることなし。小旅行（之が定義は一般と同じ）の場合秘國民は旅劵を要せず。旅劵規定は船員に之を適用せず。

第十二條――淸國民を訴ふる秘國民、秘國民を訴ふる淸國民は共に先づ領事に之を開陳すべく領事は友好的解決に努力すべし。領事に於て事件を和解せしむること能はざる時は淸國官憲の援助を求め共同して公正に判斷すべし。

第十三條――在淸秘國民に對する淸國民犯罪者は淸國の官憲法律に依り逮捕處罰せらるべし。淸國民に對する秘國民犯罪者は秘國の領事法律に依り逮捕處罰せらるべし。

第十四條――權利財產身體に關し在淸秘國民間に生じたる一切の問題は秘國の裁判管轄に屬す。秘國民對外國民間の紛議は秘國對該外國の條約により「淸國ニ於テ」裁判せらるべし。淸國民が右事件に關係する場合淸國官憲は右の訴訟手續に關與する權限を有す。

秘淸間に締結せられた右通商條約は淸國の諸對外條約中比較的簡單なるもので、全文十九箇條に過

ぎない。右條約は領事裁判事項に就ては前揭の如く一般條約國の夫れと同樣に規定して居る現に秘露國及中國間を拘束しつゝある通商條約は無期限有效の性質を具備するものであるが、一九三〇年國民政府外交部長王正廷は秘露國を條約滿期國中に數へた[1]。尤も其の後國民政府は同國に對し積極的態度を採らず、一方秘露國も亦何等改正に對し意嚮を表明することなくして現在に及んで居る(註)。

註――秘露國は現に條約上在華領事裁判權を享有するも、秘露國民にして中國に居住する者稀れなるを以て殆ど何等の實質的利益をも取得して居らない、寧ろ虚權とも觀るべきであらう。秘華兩國間の修好通商條約が在秘國中國々籍民の利益擁護の爲めに必要であることは、中國がリマに公使館を有し殆んど常に專任公使及館員を配するに對し秘露國は過去久しく中國に使館を設けず更に公使も日本駐在公使の兼任とし館員亦平素中國に滯在せざりし事實に徵しても明かであらう(尤も現在では專任公使を置いて居る)。

第十二節　伯剌西爾國關係

伯淸・『修好、通商及航海條約』――一八八一年十月三日署名(表・伯一)

第四條――旅券を所持する伯國民は淸國內地を旅行するを得。旅行者にして旅券を所持せざるもの又は不法行爲を犯せる者は最寄領事に引渡さるべし、但し地方官憲より虐待を被ることなし。小旅行(之が定義一般と同じ)の場合には旅券を要せず。旅券規定は船員に之を適用せず。

第九條――在淸伯國民が淸國民を訴ふる場合、淸國民が在淸伯國民を訴ふる場合は共に先づ領事に陳述すべく領事は之が

1) " China Year Book",1932, pp. 261—62。

和解に努むべし。領事が係爭事件を調停する事能はざる場合に於ては該事件は原告が伯國民たると清國民たるとを問はず被告の屬する官憲に依り裁判せらるべし (Si le Consul ne peut les concilier, le différend devra être jugé, en toute équité, uniquement par l'autorité dont dépendra l'accusé, sans considérer si l'accusateur est brésilien ou chinois.)。

第十條——清國民に對する伯國民犯罪者は伯國の領事法律に依り逮捕處罰せらるべし。伯國民に對する清國民犯罪者は清國の官憲法律に依り逮捕處罰せらるべし。一般に清國に於ける兩國臣民の民事訴訟又は刑事訴訟は民事被告又は刑事被告の屬する國の法令に從ひ且同國の官憲に依りてのみ裁判せらるべし。竊盜事件は犯罪者の屬する國の法令に準據して之を處分し債務事件は債務者所屬國官憲に於て債務者に其契約を履行せしむる爲め一切の措置を執るべし。清國民犯罪者に對し伯國側は藏匿することを得ず、伯國民の居留地店舖商船に竄逃したる清國民犯罪者の逮捕に就ては清國官憲に於て其の旨を領事に正式通告を爲したる上清國官吏は伯國官吏と協力して之を行ふべし。

第十一條——身體又は財產上在清伯國民相互間に生じたる紛議は伯國官憲に依り裁判せらるべし。又伯國民對外國民間の訴訟は當該國の官憲之を裁判す。但し清國民が右訴訟に關する場合に於ては前記二條の規定に從ひて處理せらるべし。後日清國政府が外國と協定を遂げたる後清國に於ける外國民の裁判權を決定する爲單一の法典を制定するを適當と認むる場合に於ては伯國は亦此協定に參與すべし(Si, dans la suite, le Gouvernement chinois juge convenable d'établir, d'accord avec les Puissances étrangères, un Code unique pour régler la matière de juridiction des sujets étrangers en Chine, le Brésil devra aussi prendre part à cet accord.)。

第十二條——締約國の一方の船舶內に在る者他方の開港場に上陸して騷擾 (trouble—原語の儘)を爲したる場合は兩國が各遵守する慣例に從ひ處罰せらるべし。兩國の船舶が清國領水內に於て衝突したる場合該船舶間の訴訟は被告の屬する官憲に依り裁判せらるべし。原告が宣告(sentence)に服せざる時該原告の屬する官憲は被告の屬する官憲に公文を以て

通告す、該官憲は均等の地歩に於て訴訟を再審し之が終局的決定を爲すべし。

本條約に於て伯清兩國は治外法權に關し、清國對一般外國間の條約と異る主義方針を採錄して居る。卽ち清國に於て伯清兩國民間に生じたる係爭事件に就き領事が之を和調せしめ得ざりし時、事件を兩關係國官憲の共同審理に移すこと無く被告の屬する國の裁判所に繫屬せしむる主義(第九條後段)〔此主義は其の後一八九九年の墨清條約に於ても亦採用せられた〕、竝に清國が他日其の在留外國民の裁判權に關する法令を制定する場合を豫想し之を公式の記錄—條約—に留め、斯る場合伯國が之を受諾する方針(第十一條後段)〔墨國亦前同斷の態度に出でた〕に就き規定して居り、斯の如きは從來その例を見なかつた處である(尙ほ本條約は條文解釋の準據文を佛蘭西語文とする旨其の第十五條に規定あり)。併しながら在華伯國民の數は至つて僅少[1]であるから、結局是等の觀察は條文研究の範圍を逸脫せず、殆ど實益の伴ふ底のものではない。

現狀 伯剌西爾國も亦國民政府の申入[2]に對し一九三一年四月より法權撤廢に付交涉を開始したが、議妥結せざる裡に滿洲事變の勃發を見、遂に有耶無耶となつて了つた。

第十三節　葡萄牙國關係

葡淸・『平和、修好及通商條約』——一八六二年八月十三日署名〔未批准〕(表・葡一)

第十二條——旅劵に關する規定。

1) 卷末附錄第三を參看。
2) 本書391頁を參看。

第十五條――葡國民間の事件に對する裁判管轄權に關する規定。
第十六條――清國民及葡國民犯罪者に對する逮捕處罰に關する規定。
第十七條――領事の訴訟聽取優先權及清國官憲との會審に關する規定。
第十八條――葡國民の身體及財產上の保護に關する規定。
第十九條――清國領水內に於て賊難に遭ひたる葡國商船に對する措置に關する規定。
第二十一條――清國民犯罪者に對する不庇護及之が引渡に關する規定。
第二十二條――一方國民が對手國民に對し債務不履行ある場合の措置に關する規定。
第五十一條――反逆者に便宜を與へたる葡國商人及船舶に對する處罰に就ての規定。

右第十六條及十七條は混合事件の「會審」に就き規定して居り、此頃の條約としては英清間の條約を除き他に類例なく、領事裁判權史上注意を要する條項である。併しながら本條約は批准を經ざりし爲め、實際問題としては何等價値あるものと認め難い。

葡清・『修好及通商條約』――一八八七年十二月一日署名（表・葡三）

第十七條――旅券を所持する葡國民は清國內地を旅行するを得。旅行者にして旅券なき者又は法令に違反したる者は何等の虐待を受くることなく最寄領事に引渡さるべし。小旅行（之が定義一般と同じ）の場合は旅券を要せず。船員には旅券規定を適用せず。
第十八條――清國領水內に於て葡國商船が賊難に遭ひたる場合清國官憲は賊の逮捕處罰盜難品の取戾に就き努力すべし。
第四十五條――清國民犯罪者及葡國民犯罪者に對する引渡を互約し、且互に之を庇護せざることに付規定す、澳門に逃亡したる清國民犯罪者の引渡に就ては澳門總督は從來の習慣に從ひ之を取扱ふべし。

第四十七條——在淸葡國民相互間に其の財產又は身體に關する權利に就き生ずる紛議は葡國官廳の裁判に付せらるべし。

第四十八條——葡國民に對する犯罪に就き有罪となれる淸國民は淸國の法律に從ひ淸國官憲に依り審問せらるべし。淸國民に對する犯罪に就き有罪となれる葡國民は葡國の法律に從ひ葡國領事に依り審問せらるべし。

第四十九條——葡國民に對する淸國民負債者、淸國民に對する葡國民負債者ある時、淸葡兩國官憲は夫々自國民債務者に其の辨濟を强制すべし。但し兩國政府は各自國民の債務に付責任を負ふことなし。

第五十一條——葡國民が淸國民を訴ふる場合、淸國民が葡國民を訴ふる場合は共に先づ領事に提出すべく、領事は之が和解に努むべし。領事の手に於て和解不可能なる場合には領事及淸國官憲の共同審理に之を移し被告國の法令に從ひ公平に裁決すべし。

第十四節　瑞　西　國　關　係

『瑞西國領事竝ニ中國及瑞西國人民ノ最惠國民待遇ニ關スル兩國間ノ宣言書』——一九一八年六月十三日署名(表・瑞西一)

領事裁判權卽ち治外法權に關しては瑞西國領事は最惠國の領事に許與し又は許與することあるべき權利と同樣の權利(mêmes droits)を享有すべし。中國が其の司法制度を改善したる場合に於ては瑞西國は他の條約國と共に中國に於ける領事裁判權を放棄すべし(Lorsque la Chine aura modifié son système judiciaire, la Suisse sera prête avec les autres Puissances à renoncer au droit de juridiction consulaire en Chine.——俟中國將來司法制度改良有效時瑞士國卽與他締約國同棄其在中國之領事裁判權)。

本宣言書と同時に兩國は『修好條約』(Traité d'amitié.)〔五箇條〕を訂約した(尙ほ、通商に關する條約は適當の時機に商議せらるべく、

該條約訂結迄兩國は其の人民に最惠國民待遇を許與する旨の互約に付、右の宣言書中に在る）。中國の訂結せる條約中外國に治外法權を許容せる最後のものは卽ち此宣言書である。右の宣言書は瑞西國の在華治外法權享有を承認すると同時に其の條件附撤去[1]をも亦規定して居る。從て瑞西國對中國の此場合に於ける關係は、一九二八年改正通商條約を訂結せる諸國對中國間の夫れと實質上異る處がない。之中國國民政府が當初より瑞西國を治外法權問題交渉の相手國と爲さゞる所以であらう。

第十五節[2]　露西亞國關係

露清・『天津條約』――一八五八年六月十三日署名（表・露二）

第七條――開港市場に於ける露國及清國民間の一切の事件、同犯罪行爲ある露國民、露國民の生命財產に加害行爲ある淸國民、淸國內地に於て犯罪行爲ある露國民、以上に關する審理處罰規定。

本條約は所謂不平等條約上治外法權に關する、露清間最初のものであつた。

露清・『天津條約追加北京條約』――一八六〇年十一月十四日署名（表・露三）

第八條――喀什噶爾及び庫倫に於ける露國領事は其の商人に關する一切の事件を任意に審理し重罪輕罪は天津條約第七條に依りて裁判すること、商人間の商事に關する紛議請求は商人自ら其の選擇せる仲裁方法に依ること、商人間の商事に關せざる紛議は共同裁判に付すること、露國民重罪を犯せるときは豫審を開きたる後之を露國に送還して處罰すること、如何なる種類の犯罪と雖も領事及地方官憲は自國民に非ざる者を各別に拘禁裁判處罰するを得ざること、等。

1)　此撤去條件は瑞典の場合を模倣したものである（前述547頁參看）。
2)　本節以下第十八節に至る、露西亞、獨逸、墺地利、洪牙利、墨西哥の五國は、旣に在華治外法權を喪失せる國である。從て其の記述は單に法權史上の價値を有するに止まる。

第十條――國境に起るべき諸事件(殊に家畜に對する窃取及拐去事件)に關する措置に付規定す。

露清。『聖彼得堡條約』――一八八一年二月二十四日署名(表・露六)

第十一條――清國領域內に於て露清兩國民間に生ずる一切の事件は共同裁判に付す、商事訴訟に就き兩當事者は其の選擇する仲裁人に依りて和解するを得、但し此方法に依り一致を見ざるときは共同審判に之を移す旨を規定す。

第十七條――一八六〇年の北京條約第十條の解釋に關し從來生じたる意見の相違に對する決定的規定。

〔東清鐵道附屬地帶に於ける舊露西亞國の裁判管轄〕

日露戰爭前最高潮に達した露國の滿洲經營は東清鐵道と云ふ機關を通じて、「絕對的且排他的行政權」(droit absolu et exclusif de l'Administration)の實施は固より(其の實施は條約上當初東清鐵道地帶內の露清兩國民に及ぶのみであつたが、其の後一九一四年乃至一九一六年露國對英、白、西、佛、丁、伊の諸國間に結ばれたる諸條約に據り、是等諸國民に對しても其の治外法權に抵觸するものを除き Municipal Administration 及 Taxation を含む一切の行政が露國民と均等なる待遇を條件として施行せらるゝ事となつた)、遂に清國民に對する司法的管理に迄發展したが、是等の內容に就ては此處に詳記する餘裕はない。露國は東清鐵道會社の名義を以て東清鐵道附屬地帶に於ける居住民の裁判管轄に關し、一八九九年五月三十一日(露暦五月十九日)附吉林省と、同一八九九年十二月二日(露暦十一月二十日)附黑龍江省と、夫々協定を結び、爾後其の內容を擴充せんが爲め更に一九〇一年七月十八日(露暦七月五日、光緒二十七年六月三日)附吉林省と、翌一九〇二年一月十四日(露暦一月一日、光緒二十七年十二月五日)附黑龍江省と、同一九〇二年五月三日(露暦四月二十日、光緒二十八年三月二十六日)附奉天省と、夫々協定を結ぶに至つたが、此後者の三協定に定められた原則は、一

九〇五年九月五日の『日露講和條約』に基き當然其の權利を喪失したる部分を除き、一九二〇年中華民國政府が其の回收を宣言せる時迄實施せられた。

而して一方東清鐵道附屬地帶に於て「専ラ露國臣民間ニ發生スル事件ヲ管轄スル」に就き、其の根本原則を定めたものは一九〇一年八月二日(露暦)附ニコラス二世の「勅令」(Russian Imperial Ukase)であつた。要するに露國は前述一九〇一、二年の三協定に依り哈爾濱に「鐵路交渉總局」(Principal Department for Foreign and Railway Affairs)を、富拉爾基(Fulierdi)に「黑龍江總局」(Principal Heilungkiang Bureau)を、遼陽に「奉天總局」(Principal Fengtien Bureau)を夫々設置することゝなり、司法に關しては哈爾濱に於ける總局を中樞機關として(該總局に中國人官吏より成る特別職員を置き露國人たる各鐵道區監督官と共に協議の上事件を處理す、從て中國側より觀る場合一種の觀審制度である)、東清鐵道地帶内の全支那人滿洲人蒙古人に對する殆ど各種の民刑事件(種類略す)、竝に直接間接を問はず東清鐵道の利益に關係ある事件にして吉林、黑龍江、奉天の三省内に發生したる事件を管轄(最終判決迄)するは勿論、重罪の場合には犯行地と總局との距離の遠近に拘らず一切の事件を審理及最終判決するものと爲されたのであつた(但し死刑、三千里以上の遠隔地への追放刑、總局に於ける職員と東支鐵道總監工―露人―との間に意見の不一致ある事件に限り吉黑兩省に在りては將軍の、奉省に在りては將軍又は府尹の夫々裁決を經るを要した)(其の精細に關しては各協定の本文に據る必要あることを留保す)。

然るに一九二〇年(民國九年)十月二十二日中國政府外交總長が北京外交團に對し露國の在華領事裁判權の停止を通告して後、中國政府は東支鐵道地帶に於ける舊露國裁判權の回收を斷行し、同年

十一月一日には『東支鐵道特別地帶ニ於ケル裁判手續規則』十三箇條を即日公布施行し、以て其の上級法院（高等審判廳及び地方審判廳）を哈爾濱に設け「鐵道沿線ニ惹起セル訴訟事件」を取扱ふこと丶なり、嗣で同年十二月二十一日附司法部部令を以て該法院は「附屬地内ノミナラズ附屬地ヨリ相當ノ距離ニ在ル地方ノ領事裁判權ナキ國ノ人民竝ニ領事裁判權ナキ國ノ人民ト中國人トノ間ノ事件ヲモ管轄」すること丶擴張せられ、超えて一九二三年（民國十二年）十月三十一日附大總統の教令を以て此「東省特區法院」の構成が確立せらる丶に至つた、滿洲國出現前まで行はれたものは之である。該法院に就き『中國治外法權ニ關スル委員會ノ報告書』は説明して曰く、「東三省特別區域法院ハ……曩ニ露國裁判所ノ管轄ニ屬シタル東支鐵道附屬地内在住ノ多數ノ露國人ニ對シ裁判ヲ行フモノトス（私註――中國人に對する點に就き言及なきは、既に露國が其の治外法權を放棄したる以上最早問題となるべき範圍のものでないからである）。右法院ハ中國ノ法權下ニ在ル外國人ヲ裁判シ及右外國人ト中國人トノ間ノ事件ヲ審理スル爲メニ設置セラレタル點ニ於テ中國裁判制度ニ於テ獨特ノ地位ヲ占ム。」と、以て其の大要を識るに足るであらう。

撤廢　一九二〇年（民國九年）九月二十三日「駐華露西亞國公使及領事ノ資格承認ノ停止」に關する中華民國大總統令（露國革命の爲め其の代表的資格は既に喪はれたりとの理由に據る、尙ほ令に曰く「兩國ノ地理的接近及舊來ノ友誼ヲ考察シ……中華民國ニ在住スル平和ナル露國人ノ身體及財產ノ保護ノ爲メ有效ナル措置ハ從前ノ如ク之ヲ執ルコトヲ要ス」との語句あり）發布せられ（之に對し翌二十四日附駐華露國公使は中國外交總長に宛、「露華間ノ諸條約ニ付過去數年間ニ於テ爲サレタル一切ノ侵害ハ中國政府ノ承認シタル正當ナル全露國政府ニ於テ之ヲ約諾シタル場合ニノミ合理的タルモノナリ」との語句を有する回答書を發した）、嗣で同年十月二十二日中國政府外交總長より外交團に對し露國の

在華領事裁判權の停止に就きその通告あり、又同月三十日を以て修正『無領事裁判權國人民民刑事訴訟章程』(六箇條)公布施行せられ、斯て露國の治外法權は事實上喪はるゝに至つた。更に一九二四年(民國十三年)五月三十一日の『中華民國及「ソヴィエト」社會主義共和聯合國間諸問題解決ノ爲メノ大綱ニ關スル協定』(露華懸案解決大綱と略稱す)第十二條は「ソヴィエト政府ハ治外法權卽チ領事裁判權ヲ放棄スルコトヲ約ス」る旨規定し、此處に從來露西亞國(從てソヴィエト聯邦)が中國に於て享有せる治外法權は名實共に消滅に歸したのである。

第十六節　獨逸國關係

獨清・『修好、通商及航海條約』――一八六一年九月二日署名(表・獨一)

第八條――旅券規定。

第三十二條――獨國艦船よりの脫走者、淸國民たる脫船者及犯罪者の引渡に付規定す。

第三十三條――淸國近海に於て獨國船舶が賊難に遭ひたる場合に取るべき淸國官憲の措置に付規定す。

第三十四條――獨國民竝に淸國民が各相手國官憲に訴を提起する場合其の申請書(représentation)は先づ各自國側官憲の檢閱を經るを要することに付規定す。

第三十五條――獨國民が淸國民を訴ふる場合、淸國民が獨國民を訴ふ場合には先づ領事に於て之を聽取し其の和解に努むること、和解不可能の場合共同審理に移すことに付規定す。

第三十六條――獨國民の身體財產に對する淸國官憲の保護に付規定す。

第三十七條――獨國民竝に清國民が各相手國民に對し負債ある場合之が辨濟の强制に對する兩國官憲の義務に付規定す。
第三十八條――獨國民に對する淸國民犯罪者、淸國民に對する獨國民犯罪者の逮捕處罰に付規定す。
第三十九條――獨國民相互間に、獨國民對別國民間に各生ずる紛議の處理に付規定す。
第四十一條――(本條に於て本條約の改訂權を獨國側の一方に限れり)。

本條約第三十四條の告訴手續に關する規定は淸國對他國間の條約中に其の類例のない處であつた。

撤廢　一九一七年(民國六年)八月十四日附中華民國大總統は獨逸國及墺地利洪牙利國に對し宣戰を布告したので、獨逸の條約上の在華治外法權亦之が爲めに效力を喪ふに至つた。中國は同日附大總統令を以て「敵國民ニ關スル民刑事事件ノ裁判」に對する臨時的法律を公布施行したが、之に據り戰時中獨國民に關する右の事件は凡て中國裁判所に繫屬せしめらるゝことゝなつた。爾後一九二一年(民國十年)五月二十日附『平和狀態ノ恢復ニ關スル獨華協定』の第三條中には「兩共和國ノ國民ハソノ身體及財產ニ關シ所在地法廷ノ裁判權ニ服シ且所在國ノ法令ヲ遵守スベキモノトス」との規定あり、また同時に兩國代表は、「中國ニ於ケル獨國人ノ訴訟事件ハ凡テ新設ノ法院ニ於テ新法律ニ依リ審理セラルベク、上訴ノ權ヲ有シ竝ニ正式ノ訴訟手續ニ依リ辨理セラルベシ」と、照會聲明を爲した。此處に於て獨國民の在華治外法權失效の事實は正式に確認せらるゝに至り、中國に於ける領事裁判權の正式(條約上)撤去の初めである。

第十七節　墺地利[1]及洪牙利國關係

墺洪・清・『友好、通商及航海條約』——一八六九年九月二日署名（表・墺洪一）

第十一條——旅劵規定。
第三十六條——艦船よりの逃亡者、潛伏せる犯罪者に對する引渡互約規定。
第三十七條——清國領水内墺洪國船舶の賊難に處する清國官憲の義務に付規定す。
第三十八條——領事の墺洪清兩國民關係訴訟事件に對する先聽取權、並に共同審理に付規定す。
第三十九條——墺洪清兩國民を互に其の相手方とする犯罪者に對する逮捕處罰規定。
第四十條——墺洪國民相互間、墺洪國民對別國民間の紛議に對する處理規定。
第四十一條——墺洪國民の身體又は財產に對する清國官憲の保護義務規定。
第四十二條——墺洪清兩國民を互に其の相手方とする債務事件に就き兩當事國官憲に於て辨濟强制を約する規定。

撤　廢　一九一七年（民國六年）八月十四日附中國大總統の對獨墺洪國宣戰に伴ひ、前揭「敵國民ニ關スル民刑事事件ノ裁判」に對する臨時法律は在華墺洪國民に對しても亦適用せられた。其の後墺地利國は、一九一九年（民國八年）九月十日の『サン・ジェルマン條約』第十三條を以て正式に其の在華治外法權の放棄を聲明し、更に一九二五年（民國十四年）十月十九日の『墺華協定』第四條を以て兩締約國人民は民刑事事件に關し所在國の裁判管轄に服すべき旨互約した。
一方洪牙利國の在華特權は一九二〇年（民國九年）六月四日の『トリアノン條約』に據り正式に消滅し

1）一九三八年三月十三日獨逸國と合邦したが、本條約研究上兩國の地位には別段の變更はない。

た。近年同國對中國間に修好通商條約の締結に就き商議談あるも今日迄遂に成立の運びに至らない。最早國民政府を一方當事者として洪牙利が條約を締結することは在り得ない問題と信ずる。

第十八節　墨西哥國關係

墨清・『修好、通商及航海條約』——一八九九年十二月十四日署名（表・墨一）

第四條——墨國民は旅券を所持して清國內地を旅行するを得。旅行者が旅券を所持せざるか又は不法行爲を爲したる場合に於ては該旅行者は最寄の墨國領事又は「同國政府ノ豫メ指定スル友邦國ノ領事」に引渡さるべし、但し右の場合地方官憲は之を逮捕するのみにして侮辱を加ふるを得ず。小旅行（之が定義一般と同じ）の場合は旅券を要せず。船員には旅券規定を適用せず。

第十三條——在清墨國民が清國民を訴ふる場合、清國民が在清墨國民を訴ふる場合は共に先づ墨國領事に於て之を聽取し和解せしむる樣努むべし。右領事が和解せしむること不可能なりし時は原告の國籍を問はず被告の屬する裁判所にのみ公平に付託せらるべし。

第十四條——清國民に對し犯罪を犯したる在清墨國民は墨國の官憲法律に依り逮捕處罰せらるべし。在清墨國民に對し犯罪を犯したる清國民は清國の官憲法律に依り逮捕處罰せらるべし。一般に清國に於ける兩締約國間の民事訴訟又は刑事訴訟は民事被告又は刑事被告の屬する國の法律に從ひ且該國の官憲に依りてのみ裁判せらるべし（As a general rule, every civil or criminal suit instituted in China, between the citizens or subjects of the two Contracting Parties, shall be tried only according to the laws and by the authorities of the country to which the defendant or accused belongs.）。窃盜又は詐欺事件は被告國の法律に依り處分し、負債事件は債務者國の官憲に於て其の債

務者に履行を强制すべし。淸國民犯罪者に對し墨國側は庇護を加へず、墨國の家屋船舶内に逃亡したる者の逮捕には墨淸兩國官憲協力して之に當るべし。

第十五條――在淸墨國民相互間に生じたる法律上の問題は墨國官憲の裁判にのみ付託せらるべし。在淸墨國民對外國民間に生じたる訴訟は當該國官憲に依りてのみ裁判せらるべし。但し淸國民が右訴訟に關係する場合に於ては前記二條の規定に從ひ處理せらるべし。

第十六條――締約國の一方の船内に在る者他の一方の開港場に上陸したる後二十四時間内に騷擾(any disturbance)を起したる者は當該地方の官憲に依り處罰せらるべし、但し其の港の慣例に從ひ科料又は收監のみに處せらるべし。兩國の船舶が淸國領水内に於て衝突したる場合該船舶間の訴訟は被告の屬する官憲に依り裁判せらるべし。原告が判決(decision)に服せざる時該原告の屬する官憲は被告の屬する官憲に公文を以て通告し該官憲は訴訟を再審し且公平なる終局的決定を爲すものとす。

本條約は大體に於て既掲一八八一年十月伯剌西爾對淸國間に調印せられた通商條約を基準としたものである。本條約第十九條は、批准書交換の日より十年の期間效力を有し、且締約國は六箇月前の豫告を以て右期間の滿了と共に變更を提議し得ることに付規定し、「若シ右ノ手續ヲ爲サザル場合ニ於テハ締約國ノ一方ガ他ノ一方ニ對シ本條約ノ實施ヲ停止スルノ意思ヲ表明シタル後一年ノ期間滿了ニ至ル迄本條約ハ其ノ效力ヲ存續ス」と附約した。而して其の後本條約は一九〇〇年七月十九日華盛頓に於て批准書の交換を了した。

『一八九九年十二月十四日華盛頓ニ於テ署名セラレタル淸國及墨西哥國間ノ修好、通商及航海條約ノ

廢棄ニ關スル墨西哥國ノ公文』――一九二〇年十一月十一日墨西哥市に於て墨西哥合衆國外務長官より墨國駐在中華民國代理公使宛發信(表・墨二)

公文要旨――最近吾人の經過したる重大なる世界的事變、及該事變より生じたる新理想[1]に鑑み、且墨國人民の進步的傾向より成立したる現政府に此傾向と一致の行動を强制するの義務を生じたるに因り、墨西哥合衆國は玆に一八九九年十二月十四日附墨清兩國間に訂結せられたる修好、通商及航海條約を、該條約第十九條に基き本公文の日附より一年の期間滿了後に終止せしむる權利を行使するものなり。墨國政府は墨華兩國間に存在する不變の友好的結果を鞏固ならしむる目的より、前記條約と方針に於て類似する新條約を成るべく速かに商議する爲め、貴政府の適當と認むる勸告に欣然應諾する用意を有す。

『一八九九年十二月十四日華盛頓ニ於テ清國及墨西哥國間ニ締結セラレタル條約ノ暫定的修正ニ關スル協定ニ付テノ兩國政府間交換公文』――一九二一年九月二十六日交換(表・墨三)

第一條――墨華兩國政府は、一八九九年十二月十四日附兩國間通商條約に對する確定的且公的修正が兩國憲法の慣例手續に從ひ兩國間に調印せらるゝに至る迄右條約の有效期間を延長することを協定す。

第十四條――前記一切の條文は本協定の公文が墨國外相及駐墨中國公使間に交換せられたる日より效力を生ずべし。

〔右は雙方の公文に揭げられたる暫定的修正に關する協定なるが、之と同時に墨國外相より中國代理公使宛の書翰中には「本官は中國政府が前記諸條項に同意せられんことを希望し、今後國際法の手續と兩國憲法とに依り條約の確定的修正を締結するの場合に於ても右と同樣の精神に基き協定せられんことを希望致候。右に付墨國政府は前記條約修正の一として中國領土に於ける領事裁判權の利益(bénéfices)の放棄を實現せしむるの意圖を有する旨を、玆に中國政府に聲明し得るを以て欣幸とする所に有之候(以下略)」と述べ、一方中國代理公使より墨國外相宛書翰には「中國政府は協定案を

1) 世界大戰、及之に伴ひたる民主々義思想。

承諾致候。貴翰の趣に依れば墨國政府が本條約の確定的にして公的修正の第一歩として中國に於ける其の領事裁判權を確定的に(définitive)放棄相成るべき旨敬承致候。右條約の公的修正に關する我政府の希望は貴政府の希望と一致することを認め候(以下略)」と夫々述ぶる處ありたり」。

右公文中に述べられたる條約の「確定的ニシテ公的修正」(amendement définitif et officiel)なる語は他日訂結せらるべき、暫定的ならざる正式條約を指すもので、實に此交換公文は正式條約締結の際其の在華治外法權を確定的に撤去する旨墨國の與へた書證に他ならなかつた。但し本條約中には其の存續期間に關し直接定められるに至らなかつたのである。

撤廢　中國國民政府は一九二八年七月竝に翌一九二九年四月に於て治外法權問題に對し其の對外意思表示を爲した際、兩度とも墨西哥國の地位に關し言及しなかつた。

墨西哥國の在華治外法權は一九二九年(民國十八年)十一十一月墨西哥市に於ける兩國交換公文に依り、名實共に消滅するに至つた。一九二九年十一月三十一日附駐墨中國公使李錦綸(Chinglun Frank W. Lee)は墨西哥國外務長官代理ヂェナロ・エストラダ(Genaro Estrada)に宛往信公文を發したが、文中に「本使ハ一九二九年六月二十一日附第五三四號拙翰竝ニ同年七月二十二日附第九四四號閣下ノ懇篤ナル復翰ニ關聯シテ……從來墨西哥國人民ガ中國ニ於テ享有セル領事裁判權ガ一八九九年ノ條約第一條中ニ規定セラレタル最惠國條款ニ基キタルコト、且所謂該條約ハ一九二八年十一月三十日ヲ

以テ滿期トナリタルガ故ニ、墨西哥國ハ最早中國ニ於テ領事裁判權ヲ何等要求スル能ハザルモノナルコトヲ……茲ニ表明スルノ光榮ヲ有ス(以下略)」と述べる處あり、之に對し同一九二九年十一月十二日附ヂェナロ・エストラダは李公使宛復信公文を寄せて曰く「墨西哥國ハ、凡ユル國家ノ權利ハソノ自國ノ法律ヲ運用シ且司法權ヲソノ領土内ニ於ケル一切ノ人ニ對シテ及ボスニ在リ、トナスコトニツキ指導的提唱者ノ一ナル事實ニ鑑ミ……將來中華民國ニ於テ領事裁判權ヲ求ムルガ如キ何等ノ意圖ヲモ有セザルコトヲ公式ニ宣言ス……。本政府ハ墨西哥國ガ公的ノモノタルト私的ノモノタルトヲ問ハズ中華民國ノ領土内ニ於テ何等直接ノ利益ヲ有セザルノ事情ヲ熟知スルモノニシテ、又同時ニ之ニ反シ中華民國ハ墨西哥國ニ於テ全ク大多數ノ殖民ヲ有スルモノナルコトヲ知リ(將來兩國の間に敦厚なる修睦を要するものと信ず、以下略)」と、以上は兩國の交換した公文の要旨である。

實に革命乃至戰爭の結果に據らずして在華(從て滿洲國)治外法權を撤廢したのは今日までの處右墨西哥國の一あるのみである。(註)

註—現に猶ほ我國には、墨國を以て在華(滿)治外法權享有國の一と數ふる者が相當にある。右は恐らく前掲一九二九年の交換公文を看過する結果であらうと想ふ。

第八章 外國租界

第一節 通論

1 外國租界の起原

外國人居留地制度は中世、ゼノア(Genoa)、ピサ(Pisa)等自由都市の商人が、地中海東部の所謂回教國に於て或一定の地域を劃して城壁を繞らし、其の内に在つて回教徒の迫害を免れつゝ營業の安全を求めた、彼の「ファクトリー」(Factory)制度に始まる、と爲すのが通説である。支那の地に於ては之と發生事情を異にするも、十八世紀の中葉廣東に所謂「ファクトリー」が許容され、英國、和蘭等の商人は此「ファクトリー」に在つて、清國政府より對外貿易に付特許を受けた所謂「行」商人[1](*Hong* merchants, marchands *hanistes*)と呼ばるゝ中國商人とのみ貿易を行ふを得た、之が中國に於ける場合の先聲である。[2] 併しながら是等外國人は此「ファクトリー」に於て勿論土地家屋の所有を許されて居なかつたので、自然營業上に種々の壓迫を被るを免れ得なかつた――尤も取引上の危險(清國商人に據る貨物の騙取、債務者の死亡若は破産等の場合)は「洋行代賠の習慣」(Custom of the Hong-Merchants paying for one another)に據り保

1) *Cohong* と呼ばれたもの之である。十三の特許商があつた處より十三行とも稱された。*Cohong* の義に就ては通常「公行」とせらるゝも、*Co*は聚合體を現はすとの異説もある。

2) 英清一八四二年『南京條約』第五條、佛清一八四四年『黃埔條約』第九條は此事に言及して居る。

障されて居たが。終に十九世紀中葉の阿片戰爭の結果は、外國人をして此種の覊絆より脱せしめ、進んで中國の領土權に或種の制限を加ふるに至らしめたのである。卽ち一八四二年八月英淸兩國間に署名を見た阿片戰爭の講和條約たる『南京條約』の第二條には、

淸國皇帝陛下ハ英國臣民ガ其ノ家族從者ヲ携ヘテ廣東、廈門、福州府、寧波、及ビ上海ノ市邑ニ於テ商業ニ從事スル爲メ迫害又ハ拘束ヲ被ルコトナク居住スルヲ得シムベキコトヲ約ス

と約定され、該條約の第五條並に翌一八四三年七月協定の英淸間『五口通商章程』の第四條には夫々、

英國商人ハ何レノ淸國商人トモ隨意ニ貿易スルコトヲ得ベシ

と規定され、更に同一八四三年十月の英淸間『虎門案追加條約』の第七條には、

永久和親條約(前掲南京條約を指す――著者)ハ英國臣民及其ノ家族ヲシテ廣東、福州、廈門、寧波、及上海ノ市邑ニ於テ妨礙又ハ拘束ヲ受クルコトナク居住セシムルコトヲ規定セリ、故ニ左ノ如ク決定ス、卽チ地方官[1]ハ領事ニ通ジテ土地及家屋――其ノ借賃又ハ代價ハ何レノ側ニ對シテモ苛酷ナラザル様人民ノ間ニ行ハルヽ割合ニ準ジテ正當衡平ニ按配セラルベキモノトス――ヲ用意シ置クベシ　建築又ハ貸與セラレタル家屋ノ數ハ年々領事ヨリ右地方官ニ之ヲ報告スベク地方官ハ右報告ヲ各自ノ總督[2]ニ禀申スベシ、但シ家屋ノ數ハ商人ノ來往ニ準ジテ多寡アルベキニ鑑ミ之ヲ限定スルコトヲ得ズ

と協定するに至り、斯して中國に於て外國租界の劃定を主張し得る法律的基礎は、玆に條約上確固た

1) 例へば上海の場合に於ては所謂上海道臺。
2) 例へば上海の場合に於ては兩江總督兼南洋大臣。

るものとなつた。是より列國及列國民は一には通商擁護の爲め一には居住安全の爲め、中國に於ける開放商埠地内又は其の近隣地區内の一定地域に事實上土地所有權と同様の效果を有する土地永借權乃至占有權を獲得せんと努力するに至つた。而して其の成果を收め得たものが卽ち今日の所謂外國租界である。

斯の列國在華條約權益中の分野に於て、最初にして且多大の成果を獲たものは英國であり、又數に於て最も多くを收めたものは日本である。英國は、一八四五年上海道臺との商議を經て、開港場たる上海に一定地域を居留地と劃定し、地域決定と共に「土地章程」(Land Regulations)を協定、實施した。之卽ち今日の上海共同租界の起原であり、同時に中國に於ける現時外國租界制度の濫觴を爲すものである(詳細は後出の當該項に讓る)。土地章程は租界章程の謂ひであり、實に租界に於ける憲法に他ならない。租界の基本法を特に「土地章程」と稱した理由は、租界草創の當時に在つては外國人居住の爲め最大要素の一たる土地に關する規定を主としたからと解せられる。從て土地章程乃至土地規則なる語は、現實の事實に適合せず、寧ろ之を「租界章程」乃至租界規則と稱すべきである[1]。

外國租界の設定に際して、條約上、清國朝廷が「卒土の濱王土に非ざるは莫し」と云ふ思想を表明した例として、次の如きがある。

一九〇二年『廈門鼓浪嶼共同租界土地章程』第十一條[2]——'The Emperor of China being as heretofore Lord of the

1) 併し本章に於ては多く慣習に從ひ土地章程の語を使用する。
2) 本條に付後述同租界の項を看よ(707頁)。

Soil, the Government land tax and foreshore tax will continue to be collected by the Chinese authorities. Such taxes will however be handed over to the Council as a contribution to the expenses.（下略）

尚は租界の語に就き注意を要する點がある。元來租界とは「土地貸借契約の認めらるゝ地域」の義であるから、理論上斯る契約の承認が中國政府に執り義務的の場合も然らざる場合もあり得る。事實問題として中國に於ては、斯の兩種の場合が存するのであり、其の承認が條約により義務的なるものを外國租界と稱し、[1]其の承認が中國の自發的意思より行はるゝものを自管租界と稱し、以て兩者を區別するのが正當である。而して所謂自管租界は當然「不平等條約」研究の圏外に属し、從て外國權益の對照としての租界問題と言へば前者の外國租界に限らるゝのが普通である。

本章は勿論外國租界を論じたものであり、以下單に租界とは外國租界の謂ひである。日本政府は斯の外國租界に對し從來「外國居留地」と云ふ公定譯を使用して居る。

2 外國租界の種別

中國に於ける外國租界の種別を、

（イ） 權利取得の形式より分てば「コンセッション」（Concession）と「セッツルメント」（Settlement）とに大別し得る。前者は中國政府より包括的に一定地域の土地永租權[2]を專管外國政府に讓渡し、該外國政府が更に其の地方官（多くの場合領事）を通じて任意の規定に據り各個の法人又は私人に該土地の

1） 此定義は原則的であり、詳細は別項に留保する。
2） 土地永租權は通常外國側により土地所有權若は永代占有權と解されてゐる。

「部分」(parcel, lot) の轉借を許すものを言ひ、此場合土地に關する稅[1]は該外國政府の責任に於て中國政府に納付するを原則とする　後者は一定地域が單に外國人の居留地として指定せられるに止まる、從て元來其の土地所有權は中國政府又は中國人の權限內に在り、此場合には個々の永借希望者は直接交涉を通じて中國側(政府又は個人)より其の權利を取得することを要する　併しながら以上の區別は原則的のものであつて、事實に於ては多くの場合單に慣習上の名稱を以て呼ばれて居るのである(私見)

ウィロービーはセツルメントの典型的實例は上海に於ける國際租界(International Settlement)であり、コンセッションの夫れは漢口に於ける外國人居留地域(Foreign Residential Areas)であると陳べて居る[2]　此ウィロービーの說明は一般に肯定せられて居るが、より一層現場に就て觀れば天津、漢口兩地租界の如きは其の土地の一部がコンセッションであり、一部がセツルメントたる性質を具へて居るものがあるのである　更に上海に於ける佛國租界は通常コンセッションを以て稱されて居るがフィータム判事の上海租界の行政調査に關する「報告」に據れば之は「佛人の統制が維持されて居るフランス租界と稱する區域」として取扱はれるべきであり、「フランス專管居留地卽ちフレンチコンセッションなる名稱は精確なものではない」のである[3]　租界の土地制度に就ては別項に讓ること、する

(ロ)　次に行政關係に依り區別を樹てれば、專管、共同、自管、混同の四種に分つことが出來る

1)　地稅、地代、借地料の義。此種のものに限る。
2)　W. W. Willoughby, Foreign Rights and Interests in China, vol. I, pp. 495—96.
3)　"Feetham's Report." vol. I, p. 28.

第一は租界の行政權が一國民に屬する場合を言ひ、天津の如きは一時「専管租界の展覽場」とも稱せられた程で、其の典型的のものである[1]。専管租界とは「専管國が自國民、中國民及無治外法權國民に對しては條約、慣例及其の國內法規に依り、他治外法權國民に對しては本人及該民管轄領事官の同意に依り、専管國の行政を行ひ得る租界」を謂ふ(私見)。

第二は租界の行政權が數國民に歸屬する場合を言ひ上海租界(佛國租界を除く)は其の著しい例である、共同租界は又公共租界若は國際租界と呼ばれる場合もある[2]。共同租界とは「所在地領事團體即ち中國と條約を有する列國が、共同の基礎に於て行政を行ひ得る租界」を謂ふ(私見)

第三は中國政府が自ら其の行政權を保有し單に便宜上一定地域を劃して外國人の居住に充てる(中國人の居住も制限せず)ものを言ひ、濟南、長沙の如きは此の例に屬する。第四は前記の何れにも屬せざるもの、一定地域の行政が外華共同管理の下に行はれる場合を言ひ、從來芝罘が其の唯一例とされて居た。刁敏謙は此の租界が中國政府の默許の下に發達せる處より之を默許租界と命名して居るが[3]、後述粘嶺エステートの場合と抵觸するが故に默許と看做すは妥當でない。

(ハ)　また發生狀態より觀れば、正規的、慣行的の二種に區別し得る。前者即ち「正規的」は更に中國政府との共同意思表示卽ち條約協定に依り設定せられる場合と、中國政府の一方的意思表示に依り劃定せられる場合とに分れる。専管、共同の兩種租界は前例に、自管の租界は後例に屬する。後

1)　現在専管租界行政權を有する國卽ち租界國は、日英佛伊の四國である。所在地は598—600頁を看よ。又滿洲に於ける鐵道附屬地も日本の治外法權撤廢に至る迄は、専管租界に準ずる性質を有して居た。

2)　上海と廈門(鼓浪嶼)との兩地にあるのみ。又北京外國公館區域も之に準ずべきである。

3)　Tyau, Treaty Obligations between China and Other States, p. 59.

者卽ち「慣行的」は外華雙方若は中國一方の特別なる意思表示なくして、或は自然的に又は便宜的に若は慣行的に(卽ち中國側不承認の裡に)發達して、一定地域(此の場合は開港市場內と限られない)が外人の集團的居住地に歸したものを言ひ、蕪湖に於ける所謂租界(又既述の芝罘の場合も或る程度迄然り)、外人用の避暑地に端を發して事實上租界的性質を帶びるに至つた北戴河、牯嶺[1]—兩地共開放地に非ず—の如き此の例である。又滿洲の安東、營口に於ける鐵道附屬地以外の商業區域も此種の例に準ずるものと觀て宜いであらう。

(二) 其の他、外國租界の分類に就てはモースの說[2]等もあるが、今井嘉幸博士は各種租界の現實の情況より、天津式、安東式、上海式、濟南式、芝罘式、福州式、北戴河式の七種に之を分類されて居るが[3]、這の方法は理論上は兎も角實際的としては當を得たものと思はれる。

3 外國租界の定義竝に外華行政權の限界

外國租界とは、「中國に於て外國人の居住營業の爲めに條約に基き開放せられたる開港市場地域の一部にして、條約又は慣行に依り外國行政權の行使を認められ、且原則として中國人の土地所有の禁せらるゝ外國永租地域」を曰ふ(私見)。

外國租界に於ける「不平等條約」の客體は、外國の管理する行政組織と土地制度とが其の大宗である。而して右外國行政權は條約の條章に基くと云ふよりも、寧ろ簡單なる條約條項を基本として次第

1) 牯牛嶺、一般に廬山の汎稱を以て知らる。
2) Morse, Trade and Administration.
3) 今井『支那國際法論』。

に發展した所謂 Abuses に由來する處が甚だ多いのである。從て中國對權利國間の條約取極の條文より是等外國の享有する權利、權原、主張を逐條的に求むることは、外國租界に關する限り、殆ど不可能である。(行政組織と土地制度に就ては後述する)。

外國租界の設定が領土の割讓に準ずるものと、一部に於て考へられた時代が無いでもない。(註) 併しながら史實は租界の劃定が領土の割讓に非ざることを示して居る。即ち中國は條約及慣行に依り著しく制限されて居るとは云へ、外國租界に對して猶ほ若干其の行政權を行使して居るのである。例へば、(一)租界內中國人、無條約國人及對等國人に對する司法的管轄權、(二)取極に基く一定額の地稅(地租)を權利國官憲を通じて收納するの權、(三)土地永租者に對し地券を發給し又は永租權の移轉に際し之が書換を爲すの權、或は領事の地券發給に加印するの權、(四)租界に對する關稅管轄權、(五)多數の租界に於て認めらる丶中國人の行政參加權等は今日中國側に保留乃至保持されて居る行政權力である。一方、租界に於ける外國行政權の體樣は各租界章程の規定する處であるが、(一)道路、橋梁、埠頭、堤防、船舶繫留場等に對する管轄權、(二)一般警察權、(三)司法的管轄權(一定の制限を作ふ)、(四)課稅權を含む一般行政權、等が其の主要項目と看做される。

註――一八六三年四月駐清米國公使バーリンゲーム(Anson Burlingame)より華府國務長官に宛てた書簡に曰く、「余は清國大官と會見中絕えず不讓與主義(Non-concession Doctrine)を主張せり、何故なれば余は英國領事と對談中、上海

に於ける英國民は上海を目するに準讓與(quasi-concession)を以てし、英國人たると清國人たるとを問はず一様に工部局の支配權を及ぼさんと欲すとの論をなすを聞知したればなり。以上の觀念は今や佛國をして寧波に新居留地を要求するに至らしめ英佛は競ふて其の多くを得んと努め居れり。余は極力其の不當を鳴らし漸くにして英露佛公使の賛同を得たり。此新協定たるや、實に清帝國領土保全の保障たるべきものなり」(拙著『門戸開放機會均等主義』三一四頁)。

4　專管租界に於ける行政組織

外華間の租界取極は、各國專管租界に於ける行政機構に就て何等言及して居ない。從て此行政機構は專管國の任意に之を決定し得るものと解される。現在右の行政組織に三様式あり、孰れも居留民の自治を主眼(此自治團體を居留民團、又は單に民團と稱す)とするものではあるが、猶ほ、民主的なる英國式、官僚的なる佛國式、折衷的なる日本式の別がある。殘りの唯一の專管租界國たる伊國は、本國に於ける地方行政組織を準用するものであり、前顯折衷的の範疇に屬すと認められる。以下、領事、選擧人總會、參事會(工部局)の三點より、右三様式を略述しようと思ふ。[1)]

(イ)　英國式――英國領事は警察行政の一部に就き竝に特殊の場合民團行政に對し裁決の權限を有するに止まり、他の一般租界行政權は總て民團の掌る處である。民團の議決機關として選擧人總會(納稅者會議)、執行機關として參事會(行政委員會)がある。選擧人總會[2)](Meeting of Ratepayers)は「資格ある納稅者」即ち租界内土地永租權者、同家屋の所有者又は賃借者にして、所定額以上の地租又は家屋稅を納付する者(英國人及外國人)より成る。此總會の議長には英國領事官が當ることゝなつて居る。參事會

1)　以下本款(4)に於て外國人と云ふのは特に明示なき限り中國人を含まざるものである。

2)　納稅者總會と言ふも同じ。

(Municipal Concil)は毎年の選擧人總會に於て選出せらる丶一定數の委員を以て構成される。此會長は互選に依つて決定し、尚ほ會長及委員の尠くとも半數は英國人たることを要する。更に參事會は行政の實務を研究乃至分擔せしむる爲め若干の委員乃至吏員を任命して工部局（書記、警察、技術に關する分科より成る）を組織する外、租界内の土地事務の處理に便ずる爲め別に土地委員或は土地評價委員を設けるのが例である。

（ロ）　佛國式――最も官僚的な機構であり領事萬能の制度である。佛國領事は租界警察權を全面的に掌握し、[1] 又民團課金未納者に對して處分を爲し、參事會の開會閉會停會を命令し、參事會に於ては其の議長となり且裁決投票權を有し、又參事會の決議の執行に關する決裁權[2]を有する。更に領事は參事會員中選擧人總會より選出せらるべき者に對する選擧の爲め選擧人總會を召集し、又必要と認むるとき參事會の賛成を經て、全選擧人並に租界内居住の選擧權を有せざる佛國人及外國人全部より成る特別會議を召集し、以て租界一般の公益に關する特殊問題に付て意見を徵求することも出來る。選擧人總會(Assemblée des Électeurs)は「資格ある納稅者」即ち租界内土地永租權者、同家屋の所有者又は賃借者にして、所定額以上の民團課金を納付する者（佛國人及外國人）より成るも、單に一部の參事會員を選出するの外權限を有せず、別言すれば議決機關としての選擧人總會なるものは存しないのである。參事會(Conseil d'Administration Municipale, Conseil municipal)は租界民團の議決機關にして同時に執

1)　警察部長以下警察吏員の任免、指揮に當り、警察規則違反者を處罰す。
2)　領事は參事會の決議が租界の安寧秩序に害ありと認めたるとき、理由を示し且駐華佛國大使の同意を經て其の執行を拒否することが出來る。

行機關である。其の構成員は法規上當然の議長たる佛國領事、選擧人總會の選出せる佛國人及外國人（治外法權國人たるを要す）議員[1]各若干名、佛國領事の指名する佛國人及中國人議員各若干名より成るを常則とし、更に佛國領事は必要と認めたるとき無治外法權國人又は中國人議員若干名、及之と同數の佛國人議員を追加指名することを得る。而して孰れの場合に於ても佛國人議員が過半數を制し得ること〻なつて居る。參事會員の任期は原則として二年である。參事會はまた行政の實務執行に當る爲め工部局（書記、警察[2]、技術の分科より成る）吏員を任用する。

（八） 日本式——日本租界（帝國專管居留地を正稱とす）の組織は英國式と佛國式との中間卽ち折衷的である。尤も『居留民團法』(註)及『同法施行規則』の適用なき未發達租界に在つては、行政は總て領事の專行する處である。從て本段に於て問題となる租界は孰れも民團法の適用されるものに限られる譯である。

日本領事は領事館警察を指揮して租界內警察權を專行し、又居留民會（選擧人總會）を召集して行政上意見を徵することを得、且必要と認むるとき其の會期の延長を命じ得る。又領事は民會の選出したる參事會員（舊制に於て行政委員と稱した）に認可を與へ、若し認可すべからざる者と認むるときは豫備行政委員（所謂次點者）中より之を補充するを得る。更に領事は民團の財政上必要と認むるとき民團の基本財產の蓄積を命じ、民會の議決せる豫算を認可し或は之に更正を加へて認可し、會計檢查委員（民會より選出、帝國臣民に限る）より民團會計檢查の結果に就て報告を受くるの權がある。其の他民團條例の制定、民團課金等の新設又は變更、不

1) 佛國人選擧人は佛國人議員を、外國人選擧人は治外法權國人たる外國人議員を夫々別箇に選出する。
2) 警察部長は領事の直接指揮下にある。

動產に關し權利の得喪を目的とする行爲、民團債の募集等諸般の行政事項に對し領事の認可乃至自由裁量を要するものが、甚だ多い。

居留民會は選擧權を有する民團課金納付者（法人、自然人）の選擧する議員[1]より成る。同議員は日本人、外國人（中國人を含む）の孰れたるを問はないが、過半數は日本人たることを要し、同民會の議長及副議長亦日本人議員中より選出されたる者に限られて居る（現行『居留民團法施行規則』第七、八、九、十三、三十九條）。民會は會計檢査の爲め每年日本人たる議員中より二名以上の會計檢査委員を選擧する（同上規則第九十七條）。尙居留民會議員の任期は總て二年である（同上規則第十三條）。民會は通常會及臨時會とし、前者は每年一回會期七日以內であり、後者は領事の必要と認めたるとき又は參事會員全員若は民會議員三分の一以上の請求に依て開かれ會期三日以內である（同上規則第四十條）。居留民會の議決を經べき事項の概目は左の通りである（同上規則第三十三條）。

（一）居留民團條例を定むること。
（二）歲入出豫算を定むること。
（三）居留民團の課金、使用料、手數料及加入金の賦課徵收に關すること。
（四）不動產に關し權利の得喪を目的とする行爲を爲すこと。
（五）基本財產の設置、管理及處分に關すること。
（六）歲入出豫算を以て定むるものを除くの外新に義務の負擔を爲し又は權利の拋棄を爲すこと。
（七）財產及營造物の管理及處分の方法を定むること。

1）定數は日本租界內居住の日本人及外國人有權者共計人口五千未滿の民團は二十五人、同一萬未滿は三十人、同三萬未滿は四十人、同三萬以上は五十人である（現行『居留民團法施行規則』第八條）。

（八）　居留民團に係る訴訟又は和解に關すること。
（九）　教育に關すること殊に幼稚園、學校、圖書館及青年訓練所の設立、維持に關すること。
（十）　消防及義勇隊に關すること。
（十一）　貧民救助に關すること。
（十二）　衞生に關すること殊に傳染病豫防及良水の供給、下水の排泄並に市場、病院、墓地及火葬場等に關すること。
（十三）　交通に關すること殊に道路、護岸等の維持、改修、街燈の設備並に交通機關に關すること。
（十四）　公園又は公衆の娛樂に供すべき設備に關すること。
（十五）　其の他法令及條約に依り居留民會の權限に關する事項。

但し居留民會は領事の認可を得て、其の權限に屬する事項の一部を參事會に委任することが出來る（同上規則第三十四條）。

參事會（舊稱行政委員會）は參事會員を以て構成され、會員は每年居留民會に於て其の議員中より選出され領事の認可を經て決定する。且其の定數は原則として、七名以下とし、其の過半數及參事會長、副會長は孰れも日本人たることを要する（現行『居留民團法施行規則』第四十六、五十、五十一條）。參事會は法令、條約又は領事の委任に依り居留民團の地區內に於ける「國ノ行政事務」を掌るものであり（同上規則第六十條）、居留民團を代表し且居留民團の事務を處理し一般民團吏員を任免指揮監督懲戒する（以上、同上規則第五十三、六十、六十二、八十條）。參事會の處理する事務の概目は次の通りである（同上規則第五十三條）。

（一）居留民會の議決を經べき事件に付其の議案を發し及其の議決を執行すること。
（二）財産及營造物を管理すること。
（三）收入、支出を命令し及會計を監督すること。
（四）證書及公文書類を保管すること。
（五）居留民團の課金、使用料、手數料及加入金等を賦課徵收すること。
（六）其の他法令及條約に依り參事會の權限に屬する事項。

又參事會は居留民會が其の議決すべき事件を議決せざるとき、或は緊急の事件に付居留民會の議決を經るの遑なきときは、領事の指揮を仰いで之を專決處分することを得る（同上規則第六十一條）。更に民團會計の統率者たる會計主任[1]は、日本人たる參事會員中より選出され居留民會之を定め且領事の認可を受けるものとなつて居る（同上規則第七十四、七十五條）。

以上は居留民會及參事會の常態に就てゞあるが、右の外、居留民會は日本人たる居留民團長[2]（一人）を選擧し、また民團長は日本人たる居留民團助役[3]（一人）を民會の決定の爲めに推薦する場合がある。[4] 右團長及助役は領事の認可竝に外務大臣の許可を要するが、團長及助役の設けられた場合には、參事會長及副會長は選擧せられず、團長に於て參事會の議長席に就くことゝなつて居る（以上、同上規則第六十四、六十六、六十七、六十八、七十條）。

民團吏員（工部局吏員に該當）は理事（任期五年以内、理事は民團長の設けられない場合に限り置くを得）以下の吏員より成り、參事會の任

1）一人にして、任期は參事會員の任期に依る、卽ち最高一年の譯である。
2, 3）强ち民會議員、參事會員たるを要しないが、若し右議員、會員にして之に就任した者は議員、會員を辭任したものと看做される。
4）現在（昭和十四年六月一日）、民團長、民團助役制度の實行されて居るのは天津專管居留地及靑島、民團長制度のみ行はれて居るのは上海である。

發する處である(同上規則第七十九條、八十條、)。

註――我國は其の專管居留地中、十分なる發達を遂げたものに對して『居留民團法』及『同法施行規則』を適用し、居留民團として法人格を認め(決議に拘束力がある)、自治行政を行はしむる方針であり、此事に就ては既に一言した。民團法の施行される地の帝國領事は、領事館令を以て更に該地に專行さるべき『居留民團法施行細則』を制定し、細目の運用を期すること丶なつて居る。而して茲に注意を要するのは、(一)民團法が專管居留地のみを適用目的とするものでないこと、(二)所謂未發達居留地に行はる丶「居留民會」(民團法の行はる丶地に於ける居留民會とは異る)乃至「臺灣居留民會」[1]は民團と異り法人格を有するものでない(決議に拘束力がない)こと――である。

現行[2]『居留民團法』は六箇條より成り、明治三十八年三月法律第四十一條に依り公布施行されたものである。要點は次の通りである。

第一條――專管居留地、各國居留地、雜居地其の他に住居する帝國臣民の狀態に依り外務大臣に於て必要と認むるときは、地區を定め其の地區內に住居する帝國臣民を以て組織する居留民團[3]を設定することを得(下略)。

第二條――居留民團は法人として官の監督を受け、法令又は條約の範圍內に於て其の公共事務及法令、條約又は慣例に依り之に屬する事務を處理す。

第三條――居留民團に吏員及居留民會を置く。

第五條――居留民團は領事、公使[4]及外務大臣順次之を監督す、但し土地の情況に依り第二次の監督を省略することを得(下略)。

現在[5]、民團法第一條に依り設けられて居る居留民團は次の通りである。

名稱	地區	設立年月	設立の法的根據
天津居留民團	天津日本專管居留地及其の境界線より三里以內の地域[6]	明治四十年九月一日	明治四十年八月外務省告示第十八號

1) 兩種の規則は共に領事の權限に依り發布されるもの。臺灣居留民會は舊法に於て臺灣公會と稱せられたもの。
2) 昭和十四年七月一日現在。
3) 民團法施行規則に依り一定條件を具備する外國法人及私人に對し、帝國法人及臣民に關する規定が準用される(同施行規則第七條―後出)。
4) 大使。
5) 昭和十四年七月一日現在。 6) 後述662頁を參看。

上海居留民團	上海各國共同居留地、佛國專管居留地及該各居留地境界線より二英里以內の地域（浦東を含む）	同右	同右
漢口居留民團	漢口、漢陽、武昌	同右	同右
青島居留民團	舊膠州租借地の全地域	大正十二年三月一日	大正十二年二月外務省告示第十三號
濟南居留民團	濟南	大正十二年五月一日	大正十二年四月外務省告示第十八號
北京居留民團	北京特別市	昭和十三年九月一日	昭和十三年八月外務省告示第六十五號

現行『居留民團法施行規則』第七條[1)]——帝國專管居留地內に於て土地又は家屋を所有し若は占有し、物件を所有し、使用し若は占有し、又は特定の行爲を爲す外國人又は外國法人にして、自國領事官の公の認許書を得て居留民團に關する帝國の法令及條例に從ふものは本規則中帝國臣民又は帝國法人に關する規定を準用す。

帝國專管居留地所在地方の當該國住民若は法人又は該地方に領事官を有せざる國の臣民、人民若は法人にして、帝國專管居留地內に於て土地又は家屋を所有し、若は占有し物件を所有し、使用し若は占有し、又は特定の行爲を爲す者に對しては居留民團に關する帝國の法令及條例を準用す。

第九條——左に揭ぐる者は選擧權を有す。

一、居留民團の地區內に住居する帝國臣民にして六月以來居留民團課金を負擔する成年以上の者。

二、居留民團の地區內に事務所を有する帝國法人にして六月以來居留民團課金を負擔する者。

前項課金の種類は領事館令を以て之を定む。

5　共同租界に於ける行政組織

共同租界は上海及廈門の兩處に存する。上海共同租界は在華各國租界の鼻祖であり、行政組織亦最

1)　日本租界に於て外國人參政權享有の法的根據。帝國法權は、條約國人に對しては其の國領事の同意書を通じて、中國人及無條約國人に對しては直接に、及ぶものとせらる。

も完備複雜して居る。其の行政組織は同租界が元來英國專管租界を基調として發達したものであるだけに、全く英國式卽ち民主的組織となつて居る。廈門共同租界は總ての點に於て上海共同租界を模倣したものであるが、勿論其の規模に於ては同日の論でない。上海共同租界に於ては多年中國人に對し納稅義務のみを認めて其の參政權を認めなかつたが、所謂國權恢復運動の勃興に伴ひ遂に現在の如く中國人納稅者會より選出される參事會員五名を許容すること丶なつた。廈門共同租界に於ても上海の例に倣ひ終に現在の如く四名の中國人參事會員の進出を許すに至つた。

尙右兩共同租界の自治團體に對する監督機關は、第一次に各國領事及中國地方官憲であつて租界民團の條例、豫算の認可取消停止權を有し(理論上)、第二次に各國大公使及中國中央政府外交部であつて租界章程及補則(附則)の改正變更に對し承認權を持つて居る。

共同租界行政組織の詳細に就ては、上海、廈門の當該項下に之を讓ること丶する。

6　外國租界に於ける外國人の土地權

租界は、元來條約國人が賃借權より更に確固たる土地權を獲得せんが爲めに要求した地域である。斯くて條約又は取極に依り現に外國人は中國側より、永租權(leasehold in perpetuity land)と稱する土地權を保障されて居る。[1] 土地永租權とは「中國側が任意に之を變更し得ざる一定の地稅を支拂ふこと及權利の得喪變更に對し外國官憲の關與することを條件として、原則上[2]外國の政府、法人又は自然人

1)　文字上「租」とは本來土地所有權の上に設定する他物權の一種である。
2)　原則上と云ふ語を使用したのは、英國租界に於ては法規上中國人の永租權取得を禁じて居ないからである(但し實際に於て は領事の裁量に依り取得を禁止して居る)。

が、永久に之を享有し得る用益權たる借地權」の義と解される(私見)。而して斯る土地永租權は第三者との關係に於て中國法の所謂「業主權」と同樣の效果を有する權利であり(土地永租地券に屢々此業主なる語を用ふ)、實質上現今一般文明國に於て認めらるゝ土地所有權と異ならざる權利である。左れば、例へば明治四十二年制定の『漢口專管居留地土地及工作物規則』第一條には「居留地取極書ノ規定ニ依ル專管居留地内ノ土地永借權ハ土地所有權ト見做ス」と規定されて居る。土地永租權と永代借地權(perpetual lease)[1]との間に區別を設けることは困難であり、而も屢々兩者同義に用ひられるが、實際の事實より幾分區別を設けることも出來ると信ずる。卽ち外國租界が還附せられた場合、從來の土地永租權に對する地券は中國官憲より發給の永代借地地券に書換へられるのが慣例である。斯して永代借地權は「特定期間内中國側が之を變更し得ざる一定の地税を支拂ふことを條件として、外國又は中國の法人自然人が、之を取得し得る土地永借權」と解すべきである(私見)。理論上、永代借地權は土地永租權より以上に土地所有權に近いことゝなる。而して永代借地に對する地税は特定期間後には、例へば中國政府が中國全土に一律に實施すべき「中國土地法規」[2]を公布且施行する曉には、該法規に依つて處理されるものであり、更に永代借地券の書換は中國官憲の專行し得るものと解すべきである。土地永租權は條約上及慣行上、原則として中國人の取得を禁せらるゝも、永代借地權は然らず、永代借地權を取得した中國人は當然中國法規に服すべきであり、此場合には通常の「土地所有權」と改められるのが慣例である。

1) 此英語と前顯永租權に對する英語とを區別するは困難であるが。
2) 國民政府は一九三〇年(民國十九年)六月三十日附、斯の種の『中華民國土地法』を公布した(未施行)。

土地永租權の原取得方法に所謂セツルメント式とコンセッション式[1]との兩種がある。更に同一租界にして兩種が併用される處もある。[2]

セツルメント式は、租界内の土地を永租せんとする外國人が中國側所有者（政府たる場合も個人たる場合もある）より自由契約に依り土地權を取得し、[3] 之に外國領事及中國地方官憲が關與する方法である。詳言すれば、先づ永租權取得希望の外國人は、土地原所有者たる中國人より永遠出租契（賣主は永租權の設定に異議なきことを承諾し、且永租權者に土地用益權の一切を永久に讓渡する旨記載せる土地賣渡證）を取付け且方單（原地券）の引渡を受けたる後、是等の書類を添附して自國領事を經て中國地方官憲に永租地券（永租に關する權利證書）の發給を申請する。次で領事及地方官憲は立會の上實地を調査し且故障なきこと判明したる後、地方官憲は地券を發給する（共同租界及英國租界に於ては豫め三通の地券を領事が作成し、後中國官憲之に加印する制度である）。右地券は三通を作成し、地方官廳、領事館、權利者に於て夫々其の一を保管する。更に英國を除く租界權利國卽ち日佛伊三國は登記制を採用する關係上、別に領事館に土地臺帳を備へ右權利の登錄を行つて居る。

コンセッション式は、租界の全部に亙り又は一部の大なる土地の永租權を、豫め包括的に中國政府より專管國政府に讓渡し（中國政府は私有地なるとき買上の後之を調へる）、該專管國は任意の規定（外華間の取極による場合も、任意の國內法規の場合もある）を以て之を個人に拂下げる方法である。

土地永租權の全的移轉（transfer）方法は次の通りである。永租權が同一國籍人間に移轉される場合、

1) Settlement と Concession。「租界」の義に用ふる場合は永租權の取得移轉の方法に關係なく、單に慣習に依ると看るべきである（私見）。
2) 例へば天津英國租界。
3) 畢竟、自由に賣買價格を定めて土地の取引を行ふのである。

從來多く略式の方法を採り、領事に於て名義變更の處置を講じ中國側に通知するのが例であるが、正式には理論上前項取得の方法に基き中國官憲より新地劵の發給を受くべきである。永租權が異國籍人間に移轉される場合、先づ賣買契約完了の後讓渡人に於て所屬國領事館に對し登記の抹消を求め二通の地劵(一は讓渡人の、一は領事館保管の)に某國人に讓渡する旨記載を受け、次に讓受人に於て其の所屬國領事を經て新地劵發給の申請を爲し、以て中國地方官憲より發給する新地劵を受領する。

土地永租權の分割移轉方法(一部讓渡)、永租地に對する抵當權設定方法に就ては、記述を省略する。

日本專管居留地に於ては、土地權の取得、移轉、抵當權設定の當事者は日本人に限られて居る。日本以外の外國租界に於ては一定制限の下に中國人に依る土地權取得を認める場合も無いではない。

7　外國租界の性格

前述の如く外國租界の設定は勿論領土の割讓を意味しないが、事實上中國領土主權の一部放棄を伴ふものである(清國政府が當初より斯く意識して居たとは考へられないが、外國側は實際に於て此見解を採用した)。而已ならず中國に於ける治外法權(領事裁判權)が外國裁判權と外國行政權とを其の二大內容とする關係上、外國行政權の實施せられる「租界」は、治外法權との重合に依り多大の勢力と利益とを外國側に與ふる結果となつて居り、此兩者は現在の處常に不可分のものとして考へざるを得ず[1]、從て中國側よりは國權恢復運動の重大目標と看做されて居る譯である。一九二六年九月に署名せられ

1) 從て治外法權の概念中に租界權を包含せしむる場合さへある。

た『中華民國ニ於ケル治外法權ニ關スル委員會ノ報告書』は、其の「勸告」の項に、

治外法權拋棄の上は關係國の人民は一般の國際慣行に從ひ及公正且衡平なる基礎に依り居住及營業の自由竝に私權を中華民國の一切の部分に於て享有すべきものとす

と述べ、治外法權の撤去に對する一條件として內地の開放を與げて居るが、若し此條件が實施せられる曉には現在の純然たる外國租界乃至所謂「租界外地域」(External Roads Areas)は、他の純然たる外國行政地域乃至慣行に基く外國行政地域と共に、其の性質上包攝して居る內容に重大變化を招來することゝなる。別言すれば是等外國行政地域中の或ものは專ら商業上の根據地となるべく、更に或るものは外國人集團居留地としての空名を遺すのみとなるであらう。尙ほ右の純然たる外國行政地域とは、租界、租借地、北京外國公館區域、外國人用特殊地を言ひ、慣行に基く外國行政地域とは主として是等地帶の中自然的に擴張せられた部分を言ふ。

外國租界行政權が取極上、外國警察權の存在を構成要件の一つとして居る爲め(從て中國警察權は排除される)、屢々中國人犯罪被疑者に執り、外國租界は所謂「避難所」として惡用され勝ちである。此處に租界の「不法庇護」が[1]問題となるのである。

世に租界問題が租借地問題よりも寧ろ一層重大であると爲す所以の一半は、前者が後者に比較して數多きことゝ、其の分布がより以上行亙つて居ること、更に後者は存續期間に就き定められて居るに反

1) 無條件にて租界の「庇護權」"right of asylum" を認むる者あるも、元來之は「犯罪」の內容に據つて論斷すべきである。

し前者は永久的のものと看做されること等に緣由する、と信ぜられる。加ふるに最近看過し難い「慣行」が生じつゝある、卽ち元來は租借地のみが實際上軍事的施設を有する外國行政地であつたが、近來中國の內亂に對する自衞手段として租借地以外の外國行政地中にも軍事的施設を備ふるものがある様になつたことである。其の中租界に關する一二の例として上海共同租界北部越界道路區域內に日本海軍が陸戰隊本部を半永久的に設置するに至つた事實、漢口に於ける日佛兩國租界の陸戰隊本部が近代的兵器を準備するに至つた事實（支那事變前を曰ふ）等を擧げ得る。而も是等は「租界に對する外國行政權」と云ふ概念の中に包括して說明せられる處であるが、喩一時的にもせよ屢々租界の防備手段として防寨が採用せられた事實も亦、中國の內亂乃至租界包圍軍事施設と相俟つて前顯「外國行政權」が漸次「軍事的要塞施設」へ迄も擴張されざるを得なかつた過程を示すものと觀られぬこともない。

8　外國の原有せる租界一覽

中國に於て列國の原有せる專管及共同租界、其の劃定年代（條約上決定した年）、竝に地域擴張年代[1]を表示すれば左記の通りである。尙詳細に就ては次節以下の各租界當該項に之を讓る。

以下×印は回收せられた租界である。

イ　北支那方面

1)　是等の年代に就ては異說が多い。話り設置決定より、實地測定、經營開始に至る迄に數年乃至十數年を經過する場合があるから、年代の基準點に相違を來し易いのである。

天津
- 英國租界　一八六〇年劃定、一八九七年擴張、一九〇二年米國租界を合併（米國租界は一八六一年設定）、一九〇三年擴張。
- 佛國租界　一八六一年劃定、一九〇〇年擴張。
- ×獨國租界　一八九五年劃定、一九〇五年擴張。
- 日本租界　一八九八年劃定、一九〇三年擴張。
- ×露國租界　一九〇一年劃定。
- 伊國租界　一九〇二年劃定。
- ×白國租界　一九〇二年劃定。
- ×墺洪國租界　一九〇二年劃定。

天津は今猶ほ最大多數の專管租界の存する處で、一九〇三年より一九二七年までは「專管租界の展覽場」と譬へられる狀態にあつた。

□ 中支那方面

上海
- 共同租界　英國租界・一八四五年劃定、一八四八年擴張、米國租界・一八四八年自然的發生、一八六三年兩國租界合併し共同租界となる。一八九九年擴張。
- 佛國租界　一八四九年劃定、一八六一年、一九〇〇年、一九一四年各擴張。

上海共同租界は在華各租界中、組織の最も發達せるもの、夙に「模範租界」の俗稱がある。

杭州　日本租界　一八九六年劃定。

蘇州　日本租界　一八九七年劃定。

鎭江　×英國租界　一八六一年劃定。

九江　×英國租界　一八六一年劃定。

漢口　×英國租界　一八六一年劃定、一八九六年擴張。
×獨國租界　一八九五年劃定。
×露國租界　一八九六年劃定。
佛國租界　一八九六年劃定、一九〇二年擴張。
日本租界　一八九八年劃定、一九〇七年擴張。

漢口の地を屢々歐米人は「東洋のシカゴ」と曰ふ、蓋し水陸の要衝であるからである。

沙市　日本租界　一八九八年劃定。

重慶　日本租界　一九〇一年劃定。

八　南支那方面

福州　日本租界　一八九九年劃定。

廈門　×英國租界　一八四四年劃定。
日本租界　一八九九年劃定。
共同租界（鼓浪嶼（クーランス）に在り）一九〇二年劃定。

廣東　英國租界　一八六一年劃定。
佛國租界　一八六一年劃定。

廣東租界は廣州市に屬せざる沙面と稱する埋立地に在る。

以上の他、租界に準ずべき外國行政地域に次の如きがある。之が解說は本章第六節に讓る。

北京　外國公館區域 (Legation Quarter)。
芝罘　國際租界 (General Foreign Settlement)。
蕪湖　國際租界 (General Foreign Settlement)。
青島市政に對する外國人の關與。
威海衞市政に對する外國人の關與。
牯嶺　避暑用地 (Kuling Estate)。

9　回收せられたる外國租界一覽

前項租界中、現在既に中國主權の下に返還せられたもの、其の事實上の中國側回收年代、竝に回收後の行政地區名は次の通りである。

天津	獨國租界[1]	一九一九年	第一特別區(一九一七年以降)。
	墺洪國租界[2]	一九一九年	第二特別區(右同)。
	露國租界[3]	一九二四年	第三特別區(一九二〇年以降)。
	白國租界[4]	一九二九年	純然たる中國官治の下に歸したが、第三特別區に併屬された。
漢口	獨國租界[5]	一九一九年	第一特別區(一九一七年以降)。
	露國租界[6]	一九二四年	第二特別區(一九二〇年以降)。
	英國租界[7]	一九二七年	第三特別區。
九江	英國租界[8]	一九二七年	單に特別區の名のみ存す。
鎭江	英國租界[9]	一九二九年	純然たる中國官治の下に歸す。

1) 詳細は本書11—12頁、657—59頁。
2) 詳細は本書11—12頁、676—77頁。
3) 詳細は本書11—12頁、668—69頁。
4) 詳細は本書20—21頁、672—76頁。
5) 詳細は本書11—12頁、693頁。
6) 詳細は本書11—12頁、694—95頁。
7) 詳細は本書20—21頁、691—93頁。
8) 詳細は本書20—21頁、690—91頁。
9) 詳細は本書20—21頁、688—90頁。

廈　門　英國租界[1)]　一九三〇年　純然たる中國官治の下に歸す。

右に曰ふ特別區の行政狀況に就ては夫々當該租界の項に詳記してある。

第二節　上海・共同租界

上海・共同租界はInternational Settlement, Shanghaiと呼ばれ、舊米國租界を含むものである。

1　條約根據

阿片戰爭の講和條約たる一八四二年八月の英清『南京條約』第二條には、「清國皇帝陛下ハ英國臣民ガ其ノ家族從者ヲ携ヘテ廣東、廈門、福州府、寧波、及上海ノ市邑ニ於テ商業ニ從事スル爲メ迫害又ハ拘束ヲ被ルコトナク居住スルヲ得シムベキコトヲ約ス」、また該條約第五條竝に一八四三年七月の英清『五口通商章程』第四條には夫々、「英國商人ハ何レノ清國商人トモ隨意ニ貿易スルコトヲ得ベシ」とあり、更に同一八四三年十月の英清『虎門寨追加條約』第七條には、「永久和親條約(著者註―前顯南京條約)ハ英國臣民及其ノ家族ヲシテ廣東、福州、廈門、寧波、及上海ノ市邑ニ於テ妨礙又ハ拘束ヲ受クルコトナク居住セシムルコトヲ規定セリ、故ニ左ノ如ク決定ス、卽チ地方官ハ領事ニ通ジテ土地及家屋――其ノ借賃又ハ代價ハ何レノ側ニ對シテモ苛酷ナラザル樣人民ノ間ニ行ハルヽ割合ニ準ジテ正當衡平ニ按配セラルベキモノトス(以上原文但書)――ヲ用意シ置クベシ、建築又ハ貸與セラレタル家屋ノ數ハ年々領

1) 詳細は本書20―21頁、708―10頁。

事ヨリ右地方官ニ之ヲ報告スベク地方官ハ右報告ヲ各自ノ總督ニ稟申スベシ、但シ家屋ノ數ハ商人ノ來往ニ準ジテ多寡アルベキニ鑑ミ之ヲ限定スルコトヲ得ズ」と規定す。之れ英國に執り上海に於て其の專管租界の實地劃定を主張するに十分役立つた條項である。

2 實地劃定

前述諸條項を利用して、英國は、清國に於ける「開市場地區內又は其の近隣地區內」の一定地區に土地永借權[1]を獲得するを得ること、なつた。併しながら是等諸條項が土地利用權につき約定したのは事實であるが、積極的土地永借權の設定を認めたものとは言ひ難い、英國が斯の種永租權を獲得したのは中國に於ける場合「現實の事實」に外ならないのである。却說、英國は先づ開市場「上海」の地域に於て「清國人地主より直接に土地永租權を得る」ことに成功した、之れ今日の上海共同租界の濫觴で又實に中國に於ける外國租界設定の發端でもある（殆ど之と同時頃海門卽ち廈門に於ても畫策した。[2]）一八四五年（道光二十五年）十一月二十九日、上海駐在英國領事バルフォア（Balfour）大尉と「蘇州府松江府及太倉州道臺兼江南稅關督辨[3]」宮慕久との協定に曰く、「條約ニ從ヒ、上海地方住民ノ感情竝ニ同地方ノ事情ト一致セルニ依リ、洋涇濱[4]（Yang-king-pang）ノ北、李家場[5]（Le-kea-chang）ノ南ニアル土地ガ建物用竝ニ住宅用トシテ英國商人ニ貸與サレザルベカラズト決定サレタルヲ以テ、余ハ今道臺（領事）タル余ニ依リ共ニ照會ノ結果、

1) 該權利が土地の所有若は之と同樣の效果を有する權利たることは、中國に於ける幾多の實例が之を示す處である。尙ほ本書593—94頁を看よ。
2) 廈門舊英國租界の項を看よ。
3) 俗稱上海道臺。
4) 此のクリークは其の後埋立てられ現在は愛多亞(Edward VII)路と呼ばれて居る。共同租界を屢々洋涇濱租界と呼ぶことがある。
5) 李家場の北界は蘇州河である。

余ニ依リ同意サレタル右決定事項ニ關スル幾多ノ章程ニシテ服從ヲ要スルモノヲ左ノ如ク列擧ス(一十三箇項あり、玆に省略)……」と、之れ英國專管租界の創定と土地章程[1]の協定を示すものである。

記錄に依れば當時右洋涇濱の地區が「上海」に非ざりしは明瞭である、天津租界が設定の當初「天津」に含まれざる紫竹林の地に指定せられたのと同一軌の事實で(其の他にも類例がある)、之著者が劃定の當初に於て「開市場地區內又は其の近隣地區內」に租界が設定せられたと爲す所以である。而して右バルフォア・宮協定に曰ふ土地章程は租界の面積を限定せず、單に東は黃浦江、南は洋涇濱、北は淸國人の莊園たりし李家場に接するものとし、西は未劃定の儘であつた。一八四六年九月二十日、英國領事と上海道臺間に協定成立し西境はバラィアー路[2](現在の河南路)と定められ玆に初めて原訂租界面積は約八三〇畝(一三八エーカー)と決定したが、次で一八四八年十一月二十七日附協定を以て更に北方は新開河卽ち蘇州河(Defence Creek)まで西方は現在の西藏路まで擴張せられ原訂地と合して結局二、八二〇畝(四七〇エーカー)となつた、所謂上海英國專管租界の擴張之である。

一方一八四四年米淸『望廈條約』第三條に基き、米國は一八四六年其の初代上海駐在領事を赴任せしめた。米國領事は當初英國專管租界內に居住したが、土地章程第十四條(後述)が米國の既得權と抵觸する旨を主張し米國民の同章程遵守を容認しなかつた。一八四八年米國人宣教師は英國租界の東方卽ち蘇州河の北岸虹口(Hong-kew)の地に米國教會を設立し、之を契機として米國人は次第に虹口方面に

1) 實に第一回の上海租界土地章程である。勿論之はバルフオアの立案に係る。尙ほ後述を看よ。
2) 舊名、柵欄路。

も集まるに至り、遂に一八五四年二月米國領事館亦同地に移轉した、蓋し前顯米國領事年來の主張は英國領事の强硬態度と清國官憲の英國側支持とに依り、貫徹の見込無きに至つた爲めである。此米國專管租界は其の初め清國側の公認を經ず又何等抗議をも受けることなく、所謂事實上の租界乃至默許に依る租界であつた。從て多年境界も未劃定であつたが、一八六三年六月二十五日米國總領事は上海道臺との間に一協定を結び、玆に米國專管租界は公認を經、且概略の境界線を劃するを得た(正式面積は猶ほ未決)。次で同年九月二十一日英米專管租界の合併協定が成立した。斯して形式上共同租界が誕生したのである。爾後一八九三年五月に至り舊米國租界の分として七、八五六畝(一、三〇九エーカー)の割當が決定した。

其の後上海に於ける外國人の商況年と共に盛んとなるに及び、一八九九年三月二十九日附協定を以て共同租界の大擴張が行はれた。[1] 卽ち東北方に向て一一、三七七畝(一、八九六エーカー)、西方に向て一一、四五〇畝(一、九〇八エーカー)を擴張し、此處に共同租界は總計三三、五〇三畝(卽ち五、五八三エーカー、約八平方哩三分の二)の現況を招致したのである。

3 越界道路區域

以上は上海共同租界の實地劃定に就てゞあるが、本問題と同時に考量を要するのは所謂越界道路區域(External Roads Areas)卽ち別言すればエキステンション問題である。共同租界工部局は、從來共

1) 次で同年五月八日、兩江總督劉坤一は工部局の要求を容れ、同人及上海知縣の代表と共同租界工部局代表との間に租界圖面を交換し、境界石を樹立して、玆に初めて嚴然たる境界線が劃定された。

同租界外に於て道路其の他の公共工事を施し公園を設け、又是等の道路が通じ且其の土地の多くが外國人の永租地となつて居る二種の地域に於て、公共工事に關聯して警察目的(police purposes)の爲めに部分的管轄權[1]を行使して居る。該二種の地域とは一は共同租界の西方に、他は其の北方に位して居る。尙ほ多數の外國人が此越界道路區域に居住し、該區域には住宅等の不動產の外、外國人の所有に係る幾多の工場もある。是等區域に對して部分的管轄權を行使せんとする工部局の主張は、其の專屬的管轄權を主張する中國側市政府に依り拒否されて居る。現實の事實としては、工部局も市政府も共に該區域に對し若干の權力を行使して居るのである。[2] 要するに中國側の主張は「共同租界工部局が擅斷的に施した道路公園の設備は、何等是等設備の關する地域に對する其の管轄權に合法的基礎を與ふるものでない、從て所謂越界道路區域は完全なる中國治權の下に劃歸さるべきである」[3]と云ふに盡きる。之に對し外國側としては「越界道路は土地章程第六條A項に準據して築造せるもの」と主張し得るのである。併しながら右第六條A項に曰ふ「新道路、現在道路の延長、擴張」、同條C項(一九〇六年三月C項を追加)に曰ふ「新道路」なる語が、果して問題の所謂越界道路築造並に越界道路區域に十分の合法性を與ふるものなりや否や、論議の餘地を存する。蓋し本問題を「既成事實」と看做すことは最も妥當と信ぜられる。[4]

1) partial control 卽ち不完全支配權の義。
2) 以上越界道路區域に對する記述は"Feetham's Peport," part II, chap. I, pp. 15—6. に據る。勿論此問題は佛國租界とは直接無關係である。工部局は是等の道路を建造營繕し、排水設備を施し、警備衛生の施設を爲し、課稅して居る。尙ほ西部區域には中國側の築造せる大道路(中山路)が縱斷して居り、電燈及水道は中國側の施設である。
3) 一九二八年以來國民政府の實施せる「大上海市」制に據れば、北部の越界道路區域は閘北區及引翔區の、西部の越界道路區域は法華區及蒲淞區の、夫々一部分に劃歸されて居る。
4) 中國側は滿洲事變勃發の數年前迄越界道路問題に關し何等の正式抗議をも寄せなかつた。

一八九九年租界が西部及北部東部に擴張された當時、既に越界道路の延長は約十三哩に及び、其の他ジェスフィールド路及徐家匯路の大部分が租界外にあつた。一九〇一年末には虹橋路の一半とルビコン路等約十三哩が增加し、一九一八年一月には越界道路の延長は西部に於て二五哩三四、北部に於て四哩五五三、計二九哩八九三に達した。更に一九二四年及二五年西部の各道路を滬杭甬鐵道路線外に延長した爲め、西部に於て四三哩〇〇五、一方北部に於ては五哩〇八八となつた。併しながら租界外に道路を築造する爲めの土地購入、竝に道路築造は、一九二五年末を以て事實上終熄を見るに至つて居る。斯て所謂「擅斷的」に租界外に道路を築造し、適當なる機會に中國側の正式同意を得て、這の築造せられたる道路を含む地域を租界に編入すると云ふ[1]、這の上海に於ける過去の慣習は、中國人の「覺醒」竝に國權恢復運動の勃興に伴ひ、遂に成立せしむるを得ざるに至つたのである。越界道路區域に對する完全主權の回收に關する中國側の要望は、年一年其の度を增しつゝあり、一方既に支那事變前關係列强側の歩調は分裂を見せつゝあつた。殊に其の北部區域には本邦人の居住する者多く、從て所謂北四川路エキステンション問題は日本に執り重大關係を有する懸案であつた。今や事變の進展と共に、關係列强の態度は急轉回を示しつゝある。

　越界道路區域に屬する面積は次の通りである。北部卽ち狄思威路・北四川路(Dixwell and North Szechuen Roads)區域[2](虹口公園卽ち新公園又日本公園と俗稱されるものを含む)――一、七〇〇畝(二八三エーカー)。西部は三區域に

1)　謂はゞ租界擴張豫定地としてイアーマークして置く。
2)　斯る言ひ方は頗る不精確であるが、單に記述の便宜上に據つた譯である。西部に就ても同斷。

分けられる。其の一は共同租界西境（Western District）と滬杭甬鐵道とに挾まれる區域[1]（ジェスフィールド公園（Jessfield Park）を含む[2]）——一三、七〇〇畝（二、二八三エーカー）。其の二は右滬杭甬鐵道とルビコン（Rubicon）路[3]とに挾まれる區域——一七、二八〇畝（二、八八〇エーカー）。其の三は右ルビコン路とモニューメント（Monument）路[3]とに挾まれる區域——一四、八六〇畝（二、四七七エーカー）。以上越界道路區域の總計面積は實に四七、五四〇畝（七、九二三エーカー）、卽ち共同租界よりも四割强廣く、同地佛國租界の三倍强に當るのである。

〔越界道路區域徵稅權及警備權問題〕　共同租界越界道路區域に對する工部局の徵稅權を中國側に移讓する件に就き、一九三七年工部局代表と上海市長との間に假協定が成立した。また同區域に對する警察權に就き工部局は從來熱意を示して居ない。一方武裝中國兵の該區域通行は工部局により不問に附されて居る。斯て此間に警備權乃至越界路全問題の將來性が自ら示唆されて居ると謂へよう。

4　外國行政權の沿革（共同租界發達略史）

既言の如く一八四五年十一月二十九日、英國領事は上海道臺の同意を經て、二十三箇條より成る「英國租界土地章程」（British Land Regulations）を制定施行した。蓋し外國租界土地章程の濫觴である。尚右土地章程を、後の上海共同租界土地章程と區別して第一次租界章程と稱する場合がある。其の要點は次の通りであつた。

1)　正確には同鐵道の稍東方に境界路がある。
2)　中國名は兆豐公園又は極司非而公園と音譯する。
3)　中國名は羅別根路。
4)　中國名は碑坊路。大山中尉殺害事件は實に共同租界西境を隔たる六哩の此最極西エキステンションに於て發生したのである。

第一條――中國人と外國人との間に土地永租契約成立したるときは當事者は夫々當該官憲に屆出て登記し、同時に境界石を樹て、地劵の發給を受くべし。

第九條――中國政府に納付すべき地租は一畝に付一千五百文[1]とす。

第十二條[2]――永租權者は石造及木造の橋梁を建設し維持し、街路を修理し清潔にし、街燈を點じ、消防隊を設置し、道路保護の爲めに樹木を植ゑ、排水の爲めに溝渠を通じ、警吏を雇傭するの義務を負ふべし。

第十四條――何國人と雖も租界內に於て土地、家屋を取得貸借するときは豫め英國領事に申出で其の許可を經べし。

第二十一條――租界內に居住する者は何國人と雖も本章程を遵守すべし。

右租界章程に基き、英國領事は英國人たる永租權者中より「三人の眞面目なる商人」を行政委員（正稱は道路及埠頭委員――Committee of Roads and Jetties）に任命し、英國領事議長の下に一八四六年より每年總會を開き同租界の行政事務を審議することゝなつた。併し右章程は他の列國領事の正式に承認したものではなく、又租界團體全部の利益の爲めに發言權を有する被選擧機關に關し何等規定する處もなかつた。却說、一八五二年五月に開催された右行政委員會總會は幾多重要なる決議を爲した。就中、

（イ）借地人團の土木に關する行動は相互の契約に依りて支配せらるべく、法律に依て左右せらるゝことなかるべし。

（ロ）租界內借地人は代表者を以て投票を爲すことを得、又一人にして數人を代表するを妨げず。

（ハ）合法的に召集せられたる借地人の過半數は各種の稅課の支拂を强制する權限を有す。

右諸決議は租界居留民團の組織及自治權限を明確にしたものと解される。

次で租界の性格に重大なる影響を與へたものは太平天國の大亂である、同亂は道光三十年六月（一

1) 約銀二弗に當る。
2) 本條は市參事會卽ち工部局の權限の濫觴を示すものである。實に工部局なる支那稱呼は其の事業の發端が主として土木工事であつた事實に胚胎する。

八五〇年)洪秀全が廣西の金田村に兵を起したに始まるが、數年ならずして上海附近にも影響を及ぼすに至つた。斯て一八五三年四月十二日、上海駐在の英米佛三國領事列席の下に[1]外國人團體の會議が開かれ、租界保護の爲め義勇團(Volunteer Corps)を組織する旨決議し、該義勇團は同年より一八五五年に亙り租界の防衛に參加した。其の間一八五三年九月七日には小刀會匪の上海城[2](支那街)占領となり租界の危險は增大した。此頃英國租界は時の土地章程に從ひ、英國人の使用人、其の家族、及英國人相手の小商人等約五百名の支那人の居住を許して居たに過ぎなかつたが、小刀會により上海城が占領された時、租界當局は人道上の見地より約二萬名の支那人の租界內居住を默認し、茲に初めて外華人の雜居が行はれるに至つた。又翌一八五四年四月四日には所謂泥地戰爭(Battle of Muddy Flat)が行はれた。此戰は租界の境界より清國官兵を安全距離まで後退せしむる要求を强行する爲め、租界義勇團が上陸せる英米兩國水兵と共同して租界の西境に屯せる官兵を攻擊した事件を言ふのである。蓋し外國軍隊が租界の警防に當つた初めである[3]。

一八五四年七月十一日、此外界の緊迫せる情況の裡にあつて、租界內外國人借地人の公開會議開かれ(議長英國領事アルコック・Rutherford Alcock、米佛兩國領事も出席)、新土地章程を可決(第二次章程)した。該章程は既に英米佛三國領事の署名と上海道臺の承認を經たものであつて、「舊英國租界章程の代りに租界內外國人の全部を差別無く拘束する法典を作成することが、全租界居住者の平和と幸

1) 佛國租界は既に一八四九年四月に正式劃定を見た、詳細は次の當該項に讓る。
2) 現在の南市。
3) 自衞權と云ふよりも中國領土に於ける列國武力干涉の初めである。

福の爲めに便宜且必要」である、と云ふ處から制定されたものである。要するに新章程に基き、租界は初めて正式に被選擧機關を設置することゝなり、又共通の警察隊が組織され、課税に關する强制權を得るに至つた。換言すれば、各國領事は租界内各自國民に對して監督權を行使し得る（土地永借權を獲得したものは各自國領事館に登記するを以て足ることゝなつた）と同時に、租界行政は關係外國人代表者の連帶取極に依り運用されることゝなつたのである（一八四六年成立の英國人三人の行政委員會は解散され、英米佛三租界は一工部局の管理下に置かれるに至つた、現工部局の濫觴は之である）。一八五五年二月十七日小刀會匪上海城より撤退し、租界は直接の危險より免れ得ることゝなつたので、前記義勇團は解散された。次で同年同月二十四日、上海道臺は告示を發して、中國人の租界內居住を許す條件を掲げ、彼等に土地章程の遵奉と一般課金の納付とを命じた[1]。斯て租界當局は租界内中國人の居住に對し默示的承認を與へたのである。

一八五八年、第一次英佛聯合軍戰爭の結果として『天津條約』が成立した。一八六〇年六月太平天國軍蘇州を占領し、玆に租界は再び危險に瀕するに至つた爲め、嚮きに解散された義勇團が再び編成された。同年八月十七日太平軍は租界と上海城とに第一回の攻擊を試みた。一八六二年一月呉淞方面より租界に對する第二回の太平軍攻擊があり、英國領事館より一哩半の地點にまで侵入し來つた。同八月太平軍の第三回租界攻擊があり、這の回攻擊は靜安寺（Bubbling Well）に達した。次で一八六三年十二月四日ゴルドン軍[2]は蘇州を太平軍より奪回し、翌六四年七月清國官兵は南京を奪回し、玆に該方

1) 後一八七七年共同租界會審衙門は、「租界內に居住する許可を受けたる中國人は總て施行中の租界法規全部に服從すると云ふ了解の下に居住許可を受けたるものなり」と判決を下した。

2) Gordon's army. 淸國官軍に對する戈登將軍の率ゐた援兵。

面に對する太平軍は挫敗した。此太平亂に伴ひ租界内に遁入せる中國人の數には夥しいものがあつた。一方租界の義勇團は太平亂後平和克復を見るに至つて後も、解散されることなく、單に活動を休止するに決した。是より先、一八六二年五月一日佛國租界の行政の爲めに別箇の工部局が設置された、即ち一八五四年の制定以來土地章程の佛國租界への適用を拒否し續け來つた佛國側の主張が玆に貫徹した譯である。又一八六三年九月二十一日には既述の如く英米兩國租界の合併協定が成立した。更に一八六四年五月一日共同租界に會審衙門が設置せられた[1]。

却說、記述の年代が稍遡るが、太平天國亂の際賊徒上海市外に迫るや、難を英國租界内に避くる中國人は夥しい數に上つた。斯て英國租界工部局は上海防衞委員會(Shanghai Defence Committee)の建議に基き「上海租界永久中立案」を計畫した。即ち支那内亂の脅威を免れんが爲めに、上海租界を各國保護の下に永久に獨立自由港とし、中國主權を排除し、外華人納稅者の選出する行政委員會をして之を統治せしめんとする案であつた。該計畫は、「元來租界の土地は明かに淸國領土にして淸國人が單に右地域内に居住するの故を以て其の政府に對する本然の義務を免除せらるべき理由なし」と云ふ英國政府の意嚮に依り、遂に實現を見ずして止んだ。

次で英國租界納稅者會議は右上海中立案の代案として、英米佛三租界の合併と右合併を條件に中國人を租界行政に參與せしめんとする新建議案を、北京公使團に提出した。北京公使團は右建議案を承

1)　本書411頁を看よ。

認し、將來上海租界の組織變更に關する原則五箇項を議決した、實に一八六三年のことである。[1] 卽ち左の通りであつた。

（一）地域的權利を設定する場合には必ず其の國の公使を通じ、中國政府より直接に之を取得すべきこと。

（二）右權利は單なる自治行政上の事項に限らるゝこと卽ち道路警察竝に自治行政の爲めの租界と云ふ範圍を逸脫すべからざること。

（三）租界の外國人が現實に雇用せざる中國人は支那街に於ける場合と同樣全然中國官憲の管轄に屬すべきこと。

（四）各國領事は現在通り其の所屬國民を統治管轄すべく、租界の自治機關は單に公共の安寧を紊す者を逮捕し、其の中國人なると否とに從ひ、夫々之を其の所轄官憲に引渡し、右官憲に於て之を處罰すべきこと。

（五）租界自治機構に中國人代表者を參與せしめ、中國人居住者に影響を及ぼす施設に關しては右代表者に諮問して其の同意を求むべきこと。

一八六六年三月共同租界納稅者會議[2]は、右五原則に基く樣土地章程の改訂を可決し、此改訂章程は外交團の承認を經る爲め領事團より北京へ送付された。爾後若干の修正手續を經て、右改訂章程は一八六九年九月二十四日附公使團[3]に依り正式承認を受け、茲に共同租界は正式に成立を見るに至つた（同時に佛國專管租界に適用さるべき一八六六年四月十四日附佛國總領事制定の佛國租界市政規則も亦承認を經た）。該新章程が一八五四年の舊章程に比し一段の進步を示して居る點は左の通りであつた。

（イ）選擧權の擴張に付規定し、永租權者の外、若干額の賃貸家屋占有者をも選擧人に加へたこと。

（ロ）工部局參事會員數が三名より最大限九名に增加されたこと（原案は九名であつたが、九名より多からず且五名よ

1) 此議決は同年八月六日附書翰を以て英國公使ブルース（Sir Frederick Bruce）より共同租界工部局へ通達された。

2) 一八六二年五月佛國は三國租界の合併を肯んぜず、自國租界の爲めに別箇の工部局を設く。一八六三年九月英米兩國租界の合併協定成立。

3) 英、米、佛、露、北獨逸聯邦の代表を含む。同年は我明治二年に當り、日本は勿論未だ淸國に外交代表を派遣して居なかつた。

り少からず、と修正された)。

(ハ)　幾多の事項に關する四十二箇條の附則と稱する一成典を、新たに土地章程に添附し、且工部局をして今後附則を制定するに當り納稅人特別會議の承認を要するものとし、更に條約國領事團と公使團の過半數の承認を要するものと爲したこと。

(ニ)　工部局の課稅權に關し一層明確なる規定を設けたこと。[1]

(ホ)　工部局が「上海外國人團體の工部局」("Council for the Foreign Community of Shanghai")と稱する法人格を以て、訴訟を提起し、若は訴訟を受け得る規定を設け、同時に工部局を當事者とする總ての訴訟を審理する領事團裁判所の設置に關し規定を設けたこと。[2]

右新章程卽ち『共同租界土地章程及附則』は實に現行共同租界土地章程の前身であるが、之に依り租界納稅者總會は每年三月の總會に於て一名の議長及六人の行政委員より成る工部局(卽ち市參事會)を選擧し、民團の自治行政を擔任せしむることゝなつた。併しながら前言の如く佛國政府が其の租界の合併に應じなかつた爲め、英米佛三租界の合併を條件とせる中國人の行政參與に關する條項(公使團決定の前題原則第五)は、終に新章程中に採用せらるゝに至らなかつた。

一八七〇年、共同租界に於て義勇團の組織復活され、爾後之が强制維持に當るものは同租界工部局と決定した。併しながら斯の種義勇團が、太平亂後外界よりの危險に對し租界を防衛する爲め現實に動員されたのは、一九〇〇年團匪亂の發生した時であつた。是より先、一八九四、五年に亙り日清戰爭があつたが、就中一八九四年一月二十五日、日本は上海を以て對淸戰鬪行爲の範圍外とすることに

1)　卽ち棧橋道路地租家屋稅及埠頭稅に關する規定を加へた。
2)　本書 438—40 頁を看よ。

同意した。日清戰爭後の一八九六年(明治二十九年)七月二十一日附日清『通商航海條約』に據り、全條約港に於て商工業及製造業を營む外國人の權利が容認されること丶なり、一八九七年五月十日最初の外國人(英國人)經營紡績工場が上海に設立された。翌一八九八年上海・呉淞間に鐵道開通した。

一八九六年十月十九日附日清『議定書』第三條は、上海天津廈門漢口等に日本の專管居留地[1]を設け得る旨規定した。右は日清戰爭後我對支經濟的發展の基調として我官民要望の一端であつた。斯て上海日本專管租界設置問題を生じたのである。當時我官民が上海の地に注目するに至つたのは當然であるが、既に共同租界及佛國租界の基礎には動かすべからざるものがあり、兩租界共先住外國人の經濟的地歩牢固にして後進者の競爭を到底許さなかつた。日本は其の租界設定權を獲て後、地域の撰定に腐心したが、好適の地は既に共同、佛國兩租界乃至英米佛人等の勢力下に在つて入手困難であり、去りとて商業の中樞地を遠く隔たる地域を撰ぶことは本邦人貿易保護と云ふ根本目的に沿はざる憾みがあつて、爲めに計畫は忽ち難關に逢着した。然るに一方共同、佛國兩租界は年と共に益々繁榮し地域の擴張を必要とするに至り、其の撰定する地域と日本の租界豫定地域との間に衝突を來すものがあり、而已ならず日清戰爭後漸く本格的となり來つた國權恢復に對する中國人の希望は、結局日本租界の設定に好感を有せざる形勢となつた。斯て我國は列國の勸請に應じて當初の方針を一變し、「將來我國の主張することあるべき一定の利益に關し援助を受くべきこと」を條件として、共同租界の擴張に贊成す

1) 從來日本政府は租界なる語を公認せず、條約上居留地の語を使用し來つた。

るに決した。其の結果北京外交團と清國政府との間に一八九九年三月二十九日附協定の成立となり、同年七月租界地域の大擴張が實現した(前出)。尙ほ玆に注意を要する點は、日本の右方針一變が、決して其の專管租界設定權の放棄を意味するものではなかつたことである。(註)

註――然らば進んで適當の機會に專管租界を設定すべきであるか、之は全く別問題である。一九三八年(昭和十三年)十二月二十二日近衞首相は「進んで支那の獨立完成の爲めに必要とする治外法權を撤廢し、且つ租界の返還に對して積極的なる考慮を拂ふに吝ならざる」旨聲明した。此聲明は爾後、後任者に依り繰返されつゝあり、今や日本の國策の一と看做さるべきである。

一八六九年次制定の土地章程は淸國政府より正式承認を經たものでなかつた爲め、觀方に依つては其の效力に疑問を挾み得る餘地を生じた。一方右章程夫れ自體に存する缺點が間も無く實地の經驗に依り發見された。斯て一八七三年五月の納稅者年次會議に於て早くも章程の改訂が論議さるるに至り、一八八四年には同會議に於て新章程が議決された。爾後改訂に關する種々の動きがあつたが結局北京外交團は右新章程に是認を與へず、爲めに一八六九年次の章程は何等現實に改訂されることなく、荏苒一八九六年に及んだ。同九六年三月十日、納稅者會議は一八八四年次議決の章程(未實施)に代はるべき新改訂案を首唱した。工部局は右納稅者會議の新提案が、北京外交團及淸國政府の承認を得るの困難なるべきを豫想し、翌一八九七年眞に「緊急必要なる」限度の增補修正に止むることに決定した。一八九八年三月の納稅者會議は右工部局の增補修正を承諾し、這の依然前顯一八六九年次の章程を骨

子とする新章程と新附則とは、同一八九八年北京外交團に依り認可され、更に同年九月一日上海道臺亦之を確認した。[1] 尙ほ上海領事團よりの承認があつたことは謂ふ迄もない。一八九九年四月六日より實施の現行土地章程及附則が卽ち之である。一八九九年五月八日、兩江總督南洋大臣劉坤一の意を承けたる上海道臺李は、租界擴張に際して、更に該章程及附則に明確なる承認を與へた。

一九〇〇年義和團匪亂が勃發した。同年五月劉坤一、張之洞の兩總督は上海領事團と九箇條の約束を結び聯合軍の遠征が楊子江方面に及ぶのを救つた。此時外國警備兵の到着迄共同租界の防備を專掌したのは動員されたる義勇團であつた。同年八月十七日より外國警備兵は租界の守備に當つた（一九〇二年撤兵）。一九〇七年中國人義勇隊を租界義勇團に加へることゝなつた。一九〇八年滬寧（上海南京）鐵道が完成した。一九一〇年十一月十日所謂疫病騷動(Plague Riots)があつた、之は疫病豫防の爲め公共衛生に關する土地章程附則を强制せんとした時に起つた反抗運動で、遂に義勇團の出動を見るに至つた。

一九一一年十月辛亥革命が勃發した。同年十一月三日上海城内（支那街）は革命派の手中に歸し、動員された義勇團は租界防衛の爲め種々の方法を講じた。一九一二年一月一日中華民國政府成立した。翌一三年七月二十六日、北京政府軍と江蘇省反軍との間に共同租界附近に於ける戰鬪あり、領事團は租界、閘北、蘇州河の中立を聲明し、義勇團の出動となり、英獨墺伊軍艦の水兵が租界防禦の爲め上陸

1) 同日上海道臺蔡は上海領事團首席葡萄牙總領事ヴアルデス (Valdes) 宛書簡を發し、南洋大臣劉が新章程を承認した旨通告した。

した。一九一五年滬杭(上海杭州)鐵道が完成した。一九一七年八月十四日、中國政府は獨、墺洪の兩國に宣戰した。

一九一八年七月十六—十九日虹口に日華兩國人衝突事件起り、這の回また義勇團が召集された。一九一九年六月罷業と排日ボイコット行はれ、公共諸會社の財産を保護し且秩序を維持する爲め、義勇團は動員を受けた。一九二〇年四月七日納稅者會議は、租界行政に關する中國人顧問委員會(Chinese Advisory Committee)の創立に贊成し、且一九一九年十月二十四日附を以て工部局議長より首席領事宛送附せる書翰中に列擧せる該委員會の規定及權限を承認した。實に一八六三年北京公使團の議決以來、租界行政に中國人の意思を代表せしめんとする五十餘年に亙つた懸案[1]が、具體化した第一歩である。該顧問委員會は五名より成り、一九二一年五月第一回の會合を催したが、爾後何等顯著なる役割を演じなかつた。一方一九二〇年十月十四日中國人納稅者會の設立を見るに至つたが、勿論租界行政に對し直接の發言權を有するものではなかつた。

一九二四年八月より翌二五年末まで江浙戰爭あり、此內亂は租界に危險を及ぼす可能性があつた。斯て同二四年九月九日工部局は「非常狀態」を宣言して義勇團を動員し、又日英米伊軍艦より水兵上陸し租界の周圍に防禦線を造つた。此警備は翌年迄續いたのである。一九二五年一月、共同租界及佛國租界官憲の下に投降せる中國兵一萬人の武裝を解除し[2]、且之を一定區域に收容することを援助する爲

1) 共同租界居住中國人は租界人口の九割以上を占め、租界納稅額の半を負擔するに拘らず、由來參政の權利を認められなかつた。
2) 租界に侵入せる中國兵武裝解除の初めである。

め、義勇團が動員された。一九二五年五月三十日所謂五卅事件として知らるゝ事件が共同租界に勃發した。卽ち二月に始まつた勞働爭議は五月三十日に至り其の絕頂に達し、支那人群集は老閘（Louza）警察署を襲ひ、南京路に於て英國人警官が發砲せる爲め群集中に十二名の死者と十七名の負傷者を生じた。尙ほ他の混亂狀態續出し、忽ち總罷業と排英大ボイコットとなり、六月六日中國人顧問委員は辭職した。上海に於ける罷業は九月に至り終熄し[1]、日英米三國判事の國際審理が十月に開かれた。五卅事件に際して義勇團が召集されたことは謂ふ迄もない。

一九二六年四月十四日納稅者會議は工部局參事會員として中國人三名を加へる決議を可決し、此決議案は直ちに關係列國の考慮に附せられた。中國人の國權恢復運動が漸く此分野に於て結實したのである。這の共同租界行政史上劃期的なる中國人參政問題の解決は、土地章程に何等の變更を加へることなく卽ち土地章程に直接の根據を置かずして實行に移されたのであり、此點は注意を要する。同二六年五月四日孫傳芳は淞滬商埠を設定し（吳淞上海を合して一種の自治制を布く）、最初の督辦（市長）として丁文江を任命した。一九二七年一―三月國民革命軍の長江下流進出に伴ひ、日英米佛西伊の六國軍隊は租界防禦の爲めに上陸した。同年三月二十一日工部局は「非常狀態」を宣言し、國民革命軍は上海支那市街地を占領した。同三月中租界附近の戰爭は北軍の敗北となり、其の中三千名は租界內に拘束されたが、這の時義勇團は動員を受けた。同一九二七年七月七日國民政府は大上海市制（註）を布き市長を任命した此時共同、

1) 他各地は然らず。

佛國兩租界は特別區と宣せられたが、勿論中國行政權が該特別區に及ぶ譯ではなかつた。

註――大上海市制は租界を包圍し、舊上海縣屬の十一市鄕、寶山縣の東部及南部を併せ、面積約九百數十方哩人口約三百萬に上る區域を包含すること〻なつた。全市を滬南、閘北、漕涇、法華、蒲淞、引翔、殷行、吳淞、江灣、彭浦、眞如(以上黃浦江の左岸)、高橋、高行、陸行、洋涇、塘橋、楊思(以上黃浦江の右岸)の十七區、之に特別區を加へて十八區に分つものである。

一九二八年四月二十日中國人の工部局參事會員は初めて就職した。同年六月一日租界公園を外國人同樣に中國人に開放した。一九三〇年五月二日の臨時納稅者總會に於て中國人參事會員數は二名を增して計五名と決議され、次で該決議は領事團及中國官憲の承認を經、同五月五日五名の氏名が公表された。這の回亦土地章程に何等の變更を加ふることなく行はれたのであり、現行制度之である。(註)

註(中國人參事會員の權限竝に選出方法)――一九二七年一月領事團は中國政府外交部上海交涉員よりの照會に應じて工部局に書簡を送り、中國人議員の責任(レスポンシビリティー)、地位(ポヂション)、名稱(タイトル)、特權(プリヴィリアス)が工部局の外國人議員の夫れと同一であるか否かを問合せた。工部局は之に對し肯定的に回答した。[1)]

一九二六年四月の納稅者會議が中國人參事會員三名の設置を決議したことは之を前言した。爾後中國人團體は右三名の代表者參加のみを以ては滿足せず、更に多數を要求した。幾多の迂餘曲折を經て、結局三名の中國人參事會員と六名の中國人工部局委員會委員を選出すると云ふ妥協案が成立した。選出手續は外國人側と同時期頃に先づ租界內の中國人納稅者會(Chinese Ratepayers' Association)を通じて右兩種の代表者を選擧し、次に當選者の氏名を外交部代表を經由して正式に領事團に通告し、尙ほ領事團は之を工部局に移牒するのである。該參事會員の任期は外國人議員と同樣一箇年であり、再選を妨げず、從て此手續は每年踏襲されつ〻ある。

1) "Feetham's Report," vol. I, p. 129.

以上上海共同租界行政史に對する略年表には、種々の示唆を含んで居る筈である。就中右記述に示した如き永年の慣習は租界防衛問題に自ら若干の規範を與へて居ると解される。即ち(一)攻擊に對する自衛の爲め積極的手段を採り得る租界の權利、(二)中國内亂の際武裝的中立の態度を維持し得る租界の權利、(三)戰時平時を問はず且官軍反軍を論せず租界より中國武裝兵を排除し得る權利――以上は其の規範中の尤なるものであらう。次に國際紛爭と租界の中立問題が之に關聯する。從來中國及列强間の戰爭、竝に同租界に重要關係を有する各國間の戰爭に於て上海港の中立が認められる慣習がある、と說かれて來た。『フィータム報告』の如きも、該中立の承認せられた例として一八八四、八五年に於ける淸佛戰爭、一八九四―五年の日淸戰爭、一九〇四―五年の日露戰爭、竝に一九一四―一八年の世界大戰の場合を數へ、以て大體斯る「慣習」の成立に是認を與へて居る[1]。併しながら此上海租界中立に對する所謂「慣習」は、一九三二年及一九三七年の兩上海事變の際、租界竝其の附近を戰鬪行爲の便宜の爲めに利用せる中國正規軍隊の措置を契機として、其の根柢を動かされるに至つた(私見)

5　行政組織

上海共同租界は言ふ迄もなく在華各外國租界中最も完備した法規を有する。租界行政は租界の憲法に當る土地章程に依り組織せらるゝ工部局[2]と云ふ市政機關により專ら行はれる。現行の『土地章程』("Land Regulations and Bye-Laws for the Foreign Settlement of Shanghai" 即ち中國文の『上海

1) "Feetham's Report," vol. I, pp. 42—3.
2) 名稱に付後述630—31頁を看よ。

公共租界地産章程及附則』）は全文七十二箇條より成り、一八九八年次改正のもので、工部局に據る租界行政は此土地章程を中心に公務、公安、公共設備、衞生、交通に關する「規定及布告」(Rules and Orders) 類約八十種、娯樂機關、旅館、飲食物、酒類販賣店、乘物、船舶、雜件に關する「鑑札條件」(License Conditions)のもの約八十種、竝に工部局電氣課、上海義勇團等「特別官衙規則」數種を以て行はれつゝある。併しながら土地章程なるものは一八四五年以來補綴に修正を重ねられたもので、フィータムの所謂「制定に關はる奇態なる事由のため多少曖昧な點も」[1] 無い譯ではない　加之、また外國は、各自國の法規、領事館令、竝に其の居留民團諸法規を以て夫々租界居住の自國民に對する各般の行政を執行すること勿論である（日本は明治四十年八月外務省告示第一八號を以て「上海各國共同居留地、佛國專管居留地及該各居留地境界線ヨリ二英里以內ノ地域（浦東ヲ含ム）」に同年九月一日以降、居留民團を設立し、居留民團法、同施行規則、同施行細則其の他を施行して今日に至つて居る。）

右『上海共同租界土地章程』は全文三十箇條より成り、境界（第一條）、土地取得の方法（第二條）、土地權證書[2]（第三條）、土地權の登記と其の負擔（第四條）、土地權の讓渡と登記の場所（第五條）、土地の公用徵收（第六條）、道路用地と土地委員（第六條A）、鐵道用地（第六條B）、新道路の築造（第六條C）[3]、境界石標（第七條）、中國政府に對する地税と其の納期（第八條）。家屋税[4]、地租[5]、賦課金[6]の算定　領事團による參事會員選擧期日の決定　納税者會議の召集（第九條）、參事會[7]の構成[8]（第十條）、參事會の附則制定權（第十一條）、會計檢査（第十二條）、税課滯納者に對する訴訟（第十三條）、附則に依る罰金の徵收（第十四條）、臨時納税者總會（第十五條）、外人

1) "Feetham's Report," vol I, p. 84.
2) 地券。
3) 本C項は一九〇六年三月十三日の納税者會議に於て可決されたもの。
4) tax on houses or buildings. 査定家賃年額の百分の一を限度とす。
5) tax on land. 土地の總價格の二千分の一を限度とす。
6) rate. 家屋税、土地税を指す。本條は更に他の税課に付規定して居る。
7) Committee or Council. 工部局と云ふも同じ。
8) 五人以上九人を限度とすと規定さる。

墓地と中國人の墳墓（第十六條）、章程違反者に對する處分（第十七條）、參事會員の推薦及選擧（第十八條）、參事會員選擧權及被選擧權（第十九條）、參事會員の補缺（第二十條）、參事會員の任期（第二十一條）、參事會議長の決裁權と參事會員の定足數（第二十二條）、參事會專門委員（第二十三條）、參事會の吏員（第二十四條）、參事會の財政（第二十五條）、參事會員又は吏員の行爲に對する參事會の責任（第二十六條）、參事會關係訴訟の手續と領事團裁判所（第二十七條）、租界章程の修正（第二十八條）、「借地人」[1]及「納稅者」[2]の意義[3]（第二十九條）、建築の取締（第三十條）——以上の如くに分れて居る。

『上海共同租界土地章程附則』[4]は全文四十二箇條より成り、下水道及排水溝の管理（第一條）、同上設置（第二條）、同上擴張及變更（第三條）、私設排水溝の制限（第四條）、公設下水道を覆ふ建築の禁止（第五條）、下水道の臭氣防止（第六條）、下水道の維持淸掃の費用（第七條）、排水の取締（第八條）、建築の取締（第八條の二）、公道の監督（第九條）、路面の管理及修理（第十條）、下水道建設中の交通遮斷（第十一條）、私人の道路變更の禁止（第十二條）、瓦斯水道管の位置の變更（第十三條）、建築物に筧の取付（第十四條）、路上に留置する材料又は穴溝に對する點燈及圍ひ（第十五條）、必要無き材料の放置又は穿穴の禁止（第十六條）、危險場所の修理又は閉鎖（第十七條）、街路の淸潔法（第十八條）、步道掃除の協定（第十九條）、朽破家屋（第二十條）、朽破家屋の取除費用（第二十一條）、朽破家屋の所有者不明なる場合（第二十二條）、家屋突出物の取除（第二十三條）、街路の障碍物（第二十四條）、街路の掃除（第二十五條）、排泄物の搬出（第二十六條）、汚水溜（第二十七條）、廢物の取除（第二十八條）、衞生課員の證明書（第二十九條）、家屋の白塗及掃除（第三十條）、公衆衞生上有害なる物品製造所の取締（第三十一條）、市街掃除夫妨害の取締（第三十二條）、建築作業の爲めの道路使用取締（第三十三條）、鑑札（ライセンストオキユベイ）を要する

1) Land Renters.
2) Ratepayers.
3) 兩者は卽ち選擧權者、納稅者會議の構成分子である。
4) 附則、補則何れも同じ、Bye-laws として知らるゝもの。

業務（ションズ）（第三十四條）、危險物の製造保持收藏の禁止（第三十五條）、交通取締規則（第三十六條）、武器の携帶禁止（第三十七條）。現行犯人の捕縛（第三十八條）、領事の命令に對する違反者の處分（第三十九條）、本附則の規定欠缺の場合に於けるCommon law の適用（第四十條）、附則違反者に對する卽席判決（第四十一條）、附則の公表（第四十二條）、等に亙り詳細に租界の警察其の他の行政事項に就き規定したものである。

上海共同租界に於ける市政の根本法規は右土地章程中に規定されて居る譯であるが、其の由來を按ずるに、「租界內に居住し治外法權を有するが爲めに共通的法典に服せざる外國人を、一律に拘束すべき規則の下に通常の市政を行ひ、且其の生命財產を保護する爲め一單位として共同行爲を爲す方法」として誕生したものに相違ない。而して一見した處では、現に同租界居住の外國人が土地章程に基き享有して居る權利を、治外法權より生ずる權利より切離して考ふることも出來ないではない。此點に就きフィータムは「土地章程により設定されたる現行市政制度は單に治外法權制度と密接な聯關があるのみならず、中國の現狀に於て若し治外法權を一時に撤去するならば、市政制度は其の繼續が不可能となる迄治外法權制度に關係深きものである」と結論して居る。[1)]

以下現行土地章程其の他規則に基き上海共同租界に於ける行政組織を説明する。上海共同租界の行政機關としては、議決機關たる納稅者會議及執行機關たる市參事會が中心である。

（一）納稅者會議（Meeting of Ratepayers）——（公民會（パブリックミーチング）、選擧人總會とも呼ばる　借地人總會、永租

1) "Feetham's Report," vol. II, p. 144.

權者會議等の舊稱もある)。

納稅者會議は共同租界居住者にして、左記資格の一に該當する外國人(自然人又は法人の代表者)を以て構成する。[1]

イ、工部局に對し地租と家屋稅との合計に於て年額銀十三元九十九仙(舊銀十兩)以上を納入する者。

ロ、家屋稅を納めざるも地租納入額が年額銀十三元九十九仙(舊銀十兩)以上なる者。

ハ、查定家賃每月銀五十八元二十八仙(年額舊銀五百兩)以上の家屋の居住者或は賃借者にして、該查定家賃に對する家屋稅を納むる者。

每年一回の定期總會(年次大會)は領事團之を召集し、臨時總會(特別大會)は(イ)領事團若は(ロ)各領事に於て必要と認むるとき隨時之を召集するを得るの外(ハ)二十五名を下らざる納稅者は書面を以て特定議決事項を示して領事團に之が召集を要求することが出來る。議長は領事團首席自ら其の任に當り若は他の領事之に任じ、又一名の領事も出席せざるときは選擧に依り之を定める。定足數は右納稅者總數の三分の一、決議は原則として多數決に據ることゝなつて居る。

定期總會の權限に屬する事項は、(イ)外國人市參事會員の全員及土地委員一名の選任 (ロ)市參事會の提出する豫算案の審議竝に議決 (ハ)市參事會の提出する決算の審議竝に議決 (ニ)諸稅及特許(ライセンス)料(フイース)の賦課徵收に關する決定 (ホ)公債の發行 (ヘ)公濟醫院管理委員四名の選任――以上であり、臨

1) 共同租界內に居住せざるも(例へば越界道路區域に居住して)同租界內に不動產を有して規定額を納稅する者は選擧權を認められる。反之、越界道路區域內に不動產を有し且居住する者は縱令規定額と同樣なる課金を納稅するも選擧權を附與されない。

時總會の權限に屬する事項は、（イ）土地章程の改正に關する審議[1]（ロ）土地章程附則の制定、改廢に關する審議[2]（ハ）土地委員の補充（ニ）其の他當然公共團體に屬すべき事項にして市參事會に委任せられざる市政事項の審議――以上の通りである。凡て總會の議決事項は之を總會議長より領事團に報告し、其の同意と認可とを求めること〻なつて居る。

（二）市參事會（Council）――（行政委員會、參事會、董事會、工部局、工部局參事會、租界民團等の別稱がある）[3]

市參事會は納稅者會議に依り、毎年選任される。市參事會員（工部局議員）の被選資格には次の三がある。市參事會員は名譽職である。

イ、工部局に對し地租と家屋稅との合計に於て年額銀六十九元九十三仙（舊銀五十兩）以上を納入する者。

ロ、家屋稅を納めざるも地租納入額が年額銀六十九元九十三仙（舊銀五十兩）以上なる者。

ハ、査定家賃每月銀百三十九元八十六仙（年額舊銀千二百兩）以上の家屋の居住者或は賃借者にして、該査定家賃に對する家屋稅を納むる者。

市參事會員の選擧は毎年春季に於て可能なる限り早く[4]領事團又は過半數の領事の管理下に十四日間の公告、公布の日より二十一日以内に、二日間に亙つて行はれる。投票は連記式で且代人投票

1) 此改正には領事團及外交團の「承認」並に中國政府の同意を必要とす。土地章程は「承認」の解釋に付規定する處なきも、從來領事團及公使團の全員一致の贊成と了解されて居る模樣である。
2) 此制定改廢には領事團及外交團の「承認」を必要とす。此「承認」は從來多數決による同意と了解されて居る模樣である。
3) 參事會に就ては猶ほ後出(四)工部局を看よ。
4) 從前二、三月中であつたが、近年の慣例では毎年四月。

を許されるも（従て一人にして數票を投じ得）、納税額の多寡は票數に無關係である。二名の外國人有權者は市參事會員として資格ある者を候補者として推薦することを得。選擧日に於て候補者の數九名なるか、又は九名以下五名以上なるときは投票を省略する。從て現實問題として屢々候補者の割當と選擧省略と云ふことが行はれるのである。現在の市參事會員數は外國人九名[1]中國人五名[2]計十四名である。市參事會改選後の第一回會議に於て議長及副議長を多數決に依り互選する。市參事會の議事は三名以上の出席を以て開くことを得るも、議決は多數決に依つて行ひ、賛否同數のときは議長が裁決權を行使する。[3] 又議長は對外的に市參事會を代表する。

市參事會の權限に屬する事項には、（イ）納税者會議の議決事項の執行　（ロ）工部局吏員の任免　（ハ）新附則の制定　（ニ）市參事會財産の繼承　（ホ）現年度收支決算書の作成竝に其の納税者會議への提出　（ヘ）次年度豫算の編成竝に其の納税者會議への提出　（ト）市參事會員の缺員三名以下なるとき其の補充　（チ）工部局の事務を執行する爲めの諸專門委員の任命及土地委員一名の推薦　（リ）其の他當然公共團體に屬すべき事項にして納税者會議の決議を經るを要せざる一切の市政事項の處理——以上の如きものがある。

市參事會員數の變遷卽ち各國勢力の分布狀況[4]——英國人の市參事會員は一九二八年中國人議員の加はる迄常に過半數であつた。一八五四年以來米國人團體は通常尠くとも一名の議員を選出して居る。一八三七年より一九一四年まで殆ど

1) 數の變遷及其の勢力分布狀況に付次段を看よ。
2) 此問題に付 620 頁を看よ。
3) 現在の處、市參事會の定例會は隔週一回木曜日の午後に開催されて居る。
4) 本項は主として上海中國通信社編資料『工部局行政機構の檢討』48—50頁に據る。

常に一名の獨國人議員が居た。又一八七九年より一八八八年まで毎年佛國人か丁抹人が一名宛議席を占め、一八九〇年より一九一四年までの市參事會は通常英人七、米人一、獨人一より組織されて居たが、一九一四年末獨國人議員は姿を消し露國人一名が之に代つた。日本人議員の一名は一九一六年に至り初めて選出され、其の後二年間は英人六、米人一、日人一、露人一と云ふ割合であつた。一九一八年末露國人議員は姿を消し、其の後の市參事會員は英、米、日三國人を以て構成され、日本人議員は一九二七年に至り二名に増加し、米國人議員は一九一九年以來通常二名であつた。一九三〇年には英人六、日人二、米人一と云ふ異例が生じた。一九三一年再び當時の通例に囘復し、爾來今日まで外國人議員は英人五、米人二、日人二の比率を示して居る。尙ほ一九三〇年以來中國人議員は二名より五名に増加された。

共同租界內に於て主として英國人名義に依り土地永租權乃至家屋を所有して居る中國人が多數ある(中國人名義は許されない)。斯る權利に基く納稅は勿論英國人名義に依り行はれるのであるが、同時に此事實は屢々該名義貸英國人に選擧權を附與する結果を招いて居り、玆にも英國人の不當利益が藏されて居ることに注意を要する。

現行制度の下に於て日本人市參事會員數の増加は可能なりや――本問題を論ずる代りに、私は一九三六年次の選擧に對し日本側の執つた措置を記錄しようと思ふ。現に[1]昭和十一年の選擧に於ては日本側は三名の候補者を擁立し一擧に市參事會に於ける勢力の擴大を企てたが、當時日本人の有する票數は僅かに八百六十四票であるに反し、外字紙の計算によると、英國側千三百五十票、米國側四百票、獨逸二百票、佛國露國其の他の外國人が合せて約千票で、外人の好意ある同情に縋らぬ限り目的達成の見込がなかつたのである。此時の開票の結果は日本側三名の中二名だけが八百八十票及八百七十五票を以て辛くも最下位で當選し、他の一名は落選の憂目を見た。而かも毎年最高位當選を例として居た日本側が此時許りは他の當選者と孰れも千票以上と云ふ大きな開きがあつたことを見逃してはならぬ。此八百餘票は單に日本人の投票のみならず、外人の同情者の投票を含むこと勿論で、實際の所、恰で相撲にも何にもならなかつたのである。幸

1)　以下此項は、共同租界工部局員渡邊義雄氏著パンフレット『上海共同租界と工部局』9—10頁に據る。

か不幸か、此選擧は票數誤算と云ふ工部局有史以來の大失態の爲め無效となり、投票の遣り直しとなつた。今度は日本側も前轍に鑑み從來の通り立候補を二名に止めた爲め無投票で英五、米二、日二の比率で當選し圓滿に此選擧が終つたことがある。

(三)專門委員會(Committees)——(單に委員會、又は顧問委員會等と呼ばれる)

專門委員會は市參事會之を任命し租界の行政事務の大部分を分擔して居る。近來斯の種委員中には市參事會員に非ざる者が若干含まれる慣例となり、從て適確なる意味に於て土地章程に依り構成されたものとは認め難いのである。專門委員會は各自の所轄事項に就き十分の處理權限を有して居るが、正式に執行權を具有するものではなく、從て專門委員會の執行責任は市參事會員に於て負ふ建前である。

現在[1)]次の十三委員會がある。

財政委員會(Finance Committee)
警務委員會(Watch Com.)*
工務委員會(Works Com.)
人事委員會[2)](Staff Com.)
公共事業委員會(Public Utilities Com.)
衞生委員會(Health Com.)
音樂委員會(Orchestra and Band Com.)

1) 一九三九年三月三十一日現在。"Shanghai Municipal Report" 1938. 其の他に據る。
2) 職員考査委員會の別稱がある。

圖書館委員會(Library Com.)
教育委員會(Education Board)
課税委員會(Rate Assessment Committee)
映畫檢閱委員會(Board of Film Censors)
ビクトリヤ看護婦寄宿舍管理委員會(Victoria Nurses' Home Administrative Committee)參事會代表
〔慈善病院管理部(Mercy Hospital Board of Governors)參事會代表〕
土地委員會[1](The Land Commission)**

* 警務委員會は義勇團、消防隊、警察を統轄す。

** 土地委員會は他專門委員會とは別に土地章程中に明定されて居るものであるが、委員數は章程に曰ふ三名より增加し現在六名(內、書記一名)と成つて居る。委員の一名は年額十兩以上の地租納入者中より互選し、一名は納税者會議に於て選出し、一名は市參事會の推薦に係り、一名は中國人納税者會より、一名は上海不動產業者協會より夫々指名されるものである。該委員會は道路の劃定、公用徵收等、住民に重大なる利害關係を有する土地關係事項の處理に當る。

(四)工部局(Municipal Council)——(市參事會又は行政委員會の事務當局の謂ひである)[2]

共同租界の行政實務を執行する爲め市參事會員中より選任せらるゝ特別委員(表決權限は他市參事會員と同樣)は、多數の有給吏員即ち所謂パーマネント・オフィシャルスを採用して自己の責務を遂行する必要がある。此機關が通常「工部局」と呼ばれ、英文にて Shanghai Municipal Council と俗稱されて居る(正稱は Council for the Foreign Community of Shanghai である)。斯て單に工部局(Council)なる語には、

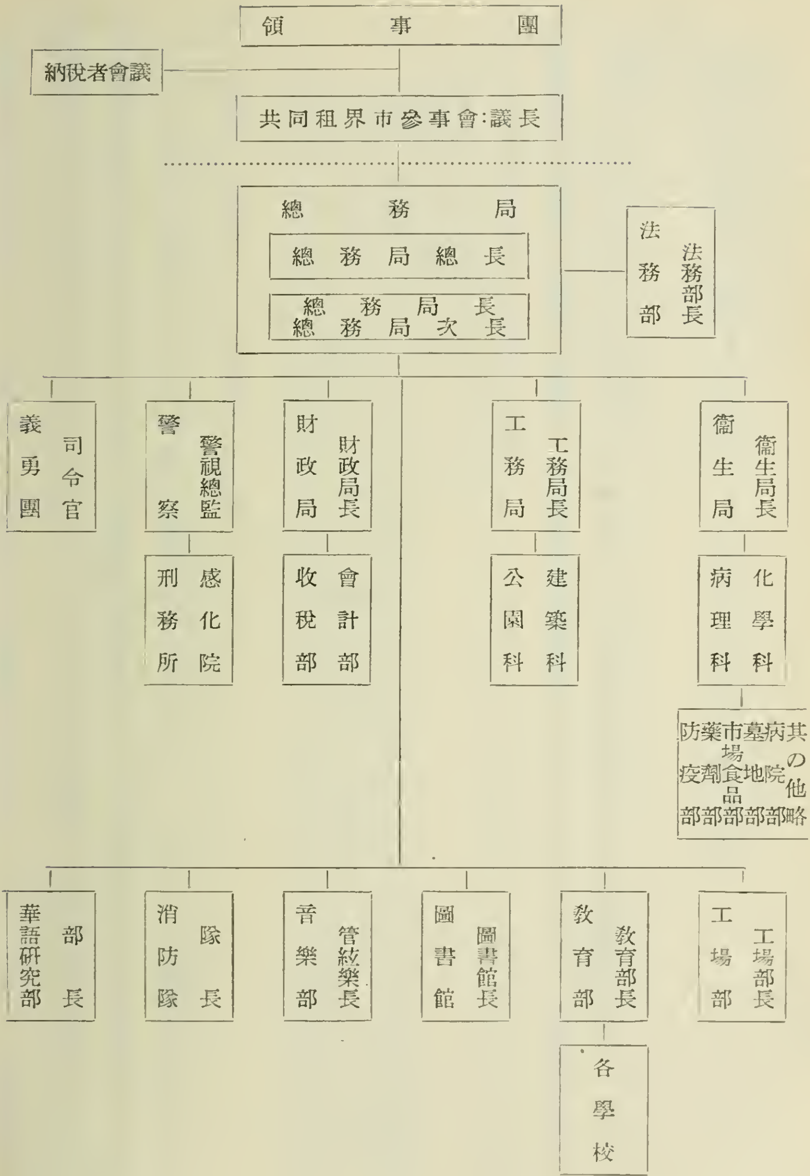
1) 地價委員會の別稱がある。
2) 工部局に就ては猶ほ前述(二)市參事會を看よ。

市參事會員の集合體其のものを指稱する場合と、市參事會員の執行する行政事務當局の機構を總稱する場合とがあつて、觀方に依つては同一のものではあるが而も通常屢々無意識の裡に混用されて居ることが判るであらう。本項は卽ち後者の事務當局に就て述べようとするのである。從て之を「工部局」(註)と呼ぶのは俗稱に追隨するものであり而も現實に則せざる嫌ひがある爲め、一部識者間には「上海共同租界政廳」と邦譯するのが妥當であると說かれて居る。

註(工部局なる名稱に就て)――此名稱の起原に就ては異說もあるが、先づ清代の六「部」中の一の「工部」に則つたものと爲すのが、常識的である。租界行政當局の初期の事業が道路棧橋の建設、街燈施設等恰も土木事業の感があつた爲め、當時中國人が當局を「部と同じ目的に使はれる局を添加して俗に工部局と呼んだのであり」、之が何時の間にか中國側の定譯となつたものと察せられる。

却說、工部局の機構は總務局を中樞とするものであるが、現に工部局に依り維持統制されて居る義勇團、消防隊、病院、學校、圖書館、市場等の機關及制度は、孰れも長年月の裡に「現實の事實」として發達したものであつて、土地章程にも附則にも工部局構成の組織としては規定されてないものである。

工部局の行政機構の概略を命令系統により圖示すれば次の通りとなる。


領事團
納稅者會議
共同租界市參事會:議長
總務局
總務局總長
總務局長
總務局次長
法務部
法務部長
義勇團
司令官
警察
警視總監
感化院
刑務所
財政局
財政局長
會計部
收稅部
工務局
工務局長
建築科
公園科
衞生局
衞生局長
化學科
病理科
其の他略
病院部
墓地部
市場食品部
藥劑部
防疫部
華語研究部
部長
消防隊
隊長
音樂部
管絃樂長
圖書館
圖書館長
教育部
教育部長
各學校
工場部
工場部長

横の點線以上は他に職業を有し轉任、改選により變化を生ずる職員(所謂 Transient Officials)、同點線以下は凡て俸給を受け他の職業に從事することを許されざる專任の職員(所謂 Permanent Officials)である。

各部、局の原語に就ては以下の記述を看られ度い。

義勇團、警察、財政局、工務局、衞生局を上級部局(Senior Departments)と云ひ、華語研究部、消防隊、音樂部、圖書館、教育部、工場部を下級部局(Junior Departments)と稱する。

總務局(Secretariat)は各部、局の清理機關(クリアリングハウス)であり、從て各部、局間の事務に就き折衝仲介を爲し、工部局の一切の對外文書は凡て同局を經て公布せられる。總務局の首腦者にして工部局最高給吏員を總務局總長(Secretary General)(一人)と云ひ、其の下に總務局長(Secretary)(一人)、總務局次長(Assistant Secretary)(三人)がある。[1] 總長は工部局を代表して外部との諸問題折衝に當る外、以下の關係に於て總務局長を指揮し、總務局次長は局長を代理し且輔佐する。局長は(イ)市參事會の議題を準備し其の議決に從ひ、(ロ)各部、局に命令を傳達し、(ハ)一部、局に屬せざる重要なる總括的事項を處理し、(ニ)各關係國領事裁判所に訴訟を提起する場合には市參事會を代表し總務局長の名に於て爲し、(ホ)市參事會員候補者の屆出を受理し、(ヘ)有資格納稅者名簿を作成し、(ト)領事團裁判所に於ては市參事會を代表して訴訟の當事者となる。尙ほ總務局の權限にて處理し得ざる重大事項あるときは、總長より市參事會に提出して指揮を求める、之に對し市參事會は該事項に關係ある專門委員會に研究討論を依賴し、更に市參事會の議決に依つて問題を處理する。

1) 一九三九年六月現在に於て、總長は米國人 Stirling Fessenden. 局長は英國人 G. Godfrey Philips. 次長は英國人T.W. Gap. 日本人指宿秀彥、中國人何德奎の三氏である。從て指宿 (Ibusuki) 氏は工部局に於ける最高の邦人職員である。

義勇團(Shanghai Volunteer Corps. 通常 S.V.C. と略す)は警察(後出)と共に相倚り相扶けて共同租界の治安維持に當る機關である。[1] 同團は一八五三年に創立され、一八七〇年より工部局の指揮下に編入された。同團の最高統率者を司令官(Commandant)と稱し、一九〇三年以來工部局と英國陸軍省との取極に依り英國陸軍の正規將校が工部局勤務となつて就任して居る。[2] 一九三八年十二月三十一日現在の同團兵力は、各階級を通じて現役隊、豫備隊、特別豫備隊[3]、總計二、三二〇名であつた。

其の內譯は、士官二〇〇、兵を含む他階級一、八〇七、他にロシア分隊に屬する士官一二、兵を含む他階級三〇一であつた。義勇團の構成單位は、司令部、騎馬隊、獨立大隊、A大隊、B大隊、C大隊に大別される。

更に別の言葉を以て表現すれば、義勇團には中國隊、通譯隊、輸送隊、スコツトランド隊、ユダヤ隊、防空隊、米國隊、葡萄牙隊、フイリツピン隊、米國機關銃隊、ロシア隊、日本隊、等々があつて、二十數箇國の國民から選ばれて居る。右一九三八年十二月三十一日現在に於ける總兵力を國籍別にすれば下記の通りであつた。

英國五八三、ロシア五四一、中國二五一、米國一六〇、葡萄牙一二〇、日本一二〇、比律賓八二、獨國三八、丁抹一六、波蘭一五、諾威一二、和蘭一一、伊國九、佛國八、ラトヴイア八、羅馬尼七、希臘四、瑞典四、瑞西三、エストニア三、墺國二、リスワニア二、西班牙二、イラン二、埃及二、智利一、ユーゴスラヴイア一、其の他ロシア隊三一三、總計二、三二〇名であつた。

警察(Police Force)の設立は一八五三年小刀會の亂の際工部局が西洋人八名を雇用したに始まる。爾後一八五五年には三〇名、一八六四年には一六四名、一八七〇年には一、一一二名となり、日本人警官は一九一六年に至り初めて三〇名採用された。

1) 義勇團の沿革に就ては前出「外國行政權の沿革」の項を看よ。
2) 但し一九一五年乃至二〇年の大戰時代には一義勇將校が此椅子を占めて居た。
3) 現役隊及豫備隊動員後、最後の手段として動員される部隊。

現制[1]に據れば警察の最高指揮者は警視總監(Commissioner of Police)(一人)であり、其の下に特別副警視總監[2](Special Deputy Commissioner of Police)(一人)、更に副警視總監(Deputy Commissioner of Police)及警視總監補(Assistant Commissioner of Police)が各數名(兩者に付ては伸縮性がある)あつて、夫々の分擔範圍内に於て總監を扶けて居る。警察本部(卽ち警視廳)も亦副總監の統制下にあり、特別刑事、寄宿部、指紋科、武器免許科、武器照合科、痲醉劑科、寫眞科、作業科、犯罪記錄科、給養科等々の各科(branch)より成る。以上の外、本部内に副總監統制下の警視總監補の下に特高科(Special Branch)と稱する一分科があり、專ら思想運動其の他の政治的犯罪及警察情報を取扱ひ、佛國租界警察及中國警察との連絡に當つて居る。更に本部に、總監に對して直接責任を有する總監補の統制に屬する運輸交通科がある。一方共同租界はＡＢＣＤの四警察區(Police District)に分たれ、Ａ警察區内に中央(セントラル)、老閘(ロウザ)、成都路(チエントロード)の三警察署、Ｂ警察區内に新閘(シンザ)、靜安寺(バッブリングウエル)、戈登路(ゴルドンロード)、普陀路(プートーロード)の四警察署、Ｃ警察區内に虹口(ホンキユー)、西虹口(ウエストホンキユー)、狄思威路(ディックスウエルロード)、嘉興路(カーシンロード)の四警察署、Ｄ警察區内に滙山(ウエイサイド)、楊樹浦(ヤンゼツプー)、楡林路(ユーリンロード)の三警察署――計十四警察署(Police Stations)がある。右各警察區の警察行政權は各副警視總監の掌握する處であり、副總監は租界内の普通警察員と刑事員とを統率する。

一九三八年十二月三十一日現在の警察員の總數は五、七二〇名であり、内譯外國人(外人隊と云ふ)四八七名、日本人(日本隊)二七二名、印度人(印度隊)五三五名、中國人(中國隊)四、四二六名となつ

1) 一九三九年五月現在。
2) 此權限に付次頁を看よ。

て居る。又同年末現在の高級職員は左の通りであつた（前述數に含まる）。

	歐米人	日本人	印度人	中國人
警視總監	一	○	○	○
特別副警視總監	○	*一	○	○
副警視總監	四	*一	○	一
警視總監補	六	*一	○	一

＊一九三八年三月十九日、日本側の要求に基き一名の特別副警視總監を増設することゝなり同五月二十日附任命された[1]。特別副總監の權限は他の副總監と異り、日本隊指揮の外一般警察行政に就き進んで總監に意見を開陳し得るものである。但し總監との合議決定權は未だ無い樣である。次に一名の日本人副警視總監[2]は卽ち日本隊の隊長である。

〔日本と共同租界警察〕　近年殊に支那事變發生後日本側の共同租界警察に對する關心が一段と深めらるゝに至つた。而して本問題に關し日本側と工部局側との間に現に懸案となつて居るもの多數であるが、要するに數萬名の日本居留民を擁する一方、動もすれば租界の性格より生じ易き「庇護」の下に抗日分子の活動が頻繁となつて居るに拘らず、警察內の日本分子が英國分子に比し全然問題とならぬ程度に少數且給與に於ても冷遇されて居る、と云ふ處に、其の根本原因が存する。

以上正規警察の外、特別警察力として、豫備隊竝に義勇警察隊があり、外華人間に殆ど同比例を以て組織されて居る。

1)　赤木親之氏新任。
2)　上原蕃氏現任。因みに現任の日本人總監補は掛川巖氏。

警視總監はまた、刑務所と感化院とを管掌して居る。前者には中國人を收容する華德路(ワードロード)刑務所と外國人を收容する[1]廈門路(アモイロード)刑務所との二があり、後者は單に中國人少年を收容するもの一あるのみである。

工部局に屬する以上の外の部、局に就ては、條約研究上比較的重要でないので玆に記述を省略し、單に各首腦部に關する邦譯及原語を示すに止める。[2]

法務部(Legal Department)、法務部長(Municipal Advocate)
財政局(Finance Dep't)、財政局長(Treasure and Controller)
工務局又は土木局(Public Works Dep't)、工務局長(Commissioner)
衞生局(Public Health Dep't)、衞生局長(Commissioner)
華語研究部又は華文處(Chinese Studies and Translation Office)、部長(Director)
消防隊(Fire Brigade)、隊長(Chief Officer)
音樂部(Municipal Orchestra and Band)、管絃樂長(Conductor)
圖書館(Public Library)、館長(Librarian)
敎育部(Education Office)、部長(Superintendent)
工場部(Factory Inspection)、部長(Chief of Section)

(五)工部局の財政

毎年の豫算(經常、臨時)は一般豫算と敎育豫算とに大別して編成される。最近四箇年の一般豫算比較は左の通りである(何れも銀元、豫算年度は英國流に一月一日に始まり十二月三十一日に終る)。

1) 各國領事裁判所及共同租界中國地方法院に於て刑の宣告を受けたものを收容する。但し前者の領事裁判所中には其の專屬の刑務所を具有するものもある。治外法權の章下を參看。
2) 系統に就て前述 632 頁の表を看よ。「局」は「處」と譯すも可。

		一九三六年	一九三七年	一九三八年	一九三九年[1]
經常	歳入	二四、四一四、二四〇	二三、八五〇、八〇〇	二二、一六六、六八〇	二八、二〇五、二七〇
	歳出	二四、四一四、二四〇	二六、二〇七、三〇〇	二四、八〇九、六二〇	三〇、五二九、〇五〇
臨時	歳入	一三、三五〇、〇〇〇	二四、三八八、〇〇〇	一四、五九一、三〇〇	一五、六九三、六八〇
	歳出	一三、二六五、〇〇〇	二四、三八八、〇〇〇	一四、五九一、三〇〇	一五、六九三、六八〇

工部局豫算の特徴に就て一言すれば、警察費が莫大であること（玆に工部局現下の使命が現れて居ると同時に幾多能率增進的改善の餘地があらう）、一般行政費に於て歐米人職員に對する俸給が頗る割高であること（玆に英國植民地行政の一特色が遺憾なく現れて居る）、工部局の諸社會施設例へば學校、音樂部等々が著しく歐米人の福祉の爲めに偏して居ること（從て例へば日本居留民は數に基く利益を享受し得ないと云ふ不合理が現れて居る）――等々である。

公債に就て謂へば一九三八年十二月末現在に於ける各種公債の未償還總額は計銀四八〇萬兩（テール）竝に二六、九八二、一〇〇元となつて居る。

（六）工部局の監督下にある公共事業

工部局は租界内の各公共事業會社に對し免許權を有する。現在同局の監督下に在るものは次の六會社で、何れも特許契約に基き事業擴張、料金値上其の他に就いては工部局の許可を必要とし、工部局は是等會社より契約上の收入を得て居る。

上海水道會社(Shanghai Waterworks Co., Ltd.)、上海電力會社(S. Power Co.)、上海電話會社(S. Telephone Co.)

上海電氣建設會社(S. Electric Construction Co., Ltd.)〔電車會社と俗稱〕、上海瓦斯會社(S. Gas Co., Ltd.)、中國公共バス會

1）　一九三九年度の豫算に就き卷末附錄を看よ。

社(China General Omnibus Co., Ltd.)。

(七)上海領事團裁判所

治外法權の章下四三八—四四〇頁に詳かである。

6 土地制度

現行『上海共同租界土地章程』は土地制度に就き次の如く規定して居る。

(一)共同租界内に於て中國人地主より土地を永租(又は家屋を買收)せんとする外國人は、必ず中國と各國との條約に規定せらるゝ條件に據ること(第二條)。

(二)永租權取得者は中國人原地主の作成せる契約書(deed)「永遠出租契」二通、[1] 關係書類及圖面各一通を其の所屬國領事に提出し、領事は檢分の爲め之を中國地方長官[2](清國時代は上海道臺)に轉送し、地方長官は正當と認むるとき地券(title deed)に加印の後之を領事に返送する(第三條)。

(三)永租權の取得(conveyances or leases of land)及抵當權(mortgage)の設定は、一箇月以内に所屬領事館に之を登記すること(第四條)。

(四)永租權の移轉(讓渡 transfer)の場合は、原賣買契約を登記せる領事館及新讓受人の屬する領事館に登記し、該領事館は之を工部局に通知する(第五條)。

(五)永租權者は中國政府に對し毎年舊曆十二月十五日迄に一箇年分の地稅[3](annual rent)を前納する

1) 一通は原本、一通は其の寫。
2) 其の官廳を會丈局と稱したが國民政府の交涉署制廢止と共に廢止され、一九三〇年一月以來中國上海市政府土地局と代つた。
3) 工部局の課する地租(tax on land, land tax)とは異る。前出581頁の脚註を看よ。

を要する。滯納者は滯納者の屬する領事裁判所に於ける即決處分により追納せしめられる(第八條)。

一箇年の地稅は當初、上海縣は毎畝[1]銅錢一千五百文、寶山縣は毎畝同二千文と協定されたが、其の後上海縣銀二元、寶山縣銀二元七十仙と改められた。

前述の規定と實際の慣行との間に本質的の相違はない。併しながら玆に詳述する餘裕はないが、實際の慣行は規定に不適格なる幾多の場合ある爲め規定より更に複雜を極めて居る。一例として永租權取得に就て擧げれば、永租權取得者より地劵下附の願出に接した場合、領事官は其の合法なることを確めた上、土地臺帳に登記し同時に地劵用紙に必要事項を記入し官印を押捺し公文を附し、取得者の提出せる一件書類(出租契、方單、地租領收證)と共に之を中國地方長官[2]に送付する。地方長官は右書類を適法なりと認めたときは、永租權者、領事館員、工部局土地科(Cadastral Office)員立會の下に、該土地を公測し工部局は其の公測圖三葉を作成し、領事官は永租權者より右圖の承認を取附ける。此場合若し公測地積が方單面の地積より大なるときは、地方長官は永租權者より其の增加部分に對し地價の約半額に當る額(之を升科費[3]と稱す)を徵收する。右手續終了後、地方長官は地劵に捺印の上、縐きの關係書類と共に之を領事官に返送する。領事官は右關係書類を證據の爲め保管し、地劵を永租權者に轉交し且其の旨を工部局に通知する。永租地劵は三通(triplicate)より成り、一は永租權者、一(上契)は領事官、一は地方長官に於て之を保有する(公測圖三葉も同斷)。地方長官は是等地劵を取纒

1)　一畝は我約一八二坪に當る。
2)　現在の制度では上海市政府土地局長。
3)　升科費とは本來、稅金或は登記料の義。

めて土地臺帳を作成し地税徴收の基準として居るのである。

土地永租權者が中國側に支拂ふべき地税は、上海市政府徴税官が永租權者より直接に徴收する慣例となつて居る。尙ほ工部局が所有して居る永租地に對しては工部局より之を支拂ふこと勿論である

本土地權問題に就き注意を要することは、中國政府側の禁令を冒して中國人が外國人名儀を借りて土地永租權を取得する慣習のあること、現事變勃發に伴ひ舊上海市政府土地局が土地臺帳の保管を共同租界工部局に托した處、その後工部局が維新政府系の上海特別市政府に之を容易に返還せざること、從て現在同特別市政府は地税の收納不能に陷つて居ること、等である

國民政府は一九三〇年一月より土地權に關する從來の慣行を改めたる新規定を實施せんとしたが、土地章程並に從來の慣行と抵觸する點多き爲め外國側よりの反對に遭ひ、結局有耶無耶の裡に從來の儘現在に及んで居る。

7 『フィータム報告』

南阿聯邦判事 Richard Feetham 氏は一九三〇年一月より翌三一年四月まで上海に滯留し、上海共同租界の行政、立法、實業の過去現在將來に就て調査研究し、一報告を作製した(Report of the Hon. Mr. Justice Feetham, C. M. G. to the Shanghai Municipal Council)[1] 氏は、將來關係列國が在華治外法權を放棄することあるべきに鑑み、上海共同租界に對する列國の重大權益との關係に備ふる爲め、

1) 滿鐵調査課に於ては之を邦譯して印行した(非賣)。

工部局總務局總長 Fessenden 氏の意見を契機として招聘せられたのである。其の報告は稍冗漫且行文も亦流暢ではないが、兎も角頗る詳細を極め、今日の處貴重なる共同租界關係資料の一と認められる。私は本節の記載中歷史的の部分は多く之に據つた。

8　上海共同租界と日本居留民團

上海共同租界は行政上より之を觀るとき、一箇國の保有するものでなく一箇の國際區域(international area)と看做されるものであるから、同地駐在の各國領事は理論上同一の地歩に於て租界行政に參加し得る譯である。從て各治外法權國領事は、一般工部局行政に關與し得るの外、土地章程及附則竝に工部局法規に抵觸せざる限り、自國民に對して自國法規に基く行政權を行使し得るのである

之を具體例に立脚して別言すれば、上海共同租界居住の日本人は(イ)一方に於て工部局法規に、(ロ)他方に於て自國法規に律せられる譯である。同租界『土地章程附則』第三十四條は、工部局よりの鑑札を要する業務を列擧し且「外國人に在りては其の所屬領事の副署を經るを要す」と規定して居る斯て上海に於ける日本人を律する帝國法規の一たる『營業取締規則』(大正十五年七月一日附館令第二號)第二條は、「上海共同租界土地章程附則第三十四條ノ鑑札ヲ要スル業務ヲ爲サントスルモノハ當館ノ許可ヲ受ケタル後工部局ニ出願スベシ(下略)」と規定し、工部局法規に對する帝國の是認を示して居る。又上海の地域に我『居留民團法』の適用があることに就ては既に之を一言した。現行『上海居留民團法施行細則』[1]に依れ

1) 明治四十一年一月七日附館令第一號に依り發布、大正十四年一月十六日附館令第一號、昭和九年十二月二十八日附館令第二號に依り改正、以て現在に及んで居る(昭和十四年四月一日)。

ば、居留民會議員[1]の定數を四十人とし(第一條)、民團法施行規則第九條の規定に該當する民團課金は土地課金及戸別課金とし(第二條)、參事會員の定數を七人とする(第十三條)、こと丶なつて居る。斯て上海共同租界居住の日本人にして土地家屋を所有、賃借する者は、工部局の賦課する地租及家屋税と、日本人民團の賦課する土地課金及家屋課金との兩者に對して納付の義務を負ふ譯である。更に土地權所有者の場合は其の他に上海地方官憲(現、上海特別市政府土地局)に地税納入の義務がある。尚右工部局の税と民團課金とには關聯性がある。(註)

註――昭和五年二月七日附上海居留民團條例第一號に依る『課金條例[2]』に曰く、

第二條――土地課金は左の課率に依りて之を賦課す。(一)公共居留地内の土地は上海工部局の評定價格の一萬分の六。

(二)略。

第三條――戸別課金は納課義務者の資力を算定し第五條の等級に依り其の負擔個數を定めて之を賦課す(下略)。

第四條――前條の資力は左の如き資料に據りて算定す、(一)資産狀態、(二)營業又は職業の種類其の體樣並に收得額、(三)俸給給料賞與歳費年金諸手當及此等の性質を有する給與、(四)營業所工場及住宅の位置構造並に其の賃貸價格、(五)從業員の員數、(六)家族の員數。

9 上海共同租界に於ける各國人口統計

イ 一八四四年―一九三五年・租界と越界道路區域の外人人口統計

注意　總計と合計(次表に曰ふ)間の相違は阿片船と浦東の外人人口を總計中に入れたからである。

1) 我專管租界に非ざるを以て民會議員、參事會員共、帝國臣民に限られること言ふ迄もない。

2) 昭和六年三月、昭和八年三月、昭和九年三月、昭和十年四月、夫々改正。

年次	租界	越界道路區域	總計
一八四四	—	—	五〇
一八四九	—	—	一七五
一八五五	—	—	二四三
一八六〇	—	—	五六九
一八六五	二、二三五	—	二、二九七
一八七〇	一、五一七	五二	一、六六六
一八七六	一、五八一	四四	一、六七三
一八八〇	一、九七四	一六四	二、一九七
一八八五	三、二八六	三三〇	三、六七三
一八九〇	三、三六〇	三八九	三、八二一
一八九五	四、一七四	四四一	四、六八四
一九〇〇	六、五五七	*八〇	六、七七四
一九〇五	一〇、六三九	五〇五	一一、四九七
一九一〇	一二、〇五一	一、二六〇	一三、五三六
一九一五	一五、七〇九	二、五三二	一八、五一九
一九二〇	一九、七四六	三、六六一	二三、三〇七
一九二五	二二、八五〇	七、〇九七	二九、九四七
一九三〇	二六、九六五	九、五〇六	三六、四七一
一九三五	二八、五八三	一〇、三三二	**三八、九一五

＊越界道路人口の急減は一八九九年租界境界の擴張に因る。

＊＊日英米軍隊三、七四七別にあり。

ロ　一八六五年―一九三五年・租界及越界道路區域の外人人口統計（上海工部局の報告に據る）

國籍＼年次	一八六五	一八七〇	一八七六	一八八〇	一八八五	一八九〇	一八九五	一九〇〇	一九〇五	一九一〇	一九一五	一九二〇	一九二五	一九三〇	一九三五
英國	一、三七二	八九四	八九二	一、〇五七	一、四五三	一、五七四	一、九三六	二、六九一	三、七一三	四、四六五	四、八二二	五、三四一	五、八七九	六、二二一	六、五九五
印度	―	―	―	四	五八	八九	一一九	二九六	五六八	八〇四	一、〇〇九	九五四	一、一五四	一、八四二	二、三四一
馬來	―	―	―	―	―	二八	三三	一五七	一七一	―	―	―	―	二	一
日本	―	七	四五	一六八	五九五	三八六	二五〇	七三六	二、一五七	三、三六一	七、一六九	一〇、二一五	一三、八〇四	一八、四七八	一九、六二四
朝鮮	―	―	―	―	一	―	―	―	―	―	二〇	四六	八九	一五一	六一八
米國	三七八	二五五	一八一	二三〇	二七四	三二三	三二八	五六二	九九一	九四〇	一、三〇七	二、二六四	一、九四二	一、六〇八	二、〇一七
比律賓	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	三八七	三六九
葡萄牙	一一五	一〇四	一六八	二八五	四五七	五六四	七三一	九七八	一、三三一	一、四九五	一、三二三	一、三〇一	一、三九一	一、三三二	一、〇二〇
佛國	二八	一六	二二	四一	六六	一一四	一三八	一七六	三九三	三三〇	二四四	三一六	二八二	一九八	二一二
伊太利	一五	五	三	九	三一	二二	八三	六〇	一四八	一二四	一一四	一七一	一九六	一九七	一九三
西班牙	一〇〇	四六	一〇三	七六	二二二	二二九	一五四	一一一	一四六	一四〇	一八一	一八六	一八五	一四八	一四四
丁抹	一三	九	三五	三二	五一	六九	八六	七六	一二一	一一三	一四五	一七五	一七六	一八六	二〇七
瑞西	二二	七	一〇	一三	一七	二二	一六	二七	八〇	六九	七九	八九	一三一	一二五	九九
諾威	四	三	四	一〇	九	一三	三五	四五	九三	八六	八二	九六	九九	一〇四	九六

國籍＼年次	一八六五	一八七〇	一八七六	一八八〇	一八八五	一八九〇	一八九五	一九〇〇	一九〇五	一九一〇	一九一五	一九二〇	一九二五	一九三〇	一九三五
和蘭	二七	五	五	五	二二	二六	一五	四〇	五八	五二	五五	七三	九二	八二	一〇八
瑞典	二七	八	二	一二	二七	二八	四六	六三	八〇	七二	七三	七八	六三	八七	一〇三
白耳義	—	一	三	一	七	六	二二	二三	四八	三一	一八	三〇	三四	二七	三〇
伯剌西爾	—	—	—	—	四	二	—	三	八	七	五	八	二七	一三	一
秘露	一	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	四	三	二
露國	四	三	四	三	五	七	二八	四七	三五四	三一七	三六一	一、二六六	二、七六六	三、四八七	三、〇一七
獨逸	一七五	一三八	一三九	一五九	二一六	二四四	三一四	五二五	七八五	八二一	一、一二五	二八〇	七七六	八三三	一、一一三
波蘭	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	八二	一九八	一八七	一五二
希臘	七	三	二	四	九	五	七	六	三二	三六	四一	七三	一三八	一二一	九九
チエッコ・スロヴアキア	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	六五	一二三	一〇〇	一一二
ラトヴイア	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	四三	八八	一〇六	九六
羅馬尼	—	—	—	—	—	—	—	—	一二	一五	一六	四七	六九	五四	一八
墺地利	四	七	七	三一	四四	三八	三九	八三	一五八	一〇二	一二三	八	四一	八八	八六
洪牙利	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	八	二七	三七	六七
エストニア	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	四七	三五	一七	一八
土耳其	—	—	—	三	四	一八	三二	四一	二六	八三	一〇八	九	三三	一三	一四
波斯(イラン)	—	—	—	—	一	一	四	二	六	四九	三九	七	二〇	四八	四三
アルメニア	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	五	六	一三	三四	二九

リスアニア	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	一二	二八	二九
シリア	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	一二	二	一
セルヴィア	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	一一	一二	※
フインランド	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	一〇	四	一〇
アラビア	四	—	—	—	—	—	—	—	—	一四	—	二	七	一	—
アルゼンチン	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	四	三	—
チリー	—	—	二	一	二	—	—	—	—	—	—	—	二	—	一
ユーゴースラヴイア	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	二	九	※一二
埃及	—	—	—	—	—	—	—	—	—	二	八	二	一	一二	一五
ブルガリア	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	二	一	—	八	二
モンテネグロ	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	二	—	—	—	※
ヴエネゼラ	—	—	—	—	—	—	—	—	七	—	—	—	—	—	—
イラク	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	五六	一四六
墨西哥	一	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	四	六
雑	—	一五	四七	五三	八九	三	二七〇	一七	一一	九	一三	一八	一一	六	(註)
合計	二、二九七	一、六六六	一、六七三	二、一九七	三、六七三	三、八二一	四、六八四	六、七七四	一一、四九七	一三、五三六	一八、五一九	二三、三〇七	二九、九四七	三六、四七一	三八、九一五

※、一九三五年の欄中、ユーゴースラヴィア人はセルヴィア及モンテネグロ人を含む。

(註) 一九三五年の雑は、ドミニカ人五、キューバ人四、ウルグァイ人三、タイ(暹羅)人二、アルバニア人一、ジャバ人一、印度支那人一、グヮテマラ人一である。

八　一八五五年―一九三五年・租界の中國人人口(上海工部局市勢調査に據る)

年次	人口	年次	人口
一八五五	*二〇、〇〇〇	一九〇〇	三四五、二七六
一八六五	九〇、五八七	一九〇五	四五二、七一六
一八七〇	七五、〇四七	一九一〇	四八八、〇〇五
一八七六	九五、六六二	一九一五	六二〇、四〇一
一八八〇	一〇七、八一二	一九二〇	七五九、八三九
一八八五	一二五、六六五	一九二五	八一〇、二七九
一八九〇	一六八、一二九	一九三〇	九七一、三九七
一八九五	二四〇、九九五	一九三五	一、一二〇、八六〇

* 一八五五年—一九二五年の數字は黃浦江其の他河川の船舶內人口數を含み又乞丐所(beggar villages)の人口を含む、後者は一八三〇年の數字から省略さる。

第三節　支那に於ける各國租界（上海共同租界を除く）

本節は北支那、中支那、南支那の地域順、且同一地に二國以上の租界のあるものは設定年代の順序に據る。廢止されたるものも揭げて解說してある

一　天津・英國租界(British Municipal Area, Tientsin)〔舊米國租界を含む〕

條約根據——英清一八六〇年十月二十四日附『天津條約追加條約』[1]（表・英八）第四條に曰く、「本條約署名の日より清國皇帝陛下は天津港を通商の爲め開放すべく、又英國臣民は條約により通商の爲め開

1) 所謂『北京續約』。

放せられたる他の清國港に於けると同一條件の下に、爾後該地に居住し且通商することを得べし」と。英國は該條項を援用して租界地域の獲得に成功したのである。

實地割定――該地英國租界は右條約に基く原訂租界より數次の擴張を經て現在に至つた。其の地域名稱竝に擴張年代は次の通りである

(1)原訂租界(Concession or Old Concession)……一八六〇年
(2)擴張租界(Extension or Extension Concession)……一八九七年
(3)舊米國租界(Southern Extension)……一九〇二年
(4)牆外租界(Extra-mural Extension or Extra-rural Area)……一九〇三年

(1)原訂租界は南は博目哩路(ブロムリー)(或は第二十二號路)、寶士徒路(ブリストー)(第二號路)、西は大沽路(ターク)、東は白河岸を境とする三六七畝[1]一五八の地。一八六〇年英國政府は清國政府より包括的に永借權(perpetual lease)を獲得し、之を小區(lots)に分割し自國人に九十九年の期限を附して競賣の方法に依り又貸を爲した。英國政府は此地域に就き中國政府に對し毎一畝銅錢一千五百文(1500 copper cash per mou)[2]の地租を毎年支拂つて居る。猶ほ從來此地域に對する土地權を英國人以外の者に讓渡する場合には英國公使の許可を要すと云ふ條件があり、英國が該土地權に對する中國人の進出を極度に忌避せる證左であつたが、現在に於ては權利取得希望者が相當の人物なる場合には、國籍を問はず殆

1) 一畝は日本の約一八二坪二合七勺。
2) 銀二元。

ど英國公使の許可を求め得る狀態にある。元來此地域は設定の當初英國政府が清國道臺に交渉し天津道臺をして該地域居住者又は土地所有者より公用徵收を爲さしめ、更に英國政府は道臺の許より强制的買收を爲したるもので、英國人の所謂皇家租地(British Crown Lease)に屬する土地である

(2)擴張租界は北は寶士徒路、東は大沽路、西南は衞士運河(ウェイヅクリーク)に沿ふ一、一一八畝五二〇の地。元來該地に在つては英國人が清國人土地所有權者より英清兩國政府官憲の介在なく土地を買收せる區域であるが、一八九七年天津海關道臺の布告に依り改めて租界地に編入され清國行政權の排除せらるゝ區域となつたものである。

(3)舊米國租界は北は博目哩路を隔てゝ英國原訂租界に接し、南は舊獨逸國租界に、西は大沽路に限られ、東は白河に沿ふ僅か一三二畝二一一の地域。此地域は元來一八五八年六月十八日附署名の米清『天津條約』第三十條の最惠國條款に基く米國政府の權利主張(同第十二條亦主張の權原たり)に依り、一八六一年に設定せられた北米合衆國の租界であつたが、一九〇二年米國政府の租地權放棄等に伴ひ、英國政府は米國政府と租界行政權の讓渡に關し協定を訂結して其の權利を獲得し、同年天津海關道臺の布告に依り事實上權利の確認を經るに至つた。

(4)牆外租界は衞士運河以西、一、三九三畝五三一に上る大地域。此地域は義和團事變を利用して、英國政府が將來の發展に備ふる爲め清國政府に交渉し、其の結果一九〇三年同地海關道臺の布告に

依り英國の管理に歸したるものである。
尙ほ以上の合計は三、〇一一畝四二〇であるが、之に道路、公園、公有地(英國工部局所有地)、未開拓地を加ふる要があり、從て英國行政權の及び得る總面積は六、一七六畝[1]に上ることゝなる。

行政組織――天津英國租界の章程は原訂租界の爲めに制定せる一八六六年十二月二十六日の "Local Regulations of the British Concession at Tientsin" を嚆矢とする。其の後租界地域の擴張に伴ひ一八九九年三月三十一日、一九一八年十二月十七日の兩回に亙り章程の改廢行はれ、右一九一八年の章程に對し一九二二年、同二五年、同二八年、同二九年夫々修正、追加が行はれた。卽ち該章程は、"Land Regulations for the British Municipal Area of Tientsin" と呼ばれる。

右章程は全文五十三箇條より成り、章程用語の意義、租界境域、常年の選擧人總會(ゼネラルミーチング)、其の他の選擧人總會、選擧人資格、選擧委任權、選擧人名簿、選擧人總會の權限、皇家借地券更新償還基金、參事會(カウンシル)の構成、參事會員(カウンシラー)の缺格要件、參事會の選擧、參事會の議事、參事會員の補缺、租界公有財產、歲入の徵收、補則(バイロース)の制定改廢、警察、義勇隊及消防隊、各種の免許(ライセンセス)、公安妨害者の取締、道路交通の取締、動物等虐待の取締、私有家屋の衞生檢閱(インスペクション)、建築物規則、低地埋立の許可、道路及下水道の建設、土地の收用、參事會諸職員の任用、滯納者の處分、參事會に對する訴訟手續、公有財產の處分、豫算、評價委員、評價權、收用不動產の評價、中國政府に納付すべき地稅、土地登記、境

1) 約百萬坪。

界石、布告公布の方法、章程類の周知、章程類の印刷、章程及補則の解釋、章程の改正――以上に就き詳細に規定してある　尚補則として、參事會に於ける"Staff Service Regulations"、皇家租地・土地讓渡・租税公課に關する"General Information"、建築に關する補則等の法規を備へて居る。行政組織を一言にして言へば領事官の監督の下に居住民の自治を主眼とする　議決機關として選擧人總會(納税者總會)、執行機關として參事會(行政委員會又は董事會)の兩者があつて、其の自治を行ふ機構である　但し「戰亂其の他非常事變發生の虞ありと認めたる時、領事官は非常狀態(state of emergency)の布告を爲すことを得、右非常狀態の繼續中は參事會は租界居住者の生命及財產を保護する爲め領事の認可を得て非常命令(Emergency orders)を制定することを得」と云ふ條項が、一九二九年八月十四日附を以て租界章程に追加せられたことは注意を要する

參事會員は每年一回開催さるゝ選擧人總會に於て選出せられ、一定條件[1]を具備する者は何國人たるを問はず選擧權を有し、選擧權者はまた被選擧權を有する　參事會員は各專門委員と爲つて參事會の事務を分掌するのであるが、右專門委員會には、財務及人事、工程、電務、水道、公安、義勇隊等がある　尚參事會員數は五名以上十名以下とし、其の中少くとも五名は必ず英國人とし、參事會長も英國人たることを要する

事務局(Business Committees)は參事會の指揮を承け行政の實務に當り、事務局主管職員は各自其

1) 例へば、法律行爲能力を有する成年者にして租界内に於て每年地租若は課金又は其の合計額銀二百兩以上を納付する土地永租權者（二百兩に付一票、以上二百兩を增す每に一票を加ふ）。又例へば、法律行爲能力を有する成年者にして租界内に於て每年額の査定賃貸借料銀六百兩以上に當る家屋の所有者又は賃借者（六百兩に付一票、以上六百兩を增す每に一票を加ふ）。尙ほ詳細に付ては之を留保す。

の主管事務に付參事會に責任を負ふこと丶なつて居る。事務局職員は事務總監（Co-ordinating Officer〔總管理員〕を主席とし、以下主管職員に、秘書役(Secretary)、收入役(Chief Accountant)、市政工程師(Municipal Engineer)、電氣工程師(Electrical Engineer)、水道工程師(Waterworks Engineer)、警察總監(註)(Superintendent of Police)、衞生官(Health Officers)、義勇隊長(Commandant of Municipal Volunteer Corps)等がある

註――警察總監は警務課(Police Department)の長官。原訂租界に關する警察事務に就き、警察總監(英國人)は領事の指揮下に立つ場合がある。尙警務課と併立して巡捕課(Executive Department)なるものあり、長を總巡監(Chief Constable)と稱し、中國人が之に任命される慣例の樣である。但し總巡監は警察總監を通じて參事會に對し責任を負ふこと丶なつて居る。

土地制度――土地永租權の取得手續は、原訂租界地と爾餘の地域とに依つて異る。前者は所謂コンセッションの方式に依り、英國政府より取得するもので、英國領事は皇家租地(British Crown Lease)に對する地劵〔地契〕を發行し、後者は個人間の契約に依り取得者は中國官憲より永借地劵[1]の發給を受けるのである。地劵は孰れの場合も領事館への登錄を通じて、公的に權利の所在が證明せられる。

附記――天津英國租界は、同地外國租界設定の鼻祖たるのみならず、北支那に於ける英國の重大權益中の一であり、嘗て胡適は之と北寧鐵路、開灤炭坑とを北支那に於ける英國の三大權益と指摘し

1) 此地劵を三重地契(Triple Deed)と云ふ。卽ち一筆の土地に對し同一の地劵三通を發行し、一を中國官署に、一を權利者に、一を權利者所屬領事館に保存する。

た位である。英國政府が漢口、九江、鎭江、廈門等の租界を中國政府に還附した裏面には、一に中支に在て上海共同租界の狀態を維持し、北支に在て天津、南支に在て廣東沙面租界の權益を能ふ限り死守し、以て是等の還附は之を最後の機會に繫がんとする意嚮を藏するからであつた。尤も英國は一九二七年一月北京外交團會議に、天津各國租界の共同還附案を提出して芳澤公使の反對に遭つた事實があるが、後間もなく英華兩國委員は其の英國租界の還附に關する草案を訂立した、と云ふことである。[1] 併しながら斯る草案の訂立は、其の後の現實事態に徵するに、中國に對する紙上親善ヂェスチュア以外の何物でもなかつた譯である。

現支那事變の展開に伴ひ、天津英國租界の惠まれたる諸條件[2]が日本勢力の進出を阻止する有力なる楯となり、從て同租界を差挾んで日英の拮抗を見るに至つて居る

2　天津・佛國租界(French Concession, Tientsin)

條約根據――一八五八年六月二十七日附佛清『天津條約』第四十條は清國が佛國竝に佛國民に與ふべき最惠國待遇に就きても亦規定して居る。該條項は佛國民に五港の開放を約した一八四四年十月二十四日の『黃埔條約』第二、三條と共に、直接の設定協定に際し、佛國が其の天津租界の獲得に關し援用し得た處のものである。其の直接の協定は一八六一年の『天津紫竹林[3]佛國租地取極』と呼ばれ十二箇項より成る。

1) 天津日本居留民團編『天津居留民團二十周年記念誌』(昭和五年六月刊) 103 頁。尙ほ後述 667—68 頁を看よ。
2) 外國人の關する經濟の中心、汽船發着の中樞地點、等。
3) 舊地名。同地は設定の當時「天津」に含まれざる所謂郊外の地であつた。

實地劃定——一八六一年に設定せられ、後一九〇〇年の擴張取極に依り地域を擴張して現在に至つた。東南は英國租界、西は衛士運河、西北は日本租界、東北は白河に沿ふ計二、三六〇畝(我約四三九、二〇〇坪)の地域之である。更に佛國は一九一三年中國北京政府の反對を顧みず、衛士運河を越えて老西開方面を開拓し此處に行政權を擴張せんと計つたが、其の後之を中止し單に自國に有利に利用するに止め行政權の强制的施行は之を取止めた經緯がある

行政組織——一九二九年一月十六日附領事館令を以て、土地章程に根本的改正が加へられた[1]。卽ち該"Règlement Municipal Organique de la Concession Française de Tientsin"は全文二十五箇條より成り、租界の法人格、土地制度、租界の行政(參事會の構成、選擧、停會、權限、行政事務處理の方法)、特則に就き規定して居る。右根本法規の外補則として"Règlement Administratif"(總計に一〇三の條項あり)があり、參事會議長(佛總領事たり)及領事官の租界事務處理の方法、書記長、技術者、警察部長等の權限等に就き規定し、また"Règlement Général"其の他の細則もある

行政組織を概言すれば、公法人たる租界民團が領事官の干涉の下に其の行政事務を行ふものであるが、領事官の權限の廣汎なることは上海佛國租界の場合と同一で、事實に於て所謂佛國式の官僚的政治が行はれつゝある

選擧人總會は次項(ロ)及(ハ)の參事會員を選出する。選擧資格及被選擧資格は一定條件[2]の下に佛國

1) 中國人の參政權を許容。
2) 例へば、民團の課金を負擔する成年者にして、租界に土地永租權を有する者、又は租界に於て賃貸借料月額五十兩以上の不動產借用者、又は同月額四十兩以上の家屋占有者、又は租界內に於て每月百二十五兩以上の收入ある者。又例へば選擧の前年租界義勇隊員たりし佛國人。詳細に就ては留保す。

人及治外法權國人に限られて居る。
參事會の構成に就ては、(イ)佛國總領事(議長)一名、(ロ)佛國人選擧人中より選擧せられたる佛國人會員四名、(ハ)外國人選擧人中より選擧せられ且少くとも三種の異れる國籍を有する外國人會員四名、(ニ)佛國領事官の指名する中國人會員二名、(ホ)佛國領事官の指名する外國人會員二名、以上計十三名より成るを原則とし、右の外、佛國領事官は北京駐在佛國大使の承認を條件として(ヘ)中國人又は外國人中より一名又は數名の會員、(ト)之と同數の佛國人會員、とを追加指名することを得、と定められて居る。
工部局は文書、工程、警察の三課より成り、工部局局長は佛國政府より派遣せらるゝ官吏、各課長は領事官より任命せられる
土地制度——租界地を三種の地區(Zones)に分つ。第一地區は特に外國人のみに土地永租權竝に居住權を認むるもの(中國人に認めず)、第二地區は外國人の土地永租を原則とするも、中國人は特に佛國領事官及工部局長の許可を得て居住のみを許さるゝもの、第三地區は外華人の一律土地永租を認むるもの、之である　凡て租界內の土地、家屋の賣買、權利の移轉等は孰れも佛國領事館に登記することを要する。但し是等の權利の得喪に對し、右三地區の制度が優先するものであることは勿論である。
附　記——天津佛國租界は地の利を占め且諸施設が完備して居る爲め、天津に於ける各國租界中最も

繁榮を極めて居る。尙少數の佛國人警部が多數の中國人巡査を操縱して治安の維持に當りつゝある事實は、佛國植民地政策の巧妙を物語る一實例とされて居る。現支那事變と同租界との關聯性に就ては、究極に於て前項英國租界と同斷である。

3　天津・舊獨國租界(Former German Concession, Tientsin)(現、特別第一區)

概　說――舊獨國租界は、各租界の東南部に位し、東北は白河、東は小劉莊、西は三義莊、西北は英國租界に境する約四、一三四畝の地域である。一八九五年十月三十日天津に於て調印せられた獨淸『條約港天津ニ於ケル租界ニ關スル協約』(Convention in regard to a concession in the treaty port of Tientsin.)に依り(淸國が獨國に對して許與すべき最惠國待遇に就ては一八六一年九月二日附獨淸間修好通商航海條約第四十條に規定あり)、同年十二月獨國政府は淸國人土地所有者よりの買收を避け直接淸國政府より、取敢ず一、〇三四畝の地域に對する土地永租權を包括的に買收し(右面積に對しては該協定に取極なきも、買收に對する補償料及地租に關しての取極は存した。卽ち前者は一畝に付七十五兩なる單一にして且つ一率のもの、後者は佛國租界協定に準じ讓渡せられたる土地一畝に付每年大錢一千文―1000 big cash―を淸國政府に支拂ふもの、と定められた。)、爾後一九〇五年六月に至り獨國政府は更に淸國政府との間に海大道の以西に於て約三、二〇〇畝に亙る擴張租界設定の取極を訂立した。

中國による回收――一九一七年三月十四日中國北京政府は獨國との外交關係を斷絶し、同時に獨國租界(天津漢口の兩地のみ)の事實的回收を企圖し、三月二十八日『獨逸國租界接收管理章程』を公布し之に基き臨時特別區管理局を設けて之を管理するに至つた。次で同八月十四日中國大總統は獨墺兩國に對して

宣戰を布告し兩國との條約協定は失效に歸したが、中國側の租界管理は急激なる變化無くして依然暫定的に行はれた。一九一九年六月二十八日の『ヴェルサイユ條約』第百二十八條乃至百三十四條は獨國が中國（山東省を除く）に於て享有せる權益の放棄に就き規定した、就中、第百三十條には「獨逸國ハ天津及ビ漢口ニ在ル獨逸專管居留地……ヲ支那國ニ讓渡ス……」、第百三十二條には「獨逸國ハ支那國政府ヨリ取得シ漢口及ビ天津ニ於テ獨逸專管居留地ヲ現ニ保有スルノ基礎タル租地權ノ失效ニ同意ス。支那國ハ前記地域ニ於テ其ノ主權ノ完全ナル行使ヲ回復スルト共ニ各國人ノ居住及通商ノ爲メ之ヲ開放スルノ意思ヲ聲明ス……」と、租界の廢止に關する直接の規定が含まれて居た。而して中國政府は、該條約に署名しなかつたに拘らず（尤も同一九一九年九月十五日、獨華兩國間の戰爭狀態終止に關する中國大總統令發布され「支那國ハ山東ニ關スル三條項ノ條件ニ滿足セザルヲ以テ本平和條約―ヴェルサイユ條約―ノ署名ヲ拒ミタリト雖、本條約ノ他ノ條文ニ至リテハ爾他聯合諸國ト同ジク承諾シタルコトヲ忘ルベカラズ」と聲明せられた。）、一九二〇年十二月十五日附を以て舊獨墺兩國租界の支配を目的とせる『天津漢口特別區市政局章程』を公布し、其の實施を目論んだが外交團は之に承認を與へなかつた。其の後一九二一年五月二十日署名の獨華『北京協定』に於て、獨國は一九二〇年一月十日より實施せられたるヴェルサイユ條約第百二十八條乃至第百三十四條に依り發生する義務を中國に對して履行すべき旨、改めて聲明した。斯て「臨時管理局」は、「特別區市政局」と改まり、天津に於ける該局は天津市政籌備處の直接監督を受け直隸省々長公署及內務部に隷屬するものとせられた。

一九二八年國民政府は天津占領後、特別區市政局に依る自治制を廢止し「天津特別市特別第一區公署」を以て之に代へ新設せられた特別市政府の直轄下に置くに至つた。更に一九三〇年六月二十日國民政府は全國の特別市制度を廢止したので、天津に於ても舊獨國租界は單に「特別第一區」なる虛名を遺すのみとなり、事實上純然たる中國の官治下に現在に至つて居る[1]。

4 天津・日本租界(Japanese Concession, Tientsin)

條約根據――一八九六年(明治二十九年)七月二十一日附日清『通商航海條約』第二十五條――清國が日本の政府及臣民に許與すべき最惠國待遇に就ての規定　一八九六年(明治二十九年)十月十九日附日清『議定書』第一條――新開通商市港場に日本專有の居留地を置くことを妥定し道路管轄及地方警察の權は日本領事に專屬するものとす(添設通商口岸。專爲日本商民妥定租界　管理道路、以及稽查地面之權。專屬該國領事。)　第三條――清國政府は日本政府より請求の上は早速上海天津廈門漢口等處に日本專有の居留地を設くることを允すべし。一八九八年(明治三十一年)八月二十九日(光緒二十四年七月十三日)天津に於て署名の日清『天津日本居留地取極書』(全文十四箇條)竝に『同上附屬議定書』(全文二箇條)は其の直接の條約規定である。一八九八年(明治三十一年)十一月四日(光緒二十四年九月二十一日)天津に於て署名の日清『天津日本居留地取極書續約』(全文九箇項)竝に『同上附屬議定書續約』(全文三箇項)、一九〇三年(明治三十六年)四月二十四日(光緒二十九年三月二十七日)天津に於て署名の日清

1) 尙ほ行政組織及土地制度に就き天津各國租界の項末(9)「三特別區に於ける制度」を看よ。後述 677—79 頁。

『天津日本居留地擴張取極書』（全文六箇條）。以上天津租界の設定擴張に關する取極書類は孰れも前顯日本租界設定基礎條項の實施に伴ふ細目を協定したるものであるが、就中該租界に於ける日本行政權に關し重要なる條項は次の通りである。

明治三十一年八月二十九日附取極書第十條――居留地內の地面代價授受の際其の地主は各其の地面を永久日本に貸與すとの文句を明細に記載し地面の畝數四方の丈尺を詳に地券內に記入し日本領事は之を天津海關道を經て天津縣衙門に送付し捺印を受け保存し置くものとす。

明治三十一年十一月四日附取極書續約第六番目の項――居留地內に居住する清國人の婚嫁喪祭等は清國の風俗に從て執行するを得るも、居留地外に居住する清國人の輿馬儀仗は共同道路（公衆の往來を便ならしむる爲め日本の承諾の下に該居留地區域內に清國の負擔に於て開通する一條の道路を曰ひ該道路は永遠兩國共同の管理に歸するものと定めらる）の外通行することを得ず、若し道を共同道路に取ること能はざる事情ありて居留地內を通過する者は先づ日本警察署に屆出づべし。同上第九番目の項――現定居留地內に日本警察署（巡捕房）を設立して居留地內一切の警察事務を取扱ふの外別に豫備居留地に共立警察署（會緝捕局）を公設し（中略）共同道路は共立警察署の巡査を派して管理せしむるものとす、而して共立警察署一切の規則は兩國官員協議の上之を定む（下略）。

（租界擴張權）明治三十六年四月二十四日附擴張取極書第三條――日本政府が曩に（義和團事變の際）宣言せる擴張居留地の內現に擴張する居留地を除きたる殘部の地域（次註に讓る）に對しては、左記の如き留保條件の下に之を清國政府に還附する旨の規定。

（一）將來日本居留地擴張の必要を生じたるときは日本政府は清國政府と商議の上還附の兩地域內に擴張することを得るものにして、清國政府は決して他國の租借を許さゞること。

(二)兩還附地域內に在る淸國臣民は任意に各所有の土地家屋を賣買することを得と雖も、其の賣買關係者の何國人たるを問はず日本居留地として擴張し之を買收する場合には決して異議なしとの條件を地劵面に明記せしむること。(三、四、五項は玆に略す。)

註――卽ち北界は擴張居留地西界より起り、城趾の新道に沿ふて舊南門の西に至る、長約二十四丈。西界は北界の西端より起り南に向ひ海光門に至る。南界は海光門より土牆に沿ふて既定居留地界線に至る地區と、及獨逸居留地の下流に在る既定の小劉庄埠頭居留地附近擴張の地、卽ち東南界は白河に沿ふて海大道に至りて止まり、西界は海大道を以て界となし、北界は獨逸居留地界線を以て界とする地區。

實地劃定――日本租界は支那街に接し各租界の西北に位す、東南は佛國租界、南は衞士運河、西北は支那街、東北は白河に沿ひ伊國租界と相對する面積二、〇六六畝(約我三一三、八〇〇坪)の地域である　明治三十一年八月の取極書は、白河右岸佛國租界と支那側閘口との中間溜米廠に於て專管租界及豫備租界の區劃を定め、同時に日本租界河岸は船舶繫留に不便なるにより獨國租界下流小劉庄に於て一〇〇畝の地を日本汽船繫留の埠頭に充つる旨を規定して居る。此實地劃定に際し東界の中現在蓬萊街より秋山街に至る間の地域は日本政府が佛國人より買收し佛國政府と協商の上日本租界の行政區域に編入した處である　爾後明治三十三年義和團事變鎭定後日本商民の渡津する者潮の如き狀態なりし爲め、將來租界の狹隘を告ぐる時の來るべきを慮り、日本政府は其の軍隊の占領したる天津城內外の中、原訂及豫備租界に接して「天津取引所跡の地點より白河河岸に沿ひて閘口に至り左折して現大和街を繞り東南城角に出で天津南門の西より南門外道路を一直線に海光寺に達すべき

圏内」を日本擴張租界とする旨宣言した。嗣で明治三十六年清國政府よりの交渉に應じ、同年四月二十四日天津に於て『天津日本居留地擴張取極書』成立し、之に依り此擴張地域は「福島街天津取引所跡より閘口及東南城角に至る圏内及北旭街(東南城角より福島街に至る間)並に福島街に沿ひ通路より一八〇呎、此面積四〇〇畝」(詳細其の第一條)の地を殘留すること、なり、前顯宣言による其の他の擴張地域は既定の小劉庄埠頭居留地附近擴張の地一〇〇畝と共に將來の擴張優先權を留保して之を清國政府に返還したのである。

行政組織ー天津日本居留地は我在華諸專管租界中最も殷盛を極めて居るもので、行政組織亦從て最も完備して居る。天津に對しては明治四十年八月外務省告示第十八號を以て『居留民團法』を公布することゝなり、同四十年九月一日より「天津日本專管居留地及其ノ境界線ヨリ二里内ノ地域」を地區として天津居留民團が設立せられた。次で昭和十三年四月一日より右「二里」は「三里」と擴張され[1]、以て同地方に對する本邦人の進出に備へられるに至つた。其の行政上の根本組織は、右『居留民團法』、『居留民團法施行規則』の外、同地領事館令に依る『居留民團法施行細則』[2]の定むる處に依る。以上の現行法規に據れば、同地居留民會議員の定數は三十二人とし(細則第一條)、民團法施行規則第九條に規定する民團課金は土地課金、家屋課金、所得課金、營業課金に分れ(同第二條)、參事會員の定數は七人とし[3](同第十四條)、參事會員の選擧を終つたときは居留民會議長より選擧の結果を領

1) 昭和十三年三月十九日附天津總領事館告示第八號。
2) 明治四十年九月九日附館令特第一號發令、大正十四年一月十日附館令第一號、昭和九年十月十一日附館令第二號、同年十二月二十四日附館令第四號、昭和十一年十月三十日附館令第一號、同年十一月十三日附館令第二號を以て夫々改正追加を經て現在に至る(昭和十四年四月一日)。
3) 此定數を九名とすることに決す(昭和十四年五月三十一日附外務大臣許可濟)。

事に報告して認可申請の手續を爲すことを要し、又參事會員選擧の結果帝國臣民に非ざる當選者過半數に達するときは、其の得票數の最も少き者より順次之を繰下げ帝國臣民たる次點者を繰上げ、過半數に達するに及んで止むこと丶なつて居る（以上、同第十五條）。

又同地には民團長制度及民團助役制が行はれて居る。[1]

尙ほ天津日本租界民團に直接關係ある現行法規[2]を一覽するに、居留民團に關するもの四種（居留民團法。居留民團法施行規則。居留民團法施行細則。居留民團設立ニ關スル外務省告示。）、公告式及び居留民會に關するもの四種（民團公告式。公告式指定新聞ノ件。民會會議規則。民會傍聽人取締規則。）、參事會に關するもの三種（居留民團參事會執務章程。居留民團法施行規則第三十四條ニ依ル參事會委任事項　胡同ノ廢止變更及處分[3]ニ關シ參事會ニ一任ノ件。）、調查會に關するもの三種（民團法規調查委員會規則。課金調查委員會條例。街路幅員擴張計畫特別審查委員會規程。）、服務、職別、給與に關するもの十八種（民團事務所處務規程。天津居留民團執務時間及休日規程。天津居留民團民團長助役條例。天津居留民團會計主任條例。民團吏員條例。民團吏員給與規程。民團雇員規程。民團囑託員規程。民團吏員服務心得。民團吏員休暇規定。現金取扱者特別手當給與內規。民團旅費規程。民團傭人規程。民團文書取扱細則。宿直內規。滯納處分事務取扱內規。天津居留民團職業紹介規程。民團名譽職表彰規程。）、課金、使用料、手數料、徵收金に關するもの二十三種（土地課金條

1）前述 590 頁を看よ。
2）昭和十四年一月現在。
3）租界設定前より在る支那街の名稱整理を目的とする。胡同とは巷街に對する古來北方系人の稱呼。

例　家屋課金條例　取得課金條例。營業課金條例。雜種課金條例。特別課金條例　不動産取得課金條例　工巡費徴收條例。道路使用料條例。埠頭規則。衞生費徴收條例。諸車鑑札料條例。各國租界共通自用人力車鑑札料協定ノ件。行商人鑑札料條例。行商人鑑札料徴收内規　飼犬手數料徴收條例土地家屋ニ關スル手數料徴收條例。冠婚葬祭行列旭街通過料條例。道路開修費徴收條例。公課金督促條例。家屋土地課金徴收ニ關スル内規。居留民團徴收事務取扱規程。渡船場使用規程）、會計に關するもの二十種（天津居留民團會計檢査委員人員ノ件。埠頭築造費特別會計條例。御下賜金記念事業費特別會計條例。閑院宮春仁王殿下御下賜金記念事業費特別會計條例。諸證明手數料徴收條例。私設下水道掃除料徴收條例。貸住宅經營費特別會計條例。居留民團立學校に關するもの三條例。復興資金に關するもの四條例。天津共立學校增築費積立金特別會計條例。民團出納規則。會計事務取扱内規。居留民團物品會計規程。故田代將軍記念事業費特別會計條例。退職給與金特別會計條例。）、土木、水道に關するもの六種（不動産買收條例。道路敷地買收條例。下水道條例　工事請負規則　水道使用條例。水道使用條例細則。）、衞生、保淨に關するもの七種（天津療病院規程。天津療病院諸料金條例。傳染病豫防救治ニ從事スル者ノ給與規定。百斯篤（ペスト）病豫防救治ニ從事スル吏員臨時手當給與ノ件。百斯篤病感染死亡吏員及臨時傭員手當ノ件。傳染病患者屆出及相互通知ニ關スル協定。保淨課事務取扱細則。）、警備に關するもの三種（巡捕[1]給與規則。巡捕貯金規則。請願巡捕規則。）、

1）巡査。

義勇隊に關するもの四種（天津日本義勇隊綱領。天津日本義勇隊規程。天津日本義勇隊細則。天津日本義勇隊表彰規程。）、其の他雜則（天津日本圖書館々則。飼犬取締規則。居住移轉及營業ニ關スル屆出規則。天津帝國專管居留地土地、建物屆出規則。天津帝國專管居留地土地、建物屆出規則ニ依ル手數料規定。不動産買收ニ關スル規則。建築取締規則。荷車取締規則。天津下水道規則。天津下水道規則ニ關スル領事館告示。汚物掃除規則。汚水汚穢物運搬時間ニ關スル領事館告示。傳染病患者取扱ニ關スル領事館告示。氷取締規則。秋山街ニ關スル日佛租界協定書。秋山街警察權取極書。等々）及該居留民團を一方當事者とする契約等の多數に上つて居り、以て租界行政の複雜なる狀態を察し得るであらう。

天津日本居留民團が現在經營して居る事業は、學事、金融（實業復興資金の貸付、興業資金の貸付、復興資金の貸付、天津商工業金融組合の經營）、祭祀（天津神社に對する維持費供進）、衞生及土地（天津療病院及實費診療所、大和公園及公會堂の經營、民團所有土地の貸付、火葬場、墓地の經營、各種住宅の經營）等に關する多數の事業に及んで居る。尙民團經營の學事事業には、天津日本尋常高等小學校、天津日本高等女學校、天津日本青年學校、天津日本幼稚園、天津日本圖書館がある

附　記——昭和五年七月一日、民團の寄附行爲に依り財團法人天津共益會なるものが設立[1]された。右は當時國民政府側の猪突的國權恢復運動に備へた次第であるが、今次事變後事態變化の結果存立不必要となつたので、昭和十三年八月一日附を以て共益會は居留民團に合併され消姿した。[2]

1）同日附外務大臣認可。同會は同地民團の經營すべき事業の一部を該民團に代つて經營することを目的とした。
2）第三十一次居留民會通常會の決議（天津民團『昭和十三年事務報告書』に據る）。

土地制度――同地の制度は我專管租界中最も完備せるものである、租界內土地永租權の取得に就て根幹たるべき規定は、一八九八年(明治三十一年)八月二十九日附日清間『天津日本居留地取極書』第十一條、竝に同年十一月四日附同『天津日本居留地取極書續約』第七、八項である即ち曰く、

取極書第十一條――居留地內の地面に對し日本領事館より每一畝[1]に付每年大錢一千文を支拂ふべし。納期は佛國居留地の例に傚ひ翌年度の借地料として每年十二月十五日[2]に天津縣衙門に前納すべし。

續約第七項――地價は分ちて四等と爲し、河岸[3]に沿ふたる宅地を第一等とし、此宅地の背後を第二等とし、中部を第三等とし、土牆に接する地[4]を第四等とす。復た一等地を除き二、三、四等地を區分して高地平地低地沼地の四類とす。地價は兩國より公正の評價人を選出し時價に從ひ公平なる價格を議定せしむべし。右議定價格は三年間遵守せらるべく、爾後は更に當時の公平價格を標準と爲すべし。

同第八項――家屋[5]の價は宜しく四等に區分すべし。即ち第一等地內の店舖住宅を一等とし、二等地以下孰れも之に準じ四等に至る。尙其の構造の煉瓦、瓦、甍、石灰塗、大小新舊を按じて評價すべし。評價は兩國より選出したる立會人の決定に依るものとす。

次で明治三十四年一月二十三日附天津帝國領事館[6]令第一號を以て『專管居留地內ノ土地家屋賣買讓與ニ關スル件』公布され、「日本臣民ハ在天津日本專管居留地內ノ土地家屋ヲ直接清國人ト賣買讓與ノ契約ヲ爲スコトヲ禁ズ 此ノ禁令ヲ犯シタル契約ハ無效トス」と定められた。

1) 一畝は我約一八二坪。
2) 舊曆。
3) 白河(海河)に沿ふ處。
4) 日本軍兵營のある附近即ち白河岸より最も遠き西南の地區。
5) 日本の爲め設定せる居留地內に從前より在る淸國人所有の家屋で、居留地設定に伴ひ日本側に於て買收を必要とするもの(結局は全部買收が必要であつた)。
6) 明治三十五年一月總領事館に昇格。

又大正十四年五月二十五日附館令第二號『天津帝國專管居留地土地建物屆出規則』[1]に據れば、專管居留地內に於て土地又は建物に關し權利を取得したものは本規則に依り領事館に屆出を要すること丶なつて居る。而して同時に以下の如き各種の場合に付其の屆出樣式が公示されたのである

土地永借權の保存。土地永借權の移轉（讓渡）。建物所有權の保存。增築。建築賣買（建物所有權の移轉）。地上權の取得。地上權の變更（權利存續期間又は地代の變更）。抵當權の取得（土地建物）。根抵當權の取得。地上權を目的とする抵當權の取得。抵當權の移轉。抵當權の消滅。賃借權の取得。屆出名義人の表示の變更

卽ち天津居留地は、斯の如き權利の移動が行はれる程、或る意味に於て不動產權に關する規則が備つて居る譯である。此點に於て天津に及ぶ他の我專管居留地は一もない。尙本問題に關聯し多年天津居留地に東京建物株式會社の進出があることを記錄して置く要があらう

同居留地內不動產に對する公用徵收（居留民團は、買收又は使用することを得）に就て、同地民團の制定せる『不動產買收條例』（大正十三年三月十日附）及『道路敷地買收條例』（大正六年三月二十七日附公布 同 十年四月一日附改正）があり、更に前者に關し大正十三年三月十七日附館令第一號『不動產買收ニ關スル規則』が公布され、以て前者條例の違反者に對する義務强制權が領事より民團に附與されるに至つた。

附　記――天津の日本租界は我專管租界中典型的のものである　一九二七年一月二十七日、芳澤謙吉公使は、關稅附加稅問題に關して單獨交涉を聲明した際所謂自主外交の立場より「合法的手段に依

1) 昭和五年十月三十一日附館令第五號を以て一部改正追加。本規則は大正十四年六月二十五日より施行。同時に明治三十五年『在天津帝國專管居留地內永借權登錄規程』廢止。

ては日本租界の返還を辭せず」と聲明した。

抑も同地日本租界は同英佛租界に比し、位置不便なるのみならず、種々の施設に於て劣る處があつた、從て現支那事變前我大會社商店の營業所の如きも大部分英國租界に在り、天津在留邦人の大部分亦英佛租界に居住すると云ふ實情に在つた。然るに今や事變の進展に伴ひ日本租界の地位は種々の點より重要性を增すに至つた。現事變と租界制度の將來に就て此處には言及することを避ける。尙同地日本租界と伊國租界との間に白河を跨いで架橋することに依り、佛國租界に途を採らずして日本租界より天津驛(東站)に達するを得るのであるが、今や事變の展開は、斯の種從前排日政權の下に在つて夢想に近かつた計畫を現實問題の領域に移すに至つた。旣に問題の橋が實現を見た以上(日本橋)、日本租界將來の躍進は期して待つべきであらう。

5　**天津・舊露國租界**(Former Russian Concession, Tientsin)(現、特別第三區)

概　說——特別第三區卽ち舊露國租界は、東南は舊白國租界、南西は白河を距てゝ英佛租界及特別第一區と相對し、西北は伊國租界、東北は京山鐵路を境とする、面積五、九七一畝の地域で、元來義和團事變の年たる一九〇〇年露國が實力を以て設定せるものである　同年十一月北京駐在露國公使は、英佛兩租界對岸一帶の地域を露國租界と爲すべき旨を一方的に宣言したが、事變後一九〇一年清國政府は之を承認し兩國間に設定協定調印され、露國の經營は進捗を見ること丶なつた

〔參考〕　昭和十三年度天津日本居留民團豫算

歲入	經常部	銀	1,025,558 弗
	臨時部	〃	308,433 弗 30 仙
歲出	經常部	銀	861,681 弗
	臨時部	〃	472,310 弗 30 仙

同年度追加豫算は歲入出共各銀 59,500 弗である。

中國による囘收——爾後露國帝政の瓦解に伴ふ紛糾せる狀態を利用して中國北京政府は、一九二〇年之が囘收を計ることゝなり先づ該租界内警察權及行政權の一部を其の手中に收め、「俄國事務辦公處」を設けて管理するに至つた。一九二四年蘇華懸案解決大綱協定成り、其の第十條は「ソヴィエト社會主義共和國聯邦ハ露西亞帝政政府ガ各種ノ協約、條約、協定等ニ依リ取得セル中國内ニ於ケル一切ノ利權ニ關スル特殊權利及特權ヲ拋棄スルコトヲ約ス」と規定した 本條に基き蘇聯邦は其の天津租界の還附を法律上實行した譯であるが、右第十條に關聯ある前記大綱協定附屬第四「宣言書」は之が交換條件たるべきものと認められる。該宣言書中に曰く「協定第十條ニ依リソヴィエト……政府ノ拋棄シタル特殊權利及特權ハ其ノ一部又ハ全部ヲ問ハズ中華民國政府ニ於テ第三國又ハ外國機關(any foreign organization)ニ讓渡セザルベシトノ了解ナルコトヲ共同ニ宣言ス」と、之れ天津租界の場合に於ても還附に對する一種の counter demand たる性質を有するものと看ることが出來る於茲中國政府は前顯辦公處を「收囘俄租界臨時管理局」と改め、嗣で一九二五年之を「特別第三區市政局」と改め、更に國民政府時代に入りてより特別市制度に基く變遷を經て後、現在の如く事實上純然たる中國の官治行はれ單に「特別第三區」の虛名のみ遺されるに至つた[1]。

6 天津・伊國租界(Italian Concession, Tientsin)

條約根據——一九〇二年[2]清國との協定により設定、其の根據は一八六六年十月二十六日附伊清『修好、

1) 特別區に就き本書677—79頁を看よ。
2) 一九〇一年說あるも、玆には北京政府刊行の文書に依つた。

通商及航海條約』の第十一、十二條に基くものであるが、理論上天津以外に於ても租界の設定を主張し得たかも知れない條項である(之に就ては次項白國租界の條項參看のこと、伊國は白國の場合と殆ど同樣なる條約上の利益を享有して居たのである)一九〇二年の協定は『天津伊國租界章程取極』と稱し十四箇條より成るものである

實地劃定――白河の右岸舊墺國租界と舊露國租界との中間に介在し北は京山鐵路を界とし南は白河を距て丶日本租界と相對し、面積七七一畝(我約一四萬坪)、舊白國租界に亞ぐ小地域であるが、伊國は租界の設定後茫漠たりし荒地に累年埋立を行ひ遂に約二十餘尺を埋立現今の狀態と爲せるものである。

行政組織――一九二九年二月二十日附公布の『天津伊太利租界法典』(Statuto della Concessione Italiana di Tientsin)に據れば、北京伊太利大使館は伊國外務省に於て任命派遣する「天津伊太利市府長官(Podesta)」を統轄し、伊國外務省は天津伊國租界を監督す(第一、三條)、北京伊太利大使館より任命せらる丶「參事會議員」は參事會(Amministrazione Municipale)を組織し、諮詢に答ふるの權を有し、市府長官の提出する各種問題に對し意見を陳述することを得、議員の人員は常に偶數にして且四名を下ることなく本租界に居住し又は不動產を所有する伊國居留民及中國人中より各其の半數を選出する(第五、七條)、豫算及決算案は必ず伊國外務省の認可を經るを要す(第十三條)、天津伊太利租

界市府長官は原則として伊國領事、又は其の代理たるも若し然らざる場合には一定の資格ある伊國臣民たるべきこと(第二條)、等と定められて居る。要するに市府長官(同地駐在伊國領事)は執行機關に非ずして單に諮議機關に止まる參事會の援助を受け、本國外務省並に其の北京大使館の監督の下に事實上租界行政を專行し得ると云ふ組織である。故に該市府長官は日本の領事官と大體相似た立場に在るものと言へよう。

同租界の法規としては、不動産に關する『章程要則』(Regolamento Fondamentale)を中心に警察規則、建築規則、衞生規則等がある。

土地制度——伊國民が同租界内に於て土地永租權を取得し得ることは說く迄もない(『章程要則』第一條)。外國人は地劵に署名するとき、現在及將來の伊國租界章程竝に伊國の管轄權に服從する旨聲明することを條件として、土地永租權の取得を許容される。中國人も租界に於て不動産所有權及土地永租權の享有を許されるが、是等權利獲得前豫め伊國領事館よりの特別許可を必要條件とする(同第二條)。同租界内不動産に關する權利證は天津伊國領事館に於て之を作成し且署名しなければならない。但し天津駐在伊國領事より前以て許可を得た者は伊本國に於ける公證人役場に於て、是等權利證を作成署名することを得、此場合には二箇月以内に天津伊國領事館の登記簿に登載しなければならない(同第五條)同租界内不動産に對する抵當權の設定又は解消に就ては、伊國法律に從ひ

伊國領事館に於て之を處理する(同第七條)。天津伊國領事裁判所は同租界內諸法規に對する解釋權及適用權を有する(同第九條)。尙同租界に於ける土地稅、家屋稅に就て別に其の爲めの法規があること勿論である

附記——施設經營共に未だ完備して居らず、今猶ほ多くの空地がある。住民は中國人大多數を占め同租界は所謂住宅地域に屬する。今や日本橋の架設により日本居留地と直通するに至つた

7 天津・舊白國租界(Former Belgian Concession, Tientsin)

概説——天津舊白國租界は一九〇二年二月六日の白淸取極に依り正式に設定せられたもの、各國租界中最も東端に位し南は白河に西は舊露國租界に接し他二方は中國との地界を以て限らるゝ地域で、面積七四七畝五(我約一三六、七九二坪)、天津各國租界中最も狹小なものであつた。前顯取極は天津に於て署名せられ『天津ニ於ケル地域ノ永代租借ニ關スル取極』(Convention pour la Location, à perpétuité, d'un terrain situé à Tien-tsin.)と正稱せらるゝもの、其の前文に「白耳義國ハ同國及淸國間ノ通商及航海條約第十二條ニ依リ天津ノ白河以東ノ地域ヲ永代租借スルコトヲ希望シ(La Belgique étant désireuse de louer à perpétuité un terrain situé à l'est du Pei-Ho)……」(第二條中に「白耳義國ハ前記居留地ノ地域ヲ取得スル爲四萬五千兩ノ金額ヲ支拂フコトヲ約ス、該金額ハ淸國ノ派遣吏員ニ依リ各種ノ土地所有者間ニ分配セラルベシ」との規定あり、之れ永代租借權取得の方法を決定せるもの)とあり、之れ租界設定の根據を示せるものである。該通商航海條約とは一八六五年十一月二日附『北京條約』

を指し、其の第十二條は「一切の白耳義人にして前條の規定に依り開港場の一に到る者は滯在期間の如何を問はず家屋及其の商品を置く爲めの倉庫を賃借し、又は土地を賃借して自ら家屋及倉庫を建設することを得(ou bien affermer des terrains et y batir lui-même des maisons et des magasins)白耳義人は又同樣の方法に依り教會堂、病院、養育院、學校及墓地を設置することを得。此場合に於ては地方官憲は領事と協力して白耳義人の居住に最適當なる市街及前記建造物を建設し得べき場所を指示すべし。」と規定して居る。從て本條のみを以て直ちに白國が土地の永代租借權を伴ふ其の專管租界の設定を主張し得るものと假定すれば――本條が果して專管租界設定權主張の根據として足るものなりや否や、疑問である、事實は右白國の場合に限らず何れも清國國勢の劣弱が、設定の希望を容認せざるを得ざらしめたのである――該北京條約の第十一條に掲ぐる、廣東、汕頭、廈門、福州、寧波、上海、江寧(南京)、鎭江、九江、漢口、芝罘、天津、牛莊(營口)、臺灣島の臺灣府[1]、同淡水、及瓊州[2]の諸港市は孰れも白國に執り其の專管租界設定の目的地として利用し得た譯である(斯る類例は他國の場合に於ても在る)。

白國政府は爾後該租界の積極的經營に着手しなかつたが、一九一二年に至り「天津白耳義租界株式會社」(Société anonyme de la Concession belge de Tientsin)との間に天津白國租界の讓渡に關する協定を結び(同協定は同年十二月十一日ブリユッセルに於て調印)、白國政府は「一九〇二年二月六日ノ條約ニ依リ承認セラレタ

1) 現在の安平を含む臺南。
2) 海南島。

ル高級ノ指揮權及參加權(le droit de haute direction et d'intervention)ヲ政府自ラ又ハ公吏ニ依リ行使スルコトヲ繼續」すること、し、租界の土地は凡て該會社をして管理經營の任に當らしむるに至つた。斯て所謂「株式租界」の俗稱を生じたのである。右「高級ノ指揮權及參加權」なる語は卽ち租界行政權を指稱するものであるが、斯る用語は前記一九〇二年二月六日の取極竝に同年八月十六日の約定(天津租界に對する白清間取極は此兩者のみ)には共に使用せられなかつた處である。白國は該租界行政權を天津居住の白國人有力者より成る臨時參事會の補佐を受けて總領事の手に於て實施して居た。尤も同租界の住民は殆ど全部中國人で且雜草茫々たる租界であつた。

一九二七年一月十七日、白國は白華間通商條約改訂會議に於て突如自發的に其の在華唯一の天津租界の還附を聲明し、爾後兩國間に折衝を經た後、一九二九年八月三十一日天津に於て『天津白耳義租界交還ニ關スル白華兩國間協定』(Agreement between China and Belgium for the Rendition of the Belgian Concession in Tientsin.)署名せられ、該協定は一九三一年一月十五日批准の相互通知により效力を發生し、同日現地に於て交收(註)[1]を了した。右還附協定は全文八箇條より成り、租界行政權の還附(第一條)、臨時工部局(臨時參事會)の廢止及其の書類の引繼(第二條)、各種公有財產の引渡(第四條)、白耳義租界株式會社の改組(第五條)、私有土地に對する永代借地券の發給(註)[2](第六條)、等に就き規定し、右協定の『附屬書』に於ては、交換公文を以て國民政府が地稅に關し新たなる

1) 白國側よりは交還、中國側よりは接收となる。
2) 勿論中國官廳より發給。從來白國領事館の發給せる地券を中國官廳に提出し改めて永租地券の發給を受ける。此發給に際し土地一畝に付一元の登記料を徵す(第五條)。

一般法規を公布するまで現行土地税率を維持することゝし(附屬書第一)、宣言書を以て臨時參事會の特許したる天津電車電燈公司の電力供給權及送電設備を保有に付保障し(同第二)、閩廣義園[1](Fukien and Canton Guild)の被收用地に對する代地要求權を認め(同第三)、同租界民團の負債天津兩九萬三千八百二十六兩四十八仙を中國政府より白國政府に償還する旨(同第四)を規定した。此處に注意を要するのは、該還附が還附後の行政に就き(前述の土地に對する課税事項を除き)何等の留保條件を設けずして行はれたことである。協定第三條は「協定實施の日より舊白國租界は全然中國の法令により統治且保護せらるべく又中國現行の課税にも服するものとす」と規定して居る。其の結果、還附後の租界は、直ちに中國政府により其の所在地方の一般行政區域即ち隣接の特別第三區に編入せらるゝに至つた[2](鎭江竝に廈門に於ける舊英國兩租界亦之と同斷)。從て現在に於ては、租界の特殊的性質を喪失した該地域は其の性質上一般開市場の一部分たるに過ぎないことゝなつたのである。

註――同會社は一九二九年十二月三十一日の總會に於て、名稱を天津不動産會社(Société Immobilière de Tientsin)と改め定款を改正して純然たる私的營利會社たることゝなり、翌一九三〇年一月一日白國政府より承認を受けた。

附　記――白國租界に於ける私人及法人の所有財産は悉く其の權利の繼續を中國政府より承認されたのであるから、白國官邊が蒙つた事實上の損害は白國政府及臨時工部局の公有財産即ち、土地、白河河岸碼頭、道路、鐵道(北寧線[3]よりの引込線)、臨時工部局所有物件、同所有の銀行預金だけであ

1) 福建廣東出身者の同郷會。
2) 舊白國租界を俗に特別第四區とする。
3) 現、京山鐵路。

つて、而も臨時工部局所有物件の如きは地圖、黑板、テーブル、鶴嘴、梯子の類迄加へて猶ほ總計銀六千四百八兩と見積られて居るものに過ぎない。事實を言へば囘收前價値ある物件は悉く會社及個人の所有に轉讓して了つてあつたのである。「天津白國租界は草茫々たる土地に道路の線が劃されて居る處であり、一棟の腐朽せる工部局の建物があるに過ぎない」と云ふ酷評は眞相に近いものであつた。而も前述の如く此租界の還附に依り白國政府は國民政府より舊臨時工部局の負債の補償を受けたのである。而已ならず、同租界行政權は、外國人の居住する者極めて稀れであつた爲め之亦虛權に近かつたのである。

8　天津・舊墺洪國租界（Former Austro-Hungarian Concession, Tientsin）

（現、特別第二區）

概　說――特別第二區卽ち舊墺洪國租界は各國租界中最北に位し、東は京山鐵路、東南は伊國租界、西南は白河に境する面積一、〇三〇畝の地である。一九〇二年墺洪國政府は淸國政府と協定し租界を設定したが、地域內に墺國人の居住者殆ど無かつた爲め墺國領事指名の下に六名の淸國人をして參事會を組織せしめ（領事は其の會長）來つたが、爾後墺國人の在留者增加するに及び參事會員を墺國人よりも選んだのである。

中國による囘收――墺洪國租界は舊獨國租界と同樣一九一七年八月十四日、中國大總統の宣戰布告と

共に中國側に囘收せられ、後『サンジェルマン條約』第百十三條乃至百十七條に據り、墺洪國の支配權は法律上も完全に消失した。囘收後中國政府は之を特別第二區と爲し舊獨國租界の特別第一區と同樣なる管理方法を採用するに至つた。

9　天津三特別區に於ける制度

天津特別第一、二、三區に於ける行政組織に就き、現在「事實上純然たる中國の官治」が行はれて居る旨、既述したが、[1] 之は舊租界行政權の中國側への移管後各區住民は外國人たると中國人たるとを問はず、均しく納税の義務のみを負ひ自治參與權を與へられざる事實を指すのである。各特別區の行政は中國政府より任命せらるゝ各特別區公署主任[2]が專ら統治する處である。該法規として『天津特別市[3]特別第一區第二區第三區各公署共同組織條例』(十八箇條)、『同上各公署共同辦事細則』(三十箇條)がある。前者に曰く。

第一條――第一區は市政府に直屬し舊獨國租界を以て管轄區域とす。

第二條――第二區は市政府に直屬し舊墺洪國租界を以て管轄區域とす。

第三條――第三區は市政府に直屬し舊露國租界を以て管轄區域とす。

第四條――各特別區公署に主任一人を設け市長の命を承けて全區の行政事務を綜理し、並に所屬各職員を指揮監督す。

〔附記〕嘗て特別第一區(舊獨)居住者は行政權引繼の當時行政委員會の組織を計畫したが、中國官憲の反對に依り實現を見るに至らなかつた。後同區居住者は更に「交渉委員」なるものを組織し、課税等に關し中國官憲に申立てる場合の機關と爲

1) 舊白國租界は前述の如く特に第何區と云ふ名稱を與へられず第三區に併合された。之を特別第四區とするは俗稱である。
2) 民國十七年天津が國民政府の統治に歸する以前、即ち北京政府時代に於ては「各特別區管理局長」。
3) 一九三〇年六月二十日特別市制廢止され、天津は單に「市」となる。

したが、右は固より何等自治權行使の權能を有するものではない。

特別第一、二、三區に於ける土地制度は、從來權利國官憲の發給せる永租地券を單に中國官憲よりの永代借地券に書換ふると云ふ、一種の過渡的辦法を以て暫定的に處理された譯である　一九二九年(民國十八年)十二月一日天津特別市政府は『天津特別市特別區契稅規則』*を實施し、特別區內に於ける不動產權の取得移轉に就いて律すること丶なつた。更に翌一九三〇年六月十四日天津特別市土地局は『天津三特別區稅契規則』*を實施し前記規則を是正した。右新規則は次の如く規定して居る

第一條——(準則)凡そ特別區內にある中國人又は外國人の土地、家屋にして權利の移轉ありたるときは、本規則に從ひ之を處理す。

第二條——(中國人權利取得の場合)凡そ中國人が特別區內に於て中國人又は外國人の土地、家屋を典買1)せんとする場合、若し其の土地、家屋が外國人に屬するときは原權利者より當該國領事に申請し、領事は之を土地局2)に通知し、同局員立會ひ測量の上其の許可を經て權利の移轉を爲すことを得、並に契稅規則に從ひ契稅3)を完納し土地局より地券の發給を受くべし。若し其の土地、家屋が中國人に屬するときは土地局に於て三特別區民產登記及稅契移轉移送規則に從ひ之を處理す。

第三條——(外國人權利取得の場合)凡そ外國人は特別區內に於て條約の定むる處に從ひ中國人又は外國人の土地、家屋を永租することを得。當事者は永租契約を締結し舊地券と共に之を當該國領事に提出し、領事より土地局に轉送し、同局員と原權利者と立會ひ測量の上其の許可を待ちて永租價格の百分の三に相當する稅を完納し、永租地券の發給を

* 此規則は何れも北平外交團の承認を經た。翌一九三〇年六月二十日天津は單に「市」となつた。

1) 此場合、典は質受、買は購求。

2) 市政府土地局。

3) 不動產登記稅。

受くべし。永租地券は三聯單[1]とし一聯は永租人に一聯は當該國領事に送付し一聯は土地局之を保存す。土地局は毎月之を市政府に報告すべし。

一九三〇年(民國十九年)六月三十日附國民政府は『中華民國土地法』を公布したが、固より中國の現狀を以てしては斯る根本的土地法規の實施は期待し得ず、永代借地制度は今後猶ほ相當長期間に亙つて存續するものと想はねばならぬ。從て特定外國の法人竝に外人の享有する永代借地權の解消問題——中國側に於て權利を買戻すものと假定するも可、又同權利を通常の所有權に改定する場合[2]を豫想するも可——の如きは、中國に在つては一般租界問題竝に治外法權問題の名實共の解決後でなければ、其の緒にさへ就かないであらう。

10 上海・共同租界

特に之の爲め既に一節(前節)を設けた。

11 上海・佛國租界(French Concession, Shanghai)

條約根據——一八四四年十月の佛清『五口通商條約』は第二條に「爾後佛國人及其ノ家族ハ廣東、廈門、福州、寧波及上海ノ港津及地點ニ於テ何等ノ障礙及制限ナク完全ナル保障ノ下ニ旅行、居住及商業ノ經營ヲ爲スコトヲ許容セラルベシ……」、第三條に「前記五港津ニ於テ佛國人ニ屬スル一切ノ財產ハ淸國人ニ依リ不可侵ト看做サレ且常ニ尊重セラルベキモノトス、淸國官憲ハ如何ナル場合ニ於テ

1) 切取り式三枚續きの證書。
2) 外國人の土地所有を正式に認むる場合。

モ佛國船舶ヲ抑留シ、又公私ノ如何ヲ問ハズ徴發スルコトヲ得ザルモノトス」と規定し、且同第三十五條に約された最惠國待遇は單に淸國政府より他に「約定シタルトコロニ依リ」(comme il a été stipulé)有效に享有せらるゝものとなつて居る。

實地劃定――一八四九年四月六日(道光二十九年三月十四日)の佛國領事對道臺間の協定により、英國租界の南、上海城の北の間に於て黄浦江に沿ひ最初の租界が劃定せられたが、其の面積は僅かに九八六畝(一六四エーカー)であつた。其の後一八六一年十月二十九日附を以て一三八畝(二三エーカー)の地が上海城の西黄浦江に沿ふて擴張され、[1]更に一九〇〇年一月二十七日附を以て九〇九畝(一五二エーカー)が西方に擴張せられた。[2]尙一八四九年以前佛國人により事實上管轄せられた一六六畝(一九エーカー)の地域は右一九〇〇年一月二十七日公式に承認せられ同時に擴張を許されるに至つた。爾後一九一四年七月二十日更に西方に於て廣大なる地域一三、〇〇一畝(二、一六七エーカー)が擴張[3]せられ以て今日に及んで居る。斯て佛國租界の合計面積は一五、一五〇畝(二、五二五エーカー)である。該佛國租界は一八五四年長髮賊の亂に際し英米と合して共同租界を設立する筈であつた處、巴里政府方面の反對は終に合併を不可能としたのであつた。

行政組織[4]――工部局の設立前、既に一八五六年一月に永租權者會議制が施行され、翌五七年三月には道路委員會が、同十二月には警察署が夫々成立の運びとなつた。却說、一八六六年七月十一日

1) 佛國人が淸軍の小刀會匪討伐に援助して功があつたと云ふ理由により。
2) 佛國租界内に第二次四明公所流血事件發生の爲め。
3) 袁世凱は租界内國民黨員の驅逐を條件に佛國の要求を容れ、佛租界工部局の築造せる越界道路區域の警察權調整を名目に擴張を許可した。
4) 同租界行政組織に付、『東亞』昭和十一年十、十一、十二、同十二年一月號に「上海佛租界の現狀」と題する研究が載つて居る。

最初の土地章程發布されたが、爾後佛國領事は工部局參事會に對して二回の解散を命じ、結局第二回の章程は一八六八年四月十四日に、第三回の章程は一九二七年一月十五日に發布せられた。現行法は右一九二七年次のものに一九二九年修正を加へたもので、"Règlement d'Organisation Municipale de la Concession Française de Changhai" が其の正稱である。佛國租界の現行行政組織は、議決機關としての選擧人總會を缺き市政は專ら參事會員の專行する處であり、其の構成は法規上當然の議長たる總領事と、佛人選擧人に依り選擧せられたる佛人委員四名、外人選擧人により選擧せられたる治外法權國人委員(但し少くとも三名は各自相違せる國籍に屬することを要す)四名、總領事の指名したる佛國人委員三名、總領事の指名したる中國人委員三名、以上十五名は必要數の委員であるが、佛國領事は必要と認むるとき其の指名する無治外法權國人又は中國人委員一名乃至數名を增加し得るも、必ず同時に、總領事の指名する佛人委員を之と同數とすることを要するものとせられて居る。併しながら一九二七年春國民革命軍が上海に侵入したとき、同地駐在佛國總領事ナジャール(E. Naggiar)は「非常狀態」を理由に右土地章程第八條の規定に依り、(註)命令を以て臨時委員會(Commission provisoire)を指命し之に參事會の職權を代行せしめた。爾後、同第八條の規定に曰ふ「對外戰爭、內亂、租界治安攪亂事件」を理由として、同地佛國租界に於ては選擧人總會開催せられず、佛國總領事の專行が續いて居る。例へば一九三六年度の臨時委員會員の分布は佛國人十二名

（中一名は議長たる佛國總領事）、英國人二名、米國人一名、中國人五名計二十名であり、委員數に於ても土地章程の規定を離れて居る（臨時委員會の委員數に付て章程は明瞭を缺いて居る）。

註——土地章程第八條。總領事（駐在上海）は事情を本國外務大臣竝に在北京佛國公（大）使に具申し參事會(Conseil municipal)を停會せしむることを得、在北京佛國公使は必要に應じて本國政府の承認を得て該參事會を解散せしむることを得。參事會の停會の期間は三ヶ月を超過することを得ず。參事會解散の場合は參事會の職務執行停止の日より起算し六ヶ月以內に選擧人總會(Assemblée électorale)を召集するを要す。

參事會は解散中總領事に依て任命せられたる臨時委員會(Commission provisoire)を以て代行せらる。

對外戰爭、內亂及租界の治安を亂すが如き事件發生せる場合は(En temps de guerre extérieure ou civile, ou d'événements affectant l'ordre et la sécurité de la Concession)、參事會の停會又は解散の期間は是等事件の終熄する迄之を延長することを得。

現行『土地章程』竝に『工部局議事規則』(Organisation des Séances du Conseil Municipal)其の他慣行に據り、同租界に於ける市政組織を表示すれば次の通りとなる。[1]

- 佛國大使——佛國總領事
  - 司法顧問部
  - 工部局（工部局參事會）
    - 市政總理部
    - 技術總管部
  - 警務總監部

1) 一九三九年五月現在。

卽ち工部局(總管理部Direction Générale)、司法顧問部(Cabinet du Conseiller Juridique)、警務總監部(巡捕局Police Municipale)の三者は鼎立して總領事の統制下に在り、工部局と警察當局とが對立的存在となつて居ることが、英國式行政機構と著しく相違する點である。

參事會は更に專門的事項を審査せしむる爲めに專門委員會(Conités)を設けることを得、但し該委員會は決定權を有しない。現在、工務、財政、教育、衞生救濟、交通、園藝、土地、家屋税、醫院管理の各專門委員會がある。

工部局は(イ)市政總理部と(ロ)技術總管部とに二大別されるが、更に(イ)市政總理部(Direction Administrative)は、政務秘書、財務訟事、土地、營業分類及勞工檢査、醫務、衞生救濟、教育、人事の各「處」(Service)に分れ且屠殺場を管轄し、(ロ)技術總管部は、一般技術研究、園藝育種、公共工務の三「處」及無線電信臺・天文臺・信號臺、消防隊を管轄して居る。「處」の下に「科」(Divisions)、科の下に「課」(Bureaux)、更に下に「股」(Sections)がある。

警務總監部は警務處、義勇隊、政事治安處に分れ、同租界内に中央(盧家灣(ルカワン))、小東門(ショートンメン)、霞飛路(ジョツフル)、貝當路(ペタン)、大自鳴鐘(ダーツーミンチユン)、福煦路(フオツシユ)の六警察署があり、警察の總員は二、二〇〇名(內、佛人一六〇名)である。

工部局吏員は佛本國人に限られる建前であるが、實際上の必要より中國人、佛國植民地人たる安南人並に露西亞人等を併用して居る。

司法顧問部は、同租界内會審衙門が中國政府に回收された爲め創設を見たもので、工部局の爲めに法律顧問を爲すことゝ、租界法院に對する検察職權を執行することゝが、其の二大使命である。

尙同租界には駐屯軍の施設が存し、工部局に於て經費を負擔する建前である。

佛國租界及共同租界間の取極に依り、鑑札業務中の若干のものは兩租界共通鑑札となつて居る。

土地制度――漢口佛國租界と同樣である。

12　杭州・日本租界（Japanese Concession, Hangchow）

條約根據――一八九五年（明治二十八年）四月十七日附日清『媾和條約』第六條中に曰く。

淸國ハ右ノ外左ノ讓與ヲ爲シ而シテ該讓與ハ本條約調印ノ日ヨリ六箇月ノ後有效ノモノドス。第一、淸國ニ於テ現ニ各外國ニ向テ開キ居ル所ノ各市港ノ外ニ日本臣民ノ商業住居工業及製造業ノ爲ニ左ノ市港ヲ開クベシ、但シ現ニ淸國ノ開市場開港場ニ行ハルル所ト同一ノ條件ニ於テ同一ノ特典及便益ヲ享有スベキモノトス。

一、湖北省荊州府沙市
二、四川省重慶府
三、江蘇省蘇州府
四、浙江省杭州府

杭州租界は前記に基き一八九六年(明治二十九年)九月二十七日(光緒二十二年八月二十一日)杭州に於て調印せられた『杭州日本居留地取極書』に依る。尚一八九七年(明治三十年)五月十三日(光緒二十三年四月十二日)附『杭州日本居留地追加取極書』もある。

實地劃定――該『取極書』第一條に曰く、杭州武林門外拱宸橋の北、運河の東岸一帶卽ち長公橋より起り拱宸橋に至る間の地區を以て外國居留地と爲し(中國文に「作爲福連塞德耳門」とありForeign Settlement の義である)、此地區内の一部を分ちて日本居留地と定む、地圖二枚を作製し(中略)日本商民は此地圖に掲ぐる位置、番號、廣袤に隨ひ土地を借用するを得べし、と。而して本文中には面積に對する記載を缺いて居るが、其の詳細なる區劃整理濟の地圖[1]に依れば全面積(道路を除く)を七十四段(地區)に分ち計約十三萬坪(六九六畝强)となる。滬杭甬鐵路は、大運河(Grand Canal)による交通を念とした是等外國租界地の價値を殊更劣弱ならしむる樣に建設され、また終に日本以外の列强は此豫定地に租界を設定するに至らなかつた。

行政組織――一八九七年(明治三十年)五月の『杭州日本居留地追加取極書』には、「日本居留地ハ既ニ兩國政府ニ於テ新約ヲ締結シ專界專管ト爲スコトニ定メラレタリ」(第一條)、「居留地内總テノ道路、橋梁、溝渠、碼頭及警察ノ權ハ日本領事官ノ管理トナス」(第二條)、「清國地方官ハ日本領事官ト商議ノ上居留地内ニ立會裁判所(會審公堂)ヲ設クベシ、其ノ規則ハ總テ上海ノ例ニ倣フベシ」(第五條)、等の規定が

1) 該地圖に明治三十一年一月十一日(光緒二十三年十二月十九日)なる作成日期が載つて居る。

ある。又大正十三年五月十日附館令第一號『杭州居留民會規則』に依り杭州日本居留民會が設置された。由來豫定せられた杭州租界地は地の利に惠まれず、日本租界も其の西南隅の拱宸橋に近き小區域（支那街に最も近い距離の部分）のみ稍市街の體裁を整へ居るに過ぎず、一方日本人の租界内に居住する者も至つて尠く[1]、爲めに右第五條に曰ふ會審公堂の如きも、終始單に條約上の虚權に止まつて居る狀態に在る[2]。殊に從來杭州が排日運動中心地の一であり、斯る風潮が日本人の進出に障害となつて居たことを想起する要がある。一九二七年南京事件に端を發する排外運動、一九二八年の濟南事件、一九三一、二年の滿洲事變及上海事件、一九三七年以來の現事變等による排日運動は、殊に杭州居留民の內地引上げを餘儀なくせしめ、前記居留民會の如きも事實上屢々消滅に歸する[3]運命に陷つた。現事變勃發の爲め一時閉鎖中であつた在杭州帝國領事館は、帝國軍の同地方占據に伴ひ、昭和十三年三月再び開館した。

土地制度[4]――居留地內に於て商工業を營まんとする日本人は取極の借地料[5]及一年分の地稅を添へて日本領事官を通じて中國地方官憲發給の地券を受取る。地券は三通發行し、借地權者・日本領事館・中國地方官廳に於て各一通を保持する（以上前記『取極書』第六條）。地券は三十年有效とし、爾後三十年毎に書換へ、書換は總て無料とし、此制度は永久に行はれる。地稅は右三十年の更改期に於て商業繁盛なる時日華兩國官憲の協議に依り之を加增することを得（『取極書』第七條）。中國人は身元確實

1)　帝國領事館亦租界内に無く、城西、西湖の近くにある。
2)　蘇州、廈門、沙市の場合、何れも同斷。
3)　形式上は居留民會消滅の場合、領事館に於て居留民會の事務を代行することゝなる。
4)　詳細は取極の本文に據るべきことを留保す。
5)　前顯『取極書』第五條に取極あるも本項次段『追加取極書』第三條により修正、現行となる。

品行方正なる者に限り居留地內に居留營業を許される、但し借地權無きものとす（同第八條）。外國人は身元確實なる者に限り居住を許される、但し借地權無きものとす（同第九條）。地稅は每年一畝每に貳圓とする（同第五條）。

借地料は上中下三等に分ち每畝上等百七十圓・中等百六十五圓・下等百六十圓と爲す（前記『追加取極書』第三條）。居留地內に於て中國側の築造せる道路に對する費用竝に墳墓家屋を移轉せる費用計洋銀三萬四千四百八弗は、日本商人土地を借入れ家屋を建設し商業を營むとき之を日本領事より徵收の上辨償する（同第四條）尙右追て中國側に辨償すべき費用に就き、『杭州帝國居留地地所借用假規則』に分擔額が定められて居る。

13 蘇州・日本租界(Japanese Concession, Soochow)

條約根據——明治二十八年日淸『媾和條約』に基き、一八九七年（明治三十年）三月五日（光緒二十三年二月三日）蘇州に於て調印の『蘇州日本居留地取極書』に依る。

實地劃定——該『取極書』第一條に、蘇州盤門外[1]、相王廟對岸（運糧河を隔つ）靑陽地に於て西は商務公司地界より東は水綠涇河岸に至り北は沿河十丈官路外[2]より南は採蓮涇河岸至る地區に於て日本居留地を設く、と規定す。該地區の面積は道路を除き四八三畝一二九卽ち我九六、六四五坪八に相當するものである、其の地稅は每年每畝に付銅錢四千文[3]とし、調印の日より十箇年間は每年每畝に付銅錢

1) 卽ち城壁の眞南。
2) 沿河十丈（百尺）の地帶は他日迄懸案とす、右十丈の中に官路（官設道路、馬路）四丈が含まれる。
3) 約五元。

三千文を收め十箇年後に至り永遠每年每畝に付同四千文を納むるものとせらる(第五條)。

行政組織――大體杭州租界と同樣である。大正十二年六月一日附館令第一號『蘇州居留民會規則』[1]に依り、蘇州居留民會組織され租界の行政事務に當つて居る。現支那事變前、本邦人の借地面積は該居留地の約八割に達したが、實際に利用されて居た面積は同約三割に過ぎない狀態にあつた。

土地制度――右『取極書』第三條乃至九條に規定する處である。卽ち杭州居留地と精神に於て同樣であるが、唯、地價卽ち借地料は一畝に付洋銀百六十弗とし十年後は居留地內隣近地の公平價額に照らして租借する、と云ふ點に於て異なつて居る。土地借用の手續に關し『蘇州帝國居留地地所借用假規則』がある。蘇州の地に別國の租界が出現する場合も豫想されて居た(右『取極書』第十三條)が、之は遂に實現しなかつた。

14　鎭江・舊英國租界(Former British Concession, Chinkiang)

概　說――鎭江英國租界は一八六一年二月二十三日の『租界設定協定』及同年四月三日の同『追加協定』に依り設定せられたるもの、楊子江に沿ひ運河を隔てゝ支那街に相對する面積二分の一平方哩に過ぎない地域であつた。津浦鐵路の開通後は由來交通の要衝であつた同地の繁榮を南京下關[2]及び浦口に奪はれるに至り、爾來該租界の價値は減少せるものと認められ來つた。

一九二七年(民國十六年)三月國民革命軍長江下流地方を占領するに及び、同月二十三日英國領事は

1)　爾後の改正玆に留保。
2)　南京市の沿江地。

鎭江交渉署に書翰を致し、租界警察署〔巡捕崗位〕を撤去する旨聲明し、直ちに警察權は中國側地方官の管理に歸するに至り、次で同七月三十日國民政府外交部は交渉員に令して英國租界の接收を命じ玆に事實上（法律上は未し）英國の支配權は消滅に歸したのである。爾後一九二九年三月國民政府より英國公使に對し正式還附を要求するに及び兩國の交渉開始せられ、結局同年十月三十一日附を以て鎭江英國租界の還附に關する公文交換[1]せられ、同十一月十五日正式に同地域の授受を了した。該交換公文により「國民政府が中國全部の土地に對する新たなる徵稅法を公布するに至る迄及右新たなる徵稅法が鎭江地方に實施せらるゝ迄は從來鎭江に於て "Britanic Crown leases"[2] を所持する者は現行稅率に依り地稅を納付すべきものなること」を條件とした外、還附後の行政制度に關しては何等の條件なく中國は任意に其の行政組織を定め得ることゝなつたので、國民政府は之を「特別區」とすること無く純然たる中國の官治下に地方行政區域に編入した。斯の結果舊英國租界は單に開市場の一部に吸收せらるゝに至つた譯であるが、此解決法は天津白國租界の返還を模倣したものと看るべきである。

附記——鎭江租界の廢止は英國側に大なる損害を與へて居ない。卽ち同租界が事實上回收せられた前年一九二六年の狀況は、人口に於て外國人三〇名（其の中、英國人は亞細亞石油會社員五名、日本人一五名）、中國人一、二〇〇名、歲入六四、一七四弗一〇仙、歲出五三、五八三弗七三仙、と云ふ貧弱

1) 南京に於て。駐華英國公使ランプソン(Sir Miles Lampson)、國民政府外交部長王正廷間、但し英國公使は二等書記官エーヴリング(A. Francis Aveling)に於て代理署名。

2) 所謂英國皇家租地、英國政府より分讓を受けたる土地權利證。

なものであり、而も港としての價値も尠く、從來工部局の經營して居た電燈水道も還附前民間に賣却を了し、更に鎭江事件の賠償として英國は中國側より六萬八千元を得た有樣であつた。

15　九江・舊英國租界（Former British Concession, Kiukiang）（現、九江特別區）

概　說——九江舊英國租界は一八六一年の設定に係り、九江府城西門外楊子江に沿つて位し、南方は支那街に接する面積約三萬坪の地域である。一九二七年一月中國側は漢口英國租界と同じく民衆の暴力を藉りて之を奪還したが、元來租界としての經營は、氣候が歐米人に適せざる爲め其の他の理由により發達するに至らなかつた。

同一九二七年（民國十六年）、英國政府は國民政府の要求に應じ正式還附に就き折衝の結果、同二月二十日附を以て、英國公使代理大使館參事官補オーウェン・オーマレー[1]及國民政府外交部長陳友仁間に一協定署名され、「漢口租界（英）の場合に締結せられたる處と同一基準の協定が直ちに九江に於ける租界の場合にも爲さるべき」こと丶なり、更に同三月二日附公文に依り正式引渡期日は三月十五日と協定せられ、約定の通り實行を見るに至つた。中國國民政府は該租界の返還を受けて後同六月二十日『九江特別區章程』を公布し、舊英國租界區域を以て「九江特別區」（Special Administrative District of Kiukiang）と爲し、同區の事務は外交部監督の下に管理局之を管理すること丶なつた（第一、二條）。尙特別區の居住者は外華人を問はず直接の參政權を許されず、只區內納稅者は管理局よ

1）St. Clair Owen O'Malley. 大使館參事官補は當時の彼の官職資格。

り毎月末作成せらるゝ市政費の性質及支出を記載した一覽表竝に外交部の承認を經たる毎年度の決算表の回覽を許さるゝのみである(第十三條)。尚『九江特別區市政細則』なる補則もある。

16 漢口・舊英國租界(Former British Concession, Hankow)(現、第三特別區)

概　說――原訂租界は一八六一年三月の設定に係り、後一八九六年に擴張せられた。舊英國租界は長江に沿ひ支那街の北方に隣接し漢口商業區の中心を占めて居る(面積、原訂・約二九萬平方碼、擴張・二四萬七千平方碼)。其の租界章程及補則は一九〇二年五月の制定公布に係るものであつた。

國民革命軍の北伐が漢口の占領に成功するや、一九二七年一月四日終に該租界は不法手段に依り中國側に回收(事實上)せられた。一九二七年二月十九日附陳外交部長オーマレー參事官の協定に依り、英華同數の參事會員及中國人議長を以て參事會を構成すること、漢口租界の回收を九江以外の他の租界問題解決の前例と爲さゞること、とを條件として、正式に該租界は中國官憲に引渡さるゝに決定し、同三月十五日舊英國の機關たりし工部局は解散せられ、同時に市政は「漢口第三特別區市政局」に依り管理されることゝなつた。中國國內法たる『漢口第三特別區市政局章程』(Regulations of the Municipal Bureau of the Special Administrative District No. 3 of Hankow)は總則、市政局、董事會(參事會)、常年及特別大會、選擧、補則、章程の修正等に關する規定五十箇條より成り、一九二七年三月十五日より施行せられたもの(翌年四月一部改正)、市政局に局長一人を置き外

交部より選派し、局長は區內一切の事務を執行し、參事會の議長となる(第六條)、參事會は議員七名、局長の議長たるを除き他の六名は常年大會に於て中國人三名英國人三名を、投票有權者中より選擧す(第七條)、本局に警察長一名を置き巡警を督率して區內一切の警察事務を管理す(第十一條)、本局は區內一切の財產を管理す、總ての收入は參事會指定の銀行に預入し金錢の支拂は總て小切手を用ひ、局長之に署名し二名の參事會員――內一名は英國人たるを要す――之に副署すべし(第十六條)、參事會員の任期は一年とす(第十九條)、參事會の議事は過半數を以て採決し贊否同數の時は議長之が決を採る(第二十二條)、市政局長は每年三月常年大會を召集す(第二十六條)、特別大會は局長が必要と認めたる時、及二名の參事會員若は選擧有權者三分の一以上の合意に依り開き得(第二十八條)、市政局公用語は支那語及英語とす(第四十八條)、以上は其の要點であるが、之に依り英國人に許與せられた權限の範圍を識り得る。尚市政局は同區管理後も一時的辨法として舊英國租界章程の Bye-Laws を襲用し來つたが、一九三〇年三月より中國側制定の『漢口第三特別區管理規則』を施行するに至つた。

附　記――該特別區は漢口に於ける他の二特別區竝に天津、九江の地に於ける特別區と全然其の趣を異にするもので、現在中國に於ける「特別區」(舊外國租界)中、唯一の外華共管制度(實質上は、中國人たる管理局長の專行に歸す)の行はるゝ地域である。尚、陳・オーマレー協定に依れば、前記『漢口第三特別區市政局章程』は臨

時的性質を有し、漢口に於ける日佛兩國租界を回收したる後舊獨露の兩租界を併せ計五區域を一區とする辦法が講ぜらるゝ迄有效と定められて居る。以て陳友仁外交の意氣を窺ふに足るであらう。

17 漢口・舊獨國租界(Former German Concession, Hankow)(現、第一特別區)

概　說——漢口舊獨國租界は一八九五年十月三日附『條約港漢口ニ於ケル租界ニ關スル協定』に基き設定され、楊子江に臨み佛國租界の下流日本租界との間に介在し、面積六〇〇畝(一六二、一四〇坪)の地域である。該租界は其の回收に至る迄は大體天津に於ける舊獨國租界と同一軌に經過した。

一九二六年五月に至り中國當局は『漢口特別區市政局暫行章程』(舊獨國租界の行政を目的とす)なるものを作成し、同時に施行する旨列國に通告した。該章程は嚮に列國の假承認を與へた『漢口特區管理局暫行章程』(舊露國租界の行政を目的とす)を模倣し之に數箇處の修正を施したものであつた。卽ち市政局に參事會(董事會)を設け七名の參事(董事)より成り局長を職務上當然の參事長とし、他の六名は通常大會に於て選擧せらるべき區內・外華人被選擧有權者にして內外に名望ある中國人三名、外國人三名を以て之に充つ(第六條)と云ふ組織であつたが、此章程は其の後關係列國との正式協定を經ざる裡(列國は贊否共に正式意嚮を示さなかつた)に實施せらるゝに至り、爾來同區は第一特別區と命名せられ、一方區內の居留外國人は事實上該章程に依る行政委員を選出し區の行政に參與した。(爾後の變遷は記述の便宜上之を次項末の附記に讓る。)

18 漢口・舊露國租界(Former Russian Concession, Hankow)(現、第二特別區)

概　說――舊露國租界は一八九六年の設定に係り、楊子江に沿ひ舊英國租界と佛國租界との間に位し、面積一八四、五三七坪を占めて居る。

一九二〇年九月二十三日中國政府は帝政露國の公使領事に對する待遇停止を公表するや該租界を其の管理下に置くに決し、之を「特區」と假に命名し「湖北俄國事務辨公處」を設け露國總領事を顧問として從來の露國租界章程に依り行政を掌る處があつたが、一九二四年五月三十一日の蘇聯邦對中國間懸案解決大綱協定に依り露國租界は正式に放棄せらるゝに至つた。斯て一九二五年三月二十八日より中國政府は關係列國より假承認を受けた『漢口特區管理局暫行章程』を施行するに決し、此處に舊露國租界は第二特別區と命名せられ爾後外華人の共同行政の下に管理せられた　其の根據は該章程第五條の定むる處であり、本管理局に七名の董事より成る董事會を置く、議長たる管理局長を除き三名の中國人董事及三名の外國人董事は、通常大會に於て本區有資格者中信用及地位あり且納税者の信任及尊敬を有する者の中より選擧せらるゝものとす、との規定之である〔以下次の附記を看よ〕

附　記――一九二八年(民國十七年)十二月三十一日、湖北省政府は同二十九日附布告第八號を以て翌一九二九年一月一日より漢口第一、第二特別區を廢止する旨宣言した。即ち布告に「武漢市市政委員會より漢口第一及第二特別區管理局を撤廢し、期限を定めて該會に合併管理すべく……漢口第一、第

二兩特別區は既に租界に非ず、而も該會（前顯市政委員會）亦既に成立せる以上、當然之を武漢市政の範圍に編入し、以て主權を全からしむべし……民國十八年一月一日より第一、第二兩特別區を該會に合併し其の直接管轄に歸し……」云々とあつた。於茲、所謂國民革命外交の現れに外ならぬ兩特別區の武漢特別市[1]編入に對する反對の聲が、關係外國人間に揚つたが之を支援すべき外交團領事團側に意見の一致を見ること能はなかつた爲め、終に中國側官憲の壓迫と相俟つて事實上中國側計畫の通りに推移し、關係外國人は寄附の形式を以て武漢市政府の賦課する稅の納入を承諾し[2]、從來の外華共同行政は停止せられて關係外國人は單に「臨時參議會」に會員を派して市政を監視し得るのみとなつて了つた。一九三〇年六月二十日國民政府は令して特別市制を廢止した結果、形式上第一、第二兩特別區は「漢口市」の一部となり特別區は殆ど虛名たるに過ぎぬ狀況となつた――一九三一年國民政府參謀本部發行「武漢街市圖」には既に此第一、二特別區なる稱呼は使用されて居ない。尙日本政府は終始中國地方官憲の獨斷的編入に反對の强硬態度を持し來つたが、他の關係列國とても進んで中國側の計畫を正式に承認したものはない模樣である。斯て此問題は結局事實上の問題として落着を看るに至つた。

19　漢口・佛國租界（French Concession, Hankow）

概　說――漢口佛國租界は一八九六年六月の設定に係り、一九〇二年擴張せられて今日に及んだ。楊

1) 一九二七年一月一日漢口・國民政府令を以て、武昌、漢口、漢陽の三地（鎭、地）を合して「武漢」とする旨發令。後、南京に成立せる國民政府は之を默殺した。

2) 斯る納稅は本國政府の正式意思とは關係無く、外國人の所謂 voluntary contributions である。

子江に臨み舊獨國租界を隔てゝ日本租界の南に位し、舊露國租界の北に在り、面積約一〇萬餘坪、漢口に於ける租界中最小のものである。

行政組織――現行の租界章程(Règlement Municipal Organique de la Concession Française de Hankéou.)は一九二九年の制定に係り、天津佛國租界に倣ひ多大の改正を加へられたもの、中國人の參政權を認めて居る。該章程は四章二十六箇條より成り、租界の法人格、行政組織、各機關の權限及作用並に土地制度、租界居住者の地位、等に就き規定し、之に百三十一箇條より成る補則(Règlement (Général)があつて、租界の警察、交通、地稅及家屋稅、課金、水道等各般の行政事務に就き詳細な規定を設けて居る。行政組織が領事萬能であることは上海天津に於ける同國租界の場合と同樣である。參事會は九名を必要數とし、總領事は駐華大使の承認を經て中國人及外國人中より一名又は數名の委員を追加することを得るも、此場合には同數の佛國人委員を併せて指名するものと定めらる。九名の參事會員の構成は總領事(法規上當然の議長)一名、佛國人選擧人中より選擧せられたる佛國人委員二名、外國人選擧人中より選擧せられたる外國人委員二名、佛國領事の指名する中國人委員二名、佛國領事の指名する佛國人委員二名、之である。

土地制度――租界章程第四章中に規定がある。租界內の土地の所有權(propriété)に關する一切の契約は、佛國法律に從つて之を作成し佛國領事館に登記すべし(第二十一條)、佛國人以外の者が租界內

に於て土地又は家屋(immeuble)を取得する(acquérir)ときは豫め駐華佛國代表者の承認を受くるを要し(第二十二條)、右の買主(acheteurs)は租界諸法規を受諾し納税者に課せらるべき各種課金を納付し、且租界章程第十三條に規定せらるゝ公用徵收に應ずる旨の所屬國領事の認證せる承諾書を提出するを要す(第二十四條)――と規定されて居る。

20 漢口・日本租界(Japanese Concession, Hankow)

條約根據――一八九八年(明治三十一年)七月十六日(光緒二十四年五月二十八日)漢口に於て署名の『漢口日本居留地取極書』を以て「現ニ日本ノ商務日ニ盛ナルニ因リ」設定せられ、後一九〇七年(明治四十年)二月九日(光緒三十二年十二月二十七日)同上『漢口日本擴張居留地取極書』に依り擴張せられて現在に及んだ

實地劃定――原訂居留地の境界は調印後兩國間の協定に依り變更せられ、東界は楊子江に沿ひ、西界は獨國租界の西界北端より起り一直線に長百丈とし、南界北界は其の西端何れも右西界の兩端に至りて止む、とせられ、擴張居留地は原訂の境界より北に向ひ沿江百五十丈とし、東界及西界は原訂の境界線を延長したるもの、と定められて居る。卽ち原訂擴張の兩者を合して沿江二百五十丈、奥行百二十丈、面積計一二五、四七二坪である

行政組織――租界行政の權限は原訂取極書第二の項(箇條の定めなし)に規定する處である。漢口に於ては明治

四十年八月外務省告示第十八號に基き『居留民團法』を施行すること、なり、法人格を有する民團組織せられ租界行政に當りつゝある。該民團の組織に就ては各地同種民團に劃一施行せらるゝ『居留民團法』、『居留民團法施行規則』[1]の外、『居留民團法施行細則』[2]を以て定めらるゝもの現行法規である。

卽ち同地居留民會議員の定數は二十人とし(細則第一條)、民團法施行規則第九條に規定する民團課金は土地課金、建物課金、所得課金、營業課金及雜種課金に分れ(同第二條)、參事會員の定數は五人とし(同第十條)、選擧の結果に於て參事會員の過半數は必ず帝國臣民たることを要する(其の方法に就き天津の場合と同樣である。細則第十一條)旨規定されて居る。警察事務に關する法規としては、全支の總領事館、領事館の管下に一般に行はるゝ『警察犯處罰令』(內容は土地に依り夫々多少の相違がある)の外、『漢口帝國專管居留地警察規則』がある。

同地民團の經營しつゝある事業には、道路溝渠等の土木事業、小學校[3]幼稚園の經營等教育事業、撒水道路淸掃防疫等の衞生事業、上水の供給、電氣の供給、公園及遊園地の經營、公會堂及射擊場の維持、墓地及火葬場の施設經營等がある。

土地制度――同租界土地權の得喪に關し該『居留地取極書』に左の如き根本規定(抄)がある

地稅――一畝每に地丁[4]銀一錢一分七厘及び漕米[5]二升八合四勺にして米一石に付銀三兩の割合を以て換算取立

1) 兩法規に付 587—92 頁を看よ。
2) 明治四十年九月十四日附館令特第一號發令、大正十四年一月十五日附館令第一號、昭和二年一月十七日附館令第一、二號、同年三月二十三日附館令第三號、昭和七年八月二十九日附館令第一號、昭和九年十二月二十八日附館令特第一號を以て夫々改正を經て現在に至る(昭和十四年七月一日)。
3) 大正元年民團は明治尋常高等小學校を設立した。
4) 本來は地賦(地代)と丁賦(人頭稅)であるが、淸代に至り後者は前者に割當てられた、卽ち此處では單に地代の義。
5) 地丁の外、米石を徵收して京師に運ぶ制度、之を漕米、漕糧等と曰ふ、一種の稅である。

て、毎年四月日本領事より漢陽縣に送付するものとす。日本人の未借用地區に於ては清國人地主自ら租税を納付す。

借地料及地券――日本人が清國人地主より地所借用の際支拂ふべき借地料は過去三年間の平均地價を標準として公平に取極むべし。清國官地に付ては格別低廉ならしむべし。地券は日本領事を通じて清國官廳より發給し、且三葉作成して一は借地權者に一は日本領事館に一は清國地方官廳に於て之を保存す。一たび借用せる地所は本取極書に依り借地權者に於て永遠借用するものとす。

日本人以外の者に對する制度――身元確實品行方正なる中國人は居留地內に於て居住營業するを得、但し之に借地權を許容せず。身元確實なる外國人は居留地內に於て居住するを得、但し之に借地權を許容せず。

右の外、『專管居留地地區拂下規則』(明治四十年二月八日附館令第一號)、『漢口專管居留地土地及工作物規則』(明治四十二年七月七日附館令特第二號)[1]なる法規がある。

前者規則第一條に曰く(抄)、

居留地內の官有地區の拂下を受くるは帝國法人又は帝國臣民に限る。

後者規則第一條に曰く、

居留地取極書の規定に依る專管居留地內の土地永借權は土地所有權と見做す。

同上規則第四條に曰く(抄)、

清國と條約關係を有する國の私人及法人にして居留地內の不動產に關する權利を取得せるものは自國官憲の公認可書を得て、本令其の他帝國法規を遵守すべきことを書面を以て明示するに非ざれば、其の取得せる權利を登記することを得ず。

1) 昭和二年十月八日附館令第四號を以て一部改正。

附記――漢口の地は舊英國租界を中心として漢水に沿ひ日本租界の反對の方向に向つて發展しつゝあり、[1]一方主要なる邦人の銀行會社は概ね舊英國租界に存在し、爲めに日本租界は邦人の小商業者乃至住宅地として利用されて居る狀態にある(支那事變前)。從て居留民の負擔重く同日本租界財政の困窮は近年有名であつた。帝國軍艦乘組員及非常狀態の場合を除き、外地よりの同租界出入は同租界の埠頭より之を行はず、舊英國租界の埠頭よりするのが常例であり、從て玆に佛國租界通過の必要が生ずる[2]所以である。

昭和五年(一九三〇年)十一月、國民政府は革命外交の勢に乘じ同日本租界の回收を提議し來つた。昭和六年夏、武漢地方一帶未曾有の大出水に際し、同地邦人が一致結束して日本租界の周圍に防水工事を施し、以て同租界のみ溢水より免れ得たることあり、當時「日本人でなければ爲し得ざる努力」として内外の賞讃を博した。蓋し同租界史を飾る重要なる一挿話と認められる。

現支那事變に際し、昭和十二年(一九三七年)八月七日、漢口全日本居留民は同地を引上げた。翌一九三八年八月十三日、卽ち日本總領事の同地引上一周年に當る日、[3]國民政府は一方的に同租界の回收を聲明し、之を漢口市第四特別區と改め同市政府の直轄下に移す旨發表した。勿論斯る措置の違法たることは言ふ迄もない。翌昭和十三年十月二十七日帝國軍は武漢三鎭の攻略に成功し、[4]同日を以て日本總領事館は再開の運びとなつたのである。

1) 從て日本租界は支那街に最も遠い地にある。
2) 此問題は支那事變に際し、殊に日本軍隊の通過問題に絡み、一時日佛兩國間に交渉事件となつた。
3) 國民政府側の所謂漢口八・一三記念日。
4) 國民政府軍は帝國軍の此進擊を前に同地日本租界を爆破燒拂つた。

21　沙市・日本租界(Japanese Concession, Shashi)

條約根據――明治二十八年日清『媾和條約』に依り開放せられたる四開市場の一たる沙市に於ける租界は、一八九八年(明治三十一年)八月十八日(光緒二十四年七月二日)沙市に於て調印せられた『沙市日本居留地章程』に依る。

實地劃定――該『章程』第一條に依り、日本租界は沙市の洋碼頭荊州官地西界より起り東南長江に沿ひ直長三百八十丈其の西界より直長八十丈間は幅八十丈以下、直長三百丈間は幅百二十丈の地區と定めらる、尙ほ同條は「嗣後他外國居留地ヲ設定スルトキハ日本居留地以下ノ地區ニ於テ劃定スベシ」と希望條件を伴つて居る。右の地區は其の面積約一一七、六〇〇坪に當る。

行政組織――右の如く區劃の設定行はれたが增水時浸水の危險ある爲め今日迄經營せらるゝに至らず、全部中國人農耕地の儘に放置されて居る。又該租界に於ける日本の行政權に就ては前顯『章程』第二條其の他の定むる處で、大體杭州及蘇州租界の夫れと同樣範圍のものである。大正十四年十二月十日附館令第一號『沙市居留民會規則』(大正十五年十月十八日附館令第二號を以て改正)に基き、沙市及公安、陡湖堤、郝穴を含む附近居住の帝國臣民より成る居留民會の手により、其の公共事業を處理することゝなつて居る。

土地制度――前顯『章程』第四條乃至十條に詳細規定する處である。大要を述べれば次の通りである。地區を上・中・下の三等に分ち貸付年代並に等級に依り毎畝地價を定む、即ち現行永借價格[1]は毎畝上

1)　光緒三十一年以後の價格。

等地百二十弗[1]、中等地百弗、下等地七十弗を基價として競賣に依る　地税は毎年毎畝一千文(淸錢)[2]とする　地税は日本領事之を徴收し毎年舊曆四月十五日之を中國地方官に納入する　中國人及外國人は居留地内に於て居住營業權を有するも、借地權は之を許されない。

22　重慶・日本租界(Japanese Concession, Chungking)

條約根據――明治二十八年日淸『媾和條約』に依り權利を得　一九〇一年(明治三十四年)九月二十四日(光緒二十七年八月十二日)重慶に於て調印せられた『重慶日本專管居留地取極書』に依り設定せられた。該『取極書』の前文中に「現ニ兩國ノ商務漸ク發達ノ勢アルニ因リ……該居留地ニ關スル一切ノ事項ヲ確訂」する旨の記載がある。

實地劃定――該『取極書』に基き重慶府城朝天門外の南岸王家沱の地(支那街は楊子江西南對岸上流約二十町の位置にある)に設定せられ、面積約一四三、〇〇〇坪に當る

行政組織――日本行政權の權原に就ては該『取極書』第三條其の他の規定する處である。昭和二年十一月二十一日附館令第一號『重慶居留民會規則』(昭和五年九月二十日附同第二號を以て改正、及昭和六年三月二十七日附同第一號による改正あり)に依り、「重慶及其の附近」に居住する帝國臣民及同區内に事務所を有する帝國法人を以て重慶居留民會を組織し公共事業を處理すること、なつて居る。邦人經營の工場數棟、海軍集會所等のある外、中國人住宅も相當に存する。

1) 銀元。
2) 約一元三十仙。

土地制度――該『取極書』第四條乃至第十條に詳細なる規定がある。極めて大略すれば、居留地內總ての土地は淸國地方官に於て地主より買收して日本商民に引渡すこと。居留地內土地を上中下三等に分ち、其の永代借地料は每畝圓銀上等百五十元、中等百四十五元、下等百四十元と定め永久此割合とする。地稅は每年每畝上等地二元五十仙、中等地二元十七仙五厘、下等地二元十仙とし、每年舊曆正月十六日より同三十日に至る間に於て、日本領事各借地人より一年分を取立、之を中國地方官に交付する。借地權は日本人のみに許さる。中國人及外國人は居住營業し得るも借地權を有せず――以上の通りである。

23 福州・日本租界(Japanese Concession, Foochow)

條約根據――一八九九年(明治三十二年)四月二十八日(光緒二十五年三月十九日)福州に於て調印せられた『福州日本專管居留地取極書』〔福州口日本專界條款〕に據る、其の前文中に、兩國當事者は「福口ニ於テ專管居留地開創ノ爲約ヲ立ツ、現ニ日本臺灣ノ商務日ニ盛ナルニ因リ福州ニ在テ新ニ居留地ノ設立ヲ請求センガ爲……土地ヲ實檢シテ境界ヲ定メタル上左ノ通條款ヲ議定ス」とある

實地劃定――福州城外閩江岸天主堂碼頭の東界より起り尾墩村の東方に至り前部卽ち北は閩江に沿ひ、後部卽ち南は田地を包有する一帶の地にして氷廠及び尾墩村を除きたる十七萬坪、竝に新洲(前記地域と小流を隔つる閩江內に沖積せる地)に於ける氷廠の區域を除きたる地約四萬坪、以上併せた

ものを日本租界とした。

行政組織――前題『取極書』第二條には、居留地内の道路管轄權、警察權、其の他居留地内諸般の行政權は一切日本帝國政府の管理に歸すべし、と規定して在るが、事實は未だ之が經營に着手して居ない。卽ち右の租界區域は中國農民の部落の儘である。而して福州在住の日本人は、右租界に居住せず外國人と同樣殆ど閩江南岸所謂南縣の「居留地」[1]に在り、從て右取極書に曰ふ租界行政權は實效を收むるに至らざる儘今日[2]に及んで居る。「福州及其の附近に在留する帝國臣民たる居留民共同の利益」の爲め、昭和三年二月十四日附館令第一號を以て『福州居留民會規則』が發布せられた。更に臺灣籍民の爲めには大正十三年五月六日附館令第一號を以て『福州臺灣公會規則』發布せられ、「自治の實績を擧げ公益を圖」りつゝある。

土地制度――前題『取極書』第三條乃至第七條の規定する處である。日本人土地を借用せんとする時は日本領事を經て地方官發給の地券を受く。借地料は上中下三等に分ち每畝「前三年ノ平均地價」を標準として定め、永代借用を許す。地税は上中下各等に分ち每畝に付之を定め[3]日本領事各借地者より徵收して閩縣[4]に交附す。土地永借權は日本人のみ之を許さるゝも、外國人及中國人にして居留地内に居住營業するは妨げず――以上は其の大要である。

24 廈門・鼓浪嶼(クーランス)[5]共同租界(International Settlement of Kulangsu, Amoy)

1) 萬壽橋に依り支那街と結ばれる南臺島にある中國自開市場。倉前上、泛船浦一帶の地。閩海關、日英米佛の領事館は何れも此地にある。
2) 支那事變前。
3) 借地料、地税等具體的價格を示してない。
4) 福建地方官廳に當る。
5) コロンスの俗音に據り人口に膾炙す。

概　説――廈門島前面の一小島[1]たる鼓浪嶼には一八四二年の英清南京條約第二條に依る廈門開港の以前既に外國人の來住するあり、開港後は益々増加の一路を辿りつゝあつたが、一八四四年廈門に英國人居住地の設定と共に同嶼の英國人を新居住地域に移轉せしむることと約定せられた。然るに該英國租界の經營實現せざりし爲め終に從來の儘となり、一方鼓浪嶼に於ける外國人の居住往來營業の自由並に或程度の自治は一種の Abuses として事實上淸國の認めざるを得ざる處となり、所謂不平等條約上の一要素となるに至つた。一九〇一年英米兩國領事より淸國官憲に對し提議した結果、翌一九〇二年一月十日『廈門鼓浪嶼公共租界章程』(Land Regulations for the Settlement of Kulangsu, Amoy.)なるもの、在廈門領事團(日、英、米、獨、佛、西、丁、蘭、瑞諾の各國領事の名による)と淸國側道臺等との間に成立し、此章程に依り淸國は正式に鼓浪嶼共同租界の設立を承認した型となつた。該章程は上海共同租界章程を模倣せるものであるが、爾後小改正を經て現在に及んで居る。該共同租界の境域に付右章程第一條は「廈門島の西南西に當り、約一平方哩二分ノ一强の面積を有する鼓浪嶼島、及其の周圍干潮時百呎の水域を以て構成」と定めて居る。

行政組織――前顯現行章程は全文十六箇條より成り、前文、租界の境域、選擧人總會、選擧人臨時總會、參事會の構成、參事會の權限、工部局吏員の任免、犯則者の處分、參事會の訴訟能力、土地取得の方法、公共財產の管理、地租、會審衙門、逮捕狀なき逮捕、犯罪人引渡、補則所定罰金の追徵、

1)　周圍三哩

章程の改正、の以上に就き規定して居る。尙二十一箇條より成る租界章程の補則（Bye-Laws）がある。要之、當初參事會は每年の定時總會に於て選擧せらるゝ外國人五名又は六名、及び道臺により任命せらるゝ中國人一名の參事會員を以て組織せられたが、中國側の要求を考量した結果、一九二六年九月二十四日廈門領事團主席の許に到着せる北京外交團よりの承認に依り中國人參事會員の數は三名に增加せられた。一九三〇年より更に外國人五名、中國人四名の割にて構成することとなつた。但し右は何れも前顯章程を改正したものでなく單に便宜手段に外ならないのである。

參事會員選擧人（voters）たる資格は（イ）鼓浪嶼に於て査定價格千銀弗以上の土地を有する外國人、（ロ）右所有者不在の場合其の代理人又は管理人、（ハ）免許料を除く稅課年額五兩以上を納付する外國人とする（第四條）。參事會員（councilors）の被選資格は（イ）鼓浪嶼に於て査定價格五千銀弗以上の土地を有する外國人、（ロ）同地居住外國人にして査定家賃年額四百銀弗以上を納付する者である（同第四條）參事會の下に書記局竝に監察、財政、工務、衞生、教育の五委員會があり、書記局書記長は警察部長を兼務する。

土地制度――前記租界章程第九條は單に「外國人の土地購買及轉讓に對する現行制度、竝に右購買及轉讓を中國衙門及領事館に登記するの制度は依然有效なるべし」と規定して居るが、右は鼓浪嶼に於ける土地制度に關する唯一の條約根據である。清朝時代、廈門地方[1]に於ける外國人は自由に土地の賣

1）鼓浪嶼及廈門島廈門市に屬する開市場一帶の地。尙中國側は鼓浪嶼をも廈門市の一部と看做して居る。

買譲渡を行ひ、清國官憲亦之を默認し來つた。中華民國時代に入り、同地中國官憲は條約に根據なき處より外國人の土地所有權を否認するに至り、爲めに外國人は一般他地方に於けると同樣永借權の名義を以て事實上の所有權を取得することゝなつた。廈門地方に於て外國人が中國人より不動産を取得せんとする場合、下記二種何れかの方法に依る。其の一は會印制度(註)であり主として英米佛國人等の用ふる方法である。他の一は中國官廳への永借權登記であり主として日本人の行ふ方法である。尤も右兩方法とは別箇に、不動産を取得せる外國人は其の所屬國領事館に登記し或は領事館より認證を求むるのが常である。

鼓浪嶼に於ては地税を含む一切の税に就き、中國側より課せらるゝことはない。卽ち地税以外の税に就ては治外法權等により説明し得られるが、地税夫れ自體の免除は前顯租界章程第十一條の規定より解釋出來るのである。曰く、

清國皇帝は從來の如く國土の君主(Lord of the Soil)なるを以て、國定の地税及海濱税(Government land tax and foreshore tax)は依然清國官憲より徵收せらるゝものとす。但し斯の種の税賦は經費に對する寄與の爲め之を參事會に移讓(handed over)せらるべし。爾今一切の海濱に對する税にして增額(accrete)せらるゝものに付ては之を中國政府の保有とし參事會に移讓されざるべし。

一方廈門島に於ては中國側の税課たる地租及店舖税(商業税)の外國人への賦課が現實の問題となつて居り、多數の外國人は之を所謂 voluntary contributions と看做して其の徵收に應じて居る。

註――會印制度とは外國人が中國人より土地を買入れた場合、其の事實の證明並に第三者に對する證明として後日の紛議を防ぐ爲め、所屬國領事を經て該賣買契約書(契劵、契字)に中國官憲(廈門縣知事)の加判(會印)を要求する方法を謂ふ。而して之が要求を受けた中國官憲は一定の期間異議の申立を許す旨告示を發し、該期間内に申立なき時初めて其の賣買事實を證する爲め右契約書に縣公署の印を押捺し、之を領事宛返送する慣習である。

參事會の關する訴訟――前顯章程第八條は參事會の關する訴訟手續に付規定して曰く、

參事會(Council)は「鼓浪嶼共同租界參事會」の資格に據り其の書記長の名に於て訴訟の當事者となるべし。右參事會即ち書記長に對する一切の訴訟手續は「外國領事團裁判所」("Court of Foreign Consuls")に向つて行はるべく、該裁判所は每年の初め領事團に於て之を構成[1]するものとす。凡て參事會の個々の會員或は書記長は參事會の權能に於て爲したる行爲に付、個人的責任を追求せらるゝことなく、唯參事會の財產上に於てのみ責任を負ふべし。

蓋し右は上海共同租界參事會の關する場合[2]を模したものであり、從て大體同樣の規定である[3]。但し廈門に於ては上海の場合と異り、領事團裁判所の手續に關する法規を缺いて居る

附記――一九二六年、廈門領事團は中國側の要請に應じ、中國人參事會員の增員及權限の擴張を骨子とする『鼓浪嶼共同租界章程改正案』を作成したが、章程改正は終に北京公使團の承認を經るに至らず其の儘となつて了つた

25 廈門・舊英國租界(Former British Concession, Amoy)

概說――一八四二年の英清『南京條約』は五港の一として廈門の開放を約定した(第二條) 其の結果英國領事と清國地方官憲との間に、阿片戰爭當時英軍の占領せる廈門島水操臺、南校場の兩處を英國

1) 敢て選擧と云ふ辭を用ひて居ない。
2) 本書438―440頁を看よ。
3) 參事會が原告たる場合に於ても理論上領事團裁判所に出訴するを妨げないが、斯くては各國治外法權に對する無視となるので之を回避するのが慣習である。

人の居住地と定め一平方丈に就き年一兩の賃借料を直接借地の英國人より支拂ふこと、嗣で鼓浪嶼に於ける英國人を全部此居住地域内に移轉せしむることの了解成り、一八四四年九月十四日附を以て之が協定成立した。然るに爾後地域的不便等の關係より英國は租界經營に着手しなかつたが、一八五二年六月五日に至り敷地交換の協定(交換公文)成立し、倉庫用地として島美、新碼頭間の官有地間口五十五丈奥行二十丈[1]を、住宅用地として南校場の隣接地域に若干の地を、夫々劃定すること(一八五八年の英清『天津條約』第十二條は家屋〔Houses〕及倉庫〔Warehouses〕を開港場に於て建造する權利を英國に許容した。從て廈門に關する限り該條は既成の事實を追認したことゝなる譯である)、借地料は兩者共從前約定の通りと決定した。現時の前英國租界は前者倉庫用地之である。[2] 其の後一八七七、七八年中、英國人が租界前面の海岸を埋立てた爲め英清間に悶著事件を生じたことあり、更に一九二一、二二年中、亦英國人棧橋築造問題に絡まり紛糾を惹起し、終に一九二五年上海五卅事件の勃發に伴ふ排英風潮の飛沫は是等の問題に濯がれるに至り、結局翌一九二六年該租界内の警察權竝に土木權が中國側に返還せられることゝなつた。

斯て「倉庫(Warehouses)用地」が事實上「租界」(British Concession Area at Amoy)に迄進展したこと(左様に租界としての條約的根據乏し)(一八七七年英國は擅に租界章程竝に補則を作成し、後一九一一年に改正し、以て租界還附の時に及んだ)と、警察權土木權の回收に成功せることとは、勢ひ中國人の租界回收に關する國權恢復運動の目標を廈門英國租界に集中せしむるの結果となつて居たが、終に一九三

1) 大約我五千坪。
2) 後者の住宅用地は實現を見るに至らなかつた。

〇年九月十七日附南京に於てマイルス・ランプソン公使、王正廷部長間に該租界の交還に關する公文の交換を見るに至つた。該交換公文に依り一八五二年の協定は取消され、租界地域は鎭江の前例に從つて純然たる中國官治の下に歸し、從來英國側の發給せる地劵は中國側により一畝に付一元の登記料を以て其の永代借地劵と書換へられ、中國全國に對する土地徵税に關する新法の實施せらるゝ迄年租は現行通りと約された。實に此廈門英國租界は中國に於て事實上最初に成立を見たるもの、又其の廢止は各外國租界の放棄中最近の事件に屬する(還附協定調印の順次より斯く言ふ)

26 廈門・日本租界(Japanese Concession, Amoy)

條約根據——一八九六年(明治二十九年)十月十九日附『議定書』(同年七月二十一日附日清『通商航海條約』に伴ふもの)第三條は、淸國は日本政府より請求の上は早速上海、天津、廈門、漢口等處に日本專有の居留地を設くることを允すべし、と規定して居る。一八九九年(明治三十二年)十月二十五日(光緒二十五年九月二十一日)の『廈門日本專管居留地取極書』は之に基き成れるものである

實地劃定——該『取極書』竝に附屬『別約』により租界は廈門市街の東南端に隣接し虎頭山一帶の地域[1]約四萬坪を以て之に充てることとなつたが、該地域は地勢其の他の關係より租界經營に適せざる爲め當初より今日まで單に設定に決定の儘放置されて居る(從來二、三の經營計畫はあつたが何れも實現しなかつた)

1) 之が詳細なる區域豫定に付『取極書』第一條に規定がある。

行政組織――前題『議定書』第二條並に一九〇〇年（明治三十三年）一月二十一日（光緒二十五年十二月二十一日）廈門に於て署名せられた『廈門日本専管居留地追加取極書』第一條は、共に、「居留地内ニ於ケル道路開通ノ權、警察ノ權、諸般行政ノ權ハ總テ日本政府ノ管轄ニ屬スベシ」との規定を有し、右『追加取極書』第八條には「居留地内ニ借地權ヲ有スルモノハ專ラ日本臣民ニ限ルト雖モ居留地内ニ居住營業スルハ清國人民其ノ他外國人ノ自由ニ任ズベシ」と約定されて居るが、是等の權利は今まで殆ど實效を擧ぐるに至らない。而して廈門に於ける日本の行政狀況は福州の場合と酷似して居り、日本政府は大正七年十二月五日附館令第三號を以て『在廈門日本居留民會規則』を、大正十一年二月二十日附館令第一號を以て『廈門臺灣公會規則』（昭和二年一月六日附改正あり）を、夫々發布し、「廈門及其の附近」に在留する帝國臣民（臺灣籍民を除く）並に臺灣籍民の利益を擁護しつゝある。

土地制度――前題『取極書』第四條及同『追加取極書』第二條乃至第八條に規定がある。即ち規定の精神は既掲福州日本租界のものと同樣[1]である。尙廈門に於ける土地權に就き鼓浪嶼共同租界の項を參照せられ度い。

附　記――嘗て國民政府時代排日風潮の盛んなりし頃、同地方に於ては「日本が租界經營に着手せざる以上之を租界と看做し得ない」と云ふ議論が行はれたことがある。又支那事變に伴ひ廈門島居住の日本人は一時總引上を斷行したが、昭和十三年五月十一日帝國海軍は同島の占據に成功した。

1) 704頁。

27　廣東・沙面英國租界(British Concession of Shameen, Canton)

概　説――廣東に於ける外國人居留地たる沙面(Shameen)の地域は珠江に面する廣州市の西南隅なる積沙地を埋立てた處で、一八五九年[1]より三年を費し英佛兩國が三十二萬弗を投じて埋立築造せるものである。東西八丁南北二丁半楕圓形の島にして東北西三面は小壕を以て繞し廣州市西關及び南關と二橋(英國橋佛國橋)を以て相接し、南面は珠江白鵝潭を隔て、河南及び花地と相對する。此島を出資率に依り區分して西方五分の四、面積約四四エーカー[2](清國側丈量に於て二六四畝)は英國に、東方五分の一、面積約一一エーカーは佛國に、夫々屬する。一八六一年英佛領事對清國官憲の取極[3](各別に成立)に依り兩租界の設立決定し[4]借地料として毎年英國は總計香港銀約三百九十六弗[5](Three hundred and ninety six thousand Copper Cash)を、佛國は其の四分の一を納付することとなつた。尚英清兩國代表により調印せられた『沙面租界ニ關スル協定』は一八六一年九月三日の日附を有し、之に依れば「從來廣東ニ於テ英國政府ニヨリ保有セラレタル(held)地域ガ英國人(British Community)ノ設施(accommodation)ニ不充分ナルコト明カトナリタルニ依リ、〔清國當局〕ハ沙面地基(Shameen Site)ト呼バレ且知ラルル清國政府ニ屬スル土地ノ一劃ヲ英國官憲ニ讓與(grant)シ且貸付(let)クルコトヲ約ス、該地基ハ(下略)〔貸付が永久的(in perpetuity)のものなること、其の毎年の貸付料は一畝に就き一、五〇〇文(Copper Cash)なることの條項もある〕」。清國政府ハ爾今借地料ガ

1) 英佛聯合軍戰爭の最中。
2) 我約五萬三千八百坪に該當。
3) 英清間の取極は一八六一年九月三日(咸豐十一年七月二十九日)附。
4) 即ち事實の追認。
5) 一畝に付 1,500 文(Copper Cash)。

正確ニ支拂ハル、限リ該土地ノ前記區劃ニ對スル一切ノ權利、權限及主張（all right, title and claim）ヲ放棄シ……」とあり、英佛兩國が勝手に埋立た事實に對して何等言及する處がなかつた。

行政組織――一九〇四年支那朝鮮に關する勅令（Order in Council）に基き發布せられた一九〇八年一月のKing's Regulations第二號"The Shameen Land Regulations"は該租界現行土地章程の濫觴を爲すもので、爾後一九〇八、一九〇九、一九一三、一九二五年に改正を經て居る。其の全文二十二箇條は租界の境界、土地の取得、選擧人總會、市參事會、課稅表、補則、會計報告、犯則者の訴追、補則違反者に對する制裁、章程違反者に對する制裁、選擧人臨時總會、參事會員の選任、其の任期、其の缺員の場合の處置、工部局吏員、民團基金の管理、選擧人資格及參事會被選資格、選擧人名簿、章程執行に關與する者の個人的責任免除、參事會に對する訴訟、納稅者の意義、建築並に公衆衞生に關する補則の制定、等に關し規定して居る。就中、參事會員は五名を超えざること且其の過半數は常に英國臣民たるを要すと規定され（第十二條）、又前記章程の補則の外租界警察に關する重要なる補則が二種ある。其の一は沙面の交通取締規則、他は沙面出入取締規則之である。殊に沙面租界は原則として居留外人の使用する者以外中國人の居住を禁じて來て居るので、後者の取締規則は注意に値する、卽ち沙面への出入特に廣州市街沙基路[1]と連絡する橋梁鐵柵閉鎖後の夜間出入を許可せらるゝ者を列擧して居る。斯る規則は勿論中國側の諒解の下に作成せられたものではない（條約上諒解

1） 一九二五年沙基沙面事件發生後、之を記念する爲め事件日に因み六月二十三日路と改稱。

を求むるの要なきこと勿論であるが、平時租界への出入制限の如きは租界行政權の解釋擴大に對する有力なる證左と認めらる　尙之に稍類似する事實が天津日本租界の一部に於て行はるゝことに付き既に之を述べた[1]。以上の兩規則は共に一九二四年十一月納稅者總會に於て議決せられ、一九二五年一月北京駐在英國公使の認可を經たものである。

土地制度――一八六一年九月三日附英清取極に依り、沙面の地二六四畝は「英國政府が適當と考ふる用途及目的の爲めに永遠に」英國政府に貸付けられたもので、「英國政府が每年三九六、〇〇〇文（卽ち三九六銀弗）の地料を正當に支拂ふ限り、中國政府は該土地に對し一切の權限權利及主張を放棄す」る旨約定されて居る。右租界土地に對する永租權(lease)の取得(acquisition)又は讓渡(transfer)及抵當權設定に就ては、前顯土地章程第二條の規定する處であり、何れも權利行爲の完了後英國總領事館への登記（一定の登記料を徵す）を必要とする　同條は以下の如く解說出來る　永租權の取得とは英國政府より、租界內一定土地を相當の代償を支拂つて讓渡を受け、原地劵(original deed)を受ける場合であり、永租權の讓渡は原地劵所持者より、又は原地劵所持者より轉租を受けたる者より更に土地の讓渡を受ける場合を謂ふ。永租權自體に移動なき土地の期限附貸借(sublease)、又は同樣永租權自體に移動なき建物附土地の期限附貸借の場合には、英國總領事館への登記を要せず單に工部局への屆出を以て足る　英國人以外の者[2]が永租權を取得又は讓受くる場合には、現に效力を

1)　669頁。
2)　原文意より中國人亦之に含まれると解される、此場合宣誓書に對する連署者は中國地方官憲である。無條約國人による權利の取得に對しては英國總領事は其の自由裁量に依り之を拒絕し得る（原文より）。

有する土地章程及補則其の他規則を遵守する旨の宣誓書に所屬國館事の連署を得て之を英國總領事館に提出することを要する。總て是等各種權利の取得は英國公使(大使)の文書に依る同意を俟つて初めて有效となる。但し「中國籍人に依り統御せらるゝ法人」が永租權、賃借權乃至抵當權を取得したる場合、英國公使(大使)は其の自由裁量に依り之が無效を命じ得る。

28 廣東・沙面佛國租界(French Concession of Shameen, Canton)

概說――沿革に就ては前項英國租界の條下に述べた通りである。面積は十一エーカー卽ち我約一萬三千四百坪に當る[1]。同租界は主として外國人の住宅地となつて居る。

行政組織――現行の土地章程(Règlement d'Organisation Municipale de la Concession Française de Shameen)は一九二八年八月三十一日附を以て條項の追加を經たるもの之である。土地章程補則は一八八九年十二月以來、沙面英國租界の夫れを援用し來つて居る。但し永租料に關しては若干の修正を經た模樣である。沙面佛國租界章程は上海佛國租界を模倣した結果、領事の權限廣き官僚的制度で、參事會は廣東駐在佛國領事官、選擧せられたる佛國人及外國人各一名計三名を以て組織せられ、若し佛國人たる適當なる候補者無き場合には殘一名の外國人と國籍を異にする外國人を選出して之に代ふることを得、中國人竝に治外法權を有せざる外國人は共に民團行政に對する參與權卽ち選擧權被選擧權を有せざるものと定められて居る。其の他の事項は大體上海佛國租界の夫れと同

1) 現在の面積一萬一千〇十八坪と云ふ一記錄がある。蓋し道路下水等を除いた面積と察せられる。

趣旨である。
土地制度――土地に關する權利の取得及移轉は佛國民法其の他の國內法規に準據する。卽ち登記は領事館の管掌する處である。

第四節　準外國租界地域

1　概　說

「準外國租界地域とは、外華間の取極又は慣行に依り、中國領域の特定區域に對し部分的なる外國行政權の行はるゝものを謂ふ」(私見)。別言すれば斯の種特定區域は、現實問題として一定限界內に於て中國行政權に制限を加ふる關係上、外國租界に準ずる地域と看做されるのである。而して中國論客は屢々之を「異種租地」と呼んで居る。

併しながら準外國租界地域に於ける外國行政權の樣相は、決して一律のものではない。例へば北京外國公館區域の如く、條約上極めて明白なる根據を有し、且或る外國租界よりも寧ろ整然たる外國行政權が行使されて居るものもあり、又牯嶺エステート[1)]の如く、設定當初の根據稍瞬昧であり且規模も小さく他に影響する處も少い外國行政地域もあり、更に靑島市の如く、條約上外國人が或る程度の行政參加權を有するに拘らず、現實の事實として中國側より斯の權利を無視され來つて居る

1)　中國側に於て回收濟。

ものもあつて、全く是等を同一基準に立つて論ずることは不可能である。要するに本節に於て言及する地域に就ては、夫々の實情より判斷するの外はないと謂へよう。

以下、準外國租界地域として、先づ北京外國公館區域、芝罘に於ける第一區、蕪湖に於ける國際租界、青島市、威海衛地域に五指を屈し、之に外國人避暑用租地として牯嶺エステートを例に擧げよう。尙記述の省略を計る爲め、是等地域に於ける土地制度に就ては論及しないことゝする。

滿洲に於ける嘗ての鐵道附屬地（歷史的に考察するとき、舊東支鐵道附屬地、我在滿治外法權撤廢前に於ける滿鐵附屬地―特に安東、營口、奉天に於けるものを含める要がある）も亦、準外國租界地域中の尤なるものであつたことを附言して置き度い。

2　北京外國公館區域

北京外國公館區域は從來、條約用語に基き北京[1]「公使館區域[2]」（Legation Quarter in Peking; Quartier des Légations à Pékin）と呼ばれたものであるが、近年列國中には中國との間に大使を交換するものを生じた爲め、此正稱は妥當を缺くに至つた。又世人は往々之を「大公使館地域」、「外交團地域[3]」等と稱するが、私は本書に於て「外國公館區域」と呼ぶことゝする。尙、右外國公館區域の中心が東交民巷の地である處より、這の「東交民巷」を以て該區域に對する喩稱とする場合もある。

義和團事變は結果に於て、中國主權に種々の拘束を加ふるに至つたが、北京外國公館區域の設定も亦其の一であつた。一九〇一年九月七日附『北淸事變ニ關スル最終議定書』第七條は、其の設定の

1)　國民政府統治時代には北平。
2)　中國文に曰ふ使館界綫。
3)　Quartier Diplomatique の語は既に一九一五年の協定に用ひられて居る。

條約根據であるが、同時に區域の性格に就ても明記して居る。次は同條の全文である。

清國政府は各國公使館所在の區域を以て、特に各國公使館の使用に充て、且全然公使館警察權の下に屬せしめ(placé sous leur police exclusive)たるものと認め、該區域內に於ては清國人に住居の權を與へず、且之を防禦の狀態に置くを得ることを(qui pourrait être mis en état de défense)承諾したり。

此區域の境界は別紙圖面(附屬書第十四號に添附)に示す如く定められたり。即ち

西方は　一、二、三、四、五の「點」を結ぶ線

北方は　五、六、七、八、九、十の「點」を結ぶ線

東方は　ケッテレル街[1]の十、十一、十二の「點」を結ぶ線

南方は　韃靼城壁[2]の南址に循ひ城堞(バスチョン)に沿ふて劃したる十二、一の「點」を結ぶ線

清國は一九〇一年一月十六日の書簡に添附したる議定書を以て、各國が其の公使館防禦の爲めに公使館所在區域內に常置護衞兵を置くの權利を認めたり[3]。

右區域に就き、前顯最終議定書の『附屬書』第十四號には、附圖と共に各「點」間の距離を詳述して在る。

右最終議定書成立後、一九〇四年六月十三日、北京公使團は外國公館區域に關する一の『議定書』に署名した。其の第七に曰く、

一九〇一年九月七日の最終議定書に調印したる各國の代表者は、警察及道路に關する一般規則案を遲滯なく編成し、之を各本國政府に提出して其の承認を求むべきことを約定す。

1) 北清事變の犧牲者たる獨國公使 von Ketteler 男を記念に改名されたもの、舊名は崇文門大街である。
2) 北京城牆のこと。
3) 本件に就ては第十一章「軍事權益」中の當該項を看よ。

同時に各代表者は右規則を各自國人民に適用し、彼等をして警察、道路の費用に充つる爲めに要する賦課税を支拂はしむるに必要なる權限を求むる爲め、適當と思考する手段を執るべし。

斯て右『議定書』に基く現行外國公館規則は、一九一五年九月、同公使團に依り協定せられたる十八箇條より成る『北京公使館區域規則(レーグルマン)』、竝に之に附屬する『警察及道路規則』(十四箇條)、『人力車規則』(七箇條)、『獸類流行病規則』(十二箇條)、『道路ノ使用及修築竝下水ニ關スル規則』(四箇條)――以上の四規則である。[1)]

『北京公使館區域規則』の要點は次の通りである。

第一條――行政、警察及道路の用務に當らしむる爲め「外交團區域行政委員會」(Commission Administrative du Quartier Diplomatique)を設く。

第二條――行政委員會は左の委員を以て組織す。

一、最終議定書に調印せる各國の代表者により任命せられたる各國公使館代表者三名。

二、第三條の規定により選擧權を有する居住者中より選出せられたる公使館區域居住者の代表者二名。

委員の任期は一年とし再選することを得。

死亡、辭職又は離京により上記兩種中何れか一方の委員中の缺員を生ずる時は直に之が補充を行ふべし。

第三條――選擧人たるべき者左の如し。

一、二十一歳以上の不動產所有者。

二、稅金二十五弗以上を支拂ふ會社又は個人。

納稅者が有する投票權數左表の如し。

稅金二十五弗以上百弗未滿　一票。　同百弗以上二百弗未滿　二票。　同二百弗以上三百弗未滿　三票。

1) 日本政府は一九一九年五月是等規則を承認した。

同三百弗以上四百弗未滿　四票。　同四百弗以上五百弗未滿　五票。　同五百弗以上六百弗未滿　六票。　同六百弗以上八百弗未滿　七票。　同八百弗以上千弗未滿　八票。　同千弗以上千二百弗未滿　九票。　同千二百弗以上千四百弗未滿　十票。　同千四百弗以上千六百弗未滿　十一票。　同千六百弗以上千八百弗未滿　十二票。　同千八百弗以上二千弗未滿　十三票。

二千弗以上の納税者は二千弗に對し賦與せられたる十三票の外五百弗毎に一票の投票權を有す。

選擧人は委任により其の權利を行ふことを得。但し納税を完了せざる者は選擧及被選擧資格なきものとす。

第六條――各國代表者は選擧の當日を以て行政委員會に於ける各自の代表者を指名すべし。

是等の代表者は各國公使館職員により、又は各國公使の監督の下に在る各委員會の委員により、多數決を以て選出せらるべく同點者は首席公使の裁決によるべし。

第七條――行政委員會成立の翌日同委員會は委員長の選擧を行ふべく、該委員長は公使館職員に屬する委員中より選出せられざるべからず。行政委員會は又會計係並道路及警察事務を監督すべき委員を任命す。會計係並是等の委員は行政委員以外の者より選出することを得。但し此場合に於ては該會計係及委員は行政委員會に於て發言權を有するに過ぎざるものとす。

第八條――行政委員會は外交團に對し遲滯なく翌年度の收支豫算を提出すべし。

第九條――會計年度は一月一日を以て開始す。[1)]

第十條――行政委員會は各三箇月毎最初の一週間内に召集す。委員長、各國代表者又は委員二名の請求により臨時會議を召集することを得。

第十一條――委員會の議決は多數決による。可否同數なるときは委員長の裁決による。

委員會の議事を有效ならしむる爲めには少くとも三名の委員の出席を要す。

1）　所謂英國制である。

委員會議の議事錄は各國代表者に提出すべし。

第十二條――行政委員會に於て討議すべき事項左の如し。

一、公使館區域の收支豫算。二、諸税の設定。三、徵税の方法。四、課税の免除又は削減の要求。五、衞生及道路事業。六、點燈。七、水道。八、警察、行政、道路並衞生に關する諸規則。九、既存借款の整理及償却。十、公使館區域規則の修正方に關し外交團に禀申。十一、其の他公使館區域の行政及警察に關する諸件。

納税者選出委員に於て行政委員會の多數決により採用せられたる措置を其の選擧人の利益を害するものと認むるときは、該委員は其の旨外交團に對し申告することを得。右申告は一時該措置を中止するの效果を有す。

凡て行政委員會の決議は各國代表者の同意を得るに非ざれば執行力を有せず。

第十三條――公使館區域の主たる收入は左の三税とす。

一、建物なき地所一平方米突につき一仙の課税。二、建坪一平方米突につき九仙の課税。三、營業許可税。

行政委員會は外交團の許可を得て他の財源を設定することを得。

第十四條――一定の場所に永久的事務所を設く。該事務所は書類の保存、土地臺帳の永久的存置、租税の徵收並日常通信の發送を行ふ。以上の事務を管掌する爲め特に一人の役員を置く。

第十五條――行政委員會は又豫算の範圍内に於て當該委員の監督の下に道路及警察事務に從事すべき有給職員を募集することを得。

行政委員會は是等職員を任免す。

第十六條――行政委員會の議了し且つ外交團の同意したる規則は、行政委員長之を公布し直に拘束力を有す。

第十七條――行政委員は行政委員會の議決に關し自己の固有の財産上に責任を及ぼさゝることなし。

第十八條――外交團に於て本規則の全部又は一部の修正を適當と認むる時は外交團は之を行ふの權利を保留す。

外國公館區域の道路、警察其の他に關する諸法規に就ては玆に省略する。

國民政府の關內統一に伴ひ(一九二八年六月)、北京は首都たる地位より顚落した[1]。斯て外交團中には其の使館を南方に遷すもの、或は使館は之を北京に殘置するも上海・南京に其の使館事務所を設くるもの等を生じた。此使館の「南遷」は、次第に外國公館區域の重要性を減却するかの樣に考へられ始めた。然るに今や支那事變の進展に伴ひ、一九三七年十二月中華民國臨時政府が北京[2]に樹立された。將來の北京の地位、竝に之に伴ふ外國公館區域の問題に就ては、玆に論議を省くこと、する。

3　芝罘第一區

芝罘(チーフー)は、英清一八五八年『天津條約』に據り開かるべき登州の地が不便であつた爲め之に代つたものである。元來同地居住外國人中の多數は、芝罘市の埠頭より各國領事館の所在地たる烟臺山を包含し、東海岸に沿ひ俗稱東砲臺に至る地域、卽ち現在の芝罘第一區に集つて居た。其の後同地居留外國人は相互の申合せに依り中國人を加へざる「共同委員會」(General Purpose Committee)を組織し、每年外國居留民より不動產稅及人頭稅を徵收して右地域に於ける道路、下水工事及警察、衞生等の費用に充てるに至つた。

一八九七年九月に至り、芝罘在留外國人は同地に共同租界を創設して上海工部局を模する行政組織を實行せんとする案を作成し、同地領事團に提出した。然るに此案は同地領事團間に於ても、又北京

1)　同月國民政府は、首都を意味する「京」の字を避け北京を北平と改稱。
2)　同政府により舊名に復された。

公使團間に於ても種々異論があつて容易に一致を見るに至らなかつた。一八九九年六月、日英米三國公使は清國政府に租界の設置を提議したが、這の回亦結局有耶無耶となつて了つた。次で一九〇四年に至り、同地居住外國人は廈門鼓浪嶼共同租界の制度に倣つて租界章程案を作成し、一九〇五年四月該案を領事團に提出した。這の回領事團は該案に對し若干の修正を加へて可決し之を北京公使團に送致した。該租界章程案を承認せる北京公使團は、一九〇六年四月之を清國政府に提出したが、其の容るる處とならず、玆に租界計畫は復もや頓挫するに至つた。

一九〇九年十二月三十一日に至り前顯「共同委員會」は、同地に於ける清國人側の要望を酌量して、新に「國際委員會」(International Committee)規則[1]を可決し、援助を求むる目的を以て之を領事團に提出した。新規則に對する領事團の態度は區々であつたが、翌一九一〇年一月二十五日、芝罘駐在英國領事は新規則が北京英國公使の承認を得たる旨領事團に通告し、最も積極的態度を示した。此間一方「共同委員會」は各國の態度に顧慮する處なく決議に基いて解散を宣し、次で外華雙方より各六名の委員を選出して同一九一〇年一月十四日、「國際委員會」は誕生した。一九一七年十二月國際委員會は領事團に對し、同會に正式承認を與ふる樣要請したが、領事團の意見一致せず、結局該要請は拒絕された。併しながら右國際委員會は、外華兩方面政府筋より默認の儘、一九一〇年以來其の管轄區域(芝罘第一區)に對して、警察權を除く自治行政を實施し來り、而も相當の成績を擧げつゝあつた。

1) 八箇條より成る。外華人各六名以內の委員より成り、警察權は中國官憲に返還し、右以外の行政權を行使する。

一九三〇年(民國十九年)二月十八日、國民政府王正廷外交の後援を享けたる芝罘市政府は、右國際委員會との間に改組案に就き協定に到達した。新協定に依り、一九〇九年以來の「國際委員會」なる名稱は廢止され、「第一區工務衞生委員會」(Work and Sanitation Committee for Section 1)之に代ること丶なり、且新委員會は市政府に對する諮問機關に止まるものとなつた。斯て此第一區に於ける特殊行政は殆ど其の實質を喪ふに至つたのである。

4　蕪湖國際租界

蕪湖(ウーフー)は、英清一八七六年『芝罘協定』第三款第一項に據り開かれた安徽省唯一の開港場であるが、同協定同款第二項には「從前又ハ今後ノ諸協定ニ依リ通商ニ開放セル港場ニシテ、居留地域ヲ未ダ限定セザルモノニ對シテハ、英國領事ハ其ノ同僚タル他ノ列國ノ領事團ト共同シテ外國人居留地域(foreign settlement area)ノ限定ニ關シ、地方官憲トノ間ニ了解ヲ遂グルノ義務ヲ有ス」と規定し、恰も蕪湖其の他の開港場に共同租界の設定を豫想するが如き方針を示して居た。然し右英國の方針は結局列國側の容るゝ處とならなかつた。

一方蕪湖の經濟的將來性を想つて同地江岸地區を買收する外國商人が次第に多くなるに至つた爲め、清國政府は光緒二十八年(一九〇二年)五月五日、自ら『蕪湖租界租地章程』を公布し、蕪湖城外西北方弋磯山麓の南方長江沿岸の地を劃して各國公共通商場とする旨を規定した。斯て英國人は之を「國

際租界」(General Foreign Settlement)と呼ぶに至つた。該章程は列國との取極に非ず、從て蕪湖租界は所謂自開租界の一種と認めらるゝものである。章程は十箇條より成るが、將來居住者多數となりたるときは警察事項は中國地方官と稅務司[1]とに於て協議決定する、[2] 道路橋梁埠頭等の工事は中國地方官に於て處理するも該經費に付ては地方官、蕪湖駐在領事竝に稅務司と協議の上規則を制定し、之に準據して租界內居住者又は埠頭碇泊者より之を公平に徵收する、此方法は永久に行ふ(以上第二條)、租界內に於て各國の眞面目なる商民は土地家屋の租借權(期限は三十年、但し更新を妨げない)建築權を許さる(第三條)——旨規定せる外、土地租借契約の方法料額等に就ても詳細の規定を設けて居る。

一九〇五年頃まで、英國商人を初め米獨等の商人にして、蕪湖租界內に土地永借權を取得した者は相當數に上つたが、爾後遂に何等の發展もなく今日に於ては同租界地域には一二の建物のある外、大部分は空地の儘放置されて居る。當初英國商人に依つて開拓された租界である爲め、一時「英國租界」の俗稱さへあつた程である。

斯て蕪湖國際租界は單に空名を遺すに留まり、外國人に執り殆ど實益の無い地域となつて居る

5　青島市

日本は世界大戰の際舊獨逸膠州租借地を占領し、爾後之を管理し來つたが、華盛頓會議の結果たる一九二二年二月四日附署名の『山東懸案解決ニ關スル條約』及之に基く同年十二月一日附署名の『山東

1) 當時の情勢に在つては稅務司は英國人に限られ且外國人代表者と認めらるゝ者であつた。
2) 爾後繁榮せざる爲め何等協定に達せず、依然中國警察權の下に現在に至つた。

懸案細目協定』に依り同年十二月十日を以て、其の行政權一切を中國政府に引渡したのである 右條約第二十三條は、中國政府は該地域全部を「外國貿易ノ爲メニ開放スベキコト及外國人ハ右地域内ニ於テ自由ニ居住シ且商業、工業其ノ他一切ノ合法ノ業務ニ從事スルコトヲ許サルベキコトヲ聲明ス」と規定したので、玆に青島は其の性質上所謂中國自開商埠地の一種と爲るに至つた

然しながら右條約附屬書の二『公有財産ノ移轉』第二項には「支那共和國政府は日本政府より引渡を受けたる道路、水道、公園、下水及衛生設備の如き一切の公共施設の經營及維持に付、舊獨逸膠州租借地内の外國居留民團體に公正なる代表權(fair representation)を有せしむべきことを聲明す」(要抄)とあり、又同附屬書の六『舊獨逸膠州租借地ノ開放』には更に進んで「支那共和國政府ハ支那國ニ於ケル地方自治制度ヲ定ムル法令ノ制定及其ノ一般的適用ヲ見ルニ至ル迄ハ、舊獨逸膠州租借地内ノ外國居留民ノ福祉及利益ニ直接ノ影響アルベキ市政事項ニ付、支那地方官憲ガ該居留民ノ意見ヲ確カムベキコトヲ聲明ス」との規定があつて、外國人の青島市政參與權が認められて居る 從つて條約上同市は外華共管地域として恰も漢口第三特別區(舊英租界)に似た地位を有するものと謂ふべきである。

一九二二年(民國十一年)青島行政の移管に際し北京政府は『膠澳商埠暫行章程』を公布し、前顯條約附屬書の二に規定せる既設公共施設の管理及維持を目的とする「移交公共工程委員會」を於け、委員九名の中外國人委員を三名とし商埠局より之を聘用するものとし(第十九條)、更に同上附屬書の六に基

き商埠局に「財政顧問會」を設け委員九名の中外國人委員を四名とし、諸税を增徵し又は新税を賦課せんとする場合商埠局の諮問に答へ意見を呈出する機關とした（第十八條）。併しながら右の兩制度は、「前記附屬書の二は外國人の參政權を日本政府より引渡を受けたる公共施設に關する事項に限定する趣旨であり、同附屬書の六は外國居留民の福祉及利益に直接影響あるべき市政事項に關し、外國人に諮問すべきを定めたものに過ぎずして之に參政權を與ふる趣旨ではない」との解釋を前提とするものであつた。一方當時日本政府は、「同上附屬書の六は中國地方自治制度の完成に至る迄は附屬書の二に規定せらるゝ以外の一定の市政事項に付ても外國人に發言權を與へたものであつて、單なる諮問機關に外國人を參加せしむるに過ぎずといふ趣旨ではない」との見解を持し、屢々中國側に抗議した。

次で國民政府時代に入り、青島の市政に關する諸種の法規が制定されたが、同市市政に外國人の關與を許す何等の規定も設けらるゝに至らなかつた。一方同政府の排日風潮は、『山東懸案解決ニ關スル條約』に曰ふ外國人參政權問題に對する日本の要望を到底容るべくもなく、結局本問題は條約に對する解釋の相違より、終始何等具體化する處がなく今日に及んだのである。

6　威海衞地域

本項に關しては次章「租借地」威海衞地域の記述に之を讓る

7　牯嶺エステート

外國人間に牯嶺エステート(Kuling Estate)として識らるゝ避暑地は、九江の東南廬山の中に在る一八八五年英國人宣敎師リットル(E.S. Little)なる者、同地一帶の土地に永租權を取得して、家屋を建築し道路を拓き、之を外國人に避暑地として轉租した。元來宣敎師が其の取得せる土地權を轉租することは違法であるが、當時弱體の淸國政府はリットルの行爲を阻止し得なかつた。一九〇四年英國官憲は、中國官憲との間に右リットルの取得せる土地權を基礎として、租地擴張取極を締結し、終に警察權、衞生及運輸事項を含む自治行政權を獲得した(事實上、漢口領事團の管下に置かる)斯て玆に牯嶺エステートの名を生じ、準外國租界と看做さるゝ狀態を招來したのである。[1]

一九二六年國民革命軍の九江占領後、該エステートの回收運動が起つたが、交渉の結果國民政府は先づ警察權の回收に成功し、(註)次で廬山管理局を設けて外國行政權の全面的回收を目論むに至つた。一九三五年十二月三十日、廬山管理局長と漢口駐在英國總領事との間に『牯嶺エステートヲ江西省政府ニ還附スル取極』成立し、翌年一月一日を以て實施された。取極は本文十四箇條、附屬書一より成るが、舊來の外國人土地永租權は改めて永代借地券と引換へられること、廬山管理局長の下に、舊エステート內居住者の公共利益を保障する爲め外華人計七名(中三名は外國人)より成る諮問委員會を組織すること――以上が其の要點である。

註――一九二七年三月漢口、九江の兩英國租界解消するや、牯嶺エステート工部局は自ら斯の種機關の存立し難きを察し

1) 一時、每年夏期には長江筋の領事官、外國紳商等の避暑があつて殷賑を極めたが、國民政府時代に入り次第に中國人の進出を見るに至つた。

て先づ其の警察署の解散を決議したが、當時此消息は外間に傳はらなかつた。同年七月上旬、武漢國民政府外交部江西交渉員林なるもの其の就任後初めて牯嶺調査に登山し、嚮きの決議を知り之を武漢政府に報告した。同七月十六日林は武漢政府の電命を承けて工部局を强制接收し、取敢ず「牯嶺特別區臨時辦事處」を設立して警察權を囘收した。其の後九江英國領事は這般の接收方に付抗議を提出したが無結果に終り、警察權の囘收は既成事實となつて了つた。

第九章　租　借　地

第一節　通　論

1　國際法上土地租借類似の先例

一般に、「租借地」(Leased Territories, Territoires à bail)制度は、十九世紀の末葉清國に生じた國際法上最近の現象である、と說かれて居る。

畢竟、國際法上の先例より觀るとき、「租借」(lease)は、「共有」(*condominium*)、「施政占領」(administrative occupation)、「質入」(pledge)、(註) 等々と同樣に「領土主權に對して行はるゝ分割」(divisibility of territorial sovereignty)現象の一である[1]

註――〔共有〕一八六四―一八六六年シュレスウイヒ・ホルスタイン及ラウエンブルヒは墺地利と普魯西との共有の下に在つた(白獨兩國は、一八一五年のネーデルランド普魯西間國境劃定條約の解釋に關して協定に到達せざりし爲め。一九一九年ヴエルサイユ條約に依り獨國はモレスネーに對する白國の完全主權を承認した。)つた。モレスネー(Moresnet)の都市も嘗て白耳義と獨國との共有下に在つた。一八九九年以來スーダン地方は英國並に埃及國の共有下に、一九〇六年以來ニューヘブライヅ群島は英佛兩國の共有下に在る。更に私は、烏蘇里江以東の所謂沿海州の地も一八五八年の『愛琿條約』より一八六〇年の『北京條約』に至るまで露淸兩國の共有の下に在つた、と解する者である。[2]

〔施政占領〕一八七八―一九一四年英國は土耳其領サイプラス島に對して、一八七八―一九〇八年墺洪國は土耳其領ボス

1) Oppenheim's International Law, Peace, 5th ed., pp. 351—56.

2) 慶應義塾『法學研究』第十七卷第一號(昭和十三年)所載の拙稿「滿・蒙・疆と蘇聯邦との國境條約沿革考(一)」95—108 頁參看。

ニア・ヘルツエゴヴイナ兩州に對して、夫々占領の上自國の施政(administration)を行つた。

(質入)一八〇三年瑞典はウイスマー(Wismar)の都市をメクレンブルヒ・シユウエリン大公國に、一七六八年ゼノア共和國はコルシカを佛國に、夫々質入した。

「租借」の場合に就ては、中華民國(前清國)に於ける九龍、廣州灣、膠州、威海衞、並に滿洲帝國(元清國)に於ける關東州が、國際法的研究に執り、其の對象の重要部分を爲して居ると云ふも過言でない。然らば支那以外の地に於ては領土の租借に付前例を求め得られざるや、斯の點必ずしも左うではない。例へば、『オッペンハイム國際法』には、一八九四年英國に依り舊コンゴー自由國に對して許容された所謂 Lado Enclave の地に對する租借(リース)が、一九〇六年五月の條約を以て消滅に歸したことが陳べてあり、[1](註) ウェストレーキは、一八八八年及一八九〇年ザンヂバルのサルタンが英國東阿弗利加植民會社に其の大陸に於ける版圖の租借を許したことを記して居る。[2]

註――一八九四年五月英國及コンゴー自由國間條約に依り、英國はコンゴー國の西部アルバート湖、エドワード湖及タンガニイカ湖附近一帶の地域を獲、コンゴー國は英國よりスーダンのバール・エル・ギヤザルに於て若干の地域を割かせた。這の時兩國は領土割讓の名義を用ひず「租借」の名に依つて行つた。蓋し、英國側は當時スーダンに名義上存するサルタンの權利を考慮した爲めであり、コンゴー自由國側は其の前身たるコンゴー植民會社が嘗て佛國に與へたる先買優先權を考慮した爲めであつた。幾許もなく右條約は獨佛兩國の抗議に遭ひ、結局英國は其の租借權を放棄し、コンゴー自由國は其の租借地の一部を放棄するの餘儀なきに至つた。

上述支那の地に於ける事例は所謂政治性質的租借地の尤なるものであるが、其の他にも此類例を求

1) Peace, 5th ed., pp. 354—5.
2) Westlake, International Law, Peace, 1904, p. 133; 1910, p. 135.

め得る。即ち一九〇三年一月米國はコロンビア國と所謂ヘイ・エラン(Hay-Herrán)條約を締結し、コロンビア領パナマに於て運河開鑿に必要なる地帯の百年間の租借權(米國の自由意思による更新の權利を伴ふ)を取得した。此條約に對するコロンビア上院の批准拒絶が、結局直接の縁由となつて米國の傀儡たるパナマ共和國の成立となつたことは有名な史實である。[1] 更に米國は一九一四年ニカラグア國と所謂ブライアン・チャモロ(Bryan-Chamorro)協定を締結し、「グレート・コーン(Corn)島及リットル・コーン島として知らるるカリビア海上の島嶼に對する九十九箇年の租借權、竝に太平洋側フォンセカ灣に面するニカラグア領の地點に海軍根據地用たるべき九十九箇年の土地用益權」とを取得した。[2] 同樣米國は一九〇三年キューバ國との條約に據りガンタナモ(Guantánamo)及バヒア・ホンダ(Bahia Honda)の兩港を海軍根據地として租借した。

之に關聯して、中國には九龍、廣州灣等の所謂政治性質的租借地の外、猶は他に特異の同種租借地がある。即ち一八九七年二月の英清兩國間協定に曰ふ「雲南省西部國境地瑞麗江(シュウェリ)附近に於ける英國の永代租借地」が之であるが、該租借地に對し學者の多くは其の存在を看過して居る樣である。[3] 右に關する條約文は次の如し。

一八九七年二月四日附『緬甸及西藏ニ關スル一八九四年三月一日ノ條約ヲ修正スル協定』(表・英一八)

1) 慶應義塾『法學研究』第十四卷第三號(昭和十年)所載の拙稿「中米運河計畫とパナマに於ける米國の地位」參看。
2) 前註『法學研究』の拙稿に詳かである。
3) 入江啓四郎氏は「瑞麗江三角地帯の特殊性」として之を取扱つて居られる(同氏著『中國に於ける外國人の地位』312頁)。

第二條――(前略)英國は南碗河(Nanwan R.)の南方那木喀(Namkhai)附近に於て西方は南莫江(Nam-mak R.)の支流及壘周峰(Loi Chow Peak)に至るまでの蠻秀嶺(Mawsiu range of hills)を界とし、更に同嶺に沿ひ北東に向ひ瑞麗江(Shweli R.)に達する地域を以て、清國に屬するものと認むることを約す。該全地域内に於て、清國は何等の管轄權又は權力をも(any jurisdiction or authority whatever)行ふべからざるものとす。右行政及支配(the administration and control)は全然英國政府之を掌り後日約定すべき租借料(rent)を支拂ひて該地方を永代租借(perpetual lease)するものとす。

所謂非政治性質的租借地(オッペンハイムの謂ふ純正租借地)の類例を次に掲げよう。

一八九八年六月の英佛條約、一九〇五年一月の英伊條約、一九一一年の獨伊條約に據り、佛伊兩國は、阿弗利加に於ける英獨兩國の植民地の港又は河岸に於て、奥地に存する自國植民地との間を往來する便宜の爲めに、三十年乃至九十年の期限を以て、貨物の積卸倉入或は軍隊宿營に必要なる土地を租借したことがあつた。[1] 一九一九年ヴェルサイユ條約第三百六十三條に依り獨國がチエツコスロヴアキア國に讓許せる、ハンブルグ及ステツチン港に於ける一定場所の九十九箇年租借權も、亦右阿弗利加に於ける先例に類する。[2]

右阿弗利加及獨國に於ける先例は、孰れも原則として明白に租貸國行政權の存在を前提とするものである。

最後に租借地制度と密接なる關係に於て檢討に値するものに、パナマ運河地帶(キヤナルゾーン)に對する米國の權益がある。一九〇三年十一月の所謂ヘイ、ビュノウ・ヴァリラ(Hay-Bunau-Varilla)條約[3]第二條に曰ふ

「運河の建造、維持、經營、衞生及保護の爲め、パナマ國が米國に讓許した處の、運河路の中心線より

1) 一例を擧げれば、一八九八年の條約に依り英國は伊國に對しケンヤのキズマユ(Kismayu、現伊國領)に於て保稅倉庫其他建物の建造の爲に土地を租貸した。
2) 其の他印度、伊太利に於ける類例に付、Oppenheim's International Law, 5th ed., Peace, p. 354 の脚註を看よ。
3) Hay-Varilla 條約とも略稱さる。

兩側に各五哩の距離卽ち幅員十哩の地帶に對する永久的使用、占有及管理(……the use, occupation, and control are in perpetuity granted……)の權利」が之である。該運河地帶管理權は兩洋聯絡獨占權(第五條)、運河地帶及運河保持に必要なる其の他地域管理權(第二條)を隨伴するもので、而も是等權利の性質に付「米國が若し主權國たるならば享有し行使すべき處と同樣なる一切の權利、權力、權能」と約定されて居るのである(第三條)[1]。ヘイ、ビュノウ・ヴァリラ條約は既揭ヘイ・エラン條約と異り、租借の名義こそ使用して居ないがパナマ國に實益なき領土權が存續することを暗默裡に認めて居る點に於て、「租借」と類似する制度を定めたものと解すべきである。殊に多くの國際法學者は該條約が「永久」と明示せることに注意を拂つて居る。

其の他猶ほ、ヴェルサイユ條約に據つて發生した委任統治領、或は聯邦國家に於ける領土の如き、若干租借地制度に類する先例もあるが、是等は本書の目的と相當離れるから玆には省略する。

2 租借地の法理に關する諸說

却說、本章の主目的たる在滿華租借地現象に對する諸家の意見は、大體之を「イ」條件附割讓說、「ロ」假裝割讓(disguised cession)說、「ハ」國際地役(international servitude)說、「ニ」新制度說に分けることが出來る。

「イ」の條件附割讓說は「租借國が現實に占領を繼續する間、租借地は租借國の純然たる領土なり」と

1) 本書733頁脚註の『法學研究』の拙稿に詳かである。

說く最も積極解釋である。

〔ロ〕の假裝割讓說は「租借條約を以て本質上は領土の割讓を約するものと看做し、租貸國の主權は名義上のみに止まり實際に於ては租借國の主權が當該地域に行はるゝものと爲す」說であり、多數の歐洲公法學者[1]の支持する見解である。

〔ハ〕の國際地役說は「租借は領土の歸屬に變更を及ぼすものではなく、租貸國の領土權に對する制限であり從て租借現象は一種の國際地役[2]と看做される」と云ふ說である。

〔ニ〕の新制度說は〔ハ〕と同樣「租借は領土の歸屬に變更を及ぼすものではない、從て所謂假裝割讓に非ず又國際地役の設定にも非ず、國際法上一種の新制度と認むべきもの」と說くのである。本邦公法學者の多くは右〔ハ〕又は〔ニ〕(更に大部分は前者に)に屬する。[3]

以下、內外公法學者の見解に付若干紹介する。尤も前言の如く歐洲學者の多數は〔ロ〕の假裝割讓說であり、既に菊地氏は之に屬する英國のオッペンハイム、ウェストレーキ、ローレンス、獨國のリスト、ガライス、フォン・ステンゲル、佛國のデパニエ、フォシーユ、ルイ・ジェラール、瑞西のリヴィエ等の所說に付、各著書に揭げらるゝ箇處を逐一指摘して居られる。[4]

ラウターパハト編『オッペンハイム國際法』に曰く、「租借地は事實上、領土の一部の割讓より成るが、嚴密

1) 其の人々に付、松原一雄博士著『現行國際法』上卷昭和四年第七版 349 頁にはオッペンハイム、ハーシエー、リスト、ウエストレーキ等を數へてある。猶ほ以下の本文を看よ。

2) "Oppenheim's International Law" は之に該當する語を用ひず state servitude として居る。

3) 其の人々に付、菊地駒次氏論文「租借地の法理を論ず」(國際法外交雜誌、昭和五年四月號)には、國際法學者として立、千賀、秋山、中村、遠藤、篠田、大澤、泉の諸氏を、國法學者として美濃部、木村、清水、佐々木、金森、副島の諸氏を擧げて居る。

4) 菊地駒次氏前顯論文 3 頁。同氏自身の見解は本邦に於ける少數說たる假裝割讓說である(氏は「變態割讓」なる語を用ひらる)。

には依然租貸國の所有權下に在るものである。斯る所有權は單なる擬制では無い……即ち租借期限の到來に依り又は租借條約の解除に依り租貸借を終焉せしめ得るからである……併しながら租借期間が滿了せざる限り、租借國は其の管轄地域に對して主權を行使するものである」[1]——と(假裝割讓說と解される)。

ヤング[2]は、租借權に對し消極的解釋を持しつゝ、「紀元一九九七年[3]と云ふ現行租借期間の滿了と同時に、中國が[4]關東州租借地を回收し得る權利を有することは、南滿洲及東部內蒙古に關する一九一五年の日華間條約及交換公文の條項に照して疑問の存せざる處である。且より期間を延長すると云ふ條項を含んで居る何等の外交文書も無い。併しながら中國政府は此二十一世紀の前夜が前途遼遠であると感ずるに相違ない。此處に、殊に一九二三年に行はれた膠州租借地の返還及一九三〇年の威海衞の還附に鑑み、中國に執り關東州租借地を滿期前に恢復する爲めに役立つ合法的手段があるか何うか、と云ふ問題が生ずる。[5]」と述べ、以て情勢變遷原則を想起して居る。また彼は曰く「在華租借地——關東州を含む——に於ける現實の慣行は、決して國際法上の普遍原則より觀て妥當性を有せざるものではない」と述べ、(一)國際法上主權と管轄權との關係は可分の場合も不可分の場合もあり得るものとされて居ること、(二)國家は其の地域に對して現實に政治的權力を有するとき第三國人に對する侵害に付責任があると云ふ占有權の必然性——以上の二點より、其の妥當性を說明して居る。[6]

立博士は、「租借國が主權を行ふことを認められたる租借地(例へば旅順口)に關する國際地役の如きは、主權を租借地域內に於て行使することが、土地の利用の主たる方法として認められたるものなることに注意せねばならぬ。但し租借地に行はるゝ國權其ものは、領土權國が租借國をして自己に代りて之を行はしむるものに非ずして、租借國が自己の固有の國權を行ふものと認むべく、唯租借地の域內に於て租借國が自己の固有の國權を行使するの關係に於て租借地を使用することを租借條約に依り認めしむるものといふべきである」[7]。「支那の留保する

1) Peace, 5th ed., pp. 354—55.
2) C. Walter Young. 日本の在滿權益に對し極端と想はれる程消極的法理解釋を下せる論客。
3) 昭和七十二年に當る。
4) ヤングの著書は滿洲事變直前の出版に係る。
5) "The International Legal Status of the Kwantung Leased Territory" 1931, p. 184.
6) "ibid.", p. 94.
7) 立作太郎博士著『平時國際法論』(昭和九年四版) 322頁。

所謂主權は、命令强制の權力たる意義に於ける主權に非ずして、領土權なる物權の虛有權的存在の觀念に關すると認むべきである」[1]、「租借は割讓國の體面を損せざる形式を以てする割讓に過ぎずと爲すの說を存するのであるが、租借國が其國權を租借地域內に行ふ所の政治的租借地域に在りても、實際の慣例は、領土權が全然租借國に移れるものと認むること無く、領土權は依然貸與國に屬し、條約所定の期間、租借國が該地域內に於て自國の目的に適する土地の支配利用を行ひ、就中施政權を該地域內に於て行ふを認むるに外ならずと爲すべきである」[2]と說いて居られる——(一種の國際地役說と解さる)。

松原博士は、「租借は行政占領(アドミニストレーチブオキユペーション)と同じく假裝的併合又は割讓とも云ふべく、租借は事實上の割讓にして從來の主權は名義上のみに止まり實際に於ては租借國主權が當該地域に行はるゝもの」[3]であるとされ、本邦に於ける少數者の見解たる假裝割讓說である。

蜷川博士は、關東州租借地が、(イ)主權竝に領土の法理より、(ロ)關東州租借條約當事國の意思及同租借地に關する事實より、(ハ)歐洲諸學者の說く處より、觀察推斷して「淸國の領土にあらずして、露國領土の一部たりしものと結論し、而して同租借地に關する二十五ケ年の租借期限に付ては、或は之れが爲め期限附領土權なりとの解釋なきにあらざるべしと雖、余輩は、法理上、之れを以て、全く無意義の條文虛僞の意思表示と解し、同地方の占領國たる租借國が其同一占領を繼續する間は、卽ち其國の單純なる領土なりとなすものなり、或は原條約第三條明示の如くに、期限後は、續租をなし得る明約あるを以て、畢竟永久に亘る可きものなりと解せざる能はざるなり、」と論じて居られる[4]——(之亦少數說たる條件附割讓說と認めらる)。

田岡教授は、「(一)領土權が物權性を有することは疑なく、(二)國家の領土權は條約により繼承的に取得せられたるものと雖も、現在の領有國と舊領有國との間に發生する戰爭によりて消滅又は停止することなく、(三)國家がその領土內

1) 立博士『前顯書』328頁。
2) 立博士『前顯書』342―43頁。
3) 松原一雄博士『現行國際法』上卷(昭和四年七版)348―49頁。同氏は國際地役との關係を說かず、歐洲多數學者の說に近い。
4) 蜷川新博士著『滿洲に於ける帝國の權利』(昭和十二年版)31―44頁。同氏は明治四十年に此說を公表。

に於て行ひ得る統治は原則として自由であり *in dubio pro libertate*[1] の原則に支配せられる。此等の重要なる特性を租借地は領土と共通に持つのである。然らば租借地は領土の一種と看做すべきであらうか。之を肯定する學說は租借地を國際地役と見做す學說よりは有力であるけれども、次の諸點に論據を置いて之に反對する學者も存する」と述べ、以下(一)租借地の住民はその從來の國籍を保有し新に租借國の國籍を取得せず、(二)支那に於ける租借は全部期限の定を存する、(三)租借條約中には他國への轉租を禁止する條項を有するものがある、[2](四)租借條約中には租借地に於て中國人單純司法事件に關し租貸國たる中國の法權を排除せざる條項を有するものがある、[3](五)租借條約の多くには租借が中國主權を害せざる旨明示して在る――と云ふ五點に付說述し、「右の五點は皆强固なる論理的根據を有するものとは稱し難い。故に若し十九世紀の末葉に發生せる租借の新制度を既往の概念中に整理せんと欲するならば、國際地役よりは領土の一種と見做す方が、法學上の取扱に便益多きことは疑ない。併しそれと同時に、條約に期限の定ある場合租借國の還附の義務あることも明かであつて、租借地を領土と見做すことにより、領土なるが故に永久性を有すとして期限を否定する如き考へを生ずる處あるならば、この分類方法も亦危險を伴ふものである……現在急激な進化發達の潮流に乘ずる一つの werdendes Recht としての國際法に於て國際生活の需要に應じて領土の利用に關する權利の新類型が發生し來ることを拒むことは出來ないであらう。之を性急に從來の概念中に整理分類せんと試みてその眞相を誤る危險を招くよりは、獨立せる一つの地位を認めて靜かにその發達の經過を見守るのが正しき態度ではなからうかと思ふ」と結んで居られる[4]――(一種の新制度說と解さる)。

要するに、租借現象を以て領土の割讓に類似するものと觀るべきか、また國際地役の一種と考ふべきか、將た國際法上の新制度と看做すべきかは、各租借條約を通じて表顯されて居る「要件」に對する論者の解釋如何に依る譯である。尙ほ該「要件」は悉く之を以下第三、四節中に掲記してある。

1) 「疑問あるときは自由に有利に」の義。
2) 獨淸間膠州租借條約第五條。
3) 露淸間旅順大連灣租借條約第四條。
4) 田岡良一教授論文『租借地と國際地役』(國際法外交雜誌昭和八年二、三、四月號所載)。

〔私見〕結局、「租借」を以て、國際法上の先例としての領土權に關する一種の新制度たるものと觀るのが妥當であらう。條約上の「要件」、租借權實施上の慣例、條約解釋の政治性[1]より觀るとき、租借の事實乃至租借權は之を「假裝割讓」と斷ずるも「國際地役權」と看做すも、孰れも其の樣相の全貌を一言にして傳ふるものと認め難い樣に考へられる。

3　租借地問題に關聯する諸點

猶ほ租借地問題に關聯して注意すべき點が二、三ある。

（一）一八八七年三月二十六日附『リスボン議定書』以前の狀態、卽ち澳門（マカオ）の地に對して葡萄牙國が事實上の「施政占領」(administrative occupation)を行つて居た現象を目して、在支租借地の濫觴なりと爲す說がある。斯の如きは外交史的研究として或は成立すべきも、本書の目的とする「不平等條約」上の對象としては、通說と緣遠いものと謂はねばならぬ。

（二）租借地問題と外國軍隊警備問題とは頗る密接な關聯性がある。蓋し租借地は、當初より租借國に執り軍事的の據點(*point d'appui*)として獲得されたものであるからである。而巳ならず、租借地が租借國と租貸國以外の國との間に、所謂戰爭目標と爲つた事例も存する。[2]

（三）租借地の「租」なる語は、純然たる擬制であり、「租界」の「租」が現實に示して居る處と根本的に相違する。中國に於ては租借地、租界の雙方に對して單に「租界」なる語を以て呼稱する場合があり[3]、

1)　斯る用語を否定するとすれば、租借地に對する外交史的考證と改むるも可。
2)　更に義和團事變に際して露國は大連を對清牽制手段に利用した。
3)　近年段々斯る用語は使用されなくなつた。

殊に、締結の當時各租借條約の中國文に於ては孰れも斯る用語を使用したのである。廣州灣租借條約の一には、租借料(loyer)を後日協定すべき旨約したものもあつたが、[1]爾來同地に關する現實の事實として斯る代償は行はれて居ない 從て本來「租」は、「典」、「押」等と共に業主權(土地所有權)上に設定せらるゝ他物權の義であるが、尠くとも「租借地」の關する限り、條約上の擬制に過ぎないのである『オッペンハイム國際法』、エスカラの『支那と國際法』等に於ては、租界と租借地とを同一規範內に取扱つて居るが、[2]斯る取扱は寧ろ避くべきであらう。

(四)一八九九年二月二十八日附、伊太利國は「確實なる分配(キュレ)」に預らんとして、浙江省三門灣の租借權を清國政府に要求し、清國政府の拒絕に遭つた 强國による租借地獲得の要求が、何等結實するに至らなかつた例である。

第二節　華盛頓會議と租借地問題

中國が租借地回收に關し最初の正式主張を爲したのは、一九一九年巴里講和會議に於て膠州租借地に付發言した時である。[3]次で華盛頓會議の際、該租借地問題は全面的に檢討の對象とされたのであつた。以下、米國政府刊行の華盛頓會議議事錄("Conference on the Limitation of Armament, Washington, November 12, 1921—February 6, 1922.")及、東方通信社編「華府會議大觀」に據り、其の討議

1) 他の各租借條約には斯の種の借地料、地租等々に關する規定を有しない。
2) 本邦學者の著書中にも此例がある。
3) 後出該租借地の項を看よ。

の概略を記錄することゝする。

一九二一年十二月三日華盛頓會議の「太平洋及極東問題委員會」第十二次會議に於て、在支租借地還付問題が討議されたが、劈頭中國全權顧維鈞は各國租借地の由來及其の還付要求理由に關し略左の如く述べた。

中國に於ける租借地は一八九八年膠州灣を獨逸に租借せるに始まる。次に露國は遼東半島を租借し更に旅順大連より滿洲を通過し東清鐵道と浦鹽とを連絡すべき鐵道を建設し、右鐵道沿線に守備隊を置かんことを要求せり。此地方は日露戰爭の結果日本の手に移り中國は之に承諾を與へたり。次で一八九八年四月二十二日[1]佛國は廣州灣を租借し、次で英國は一八九八年六月九日九龍半島を、同年七月一日威海衞を租借せり。而して英佛兩國が租借地を要求せる口實は極東に於ける均勢維持なる名目を以てせり。

是等租借權の內容には夫々異れるものあるも租借は總て年限を限定し、又中國の承諾なくしては第三國に讓與すべからずと規定せり。尙ほ茲に注目すべきは該租借地內に於て中國の主權を留保しつゝ且つ中國の行政權を放棄しあることなり。然れども是等の租借は事實上法律上土地割讓とは異れる實情にあること亦明白なり。斯くて既に二十年を經過したり。今や極東の情勢既に一變し、獨逸も露西亞も極東の外交舞臺より去れるのみならず、此時局を誘引したる滿洲政府も既に消滅して、極東に於て列國の均勢を維持する必要なきに至れり。而も此均勢維持こそ各國が租借地を要求したる理由なれば、今や其の必要なきに立ち至れるに於て、其の租借地の支配權を放棄するは最も必要なることなりと信ず。而も是等の租借地は何れも國防上重要なる地點に位す。故に是等の租借地の存在することは中國領土及行政上の保全を害すること甚し。換言すれば是等の租借地は中國領土に他の領土が存在するを以て大いに中國の國防を害する次第なり。且又租借權を

1) 此日附に付後述752頁の註を看よ。

有する諸國の紛爭は延いて中國を渦中に投じたること一再に止まらず、彼の日露戰爭の如き、亦膠州灣の租借が歐州戰爭を極東に迄誘引したる其の鐵證なり。加之、是等租借地は其の勢力範圍の根據地として其の附近地方に於ける經濟支配を爲し來れるものなり。之卽ち中國に於ける商工業の機會均等を破るものなり。故に中國は獨り中國の爲めのみならず、世界平和の爲めに右租借地の取消を要求す。

而かも其の終止に至る迄の間に是等租借地の軍備は撤退せられざるべからず。卽ち其の防備を撤退し且つ租借國は陸海軍の根據地として使用せざることを要す。尤も各租借地を中國に收領後中國の負ふべき義務に就きては我等に於て充分の覺悟を有す、但し中國政府は是等租借地方に於ける正當なる各種利權に對して之を尊重すること言を俟たず。

右中國全權の聲明に次ぎ同日各國全權は各自國の立場に從ひ左の意見を開陳した。

佛國全權ヴィヴィアニの陳述

佛國は廣州灣租借地の單獨放棄には應ずる能はず、若し他國が在支租借地を還付するならば、佛國は相當の條件に應じて其の租借地を抛棄するに吝かならず。

日本全權埴原正直の陳述

日本の租借地は直接支那國より獲得したるものに非ずして他國が獲得したる權利に對し日本は幾多の生命と財產とを犧牲にして繼承したるものなり、卽ち關東州は之を露國より膠州灣は獨國より讓與繼承したるものなるが、特に後者に對しては旣に屢々其の還付を聲明したるのみならず、今や日支間の交涉正に進行中なり。

次に日本は多大の犧牲を拂ひ且正當なる手段に依りて獲得したる旅順大連に於ける權利に對しては現在之を抛棄するの意思を有せず、何となれば關東州は地理的に最も日本に接近し且日本の經濟生活及國防上に重大關係ある滿洲の一部を形成し居れるを以てなり。國際借款團成立の際にも英米佛三國政府は、旣に右の事實を承認し此地方に於ける日本の重大なる

利益を擁護すべく、又關東州に於て日本が扶植したる利權は日本の經濟的生活に緊要缺くべからざるものなることを斷定し居れり。右關東州に對する日本の態度は去る十一月二十一日附通過せる議案の原則[1]に抵觸せざるものと信ず。

英國全權バルフォアの陳述

英國は二箇の種類異れる租借地を有する處、之を獲得せるには各有力なる理由あり。曩に九龍租借地を香港と同一なる行政管轄の下に置くことを必要とするは何故なりやとの質問ありしが、英國の立場としては若し九龍租借地を有せざれば香港は全く無防備となり一旦事ある場合香港は之を保持すること難し。而して香港の防備は獨り英國の利益に關するのみならず、香港の位置が恰も大戰前に於けるハンブルグ、紐育の如く世界的なる今日其の影響は全世界の利益に重大なる關係を及ぼさん(右證明の爲め米國政府の中國商業要覽中より統計を拔萃朗讀す)。右の如く香港の地位は世界に於ける獨得のものなれば九龍の租借は他の動機によりて獲得せられたる租借地と同一に論ずる能はず、從つて之に關しては他と異れる考慮を爲さゞるべからざるなり。

次に威海衞の租借は他强國が租借地を獲得したるより均勢上已むなく租借したるなり、即ち英國が威海衞を占有し居れるは列國の中國に對する經濟的支配に對抗する希望の外、勢力均衡の維持及門戶開放政策支持の希望に基けるものなれば、他列强が其の租借地を放棄せば英國も亦之を放棄すべし。

右各國の聲明を通じて一般租借地の還付は原則的に承認せられ、特殊事情のあるものゝみ留保せられることゝなつた譯であるが、更に十二月七日中國全權顧維鈞は前記各國の聲明に對し左の辯駁を爲した。

十二月三日太平洋及極東委員會に於て埴原氏は膠州及旅順大連の租借に對する日本の地位を聲明せられたるが、余は茲に本問題に對する中國の立場を、同じく明白に諒解せられんが爲め其の所見を述ぶべし。日本はヴェルサイユ條約に依り獨

1)　所謂ルート四原則。

逸より膠州灣の租借地を繼承せりとの說明は勿論片務的のものなり、即ち中國はヴェルサイユ條約の締結國にあらざるが故に其の條約を承認する能はざるなり。併しながら日本が中國に於ける租借地を得たるは直接中國より得たるものに非ずして多大の人命及國帑を犧牲にして獨逸より得たりとのステートメントは中國委員の滿足に思ふ處なり。蓋し右の聲明は外國の租借地維持は極東の平和を危殆ならしむると云ふ中國の所見を確認するものなればなり。回顧するに露國が旅順大連を租借し、獨逸が膠州灣を租借したるが爲めに遂に中國領土内に二回の戰爭の勃發を見、其の結果日本が是等租借地に侵入し來れることは事實なり。而して旅順大連即ち關東州の租借に關する最初の條項に依れば一九二三年を以て滿了する筈なりき。然るに一九一五年日本は二十一箇條條約を以て其の租借期間を九十九年に延長したり。而して該條約の有效なるや否やは日華兩國間に於て最も重大なる懸案とす。旅順大連は共に滿洲に位し滿洲は中國領土の重要なる部分なり。中國人は滿洲を稱して東三省と呼ぶも此地方は幾世紀に亙り外國の侵略の徑路なりき。故に滿洲を以て支那共和國の領土として之を安全に保護することは中國の國家的安全と重大なる關係あり。加之滿洲には豐富なる原料及食料品ありて、是等は公平なる條件の下に各國民が利用し得る處となりつゝあるのみならず、中國に於ける人口過剩地方よりの移住地として重要なる地域なり、即ち滿洲は中國人の經濟生活と死活關係を有す。

對中國新借款團組織に際し、英米佛三國政府は、滿洲に於ける日本の特殊利益を保護する保證を與へられたりとのことなるも、當時中國は何等の協議も受けざりしが爲め其の正確なりや否やは此處に所見を述ぶべき立場に非ず。然し假りに右の如き保證が日本に與へられたりとするも、去る十一月二十一日の極東委員會に於て可決せられたるルート四原則の第一項原則と矛盾を感ぜざるを得ず。

次に英國に租借せられたる九龍租借地に至りては、英國の立場としては成る程其の根據地たる香港が各國民の貿易上世界の通商上必要なる地點に相違なく又世界通商の爲めに香港を防禦する必要あらんも、然し中國委員の見る處に於ては依然

九龍を租借地として保留することは必ずしも此防禦問題唯一の解決法に非ざる可しと信ず。以上中國の立場を明かにせんが爲めに陳述したるものなるが、本委員會に於て引續き審議せられざるものとすれば中國は將來尙租借地問題に關して其の所見を陳述するの權利を保留し置く可し。

右聲明に關し米國全權ヒューズは左の如き辯明を爲した。

日華兩國代表者の論議中に對中國新借款團に關する米國の態度に言及せる點ありしが、兩國代表者の論ずる處は既に發表せられたる往復文書以外に亙るものに非ずと思惟す。然るに此書類は既に公表せられたるものなれば、此場合特に附言する必要なしと認め、米國は態と何等陳述せざりし次第なり。

然るに同一九二二年一月三十一日に至り、山東問題に關する日華交渉が妥結に達した結果[1]、翌二月一日華盛頓會議第五回總會の席上、英國は威海衛租借地を放棄する旨正式に聲明し、玆に本問題は一應解決せらるゝこととなつた。

第三節 中國に於ける各租借地

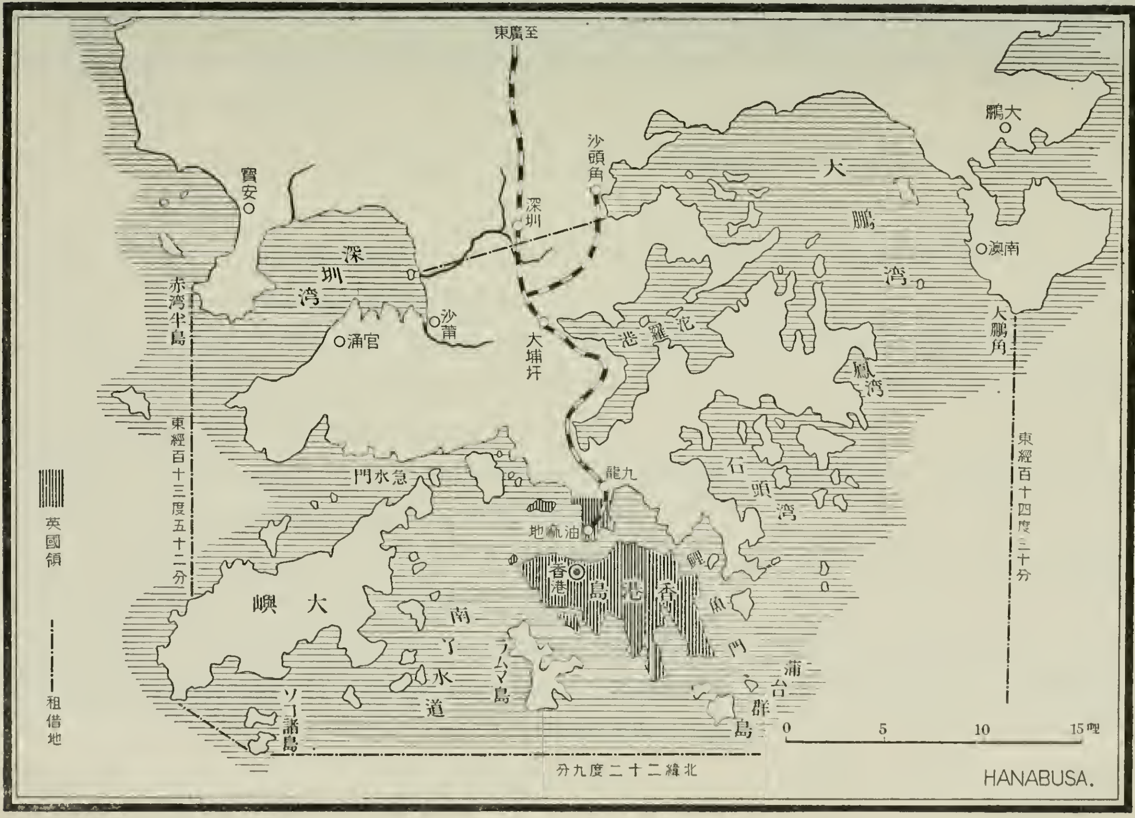
現在、租借地は中國に於て九龍、廣州灣の兩處、滿洲國に於て關東州の一處あるのみである。本節は是等三租借地の外、既に中國側に回收せられたる膠州、威海衛の兩處に就ても檢討を加へてある。

1 九龍(Kowloon)地域[2]——英國租借

九龍租借地は英國領土たる香港及び九龍城[3]のヒンテルランド[4]を爲すものである。該租借地に關する

1) 條約の署名は同二月四日を以て行はれた。
2) 約356平方哩。
3) 本款末の註を看よ。
4) 嘗て列强が阿弗利加大陸に於て主張せる如き、所謂國際法上の先例としてのヒンテルランドの義ではない。

香港地域


至廣東
寶安
深圳
沙頭角
深圳灣
沙莆
涌官
大埔圩
赤湾半島
東經百十三度五十二分
大鵬
大鵬灣
澳南
大鵬角
吐露港
鳳湾
東經百十四度二十分
石頭湾
九龍
急水門
油麻地
香港
香港島
鯉魚門
大嶼
南丫水道
ラムマ島
ソ丁諸島
蒲台群島
英國領
租借地
北緯二十二度九分
0
5
10
15哩
HANABUSA.

條約根據は次の通りである。

『香港地域擴張ニ關スル條約』(Convention respecting an Extension of the Hong Kong territory)

――一八九八年六月九日署名

香港植民地(colony)の適當なる防禦及保護の爲め香港地域(territory)を擴張するの必要なることは既往多年に亙り認められしところなるに因り、

英國政府及清國政府は茲に左の如く協定せり、即ち英國地域の限界は附屬地圖に概示せる範圍迄租借(lease)の下に之を擴張すべし。(中略)。本租借の期限は九十九年とす。

また九龍城內に現に駐在する清國官吏は香港防備の軍事上の必要に抵觸せざる限り引續き其の管轄權(jurisdiction)を行使すべく、爾餘の新租借地域に於ては英國專ら之が管轄權を有すべし(shall have sole jurisdiction――專歸英國管轄)。清國官民は從來通り九龍・新安[1]間の道路を使用することを得。

又九龍城附近の現在の繫船場(Landing place)は清國軍艦、商船及旅客船の用に供せらるべく、其の隨意に來往し及碇泊することを得べし。尙右繫船場は九龍城內官民移動(ムーヴメント)の用に供せらるべし。(中略)。尙右擴張地域の住民に對し沒收(expropriation)又は追放(expulsion)を行ふことなかるべく、官廳、要塞其の他の公用の爲め土地を要するときは公平の價格を以て之を買收すべし。

犯罪人引渡(extradition)の事件生じたるときは英淸兩國間の現存條約及香港章程に準據して之を處理すべし。

英國租借地域は附屬地圖に揭ぐる通り大鵬灣(Mirs Bay)及び深圳灣(Deep Bay)の水域を包含す。但し清國軍艦は中立たると否とを問はず(whether neutral or otherwise)該水域を使用するの權利を保持すべし。(註)(後略)。

九龍租借地が英國の行政上其の所謂「香港植民地(Hong Kong Colony)」の一部を爲す點注意を要す

1)　深圳灣の北、現稱寶安。

る。

註(香港地域發展史の概要)——香港植民地(The Crown Colony of Hong Kong)は阿片戰爭の際一八四一年一月事實上清國より英國に引渡された。右割讓は一八四二年八月の『南京條約』(表・英一)に依り確認され、且之が認可狀は一八四三年五月五日附を以て行はれて居る。香港植民地は謂ふ迄もなく小島より成るのであるが、大體三十二平方哩程ある。次で第二次英佛聯合軍戰爭の結果成立せる一八六〇年十月の英清『天津條約追加北京條約』(表・英八)第六條に依り、香港島の對岸九龍市街地の一部が Stonecutter's Island と共に(兩者にて計約三平方哩の小地)割讓せられ該香港植民地に包含せらるゝこととなつた。右第六條は「清國皇帝陛下は香港の港灣內及其の附近に於ける法律及秩序を維持する爲め英國女皇陛下[1)]及其の繼承者に對し、廣東省內九龍地方の市街地にして(既に英國政府の爲めに)其の永代借地權を付與せる部分を、英國女皇陛下の香港植民地の附屬地として保有せしむる爲め割讓することを約す……」と讀まれる。

而して更に一八九八年六月の條約(本款のもの)に依り、九龍の背後地たる支那本土の部分が大鵬灣及び深圳灣の水域並に大嶼(Island of Lan-tas)及附近諸小島と共に、九十九箇年間英國租借權の下に置かれることゝなつた。這の租借地は英國人に依り俗に「新領土(New Territories)」と呼ばれ、約三百五十六平方哩ある。以上總計約三百九十一平方哩の地域は凡て香港總督(Governor)の行政權內に屬するのである。尚ほ近來(支那事變前)英國が九龍灣(Kowloon Bay)、Wanchai 及 North Point を含む地域に對し特殊權益を主張しつゝあつた一事は、頗る注目を要するものと想はれる。

2 廣州灣(Kouang-tchéou-ouan; kwangchouwan)地域[2)]——佛國租借

廣州灣租借地は海南島不割讓條約[3)]、東京隣接諸省不割讓條約[4)]、滇越鐵道[5)]等と共に佛國に依り其

1) ヴィクトリア。
2) 約325平方哩。
3) 一八九七年三月二日及十五日附『海南島不割讓ニ關スル交換公文ニ依ル協定』。
4) 雲南、廣東、廣西三省の不割讓を約せるものと解されて居る。一八九八年四月四日及十日附『東京隣接諸省不割讓ノ約定ニ關スル交換公文』。
5) 雲南省昆明と東京とを結ぶもの、一九〇三年十月二十九日附其の他の條約がある。

の南支那に於ける重要權益と數へられて居るものである。

先づ租借に關する原特許は次の公文に依つて與へられた。

『東京及雲南府間鐵道、廣州灣租借、及郵便業務ニ佛國人參加ニ關スル交換公文』——一八九八年四月九日附清國駐劄佛國代理公使「デュバイユ」より總理衙門宛の書翰、竝に同十日附總理衙門より「デュバイユ」宛の書翰(表・佛一三)

(前略)

二、清國政府は佛國に對する友誼に基き廣州灣の海灣を九十九年間佛國政府に賃貸す(donné à bail)。佛國政府は右海灣に海軍碇泊所及貯炭所を建設することを得。租借地域の境界は實地調査の後後日兩國政府間の取極を以て決定せらるべし、租借料(loyer)は後日之を協定す。[1] (後略)

右を具體化する爲め左の條約が成立した。

『廣州灣租借ニ關スル佛清條約』——一八九九年十一月十六日署名[註](表・佛一四)

第一條——清國政府は佛國との友好關係に基き廣州灣に貯炭所を伴ふ海軍碇泊所を設置する爲め、佛國政府に九十九年を期限として同灣を貸與す(donné à bail—租與)。但し該租借は讓與地域に對する清國の主權(droits de souveraineté)を何等害せざるものとす(所租情形與中國自主之權無礙)。

第二條——讓與地域は海軍碇泊所及貯炭所の安全、補給及正常の發展に必要なる水域及土地を包含すべく租借地外の土地及水域は清國に歸屬す。依て佛國租借地は左の地方を含む。

一、東海島(L'île de Tong-haï)

1) 勿論之は空文に終つて居る。租借料の納付を要せざる點は租借地特有の性格であり、以て租界と比較すべきである。

二、硇洲島（L'île de Nao-tchéou）（硇洲島と東海島とを隔つる水道は清國船舶の通航及碇泊に必要なるに因り上記船舶は將來隨意に且何等稅金を課せらるゝことなく佛國租借地たる右水道を通過し又は之に碇泊することを得べし。

三、南方を通明（Tong-ming）河とし西方を遂溪（Souei-ky）縣に於ける雷州（Lei-tchéou）府の官道とし新墟（Sin-hsü）より北方に過る境界を有する雷州府の一地帶、志滿（Sié-mon）より境界は同地と福建（Fou-kien）村との間を過るものとし北東方赤坎（Tché-han）に向ふべし。

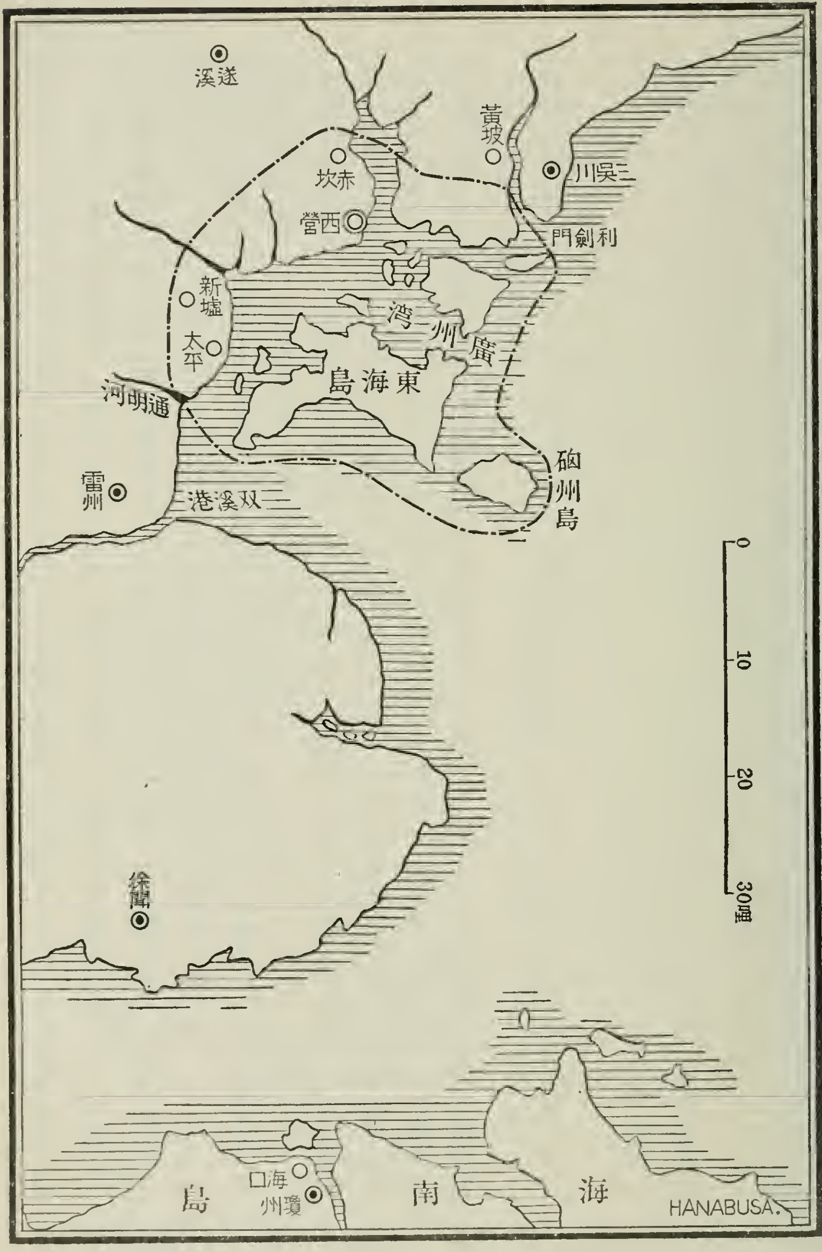
赤坎、志滿及新墟は租借地に編入し黃略（Hoang-lioh）、麻章（Ma-tchang）、新埠（Sin-féou）及福建の各村は依然清國の管轄に屬す。境界線は赤坎より同村を南方に取り之と福建との間を過り東方海に向ひ、調神（Tiao-shen）島の北方を過ぎ且該境界線が吳川（Ou-tchoan）縣に接會すべき兜離窩（Tao-lio-uo）に向ふべし。境界は西方の砦に近き吳川河に至る迄吳川縣を西より東に橫斷すべく又同河の河床の中央線に從ひて海に至るべし。海上境域は幅員三海里（卽ち十支那里）とすべし。黃坡（Hoang-po）は依然清國に屬すべし。幅員三海里の水域は遂溪縣に於ける境界に接會するに至るべき海上限界を成すべく該界線は上記通明河の中央を通過するものとす。

本條約に署名し且合意を以て地圖を作成したるときは確定的限界は兩國政府の任命したる官吏の特別審査を以て之を定むべし。上記官吏は兩國間に生ずることあるべき確執を避くる爲め遲滯なく其の任務を行ふことを要す。

第三條——該地域は租借期限九十九年の間佛國のみ之を統治し且管理し（gouverné et administré）以て兩國間に生ずることあるべき確執を避くべし。清國住民は其の財產の享有を繼續すべく又佛國の法律及規則を遵守するものに限り同國の保護の下に引續き租借地域に居住し且其の業務及職業に從事することを得べし。佛國は其の獲得を希望する土地に付土著民たる土地所有權者に衡平なる價格を支拂ふべし。

第四條——佛國は租借地（terrain loué）內に要塞を建設し、軍隊を駐屯せしめ又は其の他の防禦措置を執ることを得べし。

廣州灣租借地



遂溪
黄坡
赤坎
吳川
西營
利劍門
新墟
廣州湾
太平
東海島
通明河
硇州島
雷州
双溪港
0
10
20
30哩
徐聞
海口
瓊州
海南島
HANABUSA.

佛國は島嶼及海岸に沿ひて燈塔を建設し租借地域內の航行に有用なる浮標及標識を設置し又一般に航行の自由及安全を確保するに適當なる一切の措置を執り且一切の處置を採用することを得べし。

第五條——淸國の商業用蒸汽船は租借地域內に於て淸國開港場に於けると同樣に取扱はるべし。

佛國は右の地域及港津の施政(administration)上其の欲する一切の規則を發布し殊に燈火、浮標及標識の建設及維持の費用に充つることを目的とする燈塔稅及噸稅を徵收することを得べし。右の措置は廣州灣に適用せらるべし。本條約第二條所定の硇洲及東海の水域に關しては此限りに在らず。

第六條——犯罪人引渡(extradition)の場合生ずるときは佛國及淸國間の現存の條約殊に淸國及東京間の隣接關係を定むる條約の規定に從ひ取扱はるべし。

第七條——淸國政府は佛國が赤坎に近き廣州灣沿岸の一地點と安鋪(On-pou)近傍の沿岸の一地點とを聯絡する鐵道線路及電信線を設くることを容認す。買收の必要ある土地は淸國地方官憲の協力を以て佛國官吏之を獲得すべく、該官憲は其の土地所有權者が相當なる價格に限り請求するや否やを監督すべきものとす。建設及經營の費用は佛國の負擔とす。淸國人は適用さるべき一般稅率に從ひ鐵道線路及電信線を使用するの權利を有す。淸國官憲は其の地方內に於て線路及材料の保護を監督すべく該線路及材料の修理及維持は佛國の負擔とす。

佛國は亦安鋪に至る鐵道線の到達地點に於て該鐵道線に關し海務(service maritime)に必要なる一切の施設を爲すことを得べし。右到達點に最も近接せる深底水域に於ける碇泊は之を佛國商船の爲めに留保す。後略。

廣州灣租借地は約三百二十五平方哩あり、三行政區に分れ、人口約二十二萬である[1]。首都は Fort-Bayard(西營)にあり、商業の中心地は Tché Kam (赤坎)市と稱し中國流の諸制度が維持されて居る[2]。同租借地に於ては輸出入無稅政策が執られて居るが、支那本土との連絡が不十分である爲め貿易上の

1) "Statesman's Year-Book," 1939. の統計に據れば、其の中佛國人百二十三人、安南人七百人を含んで居る。

2) 廣州灣租借地行政の特徵は能ふ限り中國人固有の風習を保持するにある。從て佛國人は一般行政を總攬するも中國人は比較的廣汎な自治を許されて居る。

發展は期待し難い情況にある。該租借地は中國一般の電信制度下に在る外、無電を以て印度支那中繼の下に諸外國と連絡を執り得る

該租借地は長官(Governor)の統治する處であるが、長官は佛領印度支那の民政機構下に屬し且つ印度支那總督(Governor-General of Indo-China)の指揮を承けることゝなつて居る。[1)]

註(廣州灣租借に關する條約の日附)――租借條約の成立を一八九八年六月二日附と爲すものがある(例へば Escarra, La Chine et le droit international, 1931, p 115)。華府會議の際中國全權は一八九八年四月二十二日附(前記日附の誤謬?)と聲明した。外務省條約局編『英、米、佛、露ノ各國及支那國間ノ條約』(大正十三年刊)にも亦、佛淸兩國全權クールジョール、蘇元春間に署名せられたる一八九八年の條約(月日缺)佛文を載せてある。

併しながら該條約案が當初佛國公使ピションの許に於て一八九八年五月に作成され、翌六月佛淸兩國は夫々境界劃定委員を現地に派したことは事實であるが、クールジョールと蘇元春が廣州灣に於て之に署名したのは本文中に示せる通り一八九九年十一月十六日附と信ぜられる。詳細は外交史の領域に屬するを以て茲には省略する。尙佛國の關する右外交史的經緯に就ては、先づ Cordier, Histoire des Relations de la Chine avec les Puissances Occidentales, vol. III. の記述を信ずべきであらう。

3　膠州灣(Kiaochouwan)地域[2)]――舊・獨國租借、日本一時管理

膠州灣租借地に關する原條約の要旨は次の通りである。

『膠州委附ニ關スル獨淸條約』――一八九八年三月六日署名

第一章(膠州の租借)第一條――淸國皇帝は淸獨間の修好的關係を鞏固にし而して之と同時に淸國の軍事上の準備を確實

1) 一九〇〇年租借條約が淸國皇帝の批准を經るや、佛國大統領は直ちに該租借地を印度支那總督の管轄下に置く旨發令した。
2) 193平方哩。

にせんとする目的を以て、滿潮の際に於ける膠州灣の周圍五十キロメートル(淸國里數一百里)の地域內に於ける主權(Souveränität——自主之權)に基く一切の權利は之を自己に保有するも、獨國軍隊に對しては此の地域內に於て何時にても自由の通過を許容すべく、竝に同地域內に於ては豫め獨國政府の承諾を得るに非ざれば何等の處分若は命令を爲さゞるべく、而して特に將來必要となるべき水路の整理には何等の故障を申出でざるべきことを約す。淸國皇帝は獨國政府と協議の上右地域內に軍隊を駐屯せしめ竝に其の他軍事上の處分を行ふべき權利を留保す。

第二條——淸國皇帝は獨國が船舶の修繕及艤裝又は其の材料及準備品の貯藏竝に其の他之に附屬する施設をなす爲め、他の諸强國と同樣淸國の海岸に一地區を所有せんとする獨國皇帝の正當なる希望を充さんとする目的を以て、先づ九十九年間膠州灣口の兩岸を租借地として獨國に引渡すべし。獨國は適當の時期に於て前記建造物及港口保護の爲め該引渡地域に築城(礮臺等事)を實行するの任に當るべし。

第三條——淸國政府は爭議の發生を避けんが爲め租借期間中租借地(verpachteten Gebiete)に對して其の統治權(Hoheitsrechte)を行使することなく却て其の行使を獨國に委附(überlässt)すべし(德國所租之地租期未完中國不得治理均歸德國管轄以免兩國爭端)、其の區域左の如し。

(一)灣口の北部

陰島(Potato Is.)の東北端より勞山(Lo-shan)港に向て引ける條線を以て東北境とせる岬頭。

(二)灣口の南部

齊伯山(Chi-po-san)島の南南西に位する彎曲の極西南點より笛羅山(To-lo-san)島の方へ引ける條線を以て西南境となせる岬頭。

(三)齊伯山島及陰島

(四)現在に於ける最高潮時の灣內全水面

(五)膠州灣の前面に存在し該灣の海面防禦上必要なる全島嶼卽ち笛羅山島、炸連島(Tscha-lien-tau)等。

獨國租借地の境界竝に灣の周圍五十キロメートル地帶の境界は締約國政府雙方より任命すべき委員に於て其の地形に應じ詳細に確定すべきことを留保す。

淸國の軍艦及商船は膠州灣に於て獨國と親交ある他の國民の船舶と同樣の恩典を享くべし。而して同灣に於ける淸國船舶の出入竝に碇泊に關しては灣の全水面に對し讓受けたる統治權に基き獨國政府が臨機他の國民の船舶に對し定課するの必要ありと認むる制限の外別に何等の制限を課することなかるべし。

第四條――獨國は灣口前面の島嶼暗洲に必要なる海標を設置するの義務を有す。

淸國の軍艦及商船は膠州灣に於て何等の賦課金を徵收せらるゝことなし、但し港埠に必要なる施設維持の爲め他の船舶に對しても徵收すべき賦課金は此限りに在らず。

第五條――獨國が向後租借期限の經過前に於て膠州灣を淸國へ還付するの希望を發表するときは淸國は獨國が膠州の爲め支出したる費用を辨償し且一層良好なる場所を獨國に附與する義務を有す。獨國は淸國より租借せる領土を決して他の强國に轉租せざる義務を有す。

租借地域內に居住する淸國人民にして法令に遵由し行動する場合には、何時にても獨國政府の保護を供與せらるべく、其の他の目的の爲めに使用せられざる限り同所に在留することを得べし。

淸國人所有の土地が或る目的の爲め使用せらるゝ場合には其の所有者は之に對して賠償を受くべきものとす。後略。

一九一四年(大正三年)八月日本は獨國に宣戰、同十一月靑島を占領した。次で翌一九一五年五月二十五日附北京に於て日華『山東省ニ關スル條約』〔關於山東省之條約〕及『膠州灣租借地ニ關スル交換公

文」署名せられ、其の前者條約第一條に於て「支那國政府ハ獨逸國ガ山東省ニ關シ條約其ノ他ニ依リ支那國ニ對シテ有スル一切ノ權利利益讓與等ノ處分ニ付、日本國政府ガ獨逸國政府ト協定スル一切ノ事項ヲ承認スベキコトヲ約ス」と協定せられ、後者公文に於て「日本國政府ハ現下ノ戰役終結後膠州灣租借地ニシテ全然日本國ノ自由處分ニ委セラルル場合ニ於テハ左記條件ノ下ニ該租借地ヲ支那國ニ還附スベシ、一、膠州灣全部ヲ商港トシテ開放スルコト、二、日本國政府ニ於テ指定スル地區ニ日本專管居留地ヲ設置スルコト、三、列國ニシテ希望スルニ於テハ別ニ共同居留地ヲ設置スルコト、四、右ノ外獨逸ノ營造物及財產ノ處分竝其ノ他ノ條件手續等ニ付キテハ還附實行ニ先チ日本國政府ト支那國政府トノ間ニ協定ヲ遂グベキコト」と互約せられた。

是より先一九一七年(大正六年)一月二十七日外務大臣本野一郎は英國大使グリーン(William C. Greene)に對し、「將來平和會議に於て英國政府は、山東省に於ける獨逸國の權利の處分竝に赤道以北諸島の領有に關する日本政府の要求を支持せられ度し」と提議した處、同二月十六日附英國大使より、同樣日本が赤道以南の獨領諸島に關する英國の要求を支持すべきことを交換條件として應諾の旨囘答あり、此處に於て同二月二十一日附本野外相は英國の好意を謝し同時に英國の要求に對する日本の支持に就き公文を申進した。又同二月十九日附同外相は佛露兩國大使に宛之と同樣の照會を發したが、佛國は五月一日、露國は同五日を以て夫々承諾の意を通じ來り、伊國とは五月二十三日羅馬に於て同

樣公文の交換を了した。斯て日本の膠州灣に關する主張は英佛露伊四國の同意を經るに至つた譯である。中國が獨國に宣戰を佈告せるは實に同年（民國六年）八月十四日のことに屬する。一九一九年一月二十八日、折柄の巴里講和會議に於て五大國委員が獨領植民地處分問題を議するや、參考人として現はれた中國全權顧維鈞、王正廷等は日本の對華政策を攻擊し、攻擊は轉じて膠州灣の直接還附の要求に發展した、之實に中國の回收に關する正式主張の第一聲であつた。次で同一九一九年六月二十八日ヴェルサイユに於て署名せられたる『同盟國及聯合國ト獨逸國トノ平和條約竝議定書』の第四編第八款（山東）第百五十六條乃至第百五十八條に依り、獨逸は「一八九八年三月六日ノ獨淸兩國條約ニヨリ締結シタル條約及山東省ニ關スル他ノ一切ノ協定ニ依リ取得シタル權利、權原及特權ノ全部ヲ日本國ノ爲ニ拋棄」（要約）した（該條約に中國は署名しなかつた）。

一九二二年（大正十一年）二月四日華盛頓會議の際該地に於て、日華兩國間に『山東懸案解決ニ關スル條約』署名せられ、「日本國ハ舊獨逸膠州租借地ヲ支那國ニ還附スベシ」（第一條）と約された。嗣で同條約第二條の規定に基く結果として、同一九二二年十二月一日附北京に於て日華兩國間に『山東懸案細目協定』（五種の附屬文書あり）署名成り、該細目協定第一章第一條に依り、大正三年十一月以來日本の管理下に在りし舊獨逸膠州租借地は大正十一年卽ち民國十一年十二月十日正午限り、日本側より其の一切の行政權を中國側に引渡すに至つた。尙ほ又『山東懸案解決ニ關スル條約』第二十三條に依り、舊膠州租借地は、

日本が其の既得權益たる專管居留地又は國際居留地の設置を要求せざる代りに、中國政府側より該租借地の全地域を外國貿易の爲めに開放することゝなつた。斯て玆に該地域は所謂中國自開商埠たる地位に置かるゝに至つた譯である。猶ほ前題懸案解決條約、同細目協定及附屬文書を以て、日本は青島其の他山東省に於て若干の權益を留保する處があつた。[1]

4　威海衞(Weihaiwei)地域[2]——舊・英國租借

同租借地に關する條約は次の通りであつた。

『威海衞租借條約』——一八九八年七月一日署名

英國に對し北支那に於て適當の軍港を供與する爲め竝に其の近海に於て英國の通商を更に良好に保護する爲め、淸國政府は旅順口が露國に占領せられ居る間(for so long a period as Port Arthur shall remain in the occupation of Russia——租期應按照俄國駐守旅順之期相同)、英國政府に山東省に於ける威海衞及附近水域を租與すること(to lease)を約す。

租與せられたる地域は劉公(Liu-kung)島及威海衞灣內に在る其の他全島嶼竝に威海衞灣の濱岸に沿ひて內地十哩に達する地帶を包含す。右租與地域內に於ては英國專ら其の管轄權を有す(shall have sole jurisdiction——專歸英國管轄)。

英國は右の外グリーニッチ東經百二十一度四十分以東地方の海岸及其の附近に於て要塞を築き軍隊を屯營せしめ又は其の他の防禦施設を行ひ、竝に右地域內に於て相當の補償を爲して用水、交通及病院の爲め必要なる土地を取得するの權利を有すべし。該地帶に於ては淸國の行政(administration)は干涉(interfere)を受くることなし。但し淸國又は英國以

1)　就中、青島の市政に付前出 725—27 頁を看よ。
2)　285平方哩。

外の國の軍隊を入らしむべからざるものとす。

又城壁を繞らしたる威海衛市內(現在威海城內)に於ては租與地域の防禦に關する陸海軍軍事上の必要を妨げざる限り[1)]清國官吏引續き管轄權(jurisdiction)を行ふべきものとす。

尙ほ清國軍艦は中立たると否とを問はず (whether neutral or otherwise) 英國に租與したる範圍內の水域を使用することを得べきものとす。

尙ほ玆に指定したる地域內の住民に對し公用徵收(expropriation)又は立退(expulsion)を命ずることあるべからず。且要塞、官公署其の他官用公用に要する地所は公平の代償を以て買取るべきものとす。(後略)。

右條約批准書交換後一八九九年より一九〇一年に亙り兩國は劃界委員を互派して區域を確定した。元來、「旅順口が露國に占領せられ居る間」なる條約上の辭句と、一九〇五年露國の旅大租借權放棄日本の繼承てふ現實の情勢とに關し法理的政治的の兩解釋を生じたが、一九二一年十二月三日華盛頓會議に於ける英國全權の陳述は此問題解決に一契機を與へた。此時のバルフォア全權の威海衛還附聲明は翌一九二二年二月一日附同會議第五回總會に於ける宣言を經て、同二月三日附バルフォアより中國代表施肇基宛書翰となり、嗣で同十月上旬より威海衛に於て英華兩國委員間に還附接收に關する商議が開始せらるゝに至つた。翌一九二三年五月三十一日、實に三十四回の會議を重ねた兩國委員は此處に初めて、「威海衛接收協商意見書」二十四箇條及附屬書四件の議定に成功した。然るに此意見書は中國朝野より頗る不滿を招きたる爲め、北京政府より之が改訂方を英國側に申出でる處あり、種々接

1) 傍點は私註。英國は「軍事上の必要」により同地に其の管轄權を行使した。

洽の結果遂に兩國間に改訂に就き意見の一致を見、一九二四年(民國十三年)十一月二十八日を期して愈々英華兩國間に「威海衞交收專約」二十九箇條及附屬文書十通の正式調印を見る迄の運びとなつた。元來右一九二四年の專約は其の第二十九條に於て同年十二月三十一日迄に北京に在りて批准書交換を行ふ旨規定せるものであつたが、調印約定日に先つこと僅かに四日、即ち十一月二十四日段祺瑞臨時執政政府の成立と爲り、此北京政府の地位の動搖は終に專約を其の草案の儘に放置するの餘儀なきに至らしめた。尤も爾後屢々北京政府より交涉の繼續に就き申出でたるも時局關係禍ひして英國側の同意する處とならず、斯る事態の裡に中國政權の所在は北京より南京に移るに至つたのである。

一九二九年(民國十八年)六月二十二日國民政府外交部長王正廷は駐華英國公使マイルス・ランプソンに對して本問題解決に關する折衝を開始し、爾後協議の結果翌一九三〇年(民國十九年)四月十八日南京に於て兩者間に『威海衞交收ニ關スル專約及協定』(Convention for the Rendition of Weihaiwei, and Agreement.)(全文二十箇條の專約に二箇の、全文六箇條の協定に一箇の附屬書を伴ふ)署名せられ、更に同年十月一日を期して其の批准書の交換は南京に於て、一方交收(交還接收)の典禮は現地に於て、夫々行はれた。同時に國民政府は威海衞を將來中國海軍の根據地と爲す迄、國際貿易の爲めに開放するに決した。却說前顯一九三〇年の取極に依り、英國が從來威海衞及其の附近に於て享有し居たる權益の大部分を、中國の爲めに放棄したことは勿論であるが、猶ほ主として劉公島に於て、或ものは期限附占有權、或ものは期限附英華共

同使用權、或ものは一定條件附無期限使用權等の形式の下に、英國の權益が若干留保せられて居る。是等の喪失或は留保權益に關する私見に就ては註に讓ることゝする。因みに一九三七年（民國二十六年）二月六日、國民政府は從來の夫れを廢して改めて『威海衞管理公署組織條例』を公布施行し、該公署の管轄區域を「威海衞行政區」と稱すること（第三條）、其の地方自治の編制は市組織法の規定を準用すること（第五條）等を決定した。

註（英國の一般喪失權益竝に威海衞に於ける特約）――之は『威海衞交收ニ關スル專約』に悉記されて居る。之を要約すれば、英國は、威海衞地域卽ち一八九九年より一九〇一年に至る間に於て境界劃定委員會の樹てた界石により限られる地域――威海衞灣沿岸內地十英哩の地、劉公島、竝に威海衞灣內の群島――を中華民國に還附し（第一條）、一八九八年七月一日調印の威海衞租借條約を取消し（第二條）、威海衞劉公島の兩處に於ける英國兵は撤退し（第三條）、英國は其の威海衞行政公署所有の地域管理に必要なる一切の文書類、官有の土地建物、「德勝埠頭及び塢口改良計畫に關する特別稅」を以て經理せる各種工作物及購買物、芝罘威海衞間の海底電線竝に第一附屬書に揭ぐるものを含む官有所藏品（劉公島と大陸間の電信電話線、汽艇、消防機器、電話機、電柱、其の他略）、愛德華埠頭及び溫泉湯の兩處に於ける市民醫院、劉公島に於ける官有財產卽ち土地建物、威海衞地域の行政權、現存航海設備、以上を『專約』效力發生の日より中國政府に無償移交又は贈與することを約したのである（第四―十條、第十九條）。

元來英國は『威海衞租借條約』により、所謂威海衞地域を防護すべき一層廣汎なる地帶に對して、主張し得る特殊權益を有して居た（既揭條約文）。條約に曰ふ東經百二十一度四十分以東の地方を實地に就て觀れば、威海衞と芝罘との略中間たる寧海縣の養馬島より同山東省の東端たる成山頭に至る沿海及附近と云ふことになる。此特別地帶に對し英國は軍

事上未經營の裡に終始し、還附協定も亦別段の條項を設けて居ないが、當然『專約』の第二條に依て消滅に歸することゝなつたと解される。

更に『專約』は行政上幾多の制限を中國政府に約さしめて居る、中國政府は可能なる範圍に於て地租、家屋税、衞生建築條規、警察行政に關する現行制度を維持すべきこと(第十一條)、威海衞英國行政公署が外華人に對して發給した地劵、賣買、抵當證書及び執照(チーチャオ)を適宜尊重すべきこと(第十二條、第十三條の一部)、威海衞地域及其の附近に於ける電話電報の如き現行公益事業を維持すべきこと(但し其の從業員は中國政府の選擇する處による)(第十四條)、威海衞英國高等法院或は地方法院の判決を尊重すること(第十五條)、中國地方自治制度未制定前威海衞居留外國人の幸福及利益に直接關係ある市政に就ては該外國居留民の意見を徵求すべきこと(第十七條)、中國政府は威海衞を其の海軍根據地として獨占使用する迄內外人居住の現狀の儘之を國際通商地として維持すべきも、海軍根據地として外國人の居住を許さゞるに至る場合外國人財產所有者及租地者の利益に對する補償價格は英華兩國政府の協定によるべく、右威海衞閉鎖前英國領事館用地、外國墓地(一は愛德華埠頭內一は劉公島上)、英國倶樂部用地、公共休養場及ゴルフ場用地は、英國領事館竝に居留民の公益に供する爲め英國政府に之を三十年間無償租與すること(但し所持者が更新を爲し得る權利を附して)(第十六條、第十三條中の一部、第十八條、第二附屬書)——以上は孰れも『專約』に於て中國側が約した義務である。

英國の劉公島に於ける權益——

該還附取極の構成分子たる『協定』は寧ろ「劉公島協定」とも稱すべき性質のものであつて、英國が主として劉公島に於て留保すべき權益に付約定して居る。英國は當初より專ら劉公島に於て權益を留保せんと努力した。即ち一九二三年五月中國側より英國側に提案した「威海衞接收協商意見書」に於ても、同年十月英華兩國間に假協定を見た「英華交收威海衞專約草案」に於ても、又其の後北京政府外交總長對英國公使の交渉に於ても、英國の劉公島借用問題が兩國間論議の中心

であつたことが窺はれる。而も一九二九年六月國民政府が北京政府時代の接收方針を踏襲して交渉を再開した時、「威海衞囘收の最大目的は軍港の建設に在る」と云ふ第一聲の主張が、外交部長より英國公使に對して爲されたのである。從て國民政府は威海衞地域に於ける英國權益の完全なる、若は能ふ限りの撤廢を望んで居た。接洽の結果は左記の如き權益の留保を以て『協定』は成立を遂げたのである。その大要は次の如し。

第一條　中國政府は威海衞灣内の劉公島上の建物及便益(ファシリチーズ)（中國側原文に據れば便利・我外務省の假譯に據れば設備となつて居る）の一定數、次揭附屬書に詳記せらるゝもの―を、合意に依り同一の條件を以て又は兩國政府間に合意せらるゝことあるべき他の條件を以て更新し得る選擇權(オプション)を附し、十年の期間英國海軍の療養所(サナトリーアム)及避暑地(サンマーリゾート)として英國政府に貸與すべし、貸與期間滿了の場合には一切の土地建物は國民政府に歸還すべし。

右附屬書の大要次の如し（附圖二種あり）。

中國政府より英國政府に許與せらるべき便益竝に劉公島上の土地建物――一、ゴルフ倶樂部及其の倶樂部ハウス、二、海軍酒保茶館(カンテイーンチーハウス)、三、海軍墓地、四、海軍村落、五、下士官倶樂部及テニスコート、六、建物・ホツケークリケツトグラウンド・テニスコートを附隨する士官及兵士運動場竝に士官用スクワツシユコート、七、醫院地基(ホスピタルサイト)の一部より司令長官用テニスコートを含む一定地域、八、司令長官公署及其の附近建物、九、陸海軍聯合倶樂部(ユーナイテツドサービセスクラブ)及花園、十、七戸の建物及其の庭園、十一、醫院竝に之に附屬する二種の建物及發電所、十二、十數處の貯藏所及石炭六千噸の貯藏に足る二箇處の置場、十三、海軍酒保(カンテイーン)（該酒保は國民政府より相當なる代りの建物を準備する迄暫時使用のこと）。

中國海軍との共同使用に供すべき便益竝に土地建物――一、土地建物を含む射擊場、二、二處の掘拔井戸、三、鐵製棧橋（附圖に據れば島の南方に在る軌道の設備ある全長六七五呎のもの、軍艦は之に横附となる）。

小波止場内に於て英國海軍は石炭艀船の停泊と石炭苦力(クーリー)の便宜とを許さる。

威海衞還附專約の規定に據り引渡さるべき採石場に於て英國政府は必要ある時無償を以て石材を入手することを許さる。

第二條　中國政府は劉公島に於ける市政辦法（卽ち道路埠頭警察衞生街燈等に關するもの）を成るべく有效に維持し、現在の靜謐を害さゞることを約す（要約）。

第三條　（一）四月乃至十月の間に劉公島及其の海面を訪問する英國の軍艦及補助艦は英國海軍により浚渫せられたる投錨所の部分を中國海軍の次に使用することを得しめらるべし、但し英華の何れかを含む戰爭の發生せる場合には英國の軍艦及補助艦は國際慣例に從ひ劉公島の海面より撤退すべきものとす。（二）英國軍艦は標的を曳きて前記投錨所より海に出づるの特權を許與せらるべし。（三）本協定第一條に定めらるゝ劉公島に於ける一定數の建物及便益の英國政府に對する貸與期間中、英國海軍は中國官憲より許可を得たる後教練又は射的練習の爲め劉公島に兵士を上陸せしむるの特權を許與せらるべく、右許可は每年更新せらるべき申請に基き與へらるべし。地方的紛擾の發生せる場合右特權は地方官憲よりの申立に基き一時放棄せらるべし。

第四條　英國海軍の爲めにする一切の種類の物品の威海衞に於ける輸入、貯藏、船積、積換は外國貿易に開かれたる港の慣習に依り許可せらるべし。英國政府は劉公島に於て武器又は彈藥を貯藏せざるべし。

第五條　英國海軍に依り威海衞の海面に設置せられたる現在の浮標及繫留裝置は無償にて中國政府に引渡され、中國海軍の次に英國海軍の使用を許さるべし。

還附取極に對する批判――〔私見〕

本還附取極に就き國民政府外交部幫辦にして威海衞接收員たりし朱世全は其の著「威海問題」に於て、從前の囘收草案と比較して三種の優れた點と云ふのを指摘して居る。卽ち第一、劉公島に關する十年を期間とする英國の借用事項は其の

續借の可否が中國側の權限內に握られて居ること、第二、一切の外國人私有權利は將來何時たりとも軍港の建設を實行する場合凡て約定に依り回收し得ること、第三、還附取極は中國の內政干涉に亙る部分を均しく取消して居ること、と云ふのである。元來威海衞租借地域は還附の當時劉公島を含んで二百八十五平方哩の廣袤を有し三百六十の鄕村より成り、大約十八萬の人口を擁して居た。劉公島に關する一中國記錄に據れば島は衞城の東水面十里、東西の長さ約六里餘、南北の長さ約三里餘、周圍約三十里とある。また威海衞地域の人口は最後の英國國勢調査(一九二一年執行)に據れば總數一五四、六六三、內譯中國人一五四、四一六、歐洲人一七七、印度人五九、朝鮮人五、日本內地人六となつて居た。次に威海衞地域の財政狀態を觀るに、英國經營第一年度たる一九〇一—〇二年度に於ては歲入二二、二二〇歲出一一二、八七七であつたものが、其の最後の年度たる一九二九—三〇年度に於ては歲入四六三、三六五歲出三四三、一四五(單位は何れも銀元)と躍進して居た。尤も中國政權下に於ける同特別行政區の一九三三—三四年度豫算は歲入出共四四一、七八八銀元、一九三四—三五年度豫算は歲入三九二、三六八元歲出四三九、二一三元となつて居る。猶ほ英國政府は一九〇一—〇二年卽ち經營の初年度より一九二一—二二年度卽ち還附の意嚮を表明した時まで、該租借地に多額の補助金を給して居たが(但し一九一六—一七年度のみは給せず、又還附方針に決定した後は補助しなかつた)、其の總額は著者の計算に據れば一四七、五〇〇金磅竝に一、一二七、三一五銀元と云ふ數になる。更に一九三〇年十月一日威海衞地域の正式交收の當時、英國側より提示せられた英國行政公署發給の地劵(所有權證書)のある私人の地產は、總數八十四筆、約一千百餘畝(我約二十六萬四千坪)に上り勿論悉く外國人の所有する處で、而も其の大半は商埠の重要區域且つ風景佳き海濱に橫はるものであつた。また英國官憲より外華人に長期租與せられて居た土地は、總計九十餘畝(我約二萬一千六百坪)であり、租期は十年乃至五十年其の毎年毎筆の租稅は五元乃至一千元で大體二、三十元のものが大多數であつた——右の外官憲より三箇月の通告を以て貸借契約を解除し得る短期租地があつたが之は問題にならない。英國行政公署より發

給せられた是等の地券及借地契約書に對して『專約』第十二條及第十三條は、其の儘中國政府に依り承認せられ、且つ外人に對する地券は舊鎭江英國租界に於ける場合と同樣、一畝に付一元の登記料を納付して中國政府より永租契約書を以て交換せられる旨を規定して居るが、既に實行されたと中國側は發表した。此私人の名を以て享有せらるゝ權益は中國が威海衞を海軍根據地と爲す迄は殘存するものであり、更に該權益の買收に多額の費用を要することを前提とする海軍根據地としての利用が中國に執つて夢想に幾い今日[1]、比較的重要なるものと言はねばならぬ。また殆ど劉公島の全般に亙つて點在する英國の留保諸土地建物は、每年四月乃至十月間の軍艦停泊權（中國に在て外國軍艦の停泊權は異とするに足りないが）竝に兵員上陸權、六千噸の石炭貯藏權と共に、尠くとも一九四〇年九月三十日までは條約上英國に執つて有效に働くであらう。而も右期間滿了後は其の續借の可否が果して中國側の完全主權內に握られるか何うか[2]。更に英國が威海衞の本土に在て一定の土地建物を三十年間（更新を妨げず）無償占有する利益を認めしめた事も記憶に値する。最も重要なる權益は、將來一般國際貿易港たることを停止し其の海軍の根據地として、威海衞を中國が專用するに至る場合と雖も、特定の戰時を除き、無期限に夏季七箇月間英國海軍が劉公島竝に其の附近領海を使用し得ること（而も標的を曳きて港外に出づるの特權をも含んで）であつて、『協定』第三條の第一、二項は該條約締結者の合意か過失か兎も角斯る解釋を妨げて居ないのである[3]（日本國際協會發行「國際知識」昭和八年九月號所載の拙稿『北支那に於ける英國の三大權益・附滿洲國と「北寧鐵道」との關係』中、威海衞（劉公島）利用權の項に付削減又は補筆）。

第四節　滿洲國に於ける租借地（關東州）

關東州[4]（旅順・大連）は舊・露國、現・日本の租借に係る、在滿唯一の租借地であることは說く迄もな

1), 2), 3) 現支那事變前の情勢に立脚して論じた。日本の支持する新中國政權が如何なる對策を講ずべきか、之は明日の問題である。
4) 約1438平方哩。

い。之が條約根據は次の通りである

『旅順、大連灣租借ニ關スル露清條約』—— 一八九八年(明治三十一年)三月二十七日[1]署名

前文——露清兩帝國間に存在する友好的關係を更に一層鞏固にし且相互的幫助の方法を共に保證せんことを希望し、之に關する協定を遂ぐる爲め、兩國皇帝は夫々各自の全權委員を任命したり(下略)。

第一條——清國皇帝は露國海軍をして北支那の沿岸に於て充分恃むに足るべき根據地を得せしむるの目的を以て旅順口及大連灣兩港を該港に連接せる水域と共に露國政府の租借的使用(on lease——租與)に供することを承諾す。但し此租借により前記領土に對する清國皇帝の主權(sovereign rights)は何等侵害せらるゝことなきものとす。

第二條——前記の理由に據り租借的使用に供せらるべき地區の境界は大連灣より北に向ひ該地區を陸上より充分に防禦するに必要なる距離に到達すべきものとす。本協約の條款に關聯せる正確なる境界線及其の他詳細なる事項は本協約調印後直に聖彼得堡に於て欽差全權大臣[2]許景澄との間に締結せらるべき別個の議定書に於て規定せらるべし。該境界線劃定後は其の査定に係る租借地域の全土は該地に連接せる水域と共に露國政府の完全且排他的使用に供せらるゝものとす(the Russian Government will enter into complete and exclusive enjoyment——專歸俄國租用)。

第三條——租借期限は本協定調印の日より二十五箇年[3]と定め、而して滿期後は兩國政府間相互の協定により之を延長することを得〔然限滿後由兩國相商展限亦可〕。

第四條——前記期限內は露國政府に於て租借せる領土及之に接續せる水域に於ける陸海軍總指揮權及最高民政權 (supreme civil administration)は全然露國官憲に屬し且一人の手に集中せらるべし、然れども之に知事又は總督 (Governor or Governor-General)の名稱を附することを得ず。 如何なる清國陸軍の軍隊と雖も該地域に入ることを得ず。 清國住民は其の希望により露國の租借せる領土の領域より立退くことを得べく、又露國官憲より妨碍を受くることなくして該

1) 露曆十五日。
2) 駐露公使。
3) 西紀一九二三年を以て滿期。

領域に留まることを得べし。租借領土內に於て清國臣民が罪を犯したる場合には一八六〇年の北京條約第八條により清國法律に照し裁判竝に處罰の爲め犯人を最近隣の清國官憲に引渡すべきものとす。

第五條――前記租借地境界の北方に中立地帯(neutral zone)を設く。該地帯の境界は聖彼得堡に於て外務省と許大臣との間に劃定せらるべし。右中立地帯の領域に於ける民政權(civil administration)は全然清國官憲の手にあるべきも清國軍隊は單に露國官憲の同意を以て該地帯に入るを許さるゝものとす。

第六條――兩國政府は旅順口が全く軍港として單に露清兩國艦船のみの使用に供せらるべきことに同意し、且つ右兩國以外の國の軍艦及商船に對しては同港は閉鎖せらるべし。大連灣に關しては內灣中旅順口と同じく特に露清兩國艦隊用に充てられたる一灣を除き同港殘餘の水域は外國貿易の爲めに開放せられ各國商船に對し該水域の自由出入を許すべし。

第七條――露國政府は租借的使用の爲め讓渡を受けたる地面殊に旅順口及大連灣兩港に於て自己の負擔に依り且自己の資力を以て艦隊及陸軍軍隊の爲めに必要なる總ての施設をなし要塞を築き之に守備兵を置く等凡そ敵の襲擊に對する同地方の有效なる防禦上必要なる諸般の手段を講ずべきものとす。尙露國政府は自己の負擔に依り燈臺及其の他航海の安全に必要なる警戒的目標を設置し且之を維持すべき義務を負ふ。

第八條――(清國政府は東清鐵道を大連灣迄延長することを承認す――以上抄記)。鐵道敷設に對する承認は如何なる場合に於ても又如何なる名目に於ても清國領土の獲得又は清國主權侵害の口實となるべからず。(下略)。

『旅順、大連灣租借ニ關スル露清續約』――一八九八年(明治三十一年)五月七日[1]附署名

第一條――原條約[2]第二條により遼東半島に於て旅順口及大連灣兩港と共に露國政府の使用に供せられたる地區の北方境界は遼東西岸に於けるアダムス(Ya-tang――亞當)灣の北部に起りアダムス尖峰(ピーク)を經て(尖峰も露領に含む)遼東東岸に在る貔子窩(P'i-tzû-wo)附近にある灣の北端に到るものとす。又租借地に接續せる全水域は同地を圍繞せる總ての島嶼と

1) 露曆四月二十五日。
2) 一八九八年三月二十七日附。前揭。

共に露國の使用に供せらるべし。

兩國は現場に就き租借地の境界線を正確に劃定せんが爲め特別委員を任命すべし。

第二條——第一條に敍述せる露國租借地區の北方境界の北方を、北京條約[1]第五條に規定せる中立地域(neutral ground)とす。其の最北境界は遼東半島西岸に於ける蓋州(Kai-chou)河口より岫巖城(Yu-yen-cheng)の北方を經て大洋(Ta-yang)河に至り該河の左岸に沿ひて其の河口に至るまでとす。該河口は中立地帶(the neutral territory)に屬す。

第四條——露國政府は清國政府の請を容れ金州城市[2](City of Kin-chow)の行政及警察(the Administration and police)を清國人により管理すべきことを承諾す(允聽金州城自行治理並城內設立應需巡捕人等)。清國軍隊は金州を撤退し露國兵之に代るべきものとす。同市住民は金州及租借地北境間の通路を使用するの權利を享有し且同市に接續し露國に讓渡されたる水域を日常の需用の爲めに使用することを得べきも沿岸陸地に對しては決して何等の權利を有することなし。

第五條——清國政府は左の義務を負ふ。

(一)中立地域の一地區(concession——隙地地段)たりとも露國の承諾なくして之を外國人に讓渡すべからざること。

(二)中立地域の東西兩岸に位する一港たりとも之を外國貿易の爲めに開放すべからざること。

(三)中立地帶の全地域に於て露國の承諾なくして道路敷設鑛山採掘及一切の商工業的企業の特權を許與すべからざること。(次條略)。

猶ほ一八九九年四月二十五日[3](光緒二十五年三月二十八日)旅順口に於て、詳密なる境界を定めた露清『遼東半島租借地境界議定書』(中俄勘分旅大租界專條)が成立した。

日本の該租借地に關する權益繼承並に展期の根據は次の通りである。

日露『講和條約』——一九〇五年(明治三十八年)九月五日署名。

1) 一八九八年三月十五日附。
2) 租借地內に在り。
3) 露曆。

第五條前半——露西亞帝國政府は清國政府の承諾を以て旅順口、大連及其の附近の領土及領水の租借權及該租借權に關聯し又は其の一部を組成する一切の權利、特權及讓與を日本帝國政府に移轉讓渡す。

日清『滿洲ニ關スル條約』——一九〇五年十二月二十二日署名

第一條——清國政府は露國が日露講和條約第五條及第六條(鐵道關係)に依り日本國に對して爲したる一切の讓渡を承諾す。

日華『南滿洲及東部內蒙古ニ關スル條約』——一九一五年(大正四年)五月二十五日署名。

第一條——兩締約國は旅順大連の租借期限竝に南滿洲鐵道及安奉鐵道に關する期限を何れも九十九箇年に延長すべきことを約す。

第八條——滿洲に關する日支現行各條約は本條約に別に規定するものを除くの外一切從前の通り實行すべし。

日華『同上條約ニ關スル交換公文』(甲號)——同日署名。

同上條約第一條に規定せる旅順大連租借期限の延長は民國八十六年即ち西曆千九百九十七年に至り滿期[1]とし、南滿洲鐵道還附期限は民國九十一年即ち西曆二千二年に至り滿期とし、且つ其の原條約(一八九六年九月八日附露清『東淸鐵道會社建造經營約款』を指す——著者曰)第十二條に記載せる運轉開始の日より三十六年後支那國政府に於て買戾すを得るの一節は之を無效とす。又安奉鐵道の期限は民國九十六年即ち西曆二千七年に至り滿期とす。

本來ポーツマス條約竝に滿洲に關する日清條約に依れば、旅大租借地の期限は一九二三年を以て滿了となる筈であつた。中國側の所謂二十一箇條條約に對する反對主張は華盛頓會議を以て其の最高潮に達したものと觀察せらるゝ次第であるが、一九二三年(大正十二年)三月十日、駐東京中國代理公使

1) 斯る九十九年と云ふ期間が事實上永久を意味するや否や。解釋は時代に依つて異るに至つた。Walter Young は同租借地の租借期限を文字通り嚴に一九九七年迄と解釋して居る本書 737 頁。

廖恩燾は內田康哉外相に對し書翰の形式を以て、一九一五年の日華條約及交換公文の廢棄に關する北京政府の訓令（民國十二年一月十七日北京衆議院に於て旅大租借地回收案が議決せられたことを以て理由とす）を傳達し來つた。勿論日本政府は斯る中國側の專斷的申出に對しては應諾し能はざる旨、同三月十四日內田外相より廖代理公使宛、及駐北京小幡酉吉公使より中國外交部宛夫々回答を爲す處があつた。然るに此點國民政府は北京政府の政策を踏襲して在華全外國租借地を、表面上華盛頓會議以降一律に回收に就き折衝懸案中のものと看做す態度を執つたのであつた。殊に一九二八年より三〇年頃にかけて國民政府外交の華かなりし當時、"The Fighting Diplomat" と評された同政府外交部長王正廷の如きは、非公式ながら旅大租借地の無效に付屢々內外人に談話したと傳へられて居る。

併しながら滿洲國の中華民國よりの分離獨立、日滿議定書の精神等より鑑みる時、該關東州問題に關する限り最早中國政府は日本政府の交涉相手に非ざるに至つた。即ち一九三二年（昭和七年、大同元年）九月十五日新京に於て署名せられたる『日滿議定書』第一條（註）に基き、滿洲國は、旅大租借地に關して日本が從來中國政權と協定せる一切の權益に對し、之が確認尊重を約したものと解せらる。

關東州租借地に於ける首都は昭和十二年十二月旅順より大連に移され、また其の政廳たる關東廳は昭和九年十二月關東局と改稱（從て總督を廢し長官を置く）されるに至つた。

註――『滿洲國ハ將來日滿兩國間ニ別段ノ約定ヲ締結セザル限リ滿洲國領域內ニ於テ日本國又ハ日本國臣民ガ從來ノ日支間ノ條約、協定其ノ他ノ取極及公私ノ契約ニ依リ有スル一切ノ權利利益ヲ確認尊重スベシ』

第十章　沿岸貿易權及內水航行權

第一節　通　論

一　概　言

清國が、他國に對して片務的に沿岸貿易(coasting-trade)[1]を許容せること、所謂國內河川(*national rivers*)[2]を外國船舶の航行に對して開放せることゝは、所謂不平等條約が釀成せる中國の重大國際不利益の一と認められる。中國が外國船舶に對し內水航行權を片務的に許容せるは、國際法上の慣行に悖る處であり、唯一の例外と觀るべきである。從て、例へば外國船による楊子江航行權の如きは、對華通商上或る程度まで列國に共通する重大問題ではあるが、同時に國際法上の通念と合致せざる權益を基調とするものであることを、想起せざるを得ないのである。斯て對華外交に就き指導權を把握する日本としては、暫定性と究局性との兩方面より本問題に對し十分準備を爲すべきであらう。

國民政府の猪突的國權恢復工作は、所謂關稅自主權の回收に成功して後、專ら治外法權に注がれて居たが、滿洲事變の勃發は列國との法權交涉を中斷するに至り、一方國民政府も漸く法權撤廢問題の前途が頗る容易でないことに氣附いたのである。於玆、國民政府の對外政策は漸次內水航行權の回收へと方向轉換を示すに至つた。滿洲事變後、現支那事變勃發前に至る間に於て、國民政府が執りつゝあつた政策乃至表面化した問題の中、各省航政の中央統轄、長江章程の改正、中國

1) 沿岸貿易の定義に就き次項を看よ。
2) 國內河川に就き前註同斷。

人パイロットによる獨占問題、中國船雇用外國人船員の資格問題、外國船檢査問題、黄浦江埋立地處分問題、等々は孰れも關係列國の在華航行權に執り至大の影響を及ぼす虞れのあつたものと謂へよう。

2　沿岸貿易權及內水航行權に對する定義

沿岸貿易の定義に就ては抑も議論の存する處であるが、殊に中國に於ける現象は國內河川航行權と關聯する特異の存在であり、從て之に確定的意義を與へるは至難事である。私は、中國の關する限り、「開港場[1]（夫れが沿海たると內水に在るとを問はず）相互間に行はれる旅客及貨物の運輸を沿岸貿易と爲し、開港場と開港場以外の港津[2]（夫れが沿海たると內水に在るとを問はず）との間に行はれるものを內水航行と爲す」說を採る者である。

國際法に曰ふ「沿岸貿易」は其の發展の段階に準じ次の三解釋に分ち得る。(一)は固有の意義で、「一國ノ港ト港トノ間ニ航海シ通商スルヲ曰ヒ、且是等ノ港ガ該國ノ同一ノ接境領土タル沿岸[3]ニアル場合ニ限ル」のである。*cabotage* なる語の本來の意義は斯る沿岸貿易を指稱する。國際法上、沿岸國は斯の種の航海を他國船舶に禁止するの自由あり、と爲されて居る。(二)は其の後英米獨佛等の各國に依り擴張されたる意義で、縱令航海の途中公海に出づることがあつても一國沿岸の一港より他港に到る場合——但し本國と植民地又は海外領土との間の航海を除く——の貿易[4]を包含するものとなつた。『オッペンハイム國際法』は之が現在通商條約上に使用される *cabotage* 卽ち coasting trade の語義であると說いて居る[5]。(三)嗣で米國は一八九八年及九九年米本國の一港とポートリコ、フイリッピン、布哇の或港との間の航海をも沿岸貿易と稱し、之を米國船舶の獨占と爲した。斯て沿岸貿易は第三の意義を有するに至つた。

1)　條約を以て開かれたもの（約開港場）、中國側が自發的に開いたもの（自開港場）を問はない。

2)　開港場以外の港津とは不開港場の謂ひであり、通常條約に定めらるゝ「寄港場」、「旅客上陸所」を指すのである。條約に定められざる其の他の港津は如何。條約は一定の手續履行を條件として外國船舶が「開放せられざる內地」に赴くことを許して居る。從て夫れ以外の場合は密貿易を前提とすることゝなり條約の禁止する處である。

3)　卽ち、接壤地たる沿岸地又は領海內の沿岸地、別言すれば港と港との間の航海中公海に出づるを要せずして到達し得るもの。

4)　卽ち是等の港が同じ沿岸にあると異る沿岸にあるとを問はず、政治的且地理的に同一國土を構成する國の沿岸にある場合の海上貿易。

5)　5th ed., Peace, pp. 386—87.

即ち「一國主權ノ下ニ在ル何レカ兩港ノ通商貿易」を指すことゝなつた[1]のである。

却說右(一)に曰ふ「港」が開港場なると不開港場なるとは問題でないから、現在中國に行はるゝ各開港場間の運輸は固より開港場と不開港場との運輸をも、均しく沿岸貿易の概念に容るゝを妨げない譯である。併しながら不開港場に關する沿岸貿易をも又國內河川の上流に在る港津をも開港場と爲して外國船舶の來航に委せたのは、中國を以て唯一の現象と爲す爲め、勢ひ此「沿岸貿易」なる用語は漠然性を帶ぶること〻なるのである。斯て中國の場合には、從來論客に依り、沿岸貿易とは開港場相互間の運輸を指稱するとか、或は更に狹義に解して沿海開港場相互間の運輸に限るとされる程である。

通說に據れば「內水航行」とは、所謂國內河川に沿ふ通航を指し、從て屢々「內河航行」の名を以て呼ばれるのである。國內河川(*national rivers*)とは、國際法上「河川ガ同一國ノ內ニ終始スルモノヲ曰ヒ、斯ル河川ノ水域ハ當該國ノ主權ニ屬ス」と爲される。國內河川は、特別の條約なき限り外國船に對し之を開閉するのは其の國の自由である。却說、楊子江、珠江等の國內河川の流域に在る諸港間の通航は、該港が開港場たると不開港場たるとに論なく、悉く之を內水航行と稱するを妨げない。併しながら中國の場合には、開港場と不開港場との間の運輸に對して內水航行の名を附す者もある。而已ならず開港場たると不開港場たるとを論ぜず、這の國際通例に反する航行乃至貿易の現象を、擧げて「內水航行」と看做し、以て沿岸貿易の概念をも之に包括する場合さへもある。更に其の反對に *cabotage* なる語を以て、「不平等條約」上の沿岸貿易及內水航行權を包括せしめる場合も稀れではない[2]。

內水航行權は或る意味に於て、外國軍艦游弋碇泊權の一要素と觀られる。

3　沿岸貿易、內水航行權益の客體、竝に其の條約根據

本權益は、中國に於ける現實より觀察するとき、次の三種に分かたれる

(一)沿海たると國內河川に沿ふとを問はず、開港場相互間に於ける旅客及一般貨物運輸權。

1)　松原博士『現行國際法』(七版)438頁の註を參看。

2)　例へば嘗て國民政府外交部長王正廷は列國使臣との所謂國權恢復交涉に際し、屢々此用語を使用した。

(二)楊子江、竝に西江の流域に在る寄港場(ports of call)、旅客上降所(passenger stations)に於ける旅客及特殊貨物運輸權。

(三)沿海たると國內河川に沿ふとを問はず、通商の爲めに開放せられざる「內地」に於ける旅客及一般貨物運輸權。

以上三種權益に對する條約上の根據を例示すれば次の通りである。

(一)――佛清一八四四年『黃埔條約』第二條。米淸同年『望廈條約』第三條。丁淸一八六三年『通商航海條約』第四十四條。白淸一八六五年『北京條約』第三十四條。

(二)――英淸一八五八年『天津條約』第十條。英淸一八七六年『芝罘協定』第三款第一。英淸一八九七年『緬甸及西藏ニ關スル一八九四年三月一日ノ條約ヲ修正スル協定』特別條項。英淸一九〇二年『マッケー條約』第十條。淸國政府制定一八九九年『楊子江通商規定』第一條其の他(詳細は當該規定に就て看よ)。

(三)――英淸一九〇二年『マッケー條約』第十條。日淸一九〇三年『追加通商航海條約』第三條及第八條。淸國政府制定一八九八年『內地水路汽船航通規則』。同上同年『續補內地水路汽船航通規則』。

4　中國國內河川流域開放の經緯

中國國內河川にして條約上外國船舶の航通の爲めに開放されて居るのは楊子江、珠江(西江)、白河である。殊に楊子江、西江の流域に在る諸港津の開放は主として英國が『南京條約』以來各種の政治的條

約竝に通商條約に據り漸次中國をして承諾せしめ來つたものである。

以下、楊子江、西江、白河流域の開放經過を略述する（條約は其の代表的のものを例示するに止める。詳細は以下各國關係の節に讓る。）

一　楊子江（長江）

イ　上海・鎭江・南京・九江・漢口間——上海は英清一八四二年『南京條約』第二條に據り開放された。鎭江は英清一八五八年『天津條約』第十條に據り、九江及び漢口は同上『天津條約』第十條に基き英清一八六〇年の取極に據り開放された。南京は佛清一八五八年『天津條約』第六條に據り開放された。

ロ　漢口・宜昌間——宜昌は英清一八七六年『芝罘協定』第三款第一に據り開港場となつた。

ハ　宜昌・重慶間——重慶開放の豫約は英清一八七六年『芝罘協定』第三款第一に據つて與へられ、其の後英清一八九〇年『重慶開放協定』に據り開放確定したが、猶ほ英國船舶の同航路遡航は將來に留保され、英國商人は支那船を賃傭、裝備して運輸に從事することゝ定められた。日清一八九五年『講和條約』第六條第二は、實に外國船舶の宜昌・重慶間航行權を確定したものである。

ニ　漢口・長沙（竝に湘潭）間——長沙は日清一九〇三年『追加通商航海條約』第十條に據り開放された。長沙より奧地の湘潭は一九〇五年清國政府より自開港場に指定された。

ホ　上海・蘇州・杭州間――日清一八九五年『講和條約』第六條第一は蘇州、杭州の開放を約定し、同時に日本汽船が上海より呉淞江及運河を經て蘇州、杭州に到り得ることを許容して居る

ヘ　楊子江流域に於ける諸「寄港場」及「旅客上降所」――寄港場は英清一八七六年『芝罘協定』第三款第一の規定する處であり、旅客上降所は一八九九年清國政府の實施せる『楊子江通商規則』第二條に規定がある　其の地名に就ては夫々當該條項及次節の表を看られ度い。

二　珠　江（西江）

イ　香港・廣東・三水・梧州間――英清一八四二年『南京條約』第三條に據り香港は英領となり、同條約第二條に據り廣東が開放された　英清一八九七年『緬甸及西藏ニ關スル一八九四年三月一日ノ條約ヲ修正スル協定』特別條項に據り、三水、梧州は開港場となり、且右兩地と廣東、香港間の自由航行が許された

ロ　西江流域に於ける諸「寄港場」及「旅客上陸所」――寄港場は英清一八九七年『緬甸及西藏ニ關スル一八九四年三月一日ノ條約ヲ修正スル協定』特別條項及英清一九〇二年『マッケー條約』第十條の規定する處であり、旅客上陸所は同上『マッケー條約』第十條に規定がある　其の地名に就いては夫々當該條項及次節の表を看られたい

三　白　河（沽河、海河、北河）

英清一八六〇年『北京續約』第四條及佛清同年『天津條約追加講和條約』第七條に據り、天津の開放が約せられ、從て外國船舶は同地迄白河を遡航し得ること丶なつた。

5 本權益に關係ある事項

本問題の研究に關係のあるものは、陸路貿易、最惠國條款、關稅關係規程、各開港場規則等の問題である。更に滿洲松花江に於ける舊露國の內水航行權竝に其の經緯、獨國、墺洪國の關する權原竝に其の撤廢顚末も、亦本問題の研究に關聯する處がある。併しながら以上の諸事項は本章の目的に直接添ふものでないから本章に於ては一切之を省略すること丶した[1]。

本章に取扱ふ沿岸貿易及內水航行に關する列國の現有權益は、孰れも列國及中國間を律する現行通商航海條約に其の權原を置くものである。斯の種條約の現狀に就ては旣に屢々、通商關係條約權益の章及治外法權の章下に言及してあるから、本章に於ては之を揭げないこと丶した。

6 本章の用語に就て

本章に揭ぐる條約文中、開港場(open port)、開市場(open market)、條約港[2](treaty port)、開放地(open place)、等々の示す場處は、孰れも外國貿易上同一條件の下に置かれるものであるが、是等辭句が果して現場の狀態を表して餘す處なきや否やは疑問と謂はねばならぬ。之に對し中國文に於ては「通商口岸」又は「口」と爲す例が多いが、前者に比し寧ろ妥當性の多い辭句と考へられる。英文テキスト

1) 但し開港場規則の中、其の代表として天津港のものに付第十六節の末項に揭げた。

2) 是等用語に就き本書65—74頁を參照のこと。

中には"open mart"なる語を使用せる稀少例もあるが、此語は前顯諸用語に共通するものと認められる。尤も私は本章の條項解說に當り、强ち斯る用語上の種別に捉はれないことゝした。

次に開港市場中、條約に「臺灣」又は「臺灣府」とあるのは、清朝舊制を示す名殘りであり、安平港を含む現在の臺南に該當する。また「潮州」とあるのは汕頭を含む潮州、「登州」とあるのは芝罘（尙ほ嚴密に言へば芝罘村の對岸烟臺である）、「牛莊」とあるのは營口（滿洲國）であり、孰れも其の條約締結の當時乃至直後、列强に依り然く解釋され或は主張されたもので、是等は史乘價値的地名とも謂ふべきであらう

第二節　本章關係の開港場、寄港場、旅客上降所

1 **開港市場**（通商關係條約權益の章及本章に於て取扱ひたるもの、竝に所謂中國自開に係るもの全部）

（卷末附錄に就て看よ）

2 **寄港場**（本章に於て取扱ひたるもの、左にて全部、英字の下は所屬の省名）

揚子江流域

大通(Tatung)安徽　安慶(Anking)安徽　湖口(Hukow)江西　武穴(Wusueh)湖北

陸溪口(Lukikow)湖北——以上一八七六年英清『芝罘協定』

吳淞(Woosung)江蘇——一八八〇年獨清『通商航海追加條約』(註)

西江流域

甘竹(Konchuk)廣東　肇慶(Shiuhing)廣東　德慶(Takhing)廣東——以上一八九七年英清『緬甸及西藏ニ關スル一八九四年三月一日ノ條約ヲ修正スル協定』

白土口(Paktauhau, Paitukou)廣東　※羅定口(Lotinghau, Lotingkou)廣東　都城(Doshing, Touchêng)廣東——一九〇二年英清『マッケー條約』

3 旅客上降所（本章に於て取扱ひたるもの、左にて全部、英字の下は所屬の省名）

楊子江流域

通州[1](Tungchow)〔蘆涇江(Luchingchiang)〕江蘇　※天星橋[2](Tienhsingchiao)江蘇　江陰(Kiangyin)江蘇　宜興(Icheng)江蘇　黄子崗(Huangtzekang)湖北　黄州(Huangchow)湖北　※荆河口(Chinghokow)卽ち荆河腦(Chinghonao)湖北　※新堤(Hsinti)湖北——以上一八九九年四月『長江(楊子江)通商規則』

西江流域[3]

容寄(Yungki, Jungchi)廣東　馬寧(Manyün, Mahning, Maning)廣東　九江(Kaukong, Chiuchiang)廣東　古勞(Kulow, Kulao)廣東　永安(Wingon, Yungan)廣東　後瀝(How-lik, Houli)廣東　祿步(Lukpu, Lupu)廣東　悅城(Yuetsing, Yüehchêng)廣東　陸都

1) 現在の南通縣(Nantunghsien)。
2) 天生橋とも書す。
3) 西江流域に於ては旅客上陸所と云ふのが正稱である。

(Lukto, Lutu) 廣東　封川 (Fungchuen, Fêngchuan) 廣東——以上一九〇二年英清『マッケー條約』

* 印は現在外國人に依り殆ど主張せられざるものを示す。

註——吳淞は現在に於ては上海市の構成部分に編入せられて居る。同港は光緒二十二年(一八九六年)清國に依り更に自開商埠として開放され上海海關の分關が設けられた。從て獨清間舊條約の失效は關係列國に何等の影響も及ぼさなかつた譯である。

4　沿水自開港市場

沿岸貿易、內水航行の問題研究上條約に據る開港場・開市場と、中國自開の開港場・開市場にして沿海沿水のものとは、共に關聯せしめて考察することが必要である。是等自開港市場は拱北(ラッパ)を唯一の例外として他は何れも日清戰爭後、一方に於て列强の條約に據る强要を緩和する爲め、他方に於て中國が政治上經濟上の開放條件を幾分なりとも有利に保持せんが爲めに（例へば特殊の例を除き、一般條約に據る或都市の開放は、其の都市全地域の開放を意味するものと外國側より主張せらるゝ場合がある。反之、中國自開の場合に在つては或都市の一區劃に限ること固より任意である。また約定開市場は過去に於て屢々外國側より租界設定要求の根據に利用せられたことがある。反之、自開市場は一般に是等要求を未然に防止し得ると信ぜらる。）、中國側に於て案出、實行せらるゝに至つた。而して是等港市場は條約に據るものと同樣、原則として外國人の居住及營業の爲めに開放せらるゝものである。

（是等自開港市場の所在地に就ては卷末附錄に讓る）

第三節　英　國　關　係

英清・『南京條約』――一八四二年八月二十九日署名（表・英一）

第二條――清國皇帝は英國臣民が其の家族從者を携へて廣東、廈門、福州、寧波、上海の市邑に於て商業に從事する爲め迫害又は拘束を蒙むることなく居住するを得しむべきことを約す（自今以後大皇帝恩准大英國人民帶同所屬家眷寄居大清沿海之廣州福州廈門寧波上海等五處港口貿易通商無礙）。

本條を以て清國が外國民に沿岸貿易權を許容せる最初の條約根據と主張する者がある。即ち本條約は英國船舶の清國沿岸への來航及其の沿岸貿易等に就き何等明文上規定する處は無いが、斯の如きは同條約第三條（註）の規定に徵するも當然の事項であると、擴張解釋を下す論者があるのである。假りに此說に從ふとすれば、廣東に到る爲めには粤江口を經て珠江（西江）を、上海に赴く爲めには楊子江口を經て黃浦江を、夫々遡及するを要するが故に、玆に早くも條約上、清國國內河川の航行權が外國船舶に對して許容せられたことゝなるのである。

尙翌一八四三年七月の英清『五口通商章程』及同十月の同『虎門寨追加條約』は共に、英國船舶の清國開港場來航に關する詳細の手續規定を設けたが、然し未だ清國領域內に於ける沿岸貿易權に就き明確なる規定を備ふる迄には至らなかつた。私の信ずる處では、條約上外國船舶の沿岸貿易權を正確に規定したのは、實に翌一八四四年七月の米清『望廈條約』第三條を以て嚆矢とすると想ふ。

註――『南京條約』第三條・英國民が必要の場合其の船舶の損傷を修理し且つ之に要する材料を保藏すべき港を有するは極めて必要にして且つ望ましきことなるに鑑み、清國皇帝は英國女皇に香港島を讓與す。

英清・『天津條約』――一八五八年六月二十六日署名(表・英六)

第十條――英國商船は長江(楊子江)に於て貿易を爲すことを得、鎭江は本條約署名の日より一年內に開放せらるべし。平和の恢復せらるゝや直ちに(太平天國亂の鎭定を言ふ)英國船舶は又漢口の如き上流の港に於て貿易することを許さるべし、但し其の港の數は三箇處を超えざるべく、又英國公使が淸國內閣大學士尙書(Chinese Secretary of State)と協議の上貨物積卸の港たることを定めたるものとす。

第十一條――英國民に對し更に牛莊、[1] 登州、[2] 臺灣、[3] 潮州(汕頭)、瓊州(海南島)の開放を約する規定。英國民は是等の市邑及港に來往し得、隨意に何人とも交易し又其の船舶と貨物とを以て自由に來往することを許容さる。

本條約第十條は外國船舶に對する中國內水航行開放の端緖となれる條項であり、鎭江は中支那に於ける重要なる國內河川たる、楊子江に於ける最初の開港場として開放せられた　又第十一條に依り滿洲に於ける最初の開港場として牛莊の開放が約され、暫て遼河々口改修の問題を惹起する濫觴は玆に拓かれたのである

更に第十條の規定に基く開港場として、一八六〇年に至り九江及漢口の二箇處が開放を約された。兎も角、當時若し太平天國亂の戰火が南京地方に及んで居なかつたならば、恐らく江南の最要地たる南京さへも、より早期に開港場となつて居たことであらう

英清・『天津條約追加條約』又『北京續約』――一八六〇年十月二十四日署名(表・英八)

第四條――天津の開港を約す、英國民は他の條約港に於けると同一條件の下に該地に居住通商することを得。

1) 事實開かれたのは牛莊より下流の營口であつたが外國人は尙ほ之を牛莊と呼ぶに至つた。
2) 事實開かれたのは登州より東方の芝罘であつた。
3) 安平を含む現在の臺南を指す。

本條項は同一八六〇年十月二十五日附佛清『天津條約追加講和條約』第七條と相俟て、外國船舶に對し初めて北支那に於ける重要なる國內河川たる白河の遡航權を認めたものである。

英清・『芝罘協定』――一八七六年九月十三日署名(表・英一〇)

第三款(通商)第一――清國政府は湖北省の宜昌、安徽省の蕪湖、浙江省の溫州、廣東省の北海を通商開港場の數に加ふることを約す。「英國政府ハ重慶ニ常住スベキ官吏ヲ派遣シ四川省ニ於ケル英國通商ノ情況ヲ監視セシムルコトヲ得、英國商人ハ汽船ノ入港スルニ至ラザル限リ重慶ニ常住シ又ハ建物若ハ倉庫ヲ開設スルコトヲ得ズ、汽船ガ重慶マデ遡航シ得タルトキハ更ニ協議シテ取極ヲ爲スベシ」(括弧內次項參看)。妥協方法として更に次の如く協定す、長江岸上の諸地點卽ち安徽省に於ける大通及び安慶、江西省に於ける湖口、湖廣に於ける武穴、陸溪口及び沙市は內地通商の場處にして開港場に非ざるを以て、外國商人は貨物の陸揚及船積の權を與へられずと雖も汽船は乘客又は貨物の陸揚及船積の爲め寄港することを許さるべし、但し如何なる場合にも只土著民の小船に依るべきものとす。

同第四――稅則に添附したる規則第七の「輸入品ノ內地運送」「內地ニテ購入シタル產物」等に關する「內地」なる語は、外國貿易に開放せられざる內地の諸處並に海岸及河岸の諸處に適用す、清國政府は右の濫用を防止せんが爲め取極を設くるの權利を有す。[1]

同第六――若干の港を外國貿易の爲めに開くこと及長江の沿岸六箇處に於て貨物の陸揚船積を許すべしとの前記の規定は、李大臣[2]の上奏を嘉納する勅命を受領したる後六箇月以內に其の效力を生ずべし。

右第三款第一は揚子江に於て六箇處の「寄港場」(ports of call)を新設した。寄港場とは外國人の常住、店舖、倉庫の所有は之を禁ずるも旅客の上陸及貨物の陸揚船積を許さるゝ場處を言ふ(該第三款第一末段)。

1) 當該英文及漢文テキストは 141 頁を參看のこと。
2) 本協定の署名者たる李鴻章のこと。

更に右第三款第四に曰ふ「稅則に添附したる規則」とは一八五八年十一月八日（咸豐八年十月三日）上海に於て署名せられたる英清『通商規則ヲ包含スル協定』（Agreement containing Rules of Trade.）を指すもので[1]、該協定は同年六月の英清『天津條約』第二十六條の規定に基き開催せられた新關稅及抵代稅（通過稅）に關する會議の結果到達したものであつた。當該第三款第四は、締結の當時沿岸貿易及内水航行權には直接關係の無いものであつたが、爾後内地即ち凡ゆる「支那内地」との通商權を條約上外國民に許容したものとして、外國側より援用せらるゝに至つた「不平等條約」上著名な所謂濫用（Abuses）條項の一である（尙ほ後述一八九九年の内地水路汽船航通規則、一九〇二年英清『マッケー條約』の項を看よ）。

英清・『一八七六年九月十三日ノ英清兩國協定（芝罘協定）ノ追加條款』又『重慶開港ニ關スル協定』――一八九〇年三月三十一日署名（表・英一五）

第一――爾今重慶は他の條約港と同一條件を以て貿易の爲め之を開放す、英國民は宜昌重慶間の運輸の爲め支那型船を賃傭、裝備するの自由を有す（卽ち英國船舶による同航路遡航は猶ほ將來に留保せられた――著者）。

第四――賃傭せられたる支那型船は『楊子江章程』に照し宜昌重慶兩地に於て港稅を納付すべし。英國旗揭揚の權利を有し且つ現に之を揭揚する支那型船は條約に照し噸稅を支拂ふべし。英國民により賃傭せられざる一般支那型船舶は總て常關[2]に於て之を處理す。

第五――清國汽船にして貨物を積載して重慶に赴き得るに至らば英國汽船亦同樣に該港に來往することを得べし。

本追加條款は前題『芝罘協定』の第三款第一中に規定せられたる「英國政府ハ重慶ニ……更ニ協議

1）本書125—28頁を看よ。
2）清國在來の内地稅關。

シテ取極ヲ爲スベシ」(全文前項に出せり)と云ふ條に關し、英清兩國間に生じた意見の相違を解決する爲めに協定せられたるもの、而も『芝罘協定』の一部を爲すものと約された。尙ほ外國汽船による宜昌・重慶間航行權が條約上確定せられたのは一八九五年日淸『媾和條約』を以て其の初めとする。

英淸・『一八八六年七月二十四日ノ緬甸及西藏ニ關スル條約第三條ヲ實施スル條約』——一八九四年三月一日署名(表・英一七)

第十二條——英國政府は雲南省及本條約に揭ぐる清國新取得地域(緬甸領との間を劃定した結果所屬決定したる地方)に於て鑛山業を奬勵して兩國間の國境貿易を促進せんことを希望するにより、貨物鑛石其の他各種礦物を積載して淸國より來り又は淸國に向ふ淸國船舶をして稅金其の他の事項に付、英國船舶と同一條件を以てイラワディ河(the Irrawaddy)を自由に航行せしむることに同意す。

イラワディ河〔伊洛瓦底江〕は雲南方面に源を發し緬甸を縱流して印度洋に注ぐ大河、固より本條が如何程迄に中國側に實質的利益を齎すかは疑問であるが、參考の爲め玆に揭出した。勿論中國側に執り利益でこそあれ所謂不平等條約に數ふべきではない。

英淸・『緬甸及西藏ニ關スル一八九四年三月一日ノ條約ヲ修正スル協定』——一八九七年二月四日署名(表・英一八)

特別條項——一八九五年十二月三十日西江の港津を外國貿易の爲めに開放する上諭發せられたるに依り、廣西省梧州府、廣東省三水縣城及び江根墟は條約港として開かるべく、且つ三水及び梧州と香港及び廣東との間の航行は自由たるべし。更

に江門、甘竹、肇慶及德慶は楊子江に於ける寄港場と同一規則の下に貨物及旅客の寄港場(Ports of call)と認定せらる。

これ外國貿易の爲め、南支那に於ける重要なる國內河川たる西江(珠江)を開放した先聲である。本條項に依り西江に於ては開港場と寄港場との兩者同時に發生を見るに至つた。

英清・『通商條約』(マッケー條約)――一九〇二年九月五日署名(表・英二一)

第八條第十二項――清國政府は南京條約及天津條約に依り外國貿易に開放したる諸港と同一の條件を以て左の諸港を開放す、湖南省の長沙[1]、四川省の萬縣、安徽省の安慶、廣東省の惠州、廣東省の江門。若し本條にして施行せらるゝに至らざるときは第十條に規定せる江門を除き其の他の右諸港開放要求の權利は消滅するものとす。

第十條――江門を條約港として開放す。又白土口、羅定口、都城の三處を寄港場として、楊子江に於ける寄港場に適用すると同一規則に依り追加開放す。更に西江に於て容奇、馬寧、九江、古勞、永安、後瀝、祿步、悅城、陸都、封川の十箇處を「旅客上陸所」(passenger landing-stages)とし、旅客の積卸を爲す(to land or discharge)ことを許す。

附屬書丙號・追加內地水路汽船航通規則(Annex C; Inland Waters Steam Navigaton, Additional Rules.――續議內港行輪修補章程)――(便宜上條文は後節列國關係の項に出せり)。

右第十條に依り西江流域に於て、江門を「條約港」〔華文―通商口岸〕(treaty port)に追加し、三箇處の「寄港場」〔華文―暫行停泊上下客貨之處〕を增設し、更に十箇處の「旅客上陸所」〔華文―上下搭客之處〕(passenger landing-stages)を新に開くことゝなつたが、該「旅客上陸所」は一八九九年四月一日附實施の『長江通商規則』(清國政府公布 關係列國承認)第二條に依り創設せられたる楊子江に於ける「旅客上陸所」〔華文―往常停船搭客處〕(passenger stations)の例に倣つたものである。

1) 長沙に付後述一九〇三年日清條約を看よ。

更に右第八條、即ち所謂「裁釐加税」制度を樹立せんとした條項は終に實現を見るに至らなかつたから(通商關係條約權益の章當該項の解說を看よ)其の第十二項(右出)も當然無效に歸して了つた。

猶ほ本條約附屬書丙號『追加內地水路汽船航通規則』(全文十箇項)は、本條約第十條の前段たる「一八九八年清國ノ內水地域(the Inland Waters of China)ハ條約港ニ於テ特ニ貿易ノ爲メニ登錄ヲ受ケタル內外國汽船ニ對シ開放セラレタルニ因リ、又、一八九八年七月十三日附規則(光緒二十四年五月二十五日附『華洋輪船駛赴中國內港章程』を指す――著者)及同年九月三日附補則(光緒二十四年七月十八日附『續補內港行輪章程』を指す―著者)ハ實施上不便ノ廉アルコト發見セラレタルニ因リ、此處ニ該章程ヲ修正シ且ツ其ノ新章程ヲ本條約ニ附屬セシムベキコトヲ互約ス。右章程ハ相互ノ同意ヲ以テ變改スル迄ハ其ノ效力ヲ存續スベシ」と云ふに照合するものであり、同時に該『追加內地水路汽船航通規則』第十項に基き、「本規則を一八九八年の前顯兩章程の追加と爲し、本規則に依り改められざる兩章程の條項は依然有效とし、本規則と兩章程と競合する場合には本規則を準據法と定め、更に兩章程は雙方の同意を條件として今後改正を爲し得る旨」、約定せられた。要するに本條約第十條前段は、光緒二十四年(一八九八年)の發令に係る內水航行に關する二章程(詳細後述)[1]に依り、清國が既に自發的に外國及自國船舶に與へたる未開港地に於ける沿岸貿易權を認諾し、言はゞ之に國際約定上の根據を附したものである。而して『マッケー條約』は其の性質上翌一九〇三年の日清、米清の兩通商條約と相關關係にあるものであるから、從て右『マッケー條約』第十條

1) 810—12頁。

前段は日清條約の第三條、日米條約の第十二條前段と夫々照應し、孰れも同一の效果を期待せるものである。また廣義に解する時、日清、英清の兩『追加内地水路汽船航通規則』は光緒二十四年次清國發布の二章程と共に、其の全部が所謂不平等條約たること言ふまでもない。

英華・『威海衛交收ニ關スル專約及協定』——一九三〇年四月十八日署名

專約第十三條——國民政府は威海衛を將來中國海軍の根據地と爲す迄國際貿易の爲めに開放することを約す。

本條は威海衛租借地の還附に伴ふ英國交換條件の一である。

第四節　米國關係

米清・『望廈條約』——一八四四年七月三日署名（表・米一）

第三條——合衆國人民は廣州、廈門、福州、寧波、上海の五港に往來し、其の家族と共に居住し、商業を營み、且つ外國港及五港中の各港相互の間竝に五港相互の間に其の船舶及貨物を以て隨意に往來することを得(……to proceed at pleasure with their vessels and merchandise to or from any Foreign port and either of the said five ports, and from either of said five ports to any other of them——其五港口之船隻裝載貨物互相往來倶聽其便)、

第七條——乗客、手荷物、信書、食料品若は無税品運搬の爲め五港相互間に使用せらるゝ米國民所有の舟艇(boat)は噸税を要せざるものとす。

第十七條——開港場に於ける米國民の居住權に就き規定す。

本條約第三條は實に國際約定上明瞭に、中國に於ける開港場相互間に外國船舶に依る沿岸貿易權を

許容した初めである。此『望廈條約』は、條約解釋の準據文に就き明定する處はないが、兎も角右英漢兩文の該當項を比較する時、十九世紀後半に列强が清國に强要して獲得した所謂條約上の「曖昧性」を示す一典型たることが判明するであらう。

米清・『天津條約』――一八五八年六月十八日署名(表・米二)

第十二條――開港場に於ける米國民の居住權に就き規定す。

第十四條――米國民は廣州、潮州又は汕頭、廈門、福州、臺灣[1]、寧波、上海、及其の他今後他國又は米國との條約に依り貿易の爲め開放せらるべき港又は場所(port or place――港口市鎭)に往來し、竝に其の家族と共に居住し及商業を營み且つ任意に其の船舶及貨物を前記何れかの港より他港に運輸することを許可せらるべし。

米清・『通商關係擴張ニ關スル條約』――一九〇三年十月八日署名(表・米六)

第三條――既開の又は將來開かるべき一切の「港又ハ地方」(ports or localities――通商各口岸或通商地方)に於ける米國民の居住、營業權に就き規定し、是等に對する最惠國待遇をも約す。

第十二條(前段)――清國政府は一八九八年其の內地航行可能水路を旅客及貨物の運輸の爲め特に登錄せらるべき內外國一切の汽船に依る通商に開きたる處、米國の人民、商館、會社は一切の外國民に對し許與せられたるものと均等の條件に於て右の通商に從事することを得。通商に關する現行法規の變更修正に就き規定を設く。

同(後段)――「清國政府ハ本條約批准交換後盛京省內ノ奉天及安東縣ヲ國際的居住及貿易ノ場所トシテ自ラ進ンデ開放スルコトニ同意ス」(The Chinese Government agrees that, upon the exchange of the ratifications of this Treaty, Mukden and Antung, both in the province of Sheng-king, *will be opened by China itself as places of international residence and trade*:――中國政府應允俟此約批准互換後將盛京省之奉天府又盛京省之安東縣二處地方由中國自行開埠

1) 安平を含む現在の臺南。

通商)。「國際的使用及專用ノ爲メニ特設セラルベキ適當ナル地域ノ選定、及外國人ノ居住並ニ通商ノ爲メ特設セラレタル右地域ニ關スル諸規則ハ、合衆國及清國政府協議シテ之ヲ定ムルモノトス」(The selection of suitable localities to be set apart for international use and occupation and the regulations for these places set apart for foreign residence and trade shall be agreed upon by the Governments of the United States and China after consultation together.——此二處通商場訂定外國人公共居住合宜地界並一切章程將來由中美兩國政府會同商定)。

右第十二條の前段に就ては既揭英清『マッケー條約』解說の項を參看せられ度い。尙ほ米國としては右前段が清國に最惠國待遇を誓約せしめて居る關係上、日英兩國が爲した如き內港行輪二章程に對する追加規則の約定を必要としなかつた譯である。次に同第十二條の後段は同一九〇三年日清條約第十條の後段と合致する規定(但し日清條約は盛京省に於ける奉天府と大東溝の開放を目的とす)であるが、此通商地開放に關する米清條約の規定は、從來の國際約定に依る一般開市場開港場に於ける場合と、聊か其の趣を異にして居る點注意を要する。卽ち此種の開港場は、例へば上海、廣東、南京等の如く、開放を約せる條約の效力發生と同時に條約當然の效果として開放せられたるものに比し、中國が開放の措置を自ら執る趣を規定し幾分中國側の面目に考慮が拂はれて居るのである。併しながら中國は之が開放を拒否する權能を有する譯ではなく一方的に開放を誓約したと同樣であるから、相手國側より觀れば實質上殆ど從來の約定開港場と異らないものである。[1] 齋藤良衞博士は其の著『開市場ノ性質』に於て、此種開港場を「約定自開市場」と呼び、以て從來一般の「約定開市場」と、全然中國のみの措置による「自開市

1) 一九〇三年日清『追加通商航海條約』第十條の英文亦 will be opened by China itself と用語して居る。

場」との中間に位せしめて之を取扱つて居られるが、[1] 確かに適切なる一分類方法と言ふべきである。

第五節 佛國關係

佛清・『黄埔條約』——一八四四年十月二十四日署名（表・佛一）

第二條——佛國民及其の家族は廣東、廈門、福州、寧波、上海に於て何等の障礙及制限なく完全なる保障の下に旅行、居住及商業の經營を爲すことを許容せらる。佛國船舶は該港津に於て自由に貿易を爲し滯在し且つ其の便宜に隨ひ各港津間を來往することを得 (Les navires Français pourront commercer librement dans lesdits ports, y séjourner et circuler de l'un à l'autre suivant leurs convenances.)。

右は米清『望廈條約』第三條と相俟つて、共に中國に於ける沿岸貿易權を規定せる先聲ではあるが、前者に比し幾分明瞭度を缺くを免れない。

佛清・『天津條約』——一八五八年六月二十七日署名（表・佛二）

第六條——經驗に依れば外國貿易に對して新に港津を開くことは時代の要求の一なること立證せられたるにより、廣東省に於ける瓊州(Kiung-Tchau)及潮州[2]、福建省に於ける臺灣島(dans l'île de Formose)の臺灣(Taiwan)[3]及び淡水、山東省に於ける登州[4]、江南省に於ける南京の六港津は原約五港津と同一の特權を享有すべきことを約す。

第七條——佛國民及其の家族は前條海岸及河岸に所在する清國港津竝に都市に於て、完全なる保障の下に何等の障礙なく旅行、居住及商工業の經營を爲すことを得。

第十條——佛國民は滯在期間の長短を問はず本條約第六條に規定する開港場に於て、其の商品を置くが爲めに家屋及店舗

1) 同書18頁。
2) 汕頭。
3) 安平を含む現在の臺南。
4) 芝罘。

を賃借し、又は土地を賃借して自ら家屋及店舗を建設することを得、其の家屋の數及土地の面積は權利者の必要及便宜に依りて定めらるべく制限せらるゝことなし。

本條約第六條に曰ふ南京の開放は、本條約と同日附署名せられた英清『天津條約』第十條と相俟つて楊子江の開放を目的とせるものであつたが、爾後清國は此江南の要津の開放を躊躇した。南京の開放が實現したのは實に四十一年後の一八九七年(光緒二十三年)である。

佛清・『天津條約追加講和條約』——一八六〇年十月二十五日署名(表・佛四)

第七條——天津を外國貿易の爲めに開放す。

右は第二次英佛聯合軍戰爭の結果英國との共同要求に係るものである。

佛清・『追加通商條約』(コンスタン條約)——一八八七年六月二十六日署名(表・佛一〇)

第六條——佛國及安南船舶は軍艦を除き及軍隊、武器若は火藥の輸送に用ひらるゝものを除き、諒山より高平に、又は其の反對に、且つ諒山及龍州間、竝に龍州及高平間を結ぶ諸川卽ち松吉江及高平川を經て囘航することを得。清國向の貨物は本條右項に定むる河川(後略)に依り之を輸送することを得。

右第六條に曰ふ松吉江(Song-Ki-Kong)と高平川(rivière de Cao-Bang)とは西江(廣州市に注ぐ大河)の極く上流廣西省西南隅を流るゝ河川で、共に佛領印度支那に其の源を發し且つ龍州(Long-Tcheou)に於て合流して居る。從て安南の兩都邑たる諒山(Lang-Son)と牧馬(Cao-Bang)との間に水路に依る交通を求めようとすれば(兩地間には安南領内を通ずる陸路あり)、勢ひ前記兩河川を經由せざるを得ぬことゝなる。[1)]

1)　本書210—11頁間の附圖を參看。高平の正稱に就き211頁の脚註にある。

斯て佛國は主として安南土著民の地方的交通の便宜の爲め、茲に右の如き內河航行權を一方的に確保した譯である。勿論該航行權は北滿松花江に於ける場合と同樣、一種の邊境地慣習に屬するが故に、第三國による最惠國條款援用の客體たり得ないものである（殊に右兩河川の安南領內を流るゝ部分に對しては、完全なる佛國主權が及ぶことを考慮せねばならぬ）。

佛淸•『一八八七年六月二十六日ノ追加通商條約ノ補足條約』——一八九五年六月二十日署名（表•佛一二）

第三條——佛國領安南より淸國（雲南）に向けらるゝ貨物は諸河川殊に羅梭江、及び湄江に由ることを得。

右に曰ふ湄江（Mékong）[1)]は、恰も緬甸に於てイラワディ河が有する處と同樣なる役割を、佛領印度支那に於て有する重要河川である。湄江の上流は瀾滄江として識られ、西康、雲南の地に跨る所謂橫斷山脈內諸河川の一を爲すものである。羅梭（Lo-So）江は瀾滄江の、廣く言へば湄江の一支流であり、雲南省極南部を流るゝ中國の國內河川である。湄江と瀾滄江との名稱の境界は明瞭でないが（大體印度支那と雲南との省界を標準とするものゝ如し）、何れにもせよ本條は淸國が、雲南省境內に於ける一河水道の內河航行權を佛國に許與したものである。斯て中國側は勿論、湄江に對して何等の權利をも有しない。此點、英淸一八九四年三月一日附條約第十二條が、縱令事實上極端なる制限下に置かれるとは言へ、イラワディ河の航行權を中國船にも許容し、以て這の國內河川に一種の國際河川たる性質を帶ばしめて居ることは注目を要する。

1） 湄公河に同じ。

第六節　日本國關係

日清・『修好條規』——一八七一年(明治四年)九月十三日署名(表・日一)

第七條——兩國好みを通ぜし上は海岸の各港に於て彼此共に場所を指定め商民の往來貿易を許すべし猶別に通商章程を立て兩國の商民に永遠遵守せしむべし

日清・『通商章程』——前同斷(表・日二)

第一款——修好條規に兩國の開港場へ商民來往貿易する事勝手にすべき旨を書載す因て雙方に定めたる諸港を左に記す大日本にて通商を許せる諸港

横濱—東海道武藏州神奈川縣の支配　箱館—北海道渡島州開拓使の支配　大坂—畿內攝津州大坂府の支配　神戶—畿內攝津州兵庫縣の支配　新瀉[1]—北陸道越後州新潟縣の支配　夷港—北陸道佐渡州佐渡縣の支配新潟に附す　長崎—西海道肥前州長崎縣の支配　築地—東海道武藏州東京府の支配當時開市場と稱す(著者註、此「當時開市場」と稱する語——華文は現稱開市場——に就き、一八八六年十一月二十七日附"Japan Weekly Mail"に載せられたる駐日英國公使館員 John H. Gubbins の英譯文には(This is for the present called an open mart.)とあり、又清國海關發行の"Treaties, Conventions, etc., between China and Foreign States, Vol. II, 2nd Edt."には……, now called "Open Market."とあり。」

大淸にて通商を許せる諸港

上海口—江蘇松江府上海縣に屬す　鎭江口—江蘇鎭江府丹徒縣に屬す　寗波口—浙江寗波府鄞縣に屬す　九江口—江西九江府德化縣に屬す　漢口鎭—湖北漢陽府漢陽縣に屬す　天津口—直隸天津府天津縣に屬す　牛莊口—奉天府海城縣

1) 原文の儘。

に屬す　芝罘口—山東登州府福山縣に屬す　廣州口—廣東廣州府南海縣に屬す　汕頭口—廣東潮州府潮陽縣に屬す　瓊州口—廣東瓊州府瓊山縣に屬す　福州口—福建福州府閩縣に屬す　廈門口—福建泉州府廈門廳に屬す　臺灣口—福建臺灣府臺灣縣に屬す　淡水口—福建臺灣府淡水廳に屬す

（以上兩條約の各條とも日本外務省本に據り原文に從ひ轉記）

以上兩條約は共に對等條約であるから、本論述の直接目的には添はないが、相互的に開港場を指定したる點歷史的參考に値するものと信じ此處に揭げた次第である。

日清•『媾和條約』——一八九五年（明治二十八年）四月十七日署名（表•日三）

第六條第一——清國に於て現に各外國に向て開き居る所の各市港の外に日本國民の商業住居工業及製造業のために左の市港を開くべし、但し現に清國の開市場開港場（英文テキストは open cities, towns and ports——華文テキストは向開通商海口或向開內地鎭市、又同條第四に於ける用語例は、通商口岸城邑とあり）に行はるゝ所と同一の條件に於て同一の特典及便益を享有すべきものとす、

一、湖北省荊州府沙市、二、四川省重慶府、三、江蘇省蘇州府、四、浙江省杭州府。

同條第二——旅客及貨物運送の爲め日本國汽船の航路を左記の場所にまで擴張すべし、

一、揚子江上流湖北省宜昌より四川省重慶に至る、二、上海より呉淞江及運河に入り蘇州杭州に至る、

日清兩國に於て新章程を妥定するまでは前記航路に關し適用し得べき限りは外國船舶淸國內地水路航行に關する現行章程を施行すべし。

本條約第六條第一の項は重慶の開放を約し、其の第二の項は宜昌より重慶迄の開航を決定して居る譯であるが、本條約の效果は外國船舶による宜昌重慶間航行權の正式確立を招來するに至つた。

抑も外國船舶楊子江航行權は大要次の如き徑路を辿つて現狀に達したのである。即ち、一八五八年の英淸『天津條約』第十條及佛淸『天津條約』第六條の兩規定に因り其の緒に就き、爾後一八七六年には英淸『芝罘協定』第三款に因り宜昌まで遡及し得るに至り、更に該協定第三款は重慶開放の豫約を爲したものと解せられ、次で一八九〇年の英淸『重慶開放協定』第一の項に依り重慶開放は確定的事實となつたが、猶ほ直接外國所有船舶を以てする同地への遡航は將來の問題に遺されて居た。實に右日淸『媾和條約』は該問題にも解決を與へたるものである。次に同樣本條約第六條第一及第二の項は、また外國船舶による滬蘇杭間航行權をも創定した。猶ほ同第二の項の末段に曰ふ現行章程とは、一八六二年(同治元年)制定の『長江統共章程』(Yangtze Regulations.)(今廢)を指すものである。

日淸・『通商航海條約』——一八九六年(明治二十九年)七月二十一日署名(表・日四)

第四條——日本國民は其の家族、雇員及僕婢と共に外國人の居住貿易の爲めに現に開かれ又將來開かるべき淸國諸港市に、往來し居住し商工業製造業を營み又は其の他一切合法の職業に從事し、且「其ノ商品及携帶品ヲ搭載シ前記諸開港地ノ間ヲ隨意ニ往來スベク」(……at liberty to proceed to or from any of the open ports with their merchandise and effects,——又准其於通商各口任意往返隨帶貨物家具)又其の地外國人用地區(localities)に於て家屋、土地等を賃借し、寺院、墓所、病院を建設することを得、但し是等一切の事項に付最惠國待遇を享有するものとす。

第五條——日本船舶は現に立寄港(寄港場——port of callのこと)なる安慶、大通、湖口、武穴、陸溪口、吳淞、竝に將來立寄港とせらるべき總ての場所に現行關係章程に從ひ旅客商品の積卸の爲め寄港することを得。

第十條——日本國民が淸國へ輸入し或は日本國より淸國へ輸入したる一切の貨物は、現行章程に從ひ開港場と開港場との

間を運搬中其の所有者の國籍或は之を運搬する運具船舶の國籍如何に拘らず、之に對し全く各種の税課釐金等を取立つべからず。

右第四條は日本國民に開港場相互間の沿岸貿易權を許したる條約根據、又第五條は日本船舶の「寄港場」(ports of call)に關する權利主張の根據を爲すものである。

日清・『議定書』――一八九六年(明治二十九年)十月十九日署名(表・日五)

第二條――光緒二十二年八月初三日上海海關より發布せし「洋商蘇杭滬三處通商試辦章程」内其の汽船及傭入又は所有の船隻に關することは日本と妥商して定むべし、之を商定する迄は適用し得べき限り長江章程を施行するものとす。

日清・『追加通商航海條約』――一九〇三年(明治三十六年)十月八日署名(表・日六)

第二條――清國政府は日本汽船所有者が自己の費用を以て楊子江宜昌重慶間の急流曳上せの爲に設備(appliances)を爲すことを承諾す、但し其の設置には清國海關の認可を要し、又右設備の使用は總ての船舶に許さるゝものとす。

第三條――清國政府は內河航行に適する各種の日本國汽船が清國海關に届出での上內地水路汽船航通規則及同追加規則(後述の『華洋輪船駛赴中國內港章程』竝『續補內港行輪章程』に同じ)[1]に依り貿易の目的を以て清國開港場より其の届出でたる內地に航行(navigating the inland waterways――往來……內港地方)することを承諾す。

第八條――光緒二十四年五月の內地水路汽船航通規則及同年七月の追加規則は實行上不便の箇處あるを以て清國政府は之に修正を加へ本條約に右新規則を添附すべきことを約す、是等の規則は相互の同意に依り變改せらるゝまでは其の效力を有するものとす。

第十條――清國政府は本條約批准交換の日より六箇月以內に、既に外國貿易に開かれたる港市と同一の條件を以て湖南省長沙府を外國貿易の爲めに開くべきことを約す。清國政府は本條約批准交換後直ちに各國人の居住及貿易の爲め自ら進

1) 810—12頁に出づ。

んで盛京省奉天府及同省大東溝を開くべきことを約す、外國人の使用に供する爲めに適當なる地域の選擇竝外國人の居住及貿易の爲め定めらるゝ場所の規則は日清兩國政府協議の上之を定むべし。

附屬第一號・追加內地水路汽船航通規則(Annex I; Inland Waters Steam Navigation, Additional Rules.——續議內港行輪修補章程)——(便宜上條文は後節列國關係の項に出せり)。

本條約第三條、第八條及附屬第一號に就ては前述一九〇二年英清『マッケー條約』解說の項に在つて言及した通りである。又右第十條の後半に就ては前述一九〇三年米清『通商關係擴張ニ關スル條約』解說の項に於て之を述べた。尙ほ同第十條前半に規定する長沙の確定的開放(一九〇二年の英清マッケー條約第八條も亦該地の開放を約して居るが、同條は條件附であつて當時猶ほ有效無效とも判明せざる狀態にあつた)に據り、外國汽船は漢口より楊子江支流大江(通常猶ほ楊子江と呼ばる)、洞庭湖を經て湘江に沿ふ長沙まで航路を開き得るに至つた。尤も此水路は英清一八七六年の『芝罘協定』第三款第一に依り、陸溪口まで外國汽船の航行を認められて居り、更に一八九八年(光緒二十四年)には岳陽が自開商埠に指定されたのであつたが、猶ほ未だ外國汽船が洞庭湖上に出づることは許されなかつたのである。後一九〇五年(光緒三十一年)更に奧地の湘潭が、清國より自開商埠に指定せられた。[1]

更に本條約附屬第二號及第三號を以て日清兩國條約改訂委員間に、本條約第三條に關する公文の交換行はれ、「日本國各種汽船ハ其大小ヲ論ゼズ總テ內地水路ヲ航行シ得ルモノ」と認定せられた。

附記　日華兩國間を律する現行通商航海條約には、所謂「旅客上陸所」(Passenger landing-stages)(既述一九〇二年英清『マッケー條約』解說の項を看よ)

1) 同年洞庭湖の西端、沅水に沿ふ常德も亦自開商埠となつた。

に關する權利に就き規定する處がない。從て該權利に對しては右一九〇三年日清『追加通商航海條約』第九條の最惠國條款に依り均霑し得るものと解さねばならぬ。

日清・『大連海關設置及內水汽船航行ニ關スル協定』——一九〇七年(明治四十年)五月三十日署名(表・日九)

乙(內水汽船航行に關する協定)——(一)清國海關は正式に大連に於て其の職務を執行することを認可せられたるを以て內水航行免狀を發給することを得、內水航行免許を受けたる汽船は一八九八年の二章程及一九〇三年の追加規則(何れも後節列國關係の項に出づ)に依るべきこと勿論なれども尙ほ特に左記の規定に遵ずべきものとす。(二)內水を往復せんとする汽船は內外國何れに屬するを問はず其の船籍證書を海關に寄託し願書を出して引換に內水航行免狀を受くべし。(三)右免狀を得たる汽船は規定に從ひ、一——大連より內地の一箇所若は數箇所に往復すること、二——大連より內地に赴き更に條約港に至り再び內地を經て大連に歸航することを得。(七)內水汽船航行に關する協定は日本國租借地以外の內水に往復する汽船に限り適用せらるべきものとす。

本協定は日露戰爭後、日本が大連港の開放を決定した結果に伴ふものである。之に就ては通商權益の章の當該項[1]を參照せられ度い。尙ほ右揭題の「內水汽船航行(Inland Waters Steam Navigation)ニ關スル協定」に曰ふ內水とは、廣義に用ひられて居るのであり、私の所謂沿岸貿易及內水航行の兩者を含むものと解すべきである。

青島海關に關する諸約定

嘗て日本が權益を享有せるものに青島海關關係『內水汽船航行ニ關スル協定』其の他があつた。之亦

1) 242—44頁。

前同樣通商權益の章に於て言及した。[1]

第七節　瑞典國及諾威國關係

瑞諾・清・『平和、修好及通商條約』――一八四七年三月二十日署名（表・瑞諾一）

第三條――瑞諾聯合王國民は廣州、福州、廈門、寧波、上海の五港津に往來し、其の家族と共に居住し竝に貿易し、且つ其の船舶及貨物と共に右各五港と別國の港間、右五港相互の間を安全に往來することを得べし。

瑞典・清・『修好、通商及航海條約』――一九〇八年七月二日署名（表・瑞典一）

第四條――瑞典國民は外國貿易に現に開放せられ又は後日開放せらるゝことあるべき清國の何れの場所にも、貿易の爲め其の商品を持ちて往來することを得（尙ほ瑞典國全國に對する清國民の來往權に關する相互的規定を伴ふ）。兩締約國民の相手國に於ける前記の場所に於ての居住、營業權に就き互約し、更に全面的最惠國待遇に關して規定す。

第六條――瑞典國商船は既開の又は後日開かるべき一切の條約港に貨物運送及貿易の爲め來航することを得、又右商船は外國商船の航行を許されたる清國內地水路を航行し且つ沿岸の寄港場に至り旅客及貨物を積卸すことを得（尙ほ清國商船は瑞典の開港に來航することを得る旨の交換規定を伴ふ）。

前者は瑞典諾威聯合王國時代の條約である。右兩種の條約に依り瑞典國竝に諾威國の在華內水航行權が保障されて居る。

第八節　丁抹國關係

1) 248―49頁。

丁清・『修好、通商及航海條約』――一八六三年七月十三日署名(表・丁一)

第十一條――丁國商船は、廣東、汕頭、厦門、福州、寧波、上海、――及楊子江に於ける南京、鎭江、九江、漢口、――芝罘、天津、牛莊、――臺灣島に於ける淡水、臺灣府、――海南島に於ける瓊州に、往來することを得。丁國民は右の港津に於て何人とも貿易するを得、又居住權を有す。

第四十四條――丁國船舶は清國生產品を沿岸に沿ひて一開港場より他の開港場に運送することを得。此場合船積港に於ては海關稅を支拂ひ、荷卸港に於ては沿岸貿易稅(海關稅の二分の一)を支拂ふものとす。又他港より運込まれたる清國生產品が十二箇月內に沿岸に沿ひて再輸出せらるゝ場合に於ては總稅金の二分の一の支拂額に對する戾稅證書を受くるの權利を有し、且つ船積の際何等の輸出稅を課せられざるべし。但し荷卸港に於て海關稅の半額卽ち沿岸貿易稅を更に徵收せらるべし。

第四十五條――既述「通商關係權益」の章當該項[1]に付て看よ。

右第四十四、五條の規定は爾後の各國諸條約の[2]追隨する處となつた條項であるが、沿岸貿易稅率に對し條約上拘束を加へた最初であり、之に依り列國の中國沿岸貿易權は條約上完備の型を整ふるに至つた。本條訂立前、清國に於ける外國人の沿岸貿易權が自然的に發生せる慣習であつたと爲す說[3]、並に本條を以て恰も條約上沿岸貿易權の創定と看做すが如き態度[4]は、何れもより檢討を要するものと謂へよう。私は外國人による沿岸貿易權夫れ自體は、一八四四年七月の米清『望厦條約』第三條を以て其の條約上の初見と信ずる者である。尙ほ沿岸貿易稅に就ては本書第四章通商關係條約權益の當該丁清條約の項を參看せられ度い。[5]

1) 271頁。
2) 蘭清一八六三年條約第十條、西清一八六四年條約第四十四條、白清一八六五年條約第三十四條、伊清一八六六年條約第四十四條、墺洪清一八六九年條約第三十條。
3) 例へば高柳松一郎博士(同氏著『支那關稅制度論』)。
4) 例へば刁敏謙(同著The Legal Obligations arising out of Treaty Relations between China and Other States.)。
5) 272—73頁。

第九節　和蘭國關係

蘭淸・『修好及通商條約』——一八六三年十月六日署名(表・蘭一)

第二條——淸國の海港にして蘭國の通商に開放せられたるものは廣東、汕頭(華文には潮州とあるも汕頭の意なること他條約の用語上より明かなり)、福州、廈門、寧波、上海、天津、芝罘、牛莊、臺灣及淡水(臺灣島)、瓊州(海南島)とす、蘭國民は其の貨物及船舶と共に隨意に右の諸港に往復することを得べく、且つ該港に居住し土地及家屋を賃借し住宅及倉庫を建設するの完全なる權利を享有す。蘭國民は淸國の發布する長江貿易規則を遵守する限りは漢口、九江及鎭江の諸河港に於て亦同樣の商業權を享有すべし。

第十條——沿岸貿易稅に關する規定(前述丁抹の場合を看よ)。

第十節　西班牙國關係

西淸・『天津條約』——一八六四年十月十日署名(表・西一)

第五條——西國商船は、牛莊、天津、芝罘、上海、寧波、福州、廈門、臺灣島に於ける臺灣府及淡水、廣州、汕頭、海南島に於ける瓊州、長江に於ける鎭江、漢口、九江、江寧(南京)に往復することを得。西國民は右諸港中の其の欲する港に於て貿易を爲し、且つ右諸港の相互間に貨物を運送することを得、西國民は右諸港に於て家屋を建築賃借し土地を借用することを得。

第四十四條——沿岸貿易稅に關する規定(既述丁抹の場合を看よ)。

第十一節　白耳義國關係

白清・『北京條約』――一八六五年十一月二日署名（表・白二）

第十一條――白國民及其の家族は廣東、汕頭、廈門、福州、寧波、上海、長江の南京、九江、漢口、芝罘、天津、牛莊、臺灣島の淡水及臺灣府、海南島の瓊州、以上の諸港及都市に安全且つ何等の障害なく赴き、世帶を持ち(s'établir)且つ商業又は工業を營むことを得べし。

第十二條――白國民の開港場に於ける居住權に關する規定。

第二十一條――白國商船は外國貿易に開放せられたる港及都市に到り、及其の貨物と共に一方より他方へ自由に巡航することを得。

第三十四條――白國船舶は清國生産品を沿岸に沿ひて一開港場より他の開港場に運送することを得、又他港より運び込まれたる清國生産品を沿岸に沿ひて再輸出することを得、及其の稅に付き規定す（前述丁抹の場合を看よ）。

第四十一條――一切の白國軍艦にして「商業ノ保護」(protection du commerce)又は海賊追捕の爲め巡航するものは例外なく一切の清國の港に自由に赴くことを得べし。

右の中第四十一條は、元來「不平等條約」の客體の一たる外國軍艦の游弋權に關するものであるが、文中に「商業ノ保護」の爲めと云ふ辭句を含んで居る。右は該條約佛文テキスト上特異の存在であるが、之を以て直ちに清國の一切の港に於て白國民が商業經營權を有するものと解するは條理に合しない。要は之亦、刁敏謙の所謂「條文の隱晦」の一例證に他ならない。何となれば本條約の第八條後

段に「本條約ノ清國語ノ譯文ハ愼重ニ佛蘭西語ノ原文ニ一致セシメタルニ依リ前項(同條前段)ノ規則(白清兩國官憲間の佛清文公文書に於て解釋が一致せざるときは各自の本文を以て正文と看做す)ハ本條ニ均シク適用セラルベシ」と規定せらるゝに拘らず、該第四十一條の清國文該當句は單に「別無他意」とありて全く佛文と一致せず、而も他の外國との條約に於て孰れも此「別無他意」は、「親睦ノ意思ヲ以テ」(with amicable intention)(對西班牙前顯天津條約第四十八條)、或は「敵對ノ意思ヲ有セズシテ來航」(ne venant pas avec des intentions hostiles)(對伊太利後述修好條約第五十二條)、等大體華文の精神と一致し居るに於ておやである。尤も例へば一八五八年の佛清『天津條約』第三十條には、「凡テ商業保護ノ爲メニ巡航スル佛國軍艦ハ其ノ寄航スル一切ノ清國港津ニ於テ友好ヲ以テ接受待遇セラルベキモノトス」なる辭句があるにはあるが、該項の佛華兩文は次の如く殆ど相一致して居るから問題とはならない。Tout bâtiment de guerre français croisant pour la protection du commerce sera reçu en ami et traité comme tel dans tous les ports de la Chine où il se présentera.

——凡大法國兵船往來游弋保護商船所過中國通商各口均以友誼接待。

第十二節　伊太利國關係

伊清・『修好、通商及航海條約』——一八六六年十月二十六日署名(表・伊一)

第十一條——伊國船舶は廣東、汕頭、廈門、福州、寧波、上海、長江の南京、鎭江、漢口、並に芝罘、天津、牛莊、臺灣

島の淡水及臺灣府、海南島の瓊州の港に於て貿易を爲すことを得。伊國民は右諸港に於て「何人ヲ問ハズ」(無論何人)之と通商を爲し、各自の貨物、船舶を以て出入し、且つ居住の權を有す。

第四十四條――沿岸貿易稅に就き規定す(既述丁抹の場合を看よ)。

第十三節 秘露國關係

秘淸・『修好、通商及航海條約』――一八七四年六月二十六日署名(表・秘一)

第六條――秘淸兩國は何人も住所を變更し得るの不可讓的且つ先天的權利(le droit inaliénable et inné)を誠實に有することを承認すべし、故に兩國民は嗜好、商業、勞働の目的を以て又は一定の住所を持つ爲め一方國より他方國に自由に赴くことを得べし。

第八條――秘國民に屬する商船は淸國が最惠國に許與したるものと同樣の權利及特權を享有し自由に淸國の外國貿易港に赴き且つ其の貨物を持ちて隨意に往復することを得べし(以下略、之と同樣に淸國商船の秘國に於ける最惠國待遇に就き規定す)。

右秘淸間條約は領事裁判關係條項を除き大體雙務的規定であるから、右居住權及貿易權關係の二箇條の規定自體は、嚴密に云ふ時所謂不平等條項とは認められないのである。

第十四節 伯剌西爾國關係

伯淸・『修好、通商及航海條約』――一八八一年十月三日署名(表・伯一)

第五條――伯國民は別國民に商業を許容したる清國に於ける一切の港及場所(endroit)に往復し商業を營み且つ其の貨物を廣く販賣することを得。清國民は亦伯國の一切の地方に於て別國民と同樣に往復し且つ商業を營むことを得。尙ほ條件附最惠國相互條款を伴ふ。

第六條――兩國の一方の國民及商船は他の一方の開港場に於て別國と同樣の商事法規(réglements commerciaux)に從ふものとす。

第八條――兩國の商船は貿易に開放せられ又はせらるゝことあるべき他の一方の港に往復し且つ同港に貨物を運送することを得、該商船は總ての關係に於て一切の別國の商船と同樣の待遇下にあるべし。

右諸條は前顯秘露國と中國との場合に於けると同樣、大體雙務的であるから、右諸條自體のみを目して直ちに所謂不平等條項と爲すことを得ない。尙ほ居住權に關し對秘露條約の第六條が全面的相互的許容なるに反し、右條約第五條は然らず清國に於ける場合を開放地に限つて居るのである。

第十五節　葡萄牙國關係

葡清・『平和、修好及通商條約』――一八六二年八月十三日署名(表・葡一)〔清國不批准[1]〕

第十條――廣州、潮州(汕頭)、廈門、福州、寧波、上海、鎭江、九江、漢口、登州、天津、牛荘、淡水、臺灣、瓊州の開放に關する規定。

葡清・『修好及通商條約』――一八八七年十二月一日署名(表・葡三)

第十一條――葡國民は清國に於ける外國貿易開放港に居住し往來し且つ該港に於て商業を經營することを得。葡國民の船

1) 澳門占領問題に絡み遂に本條約は淸國皇帝の批准を得られなかつた。

(boat とあり、一般船舶の義)は該開放港間を安全に航行するを得、其の場合右船は最惠國待遇を受くるものとす。

第十六條――清國條約港に於ける葡國民の居住權に關する規定。

第十六節　墨西哥國關係

墨清・『修好、通商及航海條約』――一八九九年十二月十四日署名(表・墨一)

第十一條――締約國の一方の商船は外國貿易に開放せられたる又は爾後開放せらるべき他の一方の港に自由に出入することを得。尤も右の權利は締約國の領域內に於て內國船舶に對してのみ許容せらるゝ沿岸貿易(the coasting trade granted only to the national vessels in the territory of each of the Contracting Parties.)〔蓋於本國之地往返各口運貨乃本國子民獨享之利也〕に迄及ぼすことを許されざるべし。但し締約國の一方が別國に全部又は一部之を許容するときは、他の一方の締約國は其の人民又は臣民の爲め同樣の利權又は便益を請求するの權利を有すべし。尙ほ右締約國は自國の部分に對する右の請求を相互的に許容することを承諾すべし。

右第十一條は原則として(實質は兎も角)沿岸貿易を自國船舶に限る旨謳つて居るが、此點淸國の成功と評するを得べく、右は淸國が歲と共に對外約定を重ぬるに連れ次第に國際慣習に通曉し來たつた結果、玆に本條約署名者たる伍廷芳公使(當時米國、西班牙國、墨西哥國駐在淸國公使)を通じて其の國家意思を表示したものと解すべきである。

第十七節　列國共同關係

『長江(楊子江)通商規程』(The Yangtze Regulations, 1898.)——一八九九年四月一日實施(表・列七)

第一條(舊規程の廢止)——一八六二年制定の修正楊子江通商規程は修正の上本規程に編入されたるを以て附屬法たる港則及稅關規則と共に之を廢止す。[1)]

第二條(開港場(ports)、貨物積卸場(stages)、旅客上降所(passenger stations))——各締約國の商船は左の諸開港場に於て通商に從事することを得——鎭江、南京、蕪湖、九江、漢口、沙市、宜昌、重慶。

又特別規則に從ひ左の不開港場に於て貨物の積卸を爲すことを得——安徽の大通及び安慶、江西の湖口、湖廣の陸溪口及び武穴。

以上列記するもの、外長江に於て貨物の積卸を爲すことを禁ず、尤も左の「旅客上降所」[passenger stations—往常停船搭客所]に於ては船客及其の携帶品を積卸することを得——通州縣の蘆涇江、泰興縣の天星橋、江南の江陰及び宜興(以上江蘇省)。湖廣の黃子崗、黃州、荊河口(別名、荊河腦)、新堤(以上湖北省)。

第三條(船舶の三等級)——長江に於て通商に從事する商船を左の三等に分つ。一等、鎭江以上を航行する「海洋航行船」(sea-going vessels—「大洋船」)。二等、長江の各河港若は上海と他の河港との間を往復する「定期河船」(river steamers running regularly between any of the river ports or Shanghai and any river port.—由長江此口赴長江彼口或由上海赴長江各口常川貿易之「江輪船」)。三等、小型船艇(划艇、釣船、華式船隻、等—small craft(lorchas, papicos, junks, etc.))。以上三種の船舶は條約及其の通商に從事する港の規則に準據すべし。

第四條(海洋航行船)——鎭江より遡航せずして通商に從事する海洋航行船は、鎭江に於て總て其の他の沿海諸港に於て通商に從事する船舶と同樣の取扱を受くべきものとす。又鎭江以上の河流を航行する海洋航行船は前條に記載したる一等商船と看做すべし、右商船は汽船たると帆船たるとを問はず其の登錄證書を、上海、吳淞若は鎭江に於ける領事に、又

1)　前出 284 頁を看よ。

領事官在らざるときは税關に差出すべし、該稅關に於ては領事の請求あるか又は右書類を受取りたるときは「特別通河券」("Special River Pass"—江照)と稱する證書を交付すべし、該證書には船名、船旗、登簿噸數、普通積荷、及武裝(armament—攜帶保護軍械)を記入するものとす。(以下通河に關する實際手續に關する規定)

第五條(定期河船)——長江に於て定期通商に從事せんとする船舶は在上海領事館へ其の登錄證書を差出すべし、若し領事館なきときは之を稅關へ差出すべし、稅關は領事の請求あるか又は該證書を受取りたるときは一年間有效の「通河券」("River Pass"—江照)を交付すべし、該券には船名、船旗、登簿噸數及武裝を記入すべきものとす。漢口若は宜昌以遠の各地に於て通商に從事する航行商船にして上海に歸航せざるものは右兩地の中に就て之を爲すべし。(以下諸稅金、罰則に關する規定)

第六條(通河汽船の積荷)——輸出入稅、沿岸貿易稅、積荷、殊に茶の沿岸貿易に關する規定。

第七條(小型船舶)——外國人の所有に係る(a)划艇(b)釣船(c)華式船隻等に關する規定。

第八條(船荷證明書)——出發港の稅關より受領せる船荷證明書(Cargo Certificate)〔總單〕に對する取扱規定。

第九條(附則)——長江に於ける總ての商船は稅關巡邏船の要求あるとき其の書類を提出し檢査を受くべし。

第十條(楊子江各關及各港規則)——長江に於て通商に從事する船舶に關する新規程(本規程を指す)に基く處の規則及諸種の施行法を新定するの必要あるを以て、當該諸港(上海、鎭江、南京、蕪湖、九江、漢口、沙市、宜昌、重慶)は右等の規則を制定公布すべし、該規則は通商を便ならしめ收稅を保障し密商を豫防すべきものたるべし。

上記規程は必要に應じ改正することあるべし。

楊子江流域に於ける開港場、寄港場、旅客上降所に在つて通商に從事する外國船舶の遵守すべき手續を定めたる本規程は、關係列國承認の下に淸國政府に依り、一八九八年八月(光緒二十四年)英

文を以て制定せられ、一八九九年三月十三日公布、同四月一日（光緒二十五年二月二十一日）附實施せられたるもので、港灣及稅關に關する細則を定めたる『長江稅關規則』（Customs Regulations for the Yangtze Ports.）（全文五款計十八箇條）を伴ひ、此兩者一體を爲して運用せらるゝものである。而して此規程の實施に依り一八六二年十一月（同治元年九月）制定の舊規定は廢止せられた（第一條）。本規程は概して從來の慣行を確認したものであるが、第二條に於て「旅客上降所」（Passenger Stations）を認めたのは注目に値する事項であり、之に依り外國船舶は當該各港津に航行して其の旅客及手荷物の運輸に當り得る内河航行上の新權利を獲得するに至つた。而して右楊子江に於ける「旅客上降所」が、一九〇二年西江に於ける同樣なる權利（英清『マッケー條約』第十條に據る）の新設を惹起するの前例となつたことは、既に之を述べた通りである。

猶ほ本規程竝に稅關規則を通じて考察するに、楊子江に於て沿岸貿易に當り得る所謂外國船舶は、〔一〕特別通河劵所持の外國商船（merchantmen）、〔二〕通河劵所持の外國汽船（steamers）、〔三〕外國人の所有若は傭入に係る划艇（lorchas）、同上釣船（papicos）、同上華式船隻（junks）（但し此種華式船隻は諸開港間に於て外國人の所有貨物を運搬するものに限る）、同上之に類するもの（例へば寧波艇—Ningpo boats）以上の如く之を分類することが出來るのである。

『内地水路汽船航通規則』〔華洋輪船駛赴中國内港章程〕（The Regulations for Steam Navigation In-

land.)――一八九八年七月十三日發令

第一項――內地內水の意義を定めて曰く「內地とは海岸、河岸にあると陸上の奧地にあるとを問はず外國貿易の爲めに開放せられざる場所を云ひ、內地水路とは河川たると領海たるとを問はず外國貿易の爲めに開放せられざる水路を云ふ」(尤も華文テキストには單に「內港二字卽與煙臺條約[1]第四端所論內地二字相同」とあり、前顯英清『芝罘協定』該當項を參照せよ)。

第二項――內水貿易に從事せんとする外國及淸國汽船は海洋航行型の船舶に非ざることを要し(非出海式樣之各項華洋貿易輪船)、且つ單に一開港場の場內を往復するものなると開港場より內地に通ふものなるとを問はず開港場の海關に登錄し、且つ證書を受くることを要す。海關證書は一箇年每に書換ふることを要す、其の手數料は初めて交付を受くる時關平銀十兩、書換料二兩とす。

第三項――右登錄汽船は海關に屆出づるを要せずして登錄したる開港場の場內を自由に航行することを得、登錄したる開港場より內地に通ふには其の出發及歸着を該港海關に屆出づることを要す。

右規則は登錄(領牌挂號)、課稅方法(稅課辦法)、犯罪處理方法(審案辦法)の三種に分れ計九箇項より成り、光緒二十四年五月二十五日淸國政府より關係各省に咨行せられたものである。其の第一項は一八七六年九月十三日附英淸『芝罘協定』第三款第四の確認を意味し、內水航行權問題上重要なる意義を發生するに至つた(既述英淸マッケー條約解說の項を參照せよ、猶ほ次々項條約の末段解說を看よ)。

『續補內地水路汽船航通規則』(『續補內港行輪章程』)(Supplementary Regulations for Steam Navigation Inland.)――一八九八年九月三日發令

1) 『芝罘協定』のこと。

第四項――內地に通ふ汽船は登錄したる港に於て四箇月毎に一回條約の定むる稅率に據り噸稅を納むることを要す。

第六項――內外汽船は一般に中國民船の使用する埠頭に於て貨物の積卸を爲すべし。又內水貿易の登錄を受けざる船舶は清國領域外に貨物を運搬することを得ず。

右補則は九箇項より成り、光緖二十四年七月十八日清國政府より關係各省に咨行せられたるもの、其の規則名の示す如く前項規則を補つた譯である。

『追加內地水路汽船航通規則』(Inland Waters Steam Navigation, Additional Rules.)――一九〇二年英清・『マッケー條約』及一九〇三年日清・『追加通商條約』附屬。

第一條――英國(日本國)汽船所有者は水路沿岸に於て二十五年を超えざる期間清國民より倉庫及埠頭を賃借することは自由なり、期限の繼續を商定し得。

第二條――最寄の海關稅務司の認可を得て內地水路に埠頭を築造し得。

第三條――英國(日本國)商人は右倉庫及埠頭に對し其の附近に於て同樣の財產を所有する清國人と同樣に諸稅課を納付すべきものとす。右賃借せる倉庫に居住して從業する代理人又は雇員には清國人のみを使用すべきものとす。

第四條――清國の內地水路を航行する汽船にして沿岸又は其の上の建設物を毀損したるときは其の沿岸所有者に對し損害賠償を爲す責を有す。

第五條――英國(日本國)政府は、爾今清國の內地水路に使用せらるゝ自國汽船の所有者に於て希望するとき、右等汽船の清國會社に轉賣せられ同國國旗の下に移さるゝことに付、何等阻碍する處なかるべし。

第六條――登錄せられたる汽船及其の曳船は清國型船舶が從來常に禁止せられたると同樣禁制品を輸送することを禁ず。

第七條――從來汽船の往復せしことなき水路に其の航通を開かんとする申出に對する清國の許可に付規定す。

第八條――登錄汽船は一港內に於て、又は開港より他の開港へ、又は開港より內地へ、及內地より右開港へ、往復することを得、淸國政府の承諾を得たる場合を除くの外專ら內地間のみ往復することを得ず。

第九條――荷船又は客船は汽船にて曳くことを得、右船は內地に向け航行するに先ち登錄するを要す。

第十條――本規則は光緖二十四年五月及七月發布の內地水路汽船航通規則の追加にして、右原規則にして本規則に依り改められざる條項は依然有效とす。原規則及本規則は今後雙方の同意を以て改正することを得べし。

上述三種の內地水路汽船航通規則は之を一括して取扱ふを便宜とする。右三規則殊に前二者が國際約定たる性質を帶びるに至つた經緯に就ては、既述本章英淸『マッケー條約』の項に詳かである。一九〇二年の英淸、一九〇三年の日淸兩條約及右三規則を經とし、最惠國條款の效果を緯として、關係外國船舶の中國內水航行權は、玆に通商の爲めに開放せられざる內地――其の沿海にあると河川の流域にあるとを問はず――に於ける旅客竝に貨物運輸事項にまでも、國際約定上正式に及ぼされることゝなつた。猶ほ此處に注意を要する一事は「寄港場」、「旅客上降所」、「旅客上陸所」（後二者は條約上の文言より生ずる別にして實質上は差異なきものである）の關する地位に就てゞある。元來該處は外國貿易の爲めに開放せられたものでないから所謂「內地」に屬するは明かである。併しながら外國船舶が一般の「內地」に航通するには前顯三規則に定むるが如き頗る煩瑣な手續を踏まねばならないのに反し、該處に航通することは通常の條約（例へば英淸日淸間條約）に規定する處であり而も一般開港場に到る場合との間に殆ど其の差異を認め難い。從て內水航行權（廣義）の硏究上、該處の地位と一般「內地」の夫れとの間には逕庭があるものとして

之を取扱はねばならないのである。

參考――天津港港則

開港場に於て列國船舶が遵守することを要する港則は、また沿岸貿易及內水航行權と至大なる關係のあること論を俟たない。今玆に各港港則を列記する餘裕はないから、代表として天津港に行はるるものに付抄記する。

現行『天津港港則』(附則共)は一九三一年四月十六日、天津海關稅務司が總稅務司の命に依り(從て中國政府認可濟)公示せるもので、港則中、外國關係の條項は在天津各條約國領事の協贊を經て居る

『天　津　港　港　則』

第一條――本則に於て船舶とは洋式船舶を謂ふ。支那型船に對しては洋式船舶と關聯して荷役に從事せる場合の監督上必要なる範圍內に限り本則を適用し、其の他の場合は特別告示に依り取締るべし。

第二條――天津港理船廳の管轄する區域は、金湯橋より大沽バー拾貳呎等深線の東方三哩に至る間とす。

第三條――洋式船舶の錨地は左の如し。

一、本條の第二號及第三號の規定に該當せる以外の船舶錨地。

天津錨地　金湯橋より舊白耳義租界下端迄の區域。

塘沽錨地　招商局の上端より北砲臺迄の區域。

大沽バー外錨地　大沽バー拾貳呎等深線より其の東方三哩迄の區域。

備考　若し船舶其の吃水深くして大沽バーを通過し得ざるとき、若は單に船客のみを上陸せしむる場合、又は積卸貨物

が僅少なるときは、其の代理店より書面を以て稅務司に其の旨申請し大沽バー外錨地に於て荷役を爲し得る特許を受くることを得。

二、爆發物錨地

塘沽に於てはパウダー・リーチ(Powder Reach)又大沽バー外錨地に於ては他の船舶に對し充分の間隔を保つこと。

三、檢疫錨地

大沽バー外錨地。

第八條――大沽バー、エントランス浮標より海方一哩半の處よりディープ・ホール(Deep Hole)迄大沽バー水道中心線の兩側一千五百呎の水面に於ては航行規程(甲)の規定を遵守すべし。

第九條――ディープ・ホールより天津迄の間は特別航行規則(乙)の規定を遵守すべし。

第十條――海河[1]內及其の附近に於ては第八條記載の特別航行規則に依り變更せられたる部分を除き、總て萬國海上衝突豫防法の各項を適用すべきものとす。

第三十四條――本則に違反するものは其の反則の情狀に據り處罰せらるべし。

『航　行　規　則』

甲　大沽バー水道航法

第一條――本航行規則は大沽バー水道の入口浮標の海方一哩半の場所よりディープ・ホールに至る該水道中心線の兩側一千五百呎の範圍の水面に於て之を適用す。

第二條――潮昇を待つ總ての船舶は左の通り投錨すべし。

入港船は、水道入口を充分に避けて碇泊すべし。

1)　白河の別名。

に碇泊すべし。

出港船は、大沽北砲臺より西南に當る線と大沽駁船公司所屬地の下方境界線の稍東方との區域內、又はディープ・ホール
に碇泊すべし。

船長及水先人はディープ・ホールに碇泊する場合に於て大沽バー水道の導標の展望を妨げざる樣充分注意すべし。且他船の航行又は浚渫作業の妨害となる位置に投錨すべからず。

乙　ディープ・ホール、天津間航法

第一條——本則は萬國海上衝突豫防法第三十條の規定に對する特別規則とす。是等の特別規則により變更を加へられたるもの丶外は總て萬國海上衝突豫防法を適用すべし。本則中船舶とは海洋を航行し得べき船舶及曳船を謂ふ。

第九條——本條以下の規定は、萬國橋上流の天津港上方港域內の泊船所に出入する船舶に適用するものとす。

第十條——萬國橋より上流に航行せんとする船舶は、總て敏速に停船するに充分なる大さ及重さの船尾錨を備附け且適當なる機械に依り之を吊し置くべし。且何時にても直に之を使用し得る樣準備し置くべし。

第十一條——船舶は如何なる場合と雖も逆潮にて萬國橋を通過すべし。依て船長及代理店は出入時刻に付豫め打合はせ置くべし。

第十二條——萬國橋上流に航行せんとする船舶は、總て晝間は最も見易き處に萬國信號旗Z旗を揭揚し、夜間は綠燈の上に紅燈を連揭すべし。且つ陳唐莊に於ける常關派出所を通過する際に汽笛を長聲一吹すべし。本條規定の旗及燈は船舶が豫定の泊船所に到達する迄之を揭揚するものとす。

第十五條——反對の方向に進航する二隻の船舶は同時に萬國橋を通過すべからず。

第二十條——萬國橋の開閉が正確に行はれたるに拘はらず若し通過船舶にして橋に損害を與へたるときは、總て該船舶に於て其の責任を負ふべきものとす。

第二十一條——本則(甲及乙)に違反したる船舶は二百五十海關兩を超過せざる罰金に處せらるべし。外國船舶は諸當該國領事官憲により又中華民國船舶は同國官憲に依りて夫々處理せらるるものとす。

『天津港城內に於ける危險品の輸移入、處理及取扱に關する假規則』

危險品とは爆發物を除く他の容易に發火、爆發又は損害を生じ易き性質を有するものにして公安の爲め特別の注意を必要とする貨物を謂ふ。

第八條——本規則に違反せる船舶は其の違反行爲に對する賠償をなし又は所屬國官憲に依り處分せらるる迄、海關に於て其の入港、荷役及出港を停止すべし。

第十一章　軍事權益

第一節　列强在華軍事權益の特殊性

列强の在華軍事的權益は、之を外國軍艦游弋碇泊權竝に外國軍隊駐屯權とに大別し得る。中國に於ける列强の軍事的勢力、例へば軍艦、陸戰隊、陸軍は、一般に外國的行政の施行せらるゝ地域（租借地、外國租界）竝に條約に認めらるゝ駐屯地（北支那の一部）に、存在し得る慣例である。而して過去の事態に於て、其の軍事的勢力は、條約上の根據の如何に係らず是等地域の靜謐に比例して增減を示せること亦周知の通りであり、從て條文上よりの研究の如きは往々、所謂舟に刻して劍を索むるの類に陷る虞れがある。

列强の在華軍力は、「軍力に隨伴する諸施設」と共に、所謂不平等條約上の一要素として、從來中國論客が攻擊して止まなかつた處のものである[1)]。抑も戰時又は之に準ずる場合を除き、平時に於て「一國が他國の領土に軍隊を入れ又は之に駐屯する」と云ふのみの例ならば强ち稀れではない。就中軍事協定に基く場合の如きは說明を要せざる處である。併しながら北支那に於て現に列强の有する駐屯權の如きは、其の複雜且多角性權益と云ふ黠に於て、軍事的國際地役例中の尤なるものと認められる。

1)　中國論客中には本權益に租借地及外國租界警察官、日本領事館警察官を加へて「外國軍警」と一括し、以て論難するものもある。

また外國軍艦の游弋、碇泊、薪水補給等に關する在華條約權益は、一般最惠國條款の援用に因つても亦之を享有し得るものと解せられる。即ち日本の例は其の代表的のものである。且斯の種類例稀れなる權益は、單に支那沿岸地に於て之を享有し得るのみならず、外國船舶に依る內水航行權益と相競合して、例へば楊子江上、重慶の如き海洋より遠隔なる地に於てすら主張し得るのである。現に列强中には特に這の目的の爲めに、楊子江の遡及に便なる特殊の艦船を備へて居るものもある。

國際法上、一國の軍隊が外國に在つて「國の機關」として行動する場合、治外法權を（元首乃至所謂國家の機關が他國に於て享有する特權の義の）享有するものとされて居る。從て右軍隊に屬する軍人が、「當然の駐屯地以外」の場所に於て且「其の任務を離れて」犯罪を行つた場合には、該外國官憲に依り逮捕處罰せられるのが通例である。併しながら列國民が中國に於て享有する「治外法權」（領事裁判的意義の）の效果は、斯る場合に於ても中國の管轄權を排除すること勿論である。斯して本章に曰ふ軍事權益は更に「治外法權」とも重合することが想像される。

關東州租借地及、嘗ての滿鐵附屬地に於ける我駐兵權も亦本章に取扱ふと同種の軍事權益であるが、玆には省略する。又獨、墺洪國の舊權益に就ても玆には言及しないこと丶する。

第二節　外國軍艦游弋碇泊權

本權益は中國側片務的のものと、外華雙務的のものとに區別し得る、

1 片務的條項

英清・『廣東福州廈門寧波上海五港通商章程』――一八四三年七月二十二日署名（表・英四）

第十四條――五港中の各港內には、領事が水夫其の他の者の監督及騷擾發生の防止を一層十分ならしめ得る爲め、巡洋艦(cruiser)一隻を碇泊せしむべし。右巡洋艦は商品を積載せず且つ貿易に從事せざるものなるを以て之を商船と同様に取扱ふことを得ず、各種稅金又は課金の如きは勿論之を支拂はざるものとす。駐在領事は右軍艦の入港及出港に付其の都度海關監督に通報し以て必要なる措置に備へしむべし。

英清・『虎門寨追加條約』――一八四三年十月八日署名（表・英五）

第十條――五港には夫々英國巡洋艦一隻を配置し、英國商船乘組員間に善良なる秩序及訓練を維持せしめ、且つ英國民に對する領事の必要なる權力を援助せしむべし。右軍艦乘組員は當該軍艦指揮官の愼重なる拘束を受け旣に商船の水夫に對して規定せられたる上陸及內地逍遙に關する諸規則に服從すべし。（以下軍艦の交替に就て規定す）

右兩條約の中、前者は在華外國軍艦游弋碇泊權に關する條約上の初見である。尤も右兩條約は次項一八五八年の『天津條約』第一條に據り廢棄せられたるを以て、今日に於ては單に參考に止まるものではあるが、其の最初の軍艦碇泊の理由、碇泊地に對する限界、碇泊隻數に對する制限を知り得べく、一方是等の規定が米清『望廈條約』第三十二條、佛淸『五口通商章程』第五條に援用せられたることは、條項の系統的硏究上考量を要する處である。

英清・『天津條約』――一八五八年六月二十六日署名（表・英六）

第五十二條――英國軍艦(ships of war―師船)「敵意ナクシテ入港シ(coming for no hostile purpose―別無他意……駛入)又ハ海賊追捕ニ從事スルトキ」は、「清國皇帝版圖内ノ何レノ港ヲ問ハズ」(all Ports within the Dominions of the Emperor of China―中國無論何口)之に入港するの自由を有し、又食糧購入、給水及必要の場合には其の修繕を爲すため十分の便宜を受くべし。右軍艦指揮官と清國官吏との應接は對等の禮式を以てすべし。

本條約は現在英國の在華軍艦游弋碇泊權に對する條約上の淵源である　右規定が一八四三年次のものに比し、英國の構益に付格段の進展を示せることは見逃す能はざる處であり、又以て右條項の型式は爾後一般列國對清國間條約に於て其の基準とせらるゝに至つた

米清・『望厦條約』――一八四四年七月三日署名（表・米一）

第三十二條――自國の商業を保護する爲め巡邏する合衆國軍艦(ships of war)が清國の港(any of the ports)に到着したるときは、該軍艦の指揮官及清國上級地方官憲は其の國家の友好關係に基き對等の條件に依り禮譲を以て交際を爲すべし。且つ該軍艦は必要の場合に於ては食料品の購入、給水、修繕の爲め清國政府より便宜を受くべし。

本條に曰ふ「港」が開港場を指稱するは明かなれども、本條が、爾後清國が開放に同意する總ての港津に適用せらるべき性質を具ふること、又碇泊艦に隻數の制限なきことは共に、清國開國初期の段階に於て注意を要する點である

米清・『天津條約』――一八五八年六月十八日署名（表・米二）

第九條――清國の沿岸又は貿易開港場を巡航する米國の國有船艦（national vessels――官船）が「自國ノ商業保護又ハ學術研究ノ爲メ」清國の何れかの港又は其の附近に到着したる時は必要に應じ同船艦長（commanders）及地方官憲の高官は平等及禮讓の條件に依り互に交通すべし。該船艦は糧食、其の他物品の供給及必要なる修繕に就き清國官憲より相當の便宜を與へらるべし。

佛淸・『五口通商章程』――一八四四年十月二十四日署名（表・佛一）

第五條――商船乘組員間の秩序及規律を維持し且つ領事の權限の實施を容易ならしむる爲め、佛國軍艦は五港に碇泊するを得、と云ふ規定。

佛淸・『天津條約』――一八五八年六月二十七日署名（表・佛二）

第二十九條――「商船乘組員間ノ秩序及規律ヲ維持シ且ツ領事ノ權限ノ實施ヲ容易ナラシムルガ爲メ（……faciliter l'exercice de l'autorité consulaire――俾領事得有威權）」、佛國皇帝は各五港津（廣東福州廈門寧波上海）に軍艦を碇泊せしむることを得、該軍艦の存在に因り如何なる不都合をも惹起せざらんが爲めに必要なる措置を執るべし。而して該軍艦の指揮官は陸地との交通及乘組員の統制（police des équipages）に關する第三十三條の規定を實施せしむる命令を受領すべし。又佛國軍艦は固より如何なる税金をも賦課せられざるべきものとす。

第三十條――凡て「商業保護ノ爲メ」に巡航する佛國軍艦は其の寄航する一切の淸國港津に於て友好を以て接受待遇せらるべきものとす。該佛國軍艦は淸國港津に於て必要なる代品取換及糧食補給の各種物件を入手することを得。而して港津に投錨せるときは修理を爲し且つ修理の目的の爲めに必要なる材料品を購賣するに聊かの反對をも受くべからざるものとす。

本條約第二十九條は前顯一八四四年の條約第五條と其の精神に於て全く同様のものであるが、「領

事ノ構限ノ實施ヲ容易ナラシムルガ爲メ」と云ふ辭句を一八四三年の英清條約(前出)と比較する時、解釋上融通性の廣きことが明かとなるであらう。又該條中に曰ふ第三十三條の規定とは、乘組員の取締に關し豫め佛國領事と清國地方官憲間に取極められたる「特別風紀規則」(réglements de discipline spéciale)に關するものである。

瑞諾・清・『平和、修好及通商條約』——一八四七年三月二十日署名(表・瑞諾一)

第三十二條——「自國ノ商業ヲ保護」する爲め瑞典諾威國軍艦の清國各港津への入港、並に必需品補給、其の他に關する規定。

葡清・『平和、修好及通商條約』——一八六二年八月十三日署名(表・葡一)(清國不批准)

第五十條——「友好的意思ヲ以テ又ハ海賊追跡ニ從事」する葡萄牙國軍艦の清國各港津への入港、並に必需品の補給、其の他に關する規定。

本條約は澳門占領問題に絡み遂に清國皇帝の批准を經るに至らず、徒らに所謂不平等條約上の文献たるに止まつて居る譯である。後葡清兩國間に正式成立を見たる一八八七年十二月の『修好及通商條約』に於ては、斯の種軍艦游弋碇泊權に關し何等の規定も設けられなかつた。從て今日葡國は最惠國條款に依り他國の權利に均霑を受くるものと解される。

丁清・『修好、通商及航海條約』——一八六三年七月十三日署名(表・丁一)

第五十二條——「對敵ノ目的ヲ有セズ又海賊追捕ニ從事」する丁抹國軍艦の清國各港津への入港、並に必需品の補給、其の

他に關する規定。

蘭清・『修好及通商條約』——一八六三年十月六日署名（表・蘭一）

第十三條——「對敵ノ意思ナク又海賊追捕ニ從事」する和蘭國軍艦の清國各港津への入港、竝に必需品の補給、其の他に關する規定。

西清・『天津條約』——一八六四年十月十日署名（表・西一）

第四十八條——「親睦ノ意思ヲ以テ又海賊追捕ニ從事」する西班牙國軍艦の清國各港津への入港、竝に必需品の補給、其の他に關する規定。

白清・『北京條約』——一八六五年十一月二日署名（表・白二）

第四十一條——「商業ノ保護又海賊追捕ニ從事」する白耳義國軍艦の清國各港津への入港、竝に必需品の補給、其の他に關する規定。

本條に關しては第十章沿岸貿易權及内水航行權の當該項解説を參看せられ度い。

伊清・『修好、通商及航海條約』——一八六六年十月二十六日署名（表・伊一）

第五十二條——「對敵ノ意思ヲ有セズ又海賊ノ驅逐ニ從事」する伊太利國軍艦の清國各港津への入港、竝に必需品の補給、其の他に關する規定。

2 雙務的條項

秘清・『修好、通商及航海條約』——一八七四年六月二十六日署名（表・秘一）

第十條――兩國の軍艦は別國の軍艦が現に入港し得る又は將來入港し得る他の一方の國の領域內の一切の港に赴くことを得べし。右軍艦は一切の便宜を享受し且つ障礙を加へらるゝことなく食糧、石炭を購入し水を補給し且つ必要の修繕を行ふことを得べし。右軍艦は何等稅金を其の種類の如何を問はず課せられざるべし。

伯淸・『修好、通商及航海條約』――一八八一年十月三日署名（表・伯一）

第七條――兩國の軍艦は他の一方の國の港に於て最惠國の軍艦と同樣の待遇を受くるものとす。淸國に於ける伯國軍艦の指揮官と地方官憲とは均等の地步に於て待遇せらるべし。右以外は秘淸間條約（前項）と同趣旨。

墨淸・『修好、通商及航海條約』――一八九九年十二月十四日署名（表・墨一）

第九條――（前項伯國の場合と同文）。

瑞典・淸・『修好、通商及航海條約』――一九〇八年七月二日署名（表・瑞典一）

第八條――（前々項伯國の場合と同趣旨）。

第三節　列强の北支那に於ける共同駐兵權

一　駐兵權の權原

一九〇一年九月七日附署名『北淸事變ニ關スル最終議定書』第七條及第九條は、北支那の地に於ける外國軍隊の駐屯（軍隊の類別、員數に關しては淸國との間に何等の協定も存せず）に就き規定して居る。其の第七條は北京に於ける「公使館區域」內の駐兵に關し、第九條は「首都海濱間」卽ち北京山海

關間の駐兵に關するものである。抑も右二箇條は一九〇〇年十二月二十二日北京に於て關係十一箇國(淸國を除く)の代表者間に署名せられたる『北淸事變ニ關スル千九百年ノ連名公書』(Note Collective des Puissances concernant les troubles des Boxeurs.—聯衛公書)の第七條及第九條に於て約定せられた處を實行に移したものである。

2 **外國公館區域駐兵權**

『最終議定書』第七條——淸國政府は各國公使館所在の區域を以て特に各國公使館の使用に充て且つ全然公使館警察權の下に屬せしめたるものと認め、該區域内に於ては淸國人に住居の權を與へず、且つ之を「防禦ノ狀態」(état de défense)に置くを得ることを承諾したり「亦可自行防守」(區域略)。淸國は一九〇一年一月十六日(光緒二十六年十一月二十六日)の書簡に添附したる議定書を以て各國が其の公使館防禦の爲めに公使館所在區域内に「常置護衞兵」(garde permanente)を置くの權利を認めたり。(兵數に就ては次段を看よ)。

3 **首都(北京)・海濱間駐兵權**

『最終議定書』第九條——淸國政府は一九〇一年一月十六日の書簡に添附したる議定書を以て、各國が首都海濱間の自由交通を維持せんが爲めに相互の協議を以て決定すべき各地點を占領するの權利を認めたり、卽ち此各國の占領する地點は、黃村、郞房、楊村、天津、軍糧城、塘沽、蘆臺、唐山、灤州、昌黎、秦王島及び山海關とす。

4 **駐兵員數に關する列强間暫定取極**

猶ほ一九〇一年四月六日北京城儀鸞殿に於て聯合軍總司令官ワルデルゼー(von Waldersee)元帥司催の下に列國司令官會議開かれ、前顯「連名公書」第八條(大沽砲臺竝に北京と海濱間の自由交通を阻碍し得べき諸砲臺の剷平に關するも

の)及第九條(首都海濱間の各地點を軍事的に占領する事に關するもの)に關する決定評議を爲したが、其の結果『北支那駐屯軍各國兵力ニ關スル在北京列國司令官會議決議』(Décision de la Réunion des Commandants des Puissances à Pékin, concernant les forces d'occupation de la Chine du Nord.)成立した。該決議はワルデルゼー元帥の名を以て北京外交團主席西班牙國公使コロガン(de Cologan)宛に通告せられ、爾後各關係國政府の承認を經たものである。該決議の中、永續的守備—protection permanentes—の部署に關する要旨は、「天津、山海關秦王島を十分守備すべき必要を認む、天津の守備隊は諸國兵連合にて二千人、山海關秦王島の守備隊は千五百人と定め、天津の守備には獨、佛、英、伊、日の五國兵、山海關の守備には露、獨、佛、英、日の五國之に當る、墺洪國は小戍兵を山海關、天津に留め置く。黄村、郎房、楊村、軍糧城、塘沽、蘆臺、唐山、灤州及昌黎は各三百人を以て之を守備し、內五十人を騎兵とし外に機關砲二三門を附す。是等の衞戍地分擔は伊國黄村、獨國郎房及楊村、佛國軍糧城及塘沽、英國蘆臺及唐山、日本灤州及昌黎とす、其の何れの衞戍も兩隣衞戍に至る鐵道線半程の警戒に任ず。北京公使館守備の兵力は總數二千人とし、米國百五十人、獨國三百人、佛國三百人、英國二百五十人、日本三百人、伊國二百人、墺洪國二百人、露國三百人と按分す。」と、關係國(淸國を除く)間に約束せられた。

尙ほ爾後露、獨、墺洪三國の權利喪失に伴ふ警備上の補充に就き、他關係國間に協定せらるゝ處があつた。

5　演習權及駐屯軍軍需品に對する無税

義和團事變の際、聯合軍司令官は都統衙門なる機關を設立し、一九〇〇年七月より之に其の占領地たる天津城市及天津一帶地方の軍政治理を托した。事變鎭定後一九〇二年七月、天津地方の還附と都統衙門の裁撤に關し、日・佛・伊三國及淸國間に取極(交換公文)の成立を見るに至つたが、其の中に次の如き條項が含まれて居る。

一九〇二年（明治三十五年）七月十二日（光緒二十八年六月十日）附日本公使（内田康哉）より清國全權（外務部總理慶親王）宛公文――議定書[1]第九條に於て貴國政府は各國が北京海濱間の自由交通を維持する爲めに特定の地點を占領するの權を認められたり、然るに天津全市の如きは正に此地點の一なりとす。就ては都統衙門裁撤後と雖ども聯合軍は依然として目下其の占領し居る場所に駐屯する事を繼續可致候。又外國軍隊及其の補充品被服糧餉等は諸税及賦課金を免除可相成候〔在現今所屯各處駐紮各國軍隊及其應需糧食衣被等物概免各項賦税〕。又外國軍は操練を爲し射撃及野外演習を行ふ事自由たるべく唯戰鬪射撃の際には單に其の通告を與へ可申候〔該軍有操練打靶及野外大操之權無庸預先照會但發彈子時應先時通知〕。

6

彈壓治罪權[2]及天津中國軍に對する制限[3]

右公文は更に曰く――又外國兵と貴國兵と衝突の機會を成るべく避くる事望ましく就ては貴國政府は、天津に駐屯する軍隊を距る二十清里以内に貴國軍隊の接近し又は駐留する事を禁ぜらるゝ〔由中國國家禁止華兵距駐紮天津之軍隊二十華里内前進或屯紮〕樣致度。尙ほ外國代表者と議定書調印前貴王殿下自ら其の一員たりし貴國全權委員との間に往復したる文書に於て、交通線に沿ひ設く可き哨所指揮官の裁判權は鐵道線兩側二哩の距離に及ぶ可き〔順京至海通道應設各軍隊之管帶官所得彈壓治罪之權延至距鐵路兩旁二英里之遠〕旨を雙方承諾したり。議定書第九條に明示したる哨所線の占領の繼續せらるゝ限りは右の取極は維持せられざる可からざる儀に有之候。併し乍ら直隸總督が三百人以下の直衞兵を天津市〔天津城内〕に保有するの權利を有する事、及鐵道線二哩以内の距離に流るゝ時と雖ども河川の安寧を確かむるに就て充分なる警察隊を維持する事は本大臣（著者註、日本公使のこと）の同僚と共に承諾する所に有之候。砲臺[4]の剷平は貴國に於て之を再築せざるの義務之に伴ふ可く、又千九百年の騷擾中外國居留地に抗敵する堡壘の性質を有したりし天津城壁に就ても亦同樣の義務を免かれざる儀と御承知相成度候。尙ほ貴國が白河口、秦王島及山

1) 一九〇一年九月七日附『北清事變ニ關スル最終議定書』。
2) 私は彈壓治罪權と云ふ中國語が其の儘日本語として使用せらるゝことに疑議を有する者である。「管轄權」と爲すのが正しいであらう。
3) 制限に付猶ほ第五節を看よ。
4) 『北清事變ニ關スル最終議定書』第八條に曰ふ「大沽砲臺竝ニ北京ト海濱間ノ自由交通ヲ阻碍シ得ベキ諸砲臺」に該當す。

海關に何等海防的設備を爲すが如き事も亦皆な本大臣(前同斷)等の承諾し難き所に有之候(其拆毀礮臺一節應責成中國不准將該礮臺重新修築至天津城垣在光緒二十六年間作亂時其勢直當爲礮臺由內攻打各國租界因此亦不能再行重修各國駐京大臣亦不能允中國國家在北河口秦王島山海關等處埋設不論何項海防之法)。……交通線上の外國軍隊に使用せらるゝ清國人は身元證明狀を所持すべし此種に屬する清國人に於て法律背戾の行爲ありたる場合には其の清國人を使用する軍隊の指揮官は最も能く正理に適すと信ずる所の判決を得せしむる爲めに自から處罰するとも或は之を清國官衙に引渡すとも其隨意たる可き儀は貴政府に於て御承諾相成らざるを得ざる儀と存候。

7　夏季屯營地占領權

右公文はまた曰く――外國軍隊は其の必要を感じたる時に於て夏季の屯營地を占領するの權ある事(各國軍隊於應避暑時有夏令避暑之權宜)は御承諾相成度候。

8　右演習權以下の權利に對する中國側の承諾及彈壓治罪權に對する了解

一九〇二年七月十八日(光緒二十八年六月十四日)附清國全權より日本公使宛公文――來文を詳閱するに北京海濱間の交通線路に駐派すべき各國軍隊司令官の有する彈壓治罪權は延びて鐵道線路を距る兩側二哩の遠きに及ぶべき一節あり、右は光緒二十七年六月中前任首席公使コロガン[1]より全權大臣に照會せる文中に專ら鐵道線路又は電線或は聯合軍の兵隊及軍用品を指すとあるに由り、卽ち此に照し辦理すべきものと思惟す(專指有犯鐵路或電綫或聯軍人及物產而言卽應照此辦理)。其の餘の各節に付ては本大臣も異議の點を有せず已に本月十三日に於て上奏を經准許を得たり(其餘各節本爵大臣亦無異議業於本月十三日具奏奉旨照准)。

九〇二年七月十九日附日本公使より清國全權宛公文――以書翰致啓上候陳者天津地方の行政權還附の件に關し本月十二日附我公文中に記載せる條件を御承諾相成候趣光緒二十八年六月十四日附照復に接し致敬承候。就ては北京より海邊に

1) 西班牙國公使 B. J. de Cologan.

至る通路の數處に駐紮する守備將校の彈壓治罪の權に關する貴親王殿下の御解釋に對しては本大臣に於ても全然賛同を表するものにして右彈壓治罪の權とは卽ち鐵道線路及電信線並に駐紮軍人及其の所有物品に對する犯罪に限られたるものに有之候。

9 北京山海關鐵道使用上の特權

一九〇二年四月二十九日北京に於て署名せられたる英清兩國間『北京山海關鐵道還附協定』中に次の如き規定がある。

英國軍事官憲は左の條件を以て北京山海關鐵道を其の通州前門及天壇に至る延長線と共に北淸鐵路事務大臣に引渡すことを承諾す。第一條・(北淸事變に關する最終議定書第九條に依り淸國は列國軍隊の北京海濱間諸地點占領權を認めたり)而して本鐵道は實に右交通の主要線たるに因り淸國政府は山海關北京線軍事輸送に關する附屬規則に從ひ前記地點占領軍隊及公使館護衞兵、馬匹、大砲、需要品其の他一切の軍用荷物の輸送に優先權を與ふることを約す。第二條・鐵路事務大臣は第一條に掲ぐる軍隊駐屯の維持せらるゝ間軍事輸送上の要務を處理せしむる爲め會辦理事として一名の外國武官(英國民たるべし)を、副會辦理事として二名の外國武官(獨國民及日本國民たるべし)を存置することに同意す。右一切の要務は其の輸送に關すると工事に關するとを問はず該會辦理事に於て淸國官廳と之を協定すべく淸國官廳は之が實行を命ずべし。第三條・司令官に於て軍隊駐屯の維持せらるゝ間其の特に緊要なりと認むる各停車場に停車場附官吏を任命することを得べく且つ其の軍隊の利益を擁護する爲め之に對し一切の便宜を與ふべし、右目的の爲め該官吏は英國會辦理事と直接交渉するものとす。第五條・外國軍隊、馬匹、大砲、軍需品其の他軍用荷物輸送の爲めにする列車の徵發を除くの外一切の事項は一九〇〇年聯合軍が該鐵路を占領したる以前に於ける通り全く淸國官廳の掌中に歸すべし、但し、第二條の條件に從ふべきものとす・第七條・本協定署名の當時存在する線路又は停車場は其の如何なる部分も之を

撤去するを得ず、之が變更は其の實施以前に淸國官憲より會辦理事を經て之を軍隊司令官に照會し其の承諾を得べきものとす。第八條・鐵道電信線は鐵道と同時に之を引渡すべし、但し軍事官憲は右鐵道電信柱上に軍用線を架設するの權利を有す。

10　本節權益に對する解說

以上は一九三一年の滿洲事變勃發前に於ける列國北支那駐兵權の概要である。本權益は條文意明瞭であるが、之より聊か解說を加へようと思ふ。列國駐屯軍は、旣に其の權利を喪失せる獨・墺洪・露の三國を除き、現に日・英・米・佛・伊の五國軍より成るものである。[1] 其の主たる駐屯地、分擔區域、並に駐屯兵力に就ては之を別表(卷末附錄)に詳揭した。尙ほ其の駐屯兵數に付一九〇一年四月の列國司令官會議の決議に據れば總計五千七百七十名と云ふことゝなるが、固より右は一方當事國たる中國側を除く申合せに止まるのみならず、而も爾後成立を見たる駐兵權の權源を爲す『北淸事變ニ關スル最終議定書』に於て何等類別及員數に制限を設けて居ない以上、右司令官の決議は暫定的取極と解するの他はない。[2] 從て「防禦ノ狀態ニ置ク」爲め或は「自由交通を維持スル」爲めに爲さるゝ各國の駐屯兵力は、法理上關係列國側に於て異議なき限り各國共自由に之を決定し得るものである。而して過去の事實亦其の通りとなつて居る。また大體東交民巷と呼ばるゝ地域を占むる北平「公使館區域(Quartier des Légations, Legation Quarter)」は、爾後の國際政治情勢の變遷に伴ひ、現在に於ては之を「外國公館區域」乃至「外交團區域」と呼ぶも何等差支えない譯である。[3]

1)　日本の「北支那駐屯軍」は之である。
2)　此間の事情に就き或は北淸事變議定書に關する議事錄中に列國の話合が載つて居るのではあるまいかと想像する。
3)　「外國公館區域」に關する行政に付ては 717—22 頁を看よ。

駐屯軍の「演習權」に關して、一九〇二年七月日佛伊三國對淸國間取極中に規定せらるゝ處のある事は既揭の通りである。併しながら元來演習權の如きは斯かる取極の存在を俟つて初めて之を說明し得るものではない。苟くも武裝せる軍隊が防禦戰乃至地方靜謐の維持を目的として長期間に亙つて駐屯する以上、其の軍隊の交替、軍用品の補給等が之に伴ふことと必然であると同時に、種々の兵器彈藥通信機器の準備並に演習教練の實施の如きも亦駐屯と云ふ事實に對する當然の附隨事項と謂ふべきである。次に駐屯軍による「彈壓治罪權」(管轄權と稱する方適切と信ず)は、危害が北京山海間鐵道の路線及電線の外、駐屯軍夫れ自體又は軍用財產に對して及びたる場合或は及ぶ虞れある場合、之を行使し得るものと解せられる。「夏季屯營地占領權」は北戴河に於ける駐屯の事實に對して之を援用し得るであらう。更に列國駐屯軍は條約上北京山海關間鐵道の使用に付また種々の權益を享有するもので、之は既揭の通りである。

滿洲事變後に署名せられたる北支那に於ける中國軍備に關する日華間軍事取極に就ては、第五節に之を譲る[1]。

第四節　列國の北支那以外に於ける軍事權

一　英國・九龍租借地に於ける軍力

1) 後述 842—48 頁。

九龍租借地に對する英國の權原が一八九八年六月九日附『香港地域擴張ニ關スル條約』に在ることは、既に租借地の項に於て之を述べた。該條約は「香港殖民地ノ適當ナル防禦及保護ノ爲メ香港地域ヲ擴張スルノ必要ナルコトハ既往多年ニ亙リ認メラレシトコロナルニ因リ」〔Whereas it has for many years past been recognized that an extention of Hong Kong territory is necessary for the proper defence and protection of the Colony,—溯査多年以來素悉香港一處非展拓界址不足以資保衞〕と冒頭して、九龍租借地の範圍に就き約定したものである　是に依り明かなる如く、該租借地は、既に一八四二年の條約に依り割讓を受けたる香港島及一八六〇年の條約第六條に依る同上九龍市街地の一部分(此兩地は Crown Colony)と合して「英國香港地域」を構成するものであり、同時に軍備の對象上兩者一體を爲すものと考へられる。九龍租借地に對する英國の軍備に就ては、該一八九八年の條約に間接的に規定されて居る。即ち、「九龍城內ニ現ニ駐在スル清國官吏ハ香港防備ノ軍事上ノ必要ニ抵觸セザル限リ〔惟不得與保衞香港之武備有所妨礙〕引續キ其ノ支配權ヲ行使スベク、爾餘ノ新租借地域ニ於テハ英國專ラ之ガ支配權(sole jurisdiction)ヲ有スベシ」とあり、此 sole jurisdiction なる辭句は現實の事態に鑑みるに、一般行政事項の他軍備上陸海空の凡ゆる施設をも含むものと解せられる。更に「右擴張地域ノ住民ニ對シ沒收又ハ追放ヲ行フコトナカルベク、官廳、要塞、其ノ他ノ公用ノ爲メ〔for public offices, fortifications, or the like official purposes——若因

修建衙署築造礮臺等官工需用」土地ヲ要スルトキハ、相當ノ價格ヲ以テ之ヲ買收スベシ」とあり、文言上要塞の築造は sole jurisdiction に伴ふ權利と解すべきである。

元來香港島は、阿片戰爭の講和條約たる一八四二年の『南京條約』第三條に據り、「英國民が必要の場合其の船舶の損傷を修理し且つ之に要する材料を保藏すべき港を有するは、極めて必要且つ望ましきことなるに因り」、割讓せられたものであつたが、勿論既に主權讓渡の行はれたる以上斯る理由は何等其の價値を有するものではない。言ふ迄もなく今日香港は極東に於ける英國の重要なる軍事的根據地としても使用されつゝある

附記――香港に於ける英國陸海軍

固より詳細は捕捉し難いが、"China Year Books" 及 "Statesman's Year-Books" 其の他資料より之を窺ひ得る處では次の如くである(兵員數は不明)。

一九〇五、六年――陸軍・守備隊 (Imperial garrison) 四、一一五名。義勇隊 (Volunteer Corps) 二六五名。經費・守備隊一、三三九、七二二弗(一九〇五年)、義勇隊約四四、〇〇〇弗(一九〇四年)。海軍・支那艦隊(China Squadron)の本據、同艦隊は約六〇隻より成る。

一九一六年――經費・軍事費(Military contribution)二、一一六、六七〇弗、義勇隊費(Volunteer Corps)五八、一六四弗、

一九二六年――經費・軍事費(Military expenditure)四、二四七、〇三八弗、守備隊費(Defence Corps)六六、三一四弗(一九二五年)。

一九三六年――經費・軍事費(Military expenditure)五、五〇〇、〇〇〇弗。

香港地域陸軍部隊の構成――第八重砲旅團（Heavy Brigade)、香港新嘉坡砲兵團（Hongkong-Singapore Royal Artillery)、第五防空砲兵隊（A. A. Brigade, R. A.)、第二十二及四十要塞部隊(Fortress Companies)、工兵部隊(Royal Engineers)、第二輕步兵隊(Bn. Royal Welch Fusiliers)、第二東ランカシアー聯隊(Bn. East Lancashire Regiment)、第一アルスターライフル銃隊(Royal Ulster Rifles)、パンジヤブ聯隊(1st Bn. 8th Punjab Regiment)、以下小部隊略。

因みに一九二九年四月以降、南北支那部隊（香港・上海・天津駐屯）は一括して香港に於ける總指揮官の麾下に置かれることゝなつた。

香港地域義勇隊(Volunteer Defence Corps)の構成〔一九三九年〕――砲兵隊(a rtillery brigades)二、工兵隊(engineer company)一、信號兵隊 (signal units) 二、機械化部隊(machine-gun battalion)一〔內譯・機關銃隊(machine-gun troop)一、machine-gun companies五〕、裝甲車隊(armoured car section)一、戰車隊(motor machine-gun platoon)一、以下略〕、步兵隊(infantry companies)二、防空隊(anti-aircraft company)一、衞生隊(medical section)一、航空隊(air arm)一、A・S・C隊一、補充部隊(auxiliary cadres)二。

支那艦隊――根據地香港、其の構成は卷末別表に譲る。右支那艦隊の他「香港義勇海兵（Hong Kong Naval Volunteer Force)」あり、Kellett 島の南に碇泊する元軍艦 *Cornflower* を其の本據として居る。近年英國將校指揮の下に此義勇海兵組織は著々强化さるゝに至り、近く Hong Kong Royal Naval Volunteer Reserve に昇格することゝなつて居る。

2　英國・劉公島に於ける軍事的權益

一九三〇年四月十八日署名の『威海衞交收ニ關スル專約及協定』に據り、同年十月一日限り、英國の威海衞租借地は消滅に歸したが、猶ほ主として劉公島に於て若干の軍事的權益が留保されて居る

其の詳細に付ては第九章租借地の項を參看せられ度い。

3　英國・西藏商埠地及商埠地間通路に於ける護衛兵

一九〇八年四月二十日署名『印度及西藏通商章程』(表・英二四)の第十二條中に次の如き規定がある

「商埠(marts)内又は商埠途上に於ける(along the routes to the marts)英國民の身體及財産に對し常に有效なる保護を與ふるは警察官憲及地方官憲の義務なるに鑑み、清國は各商埠及各商埠途上に於ける有效なる警察措置を執るべきことを約す。右措置十分に行はれるに至らば英國は貿易事務官の護衛隊(Trade Agents' guards—商務委員之衛隊)を商埠より撤退し且つ西藏に如何なる軍隊(troops)をも駐屯せしめざるべく以て住民間の疑惑及紛擾原因を除去すべし」。猶ほ西藏に於て英國の爲めに開放せられたる商埠は、亞東(Yatung)(一八九三年十二月五日附條約)、江孜(Gyangtze)、加托克(噶大克・噶爾渡)(Gartok)(以上二箇處は、一九〇四年九月七日拉薩に於て署名せられた英藏條約に據る、本條約は一九〇六年四月二十七日附英清條約を以て確認せらる)の三箇處であるが—尤も一九一三年以前に成立せる英藏密約に依り、右三處の他、拉薩(Lhasa)及び察木多(Chiamdo)[1]の二處が開放地に指定せられた、と爲す說あり—一九〇八年四月二十日附前顯章程第八條其の他は、將來更に商埠が開かるゝことあるべきを想定して居る。

又一九一四年四月二十七日シムラに於て議結せられたる英華『西藏協約草案』には次の如き條項があつたが、勿論之は有效とならなかつた。

第四條・英華兩國は西藏に軍隊を派遣せず、文武官を派駐せず(但し、第六條に曰ふものを除く)、又殖民を爲さゞることを互約す、但し英國貿易事務官(Trade Agents)及其の護衛兵(escorts)は此限りに非ず。第六條・拉薩に中國駐藏大臣(Chinese Amban)を置くの制度を復活す、其の護衛兵(military escort)は三百人を限りと爲すべし。第七條・西藏

1) 西康の首都。英國の所謂"Tibet"に含まれる。

に於ける英國貿易事務官護衞兵の員數は拉薩駐在中國護衞兵の四分の三を超えざるものとす。

要之、英國は條約上、亞東・江孜・加托克の三商埠地内及右三商埠地を結ぶ交通路（後藏を橫斷して阿里の中心部に至る大距離にして、結局西藏に於ける開化地帶の大部分を占むることゝなる）に駐兵權を有するものと解せらるゝ次第であるが、其の現狀兵力は明かでない。由來、西藏は外蒙古と共に世界文明に對して秘密境であり、該兩地に對して獨占的霸權を握る英國乃至蘇聯邦の「文明遮斷」責任は、頗る重大と謂はねばならぬ。

4　英國・雲南省西部小地域軍隊通過權（既廢）

一八九四年三月一日署名『一八八六年七月二十四日ノ緬甸及西藏ニ關スル條約第三條ヲ實施スル條約』（表・英一七）第二條に曰く、「八募（Bhamo）より南坎（Nankhan）[1]に至る各路中の最捷徑卽ち Loi-pong 及 Loipanglon の村邑を通じてサルウィーン河（Salween R.）畔に達する、南碗河（Namwan R.）南方の清國領小地域を通ずるものは、英清兩國民に對し自由且つ公開たるべし、英國軍隊は該道路を自由に通過することを許さるべし、但し清國官憲の同意なき限り二百名以上の部隊を、また文書を以て豫告を與へざる限り二十名以上の武裝隊を、該道路を經由して派遣することなかるべし」と。

此處に右條文に就き該道路を精確に指示することは困難であるが[2]、要するに英國の緬甸軍隊は、雲南省騰衝（騰越）の西南方緬甸との邊界に當る瑞麗（シユウエリー）縣（猛卯）の地區分を通過する權利を認められた

1) 兩地とも此條約に依り緬甸領に編入された。
2) Cordier, Histoire des relations de la chine avec les puissances occidentales, vol. Ⅲ, pp. 184-85に此附近圖が載つて居る。

ものと解される。尤も當該小地域は其の後一八九七年二月の英清協定(表・英一八)第三條に依り、改めて緬甸領に劃歸されたから右英國の軍事權益は自然消滅となつた。

5 葡萄牙國・澳門に於ける軍力

澳門(マカオ)に對して、葡萄牙國は一五五七年以來「施政占領」を續け來つたが、一八八七年十二月一日附葡清條約に依り正式に主權の讓渡を受けた。中國領との接壤地境界は今日猶ほ未劃定であるが、同地葡國領は大體澳門島上に位し、Taipa 及 Colôane の二隣接小島を含み、合計約六平方哩の地域である。澳門市は支那人街と外國人街との二區に分れて居る。[1] 澳門の行政は、葡國『植民地法』[2]に據り同國の他の各植民地と同樣、總督政治行はれ原則として財政及行政上自治が許されて居る。軍權はリスボン政府の直轄下に在る。同植民地に於ける陸軍力は一九三五年現在にて、二十一人の士官と五百十一人の兵士(中、二百二十四人は土着人種)より成る。

6 佛國・廣州灣租借地に於ける軍力

條約根據は次の通りである。

一八九九年十一月十六日附署名『廣州灣租借條約』第四條——佛國は租借地內に要塞を建設し軍隊を駐屯せしめ又は其の他凡ての防禦措置(toute autre mesure défensive)を執ることを得べし。

廣州灣租借地は行政上、河內(Hanoi)に於ける印度支那政府の統轄下に在る。該租借地の軍備力は

1) 一九二七年の人口調査に據れば澳門植民地の全人口は157,175人(內、葡國人3,846、外國人591)である。又一九三六年の人口調査に據れば全人口200,000人(內、葡國人4,000)である。支那事變の影響は香港及澳門在住中國人の數を激增せしめた。
2) Colonial Act. 一九三〇年七月八日附制定。

僅かに歩兵一部隊(company)と機關銃隊一部隊(section)とに過ぎないが(他に警官隊五百人あり)、該租借地が地理的に印度支那に近接せる事實並に該地總人口二十五萬の中佛國人百二十三人、安南人七百九十二人と云ふ現狀に徴する時、寧ろ其の當然性が察知せられる[1]

7　蘇聯邦・外蒙古に於ける軍力

一九一三年十一月五日署名『外蒙古ニ關スル露華宣言書』第三項は――

中國は外蒙古の自治を認むるが故に外蒙古に其の軍隊を派遣せず、一切の文武官を駐在せしめず又植民することなかるべし。但し中國政府派遣の高官(a Dignitary)は必要なる屬員及護衞隊(escort)を伴ひ庫倫(Urga)に駐在することを得べし。一方露國は外蒙古内に於て領事護衞兵(consular guards)以外の軍隊を駐在せしめ、同地行政の一切の部分に干渉し又は植民することなかるべし。

一九一五年五月七日署名『外蒙古ニ關スル露蒙華三國協定』第七、八條は前顯規定を次の如く擴張して居る

第七條――宣言書(右)第三條に規定する庫倫駐在中國大官の護衞軍隊(military escort)は二百名を超えざるものとす。烏里雅蘇臺(Uliassutai)、科布多(Kobdo)及び蒙古恰克圖(Mongolian Kiachta)に駐在する該大官補佐員(Assistants)の護衞軍隊は各五十名を超えざるものとす。將來前記以外の地方に該大官補佐員の任命ありたるときは其の護衞軍隊は各五十名を超えざるものとす。

第八條――露國政府は庫倫駐在同政府代表者に對し領事護衞兵(consular guard)として百五十名以上を派遣せざるものとす。既に設置せられ又は將來設置せらるべき露國領事館及副領事館の護衞軍隊は各五十名を超えざるものとす。

1)　人口は "Statesman's Year-Book",1938 に據る。

右領事館護衛兵に關する規定は一九一四年四月の英華『西藏協約草案』の規定を彷彿せしめるものがある

一九二四年五月三十一日署名『中華民國及蘇聯邦間諸問題解決ノ爲メノ大綱ニ關スル協定』

第五條——蘇聯邦政府は蘇聯邦軍隊全部の外蒙古撤退に關する問題即ち右軍隊撤退の期限及國境の安全の爲めに執るべき措置に關し、本協定第二條に規定する會議に於て協定成立するときは直ちに外蒙古の蘇聯邦軍隊全部の完全なる撤退を實行すべきことを宣言す。

右に曰ふ會議は當時蘇華間の諸懸案を具體的に解決すべき使命を有するものであつたが遂に不成立に終つた爲め、該第五條は空文となつて了つた

一九三六年三月十二日、ウランバートルに於て蘇聯邦代表タイロフと蒙古人民共和國小國民議會(フルルゲン)議長アモール及同國首相兼外相ゲンダンとの間に、左の如き『相互援助議定書』が成立した[1)]。

蒙古領を占領したる白露軍を、一九二一年蒙古軍が赤軍の援助を以て驅逐したる當時よりの友誼に基き、且つ極東平和の維持と、兩國の關係をより强固ならしむる目的を以て、蘇聯邦又は外蒙人民共和國に對する第三國の侵略ありたる場合、又は侵略を豫防する必要ある場合に於て、相互に援助することを定めたる、一九三四年十一月二十七日より存在する紳士協定を、次の如く、議定書によつて明確ならしむることを決定し玆に調印せり。

第一條——第三國により、ソヴイエト聯邦または蒙古人民共和國領土が、攻撃を受ける脅威發生する場合には、ソヴイエト聯邦政府並に蒙古人民共和國政府は、發生したる情勢につき、即時共同して考慮を加へ、且つ兩國領土の安全を保護するため、必要と思惟される一切の手段を講ずることを約す。

1)　外蒙古の現狀に就き本書353—56頁を看よ。

第二條――ソヴィエト聯邦政府及び蒙古人民共和國政府は、締約國の一方に對し軍事的攻撃が加へられる場合には、軍事的援助を含む一切の援助を、相互に提供することを約す。

第三條――ソヴィエト聯邦政府及び蒙古人民共和國政府は、一九二五年ソヴィエト軍が蒙古人民共和國領土より撤收したる際の事態と同樣に、本條約第一條又は第二條に規定されたる義務を履行する爲め、相互的取極に基き、締約國領土に駐屯する他方の軍隊は、駐屯の必要止むと共に、即時當該領域より撤收さるべきことは自明のことゝ思惟す。

第四條――本議定書はロシヤ語竝に蒙古語を以て作成せられ、兩文共に同等の效力を認む。本議定書は調印と同時に效力を發生し十ケ年間有效とす。

現に大部隊の蘇聯邦軍が外蒙古領域内に駐屯して居る事實は、右『相互援助議定書』を以て說明せらるゝものと考へられる

第五節 中國軍備に對する制限

1 西藏に於ける制限

一九〇四年九月の英藏『拉薩條約』[1]第八條――西藏政府は一切の堡壘及要塞を破壞し且つ英國の國境と江孜及び拉薩との間の自由交通を阻礙すべき一切の軍備を撤廢すべきことを約す。

2 北支那に於ける制限(滿洲事變前の國際約定)

天津及白河口附近砲臺の撤去竝に秦王島及山海關の非武裝

一九〇一年九月七日『北淸事變ニ關スル最終議定書』第八條――淸國政府は大沽砲臺[2]竝に北京と海濱間の自由交通を阻碍す

1) 一九〇六年四月英淸『西藏ニ關スル條約』は、此『拉薩條約』を確認し且つ之を其の附屬書として添附することゝなつた。
2) 天津港への出入口たる白河河口。

ることあるべき諸砲臺を削平せしむる(à faire raser)ことを承諾したり、而して右に關する處理は實施せられたり。

一九〇二年七月十二日附『天津還附ニ關スル公文』[1](日佛伊三國公使より淸國全權宛)――千九百一年九月七日の議定書第八條に貴國政府は大沽砲臺竝に海濱間の自由交通を阻礙することあるべき諸砲臺を削平せしむることを承諾せられたる旨、而して右に關する處置の實施せられたる旨訂明せられたり。然るに貴國全權委員は右條款を履行するに就ての直接の責任を免かれられ度との希望を外交團に向て表示せられたるに依り、聯合各國の代表者は天津都統衙門に此事業を委任したる處未だ完成に至らず。就ては右條款の履行を確かにする爲め本使(日佛伊公使)は此削平の完成を天津に於ける外國軍の司令官に委託することに致度右玆に提議す。尤も之に要する資金は目下猶ほ都統衙門の手中に存する金額を以て支辨致させ度……砲臺の削平は再築せざるの義務を伴ふこと、天津城壁の非武裝、白河口・秦王島・山海關に海防的設備を爲さゞること……。

淸國全權は同七月十八日附公文を以て右承諾濟。

北京外國公館區域に於ける中國兵通行禁止

一九〇四年六月署名一九一五年九月協定[2]『北京公使館區域規則附屬書第一・警察及道路規則』第四條――議定書により公使館防禦の爲め保留しある城壁上に於て支那人の通行を禁ず。支那兵は武器を携帶せざるものと雖も支那官憲に於て豫め行政委員會(公使館區域の)の許可を得たる場合にあらざれば公使館區域を通過することを得ず。但し(一)公使館區域内の住家に公式訪問を爲す支那官吏の隨從者(二)銀行に貨幣を護送する兵士(三)謁見の爲め公使館に赴く護衞のみは此限りに非ず。業務、營業又は職業の如何に拘らず支那人は武器彈藥を携帶して公使館區域を通行するを得ず。

天津駐屯中國兵に對する制限及中國兵二十淸里後退

1) 本章『北支那に於ける列國駐兵權』の節に述べた。
2) 一九一九年五月帝國政府承認。

一九〇二年七月十二日附『天津還附ニ關スル公文』(前同)——外國兵と貴國兵と衝突の機會を成るべく避くること望ましく、就ては貴國政府は天津に駐屯する軍隊を距る二十清里(約十三粁)以内に貴國軍隊の接近し又は駐留することを禁ぜらるゝ樣致度……直隷總督は三百人以下の直衞兵を天津市に保有する權利あり。

清國承諾濟・前同斷。

3　滿洲事變後、日華間に成立せる諸軍事取極

滿洲事變勃發後(現支那事變勃發前)、日華兩國間には『上海停戰協定』を初め、諸種の「軍事取極」が成立した。而して是等取極に對する國民政府の蹂躙が、遂に現次の大事變を惹起するに至つたことは、普く人の識る通りである。本書は直接に、國際政局の推移を研究せんとするものでないから、此處には單に是等取極の條項を記錄するに止める。

『上海停戰協定』[1]——一九三二年(昭和七年)五月五日上海に於て署名

第一條——日本國及中國の當局は既に戰鬪中止を命令したるに依り昭和七年五月五日より停戰が確定せらるゝことと合意せらる。雙方の軍は其の統制の及ぶ限り一切の且凡ゆる形式の敵對行爲を上海の周圍に於て停止すべし。停戰に關し疑を生ずるときは右に關する事態は參加友好國の代表者に依り確めらるべし。

第二條——中國軍隊は本協定に依り取扱はるゝ地域に於ける正常狀態の恢復後に於て追て取極ある迄其の現駐地點に止まるべし。前記地點は本協定第一附屬書に掲記せらる。

第三條——日本國軍隊は昭和七年一月二十八日の事件前に於けるが如く共同租界及虹口方面に於ける租界外擴張道路に撤

1)　本協定には標題なし。尙ほ外國人は通常之を "Agreement for the Cessation of Hostilities around Shanghai" といふ。

收すべし。尤も收容せらるべき日本國軍隊の數に鑑み若干は前記地域に隣接せる地方に當分の間駐屯せしめらるべきものとす。前記地方は本協定第二附屬書に掲記せらる。

第四條――相互の撤收を認證する爲參加友好國を代表する委員を含む共同委員會を設置すべし。右委員會は又撤收日本國軍より交代中國警察への引繼の取運に協力すべく右中國警察は日本國軍の撤收するとき直に引繼を受くべし。右委員會の構成及手續は本協定第三附屬書の定むる通なるべし。

第五條――本協定は其の署名の日より實施せらるべし。

本協定は日本語、中國語及英吉利語を以て作成せらる。意義に關する疑又は日本語、中國語及英吉利語の本文の間に意義の相違あるときは英吉利語の本文に據るべし。

昭和七年五月五日上海に於て之を作成す。

陸軍中將　植田謙吉（署名）
特命全權公使　重光葵（署名）
海軍少將　嶋田繁太郎（署名）
陸軍少將　田代皖一郎（署名）
外交次長　郭泰祺（署名）
陸軍中將　戴戟（署名）
陸軍中將　黃強（署名）

同席者として

昭和七年三月四日の國際聯盟總會決議に從ひ商議に助力する友好國代表者

中國駐劄英國公使「サー、マイルズ、ウェッダーバーン、ランプスン」[1]
中國駐劄米國公使「ネルスン、トルスラー、ジョンスン」[2]
中國駐劄佛國公使「アンリー、オーギュスト、ウィルダン」[3]
中國駐劄伊國代理公使伯爵「ジェー、チアノ、ディイ、コルテラッツォー」[4]

同協定『第一附屬書』
本協定第二條に定むる中國軍隊の地點左の如し。(以下略)
同協定『第二附屬書』
本協定第三條に定むる地方左の如し。(以下略)
同協定『第三附屬書』
共同委員會は十二名の委員即ち日本國及中國の政府並に三月四日の國際聯盟總會決議に從ひ商議に助力する友好國の代表者たる米國、英國、佛國及伊國の中國駐劄外交代表者の各の代表者たる文官及武官各一名を以て構成せらるべし。共同委員會の委員は其の隨時必要と認むる數の補助員を委員會の決定に從ひ使用すべし。手續に關する一切の事項は委員會の裁量に委ねらるべく、委員會の決定は多數決に依りて爲さるべく、議長は決定投票權を有すべし。議長は委員會に依り參加友好國を代表する委員中より選出せらるべし。
委員會は其の決定に從ひ其の最良と認むる方法に依り本協定第一條、第二條及第三條の實行を看守すべく且前記三條の何れかの規定の實行の懈怠に對し注意を喚起するの權限を有す。

『北支停戰協定』又は『塘沽停戰協定』――一九三三年(昭和八年)五月三十一日、塘沽に於て[5]
一、中國軍は速かに延慶、昌平、高麗營、順義、通州、香河、寶坻、林亭鎭、寧河、蘆臺を通ずる線以西及以南の地區に

1) Miles W. Lampson.　2) Nelson Trusler Johnson.
3) H. A. Wilden.　4) Galeazzo Ciano.
5) 關東軍司令部では協定全文發表と同時に協定完成文中第四條第二項は支那側の申出によりその發表を省略せる旨附加發表した。

一律に撤退し爾後同線を越えて前進せず、また一切の挑戰攪亂行爲を行ふことなし。

二、日本軍は第一項の實行を確認する爲め随時飛行機及其の他の方法に依り之を視察す、中國側は之に對し保護及諸般の便宜を與ふるものとす。

三、日本軍は第一項に示す規定を中國軍が遵守するに於ては前記中國軍の撤退線を越えて追撃を續行することなく自主的に概ね長城線に歸還す。

四、長城線以南、第一項に示す線以北及以東の地域内に於ける治安維持は中國側警察官これに任ず。

五、本協定は調印と同時に效力を發生するものとす。

日本軍代表　關東軍參謀副長　陸軍少將　岡村寧次（署名）

随員　關東軍參謀　陸軍大佐　喜多誠一

（他随員略）

中國軍代表　國民政府軍事委員會北平軍事分會委員長代理・何應欽代理　陸軍中將　熊斌（署名）

随員　錢宗澤

（他随員略）

『梅津・何應欽協定』――一九三五年（昭和十年）六月十日北平に於て（支那駐屯軍司令官陸軍少將梅津美治郎・北平軍事分會委員長何應欽代理間に署名）

一、河北省主席于學忠、憲兵第三團長蔣孝先の罷免。

二、憲兵第三團、北平軍事分會、政治訓練處の北支撤退。

三、河北省黨部の撤退。
四、于學忠麾下第五十一軍の河北省撤退。
五、中央軍二個師團の河北省外移駐。
六、日支國交を害する秘密機關の嚴重取締並に其の絶滅。
七、國民政府による排日排外取締令の發布。

『土肥原・秦德純協定』――一九三五年（昭和十年）六月二十七日（關東軍特務機關長陸軍少將土肥原賢二・察哈爾省政府主席代理秦德純間に署名）

一、滿洲國國境附近より宋哲元軍[1]の撤退。
二、北支に於ける排日機關の解散。
〔附記――本協定に據り從來の昌平から延慶を繫ぐ停戰區域境界線は更に察哈爾省内に延長された〕。

4　華盛頓會議に於ける『支那國軍隊ノ削減ニ關スル決議』

本決議は中國軍備に對し直接に制限を加ふることを目的としたものではないが、また本節の問題と若干關聯がある。尚ほ決議の全文は卷末附錄に之を讓る。國民政府の支那統一後、國民革命軍に對して行はれた所謂「編遣」は、型式上、右の削減を現はすものであつた。

1）同六月十八日宋は察哈爾省政府主席を罷免された。

附錄第一　本書引用重複條約一覽表

本一覽表は本書中に引用の重複せる條約のみを集め、條約の原語名及中國名、署名日、批准書交換日、條約解釋準據文等を示したものである。例へば各條約の頭註に**英七、日五、列三**とあるのは夫々本文中條約の下に括弧を以て(表・英七)、(表・日五)、(表・列三)と示せるものに照應し、英國關係の七、日本關係の五、列國關係の三を意味する。

〔　〕を以て表はせるものは、大體、條約の中國名、淸國舊曆及中國曆年である。

英一　英淸・『南京條約』〔中英江甯條約〕(Treaty of Nanking.)——一八四二年八月二十九日〔道光二十二年七月二十四日〕南京に於て署名　一八四三年六月二十六日香港に於て批准書交換

英二　『通過稅ニ關スル宣言書』(Declaration respecting Transit Duties.)——一八四三年六月二十六日〔道光二十三年五月二十九日〕香港に於て署名

英三　『對淸貿易關稅定率表』(Tariff of Duties on the Foreign Trade with China.)——一八四三年七月二十二日〔道光二十三年六月二十七日〕公布

英四　英淸・『廣東福州廈門寧波上海五港通商章程』又は『南京條約追加條款』〔中英五口通商章程〕(General Regulations, under which the British Trade is to be conducted at the Five Ports of

Canton, Foochowfoo, Amoy, Ningpo and Shanghai.)——一八四三年七月二十二日〔道光二十三年六月二十七日〕香港に於て署名

英五　英清・『虎門寨(Hoomun-Chai)追加條約』(『中英五口通商善後事宜附粘條款』)(Supplementary Treaty signed at the Bogue.)——一八四三年十月八日〔道光二十三年八月十五日〕虎門寨に於て署名

英六　英清・『天津條約』(『中英天津條約』)(Treaty of Tien-tsin.)——一八五八年六月二十六日〔咸豐八年五月十六日〕天津に於て署名　一八六〇年十月二十四日〔咸豐十年九月十一日〕北京に於て批准書交換

英七　英清・『通商規則ヲ包含スル協定』(『中英通商章程善後條約』)(Agreement containing Rules of Trade, made in Pursuance of Article XXVI of the Treaty of 26th June, 1858.)——一八五八年十一月八日〔咸豐八年十月三日〕上海に於て署名　一八六〇年十月二十四日批准書交換(前同)

英八　『北京續約』(『天津條約續增條約』)(Convention of Peking)——一八六〇年十月二十四日〔咸豐十年九月十一日〕北京に於て署名　卽日有效

英九　英清・『天津條約補足協定』又は『アルコック協定』(Supplementary Convention to the Treaty of Tien-tsin.)——一八六九年十月二十三日〔同治八年九月十九日〕北京に於て署名　一八七〇年七月英國批准拒絕

英一〇　英清・『芝罘協定』(『中英烟臺條約』)(Agreement between The Ministers Plenipotentiary of

The Governments of Great Britain and China.)——一八七六年九月十三日〔光緒二年七月二十六日〕芝罘に於て署名　一八七六年九月十七日清國皇帝批准

英一一　英清・『芝罘協定追加條款』〔烟臺條約續增專條〕(Additional Article to the Agreement of September 13, 1876.)別名『阿片取引取締規則』(Regulation of Traffic in Opium.)——一八八五年七月十八日〔光緒十一年六月七日〕倫敦に於て署名　光緒十二年四月三日前項條約と共に批准書交換

英一二　『阿片協定實施ノ附帶條件ニ關スル交換公文』(Exchange of Notes respecting the Right of British Government to withdraw from the New Opium Agreement and to revert to Old System in event of other Powers not conforming to Provisions of Additional Article.)——前同

英一三　『緬甸及西藏ニ關スル條約』〔中英緬甸條款〕(Convention relating to Burma and Tibet.)——一八八六年七月二十四日〔光緒十二年六月二十三日〕北京に於て署名　一八八七年八月二十五日〔光緒十三年七月七日〕倫敦に於て批准書交換

英一四　『シッキム・西藏條約』〔中英藏印條約〕(Sikkim-Tibet Convention.)——一八九〇年三月十七日〔光緒十六年二月二十七日〕カルカッタに於て署名　一八九〇年八月十七日〔光緒十六年七月十二日〕倫敦に於て批准書交換

英一五　『重慶開港ニ關スル協定』又は『一八七六年九月十三日附協定ノ追加條款』〔中英烟臺條約續增專條〕(Additional Article to the Agreement of September 13, 1876.)——一八九〇年三月三十一日

〔光緒十六年閏二月十一日〕北京に於て署名　一八九一年一月十八日〔光緒十六年十二月九日〕北京に於て批准書交換

英一六　『シッキム・西藏條約附屬章程』〔中英續議藏印條約〕又は『亞東開放章程』(Regulations regarding Trade, Communication, and Pasturage, to be appended to the Sikkim-Tibet Convention of 1890.)——一八九三年十二月五日〔光緒十九年十月二十八日〕ダージーリングに於て署名　即日有效

英一七　英清・『一八八六年七月二十四日ノ緬甸及西藏ニ關スル條約第三條ヲ實施スル條約』〔中英續議滇緬界務商務條款〕(Convention giving Effect to Article 3 of the Convention of July 24, 1886, relative to Burmah and Tibet.)——一八九四年三月一日〔光緒二十年二月二十四日〕倫敦に於て署名　一八九四年八月二十三日倫敦に於て批准書交換

英一八　英清・『緬甸及西藏ニ關スル一八九四年三月一日ノ條約ヲ修正スル協定』〔中英續訂緬甸條約附款〕(Agreement modifying the Convention of March 1, 1894, relative to Burmah and Tibet.)——一八九七年二月四日〔光緒二十三年一月三日〕北京に於て署名　一八九七年六月五日〔光緒二十三年五月六日〕北京に於て批准書交換

英一九　『總稅務司ニ關スル清國ノ宣言』(Declaration concerning the Inspector-General of Maritime Customs.)——一八九八年二月十日〔光緒二十四年一月二十日〕附及同十三日〔同二十三日〕附、總理衙門より英國公使宛聲明

英二〇 『楊子江沿岸不割讓ニ關スル清國ノ宣言』(Declaration concerning Non-Alienation of Yangtze Region.)――一八九八年二月九日及十一日〔光緒二十四年一月二十一日〕附交換公文

英二一 英清・『通商條約』〔中英通商行船條約〕(Treaty respecting Commercial Relations, etc.)通稱『マッケー(Mackay)條約』〔馬凱條約〕――一九〇二年九月五日〔光緒二十八年八月四日〕上海に於て署名　一九〇三年七月二十八日〔光緒二十九年六月五日〕北京に於て批准書交換

英二二 英藏・『拉薩條約』(Convention between the Governments of Great Britain and Tibet.)――一九〇四年九月七日〔西藏暦木龍ノ歳七月二十七日〕*拉薩に於て署名　一九〇四年十一月十一日シムラに於て印度總督批准

英二三 英清・『一九〇四年拉薩ニ於テ署名セラレタル英藏條約ヲ附屬スル西藏ニ關スル條約』〔中英續訂藏印條約正約暨附約〕(Convention respecting Tibet (to which is annexed the convention between the United Kingdom and Tibet, signed at Lhasa, September 7, 1904).)――一九〇六年四月二十七日〔光緒三十二年四月四日〕北京に於て署名　一九〇六年七月二十三日〔光緒三十二年六月〕倫敦に於て批准書交換

英二四 英清藏・『印度及西藏間通商章程』〔中英修訂藏印通商章程〕(Trade Regulations between India and Tibet.)――一九〇八年四月二十日〔光緒三十四年三月二十日〕カルカッタに於て署名　一九〇八年十月十四日〔光緒三十四年九月二十日〕北京に於て批准書交換　〔準據〕英文

*) 西藏暦木龍ノ歳(Wood Dragon year)は清暦光緒三十年に當る。尙ほ通常流布の中國譯文テキストには署名日を七月二十八日とす。

英二五　英清藏・『西藏協約』(Tripartite Agreement regulating the future relations of Tibet with China and India.)(草案)——一九一四年〔民國三年〕四月二十七日シムラに於て議結

英二六　英華・『關稅條約』(Tariff Autonomy Treaty.)——一九二八年〔民國十七年〕十二月二十日南京に於て署名　一九二九年二月一日批准書交換　〔準據〕英文

米一　米清・『五口通商章程』又は『望厦條約』(Treaty of Wang-hea.)——一八四四年七月三日〔道光二十四年五月十八日〕望厦(澳門附近)に於て署名　一八四五年十二月二十三日批准書交換　〔準據〕定めず

米二　米清・『天津條約』(Treaty of Tien-tsin.)——一八五八年六月十八日〔咸豐八年五月八日〕天津に於て署名　一八五九年八月十六日批准書交換　〔準據〕定めず

米三　米清・『通商取締ニ關スル協約』〔中美通商章程〕(Convention between the United States and China for the Regulation of Trade.)——一八五八年〔亞米利加合衆國獨立第八十三年〕十一月八日〔咸豐八年十月三日〕上海に於て署名

米四　米清・『天津條約追加協定』〔中美續增條約〕(Additional Articles to the Treaty between the United States of America and the Ta-tsing Empire of the 18th June, 1858.)所謂『バーリンゲーム(Burlingame)條約』——一八六八年七月二十八日〔同治七年六月九日〕華盛頓に於て署名　一八六九年十一月

二十三日〔同治八年十月二十日〕北京に於て批准書交換

米五　米清・『通商及訴訟手續ニ關スル補足條約』〔中美續約附立條款〕(Supplemental Treaty between the U. S. and China respecting Commercial Intercourse and Judicial Procedure.)――一八八〇年十一月十七日〔光緒六年十月十五日〕北京に於て署名　一八八一年七月十九日〔光緒七年六月二十四日〕北京に於て批准書交換〔準據〕定めず

米六　米清・『通商關係擴張ニ關スル條約』〔中美續議通商行船條約〕(Treaty for the Extension of the Commercial Relations.)――一九〇三年十月八日〔光緒二十九年八月十八日〕上海に於て署名　一九〇四年一月十三日〔光緒二十九年十一月二十三日〕華盛頓に於て批准書交換　〔準據〕英文

米七　米清・『課税ニ關スル交換公文(通商關係擴張條約附屬)』(Exchange of Notes regarding Taxes, supplementary to the Treaty of Oct. 8, 1903.)――一九〇三年九月二十四日及び三十日附上海に於て交換

米八　米華・『關税關係整理條約』〔整理中美兩國關税關係之條約〕(Treaty regulating Tariff Relations between the Republic of China and the United States of America.)――一九二八年〔民國十七年〕七月二十五日北平に於て署名　一九二九年六月二十日批准書交換　〔準據〕英文

佛一　佛清・『五口通商章程』或は『黃埔條約』(Traité d'amitié, de commerce et de navigation conclu à Whampoa.)——一八四四年十月二十四日〔道光二十四年九月十三日〕黃埔(廣東附近)に於て署名　一八四五年八月二十五日澳門に於て批准書交換　〔準據〕定めず

佛二　佛清・『天津條約』〔中法天津條約〕(Traité d'Amitié, de Commerce et de Navigation conclu à Tien-Tsin.)——一八五八年六月二十七日〔咸豐八年五月十七日〕天津に於て署名　一八六〇年十月二十五日〔咸豐十年九月十二日〕北京に於て批准書交換　〔準據〕佛文

佛三　佛清・『關稅率及通商規則』(Tarifs de douane et règlements commerciaux stipulés à Schang-Haï entre la France et la Chine.)——一八五八年十一月二十四日〔咸豐八年十月十九日〕上海に於て署名　前項條約と同時批准書交換

佛四　佛清・『天津條約追加講和條約』或は『北京條約』(Convention de Paix Additionnelle au Traité de Tien-Tsin.)——一八六〇年十月二十五日〔咸豐十年九月十二日〕北京に於て署名　卽日有效　〔準據〕規定なきも『天津條約』と同斷と解すべきである

佛五　佛清・『天津條約第二十二條ノ修正ニ關スル覺書』〔更定法國商船完納船鈔章程〕(Note sur les modifications apportées à l'article XXII du Traité de 1858.)——一八六五年八月二十日〔同治四年七月六日〕北京に於て署名(中國側の文書には署名日を一八六五年十一月二日卽ち同治四年九月十三日となすものあり)

佛六　佛清・『修好通商平和條約』〔中法越南條約〕通稱『李鴻章・Patenôtre 條約』(Traité de paix, d'amitié et de commerce, conclu à Tien-Tsin.)――一八八五年六月九日〔光緒十一年四月二十七日〕天津に於て署名

一八八五年十一月二十八日〔光緒十一年十月二十二日〕批准書交換　〔準據〕定めず

佛七　佛清・『天津假協約』〔中法天津條約又は簡明條款〕通稱『李・Fournier條約』(Convention de Tien-Tsin.)――一八八四年五月十一日〔光緒十年四月十七日〕天津に於て署名

佛八　佛安南・『安南國ニ對スル佛國保護權設定ニ關スル條約』(Traité entre la France et l'Annam concernant le protectorat français à l'Annam.)――一八八四年六月六日順化府(Hué)に於て署名

〔準據〕佛文

佛九　佛清・『安南通商條約』(通稱『Cogordan 條約』)〔中法越南邊界通商章程〕(Convention commerciale signée à Tien-Tsin.)――一八八六年四月二十五日〔光緒十二年三月二十二日〕天津に於て署名　一八九六年八月七日〔光緒二十二年六月二十八日〕北京に於て批准書交換

佛一〇　佛清・『安南追加通商條約』(通稱『Constans 條約』)〔中法續議越南商務專條〕(Convention additionnelle de commerce signée à Pekin.)――一八八七年六月二十六日〔光緒十三年五月六日〕北京に於て署名

即日有效　〔準據〕定めず

佛一一　佛清・『一八八七年六月二十六日ノ安南追加通商條約ノ補足條約』(通稱『Gérard 條約』)〔中法

續議越南商務專條附章』(Convention complémentaire de la Convention additionnelle de Commerce du 26 juin, 1887.)——一八九五年六月二十日〔光緒二十一年五月二十八日〕北京に於て署名　一八九六年八月七日〔光緒二十二年六月二十八日〕北京に於て批准書交換　〔準據〕定めず

佛一二　佛清・『一八九五年六月二十日ノ追加通商條約ノ補足條約及一八九六年六月五日ノ鐵道契約規定說明ニ關スル同文覺書(Identic Note)』——一八九七年六月十二日〔光緒二十三年五月十三日〕北京に於て公文交換

佛一三　佛清・『東京及雲南府間鐵道、廣州灣租借、及郵便業務ニ佛國人參加ニ關スル交換公文』(Echange de Notes concernant le chemin de fer du Tonkin à Yunnan-fou, la cession à bail de Kouang-tchéou-ouan et l'entrée de Français dans le service des Postes.)——一八九八年四月九日及十日〔光緒二十四年三月十九日及二十日〕北京に於て交換

佛一四　佛清・『廣州灣租借ニ關スル條約』〔廣州灣租給章程〕(Convention relative à la Concession de Kouang-Tchéou-Ouan.)——一八九九年十一月十六日廣州灣に於て署名　一九〇〇年二月十九日清國批准

佛一五　佛清・『雲南鐵道ノ敷設及經營ニ關スル協定』〔中法滇越鐵路章程〕(Arrangement concernant la construction et l'exploitation du chemin de fer du Yunnan.)——一九〇三年十月二十九日〔光緒二十九年

九月十日〕北京に於て署名

佛一六　佛華・『關税條約』〔中法關税條約〕(Traité réglant les Relations Douanières entre la Chine et la France.)――一九二八年〔民國十七年〕十二月二十二日南京に於て署名　一九二九年一月二十八日巴里に於て批准書交換

佛一七　佛華・『安南及中國邊界諸省ニ關スル關係ヲ規定スル特別協定』〔中法規定越南及中國邊省關係專約〕(Convention et documents réglementant les rapports entre la France et la Chine relativement à l'Indochine française et aux provinces chinoises limitrophes.)――一九三〇年〔民國十九年〕五月十六日南京に於て署名　一九三五年七月二十日批准書交換

佛一八　佛華・『雲南鐵道ニ關スル取極』――一九三六年〔民國二十五年〕二月二十日昆明に於て署名

佛一九　佛華・『中國及安南國間國境ニ於ケル秩序維持ニ關スル協定』(Arrangement pour le maintien de l'ordre sur la frontière sino-annamite.)――一九一五年〔民國四年〕四月十三日制定

日一　日清・『修好條規』――一八七一年九月十三日〔明治四年同治十年七月二十九日〕天津に於て署名　明治六年三月九日批准　同治十二年六月八日批准

日二　日清・『通商章程』――前同斷

日三　日清・『媾和條約』〔中日講和條約〕――一八九五年（明治二十八年）四月十七日〔光緒二十一年三月二十三日〕下ノ關に於て署名　同明治二十八年五月八日芝罘に於て批准書交換　〔準據〕英文

日四　日清・『通商航海條約』〔中日通商行船條約〕――一八九六年（明治二十九年）七月二十一日〔光緒二十二年六月十一日〕北京に於て署名　同明治二十九年十月二十日北京に於て批准書交換　〔準據〕英文

日五　日清・『議定書』〔中日議訂書又は中日公立文憑〕――一八九六年（明治二十九年）十月十九日〔光緒二十二年九月十三日〕北京に於て署名

日六　日清・『追加通商航海條約』〔中日通商行船條約續約〕――一九〇三年（明治三十六年）十月八日〔光緒二十九年八月十八日〕上海に於て署名　明治三十七年一月十一日北京に於て批准書交換　〔準據〕英文

日七　日清・『滿洲ニ關スル條約』〔日清正約〕――一九〇五年（明治三十八年）十二月二十二日〔光緒三十一年十一月二十六日〕北京に於て署名　明治三十九年一月二十三日北京に於て批准書交換

日八　日清・『滿洲ニ關スル條約附屬協定』――署名日、批准、準據に付前同斷

日九　日清・『大連海關設置（及ヒ內水汽船航行）ニ關スル協定』〔中日大連設關徵稅辦法〕――一九〇七年（明治四十年）五月三十日〔光緒三十三年四月十九日〕北京に於て署名

日一〇　日清・『間島ニ關スル協約』〔間島協約〕――一九〇九年（明治四十二年）九月四日〔宣統元年七月二十日〕北京に於て署名

日一一　日華・『鮮滿國境通過鐵道貨物關稅輕減取極』――一九一三年（大正二年 民國二年）五月二十九日北京に於て署名　同年六月二日より實施

日一二　青島海關に關する諸約定左の如し――

『青島海關設置ニ關スル獨清協定』〔中德會訂青島設關徵稅辦法〕(Agreement between Germany and China about the Establishment of a Maritime Customs Office at Tsingtau.)――一八九九年四月十七日（光緒二十五年三月八日）北京に於て署名

『內水汽船航行ニ關スル協定』〔續立光緒二十五年三月初八日中德會訂青島設關徵稅辦法附件〕(Agreement respecting Inland Waters Steam Navigation.)――一九〇四年四月十七日（光緒三十年三月二日）北京に於て署名

『青島海關設置ニ關スル修正協定』〔中德會訂青島設關徵稅修改辦法〕(Amendment to the Agreement regarding the Establishment of a Custom House in Tsingtau.)――一九〇五年十二月一日（光緒三十一年十一月五日）北京に於て署名

『膠州灣租借地稅關規則』〔膠澳租界海關章程〕(Ordinance regarding Procedure in Customs Matters in the Kiaochow Territory.)――一九〇五年十二月二日公布　一九〇六年一月一日より施行

『膠州灣租借地ニ於ケル製造品ニ關スル規則』〔關於膠澳租界製造品章程〕(Ordinance regarding Ma-

nufactures in the German Territory.)——一九〇七年四月十七日北京に於て署名
日華・『山東省ニ關スル條約』〔關於山東省之條約〕——一九一五年（大正四年／民國四年）五月二十五日北京に於て署名　同年六月八日東京に於て批准書交換
日華・『膠州灣租借地ニ關スル交換公文』——交換日前同斷
列國・『支那國ノ關稅ニ關スル條約』——一九二二年二月六日華盛頓に於て署名　本表列一七を參看
日華・『山東懸案解決ニ關スル條約』(Treaty for Settlement of Outstanding Questions relative to Shantung.)——一九二二年（大正十一年）二月四日華盛頓に於て署名　同年五月二十三日北京に於て批准書交換　〔準據〕英文
日華・『山東懸案細目協定並同附屬書』——一九二二年（大正十一年／民國十一年）十二月一日北京に於て署名

日一三　日華・『南滿洲及東部內蒙古ニ關スル條約』〔關於南滿洲及東部內蒙古之條約〕——一九一五年（大正四年／民國四年）五月二十五日北京に於て署名　同年六月八日東京に於て批准書交換

日一四　日華・『關稅協定』（正稱・日本帝國ト支那共和國トノ間ニ締結セラレタル協定）——一九三〇年（昭和五年／民國十九年）五月六日南京に於て署名　署名日の後十日目より實施

瑞諾一　瑞諾・清・『平和、修好及通商條約』〔五口通商章程〕(Treaty of Peace, Amity, and Commerce,

between Sweden and Norway, and China.)——一八四七年三月二十日〔道光二十七年二月四日〕廣州に於て署名〔當時の瑞典、諾威は所謂聯合王國〕 同年十月二十八日瑞諾國確認

瑞典一 瑞典清・『修好、通商及航海條約』(Treaty of Amity, Commerce and Navigation.)——一九〇八年七月二日〔光緒三十四年六月四日〕北京に於て署名 一九〇九年六月十四日北京に於て批准書交換 〔準據〕英文

瑞典二 瑞典華・『關稅條約』(Treaty regulating Tariff Relations between the Republic of China and the Kingdom of Sweden.)——一九二八年〔民國十七年〕十二月二十日南京に於て署名 一九二九年三月二十七日批准交換 〔準據〕英文

諾一 諾華・『關稅條約』(Treaty regulating Tariff Relations between the Kingdom of Norway and the Republic of China.)——一九二八年〔民國十七年〕十一月十二日上海に於て署名 一九二九年三月一日批准交換 〔準據〕英文

葡一 葡清・『平和、修好及通商條約』〔西洋國議定通商章程條款〕(Traité de paix, d'amitié et de com-

merce.)——一八六二年八月十三日〔同治元年七月十八日〕天津に於て署名　清國未批准

葡二　『リスボン議定書』(正稱・葡萄牙國及清國間ノ關係ニ關スル兩國間ノ議定書)(Protocol)——一八八七年三月二十六日〔光緒十三年三月二日〕リスボンに於て署名

葡三　葡清・『修好及通商條約』〔西洋國訂立通商和媾條約〕(Treaty of Friendship and Commerce)——一八八七年十二月一日〔光緒十三年十月十七日〕北京に於て署名　一八八八年四月二十八日〔光緒十四年三月十八日〕天津に於て批准書交換　〔準據〕英文

葡四　『修好及通商條約附屬阿片協約』〔中葡兩國會訂洋藥如何徵收稅釐之善後條款〕(Convention respecting the Collection of the Duties on Opium.)——署名日前同斷

葡五　『補足通商條約』(Supplementary Commercial Convention.)——一九〇二年十月十五日〔光緒二十八年九月十四日〕北京に於て署名　同年十月十七日清國批准　〔準據〕佛文

葡六　『澳門ノ稅關設置ニ關スル追加協定』(Additional Convention regarding the establishment of a customs house at Macao.)——一九〇三年一月二十七日〔光緒二十八年十二月二十九日〕北京に於て署名

葡七　葡清・『通商條約』(Treaty of Commerce between China and Portugal.)——一九〇四年十一月十一日〔光緒三十年十月五日〕署名　未批准

葡八　葡華・『友好通商暫行條約』(Preliminary Treaty of Amity and Commerce.)——一九二八年

〔民國十七年〕十二月十九日南京に於て署名　一九二九年三月二十七日批准書交換　〔準據〕英文

丁一　丁清・『修好、通商及航海條約』(Treaty of Friendship, Commerce, and Navigation.)――一八六三年七月十三日〔同治二年五月二十八日〕天津に於て署名　一八六四年七月二十九日〔同治三年六月二十六日〕上海に於て批准書交換　〔準據〕英文

丁二　『關稅定率表及通商規則』(Tariff of Duties and Rules on the Danish Trade with China.)――署名日前同斷

丁三　丁華・『友好通商暫行條約』(Preliminary Treaty of Amity and Commerce.)――一九二八年〔民國十七年〕十二月十二日南京に於て署名　一九二九年六月八日批准書交換　〔準據〕英文

蘭一　蘭清・『修好及通商條約』(Treaty of Friendship and Commerce.)――一八六三年十月六日〔同治二年八月二十四日〕天津に於て署名　一八六五年七月二十六日廣東に於て批准書交換　〔準據〕各自國語

蘭二　蘭清・『和蘭國ノ海外領地及殖民地ニ關スル領事職務條約』(Consular Convention to the Possession and Colonies of the Netherlands.)――一九一一年五月八日〔宣統三年四月十日〕北京に於て署名　同年七月二十八日〔宣統三年閏六月三日〕ヘーグに於て批准書交換

蘭三　蘭華・『關稅條約』(Treaty regulating Tariff Relations.)——一九二八年〔民國十七年〕十二月十九日南京に於て署名　一九三〇年十一月十八日批准書交換　〔準據〕英文

西一　西清・『天津條約』(通商航海條約)(Treaty of Tientsin.)——一八六四年十月十日〔同治三年九月十日〕天津に於て署名　一八六七年五月十日〔同治六年四月七日〕批准書交換　〔準據〕各自國語

西二　西華・『友好通商暫行條約』(Preliminary Treaty of Amity and Commerce.)——一九二八年〔民國十七年〕十二月二十七日南京に於て署名　一九二九年十一月三十日批准書交換　〔準據〕英文

白一　白清・『一八四五年ノ協定』(Arrangement of 1845.)——一八四五年七月二十五日〔道光二十五年六月二十日〕*
附清國公信

白二　白清・『北京條約』(通商航海條約)(Traité de Pekin.)——一八六五年十一月二日〔同治四年九月十四日〕北京に於て署名　一八六六年十月二十七日〔同治五年九月十九日〕上海に於て批准書交換

白三　白清・『關稅定率表及通商規則』——署名日前同斷

白四　白華・『友好通商暫行條約』(Preliminary Treaty of Amity and Commerce.)——一九二八年〔民國十七年〕十一月二十二日南京に於て署名　一九二九年二月二十八日批准書交換　〔準據〕英文

*) 海關の條約集に據れば清曆六月二十一日であり清國公信の日附の誤れる事を指摘して居る(Vol. II p. 3).

伊一　伊清・『修好、通商及航海條約』(Traité d'Amitié, de Commerce et de Navigation.)——一八六六年十月二十六日(同治五年九月十八日)北京に於て署名　一八六七年十一月十二日(同治六年十月十七日)上海に於て批准書交換〔準據〕各自國語

伊二　伊清・『關稅定率表及通商規則』——署名日前同斷

伊三　伊華・『友好通商暫行條約』(Preliminary Treaty of Amity and Commerce.)——一九二八年(ファシスト第七年、民國十七年)十一月二十七日南京に於て署名　一九二九年五月二十日批准交換〔準據〕英文

伯一　伯清・『修好、通商及航海條約』(Traité d'Amitié, de Commerce et de Navigation.)——一八八一年十月三日(光緒七年八月十一日)天津に於て署名　光緒八年四月十八日上海に於て批准書交換〔準據〕佛文

コ一　コンゴー清・『最惠國待遇ヲ相互ニ許與スル爲メノ條約』(Traité accordant réciproquement le traitement de la nation la plus favorisée.)——一八九八年七月十日(光緒二十四年五月二十二日)北京に於て署名

墨一　墨清・『修好、通商及航海條約』(Treaty of Friendship, Commerce and Navigation.)——一八九

九年十二月十四日〔光緒二十五年十一月十二日〕華盛頓に於て署名　一九〇〇年七月十九日華盛頓に於て批准書交換

〔準據〕英文

墨二　『一八九九年十二月十四日華盛頓ニ於テ署名セラレタル清國及墨西哥國間ノ修好、通商及航海條約ノ廢棄ニ關スル墨西哥國ノ公文』(Mexican Note relative to the Denunciation by Mexico of the Treaty of Friendship, Commerce and Navigation between China and Mexico, signed at Washington, Dec. 14, 1899.)——一九二〇年〔民國九年〕十一月十一日墨西哥市に於て墨西哥合衆國外務長官より墨國駐在中華民國代理公使宛發信

墨三　『一八九九年十二月十四日華盛頓ニ於テ清國及墨西哥國間ニ締結セラレタル條約ノ暫定的修正ニ關スル協定ニ付テノ兩國政府間交換公文』〔中墨條約展期協定換文〕(Echange de Notes entre les Gouvernements de Chine et des Etats-Unis du Mexique, Comportant un Accord au Sujet de la Modification Provisoire du Traité Sino-Mexicain, conclu à Washington le 14 Decembre, 1899.)——一九二一年〔民國十年〕九月二十六日墨西哥市に於て交換

秘一　秘清・『修好、通商及航海條約』〔中秘天津會議專條〕(Traité d'amitié, de commerce et de navigation.)——一八七四年六月二十六日〔同治十三年五月十三日〕天津に於て署名　一八七五年八月七日〔光緒元年七月七日〕天

津に於て批准書交換〔準據〕英文

瑞西一 『瑞西國領事竝ニ中國及瑞西國人民ノ最惠國民待遇ニ關スル兩國間ノ宣言書』(Déclaration entre la Chine et le Suisse, accordant le traitement de la nation la plus favorable aux Consuls Suisse et aux Citoyens des deux pays.)——一九一八年〔民國七年〕六月十三日東京に於て署名

列一 『通過稅、免重徵及沿岸貿易規則』(Regulations relating to Transit Dues, Exemption Certificate, and Coast Trade.)——一八六一年十月三十日上海に於て公布

列二 『楊子江英國通商暫行規則』(Provisional Regulations for British Trade on the River Yangtsze)——一八六一年三月九日公布。

列三 『修正楊子江英國通商暫行規則』(Revised Provisional Regulations for British Trade on the River Yangtsze.)——一八六一年十二月五日公布

列四 『修正楊子江通商規程』(Revised Regulations of Trade on the Yangtsze Kiang.)——一八六二年十一月十日北京に於て公布

列五 『會訊章程』(Rules for Joint Investigation in Cases of Confiscation and Fine by the Customs Authorities.)——一八六八年五月三十一日北京に於て公布

列六　『水先案内總則』(General Pilotage Regulations.)——一八六八年十一月三日上海に於て制定

列七　『長江(楊子江)通商規程』〔修改長江各國通商章程〕(The Yangtze Regulations, 1898.)——一八九八年八月制定　一八九九年四月一日〔光緒二十五年二月二十一日〕實施

列八　『北清事變ニ關スル最終議定書』〔北清事變終末議定條款〕(Protocole final concernant les troubles des Boxeurs.)——一九〇一年(明治三十四年)九月七日〔光緒二十七年七月二十五日〕北京に於て署名　即日實施　署名國—獨、墺洪、白、西、米、佛、英、伊、日、蘭、露及び

列九　『清國輸入税率改訂ニ關スル協定』〔續修税則善後章程〕(Agreement regarding the Import Tariff of China.)——一九〇二年(明治三十五年)八月二十九日〔光緒二十八年七月二十六日〕上海に於て署名　同年十月三十一日〔同年十月一日〕實施　署名國—墺洪、白、獨、英、日、蘭、西、米及び清

列一〇　『黃浦江水路改良ニ關スル約定』〔改訂修治黃浦河道條款〕(Arrangement concernant la Rectification du cours du Whangpou.)——一九〇五年(明治三十八年)九月二十七日〔光緒三十一年八月二十九日〕北京に於て署名　署名國—獨、墺洪、白、西、米、佛、英、伊、日、蘭、露及び清

列一一　『黃浦江水路改良ニ關スル追加假協定』〔千九百十二年辦理濬浦局暫行章程〕(Provisional Agreement for the Administration of the Whangpoo Conservancy.)——一九一二年(明治四十五年)四月四日清國政府承認　一九一六年一月十九日一箇條追加

列一二 『遼河河口改修工程局ニ關スル改正協定竝規則』(Agreement and Regulations for the Liao River and Bar Conservancy Board.)――一九一四年(大正三年)七月一日公布 同七月九日北京外交團承認

列一三 『閩江治河組織法及規則』(修浚閩江組織法及其章程)(Constitution and Rules for the Min River Conservancy.)――一九一八年(大正七年 民國七年)十月七日福州に於て署名 署名國―英、佛、葡、米、日、蘭、諾、墨及び華

列一四 『支那參戰希望條件ニ關スル覺書』(Note relative aux conditions d'entrée Chinoise en guerre)――一九一七年(大正六年 民國六年)九月七日北京に於て署名 關係同盟國―白、佛、英、伊、日、葡、露

列一五 『支那關稅改訂委員會決議事項ニ關スル支那國政府ヘノ勸告』(Recommendations.)――一九一八年(大正七年)十二月十一日上海に於て議決 關係同盟國―前同斷

列一六 『千九百十九年支那國改訂輸入稅率竝附屬規程』(Revised Import Tariff of China with Rules, 1919.)――一九一八年(大正七年 民國七年)十二月二十日上海に於て議訂 一九一九年八月一日實施 關係同盟國―前同斷(日本は大正八年五月十日附承認)

列一七 『支那國ノ關稅ニ關スル條約』(Treaty between the Nine Powers concerning the Chinese Customs Tariff.)――一九二二年(大正十一年 民國十一年)二月六日華盛頓に於て署名 署名國―米、白、英、華、

佛、伊、日、蘭、葡〔準據〕英佛兩文　本書附錄第二中の本條約末文參看

列一八　『千九百二十二年支那改訂輸入税率及附屬規程』(Revised Import Tariff for the Trade of China with Rules, 1922.)——一九二二年(大正十一年 民國十一年)九月二十五日上海に於て議訂　一九二三年一月十七日實施　關係國—前同斷(日本は大正十一年十一月二十九日附承認)

列一九　『關稅自主權原則承認ニ關スル決議』(Resolution on Tariff Autonomy.)——一九二五年(大正十四年 民國十四年)十一月十九日北京に於て議決(法律上無效)　關係國—日、英、米、白、佛、丁、伊、蘭、諾、葡、西、瑞典及び華

露一　露清・『愛琿條約』(Treaty of Aigun.)——一八五八年五月十六日(咸豐八年四月十六日)愛琿城に於て署名
一八五八年六月二日附清帝、一八五八年七月八日附露帝批准〔締約文〕露、滿、蒙語

露二　露清・『天津條約』(Treaty of Tien-tsin)——一八五八年六月十三日(アレクサンドル二世皇帝の治世第四年六月一日、咸豐八年五月三日)天津に於て署名〔準據〕滿洲語

露三　露清・『天津條約追加北京條約』(Additional Treaty of Peking, Complementary to the Treaty of Tien-tsin of 1858.)——一八六〇年十一月十四日(アレクサンドル二世皇帝の治世第六年十一月二日、咸豐十年十月二日)北京に於て署名
一八六〇年十二月二十日露帝批准〔締約文〕露、清語

露四　露清・『陸路通商條約』〔俄國陸路章程〕(Convention of Peking for the Land Trade.)——一八六二年三月四日〔露暦二月二十日、同治元年二月四日〕北京に於て署名

露五　露清・『修正陸路通商條約』〔俄國改訂陸路通商章程〕(Revised Convention of Peking for the Land Trade.)——一八六九年四月二十七日〔露暦四月十五日、同治八年三月十六日〕北京に於て署名　〔準據〕露、清語

露六　露清・『聖彼得堡條約』又は『伊犂事件ニ關スル條約』(Treaty of St. Petersburg, 1881, concerning the re-establishment of the Authority of the Chinese Government in Ili.)——一八八一年二月二十四日〔露暦二月十二日、光緒七年一月二十六日〕聖彼得堡に於て署名　一八八二年八月十九日(露暦同七日)批准書交換　〔準據〕佛語

露七　露清・『續改陸路通商規則』〔光緒七年改訂中俄陸路通商章程〕(Regulations for the Land Trade between China and Russia.)——前同斷

露八　露清・『東清鐵道建設及經營ニ關スル契約』〔東省中俄合辦鐵路公司合同章程〕(Contrat pour la construction et exploitation du chemin de fer Chinois de l'Est.)——一八九六年九月八日〔露暦八月二十七日、光緒二十二年八月二日〕伯林に於て署名

露九　露清・『カッシニ密約』(The Cassini Convention.)——一八九六年〔光緒二十二年〕　月日本文參看(三三二頁)

露一〇　露清・『東淸鐵道會社南滿洲支線建設及經營ニ關スル契約』〔東省鐵路公司續約〕(Contrat pour la construction et exploitation de l'embranchement Sud-Manchou de chemin de fer Chinois de l'Est.)――一八九八年七月六日〔露曆六月二十四日、光緖二十四年五月二十八日〕聖彼得堡に於て署名

露一一　露日・『東淸鐵道會社第一追加條例』(First Supplement to Charter of Chinese Eastern Railway Company.)――(露曆)一八九九年二月十七日作成

露一二　露清・『北滿洲ニ於ケル稅關設置ニ關スル試行規則』〔中俄北滿洲稅關試辦章程〕(Experimental Regulations for Customs Houses in Northern Manchuria.)――一九〇七年七月六日及八日〔露曆六月二十三日及二十五日、光緖三十三年五月二十六日及二十八日〕署名

露一三　露清・『滿洲輸入特權ニ關スル交換公文』(Exchange of Notes regarding Special Priviledge in respect to Imports into Manchuria.)――一九〇七年七月八日及十五日北京に於て

露一四　露清・『滿洲里及綏芬河(ポグラニーチナヤ)兩驛ニ於ケル清國稅關事務施行暫定規則』(Provisional Regulations for Chinese Customs Houses at Manchuria and Pogranitchnaya.)――一九〇八年五月三十日署名

露一五　露清・『松花江江關諸規則ニ關スル議定書』(Protocol: Sungari River Customs Regulations.)――一九一〇年八月八日〔露曆一九一〇年七月二十六日、宣統二年七月四日〕北京に於て署名　〔準據〕英語

露一六　露清・『松花江航行船舶及輸出入貨物取締ニ關スル暫定税關規則』(稽査松花江往來船隻暨進出口貨物暫行試辦章程)(Provisional Customs Regulations for Control of Vessels' Movement, Import and Export of Goods on the Sungari River.)――一九一〇年八月二十九日〔宣統二年七月二十五日〕實施

露一七　露蒙・『修好協定』(Agreement in regard to Relations between Russia and Autonomous Mongolia.)――一九一二年十一月三日〔露暦一九一二年十月二十一日、蒙暦共載第二年(the second year of the "Unanimously Proclaimed")秋末月二十四日〕庫倫に於て署名　即日有效　〔締結文〕露、　語

露一八　露蒙・『修好協定附屬議定書』(Protocol concerning Russian Trade.)――前同斷

露一九　露華・『外蒙古ニ關スル露華宣言書竝附屬交換公文』(Declaration, and Accompanying Exchange of Notes, in regard to Outer Mongolia between Russia and China.)――一九一三年十一月五日〔露暦十月二十三日 民國二年十一月五日〕北京に於て署名

露二〇　『外蒙古ニ關スル露蒙華三國協定』(Tripartite Agreement in regard to Outer Mongolia between Russia, Mongolia and China.)――一九一五年〔民國四年〕六月七日〔露暦一九一五年五月二十五日 蒙暦靑兎ノ歳四月二十五日〕恰克圖に於て署名　〔準據〕佛語

露二一　蘇蒙・『修好取極』(Agreement between the Government of the Russian Socialistic Federation Soviet Republic and the Popular Government of Mongolia on the Establishment of Fri-

endly Relations between Russian and Mongolia.)——一九二一年十一月五日〔蒙曆庶民首長十一年十月六日〕莫斯科に於て署名　〔締約文〕露、蒙語

露二二　蘇蒙・『秘密取極』——一九二三年二月二十日署名

露二三　『中華民國及ソヴィエト社會主義共和聯合國間諸問題解決ノ爲ノ大綱ニ關スル協定』〔中俄解決懸案大綱協定〕(Agreement on General Principles for the Settlement of the Questions between the Republic of China and the Union of Soviet Socialist Republics.)——一九二四年〔民國十三年〕五月三十一日北京に於て署名　即日有效　〔締約文〕英語

露二四　『蘇奉協定』(Agreement between the Government of the Union of Soviet Socialist Republics and the Government of the Autonomous Three Eastern Provinces of the Republic of China.)——一九二四年〔民國十三年〕十月八日奉天に於て署名　即日有效　〔準據〕英文

獨一　獨清・『修好、通商及航海條約』(Traité d'amitié de commerce et de navigation entre la Prusse et les autres Etats du Zollverein allemand, les Grands-Duchés de Mecklenbourg-Schwérin et de Mecklenbourg-Strélitz et les Villes libres hanséatiques de Lubeck, Brême et Hambourg d'une part et la Chine d'autre part.)——一八六一年九月二日〔咸豐十一年七月二十八日〕天津に於て署名　一八

六三年一月十四日上海に於て批准書交換　〔準據〕佛文

獨二　獨清・『通商規則』(Règlements Commerciaux)——前同斷

獨三　獨清・『通商航海條約ノ追加條約』(Zusatz-Convention zu Handels-und Schiff-fahrts-Vertrage zwischen Deutschland und China.)——一八八〇年三月三十一日〔光緒六年二月二十一日〕北京に於て署名　一八八一年九月十六日北京に於て批准書交換　〔締約文〕獨、清文

獨四　獨清・青島海關及之に關聯する諸約定——(日一二を看よ)

獨五　獨華・『平和狀態ノ恢復ニ關スル獨華協定』〔中德協約〕(Deutsch-Chinesische Vereinbarungen über die Wiederherstellung des Friedenszustandes.)——一九二一年〔民國十年〕五月二十日北京に於て署名　同年七月一日批准相互通知　〔準據〕佛文

獨六　獨華・『關稅問題ニ關スル獨華協定』〔中德條約〕(Treaty between China and Germany.)——一九二八年〔民國十七年〕八月十七日南京に於て署名　一九二九年一月二十一日批准相互通知

墺洪一　墺洪清・『友好、通商及航海條約』〔奧斯馬加國友睦通商行船條約〕(Traité d'Amitié, de Commerce, et de Navigation, entre l'Autriche-Hongrie et la Chine.)——一八六九年九月二日〔同治八年七月二十六日〕北京に於て署名　〔準據〕墺は獨文、清は漢文

墺洪二　墺洪清・『關稅定率表及通商規則』——前同斷

附錄第二　華盛頓條約及決議（本書關係のもの）

一九二一―二年の華盛頓會議を契機として生み出された諸條約、諸決議の中、本書の目的とする條約權益に直接關聯するものは次の通りである。

『支那ノ關稅ニ關スル條約』
『極東問題諮議院ニ關スル決議』
『支那國ニ於ケル治外法權ニ關スル決議』
『支那國ニ於ケル外國郵便局ニ關スル決議』
『支那國ニ於ケル軍隊ニ關スル決議』
『支那國ニ於ケル無線電信局ニ關スル決議及附屬聲明』
『支那國ニ於ケル鐵道統一ニ關スル決議及支那國ノ附屬聲明』
『支那國軍隊ノ削減ニ關スル決議』
『支那國ノ又ハ支那國ニ關スル現存容諾ニ關スル決議』

本附錄は是等條約及決議に對する帝國政府公定譯條文（外務省編纂書に據る）を集めたものである。

支那ノ關税ニ關スル條約

一九二二年（大正一一年）二月六日華盛頓ニ於テ署名調印
同　年八月五日批准
一九二五年（大正一四年）八月五日華盛頓ニ於テ批准書寄託
同　年同月同日實施
同　年同月六日公布

亜米利加合衆國、白耳義國、英帝國、支那國、佛蘭西國、伊太利國、日本國、和蘭國及葡萄牙國ハ支那國政府ノ歳入ヲ增加スルノ目的ヲ以テ支那關税率ノ改訂及之ニ關聯スル事項ニ付條約ヲ締結スルコトニ決シ之カ爲左ノ如ク其ノ全權委員ヲ任命セリ

（全權委員氏名略）

右各委員ハ互ニ其ノ全權委任狀ヲ示シ之カ良好妥當ナルヲ認メタル後左ノ如ク協定セリ

第一條*

締約國ノ代表者ハ支那國ト他國トノ間ニ締結セラレタル現存諸條約ニ基キ支那關税ヲ現實從價五分ニ相當セシムルノ目的ヲ以テスル同關税ノ改訂ニ關スル決議ニシテ本條ニ附屬書トシテ添附スルモノヲ千九百二十二年二月四日華盛頓市ニ於テ採用シタルニ因リ締約國ハ玆ニ右決議ヲ確認シ該改訂ノ結果トシテ決定セラルル税率ヲ受諾スルコトヲ約ス前記改訂税率ハ其ノ公表ノ時ヨリ二月後ニ於テ成ルヘク速ニ之ヲ實施スヘシ

附屬書

本會議ニ參加スル亜米利加合衆國、白耳義國、英帝國、支那國、佛蘭西國、伊太利國、日本國、和蘭國及葡萄牙國ハ支那

* 支那關税改訂に關する決議に付ての約定

國政府ノ所要ニ應スル爲歲入ヲ增加スル目的ヲ以テ左ノ如ク約定ス

千九百十八年十二月十九日上海ニ於テ關稅率改訂委員會ノ採用シタル支那輸入稅率表ハ支那國ヲ一方ノ當事國トスル諸通商條約ニ規定スルカ如ク其ノ稅率ヲ現實五分ニ相當セシムル樣直ニ改訂セラルヘシ

改訂委員會ハ前記改訂ヲ直ニ且前回改訂ノ一般方針ニ從ヒ實施スル爲出來得ル限リ速ニ上海ニ於テ會合スヘシ

右委員會ハ前記諸國ノ代表者及本會議ニ參加スル諸國ニ依リ現ニ承認セラレタル政府ヲ有スル他ノ諸國ニシテ支那國トノ間ニ輸入及輸出ノ稅率ニ付從價五分ヲ超エサルコトヲ規定スル條約ヲ有シ且該委員會ニ參加スルコトヲ希望スルモノノ代表者ヲ以テ之ヲ構成スヘシ

前記改訂ハ軍備制限竝太平洋及極東問題ニ關スル會議ニ於テ本決議ヲ採用シタル日ヨリ四月內ニ完了スルノ目的ヲ以テ成ルヘク速ニ之ヲ進捗セシムヘシ

改訂稅率ハ改訂委員會カ之ヲ公表シタル時ヨリ二月後ニ於テ成ルヘク速ニ之ヲ實施スヘシ

本會議ノ主催者タル合衆國政府ハ本會議ニ參加セサルモ千九百十八年ノ前記改訂ニ參加シタル諸國ノ政府ニ對シ直ニ本決議ノ條項ヲ通告スヘキモノトス

第二條*

大不列顚國及支那國間ノ千九百二年九月五日ノ條約第八條、合衆國及支那國間ノ千九百三年十月八日ノ條約第四條及第五條竝日本國及支那國間ノ千九百三年十月八日ノ追加條約第一條ニ規定スル附加稅ヲ賦課スルノ目的ヲ以テ右諸條ニ規定スル釐金ノ急速ノ廢止及他ノ條件ノ履行ニ付準備ヲ爲スカ爲特別會議ニ依リ直ニ必要ナル措置ヲ執ルヘシ

右特別會議ハ署名國ノ代表者及該會議ニ參加スルコトヲ希望スル他ノ諸國ニシテ之ニ其ノ代表者ヲ參加セシムルニ足ル時期ニ於テ本條約第八條ノ規定ニ從ヒ本條約ニ加入スルコトアルヘキモノノ代表者ヲ以テ之ヲ構成スヘシ右會議ハ本條約實施後三月內ニ支那ニ於テ之ヲ開催スヘク其ノ時日及場所ハ支那國政府之ヲ指定スヘシ

* 附加稅賦課の爲め釐金の廢止等に關する特別會議に關する規定

第三條*

第二條ニ規定スル特別會議ハ同條ニ記載スル諸條約ノ條項ニ規定スル釐金ノ廢止及他ノ條件ノ履行ニ先チ適用セラルヘキ暫行規定ヲ考量スヘシ同會議ハ其ノ決定スヘキ期日、目的及條件ニ依リ有税輸入品ニ對シ附加税ヲ賦課スルコトヲ認ムヘシ

右附加税ハ之ヲ從價二分五厘ノ一律ノ率トス但シ特別會議ニ於テ過度ニ貿易ヲ阻礙スルコトナクシテ一層ノ增課ヲ負擔シ得ルモノト認ムル或種ノ奢侈品ニ付テハ其ノ總附加税ハ從價五分ヲ超エサル限リ之ヲ增加スルコトヲ得

第四條**

第一條ニ記載スル支那輸入關税率表ノ卽時改訂ノ後同關税ヲシテ第二條ニ規定スル特別會議ノ定ムル從價税率ニ相當セシムヘキコトヲ確保スル爲更ニ其ノ再改訂ヲ行フヘク再改訂税率ハ前記卽時改訂ノ完了後四年ヲ經テ之ヲ實施スヘシ

右再改訂ノ後ニ於テハ前記ノ目的ノ爲支那輸入關税率表ヲ支那國トノ現存諸條約ノ認ムル十年毎ノ定期改訂ニ代ヘ七年毎ニ定期改訂スヘシ

遲延ヲ避クル爲本條ニ基キ行フヘキ改訂ハ第二條ニ規定スル特別會議ノ定ムヘキ規則ニ從ヒ之ヲ實施スヘシ

第五條***

關税ニ關スル一切ノ事項ニ付テハ一切ノ締約國ニ對シ待遇及機會ノ現實ノ均等アルヘシ

第六條****

支那ノ一切ノ陸境及海境ニ於テ賦課スル關税率ニ付テノ均一ノ原則ハ玆ニ承認セラレタルモノトス第二條ニ規定スル特別會議ハ右原則ヲ實行スルノ取極ヲ爲スヘシ同會議ハ撤廢セラルヘキ關税上ノ特權カ地方的經濟上ノ便益ニ代ヘテ許與セラレタルモノナルニ於テハ之カ衡平ナル調整ヲ爲スコトヲ得

右實行ニ至ル迄ハ關税率改訂ノ結果トシテ生スヘキ關税率ノ增加又ハ本條約ニ基キ將來賦課セラルヘキ附加税ハ支那ノ一

* 右特別會議の暫行規定の考量竝に附加税の賦課
** 輸入關税率表の再改訂
*** 關税に關する待遇及機會の均等
**** 陸境及海境に於ける關税

切ノ陸境及海境ニ於テ均一ノ従價税率ニ依リ徴收セラルヘシ

第七條*

抵代税ハ第二條ニ規定スル措置ノ實施セラルル迄ハ之ヲ従價二分五厘ノ率トス

第八條**

本條約ニ署名セサル諸國ニシテ署名國ニ依リ現ニ承認セラレタル政府ヲ有シ且支那國トノ間ニ輸入及輸出ノ税率ニ付従價五分ヲ超エサルコトヲ規定スル現存條約ヲ有スルモノハ本條約ニ加入スルコトヲ招請セラルヘシ
合衆國政府ハ右目的ノ爲必要ナル通牒ヲ爲シ且其ノ受領シタル回答ヲ締約國政府ニ通告スルコトヲ約ス別國ノ加入ハ合衆國政府カ右加入ノ通告ヲ受領シタル時ヨリ效力ヲ生スヘシ

第九條

本條約ノ規定ハ支那國及各締約國間ノ條約ノ一切ノ規定ニシテ之ト抵觸スルモノ(最惠國民待遇ノ規定ヲ除ク)ニ優ル

第十條***

本條約ハ締約國ニ依リ各自ノ憲法上ノ手續ニ從ヒ批准セラルヘク且批准書全部ノ寄託ノ日ヨリ實施セラルヘシ右ノ寄託ハ成ルヘク速ニ華盛頓ニ於テ之ヲ行フヘシ合衆國政府ハ批准書寄託ノ調書ノ認證謄本ヲ他ノ締約國ニ送付スヘシ
本條約ハ佛蘭西語及英吉利語ノ本文ヲ以テ共ニ正文トシ合衆國政府ノ記錄ニ寄託保存セラルヘク其ノ認證謄本ハ同政府ヨリ他ノ締約國ニ之ヲ送付スヘシ

右證據トシテ前記各全權委員ハ本條約ニ署名ス
千九百二十二年二月六日華盛頓市ニ於テ之ヲ作成ス

(全權委員署名略)

* 抵代税
** 本條約加入の招請
*** 批准、批准書寄託及實施、正文、寄託保存

參考　支那ノ關稅ニ關スル條約締約國一覽表

締約國	批准ノ日	批准書寄託及實施ノ日	加入通告ノ日	效力發生ノ日
米國	一九二三・六・九	一九二五・八・五		
白耳義國	一九二三・一・二七	一九二五・八・五		
支那國	一九二二・四・二九	一九二五・八・五		
丁抹國			一九二五・八・二七	一九二五・九・一
西班牙國			一九二五・九・二一	一九二五・九・二四
佛蘭西國	一九二五・七・二〇	一九二五・八・五		
英帝國	一九二二・八・四	一九二五・八・五		
伊太利國	一九二三・四・一九	一九二五・八・五		
日本國	一九二二・八・五	一九二五・八・五		
諾威國			一九二五・九・二三	一九二五・九・二四
和蘭國	一九二二・五・二六	一九二五・八・五		
ポルトガル國	一九二三・五・二四	一九二五・八・五		
瑞典國			一九二五・九・一一	一九二五・九・一二

極東問題諮議院*ニ關スル決議

* "a Board of Reference for Far Eastern Question." 此諮議院は關稅會議の無結果に伴ひ遂に未成立の儘今日に至つて居る。

華盛頓ニ於ケル本會議ニ參加シタル諸國即チ亞米利加合衆國、白耳義國、英帝國、支那國、佛蘭西國、伊太利國、日本國、和蘭國及葡萄牙國ノ各代表者ハ
極東ニ於ケル事態ノ安定ヲ期シ支那ノ權利利益ヲ擁護シ且機會均等ノ基礎ノ上ニ支那ト他ノ列國トノ間ノ交通ヲ增進セムトスル其ノ一般政策ニ關スル千九百二十二年二月六日華盛頓ニ於テ署名セラルヘキ條約第三條及第五條ノ規定ノ實施ニ關聯シ生スルコトアルヘキ問題ヲ處理スルノ手續ヲ定メムコトヲ希望シ
前記條項ノ實施ニ關シ生スル問題ヲ調査報告ノ爲付議スルコトヲ得ヘキ諮議院ヲ支那ニ設置スヘキコトヲ決議ス
同院ノ構成ニ關スル細目案ハ千九百二十二年二月六日華盛頓ニ於テ署名セラルヘキ支那關稅率ニ關スル條約第二條ニ規定スル特別會議之ヲ起草シ關係諸國ノ承認ヲ求ムヘシ
千九百二十二年二月四日軍備制限會議第六回總會ニ於テ之ヲ採用ス

支那國ニ於ケル治外法權ニ關スル決議

軍備制限會議ニ於ケル太平洋及極東問題ノ審議ニ參加シタル諸國即チ亞米利加合衆國、白耳義國、英帝國、佛蘭西國、伊太利國、日本國、和蘭國及葡萄牙國ノ各代表者ハ
大不列顛國及支那國間ノ千九百二年九月五日ノ條約、亞米利加合衆國及支那國間ノ千九百三年十月八日ノ條約竝日本國及支那國間ノ千九百三年十月八日ノ條約ニ於テ此等ノ諸國ハ支那國政府カ其ノ司法制度ヲ改正シテ之ヲ西洋諸國ノ同制度ニ適合セシムルコトニ付表示シタル希望ヲ同國政府ニ於テ達成スルコトニ關シ一切ノ援助ヲ與フヘキコトヲ約定シ且「支那國法律ノ狀態其ノ施行ノ設備及其ノ他ノ要件ニシテ當該國カ滿足ヲ表スルトキハ其ノ治外法權ヲ撤去スルニ躊躇セサル」ヘキコトヲ聲明シタルノ事實ヲ了承シタルニ因リ

右ニ關シテ千九百二十一年十一月十六日支那國委員ノ表示シタル「支那國ノ政治上、司法上及行政上ノ行動ノ自由ニ對スル現存ノ制限ハ卽時ニ又ハ事情ノ許ス限リ速ニ撤廢セラルヘキモノナリ」トノ趣旨ノ願望ヲ達成セシムルニ付同情ヲ有スルニ因リ

右目的ニ適應スヘキ措置ニ關シ如何ナル決定ヲ爲スニ付テモ支那國ノ法律、司法制度及司法運用手續ニ關スル複雜ナル實狀ノ確認及理解ヲ前提トスヘク右ハ本會議カ之ヲ決定スルノ地位ニ在ラサルコトヲ考慮シ

左ノ如ク決議セリ

前記諸國政府ハ委員會（前記諸國政府ハ之ニ對シ各一名ノ委員ヲ任命ス）ヲ組織シ支那國ニ於ケル治外法權制度ノ實施ノ現狀竝支那國ノ法律、司法制度及司法運用手續ヲ調査セシメ依テ以テ右事項ニ關スル右委員會ノ事實調査竝支那國ニ於ケル司法運用ノ現狀ヲ改善スル爲及治外法權ニ關スル各國ノ權利ヲ漸次ニ又ハ其ノ他ノ方法ニ依リ撤去スルコトニ付各國ヲ首肯セシムヘキ立法及司法上ノ改正ヲ實行セムトスル支那國政府ノ努力ヲ援助シ且促進スル爲其ノ適當ト思惟スル手段ニ關スル勸告ヲ前記諸國政府ニ報告セシムヘシ

前記委員會ハ今後前記諸國政府ノ協定スヘキ細目取極ニ從ヒ會議終了後三月內ニ組織セラルヘク且該委員會ハ第一回會議後一年內ニ其ノ報告及勸告ヲ提出スヘキコトヲ命セラルヘシ

前記各國ハ前記委員會ノ勸告ノ全部又ハ一部ヲ受諾シ又ハ拒絕スルノ自由ヲ有スヘシ但シ如何ナル場合ニ於テモ右各國ハ右勸告ノ全部又ハ一部ノ受諾ニ付支那國ヨリ政治上タルト經濟上タルトヲ問ハス何等カノ特殊ノ利權、恩典、利益又ハ免除ヲ直接ニ許與セシムルコトヲ條件ト爲スヲ得ス

追加決議

非署名國ニシテ條約ニ依リ支那國ニ於テ治外法權ヲ有スルモノハ本會議終了後三月內ニ書面ニ依ル加入ノ通告ヲ合衆國政府ニ寄託シテ支那國ニ於ケル治外法權及司法運用ニ關スル決議ニ加入スルコトヲ得右通告ハ合衆國政府ヨリ各署名國ニ通

知セラルヘシ

追加決議

支那國ハ同國ニ於ケル治外法權及司法運用ノ調査及報告ニ當ル委員會ノ設置ニ關スル決議ヲ了承シタルニ因リ支那國ニ於ケル治外法權ノ廢止ヲ期セムトスル同國政府ノ願望ニ關スル前記諸國ノ同情アル意嚮ニ滿足ノ意ヲ表シ且前記委員會ノ委員トシテ出席スルノ權利ヲ有スル一名ノ代表者ヲ任命スルノ意アルコトヲ聲明ス尤モ支那國ハ該委員會ノ勸告ノ全部又ハ一部ヲ受諾シ又ハ拒絶スルノ自由ヲ有スルモノトス支那國ハ又該委員會ノ事業ニ協力シ且其ノ任務ヲ滿足ニ完了セシムル爲アラユル便宜ヲ之ニ供與セムトス

千九百二十一年十二月十日軍備制限會議第四回總會ニ於テ之ヲ採用ス

參考 支那ニ於ケル治外法權ニ關スル決議關係國一覽表

關係國	決議ノ日	加入通告ノ日	備考
米國	一九二一・一二・一〇		
白耳義國	一九二一・一二・一〇		
支那國	一九二一・一二・一〇		第二追加決議參照
丁抹國		一九二三・五・一一	
西班牙國		一九二二・一一・七	
佛蘭西國	一九二一・一二・一〇		
英帝國	一九二一・一二・一〇		

伊太利國	一九二一・一二・一〇		
日本國	一九二一・一二・一〇		
諸威國		一九二五・一一・二〇	
和蘭國	一九二一・一二・一〇		
ペルー國		一九二三・ 八・二二	
ポルトガル國	一九二一・一二・一〇		
瑞典國		一九二三・ 六・ 八	

支那國ニ於ケル外國郵便局ニ關スル決議

甲　支那國ニ於ケル外國郵便局（租借地內ニ在ルモノ又ハ條約ニ依リ特ニ規定セラレタルモノヲ除ク）ノ廢止ヲ期スル爲支那國政府ノ表示シタル希望ノ正當ナルコトヲ認ムルニ因リ左ノ如ク決議ス

（一）　前記郵便局ヲ有スル四國ハ左記條件ノ下ニ之ヲ廢止スルコトニ同意ス

（イ）　有效ナル支那郵便業務ノ維持セラルルコト

（ロ）　支那國政府ハ外國人總辨ノ地位ニ關スル限リ現在ノ郵政ハ變更ヲ加フルノ意ナシトノ保障ヲ與フルコト

（二）　支那國及關係諸國ヲシテ必要ノ處置ヲ爲スコトヲ得シムル爲本取極ハ千九百二十三年一月一日迄ニ之ヲ實施スヘシ

乙　外國郵便局ノ撤廢完了ニ至ル迄ハ關係四國ハ右郵便局ヲ經由スル一切ノ郵便物（外部ヨリノ檢査ニ依リ明ニ書狀ノミ

ヲ包有スルモノト認メラルヘキ普通信書ハ書留タルト否トヲ問ハス之ヲ除ク)中有税品、禁制品又ハ其ノ他支那國關税法規ニ牴觸スル物品ヲ包有スルモノナキヤ否ヲ確ムル爲支那國税關官憲カ當該郵便局内ニ於テ檢査ヲ爲スニ對シ充分ノ便宜ヲ與フヘキコトヲ各別ニ約ス

千九百二十二年二月一日軍備制限會議第五回總會ニ於テ之ヲ採用ス

支那國ニ於ケル軍隊ニ關スル決議

諸國ハ適法ニ支那國ニ在ル外國人ノ生命財産ヲ保護スル爲隨時支那國内ニ軍隊(警察官及鐵道守備隊ヲ含ム)ヲ駐屯セシメタルニ因リ

右軍隊ノ若干ハ條約又ハ協定ニ準據セスシテ支那國内ニ駐屯スルモノノ如クナルニ因リ

諸國ハ支那國カ同國ニ在ル外國人ノ生命財産ノ保護ヲ保障スルニ於テハ何時タリトモ條約又ハ協定ニ準據セスシテ現ニ支那國内ニ於テ任務ニ服スル自國軍隊ヲ撤退スルノ意思アルコトヲ聲明シタルニ因リ

支那國ハ同國ニ在ル外國人ノ生命財産ノ保護ヲ保障スルノ意思及能力アルコトヲ聲明シタルニ因リ

前記ノ意思ヲ各場合ニ付實現スルノ前提タルヘキ條件ニ關シ明瞭ナル了解ヲ遂クル爲

左ノ如ク決議セリ

現ニ華盛頓會議ニ參加スル諸國即チ亞米利加合衆國、白耳義國、英帝國、佛蘭西國、伊太利國、日本國、和蘭國及葡萄牙國ノ北京駐劄外交代表者ハ支那國ノ要求アルトキハ何時タリトモ支那國政府ノ代表者三名ト協調シテ諸國ノ及支那國ノ爲シタル前記ノ意思ノ聲明ニ依リ惹起セラルル諸問題ニ付充分且公平ナル調査ヲ共同ニ行フコトヲ其ノ各自ノ政府ニ依リ訓

令セラルヘク且右調査ニ付セラレタル事項ニ關シ其ノ事實調査及意見ヲ腹藏ナク記述スル充分且包括的ナル報告書ヲ作成シ其ノ謄本ヲ關係九國政府ニ夫々提出スヘク關係國政府ハ各適當ト思惟スル所見ヲ附シテ報告書ヲ各自公表スヘシ右各國ノ代表者ハ其ノ意見ニシテ多數意見報告書ト異ルモノアルトキハ其ノ相違ノ點ヲ記述スル少數意見報告書ヲ作成シ又ハ之ニ加入スルコトヲ得

前記各國ハ右報告書ニ表示セラレタル事實調査又ハ意見ノ全部又ハ一部ヲ受諾シ又ハ拒絶スルノ自由ヲ有スヘシ但シ如何ナル場合ニ於テモ前記各國ハ右事實調査又ハ意見ノ全部又ハ一部ノ受諾ニ付支那國ヨリ政治上タルト經濟上タルトヲ問ハス何等カノ特殊ノ利權、恩典、利益又ハ免除ヲ直接ニ又ハ間接ニ許與セシムルコトヲ條件ト爲スコトヲ得サルヘシ

千九百二十二年二月一日軍備制限會議第五回總會ニ於テ之ヲ採用ス

支那國ニ於ケル無線電信局ニ關スル決議及附屬聲明

軍備制限會議ニ於ケル太平洋及極東問題ノ審議ニ參加シタル諸國即チ亞米利加合衆國、白耳義國、英帝國、支那國、佛蘭西國、伊太利國、日本國、和蘭國及葡萄牙國ノ各代表者ハ左ノ如ク決議セリ

一　支那國ニ於ケル一切ノ無線電信局ハ千九百一年九月七日ノ國際議定書ノ規定ニ依リ設立維持セラルルモノト事實上支那國ニ於ケル何レカノ外國公使館ノ構内ニ設立維持セラルルモノトヲ問ハス其ノ用途ヲ官用電報ノ發受ニ限定スヘク商用、私用又ハ非官用ノ電報(新聞電報ヲ含ム)ヲ發受スルコトヲ得サルヘシ但シ他ノ一切ノ電信ニ依ル通信ニ故障アル場合ニ於テハ支那國交通部ニ右故障ノ證據ヲ添ヘテ公文通告ヲ發シタル上前記無線電信局ハ支那國政府カ故障終了ノ通告ヲ爲ス迄商用、私用又ハ非官用ノ電報(新聞電報ヲ含ム)ニ對シ臨時便宜ヲ許與スルコトヲ得

二　條約又ハ支那國政府ノ特許條件ニ依リ外國政府又ハ其ノ人民若ハ臣民カ支那國ノ領土內ニ於テ運用スル一切ノ無線電信局ハ其ノ設立維持ヲ認ムル條約又ハ特許條件ノ規定スル電報ニ限リ之ヲ發受スルコトヲ得

三　支那國政府ノ認許ナクシテ外國政府又ハ其ノ人民若ハ臣民ニ依リ支那國領土內ニ設立維持セラルル無線電信局アル場合ニ於テハ該無線電信局竝其ノ一切ノ設備、裝置及材料ハ支那國交通部カ一般公衆ノ利益ノ爲之ヲ有效ニ運用スルノ準備整フト共ニ其ノ施設ノ價格ニ付公正且充分ナル補償ヲ前記所有者ニ與フルヲ條件トシ同交通部ノ指揮ノ下ニ運用セシムル爲之ヲ支那國政府ニ移轉スヘク同國政府ハ之ヲ引取ルヘシ

四　租借地、南滿洲鐵道附屬地又ハ上海佛國租界內ニ在ル無線電信局ニ付問題起ルトキハ該問題ハ支那國政府及關係國政府間ノ審議事項ト認メラルヘシ

五　外國政府又ハ其ノ人民若ハ臣民カ支那國領土內ニ設立維持スル一切ノ無線電信局ノ所有者又ハ經營者ハ支那國ニ於ケル無線電信局ノ電波長使用ニ對スル妨害ヲ避クル爲共同取極ヲ爲ス目的ヲ以テ支那國交通部ト商議スヘシ但シ千九百十二年七月五日倫敦ニ於テ署名セラレタル國際無線電信條約ノ定ムル規則ノ改訂ノ爲ニ招集セラルル國際會議ニ於テ作成セラルルコトアルヘキ一般取極ニ從フヘキモノトス

千九百二十二年二月一日軍備制限會議第五回總會ニ於テ之ヲ採用ス

支那國ニ於ケル無線電信局ニ關スル千九百二十一年十二月七日ノ決議ニ關スル聲明

支那國以外ノ諸國ハ千九百二十一年十二月七日ノ決議第三項又ハ第四項ヲ以テ前記無線電信局カ支那國ノ認許ヲ得タルモノナリヤ否ニ關シ本會議ノ意見ヲ表示シタルモノト認ムヘキニ非サルコトヲ聲明ス

右諸國ハ第四項ニ關シ生スル審議ノ結果ハ諸國ノ異議ノ目的ト爲ラサラムカ爲ニハ本會議ノ承認シタル門戸開放又ハ機會均等ノ主義ニ適合スヘキモノナルコトヲ併セテ宣明ス

支那國ニ於ケル無線電信局ニ關スル十二月七日ノ決議ニ關スル支那國ノ聲明

支那國委員ハ支那國政府ハ何レカノ外國又ハ其ノ國民カ公使館構內、居留地、租界、租借地、鐵道附屬地又ハ他ノ同種ノ地域ニ於テ同政府ノ明示的同意ナクシテ無線電信局ヲ設置シ又ハ運用スルノ權利ヲ承認シ又ハ許與スルコトナキコトヲ此ノ機會ニ於テ正式ニ聲明ス

支那國ニ於ケル鐵道統一ニ關スル決議及支那國ノ附屬聲明

本會議ニ參加シタル諸國ハ支那國ニ於ケル諸鐵道ノ將來ノ擴張ハ適法ナル既存ノ權利ト兩立スル最大限度ニ於テ支那國政府ヲシテ鐵道系統ノ利益上必要ト認メラルヘキ外國ノ財政上及技術上ノ助力ヲ以テ同國ノ管理ノ下ニ諸鐵道ヲ一鐵道系統ニ統一スルコトヲ得シムル樣處理セラルヘキモノナリトノ希望ヲ記錄ニ留ム

千九百二十二年二月一日軍備制限會議第五回總會ニ於テ之ヲ採用ス

支那鐵道ニ關シ千九百二十二年一月十九日支那國委員ノ爲シタル陳述

支那國委員ハ支那國ノ現存及將來ノ鐵道カ必要ナルヘキ外國ノ財政上及技術上ノ助力ヲ以テ支那國政府ノ管理及運用ノ下ニ統一セラルヘキコトニ關シ諸國ノ表示シタル希望ヲ同情アル理解ヲ以テ了承ス吾人ノ意思ハ成ルヘク速ニ此ノ結果ヲ齎スニ在リ吾人ノ目的ハ支那ノ經濟上、工業上及商業上ノ必要ニ應スヘキ一般計畫ニ從ヒ現存及將來ノ鐵道ヲ發展セシムルニ在リ吾人ノ政策ハ門戸開放又ハ機會均等ノ主義ニ從ヒ必要ナルヘキ外國ノ財政上及技術上ノ助力ヲ諸外國ヨリ得ルニ在リ而シテ支那國政府カ現ニ存在シ又ハ將來建設セラルヘキ支那ノ一切ノ鐵道ヲ同國ノ有效ニシテ且統一セル管理及運用ノ下ニ置カムコトヲ努ムルニ當リテハ前記諸國ノ友好的支持ヲ求メムト欲ス

支那國軍隊ノ削減ニ關スル決議

本會議ニ參加シタル諸國ハ各省督軍カ協調ナク支配シ且數ニ於テ過大ナル軍隊ヲ支那國各地ニ於テ維持スルニ依リ支那國ノ公收入ヲ甚シク枯渇セシムルコトヲ深ク感シタルニ因リ

右軍隊ヲ繼續維持スルコトハ支那國ノ不安定ナル現政情ノ主タル原因ト認メラルルニ因リ

右軍隊ニ速ニ大削減ヲ加フルコトハ啻ニ支那國ノ政治的統一及經濟的發達ヲ促進スルノミナラス又其ノ財政復舊ヲ速ナラシムル所以ナリト思量セラルルニ因リ

仍テ支那國ノ內政問題ニ干渉セムトスル何等ノ意思ニ出テタルニ非スシテ偏ニ支那國ヲシテ其ノ利益ノ爲及通商上ノ一般利益ノ爲有效且安固ナル政府ヲ自ラ確立維持セシメムトスルノ衷心ノ希望ニ促サレ

又企業及國民的繁榮ニ對シ主タル障害タルコト明ナル莫大ノ支出ヲ軍備制限ニ依リ削減スルコトヲ目的トスル本會議ノ精神ニ動カサレ

本會議ハ支那國政府カ前記ノ軍隊及支出ヲ削減スルニ付直ニ有效ナル措置ヲ執ルコトヲ熱望スル旨支那國ニ對シ表明スル

コトヲ決議ス

千九百二十二年二月一日軍備制限會議第五回總會ニ於テ之ヲ採用ス

支那國ノ又ハ支那國ニ關スル現存容諾*ニ關スル決議

本會議ニ參加シタル諸國ハ支那國ノ及支那國ニ關スル諸國ノ政治上及其ノ他ノ國際上ノ義務ニ影響アル一切ノ事項ニ付テハ今後全然公開スルノ望マシキコトヲ思ヒ左ノ如ク協定セリ

一　支那國以外ノ諸國ハ支那國トノ間ニ又ハ支那國ニ關シ他ノ一國若ハ數國トノ間ニ締結シタル一切ノ條約、協約、交換公文又ハ他ノ國際協定ニシテ現ニ仍有效ナリト認メ且之ニ依據セムト欲スルモノノ一覽表ヲ參加諸國ニ移牒スルノ目的ヲ以テ事情ノ許ス限リ速ニ本會議總事務局ニ提出スヘシ右各場合ニ於テハ當該文書ノ正文ノ掲載セラルル官ノ又ハ他ノ刊行物アルトキハ之ヲ指示スヘシ當該文書カ公表セラレサリシ場合ニ於テハ其ノ本文ノ（其ノ原文タル國語ニ依ル）謄本ヲ本會議總事務局ニ提出スヘシ

今後締結セラルルコトアルヘキ前記性質ノ條約又ハ他ノ國際協定ハ其ノ締結後六十（六〇）日内ニ關係國政府ヨリ總テ之ヲ本協定ノ署名國又ハ加入國ニ通告スヘシ

二　支那國以外ノ諸國ハ自國民ヲ一方ノ當事者トシ支那國政府、其ノ行政各部局又ハ地方官憲ヲ他方ノ當事者トスル一切ノ契約ニシテ鐵道建設、鑛山業、林業、航運、河川改修、築港工事、埋立、電氣通信又ハ他ノ公共事業若ハ公共的役務ニ關シ又ハ武器彈藥ノ賣買ニ關シ何等カノ利權、特許、選擇權又ハ優先權ヲ含ムモノ或ハ支那國政府又ハ其ノ行政各部局ノ公收入又ハ公財産ノ或モノニ對シ擔保關係ヲ生スルモノニ付成ルヘク完全ニ近キ一覽表ヲ參加諸國ニ移牒スルノ目的ヲ以テ事情ノ許ス限リ速ニ本會議總事務局ニ提出スヘシ前記一覽表所掲ノ各文書ニ付テハ其ノ公表セラレ

* existing commitments.

タル本文ヲ指示シ又ハ其ノ謄本ヲ提出スヘシ
今後締結セラルルコトアルヘキ前記公ノ性質ヲ有スル契約ハ關係國政府カ其ノ締結ノ報告ヲ受ケタル時ヨリ六十(六〇)日内ニ同政府ヨリ總テ之ヲ本協定ノ署名國又ハ加入國ニ通告スヘシ

三　支那國政府ハ同政府又ハ支那國地方官憲カ外國(本協定ノ當事國タルト否トヲ問ハス)又ハ其ノ國民ト既ニ締結シ又ハ今後締結スルコトアルヘキ前記性質ノ條約、協定又ハ契約ヲ其ノ承知スル限リ本協定ニ定メタル條件ニ依リ總テ通告スルコトヲ約ス

四　支那國ト條約關係ヲ有スル諸國ノ政府ニシテ本會議ニ參加セサルモノハ本協定ニ加入スルコトヲ招請セラルヘシ本會議ノ主催者タル合衆國政府ハ前記諸國ヲシテ成ルヘク速ニ本協定ニ加入セシムル爲本協定ヲ右諸國政府ニ通告スルコトヲ約ス

千九百二十二年二月一日軍備制限會議第五囘總會ニ於テ之ヲ採用ス

附錄第三　中華民國（香港・澳門を含む）在留外國人統計

昭和十一年十二月三十一日現在

本表は外務省東亞局編の統計數字に基き、著者が私見を以て配列を變へ且分類せるものである

該統計は今日の處（昭和十四年七月）日本人を除く一般外國人統計としては入手し得る最新のものである　地名は帝國領事館管轄區域の概稱に據る

南京に於ける一般外國人統計が空欄となつて居るのは、領事館に於て調査未了の爲めである

一　治外法權國人統計

地名	日本 內地	日本 朝鮮	日本 臺灣	英國 英本國	英國 愛蘭	英國 加奈陀	英國 印度	英國 馬來	米國 米國	米國 比律賓	佛國 佛國	佛國 安南	伊國	ポルトガル	西班牙	和蘭	丁抹	白耳義	瑞西	瑞典	諾威	ブラジル	秘露	各地通計
天津	二、四一九	六、一〇八	一三七	一、七三二	三	一	三	—	二、一四一	—	一、八〇一	—	三八〇	七	一四	一九	一五七	四四八	一九二	一五八	四	二	—	[illegible]
山海關	一、九九五	八六七	七	三八	—	—	—	—	一三	—	一	—	一	—	—	一	—	一五	—	一	—	—	—	[illegible]
張家口	七三六	四二	一	二九	—	—	—	—	一七	—	一	—	—	—	—	八	—	—	一	三	七	—	—	八四五
芝罘	四二八	四〇七	—	九八五	—	—	—	—	七三七	—	二六二	—	七	—	—	—	九	—	—	—	一	—	—	[illegible]、八四七
青島	一五、二〇五	一、四二〇	二	二二一	—	—	—	—	三七九	—	三三	—	二	二	—	—	八	—	二	—	—	—	—	一七、[illegible]
坊子	二〇七	一六	四	一六	—	—	—	—	二四	—	五	—	一	—	—	—	—	—	—	八	—	—	—	[illegible]八一
濟南	一、八七三	一五七	三	九一	—	—	—	—	二二七	—	三一	—	一	—	—	—	二	七	四	一	—	—	—	[illegible]
張店	四九六	九	一	九	—	—	—	—	二	—	一五	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	五四七
博山	六六〇	五	—	—	—	—	—	—	—	—	一	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	六六六
北支小計	二四、〇一九	九、〇三一	一六四	三、一二〇	三	一	三	—	三、五四九	—	二、一四〇	—	三九二	九	一四	二八	一七七	四七〇	一九九	一七一	一二	二	—	五二、六五三
上海	二三、六一三	一、七九七	六五一	一〇、三三一	—	五	三、〇二一	一三	四、三九二	五六一	一、九八一	七九〇	四七七	一、八四六	三〇〇	二七〇	三四〇	一一三	二八八	一四〇	一五六	二	五	五一、一三〇
蘇州	八〇	一	—	九	—	—	—	—	一〇〇	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	一九〇
杭州	二一	一九	七	五〇	—	—	—	—	九八	—	二五	—	五二	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	[illegible]七二
南京	一五二	二四三	三三																					四二八
蕪湖	四二	—	五	六七	—	—	—	—	八五	—	六	—	一三	—	一三七	—	—	一	—	—	—	—	—	三五一
九江	五九	一〇	—	一三〇	—	—	—	—	一五九	—	七四	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	四三三
漢口	一、七四四	一〇八	六	四八七	—	八	一三八	—	二五九	三六	五三	四二	一〇三	一五	一九	一	三	八	四	四六	五	—	—	三、〇八九
鄭州	二〇	—	—	四〇	—	三四	—	—	九六	—	七	—	一五	—	[illegible]	一	—	[illegible]	二	二	一〇	—	—	二七二

沙市	五	三	—	四	—	—	—	—	一五	—	三	—	六	二	—	—	—	二	—	二	—	—	—	四二
長沙	八四	—	五	四三	—	—	三	—	八八	—	三	—	二五	—	八	—	一	—	—	—	一三	—	—	二七三
宜昌	六四	一六	—	四七	—	—	—	—	九	—	四	—	—	—	—	—	一	—	—	二	一	—	—	一四四
重慶	二八	七	—	六七	—	二四	—	—	—	—	三八	—	二	—	一	—	二	一	—	二	—	—	—	一八二
成都	—	—	—	一三	—	三二	—	—	一三	—	一六	—	四	—	一〇	—	—	五	—	—	—	—	—	九三
中支小計	二五、九二三	二、二〇四	七〇七	一一、二八三	—	一二三	三、一四二	三	五、三二四	五九七	二、二一〇	八三二	七二六	一、八七三	四九九	二七二	三五四	一四九	二九五	一九五	一八四	三	五	五六、八八九
福州	三八五	—	一、七〇八	一〇八	—	—	—	—	一四六	—	二二	—	—	一四三	三五	三	四	—	—	—	五	—	—	二、五五九
廈門	四一七	四一	一〇、六四九	一三九	—	—	三〇	—	七六	四〇	三一	—	三	—	—	八	九	—	—	—	七	—	—	一一、四五〇
汕頭	一三一	一	五八二	一一六	—	—	—	—	八三	—	四六	—	—	—	—	二	—	—	—	—	五	—	—	九六七
廣東	四二三	五三	一四四	五三一	—	—	—	—	九六三	—	八八	—	一二	三九	—	九	一五	三	二五	一〇	—	—	—	二、三〇四
雲南	三三	一三	—	一〇〇	—	—	—	—	一八四	—	五三三	七、四八六	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	八、三四九
南支小計	一、三八九	一〇八	一三、〇八三	九八四	—	—	三〇	—	一、四五二	四〇	七二〇	七、四八六	一五	一八二	三五	二三	二八	三	二五	一〇	一七	—	—	二五、六二九
香港	一、四一五	七	一七六	一五、四六二	—	—	—	—	五二四	—	一九〇	—	一八四	六、二九二	四五	八三	四六	三三	三二	一七	三九	三	—	二四、五六六
澳門	一二	三	三																					
中華民國合計	六〇、三一〇	二、三四二	三、九五四	一五、三七七	三	一二四	三、一八四	三	一〇、三二五	六三七	五、〇七〇	八、三一八	一、一二三	二、〇六四	六七八	三二二	五五九	六二三	五一九	三七六	二二四	二三	五	三五、二六三
支那全土通計	六一、七四七	二、三五三	四、一三三	三〇、八三九	五	一二四	三、一八四	三	一〇、八三九	六三七	五、二六〇	八、三二八	一、三〇七	八、三五六	七三三	四〇五	六〇五	六五四	五五一	三九三	二六三	二六	五	一五九、七二七

二　無治外法權國人統計

	獨國	蘇聯邦	ルクセンブルグ	リヒテンスタイン	チエツコ	墺地利	ハンガリー	ユーゴスラビヤ	アルバニヤ	希臘	羅馬尼	波蘭	リスアニア	ラトビヤ	エストニヤ	芬蘭	墨國	玖馬	智利	埃及	土耳古	アルメニヤ	波斯	暹羅	白系露人	舊セルビヤ人	國籍不詳	其他	各地通計
天津	七九九	四四五	―	―	一三〇	一八二	七	―	―	二〇	―	二八五	―	―	―	一三	―	―	―	六	―	―	―	―	―	二	四九七	六八三	三、一七八
山海關	―	―	―	―	―	―	―	―	―	一三	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	五	―	―	―	一八
張家口	八	九	―	―	―	三	―	―	―	四	―	三	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	九一	―	九五	―	二一三
芝罘	四九	―	―	―	―	一	―	―	―	―	―	二三八	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	七六二	―	―	―	一、〇五〇
青島	二一四	四〇	―	―	四	二	―	―	―	四	―	七	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	六三六	―	―	―	九〇七
坊子	七	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	七
濟南	二二二	三	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	二二五
張店	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	〇
博山	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	〇
北支小計	一、二九九	四九七	―	―	一三四	一八八	七	―	―	四一	―	五三三	―	―	―	一三	―	―	―	六	―	―	―	―	一、四九五	二	五九二	六八三	五、五九九
上海	一、六〇五	九七四	二	―	一八二	二五九	四七	一九	一	一九五	七九	五〇九	二八	五四	一四	二〇	三五	九	一三	二〇	六〇	七	九七	二四	一九、一六三	七	二五〇	二一三	二三、八八四
蘇州	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	〇
杭州	二	三	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	二	―	―	八	一四
南京																											九六九		九六九
蕪湖	四	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	一	―	―	―	―	―	―	―	五
九江	四二	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	二六	―	―	五一	一一九
漢口	一七七	五二	―	―	一	八	二	一	―	五	―	二〇	二	二	―	三	―	―	―	―	九	―	―	―	三七七	―	―	―	六五九
鄭州	一六	―	―	―	三	四	―	―	―	―	―	一	―	―	―	―	―	―	―	―	二	―	一	―	―	―	―	―	二七

沙市	一	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	一	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	二
長沙	四九	—	五	—	—	五	—	—	—	—	—	一〇	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	六九
宜昌	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	三	—	—	—	三
重慶	二四	三	—	—	—	—	—	—	—	二	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	一	—	—	—	—	—	—	—	三九
成都	—	—	—	—	—	—	一	—	—	—	—	一	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	一	—	三
中支小計	一,九二〇	一,〇四一	七	—	一八六	二七六	五〇	二〇	一	一〇一	七九	五四二	三〇	五六	一四	一三	二五	九	三	一〇	七三	七	九八	二四	一九,五五〇	七	一,二一〇	二七一	二五,八一三
福州	二	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	九	—	—	—	二〇
廈門	一	—	—	—	一	—	—	—	—	—	—	—	—	三	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	二〇	—	—	—	二五
汕頭	二三	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	二三
廣東	二〇四	—	—	—	二	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	九	—	—	—	—	—	—	—	四五	—	—	—	三六九
雲南	七	—	—	—	—	—	—	—	—	一七	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	二四
南支小計	二三五	—	—	—	三	—	—	—	—	一七	—	—	—	三	—	—	九	—	—	—	—	—	—	—	七四	—	—	—	四五〇
中華民國合計	三,五五四	一,五三八	七	—	三三二	四六四	五七	二〇	一	二六〇	七九	一,〇七五	三〇	五九	一四	一四五	四四	九	三	二六	七三	七	九八	二四	二三,一五九	九	一,八二三	九五四	三一,八六二
香港 澳門	二六七	—	—	三	八	四	八	—	—	一四	—	一三	五	九	—	—	—	一九	—	—	二七	—	一八	二七	一四〇	—	—	三	五五五
全支那通計	三,八二一	一,五三八	七	三	三四〇	四六八	六五	二〇	一	二七四	七九	一,〇八八	三五	六八	一四	一四五	四四	二八	三	二六	一〇〇	七	一一六	五一	二三,二九九	九	一,八二三	九五七	三二,四一七

附錄第四　中國關稅に關する諸統計

本書第二章乃至五章の記載に便ずる爲め、中國海關總稅務司署編纂の歷年の諸統計より下記四種の統計を採錄する

一　中國海關各種稅課年別表

一九二七年—一九三八年國幣計算に據る（單位國幣元、元位以下四捨五入）

年別	輸入稅（進口稅）	輸出稅（出口稅）	沿岸貿易稅（復進口稅）	轉口稅〔同附加稅ヲ含ム〕	內地子口稅	噸稅（船鈔）	關稅附加稅（進出口附加稅）	附徵賑捐又は救災附加稅	總計
民國十六年（一九二七年）	五四、三七九、三七六	三九、六六九、一九九	三、八七三、八一三	—	四、八八四、三四九	四、二八二、五九三	—	七三、八三三	一〇七、一六三、一六三
十七年（一九二八年）	七二、四四六、〇五六	四二、一五五、六八五	四、二〇五、三五八	—	四、八四六、〇六一	四、六三〇、九一六	—	—	一二八、二七四、〇七六
十八年（一九二九年）	一六七、〇九八、五六四	五六、五四四、七三九	五、六六四、三八三	—	三、八五一、四二〇	四、九五〇、一七九	—	—	二三八、一〇九、二八五
十九年（一九三〇年）	二二一、六三九、一一九	五五、三八三、五三三	六、二九七、四六〇	—	三、二四五、四〇四	四、八四〇、〇六七	—	—	二八一、四〇五、五八三
二十年（一九三一年）	三一四、六八六、五九六	四七、八三一、〇〇七	—	一五、六四六、〇一六	—	五、二四〇、五九八	—	一、五九八、四五六	三八五、〇〇二、六七三
二十一年（一九三二年）	二三六、二九一、六八六	二六、七七六、九五二	—	二〇、五五一、八七一	—	四、二六七、九七三	五、〇六五、五四四	一九、〇三二、一八四	三一一、九七六、二一〇
二十二年（一九三三年）	二六五、六一〇、八一二	二三、二四四、九九九	—	一八、〇〇三、三三三	—	四、四〇二、六四九	一四、一三六、九一九	一四、一三五、七八八	三三九、五二四、四九〇
二十三年（一九三四年）	二六〇、二一五、〇九三	二四、七〇〇、八一〇	—	一六、九六八、一八九	—	四、三〇三、〇三二	一四、二一六、七八四	一四、一四二、五〇〇	三三四、六四五、四〇八

二十四年（一九三五年）	二五〇、一六五、三五六	二〇、七三一、五二四	—	一三、二〇七、五四五	—	四、三二〇、六〇一	一三、五三四、六六五	一三、五六〇、〇二一	三一五、五一九、七二三
二十五年（一九三六年）	二五四、五三八、九七〇	二四、四七四、一二六	—	一三、六八四、八一〇	—	四、〇三二、六五七	一三、九三七、三九二	一三、九六五、三三六	三二四、六二三、二九
二十六年（一九三七年）	二六一、二八六、五三四	二九、〇七三、一七九	—	二〇、一四八、八七〇	—	三、三二四、六一一	一四、五七八、八三六	一四、五八七、七〇九	三四二、八九九、七三九
二十七年（一九三八年）	一六〇、九三六、三二九	一六、五三二、九三九	—	五五、八四〇、〇〇四	—	二、九一三、四〇五	九、一六三、六三一	九、一七九、一六一	二五四、五六五、四六九

注意（沿岸貿易税と內地子口税とは民國二十年（一九三一年）一月一日より廢止。
　　（轉口税卽ち國內貿易移出税は民國二十年六月一日より新設、尤も從前斯の種の税は輸出税の欄に含まれて居た。

二　民國以來海常各關税收と關税擔保內外債との關係

一九一二年——一九三二年まで單位は關平兩（*Hk. Tls.*）
一九三三年——一九三八年まで單位は國幣元（*St. $*）

年別	平均爲替相場	海常各關税總收額	海常各關税純收額	關税擔保外債及賠款の償還に對する支拂額	關税剩餘金より關税擔保內債の償還に充てられたる額
民國元年（一九一二年）	三志〇5/8片	四二、八三九、八五六	三七、四九七、五四七	二七、九五七、五〇九	—
〃　二年（一九一三年）	三〇1/4	四六、八九九、二六五	三八、七二六、二三〇	四六、八三一、〇九八	—
〃　三年（一九一四年）	二八3/4	四三、三〇六、五二七	三四、四四三、四一三	三五、九二三、三九九	—
〃　四年（一九一五年）	二七1/8	四〇、五三二、二七七	三三、九七二、二四四	三一、三四九、九五六	—
〃　五年（一九一六年）	三三13/16	四一、五一〇、九五七	三三、八一四、〇六八	二九、五一八、九六二	—
〃　六年（一九一七年）	四三13/16	四一、九六五、一六一	三三、五一二、一二〇	二八、九七四、四〇六	—
〃　七年（一九一八年）	五三7/16	四〇、三一九、〇八〇	三一、六三三、二九五	二六、八九一、八九三	—

〃	八　年（一九一九年）	六　四	五〇、五〇二、八六九	三九、一二四、三七一	二三、〇七四、八四六	四、七九五、九九一
〃	九　年（一九二〇年）	六　九1/2	五四、二〇五、四二〇	四三、一四八、三六一	二〇、六一一、九六七	五、七五八、三一三
〃	十　年（一九二一年）	三　一一7/16	五九、三三三、九三七	四六、五五二、九五八	三六、一九九、九七〇	一二、五九七、三二六
〃	十一年（一九二二年）	三　九	六二、九九六、七〇一	五〇、五九〇、一〇九	三六、六八〇、三八一	一〇、八八一、二六四
〃	十二年（一九二三年）	三　五3/4	六七、九九四、三八一	五六、四二九、六九〇	四三、二二〇、八八四	九、四三一、六一〇
〃	十三年（一九二四年）	三　七15/16	七三、八四六、四六〇	五九、九九一、五九六	四二、八四四、六八九	一四、六六二、三〇九
〃	十四年（一九二五年）	三　五7/8	七四、五九八、一五九	五九、三六七、三一〇	四三、〇〇〇、九三五	一八、〇一四、六七〇
〃	十五年（一九二六年）	三　一3/8	八二、六二六、八七七	六四、九四八、〇二二	四七、七四一、三九一	一五、三一八、一七九
〃	十六年（一九二七年）	二　九13/16	七二、五一九、四八九	五四、九二二、一二〇	五四、四〇八、六一七	一、三四六、四九九
〃	十七年（一九二八年）	二　一一1/16	八五、九六九、〇五八	六八、五三七、五八六	五一、五一五、九一一	一四、六三一、九五七
〃	十八年（一九二九年）	二　七13/16	一五七、三九一、三一四	一三七、二四一、八六四	五八、六五〇、〇一二	四二、七五五、七一四
〃	十九年（一九三〇年）	一　一〇11/16	一八七、二二五、二九九	一六四、二七五、七九七	八二、一一三、四一九	五四、九六九、二二四
〃	二十年（一九三一年）	一　六7/16	二四八、三三九、〇四八	二〇九、〇八七、七八〇	一〇七、五五二、〇七三	七五、八二七、一八三
〃	二十一年（一九三二年）	一　一一1/4	一八二、〇四一、四〇五	一五九、四〇七、八九九	六三、三六八、四九九	七四、八四七、七九七
〃	二十二年（一九三三年）	一　二13/16	三〇六、八五九、一三四	二六三、五三二、一八六	八五、七四二、四八二	一三二、四〇八、六〇二
〃	二十三年（一九三四年）	一　四1/8	三〇一、八八四、〇九二	二六二、九五〇、六五九	七五、四一四、三四八	一四七、一五〇、一二四
〃	二十四年（一九三五年）	一　五3/4	二八四、一〇四、四二五	二五五、七一四、七五三	六六、四〇〇、九八八	一五八、〇七一、一三三
〃	二十五年（一九三六年）	一　二1/2（ノミナル）	二九二、六九七、九〇六	二五三、六七三、九三三	七六、七二八、三九六	一二九、一七三、六八六

〃 二十六年（一九三七年）	一	二1/2 （ノミナル）	三一〇、五〇八、五八四	二七五、七五八、四三三	七六、九一一、二八四	一二九、一四一、四六三
〃 二十七年（一九三八年）	一	二1/2 （ノミナル）	二三三、三〇九、二七三	七七、二六九、四〇八	七七、九五八、六七六	一二九、一一二、二四九

三　一九一〇年以降中國本部（滿洲各省貿易除外）對外貿易額表

（單位は國幣百萬元）

類別 年度	輸入額	輸出額	入超
宣統二年（一九一〇年）	六四九	五〇三	一四六
〃 三年（一九一一年）	六五〇	四八二	一六八
民國元年（一九一二年）	六四四	四八五	一五九
〃 二年（一九一三年）	七八八	五二三	二六五
〃 三年（一九一四年）	七八〇	四四九	三三一
〃 四年（一九一五年）	六一九	五四六	七三
〃 五年（一九一六年）	六七八	六一二	六六
〃 六年（一九一七年）	六九七	五六〇	一三七
〃 七年（一九一八年）	七〇七	五八七	一二〇
〃 八年（一九一九年）	七八五	七三九	四六
〃 九年（一九二〇年）	九九七	六一四	三八三
〃 十年（一九二一年）	一、二三三	六九八	五三五
民國十一年（一九二二年）	一、二八四	七六四	五二〇
〃 十二年（一九二三年）	一、二五一	八六八	三八三
〃 十三年（一九二四年）	一、三八九	八七八	五一一
〃 十四年（一九二五年）	一、二四二	八七六	三六六
〃 十五年（一九二六年）	一、四七三	九三四	五三九
〃 十六年（一九二七年）	一、二九八	九八〇	三一八
〃 十七年（一九二八年）	一、五三〇	一、〇四七	四八三
〃 十八年（一九二九年）	一、六二〇	一、〇七〇	五五〇
〃 十九年（一九三〇年）	一、七二三	九四四	七七九
〃 二十年（一九三一年）	二、〇〇二	九一五	一、〇八七
〃 二十一年（一九三二年）	一、五二四	五六九	九五五
〃 二十二年（一九三三年）	一、三四五	六一二	七三三

〃二十三年（一九三四年）	一、〇三〇	五三五	四九五
〃二十四年（一九三五年）	九一九	五七六	三四三
〃二十五年（一九三六年）	九四一	七〇六	二三五
〃二十六年（一九三七年）	九五三	八三八	一一五
〃二十七年（一九三八年）	八八六	七六三	一二三

四　主要國對華貿易趨勢（單位は千國幣元）

國名	一九三五年 輸入	一九三五年 輸出	一九三五年 輸出入合計	一九三六年 輸入	一九三六年 輸出	一九三六年 輸出入合計
英帝國	二二一、一二七	一八六、六八六	四〇七、八一三	二〇四、二〇一	二二五、二五一	四二九、四五二
米合衆國及屬領	一七九、七七七	一四二、〇四二	三二一、八一九	一八九、〇九五	一九三、五八九	三八二、六八四
日本帝國	一五六、〇六九	一一〇、一二五	二六六、一九四	一七〇、七二七	一三四、五五三	三〇五、二八〇
獨逸	一〇三、一八四	二八、九二六	一三二、一一〇	一五〇、〇五一	三九、一七三	一八九、二二四
佛蘭西及屬領	七三、〇二八	三六、二三四	一〇九、二六二	三六、二七九	四一、七五六	七八、〇三五

國名	一九三七年 輸入	一九三七年 輸出	一九三七年 輸出入合計	一九三八年 輸入	一九三八年 輸出	一九三八年 輸出入合計
英帝國	二〇一、九九三	二九八、七一一	五〇〇、七〇四	一七〇、五九六	三五四、七八五	五二五、三八一
米合衆國及屬領	一九二、七五七	二三九、七七〇	四三二、五二七	一五四、八〇四	九四、八三〇	二四九、六三四
日本帝國	一六五、九〇八	一〇九、四六六	二七五、三七四	二五五、一二八	一六五、一〇三	四二〇、二三一
獨逸	一四六、三七三	七二、四七七	二一八、八五〇	一一二、九三九	五六、四四〇	一六九、三七九
佛蘭西及屬領	四五、一八二	五八、五〇四	一〇三、六八六	四五、七四四	四九、四一六	九五、一五[illegible]

附錄第五　中華民國に於ける開港市場一覽

中國に於ける開港場（沿海のもの又は外洋より汽船にて達し得るもの）、開市場（外洋より汽船にて達し得ざるもの）には、條約の規定に據り開放せるものと、中國が自ら開放せるものとある。前者を約定開港市場、後者を自管開港市場と區別するのが便利である。以下之を表記する。

甲　約定開港市場　（一九三九年七月現在）

※印は開市場。

開放期の下は最初に約せる相手國の名を示す。殆んど同時に數國との間に條約成立せるものは之を併記せり。

海關の分關に就ては記載を省略せり。

本表は開放約定上の年月順なり。

港市場名	所在地	開放期	海關名	開關期
上海(Shanghai)	上海市	一八四二年(道光二十二年)英	江海關	一八五四年六月
廣州(Canton)	廣州市	一八四二年(道光二十二年)英	粤海關	一八五九年十月

寧波(Ningpo)	浙江省鄞縣	一八四二年(道光二十二年)英	浙海關	一八六一年五月
福州(Foochow)	福建省閩侯縣	一八四二年(道光二十二年)英	閩海關	一八六一年七月
廈門(Amoy)	福建省思明縣	一八四二年(道光二十二年)英	廈門關	一八六二年四月
汕頭[1](Swatow)	廣東省澄海縣	一八五八年(咸豐八年)米・英・佛	潮海關	一八六〇年一月
鎭江(Chinkiang)	江蘇省鎭江縣	一八五八年(咸豐八年)英	鎭江關	一八六一年四月
漢口(Hankow)	漢口市	一八五八年(咸豐八年)英	江漢關	一八六二年一月
九江(Kiukiang)	江西省九江縣	一八五八年(咸豐八年)英	九江關	一八六二年一月
芝罘[2][烟台](Chefoo)	山東省福山縣	一八五八年(咸豐八年)英・佛	東海關	一八六二年三月
瓊州(Kiungchow)(海口 Hoihow)	廣東省瓊山縣	一八五八年(咸豐八年)英・佛	瓊海關	一八七六年四月
南京[3](Nanking)	南京市	一八五八年(咸豐八年)佛	金陵關	一八九九年五月
天津(Tientsin)	天津市	一八六〇年(咸豐十年)英・佛	津海關	一八六一年五月
宜昌(Ichang)	湖北省宜昌縣	一八七六年(光緒二年)英	宜昌關	一八七七年四月
蕪湖(Wuhu)	安徽省蕪湖縣	一八七六年(光緒二年)英	蕪湖關	一八七七年四月
溫州(Wenchow)	浙江省永嘉縣	一八七六年(光緒二年)英	甌海關	一八七七年四月
北海(Pakhoi)	廣東省合浦縣	一八七六年(光緒二年)英	北海關	一八七七年四月
九龍[4](Kowloon)	廣東省寶安縣	一八八六年(光緒十二年)英	九龍關	一八九七年四月

*龍州(Lungchow)	廣西省龍州縣	一八八七年(光緒十三年)佛	龍州關	一八八九年六月
*蒙自(Mengtsz)	雲南省蒙自縣	一八八七年(光緒十三年)佛	蒙自關	一八八九年八月
重慶[5](Chungking)	四川省巴縣	一八九〇年(光緒十六年)英	重慶關	一八九一年三月
*亞東[6](Yatung)	西藏扎什倫布	一八九三年(光緒十九年)英	(亞東關)	一八九四年五月
*思茅(Szemao)	雲南省思茅縣	一八九五年(光緒二十一年)佛	思茅關	一八九七年一月
河口(Hohow)	雲南省靖邊行政委員區	一八九五年(光緒二十一年)佛		
蘇州(Soochow)	江蘇省吳縣	一八九五年(光緒二十一年)日	蘇州關	一八九六年九月
沙市[7](Shasi)	湖北省江陵縣	一八九五年(光緒二十一年)日	沙市關	一八九六年十月
杭州(Hangchow)	杭州市	一八九五年(光緒二十一年)日	杭州關	一八九六年十月
三水(Samshui)	廣東省三水縣	一八九七年(光緒二十三年)英	三水關	一八九七年六月
梧州(Wuchow)	廣西省蒼梧縣	一八九七年(光緒二十三年)英	梧州關	一八九七年六月
*騰衝[騰越](Tengyueh)	雲南省騰衝縣	一八九七年(光緒二十三年)英	騰越關	一九〇二年五月
青島(Tsingtao)(膠州 Kiaochow)	青島市	一八九八年(光緒二十四年)獨	膠海關	一八九九年七月
江門(Kongmoon)	廣東省新會縣	一九〇二年(光緒二十八年)英	江門關	一九〇四年三月
長沙[8](Changsha)	湖南省長沙縣	一九〇三年(光緒二十九年)日	長沙關	一九〇四年七月
威海衛(Weihaiwei)	山東省威海衛行政區	一九三〇年(民國十九年)英	威海衛關	一九三〇年十月

(1) 潮州と約定されたものもあるが汕頭が開放された。

(2) 登州と約定されたが芝罘が開放された(嚴密に云へば芝罘村の對岸烟台の地)。

(3) 一八九七年(光緒二十三年)に至り開放した。

(4) 此處に揭げたる開放期及開關期は "The China Year Book," 1936. に據る。元來九龍と拱北との常關が海關の管理下に移されたのは一八八七年であり、九龍が英國の租借地となつたのは一八九八年である。開放期を一八八六年と爲すのは同年の『阿片ニ關スル香港取極』を根據とする計算と察せられる(以上第三章通商關係權益英清一八八五年『芝罘協定追加條款』の項を看よ。)

(5) 重慶が外國所有船舶の爲めに開放されたのは一八九五年の日清『媾和條約』の賜物である。

(6) 亞東關は一九一二年に閉鎖された。此關は西藏貿易無稅の建前に依り當初より徵稅事務を取扱はざる特異の存在であつた。

(7) 是より先、沙市は一八七六年英清『芝罘協定』により寄港場に指定されて居た。

(8) 一九〇二年英清マッケー條約に依り開放を約されたのが初めであるが右開放は効力を生じなかつた。

乙　中國邊境地約定開市場　(一九三九年七月現在)

開放期の下は約定せる相手國の名を示す。

商埠名	所在地	開放期	通商關係國
恰克圖(買賣城)(Kiakhta, Maimatchin)	外蒙古土謝圖汗境內	一七二七年(雍正五年)露	蘇
伊犂(Ili)	新疆省伊寧縣	一八五一年(咸豐元年)露	蘇

塔爾巴哈台(Tarbagatai)	新疆省塔城縣	一八五一年(咸豐元年)露	蘇
張家口(Kalgan)	(蒙疆政權)	一八六〇年(咸豐十年)露	日
喀什噶爾(Kashgar)	新疆省疏勒縣	一八六〇年(咸豐十年)露	蘇・英
庫　倫(Kulun)	外蒙古土謝圖汗境内	一八六〇年(咸豐十年)露	蘇
嘉峪關(肅州)(Ki-yu-kwan, Suchow)	甘肅省酒泉縣	一八八一年(光緒七年)露	蘇
迪化(烏魯木齊)(Urumchi)	新疆省迪化縣	一八八一年(光緒七年)露	蘇
吐魯蕃(Turfan)	新疆省吐魯蕃縣	一八八一年(光緒七年)露	蘇
奇台(古城)(Guchen)	新疆省奇台縣	一八八一年(光緒七年)露	蘇
哈　密(Hami)	新疆省哈密縣	一八八一年(光緒七年)露	蘇
科布多(Kobdo)	外蒙古科布多城	一八八一年(光緒七年)露	蘇
烏里雅蘇台(Uliassutai)	外蒙古烏里雅蘇台城	一八八一年(光緒七年)露	蘇
江　孜(Gyangtze)	西藏後藏扎什倫布	一九〇六年(光緒三十二年)英	英
噶大克(Gartok)	西藏阿里噶爾渡城	一九〇六年(光緒三十二年)英	英
〔亞東(Yatung)	西藏後藏扎什倫布、	(前表を看よ)〕	

丙　自管開港、市場

※印は沿海及沿水のものを示す。但し沿水とは外洋より到達し得る地にして且つ其の水路が開放せられて居るものを云ふ。

港市場名	所在地	開放期	海關名
※拱北(1)	廣東省中山縣	一八七一年(同治十年) 一八八七年(光緒十三年)	拱北關
※吳淞	上海市吳淞鎭	一八九六年(光緒二十二年)	
※三都澳	福建省寧德縣	一八九八年(光緒二十四年)	福海關
※岳州	湖南省岳陽縣	一八九八年(光緒二十四年)	岳州關
※南寧	廣西省邕寧縣	一八九八年(光緒二十四年)	南寧關
※秦王島	河北省臨楡縣	一八九八年(光緒二十四年)	
※武昌	湖北省武昌縣	一九〇〇年(光緒二十六年)	武昌關
濟南	山東省濟南市	一九〇四年(光緒三十年)	
濰縣	山東省濰縣	一九〇四年(光緒三十年)	
周村	山東省長山縣	一九〇四年(光緒三十年)	
※鼓浪嶼(2)	福建省思明縣	一九〇二年(光緒二十八年)	
※海州	江蘇省東海縣	一九〇五年(光緒三十一年)	
※湘潭	湖南省湘潭縣	一九〇五年(光緒三十一年)	

※常徳	湖南省常徳縣	一九〇五年（光緒三十一年）	
雲南	雲南省昆明縣	一九〇五年（光緒三十一年）	
彰徳	河南省安陽縣	一九〇八年（光緒三十四年）	
洛陽	河南省洛陽縣	一九〇八年（光緒三十四年）	
※香洲（中山港）(3)	廣東省（現中山縣）	一九〇九年（宣統元年）	
※公益埠(4)	廣東省臺山縣	一九一二年（民國元年）	
※浦口	南京市浦口	一九一二年（民國元年）	
※龍口	山東省黃縣	一九一四年（民國三年）	龍口關
張家口(5)	察哈爾省萬全縣	一九一四年（民國三年）	
多倫諾爾	察哈爾省多倫縣	一九一四年（民國三年）	
歸化城(6)	綏遠省歸綏縣	一九一四年（民國三年）	
包頭	綏遠省包頭市	一九二一年（民國十年）	
濟寧	山東省濟寧縣	一九二一年（民國十年）	
鄭州	河南省鄭縣	一九〇五年（光緒三十一年） 一九二二年（民國十一年）	
無錫	江蘇省無錫縣	一九二二年（民國十一年）	
徐州	江蘇省銅山縣	一九二二年（民國十一年）	

※雷　州	廣東省海康縣	一九三六年(民國二十五年)	雷州關
※萬　縣(7)	四川省萬縣	一九一五年(民國四年)	萬縣關

(1) "The China Year Book", 1936 は拱北海關の開設期を一八七一年六月として居る。

(2) 廈門に於ける鼓浪嶼共同租界は一九〇二年其の土地章程を公布した(外國租界の章當該項を看よ)。

(3) 一九三〇年(民國十九年)故國民黨總理孫文を記念して『中山港』と改稱の上改めて自開市場(六十年無稅港)となつた。

(4) 新寧(光緒三十四年自開)の名を以て知らる。尙ほ公益埠への出入口新會を其の沿水港場とす。

(5) 一八六〇年(咸豐十年)の露淸條約に依り露國民は該地に於て貨物の賣却を特許せられた(通商關係權益の章當該項を看よ)。

(6) 現蒙疆政權下の厚和。

(7) 一九〇二年の英淸マツケー條約に依り一定條件下に開放を豫定されたるも、條件成就せずして開放は失效爾後自開された。

附錄第六　一八四三年の歷史的稅率表

一八四三年七月二十二日、英淸兩國間に協定公布せられた輸出入稅率表は、中國の關稅自主權喪失史上に於ける初期の一大記念物である。而も現代行はれるものに比較して、夫れが如何に簡單なものであつたかは、下記の表に依つて之を窺ひ得る。私は該稅率表を歷史的稅率表と呼び度い。尙ほ之は翌一八四四年に、米、佛兩國の亦淸國に强制した稅率表でもあつた（實は些細の點に於て異る處があつた、其の差異に就ては本文中に之を掲げてある）。

注意――觔はCatty　兩はTeal　錢はMace　分はCandareenの略。兩錢分は十進法である。

輸出稅表

第一類　出口油蠟礬磺類

Class I. —— *Exported Oilman's Stores (Oil, Wax, Alum, Sulphur, &c.).*

礬石 即白礬 (Alum, *i. e.*, White Alum)	每百觔	一錢
八角油 (Aniseed Oil)	每百觔	五兩
桂皮油 (Cassia Oil)	每百觔	五兩

第二類　出口香料椒茶類

Class II. —— *Exported Spices, Tea, &c.*

茶葉 (Tea)	每百觔	二兩五錢
八角 (Aniseed, Star)	每百觔	五錢
麝香 (Musk)	每觔	五錢

第三類　出口藥材類

Class III. —— *Exported Drugs.*

三籟 (Capoor Cutchery)	每百觔	三錢
樟腦 (Camphor)	每百觔	一兩五錢
信石 即砒石一名人言又名砒礵 (Arsenic, under different Chinese names)	每百觔	七錢五分
桂皮 (Cassia)	每百觔	七錢五分
桂子 (Cassia Buds)	每百觔	一兩
冷飯頭 即土茯苓 (China-root)	每百觔	二錢
澄茄 即華澄茄 (Cubebs)	每百觔	一兩五錢
良薑 (Galingal)	每百觔	一錢
石黃 (Hartall)	每百觔	五錢
大黃 (Rhubarb)	每百觔	一兩
黃薑 (Turmeric)	每百觔	二錢

第四類　出口雜貨類

Class IV. —— *Exported Sundries.*

手鈪 即燒料鈪	(Bangles — Glass Armlets)	每百觔	五錢
竹簾 各樣竹器同例	(Bamboo Screens and Bambooware)	每百觔	二錢
土珊瑚 即假珊瑚	(Corals, Native, or False Coral)	每百觔	五錢
花竹響爆等類	(Crackers and Fireworks of all kinds)	每百觔	七錢五分
毛扇 即鵝毛等扇	(Fans — Feather Fans, &c.)	每百觔	一兩
玻璃片玻璃鏡燒料等物	(Glass, Glassware of all kinds)	每百觔	五錢
土珠 即草珠	(Glass Beads, or False Pearls)	每百觔	五錢
雨遮 即紙雨傘	(Kittysols, or Paper Umbrellas)	每百觔	五錢
雲石 即花石片	(Marble, Marble Slabs)	每百觔	二錢
蓪紙花	(Rice-paper Pictures)	每百張	一錢
紙扇	(Paper Fans)	每百觔	五錢
假珠	(Pearls — False)	每百觔	五錢

第五類　出口顏料膠漆紙劄類

Class V. —— Exported Painters Stores, &c., &c.

銅箔	(Brass Leaf)	每百觔	一兩五錢
藤黃	(Gamboge)	每百觔	二兩
紅丹	(Red Lead)	每百觔	五錢
土膠 即魚膠牛皮膠各等同例	(Glue, as Fish Glue, Cow-skin Glue, &c.)	每百觔	五錢

紙　類　各色同例 (Paper, Stationery)	每百觔	五錢
錫　箔 (Tin-foil)	每百觔	五錢
硍　硃 (Vermilion)	每百觔	三兩
畫　工　大油漆畫 (Paintings — large Paintings)	每件	一錢
鉛　粉 (White Lead)	每百觔	二錢五分

第六類　出口器皿箱盒類

Class VI. — Exported Wares of various kinds.

骨器角器　各樣同例 (Bone and Horn Ware)	每百觔	一兩
磁　器　粗細各樣同例 (Chinaware, Fine and Coarse)	每百觔	五錢
銅器錫器　各等一例 (Copperware and Pewterware)	每百觔	五錢
雜木器　卽家內所用物器 (Manufactures of Wood, Furniture)	每百觔	二錢
牙　器　各樣素雕象牙物件同例 (Ivoryware, all carved Ivory work included)	每百觔	五兩
漆　器　各等同例 (Lacquered Ware)	每百觔	一兩
海珠売器　卽雲母売器 (Mother-o'-Pearl Ware)	每百觔	一兩
籐簾籐蓆及籐竹諸貨 (Rattanware, Rattan and Bamboo work)	每百觔	二錢
檀香木器　各樣同例 (Sandalwood Ware)	每百觔	一兩
金銀器各樣 (Gold and Silver Ware)	每百觔	十兩
玳瑁器 (Tortoise-shell Ware)	每百觔	十兩

皮箱皮櫃等物 (Leather Trunks and Boxes) 每百觔 二 錢

第七類 出口竹木籐椰類

Class. VII. —— Exported Woods, Canes, &c.

竹竿鞭竿 各等同例 (Canes or Walking Sticks of all kinds) 每千條 五 錢

第八類 出口衣帽靴鞋類

Class VIII. —— Exported Articles of Clothing.

衣服 布衣絨衣絲衣各等同入一例 (Wearing Apparel, whether of Cotton, Woollen, or Silk) 每百觔 五 錢

靴鞋 皮緞各様同例 (Boots and Shoes, whether of Leather, Satin, or otherwise) 每百觔 二 錢

第九類 出口布疋花幔類

Class IX. —— Exported Fabrics of Cotton, &c.

夏布 蔴屬諸類布疋同例 (Grasscloth, and all Cloths of Hemp or Linen) 每百觔 一 兩

紫花布 棉屬諸布同例 (Nankeens, and all Cloths of Cotton) 每百觔 一 兩

第十類 出口紬緞絲絨類

Class X. —— Exported Silk, Fabrics of Silk, &c.

湖絲土絲 各等同例 (Raw Silk, of any province)	每百觔　十兩
天蠶絲 即全粗絲 (Coarse or Refuse of Silk)	每百觔　二兩五錢
湖絲經及各等絲經 (Organzine of all kinds)	每百觔　十兩
絲帶及絲線各樣 (Silk Ribbons and Thread)	每百觔　十兩
綢緞紗綾剪絨及各等綢緞 (Silk and Satin Fabrics of all kinds, as Crapes, Lutestrings, &c., &c., &c.)	每百觔　十二兩
絲綿雜貨 如棉紬及絲毛各樣 (Silk and Cotton mixed Fabrics)	每百觔　三兩

向來各種綢緞論疋另行加税今統歸一例徵收不再另加 (Heretofore a further charge per piece has been levied; the whole Duty is now to be paid in one sum, and the further charge is abolished.)

第十一類　出口氈羢毯蓆類

Class XI. — Exported Carpeting, Matting, &c.

蓆 如草蓆籐蓆竹蓆各等同例 (Mats of all kinds, as of Straw, Rattan, Bamboo, &c., &c.)	每百觔　二錢

第十二類　出口糖菓食物類

Class XII. — Exported Preserves, &c.

糖薑及各樣糖菓 (Preserved Ginger and Fruits of all kinds)	每百觔　五錢
豉油 即醬油類 (Soy)	每百觔　四錢
白糖黄糖各樣 (Sugar, White and Brown)	每百觔　二錢五分

氷糖 各省氷糖同例 (Sugar Candy, all kinds)	每百觔	三錢五分
生熟烟水烟黄烟孖古烟各等同例 (Tobacco, prepared and unprepared, &c., &c., of all kinds)	每百觔	二錢

第十三類 凡出口貨有不能賅載者即論價值若干每百兩抽銀伍兩

Class XIII. —— All that it has not been practicable herein to include are to be charged an *ad valorem* Duty of 5 per cent.

第十四類 金銀洋錢及各樣金銀類免稅

Class XIV. —— *Gold and Silver Coin, and Gold and Silver.* Duty free.

第十五類 瓦磚瓦片等造屋之料免稅

Class XV. —— *Bricks, Tiles, and Building Materials.* Duty free.

輸入税表

第一類 進口油蠟礬磺類

Class I. —— *Imported Oilman's Stores, &c.*

洋蠟 即蜜蠟又名磚蠟 (Wax, Beeswax)	每百觔	一兩

蘇合油 (Rose Maloes)　每百觔　一兩

洋硝 此物不准亂賣只准賣與官商原例無(Saltpetre, to be sold only to the licensed Agents of the Government)　每百觔　三錢

洋覘 即番梘 (Soap)　每百觔　五錢

第二類　進口香椒類

Class II. —— *Imported Spices and Perfumes.*

安息香安息油 (Gum Benzoin and Oil of ditto)　每百觔　一兩

檀香 (Sandalwood)　每百觔　五錢

胡椒 (Pepper)　每百觔　四錢

凡屬進口香料等貨例未賅載者卽按價值若干每百兩抽銀拾兩進(All other articles of this class not included in the Tariff, to pay an *ad valorem* Duty of 10 per cent.)

口香油水按價值若干每百兩抽銀伍兩 (Perfumery…………5 per cent)

第三類　進口藥材類

Class III. —— *Imported Drugs.*

阿魏 (Asafoetida)　每百觔　一兩

上等氷片 潔的 [Camphor, Baroos (or Malay), 1st quality, or cleaned (formerly classed as good, and inferior, Camphor)]　每觔　一兩

下等氷片 坭的	[(Camphor, Baroos (or Malay), 2nd quality, refuse (formerly classed as uncleaned Camphor)]	毎觔	五錢
上等丁香 即子丁香	(Cloves, 1st quality (picked))	毎百觔	一兩五錢
下等丁香 即母丁香	(Cloves, 2nd quality (Mother Cloves))	毎百觔	五錢
牛黃	(Cow Bezoar)	毎觔	一兩
兒茶	(Cutch)	毎百觔	三錢
檳榔膏	(Gambier)	毎百觔	一錢五分
檳榔	(Betel Nuts)	毎百觔	一錢五分
上等洋參 除滓參鬚的	(Ginseng, 1st quality, or cleaned)	毎百觔	三十八兩
下等洋參 即洋參鬚	(Ginseng, 2nd quality, Refuse, or Ginseng Beard)	毎百觔	三兩五錢
乳香	(Gum Olibanum)	毎百觔	五錢
沒藥	(Myrrh)	毎百觔	五錢
豆蔻花 即玉果花	(Mace, or Flower of Nutmeg)	毎百觔	一兩
水銀	(Mercury, or Quicksilver)	毎百觔	三兩
上等豆蔻 即玉果	(Nutmegs, 1st quality, or cleaned)	毎百觔	二兩
下等豆蔻 即草蔻連殼的	(Nutmegs, 2nd quality, or uncleaned)	毎百觔	一兩
木香	(Putchuck)	毎百觔	七錢五分
犀角	(Rhinoceros Horns)	毎百觔	三兩

第四類　進口雜貨類

Class IV. —— Imported Sundries.

火石	(Flints)	每百觔　五分
海珠壳 即雲母壳	(Mother-o'-Pearl Shells)	每百觔　二錢

第五類　進口醃臘海味類

Class V. —— Imported Dried Meats, &c.

上等燕窩 官燕	(Birds Nests, 1st quality, cleaned)	每百觔　五兩
中等燕窩 常燕	(〃 2nd 〃 good middling)	每百觔　二兩五錢
下等燕窩 毛燕	(〃 3rd 〃 uncleaned)	每百觔　五錢
上等海參 黑的	(Bicho de Mar, 1st quality, black)	每百觔　八錢
下等海參 白的	(〃 2nd 〃 white)	每百觔　二錢
上等魚翅 白的	(Sharks Fins, 1st quality, white)	每百觔　一兩
下等魚翅 黑的	(〃 2nd 〃 black)	每百觔　五錢
柴魚 即乾魚類	(Stock-fish and Dried Fish)	每百觔　四錢
魚肚	Fish Maws, not formerly in the Tariff)	每百觔　一兩五錢

第六類　進口顏料膠漆紙劄類

Class VI. —— Imported Painters Stores.

呀囒米	(Cochineal)	每百觔　五兩

洋　青 即大青 (Smalt)　每百觔　四　兩

蘇　木 (Sapanwood)　每百觔　一　錢

第七類　進口竹木籐椰類

Class VII. —— Imported Woods, Canes, &c.

沙　籐 (Rattans)　每百觔　二　錢

烏　木 (Ebony)　每百觔　一錢五分

凡進口木料如紅木紫檀木黃楊木等例不賅載者俱按價值若干每百兩抽銀拾兩(All other imported Woods, as Red-wood, Satin-wood, Yellow-wood, &c., not included in the Tariff, 10 per cent. *ad valorem.*)

第八類　進口鏡鐘標玩類

Class VIII. —— Imported Clocks, Watches and Trinketry.

自鳴鐘 (Clocks)

時辰標 (Watches)

千里鏡 (Telescopes)

玻璃片及各樣玻璃水晶器 (Glass Panes, and Glass and Crystal Ware of all kinds)

寫字盒 (Writing Desks)

梳粧盒 (Dressing-cases)

各樣金銀首飾 (Jewellery of Gold and Silver)

各鋼鐵器刀劍等物 (Cutlery, Swords, &c.)

以上各貨及同類雜貨卽論價值若干每百兩抽銀伍兩（All the foregoing, and any other miscellaneous articles of the same description, 5 per cent. *ad valorem*.）

第九類　凡進口金銀類各樣金銀洋錢錠錁免稅

Class IX. —— Gold and Silver Bullion and Specie. Duty free.

第十類　進口布疋花幔類

Class X. —— Imported Cotton, Fabrics of Cotton, &c., &c.

帆布　卽幔布　長七丈半至十丈 闊一尺七寸至二尺二寸 (Canvas)	每疋五錢
棉花 (Cotton)	每百觔四錢
白洋布　長七丈半至十丈 闊二尺二寸至二尺六寸 [Long Cloths, White (formerly divided into superior and inferior Fine Cotton Cloth)]	每疋一錢五分
白袈裟布　長五丈至六丈 闊二尺九寸至三尺三寸 (Cambrics and Muslins)	每疋一錢五分
原色洋布　長七丈半至十丈 闊二尺至二尺九寸 [Cottons, Grey, or Unbleached, Domestics, &c. (formerly classed as Coarse Long Cloths)]	每疋一錢
原色斜紋布　長七丈半至十丈 闊二尺至二尺九寸 (Twilled Cottons, Grey)	每疋一錢
印花布　長六丈至七丈半 闊一尺九寸至二尺二寸 (Chintz and Prints of all kinds)	每疋二錢
棉紗 (Cotton Yarn and Cotton Thread)	每百觔一兩
蔴布白色幼細洋竹布　長五丈至七丈半 闊二尺一寸至二尺七寸 (Linen, Fine, not formerly in the Tariff)	每疋五錢

羽布 (Bunting)	每	丈	一分五厘

此外凡屬進口棉布類如柳條巾旗方巾顏色布剪絨布絲棉布毛棉布又粗蔴布半棉半蔴布絲蔴布毛蔴布等即論價值若干每百兩抽銀伍兩(All other imported articles of this class, as Ginghams, Pulicates, Dyed Cottons, Velveteens, Silk and Cotton Mixtures, Coarse Linen, and Mixtures of Cotton and Linen, &c., &c., 5 per cent. *ad valorem.*)

第十一類　進口綢緞絲絨類

Class XI. —— Imported Fabrics of Woollen, Silk, &c., &c.

大手帕 四方長闊在二尺六寸以上 (Handkerchiefs, large)	每	條	一分五厘
小手帕 四方長闊在二尺六寸之下 (〃 small)	每	條	一分
上等金銀線 即眞金銀的 (Gold and Silver Thread, superior, or real)	每	觔	一錢三分
下等金銀線 即假金銀的 (〃 inferior or imitation)	每	觔	三分
大呢 即哆羅呢三尺六寸至四尺六寸 (Broadcloth, Spanish Stripes, &c.)	每	丈	一錢五分
小呢 即嗶嘰番紀之類 (Narrow Cloths, as Long Ells, Cassimeres, &c., &c.)	每	丈	七分
羽緞 (Camlets (Dutch))	每	丈	一錢五分
羽紗 (Camlets)	每	丈	七分
羽綢 (Imitation Camlets or Bombazettes)	每	丈	三分五厘
絨線 (Woollen Yarn)	每百	觔	三兩
洋白氈 (Blankets)	每	條	一錢

凡進口絨貨例未賅載者如素毛絲毛棉毛等即以價值若干每百兩抽銀伍兩(All other fabrics of Wool, or of mixed Wool

and Silk, Wool and Cotton, &c., 5 per cent. *ad valorem.*)

第十二類　進口酒果食物類

Class XII. —— Imported Wines, Preserves, Spirits, &c.

洋酒 裝玻璃瓶大的 (Wine and Beer, in quart bottles)	每百瓶 一兩
洋酒 裝玻璃瓶小的 (〃 in pint bottles)	每百瓶 五錢
洋酒 裝桶的 (〃 in casks)	每百觔 一錢

第十三類　進口銅鐵鉛錫類

Class XIII. —— Imported Metals

洋生銅 如銅磚之類 (Copper, unmanufactured, as in pigs)	每百觔 一兩
洋熟銅 如銅扁銅條之類 (Copper, manufactured, as in sheets, rods, &c.)	每百觔 一兩五錢
洋生鐵 如鐵磚之類 (Iron, unmanufactured, as in pigs)	每百觔 一錢
洋熟鐵 如鐵條之類 (Iron, manufactured, as in bars, rods, &c.)	每百觔 一錢五分
洋生熟鉛 黑白同例 (Lead, in pigs, or manufactured)	每百觔 四錢
洋生鋼各樣 (Steel, unmanufactured)	每百觔 四錢
洋錫 即番錫 (Tin)	每百觔 一兩
馬口鐵 即錫扁 (Tinplates, not formerly in the Tariff)	每百觔 四錢

凡屬進口銅鐵鉛錫等類如白銅黃銅等例未貶載者即按價值若干每百兩抽銀拾兩(All other Metals, as Zinc, Yellow Copper, &c., not herein enumerated, 10 per cent. *ad valorem.*)

第十四類　進口珍珠寶石類

Class XIV. —— Imported Jewellery.

瑪瑙石片	(Corneilians)	每百片	五錢
瑪瑙珠	(Cornelian Beads)	每百觔	十兩

第十五類　進口纓皮牙角羽毛類

Class XV. —— Imported Skins, Teeth, Horns, &c.

水黃牛角	(Bullocks and Buffalos Horns)	每百觔	二兩
生熟牛皮	(Cow and Ox Hides, stanned and unstanned)	每百觔	五錢
海龍皮 即海虎皮	(Sea-otter Skins)	每條	一兩五錢
大狐狸皮	(Fox Skins, large)	每條	一錢五分
小狐狸皮	(〃 small)	每條	七分五厘
虎皮豹皮貂皮等	(Tiger, Leopard, and Marten Skins)	每條	一錢五分
獺皮貉獾皮沙魚皮等	(Land-otter, Racoon, and Shark Skins)	每百條	二兩
海騾皮等	(Beaver Skins)	每百條	五兩
兎皮灰鼠皮銀鼠皮等	(Hare, Rabbit, and Ermine Skins)	每百條	五錢
海馬牙	(Sea-horse Teeth)	每百觔	二兩
上等象牙 不碎的牙	(Elephants Teeth, 1st quality, whole)	每百觔	四兩
下等象牙 碎的牙	(〃 2nd 〃 broken)	每百觔	二兩

第十六類　凡屬進口新貨例內不能賅載者卽按價值若干每百兩抽銀伍兩

Class XVI. —— All new goods imported, which it has not been practicable to include herein, 5 per cent. *ad valorem.*

第十七類　又進口洋米洋麥五穀等皆免稅

Class XVII. —— *All Foreign Rice, and other Grain.* Duty free.

船　鈔

向來係丈量船身按丈輸鈔今議改查照船牌所開此船可以載貨若干每噸（積方計算以壹百二十二斗爲一噸）輸鈔銀五錢其丈量舊例及出口進口日月等規全行删免

Shipping Dues. —— These have hitherto been charged upon the measurement of the ship's length and breadth, at so much per *chang*; but it is now agreed to alter the system, and charge according to the registered statement of the number of tons of cargo the ship may carry. On each ton (reckoned equal to the cubic contents of 122 *tow*) a shipping charge of five mace is to be levied; and all the old charges of measurement, entrance and port-clearance fees, daily and monthly fees, &c., are to be abolished.

附錄第七　法權委員會報告書『勸告』の部

華盛頓會議に於て採擇された『支那國ニ於ケル治外法權ニ關スル決議』に基き、一九二六年一月十二日[1]北京に開催を見るに至つた『支那國ニ於ケル治外法權ニ關スル委員會』は、同年九月十六日附一報告書を作成した。以下は該委員會報告書第四の部門に當る『勸告』(Recommendations)の全文(外務省公表の譯文に據る)であり、報告書の結論と認められる部分である。

委員ハ其ノ審査ヲ完了シ且本報告ノ第一部、第二部及第三部ニ掲クル事實ヲ認定シ玆ニ左ノ勸告ヲ爲ス。

委員ハ本勸告事項カ相當ニ實行セラルルニ至ラハ諸國ニ於テ其ノ各自ノ治外法權ニ關スル權利ヲ拋棄スルコトヲ得ヘキモノト認ム。

治外法權拋棄ノ上ハ關係國ノ人民ハ一般ノ國際慣行ニ從ヒ及公正且衡平ナル基礎ニ依リ居住及營業ノ自由竝私權ヲ支那國ノ一切ノ部分ニ於テ享有スヘキモノトス。

勸告事項

一

支那國ニ在ル一般人民ニ關スル司法ノ運用ハ之ヲ裁判機關ニ委スルコトヲ要ス。裁判所ハ政府ノ行政其ノ他一切ノ文武官憲ノ不當ナル干涉ニ對シ有效ニ保護セラルヘシ。

二

支那國政府ハ支那國ノ現存ノ法制竝司法及監獄ノ制度改良ノ爲左ノ計畫ヲ採用スヘシ。

1) 此期日は當初の豫定より約四年遲れた。

一　同政府ハ法規竝司法、警察又監獄ノ制度ニ關スル本報告第二部及第三部記載ノ意見ニ適應スルニ必要ナルヘキ改正及措置ヲ爲スノ目的ヲ以テ右第二部及第三部ニ付考慮スヘシ。

二　同政府ハ左ノ法規ヲ完成シ且之ヲ實施スヘシ。

(一)　民法典

(二)　商法典（手形法、海法及保險法ヲ含ム）

(三)　改正刑法典

(四)　銀行法

(五)　破産法

(六)　特許法

(七)　土地收用法

(八)　公證人法

三　同政府ハ支那國法規ニ付不確實ナル所ナカラシムル爲其ノ正式ナル制定、公布及廢止ニ關スル統一的制度ヲ設定シ且維持スヘシ。

四　同政府ハ縣知事衙門竝舊式ノ監獄及看守所廢止ノ目的ヲ以テ新式裁判所、新式監獄及新式看守所ノ制度ヲ擴張スヘシ。

五　同政府ハ裁判所、看守所及監獄竝其ノ職員ノ維持ノ爲ニ相當ナル財政上ノ施設ヲ爲スヘシ。

三

前記勸告事項ノ全部カ相當ニ實行セラルル時期前ニ在リテモ其ノ主要ナル事項ニシテ實行セラレタル後ハ關係國ハ支那國政府カ希望スルニ於テハ其ノ際協定セラルヘキ漸進的計畫（地理的、部分的又ハ其ノ他ノ）ニ從ヒ治外法權ノ撤廢ヲ考慮ス

ルヲ妨ケサルヘシ。

四

治外法權ノ撤廢ニ至ル迄關係國政府ハ本報告第一部記載ノ意見ニ適應スルノ目的ヲ以テ右第一部ニ付考慮スヘク且治外法權ノ現在ノ制度及行使ニ對シ必要アラハ支那國政府ノ協力ヲ得テ左ノ變更ヲ加フヘシ。

一　支那國法規ノ適用

關係國ハ其ノ採用スルコトヲ適當ト認ムル支那國ノ法規ヲ自國ノ在支正式裁判所又ハ領事裁判所ニ於テ成ルヘク適用スヘシ

二　混合事件及會審衙門

關係國ノ國民ヲ原告トシ支那國法權ノ下ニ在ル者ヲ被告トスル混合事件ハ通則トシテ外國會審官カ審理ノ監視又ハ其ノ他ノ方法ニ依ル干與ノ爲臨席スルコトナク支那國新式裁判所(審判廳)ニ於テ裁判セラルヘシ。現存ノ特別混合裁判所ニ關シテハ其ノ構成及訴訟手續ハ租界ノ特殊事情ノ許ス限リ支那國新式裁判制度ニ依ル構成及訴訟手續ニ一層適合セシムヘシ。治外法權國ノ人民ニシテ在支外國正式裁判所又ハ領事裁判所ニ出廷スル資格ヲ有スル辯護士ハ支那國辯護士ヲ律スル法令ニ從フニ於テハ一切ノ混合事件ニ付外國人又ハ支那人ノ訴訟代理人タルコトヲ許サルヘシ。右事件ニ付業務ニ從事スル爲ノ資格トシテ何等ノ試驗ヲ必要トセサルヘシ。

三　治外法權國ノ人民

(イ)　治外法權國ハ支那人並事實上全部又ハ大部分支那人ノ所有ニ屬スル營業及船舶業ニ對シ外國ノ保護ヲ及ホスコトニ因リ生シタル濫用ヲ匡正スヘシ。

(ロ)　支那國ニ於ケル自國民ニ對シ現ニ強制的定期登錄ヲ命セサル治外法權國ハ右定期登錄ノ施設ヲ爲スヘシ。

四　司法上ノ協力

支那國官憲ト治外法權國官憲トノ間及治外法權國官憲相互間ノ司法上ノ協力（司法共助ヲ含ム）ニ關スル必要ナル取極ヲ爲スヘシ。

例ヘハ

（イ）外國人ト支那國法權ノ下ニ在ル者トノ間ニ於テ仲裁手續ニ依リ民事事件ヲ解決スヘキ旨ヲ定ムル一切ノ約定ハ其ノ當事者カ治外法權國在支正式裁判所又ハ領事裁判所ノ管轄下ニ在ル場合ニ於テハ右正式裁判所又ハ領事裁判所ニ依リ、支那國裁判所ノ管轄下ニ在ル場合ニ於テハ右支那國裁判所ニ依リ承認セラルヘク、且右約定ニ從ヒ爲サレタル仲裁判斷ハ執行セラルヘシ。但シ管轄裁判所カ右判斷ヲ公ノ秩序又ハ善良ノ風俗ニ反スト認ムルトキハ此ノ限ニ在ラス。

（ロ）支那國裁判所ニ依リ正當ニ發セラレ且權限アル支那國官憲ニ依リ證明セラレタル支那國法權ノ下ニ在ル者ニ關スル判決、呼出狀及逮捕又ハ搜査ノ令狀ノ迅速ナル執行ニ付支那國政府ト關係國トノ間ニ滿足ナル取極ヲ爲スヘシ。治外法權國人民ニ關スル同樣ノ事項ニ付亦同シ。

五　課稅

治外法權ノ撤廢ニ至ル迄、關係國ノ人民ハ支那國政府ノ權限アル官憲ニ依リ正當ニ公布セラレタル法令ニ規定セラレ且關係國ニ依リ自國民ニ適用セラルヘキモノト承認セラレタル課稅ヲ納付スルコトヲ要ス。

附錄第八　中華民國に於ける日本領事裁判關係統計

本表は外務省條約局第二課作成の統計表を簡略にせるもの。
地名は關係領事館名を示す。
※印は支那事變勃發の爲め統計の報告不能のもの。

一　刑事事件

刑法犯	天津	張家口	芝罘	青島	濟南	上海	漢口	長沙	福州	厦門	汕頭	計
昭和九年	二三	〇	〇	二二	二	三八	一	一	一	一八	一	一〇七
同　十年	二六	〇	〇	二七	一	三六	二	〇	四	二一	〇	一一七
同十一年	二二	〇	一	三一	五	五三	〇	〇	〇	二三	一	一三六
同十二年	六五	〇	※	一七	※	一七	〇	※	※	一二	※	一一一

「參考」但し滿洲國に於ける年度別件數合計は、昭和九年九七三、同十年一一六〇、同十一年一二三三、同十二年九九一なり。

『刑法犯』には次の如き罪が含まれて居る。
內亂陰謀罪　公務ノ執行ヲ妨害スル罪　逃走ノ罪　犯人藏匿及證憑湮滅ノ罪　騷擾ノ罪　放火及失火ノ罪　溢水及水利ニ關スル罪　往來ヲ妨害スル罪　住居ヲ侵ス罪　祕密ヲ侵ス罪　阿片煙ニ關スル罪　飲料水ニ關スル罪　通貨僞造ノ罪　文書僞造ノ罪　有價證券僞造ノ罪　印章僞造ノ罪　僞證ノ罪　誣告ノ罪　猥褻、姦淫及重婚ノ罪　賭博及富籤ニ關スル罪　墳墓及禮拜所ニ關スル罪　瀆職ノ罪　殺人ノ罪　傷害ノ罪

過失傷害ノ罪　墮胎ノ罪　遺棄ノ罪　逮捕及監禁ノ罪　脅迫ノ罪　略取及誘拐ノ罪　名譽ニ對スル罪　信用及業務ニ對スル罪　竊盜ノ罪　强盜ノ罪　詐欺及恐喝ノ罪　横領ノ罪　贓物ニ關スル罪　毀棄及隱匿ノ罪

特別法犯

	天津	張家口	芝罘	青島	濟南	上海	漢口	長沙	福州	廈門	汕頭	計
昭和九年	九三	〇	九	六三	四	一七	一	〇	〇	〇	〇	一八七
同十年	一四五	〇	二五	五六	一一	一五	〇	〇	〇	七	〇	二五九
同十一年	一二一	五	四九	五三	二三	七四	四	〇	〇	一二	三	三四四
同十二年	一〇二	四	※	一五	※	一〇一	三	※	※	八	※	二三三

〔參考〕但し滿洲國に於ける年度別件數合計は、昭和九年四四七、同十年五三九、同十一年五四四、同十二年五八二なり。

『特別法犯』には次の如き罪及法規違反が含まれて居る。

館令違反　兵器彈藥取締規則　「モルヒネ」「コカイン」等取締規則違反　外務省令阿片痲醉劑等取締令違反　居留民取締規則　在留禁止違反　銃砲火藥類取締規則　藥品取締規則　禁制品密賣取締規則　郵便法　電信法規則　關稅法　醫師法　醫師取締規則　齒科醫師法　外國ニ於テ流通スル貨幣等ノ變造及模造ニ關スル法律　鹽取締規則　警察犯處罰令　治安維持法　兵役法　兵役法施行規則　陸軍服役令施行規則　陸軍召集規則　朝鮮煙草專賣令　外國爲替管理法　其ノ他

二　民事事件

張家口	天津	青島	濟南	上海	蕪湖	漢口	福州	廈門	汕頭	計

人事ヲ目的トスル訴	張家口	天津	青島	濟南	上海	蕪湖	漢口	福州	廈門	汕頭	計
昭和九年	○	一	一	○	一	○	○	○	二	○	五
同十年	○	○	○	○	一	○	○	○	○	○	一
同十一年	○	○	四	○	○	○	○	○	○	○	四
同十二年	○	○	五	※	○	※	○	※	○	※	五

〔參考〕但し滿洲國に於ける年度別件數合計は、昭和九年二二、同十年二八、同十一年二五、同十二年一四なり。

『人事を目的とする訴』は下記に關する訴を謂ふ。

婚姻　離婚　同居竝別居　養子緣組　離緣　認知　身分確認　幼兒引渡　準禁治產　失踪　家督相續

土地ヲ目的トスル訴	張家口	天津	青島	濟南	上海	蕪湖	漢口	福州	廈門	汕頭	計
昭和九年	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
同十年	○	○	○	○	一	○	○	○	一	○	二
同十一年	○	一	二	○	○	○	○	○	四	○	七
同十二年	○	一	二	※	二	※	○	※	三	※	八

〔參考〕但し滿洲國に於ける年度別件數合計は、昭和九年三四、同十年三八、同十一年五三、同十二年一一一なり。

『土地を目的とする訴』は下記に關する訴を謂ふ。

土地所有　土地占有　土地境界　土地賣買　土地妨害排除　土地明渡　土地引渡　土地返還

建物ヲ目的トスル訴

	張家口	天津	青島	濟南	上海	蕪湖	漢口	福州	廈門	汕頭	計
昭和九年	○	五	一八	○	五四	○	○	○	九	○	八六
同十年	○	七	一一	○	五九	○	○	○	一五	○	九二
同十一年	○	一○	五	○	五三	○	○	○	二三	一	九二
同十二年	○	七	三	※	一七	※	一	※	一五	※	四三

〔參考〕但し滿洲國に於ける年度別件數合計は、昭和九年一四一、同十年一五八、同十一年二一一、同十二年二三七なり。

『建物を目的とする訴』は下記に關する訴を謂ふ。

建物所有　建物築造、取拂並修繕　建物明渡　建物引渡　建物返還

金錢ヲ目的トスル訴

	張家口	天津	青島	濟南	上海	蕪湖	漢口	福州	廈門	汕頭	計
昭和九年	○	一四	七八	六	五七	○	○	一	二七	二	一八五
同十年	○	七	五九	六	六四	○	一	一	三五	二	一七五
同十一年	○	一○	六八	三	三九	二	○	一	四九	二	一七四
同十二年	○	一二	四九	※	二九	※	五	※	三七	※	一三二

〔參考〕但し滿洲國に於ける年度別件數合計は、昭和九年六六○、同十年一一四三、同十一年一二○九、同十二年一一○九なり。

『金錢を目的とする訴』は下記に關する訴を謂ふ。

計算金　取戻金　支拂金　手付金　保證金　證據金　利息金　違約金　債務金　分配金　贈與金

賣買代金　競賣金　貸金　地代　小作料　家賃及敷金　賃貸料　使用料　給料　賃銀　報酬金

手當金　手數料　傳習料　廣告料　請負金　工事費　修繕費　入院、診察、手術、藥價、調劑料　移轉料　立替金　取立金　運送竝配達料　遊興竝飲食料　賄料竝宿料　委託、寄託、保管金　預金　講金又ハ積金　前渡金　過渡金　保管料　利得金　損害賠償金　辨償金　補償金　代(求)償金　慰藉料　扶助竝補助料　分擔又ハ賦課金　和解金　出資金　缺損又ハ損害金　株金　清算金　利益金　配當金　保險金　手形金　契約金　延滯金　讓渡(受)金　過怠金　轉付命令金　賣買差損金　貸借金　其ノ他

物ヲ目的トスル訴

	張家口	天津	青島	濟南	上海	蕪湖	漢口	福州	廈門	汕頭	計
昭和九年	○	○	一	○	一	○	○	○	一	○	三
同　十年	○	一	一	○	○	○	○	○	○	○	二
同十一年	○	○	一	○	三	○	○	○	一	○	五
同十二年	○	○	一	※	三	○	○	※	一	※	五

〔參考〕但し滿洲國に於ける年度別件數合計は、昭和九年八、同十年六、同十一年九、同十二年一二なり。

其ノ他ノ訴

	張家口	天津	青島	濟南	上海	蕪湖	漢口	福州	廈門	汕頭	計
昭和九年	○	六一	一八一	八	一七七	○	一	一	五二	一	四八二
同　十年	○	四〇	一五七	三	二〇四	○	五	○	五二	○	四六一
同十一年	○	二九	七九	六	一三三	○	九	○	五五	三	三一四
同十二年	二	一二二	五	※	六五	※	八	※	四四	※	二四六

〔參考〕但し滿洲國に於ける年度別件數合計は昭和九年一三四七、同十年二〇六〇、同十一年二八一八、同十二年

二五七九なり。

『其の他の訴』は下記に關する訴を謂ふ。

商號　工業所有權　營業　所有權ノ爭　共有權ノ爭　抵當權ノ爭　權利關係　契約ノ爭　債權ノ爭　債務ノ爭　行爲要求　相續財產　書類　破產　和解　登記手續　競賣　强制執行　執行異議　公示催告　差押、假差押及假處分　督促　差押假處分異議　其ノ他

三　非訟事件

民事非訟事件	張家口	天津	青島	濟南	上海	漢口	福州	廈門	計
昭和九年	○	二	一三	二	四	一	○	○	二二
同十年	○	四	七	○	二	○	○	○	一三
同十一年	○	一	一一	二	四	一	○	○	一九
同十二年	○	○	八	※	五	○	※	○	一三

〔參考〕但し滿洲國に於ける年度別件數合計は、昭和九年四五、同十年六七、同十一年九五、同十二年八八なり。

『民事非訟事件』には次の如き事件が含まれて居る。

法人ニ關スル事件　財產ノ管理ニ關スル事件　信託事件(信託事務ノ監督及信託財產ノ管理ニ關スル事件　受託者ノ辭任解任及選任ニ關スル事件　信託ノ解除ニ關スル事件　信託管理人ニ關スル事件)　裁判上ノ代位ニ關スル事件　保存、供託、保管及鑑定ニ關スル事件　隱居ニ關スル事件　廢家ニ關スル事件　家督相續ニ關スル事件　親族會ニ關スル事件　相續ノ承認及拋棄ニ關スル事件　遺言ノ確認及執行ニ關スル事件

張家口　天津　青島　濟南　上海　漢口　福州　廈門　計

商事非訟事件	張家口	天津	青島	濟南	上海	漢口	福州	廈門	計
昭和九年	○	一	一	一	○	○	○	○	三
同十年	○	一	一	○	○	○	○	○	二
同十一年	○	○	六	○	二	○	○	○	八
同十二年	○	○	四	※	二	○	※	○	六

〔參考〕但し滿洲國に於ける年度別件數合計は、昭和九年二一、同十年二九、同十一年四〇、同十二年三六なり。

『商事非訟事件』には次の如き事件が含まれて居る。

競賣ノ許可ニ關スル事件　會社ノ清算及書類保存者ノ選任ニ關スル事件　會社ノ役員選任　商法違反

競賣法ニ依ル競賣事件	張家口	天津	青島	濟南	上海	漢口	福州	廈門	計
昭和九年	○	○	○	○	○	○	○	○	○
同十年	○	○	○	○	一	○	○	○	一
同十一年	○	○	○	○	○	○	○	○	○
同十二年	○	○	○	※	○	○	※	○	※

〔參考〕但し滿洲國に於ける年度別件數合計は、昭和九年一なり。

破產ニ關スル事件	張家口	天津	青島	濟南	上海	漢口	福州	廈門	計
昭和九年	○	二	○	○	○	○	○	○	二
同十年	○	○	一	○	○	○	○	○	一
同十一年	○	○	一	○	○	○	○	○	一
同十二年	○	○	○	※	○	○	※	○	※

〔參考〕但し滿洲國に於ける年度別件數合計は、昭和九年五なり。

戸籍	張家口	天津	青島	濟南	上海	漢口	福州	廈門	計
昭和九年	○	二五	八	○	二一	二	○	○	五六
同十年	○	三二	一二	○	三一	○	七	二	八四
同十一年	一	二七	○	一	三五	三	四	五	七六
同十二年	○、	四二	○	※	二○	一	※	○	六三

〔參考〕但し滿洲國に於ける年度別件數合計は、昭和九年二二○五、同十年四四五一、同十一年八二○七、同十二年八九四六なり。

『戸籍』には左の事件が含まれて居る。
就籍及戸籍訂正ニ關スル事件　戸籍法(令)違反

四　登記公證及執達吏事務

	天津	張家口	芝罘	青島	濟南	上海	蘇州	蕪湖	漢口	長沙	福州	廈門	汕頭	計
昭和九年	一〇七〇	○	七	三五五六	一三一	三三六六	○	○	一一五	○	三〇	七三九	一〇	七九二四
同十年	一三九五	○	二	三〇一九	二八四	二六三八	○	○	一五四	○	三三	八四九	一三	八三八五
同十一年	一二八九	六	三	三三一〇	一〇八	二一六五	一	二	一五四	一	六四	六八二	二一	六六一五
同十二年	一三六九	○	※	一八九四	※	一九〇六	※	※	一四六	※	※	一三六	※	五四五一

〔參考〕但し滿洲國に於ける年度別件數合計は、昭和九年二一九一三五、同十年四一八二二、同十一年四三七九三、同十二年四五四七三なり。

五 渉外事件

國別	年次	天津 舊受	天津 新受	天津 既濟	天津 未濟	天津 計	青島 舊受	青島 新受	青島 既濟	青島 未濟	青島 計	上海 舊受	上海 新受	上海 既濟	上海 未濟	上海 計	廈門 舊受	廈門 新受	廈門 既濟	廈門 未濟	廈門 計	漢口 舊受	漢口 新受	漢口 既濟	漢口 未濟	漢口 計	汕頭 舊受	汕頭 新受	汕頭 既濟	汕頭 未濟	汕頭 計	合計
滿洲國	昭和九年	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
	同 十年	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
	同十一年	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
	同十二年	一	〇	一	〇	一	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	一
中華民國	昭和九年	〇	五	五	〇	五	一	二〇	二〇	一	二一	〇	三一	三〇	一	三一	四	一九	一八	五	二三	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	八〇
	同 十年	〇	五	五	〇	五	〇	五	四	一	五	一	三二	三〇	三	三三	五	三一	二七	九	三六	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	七九
	同十一年	〇	一〇	一〇	〇	一〇	一	三	一	三	四	三	二七	二七	三	三〇	七	四二	三三	一六	四九	〇	〇	〇	〇	〇	一	〇	一	一	〇	九四
	同十二年	〇	七	四	三	七	三	八	八	三	一一	三	四四	四一	六	四七	一六	二三	三〇	九	三九	〇	一	一	〇	一	〇	〇	〇	〇	〇	一〇五
英國	昭和九年	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	二一	一八	三	二一	一	一	一	一	二	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	二三
	同 十年	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	一	二八	二八	一	二九	一	〇	一	〇	一	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	三〇
	同十一年	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	一	三二	三二	一	三三	〇	一	一	〇	一	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	三四
	同十二年	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	一	一七	一八	〇	一八	一	〇	一	〇	一	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	一九
米國	昭和九年	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	一	一五	一五	一	一六	〇	一	一	〇	一	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	一七
	同 十年	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	三	二四	二四	三	二七	〇	一	一	〇	一	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	二八
	同十一年	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	三	三	六	〇	六	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	六
	同十二年	〇	一	〇	一	一	〇	〇	〇	〇	〇	〇	六	五	一	六	〇	〇	〇	〇	〇	〇	一	一	〇	一	〇	〇	〇	〇	〇	八

		天津					青島					上海					廈門					漢口					汕頭					合計
		舊受	新受	既濟	未濟	計	舊受	新受	既濟	未濟	計	舊受	新受	既濟	未濟	計	舊受	新受	既濟	未濟	計	舊受	新受	既濟	未濟	計	舊受	新受	既濟	未濟	計	
佛國	昭和九年	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	五	三	二	五	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	五
	同十年	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	二	七	九	〇	九	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	九
	同十一年	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	二	二	〇	二	〇	三	二	一	三	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	五
	同十二年	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	二	二	〇	二	一	〇	一	〇	一	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	三
ソヴィエト	昭和九年	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
	同十年	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
	同十一年	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	二	二	〇	二	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	二
	同十二年	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
獨國	昭和九年	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
	同十年	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
	同十一年	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
	同十二年	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	一	一	〇	一	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	一
其他諸國	昭和九年	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
	同十年	〇	一	〇	一	一	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	一
	同十一年	一	四	四	一	五	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	一	〇	一	一	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	六
	同十二年	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	一	〇	一	〇	一	〇	一	〇	一	一	〇	〇	〇	〇	〇	二

〜

		天津					青島					上海					廈門					漢口					汕頭					合計
		舊受	新受	既濟	未濟	計	舊受	新受	既濟	未濟	計	舊受	新受	既濟	未濟	計	舊受	新受	既濟	未濟	計	舊受	新受	既濟	未濟	計	舊受	新受	既濟	未濟	計	
無國籍	昭和九年	〇	一	一	〇	一	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	一
	同　十年	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
	同十一年	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
	同十二年	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
合計	昭和九年	〇	六	六	〇	六	一	二〇	二〇	一	二一	一	七二	六六	七	七三	五	二一	二〇	六	二六	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	一二六
	同　十年	〇	六	五	一	六	〇	五	四	一	五	七	九一	九一	七	九八	六	三二	二九	九	三八	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	一四七
	同十一年	一	一四	一四	一	一五	一	三	一	三	四	七	六六	六九	四	七三	七	四七	三六	一八	五四	〇	〇	〇	〇	〇	〇	一	〇	一	一	一四七
	同十二年	一	八	五	四	九	三	八	八	三	一一	四	七〇	六七	七	七四	一九	二三	三三	九	四二	〇	三	二	一	三	〇	〇	〇	〇	〇	一三九

附錄第九　日本の在滿治外法權撤廢條約

日本の滿洲國に於ける治外法權は、『日滿議定書』に據り舊政權時代のものを引續き保障せられたのであるが——一國より分離獨立せる新國家が治外法權の如き義務の繼承を當然とするや否やの問題は玆に措く——一九三六、七年兩度の條約に基き、日本は之を放棄した。右措置は啻に日本の大英斷を示すものであるのみならず、「東亞新秩序」の一構成要素たるべき列國の在華治外法權撤廢への指標としても、多大の示唆を投掛けて居るものと謂へよう。下記は該措置の核心を爲す二條約の全文である。

滿洲國ニ於ケル日本國臣民ノ居住及滿洲國ノ課稅等ニ關スル日本國滿洲國間條約

昭和十一年(一九三六年)六月十日新京ニ於テ署名調印
同　年(同　年)同月十一日公　布

大日本帝國政府ハ昭和七年九月十五日調印ノ日本國滿洲國間議定書ノ趣旨ニ據リ滿洲國ノ健全ナル發達ヲ促進シ且日滿兩國間ニ現存スル緊密不可分ノ關係ヲ永遠ニ鞏固ナラシムル爲現ニ日本國カ滿洲國ニ於テ有スル治外法權ヲ漸進的ニ撤廢シ且南滿洲鐵道附屬地行政權ヲ調整乃至移讓スルコトニ決シタルニ因リ

滿洲帝國政府ハ右日本國政府ノ決定ヲ多トスルト共ニ之ニ對應シテ日滿兩國臣民ノ滿洲國領域内ニ於ケル融合發展ヲ確保

增進スルノ必要ナルヲ認メタルニ因リ
兩國政府ハ日本國カ滿洲國ニ於テ有スル治外法權及南滿洲鐵道附屬地行政權ニ關シ先ツ日本國臣民ノ居住及各種權利利益ノ享有竝ニ滿洲國ノ課稅、產業等ニ關スル法令ノ適用ニ付左ノ通協定セリ

第一條

日本國臣民ハ滿洲國ノ領域內ニ於テ自由ニ居住往來シ農業、商工業其ノ他公私各種ノ業務及職務ニ從事スルコトヲ得ヘク且土地ニ關スル一切ノ權利ヲ享有スヘシ
日本國臣民ハ滿洲國ノ領域內ニ於テ一切ノ權利ノ享有及利益ノ享受ニ關シ滿洲國臣民ニ比シ不利益ナル待遇ヲ受クルコトナカルヘシ

第二條

日本國臣民ハ滿洲國ノ領域內ニ於テ本條約附屬協定ノ定ムル所ニ從ヒ同國ノ課稅、產業等ニ關スル行政法令ニ服スヘシ
南滿洲鐵道附屬地ニ在リテハ日本國政府ハ前項ノ滿洲國法令カ本條約附屬協定ノ定ムル所ニ從ヒ屬地的ニ施行セラルルコトヲ承認ス
本條ノ適用ニ關シ日本國臣民ハ如何ナル場合ニ於テモ滿洲國臣民ニ比シ不利益ナル待遇ヲ受クルコトナカルヘシ

第三條

前二條ノ規定ハ之ヲ法人ニ適用シ得ル限リ日本國法人ニ適用スルモノトス

第四條

本條約ノ規定ハ日滿兩國間ノ特別ノ約定ニ基ク特定ノ日本國ノ臣民又ハ法人ノ權利、特權、特典及免除ニ影響ヲ及ホササルモノトス

第五條

本條約ハ昭和十一年七月一日卽チ康德三年七月一日ヨリ實施セラルヘシ

第六條

本條約ノ正文ハ日本文及漢文トシ日本文本文ト漢文本文トノ間ニ解釋ヲ異ニスルトキハ日本文本文ニ依リ之ヲ決ス

右證據トシテ下名ハ各本國政府ヨリ正當ノ委任ヲ受ケ本條約ニ署名調印セリ

昭和十一年六月十日卽チ康德三年六月十日新京ニ於テ本書二通ヲ作成ス

滿洲帝國駐劄大日本帝國特命全權大使　植田謙吉

滿洲帝國外交部大臣　張燕卿

附屬協定

本日滿洲國ニ於ケル日本國臣民ノ居住及滿洲國ノ課稅等ニ關スル日本國滿洲國間條約ニ署名スルニ當リ兩國全權委員ハ左ノ通協定セリ

第一條

滿洲國政府ハ從來日本國臣民ノ有スル商租權ヲ其ノ內容ニ應シ土地所有權其ノ他ノ土地ニ關スル權利ニ變更スル爲速ニ必要ノ措置ヲ執ルヘシ

第二條

條約第二條ノ規定ニ依リ日本國臣民ノ服スヘキ滿洲國ノ課稅、產業等ニ關スル行政法令ノ範圍及其ノ適用ノ態樣ハ豫メ滿洲帝國駐劄大日本帝國特命全權大使ト滿洲帝國外交部大臣トノ間ニ協議決定セラルヘシ

前項ノ規定ニ依リ日本國臣民ノ服スヘキ滿洲國法令ニ付滿洲國政府ニ於テ重要ナル變更ヲ加ヘントスルトキハ日本國臣民

カ滿洲國ノ裁判管轄權ニ服スルニ至ル迄豫メ滿洲帝國駐劄大日本帝國特命全權大使ノ承認ヲ經ヘシ

本條第一項ノ規定ニ依リ條約實施後直ニ協議決定セラルヘキ滿洲國法令ハ概ネ地税、契税、營業税、法人營業税、出産糧石税、木税、鑛業税、鑛業登錄税、酒税、捲菸税、統税、商業登記税、特許登錄税、意匠登錄税及地方税ニ關スル課税法令竝ニ工業所有權、度量衡、計量、鑛業、市場、畜産、金融及專賣ニ關スル行政法令ニ限ラルヘシ

滿洲國政府ハ前項ニ揭クル諸税中營業税及法人營業税竝ニ地方税中房捐及戶別捐ヲ日本國臣民ニ課スルニ當リテハ條約實施後當分ノ內豫メ滿洲帝國駐劄大日本帝國特命全權大使ト滿洲帝國外交部大臣トノ間ニ協議決定セラルル所ニ從ヒ輕減税率ヲ適用スヘク地方税中營業税附加捐ハ右輕減税率ニ依ル税額ヲ基準トスヘシ但シ條約實施後直ニ適用スヘキ輕減税率ハ營業税、戶別捐及個人ニ賦課スル房捐ニ付テハ原税率ノ四分ノ一タルヘク法人營業税及法人ニ賦課スル房捐ニ付テハ原税率ノ三分ノ一タルヘシ

第　三　條

條約第二條ノ規定ニ依リ日本國臣民ノ服スヘキ滿洲國法令ノ日本國臣民ニ對スル適用及執行ニシテ司法手續ニ依ルヘキモノハ日本國臣民カ滿洲國ノ裁判管轄權ニ服スルニ至ル迄日本國領事官ニ於テ之ヲ行フモノトス

前項ノ場合ニ於テハ日本國領事官ハ領事裁判ノ一般準則ニ從ヒ滿洲國當該法令ヲ適用スヘシ但シ右法令ニ揭クル刑ノ中有期徒刑トアルハ懲役又ハ禁錮、拘役トアルハ懲役若ハ禁錮又ハ拘留、罰金トアルハ罰金又ハ科料、過怠金トアルハ過料ト看做シテ之ヲ適用スヘシ

本條ノ規定ニ依リ罰金、科料、過料又ハ沒收ノ言渡アリタル場合ニ於テ其ノ罰金、科料、過料又ハ沒收物ハ滿洲國政府ニ歸屬スヘシ

第　四　條

日本國政府ハ別ニ滿洲國政府ト協定スル所ニ從ヒ遲クトモ昭和十二年十二月三十一日即チ康德四年十二月三十一日迄ニ滿

洲國領域內ニ於ケル行政警察ヲ撤廢又ハ移讓スヘク右撤廢又ハ移讓ニ至ル迄ハ條約第二條ノ滿洲國法令中課税ニ關スルモノ及特ニ南滿洲鐵道附屬地ニ於ケル行政警察ト關係アルモノハ同附屬地ニ施行セラレサルヘシ右ノ特ニ南滿洲鐵道附屬地ニ於ケル行政警察ト關係アル法令ノ範圍ハ豫メ滿洲帝國駐劄大日本帝國特命全權大使ト滿洲帝國外交部大臣トノ間ニ協議決定セラルヘシ

滿洲國政府ハ前項ノ規定ニ鑑ミ其ノ警察制度ヲ整備スヘク且關係日本側ノ施設及職員ノ引繼ニ付必要ナル準備ヲ爲スヘシ

日本國政府ハ南滿洲鐵道附屬地ニ於ケル行政警察ノ移讓ニ至ル迄同附屬地內外ニ於ケル日本國臣民ノ課税上ノ負擔均衡ヲ確保スル爲條約實施ノ日ヨリ滿洲國カ日本國臣民ニ課スル國税ト成ルヘク同樣ノ課税ヲ同附屬地ニ於テ實施スヘシ

滿洲國政府ハ日滿兩國政府カ別ニ協定スル所ニ從ヒ南滿洲鐵道附屬地ニ於ケル南滿洲鐵道株式會社ノ土木、教育、衞生等ニ關スル施設ノ處理ヲ經タル後ニ非サレハ同附屬地ニ於テ地方税ヲ課セサルヘシ

第五條

條約第二條ノ規定ニ依リ滿洲國法令カ南滿洲鐵道附屬地ニ施行セラルルト同時ニ滿洲國政府ハ豫メ滿洲帝國駐劄大日本帝國特命全權大使ト滿洲帝國外交部大臣トノ間ニ協議決定セラルル所ニ從ヒ關係日本側ノ施設及職員ヲ右施行當時ノ狀態ニ於テ引繼クヘシ

第六條

條約第二條ノ規定ニ依リ日本國臣民ノ服スヘキ滿洲國法令ニ關スル滿洲國當該官憲ノ行政處分ニ對シ日本國臣民ニ於テ不服アルトキハ滿洲國政府ハ之カ救正ニ付適當ナル措置ヲ講スヘシ

第七條

本協定ノ條項ニ從ヒ滿洲帝國駐劄大日本帝國特命全權大使ト滿洲帝國外交部大臣トノ間ニ協議決定セラレタル事項及滿洲

國政府カ同大使ノ承認ヲ經タル事項ハ夫々日滿兩國ノ官報ニ公示セラルヘシ

第　八　條

本協定ハ條約ト同時ニ實施セラルヘシ

右證據トシテ兩國全權委員ハ本協定ニ署名調印セリ

昭和十一年六月十日即チ康德三年六月十日新京ニ於テ之ヲ作成ス

（全權委員氏名略）

滿洲國ニ於ケル日本國臣民ノ居住及滿洲國ノ課稅等ニ關スル日本國滿洲國間條約及附屬協定ニ關スル日滿兩國全權委員間了解事項

第一　條約第一條ニ付

未開放蒙地ニ於テ日本國臣民カ土地ニ關スル權利ヲ取得スル場合ニハ滿洲國當該官憲ノ許可ヲ要スルモノトス

第二　條約第二條ニ付

一　滿洲國政府ハ滿洲國領域内ニ於テ現ニ日本人居留民團體カ日本國臣民ノ教育事業ヲ經營シ居ルノ事情ニ鑑ミ滿洲帝國駐劄大日本帝國特命全權大使ト滿洲帝國外交部大臣トノ間ニ協議決定セラルル所ニ從ヒ日本國臣民ノ教育事業ニ要スル費用ヲ每年分擔スヘシ

二　滿洲國政府ハ現行租稅制度ヲ更ニ整備スヘシ

三　滿洲國政府ハ條約第二條ノ規定ニ依リ日本國臣民ノ服スヘキ滿洲國法令ノ適用ニ當リ日本國臣民カ日本國法令又ハ

慣行ニ依リ現ニ享受スル權利又ハ利益ノ保護ニ付必要ナル措置ヲ講スヘシ

第三　附屬協定第四條ニ付

南滿洲鐵道附屬地內ニ於テ生產セラレ同附屬地外ニ於テ消費セラルル物品及同附屬地外ニ於テ生產セラレ同附屬地內ニ於テ消費セラルル物品ニ對スル消費稅ノ賦課徵收ニ關シテハ日滿兩國當該官憲間ニ於テ協議決定スヘシ

昭和十一年六月十日卽チ康德三年六月十日新京ニ於テ

（全權委員氏名略）

滿洲國ニ於ケル治外法權ノ撤廢及南滿洲鐵道附屬地行政權ノ移讓ニ關スル日本國滿洲國間條約

昭和十二年（一九三七年）十一月五日新京ニ於テ署名調印
同　年（同　年）同　月八日公　布

大日本帝國政府ハ昭和十一年六月十日卽チ康德三年六月十日調印ノ滿洲國ニ於ケル日本國臣民ノ居住及滿洲國ノ課稅等ニ關スル日本國滿洲國間條約前文ノ趣旨ニ據リ且該條約實施ノ成績竝ニ滿洲國ノ法令及諸制度ノ整備ノ狀況ニ鑑ミ日本國カ現ニ滿洲國ニ於テ有スル治外法權ヲ完全ニ撤廢シ且南滿洲鐵道附屬地行政權ヲ全般的ニ移讓スルコトニ決シタルニ因リ

滿洲帝國政府ハ右日本國政府ノ決定ニ對應シテ其ノ建國ノ本旨ニ從ヒ滿洲國ニ於ケル日本國臣民ノ安住發展ヲ一層確保增進スル爲必要ナル一切ノ保障ヲ與ヘ得ルコトト爲リタルニ因リ

兩國政府ハ日本國カ現ニ滿洲國ニ於テ有スル治外法權ノ撤廢及南滿洲鐵道附屬地行政權ノ移讓ニ關シ兩國間ノ關係ヲ規律

セムカ爲左ノ通協定セリ

第　一　條

日本國政府ハ現ニ日本國カ滿洲國ニ於テ有スル治外法權ヲ本條約附屬協定ノ定ムル所ニ從ヒ撤廢スヘシ

第　二　條

日本國政府ハ南滿洲鐵道附屬地行政權ヲ本條約附屬協定ノ定ムル所ニ從ヒ滿洲國政府ニ移讓スヘシ

第　三　條

日本國臣民ハ滿洲國ノ領域內ニ於テ本條約附屬協定ノ定ムル所ニ從ヒ同國ノ法令ニ服スヘシ

前項ノ規定ノ適用ニ關シ日本國臣民ハ如何ナル場合ニ於テモ滿洲國人民ニ比シ不利益ナル待遇ヲ受クルコトナカルヘシ

前二項ノ規定ハ之ヲ法人ニ適用シ得ル限リ日本國法人ニ適用スルモノトス

第　四　條

日本國法令ニ依リ成立シタル會社其ノ他ノ法人ニシテ本條約實施當時滿洲國ノ領域內ニ本店又ハ主タル事務所ヲ有スルモノハ本條約ノ實施ト同時ニ滿洲國法令ニ依リ成立スル同種ノ會社其ノ他ノ法人又ハ最之ニ類似スル法人ト認メラルヘシ

滿洲國政府ハ日本國法令ニ依リ成立シタル會社其ノ他ノ法人ニシテ本條約實施當時滿洲國ノ領域內ニ支店又ハ從タル事務所ヲ有スルモノノ成立ヲ承認ス

第　五　條

本條約ノ規定ハ日滿兩國間ノ特別ノ約定ニ基ク特定ノ日本國ノ臣民又ハ法人ノ權利、特權、特典及免除ニ影響ヲ及ホササルモノトス

第　六　條

本條約ハ昭和十二年十二月一日即チ康德四年十二月一日ヨリ實施セラルヘシ

第七條

本條約ノ正文ハ日本文及漢文トシ日本文本文ト漢文本文トノ間ニ解釋ヲ異ニスルトキハ日本文本文ニ依リ之ヲ決ス

右證據トシテ下名ハ各本國政府ヨリ正當ノ委任ヲ受ケ本條約ニ署名調印セリ

昭和十二年十一月五日即チ康德四年十一月五日新京ニ於テ本書二通ヲ作成ス

滿洲帝國駐劄大日本帝國特命全權大使 植田謙吉

滿洲帝國國務總理大臣 張景惠

附屬協定（甲）

本日滿洲國ニ於ケル治外法權ノ撤廢及南滿洲鐵道附屬地行政權ノ移讓ニ關スル日本國滿洲國間條約ニ署名スルニ當リ兩國全權委員ハ左ノ通協定セリ

第一章 裁判管轄

第一條

滿洲國ニ於テ日本國臣民ノ爲ニ存スル領事裁判制度ハ條約實施ト同時ニ終止スヘク爾後日本國臣民ハ滿洲國ノ裁判管轄權ニ服スヘシ

第二條

滿洲國政府ハ日本國臣民ノ身體及財產ニ對シ國際法及法ノ一般原則ニ適合スル裁判上ノ保護ヲ保障スヘキコトヲ約ス

第三條

條約實施當時日本國領事裁判所ニ於テ未決ニ係ル民事及刑事ノ訴訟事件竝ニ非訟事件ニ關シテハ引續キ從前ノ例ニ依リ處理セラルヘク日本國ノ裁判管轄權ハ此ノ目的ニ付テハ十分ノ效力ヲ持續スヘシ

前項ノ規定ニ依リ處理セラルヘキ事件ニ關シテハ滿洲國當該官憲ハ日本國當該官憲ノ請求ニ應シ該事件ニ關スル一切ノ事項ニ付援助ヲ與フヘシ

第　四　條

條約實施前ノ日本國臣民ノ行爲ニ付テハ右行爲カ行爲當時ニ於ケル日本國刑罰法規ニ觸ルルト共ニ滿洲國刑罰法規ニ依ルモ亦犯罪トセラルルモノナルカ又ハ日本國カ日本國臣民ニ適用スルコトヲ承認シタル滿洲國刑罰法規ニ觸ルルモノナル場合ニ限リ滿洲國裁判所ハ之ニ關スル事件ヲ審理裁判スルコトヲ得

滿洲國政府ハ前項ノ日本國臣民ノ犯罪行爲ニ付テハ日本國法令ニ依ル場合ヨリ重ク處斷セサルヘキコトヲ約ス

第　五　條

日本國臣民カ滿洲國領域內ニ於テ條約實施前犯シタル日本國刑法第七十三條乃至第七十九條、第八十一條乃至第八十九條及第百九十七條ノ罪竝ニ治安維持法違反ノ罪ニ付テハ滿洲國政府ハ犯人ヲ證據物ト共ニ日本國政府ニ引渡スヘシ

第　六　條

條約實施當時日本國領事官ニ於テ搜查中ノ刑事事件ニシテ滿洲國法令ニ依リ處罰スルコトヲ得ヘキモノハ之ヲ書類及證據物ト共ニ滿洲國當該官憲ニ引繼クヘシ

前項ノ規定ニ依リ引繼キタル事件ニ關シ滿洲國政府ハ其ノ引繼前日本國法令ニ依リ爲サレタル告訴、告發、自首及搜査手續ニ付滿洲國法令ニ依リ爲サレタルト同一ノ效力ヲ認ムヘシ

第　七　條

滿洲國政府ハ條約實施前日本國法令ニ依リ作成セラレタル債務名義ノ效力ヲ承認ス本協定第三條第一項ノ規定ニ依リ處理

セラルル事件ニ關シ作成セラレタルモノニ付亦同シ

第八條

滿洲國政府ハ條約實施前日本國領事官カ日本國法令ニ依リ爲シタル登記ニ付滿洲國當該官憲カ滿洲國法令ニ依リ爲シタルト同一ノ效力ヲ認ムヘシ

第二章　南滿洲鐵道附屬地ノ行政

第九條

日本國政府ハ條約實施ト同時ニ南滿洲鐵道附屬地ノ課稅、警察、通信其ノ他ノ行政ヲ滿洲國政府ニ移讓スヘシ

第十條

滿洲國政府ハ前條ノ規定ニ依リ行政ノ移讓アリタル後ニ於テハ南滿洲鐵道附屬地ノ行政ヲ行フニ付一般文化ノ向上及產業ノ進展等ヲ阻害セサル樣適當ナル措置ヲ講スヘキコトヲ約ス

第十一條

南滿洲鐵道附屬地ノ行政ノ移讓ノ際日本國政府ノ課稅權ニ屬シタル租稅ハ滿洲帝國駐劄大日本帝國特命全權大使ト滿洲帝國國務總理大臣トノ間ニ協議決定セラルル所ニ從ヒ滿洲國政府ニ於テ之ヲ賦課又ハ徵收スヘシ

前項ノ規定ニ關聯シ滿洲國政府ハ滿洲帝國駐劄大日本帝國特命全權大使ト滿洲帝國國務總理大臣トノ間ニ協議決定セラルル所ノ金額ヲ日本國政府ニ交付スヘシ

第三章　警察其ノ他ノ行政

第十二條

日本國政府ハ條約實施ト同時ニ滿洲國領域內ニ於テ日本國臣民ニ對シ警察其ノ他ノ行政ヲ行ハサルヘク爾後日本國臣民ハ滿洲國ノ警察其ノ他ノ行政ニ服スヘシ

滿洲國政府ハ日本國臣民ニ對シ警察其ノ他ノ行政ヲ行フニ付日本國臣民ノ身體及財產ノ保護ニ關シ一切ノ保障ヲ與フヘキコトヲ約ス

第十三條

條約實施當時日本國當該官憲ニ於テ處理中ノ警察其ノ他ノ事件ハ書類ト共ニ原則トシテ之ヲ滿洲國當該官憲ニ引繼クヘシ

第四章　神社、教育及兵事ニ關スル行政

第十四條

滿洲國政府ハ條約實施後滿洲國領域內ニ於テ日本國又ハ其ノ臣民カ日本國法令ニ依リ神社ヲ設置スルコト及日本國政府カ其ノ神社ニ關スル行政ヲ行フコトヲ承認スヘシ

第十五條

滿洲國政府ハ其ノ日本國臣民ニ對シ行フヘキ教育行政ニ關シ重要ナル事項ニ付テハ當分ノ間豫メ滿洲帝國駐劄大日本帝國特命全權大使ト滿洲帝國國務總理大臣トノ間ニ協議決定セラルル所ニ從フヘキコトヲ約ス

滿洲國政府ハ滿洲帝國駐劄大日本帝國特命全權大使ト滿洲帝國國務總理大臣トノ間ニ協議決定セラルル所ニ從ヒ條約實施後當分ノ間滿洲國領域內ニ於テ日本國又ハ其ノ臣民カ日本國法令ニ依リ學校其ノ他ノ教育施設ヲ開設、經營又ハ管理スルコト及日本國政府カ日本國臣民ノ教育ニ關スル行政ヲ行フコトヲ承認スヘシ

日本國政府ハ前項ノ學校其ノ他ノ教育施設ノ開設、經營又ハ管理ヲ爲サシムル爲滿洲國領域內ニ於テ日本國法令ニ依リ公法人タル學校組合及學校組合聯合會ヲ設クルコトヲ得滿洲國政府ハ右學校組合及學校組合聯合會ノ成立ヲ承認スヘシ

第十六條

滿洲國政府ハ條約實施後日本國政府カ滿洲國領域內ニ於テ日本國臣民ニ對スル徵集、服役、召集等兵事ニ關スル行政ヲ行フコトヲ承認スヘシ

第十七條

本章ノ規定ニ依ル日本國法令ノ適用ニシテ司法手續ニ依ルヘキモノハ日本國司法官憲ニ於テ之ヲ行フ

第十八條

滿洲國政府ハ本章ノ規定ニ依ル日本國法令ノ適用ヲ援助スヘク且之カ爲日滿兩國當該官憲間ニ於テ協議決定セラルル所ニ從ヒ必要ナル措置ヲ講スヘキコトヲ約ス

第五章　施設及職員ノ引繼

第十九條

滿洲國政府ハ治外法權ノ撤廢及南滿洲鐵道附屬地ノ行政ノ移讓ニ伴ヒ滿洲帝國駐劄大日本帝國特命全權大使ト滿洲帝國國務總理大臣トノ間ニ協議決定セラルル所ニ從ヒ關係日本側ノ施設（土地、建物及附屬諸設備ヲ含ム）及職員ヲ原則トシテ條約實施當時ノ狀態ニ於テ引繼クヘシ

第六章　雜則

第二十條

滿洲國政府ハ條約實施前日本國當該官憲カ日本國法令ニ依リ爲シタル認可、許可、免許等ノ行政處分ニ付滿洲國當該官憲カ滿洲國法令ニ依リ爲シタルト同一ノ效力ヲ認ムヘシ

滿洲國政府ハ前項ノ行政處分ニ付滿洲國法令ト日本國法令トノ間ニ其ノ條件ヲ異ニスル場合ニ於テハ一定ノ猶豫期間ヲ設ケ當該行政處分ヲ受ケタル者ヲシテ滿洲國法令ノ定ムル條件ニ依ラシムルコトヲ得ヘシ

第二十一條

日本國政府ハ本協定ノ實施ニ必要ナル司法、警察、課稅、通信其ノ他ニ關スル記錄、登記簿、圖面、證書其ノ他ノ物件ヲ滿洲國政府ニ引渡スヘシ

第二十二條

本協定ノ實施ニ關スル細目ハ必要ニ應シ滿洲帝國駐劄大日本帝國特命全權大使ト滿洲帝國國務總理大臣トノ間ニ協議決定セラルヘシ

第二十三條

本協定ハ條約ト同時ニ實施セラルヘシ

右證據トシテ兩國全權委員ハ本協定ニ署名調印セリ

昭和十二年十一月五日即チ康德四年十一月五日新京ニ於テ之ヲ作成ス

（全權委員氏名略）

滿洲國ニ於ケル治外法權ノ撤廢及南滿洲鐵道附屬地行政權ノ移讓ニ關スル日本國滿洲國間條約及附屬協定（甲）ニ關スル日滿兩國全權委員間了解事項

第一　條約第三條及附屬協定第一條ニ付

一　日本國臣民ノ身分ニ關スル事項ニ付テハ滿洲國裁判所ハ日本國法令ニ準據スヘキモノトス

二　滿洲國政府ハ條約實施當時日本國臣民カ日本國法令又ハ慣行ニ依リ現ニ享受スル權利又ハ利益ノ保護ニ付必要ナル措置ヲ講スヘシ

第二　條約第四條ニ付

一　滿洲國政府ハ本條ノ規定ニ依リ法人ノ成立ヲ認ムルニ付テハ何等ノ手數料ヲ徵セサルヘシ

二　滿洲國政府ハ本條ノ規定ニ依リ法人ノ成立ヲ認メタルモノニ付テハ其ノ現ニ享受スル輕減税率ノ利益ヲ保護スヘシ

第三　附屬協定第三條ニ付

一　本條第一項ノ規定ニ依リ處理セラルヘキ事件ハ條約實施前日本國領事官ニ於テ取扱ヒタル事件及本條第一項ノ規定ニ依リ日本國領事官ノ取扱フ事件ニ關聯シテ生スル爾後ノ手續ヲ包含スルモノトス

二　本條第一項ノ規定ニ依リ日本國領事官ノ行フヘキ司法手續ニ關聯シテ生スル刑事事件ハ本條第一項ノ事件ト同樣ニ處理セラルヘキモノトス

第四　附屬協定第八條ニ付

滿洲國政府ハ日本國法令ニ依リ爲サレタル登記ニ付不動產上ノ權利ハ滿洲國法令ニ於ケル同種ノ權利又ハ最之ニ類似スル權利ト又商號及支配人ハ夫々滿洲國法令ニ於ケル商號及經理人ト看做スヘシ

第五　附屬協定第九條ニ付

一　滿洲國政府ハ南滿洲鐵道附屬地居住民ノ福祉及利益ニ直接ノ影響アルヘキ地方行政ニ付滿洲國地方官憲カ該居住民ノ意見ヲ確ムルコトヲ得ル爲從前地方委員會ノ存シタル地ニハ原則トシテ諮問機關ヲ設置スヘキモノトス

二　南滿洲鐵道株式會社カ南滿洲鐵道附屬地ニ於テ現ニ徵收スル公費ハ同附屬地ノ行政ノ移讓ト同時ニ廢止セラルヘシ

第六　附屬協定第十五條ニ付

一　本條第一項ノ教育行政ハ原則トシテ初等教育ニ關スル行政トス

二　滿洲國政府ハ日本國臣民ニ對スル初等教育ヲ出來得ル限リ整備充實スヘク且之カ經營團體ニ對シ必要ニ應シ滿洲國政府ヨリ相當ノ補助金ヲ交付シ又日本國政府ヨリ之ニ財政的援助ヲ爲スヘシ

三　滿洲國政府ハ滿洲帝國駐劄大日本帝國特命全權大使ト滿洲帝國國務總理大臣トノ間ニ協議決定セラルル所ニ從ヒ滿洲國領域內ニ於テ日本國側ノ行フ日本國臣民ニ對スル敎育事業ニ要スル費用ヲ每年分擔スヘシ

第七　附屬協定第十七條ニ付

本條ノ日本國司法官憲ハ當分ノ間日本國領事官トス

第八　附屬協定第十九條ニ付

滿洲國政府ハ本條ノ規定ニ依リ引繼キタル關係施設ノ組織、職員ノ配置等ニ付事務ノ處理ヲ圓滑ナラシムル爲適切ナル措置ヲ講スヘシ

第九　附屬協定第二十條ニ付

滿洲國政府ハ日本國臣民ヲシテ條約實施前日本國當該官憲ヨリ發給ヲ受ケタル認可證、許可證、免許證等ノ書替ヲ受ケシムルコトヲ得ヘシ但シ此ノ場合手數料ヲ徵セサルヘシ

昭和十二年十一月五日卽チ康德四年十一月五日新京ニ於テ之ヲ作成ス

（全權委員氏名略）

附屬協定（乙）

本日滿洲國ニ於ケル治外法權ノ撤廢及南滿洲鐵道附屬地行政權ノ移讓ニ關スル日本國滿洲國間條約ニ署名スルニ當リ兩國全權委員ハ滿洲國ニ於ケル通信業務及其ノ附帶業務ニ關シ左ノ通協定セリ

第　一　條

南滿洲鐵道附屬地通信業務中第三國ト關係アルモノハ滿洲帝國駐劄大日本帝國特命全權大使ト滿洲帝國國務總理大臣トノ間ニ協議決定セラルル時ニ至ル迄日本國業務トス

第　二　條

日本國政府ハ其ノ內國制度ニ於ケル取扱ニシテ滿洲國ノ內國制度ニ類似ノ取扱ナキモノ其ノ他特ニ必要アル事務ノ取扱ヲ滿洲國政府ニ委託スルコトヲ得委託セラルヘキ事務ノ種類及範圍ハ日滿兩國主管廳間ノ業務協定ヲ以テ之ヲ定ム

滿洲國政府ハ前項ノ委託事務ニ付善良ナル管理者ノ注意ヲ以テ日本國政府ノ爲ニ日本國法令ニ準據シテ之カ處理ヲ爲スヘシ
日本國政府ハ委託事務ノ處理ニ付滿洲國政府ニ手數料ヲ支拂フモノトス

第三條

委託事務ニ使用セラルル通貨ハ滿洲國通貨トス

第四條

日滿兩國通貨ノ換算割合ハ日滿兩國主管廳間ノ協議ニ依リ之ヲ定ム

第五條

本協定ノ施行ニ關スル事項ハ日滿兩國主管廳間ノ業務協定ヲ以テ之ヲ定ム
昭和十年十二月二十六日卽チ康德二年十二月二十六日新京ニ於テ署名セラレタル日本國滿洲國間郵便業務ニ關スル條約附屬ノ署名議定書ハ之ヲ廢止ス

第六條

本協定ハ條約ト同時ニ實施セラルヘシ
右證據トシテ兩國全權委員ハ本協定ニ署名調印セリ
昭和十二年十一月五日卽チ康德四年十一月五日新京ニ於テ之ヲ作成ス
（全權委員氏名略）

滿洲國ニ於ケル通信業務及其ノ附帶業務ニ關スル日滿兩國全權委員間了解事項

第一　滿洲國政府ハ日滿兩國主管廳間ニ協議決定セラルル時ニ至ル迄日本國通貨ノ使用ヲ認ムルモノトス

第二　滿洲國主管廳ハ委託事務ニ關スル制度及施設ノ整備及運用ニ付日本國主管廳ト緊密ニ連絡スヘシ

第三　滿洲國政府ハ委託事務ニ關シテハ現ニ日本國ニ於テ課セラレサル公課及手數料ニ該當スルモノヲ課セサルヘシ

昭和十二年十一月五日即チ康德四年十一月五日新京ニ於テ之ヲ作成ス

（全權委員氏名略）

附錄第十　一九三九年度上海共同租界工部局豫算

中國最大の租界たる上海共同租界が如何なる財政狀態の下に經理されて居るかを識る一助として、此處に同工部局刊"Report for the year 1938 and Budget for the year 1939"に據り、現年度の經常、臨時兩豫算を概示する。年度は英國流に從ひ一月一日に始まり十二月三十一日に終る。單位は何れも銀弗である。

經常歲入

地租	八、三一一、八七〇
家屋稅(外國人關係)	*六、九九七、〇三〇
同(中國人關係)	*四、一九二、〇三〇
特別家屋稅(外國人關係)	*八四九、二九〇
同(中國人關係)	*八二、八五〇
特殊廣告稅	二〇、〇〇〇
埠頭使用收入	三三〇、〇〇〇
特許(營業鑑札)料	三、五六六、五〇〇

工部局不動產賃貸料	九四二、二〇〇
公共事業收入	二、八三八、五〇〇
雜收入	七五、〇〇〇
合計	二八、二〇五、二七〇

* 家屋稅は所謂G・M・R（ゼネラル・ミユニシパル・レイト）と呼ばれるもの。
特別家屋稅は租界外に在つて工部局の公共施設を利用する者に對して課せらるゝもの。

經常歲出

義勇團	八九六、九〇〇
消防隊	一、一三九、一三〇
警察	一一、九二三、一九〇
衞生局	二、三五五、四〇〇
工務局	四、二〇二、九九〇
音樂部	一八六、四五〇
圖書館	二七、八〇〇
財務局	一、二八五、八八〇

總務局	五四三、〇九〇
法務部	一七八、〇一〇
華語研究部	一一二、八九〇
工場部	九〇、六九〇
一般負擔金勘定	※二、六九五、六五〇
利息、手數料、其の他	二、二三三、五八〇
債務償却勘定	二九二、〇七〇
必需品購置料	六八、七四〇
教育費	※二、二九六、五九〇
合計	三〇、五二九、〇五〇

* 一般負擔金勘定とは部局外關係の支出、年金退職金支出、補助金及課税輕減金、工部局機關の使用に充つる家屋永借使用料の四項目に分れる。
教育費は一般豫算に併立して組まれる教育豫算の大本を爲すもの。

附記——右經常豫算に於ける差引收入不足額に就ては臨時豫算を看よ。

臨時歲入

公債其の他一時借入金によるもの	一二、〇〇〇、〇〇〇

一般豫算差引不足額を補塡する爲め借款繰延勘定によるもの	二、三二三、七八〇
工部局所有地(永租權地)買却によるもの	一、三五〇、〇〇〇
雜　收　入	四五、〇〇〇
(右の中、教育豫算勘定に付減額の分	二五、一〇〇)
合　計	一五、六九三、六八〇

臨　時　歳　出

一九三八年度よりの不足額	七、七七六、五九〇
バンド(江岸通)鋪裝費	七〇、〇〇〇
下水道増設費	四〇、〇〇〇
排水管増設費	七六、〇〇〇
蘇州河埠頭地鋪裝費	五、〇〇〇
土地購入(公衆便所用)	六、〇〇〇
工部局行政に關する建築物勘定	二九九、六〇〇
土地購入(新道路建造用其の他)	一、〇〇〇、〇〇〇
工部局各機構に關する諸設備	三〇二、八三〇

非常狀態に伴ふ準備額	四五〇、〇〇〇
一九三九年經常豫算不足額	二、三二三、七八〇
年金基金勘定	九〇〇、〇〇〇
債務償却勘定	二、四四〇、三八〇
一九四〇年度への繰越額	三、五〇〇
合計	一五、六九三、六八〇

附錄第十一　北支那駐屯列國兵力一覽表

（一九二六、一九三六、一九三七年の統計）

北支那駐屯列國軍兵力、火器一覽表　（一九二六年五月一日現在）

國別	軍司令官	將校	准士官下士卒	計	重・輕機關銃	各種火砲
日本	陸軍中將　高田豐樹	五六	七六八	八二四	四三	六
英國	陸軍中佐　J. Haskard	三六	九七一	一、〇〇七	六〇	四
佛國	陸軍大佐　Huntziger	四二	一、五三二	一、五七四	九八	二二
米國	陸軍少將　W. D. Connor	七三	一、三六三	一、四三六	一一七	二〇
伊國	海軍大佐　G. Mengoni	一〇	三六〇	三七〇	三〇	二
總計		二一七	四、九九四	五、二一一	三四八	五四

北支那駐屯列國兵力一覽表　（一九三六年六月一日現在）

國		天津	北平	豐臺	山海關	秦王島	塘沽	唐山	昌黎	灤州	通州	總計
英國	將校	三二	七	—	—	—	—	—	—	—	—	三九
	准士官下士卒	七二〇	二二〇	—	—	—	—	—	—	—	—	九四〇

	米國（海軍）將校	米國（海軍）下士官兵卒	米國（陸軍）將校	米國（陸軍）下士官兵卒	佛國 將校	佛國 下士官兵卒	伊國 將校	伊國 下士官兵卒	日本 將校下士官及兵卒	總計
天津	—	—	四三	八〇〇	五五	一、三五〇	一〇	二五〇	二、〇〇〇	五、二六〇
北平	三	五〇〇	—	—	六	三三〇	二	一〇〇	四五〇	一、五三七
豐臺	—	—	—	—	—	—	—	—	五五〇	五五〇
山海關	—	—	—	—	一	七〇	—	二〇	六〇〇	六九一
秦王島	—	—	一	三〇	—	三〇	—	—	一五〇	二一一
塘沽	—	—	—	—	二	一二〇	—	三	一三〇	二五五
唐山	—	—	—	—	—	—	—	—	二〇〇	二〇〇
昌黎	—	—	—	—	—	—	—	—	一三〇	一三〇
灤州	—	—	—	—	—	—	—	—	一三〇	一三〇
通州	—	—	—	—	—	—	—	—	六〇	六〇
總計	三	五〇〇	四四	八三〇	六四	一、八〇〇	一二	三七三	四、四〇〇	九、〇二四

北支那駐屯列國兵力一覽表（一九三七年十二月三十一日現在）

	英國 將	英國 兵	米國海兵 將	米國海兵 兵	米國陸兵 將	米國陸兵 兵	佛國 將	佛國 兵	伊國 將	伊國 兵	計（將兵）
天津	三二	七二〇	—	—	四三	七五七	五五	一、四六九	一〇	二七〇	三、三五六
北京	七	二五九	三	五四五	—	—	六	二六七	二	九九	一、二〇七

山海關	—	—	—	—	—	—	一	六五	—	一六	八二
秦王島	—	—	一	三〇	—	—	—	三〇	—	—	六一
塘沽	—	—	—	—	—	—	二	一三五	—	五	一四二
計	三九	九七九	二三	五七五	四三	七五七	六四	一、九六六	一二	三九〇	四、八四八

附記——日本軍力は支那事變勃發に伴ふ戰時編成の爲め不公表。

附錄第十二　列國支那艦隊一覽

本表は支那方面に特別の艦隊を常派しつゝある列强の該海軍力を示せるものである。英、米、佛、伊四國の勢力は一九三九年(昭和十四年)七月現在である。但し帝國艦隊の現有力は戰時編成に屬する爲め不公表に付、單に參考として現支那事變勃發前のものを掲げた。

本表中の噸數、主要備砲は孰れも "Brassey's Naval Annual, 1939" に據つた。

注意——主要備砲 9-6 吋は六吋砲九門の略、A.A. はAnti-aircraft guns (高角砲) の略、發射管は魚雷發射管。

英　國（支那艦隊）

司令長官 海軍大將 Sir Percy L. H. Noble

艦種	艦名	噸數	主要備砲
巡洋艦	Kent（旗艦）	10,000	8-8吋 8-4吋A.A.
〃	Cornwall		
〃	Dorsetshire	9,975	8-8吋 8-4吋A.A.
〃	Birmingham	9,100	12-6吋 8-4吋A.A.
航空母艦	Eagle	22,600	9-6吋 4-4吋A.A. 航空機 20

第八驅逐艦隊

艦種	艦名	噸數	主要備砲
驅逐艦	Diana	1,375	4-4.7吋
〃	Delight		
〃	Duchess		
〃	Daring		
〃	Diamond		
〃	Dainty		
〃	Decoy		
〃	Defender		
〃	Thracian	905	3-4吋 1-2pr.
〃	Scout		
〃	Tenedos		
〃	Thanet		
機雷敷設艦	Adventure	6,740	4-4.7吋A.A. 4-3pr.

第四潛水艦隊

艦種	艦名	噸數	主要備砲
潛水母艦	Medway	14,650	4-4吋A.A. 4-3pr.
潛水艦	Westcott（指揮艦）	1,100	4-4吋 1-2pr.

〃	Odin			
〃	Olympus			
〃	Orpheus			
〃	Otus			
〃	Pandora			
〃	Parthian			
〃	Perseus	1,475	1–4吋	8發射管
〃	Phoenix			
〃	Proteus			
〃	Rainbow			
〃	Regent			
〃	Regulus			
〃	Rover			
機雷敷設潜水艦	Rorqual	（不　詳）		
〃	Grampus	1,520	1–4吋	6發射管

楊　子　江　艦　隊

	楊子江方面上級海軍將校	海軍少將	R. V. Holt	
河　用　砲　艦	Scorpion （旗艦）	700	2–4吋	1–3.7吋
〃	Cockchafer	625	2–6吋	1–3吋
〃	Gannet	310	2–3吋A.A.	
〃	Mantis	625	2–6吋	1–3吋A.A.
〃	Sandpiper	185	1–3.7吋	1–6pr.
〃	Falcon	372	〃 〃	2–6pr.
〃	Cricket	625	2–6吋	1–3吋A.A.
〃	Petrel	310	2–3吋	2–3吋A.A.
〃	Tern	262	〃 〃	〃 〃 〃
〃	Ladybird			
〃	Scarab	625	2–6吋	1–3吋A.A.
〃	Aphis			

〃	Grasshopper	585	2–4吋　1–3.7吋
〃	Dragonfly		
〃	Gnat	625	2–6吋　1–3吋A.A.

西　江　艦　隊

河用砲艦	Tarantula	625	1–6吋　1–3吋A.A.
〃	Moth		2–6吋　〃　〃　〃
〃	Seamew	262	2–3吋A.A.
護衛艦(スループ)	Folkestone	1,045	1–4吋　1–4吋A.A.
〃	Sandwich		2–4吋A.A.
〃	Falmouth	1,060	2–4吋A.A.　4–3pr.
〃	Grimsby	990	2–4.7吋　1–3吋
〃	Lowestoft		
〃	Bideford	1,105	1–4吋　1–4吋A.A.
〃	Shoreham		
〃	Fowey		
新募水兵收容練習艦	Tamar　(上　海)	4,600	
モニター艦 (base ship)	Terror　(新嘉坡)	7,200	2–15吋　2–4吋 2–3吋A.A.
測量船	Herald	1,650	1–3pr.

米　國（アジア艦隊）

司令長官　海軍少將　T. C. Hart

巡洋艦	Augusta	9,050	9–8吋　4–5吋A.A.
砲艦	Tulsa	1,270	3–4吋　2–3pr.　3–1pr.
〃	Asheville		
司令長官のヨット	Isabel	938	2–3吋　2–3吋A.A.

揚　子　江　艦　隊

司令官　海軍中佐　C. D. Leffler

河用砲艦	Luzon (旗艦)	560		
〃	Guam	370	2–3吋	
〃	Oahu	450		
〃	Tutuila	370		

第五驅逐艦隊

驅逐母艦	Black Hawk	8,900	4–5吋	
驅逐艦	Paul Jones(指揮艦)			
〃	Alden			
〃	Barker			
〃	John D. Edwards			
〃	Whipple			
〃	Parrott			
〃	Edsall	1,190	4–4吋	1–3吋A.A. 4發射管
〃	Bulmer			
〃	Stewart			
〃	Pope			
〃	Peary			
〃	Pillsbury			
〃	John D. Ford			

第五潛水艦隊

潛水母艦	Canopus	6,000	2–5吋	4–3吋A.A.
救助艦	Pigeon	1,210		
潛水艦	S37 (旗艦)			
〃	S36			
〃	S38	800	1–4吋	4發射管
〃	S39			
〃	S40			
〃	S41			

	補助艦		
油漕船	Pecos	14,800	4–5吋
	第三水雷艇隊		
機雷掃除艦	Bittern	840	2–3吋
〃	Finch		
	航空分遣艦隊		
航空機搭載艦	Heron	840	2–3吋A.A.
	南支巡洋艦隊		
河用砲艦	Mindanao	560	2–3吋

佛國（極東海軍）

司令長官　海軍中將　J. Decoux

巡洋艦	Primauguet	7.249	8–6.1吋	4–3吋A.A. 2–3pr.
〃	La Motte Picquet			
警備艦（スループ）	Savorgnan de Brazza	1,969	3–5.4吋	4–1.5吋A.A.
〃	Dumont D'Urville			
〃	Amiral Charner			
通報艦	Tahure	644	2–5.4吋	1–3吋A.A.

揚子江艦隊

司令官　海軍大佐　Robin

河用砲艦	Francis Garnier	639	2–4吋	1–3吋A.A.
〃	Doudart de Lagrée	183	1–3吋	2–1pr.
〃	Balny	201	〃	

重慶海軍兵營　Ens. de Vaiss. Faye

	Argus	218	2–3吋	2–1pr.

伊　國（極東海軍）

司令長官　G. Catalano Gonzaga di Cirella

巡洋艦	Bartolomeo Colleoni	5,069	8–6吋	6–3.9吋A.A. 8–1.5吋A.A.
機雷敷設掃除艦	Lepanto	615	2–4吋	1–3吋
河用砲艦	Ermanno Carlotto	180	2–3吋A.A.	

日　本（支那方面）（前文說明參看）

司令長官　海軍中將　長谷川　清

第三艦隊

海防艦	出雲（旗艦）	9,180	4–8吋	14–6吋	5–3吋
巡洋艦	球磨	5,100	7–5.5吋	2–3吋A.A.	
砲艦	安宅	725	2–4.7吋	〃	
〃	鳥羽	215	2–3吋		
〃	比良				
〃	勢多				
〃	堅田	305	2–3吋A.A.		
〃	保津				
〃	熱海	170	1–3吋		
〃	二見				
〃	小鷹	50			
驅逐艦	栗				
〃	栂	770	3–4.7吋		
〃	蓮				

第五驅逐隊

巡洋艦	夕張	2,890	6–5.5吋	1–3吋A.A.

驅逐艦	朝顏	820	3-4.7吋
〃	芙蓉		
〃	刈萱		
〃	呉竹		
〃	若竹		
〃	早苗		

日本國の部

法　規　索　引

中國法規の頭書は公布の西曆年代なり。本索引は日華兩國のみを蒐む。

中國の部

墨支關係

（參考）コンゴー・支關係

（參考）朝鮮・支關係

（參考）日滿關係

墺洪・支關係

獨支關係

露(蘇)支關係

瑞西・支關係

秘支關係

列國・支關係

白支關係

伊支關係

伯支關係

丁支關係

蘭支關係

西支關係

葡支關係

〔佛國安南關係〕

瑞典諾・支關係

佛支關係

米支關係

英支關係

條　約　索　引

本書に引用せる條約取極類の中、直接中國に關係あるもののみを蒐めたり。
頭書の數字は締結の西暦年代、(表一)(表二)とあるは附錄第一「本書引用重複條約一覽表」中に示したる番號を指し、例へば日支關係の部分なれば、(日一)(日二)を、英支關係なれば(英一)(英二)を表はすなり。
本索引に載せたる條約取極類は、簡略を記する爲め能ふ限り略記しあり。

日支關係

ル

レ

ロ

ワ

ヨ

ラ

リ

モ

ヤ

ユ

ホ

マ

へ

ヒ

ネ

ノ

ハ

ニ

ナ

ト

ツ

テ

チ

ソ

ス

サ

シ

ク

キ

オ

ウ

エ

イ

事　項　索　引

人名を先にし地名、事項を後にせり。發音は通俗に據れり。
人名の下に(引)とあるは、本書に於て其の著述を引用せるもの。
本索引は目次、條約索引、法規索引と併用され度し。從て目次及他索引にて明瞭なるものは努めて重複を避けたり。
地名、事項の頁には徒なる繁雜を避ける爲め、單に代表的の場合に止めたるもの多數あり。

ア

昭和十四年十一月一日印刷
昭和十四年十一月五日發行

中華民國に於ける列國の條約權益

定價金七圓

著作者 英（ハナブサ）修（ナガ）道（ミチ）

發行者 東京市日本橋區通二丁目六番地
丸善株式會社
右代表者 取締役 金澤末吉

印刷者 東京市下谷區二長町壹番地
井上源之丞
凸版印刷株式會社・印刷

發行所 東京市日本橋區通二丁目
（振替口座東京第五番）
丸善株式會社

丸善株式會社

支店及出張所

▽▽▽▽

神田支店	東京市神田區小川町三丁目(駿河臺下)	振替口座(東京第二八一六番)
三田出張所	東京市芝區三田二丁目(慶大前)	振替口座(東京第一一八五二番)
早稻田出張所	東京市牛込區早稻田鶴卷町(早大正門前)	振替口座(東京第七五三七五番)
日吉出張所	横濱市港北區日吉町(慶大豫科前)	
丸ノ内賣店	東京市麴町區(丸ノ内ビルディング一階北通)	
大阪支店	大阪市東區博勞町四丁目	振替口座(大阪第七四番)
神戸支店	神戸市神戸區明石町	振替口座(神戸第一五〇八番)
京都支店	京都市中京區三條通麩屋町西入	振替口座(京都第一四八一番)
名古屋支店	名古屋市中區榮町三丁目	振替口座(名古屋第一〇二九番)
横濱支店	横濱市中區辨天通二丁目	振替口座(横濱第七四番)
福岡支店	福岡市上西町	振替口座(福岡第五〇〇番)
長崎出張所	長崎市鍛冶屋町	振替口座(福岡三五八〇番)
仙臺支店	仙臺市國分町五丁目	振替口座(仙臺第一五番)
札幌支店	札幌市北三條停車場通り	振替口座(小樽第一〇八〇番)
京城支店	京城府本町二丁目	振替口座(京城第三四四番)